
UNIVERSITY OF CALIFORNIA-LOS ANGELES
L 008 813 612 2


SEAL OF THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA
LET THERE BE LIGHT
1868

外務省調査局監修

日本學術振興會編纂

條約改正關係

日本外交文書

別册 會議録

日本國際連合協會發行

凡例

一、條約改正關係外交文書は明治維新以來所謂陸奥條約の成立に至るまでの本邦通商條約改正事業の眞相、改正商議の實狀を明白にする爲め、外務省の關係記錄に據つて編纂したものである。

二、明治初年より陸奥大臣改正談判の完結に至るまで三十餘年、其間外務長官の更迭、兼任臨時代攝を併せて十有六回を算して居る。本書に於ては便宜之を四卷に編綴し、明治十二年寺島外務卿の辭任までを第一卷、明治二十年井上外務大臣の挂冠までを第二卷、明治二十一年以降同二十五年に至る大隈、青木、榎本外務大臣を第三卷、明治二十六年以降陸奥外務大臣時代を第四卷に收めた。別に井上伯主催の條約改正會議の議事錄を和・歐各別册とし、及び追錄一卷、概要一卷を編した。

三、本卷收錄するところは右井上伯が主催して列國使臣と會同商議した明治十五年及同十九年乃至二十年の條約改正會議の議事錄和文譯別册である。原譯文には句讀を施さざるも、餘りにも長き章句には讀解に便とする爲め、隨時之を試みた。

四、條約改正は明治外交の大筋であり、近代日本の解放が斯くの如き外交の手段によつて平和裡に成功したことは、今後の平和日本の建設に大なる示唆を與へるものであることは疑ひない。

昭和二十三年六月十日

編者誌

條約改正關係 日本外交文書 別册目次

（其 一）

條約改正豫備會議錄

條約改正會議會議錄

（其二）

條約改正關係　日本外交文書　別冊目次（終）

條約改正關係 日本外交文書 別册

條約改正豫備會議

會議錄 第一

明治十五年一月廿五日集會

日本皇帝陛下の政府及歐洲締盟各國の政府は現行條約中の諸條款を改訂せんとの見込を以て熟議を遂ぐるは雙方のため冀圖すべきことなるを認め彼此異議なきを以て左のヶ條を議定す。

日本皇帝陛下の委員及歐洲各政府の委員は互に好和懇親の衷情を以て現行條約に必要適宜の改正を加ふるの基本を商議せんがため東京に於て豫議會を開くべし但し其議定の基本は各政府の准可を經べきものとす。

明治十五年（即ち一千八百八十二年）一月廿五日午後第三時東京外務省に於て始めて開會し各國政府の委員として、

日本帝國政府委員　外務卿井上馨殿
副委員　外務少輔鹽田三郎殿
露西亞帝國政府委員　特命全權公使ド・スツルウヱ殿
日耳曼帝國政府及瑞西聯邦政府委員　特命全權公使フオン・アイゼンデッヘル殿
日耳曼帝國政府第二委員　領事サッペ殿
佛朗西共和國政府委員　特命全權公使ギユイヨーム・ド・ロケット殿
墺地利匈牙利帝國政府委員　辨理公使ゼ・シブアリヱー・ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱン殿
和蘭國、瑞典、那威、及丁抹國政府委員　辨理公使ファン・デル・ポット殿
西班牙國政府委員　代理公使ゼ・シブアリヱー・ドン・ルイス・デル・カスティロ・イ・トリゲロス殿
大貌利太泥亞國政府委員　臨時代理公使ゴルドン・ケネデイ殿

員外列席（アド・インフオルマンドムノ義）
伊多利亞國臨時代理公使　ゼ・シブアリー・マルテイン・ランシアレス殿

右の人員盡く參會す。
各委員井上外務卿を會頭に推薦す。外務卿承諾の旨を述べ又更に今般の此會議に於て自分は專ら調和の衷情を將てせんと欲するが故に各政府委員に於ても亦同じく然らんことを希望し而して日本と各國との交際に關係する渾て

の問題は自由公正に之を精慮熟考せんことを要する旨を演述す。

各委員外務卿の說に同意す。

伊國臨時代理公使は今日迄何等の訓令も未だ本國より受領せざれども同政府此會議に共同すべきは必然なるを以て公然命あるまでは單に傍聽者として此會議に列席することを覓む各議員はマルティン・ランシアレス氏の此請求を承諾す。

會頭は米國公使ビンハム氏を請し此會に加列せしむるも各會員は別に不同意はあらざる乎と諮問す尤も此件に關しビンハム氏の意見は未だ聞知せずとの旨を演述す。

アイゼンデッヘル氏は同僚の名義を以て此儀は其處分を全く會頭の意に任ずべき旨を應ふ。

會頭は白耳義國政府の此會議に列席する委員を命ぜんことを電報を以て申送らんと欲する旨を告知す。

會頭は墺地利匈牙利國の條約を以て改正豫議の基本と爲さんと發議し各會員盡く之に同意す。

又た左の條件を一同議定す。

此會議の爲めに八名の書記を撰定し一局を爲して會議錄を作らしむ但し必要の時は增員するを得べし。

撰定したる書記の人名左の如し。

日本政府外務少書記官　吉田正春、

同　御用掛　栗野愼一郎

書記官兼外務卿祕書官　　バロン・アレキサンドル・フオン・シーボルト
英國公使館二等書記官兼日本事務書記官　　ヱルネスト・サトウ
墺地利匈牙利帝國公使館書記官　　ヱチ・フオン・シーボルト
日耳曼帝國公使館譯官　　ヱフ・キリイン
佛蘭西國公使館副譯官　　アベー・ヱブラル
同　　領事屬　　ピー・ラルイ

會議の記錄は日本英及佛の三國語を以て書すべし。
會議の集會は毎週間水曜木曜の兩日午後第三時を期し東京外務省に於て開設す。
日本皇帝陛下の內閣員は隨意に此會議に臨席傍聽することを得べし。
會議の討議は全く是を祕密とすべし。
英國臨時代理公使ケネディ氏は英國公使サー・ハレー・パークス氏不日東京に來着すべきに付緊要なる問題の議は之を次週間まで延期せんことを發議し是れ又各委員の同意希望する所ならんと信ずる旨を演述す。
ケネディ氏の此發議は會議に於て採可し二月一日即ち次週の水曜日迄の延期を爲す。
午後四時三十分に散會す。

會議錄 第二上

二月一日集會

出席各員

日本　井上　馨殿　鹽田三郎殿

墺地利匈牙利　ゼ・シブアリヱー・ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿

佛朗西　ギユイヨーム・ドロケット殿

日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデッヘル殿　サッペ殿

大貌利多泥亞　サー・ハレー・エス・パークス殿　ケネディ殿

伊多利亞　ゼ・シブアアェー・マルテイン・ランシアレス殿

和蘭瑞典那威及丁抹　フアン・デル・ポット殿

露西亞　ド・スツルウエ殿

西班牙　ゼ・シブアリヱー・ドン・ルイス・デル・カステイロ・イ・トリゲロス殿

一二討議の終りし後日本及英佛三國語を以て記載したる毎前會議録を一束に箝合し日本政府委員は其終尾の半葉

に記名し歐羅巴各國委員は其片傍に記名すべしと合議せり其記名の順序は各員之爵位並に國書捧呈の日時を以て定め而此會議錄中の章句に關し別に異論を生ずることある時は各其適意のものを以て本書と認むることを記載することと勝手たる可し。會頭の發議に因り外務權大書記官光妙寺三郎氏を豫議會の書記官の員中に加添す。

前會の會議錄を朗讀す但し英文より讀始む。

會議錄朗讀中に伊國臨時代理公使左の趣を演述す云く此會議錄の書方にては會議に於て同公使の位地は相當ならざるものの如し然るに同氏の考にては他の各國議員と全く同樣にて公然たる相當の地位を占むることそ至當なるべく抑々此會議は一主義の問題に付豫め議定せんが爲め外務卿より歐羅巴締盟國の代員を招請せしものにして此主義たるや各委員に於て同意せらるるに於ては他日別々に日本と條約を結締するの基礎となるべきものなり斯の場合に於ては歐羅巴同盟國の一たる伊太利國の代員として同公使は其政府より公然たる委任を受くるに及ばず（記錄によれば其委任を要する如く見ゆるなれども）此會議に參與するの權あり故に唯其外務卿の許諾により伊國代員は此會議に於て公然たる地位を得べきものなり。

前條陳述の理由に據り伊太利亞代理公使は自己の論旨を此度の會議錄中に登記することを請求し而して又た同公使の此會議に於ての地位は疑義なく公正たることを認可せられんことを請求す。依て同公使の論旨を此度の會議錄に登記する事を決定し續いて其次下を朗讀す。

次に佛文を朗讀し各記名し了る日本文は外務卿の所望により之を朗讀せず。

ケネディ氏は先づ右會議録に記名し了り演述して云く同氏は今全く公務を終了せり既にサー・ハレー・パークス君臨席せらるるにより自分に於ては最早此會議に臨席することなかるべし依て今此席を去るに臨み議長及び各議員に向ひ是迄の懇情優待を鳴謝し且此議事の滿足する結局に至らんことを深く冀望す。

サー・ハレー・パークス氏の發議に因り一週間兩度の會議を合して一箇の會議録に編纂す可きことに可決し且每月曜日午後二時に各議員を會合して前の兩會の會議録を校正讐議すべきことを同意す。

サー・ハレー・パークス氏の質議に對し井上氏應へて曰く政府は葡萄牙國政府より此會議に付未だ何等の報道を得ず。

午後五時十五分散會す。

會議録　第二下

二月二日集會

出席各員

井上　馨殿

鹽田三郎殿

ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿
ギユイヨーム・ド・ロケット殿
フオン・アイゼンデッヘル殿
サッペ殿
サー・ヘレー・ヱス・パークス殿
ゼ・シブアリヱー・マルテイン・ランシアレス殿
フアン・デル・ポット殿
ド・スツルウヱ殿
バロン・ローゼン殿
ゼ・シブアリヱー・ドン・ルイス・デル・カステイロ・イ・トリゲロス殿

會頭は露國公使より差越したる書翰を議員に通知す其書翰に云く同公使發程の期既に近きにあるを以てバロン・ローゼン氏へ自今會議に參與する樣露國皇帝陛下より訓令ありし此書翰は會議錄とすべきものとす。

サー・ヘレー・パークス氏同僚に代り答て曰くバロン・ローゼン氏の議員として本會に加列せらるるは一同に於て甚た欣喜する所なり會頭は白耳議國政府在横濱領事スクリープ氏を以て白耳義公使館の「シャールジ・デザフヱール」の格式を以て此會議に加列せしむべき旨電報を以て通知し來りたる趣を告知す此電報も亦以て附錄とす會頭

は墺地利匈牙利國條約を以て議事の基礎となすべしとのことは既に前會に於て同意せり而して議事の條項の如きは此條約の毎條款を逐ふて討議せんより寧ろ別に箇條を分ち其種別を立て而して討議に供ふる方一般の便利なるべしと思考せる旨を述ぶ然れども此論題の區分方に於て論理上適合する分は可成丈ケ條約中の順序に依循する方可然旨を發言す。

斯の發議は各會員同意す更に會頭の發議に因り左の論題の區別表を採用することを同意す

部類	改正目的の拔萃	墺地利匈牙利條約比較
第一	領事特權	條約第二條
第二	民事裁判權	條約第五條
第三	刑事裁判權	條約第六條
第四	行政規則	條約第七條及第三條第十條第十四條の部分
第五	開港場居留規則及借地方	條約第三條及其他の條約
附	宗教	條約第四條
第六	海關稅則貿易上の諸件	條約第八條より十三條迄並に第十六條
第七	沿海貿易	條約第九條第十二條第十三條の部分

第八　燈臺港埠及船稅　條約第十七條
第九　惠國條款　條約第二十條
第十　外國船雇日本水夫　條約第十五條
第十一　難破船條約　條約第十八條
第十二　局外中立　條約第十九條
第十三　締約期限　條約第二十一條

サー・ハレー・パークス氏謂ふ第一章は日本在留外國人の位地に最も綁緊する問題を含蓄せる故に是を最初に討議するは便利なること疑を容れず且其餘の箇條中民刑の裁判權（第二及び第三章）行政規則（第四章）及稅則（第六章）に關する者最も重要の條款に付是等の討議は其事項の重要に準し多分の時日を糜やし充分の論考を要すべし條款は直に第一章に引續いて討議する方は實に有益なるべしと思考す就ては各員に於て右の內何れの箇條を以て第一に討議を始むることを可然と思考せらる乎と質議を發す。

會頭答て云く部類第二第三に付て提出すべき論題の議事は多分左程の時間を費すに及ばざるべしと思ふにより既に發議に及びたる順序に依循ありたしと此議各員に於て同意す。アイゼンデッヘル氏謂く每會の結局に於て其次會に協議すべき事項を豫定し置かば大に議事を簡易ならしむ可しと各員皆同意を以て之を採用す。

於斯會頭が第一章（乃ち領事特權の條款）に付說出するには從前或る條約國に於ては公任を歷たる領事を駐箚す

るの慣例を用ひ又或る條約國に於ては只商買を兼たる領事のみを駐劄せしめ又或は商買兼帶の總領事を置くことあり此總領事の如きは條約により內地旅行の權を有せるものなるに其權を條約に於て許可せざる仕方を以て自己商買の爲め擅に濫用すること判然たり第二斯の如き商買兼帶の總領事及領事等は條約に於て自國人民に對する訴訟事件に於ては裁判權を帶有せるが故に多少自己關係ある訴訟をも審判する等のことありて恰も被告人にして判官を兼ぬるが如きことあり又其名は今玆に明指せざれど自から聞知することあり其事たるや負債主は商人兼帶の領事なるが故に自己に對する訴件の判事たり是を以て原告日本人は其請求する負債の拂方を爲さしむる能はざりしなり第三商人兼帶の領事に限り彼が不在中には他人をして自擅に任用代理せしむるの弊習を生じ時としては數年に渉りても猶ほ不在なるものあり其他の場合に於ては一箇の開港場に駐劄を命ぜられたる商估領事にして他の開港場に居住を定め其職務上の特典を占有せんとせるものあり會頭は領事特權の條件に付大綱を演述したる後に尙又是事件を請求して曰く領事官は其政府より公正に任命せられ且つ商務に關係なき者の外は日本政府より認可狀を下附せざる可く是を詳說すれば以來商買を兼帶したる領事を廢止せられんことを希望するなりと。

アイゼンデッヘル氏は此提議は會員中數名の爲めに最も重要なる論題に付詳議を盡すことは次會迄延期せられよと發言す。

サー・ハレー・パークス氏は墺地利匈牙利國の條約によれば無制限內地旅行に特許を有するものは唯總領事のみなり然しながら今日に至りては最早此特許を以て凡て他の公任領事に及ぼすことは日本政府に於ても差支なかるべ

しと思考する旨を述ぶ會頭答て云く公任領事をして其公務を便せしめんが爲め內地を自由に旅行せしむることは差當り故障なきが如しと。

サー・ハレー・パークス氏の思考にては官務の爲めと云ふが如き制限を立るは不用に屬すべし墺地利匈牙利條約書中の第二箇條の總領事と云ふ辭に公任を歷たる領事の文字を附加せんことを提議す。

アイゼンデッヘル氏謂く若し日本政府サー・ハレー・パークス氏の提議を採可するに至らば第二條は概略不用に屬すべし夫を詳說するときは日本皇帝陛下其外交官及領事官等を外國に駐留せしむるを得ると云ふが如き條款は極めて不用に屬する樣に思はるなりと。

會頭は公任を歷たる領事と云ふは裁判の職務は勿論總て領事の職掌を奉ずるに堪ゆる領事官を指して云へるなりとの旨を說明し且つ曰く或る國に於ては領事の裁判權及行政權を區別し別員を命じて此兩權を分け司らしむることあり此設置方法は自分の考慮に於て甚だ有益なるものと爲すなり又或る國に於ては種々關係の宏大なる處よりして尋常の領事を任用することを便益と爲るも亦理なきに非ず去りながらかかる場合には品位相當の人を以て之に任ぜずんばあるべからず是の如き領事を任命するの權を有せる國にして却て之を使用せざることあらば他の條約國の領事官にして相當の資格ある者に其職務を依托せざるべからざるものとす可し。

前條論題は尙熟考の爲め充分の時間を要するに付次會迄延期することを合議す。

會頭は次會に部類第二（乃ち民事裁判權）を討議するの用意をなすべく且右部類を分て左の條項を立んことを議

す。

第一節　訴訟入費及裁判所入費の支辨
第二節　內外交涉組合商業の裁判權
第三節　適當の權限を有する外國裁判所設置無之事
第四節　證據人出庭羈束の事
第五節　控訴上告裁判所を缺く事

此の提議は各員同意す會議は來る八日迄閉會せり。

午後五時に散會す。

附　錄

露 公 使 來 翰

謹啓陳ば拙者近日中に發程候に付我政府昨日附電報を以て當公使館に書記官たるバロンローゼン氏をして今より閣下の議長たる豫議會に參與せしむるの下命有之候條及御通知候右の趣閣下より議會へ御通報相成度此段及御依賴候　敬白

千八百八十二年一月廿一日
二月二日

ド・スツルウヱ

日本皇帝陛下外務卿
井　上　馨　閣下

白耳議政府よりの電報

白耳義政府は此電信を以てスクリープ氏を其公使館の事務代理に任じ貴國へ駐剳せしめ同政府委員として會同豫議に参席致させ候

一千八百八十二年一月廿八日ブラッセルに於て　フ　レ　ー　ル

東京日本外務卿

會議錄　第三上

二月八日集會
出席各員
日　本　井　上　馨殿　塩　田　三　郎

墺地利匈牙利　ゼ・シブアリヱー・ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿
佛朗西　ギユイヨーム・ド・ロケット殿
日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデッヘル殿　サッペ殿
大貌利多泥亞　サー・ハレー・ヱス・パークス殿
伊多利亞　ゼ・シブアリヱー・イ・マルティン・ランシアレス殿
和蘭瑞典那威及丁抹　フアン・デル・ポット殿
露西亞　ド・スツルウヱ殿
西班牙　ゼ・シブアリヱー・ドン・ルイス・デル・カステイロ・イ・トリゲロス殿

第二會議錄を朗讀し是に記名し了。

露公使曰至尊なる我君主より本員は他方に轉任すべきの命を蒙れり因て不日日本を出發すべきに付斯の會議に參預する能はざるに到りしは寔に遺憾の至りなり右に付向後はバロン・ローゼン氏一人にて露政府の代人として斯會議に出席す可し此際に本員は會頭及各委員に對して是迄の懇切なる待遇を鳴謝し併て斯の會議の充分なる成功を奏せんことを希望す。

會頭は自己竝に會議各員の名義を以てド・スツルウヱ君が再び此會議に臨席せられざるに到りしは遺憾に不堪ことなりと陳述し併てバロンローゼン氏が此會に加列することを欣諾せる旨禮辭を述ぶ。

會頭は伊多利亞國臨時代理公使より差越たる二月八日附書翰の趣意を公告す曰く伊國政府は其代理公使をして此會議に加列すべき命令を傳へたりと。

會頭は自分より前會に於て提議したる領事特權の箇條を再說す。

第一商業領事を任用するとも裁判權を兼帶せざれば別に異存なし此等の領事官に內地を自由に旅行するの權を享有せしむるは不用なるべしと思考す。

第二專務と否とに拘はらず總領事領事及副領事等の任命は何れも其國の外交官より外務卿へ通知し外務卿は直に認可狀を宣達す可し。

裁判權を有する專務總領事領事及副領事は內地旅行の自由を享有すべし雖然萬一夫等の領事官にして擅に其特典を弄し商業に從事するものあらば其特典を褫奪し認可狀を還納せしむ可し。

總領事領事及副領事にして若し自國政府の命を待たずして他の開港場に住居を移すに到らば職位に附帶する特權を失ひ並に其認可狀を還納せしむ可し。

第三總て一時の任命たりとも其國の外交官より公正に外務卿へ通知すべし尤も急遽の場合に於ては領事より其代理を命ずることを得べく而て其國外交官及外務卿に上申して公認を得るの猶豫あらしむる爲め一箇月間は日本の地方官吏に於て之を認め置くべし。

右期限中公認を得るの手續を怠たる時は日本の地方官吏に於て其代理者を認めざる可し。サー・ハレー・パーク

ス氏發論に云く內地を自由に旅行するの權は凡て專務領事諸官に施及す可し專務領事官とは凡て其政府より直ちに任命せらるる正當の領事官吏を云ふなり。

ロケット氏曰公使館の人員も亦た同一の特權を有することは言を俟たずして明かなり。

墺、佛、獨、英、伊、露、西、等の公使等は會頭の提議に同意し會頭も亦た英佛公使の提議に同意せり。

蘭公使は衆議に異なる所以を記載したる左の書面を朗讀す曰く我政府に於ては是迄の商業領事を任命したることあるを以て今外務卿の提議に對し聊か意見を陳ぜんとす。

外務卿の提議には第一商業領事には內地旅行のことに付尋常商人の有せざる特權を附與すべからず。

第二商業領事任所を離るる時に臨み已を得ざるの場合に限り一箇月間は自己の特撰を以て其代理を命ずるの權あるべしと雖ども此任命のことは一箇月間に必ず其國外交官の公認を歷て之を外務省に通知す可し。

事の紛紜を防がん爲め商業總領事及領事の內地旅行のことは日本政府より他の外國商人に許可して差支なき丈の特權を占有することを得べし尤も商業領事等が不得已職務上の事件に付內地旅行を要するときは格別にして如斯場合に於ては條約面に違反するの患なかる可し。

一般の規則によれば商業領事が時の長短に管せず任所を離るるとき其代理者任命のことを以て其公使に上申し而て其公認を得たる上に非ざれば臨時領事廳を代理者に引渡す可らず是等は和蘭、瑞典、那威、國領事廳の慣例なり。

外務卿の提議は予が委任を帶びたる各政府に報知すべし而して其事の充分なる結構を見ることは疑なかるべし。

商業領事は商事を裁判するに臨み全く公平なる能はざるべしとの旨外務卿の異論に對し予は是に答ふるに日本に在る和蘭・瑞典、那威國領事廳に於て詞訴原告人は若し其臨席判事にして多少其詞訟事件に關係あるときは是に服從せずして可なり加之領事獨裁の詞訟は價額三十元以下に限るものにして控訴を許さず若し其額を踰たる詞訟には必ず二名の陪審官を要す此二名の陪審官と領事を並て領事裁判所を組織す此裁判所に於ては二百四十元を踰えざる詞訟の裁判に對し不服なるものあれば斯に再審を請ふことを得べし若し訴訟金高右に超過する時は直に上告することを得可し。

和蘭、瑞典、那威、國の商業領事は決して自己に關係ある詞訟に付判事たる能はず公使より滿一年の任期を以て命ぜられたる陪審官に法律に依遵し正直に名譽法官たるの職務を竭すべき旨を誓盟す凡て商業領事に對する詞訟には公使より特別に一人又は一人以上の陪審官を命じて聽訴せしむ依つて領事は通常の被告人たるのみ余も曾て橫濱に陪審官たりしとき領事に對する詞訟ありて其審判の爲めに裁判長たる可き特命を公使より受けたることあり又領事廳を設置せざる開港場に於て商業領事に對する詞訟には原被同意の上他國の領事に審判を受る例あり旣に昨年函館に於て丁抹國の商業領事に對する詞訟を英國領事の審判に任かせしことあり。

余は商業領事管轄の裁判所と雖其審判上に於て槪して公正に違ふの患なきを保證する爲めに是等の考察を述るなり然し日本政府に於て何か別段の事件に付審判上不平のことあるありて其詳細を告げられなば幸甚なり。

外務卿說かるる處の被告人が商業領事なりし故に公正の裁判を爲さざりしと云ふ案件は充分に探知せざるべからずと思考す若し是等の案件にして相當の手續を以て其筋の領事廳（余は是に對して少しく疑なき能はず）に出訴したりしとのことならば領實上惡弊の甚しきことを示めすに足るべくして各國政府に於ても必然其弊を匡正するの法を設けて以て日本政府を輔翼するは聊か疑なき所なり況や條約の趣意に於ても嘗て如此の擧動を許すべきの理なきに於てをや。

前件の如きは假令是れあるも全く例外のものにして大體の主義に對し異論を容るるを要すべきことにあらざるべし。

法律施行の能否及び其學識に關しては締盟各國政府其人民を管轄せしむる爲め司法審判の權を以て之を商業領事に信任したる時其領事の司法上資格に對し異議批評すべきことあらば其者の任に堪へざる確證を擧ぐる樣いたし度ものと余は思考す。

畢竟猶ほ陳述致置度一條は和蘭國政府は商業領事を從前の通りに任用致度く然し裁分權は之を專務領事に委托す可しとのことを余に報告せり右は僅に電報を以て申越したるのみなれば其設置方法の如何に至ては余未だ之を公言するに由なし去りながら是を以て和蘭國政府に於ては已に充分に日本政府の望に應じたるに付商業領事裁判權帶有の事に關しては各締盟國に任せて掛念なきことを日本政府に曉解せしめんとの意あるを知るに足る殊に我和蘭國政府は此事に付他の各國に比較すれば關係最も大なればなり。

會頭答て曰く和蘭公使の意見は熟考の上他日討議せんと。

會頭の發意に因り直に部類第二則ち民事裁判權の箇條に移ることに決議す。

此論題を充分熟議せんがため就中第三及び第五項（即ち相當の權限を有する裁判所及び上告裁判所設置なき事）に付會頭曰各國領事廳に於て施行せらるる行政司法權限及び其性質の詳細を承知すること極めて便利とすることなれば各公使より此權限に付可成丈精細の報告を差出されんことを請求す而して其議は各員に於て承諾せり。

第一節（訴訟竝に裁判入費）に關し會頭説明をなして云く抑々此一節を掲げたるは訴訟法總則中の一部分を指していひしものなり故に日本裁判所に出訴する外國訴訟人は凡て異論なく其裁判所の規則を遵守する恰も日本訴訟人の外國裁判所に於て其法に服從せるが如くなるべしとのことを以て原則と定むべき旨を發論す。

サー・ハレー・パークス氏云く訴訟人は日本人と外國人とを問はず凡て其出訴する裁判所の規則によりて進退せらるべきものなることは素より論を俟たずして明かなり然しながら訴訟入費及び裁判費に付姑く英國領事裁判所の習慣によるに日本人民原告と爲り其官吏の手を歷て訴出るときは裁判所入費を支辨せず只特別なる訴訟に而已其入費償贖の爲め保證金を要する仕來なり若し日本訴訟人自己直接か又は代言人を用ひて訴出るときは他の訴訟人と同様裁判及訴訟入費をも支辨す。

一二討議の後各員は會頭發議の主意に一致することを承諾せり。

午後六時に散會す。

會議錄 第三下

二月九日集會

出席各員

井上　馨殿

鹽田三郎殿

ゼ・シブアリエー・ホッフエル・フオン・ホッフエルス殿

ギユイヨーム・ド・ロケット殿

フオン・アイゼン・デッヘル殿

ザ　ッ　ペ殿

サー・ハレー・エス・パークス殿

ゼ・シブアリエー・イ・マルテイン・ランシアレス殿

フアン・デル・ポット殿

バロン・ローゼン殿

ゼ・シブアバリヱー・ドン・ルイス・デル・カステイロ・イ・トリゲロス殿

部類第二民事裁判權討議の續

會頭曰此部類中第二節即ち內外交涉組合會社のことは部類第五にある日本に於て外國人住居の權利を得るの約束方法と接續密付して殆ど之を區分して論ずること難かるべし追て部類第五の事項を論考する迄は右樣の場合に於ける裁判權の論題は差延ばし置方可然旨を勸諭することを述ぶ此議は各員に於て同意せり。

第三節適當の裁判權を有する外國裁判所設置なき事に就き會頭は本日唯其大體而已を論ずべしと曰く是迄締盟各國より設置せる領事裁判所の民事訴訟の裁判權は僅かに區域制限を定めたるものに付向後は各政府に於て其領事に附托する法權區域を擴め一切の民事詞訟に對し始審裁判所として審判することを得せしむべし然れ共各開港場に於て無限の民事裁判權を有する領事法廳を設置するには及ばざる可しと思考す故に各港に於ては只小事件を審斷する丈けの權を備ふる法廳を設置せば一時夫にて充分なるべく而て譬へば橫濱の如き場所に金高の多少に拘はらず一切の民事詞訟を取扱ふ一つの法廳を置かば如此輕事詞訟に證人迯致の費用を省く可し重大の事件に到りては此の費用あるとも事柄の關係大なるを以て決して左程難澁とならざるべし會頭發議の趣旨は各員同意す。

サー・ハレー・パークス氏曰現今日本政府に於ては商法編制中の趣を傳聞す此商法には必ず契約法及破産をも編入有るべし此法は日本人民及外國人民商業の交涉には最も關係あるものなれば其法律の綱領及性質を能く熟知せざる內は上の箇條の中外國人に關係ある分に付各員の注意討議を招誘す可き時にあらずと思考す尙ほ適宜の機會を待ち

是を辯論せんことを望む旨を豫め承知あらんことを希ふ。

會頭は第五節控訴裁判所設置なきことに付民事の控訴裁判所は接近せる地方可成日本國内に設置することを冀望す勿論此事を實施するに當り或る二三の國に取りては多少の難事ある可しとのことは既に覺知する所なれども如斯方法を引用するは頗る有益なるべしと思惟する旨を述ぶ。

サッペ氏會頭の意に同して曰く控訴裁判所は容易に達し得る處に設けずんばあらず雖然獨逸領事裁判所よりの控訴上告は終審裁判として之を「ライプチグ」なる上等法院に上訴す從來の經驗によるに其判決申渡し迄の時間は大凡九ヶ月にして永きも一ヶ年を超過せず日本の上等裁判所に出す上告も或は之に過ぐるものあるべけれども大概は同時間を要す上告の時に當り獨逸裁判所に於て施行する手續は極めて簡易にして上告人をして正當に代言人を以て代理せしむる樣凡ての扶助を與ふるなり代言人を使用するの費用も横濱の日本裁判所に於て使用するものに比すれば遙かに輕減なり。

此の十年間に獨逸領事裁判所の詞訟件數は三百四十七件にして其内日本臣民の原告と爲りたるものは五十六件なり全件中控訴の數僅に九件にして日本人民の控訴原告と爲りしは此九件中只一件あるのみなり。

此の控訴裁判所設置の議に就て外務卿より發言の趣は各員其政府に報道す可きことに同意す。

第四節强て證據人の出庭を要する事に關係ある論題を提出するに付會頭曰く是は鄭重なる討議を要する事項にして現今にて一二箇國を除くの外何れの領事官も其人民をして自國の外他の裁判所に於て强て立證せしむるの權を有

せず夫れがため詞訟取扱方に就いては大なる不便並に失費を受くること屢々なり故に會頭の意見にては各國互の禮儀を以て各領事裁判所に於ては其國人をして日本裁判所若くは他の外國裁判所の召喚に應じ立證せしむるの權を有せしめんことを希望す且又互に其法廳に召喚する證據人に對し旅費並に其消費する時間の賠償支辨を命ずる權をも併有せしむ可し此の支辨方法の如きは素より出席したる裁判所の例則に訴ふものなり各締盟國に於て如此條款を規定することあらば日本政府に於ても同樣此目的を以て要用の處分をなすべしと。

サー・ハレー・パークス氏曰英國內閣宣令書の箇條に據り我國人は日本裁判所其他在日本各國裁判所へ强て出庭せしむることを得ると。サッペ氏曰現今にては英國裁判所而已其人民を日本裁判所又は他の領事裁判所へ出頭せしむるの權を有せり又日本裁判所は自分の經驗によるに是迄他の依賴により日本人民を證據人として出頭せしめたることあり然るに證據人にして自國の外は他の裁判所へ出頭するを肯んぜざることありしを知るかかる場合に於ては夫れが爲め民事裁判の諸費徒に增加するは必定なり又刑事裁判に於て爲めに公正の途を壅塞せしことも尠からず因是自分の意見にては相互に强て證據人の出庭を要する條款を設立するは最も望ましきことにして凡そ强抗なる證據人又は裁判廳を凌辱する證據人は其國の法に遵ひ其法廳に於て相當の處罰を受けしむべし。

各員は一同に此提議の趣旨を承諾す。

サッペ氏云く今此部類（民事裁判）の事項を議し終るに當り現今日本裁判所に行はるる裁判費訴訟費額の表を今少し詳實ならしめ且歐羅巴の方法に近からしめんことを希望すとの事を以て各員の注意を請ふ。

會頭答て云く此事は猶考案に附す可し且其表の寫書を各公使に送呈すべし但し日本の裁判及訴訟入費は外國裁判所のものに比すれば輕減なりと思ふ。

次會に討議すべき論題の順序左の通り議決す部類第三刑裁判權を區分し。

第一節　外國裁判所へ直接出訴の事

第二節　捕縛之權

第三節　警吏人家に進入するの權

第四節　適當の權限を有する外國裁判所設置なき事

第五節　强て證據人の出庭を要する事

第六節　控訴上告裁判所の設置なき事

午後五時四十五分に散會す。

會議錄　第四

明治十五年二月十六日集會

出席各員

日　本　　　　井上　馨殿　　　鹽田三郎殿
墺地利匈牙利　ゼ・シブアリヱー・ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿
白耳義　　　　スクリープ殿
佛朗西　　　　ギユイヨーム・ド・ロケット殿
日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデッヘル殿　　サッペ殿
大貌利多泥亞　サー・ハレー・ヱス・パークス殿
伊多利亞　　　ゼ・シブアリヱー・イ・マルテイン・ランシアレス殿
和蘭瑞典那威及丁抹　フアン・デル・ポット殿
露西亞　　　　バロン・ローゼン殿
西班牙　　　　ゼ・シブアリヱー・ドン・ルイス・デル・カステイロ・イ・トリゲロス殿

會頭は白耳義政府よりスクリープ氏を臨時代理公使に任じ此會議に加列す可き訓令を附與したる旨電報を以て通知申越たる趣を報道し次に同氏を歐羅巴締盟各國政府委員と倶に其席に列する樣案内申遣したり。

右に付スクリープ氏より外務卿に充たる書翰を朗讀し其寫及び電報の寫とも此會議錄に附添す。

サー・ハレー・パークス氏會議各員に代りスクリープ氏を本會の議員として欣迎す。

習議錄第三を朗讀し各員是に記名す。

會頭は會議錄第三に記載したる二月八日の會に於て和蘭公使が朗讀したる覺書に付左の意見を陳述せんことを望む先第一に商業領事に內地旅行を許さず又一時或は永久の領事任命は公然其外交官より通知すべしとの二ケ條に付同氏余が意見に同意せらるるは誠に滿悅する所なることを述べ其他同氏覺書中の意見に付余敢て左の通り答辯せんとす元來商業領事任用の不都合なることに付本會議の注意を招誘したるは別に事柄を擧げて其偏頗の裁判ありしことを訴ふに非ず唯右領事等營業上よりして自分關係ある事件に對し他日之が判官となりて之を裁判するに至るが如きことある者の手に裁判の權を任ずるは果して安全なるや否の疑念を陳述せんと欲するにあるなり夫の裁判官たる者は其審判する事件に付ては全く獨立不羈の地位を占め凡て依估偏頗の事なく之を處分するは天下普通の理なり是故に余は裁判權を以て商業領事に附與すべからざることを勸諭せり抑も商業領事と云ふは總て商業に關し又は他の私業を營なむ人を指し以て專務領事と區別す又刑事裁判權に付ては余は益々商業領事の判事となり又は裁判長の位置に立つべき丈け法律學の識量有るや否に關し疑念を抱かざるを得ず是迄商業領事を任命し來りたる締盟各國に於て選擧したる人物の性資及び其志操の正廉なるは深く敬尊するに足るものあり然れども此性資ありとも各開港場に於て發起する煩雜なる訴訟事件を審判するの任に堪ゆべき法官たるの資格を完備したるものと思考する能はざるなり且又商業領事は自己が代理する國の屬籍にあらざるもの多くして稍ともすれば代任する國の言語を曉解せざることあり憶ふに斯の如き場合に於ては自分の代理する國の法律を釋明し之を實施することは實に難事なるべし。

領事が自分の裁判所に於て被告となりしときのことに付ては會頭はフアン・デル・ポット氏の陳ぜる補正方に對

し充分滿足し得ず其故は一方に於ては官職を奉ぜざる陪審官一人臨時裁判所の長となることあり又今一つの場合に於ては他國の領事をして之が長たらしむることあり如斯組織せる裁判所にして其判決を執行するの權を有する哉否是又疑點なしとせず斯樣なる裁判仕組は彼の原被雙方に於て自己の承諾を以て服從したる仲裁の性質を有するものの如し去りながら從來商業領事任用の方法に因つて公判の途を沮隔せられ或は澁滯したる件々を詳細記錄に就て之を質し今此の會議に提出することは決して望ましきことにあらずと考慮す因つて本會に於て强て望まるるに非ざる以上はフアン・デル・ポット氏の右件々に付詳報を得たしとの希望に應ずることを得ず會頭の考にては斯く苦情ある件々は特別例外のものに非ずして實に不完全なる方法より胚胎する結果なるべく締盟各國に於ても必ず之を改正せんことを同意せらるべしと信用す領事裁判の當否に付ては固より一般道理上よりするも又各開港場人口中の多數を占むる日本人民の利益上よりするも其利害の關係する所は日本政府と雖ども外國政府に劣らざることと思考す。

然し旣に前會に列席せし各國委員が余の發議に同意ありしこと及び和蘭政府に於ても亦た裁判事務實施の爲めには專務領事を任命するの意ありとのことを聞き滿足に堪へず猶フアン・デル・ポット氏に於ては其他代理せらるる各政府に可然是を勸諭し余が執る所の主義に同意あるべき樣誘導せられんことを希望す。

井上氏仍ほ一言を加へ曰く從來日本政府は裁判施行の權理を均しく締盟各國に讓與し而て其之を施行するの責任は各政府均しく之を負擔せり然れども此權限に附帶する義務を實行するに至ては各自異別の方法を擧用して今日の苦情を釀し遂に本會の注意を仰がざるを得ざるに至れり故に余は締盟各國の其裁判權を施行するに一樣の法則を用

ふるあらんことを勸誘す。

ファン・デル・ポット氏答て曰余が先日陳述せし次第は商業領事の裁判權を有することを公認せざるとの發題に關して專ら云へるものなり將來は他の各國に倣ひて領事裁判の方法を制定あるべき樣「ストックホルム」及び「コーペンハーケン」の兩政府へ建言申立ることは素より異存之れ無く尤も今豫め右兩政府に代り何等義務を引請るは爲し得ざる儀なり。

サー・ハレー・パークス氏曰締盟各國は其領事裁判所に於て能く公平の裁判を施行せんが爲め相當の方法を設定することの必然なるを認めたり。

次に第三類刑事裁判權の中に包括する各條款の討議に移る。

第一節即ち外國裁判所へ直接に訴出るの事項に付井上氏は會議各員の注意を請ふて曰是迄告訴者其訴ふる所の犯罪又は其要求する事件は何程輕少なりとも直ちに其被告人の裁判所に至り訴ふるを得ずして必ず先づ其自己の官吏を經由し公然たる申告を爲したる後始て裁判を求め得るの例規なるが爲めに多少の困難あり。

此例規は刑事にも施用せり然れども刑事に於て是より胚胎する遲延と不便とは容易ならざる結果を生ずるに至る其故は初め容易に裁決し得べき犯罪も此例規あるが爲め其犯人脫遁の時間を得て遂に其刑罰を免るる事あるべし而して今茲に發論する趣旨は外國領事の中に於ても多く同意するものあるやに聞く故に若し之を實施するに及ばゞ裁判施行も大に簡易輕便なるべし就ては凡て民事と刑事を問はず告訴人は被告又は犯罪者の裁判廳に直訴を爲すこと

勝手たるべしとの取極をなし之に同意することは極めて望ましきことなれば之を會議の考案に供せんことを希望す固より雙方の官吏は公然其管廳を經由して訴狀を一方より他の裁判廳に差出すと否とは其權內にあることにして本の如きは新治罪法中に是がため適當の官を設置す即ち檢事是れなり尤も之が公然の手續方法の如きは尙後日に決定し得べし。

サー・ハレー・パークス氏曰く日本人民は其望によりては民事刑事を問はず直接に英國領事裁判廳に出訴すること自由たるべし英國人民も是と同様に日本裁判所に直訴の自由を得るは（殊更に小犯罪の件に於て）誠に願はしきことと思考す乍併是迄日本地方官に於ては凡ての訴訟假令違警罪たりとも必ず領事を經由して之を受理することを要求せられたり英國人民の日本裁判所に出訴する民事訴訟に付遵守すべき手續は一千八百七十七年外國公使と外務卿との協議により取極めたり即ち右の如き場合に適用すべき書式等を記載せる取極書の寫を本會の參觀に供せんことを請ふ此手續書は深く注意して編制したるものなり且此方法は既に能く行はれたるものなれば是を輕々棄却することとを欲せず雖然爾來日本政府が一般の訴訟法に就て改良を加へられたれば此方法も從つて改正を要せざるを得ざるべし。

佛、獨兩公使の考案に凡ての場合に於て原告訴訟人は被告又は犯罪者の裁判所に直訴するとも又は管轄廳を經由して訴を爲すとも其者の望に任ずる方然る可し。

外務卿の發議は告訴人直ちに出訴するとも又は其自國の官吏を經由して出訴するとも其望に任すべしとの猶豫を

存し置き一同異議なく同意す。

外務卿曰第二節捕縛權第三節警吏人の家屋へ進入の權は部類第四行政規則と密に相牽するが故に此討議は次會迄延引す可し。

第四節適當の裁判權を有する裁判所設置なきことの一項に付外務卿は是に付帶する兩問題に付本會の注意を請ふて曰く第一に或る聯盟國に於ては重大の犯罪を審理すべき裁判所を日本に設置せざることあり第二に或る締盟國は或る開港場に於て全く裁判所を設置せざることあり依て現在の方法に如何なる改良を加ふべき乎を熟議すること尤も要用なりと認む尤も領事裁判所は刑事裁判權に於ては他に比すれば較や廣大の權限を施行するが故に裁判の當を失ふが如き事は其割合亦自から稀少なり併しながら斯かる失當ありし時は皆な不幸にも深き注意を要すべき程の重大の事件なりし曾て締盟國の人民にして謀殺の罪を犯したることあり然るに其國の裁判所は人殺の刑即ち禁獄十年より重き罰を之に處すること能はざりしと見へたり現時設置の領事裁判所の中には即坐に重罪犯を審判するに制限狹少なるものもあるべし又或る領事裁判所には重要なる刑事の審判を他所に送致するの權を有するものあり此の如き習慣は總ての證據人等をも送致すること能はざるが故に或は時として裁判の目的を錯まるに至るやの疑あれば之を本會の熱慮に附せんと欲す若し締盟各國に於て犯罪の他に就いて直ちに審判を遂ぐる樣充分の方法を設けるの必要なるを認めらるるに於ては滿足の至りなり締盟各國は日本に於て一切の刑事を總括する法廳を少なくも一ヶ處は設立せられんことを希望す又同時に犯罪のありし開港場に於て直ちに其事件を審判するの方術を兼て制定するは甚

だ顯はしきことなり是をなすには其審判事件を裁判所設置ある地に送致せずして宜しく判事をして其犯罪の地に移つて審理するの權を有せしむるに在り其他輕小犯罪に至りては猶更其被害者をして不得已遠隔の開港場に趣かしめずして犯罪の地に於て迅速完全なる審判を得せしめざるべからざるは事理倍々明かなり尙ほ次項の考議に因て之が必要なることを瞭知すべし外國人民の中多くは各國の水夫にして其者等は斷へず此地より彼地へ移轉して居住常ならざるものなれば是迄の經驗によるも外國人犯罪の中多くは此の浮動定住なき人員の犯したるものなり因ては若し裁判事件を一つの場所より他の場所に移すときは裁判中永く其證據人を引留置くこと能はざるべし何故に此事は民事上に於けると刑事上に於けると其效驗相違あると云ふに概ね各國の裁判所に於て民事に關する證據人の國境を出んとするときは是が證據となるべき廉を筆記し置かしめ以て他日審判上に使用することを許容するあればなり然るに刑事裁判上に於ては之を許す能はざるなり夫れ刑事の裁判に於ては其證據人たるもの最初は豫審に於て供證せしめたる上猶審判の際彼自から出庭して供證せざるべからざるは殆ど各國必要のこととなれり如斯き理由あるが故に此條款を以て本會の熟議に付せんことを希望するなり。

フオン・アイゼンデッヘル氏曰此會頭の意見は誠に當然のものにして道理上に於ては聊か駁すること能はざるものなり併し之を實施するに至りては眞に至難にして又或る場合に於ては殆ど施行し能はざるべく其理由一にして足らざるなり。

夫の重大の犯罪を審判するに當り陪審院を組立ることの如きは多少難事あるべし或る開港場に於ては某國の住民

少數にして陪審院の簿表を作るに足らず即ち自分這回の會議に於て代任する瑞西國の如きに至つては多分前述の主義を實用すること出來せざるべし乍併實驗上よりして看下するに獨逸裁判所の如きは斯の如き面倒を覺へしことは是迄嘗てなかりし。

サッペ氏曰是迄十年間橫濱獨逸裁判所に於て審斷したる刑事の件數は此内些細の事件をも籠め合計百四件にして其内日本人に關係あるものは纔かに貳拾壹件のみ而して獨逸裁判所の權限は總て是等の事件を處辨するに充分足れりとす是に因て之を觀れば獨逸裁判所の權限に於て處辨すること能はざるの刑事犯事件は全く例外のものと見做して可なり。

然しながら右樣のの場合に於ては犯罪者を拘引し口供を取り而後獨逸本國の其筋の裁判所に於て審判を受けるため要用なる證據を取集むる樣別に裁判所へ兼て權力を授與しありて以て自ら急場の間合に適合するの設置あることなれば法律上聊か缺遺あることなし。

バロン・ローゼン氏曰領事裁判廳の刑事裁判の權限を擴大にし凡て特別の取除けなく一般の場合に推し及ぼさんとのことに付て頗る難事あるべしとの事は全くアイゼンデッヘル氏と所見を同ふす故に思へらく刑事裁判の大眼目即ち社會安寧の保護に於ては日本國に關係する限りは重罪の犯者を禁獄又は流刑に處すれば蓋し充分其目的を達することを得べしと且其犯罪者の懲罰必行の良方を定むるの一事に至りては其者に關する政府の所爲に任して掛念なかるべし其政府の如きもかゝる兇險の犯罪者として相當の刑罰を免れしめざる樣處分するは必然のことなり。

同氏又曰開港場の內少なくも一港に於て刑事裁判上充分の權限を有する領事廳を設立し置くは道理上に於て最も望ましきことにて之には全く同意見なれば日本政府此點に關し希望せらるる趣旨を我政府に上申することは更に異存なき所なり。

佛公使曰く佛國人民にして重罪を犯す者あれば從來の慣行により該犯人を審判の爲め柴棍なる相當の裁判所に護送す此場合に於ては領事は糺問判事の職掌を執行し證據人の口供を書面に認めさせ之を同時に送達す此書面の口供は陪審官の面前に於ては全く口述の證據と同等の效を有するものなり。

墺、蘭、西、露、白の委員亦た是に同旨を以て陳述す。

サー・ハレー・パークス氏曰今會頭が說かるる所の主義は我政府に於て業已に是を認定し今日本國に設置する英國裁判法に於て實施したり而して我人民の斯に住する者は他の各國に比すれば過多なるに因り各委員の謂るる如く陪審人募集に付て苦しむ等の憂は吾政府に於て更に見ざる所にして理論上よりするも又は英國人民の實利に關しても當國に於て設立する法廳は萬端充分なるものを要するなりと思考す。

會頭は締盟各國の委員等右の主義に付余と同意の趣を承り滿足なり就ては其意見を各政府に通知せんことを依頼す又同時に締盟國の內或は開港場に於て輕小犯罪すら審判し得べき裁判所を設置せざるものあれば此事に付各委員の注意を請へり。

獨逸公使曰獨逸政府に於ては橫濱並に神戶に於て二人の事務領事を任命せり而して此領事等の裁判權は他の開港

場の裁判をも兼轄す不得已の場合に於ては其裁判所を其地方に移轉することを得るものなり。
佛公使並に伊代理公使は其在横濱領事は他の開港場の裁判權をも兼轄し居るなれば他所に於て起りたる事件を審判するには時宜に依り其地に出張して裁判處分するの慣行なり。
外務卿曰横濱と或る他の開港場との間の通信は屢々往返ありて且容易なりと雖も又他の或る場所に於ては通信の定期なき處あり締盟各國の內或る國の人民は某の開港場に寄留する者甚僅少なりと云ふは事實なれども寄留人民の數若干を過ぎざれば領事館を設置するに及ばずと云ふは其謂なきに似たり日本よりは條約に依準し締盟各國へ對し外國人審判の權を讓與したるに依て各國に於ては其裁判權を充分に施行するに必要なる方法を設けらるべしと信用す就ては前件陳述の次第を各員より其政府に開申あらんことを依賴す。
各國政府の委員は右依賴の趣を承諾す。
第五證據人出庭を強て要する事、外務卿曰本題は已に第二類即ち民事裁判權の事項に於て討議を經たりと雖も證據人出庭を强要するの緊要なることは刑事の案件に到つては更に又大なるものなり故に此問題に係り凡て辯護したる處のものは倘又一層茲に力を込めて復言すべきなり。
第六節控訴裁判所の設置なき事、外務卿曰本條は已に第二類民事裁判權に於て討議を盡したれば唯申述ぶべきは刑事に付領事裁判廳より控訴する權を擴張せんことを望むに非ずして只其控訴の權利は如何なるにもせよ控訴裁判所は容易く達し得べき地に設置あらんことを希望するなり。

外務卿は裁判權の缺失あるが爲に犯罪者の全く其刑罰を脫免したる處の例を會議に提示せんことを請ふ並に近頃一事件起りたることあり而して能く人々の知る處なれば之を提示するも異議なかるべし或る外國船に雇はれたる水夫上陸の節日本人を毆擊す日本人其筋へ出訴したるを以て右水夫は捕縛せられ其乘組の船籍國の領事に引渡さる然るに該領事に於ては其者の所爲は陸上に於て違犯せる罪科なれば之を處斷するの權なし其者の本國領事に引渡さるべき筈なりと公言する然るに右水夫の屬籍本國領事は前領事の所論を以て正當なりと認めず且本人は他國の船に被雇中なれば彼に對して我裁判權を施行する能はざる旨を公言し遂に再三其領事に照會及ぶと雖も自己の意見を固守して動かざりし。

會頭因て發議して曰斯く裁判權を施行する者なきが爲めに犯罪人處罰を脫遁するが如き場合あるに於ては其者は日本官吏日本の法律に照らして處罰すべし。

各委員は一同に說をなして曰如斯場合に於ては犯罪人を以て日本と條約未濟の國に屬するものと同樣に取扱ひ日本の官吏に於て裁判權を施行すること適當なり。

會頭は其主義已に各員の諒承を得たれば以來如前場合あるに於ては之が擧行を爲し得るものと認む可しとの旨を述べたり。

次會に於ては第四類即ち行政規則を討論すべしと決議せり。

五時四十五分散會す。

附録

白耳義政府よりの電報

スクリープ氏を臨時代理公使として貴政府へ駐剳せしめ候

千八百八十二年二月八日發

ブルッセル府

日本東京

外務卿

フレール

白耳義代理公使の書翰

以手紙致啓上候然は白耳義政府は本月八日（夕）電信を以て拙者を日本駐剳臨時代理公使に任じ該官の資格を以て拙者を方今東京に於て御開設相成候會同豫議へ參會せしめ候に付此旨閣下へ及御通知候此任官の事は貴國皇帝陛下の政府へも疾く通報相成居候事と被存候間右會同豫議へ拙者を御招待相成度候將又此後閣下より在横濱白耳義皇帝陛下の公使館へ宛てらるる公文書は拙者へ向け御送付相成度候此段得貴意候　敬具

一千八百八十二年二月十四日於横濱
白耳義臨時代理公使
エフ・ジー・スクリープ

外務卿 井上 馨 閣下

會議錄 第五

三月十六日集會

出席各員

日本　井上 馨殿　鹽田 三郎殿
墺地利匈牙利　セ・シプアリエー・ホツフエル・フオン・ホツフエンフエルス殿
白耳義　スクリープ殿
佛蘭西　ギユイヨーム・ド・ロケツト殿
日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデツヘル殿　サツベ殿
大貌利多泥亞　サー・ハレー・エス・バークス殿
伊太利亞　ゼ・シプ・アリエー・イ・マルテイン・ランシアレス殿

露西亜　　バロン・ローゼン殿

西班牙　　ゼ・シブアリエー・ドン・ルイス・デル・カステイロ・トリゲロス殿

アイゼンデッヘル氏はフアンデルポット氏の依頼により本會に於て和蘭、丁抹、瑞典、諾威政府の代理を兼務する旨を述ぶ。

スクリーブ氏曰く前會の會議録を調印する前に申述度儀は其節偶々商業領事の裁判權に付復た肝要なる討議ありたるも余は出席せざりしことなれば本件に關して出席各員の説述せし意見には自分之れを遵奉すべき義務ありと思考せざることを爰に敢て明言するは他日此事に付萬一の誤解を致さざらんことを欲してなり。

ド・ロケット氏は不日將に歐洲へ歸國いたすに因て他日吾代員即ち佛蘭西國の委員たるべきトニー・コント氏を今日より當議席に紹介して其議事振合に習熟するあらんことを望む旨を告ぐ。

會頭は吉田氏公用を以て他所に使用せらるるに付高良二氏を其代員と爲すべき旨發議し各議員之れに同意す。

會頭より米國公使の書翰寫を差出し同公使條約改正豫議會に參席可致樣本國政府より被命たる旨を各員へ報知し就ては次回よりしてビンハム氏の此議會に出席あらん爲め招待すべき旨を發議す。

斯發議に一同賛成す右米公使書翰の寫は此會議録の附録となす。

第四會議録に記名して了る。

サー・ハ、レー・バ、クス氏は在日本英國人民より差出せし二通の建言書を此議會に參考に供へんことを望めり其一

は現今外國人内地旅行免許を改正あらんことを願望し又其二は日本人の外國船舶を雇入れて日本沿海貿易を營なむことを許可せられん事並に外國人をして内地に於て商賣上直接に日本人民と取引往來するの便利を得せしめん事然るべき旨を述るものなり且此建言書に付ての評議は他日本會に於て右書中掲記の事項に論及して差支なき時迄は延引し置かたんことを請へり。

フォン、アイゼンデッヘル氏も亦右同様の趣意書を獨逸人民より領受したる由を告ぐ。

會頭曰く第三類刑事裁判權の事を議し畢る前政府に對する公犯罪に關する條款從來未だ不完全なるに因り今茲に之れを開說すること必要なるべし尤も或る外國政府は右犯罪の中或る犯罪處罰の爲め是迄已に特別の方法を設置あり例へば英政府の如き即ち一千八百六十五年八月九日の内閣宣令書第六章は日本皇帝に對する兵戰謀叛に加入する犯罪を處分の爲め設定したるものの如き是なり元來各國の刑法は主に其自國に於て犯したる罪科を處罰する目的を以て制定せるが故に前述の如き日本に於て其政府又は其君主に對して犯せる公犯罪を制止する場合に於て其効力常に不足なるべきことを恐る且此類の犯罪は時として國事犯の性質を有するが故に本件は頗る一大難問なることを知る因ては此儀に付各委員の注意あらんを請ひ而して各員より其政府へ開申し若し其法律の現狀に於て之れを必要なりと認むるときは本件に付相當の救正法を設くる樣申立あらんことを依賴す。

外務卿は論旨を改め曰猶ほ茲に各議員へ提出して其意見を求め以て將來に採用すべき主義を定めんとする一事あり即ち輓近日本商船の員數漸く增加して船中雇入の外國人も隨て多人數なれば右日本船舶の船長は其雇入乘組の外

國人を支配する權限は如何程なるやを今日に論定し日本の船中取締法は果して右の如き外國人に對して大洋中にても又は港内にても充分に適用施行し得べきものなるやを定むること須要なり。

次の問題は前題に比すれば其發起すること較や稀少なるが故に同樣緊急なるものに非ざれども其關係甚だ重大にして是亦論定あらんことを要す即ち日本船舶に被雇たる外國人にして若し重罪或は輕罪を犯せる節は其裁判權は何れに屬するやの問題是なり既に日本船舶の歐羅巴、亞米利加、濠斯太利亞の諸洲に發向し日本海水の外に出たる例もあれば右重輕罪を洋中に於て犯すに當り之れを處分すること是れ實に緊要にして且困難なる問題と成るべし日本船の航海は年々其度數も頻多となり其航路も遠達するの勢なるが故今日より豫て處分の主義を定め置き以て他日の紛議を防ぐこと可然と察す。

ロケット氏の勸誘に依り外務卿は右意見に付他日詳細なる考案書を作りて當會議へ提出すべき旨を陳述す。

會頭曰く本日は第四類なる行政規則の項を議すべき順序なれども是は追て本會に於て發議に及ぶべき雙方の讓與の論と密着の關係ある件にして日本政府は未だ此議を以て本會に提出するの運歩に至らず仍て第四類の議は姑く後日に讓り本日は第六類なる說目の項を議せんことを冀ふ尤も該案は印刷の上不日に之を各會員に配付するの用意整ふべしと雖も今假りに石版刷りのもの三四部を各員の閲覽に供す。

該案の細目に議及する前に先づ當政府於て此稅率を草案したる趣旨を爰に辯述せんと欲す蓋し此稅案に付ては先年の改稅案に於ける如く多少の異議を招き即ち保護主議を以て編制せるなりと看做すものも之れ有るべしと察して

なり。

思ふに締盟各國の政府に於ては其意中日本政府の趣旨を疑ひ保護稅主義なりと想像せらるるもの多きが如し是啻て或る場合に於て外國政府に呈議せし所ありし其說の如何を察すれば斯る想像を起されたるも敢て其理なきにあらずと雖も精思熟考せば日本政府の輸入稅增課の手段を以て彼の所謂保護稅法の設立を主張すとの想像は全く其誤謬たるを知るべし。

斯る妄想を論破せんには敢て多辯を要せず夫れ保護稅法なるものは其保護せんと欲する諸工業既に較や進步し輸入稅を增課せば以て外國より輸入する同種類の製造品と相競爭するを得べきの度に至りたる國に於てのみ此法を施行して利益あるべきは是れ言を俟たずして各會員の諒知せらるる所なり工業の進步此度に至らば政府にて少しく之に保護干涉し以て外國輸入品と競爭せしむるを得べきなり然るに今我國經濟上の狀況は各會員の熟知せらるる所なれば試に問はんとす內國の工業にして假令政府之に保護を與ふるもその外國輸入品と競爭するを得べき程に充分進步せしものは果して之れあるや否や吾見る所によれば遺憾ながらも今日に於て日本の工業一も如斯きものあることなし只其之れあるは一二の抄紙場と紡綿場なりと雖も是とても未た微々たるものに過ぎず現に如斯の狀態にして其結果の利害得失をも察せず猥りに保護を唱ふる人あるも是れ只無益の言なりとす獨り內國の工業にのみ賴らんと欲する所よりして天然の實況に於て到底行はるべからざる製造を興さんと謀るが如きは是れ日本の爲めに大に其道を誤るものと云ふべし實に日本は今後尙ほ久しき間は專ら粗生品の產出を事とし日用消費の必需品に至りては多く外

國市場より輸入する製造品の供給を仰ぎ而して勞力を多費せずして產出する所の我が天產物を他に販賣し以て現今我國に於て製造し得べきよりは廉價なる外國の製造品を購收せざるを得ざるなり。

以上の所說を以て保護稅法の全く日本の現狀に適せざることを知るに足るべし是を以て日本政府の此稅目案は決して此稅法を採用するの趣意に出るものに非ざることを各會員の信ぜられんことを冀望す畢竟日本政府の輸入稅を增加する目的たるや唯に切要なる數項の費途に充るだけの正貨收入を得んと欲するに外なし但し該費途の細目の如きは尙ほ後ちに之を辯明せん。

尤も海關稅より正貨の收入を增加せんが爲め輸入稅率を高めることに付ては是迄多少の異說なきに非ず此異說の起因は蓋し若し輸入稅を昂うして交易開進の順路を妨ぐるに至らば自然輸入物品の總額は減少し隨て稅額も減少せざるを得ず然らば即ち初め企圖したる增稅の目的と正に相背馳する結果を致すべしとの見込より出でたるならん。

此論にして苟も正理あらば獨り日本に於て然るに非ず萬國に於ても咸な然り余思ふに凡そ關稅增加の事は若し非常の高度にして禁制稅と云ふ程に至らざる以上は決して輸入物品の總額を直接に減縮せしむるものに非ず其理由は即ち輸入物の額數を減ぜしむるは特り稅率の高低に由るに非ずして其他の原質即ち物價等に因て然るなり。

右物價は爲替相庭の變運に因り又紙幣の相場並に品物の供給需要に於て變動ある每に必然變動を生じて止まざるものなり從來我國の實驗に於て徵するに縱とひ此等諸件が同時に發起せしも未た以て貿易の減縮を致さざることを見れば今般聊か稅率を增加すればとて獨り是か爲めに貿易減少を致すべき理は之れ無るべし。

猶本點に付開示せんと欲する儀は苟も內國の購賣力の依然と維持する間は外國品の需要は以前に劣らず或は增加すべし之を再說するに例へば紙幣の價格非常に低落せしが如き原因にて國力窮乏に陷らざる間は則ち右需要は減ずるものに非ざること是なり。

且又輸入稅を廢止するも曾て輸入額の增加を致さざる而已ならず現に却て外品の需要を減じて遂に輸入の總額を減じたること儘是れ有り尤も斯結果たるや稀有の事にして全く經濟上の常道に反するは余の知る處なり何となれば廢稅よりして需要を增すに至るは一つの常規なれども此の引證を以て余が所說を鞏固ならしめ即ち輸入額の增減を生ずるは稅率を騰昂せしめ或は廢稅するに因るに非ずして他に數多有力の原因あつて然るなり是が的例として合衆國へ輸入の茶の例を擧げんに千八百七十二年迄は其量一「ポンド」に付二十五「セント」の稅を賦課せしが之を廢止したる年より俄に其輸入額を減じて六千四百八十一萬五千「ポンド」より五千五百八十一萬一千「ポンド」に降れりとす。

隨て玆に一說ありて其來因は多少右の論理即ち稅率を騰昂せば支用の高を減少すとの說に基くものなり日貿易開達の順路を妨げずして輸入稅を課するの最上策は彼の所謂收入稅なるものを置くに如かずと蓋し此稅法は主要なる輸入品と贅澤品とにのみ賦課して其他少額なる雜品には一切課稅せざるものとす然るに大英國の如き富國の理財方を盡く採用すべき地位に達せざる吾日本國に於て此の稅法の果して成功を奏するや否やは疑念せざるを得ず。

各委員の諒知せらる如く贅澤品なる煙草（輸入總價格は纔に五萬元）並に酒類（總價格は三千萬元）に付き此五

ヶ年間の平均輸入税を見るに他に比すれば洵に微々たるものにて且つ其輸入額の如斯極めて僅少なるが故日本政府の右種類の物品にのみ課税して歳入の增加を致すことは到底出來難き次第なり加之若し二三の物品に限りて課税するときは恐らくは偏頗の課税方に傾向するの患ありて施行し難かるべし抑も現に主要の輸入品を生產する外國は僅々數ふべきが故若し此主要品に課税せば我關税の全額を殆ど此二三物品にのみに負擔せしめて條約國の過半は皆な免税同樣の姿に立至るべし而して此の如き結果は或は以て各國に對し愛憎偏頗あるの譏を招くに至らん今其の適例とも云ふべきは英米兩國の我に對する形狀なりとす即ち甲國は其生產せし綿糸並に綿布類を輸入し乙國は石油を輸入す此五年間の平均に依れば綿糸の輸入額は六百十五萬二千〇七十七元なり石油は同じく一百二十九萬八千六百八十三元と成る其故に今若し綿製品と石油を以て主要なる課税品と成すときは其他僅に砂糖及び毛製品だけを除き別段巨額の輸入税を課收すべき物品更に之れ無かるべし隨つて他の諸國は唯不要用の貨物を輸入するが故に極少の關税を納むるか或は全く之れを納めざることに立至るべし。

右の如く偏頗税に傾向する結果を生ぜんことは今般日本政府が擬定税率を編成するに臨みて最も考慮する處となり此失策に陷らざらんことを勉め此税率編成の主旨は即ち贅澤品に高く課税して日用品には其步合を低くし且其總體の税率は可成各國へ平等一樣に割付け以て偏頗區別の嫌疑に當政府に招かざらんことを欲したるなり右說明を各委員の前に呈したれば以て日本政府委員が今回税率を調整したる主意の公平なるを領知するに足らんことを希望す。

前條に正貨歳入の必要なる儀を述べたるが尙ほ茲に特別の注意を各員に希ひ且謂らく日本政府は維新後間もなく內治外交上に關して最も重大なる事情に遭遇したるが故に其經費も隨つて巨多なれば一時救助の策を誤りて不得已多額の紙幣を漸然發行するに至れり右紙幣の相場は久しく正貨同様なりしも其後逐次に下落して終に今日の如き有様に立至れり固より此危急の國難を醫するは政府の本務なれば先づ過度の發行紙幣を滅消し正貨を以て之に代はらしめざる可からず是に於てか不換紙幣を漸次に兌換紙幣と成し畢竟正貨同位に回復するを得べきなり然らば此目的を達するに必要なる正貨は抑も何處に於て求むべきやと問ふに其答辭は則ち現況に於ては只之れを海關稅に求むるの外他に收入の道之れ無きなりと云ふに在り現に金銀は其形跡を當國の市場に收め悉皆海外へ驅逐せられたることを知るべし。

又當政府歳出の一方を顧みれば每年正貨にて費消すべき經費は甚だ鉅多にして其費目は即ち外國債の元利償還、陸海軍用品の購求及び外交費なりとす此諸費は正貨にて支拂ふべきものにして重に海關稅の收入概ね二百八十萬元と其他政府所轄の鑛山より出る凡一百萬元を超へざる僅少高を以て之を辨ぜざる可からず故に右諸收入の中より紙幣償却の爲め正金を引退け得べからざることは今更喋々の辯を俟たざる儀なり。

日本政府が內國施政の新制度を保維し且つ益々之を改良するに就ての經費は其額實に巨大なりとす而して該制度たるや大に國の資本と物產を增殖し隨つて外國との貿易を盛大ならしむる所以のものなり扨該經費の審なることは此段爰に說示せざれども是亦關稅收入の增額必要に至るの一理由たり然れども何れの國にせよ其通用紙幣の價格甚

しく下落し底止する所なくんば如何ぞ遂に其購買力を久しきに維持するを得んや現今商賣の不景氣なる獨り開港場のみならず内地一般殆と十年以來未た曾て見ざるの有様なるは即ち其明確なる實證と云ふべし前にも言へるが如く輸入税增課の爲めに輸入品の總額に減少を生ずべきこと決して之れなきを期すと雖も若し或は減少することあるも其損耗は紙幣下落の爲めに輸入貿易一般の衰微より生ずる損耗の大なるが如きにはあらざるべし是れ蓋し輸入額の減少は時として需要の增加に因て之を補ふを得べきも紙幣の下落は漸次償却するに非ざるの外之れを救ふに術なければなり。

今般の改正税目に賴て以て輸入貿易より收入せんと欲する總額は少くも四百萬元に至るべし日本政府は該金額を以て專ら紙幣償却に充んと欲す仍て締約各國にて此税目案を承諾せらるるに於ては是則ち直接には日本に向て大なる援助を爲し又間接には貿易衰頽の現狀を挽回し其自國の通商及工業上に無量の益を與へらるるものなり前に言へる如く愈々内治の施政を改良し流通紙幣をして其本價に復するに至らしめば外國の貿易も亦隨つて隆盛に赴かざるを得ざるは自然の勢なり。

右畢て會頭より税目案編成の方法に付尙ほ次會に於て其說明を爲さんことを發議す。

午後五時散會

附錄

米國公使の書翰

以書翰致啓上候然ば拙者儀今般我政府の訓令並に貴政府よりの懇切なる御招待に随ひ方今條約改正の件に關し御開設相成居候豫議會に加列し且つ其議事に參與可致此段得貴意候　敬具

一千八百八十二年三月二日　東京合衆國公使館に於て

ジョン・エ・ビンハム

外務卿　井上　馨　閣下

會議錄　第五附錄

輸入税目案附定額税礎

附　言

編中定額税物品の原價は明治九年七月一日より十四年六月三十日に終る會計五周年間各港税關輸出入表に據り每品の原價を平均したるものなり。

諸雜費（即ち各物品の原價に附加すべき運賃、保險料、手數料其他の諸雜費）の割合は近時輸入する所の商品仕

入目錄に據る其目錄中費額明細なき物品は種類及び價格の近似するものの割合に準じ之を定む又物品中近時輸入なきものは從前稅關鑒定役の調査する所に據り之を定む。

稅目例則

一 編中謂ふ所の斤(カッチー)は帝國の秤量にして即英國アブオルデュポイズ、ウエイトの二十一兩(アウンス)と三分の一若くは一磅(ポンド)の三分の一佛國の六百〇四具(グラム)七二五三に當る但　(ピコル)は一百〇〇斤の別名也。

一 尺量の碼(ヤルト)幅(フート)及因(インチ)は英國のイムピリアル、メジュールス、オフ、レンクスにして其一碼は即英國の曲尺三尺〇一分六厘〇八絲若くは鯨尺二尺四寸一分二厘八毛六絲佛國の九百一十四美(ミリメートル)六三四に當る但其一幅は一碼の三分の一其一因は一幅の十二分の一也。

一 斗量の瓦(カルロン)、骨(クウオルー)及巴(ハイント)は英國のイムビリアル、メジュールス、オフ、カパシテイー、フオル、リクイヅにして其一瓦は立積二百七十七因二七四に當り即帝國の二升五合〇三六三佛國の四黎(リートル)五四五四に同じ但其一骨は瓦の四分の一其一巴は骨の二分の一也。

一 編中揭載する所の品目は之を大別して十八部門とす第一飲食物類第二骨、羽、毛、蹄、角、牙、皮革類第三書籍其他文具類第四時計其他諸機械器具類第五衣服及附屬品類第六藥材及製藤類第七染料及彩料類第八玻璨及玻璨器類第九穀物及種子類第十金屬及金屬製品類第十一油蠟類第十二砂糖及糖蜜類第十三織物、糸類及其材料第十四煙草類第十五酒類第十六雜貨第十七禁制品第十八制限品是也。

	品目	〃 從價	原價 圓錢厘	發歩 割歩	課稅價格 圓錢厘	稅 圓錢厘	稅百分の率
	○第一飲物之部						
一	檸檬水、生姜水、曹達水等諸飲料類	〃					〃 十
二	乾麵包	〃					〃 五
三	牛酪	每斤	〇、三六、八	一三、六〇	〇、四一、四	〇、〇三、一	〃 五
四	乾糖菓子類（別項に掲載せさる各種の）	〃					〃 廿五
五	珈琲及治古利（粒粉の別無く）	每斤	〇、一八、〇	〇九、〇一	〇、一九、六	〇、〇三、〇	〃 十
六	卵	〃					〃 五
七	乾魚及醃魚類	〃					〃 五
八	穀粉（別項に掲載せさる各種の）	每擔	三、九七、九	二八、〇〇	五、〇九、三	〇、二五、五	〃 五
九	生菓類	〃					〃 五
一〇	燻腿及鹹豚肉	每斤	〇、二三、六	一四、〇〇	〇、二五、八	〇、〇一、三	〃 五
一一	氷	〃					〃 五
一二	豕膏	每打	〇、〇八、一	一〇、〇〇	〇、〇八、九	〇、〇〇、四	〃 五
一三	饂飩、索麵及西穀米類	〃					〃 五
一四	瓜實	〃					〃 五
一五	礦水	〃					〃 五
一六	核子類（食料に充る各種の）	〃					〃 五
一七	胡椒	每斤	〇、〇七、八	〇九、〇〇	〇、〇八、五	〇、〇〇、四	〃 五
一八	胡椒粉	〃					〃 五
一九	サラツドオイル（卓上に用ふへき罐入の）	〃					〃 五

二〇	鹽（卓上に用ふへき）	〃					〃 五
二一	檸檬糖	〃					〃 廿五
二二	茶	每斤	〇、二九、七	一三、〇〇	〇、二九、九	〇、〇三、〇	〃 十
二三	生菜及乾菜	〃					〃 五
二四	其他鑵魚、菓膏菓糕、油鰮、臘腸、醬、酢、乾酪、乳膏、乳粉、乾菓、漬菓、芥子粉、チョコレート酢漬物類	〃					〃 五
	○第二骨、羽、毛、蹄、角、牙、皮、革之部						
二五	骨類	〃					〃 五
二六	羽類	〃					〃 二十
二七	獸毛類（羊を除く）	每斤	〇、四四、一	一四、二一	〇、五〇、四	〇、〇三、五	〃 五
二八	髮毛	每斤	〇、二三、一	一四、三一	〇、二六、四	〇、〇五、三	〃 二十
二九	蹄類（別項に揭載せさる）	每斤	〇、〇七、四	四三、〇一	〇、一〇、五	〇、〇〇、五	〃 五
三〇	牛角及鹿角類	每斤	〇、一二、八	六五、〇〇	〇、二一、一	〇、〇一、一	〃 五
三一	犀角其他一切の角類	〃					〃 五
三二	象牙及一角牙	每斤	二、三二、六	〇八、〇〇	二、五一、二	〇、一三、六	〃 五
三三	其他一切の牙類	每斤	〇、六四、〇	一〇、〇〇	〇、七〇、四	〇、〇三、五	〃 五
三四	生牛馬皮（生、乾、鹽漬等治理を經さる）	每斤	〇、一三、二	五〇、〇〇	〇、一八、三	〇、〇〇、九	〃 五
三五	靴底皮	每斤	〇、三四、二	二五、〇〇	〇、四二、八	〇、〇四、三	〃 十
三六	熟皮類（靴底皮に非さる牛皮、犢皮、馬皮、羊皮、羊子皮、鹿皮等有色無色の別無く治理を經たる）	〃					〃 十五

三七	生羊皮（有毛無毛の別なく治理を經さる）	〃					〃	五
三八	毛羊皮（有色無色の別なく治理を經たる）	〃					〃	二十
三九	生皮類（別項に掲載せさる無毛の治理を經さる一切の）	〃					〃	五
四〇	毛皮類（虎皮、豹皮、海狸皮、水獺皮、狐皮、熊皮・其他類似の獸皮の治理を經たると否とを論せす	〃					〃	二十
四一	鮫　皮	〃					〃	五
四二	鼈甲及鼈蹄（製造を加へざる）	每斤	四、〇〇、七	〇四、五一	四、一八、八	〇、八三、八	〃	二十
四三	鯨骨及鯨鬣	〃					〃	五
	○第三書籍其他文具之部							
四四	集　畫　帖	〃					〃	廿五
四五	暦	〃					〃	五
四六	地圖及海圖類	〃					〃	三
四七	書籍（刊行の）	〃					〃	三
四八	留紙本、習字本、算計簿、記錄簿其他別項に掲載せざる諸簿册類	〃					〃	十五
四九	墨類（各種の）	〃					〃	十五
五〇	印刷料紙	每斤	〇、一〇、一	二三、一七	〇、一三、四	〇、〇三、九	〃	十五
五一	包裝用紙	每斤	〇、〇六、〇	二五、〇〇	〇、〇七、五	〇、〇一、一	〃	十五
五二	唐紙（各種の）	〃					〃	十五

五三	畫圖紙、書簡紙、書用紙、乾字紙、寫眞紙其他別項に掲輓せさる一切の紙類	〃	〃	十五
五四	羊皮紙	〃	〃	五
五五	洋筆鵞筆及筆柄類	〃	〃	十五
五六	鉛筆、堅毛、毛筆、石筆諸類	〃	〃	十五
五七	石盤（有廓無廓の別無く別項に掲載せさる）	〃	〃	十五
五八	其他墨壺、硯、印材、封筒、封蠟、封粘、護謨糊、削字子、截紙子、綴紙子護謨帶子等別項に掲載せさる諸文具類	〃	〃	十五
	○第四時計其他諸機械器具等之部			
五九	權衡類	〃	〃	五
六〇	晴雨儀類	〃	〃	五
六一	鐵道汽車及鋏道馬車類	〃	〃	五
六二	乘車及其部分品類	〃	〃	二十
六三	荷車類	〃	〃	五
六四	置時計、掛時計及其部分品類	〃	〃	二十
六五	刀物類（別項に掲載せさる剃刀、鋏刀、筆刀、餐刀、スティールス其他一切の）	〃	〃	十五
六六	玻瓈刀	〃	〃	五
六七	消防器類	〃	〃	五
六八	地球儀及渾天儀	〃	〃	五

六九	砥石類	〃	〃	五
七〇	驗液器類	〃	〃	五
七一	農具及木匠、鍛冶其他諸工匠具類（別項に掲載せさる）	〃	〃	五
七二	理學器、天文器、化學器、數學器、測量器、製圖器、外科器及解剖器其他別項に掲載せさる諸學術器類	〃	〃	五
七三	樂器及其使用品類	〃	〃	二十
七四	寫眞器	〃	〃	五
七五	鑛山機、電信機、鋸機、紡績機、織機、縫機、莫大小機、印刷機、寫字機、鑄字機其他別項に掲載せさる諸機械及機械に附屬したる革帶、護謨帶、麻布帶等の類	〃	〃	五
七六	針盤（海上若くは陸上に於て用ふる）	〃	〃	五
七七	顯微鏡類	〃	〃	五
七八	針類	〃	〃	五
七九	觀劇眼鏡	〃	〃	十
八〇	諸喞筒及喞筒に屬する麻布管、護謨管、革管類	〃	〃	五
八一	尺度類	〃	〃	五
八二	眼鏡及眼鏡玻璨類	〃	〃	十
八三	望遠鏡類	〃	〃	五

八四	驗溫器類	〃					〃	五
八五	袂時計、同鏈、鏈及其部分品類	〃					〃	二十
	○第五衣服及附屬品類之部							
八六	靴類（各種各樣の）	〃					〃	二十
八七	鈕釦、扣子、鉤子類	〃					〃	二十
八八	綿製及麻製領襟	每打	〇、六四、七	一一、〇〇	〇、七一、八	〇、一四、四	〃	二十
八九	紙製領襟	每打	〇、〇七、二	二〇、〇〇	〇、〇八、五	〇、〇一、七	〃	二十
九〇	帽類（各種各樣の）	〃					〃	二十
九一	綿製足袋類（長短の別無く）	每打	〇、八二、六	一〇、〇〇	〇、九〇、九	〇、一八、二	〃	二十
九二	毛製及毛綿製足袋類（長短の別無く）	每打	三、五六、〇	〇九、二五	三、八八、九	〇、七七、八	〃	二十
九三	其他諸足袋類	〃					〃	二十
九四	襦袢の襟裡に用ゆる鈕釦類（各種各樣の）	〃					〃	廿五
九五	粧飾料品（邊飾、平打紐、細打紐、組紐、線、レース、流蘇、髮網、面衣其他別項に掲載せさる手工機製に係る一切の粧飾料等物質の何たるを論せす	〃					〃	二十
九六	綿製下襦袢及下股引類	每打	四、八〇、九	一〇、〇〇	五、二九、〇	一、〇五、八	〃	二十
九七	毛製下襦袢及下股引類	每打	〇、〇〇、九	〇九、〇〇	一〇、九一、〇	二、一八、二	〃	二十
九八	毛綿製下襦袢及下股引類	每打	七、六七、二	(九、五)	八、三七、九	一、六七、六	〃	二十
九九	其他諸下襦袢及下股引類	〃					〃	二十
一〇〇	其他雨衣、襦袢、胸衣、袖口、手套、領紐、襟卷、						〃	二十

	肩掛、帶、股引鉤、靴衣、脛衣等別項に掲載せさる一切の衣服及其附屬品類	〃					〃	二十

○第六藥材及製藥之部

一〇一	鉛糖	〃					〃	五
一〇二	散里失那酸	〃					〃	五
一〇三	硫酸	每斤	〇、〇四、八	二〇、〇〇	〇、〇五、八	〇、〇〇、三	〃	三
一〇四	酒石酸	〃					〃	五
一〇五	蘆薈	〃					〃	五
一〇六	明礬	每擔	一、七三、七	三五、〇〇	二、三三、一	〇、一一、七	〃	五
一〇七	鹽酸暗母尼亞	〃					〃	五
一〇八	大茴香	〃					〃	五
一〇九	檳榔子	〃					〃	五
一一〇	白求	〃					〃	五
一一一	硼砂	〃					〃	五
一一二	加魯蔑兒	〃					〃	五
一一三	加密列	〃					〃	五
一一四	龍腦（精粗の別無く）	每斤	五、一四、五	〇八、〇〇	五、五五、七	〇、五五、六	〃	十
一一五	桂皮類	〃					〃	五
一一六	晒白粉	每擔	二、二九、五	七八、七六	四、一〇、三	〇、二〇、五	〃	五
一一七	幾那皮類	〃					〃	五
一一八	聖叔尼楻	〃					〃	五

一一九	辰砂	每斤	一、〇六、六	〇八、〇〇	一、一五、一	〇、〇五、八	〃	五
一二〇	丁香（母子の別無く）	每斤	〇、三五、七	〇七、〇〇	〇、三八、二	〇、〇三、八	〃	十
一二一	嗢喀順（コロジコーム）	〃					〃	五
一二二	格倫僕根（コロンポ）	〃					〃	五
一二三	牛黃	〃					〃	五
一二四	阿仙藥	〃					〃	五
一二五	麒麟血、沒藥及乳香	〃					〃	五
一二六	小茴香	〃					〃	五
一二七	健質亞那	〃					〃	五
一二八	人參	每斤	一、五三、三	二〇、〇〇	一、八三、八	〇、〇九、一	〃	五
一二九	膠（各種の）	每斤	〇、一六、六	一五、〇〇	〇、一九、一	〇、〇一、〇	〃	五
一三〇	檳榔香	〃					〃	五
一三一	倔用施林	〃					〃	五
一三二	亞刺比亞護謨	〃					〃	五
一三三	安息香及安息油	〃					〃	十
一三四	沙羅苦護謨	〃					〃	五
一三五	吐根	〃					〃	五
一三六	葯刺巴。	〃					〃	五
一三七	藿香	〃					〃	五
一三八	甘草	每斤	〇、〇五、〇	二〇、〇〇	〇、〇六、〇	〇、〇〇、三	〃	五
一三九	炭酸痲倔涅失亞	〃					〃	五

一四〇	檸檬酸麻偶涅失亞	〃						〃	五
一四一	硫酸麻偶涅失亞	〃						〃	五
一四二	麻黄	〃						〃	五
一四三	麝香及麝香皮	每	斤	七六、〇〇、〇	〇五、〇〇	七九、八〇、〇	七、九八、〇	〃	十
一四四	甘松	每	斤	〇、〇八、四	二五、〇〇	〇、一〇、五	〇、〇一、一	〃	十
一四五	硝酸銀	〃						〃	五
一四六	萆麻子油	〃						〃	五
一四七	肝油	〃						〃	五
一四八	赤燐	〃						〃	五
一四九	貌魯密度剝篤亞斯	〃						〃	五
一五〇	沃度剝篤亞斯	〃						〃	五
一五一	木香	每	斤	〇、一〇、五	二五、〇〇	〇、一三、一	〇、〇〇、七	〃	五
一五二	幾那鹽	每	斤	五六、九一、八	一二、二〇	六三、八六、二	三、一九、三	〃	五
一五三	幾那達因	〃						〃	五
一五四	大黄（粉末に爲したると否とを論せす）	每	斤	〇、一一、九	二五、〇〇	〇、一四、九	〇、〇〇、七	〃	五
一五五	松脂	〃						〃	五
一五六	泪芙藍（サフラン）	每	斤	六、〇一、七	〇五、六五	六、三五、九	〇、三一、八	〃	五
一五七	硝石	每	擔	五、三五、八	三五、〇〇	七、二三、三	〇、三六、二	〃	五
一五八	撒篤尼	〃						〃	五
一五九	撒兒沙巴里兒刺	〃						〃	五
一六〇	檀那葉	〃						〃	五

一六一	滑石（塊粉の別無く）	〃					〃	五
一六二	曹達灰	〃					〃	五
一六三	重炭酸曹達	〃					〃	五
一六四	苛性曹達	毎 擔	三、三二、二	四五、〇〇	四、六七、二	〇、三三、四	〃	五
一六五	洗濯曹達	毎 擔	一、五三、三	五五、〇七	二、三七、七	〇、一一、九	〃	五
一六六	散里矢那曹達	〃					〃	五
一六七	蒼求	〃					〃	五
一六八	母礬	〃					〃	五
一六九	紫梗	〃					〃	五
一七〇	黃芩	〃					〃	五
一七一	沈香	毎 斤	〇、八二、九	一三、〇〇	〇、九二、八	〇、〇九、三	〃	十
一七二	白檀	毎 斤	〇、〇五、五	一三、〇〇	〇、〇六、二	〇、〇〇、六	〃	十
一七三	旋綿矢那	〃					〃	五
一七四	其他別項に載せさる諸藥材及製藥類	〃					〃	五
	〇第七染料及彩料之部							
一七五	染粉（名稱の何たるを論せす本那に於て「ソメコ」と通稱する）	毎 斤	一、九二、五	〇七、三八	二、〇六、七	〇、二〇、七	〃	十
一七六	紺青（乾濕の別無く礦物より製したる支那靛、孛漏生靛、別霖靛、巴黎靛等）	毎 斤	〇、五四、〇	一、五〇、〇	〇、六二、一	〇、〇六、二	〃	十
一七七	洋紅	毎 斤	五、一一、四	〇、八一、九	五、五三、三	〇、五五、三	〃	十
一七八	芽蘭蟲	毎 斤	〇、七二、八	〇、六九、二	〇、七七、八	〇、〇三、九	〃	五

一七九	花綠青	〃					〃	五
一八〇	五倍子	每	斤	〇、〇七、八	二〇、〇〇	〇、〇九、四	〇、〇〇、五 〃	五
一八一	雌黃	每	斤	〇、四九、七	一五、〇〇	〇、五七、二	〇、〇五、七 〃	十
一八二	乾藍	每	斤	〇、二六、七	一〇、〇〇	〇、二九、四	〇、〇二、九 〃	十
一八三	水藍	每	斤	〇、五一、七	一五、〇〇	〇、五九、五	〇、〇六、〇 〃	十
一八四	鉛粉及亞鉛粉（各色の）	每	斤	〇、〇八、四	一二、〇〇	〇、〇九、四	〇、〇〇、九 〃	十
一八五	蘇木越斯	每	斤	〇、一〇、八	一〇、一六	〇、一一、九	〇、〇一、二 〃	十
一八六	茜根	〃					〃	十
一八七	栲皮	每	擔	一、〇四、九	八〇、〇〇	一、八八、八	〇、〇九、四 〃	五
一八八	色油	每	斤	〇、〇八、八	五二、八五	〇、一三、五	〇、〇一、四 〃	十
一八九	紅花	每	斤	〇、六二、七	一三、五〇	〇、七一、二	〇、〇三、六 〃	五
一九〇	花紺青	〃					〃	五
一九一	蘇木	每	擔	一、九九、七	八〇、〇〇	三、五九、五	〇、一八、〇 〃	五
一九二	羌黃	〃					〃	五
一九三	郡青	每	斤	〇、一三、二	三二、〇〇	〇、一四、九	〇、〇一、五 〃	十
一九四	洋漆	〃					〃	十
一九五	綠青	每	斤	〇、二〇、九	一四、〇〇	〇、二三、八	〇、〇二、四 〃	十
一九六	朱	每	斤	〇、六七、二	〇八、〇〇	〇、七二、五	〇、〇七、三 〃	十
一九七	碗青	〃					〃	五
一九八	其他別項に掲載せさる一切の染料及彩料類	〃					〃	十

○第八玻璨器之部

	窓玻璃片類							
一九九	一百方幅の鑑定價格金四圓を超へさる尋常無色無紋の者	每百方幅	二、四五、〇	二七、三	三、一一、七	〇、四六、八	〃	十五
	其他一百方幅の鑑定價格金四圓を超たる各種の者	每百方幅	六、八四、一	二七、三	八、七〇、二	一、三〇、五	〃	十五
二〇一	鏡玻璃片（水銀を塗りたると否及額緣を着けたると否とを論せす）	〃					〃	二十
二〇二	玻璃珠	每斤	〇、一四、五	二五、〇〇	〇、一八、一	〇、〇三、六	〃	二十
二〇三	其他諸玻璃材及玻璃器類（別項に掲載せさる）	〃					〃	二十
	〇第九穀物及種子之部							
二〇四	豆類（各種の）	每擔	一、九五、三	二五、〇〇	二、四四、一	〇、一二、二	〃	五
二〇五	落花生	每擔	三、〇九、七	二五、〇〇	三、八七、一	〇、一九、四	〃	五
二〇六	玉蜀黍	每擔	三、六三、五	二八、〇〇	四、六五、三	〇、二三、三	〃	五
二〇七	燕麥	每擔	二、五一、八	二八、〇〇	三、二二、三	〇、一六、一	〃	五
二〇八	米	每擔	二、一六、一	二八、〇〇	二、七六、六	〇、一三、八	〃	五
二〇九	棉子、菜子、麻子、亞麻子及胡麻子	每擔	二、八二、一	一五、〇一	三、二四、四	〇、一六、二	〃	五
二一〇	其他別項に掲載せさる諸穀物及種子類	〃					〃	五
	〇第十金屬及金屬製品之部							
	一 類							
二一一	安質母尼	每斤	〇、一五、四	一九、三七	〇、一八、四	〇、〇〇、九	〃	五
二一二	青銅	〃					〃	五

二一三	塊眞鍮及錠眞鍮	〃					〃　五
二一四	條眞鍮竿眞鍮及板眞鍮	每斤	0、二一、五	一0、五九	0、二三、七	0、0二、八	〃　七半
二一五	管眞鍮	〃					〃　十
二一六	故眞鍮類（改造適用の）	〃					〃　五
二一七	金銀（地金の）	〇					無稅
二一八	塊銅及錠銅	〃					〃　五
二一九	條銅、竿銅及板銅類	每斤	0、二三、七	一0、五九	0、二六、一	0、0三、0	〃　七半
二二〇	管銅	〃					〃　十
二二一	故銅（改造適用の）	〃					〃　五
二二二	日耳曼銀	每斤	0、五六、九	0六、八0	0、六0、八	0、0四、六	〃　七半
二二三	塊銕	每擔	0、九五、五	五五、00	一、四八、0	0、0七、四	〃　五
二二四	條鐵及竿銕	每擔	二、六六、五	四四、七三	三、八五、七	0、二八、九	〃　七半
二二五	箍銕及帶銕	每擔	二、四0、六	四四、七三	三、四八、二	0、二六、一	〃　七半
二二六	釘銕	每擔	二、三八、六	四七、二一	三、五一、二	0、二六、三	〃　七半
二二七	桁銕、丁銕及「銕	每擔	二、七0、八	三五、三八	三、六六、六	0、二七、五	〃　七半
二二八	板銕、鍍銕及有紋板銕	每擔	四、0一、五	三九、0四	五、五八、二	0、四一、九	〃　七半
二二九	筒銕及管鐵	〃					〃　十
二三〇	道鐵及道鐵に關する枕鐵大釘類	〃					〃　五
二三一	屋鐵（電鍍したる）	每擔	五、二四、七	三九、0四	七、二九、五	0、七三、0	〃　十
二三二	故鐵（改造適用の）	〃					〃　五
二三三	鮯鐵	每擔	0、八0、三	五五、00	一、二四、五	0、0六、二	〃　五

二三四	鉛（條塊錠の別無く）	每擔	六、〇〇、五	二二、九五	七、三八、三	〇、 六、九	〃	五
二三五	板鉛（別項に揭載せさる）	每擔	五、七五、四	二四、七四	七、一七、八	一、五三、八	〃	七半
二三六	筒鉛及管鉛	每擔	五、九三、一	二四、七四	七、三九、八	〇、七四、〇	〃	十
二三七	水銀	每斤	〇、六一、二	〇八、〇〇	〇、六六、一	〇、〇三、三	〃	五
二三八	白銅	每斤	〇、六四、四	〇六、八〇	〇、六八、八	〇、〇三、四	〃	五
二三九	白金	〇					無	稅
二四〇	鑞（硬軟の別無く各種の）	每斤	〇、一九、九	二二、九五	〇、二四、五	〇、〇一、二	〃	五
二四一	鋼（條塊錠の別無く）	每擔	五、二八、五	二四、二七	六、五六、八	〇、三二、八	〃	五
二四二	板鋼	每擔	六、〇六、一	二四、二七	七、五三、二	〇、五六、五	〃	七半
二四三	茶鉛	每擔	七、七〇、〇	三〇、〇〇	一〇、〇七、五	〇、五〇、四	〃	五
二四四	錫（條塊錠の別無く）	每擔	二三、三六、三	二二、九五	二八、七二、三	一、四三、六	〃	五
二四五	葉鐵（箱に入りたる）	每斤	〇、〇五、七	三〇、〇〇	〇、〇六、八	〇、〇〇、七	〃	十
二四六	亞鉛（條塊錠の別無く）	每擔	六、四四、四	一九、三七	七、六九、二	〇、三八、五	〃	五
二四七	板亞鉛	每擔		三〇、八六	七、七八、八	〇、五八、四	〃	七半
二四八	塊黃銅及錠黃銅	〃					〃	五
二四九	條黃銅、竿黃銅及板黃銅	每斤	〇、一九、〇	一一、五九	〇、二一、二	〇、〇一、六	〃	七半
二五〇	管黃銅	〃					〃	十
二五一	故黃銅（改造適用の）	〃					〃	五

二　類

二五二　鐵錨及錨鏈（新故の別無く但徑半因に滿たさる竿鐵を以て造りたる鏈は第二百五十四號に從て納稅

	すへし	〃						五
二五三	鐘及鈴類	〃					〃	二十
二五四	鏈類（新故の別無く別項に掲載せさる各種の）	〃					〃	十五
二五五	戸鎖、戸鈕、戸栓、蝶鉸其他同類の金具	〃					〃	二十
二五六	箔類（金銀銅錫等の）	〃					〃	十
二五七	壁爐、置爐及爐圍其他の附屬品類	〃					〃	二十
二五八	鐵器其他諸金屬器類（別項に掲載せさる）	〃					〃	二十
二五九	金粕類	〃					〃	二十
二六〇	鎖鑰類（別項に掲載せさる）	〃					〃	二十
二六一	鐵釘類（大釘、無頭釘、平頭釘、曲頭釘、曲尾釘、平尾釘等電鍍したると否とを論せす）	每斤	〇、〇五、五	三五、一七	〇、〇七、四	〇、〇一、一	〃	十五
二六二	鋼釘、眞鍮釘及黄銅釘類	每斤	〇、二五、五	一三、七八	〇、二九、〇	〇、〇四、四	〃	十五
二六三	其他諸金屬釘類	〃					〃	十五
二六四	螺旋釘及牝牡螺旋釘類（各種の）	〃					〃	十五
二六五	熨斗類	〃					〃	十五
二六六	傘骨（附屬金具の備りたると否とを論せす）	〃					〃	十
二六七	鐵線及徑一因の四分一を超へさる捲きたる細竿鐵類	每斤	〇、〇五、二	二〇、〇〇	〇、〇六、二	〇、〇〇、六	〃	十
二六八	諸金屬線及徑一因の四分一を超へさる捲きたる細竿諸金屬類	〃					〃	十
二六九	電線	〃					〃	五
二七〇	鐵線索及銅線索類	〃					〃	十

二七一	其他工作を經さる諸金屬類（別項に掲載せさる）	〃				〃	十
二七二	其他工作を經たる諸金屬類（別項に掲載せさる）	〃				〃	二十
	○第十一油蠟之部						
二七三	氣油	〃				〃	廿五
二七四	蓖麻子油（薬料に非る）	每斤	〇、一〇、三	〇九、八一	〇、一一、三	〇、〇一、七	〃	十五
二七五	椰子油及亞蔴子油	每斤	〇、〇七、九	〇九、八一	〇、〇八、七	〇、〇一、三	〃	十五
二七六	乾油	每斤	〇、〇八、五	四〇、〇〇	〇、一一、九	〇、〇一、八	〃	十五
二七七	石炭油及石脳油	每瓦	〇、一三、三	三八、〇〇	〇、一八、四	〇、〇三、七	〃	二十
二七八	橄欖油（別項に掲載せさる罐入樽入等の）	每斤	〇、二一、二	〇九、八一	〇、二三、三	〇、〇三、五	〃	十五
二七九	椶櫚子油	每斤	〇、〇九、八	二六、〇一	〇、一二、三	〇、〇一、八	〃	十五
二八〇	豆油及落花生豆油	每斤	〇、〇七、五	二六、〇一	〇、〇九、五	〇、〇一、四	〃	十五
二八一	其他薬料に非さる諸油類	每斤	〇、一三、四	二六、〇一	〇、一六、九	〇、〇三、五	〃	十五
二八二	松精油	每瓦	〇、三五、七	三五、〇〇	〇、四八、二	〇、〇七、二	〃	十五
	○第十二砂糖及糖蜜之部						
二八三	蜜蠟及木蠟	〃				〃	五
二八四	砂糖（本邦に於ける色位分て十級とす鑑本備て各港稅關に在り）						
	第一號より第三號に至る	每斤				〇、〇一、〇	〃	廿五
	第四號より第六號に至る	每斤	〇、〇四、七	三六、五〇	〇、〇六、四	〇、〇一、六	〃	廿五
	第七號より第九號に至る	每斤				〇、〇二、二	〃	廿五
	第十號	每斤	〇、〇八、三	三六、五〇	〇、一一、三	〇、〇二、八	〃	廿五
二八五	氷砂糖	每斤	〇、一〇、五	一五、〇〇	〇、一三、一	〇、〇三、〇	〃	廿五

二八六	精製糖（塊碎紛粒の別無く）	毎斤	〇、一一、六	一五、〇〇	〇、一三、三	〇、〇三、三	〃	廿五
二八七	糖蜜及糖水類	毎斤	〇、〇二、一	五二、〇〇	〇、〇三、二	〇、〇〇、八	〃	廿五
	〇第十三織物類糸類及其材料							
	一　類							
二八八	繰綿	毎斤	〇、一三、七	一八、〇〇	〇、一六、二	〇、〇〇、八	〃	五
二八九	屑綿	〃					〃	五
二九〇	綿製織絲（絲縷の別無く）	毎斤	〇、二六、六	二、八二	〇、二九、七	〇、〇三、〇	〃	十
	綿製縫絲							
二九一	糸巻に捲きたるもの	〃					〃	十
二九二	玉或は綛に爲したるもの	毎碼	〇、五五、〇	二、八二	〇、六一、五	〇、〇六、二	〃	十
二九三	更紗類	方碼	〇、〇八、六	二、三三	〇、〇九、六	〇、〇一、〇	〃	十
二九四	綿純子、綿繻子、綿紋繻子、綿綸子、クイルティングス、ピーケー及ディイミティイーヌ	方碼	〇、一一、七	二、三九	〇、一三、〇	〇、〇一、三	〃	十
二九五	雲齋布	方碼	〇、〇九、〇	二、三三	〇、一〇、〇	〇、〇一、〇	〃	十
二九六	紋巴	方碼	〇、一二、二	二、三九	〇、一三、六	〇、〇一、四	〃	十
二九七	綿天鵝絨	方碼	〇、三一、九	二、四九	〇、三五、六	〇、〇三、六	〃	十
二九八	縞金巾	方碼	〇、一一、九	二、三三	〇、一三、二	〇、〇一、三	〃	十
二九九	生金巾	方碼	〇、〇四、二	一四、三五	〇、七四、八	〇、〇〇、五	〃	十
三〇〇	晒金巾	方碼	〇、〇六、七	一四、三五	〇、〇七、七	〇、〇〇、八	〃	十
三〇一	紋金巾	方碼	〇、一一、七	二、三三	〇、一三、〇	〇、〇一、三	〃	十
三〇二	綾金巾	方碼	〇、〇八、〇	二、三三	〇、〇八、九	〇、〇〇、九	〃	十

三〇三	唐　　桟	方　碼	0、一五、五	一一、二九	0、一七、七	0、0一、八	〃	十
三〇四	天竺布（一名小幅金巾）	方　碼	0、0六、六	一四、三五	0、0七、五	0、00、八	〃	十
三〇五	緋金巾及色金巾	方　碼	0、0七、六	一一、三三	0、0八、五	0、00、九	〃	十
三〇六	寒　冷　紗	方　碼	0、0四、六	一一、二二	0、0五、一	0、00、五	〃	十
三〇七	其他ジエーンス、デニムス、蚊帳地、褥被布等別項に掲載せさる一切の綿布類	方　碼	0、一一、八	一一、三三	0、一三、一	0、0一、三	〃	十
	二　類							
三〇八	羊　　毛	毎　斤	0、四三、九	一四、二一	0、五0、一	0、0二、五	〃	五
三〇九	毛製織絲	毎　斤	0、八五、七	一0、00	0、六二、八	0、0六、二	〃	十
三一〇	毛製組絲	毎　斤			一、二五、六	0、一二、六	〃	十
三一一	バルザリーン	方　碼	0、一六、七	一一、四六	0、一八、六	0、0一、三	〃	十二半
三一二	臥氈及馬氈	毎　斤	0、四六、八	一四、六七	0、五三、七	0、0六、七	〃	十二半
三一三	旗　　布	方　碼	0、二一、七	一一、三三	0、二四、二	0、0三、0	〃	十二半
三一四	純毛の呉呂、綾呉呂及畔呉呂	方　碼	0、三四、五	0八、一0	0、三七、三	0、0四、七	〃	十二半
三一五	毛綿の呉呂、綾呉呂及畔呉呂	方　碼	0、二一、二	0八、一0	0、二三、九	0、0二、九	〃	十二半
三一六	紋　呉　呂	方　碼	0、一六、八	一一、四六	0、一八、七	0、0二、三	〃	十二半
三一七	フラネル（純駁の別無く）	方　碼	0、三二、四	0九、四五	0、三五、五	0、0四、四	〃	十二半
三一八	モヘイル	方　碼	0、三二、八	二0、00	0、三九、四	0、0四、九	〃	十二半
三一九	毛　繻　子	方　碼	0、二五、四	一六、0一	0、二九、五	0、0三、七	〃	十二半
三二〇	羅世伊多	方　碼	0、四三、六	0八、五七	0、四七、三	0、0五、九	〃	十二半
三二一	縮緬呉呂、メリノス及テイベッツ（純駁の別なく）	方　碼	0、二一、九	一三、0八	0、二四、五	0、0三、一	〃	十二半

三二二	オルレンス及ロストルス	方碼	0、一五、0	一一、四六	0、一六、七	0、0三、一	〃	十二半
三二三	毛天鵝絨	〃					〃	十二半
三二四	窓帷巾	方碼	0、四四、七	一一、四六	0、四九、八	0、0六、二	〃	十二半
三二五	セルジス（純駁の別無く）	方碼	0、四八、八	0八、五七	0、五三、0	0、0六、六	〃	十二半
三二六	スパニス、ストライプス	方碼	0、四四、三	0八、五七	0、四八、一	0、0六、0	〃	十二半
三二七	純毛羅紗（原名の何たるを論せす本邦に於て「ラシヤ」と通稱する）	方碼	0、九七、0	一三、五0	一、0九、一	0、一三、六	〃	十二半
三二八	毛綿羅紗（ハイロツト、プレシデント、ユニオン等の如き）	方碼	0、三0、四	一三、九七	0、三四、三	0、0四、三	〃	十二半
三二九	毛純子（純駁の別無く）	方碼	0、七六、0	0八、五七	0、八二、五	0、一0、三	〃	十二半
二三〇	其他「アルパカス」「カムレツトコールヅ」及縞呉呂等綿羊毛「ウスアツド」若くは山羊毛及類似の獸毛を以て織りたる一切の純駁毛布類	方碼	0、一七、二	一一、四三	0、一九、二	0、0二、四	〃	十二半
	三　類							
三三一	苧麻類（梳理したると否とを論せす）	毎打	0、0七、八	一三、八九	0、0八、八	0、00、四	〃	五
三三二	麻荒織糸	〃					〃	十
三三三	ゴンニー、クローツ	〃					〃	十
三三四	麻布、麻綿布及麻毛布類（生色白色及有色の別無く）	方碼	0、二三、六	一三、0八	0、二六、五	0、0二、七	〃	十
	四　類							
三三五	蠶繭	〃					〃	五
三三六	生絲	〃					〃	十

三三七	眞綿及屑絲	〃					〃　十
三三八	絹綿繻子	方碼	〇、八〇、二	一六、〇〇	〇、九三、〇	〇、一八、六	〃　二十
三三九	其他別項に掲載せさる一切の絹布及絹の雜りたる布帛類	〃					〃　二十
	五　類						
三四〇	臥單及被衾類（連製單製の別無く）	〃					〃　十
三四一	帆布（綿麻の別無く）	方碼	〇、二七、八	一一、三七	〇、三二、〇	〇、〇三、一	〃　十
三四二	パテント、タペストリー、カルペツツ	方碼	〇、七四、三	二〇、〇〇	〇、八九、二	〇、一三、四	〃　十五
三四三	フエルト、カルペツツ	方碼	〇、二九、三	二二、〇〇	〇、三五、七	〇、〇五、四	〃　十五
三四四	麻氈（和蘭氈と進稱する）	方碼	〇、一三、六	二五、〇〇	二、一七、〇	〇、〇三、六	〃　十五
三四五	天鵞絨氈ブロツセルス、アキスミンストル及キツドル、ミンストル其他一切の地氈類	〃					〃　十五
三四六	護謨布（各種の別無く靴用の）	毎碼	〇、二八、五	〇九、〇〇	〇、三一、一	〇、〇三、一	〃　十
三四七	綿製手巾（連製單製の別無く）	毎打	〇、五九、七	一二、〇〇	〇、六六、九	〇、〇八、四	〃　十二半
三四八	麻布及麻綿布の手巾	毎打	二、四五、〇	〇九、七〇	二、六八、八	〇、三三、六	〃　十二半
三四九	絹及「レース」の手巾	〃					〃　二十
三五〇	護謨引布	〃					〃　十
三五一	卓巾（連製單製の別無く）	〃					〃　十二半
三五二	革布（家具を装ふへき若くは傘袋に用ふへき）	方碼	〇、一〇、二	一六、〇〇	〇、一二、八	〇、〇一、八	〃　十五
三五三	蠟布（牀に鋪くへき）	方碼	〇、一四、八	一三、〇〇	〇、一六、七	〇、〇二、五	〃　十五
三五四	氊　布　類						

	綿製或は麻製の	〃					〃十二半
	毛製の（純駁の別無く但絹交りのものを除く）	〃					〃十五
	絹製の（純布の別無く）	〃					〃二十
三五五	浴巾及浴巾布	〃					〃十五
三五六	旅氈	〃					〃十五
三五七	其他別項に掲載せさる諸織物及絲類	〃					〃十五
	○第十四煙草之部						
三五八	巻煙草	毎斤	一、四三、六	一七、四二	一、六七、四	〇、四一、九	〃廿五
三五九	紙巻煙草	千箇	三、〇三、八	一七、四二	三、五五、五	〇、八八、九	〃廿五
三六〇	嗅煙草	〃					〃廿五
三六一	葉煙草及餅煙草、刻煙草、嚼煙草其他諸製煙草類	毎斤	〇、三五、二	一七、四二	〇、四一、三	〇、一〇、三	〃廿五
	○第十五酒之部						
三六二	アブシンス（罐入の）	毎打	三、九八、八	二〇、〇〇	四、七八、六	一、一九、七	〃廿五
三六三	麥酒及黑麥酒						
	一巴より多からさる罐入の	毎打	一、四七、〇	二九、〇五	一、五一、八	〇、三八、〇	〃廿五
	一巴より多く一骨より多からさる同	毎打			二、二七、六	〇、五六、九	〃廿五
	樽入	毎瓦	〇、五四、二	二九、〇五	〇、六九、九	〇、一七、五	〃廿五
三六四	苦酒	〃					〃廿五
三六五	ブランデイー						
	罎入	毎打	三、八六、三	二四、五二	四、八一、〇	一、二〇、三	〃廿五
	樽入	毎瓦	一、〇八、六	二四、五二	一、三五、二	〇、三三、八	〃廿五

三六六	シアンパン								
	一巴より多からさる罎入の	毎	打	六、六六、〇	一七、五七	六、二六、四	一、五六、六	〃	廿五
	一巴より多く一骨より多からさる罎入の	毎	打			九、三九、六	二、三四、九	〃	廿五
三六七	櫻子酒（罎入の）	〃						〃	廿五
三六八	林檎酒（罎入の）	毎	打	一、九六、四	三〇、〇〇	二、五五、三	〇、六三、八	〃	廿五
三六九	杜松子酒								
	罎入	毎	打	二、二六、一	二三、三三	二、七八、八	〇、六九、七	〃	廿五
	樽入	毎	瓦	〇、六九、二	二三、三三	〇、八五、三	〇、二一、三	〃	廿五
三七〇	リキユール（各種の）								
	一巴より多からさる罎入の	毎	打	一、五六、四	一六、〇〇	一、四五、一	〇、三六、三	〃	廿五
	一巴より多く一骨より多からさる同	毎	打			二、一七、七	〇、五四、四	〃	廿五
三七一	ポルト、ワイン								
	罎入	毎	打	二、六五、八	三三、五〇	三、二五、六	〇、八一、四	〃	廿五
	樽入	毎	瓦	一、六六、一	三三、五〇	二、〇三、五	〇、五〇、九	〃	廿五
三七二	糖酒								
	罎入	毎	打	二、三三、四	一一、三九	二、六〇、〇	〇、六五、〇	〃	廿五
	樽入	毎	瓦	〇、五五、四	一一、三九	〇、六一、七	〇、一五、四	〃	廿五
三七三	シエリー								
	罎入	毎	打	三、三八、二	三三、五〇	四、一四、三	一、〇三、六	〃	廿五
	樽入	毎	瓦	一、七九、八	三三、五〇	二、二〇、三	〇、五五、一	〃	廿五
三七四	ブエルモッツ（罎入の）	毎	打	三、〇一、八	二一、〇〇	三、六五、二	〇、九一、三	〃	廿五

三七五	ウヰスキー							
	罎入	毎打	四、五〇、四	二〇、〇〇	五、四〇、五	一、三五、一	〃	廿五
	樽入	毎瓦	一、七七、〇	二〇、〇〇	二、一三、四	〇、五三、一	〃	廿五
三七六	葡萄酒（赤白の別無く別項に掲載せさる）							
	罎入	母打	二、八七、六	二四、〇〇	三、五六、六	〇、八九、二	〃	廿五
	樽入	毎瓦	〇、二九、八	二四、〇〇	〇、四九、四	〇、一二、四	〃	廿五
三七七	其他名稱の何たるを論せす別項に掲載せさる一切の酒若くは燒酎類	〃						廿五
	〇第十六雜貨之部							
	一　類							
三七八	禽獸魚鼈	〃					〃	五
三七九	竹材（工作を經さる）	〃					〃	五
三八〇	白堊（工作を經さる）	〃					〃	五
三八一	木炭	〃					〃	五
三八二	石炭	〃					〃	五
三八三	コーク	〃					〃	五
三八四	塞子樹皮	〃					〃	五
三八五	金剛砂	〃					〃	五
三八六	西班牙草及其他の製紙料	〃					〃	五
三八七	燧石	〃					〃	五
三八八	鳥屎	〃					〃	五

三八九	飼草	〃					〃	五
三九〇	ヘムロツク及オーク樹皮（柔皮料の）	〃					〃	五
三九一	苫草	〃					〃	五
三九二	生護謨及板護謨	〃					〃	五
三九三	石灰	〃					〃	五
三九四	船絮	〃					〃	五
三九五	油粕	〃					〃	五
三九六	鑛類	〃					〃	五
三九七	「ピッチー」「タール」及「コール、タール」	〃					〃	五
三九八	草木及苗類（種藝に用ふる各種の）	〃					〃	五
三九九	巴黎灰	〃					〃	五
四〇〇	黑鉛（工作を經さる）	〃					〃	五
四〇一	セメント	毎擔	〇、七二、三	七八、七六	一、二九、二	〇、〇六、五	〃	五
四〇二	篠（割りたると否とを論せす）	毎擔	六、四九、〇	二〇、〇〇	七、七八、八	〇、三八、九	〃	五
四〇三	鹽（塊、袋入、樽入の別項に掲載せさる）	〃					〃	五
四〇四	海綿	〃					〃	五
四〇五	獸蠟	〃					〃	五
四〇六	紫檀、黑檀、ティーク、黃楊木、鐵刀木其他類似の堅硬木類	〃					〃	五
四〇七	石材（寶石を除くの外工作を經さる各種の）	〃					〃	五
四〇八	木材及板類（刨削せさる）	〃					〃	五

四〇九	其他此稅目中に掲載せさる一切の未製品	〃					〃	五
	二　類							
四一〇	琥珀（工作を經たると否とを論せす）	〃					〃	廿五
四一一	兵器類（大砲、小銃、拳銃、砲彈、銃包、刀劍其他一切の）	〃					〃	十
四一二	籃　類	〃					〃	二十
四一三	靴刮り及靴刮り蓆	〃					〃	二十
四一四	煉化石及瓦類	〃					〃	五
四一五	刷毛及箒類（各種の）	〃					〃	二十
四一六	蠟　燭	〃					〃	十五
四一七	燭臺類	〃					〃	二十
四一八	杖及鞭類	〃					〃	二十
四一九	貨　幣	○					無	稅
四二〇	櫛　類	〃					〃	廿五
四二一	珊瑚（工作を經たると否とを論せす）	〃					〃	廿五
四二二	船　索	每斤	〇、一一、九	二、〇八	〇、一三、二	〇、〇〇、七	〃	五
四二三	塞　子	〃					〃	十
四二四	塞子鑽	〃					〃	二十
四二五	脂粉薫香類（名稱の何たるを論せす香水、香油、染髮藥、齒磨其他一切の化粧品）	〃					〃	廿五
四二六	窻帷及蚊帳	〃					〃	二十

四二七	護謨紐類	〃	〃	十五
四二八	扇類	〃	〃	二十
四二九	フェルト（般底用若くは屋背用の）	〃	〃	十
四三〇	烟火類	〃	〃	廿五
四三一	天蠶絲	〃	〃	五
四三二	獵銃及其使用品	〃	〃	廿五
四三三	額縁、鏡縁及壁縁、天井縁類	〃	〃	二十
四三四	家具（別項に掲載せさる臥牀、臥具、椅子、憩牀、書案、卓子、衣、簞笥、置棚類其部分品等一切の）	〃	〃	二十
四三五	賭具（衝球、象棋、クリケット、骨牌等一切遊戯に用ゆる）	〃	〃	廿五
四三六	金銀路鍍金銀器	〃	〃	二十
四三七	ゴンニー製袋（新故の別無く）	〃	〃	五
四三八	火藥綿火藥、其他一切の爆發物類	〃	〃	十
四三九	帽子掛	〃	〃	二十
四四〇	護謨製物品	〃	〃	二十
四四一	ランプ提燈及其部分	〃	〃	二十
四四二	燈心	〃	〃	十五
四四三	大理石アラバストル、スレート其他諸石（造營用若くは家具用の爲めに工作したる）	〃	〃	二十
四四四	附木（各種の）	〃	〃	十五

四四五	支那蓆（一巻四十碼の）	毎巻	三、四二、〇	二一、三二	四、一四、九	〇、六二、二	〃	十五
四四六	椶皮蓆及椰皮蓆類	方碼	〇、二九、八	二一、三二	〇、三六、二	〇、〇五、四	〃	十五
四四七	其他諸蓆類（別項に掲載せさる）	〃					〃	十五
四四八	雛形類（諸新發明或は修藝勸業の）	○					無	税
四四九	荇蓆（荷造用の）	〃					〃	五
四五〇	畫類（油畫、水畫、黒畫、寫眞畫、石版畫等額縁の有無に拘はらす）	〃					〃	二十
四五一	電管及導火管	〃					〃	十
四五二	烟管、烟管叵其他一切の吸烟具類	〃					〃	廿五
四五三	磁器及陶器類（別項に掲載せさる）	〃					〃	二十
四五四	珠玉及佩帶粧飾に屬する金銀細工物類（眞假の別無く）	〃					〃	廿五
四五五	鐵嚢名刺入及懷中手帳類	〃					〃	廿五
四五六	パアイー（塊粉の別無く）	〃					〃	五
四五七	磨刀革子	〃					〃	二十
四五八	砂紙	〃					〃	十五
四五九	馬具	〃					〃	二十
四六〇	貨物の見本（税關官吏に於て至當の額數と認可する）	○					無	税
四六一	靴墨	〃					〃	十
四六二	看板及廣告紙類	○					無	税

四六三	化粧石鹸	〃				〃	廿五
四六四	其他諸石鹸類	毎斤	0、0三、四	三、五七	0、0六、六	0、01、0 〃	十五
四六五	匙子及叉子	〃				〃	二十
四六六	糊粉及鹸弾類	〃				〃	十
四六七	偶像類	〃				〃	廿五
四六八	化粧具箱	〃				〃	廿五
四六九	鼈甲器類	〃				〃	廿五
四七〇	頑具（各種の）	〃				〃	廿五
四七一	旅具（旅客自用の）	○				無	税
四七二	旅櫃、提嚢及佩袋類	〃				〃	二十
四七三	綿線、麻線其他諸線類	〃				〃	十
四七四	活字	〃				〃	五
四七五	雨傘及晴傘類	〃				〃	二十
四七六	傘柄類	〃				〃	二十
四七七	船舶及舟艇	〃				〃	三
四七八	壁紙類	〃				〃	十五
四七九	其他此税目中に掲載せさる全製若くは半製の物品類	〃				〃	廿五

○第十七禁制品の部

四八〇　僞薬類

四八一　贋造貨幣類

四八二　春畫其他諸船の淫醜物類
四八三　鴉片（日本政府の藥料鴉片を輸入するは禁制の限に在らす
〇第十八制限品之部
四八四　牛羊其他諸動物及皮、角、蹄、等の傳染病に感したる者及傳染病の流行せる地方より來る者は其輸入を禁すへし
四八五　兵器、火藥其他諸般の軍用物類は臨時布告に依て其輸入を禁すること有るへし

會議錄　第六

明治十五年三月二十三日集會

出席各員

日本　井上　馨殿　鹽田三郎殿
墺地利匈牙利　ゼ・シブアリエー・ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿
白耳義　スクリーブ殿

佛朗西　　ギユイヨーム・ド・ロケット殿
日耳曼及瑞西　　フオン・アイゼンデッヘル殿　　サッペ殿
大貌利多泥亞　　サー・ハレー・エス・パークス殿
伊太利亞　　ゼ・シブアリヱー・イ・マルテイン・ランシャレス殿
和蘭瑞典那威及丁抹　　フアン・デル・ボット殿
露西亞　　バロン・ローゼン殿
西班牙　　ゼ・シブアリヱー・ドン・ルイス・デル・カステイロ・イ・トリゲロス殿
米利堅合衆國　　ゼ・オノレブル・ジョン・ヱ・ビンハム殿

サー・ハレー・バークス氏は其同僚なる各國委員に代りて米國公使を欣迎する旨を演述し且つ曰該公使の本會に加列せられたる儀は寔に一同の滿悅する所にして特リ平生の交誼上深く氏を敬尊するに由るのみならず此擧は則ち以て合衆國政府の我儕代理する各國と一致協同して豫議會の目的を達せしめ即ち日本現行條約に付改正の基礎を雙方滿足すべき樣議定することを勉めんと欲する親睦の志望あることを示すなりと信察するに由るなり。

ビンハム氏曰余は井上君の招請に從ひ且つ合衆國政府より任命を受けたれば本會に列席して其議事に加はるものなり乍併之が爲め其議決したる一切の事件に付決して我本國政府を責任に致すべきものに非ざるなり。

會議錄第五を記名し了る。

會頭は前會に締盟各國委員へ頒ちたる稅率案に付覺書を提出せり此覺書は本會議錄に附添す。

次會の議題は稅率なる事と定め猶其節若し各國委員に於て該件を討議するの用意未だ整はざるときは則ち第八類なる港稅燈稅噸稅の件と竝に第五會議錄中既に記載したる日本皇帝に對する兵戰謀叛に加入する犯罪の處分法を締盟國に於て設置すべき件とを問題と作すべき事に議定す。

午後五時四十五分散會す。

附錄

税目案解說覺書

臥氈十二分半税

該品は重もに海陸軍の被𧝒に供し其他旅用及び人力車の被氈或は敷物と爲す等其用甚廣し而して我國製産品中之に代用すべきもの無し故に其便利と必要なるとに依り今之に一割以内の增税を課するも決して需用を減ぜざるべし

帆木綿十分税

該品は我邦に製出するものありと雖ども其質脆弱にして僅かに日本形船に用ゆるのみ然るに近時西洋形の船舶漸次增加するに隨て外國製の帆木綿を用ゆること必要となれり故に五分の增税を爲すも其需用を減ぜざるべし

時計類二十分税

該品は本邦に尙ほ之を製造するの良工なし僅かに懸時計を製造するもの有りと雖ども其製作粗悪にして外國製と競爭すべきものに非らず袂時計に至ては全く之を製造するものなし而して之を需用するものは中等

以上の社會なるが故に今之に一割五分の增稅を課するも其需用を減ぜざるや疑なし

珊瑚二十五分稅

該品は本邦土佐に產するものありと雖ども其數僅少にして廣く需用に應ずるに足らざるのみならず其品質粗惡にして遠く外國產に及ばず而して外國產のものは其色澤本邦人の好尙に適するを以て其輸入益增加の景況あり且之を需用するは中等以上の婦女にして多くは粧飾に用ゆるものとす故に二割の增稅を課するも需用を減ぜざるべし

生金巾十分稅

該品は各種ありと雖ども其所用は一般人民の衣服の裏其用甚だ廣し本邦に於ては從來右等の用に供するに內國製木綿を以てすと雖も木綿の價高貴なると其質細美ならざるとに依り人皆外國品を仰ぐに至れり明治十三年中の平均價格を比較するに

外國金巾　長三十一フート二五 巾十五インチ　紙幣三十二錢七厘

河內木綿同　紙幣五十五錢

日本木綿高きこと六割八分二厘

外國金巾　長三十三フート 巾十三インチ八分　紙幣三十一錢八厘

晒木綿同　紙幣四十二錢

日本木綿高きこと三割二分一厘

外國金巾 長三十三フート 巾十三インチ 紙幣三十一錢八厘

三河木綿同 紙幣五十一錢

日本木綿高きこと六割三厘八毛

右の如く價位に差異あるを以て五分の増稅を課するも更に其需用減ぜざるべし

染金巾十分稅

該品は其所用生金巾に同じ而して染法は外國に於ては其技精熟なるが故に隨て費用も少なし我國に於ては未だ其技に熟せず隨て其價貴し因て五分の増稅を課するも需用を減ぜざるべし

前項に掲ぐる如く外國製の生金巾と本邦產との價格に大差ある上は本邦產の木綿類は市場に跡を收むるの理と雖ども日本製の木綿は外國製に比すれば稍久しきに耐へ且色染に適するとの故を以て之を購求するものあるに由れり然れども其數多からず因て五分の増稅を課するも外國品の需用に於ては影響を及ぼさざるべし

綾冷紗十分稅

該品は多くは下襦袢、風呂敷、暖簾、足袋、等に用ゆ我邦製造の木綿雲齋の外他に比すべきものなし然れども其價甚だ貴し

明治十三年中平均

外國製綾金巾　長三十一フート三　巾一フート二五　紙幣五十三錢一厘

日本製雲齋木綿同　紙幣一圓四十八錢

雲齋高きこと十七割八分七厘二

寒冷紗十分稅

該品は重もに本邦の晒麻布に代用す而して其質細美にして價も亦內國品に比すれば低下なりとす今其比較左の如し

明治十三年中平均

外國寒冷紗　長三十六フート二寸五分　巾十四インチ四分　紙幣三十九錢九厘

晒麻布同　紙幣一圓九十一錢七厘

內國品高きこと三十八割〇四厘五毛

但し日本品は外國品に比すれば稍久しきに耐ゆ

小幅金巾十分稅

解說生金巾に同じ

綿天鵝絨十分稅

該品は一般に帶、襟、蒲團等に用ゆ本邦に於て右に類する織物なし絹製のものありと雖ども其價頗る高價にして比較すべからず

綿襦子十分税

該品は本邦内に類似の織物なし絹製の襦子ありと雖ども甚だ高價にして外國品との比較を爲し難し故に五分の增價を爲すも需用を減ぜざること明なり

緋金巾十分税

該品は本邦製の紅木綿を使用する場合に用ゆ其價格の比較左の如し

明治十三年中平均

外國緋金巾	長三十二フート 巾一フート一三	紙幣五十二錢二厘
紅木綿	同	紙幣八十七錢四厘

日本品高きこと六割七分四三

更紗十分税

該品は本邦に製出する織物中之に比すべきものなし故に五分を增税するも其需用を減ぜざるべし

綿布雜類十分税

本項は各種雜駁なるを以て内國品と比較を爲し難し

繰綿十分税

該品は衣服若くは蒲團及び一切木綿織物の用に供す然るに本邦に産出する所其需用を充たすに足らざるのみならず其價格も外國品に比すれば左の差異あり

明治十三年中平均

外國產繰綿　百斤に付　紙幣十六圓十一錢三厘

內國產繰綿　同　紙幣二十四圓六十九錢一厘

日本品高きこと五割三分二四

但し右の如く價格に大差ありと雖ども邦人中本邦產のものを以て久しきに耐ゆるとして之を需用するもの間々之あり

染料五分及び十分税

各種駁雜するを以て每種比較しがたしと雖ども多くは本邦に代用すべきものなし故に五分を增税するも需用を減ぜざるべし

熟鐵七分半税

該品は本邦に產出するものありと雖ども其產出する所其需用を充たすに足らざるのみならず我國に製出する所の熟鐵は之を製作に用ゆるに多少の工を費さざるを得ず且錬鐵の業未だ精しからざるを以て其價甚だ

高し故に其需用外國品の如く多からず今其價格を比較するときは左の如し

明治十三年中平均

外國製熟鐵（パーアイロン）百斤に付　紙幣六圓二十四錢

日本製同　同　紙幣七圓九十錢二厘

日本鐵高きこと二割六分六厘三毛

是を以て二分半の增税を課するも輸入を減ぜざるべし

鐵器二十分税

該品は其品種數類ありと雖ども就中著明なる者は鎖庫、暖爐、庖廚具、熨斗其他の家具等の類とす本邦內僅かに一二の製造所あるのみ而も其業未だ精からず且必要の器械備らざるが故に外國品に比すれば其價自から貴し近來外國樣の家作增加するに隨ひ其需用も亦漸次に多を加ふ因て之れに一割五分の增税を課するも決して輸入を減ぜざるを信ず

鉛塊五分税故に變更なし

熟皮十分及十五分

該品の內多くは靴底皮等に供するものなり而して其需用の最多きは海陸軍とす故に其材料に五分或は十分の税を增すも必用缺くべからざるの品に付需用を減ずることなかるべし

麥酒、葡萄酒其他の酒類二十五分稅

該品は他の各國に於ては其種類を分ち「アルコール」の分量に隨て其稅率の高下を定むるを通例と爲すと雖ども本邦に於ては輸入高少數なるが故之を一樣の稅率と爲す而して凡そ各國酒類には大抵高稅を課せざるはなし且本邦に於て之を消費するは富裕者なるが故に之に二割五分の稅を課するも富裕者に取りては實に其所費僅少にして影響を及ぼさざるべし殊に近來歐米風の飮食益々流行に付その需用も亦隨て增加すべし

器械類五分稅故に變更なし

製藥五分稅同前

石炭油二十分稅

該品は本邦に產出する所少量而して本邦產を使用するは僅かに信濃越後三河中の一小部に過ぎず他は種油或は外國輸入の石炭油を用ゆ去五ヶ年間の平均一ヶ年輸入原價百二十九萬圓餘とす然るに之に代用すべき種油は其光輝太た薄弱なるのみならず其價石炭油に比すれば甚だ高貴なりとす其價格を比較するに左の如し

明治十三年中平均相場

外國石炭油一斗（四ガルロン）に付　紙幣一圓〇六錢

日本種油同　紙幣二圓四十四錢三厘

石炭油より高きこと十三割〇四厘七毛

右の差異あるが故に一割五分の増稅を課するも決して需用減ぜざるを信ず

食料五分稅

紅花五分稅とす故に變更なし

絹綿布類二十分稅

本項は各種雜駁するを以て每品の比較を爲し難し

砂糖二十五分稅

該品は食用其他菓子類に用ゆる甚だ多く生活上必要のものなり故に其需用漸次に增加し去る會計五ヶ年間を平均するに一ヶ年凡そ三百萬圓以上に上れり實に輸入全額十分の一餘を占め貿易上主要の品とす之を我邦に產出する砂糖の量に比較するときは左の如し

明治十三年中產出高

日本產出量　六千五百四十四萬四千五百二十九斤

去る會計五ヶ年間平均一ヶ年

外國輸入の量　五千九百七十六萬五千八百五十二斤

顧みて我邦砂糖の産出すべき地方を檢するに多くは四國及薩摩其近傍島々の地方に過ぎず他の地方は甚だ僅少とす他なし我風土砂糖を生産するよりも寧ろ米麥の類を生産するに利多ければなり現今消費する所の糖量之を全國の人口に配當するときは內外合して僅かに三斤六分四七とす之を歐米各國に於て消費する所の量に比すれば實に少數と云ふべし故に之に二割の增稅を課するも其輸入を減ぜざるべし（別紙甲號の表を見るべし）

右の比例を以て推すときは現に消費する所の量少數なるが故に逐年增加するの景況あるは即ち去る會計五周年間の輸入表（別紙乙號）に依り之を徵するに足れり因て增稅の爲めに必需の用量を減ぜざるは決して疑を容れざるなり

甲號

千八百七十五年英國シモンヅ氏の調査に據る

各國砂糖每一人消費の量

	斤	量		斤	量
濠洲	六四	四三	荷蘭	一八	七七
英國	四七	一〇	白耳義	一七	三九
英領米洲	三八	五五	佛國	一一	六三
米國	二八	三五	瑞典	一二	六八
嗹國	二四	九八	日耳曼	一二	四五

瑞士	一一	九三
墺及匈牙利	一一	三三
諾威	九	五三
葡萄牙	六	三〇
巴西	六	〇〇
希臘	四	九五
白露	四	二一
魯及波	四	〇五
土耳其	二	八五
伊太利	二	七〇
西班牙		四一

乙號 明治十四年六月に終る會計五周年間砂糖輸表

白砂糖

年度	價額 圓	增 圓	減 圓
千八百七十六年	五八八、八三五		
千八百七十七年	七二六、〇九一	一三七、二五六	
千八百七十八年	七〇四、八九一		二一、二〇〇
千八百七十九年	一、〇一二、七七八	三〇七、八八七	
千八百八十年	一、一一六、四七八	一〇三、七〇〇	
合計	四、一四九、〇七三		

赤砂糖

年度	價額 圓	增 圓	減 圓
千八百七十六年	二、一五九、八六八		
千八百七十七年	二、二六一、二四七	一〇一、三七九	
千八百七十八年	二、一二一、九四二		一三九、三〇五
千八百七十九年	二、四四二、九四八	三二一、〇〇六	
千八百八十年	二、四六五、五九九	二二、六五一	
合計	一一、四五一、六〇四		

傘骨十分税

近時本邦内に洋傘を用ゆるは上下の別なく殆んど一般に及べり其需用極めて廣し之を本邦製の竹骨傘に比するに其便利と耐久なるとに依り今該品の價をして五分を騰昂せしむるも需用を減ずることなかるべし

蒸氣船三分稅

本邦造船の術尙幼稺に屬す故に今該品に僅かの增稅を課するも需用に影響を及ぼさざるべし

袂時計

解說時計類の項に同じ

羅紗十二分半稅

該品は近來東京府下に一の製造所ありと雖ども其業未熟にして其品質粗惡且本邦羊毛の產出なく故に本邦製の價格外國品に比すれば自から高し而して製造の量僅かに全國需用の一分を充たすに足らず凡そ輸入の羅紗は專ら海陸軍及び官員華族等の需用する所なり輓今の景況を以て之を觀るに洋服を着用するの風逐年上等社會に行はるるが故に此價をして一割以內を高からしむるも決して其需用を減ぜざるを信ず

綾呉呂十二分半稅

本邦に對比すべき織物なし故に增稅するも需用を減ぜざるべし

縮緬呉呂十二分半稅

該品は本邦に之に類似する毛織物なし從來本邦に於て板〆又は友仙染絹を使用すべき場合に總て之を代用し其用甚だ廣し殊に其外見の美麗なると價格の低廉なるとに依り薄資の者も皆な之を需用するに至れり

去る會社五ヶ年間平均一ヶ年の輸入原價二百八十七萬圓の巨額に達せり今若し該品の輸入なき時は高價なる絹物を用ゆるの外なし故に之に七分半の增稅を課するも決して其需用を減ぜざるや疑なし

ヲルレンス十二分半稅

本邦に代用すべき織物なし故に增稅するも需用を減ぜざるべし

毛繻子十二分半稅

該品は專ら我國從來使用する絹製の裏地或は絹地の袖口竝に襟等に代用す今裏用等の絹地の價に比較するに左の如し

明治十三年中平均

外國產毛繻子	長三十三フート七分五厘 巾一フート二分	紙幣二圓十一錢一厘
日本產裏地絹	同上	紙幣三圓二十五錢

日本絹高きこと五割三分九厘六毛

毛綿雜類十二分半稅

本邦に製造する織物中之に類似するものなし故に每品之が比較を舉げず

木綿絲十分稅

該品は我邦輸入貿易の主要品にして從來本邦に於て一般使用する手工の木綿絲に比すれば其質細美にして

線緒に細大不齊なく織用に最も適し且其價格本邦手製のものに比すれば廉下なるとに依り需用甚だ多く去る會社五ケ年間の輸入を通計平均するに一ケ年六百萬圓餘の巨額に達せり之を輸入全額に對すれば殆んど五分の一を占む

凡そ本邦內に於て製出する木綿織物及び絹綿交織の類該品を使用せざるもの殆んど稀なり而して棉花の供給充分ならず價格廉ならず又工料の騰昂なるとに依り寧ろ外國製の綿絲を購求して以て使用するを便利とす

明治十四年中東京平均相場

外國產繰綿　百斤に付　紙幣十八圓四十五錢

內國產同　同　紙幣三十三圓七十六錢

日本產繰綿を用ひ手工を以て織絲を製するときは概略左の如し

繰　綿　百斤に付　此代紙幣三十三圓七十六錢

手工紡績料　同　此代紙幣四十四圓四十錢

內　譯

一日一人に付綿目方三十六匁を紡績す

一日一人婦女子最低の賃錢を十錢とす

百斤に付　　四百四十四人を要す

右の計算に據るときは

手績木綿絲　百斤に付　　　　　紙幣七十八圓十六錢

明治十四年中平均相場

外國製木綿絲　百斤に付　　　　紙幣五十三圓〇四錢

日本製木綿絲の外國製より高きこと四割七分三厘六毛

右に比例なるが故に到底本邦産棉花の價格及び紡績の費用大ひに減省するに非らざれば決して外國産と競爭を望む可らず然るに我邦の風土概ね米麥茶生絲等を産するに利ありて棉花に利あらず此に由て之を觀れば今之に五分の増税を課するも敢て需用を減ぜざるを信ず

石炭

豆

米

茶鉛

是等の各品は必用物なるを以て五分の税とす之れが爲めに需用を減ぜざるべし

會議錄　第七

四月五日集會

出席各員

日本　井上馨殿　鹽田三郎殿

墺地利匈牙利　ゼ・シブアリヱー・ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿

白耳義　スクリーブ殿

佛朗西　ギュヨーム・ド・ロケット殿

日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデッヘル殿　サッペ殿

大貌利多泥亞　サー・ハレー・ヱス・パークス殿

伊太利亞　ゼ・シブアリヱー・イ・マルテイン・ランシアレス殿

和蘭瑞典諾威丁抹　フアン・デル・ポット殿

露西亞　バロン・ローゼン殿

西班牙　ゼ・シブアリヱー・ドン・ルイス・デル・カステイロ・イ・トリゲロス殿

米利堅合衆國　　　　ゼ・オノレブル・ジョン・エ・ビンハム殿

トニー・コント氏は不日佛國代理公使たるべければ亦同く出席す。

第六會議錄に記名し了る。

會頭曰く本會の開設以來各議員の間に交換したる意見を察すれば既に各位の代理ある政府に於て好情を表せられ且つ雙方にとり均しく利益ある結果を致さんことを偏に希望せらるる意衷を充分に示されたるが故に本員は税率案に議及する前に今般我政府が其外交上の關係を擴充するの目的を以て提出せんとする讓與の件に付聊か陳述して各員へ披露するも大に然るべしと思考し殊更を佛朗西公使の不日將に歸途に就かれんことを承はり隨て右陳述を速に爲さんと欲するの意一層加はれり是れ該公使其本國に歸着の節此重大なる問題に付日本政府の意見如何を其政府へ開申し得ることを希望すればなり仍て左の覺書を誦讀せんことを請ふ是即ち其提出する讓與の據て基礎とする主義の大綱を擧るものなりとす尤も其細目の如きは他日に讓りて討議に供すべし。

當豫議會開設以來在本邦各國人民の權利を擴充するの一義に議及することの今日に至るまで遲延に及びたるものは實に拙者の此一義に就き發議せんと欲する所の事たる我政府の爲めに最も深思熟慮を盡さざるを得ざる至重至要の件に係るに因り實に不得已に出たるなり偖本日拙者の提議せんと欲するは抑も我國泰西各國と締盟以來外交上の全局に大關係ある未曾有の事たり其事とは他なし今や我が日本政府は大に通商貿易を旺盛にし且各國との交際を益々鞏固ならしめんが爲め或る約束に於て以て全國を外國人に開かんと欲すること是也實に此一事は我政府の力を以

て爲し得べき讓與中の最價値あるものたるは各員に於ても皆同意ならんこと余が疑を容れざる所なり蓋し此事たるや殆ど各員意想の外に出たるべしと雖ども我國維新以來國是の存する所遂に此に至るは是れ只自然の情勢なり而して我政府の常に大に目的とする所は宇内普通の公法及び道德の主義を採用し終に以て現時の列國と聯立するに至らんことを期するに在るは我政府當初よりの政術を注視したる人々の能く察知せらるる所なるべし且つ維新の初業及び漸次各般の改革を行ひし事蹟は各員に於ても多くは親しく之を目擊せられ其間我政府が爲めに幾多の艱難に遭遇し而して確乎と其方向を動かさざりし事實は是亦た了知せらるる所なり今其事歷を縷述せすと雖ども封建制度を廢し隨て人民の權利を同等にし又た施政の方法を改革し行政と司法とを分離し或は敎育普及の制度を設け耶蘇敎の禁を寛にしたる等其最も著しきものとす其他外國の學術及び機械の運用より大に萬般の進歩を開きたるを看よ郵便の制を立て萬國郵便の聯合に加入し又電信を架し鐵道を布き又沿海に燈築せし等の如き是なり特に各員の注意を請はんと欲するものは我國の法律及び裁判法の改正にして即ち近代の主義に基き刑法治罪罪を新定し以て身體財產の保護を全からしめ且各員の記存せらるるが如く曩きに勅令を以て代議政體を創立すべきを期定させられたるは是れ實に漸次進歩を主とする國是を圓滿成就するものたり此容易ならざる多年の事業を爲し得たるものは内に在ては幸に人民愛國の至誠に出る盡力に因ること多く又た外に於ては實に歐米開進の事跡之れあるが爲めに我國進歩の改革を行ふに當てや來事情に適する限りは修心の道なり政治の法なり皆此泰西の實例に因らざるはなし然らば則從來の事業に於ては各國の帮助恩惠實に淺少ならず拙者我國に代りて深く之を謝せざるを得ず今や各國の誘導に因て旣に判

然迷ひなきの道に入りたるが故に初め我が古來鎖國の頑夢を破りて開化の道を知らしめたる各國に取りても將來必ず滿悅の結果と成るに至らんこと拙者の確信して亦自から誇稱する所なりとす。

當國の政府並に人民に在ては決して其勉力を撓めずして益々制度の改良に從事すべきは拙者の玆に確言する所にして此制度改良の業は初め各國政府の翼賛に由りて端緒を開きたるものにして仍ほ將來内外人の倶もに企圖する德義智識と並に實際上共同の利益は以て日本をして愈よ各國と親密ならしむるに至るべし。

然るに玆に不幸にも當國於て内外國人の自由親睦なる交際を妨ぐる二三の障碍依然と存在するものあり現行條約に依て外國人は唯狹隘なる開港場以内に於てのみ居住し交易するを許さるるなり如此き舊制の遺風は事情時勢今日と甚だ相異なるの當時にありて行なはれしものなれば當政府の見込に於ては宜しく速に廢除すべきものとす爾來我國の外交年を逐て開達し且つ内地文化の進歩如何を察すれば右の如き障碍は須らく之を除却せんこと尤も希望に堪へず且つ苟も内外人の間行政上及び司法上の制度を異にし雙方相離間するに於ては則ち貿易上眞實の利益は必ず之が爲めに痿痺して振はず彼是の間親睦なる交情を熟達せんと欲するとも得べからざるなり。

當政府は從來常に時機の臻るを佇望し即ち外交及び貿易の開達を加へんが爲め右に述る障碍を爰に撤去し得たりと自から前んで斷言し得るの時機を俟つこと玆に久し。

此時機たるや當政府の見込に於ては早く既に今日にありと認めたるが故に日本全國を外人に啓きて其日本法律に服從する上は何の場所を問はず入居するを許可せんことを際議す故に即ち外國人民は日本人民同樣の制限に從て國

內何れの地たりとも隨意に旅行し居住し且つ動產不動產を所有し商賣產業を營なむの自由を許與せんことは當政府今日に在て異議なし是れ拙者の欣然敢て各位へ報道する所なり斯く報道を爲すに臨み拙者は各位の好意英明なる補助を仰ぎ當政府をして遂に此目的を達するを得せしめんことを冀望す。

此新制度を施行するの日に於ては則ち外國人民は從來海濱なる僅少の開港場內にて施用せるものとは全く殊別なる裁判權に服從せざるを得ざることは各位の公義正道に於て是認あるべきは聊か疑を容れざるなり夫れ公衆の秩序安寧を保たんには必ず我國の法令を齊しく國內に在て其恩澤を蒙むる居住人民へ一樣に施行するを要するは勿論なれども外國人民の爲めに謀るに凡そ公正至當なりと認むる保證と免除とは之を付與することを怠らざるべき旨を茲に陳述す右の保證と免除は即ち各國人民の果して新制度に服從して充分其安全を享有するや否やの疑團を悉く各位の胸裏より融解せしむるに足るべしと深く信用す。

仍ほ當政府提出の策案に付ては他日明細の書面を以て詳密に報道する所あらんとす此策案は外國人民の利益安全を深く顧慮して調製したるものにして即ち凡そ其管轄に關する特權の之を付與して差支なきものは咸な付與せんことを決定す。

若し前述の如き條款を立て以て此の廣大なる變革を爲さんことに付き雙方同意の上は則ち拙者は其舊新轉移の爲めに數年間の準備期限を設けんことを茲に提議す此期限間に外國人民は商業の爲め自由に內地を旅行するの許可を得べく而して日本政府其期限內は他日上に揭ぐる諸種の權理を讓與すべきの時に至り要求するが如き裁判權の施行

を請求せざるべし然れども內地に於て內外人民の間に起る民事並に刑事訴訟に付裁判實施の爲めに必要にして且つ我政府に於て國家の秩序安寧を保持するに要用なりと認むるものだけを施行せんと欲するのみ右準備期限の設置は以て日本政府の爲めに其司法及び行政上の制を整頓せしむるの猶豫を與へ且つは外國人民の爲めには新制度に向て用意準備するの機會を獲せしむるなり。

以上陳述する策案の大意にして此策案は即ち各委員の了察ある如く以て內外人交際の面目を一新し其交通や自由にして復た制限あるなく且つ雙方の利益を與ふることとなるべし此策案は以て外國輸入品の爲めに新に廣大の市場を得せしめ又た以て外國資本を招誘し隨て工業貿易の盛昌を致すに至らん是よりして內外の友誼を厚ふし雙方利益の關係を愈ょ鞏固ならしめんことは更に疑を容れざるなり拙者は右に所述の精神を體し敢て本案を各位に提出し其好意英明なる熟慮に付せられんことを望む。

英國公使曰今會頭の演述は余の尤も意を留て聽取する所なり斯の廣大なる議案の基原たる高尙の主義は實に一般の稱贊を致すに足るべく而して日本政府常に其自國人民及び外國人の自由の權利を伸張せしめ雙方人民の交際をして益々親密ならしめ日本國の旺盛を致すべき貿易を開達せしめんが爲め其國是を泰西諸國に摸擬せんと盡力せらるは必ず我政府に於て賞感して措かざる所なるべしと思考す猶ほ此廣大なる策案に付本員は先づ會頭の目今調製中にして且つ必ず其要用なる細目を備へたる別の議案書を考究したる上ならでは一の定說を陳述し得ず此細目を揭げたる書面を會議に差出されたる節に至り厚意を以て切實に之を熟考すべしと雖も凡そ廣大の改革と實行との爲め多

少の年月を要し而して其成効を奏するは其策の果して實際に適し且つ現時の情勢に應ずるや否やに職由する旨を茲に一言し置くべし。

獨逸公使曰く本員に於て亦實に會頭の演説を深く欣喜して嘉納するの外は之れ無く殊に、皇帝陛下の政府に於て將に日本全國の外交の爲めに開かんと企圖せらるることを承はるは欣然に耐へざるなり尤も此論題は一の新案なれば本員は未だ之れに付政府より何等別段の訓達を得ざる儀なれども蓋し只今演述ありし宣告は必ず我政府の滿足して嘉納あるべきことと察せらる余も全く英國公使と同樣に右發議の細目は一同の甚だ得んことを希望するものにして必ず締盟各國に於ては最も精思熟考を此に加ふるべきことと疑を容れざるなり抑も如斯き至大至重の議案は實際困難の多きを免かれざるは余の了知する所なれども余が力の及ぶ限りは此困難を排除せんことを甘んじて負擔し且つ同僚各員の協力と雙方の好情とに賴りて以て滿足なる理辨法を得るに至らんことは敢て確信する所なり井上閣下提出の策案は未だ其細目を致さざれども余の鄙見に於ては若し之を施行するに熟慮を加へ且つ内外一般の利害に篤と注意あるときは必ず外交竝に貿易の道に於て一層の開達を致して其善策たること毫も疑ふべからずと考察す。

墺地利匈牙利公使は獨逸公使の演述ありし意見に悉皆同意なる旨を述ぶ。

和蘭公使竝に露國代理公使は獨逸公使と意見の同一なることを告ぐ。佛朗西公使曰く余は井上君の日本政府に代りて披露ありし此提議を領得し其寛大なる精神に至ては感銘に堪へざるなり此考案は必ず佛朗西に於て嘉納あるべ

きこと毫も疑を容れざるなり本員も亦英國公使同様に本題に付き意見の陳述を見合せ日本政府の他日詳細の說明を得て其今日當會へ提出ありし策案を實際擧行するには如何なる保證あるやを示されんことを俟つべし。

西班牙代理公使は佛國公使の演述に盡く同意なる旨を告ぐ。

伊多利代理公使曰く今會頭の宣告ありし儀に對しては余只だ深く日本政府の最も寬裕大度の策案を決定ありしことを敬賀するの外他事あるなし寔に如此き策案は即ち當今の時勢に適せざる一種の梗塞を除却すべきものにして早便我政府に報告すべし其報知の伊多利亞に達するや必ず最好の感覺を生ずるは疑なく是即ち眞に余が我政府に代て其心思を明言するものなり本件に付未だ內地開通の讓與に添附する制限約款を承知せざれば本員も英國公使竝に獨逸公使の陳述ありし所に同意するなり。

白耳義代理公使も亦英獨兩公使の演述と同意なる旨を告げ且つ謂く如斯き寬裕なる政策の實施に付若し予が職制の權限內に於て能く助力を致して裨益するに至らば洵に至幸の事と考察す。

外務卿云く拙者の發議を各員の快く受容せられたるは寔に欣怡の至に堪えず而して各員其心情の懇篤なるを表せられし段拙者より我が　皇帝陛下へ奏上するは拙者の一大快事なり如此き廣大なる計策は各員の懇篤なる補翼を以てするに非ざれば何ぞ能く實施擧行するを得んや故に只管各員誠實の協力を冀望するなり蓋し此策たるや或人の說の如く事太た廣濶遠大なり雖然當政府に於て讓與すべきものは何を以てせば最も可ならんかと拙者實に久しく深思熟慮を盡したるに到底區分或は小讓與を爲さんよりは寧ろ一大讓與を爲すに若かずと考定したり抑も斯く意見を決

定せし由縁は他なし日本政府前述の如き小區分ある譲與をなし之を實行せんと欲するにも必ず先づ外國政府に向て其裁判權の或る部分を我に譲與せんことを請求せざるを得ず而して此區分ある譲與を制限約束を以て取極むることは蓋し拙者が今茲に提出する寛大の辨法即ち雙方譲與の能く其權衡を得たるものに比すれば外國政府に取ては却て之を行ひ難かるべしと信ずればなり今や則ち此政略採用の好時機にして拙者の意見に據れば日本は今を距る二十餘年前初めて諸港を開き外國と交際を結びし當時の形勢に比すれば今此策案を實行する方遙かに容易なるべしと思考す是を以て各員に於てす必ず之を協賛あるべきを確信するなり尙ほ細目の考案は不日に之れを本會に提出せんとす。

英國公使曰く本日は稅目案を議すべき筈なれば外國各委員は既に該案閲覽の上先づ大體の意見を陳述するの用意あり然れども日本政府要請の增稅の事と其締盟國に對し之に報酬せらるべき譲與の事とは相互に密着の關係之れあるに因り稅目の密議は姑く他日の會に譲ること會頭の便宜とせらるる所なるべしと思考す仍ては會頭は燈稅噸稅の案を本日此會に提出せらるべきか。

外務卿答て曰く該案は未だ本日提出の運びに至らず。

夫より獨逸公使の發議にて各員稅目案に付其總體の意見を陳述することは次會に延期すべきことに同意す而して次會の期は四月廿日を以てすべきに決定す。

時に佛朗西公使はトニー・コント氏を紹介し氏を此會の佛國委員として已れに代るべき旨を述ぶ。

會頭ロケット氏に向て氏が此會に於て終始平和懇切の情を表せられたるを謝し而して氏が當國を去ることを惜み併てトニー・コント氏の佛國委員たることを欣諾す。

英國公使其同僚に代てド・ロケット氏の助力を失ふは眞に遺憾なりとの情を述べ併てコント氏を歡迎す。

畢て午後三時三十分退散す。

會議錄 第八

四月二十七日集會

出席各員

日本　臨田三郎殿

墺地利匈牙利　ゼ・シブアリヱー・ホッヘヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿

白耳義　スクリーブ殿

佛朗西　トニー・コント殿

日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデッヘル殿　サッペ殿

大貌利多泥亞　サー・ハレー・ヱス・パークス殿

伊太利亞　　ゼ・シブアリヱー・イ・マルテイン・ランシアレス殿

露西亞　　バロン・ローゼン殿

西班牙　　ゼ・シブアリヱー・ドン・ルイス・デル・カステイロ・イ・トリゲロス殿

亞米利加合衆國　　ゼ・オノレブル・ジョン・ヱ・ビンハム殿

日本政府副委員鹽田氏云く本月二十日の會議は井上外務卿病氣の故を以て延會せり右に付同氏には病氣療養の爲め無餘儀當府を去られしことを今日の各員へ報道するは拙者に於て遺憾の事なり偖前會に定めたる議事の順序に從て日本政府委員は內地開通の考案に付其細目を次會に通知すべき筈なれども此は外務卿自から通知せんと希望せらるるに付其件に關する陳述は姑く之を舍きて同卿歸京の上に於てせんことを欲す隨て今日は即ち第八類なる燈稅、港稅、船稅の事を議せられんことを望む。

此發議に會員咸く同意ありたれば鹽田氏は左の演述を爲す。

日本政府に於て從來建設し且つ今日維持する燈臺三十五、竿燈三、燈船三、浮標八、及び、標五あり而して各委員へ差出したる諸表に依て知らるる如く其建設費は合して百十四萬二千百二十一圓にして其維持に係る費用は明治十四年（千八百八十一年）六月三十日迄即ち十三年間の合計三百十二萬三千二百七十六圓と成る因て右總體の經費は明治十四年六月三十日迄に都合四百二十六萬五千三百九十七圓なり加之尙ほ燈臺二十二を新設せんことも旣に企定し其中一二は今日最早築造に取掛りたるものあり。

千八百五十八年の條約竝に其後取結びたる條約書に定むる所にては日本政府は外國船舶より一も噸税を課收するを得ず唯税關吏をして船舶の入港と出港の爲め或る手數料を定め之を取立ることを得せしむ即ち其噸數の大小に拘はらず毎船の入港に付十五ドル、出港に付七ドル宛を賦課するなり。

右の如く外國貿易に關する船舶より收入したる税金は幾何なるや試に千八百八十一年六月三十日迄の一周年の歳額を査すれば凡そ一萬四千七百三十五圓と成る而して之を拂ふたる船舶の噸數は六十七萬七千九十二噸なり。

是に因て觀るときは日本に於て外國貿易を營なむ船舶は只纔かに毎一噸に二錢餘の税を拂ふに當るべし而して一切の噸税、港税、燈税其他各國にて通例取立る諸種の船税を免かれ且つ他の税關手數料を拂ふことゝなし。

斯く收入したる税額を以て諸燈標の建設竝に保存の費額と比例すれば寔に瑣々たるものにして小船とても巨大の郵船同樣の税額を課することは甚だ不公平にして穩當ならざるものゝ如し。

合衆國に於ては自國の船舶竝に條約或は他の取極めにより自國船同樣の地位を占むる外國船舶には毎一噸に付三十「セント」の噸税を納めしむ但し此取極なき外國船は入港の都度毎噸に燈税五十「セント」及び毎年每噸に噸税五十「セント」宛を納めしむることゝなりと聞けり。

英國に在ては港税の歳入實に二千萬ドルに昇り即ち英國諸港に來往する船舶は毎一噸に五十「セント」を拂ふ割合なり英國にては噸税竝に燈税を賦課し其課法は必ずしも國内一樣ならず然れども「リヴハプール」に於ては外國貿易に從事する諸船舶より取立る所大抵毎噸平均六十「セント」に當る其中燈税は諸燈標の建築費と其維持費とに

より之を割出し又噸稅を課收するは以て該港保存の爲めに要する費途に充るものとす。

佛朗西の噸稅は物揚場、港、燈臺、撿疫等の諸稅を込むるものにして平均殆んど每噸に付二「フランク」半を課す。

蓋し締盟各國は今日皆な其外國貿易に關する船舶より直接或は間接に噸稅竝に燈稅を收入するも獨り日本政府は未だ此課稅を以て一も歲入を收るを得ざるなり。

淸國に於ては一噸に付五十八錢八厘の噸稅を課して燈臺の費用は此を以て支拂ふものなり淸國の海濱に在る第六等以上の燈臺は其一基を除くの外は都て千八百六十七年以來の設置にして多分は千八百七十年以後の設置に係るものなり。

右に述ぶる如くの事實にして天津條約締結以來斷へず前述の噸稅を取立てたるを以て之を推察するに淸國の諸燈標の費用は右噸稅を以て償却し來りしこと疑を容れず。

顧みて日本の實況を觀るに我政府は是迄數多の燈標を建設し且之を保存せりと雖も未だ嘗て其爲めに稅金を收納せしことあらず而して其旣に費せし所の金額は四百萬圓以上に達せり是に因て今般噸稅竝に燈稅を賦課して殆んど諸燈標の歲費即ち凡そ十七萬六千三百六圓を補償し得べき程の金額を我開港場に出入して海外貿易に從事する諸船舶より取立るも蓋し外國政府に於て異議なかるべきを信ずるなり。

今我諸開港場に出入して海外貿易に從事する通常船舶より每噸銀貨五十錢、郵便船より每噸四十錢の稅を四ヶ月

毎に取立るときは一個年凡そ十五萬八千八百八十八圓の歳入を得可し即ち昨年度の諸燈標保存現費に比すれば仍ほ一萬七千四百十八圓の不足なることを知るべし。

右噸税及び燈税を拂ふべき諸船舶の總噸數を以て右の收額を除するときは則ち一噸に付平均二十三錢八厘と成るなり。

今般我政府の賦課せんとする税額は渾て燈税及び噸税の諸目を一切包含し且つ其諸燈標創設以來既に十五年を經過したる等の事實を顧るときは日本政府の要求して至當なりと思考する税額よりは却て甚だ低廉なるを覺ゆるなり然れども諸開港場に出入する船舶の總噸數の今日尙ほ僅小なることを察し且つ運輸の業を進達せしめ以て我外國貿易の繁盛を致さんことを希望すると因り當政府は其要求する所を制限して航海事業を妨害せざる程の度を超過せざらんことを慮るなり。

サー・ハレー・パークス氏曰右議案中に郵便船と他の船舶とに課する税額に區別あるは實際上必ず不便なるべしと思考す其故は郵便物の運送は必ずしも約定の郵便船に限らず即ち同一の船にして時としては郵便物を運輸し又或は否らざることもあれば遂に兩樣の船類に屬すべければなり因て通常船舶にも郵便船より高く課税せざること可ならんと察す仍ほ又F表に記載ある日本船帆の僅少なることに注意あらんことを乞ふ即ち郵便船八隻、通常船舶四隻風帆一隻あるのみ思ふに日本商船の外國貿易に從事し且つ其諸開港場の通商に關するものは蓋し唯十三隻に止まらざるべし。

鹽田氏曰沿海貿易に從事する日本船舶は爰に算入せず此等の船舶には他に課する稅租あればなり。

サー・ハレー・パークス氏答て曰若し噸稅を課するの目的をして諸燈標の保存費を償却するに在らしめば此稅を獨り內外人所有の外國行の船舶のみより徵收すべからざるなりと思考す外國船は唯開港場こ於てのみ通商し得るが故に全國海岸にある諸燈標の利益を充分享受せざる間は右保存の全費を外國船に課するは公平の道にあらざるべし。

鹽田氏曰我燈臺は總て內外船舶の航海の爲め要用なる地に於て皆な之を建設したることにして海岸中一二の場所を特に偏惠するの意曾て之れ無きことは燈臺圖に於ても明かなるべし仍ほ又日本船舶の外國貿易に從事するものは之を外國船と同一に視倣して乃ち外國船同樣の燈稅を收納す故に外國貿易に從事する日本船舶と外國船舶とは其性格に於て同一なり。

又淸國に於ては是迄二十年餘も五十八「セント」の稅を賦課し來れり即ち今般當政府の提出する稅額より遙かに高等なり其上淸國の燈臺は日本の燈臺に比すれば下等なるもの多し故に此引例は亦以て當政府提議の公平なることを示すに足るべしと思考す。

サー・ハレー・パークス氏の發意に因て締盟國委員鹽田氏の陳說に對して其意見を述ることは次會迄延引すべしと議定す。

右畢て午後三時半散會す。

附錄

明治元年七月より同十四年六月まで燈臺燈船浮標礁標建築並に維持經費表（A）

地名	竣工年月	建築費 圓錢	常費 圓錢	通計 圓錢
燈臺				
相州觀音崎	明治元年	八、五四七・八一、七	一九、八二五・三三、六	
武州品川	〃 三年	二、〇九八・八七、三	六、二八三・九四、四	
相州城ヶ島	〃	二、一三四・二八、一	九、一〇〇・五八、六	
紀州樫野崎	〃	四一、一〇一・六八、九	二五、九七九・五六、七	
同州潮岬	〃	六三、九五二・一二、七	三四、四六七・五二、四	
房州野島崎	〃	二三、〇八八・六七、八	三八、二〇三・二〇、七	
相州劍崎	〃 四年	三五、一九〇・〇四、九	三四、一八七・二五、九	
豆州神子元島	〃	一〇九、八七一・八三、八	五七、二六二・一五、一	
同州石室崎	〃	二、四八三・一八、一	九、六九二・五一、八	
攝州目標山	〃	六、六五〇・八九、二	一四、一五六・四九、四	
同州和田岬	〃	一三、八一〇・一一、二	一三、二四一・九六、九	
淡州江崎	〃	二八、七二九・二〇、五	二六、三六六・三四、九	
長州六連島	〃	二四、二二四・八九、四	一三、一〇三・四九、四	
肥前國伊王島	〃	二三、三九六・三七、一	三八、八八六・二一、三	
隅州佐田岬	〃	六八、二八七・〇九、三	四二、二二六・二四、八	

志州安乘崎	〃	五年	一三、三四四・〇八、一	一一、一三一・六九、九
紀州苫ヶ島	〃		二三、四六一・八五、三	一八、六四八・一三、二
豐州部崎	〃		二三、八五一・五五、四	一六、六〇六・四三、二
根室國納沙布崎	〃		二、八七二・九八、四	九、八七九・九九、九
志州菅崎	〃	六年	九、三四一・二九、九	一〇、九五一・四三、一
讃州鍋島	〃		一六、四六二・八〇、〇	一一、二〇八・八九、五
豫州釣島	〃		一九、一四五・八四、六	一四、四六二・二七、〇
長州白洲	〃		一〇、〇四九・一五、九	一一、八九八・九七、五
武州橫濱	〃	七年	七、三五一・三一、五	八、八八三・六二、四
遠州御前崎	〃		三三、四二二・八五、八	一七、一六〇・三九、七
下總國犬吠崎	〃		四四、八二四・八八、八	二〇、四二五・七五、九
武州羽根田	〃	八年	一四、六四六・八二、〇	一一、九一〇・五八、七
長州角島	〃		四七、〇三八・六一、九	一三、九〇四・四〇、〇
筑前國烏帽子島	〃		七二、八九五・一一、八	一八、〇三六・二八、七
陸前國金花山	〃	九年	五六、二五五・五〇、七	一七、二九七・〇四、一
陸奥國尻矢崎	〃		七三、五九九・八一、〇	一一、五五五・四〇、二
肥前國大瀬崎	〃	十三年	四九、〇九五・〇一、三	五、九一五・六〇、三
同國ロノ津	〃		四、一六二・二七、三	九四六・四〇、〇
同國蔭尾島	〃	十四年	五、三〇八・四〇、六	六三二・一七、六
越前國立石岬	〃		一六、八四八・八二、七	四二〇・二九、〇
竿燈				
武州橫濱	明治四年		二五〇・四九、九	四、〇七八・五〇、九

根室國辨天島	〃五年	四三〇・三四、二	七、九二七・九一、五	
播州神戸	〃十年	一、四四二・五五、五	二、八一九・	
通計		九九八、六六九・九二、六	六三五、六八一・	一、六三四、三五一・一〇、一
燈船				
武州本牧	明治二年	三〇、二八七・〇七、四	六四、八五四・	
渡島國函館	〃四年	二九、八九四・七四、六	四六、二一五・	
豫備船	〃十年	二三、八七一・三三、六		
通計		八四、〇五三・〇四、六	一一一、〇六九・五四、六	一九五、一二三・九九、二
浮標				
武州横濱	明治二年	三、三三六・二八、八	二、〇〇三・五七、九	
同州羽根田	〃四年	三、二〇八・五七、〇	二、二六八・八〇、一	
上總國富津	〃	三、三九一・一二、九	三、〇四九・一六、四	
長州赤間關	〃六年	一三、〇二八・六三、六	五、七八一・四九、六	
播州明石	〃九年	二、五六九・四五、四	一、九一三・八八、六	
陸中國釜石	〃	六二七・二九、六	八二・〇七、八	
豫州神殿島	〃十三年	一、三四二・六四、三	二三九・八一、七	
羽後國船川	〃十四年	七五〇・〇八、〇	一三・三六、〇	
通計		二七、一四四・〇九、六	一五、三四六・一八、一	四二、四九〇・二七、七
礁標				
長州赤間關	明治四年	一、五六〇・二六、八	七一九・九九、八	
肥前國伏瀬	〃十年	二五、七三三・四〇、四	八四・八一、四	
陸中國釜石	〃	一、一六六・一三、〇	・五〇、〇	

備後國細島	〃 十三年	三、〇六四・五六、三	六・一〇、〇	
肥前國平瀨	〃	七二九・七五、四	二三四・八四、一	
通計		三三、二五四・一一、九	一、〇四六・二五、三	三三、三〇〇・三七、二
再掲				
燈臺及竿燈		九九八、六六九・九二、六	六三五、六八一・一七、五	
燈船		八四、〇五二・〇四、六	一一、〇六九・五四、六	
浮標		二七、一四四・〇九、六	一五、三四六・一八、一	
礁標		三三、二五四・一一、九	一、〇四六・二五、三	
通計		一、一四二、一二一・一八、七	七六三、一四三・一五、五	一、九〇五、二六四・三四、二
雜費即ち廳費、俸給、燈臺船等の費用				二、三六〇、一三三・四六、三
合計				四、二六五、三九七・八〇、五

明治十三年度燈臺局經費表（B）

科目	圓　錢　厘
俸給	
書記官俸給	四、八〇〇、〇〇、〇
屬官俸給	七、四三〇、〇〇、〇
技長俸給	六〇〇、〇〇、〇
技手俸給	四、八二五、〇〇、〇
燈明番俸給	二一、六四四、五〇、〇
雇員俸給	三、〇五八、九〇、三
雇外國人俸給	三、七三七、五三、二
通計	四六、〇九五、九三、五
雜費	
旅費	六、一四一、六〇、〇

滿年賜金	三一七、五〇〇、〇
被服費	九〇二、〇〇〇、〇
雇給	二、六五八、七三一、一
諸手當	一五七、五五〇、〇
諸手數料	八六〇、五〇〇、一
死傷手當	三三、一七、一
外國人給與	二、五六五、六〇〇、一
通計	一三、六三六、六五四、四

廳費

備品	五五〇、一九、九
器械費	三、八三二、九九、三
消耗品	一、二七九、八二、四
印刷費	一五七、六一、〇
郵便税	八九、五六、〇
電信料	一七四、三八、〇
運搬費	三九九、八七、二
諸費	一六八、〇〇、五
附屬船費	三九、三四、七
雜費	七九七、二〇、〇
通計	七、四八八、九九、〇

修繕費

本局各舍修繕費	四、九八二、三二、七
外國人居館修繕費	四六二、二六、八
本局波止場起重器改築費	五四三、九五、五
本局構柵修繕費	八三三、三六、二
本局文庫建替費	二九一、八七、〇
通計	七、一一三、七八、二

燈臺及諸標建築修繕費

肥前國福江島燈臺新築	六、五九九、九六、六
同國伏瀨礁標再築	二、一七二、六八、九
起前立石岬燈臺建築	九、五一〇、五四、九
肥前蔭尾燈臺建築	三、七七七、八九、四
同國平瀨礁標建築	五三五、〇五、四
越前敦賀港燈臺建築	四、六二一、七五、七
長崎港燈臺建築	一、五三〇、五一、二
羽後船川浮標建築	七五〇、〇八、〇
各所燈臺并賭標修繕	一二、四〇二、九七、九
通計	四一、九〇一、四八、〇

燈臺及諸標費

雇給	七、四六五、九四、一
諸手數料	七、五
備品	一、五三五、〇六、八

消耗品	一八、二三〇、〇一、五
郵便税	八〇、九〇、六
電信料	一二、六三、〇
運搬費	一、六〇九、一一、五
附屬船費	三二二、九三、〇
雜費	四一、二〇、〇
通計	二九、二九七、八八、〇

明治艦費

屬官俸給	三〇〇、〇〇、〇
技手俸給	一、〇八五、〇〇、〇
傭員俸給	五〇、〇〇、〇
雇外國人俸給	二二、九二七、七二、八
旅費	一二、九〇、〇
雇給	七、一四七、二四、五
雇外國人給與	二、五一三、一〇、六
備品	八九〇、七八、三
消耗品	一三、五八〇、五七、五
連搬費	一〇六、二五、五
賄費	三、一八七、三三、四
療養費	一七、一九、九
死傷手當	六三、九〇、二
修繕費	八、〇七三、六四、八
雜費	一二七、八〇、六
通計	六〇、〇八三、四八、一
償戻金	一八六、三六、〇

再掲

建築費	二九、四九八、五〇、一
維持費	一七六、三〇六、〇六、一
通計	二〇五、八〇四、五六、二

日本沿海燈臺之圖　明治十五年四月調製　（C）

（地圖略之）

日本燈臺燈船便覽表　明治十五年一月一日改正　（D）

（表略之）

表　（E）

此表は明治十三年度中日本開港場へ入港せし海外貿易に關係せる諸船舶の噸數を示し且郵船には每噸四十錢其他の船舶には每噸五十錢の噸稅及び燈稅を課し孰れも四個月に一回之を取立るときは其收額概算幾干なるやを示すものなり。

納稅度數	郵船噸數	其他の船舶噸數	總噸數	收稅額（圓）
一	一、九〇〇	一六五、〇五三	一六六、九五三	八三、二八六・五〇
二	一、九五九	二六、四〇八	二八、三六七	二七、九七五・二〇
三	三一、四七四	六、五七二	三八、〇四六	四七、六三六・八〇
合計	三五、三三三	一九八、〇三三	二三三、三六六	一五八、八八八・五〇

入港度數總計……………………六五五回
入港噸數總計…………六六八、六三六噸
入港ノ總噸數ニ對スレハ右ノ稅ハ一噸ニ付二拾三錢八厘ノ割合ナリ

表（F）

左の表は明治十三年度中海外通商に關係せる船舶の艘數各船の入港度數及び噸數を示し且郵船には每噸四十錢其他の船舶には每噸五十錢の噸税及燈税を課し孰れも四ケ月に一回之を納めしむることゝすれば其收額概算幾千なるやを示すものなり。

船名	入港船數	入港度數	總入港度	課税噸數	總入港噸	一個年每噸税	税額	税額總計
郵船								
隅田丸	一	八	八	八二六	六、六〇八	〇、八〇〇	六六〇、八〇	
新潟丸	一	一〇	一〇	一、〇九六	一〇、九六〇	一、二〇〇	一、三一五、二〇	
九重丸	一	四	四	一、一三三	四、五三二	〇、八〇〇	九〇六、四〇	
高砂丸	一	一二	一二	一、二三九	一四、七四八	一、二〇〇	一、四七四、八〇	
玄海丸	一	一三	一三	二、〇〇〇	二六、〇〇〇	一、二〇〇	二、四〇〇、〇〇	
廣島丸	一	一三	一三	一、九〇〇	二四、七〇〇	一、二〇〇	二、二八〇、〇〇	
東京丸	一	一三	一三	二、一四〇	二七、八二〇	一、二〇〇	二、五六八、〇〇	
名護屋丸	一	一	一	一、九〇〇	一、九〇〇	〇、四〇〇	七六〇、〇〇	
メンサレー號	一	九	九	一、五〇二	一三、五一八	一、二〇〇	一、八〇二、四〇	
タネイ號	一	九	九	一、七三五	一五、六一五	一、二〇〇	二、〇八二、〇〇	
ヴォルガ號	一	八	八	一、五〇二	一二、〇一六	一、二〇〇	一、八〇二、四〇	
シティーオフペキン號	一	九	九	五、〇八〇	四五、七二〇	一、二〇〇	六、〇九六、〇〇	
シティーオフトウキヨウ號	一	九	九	五、〇八〇	四五、七二〇	一、二〇〇	六、〇九六、〇〇	

マラッカ號	一	一〇	一〇	一、〇七九	一〇、七九〇	一、二〇〇	一、二九四、八〇	
サンータ號	一	一三	一三	一、〇二九	一三、三七七	一、二〇〇	一、三三四、八〇	
オシアニク號	一	一〇	一〇	二、六七〇	二六、七〇〇	一、二〇〇	三、二〇四、〇〇	
ペルヂク號	一	九	九	一、七一六	一五、四四四	一、二〇〇	二、〇五九、二〇	
ゲーリック號	一	八	八	一、七一六	一三、七二八	一、二〇〇	二、〇五九、二〇	四〇、〇九六、〇〇
日本汽船	一	二	二	四一四	八二八	〇、五〇〇	二〇七、〇〇	
	一	一六	一六	二九三	四、六八八	一、五〇〇	四三九、五〇	
	一	二六	二六	六一二	一五、九一二	一、五〇〇	九一八、〇〇	
	一	三〇	三〇	四六六	一三、九八〇	一、五〇〇	六九九、〇〇	二、二六三、五〇
日本帆船	一	六	六	四四一	二、六四六	一、五〇〇	六六一、五〇	六六一、五〇
外國汽船	五二	一	五二	六六、八七二	六六、八七二	〇、五〇〇	三三、四三六、〇〇	
	一七	二	三四	二三、三九五	四六、七九〇	〇、五七六	一三、四七、五〇	
	七	三	二一	八、二七三	二四、八一九	一、〇〇〇	八、二七三、〇〇	
	二	四	八	一、三九二	五、五六八	一、五〇〇	二、〇八八、〇〇	
	二	五	一〇	一、七六五	八、八二五	一、五〇〇	二、六四七、五〇	
	二	九	一八	八〇五	七、二四五	一、五〇〇	一、二〇七、五〇	
	一	一〇	一〇	四〇四	四、〇四〇	一、五〇〇	六〇六、〇〇	
	一	二七	二七	七六九	二〇、七六三	一、五〇〇	一、一五三、五〇	六二、八八九、〇〇
外國	一一七	一	一一七	七九、〇二五	七九、〇二五	〇、五〇〇	三九、五一二、五〇	
	二七	二	五四	八、五一七	一七、〇三四	〇、七七二	六、五八一、〇〇	
	六	三	一八	二、〇〇五	六、〇一五	一、五〇〇	三、〇〇七、五〇	

	二	四	八	六五〇	二、六〇〇	一、五〇〇	九七五、〇〇	
帆船	三	五	一五	一、二九六	六、四八〇	一、五〇〇	一、九四四、〇〇	
	一	六	六	三八七	二、三二二	一、五〇〇	五八〇、五〇	
	一	九	九	二五二	二、二六八	一、五〇〇	三七八、〇〇	五二、九七八、五〇
總計	二六四		六五五	二三三、三七六	六六八、六三六			一五八、八八八、五〇

〔註解〕右の表は日本關稅局編纂明治十三年度海外通商報告書即ち各港輸出入年度表幷に各開港場稅關の記錄に基つきて編纂せる同年度間海外通航船舶出入表に據て製せしものなり。

入港の總噸數は右の報告書に據るときは六拾七萬七千〇九拾貳噸なれとも本表には六拾六萬八千六百三拾六噸と爲せり即ち八千四百五拾六噸の差あり此差を生する所以は右報告書幷に船舶出入表に載する入港度數は汽船「サンタ」號二十六回「マラツカ」號二十二回新潟丸十三回「シテイー、オフ、ペキン」千九回「ロード、オフ、セ、アイルス」號二回とあれとも外國新聞紙の報告に據れば「サンタ」號の入港十三回「マラツカ」號十回新潟丸十回「シテイー、オフ、ペキン」號八回「ロード、オフ、ゼ、アイルス」號三回にして其外更に千年丸の入港十六回とあるを以て本表は此を取りたるに由る。

其外尙ほ稅關の報告と新聞紙の報告と齟齬せるものあり是の如きは都て槪算收額を大ならしむへき方の數に依り計算せり。

細心之を査覈するに二回入港したる汽船の內最初に入港してより四個月餘を經て再び入港せるものあり斯の如きものは一個年に每噸壹圓の稅を拂ふ割合なり故に平均每噸五十七錢六厘として相當なるべし又二回入港したる帆船の內大約半數は一個年に每噸壹圓を拂ふを要すへし故に平均每噸七十七錢二厘とす又三回入港したる帆船は大抵皆な八個月餘を費やして三回の入港を爲すものなりと信するに依り一個年三回の納稅として計算せり但三回入港したる汽船は孰れも一個年每噸壹圓を拂ふものとす。

本表は固より單た槪數を示すに止まり精密の收額を算定し得さることなれども表中入港船の總噸數は前述の減算を爲すも尙ほ稅關報告書に載する所より大なるか故に上文の噸稅及び燈稅を課して每年我政府の收納し得る金額は拾五萬八千八百八十八圓五十錢より超過することなかるべきを信ずるなり。

會議錄 第九

五月四日集會

出席各員

日本 鹽田三郞殿

墺地利匈牙利 ゼ・シブアリヱー・ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿

白耳義 スクリープ殿

佛朗西 トニー・コント殿

日耳曼及瑞西 フオン・アイゼンデッヘル殿　サッペ殿

大貌利多泥亞 サー・ヘレー・ヱス・パークス殿

伊太利亞 ゼ・シブアリヱー・イ・マルテイン・ランシアレス殿

和蘭瑞典諾威丁抹 フアン・デル・ポット殿

露西亞 バロン・ローゼン殿

西班牙 ゼ・シブアリヱー・ドン・ルイス・デル・カステイロ・イ・トリゲロス殿

亞米利加合衆國　　ゼ・オノレブル・ジョン・エ・ビンガム殿

第八會議錄を朗讀して記名し了る。

議事の順序に從ひ本日も引續き第八類なる燈税、港税及び船税の件を討議す。

サー・ハレー・パークス氏は左の意見を議會に述るに當り先づ日本政府其海岸に建設せし燈標の保存費を償ふべき歳入を燈税より收納せんことを要求せらるるは全く至當公正の儀にして聊か異議あることなき旨を陳述す右諸燈標建設の初めより余は大に其擧を賛成し且つ當初其築造經營の事に付ては我政府は日本政府の爲め要用の裨助を致せしことと之れありしに因り今日本政府提出する考案の細目に就き聊か異議を述ぶることあるも敢て該案の公正なる主義に對し抗拒するの意ありと想像せらるること無かるべし蓋し右主義の要旨は燈償の利益を蒙むる船舶は宜しく其保存の費用を償ふべしと云ふに在るなり。

偖日本政府より本會へ差出せし諸表に依れば今般提出の税額は郵船に每噸四十錢を課し其他外國貿易に從事して日本諸開港場に出入する船舶には每噸四十錢宛を課す此課税は四ケ月に一回納めしむるものの如し若し此税を拂ふべき諸船舶をして盡く開港場を屢ば使用することあらしめば即ち此税額は公平に分賦するものと云ふべけれどもF號表に據るときは只一年中一度入港する船舶をして四個月斷へず諸開港場に出入するものよりも高税を納めしむるの方法なりと見ゆ今海外より一年中纔かに一度入港する船舶は其經過する燈標の數止た僅々にして例へば長崎港へ出入するものは六個を經過し神戸へ出入するものは同じく六個又橫濱なれば十二個を經過するのみ但しF號表中に

示す郵船の如きは其航路に應じて孰れも四ケ月間に海港の燈標を經過すること或ひは三十回なるあり或は八十回若くは百五十回に及ぶもあるなり是故に甲種類に屬する船舶は宜しく乙種類の船舶よりも輕稅を拂ふべきものの如し之を再說すれば納稅の割合は當さに燈標の利益を受る度に準ずべきものなり然るに下號表に依るときは今般の稅割は全く右に反對せる主義に從て定めたるを看るべし即ち燈標の利益を蒙むること最も少なき船舶に對して其最も多く之を利用するものに比すれば却て苛重の稅を課するに當る左にF號表より拔萃せし稅割を揭げて以て之を示すべし。

明治十三年度の總入港噸數　　總計　六六八・六三六噸

收額總計　一五八・八八八圓

一、郵船の噸數合して三二九・八九六噸にて其收額を四〇・〇九六圓とし

即ち一噸に付稅額　十一錢一厘五毛なり

二、一ケ年一度以上入港する船舶の噸數合して一九二八四三噸

にて其收額を　四五・八四四圓とし

即ち一噸に付稅額　二十三錢七厘七毛なり

三、一ケ年只一度入港する船舶の噸數合して一四五・八九七噸

にて其收額を　七二・九四八圓とし

即ち一噸に付税額　五十錢なり

此三項の噸數總計　六六八・六三六噸

收噸總計　一五八・八八八圓とす

是に由て觀るときは燈標を最も多く利用し且つ開港場を不斷往來する船舶に對しては最少の税を拂はしめ又少しく之を利用する船舶には却て二倍の割合を以て拂はしむるなり而して其燈標を只僅かに利用し即ち一ヶ年に一回日本の一港に入進するものをして彼の多度に燈標を使用する船舶よりは却て四倍の高税を納めしむるものなり。

燈標を只僅かに利用する船數は全數の四分一に及ばず然して之れに課する税額は他の四分三以上なる船數に課する高と殆んど同額なり英國にては船舶の經過したる燈臺の員數に應じて燈税を課收す然れども此法たるや毎船舶に夫々要用の計算を爲すことありて頗る難事なれば日本政府の之れを採用あらんことは余敢て勸誘せざる可しと雖ども日本政府の將さに徵收せんとする歲入額は今般提出の税割よりも一層平等に配分せしむるの方法もあるべく隨て一年只一回入港の船舶に課する税額は數回入港の船舶の四ケ月に一度拂ふべき税の半額に超過せしむ可らずと思考す。

仍ほ又日本船舶の開港場を來往して其燈標を利用すること外國貿易に從事する船舶よりも大なるときは是れ亦燈標の保存費を補償せしむるは至當の事ならん此等船舶は啻だ諸開港場の間に往來するのみならず他の日本の各港へも出入するなり其艘數は千八百八十一年度の税關報告に據るに汽船二百六十四隻にして其噸數三八一・二四〇噸た

り外に四百四十三噸の帆船一隻ありとす乍去F號表中に於て一も右船舶の事を算入せざるものの如し是れ恐くは一時偶然の誤脱に由るなるべし何となれば日本政府は獨り外國貿易に從事する船舶にのみ燈稅を負擔せしめ右の船舶には其開港並に未開港場にある諸燈標を無稅にて使用せしむるが如きことは決して有間敷きことなり將た外國貿易の船舶をして條約上未開の港場にある燈標保存費をも負荷せしむることは曾て日本政府に於て企圖せざる所なるべしと信ずればなり。

前會に於て鹽田氏は英國の燈稅並に港稅と今般日本政府提出の稅額とを比較して「リヴアプール」にては每噸六十「セント」の船稅を課收するとのことを述べられたれども予は今其比較の完全ならざることを示さんとす其故は則ち右英國の課稅には燈稅のみならず此內に他の諸稅を含包するものなるに今本會に議する所の稅額は單に燈稅のみに關することと領知すればなり。

英國にて燈稅賦課の法は各船舶の經過する燈臺の數に應じて之を課するが故に各港に於て甚だ不同あり或場合にては纔かに每噸一「セント」を課し又最高の稅とても今茲に差出す所の官表に依るに即ち二十「セント」以下なり此稅額は英國船舶にも外國船舶にも同樣に之を課し而して其割合は時々改正し且つ減低するものにして其要旨は唯燈標保存の費額を償ふに足るを以て程度となすなり。

「リヴアプール」の如きは亞細亞或に亞米利加より入港する船舶には港稅として現今每噸に一「シルリング」十一「ペンス」四分一即ち凡そ五十「セント」を課收すれども此收稅は燈稅の外に船渠、港、物揚場、並に救船等の諸

稅を込るものにて其內燈稅は實に每噸三「ペンス」即ち六「セント」以下に當るなり。

且つ前會にも述べたるが如く實際に於て郵船と他の船舶とを區別するは決して容易にあらず即ち何樣の船舶にても一時郵便物を運送することあらば其船は咸な郵船に付與すると同樣の特權を要求するに至るべし仍ほ又郵船の特權を得る所以は果して公衆の爲めに其通信を達するに因ることならしめば則ち其特權に關する費用は宜しく其利益を受けたる公衆或は政府の負擔すべき筈にして敢て右特權を有せざる船舶に對して加增の稅を徵募し以て之を償はしむるは當然ならずと思考す且一年間唯だ一回日本に入港する船舶に賦課せんとする稅額は其割合過高なるを覺ふ如此きは恐くは遂に彼の淸國通航の順路を以て石炭其他積荷を求め或は積荷の一部分を卸す爲めに目今日本に立寄る汽船をして自然入港の途を絕たしむるに至るべし夫の每年只一回入港する船舶は多くは此類に屬するものにしてF號の表に據るときは即ち年中一回入港する船舶の員數は日本の海外貿易に從事する船舶總計二百六十四艘の內にて百七十九艘に降らざるを視るべし此一年一回來港する船舶の員數を減ずるに於ては噸稅收額の上に容易ならざる影響を生ずべし予按ずるに凡そ船舶課稅の方法は以て船舶の日本諸港に來るを拒抵せず益々相ひ輻輳して來到せしむるを好しとすべきなり且右諸港に於ては淸國に於て容易に積荷を得るの便あるに比すれば却て積荷を得るの難きを苦しむこと多し是れ亦課稅の歩合を議定するに當り等閑に看過すべからざるの一要件なり「ビンガム」氏曰今日議事の順序は稅率の事と思ひしに燈稅の件を議せらるるは誠に意外に出たり今「サー・ヘレー・パークス」氏の陳述せらるる所は予に於て全く新案なるを以て本件に對何等の意見を呈する前先づ其趣旨を書面に認められんことを望

む併し乍ら予は總ての船舶に對し平等に課税する主義を承認することは敢て異存なし原來日本の海岸は短小なり隨て外國通商も亦甚だ僅々なれば燈税噸税の問題の如きも他に比するに左程の要件に非らず而して日本政府の便宜なりと思定する噸税を課するの權理を有するは勿論にして其收納金額を何に使用するとも外國政府に於て之を詮索するの權なしと信認す是れ即ち獨立國の正しく自己に裁決し得べきことなり乍去日本政府に於て若し「サー・ハレー・パークス」氏の提議に依り其税則に修正を加へらるる所あるは予敢て之れに異議を容れざれども此新案の良否如何に付意見を呈述する前に之れを紙上に記して論究するの機を得んことを望む「サー・ハレー・パークス」氏の主張せらるる外國貿易に從事する船舶をして沿海行の船舶に與ふる便益の費用をも支辨せしむるは至當ならずとの異存に就ては予思ふに此儀は日本政府の獨斷して至當なりとする所なり税額を其沿海貿易船に課するの事に至ては全く該政府の權内に在るものにして外國政府之を如何ともすべからざるなり且つ今般日本政府の提案は實に唯外國行の船舶に賦課する税のみに關係することなれば各員の此に注意あらんを乞ひ鹽田氏も亦「サー・ハレー・パークス」氏の其意見を面に認められんことを望み且云ふ郵船と通常船を區別することの難事たるは充分了知する所にして諸船舶に對し平等の船税を課するは洵に公平なることと認許す曩きに我政府は英國の仕方に傚ひ船舶の經過する燈臺の員數に應じて其税額を計算することを企圖したれども此方法は頗る煩雜にして實施し難きを覺とり且つ之れを採用するに至れば必ず各船舶の入港する都度に其税を收納することを要するが故に是に因て生ずる不便を避けんが爲め乃ち四ケ月間に一度課收する簡易の方法を採用したるなり又今般郵便船には一噸に付十錢の減税を爲したる理由

は其船稅を拂ふ度數他船に比すれば頻多なることあるを以て宜しく其稅額を低下するを公平なりと認めたるに由るなり併しながら郵船と通常船との區別を是非存し置くことを以て緊要至極のことなりと思考せざるに由り若し果して此提議を改正することの必要なるを見且つ收稅の總額をして燈標保存費を償却するに足らしめば則ち之れを變更するも異議なきなり。

今般の稅割ば淸國に比すれば頗る低廉なるものなれば自然外國の船舶を該國より我諸港に招引するに至るべしと信用す。

佛國臨時代理公使も亦燈稅噸稅を增加するの主義を承諾し且つ曰く日本政府に於て郵船の特に功勞あることを考察して他の通常船舶よりも低下の稅を課し以て殊別の取扱ひを施すの公道たることを認めたるは蓋し日本政府を以て第一とす且つ郵船に在ては通常船舶の拂はざる鉅多の雜費を拂ふことあれば此特權を付與せらるるは即ち其報償なるべく仍ほ其內外諸港の間に往來し定時の郵便を送達し以て日本の洪益を致すこと明亮なれば是れ亦右の殊遇を以て相當の報酬と做すべきのみ故に余は敢て各委員の此區別を認許あるべきことと信察す此區別あるも各國船舶の日本に於て享受すべき待遇聊さか不公平を致すこと無かるべし然るに若し之れを認許せざれば是れ定時運送の爲め束縛を受る郵船をして他の船舶よりも不利の位地に置くものなりと云ふべし實に郵船は其積荷の有無に拘はらずして定時には是非出港せざるを得ざるものなり到底余は佛國郵船に關しては今般日本政府の本來提議せる特別の取扱を放却し得ず故に假令ひ本會にだて如何樣の稅割を終に議決するも我佛國郵船の爲めに他の船舶よりは五分一の減

税あらんことを請求せざる可らず然し乍ら他の郵船に在ても今余が佛國郵船の爲めに要求する所と同様の取扱を受けしむべきことは最も然るべしと認許す。

「フハン・デル・ボット」氏曰く若し入港の都度毎一噸に付凡そ二十錢の税を課收せば以て「サー・ハレー・パークス」氏の示せる如き一年唯一度入港する船舶と屢々入港する郵船とに課する税額の不平均を矯正するに足るべし。

且つ定期郵船の爲め聊さか讓與を爲さんには凡て此類の船舶には縱とひ一年六度以上入港するも其課税は年六回より多く取立てざるの法を設くべしと發議す。

其他暫く討議ありて「アイゼンデッヘル」氏は本件を其最も關係ある各國委員の別會議に委ぬべしと發議し各員之を承諾したり。

サー・ハレー・パークス氏云散會前税則の儀に付一言陳述せざるを得ずそは三月十六日の會議に於て會頭より税率案を提出せられたるに依り爾後各委員は之を細閲熟考せし上にて其修正案を作り乃ち拙者今爰に同僚に代て之を日本政府の委員に呈するなり會頭の說には税額四百萬圓の收入を望まるる趣なれども外國委員の此修正案に據れば凡そ三百三十萬圓の收入額と爲り又た若し原價に諸雜費を加へ之れに課税することとせば外國委員の計算高は大抵三百五十萬圓に及ぶべくして殆んと會頭の示せる金額と相近接するに至るべし原來雙方の冀望する所は一は貿易の擴張を害せずして且は可成收入の多額ならんことを欲するに在り然り而して此目的は今外國委員の呈する所より高

き稅率案を用ゆるときは之を達すること難かるべしと信ず。

露國代理公使云拙者の一分に於ては日本政府より提出の稅率案に對し一も異議なし是れ即ち相當適宜のものなりと思惟す元來我政府は日本に於て格別貿易の關係を有せざれば此稅率談判に就ては只だ專ぱら調和熟議を以て要旨とするの外なし故に余は日本政府の利益竝に其正當なる希望と自餘條約國の利益等をも公平に酌量して凡そ雙方に於て承諾すべき約定の基礎を立るに至るべき考案なるに於ては其何たるを選ばず異議なく之に同意せんと欲す。

鹽田氏答て云嘗て我政府より提出したる稅率案に對して條約各國の意見を記したる修正案を今其委員の本會に提出せられたるを領するは余に於て深く欣喜する所なり此修正稅率案に據るときは收入總額の概算凡そ三百三十萬圓にして若し又た之に加るに諸雜費を以てするときは凡そ二百五十萬圓となり即ち先きに我政府提出したる稅率案を以て收得を期したる四百萬圓に比すれば五十萬圓の減額なりとす此の如く金額に低減の差違を生じ且つは稅目中猶ほ熟考を要する個條もあれば本件に付確說を陳述する義は姑く之を他日に讓らんことを冀望す惟思ふに收入總額に於て此差違ありとは雖ども要するに稅則改正論の全體に關しては畢竟各委員の合議一定に至るべきは信じて疑を容れざる所にして既に今日迄に斯く好結果を得たるは是れ幸に當初より當議會の專ら主とする親和懇篤の衷情に職由するなり且つ「サー・ヘレー・パークス」竝に「サッペ」兩氏の此稅則を調査して斯く多數の各國に屬する殊別の利害をも彼是斟酌し之を調和することに盡力せられたるは其功勞寔に非常にして我儕深く之を謝せざるを得ず將た各委員の擧な本件に付厚く其心力を竭されたる儀は拙者敢て此に鳴謝する所なり倚未決の事項に關して確答を陳述

することは姑く井上外務卿歸京の日迄見合せ置き然る後ち我政府は本日提出の修正案を深思熟考に及ぶべし。
右畢て散會す時に午後五時なり。

會議錄　第十

五月十一日集會
出席各員
日本　井上　馨殿　鹽田三郎殿
墺地利匈牙利　ゼ・シブアリヱー・ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿
白耳義　スクリープ殿
佛朗西　トニー・コント殿
日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデッヘル殿　サッペ殿
大貌利多泥亞　サー・ハレー・ヱス・パークス殿
伊太利亞　ゼ・シブアリヱー・イ・マルティン・ランシアレス殿
和蘭瑞典諾威丁抹　フアン・デル・ポット殿

露　西　亞　バロン・ローゼン殿
西　班　牙　ゼ・シブアリエー・ドン・ルイス・カステイロ・イ・トリゲロス殿
亞米利加合衆國　ゼ・オノレブル・ジョン・エ・ビンガム殿

第九會議錄を記名し了る。

外務卿云拙者過日偶々病に侵され爲めに遺憾ながら此前二回の會議に缺席致したるが今や幸に快癒に赴き復び議事に加はることを得るに至れり偖拙者の缺席したる右二回の會議の議事顚末は我副委員鹽田氏の報道に依りて之を詳知したるに其議事の大に進歩し特に税率案に於ては各委員協和の盡力に因て其提案の我日本政府の意見と大差なきに至るを見るは寔に滿悅に堪えず畢竟各委員の協力を以て此成果を致したる段爰に之を陳謝し且つ右二回の會議に於て鹽田氏の演述せる意見は拙者の全く同意する所にして乃ち五月四日各委員より本會に提出せられたる對案（第九會議錄和文中に記載せる修正案の文字を改て對案と爲す以下皆同し）は余に於て別に異議を容るる所なきにより爰に之を承諾すべし右對案に據れば收入の概算額は諸雜費を込めずして凡そ三百三十萬圓と爲り又た諸雜費を込むる時は合計凡そ三百五十七萬圓を得るに至らんことを希望す。

將た彼の內地開通の件に就き今日未だ其細目案を議會に提出するの運びに至らざるは甚だ遺憾なれども實に頃日來病氣の爲めに妨げられ且つ歸京後も未だ其細目を考究し終るに遑あらざるに由てなり乍併最早不日將さに之を提出し得るに至るべし。

ビンガム氏云く余は初めより今度の對案草定の議に與かりたること無く且つ之れに同意したるものと認めらるることを願はず余に於ては則ち原と日本政府より本會に提出せられたる税率案の大體に就き敢て異議あることなし唯其中二三の不同意なる箇條あるのみにして之を改正するも格別其收總額の上に影響を及ぼす程のものにあらず其箇條とば例へば余が嘗て外務卿に述べたる通り彼の石油に課する税をして木綿糸或は木綿織物に課するものより十割も高からしめたる如さは果して適當の事として之を認むるを得ざるなりと。

此に至り各國委員（米國公使を除くの外は）咸な右の對案を承諾し且つ各員（該公使を除き）より該案採用の事を其本國政府へ勸諭すべしとのことに議決す。

會頭の發議に由り輸入品原價の取極方竝に其諸雜費計算調査の爲めサー・ハレー・パークス氏、フアン・デル・ポット氏、鹽田氏、サッペ氏の四名を其委員に選定す。

サー・ハレー・パークス氏云此委員擔任の事務は固とに貿易上精細の取調を要すべければ其各員をして商業家の意見を諮問する權を有せしめ即ち確實周到の計算を得る爲めに内外雙方の商人よりして經驗上の證據竝に商業上の報道を得ること必要なるべし。

次に會頭は拂戻税の事を討議せんことを述べ且つ云く余に於ては其主義の當然なるに對し敢て異議なし仍て此件に付外國委員の意見をも述べられんことを冀望す又此拂戻税と借庫の事とは密接の關係を有するものにして借庫は各員の瞭知せらるる如く既に一千八百六十六年の改税約定に因り或る開港場に於ては現に之を設立しあるも未だ完

全のものにあらざれば必ず之れが施用に改良を加ふることを要すべし若し各委員に於て本日此の件に付其意見を演ぶるの場合に至らざれば是れ亦委員を設けて之に付托するも可ならん。

サー・ハレー・パークス氏曰く本件も亦輸入品諸雜費の調査と同じく商業家に諮問することを要するが故に右諸雜費調査の委員をして拂戻税竝に借庫の二件をも併て審査せしめば多少の勞を省くことあるべし。

全會咸な此の發議を承諾して即ち該調査委員には右の兩問題取調べの爲め必要なる報道を得るに適當と認むる處置をなし得べきことを准許す。

右畢て延會す時に午後三時半なり。

會議錄　第十附錄

外國委員輸入税目對案

第一篇　アルファベットの順次

序次	日本政府原案序次	品目	豫定從價税率 日本政府原案	豫定從價税率 外國委員對案
一	四四三	アラバストル器（美術用の）	二割	一割

二	四四	集畫帖	二割五歩	一割
三	一〇六	明礬	五歩	五歩
四	四一〇	琥珀（工作を經たると否とを論せす）	二割五歩	二割
五	三七八	禽獸魚鼈（各種生死を論せす）	五歩	無税
六	四一一	兵器類（大砲、小銃、拳銃、砲彈、銃包、刀劍、其他一切の）	一割	一割
七	四六	地圖及海圖類	三歩	無税
八	五九	權衡類	五歩	五歩
九	三七九	竹材（工作を經さる）	五歩	五歩
一〇	四一二	籃類	二割	一割
一一	三四〇	臥單及被衾類（連製單製の別無く）	一割	一割
一二	一	檸檬水、生姜水、曹達水、礦水等諸飲料類	一割	一割
一三	四三五	衝球臺	二割五歩	二割
一四	二五	骨類	五歩	五歩
一五	四八	界紙本、習字本、算計簿、記錄簿其他別項に掲載せさる諸簿册類	一割五歩	一割
一六	四七	書籍（印刷したる）	三歩	無税
一七	四一三	靴刮り及靴刮り蓆	二割	一割
一八	四一四	煉化石及瓦類	五歩	五歩
一九	四一五	刷毛及箒類（各種の）	二割	一割
二〇	二一七	金銀（地金の）	無税	無税
二一	四一六	蠟燭	一割五歩	一割
二二	四一七	燭臺類	二割	一割

二三	四一八	杖及鞭類	二割	一割
二四	三四一	帆布（綿麻の別無く）	一割	一割
二五	三四三	フエルト、カルペツツ	一割五歩	一割
二六	三四四	麻氈（和蘭氈と通稱する）	一割五歩	一割
二七	三四二	パアント、タペストリー、カルペツツ	一割五歩	一割五歩
二八	三四五	天鵞絨氈ブロツセルス、アキスミンストル及キツドル、ミンストル其他一切の地氈類	一割五歩	一割五歩
二九	六一	鐵道汽車及鐵道馬車類	五歩	五歩
三〇	六二	乘車及其部分品類	二割	一割五歩
三一	六三	荷車類	五歩	五歩
三二	三八〇	白堊（工作を經さる）	五歩	五歩
三三	三八一	木炭	五歩	五歩
三四	一一六	酒白粉	五歩	五歩
三五	六四	置時計、掛時計及其部分品類	二割	一割
		〇衣服及び附屬品類		
三六	八六	靴類（各種各樣の）	二割	一割
三七	八七	鈕釦、扣子、鉤子類	二割	一割
三八	八八	綿製及麻製領襟	二割	一割
三九	八九	紙製領襟	二割	一割
四〇	九〇	帽類（各種各樣の）	二割	一割
四一	九一	綿製足袋類（長短の別無く）	二割	一割
四二	九二	毛製及毛綿製足袋類（長短の別無く）	二割	一割

四三	九三	絹製及絹綿製若くは絹毛製足袋類（長短の別なく）	二割	一割五歩
四四	九四	襦袢の襟袖に用ゆる鈕釦類		
		（甲）黄金又は寶石類若くは其模擬品を以て製したる	二割五歩	二割
		（乙）其他各種の	二歩	二割
四五	九五	粧飾料品類（邊飾、平打紐、細打紐、組紐、線、レース、流蘇、髪網、ヨ衣其他別項に掲載せさる手工械製に係る一切の粧飾科等物質の倒たるを論せす）	二割	一割
四六	九六	綿製下襦袢及下股引類	二割	一割
四七	九七	毛製下襦袢及下股引類	二割	一割
四八	九八	毛綿製下襦袢及下股引類	二割	一割
四九	九九	絹製、絹綿製、若くは絹毛製下絹袢及下股引類	二割	一割五歩
五〇	一〇〇	其他雨衣、襦袢、胸衣、袖口、手套、領紐、襟巻、肩掛、帯、股引釣、靴衣、脛衣等別項に掲載せさる一切の衣服及其附屬品類	二割	一割
五一	三八二	石炭コーク	五歩	五歩
五二	三三五	蠶繭	五歩	五歩
五三	五	珈琲及治古利	一割	一割
五四	四一九	貨幣（各種の）	無税	無税
五五	四二〇	櫛類（鼈甲製に非らさる）	二割五歩	一割
五六	四二一	珊瑚（工作を經たると否とを論せす）	二割五歩	一割歩半
五七	四二二	船索	五歩	五歩
五八	三八四	塞子樹皮	五歩	五歩
五九	四二三	塞子	一割	一割

六〇	四二四	塞子鑽	二割	一割
六一	四二五	脂粉薫香類（名稱の何たるを論せす香水、香油、染髮藥、齒磨、其他一切の化粧品）	二割五歩	一割
六二	二八八	繰綿	五歩	五歩
六三	二八九	屑綿	五歩	五歩
		○綿製品		
六四	二九〇	綿製織絲（絲縷の別無く）	一割	八歩
六五	二九一	綿製縫絲（糸巻に捲きたるもの）	一割	一割
六六	二九二	綿製燃絲（玉或は綛に爲しるもの）	一割	一割
六七	二九三	更紗類	一割	一割
六八	二九四	綿純子、綿繻子、、綿紋繻子、綿綸子、クイルティンクス、ピーケー及ディミアイース	一割	一割
六九	二九五	雲齋布	一割	一割
七〇	二九六	綿フランネル	一割	一割
七一	二九七	綿天鵞絨	一割	一割
七二	二七八	縞金巾	一割	一割
七三	二九九	生金巾	一割	一割
七四	三〇〇	晒金巾	一割	一割
七五	三〇一	紋金巾	一割	一割
七六	三〇二	綾金巾	一割	一割
七七	三〇三	唐棧	一割	一割
七八	三〇四	天竺布（一名小幅金巾）	一割	一割

七九	三〇五	緋金巾及色金巾	一割	一割
八〇	三〇六	寒冷紗	一割	一割
八一	三〇七	其他ジーンス、テニムス、セレシア、蚊帳地、被褥布及紋巴等別項に掲載せさる一切の綿布類	一割	一割
八二	六五	刃物（類別項に掲載せさる剃刀、鋏刀、筆刀、髮刀、スティールス其他一切の）	一割五歩	一割
八三	六六	玻璨刀	五歩	一割
		〇藥材及製藥類		
八四	一〇一	鉛糖	五歩	一割
八五	一〇二	散里失那酸	五歩	一割
八六	一〇三	硫酸	五歩	一割
八七	一〇四	酒石酸	五歩	一割
八八	一〇五	蘆薈	五歩	八歩
八九	一〇七	鹽酸暗母尼亞	五歩	一割
九〇	一〇八	大茴香	五歩	八歩
九一	一一〇	白求	五歩	八歩
九二	一一一	珊砂	五歩	一割
九三	一一二	加魯茂、兒	五歩	八歩
九四	一一三	加密列	五歩	八歩
九五	一一四	龍腦（精粗の別無く）	一割	一割
九六	一一五	桂皮類	五歩	八歩
九七	一一七	幾那皮類	五歩	八歩

九八	一一八	聖叔尼揑（ミュリエート及ソルフエート聖叔尼揑の如き）	五歩	八歩
九九	一一九	辰砂	五歩	八歩
一〇〇	一二〇	丁香（母子の別無く）	一割	一割
一〇一	一二一	喎嗠㖔	五歩	一割
一〇二	一二二	格倫僕根	五歩	一割
一〇三	一二三	牛黄	五歩	八歩
一〇四	一二四	阿仙藥	五歩	八歩
一〇五	一二五	麒麟血、沒藥及乳香	五歩	一割
一〇六	一二六	小茴香	五歩	八歩
一〇七	一二七	健質亞那	五歩	八歩
一〇八	一二八	人參	五歩	八歩
一〇九	一三一	倔里施林	五歩	一割
一一〇	一三二	亞刺比亞護謨	五歩	一割
一一一	一三三	安息香及安息油	一割	一割
一一二	一三四	沙羅苦護謨	五歩	一割
一一三	一三五	吐根	五歩	八歩
一一四	一三六	葯刺巴	五歩	八歩
一一五	一三七	藿香	五歩	八歩
一一六	一三八	甘草	五歩	八歩
一一七	一三九	炭酸麻倔涅史亞	五歩	八歩
一一八	一四〇	檸檬酸麻倔涅史亞	五歩	八歩

一一九	一四一	硫酸痲倔湼史亞	五歩	八歩
一二〇	一四二	痲黄	五歩	八歩
一二一	一四三	麝香及麝香皮	一割	一割。
一二二	一四四	甘松	一割	一割
一二三	一四五	硝酸銀	五歩	一割
一二四	一四六	皁痲子油	五歩	一割
一二五	一四七	肝油	五歩	一割
一二六	一四八	赤燐	五歩	一割
一二七	一四九	貎魯密度剝篤亞斯	五歩	一割
一二八	一五〇	沃度剝篤亞斯	五歩	一割
一二九	一五一	木香	五歩	八歩
一三〇	一五二	幾那鹽	五歩	八歩
一三一	一五三	幾那達因	五歩	八歩
一三二	一五四	大黄（粉末に爲したると否とを論せす）	五歩	八歩
一三三	一五六	洎芙藍	五歩	八歩
一三四	一五八	撒篤尼	五歩	八歩
一三五	一五九	撒兒沙巴里兒	五歩	八歩
一三六	一六〇	機那葉	五歩	八歩
一三七	一六一	滑石（塊粉の別無く）	五歩	八歩
一三八	一六二	曹達灰	五歩	一割
一三九	一六三	重炭酸曹達	五歩	一割

一四〇	一六四	苛性曹達	五歩	一割
一四一	一六五	洗濯曹達	五歩	一割
一四二	一六六	撒里失那曹達	五歩	一割
一四三	一六七	蒼求	五歩	八歩
一四四	一六八	丹礬	五歩	一割
一四五	一六九	紫梗	五歩	八歩
一四六	一七〇	黄芩	五歩	八歩
一四七	一七一	沈香	一割	一割
一四八	一七三	施綿失那	五歩	八歩
一四九	一七四	其他別項に掲載せさる諸薬材及製薬類	五歩	一割

○染料及彩料

一五〇	一七五	染粉（名稱の何たるを論せす本邦に於て「ソメコ」と通稱する）	一割	一割
一五一	一七六	紺青（乾濕の別無く鑛物より製したる支那靛、孛漏生靛、別霖靛、巴黎靛等）	一割	一割
一五二	一七七	洋紅	一割	一割
一五三	一七八	呀蘭蟲	五歩	一割
一五四	一七九	花緑青	五歩	一割
一五五	一八〇	五倍子	五歩	一割
一五六	一三〇	檳榔香	五歩	一割
一五七	一八一	雌黄	一割	一割
一五八	一八二	乾藍	一割	一割
一五九	一八三	水藍	一割	一割

一六〇	一八四	鉛粉及亞鉛粉（各色の）	一割	一割
一六一	一八五	蘇木越斯	一割	一割
一六二	一八六	茜根	五歩	一割
一六三	一八八	色油	一割	一割
一六四	一八九	紅花	五歩	一割
一六五	一九〇	花紺青	五歩	一割
一六六	一九二	羗黄	五歩	一割
一六七	一九三	郡青	一割	一割
一六八	一九四	洋漆	一割	一割
一六九	一九五	綠青	一割	一割
一七〇	一九六	朱	一割	一割
一七一	一九七	碗青	五歩	一割
一七二	一九八	其他別項に掲載せさる一切の染料及彩料類	一割	一割
一七三	四二七	護謨紐類	一割五歩	一割
一七四	三四六	護謨布（各種の別無く）	一割	一割
一七五	三八五	金剛砂	五歩	五歩
一七六	三八六	西班牙草及其他の製紙料	五歩	五歩
一七七	四二八	扇類	二割	一割
一七八	二六	羽類	二割	二割
一七九	四二九	フヱルト（船底用若くは屋背用の）	一割	五歩
一八〇	六七	消防器類	五歩	五歩

一八一	四三〇	烟火類	二割五歩	二割
一八二	七	魚類		
		(甲) 生魚(各種の)		無税
		(乙) 乾魚及鹽魚(各種の)	五歩	五歩
一八三	四三一	天蠶絲	五歩	五歩
一八四	三三一	苧麻類(梳理したると否とを論せす)	五歩	五歩
一八五	三三二	麻製織糸	一割	八歩
一八六	三八七	燧石	五歩	五歩
一八七	八	穀粉(別項に掲載せさる各種の)	五歩	五歩
一八八	四三二	獵銃及其使用品	二割五歩	二割
一八九	四三三	額緣、鏡緣及壁緣、天井緣類	二割	一割
一九〇	九	生菓類	五歩	無税
一九一	四三四	家具(別項に掲載せさる臥牀、臥具、椅子、憩牀、書案、卓子、衣厨、簞笥、置棚類其部分品等一切の)	二割	一割
一九二	四三五	賭具　テニス、クリケット、象棋等一切の	二割五歩	一割五歩
		〇玻瓈及玻瓈器		
一九三	一九九	窓玻瓈(尋常の)		
		(甲) 無色なる各種の	一割五歩	八歩
		(乙) 有色の		一割
一九四	二〇一	鏡玻瓈片(水銀を塗りたると否及額緣を着けたると否とを論せす)	二割	一割
一九五	二〇二	玻瓈珠	二割	一割
一九六	二〇三	其他諸玻瓈材及玻瓈器類(別項に掲載せさる)	二割	一割

一九七	六八	地球儀及渾天儀	五歩	一割
一九八	一二九	膠（各種の）	五歩	五歩
		〇穀類及種子類		
一九九	二〇四	豆類（各種の）	五歩	五歩
二〇〇	二〇五	落花生豆	五歩	五歩
二〇一	二〇六	玉蜀黍	五歩	五歩
二〇二	二〇七	燕麥	五歩	五歩
二〇三	二〇八	米	五歩	五歩
二〇四	二〇九	棉子、菜子、麻子、亞麻子、及胡麻子	五歩	五歩
二〇五	二一〇	其他別項に掲載せさる諸穀物及種子類	五歩	五歩
二〇六	六九	砥石類	五歩	五歩
二〇七	三八八	鳥屎	五歩	五歩
二〇八	四三七	ガンニー製袋（新故の別無く）	五歩	無税
二〇九	三三三	ガンニー、クローツ	一割	無税
二一〇	四三八	火藥、綿火藥其他一切の爆發物類	一割	一割
二一一	二七	獸毛類（羊毛を除く）	五歩	一割
二一二	二八	髮毛	二割	二割
二一三	三四七	綿製手巾（連製單製の別無く）	一割二歩半	一割
二一四	三四八	麻布及麻綿布の手巾	一割二歩半	一割
二一五	三四九	絹及「レース」の手巾	二割	二割
二一六	四三九	帽子掛	二割	一割

二一七	三八九	飼草	五歩	五歩
二一八	三九〇	ヘムロック及オーク樹皮（柔皮料の）	五歩	五歩
二一九	三九一	苦草	五歩	五歩
二二〇	二九	蹄類（別項に掲載せさる）	五歩	五歩
二二一	三〇	牛角及鹿角類	五歩	五歩
二二二	三一	犀角其他一切の角類	五歩	一割
二二三	一一	氷	五歩	無税
二二四	三九二	生護謨及板護謨	五歩	五歩
二二五	四四〇	護謨製物品	二割	一割
二二六	三五〇	護謨引布	一割	一割
二二七	七一	農具及木匠、鍛冶其他諸工匠具類（別項に掲載せさる）	五歩	五歩
		○器械類		
二二八	六〇	晴雨儀類	五歩	五歩
二二九	七九	陸上眼鏡、海上眼鏡	二割	一割
二三〇	七〇	驗液器類	五歩	五歩
二三一	七六	針盤（海上若くは陸上に於て用ふる）	五歩	五歩
二三二	七七	顯微鏡類	五歩	五歩
二三三	七四	寫眞器	五歩	一割
二三四	八三	望遠鏡類	五歩	五歩
二三五	八四	驗温器類	五歩	五歩
二三六	八一	尺度類	五歩	五歩

二三七	七二	諸學術用器類（別項に掲載せさる）	五歩	一割
二三八	七三	樂器及其使用品類	二割	一割
二三九	三二	象牙及一角牙	五歩	一割
二四〇	四五四	珠玉及佩帶粧飾に屬する金銀細工物類（眞假の別なく）	二割五歩	一割
二四一	四四一	ランプ、提燈及其部分	二割	一割
二四二	四四二	燈心	一割五歩	一割
二四三	三九三	石灰	五歩	五歩
二四四	三三四	麻布、麻綿布及麻毛布類（生色、白色、色染形付の別なく）	一割	一割
二四五	七五	鑛山機、電信機、鋸機、紡績機、織機、縫機、莫大小機、印刷機、寫字機、鑄字機、其他別項に掲載せさる諸機械及機械に附屬したる革帶、護謨帶、麻布帶等の類	五歩	五歩
二四六	一八七	栲皮	五歩	五歩
二四七	四四三	大理石		
		（甲）造營等の		五歩
		（乙）家具用の爲に工作したる	二割	一割
		（丙）美術的用の	二割	一割
二四八	四四四	附木（各種の）	一割五歩	一割
二四九	四四五	支那蓆（一卷四十碼の）	一割五歩	一割
二五〇	四四六	椶皮蓆及椰皮蓆類	一割五歩	一割
二五一	四四七	其他諸蓆類　別項に掲載せさる）	一割五歩	一割
		獸肉		
		（甲）生肉（各種の）		無稅

		（乙）鹽肉（各種の）	一	五步
		○金屬		
二五二	二一一	安質母尼	五步	五步
二五三	二一二	靑銅	五步	五步
二五四	二一三	塊眞鍮及錠眞鍮	五步	五步
二五五	二一四	條眞鍮、竿眞鍮、及板眞鍮	七步半	七步半
二五六	二一五	管眞鍮	一割	一割
二五七	二一六	故眞鍮類（改造適用の）	五步	五步
二五八	二一八	塊銅及錠銅	五步	五步
二五九	二一九	條銅竿銅及板銅類	七步半	七步半
二六〇	二二〇	管銅	一割	一割
二六一	二二一	故銅（改造適用の）	五步	五步
二六二	二二二	日耳曼銀	七步半	七步半
二六三	二二三	塊銕	五步	五步
二六四	二二四	條銕及竿銕	七步半	七步半
二六五	二二五	箍銕及帶銕	七步半	七步半
二六六	二二六	釘銕	七步半	七步半
二六七	二二七	桁銕、丁銕、及┐銕	七步半	七步半
二六八	二二八	板銕、鏤銕及有紋銕	七步半	七步半
二六九	二二九	筒銕及管銕	一割	一割
二七〇	二三〇	道銕及道銕に屬する枕鐵、大釘類	五步	五步

二七一	二三一	屋鑛（電鍍したる）	一割	一割
二七二	二三二	故鑛（改造適用の）	五歩	五歩
二七三	二三三	艙　鑛	五歩	五歩
二七四	二三四	鉛（條、塊、錠の別なく）	五歩	五歩
二七五	二三五	板鉛（別項に掲載せさる）	七歩半	七歩半
二七六	二三六	筒鉛及管鉛	一割	一割
二七七	二三七	水　銀	五歩	五歩
二七八	二三八	白　銅	五歩	五歩
二七九	二三九	白　金	無税	五歩
二八〇	二四〇	鐵（硬軟の別なく各種の）	五歩	五歩
二八一	二四一	鋼（塊、錠の別無く）	五歩	五歩
二八二	二四二	條鋼及板鋼	七歩半	八歩半
二八三	二四四	錫（塊、錠の別なく）	五歩	五歩
二八四	二四五	葉鑛（箱に入りたる）	一割	一割
二八五	二四六	亞鉛（塊、錠の別なく）	五歩	五歩
二八六	二四七	板亞鉛	七歩半	七歩半
二八七	二四八	塊黄銅及錠黄銅	五歩	五歩
二八八	二四九	條黄銅、竿黄銅及板黄銅	七歩半	七歩半
二八九	二五〇	管黄銅	一割	一割
二九〇	二五一	故黄銅（改造適用の）	五歩	五歩
二九一	二七一	其他工作を經さる諸金屬類（別項に掲載せさる）	一割	一割

○金屬製品

二九二	二五二	鐵錨及鐵鏈（新故の別なく、但徑半因に滿たさる者を除く）	五歩	五歩
二九三	二五三	鐘類（各種の）	二割	一割
二九四	二五四	鏈類（新故の別なく別項に掲載せさる各種の）	一割五歩	一割
二九五	二五五	戸鎖、戸鈕、戸栓、蝶鉸其他同類の金具	二割	一割
二九六	二五六	箔類（金銀銅錫等の）	一割	一割
二九七	二五七	壁爐置爐及爐圍其他の附屬品類	二割	一割
二九八	二五八	鐵器其他諸金屬器類（別項に掲載せさる）	二割	一割
二九九	二五九	金箱類	二割	一割
三〇〇	二六〇	鎖鑰類（別項に掲載せさる）	二割	一割
三〇一	二六一	鐵釘類（大釘、無頭釘、平頭釘、曲頭釘、曲尾釘、平尾釘、等電鍍したると否とを論せす）	一割五歩	一割
三〇二	二六二	銅釘、眞鍮釘及黃銅釘類	一割五歩	一割
三〇三	二六三	其他諸金屬釘類	一割五歩	一割
三〇四	二六四	螺旋釘、牡及牝螺旋釘類（各種の）	一割五歩	一割
三〇五	二六五	熨斗類	一割五歩	一割
三〇六	二六六	傘骨（附屬金具の備りたると否とを論せす）	一割	一割
三〇七	二六七	鐵線及徑一因の四分一を超へさる捲きたる細竿鐵類	一割	一割
三〇八	二六八	諸金屬線及徑一因の四分一を超へさる捲きたる細竿諸金屬類	一割	一割
三〇九	二六九	電線	五歩	五歩
三一〇	二七〇	銕線索及銅線索類	一割	一割
三一一	二七二	其他工作を經たる諸金屬類（別項に掲載せさる）	二割	一割

三一二	四四八	雛形類（諸新發明の）	無税	無税
三一三	三五一	卓巾（連製單製の別無く）	一割二歩半	一割
三一四	七八	針類	一割五歩	一割
三一五	三九四	船茹	五歩	五歩
		○油蠟		
三一六	二七三	氣油	二割五歩	二割
三一七	二七四	荳蔴子油（藥料に非る）	一割五歩	一割
三一八	二七五	椰子油及亞蔴子油	一割五歩	一割
三一九	二七六	乾油	一割五歩	一割
三二〇	二七七	石炭油及石腦油	二割	一割五歩
三二一	二七八	橄欖油（別項に掲載せさる罐入樽入等の）	一割五歩	一割
三二二	二七九	椶櫚子油	一割五歩	一割
三二三	二八〇	豆油及落生豆油	一割五歩	一割
三二四	二八一	其他藥料に非さる諸油類	一割五歩	一割
三二五	二八二	松精油	一割五歩	一割
三二六	二八三	蜜蠟及木蠟	五歩	五歩
三二七		「セレシン」		五歩
三二八		「セレシン」製造品		一割
三二九	三九五	油粕	五歩	五歩
三三〇	三五二	革布（家具を裝ふへき若くは傘袋に用ふへき）	一割五歩	一割
三三一	三五三	蠟布（牀に鋪くへき）	一割五歩	一割

三三二	三九六	鑛類	五歩	五歩
三三三	七九	觀劇眼鏡類		
		(甲) 通常の革にて裝ひ或は漆にて塗りたる	二割	一割
		(乙) 金、銀、「アリユミニアム」、象牙、眞珠、鼈甲或は假金にて裝飾せる	二割	一割五歩
三三四	四四九	荇唐（荷造用の）	五歩	無税
三三五	四五〇	畫類（油畫、水畫、寫眞畫、石版畫等類緣の有無に拘はらす）	二割	一割五歩
三三六	五〇	印刷料紙	一割五歩	一割
三三七	五一	包裝用紙	一割五歩	一割
三三八	五二	唐紙（各種の）	一割五歩	一割
三三九	五三	書圖紙、書簡紙、書用紙、乾字紙、寫眞紙其他別項に掲載せさる一切の紙類	一割五歩	一割
三四〇	五四	羊皮紙	五歩	一割五歩
三四一	五五	洋筆、鵝筆、筆柄類	一割五歩	一割
三四二	五六	鉛筆、堊筆、毛筆、石筆諸類	一割五歩	一割
三四三	一七	胡椒（粉にせざる）	五歩	五歩
三四四	四五一	雷管及導火管	一割	一割
三四五	四五二	烟管、烟管匣其他一切の吸烟具類	二割五歩	一割
三四六	三九七	「ピッチ、タール」及「コール、タール」	五歩	五歩
三四七	三九八	草木及苗類（種藝に用ふる各種の）	五歩	無税
三四八	三九九	巴黎灰	五歩	五歩
三四九	四三六	器皿類		

		（甲）金、銀の	二割	二割
		（乙）鍍金銀の	二割	一割
三五〇	四三五	骨牌類（遊戯に用ゆる）	二割五步	二割
三五一	四〇〇	黑鉛（工作を經さる）	五步	五步
三五二	四五〇	磁器及陶器類（別項に掲載せさる）	二割	一割
三五三	四〇一	「ポートランド、セメント」	五步	五步
		○飲食物		
三五四	二	乾麪包	五步	
		（甲）飾製の		一割
		（乙）船用の		五步
三五五	三	牛酪	五步	五步
三五六	四	乾糖菓子類（別項に掲載せさる各種の）	二割五步	一割
三五七	六	卵	五步	五步
三五八	一〇	燻腿及鹹豕肉	五步	五步
三五九	一二	豕膏	五步	五步
三六〇	一三	饂飩、索麪及西穀米類	五步	五步
三六一	一六	核子類（食料に充る各種の）	五步	五步
三六二	一八	胡椒粉	五步	五步
三六三	一九	サラツド、オイル（卓上に用ふへき罐入の）	五步	一割
三六四	二〇	鹽（卓上に用ふへき）	五步	五步
三六五	二一	檸檬糖	二割五步	一割

三六六	二三	野菜		
		（甲）乾或鹽漬の	五歩	五歩
		（乙）生の	五歩	無税
三六七	二四	其他鱛魚、菓膏、菓糕、油鰮、臘腸、醬、酢、乾酪、乳膏、乳粉、乾菓、芥子粉、チョコレート、酢漬物類（別項に掲載せさる）	五歩	五歩
三六八	八〇	諸喞筒及喞筒に屬する麻布管、護謨管、革管類	五歩	五歩
三六九	四五五	錢嚢、名刺入及懐中手帳類	二割五歩	一割
三七〇	四五六	バッテイー（塊粉の別無く）	五歩	五歩
三七一	四〇二	籐（割たると否とを論せす）	五歩	五歩
三七二	四五七	磨刀革子	二割	一割
三七三	四五五	松脂	五歩	五歩
三七四	四五九	馬具（一切の）	二割	一割
三七五	四〇三	鹽（別項に掲載せさる塊、袋入或は樽入の）	五歩	五歩
三七六	一五七	硝石	五歩	五歩
三七七	四六〇	貨物の見本（税關官吏に於て至當の額數と認可する）	無税	無税
三七八	一七二	白檀	一割	一割
三七九	四五八	砂紙	一割五歩	一割
三八〇	一九一	蘇木	五歩	五歩
三八一	四六一	靴墨	一割	一割
三八二	三三九	絹布及絹の駁りたる布帛類（別項に掲載せさる各種の）	二割	一割五歩
三八三	三三七	絹（眞綿及屑絲）	一割	一割

三八四	三三六	生絲	一割	一割
三八五	三四	馬牛類の生皮（生、乾、鹽漬等治理を經さる）	五歩	五歩
三八六	三五	靴底皮	一割	一割
三八七	三六	熟皮類（靴底皮に非さる牛皮、犢皮、馬皮、羊皮、羊子皮、山羊皮邪鹿皮等有色無色の別無く治理を經たる	一割五歩	一割
三八八	三七	羊、山羊、兎其他の生皮（有毛無毛の別なく治理を經さる）	五歩	五歩
三八九	三八	毛羊皮及毛兎皮（有色無色の別なく治理を經たる	二割	一割
三九〇	三九	生皮類（別項に掲載せさる無毛の治理を經さる一切の）	五歩	五歩
三九一	四〇	毛皮類（虎皮、豹皮、海狸皮、水獺皮、狐皮、熊皮、其他類似獸皮の治理を經たると否とを論せす）	二割	一割五歩
三九二	四一	鮫皮	五歩	五歩
三九三	五七	石盤（有郭無郭の別無く別項に掲載せさる）	一割五歩	一割
三九四	四六四	石鹼（各種の）	一割五歩	一割
三九五	八二	眼鏡及眼鏡玻璃類	一割	一割
三九六	四〇四	海綿	五歩	五歩
三九七	四六五	匙子及叉子	二割	一割
三九八	四六六	糊粉及鹼彈類	一割	一割
三九九	五八	各種墨汁、墨壺、硯、印材、封筒、封蠟、護謨糊、削字子、截紙子、綴紙子、護謨帶子等別項に掲載せさる諸文具類	一割五歩	一割
四〇〇	四〇七	石材		
		（甲）工作を經さる或は建築用各種の	五歩	五歩
		（乙）裝飾或家具の工作を經たる		一割
四〇一	二八四	砂糖（各種の）	二割五歩	二割

四〇二	二八五	氷砂糖	二割五步	二割
四〇三	二八六	精製糖（塊、碎、粉、粒の別無く）	二割五步	二割
四〇四	二八七	糖蜜及糖水類	二割五步	二割
四〇五	三五四	檯布類		
		（甲）綿製或は麻製の	一割二步半	一割
		（乙）毛製の（純駁の別なく）	一割五步	一割
		（丙）絹駁りの		一割五步
		（丁）絹の	二割	二割
四〇六	四〇五	獸蠟	五步	五步
四〇七	二二	茶	一割	一割
四〇八	二四三	茶鉛	五步	無稅
四〇九	三五七	織物及絲類（別項に掲載せさる）	一割五步	一割
四一〇	四〇八	木材及板類（刨せさる）	五步	五步
		煙草		
四一一	三五八	（甲）卷煙草	二割五步	一割
四一二	三五九	（乙）紙卷煙草	二割五步	一割
四一三	三六〇	（丙）嗅煙草	二割五步	一割
四一四	三六一	（丁）葉煙草、及餅煙草、刻煙草、嚼煙草其他喫煙用の諸製煙草類	二割五步	一割
四一五	四六八	化粧具箱	二割五步	一割
四一六	四六九	鼈甲（細工を加へたる）	二割五步	二割
四一七	四二	鼈甲（細工を加へさる）	二割	一割五步

四一八	三五五	浴巾及浴巾布	一割五歩	一割
四一九	四七〇	玩具（各種の）	二割五歩	一割
四二〇	四七一	旅具（旅客自用の）	無税	無税
四二一	三五六	旅氈	一割五歩	一割
四二二	四七三	旅櫃、提嚢及佩袋類	二割	一割
四二三	四七三	綿線、麻線、其他諸線類	一割	八歩
四二四	四七四	活字	五歩	五歩
四二五	四七五	雨傘及晴傘類	二割	一割
四二六	四七六	傘柄類	二割	一割
四二七	四七七	船舶及舟艇	三歩	三歩
四二八	四七八	壁紙類	一割五歩	一割
四二九	八五	袂時計及其部分品類		
		（甲）銀、鍍銀或は通常金屬の	二割	一割
		（乙）金の	二割	二割
四三〇	四二	鯨骨及鯨鬚	五歩	五歩
		〇酒類		
四三一	三六二	アブシンス（罎入の）	二割五歩	二割
四一二	三六三	麥酒及黑麥酒		
		罎入の	二割五歩	一割
		樽入の	二割五歩	一割
四三三	三六四	苦酒	二割五歩	二割

四三四	三六五	ブランデイー		
		罎入の	二割五歩	二割
		樽入の	一割五歩	二割
四三五	三六六	シャンパン	二割五歩	一割三分半
四三六	三六七	櫻子酒	二割五歩	二割
四三七	三六八	林檎酒（罎入の）	二割五歩	一割
四一八	三六九	杜松子酒		
		罎入の	二割五歩	二割
		樽入の	二割五歩	二割
四三九	三七〇	リキュール（各種の）	二割五歩	二割
四四〇	三七一	ポルトワイン		
		罎入の	二割五歩	一割
		樽入の	二割五歩	一割
四四一	三七二	糖酒		
		罎入の	二割五歩	二割
		樽入の	二割五歩	二割
四四二	三七三	シエリー		
		罎入の	二割五歩	一割
		樽入の	二割五歩	一割
四四三	三七四	ブエルモッツ（罎入の）	二割五歩	一割
四四四	三七五	ウヰスキー		

		罎入の	二割五歩	二割
		樽入の	二割五歩	二割
四四五	三七六	葡萄酒　紅白の別無く別項に掲載せさる）	二割五歩	一割
四四六	三七七	其他名稱の何たるを論せす別項に掲載せさる一切の酒類	二割五歩	一割
		燒酎　別項に掲載せさる各種の）	二割五歩	二割
四四七	三〇八	羊毛	五歩	五歩
		○毛織物		
四四八	三一一	パルザリーン	一割二歩半	一割
四四九	三一二	臥氈及馬氈	一割二歩半	一割
四五〇	三一三	旗布	一割二歩半	一割
四五一	三一四	純毛の吳呂、綾吳呂及畔吳呂	一割二歩半	一割
四五二	三一五	毛綿ノ吳呂、綾吳呂、及畔吳呂	一割二歩半	一割
四五三	四一六	紋吳呂	一割二歩半	一割
四五四	三一七	フランネル（純駁の別無く）	一割二歩半	一割
四五五	三一八	モヘイル	一割二歩半	一割
四五六	三一九	毛繻子	一割二歩半	一割
四五七	三二〇	羅世伊多	一割二歩半	一割
四五八	三二一	縮緬吳呂メリノス及テイベッツ（純駁の別無く）	一割二歩半	一割
四五九	三二二	オルレンス及ロストルス	一割二歩半	一割
四六〇	三二三	毛天鵝絨	一割二歩半	一割
四六一	三二四	窓帷巾（純駁の別無く）	一割二歩半	一割

四六二	三二五	セルジス（純駁の別なく）	一割二歩半	一割
四六三	三二六	スパニシユ、ストライプス	一割二歩半	一割
四六四	三二七	純毛羅紗（原名の何たるを論せす本邦に於て「ラシヤ」と通稱する）	一割二歩半	一割
四六五	三二八	毛綿羅紗（「パイロツト」、「プレシデント」若くは「ユニオンクローツ」の類）	一割二歩半	一割
四六六	三二九	毛純子　純駁の別なく	一割二歩半	一割
四六七	三三〇	其他「アルパカ」「カムレツトコールド」、及縞呉呂等綿羊毛「ウステツド」若くは山羊毛及類似の獸毛を以て織りたる一切の純駁毛布類	一割二歩半	一割
四六八	三〇九	毛製織絲	一割	八歩
四六九	三一〇	毛製組絲	一割	八歩
四七〇	四〇六	紫檀、黒檀、ティーク、黄楊木、鐵刀木其他類似堅硬木類	五歩	五歩
四七一	四〇九	此稅目中に掲載せさる一切の未製物品	五歩	五歩
四七二	四七九	此稅目中に掲載せさる全製若くは半製の物品	二割五歩	一割

第二篇 稅率の順次

日本政府原案序次	品目	日本政府原案擬定從價稅率
	○稅品	
三七八	禽獸魚鼈	五歩
四六	地圖及海圖類	三歩
四七	書籍(印刷したる)	三歩
二一七	金銀(地金の)	無稅
四一九	貨幣(各種の)	無稅
	鮮魚(各種の)	五歩
九	生菜類	五歩
四三七	ガンニー製袋(新故の別無く)	五歩
三三三	ガンニー、クローツ	一割
一一	氷	五歩
二五七	鮮獸肉(各種の)	
四四八	雛形類(新發明)	無稅
四四九	苻蓆(荷造用の)	五歩
三九八	草木及苗類(種藝に用ふる各種の)	五歩
四六〇	貨物の見本(稅關官吏に於て至當の額數と認可する)	無稅

日本政府原案目次	品目	日本政府原案擬定從價稅率
二四三	茶鉛	五歩
四七一	旅客の行李	無稅
二三	野菜(生の)	
	○三歩稅品	
四七七	船舶及舟艇	三歩
	○五歩稅品	
一〇六	明礬	五歩
二五二	鐵錨及鐵鏈(新故の別なく、但徑半因に滿たさる者を除く)	五歩
五九	權衡類	五歩
三七九	竹材(工作を經さる)	五歩
二五	骨類	五歩
四一四	煉化石及瓦類	五歩
六一	鐵道汽車及鐵道馬車類	五歩
六三	荷車類	五歩
	セレシン	
三八〇	白堊(工作を經さる)	五歩

三八一	木炭	五歩
一一六	晒白粉	五歩
三八二	石炭及コーク	五歩
三三五	蠶繭	五歩
四二二	船索	五歩
三八四	塞子樹皮	五歩
二八八	繰綿	五歩
二八九	屑綿	五歩
三八五	金剛砂	五歩
三八六	西班牙草及其他の製紙料	五歩
四二九	フエルト（船底用若くは屋背用の）	一割
六七	消防器類	五歩
七	乾魚及鹽魚（各種の）	五歩
四三一	天蠶絲	五歩
三三一	苧麻類（梳理したると否とを論せす）	五歩
三八七	燧石	五歩
八	穀粉（別項に掲載せさる各種の、	五歩
一二九	膠（各種の）	五歩
	穀類及種子類	
二〇四	豆類（各種の）	五歩
二〇五	落花生豆	五歩
二〇六	玉蜀黍	五歩
二〇七	燕麥	五歩
二〇八	米	五歩
二〇九	棉子、菜子、麻子、亞麻子及胡麻子	五歩
二一〇	其他別項に掲載せさる諸穀物及種子類	五歩
六九	砥石類	五歩
三八八	鳥屎	五歩
三八九	飼草	五歩
三九〇	ヘムロック及オーク樹皮（柔皮料の）	五歩
三九一	苦草	五歩
二九	蹄類（別項に掲載せさる）	五歩
三〇	牛角及鹿角類	五歩
三九二	生護謨及板護謨	五歩
七一	農具及木匠鍛冶其他諸工匠具類（別項に掲載せさる）	五歩
	器械類	
六〇	晴雨儀	五歩
七〇	驗液器類	五歩
七六	針盤（海上若くは陸上にて用ふる）	五歩
七七	顯微鏡類	五歩
八三	望遠鏡類	五歩
八四	驗温器類	五歩

八一 尺度類 五歩
三九三 石炭 五歩
七五 鑛山機、電信機、鋸機、紡績機、織機、縫機「莫大小機、印刷機、寫字機、鑄字機、其他別項に掲載せさる諸機械及機械に附屬したる革帶、護謨帶、麻布帶等の類 五歩
一八七 袴皮 五歩
四四三 大理石（造營用の） 五歩
獸肉（鹽肉） 五歩

金屬

二一一 安質母尼 五歩
二一二 青銅 五歩
二一三 塊眞鍮及錠眞鍮 五歩
二一六 故眞鍮類（改造適用の） 五歩
二一八 塊銅及錠銅 五歩
二二一 故銅（改速適用の） 五歩
二二三 塊鐵 五歩
二三〇 道鐵及道鐵に屬する枕鐵、大釘類 五歩
二三二 故鐵（改造適用の） 五歩
二三三 艙鐵 五歩
二三四 鉛（條塊錠の別なく） 五歩
二三七 水銀 五歩
二三八 白銅 五歩
二三九 白金 無稅
二四〇 鐵（硬、軟の別なく各種の） 五歩
二四一 鋼（塊、錠の別なく） 五歩
二四四 錫（塊、錠の別なく） 五歩
二四六 亞鉛（塊、錠の別なく） 五歩
二四八 塊黃銅及錠黃銅 五歩
二五一 故黃銅（改造適用の） 五歩
三九四 船茹 五歩
三九五 洓粕 五歩
三九六 鑛類 五歩
一七 胡椒（粉にせさる） 五歩
三九七 「ピッチ、タール」及「コール、タール」 五歩
三九九 巴黎灰 五歩
四〇〇 黑鉛（工作を經さる） 五歩
四〇一 「ポートランド、セメント」 五歩

飲食物

二 乾麪包（船用の） 五歩
三 牛酪 五歩
六 卵 五歩
一〇 燻腿及鹽豕肉 五歩

一二	豕膏	五歩
一三	饂飩、索麺及西穀米類	五歩
一六	核子類（食料に充る各種の）	五歩
一八	胡椒（粉にしたる）	五歩
二〇	鹽（卓上に用ふへき	五歩
二三	野菜（乾或鹽漬の）	五歩
二四	其他鯔魚、菓膏、菓糕、泊鰮、臘腸、醬、酢、乾酪、乳膏、乳粉、乾菓、芥子粉、チョコレート、酢漬物類（別項に掲載せさる）	五歩
八〇	諸喞筒及喞筒に屬する蔴布管、護謨管、革管類	五歩
四五六	バッティー（塊粉の別なく）	五歩
四〇二	籐（割りたると否とを論せす）	五歩
一五五	松脂	五歩
四〇三	鹽、塊、袋入或は、樽入の（別項に掲載せさる各樣の）	五歩
一五七	硝石	五歩
一九一	蘇木	五歩
三四	馬牛類の生皮（生、乾、鹽漬等治理を經さる）	五歩
三七	羊、山羊、兎其他の生皮（有毛無毛の別なく治理を經さる）	五歩
三九	生皮類（別項に掲載せさる無毛の治理を經さる一切の）	五歩
四一	鮫皮	五歩
四〇四	海綿	五歩
四〇七	石材（工作を經さる或は建築用、各種の）	五歩
四〇五	獸蠟	五歩
四〇八	木材及板類（鉋削せさる）	五歩
四七四	活字	五歩
二八三	蜜蠟及木蠟	五歩
四三	鯨骨及鯨鬚	五歩
二六九	電線	五歩
三〇八	羊毛	五歩
四〇六	紫檀、黑檀、ティーク、黃楊木、鐵刀木其他類似堅硬木類	五歩
四〇九	此税目中に掲載せさる一切の未製物品	五歩

〇七歩半税品

金屬

二一四	條眞鍮竿眞鍮及板眞鍮	七歩半
二一九	條銅、竿銅及板銅類	七歩半
二二二	日耳曼銀	七歩半
二二四	條鐵及竿鐵	七歩半
二二五	箍鐵及帶鐵	七歩半
二二六	釘鐵	七歩半
二二七	桁鐵、丁鐵及┐鐵	七歩半

二二八	板鉄、鍍板及有紋板鉄	七歩半
二三五	板鉛（別項に掲載せさる）	七歩半
二四二	板銅	七歩半
二四七	板亜鉛	七歩半
二四九	條黄銅、筚黄銅及板黄銅	七歩半
	○八歩税品	
二九〇	綿製織絲（絲縷の別なく）	一割
	薬材及製薬類	
一〇五	蘆薈	五歩
一〇八	大茴香	五歩
一一〇	白求	五歩
一一二	加魯莪兒	五歩
一一三	加密列	五歩
一一五	桂皮類	五歩
一一七	幾那皮類	五歩
一一八	聖叔尼揑（ミユリエート及ソルフエート聖叔尼揑の如き）	五歩
一一九	辰砂	五歩
一二三	牛黄	五歩
一二四	阿仙薬	五歩
一二六	小茴香	五歩
一二六	健質亜那	五歩
一二八	人参	五歩
一三五	吐根	五歩
一三六	葯刺巴	五歩
一三七	藿香	五歩
一三八	甘草	五歩
一三九	炭酸麻倔涅史亜	五歩
一四〇	檸檬酸麻倔涅史亜	五歩
一四一	硫酸麻倔涅史亜	五歩
一四二	麻黄	五歩
一五一	木香	五歩
一五二	幾那鹽	五歩
一五三	幾那達因	五歩
一五四	大黄（粉末に爲したると否とを論せす）	五歩
一五六	洎芙藍	五歩
一五八	撒篤尼	五歩
一五九	撒兒沙巴里兒	五歩
一六〇	檳那葉	五歩
一六一	滑石（塊粉の別なく）	五歩
一六七	蒼求	五歩
一六九	紫梗	五歩
一七〇	黄芩	五歩

一七三　施綿失那　五歩
一一二　麻製織糸　一割
一九九　窓玻瓈（尋常無色なる各種の）　一割五歩
四七三　綿線、麻線、其他諸線類　一割
三〇九　毛製織絲　一割
三一〇　毛製組絲　一割

〇一割税品

四四三　大理石（美術用の）　二割
四四　集畫帖　二割五歩
四一一　兵器類（大砲、小銃、拳銃、砲彈、銃包、刀劍、其他一切の）　一割
四一二　鑑　類　二割
三四〇　臥單及被衾類（連製單製の別なく）　一割
一　檸檬水、生姜水、曹達水、礦水等諸飲料類　一割
四八　界紙本、習字本、算計簿、記錄簿其他別項に掲載せさる諸簿冊類　一割五歩
四一三　靴刮り及靴刮り蓆　二割
四一五　刷毛及箒類（各種の）　二割
四一六　蠟燭　一割五歩
四一七　燭臺類　二割
四一八　杖及鞭類　二割
三四一　帆布（綿麻の別なく）　一割
三四三　フエルト、カルペッツ　一割五歩
三四四　麻氈（和蘭氈と通稱する）　一割五歩
六四　置時計、掛時計及其部分品類　二割

衣服及ひ其附屬品類

八六　靴類（各種各樣の）　二割
八七　紐釦、扣子、鉤子類　二割
八八　綿製及麻製領襟　二割
八九　紙製領襟　二割
九〇　帽類（各種各樣の）　二割
九一　綿製足袋類（長短の別なく）　二割
九二　毛製及ひ毛綿製足袋類（長短の別なく）　二割
九四　襦袢の襟袖に用ふる鈕釦類（別項に掲載せさる各種の）　二割五歩
九五　粧飾料品類（邊飾、平打紐、細打紐、組紐、線、レース、流蘇、髮網面衣其他別項に掲載せさる手工機製に係る一切の粧襦料等物質の何たるを論せす）　二割
九六　綿製下襦袢及下股引類　二割
九七　毛製下襦袢及下股引類　二割
九八　毛綿製下襦袢及下股引類　二割
一〇〇　其他雨衣、襦袢、胸衣、袖口、手套、領紐、襟巻、肩掛、帶、股引釣、靴衣、脛衣等別項に掲載せさる一切の衣服及其附屬品類　二割
五　珈琲及治古和　一割

四二〇	櫛類（鼈甲製に非らさる）	二割五歩
四二三	塞子	一割
四二四	塞子鑽	二割
四二五	脂粉薫香類（名稱の何たるを論せす香水、香油、染髪薬、齒磨其他一切の）	二割五歩
	綿製品	
二九一	綿製縫絲（糸巻に捲きたるもの）	一割
二九二	綿製縫絲（玉或は綛に爲したるもの）	一割
二九三	更紗類	一割
二九四	綿純子、綿繻子、綿紋子、綿綸子クイルティングス、ピーケー及ディイミティース	一割
二九五	雲齋布	一割
二九六	綿フランネル	一割
二九七	綿天、鵝絨	一割
二九八	縞金巾	一割
二九九	生金巾	一割
三〇〇	晒金巾	一割
三〇一	紋金巾	一割
三〇二	綾金巾	一割
三〇三	唐棧	一割
三〇四	天竺布（一名小幅金巾）	一割
三〇五	緋金巾及色金巾	一割
三〇六	寒冷紗	一割
三〇七	其他ジェーンス、デニムス、セレシア、蚊帳地、被褥布及紋巴等別項に掲載せさる一切の綿布類	一割
六五	刀物類（別項に掲載せさる剃刀、鋏刀、筆刀、餐刀、スティールス其他一切の	一割五歩
六六	玻瓈刀	五歩
	薬材及製薬類	
一〇一	鉛糖	五歩
一〇二	散里失那酸	五歩
一〇三	硫酸	五歩
一〇四	酒石酸	五歩
一〇七	鹽酸暗母尼亞	五歩
一一一	硼砂	五歩
一一四	龍腦（精粗の別なく）	一割
一二〇	丁香（母子の別なく）	一割
一二一	喎落噸	五歩
一二二	格倫僕根	五歩
一二五	麒麟血、沒薬及乳香	五歩
一三一	個里施林	五歩
一三二	亞刺比亞護謨	五歩
一三三	安息香及安息油	一割
一三四	沙羅苦護謨	五歩
一四三	麝香及麝香皮	一割

一四四	甘松	一割
一四五	硝酸銀	五步
一四六	蓖麻子油	五步
一四七	肝油	五步
一四八	赤燐	五步
一四九	貎魯密度剝篤亞斯	五步
一五〇	沃度剝篤亞斯	五步
一六二	曹達灰	五步
一六三	重炭酸曹達	五步
一六四	苛性曹達	五步
一六五	洗濯曹達	五步
一六六	撒里失那曹達	五步
一六八	丹礬	五步
一七一	沈香	一割
一七四	其他別項に掲載せさる諸藥材及製藥類	五步
	染料及彩料	
一七五	染粉（名稱の何たるを論せす本邦に於て「ソメコ」と通稱する）	一割
一七六	紺青（乾濕の別なく鑛物より製したる支那靛、孛漏生靛、別粟靛、巴黎靛等）	一割
一七七	洋紅	一割
一七八	呀蘭蟲	五步
一七九	花綠青	五步
一八〇	五倍子	五步
一三〇	檳榔膏	五步
一八一	雌黃	一割
一八二	乾藍	一割
一八三	水藍	一割
一八四	鉛粉及亞鉛粉（各色の）	一割
一八五	蘇木越斯	一割
一八六	茜根	五步
一八八	色油	一割
一八九	紅花	五步
一九〇	花紺青	五步
一九二	羌黃	五步
一九三	郡青	一割
一九四	洋漆	一割
一九五	綠青	一割
一九六	朱	一割
一九七	碗青	五步
一九八	其他別項に掲載せさる染料及彩料類	一割
四二七	護謨紐類	一割五步
三四六	護謨布（各種の別なく）	一割

四二八	扇類	二割
四三三	額縁、鏡縁及壁縁天井縁類	二割
四三四	家具（別項に掲載せさる臥牀、臥具、椅子、憩牀、書案、卓子、衣櫃、箪笥、置棚、類及其部分品等一切の）	二割
	玻瓈及玻瓈器	
	窓玻瓈（有色の）	
二〇一	鏡玻瓈片（水銀を塗りたると否及額縁を着けたると否とを論せす）	二割
二〇二	玻瓈珠	二割
二〇三	其他諸玻瓈材及玻瓈器類（別項に掲載せさる）	二割
六八	地球儀及渾天儀	五歩
四三八	火藥、綿火藥其他一切の爆發物類	一割
二七	獸毛類（羊毛を除く）	五歩
三四七	綿製手巾（連製單製の別なく）	一割二歩半
三四八	麻布及麻綿布の手巾	一割二歩半
四三九	帽子掛	二割
三一	犀角其他一切の角類	五歩
四四〇	護謨製物品	二割
三五〇	護謨引布	一割
	器械類	
七九	陸上眼鏡　海上眼鏡	二割
七九	觀劇眼鏡類（通常の革にて裝ひ或は漆にて塗りたる）	二割
七四	寫眞器	五歩
七二	諸學術用器類（別項に掲載せさる）	五歩
七三	樂器及其使用品類	二割
三二	象牙及一角牙	二歩
四四一	ランプ、提燈及其部分	二割
四四二	燈心	一割五歩
三三四	麻布、麻綿布及麻毛布類（生色、白色、色染、形付の別なく）	一割
四四三	大理石	
	（甲）家具用の爲に工作したる	二割
	（乙）美術的用の	二割
四四四	附木（各種の）	一割五歩
四四五	支那蓆（一卷四十碼の）	一割五歩
四四六	蓆皮及椰皮蓆類	一割五歩
四四七	其他諸蓆類（類別項に掲載せさる）	一割五歩
	金屬	
二一五	管眞鍮	一割
二二〇	管銅	一割
二二九	筒鐵及管鐵	一割
二三一	屋鐵（電鍍したる）	一割

二三六	筒鉛及管鉛	一割
二四五	薬鐵（箱に入りたる）	一割
二五〇	管黄銅	一割
二七一	其他工作を經さる諸金屬（別項に掲載せさる）	一割
	金屬製品	
二五三	鐘類（各種の）	二割
二五四	鏈類（新故の別なく別項に掲載せさる各種の）	一割五歩
二五五	戶鎖、戶鈕、戶栓、蝶鉸、其他同類の金具	二割
二五六	箔類（金、銀、銅、錫等の）	一割
二五七	壁爐、置爐及爐圍其他の附屬品類	二割
二五八	鐵器其他諸金屬品類（別項に掲載せさる）	二割
二五九	金箱類	二割
二六〇	鑽鑰類（別項に掲載せさる）	二割
二六一	鐵釘類（大釘、無頭釘、平頭釘、曲頭釘、曲尾釘、平尾釘等電釘したると否とを論せす）	一割五歩
二六二	銅釘、眞鍮釘、及黄銅釘類	一割五歩
二六三	其他諸金屬釘類	一割五歩
二六四	螺旋釘、牡及牝螺旋釘類（各種の）	一割五歩
二六五	熨斗類	一割五歩
二六六	傘骨（附屬金具の備りたると否を論せす）	一割
二六七	鐵線及徑一囟の四分一を超へさる捲きたる細竿鐵類	一割
二六八	諸金屬線及徑一囟の四分一を超へさる捲きたる細竿諸金屬類	一割
二七〇	鐵線索及銅線索類	一割
二七二	其他工作を經たる諸金屬類（別項に掲載せさる）	二割
三五一	卓巾（連製單製の別なく）	一割二歩半
七八	針類	一割五歩
	油、蠟	
二七四	蓖麻子油（藥料に非る）	一割五歩
二七五	椰子油及亞麻子油	一割五歩
二七六	乾油	一割五歩
二七八	橄欖油（別項に掲載せさる罐入樽入等の）	一割五歩
二七九	棕櫚子油	一割五歩
二八〇	豆油及落花生油	一割五歩
二八一	其他藥料に非さる諸油類	一割五歩
二八二	松精油	一割五歩
	セレシン製造品	
三五二	革布（家具を裝ふへき若くは傘袋に用ふへき）	一割五歩
三五三	蠟布（牀に鋪くへき）	一割五歩
五〇	印刷料紙	一割五歩

五一 包裝用紙
五二 唐紙（各種の） 一割五歩
五三 畫圖紙、書簡紙、書用紙、乾字紙、寫眞紙、其他別項に揭載せさる一切の紙類 一割五歩
五五 洋筆、鵝筆、筆柄類 一割五歩
五六 鉛筆、堊筆、毛筆石筆諸類
四五一 雷管及導火管 一割
四五二 烟管、烟管匣其他一切の吸烟具類 二割五歩
四三六 器皿類（鍍金銀の） 二割
四五三 磁器及陶器類（別項に揭載せさる） 二割
飲食物
二 乾麵包（飾製の）
四 乾糖菓子類（別項に揭載せさる各種の） 二割五歩
一九 サラッド、オイル卓上に用ふへさ罐入の 五歩
二一 檸檬糖 二割五歩
四五五 錢囊、名刺入及懷中手帳類 二割五歩
四五七 磨刀革子 二割
四五九 馬具（一切の） 二割
一七二 白檀 一割
四五八 砂紙 一割五歩
四六一 靴墨 一割
三三七 眞綿及屑綿 一割

三三六 生絲 一割
三五 靴底皮 一割
三六 熟皮類（靴底皮に非さる牛皮、犢皮馬皮、羊皮、羊子皮、山羊皮、鹿皮等有色無色の別無く治理を經たる） 一割五歩
三八 毛羊皮及毛兎皮（有色無色の別なく治理を經たる） 二割
五七 石盤（有郭無郭の別無く別項に揭載せさる） 一割五歩
四六四 石鹼（各種の） 一割五歩
八二 眼鏡及眼鏡玻瓈類 一割
四六五 匙子及叉子 二割
四六六 糊粉及鹼彈類 一割
五八 各種墨汁、墨壺、硯、印材、封筒、封蠟、護謨、護謨糊、削字子、截紙子、綴紙子、護謨帯子等別項に揭載せさる諸文具類 一割五歩
石裝飾或は家具用の爲め工作したる
三五四 棲布類
（甲）綿製或は麻製の 一割二歩半
（乙）毛製の純駁の別なく 一割五歩
二二 茶 一割
三五七 織物及絲類（別項に揭載せさる） 一割五歩
煙草
三五八 （甲）卷煙草 二割五歩
三五九 （乙）紙卷煙草 二割五歩

三六〇	(丙)嗅煙草	二割五歩
三六一	(丁)葉煙草、及餅煙草、刻煙草、嚼煙草、其他喫煙用の諸製煙草類	二割五歩
四六八	化粧具類	二割五歩
三五五	浴巾及浴巾布	一割五歩
四七〇	玩具(各種の)	二割五歩
三五六	旅　氈	一割五歩
四七二	旅櫃、提嚢及佩袋類	二　割
四七五	雨傘及晴傘類	二　割
四七六	傘柄類	二　割
四七八	壁紙類	一割五歩
四八五	袂時計及其部分品類(尋常の金屬、銀或は鍍金銀の)	二　割
	酒　類	
三六三	麥酒及黑麥酒	
	罐入の	二割五歩
	樽入の	二割五歩
三六八	林檎酒(罐入の)	二割五歩
三七一	ポルトワイン	
	罎入の	二割五歩
	樽入の	二割五歩
三七三	シエリー	
	罎入の	二割五歩
	樽入の	二割五歩
三七四	ブエルセツツ(罎入の)	二割五歩
三七六	葡萄酒(紅白の別無く別項に掲載せさる)	二割五歩
三七七	其他名稱の何たるを論せす別項に掲載せさる一切の酒類	二割五歩
	毛製品	
三一一	バルザリーン	一割三歩半
三一二	臥氈及馬氈	一割三歩半
三一三	旗　布	一割三歩半
三一四	純毛の吳呂、綾吳呂及畔吳呂	一割三歩半
三一五	毛綿の吳呂、綾吳呂及畔吳呂	一割三歩半
三一六	紋吳呂	一割三歩半
三一七	フラネル(純駁の別無く)	一割三歩半
三一八	モヘイル	一割三歩半
三一九	毛繻子	一割三歩半
三二〇	羅世伊多	一割三歩半
三二一	縮緬吳呂メリノス及テイベツツ(純駁の別無く)	一割三歩半
三二二	オルレンス及ロストルス	一割三歩半
三二三	毛天鵞絨	一割三歩半
三二四	窓帷巾、純駁の別なく)	一割三歩半

三二五	セルジス（純駁の別なく）	一割二歩半
三二六	スパニシエ、ストライプス	一割二歩半
三二七	純毛羅紗（原名の何たるを論せす本邦に於て「ラシヤ」と通稱する	一割二歩半
三二八	毛綿羅紗（「パイロット」「プレシテント」若クハ「ユニオンクローツ」の類）	一割二歩半
三二九	毛純子（純駁の別なく）	一割二歩半
三三〇	其他「アルパカ」「カムレツト」、「コールドー」及綿呉呂等綿羊毛「ウステッド」若くは山羊毛及類似の獸毛を以て織りたる一切の純駁毛布類	一割二歩半
四七九	此税目中に掲載せさる全製若くは半製の物品	二割五歩
	○一割二歩半税品	
三六六	シャンパン	二割五歩
四二一	珊瑚（工作を經たると否とを論せす）	二割五歩
	○一割五歩税品	
三四二	パテント、タペストリー、カーペツツ	一割五歩
三四五	天鵞絨氈「ブロッセルス」「アキスミントル」及「キッドル、ミンストル」其他一切の地氈類	一割五歩
六二	乘車及其部分品類	二割
四三五	賭具（「テニス」「クリケット」「象棋等一切の）	二割五歩
七九	觀劇眼鏡（金、銀「アリユミニアム」、象牙、眞珠、鼈甲或は消金にて装飾せる）	二割
四五〇	畫類（油畫、水畫、寫眞畫、石版畫等額縁の有無に拘はらす）	二割
四五	羊皮紙	五歩
三三八	絹布及絹の駁りたる布帛類（別項に掲載せさる各種の）	二割
四〇	毛皮類（虎皮、豹皮、海狸皮、水獺皮、狐皮、熊皮其他類似獸皮の治理を經たると否とを論せす）	二割
九三	絹製及絹綿製若くは絹毛製足袋類（長短の別なく）	二割
三五四	檯布類（絹駁りの）	二割
四二	鼈甲（細工を加へさる）	二割
九九	絹製、絹綿製若くは絹毛製下襦袢及下股引類	二割
	○二割税品	
四一〇	琥珀（工作を經たると否とを論せす）	二割五歩
四三五	衝球臺	二割五歩
九四	襦袢の襟袖に用ゆる鈕釦類（黄金又は寶石類若くは其模擬品を以て製したる）	二割五歩
二六	羽類	二割
四三〇	烟火類	二割五歩
四三二	獵銃及其使用品	二割五歩
二七三	氣油	二割五歩
二八	髮毛	二割

三四九	絹或は「レース」の手巾	二割
四五四	珠玉及佩帶粧飾に屬する金銀細工物類(眞假の別なく)	二割五步
	酒類	
三六二	アブシンス(罐入の)	二割五步
三六四	苦酒	二割五步
三六五	ブランディー	
	罐入の	二割五步
	樽入の	二割五步
三六七	櫻子酒	二割五步
三六九	杜松子酒	
	罐入の	二割五步
	樽入の	二割五步
三七〇	リキュール(各種の)	二割五步
三七二	糖酒	
	罐入の	二割五步
	樽入の	二割五步
三七五	ウヰスキー	
	罐入の	二割五步
	樽入の	二割五步
三七七	燒酎(別項に揭載せさる各種の)	二割五步
四三六	器皿類(金銀の)	二割
四三五	骨牌類(遊戲に用ふる)	二割五步
二八四	砂糖(各種の)	二割五步
二八五	氷砂糖	二割五步
二八六	精製糖(塊碎、粉、粒の別無く)	二割五步
二八七	糖蜜及糖水類	二割五步
三七四	榛布類(絹の)	二割
四六九	鼈甲(細工を加へたる)	二割五步
八五	袂時計及其部分品類(金の)	二割

會議錄　第拾壹

六月一日集會

出席各員

日本	井上馨殿　鹽田三郎殿
墺地利匈牙利	ゼ、シブアリエー、ホッヘエル、フオン、ホッフエンフエルス殿
白耳義	特命全權公使シ、ド、グロート殿
佛朗西	トニー、コント殿
日耳曼及瑞西	フオン、アイゼンデッヘル殿　サッペ殿
大貌利多泥亞	サー、ハレー、エス、パークス殿
伊太利亞	ゼ、シブアリエー、イ、マルテイン、ランシアレス殿
和蘭瑞典諾威丁抹	フヘン、デル、ポット殿
葡萄牙	特命全權公使ドム、ジョアキム、ジョーセ、ダ、グラーサ殿
露西亞	バロン、ローゼン殿
西班牙	ゼ、シブアリエー、ドン、ルイス、デル、カステイロ、イ、イリゲロス殿
亞米利加合衆國	ゼ、オノレブル、ジョン、エ、ビンガム殿

第十會議錄に記名し了る。

五月十一日の會に議決して其會議錄（第十）の附錄となせる稅率印刷文を机上に置く。

會頭は葡國の委員として葡萄牙皇帝陛下の淸國日本及暹羅駐剳特命全權公使ドム、ジョアキム、ジョーセ、ダ、

グラーサ氏并に白國委員として白耳義特命全權公使シ、ド、グロート氏を紹介し兩委員の當豫議會に加列することを款接せり且つ白耳義公使より會頭に贈れる書翰附錄イ號の寫を以て同公使の歸任に付ては其不在中スクリーブ氏の代理公使並に白國委員たりし職務を解かれし旨を披露す。

サー、ハレー、パークス氏は外國各委員に代りて葡萄牙公使の入會を欣迎し且つ白耳義公使の歸任に付て滿悅を致し並にスクリーブ氏の當豫議會の爲め盡力補助せられたる事を一同感謝する旨を陳述す。

葡國委員は會頭並に公使筆頭に對して其懇親なる情旨を感謝し且つ本會の企圖する目的を達せんが爲め肯て他の衆員と協同盡力を致すべしと確言す。

ド、グロート氏は會頭及び公使筆頭に向て其自身並にスクリーブ氏を款接ありし厚意を謝述す。

會頭は佛國代理公使より提出せる左の覺書を差出せり。

覺　書

佛國代理公使云く爰に本會の注意あらんことを請はんと欲する一議題あり、そは頃日會議の節（第九會議錄を看よ）に於ても既に論及したるものにして即ち原と日本政府の其燈稅賦課に付提出せる考案に於ては定期郵便船には通常船舶に比して少なくも二割の減稅を許與すること當然なりと自認せられたること是なり、此特典に付てサー、ハレーパークス氏は其公正に非ざる旨を說述せられ即ち本來燈臺保存費取立の割合は現に船舶の諸燈標を利用したる度數に準ずべきものなるに右の特典は正に此主義と相反せるものなることを示されたる固とに拙者に於ても敢て

英國公使の論示せる主義の正當なるを疑ふには非ざれども此主義を實行するに方ては先づ須らく左の事實を考察したる上之れが取捨を爲すこと然る可しと思惟するなり第一先づ定期郵便輸送の業に從事する郵船會社の船舶は其入港の度數頻多にして且つ其時期一定なるが故に是れ即ち日本諸燈標の爲めには取りも直さず定期の好花主とも謂ふべきものなれば宜しく該社の船舶入港する毎に幾分の減税を許すこと自から至當なるべし必竟斯く課收したる税金の合計に至ては甚だ巨額の歳入を生ずべくして且つ其課收の手續も亦た確定せるものなり。

抑も定期郵便に減税を許すの擧は自然に郵便船の增加を誘導し新線路を開くに至るべければ即ち是れ富國利民の一源を加ふるものなり是に由て觀るときは曩に外務卿の郵船と通常船とを區別せし原案の如きは誠に正當公平なりと言はざるを得ず。

且又た彼の甲種船舶に減税を許せば必ず以て乙種船舶の税に偏重を致すべしとの說は蓋し誤謬なるべし夫れ郵船の減税に付ては是れ即ち其勞役に對し日本政府或は其公衆に於て此輕減を以て之れに報償するものと視做すべくして決して他の通常船舶より餘計に徵募するには非ざるなり將た此減税は日本政府或は其公衆の宜しく以て特に船舶のみを扶助すべきものにして是れ唯だ至當の報酬なりと云ふの外之れ無かるべしと思考す。

又彼の諸船舶の種類を實際區別すること困難なるべしとの異論に至ても元來若し他の各國に於て此區別あるを見れば今更ら日本に於て之を爲すに別段困難なるの理無ければ是亦た蓋し憑據なきの說なるべし。

燈税を賦課すべき容積の取極方に付ては宜しく英國諸屬國に於て實行する燈税賦課法の例に依り各船の登簿噸數

を以て其計算の目安となすこと然るべしと思考す。

船舶の税額に增加あるときは隨て其航海便益の爲め有效の改良を與し以て之に應酬するの事なかる可らず因て拙者は左の願望の箇條を本會より日本政府に建議あらんことを希望す即ち(一)實效ある水上警察を設立する事(二)荷物並に船客の艀船取締の事(三)横濱波止場を改良するの件(四)相模岬と横濱との間に信報知の線を設くる事等是なり結末に一言すべきは彼の燈税賦課の割合並に其取立方法に付ては本會の畢竟議決する結果の如何に拘はらず拙者に於ては郵船に課する一周年間の税額をして假令ひ每一噸に付金一圓二十錢に達することあらしむるも決して其額を超過せしむべからずと思考す。

鹽田氏は五月四日の會議に於て本件に付サー、ハレー、パークス氏の陳述ありし所に對し左の言を演べんことを乞ふて曰く同氏は右陳述の際に於て明治十三年の日本稅關報告に據るに汽船凡そ二百六十四艘あれども號表に之を算入せざることは恐らく一時の誤脫ならんと思考するの旨云々と之れあれども右報告書第四十九葉並に五十葉に記載せる船數は則ち現實船舶の員數に非ずして只十二三艘なる日本汽船の其外國航海の途次を以て沿海の諸港に入港せし度數を悉皆擧ぐるものなり而して該報告中には沿海貿易船を一切登記せることなく即ち其第四十九葉に於ては只外國貿易に從事する船舶海外往復の爲め入港出港せし度數のみを記し其第五十葉には同上船舶の其海外往復の順路を以て沿海の諸港に出入せし度數を記載するものなり例へば上海通ひの船舶は長崎入港の節に外國行船として其入港を登載し夫より沿海を通行して神戶並に横濱に至り復び神戶を經て長崎に抵るときは一回の海外行を記入する

に四回の沿海行を記入するの割合なり又香港通行の船舶は神戸入港の時に外國行船として記入し夫より沿海を横濱に詣り而して歸路再び神戸にて入港の記載を爲すが故に一回の海外行に付き二回の沿海行を記載するが如き是れなり。

且又た我政府に於ては沿海貿易船をして全く一切の燈稅及び噸稅を免かれしむるの意志は曾て之れ無しと雖ども此類の船舶に燈標の建築保存費を海外行船舶と同樣の割合に負擔せしむるは亦た穩當ならずと諒察す現に英國に於て沿海貿易船には凡そ五分一の割合なる減稅を許して其取扱を區別し又佛朗西及び孛漏西の如きも沿海貿易船の爲め殊典を設けありと聞けり加之ならず亞米利加合衆國に在ては全く此類の船舶に噸稅燈稅を免除せることは余の喋々を須たずして識るべきなり。

又彼の燈稅收入總額の他日果して燈標の建築保存費を超過するに至るときは則ち其稅率を減殺すべしとの主義に付ては我政府の之を採用あらんこと最も然る可しと爰に肯て明言する所なり實に我政府は內外船舶の出入充分增加して政府の爲めに謀るも又諸船舶の利益を考ふるも早晚右の減稅を施し得るの時期に遭遇せんことを今より俟望する所なり。

夫の定期郵船と通常船舶とを區別するの難事は蓋し左迄のことに有る間敷と察せらる何となれば郵便汽船會社に屬する定期の郵船は容易に之を他の船舶と區別し得べくして若し其他の通常船舶にて一時偶々郵便を運送することあるも夫れが爲め決して定期郵船と同樣の特權を要求し能はざるべしと思考すればなり。

サー、ヘレー、パークス氏曰く右兩氏所說の事は宜しく今一應之れを該件に關する特設委員に付して討究せしむること蓋し可ならん即ち鹽田氏の演述に依て之を考ふるに彼の税關報告書は日本政府の據て以て其燈税噸税を割出せしものなるが既にF號表中にも該書の未だ全く精密ならざる旨を示しあれば余は仍ほ之を細心查閱せんこと然るべしと思惟す今同氏の陳述に依り即ち同一の日本船舶にして海外行と沿海行との入港度數を報告書に併記しあることを知り得たれば即ち之れは燈税を賦課せんとするに臨み先づ其課税すべき噸數の總計果して幾多なるやを仍ほ能く精密に查定せざる可からず。

伊太利亞代理公使は外國委員の提出したる税率對案に付左の演說を爲して曰く税率の件に就き先きに我政府は伊太利亞國產物の爲め凡て可成丈けの利益を要求すべきの旨を以て拙者に希望せしのみならず必ず其從價一割を超過せしむ可らざる旨訓令ありたることを余は屢々本會に向て報道したるなり。

偖て日本政府の委員幷に外國委員に於て概ね咸な承諾し且つ確定せるものとして我輩に送附せられたる夫の税率案中には許多の伊太利亞國產物あり即ち珊瑚幷に油畫の如き是なり然るに其課税を甲には一割二分五厘乙には一割五分と定められたるは是れ余が受領したる訓令と相反する税率なるを以て余は不得已當會の會議錄中に伊國委員は其政府の爲めに油畫幷に珊瑚其他の伊國產物にして一割已上に課税せらるゝものに對し右税率案に不同意なる旨を記載あらんことを希望す乍去右珊瑚に付ての不同意は唯だ全く儀式上の事にして即ち一割二分五厘の税率を承諾する樣我政府に勸諭すべしとの旨を委員會に於て既に陳述し其後此義に付ては既に其手續をなせり然れども油畫其他

の物品にして稅率一割以上に超ゆるものに付ては則ち甚だ右と異にして一切其稅率に同意致し難きものなり何となれば第一我政府は此點に付て拙者に嚴密なる訓令を附し且つ伊太利亞國の稅則に於ては凡そ大理石の彫像幷に油畫の如き美術品は之を博物館必要物の部類中に位ひせしむるの主義を採用して即ち一切免稅しあればなり。

將た右稅率對案を調製したる委員諸氏の遂に能く日本政府の至當なる要求と各國委員の請望願意とを酌量調理し以て斯く細心深慮を要すべき職任を竭されたる其達識厚情に對しては日本政府副委員より前會既に謝述する所あれば復び玆に拙者の贅言を須たざるなり併しながら拙者に於て若し英國委員獨逸兩委員其他就中日本兩委員に對して能く拙者の要求せし所を容れられたる懇情を謝し且つ其能く此要求を殆ど完全許與せられたる禮意を爰に鳴謝するに非ずんば則ち拙者の義務を盡さゞるべしと思考す。

仍ほ會頭幷に各委員に向て希望する所は余が右の不同意を陳述するの目的は聊か以て日本政府の處置を妨碍せんと欲するにあらざるの意を認められんこと是れなり即ち我儕の該政府に對するや咸な尤も好意誠情を表すものにして余は特た明確なる訓令を以て拙者に委任せらるゝ職務を遵奉して此に及びたるなり。

此演說を畢るに臨み余は我政府に於て珊瑚に一割二分五厘、油畫に一割五分の課稅を承諾あらんことを偏に希望する旨を聊か玆に一言せざるを得ざるなり。

彼の稅率案は既に各國委員殆んと全數の同意認諾を經たるものなれば必ず以て我政府の斷決を感動するに足るべしと思察するが故に余の目的とする所は將に此事を以て我政府に具申し其之れに同意あらん事を勸諭せんと欲する

なり。

次に會頭は左の提案を朗讀せり。

曩に四月五日の會議に於て拙者は我政府の將に日本全國を開きて外人に居住貿易交通を許さんと欲する其趣旨の概要を陳述し幸に各員の嘉納せらるゝ所と爲れり仍て今や其際の約言に隨て爰に本案に必要なる細目を詳明に開陳す可し。

抑も前會に於て既に陳述せし如く現今内外人民の交際を觀察するに未だ充分の開達に至らざることは余の深く思定する所にして今日は即ち舊態を一新し以て交際を開達せしめ雙方利益を得べき方策を設るの時機恰も熟成せりと思考し爰に於て我皇帝陛下の旨を奉し且内閣同僚の賛成を得て乃ち本案提出の場合に至りたる儀にして各委員並に其代表せらるゝ各政府に於て幸に之を受領あらんことを希望す偖本案に企圖する方法に於て先づ其第一の變革と云ふべきものは即ち外人をして領地裁判權に服從せしむるの一事に在りとす然り而して若し此の大主義を各國政府承諾あるに於ては日本政府は便ち外人の爲め其凡そ必要なる殊遇特權を許與し歐米諸邦に在て居留外國人を待遇する方法と恰も同一樣の寛典を以て全國を締約各國の人民に開かんと欲するなり。

領事裁判法の良否に就ては當議會の初に當り既に陳述する所ありしが故に今復た爰に再說を須ひずと雖ども該裁判法たる蓋し今後の新事狀に適應するものに非ざるや明なり夫れ凡そ一國内に居住する人民は渾て統一の法律を循守し渾て統一の裁判權に服從せざる可らざるは是れ宇内萬國公認の通規にして乃ち今般全國開通の案を提出するに

當り亦此通規を採用するは蓋し固とに必然の情勢なるべしと信察す元來人民の懇親と貿易の旺盛とは互相の間に信用なくんば立つこと能はず而して信用なるものは其守るべき法律の同一にして且つ事理の是非曲直を容易に判決すべき途あるにあらざれば其厚きを致す能はざるなり故に我國の法律は其領土に居住する內外人をして均しく之を遵奉せしめ且つ此國法を執行するは當に日本官吏をして之を掌らしむべしと思考す但し我政府は外人に對して其權理利益を安全に保護せしめんが爲め凡そ其許與し得べき特權殊遇は力めて之を許與すべし故に今ま此陳述に於て專ら各員の滿足を致さんことを庶幾するものは即ち第一我が法律並に我が裁判法の充分各國政府の信任を得るに足る可き事第二其法律を實施執行するの方法亦適良滿足なるべき事是なり。

尤も此法權の變革たるや前日も陳述せしが如く敢て即時に悉く之を實行せんと欲するに非らず先づ年限を豫定し其期に至て此新法權を實行すべきことを今日より速に議定し置かんことを希望し且つ其年限間を以て準備の年限と成さんことを然る可しと思考す此準備年限に關する方案の如きは後ちに之を說述すべければ先づ玆に本議案の要點に關して必要なる細目を敍述せんとす。

第一　領地裁判權の制を施用するに於ては必ず日本法律を外國人に適用すべきは固より當然のことたる可し然れども其法律の如何を判然了知せしめ且つ其性質の泰西法律の主義と符號せるや否やを了知せしめざるを得ざるなり。

前會議に於て陳述に及びたるが如く我國の法制は維新以降既に全く之を改正變更し且つ近くは有力なる外國法律家の補助を以て泰西の法理に基きたる新法を撰定し刑法と治罪法は既に本年の初より之を實施するに至れり今此に

之れが佛文の印本を各員に呈し又民法中最要の部分も草案既に成れるを以て是亦其佛文の稿本を爰に閲覽に供するなり猶ほ附錄に就て我が法律改正事業の進度如何を觀察あらんことを望む右刑法治罪法は歐洲諸大家の之を查閱して恰も泰西刑法に符合すと明言する所のものなり且つ我國の法律は他の東洋二三の國に於ける如く其宗敎と密着の關係を有し夫れが爲め之を歐西國人に施行する能はざるが如きもの丶比に非ずして全く宗敎との關係を離脫するは論辯を俟たざるなり今や我が司法幷に立法の制度は業已に是の如くなるを以て新條約實施の日を期し必ず其須要なる諸法律の完く竣成を告るのみならず外國人通知の爲め少くも一の歐文に正譯して之を頒布するに至ることを得べし。

第二　又第二緊要の問題即ち右法律を外國人に對して施行する者は果して何人なる乎の事を爰に述べんとす。

抑も此附錄に示せる我裁判所組織案に就て視らる丶が如く諸裁判所の構成は旣に具備して即ち佛朗西、伊太里、白耳義諸國の制に模するものなり然れども我政府は尙ほ外國人關係の裁判を成るべく完全ならしめ且新法の施用其當を得せしむるの保護を外國政府に與んが爲めに能く其任に耐へ且つ責任を負擔せしめて疑義なき外國法律家を我國の各裁判所判事に任用せんと欲す而して之を撰むには相當に法律學識の資格を有し且つ其本國に於て裁判事務に經驗ある人を以てし充分に其任期を永くして（六年乃至十年となすべし）其職務の奉行に付ては行政權の干涉を被ることなく全く一身の不羈獨立を保たしむべし又た此外國判事を各裁判所に配付する員數の如きは附錄に就て各員其方法を觀覽ある可し其配付の仕組に付き特に意を用ひたるは即ち外國人居住並に貿易の繁劇なる地に最多の判事

を置くことゝ爲し其控訴裁判所をして充分に實效あらしめんとするにあるなり尤も右外國判事は內外交涉の訴訟を司らしむるのみならず事件の重要に亙るものは內國人民間の訴訟をも亦裁判せしむべし然るときは新法の實施能く行はれ又內國の判事に取ても彼輩と職務を共にするときは自然博く審判の道を學び得るの利益尠からざるべきなり且又民事判事に論なく內外交涉の事件にして外國人被告たる場合に於ては內外判事の比例は常に外國判事を多數となし若くは其說を重からしめ又た日本人被告たるの場合に於ては內國判事を多數となし若くは其說を重からしむべし即ち大審院に於ては判事五員を置き其內三員を外國判事とし且つ員外判事一名と其他に外國檢事長副役一名をも任置すべし控訴裁判所に於ては判事三員を置き內二員は外國判事とし其外に補缺員をも充分に備へ置くこととなすべし現今我國內に設置の控訴裁判所は都合七箇所あり然れども居留外國人の多數なる場所即ち東京大阪長崎函館の四ケ所だけに外國判事を置かば充分なるべく其他三個所には當分之を置かずして若し要用の時に當れば前四個所の內より派遣の判事を以て之に充るも可ならん。

始審裁判所は通例外國人事件を取扱ふこと之れ無るべく即ち凡そ控訴を許すべき事件(金額百圓以上)に於ては外國人をして直接に之を控訴裁判所に告訴し得るの特權を與ふるを以て唯だ横濱神戶の外は外國判事を置くを要せざるべしと思考す依て右裁判所に於ては外國判事一員を置き內國判事一員と共に裁判を行ひ若し兩判事其意見を異にするときは外國判事其可否を決するの權を有せしむべし又治安裁判所に至ては判事の權限甚だ狹きものなれば別段外國判事を置くに及ばざるべし只だ開港場にて外國人の事故頻多なるべき横濱神戶の二港のみに外國治安判事各一

員を置くべし。

右の裁判所仕組を施行すれば即ち附錄に載する如く凡そ二十名の外國判事を要するに至るべし將た內國判事の事に就ては數年來我政府は深く法律學士の敎育養成に注意し乃ち司法省中には二個の法學校を設けて一は佛語を以て敎授し他に日本語を用ふるものあり又東京大に於ては法學專門の一科ありて右諸學校は常に外國の良敎師を聘して之を敎授せしむるのみならず先年より法學生徒を海外に派遣し歐米最上の大學校に於て修學し卒業せしもの其數亦尠しとせず故に我が判事をして外國判事を標準とし實際の經驗練習を積むに至らしめば則ち我政府に於て漸次外國判事の數を減少するを得べきなり斯の如く內外判事を以て組織する裁判所は決て特別新規の法庭を設立するものと看做す可からず唯だ我從來の裁判所に博識經驗の外國員を採用するに止るのみ是を以て外國判事撰任の權は固より我政府の獨斷に存する所にして其人撰は專ら本人の學識效驗如何に因て之を定め決して政治上及び其他の趣意に由て左右せらるゝこと莫るべし人撰既に如此なれば被撰者其人の必ず賢能にして且つ獨立なるべきことは蓋し各員の充分に滿足する所なるべし。

我法律の充備して且つ之を執行するの方法既に前述の如くなれば蓋し外國政府に在ては其臣民の生命財産并に利益を此に委託するも充分安全なりとの念を生ぜらるべく隨て外國人裁判の權並に裁判執行の權を以て我政府の掌握に歸せしむるに聊か躊躇せらるゝこと無るべきは信じて疑はざる所なり此他仍ほ外國人の爲め其權理に關する左の如き特權保證を付與することは我政府の肯て欲する所にして即ち我裁判所に於て實際外國人を處分するに方り之れ

を付與すべきなり。

(イ) 刑事裁判の場合に在ては凡そ違警罪以上の罪科を犯せる外國人は常に外國判事の列席する高等の裁判所に於て審斷を受け始審裁判所に於てせざるを得べし又陪審官設置の件も既に我政府の考慮する所にして他日若し此制を採用するに至らば凡そ外國人刑事犯の裁判には必ず若干の外國陪審官を加ふべきなり。

我が治罪法中に制定せるが如く總て刑事の裁判は其違警罪に至る迄悉く公衆の傍聽を許すものにして苟も否らざるときは其判決言渡は無效なりと定めたるが故に何人たるとも法庭に出て傍聽するを得べく其他特別の惠典を外國人の爲めに設け即ち其辯護人を撰任するに於ても內國人に比すれば一層自由の權利を得せしむる等の如きは是亦た政府の考慮する所なり仍ほ若し被告本犯に於て自から辯護人を撰定せざるときは其所屬國の官吏をして之を撰定することを得せしむべし又外國人の死刑罪を處置する件に付ては我政府は斯の如き重要なる事件に對し尙ほ一層の保證を與へんが爲め若干の年期を定め特別の處置方法を設けんことを欲するなり。

凡て裁判實決の事に付ては近時我牢獄の制も改良しあれば外國囚徒を善く取扱ふこと蓋し必らず其自國の取扱方に讓らざるべしと信ずれども我政府に尙ほ東西氣候の不同と人俗風習の差異あることを顧み外國囚徒の爲め特別の取扱を設けんと欲し乃ち當分其囚徒をして開港場なる自國官吏の管轄する獄舍內に在て刑期を了ることを許すが如きも亦敢て拒辭せざる所なり。

(ロ) 民事裁判權の執行に付ては則ち我政府は其領地裁判權を完全施用せずして必要なる部分の取除けを爲すこと

固より肯諾する所なり尤も我裁判所は必竟内外人交渉の民事詞訟若くは各國人民間の詞訟をも總て處分するに足るべきは我政府の要求する所なるも同一國の外人互相の間に起りたる事件は當分其訴訟人の望みに隨ひて之を自國領事の裁判に付するも又之を我法庭に付して判決を受くるも勝手たらしむべし。

仍ほ又民法中に所謂各人身分上の權利に關する諸件を處分することに付ては則ち我政府は亦た各國の通規に從て外國人を免除し我法權を以て之れに施用せざるべし故に凡そ此類の訴訟にして苟も日本人の利益に關渉する事件に非ざるよりは咸な其外國人所屬の官吏に歸して之れが處分を受るの特權を享有し得べし若し其日本人の利益に關渉するものは則ち我裁判所に於て之を處斷し但し該件に關係する外國の法律に據て處斷するなり而して原被兩者の間に身分上の權利に關して彼是相撞突するが如きは萬國公法中の私事法の通義に從て之を處分するなり且つ外國人の自信する宗教を自由に遵奉せしむることは勿論なれども仍ほ爰に之を明言するも亦不可なかるべし。

凡そ外國人の民事訴訟にして其控訴を許すべき事件は咸な直ちに控訴裁判所に訴ふるの特權あることは已に前述せる如くなれば則ち其外國人被告たるときは外國判事ある高等の法庭に於て裁判を受け隨て時日と費用を省くの利益を享けしむるなり且つ外國人の間に起る民事並に商事に係る詞訟の如きは其所屬領事館の仲裁に掛け各人自國の法律に據て判決を受ることは固より勝手たるべし。

(ハ)　又た行政上の法令施行の件に付ては領地裁判權の全く行はるゝことゝ成るときは苟も條約の文面又は日本の國法中に明文を以て特別に定むる條款あるに非ざれば則ち外國人の我が法令に服從すること總て內國人と同樣たる

べきは固より當然の事にして更に論を俟たざるなり然る時は我政府は歐洲各國政府に於て其居住外國人を待するの通規に則とり即ち例へば居留外國人をして内國人同樣に一般の國稅竝に地方稅を納めしめ其他商業職業を內國人同樣に營なむ者には成規の營業稅若くは免許料等を納めしむべきは無論なれども又一方に於ては兵役其他內國人の免る可らざる非常の負擔等を外國人には免かれしむること多からしめ將た又參政の權利は外國人に付與すべからざれども不動產を所有するに於ては則ち常に我日本政府の法律規則に從て其區內（即ち從來の居留地）の事務處分の議に參與するの權利を享有せしめんと欲するなり。

右は今般提案の要旨にして我が政府は乃ち其主義に據て日本全國を外國交際の爲めに啓かんと欲するものなれば締盟各國政府の右主義を承認あるに於ては直ちに着手して前記の如く我諸裁判所を組織し且つ法律を完全ならしめ以て新條約實施の日を過またずして諸事全く整頓するに至らんことを期すべし。

爰に又た前述の準備年限の儀に就ては外國人の爲めに此新事態に躬から習熟し之れがために用意するの時機を充分得せしめんことを得するに因り右準備の年限は即ち新條約批准の日より算し五ケ年より永からざる期限を定むること緊要なるべしと思考す。

此年限間は日本裁判所も充分の法權を實行せず外國人に在ても前述の權利を盡く享有し能はざるなり併ながら尙ほ易交際の進達せんことを謀り外國貿人の取引商用の爲め內地の各所に旅行するを許すべし尤も此許容ある上は其外國人をして必ず日本裁判權の或る部分に服從せしむべきなり即ち凡そ現在の條約規程外なる內地にて犯せる外國

人の輕罪は其本犯を何所にて捕縛するに拘はらず又違警罪を犯せば條約規程の內外を問はず孰れも領地裁判權に屬せしむるなり然れども右輕罪の件を處斷するは獨り外國判事の列席する我改正の裁判廳即ち前述せる控訴裁判所に於てのみ之を爲すの制を定め且つ其他此提案の初めに述べたる刑事裁判上にて外國人に與ふる特別の保證は縱とひ此準備年限內たりとも其年限後に與ふるものと凡て同樣たるべきなり。

仍ほ又我政府の行政規則は國內何の地に於ても外國人の必ず之を遵奉すること內國人の若くなるを要し隨て右諸規則の違犯を裁判するの權は日本法庭に屬するものとす但し條約違犯の罪に至ては則ち此年限間は之を外國裁判所に委ねて處分せしむるも不可なかるべし且つ通商貿易の爲め外人の內地旅行を許すに於ては民事特に商事の訴訟（前述の取除きは固より此外とす）にして日本人之れが原告たり又は被告たる事件は其何地に發起するに拘はらず總て同一の裁判所の裁判に屬せしむることを緊要とす然り而して此の如き方法なかる可らざる所以は內地通商の交際將さに日を追て必ず繁盛を致すべければ是れ洵とに不可缺のものにして各人毫も其設立に異議を容れざるべしと信察す我が法律は則ち豫じめ之を公布し我裁判所亦た其構成を改更新定するあればなり。

仍ほ又我政府は準備年限間たりとも外國人に彼の狹隘なり制限及び高額なる借地料を以て居住する現在居留地の制あるに拘はらずして即ち現今の開港場竝に市府內に於て更に或る區域を定め其以內は何れの場所を問はず居住し且つ不動產を所有するの權を許與せんと欲す尤も斯く外人をして其居住區域を擴め且つ地租竝に地方稅其他の賦課を納むること內國人同樣にして不動產を所有せしむるを許すに於ては內國人にも現今の外國人居留地內に不動產を

所有するの權理を得せしめ以て內外人をして同一ならしめば自然其交際の親密を致し隨て舊狀より新狀に移るに便なるべきなり爰に尙ほ一案の加ふべきものあり。

而して其事たるや決して取除きある可らずと信ずる所のものなり卽ち外國人の所有すべき不動產に係れる事件は假令ひ外國人民互相の間に於けるものと雖ども一切內國の行政又は司法官吏の專轄に歸し獨り日本の法律に依據して之を處分せしめざる可らざる事是れなり。

準備年限間の件に付ては只だ斯く簡單に之を說述するものは畢竟此事たるや本議案に附屬し唯其一部分と見做すべきものにして卽ち此年限の提案は全く右本議案の諾否に關する所のものなり。

爰に結局に臨み更に一言すべきは各外國政府に於て此策案の主義を識認ありて獨り當國の眞利實益のみならず又た各外國の利益をも共に增進すべき此措置の實施擧行を幇助せられんこと拙者に於て眞に切望に堪えず而して各委員幷に各政府の常に友誼和好の厚意を表せらるゝを以て之を察する時は各委員に於て我懇切の趣旨に出たる斯く重大なる方策に向て適應の思慮を下されんこと拙者の固く信じて疑を容れざる所なり。

獨逸公使曰く余は會頭の提出せる此の緊要遠大なる發議を深く感聽し且つ夫の內外人民の交際關係を規定せる現今の事態を改革するの必要なる件に付ては全く會頭と同意なり今般日本政府の提案は畢竟日本幷に外國と雙方の利益を謀るに出たるものにして余の考案に據れば必ず其實施を見るの日之れあるべし。

該案中に於て外國人に許與せる保證は誠に寬大なるものにして乃ち余の一分に於て今茲に勘考する所にては此案

に對して別段異議を容るゝ所なし乍去本件は全く新案にして余は何等の訓令をも有せざれば將に此議案を拙者代表する兩政府に呈達し且つ余の所見に從て該案は必竟我條約改定の大基本たるべきものなる旨を肯て勸諭せんと欲するなり將た獨逸並に瑞西の兩政府に於て必ず善く該案を愼思熟考するや更に疑を容れざる所にして且つ拙者自身に在ては則ち斯の如き重大緊要なる策案の實施に當り自から避く可らざる諸種の障碍を排除することに敢て躬から盡力裨助せんと欲するの意を玆に約しめ會頭並に各員に向て確言するなり。

白耳義、葡萄牙、墺地利匈牙利、和蘭、西班牙、伊太利亞、露西亞右諸國の各委員は皆な獨逸公使演述の意見に同說なる旨を述ぶ。　ビンガム氏云余に於ては日本政府の此提案は當議會の宜く應に審慮せずんばあるべからざるものと思考す顧ふに外國人をして日本の法律を循守し日本の裁判に服從せしめ之れに內國人同樣の特典を許與し且つ兵役を免除し以て全國を開通せんとの事は今や始て日本政府の出案せらるゝ所にして締盟各國の本案を採用せられんこと甚だ冀望すべきなり是れ實に日本國史上の一大事にして本案果して聽納せらるゝに於ては則ち大に民心の不平を輕減するに至るべきは必然なり畢竟此不平忌謙の情は現行條約に據りて外國政府の占得せる治外法權に起因せる所のものにして苟も此治外法權日本に行はるゝ間は當國人民は絕へず抑壓と無用の延滯を被らざるを得ざるべきなり而して其過ちの歸する所は則ち此外國裁判の日本に行はるゝに在りとす今尙ほ之を無益に存續する時は外國政府其責に任せざる可からず然り我が合衆國政府と雖ども亦た固より同樣のみ到底此制度の存在する限りは內外人民の間に信任あらしめんと欲するも得可らず相互の信任充分ならず公正なる法律の施行亦た其宜を得ずんば商業

の如きも決て旺盛を致す能はざるなり仍て今や當政府提案の裁判所新設を以て日本に在る領事裁判廳及び外國地方裁判廳を廢するときは今日の內外裁判制度の上に實に一大改良を加ふるものと云ふべし特に新設の裁判所に於ては善良博學の外國人を撰んで任用せらるゝ所の判事多數を占むれば外國人重要の事件を以て該裁判所の手裏に委するも固とに安全たるべし。

將た該提案中に於て全國を開通する以上は外國人の日本法律に從ふべきこと內國人と同樣たるべしとの規程を掲載あれども此事たる余の考定する所に於ては更に現行の條約を變換するものに非らず其故如何となれば凡そ外國人たる者日本領內に在ては凡そ日本法律にして苟も現行條約の明文に抵觸せざる所のものは總べて之を循守すべきの義務あること是れ固より理の爭ふ可らざる所にして苟も外國人日本に於て犯罪の所行あるに當ては其所行日本の法律に照し犯罪たるの故を以て之れが處罰を受けざるを得ざればなり。

余は本案又は條約改正に係る其他の提案等に對しても我合衆國に責任を負はしむるの答議を爲すの權力を委任せられざるを以て爰に我政府に代て陳述するに非ず唯だ余自己の存意を陳述せんに余は日本政府の提案を以て甚だ公平至當にして獨り日本人民の爲めのみならず均しく我自國人民の爲めにも利益たるべきを思考するに由り欣然之を我政府に申稟し宜しく熟慮を遂げ可認せられんことを勸告せんと欲す而してその果て採用せらるゝ所と爲らば則ち該提案に擧示せられたる新裁判制度及新法庭を以て今代の開進文明の裁判法に適合したる裁判の善く日本に行はるゝに至らんこと余の固く信ずる所なり。

サー、ハレー、パークス氏云余深く會頭の策案を感銘し其高尙なる趣旨に全く同意るる所にして本案は是れ固とに宜く深慮熟思を要すべきものなりと思考す然り而して余の今直ちに之れに付き敢て意見を披陳せざるものは他の故にあらず則ち斯く重大なる策案なれば先づ其關係を細心考究の上に於てすること至當ならんと思考するが故なり仍て此會議に提出すべき意見は姑く次會に讓んと欲す。

佛國代理公使云余は日本政府策案の大に自由進歩の精神に基くことを欣然看認むるを以て將さに其趣旨を巴里府に逘達し我佛國政府の懇切に之を思慮せられんことを具申せんと欲す。

外務卿は日耳曼公使並に米國公使を始め其他日耳曼公使の意見に同意ありし各委員が其提案を懇切に引受けられたるを滿足すとの旨を逑べ且つ云く余の策案は獨り我日本の利益のみならず各國の利益をも共に酌量熟考を盡して作成したるものたり而して此策案たるや寔に重大なる事件なれば之を擧行するに當り多少の困難あることは各委員親く從來の經驗を以て之を了察せらるゝが如しと雖ども我提案に企圖する所は實に輿論の之を切要とし且つ我政府從來の政略に於て自然の情勢必ず此に至らざるを得ざる所なり仍て各委員の此策案を各其政府に致して充分懇切なる思慮を之れに加へられんことを勸告あるべしと信察す。

サー、ハレー、パークス氏云過刻余は會頭の提議に付其儘之を施行し得べしとの日耳曼公使の意見に對し直ちに同意を表せざりしとは雖ども右は敢て余が此の策案に對して該公使と同意の諸氏に比し友誼の情を抱くの薄きが故にあらざることは會頭の之を領會せられんことを冀望す曩に會頭は四月五日の會議（第七會議錄）に於て本案の要

領を演說ありし節余は先づ當時會頭の調製中なりし其細目を考究したる上ならでは此遠大なる策案に付一も定見を披陳し能はざる旨を述べ猶ほ此細目案を本會に提出あるの日を待て余は直ちに厚意を以て切實に之を熟考すべき旨を述べ置たるに今や則ち余が正に此熟考を爲さんと欲するの時期に至れるなり過刻會頭の演述ありし提案幷に其附錄は寔とに深思熟考を要する重大の事件を包含すること一にして足らざるものなれば余は乃ち先きに此至要至重の議案に付て適應する細心熟思を加へんが爲め時日の猶豫を乞ふたるなり余は固より會頭の勉力幷に其主旨とせらるゝ寬大の思意を深く嘉尙する所にして實に此大策案の目的は即ち當國司法制度の位置を高め且つ內外人の交際關係を改良するに在るものなれば若し萬一にも施行の方法に於て實際に行はれ難きものあるか或は其至公宗全にして能く動す可らざるの勢あるを貫徹せしむるに最も切要なる確證を缺くが爲めに其成功を妨げらるゝことあらしめんは是れ甚だ遺憾に堪えざるべしと思考するなり。

外務卿はサ、ハレー、パークス氏の懇篤なる陳說を謝して云同氏の久しく我日本に駐在せらるゝや其間當國に對して懇情の證を與へられたること實に多々なりとす是に由て之を察すれば本案法權の件に就て氏が遂に其意見を立らるゝ所も蓋し其從來常に我政府に對する交情と同一なる懇篤の趣旨を以てせらるべきは余の斷じて疑はざる所なり將た余が提出の策案は旣に前述せる如く賴て以て愈々內外人民の親睦を致すに至るべきは亦余の確信する所なり。

次で會頭の發議にて次會の議事順序は最惠國條款幷に沿海貿易の二件なることに各員同意す。

右畢て午後五時散會す。

附錄イ號

白耳義公使の書翰

以書翰致啓上候陳者我政府より拙者への口達に從ひぜ、スクリーブ氏の豫議會委員幷に代理公使たる臨時の職務は拙者歸任の上は相解候間閣下に於て左樣御見認有之度希望致候　敬具

一千八百八十二年五月廿九日

横濱白耳義公使館

シャルル、ド、グロート

外務卿　井上　馨閣下

附錄

日本政府提案之追加

外務卿は茲に第一裁判所の組織及び權限、第二裁判所の適施すべき法律に關し聊か說明を下さんとす。

此兩點に就て現時の形狀と新發議より生ずる變革とを區別す。

○第一　裁判所組織及び權限

（以）現時の形狀

日本に於ては既に歐洲一般に行はるゝ原則に從ひ即ち各裁判所に於て民刑兩事を併裁するの制を採用し又た控訴上告の普通原則をも採用せり。

(イ)　控訴とは原被兩造の一方或は事實の判定に關し或は法律の適用に就て或る法官の判決に服せず上等の裁判所に向て事實上若くは法律上の兩點に就き覆審を請ふの謂なり。

(ロ)　上告とは單に法律上の點即ち裁判所の認定せし事實に對し法律の適用を不當とし裁判の平翻を望むの謂なり裁判所の順序を下より上に及ぼす左の如し此制たる殆んど佛蘭西、伊太利、白耳義等の諸國と同じ。裁判所の階級愈卑ければ其設置の數愈多くして裁判を仰くの人々に接近便利ならしむ。

(一)　治案裁判所、即ち違警罪裁判所治安裁判所は全國内に其數百八十を置く。

(イ)　民事に於ては勸解を圖り且つ百圓以下の物件人事に係る訴訟を判定す。但し控訴することを許す。

(ロ)　刑事に於ては一日以上十日以下の拘留又は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處すべきの違警罪を判定す其拘留の言渡には總て控訴することを許す。

(二)　始審裁判所、即ち輕罪裁判所始審裁判所は歐洲にて所謂州裁判所なるものと相同じ今ま全帝國三府四十一縣を擧て現在其數七十七あり。

始審裁判官は一人にて事を判定す。

(イ)　民事に於て裁判すべき件左の如し。

(一)　治安裁判官、即ち違警罪裁判官の判決に對する控訴。

(二)　金額百圓以上に係る一切の民事商事及び身分上の權利に關するの件。

其判決に向て控訴することを許す。

(ロ)　刑事に於ては十一日以上五年以下の禁錮に處し二圓以上註の罰金を科すべきの輕罪を裁判す（凡そ各輕罪には皆な罰金の最少額とありと雖ども罰金の普通最多額なるものは日本に於て有らざる所なり是れ蓋し歐洲に於ても然るなるべしと信ず實に或る罰金の如きは各其場合に依て同じからざる價格に應じ多少の差あるなり。）

其判決に向ては常に控訴することを許す。

其他始審裁判所即ち輕罪裁判所は重罪の未だ重罪裁判所に於て公判を受けざるの前其豫審をなすことを掌る。

(三)　控訴裁判所　現今控訴裁判所は全國を擧て其數七あり。

各局三人の裁判官ありて

(イ)　民事商事上の件に於ては始審裁判所に屬するの控訴を裁判し。

(ロ)　行政上の件に於ては人民と諸官省及び地方官廳との間に起れる紛議爭論を裁判す。

(ハ)　刑事に於ては

(一)輕罪裁判所の判決に對する控訴を裁判す。

(二)豫審判事の判決及び命令を可否決す。

(三)其管轄內の重罪裁判所長幷に該控訴裁判所の存在する府縣の重罪裁判所の判事三名を充たす。

(四)重罪裁判所　重罪裁判所は一府一縣每に一個を置く。

控訴裁判所所在の地に於ては其裁判官三人を以て重罪裁判所の判事に充て其他の縣に於ては控訴裁判所の判事一名其所長と爲り始審裁判所の判事二名を併せて之れを組織す。

重罪裁判所は高等法院の管轄に屬する重罪を除き其他の重罪を裁判す。

陪審の制は未だ日本に行なはれずと雖ども此件たる政府の大に其意を注く所なり。

(五)高等法院　高等法院は元老院議官及大審院判事都合七名を以て之を組織し每年之を命ず。(是れ偏私の弊を防ぐ所以なり)

高等法院の職務は單に刑事に止り其管轄に屬する件々は皇帝陛下に對するの罪、國事に關するの罪等其犯罪者の何人たるを問はず皆な之れを裁判し又た帝國の高位顯官の犯したる重罪及び禁錮の刑に該るべき輕罪を裁判す。

此院の判決に對しては上告を許さず。

(六)大審院　大審院を設くるの目的は全帝國內法律の見解を畫一にするに在るを以て其數固より唯一個なり。

大審院を分て兩局とす一は民事を主り一は刑事を主る。

各局五名の判事を以て裁判す。

裁判所の判決若し公判手續の規則、證據に關する規則、猶豫時日に關する規則、法式に關する規則等に背戻したる廉あるに因て不服を上告し大審院に於て其上告を根據ありと認めたる時は原裁判所の判決を破毀して該事件を原裁判所と同等なる他の裁判所に移し再審せしめ而して其判決に向ても亦た更に上告をなすことを許す。

若し手續上に不規則なく只法律の適用のみを誤つたる時は大審院は該案の事實に於ては眞正にして且つ吟味を盡したりと認め唯法律上の點より原裁判を破毀し本院於て更に法律の適用を行ふ。

檢　察　官

日本に於ては未だ民事に檢察官の職を置かず尙ほ將來に在ても公衆の利害に關する案件あるに非ざれば此制を採用せざるべし是故に各人身分上の權利に關する案件幷に民事商事に係る案件に就ては大審院に檢察官を備へんことを企圖せり是れ本院は法律上最後の説明を爲す所なればなり。

然りと雖ども刑事に至ては檢察官は既に各裁判所に於て其職掌を行なひ而して其職掌たる佛國其他檢察官の設けある歐洲諸國と同一なり檢察官は裁判所に在て社會の利益を保護することを務とす然れとも又敢て被告人を保護せざるにあらず既に現今に在て檢事長より處刑人の爲めに大審院へ上告せる事件甚だ多し。

（呂）將來企圖する形狀

將來外國人に係る民事商事の件、行政上の件、刑事の件を處分するに當り裁判所の組織及權限に於て如何なる變

革を施すべきかを左に示す。

先づ玆に準備年限以後の事態を示し仍ほ後に至て右年限間の事を說述すべし。

尤も外國判事を任置する其人員及び場所に關しては準備年限の初めより實行することを得べく且つ其人員を增加するの必要を見るに至れば之を增加すること固より異議なきなり。

準備年限以後

㈠ 治安裁判官即ち違警罪裁判官

外國判事一名を橫濱に置き又神戸に一名を置く是れ其民事並に違警罪の小事件甚だ多きか故なり。

右判事は日本の裁判官と同席す。

外國人被告たるの時は外國判事の意見に從て事を決し又日本人被告たるの時は日本裁判官の意見に從て事を決す。

其權限は前述せし現今の治安裁判官と同一なり。

控訴は始審裁判所に移す。

㈡ 民事及び輕罪の始審裁判官

亦た外國判事一名を橫濱に置き並に神戸に一名を置く

右判事は日本裁判官と同席す

內外裁判官の間に說を異にする時は前の如く被告人の國籍に從て或は日本判事之を決し或は外國判事之を決す。

裁判長の席は此場合に於ても又た前の場合に於ても日本の裁判官常に之を占む。

控訴に至ても亦前と同一なる規則に從ふ蓋し之に就て敢て通則を變改すべきの要を見ざるなり

然れども刑事の案件を除くの外は總て原彼雙方に於て或は結約に際し或は起訴の時に當り協議の上直に控訴裁判所に出訴することを得べし又一方に於ては一切控訴を爲さざるべきを約することを得べし又原告人は（日本人外國人の別を問はず）凡そ控訴し得べき事件に付ては常に被告人の承諾を待たずして直に彼れを控訴裁判所に召喚することを得べし斯く被告人をして必しも下等の裁判所に出頭せしめざることは毫も以て其被告人の保護を剝奪するに非す是れ法律士の信認する所なるべし。

(三)　控訴裁判所

當分は外國判事を外國人の最も多き場所即ち東京大阪長崎函館の四け所に在る控訴裁判所にのみ任置す。

其外國判事の人數は左の如し。

東京	本官	三人	補缺員	一人
大阪	同	二人	同	一人
長崎	同	二人	同	一人
函館	同	二人	同	一人

外國人被告たる時は外國判事二人日本判事一人にて之を裁判し又日本人被告たる時には日本判事二人外國判事一

人にて裁判す裁判長は常に日本判事之を務むべし。
要用の場合には一の控訴裁判所の判事を他の控訴裁判所に使用することあるべし。
始審裁判所并に控訴裁判所の權限は凡そ條約を以て定めたる例外を除き民事（物件人事の別なく動產不動產を論せず）商事并に行政上の案件を管轄す。
左の件々は例外とす
第一　原被ともに同一國の外人にして其居住する市區内に領事ある時
此場合と雖ども雙方協議の上に於ては其詞訟を日本裁判官に訴ふることを得べし。
又之れに反し其市區内に領事裁判官あらざるの場合たりとも原被とも其最近の地に在る自國領事の裁判を仰くことを申し立るを得べし。
第二　外國人身分上の權利に關し毫も日本人の利害に關係なきの案件
㈣　重罪裁判所
重罪裁判所は凡そ死刑罪を除き外國人所犯の重罪を裁判す其死罪の如きは條約を以て或る年數を限り特別の裁判を以て之を處分することを得せしむべし。
重罪裁判所には外國判事二人日本判事一人都合三名を置き皆な控訴裁判所より出役す。
重罪裁判所に陪審官を用ふるの日に至れば外國人被告たるの事件には亦必ず外國人の陪審官を置きて之を審判せ

しむべし。

事實の判定に關しては重罪裁判所の判決は終審にして控訴上告を許さず唯た其擬律の適否に關して之を許す。

㈤　大審院

各局に五名の判事を置き而して外國人の事件を裁判するには民事刑事の別なく右の内三名を外國判事とす。

大審院に外國判事三名幷に外國判事補一名を任置すべし又一名の外國人を檢事長補に任命して民刑の兩局に兼勤せしめ以て檢察官の務を行なはしむべし

檢事長補は其意見を述べたる後退て復た判決に干預せず。

判決の執行

判決の執行は裁判所の監督を以て書記之を行ふ其職務は即ち外國に於る廳吏の職掌と同じ。

判決の執行よりして起る紛紜は之を裁判するの權固より日本裁判所に在ること言ふを待たず

又條約に依て領事の裁判權に屬すべき事件を領事之れに判決を下せる時と雖とも其執行に至ては固より日本裁判所の管掌に歸せざる可らず蓋し此時に至ては領事の裁判權は特別臨時の裁判權なりと言ふ可し而して凡そ特別の裁判權は其判決の執行權を所有せずとは各國普通の原則にして現に歐洲の或る國に於ては商業裁判所、行政裁判所、職工裁判所等は執行し得べき効力ある判決を下し得るも財產の差押へ金銀拂渡期限等に關して爭論の起りたる時は則ち通常の裁判所にて之を裁判するなり。

準備年限間裁判所の權限

一般の主義に於ては此年限間と雖ども敢て其年限後に於ると異なる所なし但た此年限内は新定裁判所の職權に制限を加ふること較や多きのみ即ち其間は裁判所の取扱はさるもの左の如し。

第一　重罪に關する訴件

第二　開市並に開港場に於て犯したる輕罪に關する訴件

第三　身分上の權利に關する訴訟

第四　特別に其裁判を委任せられたるものを除き其他の條約違犯に關する訴訟

第五　凡そ外國人の間に起れる動産上の人權（即ち義務）に係る事件

○第二　現今施行する法律並に將來期圖する法律。

(イ) 現時の形狀

一千八百六十八年大政一新以來刑法、行政規則、民法及び商法に大變革を生せり。

一　刑　法

刑法治罪法は本年一月已來既に之を實施す刑法に關せざる或る特別の法令就中行政上の法令は罰金の箇條を附載し又た地方警察の規則に違背する者を拘留（一日以上十日以下）に處することありと雖とも斯の如き罰權は單に主義上に止り敢て之を實際に行ふこと頗る稀なり拘留十日より重き刑罰を制定するは常に中央政府に於て立法の通規

に據て之を爲し得るのみ。

二　行政規則

此部分に屬する法律は何れの國に於ても日一日より發達するものにして社會進歩の有樣に應し自から多少の變化を致すか故に古來未た曾て能く之を法典に編纂せし者なく又編纂すんと企たる者も之れあらざるなり若し斯の擧あるときは空く行政規則を以て死文となし夫の日新の經驗に因て之を改良するの道を壅塞するものなり

行政上に關し我政府より出せる諸布告は順序に從て之を纂集し其表目を附し以て官衙人民一般の搜索を便にせり。

三　民法商法

民法に關しては一千八百六十八年以來布告布達（法律）の發行甚だ多し就中不動産の讓渡賣買等を公けにすること、書入質を公にすること、有利子の貨借、身分上の權利等に關して最も多し然れども斯く零碎雜多の諸布告を類聚完備すること容易ならざるのみならず日本古代の慣習を按するに多くは諸事確定なく且つ各地方其慣習を異にするが故に數年前より所有權及び義務に關する我民事の訴訟に於て拿破崙法典の主義を折衷適施することに爲せり而して其之を適施するは成文法として之を爲すに非ずして即ち性法として之を爲すのみ拿破崙法典は其和譯の成ること既に今を距る十二年前に在り而して廣く我國內に傳播し我裁判官の能く諳知通曉する所なり。

又商事に關する事件の如きも伊、獨、兩國の商法を時々參酌して之を適用處分す右商法は既に和文の翻譯あり。

（ロ）最後の時代

前述の事態は全く一時準備年限間の事にして我政府決定する所は則ち自から其民法幷に商法を編作して之を存有せんと欲するにあり二年以前より太政官、元老院及び司法省の吏員を以て委員と爲し民法編定に從事し其中凡そ財産に關し其所有權幷に其分割(動産及不動産上の物權)及び契約義務を包含せる部分は既に其業を卒へ其本文幷に註解を佛語にて印刷し且つ英語に反譯せり(其印刷は未成なり)

商法の編定も亦た別に之れか委員ありて孜々其事に勉勵し而して今殆んと正に卒業の期に近し。

我商法の基礎としては最も近代に制定せし商法の一なる獨逸の法律を採用す。

右民法幷に商法の諸編は元老院の審議可決を待て直ちに之を公布實施すべし。

將た民法中此後編定すべきの事項即ち特別契約の諸件(會社、貸借、質入、書入)に關しては從來我臣民に對して施行せし如く拿破崙法典中なる私法の主義を折衷し之を外國人民に施行するときは是れ以て一時の缺欠を補ふに足るべし

會議錄第十二

六月八日集會

出席各員

日本　井上馨殿　鹽田三郎殿

墺地利匈牙利　ゼ、シブアリエーホッフェル、フオン、ホッフェンフェルス殿
白耳義　シ、ド、グロート殿
佛朗西　トニー、コント殿
日耳曼及瑞西　フオン、アイゼンデッヘル殿　サッペ殿
大貎利多泥亞　サー、ハレー、ヱス、パークス殿
伊太利亞　ゼ、シブアリヱー、イ、マルティン、ランシアレス殿
和蘭、瑞典諸威、丁抹　フアン、デル、ポット殿
葡萄牙　ドム、ジョアキム、ジョーセ、ダ、グラーサ殿
露西亞　バロン、ローゼン殿
西班牙　ゼ、シブアリヱー、ドン、ルイス、カステイロ、イ、トリゲロス殿
亞米利加合衆國　ゼ、オノレズル、ジョン、ヱ、ピンガム殿

會頭曰く曩きに本會の承諾を經たる税率對案(會議錄第十ノ附錄)中に初め我政府より提出したる原案中第十七第十八の部類に記載ある輸入禁制品並に輸入制限品の二類を記入あらざるにより玆に唯た念の爲め各員の注意を乞はざるを得ずと思考す尤も右二類物品の記載なきは必ず其忘却に出でたるに非ざること明なり。

サー、ハレー、パークス氏ハ税率委員に代り答へて日會頭の思量せらるゝが如く右二類物品の記載なきは必ず忘

却に出でたるものに非らず之を今般承諾を經たる稅率對案中に記入せざる所以は則ち該案は素と唯だ有稅品のみを擧くるものにして右兩種の物品は課稅すべきものに非らされはなり然れども他日稅率委員に於て輸入物諸雜費の調査を完結したる後ちに編制すべき最後の草案中には必ず右二類の物品を記入するに至るべし仍ほ又其時に至らば從量稅物品の價格をも取調決定し得べしと思考す其他本會各員の意見にをいて該稅率案中へ加入せしめんと欲する箇條あらば其時に於て之れを加入し得べきなり。

仍ほ爰に右の問題と相連續したる二個の議件ありて即ち凡て諸國の條約に附帶せる輸出稅率並に貿易規則の事是れなり是迄本會に於ては唯だ輸入稅率の件をのみ討議したることなれば尙ほ輸出稅率の件に付ても會頭の便宜に任せ日本政府の意見を本會に提出あらんことを希望し將た又貿易規則の如きは多く緊要なる箇條を包含するものなれば調査の爲め時日を要するか故に是亦た今日に於て宜しく本會委員の討議に付すべきものなりと思考す。

會頭は輸出稅率の件に付答へて曰く今日我通用紙幣の實況を觀察すれば余に於ては寧ろ現在の輸出稅率を其儘保存し置くことを以て可と爲すなり又貿易規則は先づ委員會にて之を調査すべきものなるに由り乃ち輸入稅率並に拂戾稅の調査委員に於て本件を併せて取調べたる上其可決案を本會に報告せられ其討議に付すること然る可しと思考す尤も余は右貿易規則を以て新條約の一部分と爲すことを希望せざるなり。

各員咸な會頭の此動議を可決す

會頭曰く偖本日議事の順序は最惠國の條款なり按ずるに現在の條約中に於ては此條款は互相の取極めにあらずし

て其讓與に約束制限あるの意を一も記載之れなければ各員の此に注意あらんことを乞ふ仍て新條約中には互相並に制限約束の意義を有する條款を登記し以て舊條款を改めんことを欲す其行文體裁の如きは歐洲各國　に現存する條約中の先例に據て之を定むることを得べしと思考す尤も該條款は止た貿易上の件にのみ關するものにして更に政事上の件に及ぼす可らざることを聊さか茲に一言し置くなり

バロン、ローゼン氏曰く余は會頭の陳述ありし意見に對して更に異存を容るゝ所なしと雖ども最惠國の條款中なる互相の主義を採用施行するに當て露國政府に於ては一二不同意の箇條を置くに至ること或は之れあるべしと量察す尤も右箇條を置くの目的は單に他日の誤解紛議を豫防せんかためなり且つ此不同意の箇條ト關係を有するものは即ち只た露國と瑞典諸威との條約中並に其亞細亞諸隣國との現行條約中なる或る條款に過ぎざるなり將た又右不同意の箇條を愈よ附加するの期も他日本條約書を草定するの時に在るのみ。

獨乙公使曰余の考察する所に在ては凡そ制限約束ある契約には其附加したる制限約束の箇條をして必ず本條約の主旨と判然連續せしめざる可らざるものなり。

墺國公使は獨乙公使の演述せる主義に同意なる旨を陳ふ。

鹽田氏曰今般發議の最惠國條款は獨り貿易並に航海の事件にのみ限るべきものなり然るに現行條約中に之れある該條款の如きは亦以て政事上の事件にも適用すべき解釋を下し得るの恐なきに非ざるべしと思考す。

ビンガム氏曰く余は會頭の互相制限の主義に據て現行條約中の最惠國條款を改正すべしとの發議に對し聊さか異

論あるなし乍去右條款の文言體裁に付ては先づ會頭より書面を以て之れを提出せらるゝ迄は何等の意見をも披陳すること能はず。

會頭は説明を加へて曰く所謂互相なる語に付て余は條約各國に於て其領地內へ輸入する我が日本產物に對して最惠の取扱ひを與へられんことを欲するの意なり。

伊國委員云會頭は次會に於て最惠國條款に付き其詳細の箇條を提出すべき旨陳述ありたれば各委員の右に對し確答をなさんと欲せらるゝ者をして之を其際に於て披陳あらしむる樣預しめ請望すること或は可ならんと思考す。

和蘭委員は伊國委員と同說なる旨を述べ且云く余は右詳細なる箇條の提出ある迄は意見の陳述を見合すべし。

サー、ハレー、パークス氏云會頭提議の主義は全く我政府平生實施する所と相符合し實に我英國は日本に對して最初より之を其交際上に適用したるものなりと思察するなれば余は乃ち此主義に對し一も異議を容るゝ所なし但し此上の陳述を爲すことは先づ會頭の其意見を細詳報道せらるゝ後ちにあらざれば能はず。

會頭は右最惠國條款の文例を調定したる上其意見を他日の會議に呈供すべき旨を演ふ次に會頭は本日議事順序の第二案なる沿海貿易の件に移り討議あらんことを告げ且云く余は本件に就き曩に日本在留の英國人並に獨逸人民より各其公使へ建議せる所ありて即ち三月十六日の會議(第五會議錄)に於て此机上に差出されたる建白書を披閱熟考し既に之を我政府へ進達して其熟議あらんことを慫慂しあれば余は不日該件に付我政府ノ意見を披露し得るの場合に至るべし惟先づ本日爰に陳述する所は抑も我日本の地形たる其海岸の延長にして人民の航海業を營なむもの亦隨

て夥多なるか故に其沿海貿易の事業は必ず政府に於て之を保護せざる可からざるなり然り而して外國船舶をして將來定期なく自由に此營業を爲さしめんとのことは何等の事故ありとも之を許可せざるべしとの意見なり仍て日本政府は親から其沿海貿易を規定するの權を存有せんことを欲し之かため此事を新條約中に別に條款を揭記し置かんことを希望す勿論之に拘らず別段の事として今ま役の建議書中に云々せる箇條を熟議したる上我政府は年數期限を定め外國人に特許することも之れあるべしと思考す。

英國公使並に日耳曼公使は會頭に向て右建議書を熟考ありしことを鳴謝す。

次て來る十五日に開く次會の議事順序は仍ほ最惠國箇條並に沿海貿易の二件を引續き議することに決す。

仍ほ又會頭は各外國委員中次會に於て意見の提案を差出さんことを望まるゝ者は差出されて差支なき旨を述ふ。

右畢て散會す時に午後第四點鐘なり。

會議錄　第十三

六月十五日集會

出席委員

日本　井上　馨殿　鹽田三郎殿

墺地利匈牙利　ゼ、シブアリエー、ホッフェル、フオン、ホッフエンフェルス殿

白耳義　シ、ド、グロート殿
佛朗西　トニー、コント殿
日耳曼及瑞西　フオン、アイゼンデッヘル殿
大貌利多泥亞　サー、ハレー、ヱス、パークス殿　サッペ殿
伊太利亞　ゼ、シブアリヱー、イマルティン、ランシアレス殿
和蘭、瑞典諾威、丁抹　フアン、デル、ポット殿
葡萄牙　ドム、ジョアキム、ジョーセ、ダ、グラーサ殿
露西亞　バロン、ローゼン殿
西班牙　ゼ、シブアリヱー、ドン、ルイス、カステイロ、イ、トリゲロス殿
亞米利加合衆國　ゼ、オノレブル、ジョン、ヱ、ビンガム殿

會議錄第十一丼に第十二を記名し了る。

サー、ハレー、パークス氏ハ第十一會議錄附錄に日本行政上の諸布告は既に纂輯して官民一般の便覽に供せりと會頭の示されたるに仍ては願くは該書一部を氏に交付ありたき旨を陳ふ。

會頭之に答へて云く余は右行政布告書一部を以て欣然同氏に呈すべし尤も皆な和文にして未だ英文の翻譯は之れ無し。

次に會頭は端を改めて曰く前會に最惠國條款の文案を提出すべきの旨を述べ置きたるに因り乃ち右草定したる案文を本日茲に提出す尙ほ該案中若し意義の未た明亮を缺くが如き箇所之れあらは追て其字句に改正を加ふべしと雖とも蓋し現存の文體にても亦本件に關する拙者の意見を表はすに足るものなり。

會頭の差出せる最惠國新款の文案左の如し。

締盟兩國の一方にて現に別國人民に許與し或は將來許與すべき通商或は航海に關する殊遇特許或は優免は他の一方の人民にも同一の場合事情に於て之を許與すべし而して右殊遇特許或は優免は若し報酬を要せずして別國に許與したる者に係はれば亦均しく報酬を要せずして之を許與し若し別段の約束に依て許與したる者に係はれば則ち雙方の協議を以て取極めたる可成丈け同一の價値効能を有する報酬に對して許與す可し。

フハン、デル、ポット氏云く余は右條款の文例に全く同意す　サーハレーパークス氏云く今ま誦讀ありし右條款を聽聞したる所に於て勘考するときは蓋し之を我政府ゑ送呈に及ひたる上政府於て其個條に異議を容るゝこと莫るべしと思惟す但し此の如き條款を以て日本政府の英國に求得る所の利益は之を該政府が英國人民に許與したる利益に比し果して能く彼此相ひ平均するものなるや否やは我政府の熟考に附する所なるべし。

墺國公使曰く余又同しく外務卿の提案を我政府へ進送すべし乍去該條款に對して墺地利匈牙利政府は他の各國と締結せる其銀行條約あるの故を以て或は不得已之れに不同意の個條を附すること固より之れあるやも測る可らず。

佛國代理公使は右提案を其政府へ進達すること并に佛朗西と他の諸邦との條約に關して墺國委員と渾て同說なる

旨を述ふ。

其他各委員も咸な會頭の提案を早便其政府へ進達すべき旨を告ぐ。

次に會頭は云偖て議事の順序に從ひ此より沿海貿易の件を引續き討議すべけれども余は先づ税率の件に付聊か數言を陳述せんと欲する所あり即ち曩に各委員より差出し且つ拙者幷に同僚に於て日本政府に代て承諾したる税率對案は遂に五月十一日の會議に於て各位より其政府に採用あらんことを勸奏すべき旨幸に陳述あるに至れり隨て今や當豫議會も凡そ其議定すべき題案の部類を殆んど悉皆之を議了して最早將さに其結局に達したることなれば先づ税率の件を可成的迅速に決定すること然る可しと茲に敢て發議す該件は大體の提案中なる他の諸問題とは相關係せしめずして乃ち遲くとも來歳初季を出てず之を實施擧行せんことを要するに依り本件に付ては各國政府の能く熟議を加へられんこと甚だ希望する所にして且つ三月十六日の會議に於て余の旣に細詳陳述せし如く正貨を以て紙幣に換へ以て紙幣相場の下落を救治すること一日を急にするときは則ち海外貿易並に内國通商の爲めに一日の利益あるべければ各員の此に注意あらんことを欲す。

サー、ハレー、パークス氏は右に所謂大體の提案中なる諸問題とは如何なる件々を其中に包含するやを會頭に質疑す。

會頭は之に對へて曰く本月一日の會議錄（第十一）に記載せる拙者提案中に示す所の件々是れなり。

佛國代理公使云く余は會頭の發議に對し直ちに何等の答辯をも爲す能はず唯だ之れを我政府に進達するの一途あ

るのみ仍ほ會頭に於ては税率を通商條約と分離せしむるの意を以て此發議に及ばれたる乎否や余は則ち税率を以て條約全體の一部分とし彼此相離る可らざるものなりと思考す。

日耳曼公使曰く余は税率に關して會頭の指示せる時季に於て之を實施せんとの發議を肯て我政府に勸奏すべし。尤も其他貿易上の諸件即ち拂戾税、關税規則、港則、沿海貿易等に關し亦本會の協議取極めあるを待て右發議と併せて之を勸奏すべきなり。

サー、ハレー、パークス氏云右に指示す所の時季を以て税率の改革を施行するときは蓋し内外商人一般に充分其報告を與ふること出來難かるべし其税率は今日仍ほ完成を要するものあり且つ之を各政府へ進達して其允可を取り然る上公然之れに盟約せざる可らざるなり又右の盟約は蓋し一個の條約或は約定の體裁を以て記載せざるべからざるものにして且つ此の如き特別約定中には必す税率のみならず其他本會委員の調査中なる燈税、拂戾税、借庫、税關規則、港則等の如き凡て税率と多少の關係を有する貿易上の諸件に付雙方の協議承諾を致せる結果をも併て登記すべきなり。

會頭云く沿海貿易の件に付拙者の意見を今爰に披陳せんとす仍ほ税率に關する拙者の發議は各委員の之を熟考し其所見を他日の議會に提出あらんことを冀望す。

偖て沿海貿易の件に就き單簡に陳述せん現今我國運輸の便は內國の諸會社を以て稍や其需用を充たすに足るの狀況なるか如し且つ之に加るに頃ろ又た風帆船會社の開業ありて將に競爭を企んとする有り然るも既に是等の諸會社

存立するに拘はらず尙ほ愈々海運の便を謀りて一層其競爭を奬勵し以て低價運輸の利益を公衆に與へ隨て內外貿易の運轉を益々增進せしめんことを冀望し特に目下我國運輸の制度尙ほ未だ幼稚に屬することを考察すればその不充分を補ふべき今日良策の一は蓋し內國人をして沿海貿易に外國船舶を雇入るゝを得せしむるに在りと爲すは固より我政府の意志なり乍併斯く內國人の雇入れと爲る外國船舶は後日に明示すべき我國の法律規則を須らく循守し而して之を犯すときは又た我國裁判所の裁判を受けしめざる可らず但し本件は先きに提出したる大體の方策と密着の關係之れ有るものなれば今後猶ほ協議して取極むべきものなりさて右の約束制限にして各委員の之を承諾せんと考察せらるゝに於ては我政府は乃ち將に新定稅率實施の日より算し五ヶ年の期限を以て此特權を外國船舶に許與せんと欲するなり此の如くなれば則ち一は以て余の前述せる居留外國人建言の願意を遂げしめ又た一は以て現今沿海運輸の缺乏（若し之れあらば）を大に補充するを得て實に內外一般の公益たるべし。

サー、ハレー、パークス氏云會頭の提案を余は審慮に及ぶべし然れども沿海貿易に從事する外國船舶に循守せしめんとする其法律規則を明示せられたる上に非ざれば敢て意見を陳述し難かるべしと思考す只先づ余の玆に判定する所にては該案に附屬する法權上の制限約束あるか爲めに恐くは現今に在ては行はれ難からん歟。

日耳曼公使云余は右提案中沿海貿易に從事する外國船舶を日本の法律規則に從はしむるだけの儀は我本國政府に之を勸告せんと欲す然れども右法律規則を日本裁判所に於て施行せんとの事に至ては是れ裁判權の問題に關渉するものにして右裁判權の事は抑々過刻會頭の陳述に因て之を考ふるに蓋し稅率とは分離して之を取極めんとのことな

れば余は寧ろ會頭の此一項を放棄して即ち日本法律の實施は之を領事裁判廳に委付せられんことを欲す會頭答て云

白耳曼公使の論點は余之を熟考すべし寔に其說たる甚だ一理あるを覺ふなり。

會頭は是に至り外國委員に於て凡そ本會に提議せんと欲する事項あらば便ち各自の之を開陳せられんことを求む。

佛國代理公使云文學或は美術上の出版權、專賣權及び商標保護の事に就ては歐洲現行の通法に準據して其取締の爲め適宜の方法を設け之を新條約中に本文若くは特別の條款として加へんことを當議會に於て審議あらんことを請ふ。

英、日、墺、伊の各國委員は佛國委員の發議を賛成す。

サー、ハレー、パークス氏云英國及び其他外國の專賣免許權を保護し日本人をして之れを冒かすこと勿らしむるの專賣法未だ日本に於て其設け之れ無きが爲め實に其缺典は是迄久しく此國に在て諸人の經驗する所なり固とに日本人にして外國官許の商標を僞造することは日常の習慣と作りて復た之を怪しむもの無しと雖ども其商標の僞造を蒙りたる外國人は夫れが爲め損害を受ること甚だ大なるが故に宜しく相當の處罰を以て此惡弊を禁遏せざる可からず。

會頭云右は篤と思考す可し蓋し此の如き件は互相の主義に基き特別の約定を以て取極めざる可からずと思考す。

サー、ハレー、パークス氏又た述べて云第五類なる各開港場の借地及居住方法の項は未だ今日に至る迄本會の議せざる所にして本月一日（會議錄第十一）會頭の演說に唯だ一と通り其事に議及せられたるあるのみ然るに横濱港

の取締方法は甚だ不完全なることにして其所有財產の安全ならざる且つ下水溝渠の設け惡くして即ち現今疫病の流行するを以て證するに足るが如く衞生上に大害あることは是れ皆な從來毎ねに愁訴を致す所なり依ては居留外國人をして向後其居留地の取締向に參與することを得せしめば蓋し以て此弊を救治するに至るべきのみ現今の狀況は實に公衆の健康に危害を及ぼすべければ只速かに改良を加ふるあらんことを要す。

又た新潟港に關して陳述せんと欲する一事あり即ち千八百六十七年の該港居留地約定書第七條に外國人は其正當なる所用の爲め家屋土地を借受ること勝手たるべき旨掲載ありと雖も其事實際に履行せられずして我英國人は未だ該港に於て土地を得ること能はず且つ家屋を借受ることも亦頗る難し是れ其所有主なる內國人自身の行爲に出るには非ずして全く地方官廳に於て其貸借約定書中に實地行ひ難き制限を加へんことを要するに由てなり故に余は該港居留の外國人にも他港同樣に土地を得るの便利を許されんことを欲す。

仍ほ又日本裁判所に於て內外人交涉の訴訟を裁判するの緩漫なることに付每時外國人民より之れを愁訴し且つ其被告たる日本人は只簡單なる負債事件即ち譬は期限の過きたる拂金證文にして固より辯駁の効一も之れなきの場合たりとも下等裁判所の判決に對して即ち不服控訴し若該訴控人申分立たざるの終審を受るに當り原裁判通りの執行を遂げべき保證金をも預め差出さずして容易に訴控を爲し以て右判決の執行を停止することを得せしめ之れがため外國人の損害を蒙ること少からず將又日本の破產法より生ずる不便は右と同斷にして即ち負債人の分產を爲し或は身代限執行ありたるとき其債主をして即座に負債人の所持する債主の財產に就て計算を立ることを得せしむる速斷

の方法無きこと是なり以上の結果たる遂に負債人は縱とひ其借財を償還し能はざること現に明白なるも諸裁判所へ數回控訴を重ねたる後ち該負債人に對し愈々其負債たることの終審之れある迄は勝手に債主幷に自己の所有財産を放下し且つ賣却し得るに至るなり又破産の件に於ては外國人は日本破産者の所有財産を實算し或は之れを處分するの際聊も參與し得ざるものなるが故に其不利甚だ大なり右に掲示せる諸件は孰れも緊要にして貿易上の信用を輕重するに足るものなれば獨り外國人の爲めのみならず亦日本の利益を謀りて宜しく此等愁訴の諸原因を除くべきなり。

會頭答へて曰く余は傾心注意してサー、ハレー、パークス氏の陳述を聽聞せりさて日本に於て土地を所有することを外國人に許可する其主義は既に本月一日を以て外國各委員へ呈供したる拙者の提案中に之を包含せることなれば右主義の果して承認擧行あるに於ては蓋し土地所有の件に付左程紛難の起ることなかるべし併しながら仍ほ其迄の內或は愁訴すべき事件の臨時に發起することあるが如きは則ち各地方官に於て直ちに之を處分し得るものなるべし、且つ衞生上の方法に付ては從來地方官へ每時諭達を下たし特に今日に際しては嚴密に其方法を施行すべき旨を指令したることなり。

彼の英國人某の新潟に於て土地を所有し能はざるとの愁訴に對し會頭は曰今日同港に居留する外國人は凡十四名にして皆な何等の故障なく土地を得有せりと聞けり故に若し一名の英國人に限り他の外國人と同樣の事を爲し得ざるは蓋し必ず特別の理由ありて然るなる可しと思考す。

日本の被告人控訴を爲すに由て裁判執行の延引を致すは不都合なる習慣なりと云ふ異議に對し鹽田氏は乃ち曰く

舊法に據れば被告が大審院に上訴すると否とに關せず判決の執行は既に控訴裁判所に於て之れに着手することなりしが爾來此規則は稍や改正を加へたり其故は原告たる外國人は控訴裁判所の判決執行に據り既に自己の要求する償還を得て滿足する上は之れて大審院に召喚せしむること頗る困難なりしに因て也。

將た又保證金を差出すの件に付ては余は未だ其異議の在る所を了知せざるなり蓋し裁判所は抵當保證の爲めに訴訟關係の金高と等しき金額を預かり置くべしと命ずるの權力なかるべしと思考す。

又サー、ハレー、パークス氏の示せる破產取扱方の手續に對し鹽田氏は曰、右は即今我政府の最も着意熟議する所にして他日必ず我新定商法中に於て重要の部分を占むるに至るべし會頭は結局に一言を述べて曰く凡そ普通の性質を有する愁訴に對しては確定の返答を爲すこと甚だ難きものなるが故に若しサー、ハレー、パークス氏に於て其格段なる愁訴の件に付詳細之を報道せられなば則ち余は速に其調査を遂げべきなり乍去此等事件は寧ろ當豫議會の題案と爲さずして我外務省の日常事務として取扱はんこと可なるべし。

サー、ハレー、パークス氏云く、余は會頭の結末に陳述ありし所に同意し能はざることを惜む請ふ玆に其所以を披陳せんに今回余の提出したる件目は即ち議事の部類第二幷に第五に屬するものなれば豫議會に於て適當に之れを議定し得可きことなりと思考す嚮きに二月九日の集會に於て部類第二即ち民事裁判權の事を討議ありし時に當り余は他日適宜の機會を待て日本の破產手續法に付本會に提議せんと欲する廉あれば豫しめ其旨承知ありたき由を述べ置たり。

其部類第五即ち開港場の借地幷に居住方法の件は會頭に於て先づ夫の裁判權の事に付緊要なる議案を本會に提出せられんが爲め姑らく舍て之れに論及せざりしのみ若し最初の順序に遵ひ右部類を當時に議したらんには余は則ち今日茲に陳說する如く開港場居住の情況に付き旣に其際に於て提議せしことなるべし然り現今橫濱居留地の景狀幷に其取締法は甚だ改良を要する所のものにして即ち之れを證せんが爲め余が頃日他の各國公使と同じく橫濱居留外國人より受領したる三百餘名の連署ある建言書の寫を茲に本會へ提供するなり又新潟の件に付外務卿の示されたる所に依れば凡そ十四名の外國人は咸な同所にて故障なく土地を得有したることとなるに今ま英國人某に限り之を得る能はざるは蓋し必ず格別の理由なかるべからずと云々これ有れども右英國人の件に關して別段其理由とては之れなく特た新潟縣廳に於て借地期限を五年間と定むるが如き難澁にして且つ實際行はれ難き制限約束を以てするに非ざれば則ち外國人に家作地を貸與せざるに由てなり然り而して若し從來同港に外國人の得有せる土地これあらば（砂山にある二ケ所の小園地を除き）其地は是れ蓋し日本人の名前を借り以て斯く得有する所なるべし苟も此手段に由らずして外國人自身の名前を以てするときは必す相當の借地約定を得ること難ければなり抑も余の爭議する所は他なし則ち彼の一千八百六十七年の取極約款を從來未だ實行せざることこれなり右の取極は特別約定中の一にして即ち先きに外務卿は之を部類第五中に列して本會の討議に附すべしと定められたるものなり右約款を按するに「外國人新潟幷に夷港の市中に於て日本人と相對にて旅宿住居或は倉庫を借り又は買入るゝこと勝手たるべし又兩所に於て正當なる所用の爲め地面を借受ること勝手次第たる可し」と之れあり然るに其事實を顧みれば外國人は今日に至迄

新潟に於て家屋又は土地を勝手に借り入るゝことを得ざるなり將た外務卿の所見に於ては右等事件は地方官吏の容易に處分し得る所なるべしとのことにして固とに地方官に在ては此の如く之れを處分す可き筈なれども余の本件を茲に提出したる所以は他故あるに非ず即ち右土地を得有し能はざる愁訴の件たる是迄數年の間既に該地方官幷に東京なる外務省へも開申に及びたるも未だ其效果を見る能はずして彼の千八百六十七年の取極は今日迄實施に至らざるに因てなり是故に余は新潟に於て外國人使用の爲め別に一區の居留地を設け其區内に於ては他の開港場同様の振合に從て土地の借用を許さんこと然る可しと發議す。

右畢て午後五時半散會す。

會議錄　第十四

六月二十九日集會

出席委員

日本　井上馨殿　鹽田三郎殿

墺地利匈牙利　ゼ・シブアリエー・ホッフエル・フオン・ホッフエンフエルス殿

白耳義　シ・ド・グロート殿

佛朗西　特命全權公使アルチュール・トリクー殿　トニー・コント殿
日耳曼及瑞西　フォン・アイゼンデッヘル殿　サッペ殿
大貌利多泥亞　サー・ハレー・ヱス・パークス殿
伊太利亞　ゼ・シブアリヱー・イ・マルティン・ランシアレス殿
和蘭瑞典諾威丁抹　ファンデル・ボット殿
葡萄牙　ドム・ジョアキム・ジョーゼ・ダ・グラーサ殿
露西亞　バロン・ローゼン殿
西班牙　ゼ・シブアリヱー・ドン・ルイス・カステイロ・イ・トリゲロス殿
亞米利加合衆國　ゼ・オノレブル・ジョン・ヱ・ビンガム殿

第十三會議錄に記名し了る

トニー・コント氏は本會を辭去するの旨を告げ且つ其出席中常に懇親なる待遇を享けたることを各委員に向て鳴謝す。

會頭はトニー・コント氏の本會事務を終始補助ありたるを謝し次に特命全權公使トリクー氏を佛國政府の委員として紹介し本會に欣迎す。

トリクー氏は會頭に對して其欣迎の好誼を謝し且つ曰く余は幸に此時に到着して本會の結局事務に參與すること

を得たるは洵に躬から滿足する所なり。

サー・ハレー・パークス氏は其衆員に代て向後トニー・コント氏の補助を失ふことを惜み次に佛國新委員を懇ろに迎接す。

佛國委員はコント氏幷に自身の爲め公使筆頭の述べられし友誼を鳴謝す。

是に至りトニー・コント氏は會場を退出す。

會頭曰く余は前會に發議したる件を玆に再說せんことを欲す即ち彼の裁判權の策案に關する細目箇條の悉く議定あるを待たずして稅率其他商業上の諸件を直ちに實施すること是れなり裁判權の策案を論究するには必ず尙ほ幾多の時日を要するに由り乃ち先づ稅率等を成る可く急速に實施すること可なるべしと思考す此事たる獨り我日本の利益のみにあらずして實に現今紙幣相庭の變動と其下落のため衰頹せる外國貿易の爲めにも亦自から利する所あるべし右改正稅率の結約施行あるに到らば必ず之より正貨歲入の增益を得以て我政府は紙幣の相場を挽回し漸然之れを正貨と同位たらしむることを得るに至るべし然り而して裁判權に關する細目は審議の爲め多少の日子を要すべければ余は稅率其餘貿易規則、拂戾稅、借庫、燈稅等の如き商業上の諸件を先きに取極め成る丈け其實施を急速ならしめんことを提議す仍て外國各員の此議を贊助あらんことを冀望す。

サー・ハレー・パークス氏曰按ずるに條約改正の事務は許多の件目を其中に包含しあるも之を大別して二項と爲すべし即ち貿易部の事件と法權部の事件是なり而して甲部の事件は即時直ちに之れを取扱得るものなれども乙部の事

件に至ては則ち會頭の所說の如く之れを論究するに較や多分の時日を要すべし此の如く裁判權の事件に避く可らざるの遲延に對し必しも件隨せしめんが爲め一國の貿易に關する事件をも無理に抑阻するは甚だ願はしからざるなり。

夫れ貿易に關する利益の如きは幸に是れ內外人民の倶に之を分享するものなり方今の商況を察するに會頭の指示せる理由其他の原因よりして誠に不景氣を極めたることなれば此景況を成るべく速に救治すること實に內外人の利益に關し等しく必要なり將た余に於ては凡そ貿易上の諸件幷に行政上の諸件に就き其先づ調査認定し得べきものを擧げ直ちに一個の約定を以て之を取極め能はざるの理あるを知らず而して右に所謂の諸件中に余の包含せしめんと欲するものは即ち稅率を始め條約に附帶したる貿易規則（今回の提議に於ては改て之を稅關規則幷に港則中に附載せんとするもの）借庫、拂戾稅、燈稅の件、幷に外國船舶を沿海運輸のため日本人をして雇入れしむる事項、其他には即ち旅行免狀の方法を改正する事あり抑も此方法の不善なるは固より日本政府の故意に出るに非ざるも其施行に際して生ずる不便と難澁は實に鮮少ならざることとなり將た彼の內國諸商の相聯合結社し以て外商に對敵干涉するの事たる既に條約面にも反對し且つ大に貿易の進達を妨るものなれば亦宜しく此習弊を外商の爲めに洗除することを要す凡そ此數件は皆な今日直ちに取極め得らるべく且つ取極めざる可らざるものなりと思考す然るに若し之れをして裁判權の題案に附從せしめ其議定あるの日迄放過するときは則ち右諸件の改正救治を致すは空しく數年の後にあるを免れず實に日本政府の目今從事せる立法上の事務並に其向來に企圖する裁判所組織の業を整頓するには蓋し

必ず此數年を要するなるべし。
ビンガム氏云く是迄本會に於て諸事議了したるの後に至り彼の稅率改正の件を其他の改正事件より分離し別約定を以て先きに之れを取極め其認可のため各國政府へ呈送せんとする發議めるを見て余は既に驚駭の旨を前會に演述せり是迄會頭井上氏より條約改正に付本會の討議に附せられたる提案は數個あり即ち第一輸入稅率、第二燈稅賦課の事、第三外國人をして渾て日本政府の法律に服從せしめ且つ外國人に關する訴件を處分するには外國判事若干名を置き佛國法律並に英國の慣習律衡平律の通則に因て裁判を施行する日本法廷の直轄に屬すべしとの制限約束を以て全國を外人の住居通商旅行並に財產所有のため開通するの件第四現行條約中なる最惠國の條款を廢止すること是なり。
然るに是迄提議せられたる諸件の中稅率燈稅の二件を除き自餘は凡て其議定を永く差延すべしとの發議あるに會し余は甚だ其理由の在る所を知るに苦しむ彼の會頭より提出せる諸案を殘らず爰に整理し以て外國政府に送呈するには其稅率改正並に燈稅賦課に關する提案を整理するよりも强ち餘計の時日を費やすに及ばざるべし各國委員には此改正條約を直に商議締結するの權を有せざることなれば今諸案の細目箇條に拘はりて當豫議會を延引せしむるの理なかるべし若し夫れ條約改正の目的をして果して日本の利益並に外國貿易上の利益を謀るに在らしめば則ち只須らく余の前述せる如く是迄日本政府より既に提出せる一切の提案のみならず其他凡そ該政府が各委員の豫議に供せんと欲するもの之あらば擧て之を外國政府に進送し其採用を勸諭するの外蓋し良策なかるべしと思考す。

余は曩に會頭より提出ありし彼の日本全國を前述の制限約束を以て締盟各國人民の爲めに開通せんと企圖する提案に付是認するの旨を業已に我政府へ具申せり。

余の所見に由れば今日の日本に於ては最早他の干渉檢制を受けずして即ち自から其內國の租稅並に內外貿易を支配ざせる可らざるの時運に達せるなり實に其外交以來茲に二十有五年の星霜を積み其開化の進度は蓋し今日能く躬から其外國輸入品の課稅を制定し且つ內國の成務を統御し得るに充分なるべしと看做さざるを得ず然り而して今若し各國委員に於て只彼の外國輸入品に將來永遠の間賦課せんとする稅率のみを以て今般條約改正の提案なりとし之を其政府に呈供するが如きは是れ果して策の善良なるものと云ふ可けん乎會頭の陳說に據て余の了解する所は唯稅率の約定のみを取極め更に彼の內地通商並に旅行に關する讓與もなく又は法律或は條約を以て日本在留外人の身命財產に關する保證を一も新たに加ふる所なくして乃ち此改稅の件のみを外國政府に呈議あらんことを企圖するものゝ如し然り而して斯く稅率改正の件をして其他の現行條約中改正を要する諸件と分離せしむるの理由を訊ぬれば則ち他なし特た其提出せし稅率の即時遲延なく實施擧行に至ること須要なりと云ふに在るのみ余は則ち之に應へて云はんとす是迄本會の企圖したる如く全體の條約を改正し而して其條款中に今回議決の稅率は右新條約批准の後ち幾年月を期し實施すべき旨を揭載し且つ此期月の事をも豫じめ本文に示し置くこと敢て難きにあらざるべし今ま稅率分離の理由並に其答辯を叙述する其れ此の如くなれば如何んぞ本會は彼の會頭より日本政府に代て提出ありし他の一層重要なる議案を以て各國政府に呈供せざるを得べけんや。

夫れ各委員の亮知あるが如く公正の法律と精良なる裁判方法の保護を以て全國を通商の爲め開くの事たる蓋し其內外人民の利益を進捗するに足ること猶ほ彼の輸入稅の增加或は燈稅の課收に由て致す所に讓らざるべし實に內地開通の策案は會議錄中揭示せる制限約束を以て將來各國人民に此帝土を開通せんと欲するものにして其趣義の公平正當なること復た加ふべき所あるを見ず然るに今若し稅率の件を此の一層廣大なる問題と分離せしめ此を舍て彼の件のみを取り之れを條約改正の基礎として外國政府へ進奏するに於ては恐らく各國政府は其日本に在る財產並に人身上の保證を新たに獲る所一も之れなくして唯だ自國の產物に對し課稅の增加を承諾するの意を發するに由なく或は遂に之れを拒棄するに至るやも料り難し。

仍て拙者於ては是迄會頭の提出せし諸議案にして各委員の大體承認したるものは條約改正の基礎として總て之を各國政府へ進奏すること然るべしと思察す是れ右の諸提案は既に能く本會に於て各國政府の代理委員よりして大體の承認を得たるものなるが故に亦必ず其政府の承認を致すに足るべしと信ずればなり。

會頭は右に答へて云く拙者の此提議の趣意たるや決して彼の全國を開き外人を領地裁判に服從せしむる拙者の提案を全く顧りみざるに非ず但だ思ふに裁判權方案の細目に付協議認諾あるの日迄稅率其他貿易上の諸件を其儘々遷延せしむるは蓋し不可なるが如し仍ほ又余は右稅率施行の期限を幾年間と豫定することを發議せんと欲す。

トリクー氏曰余の考察する所にては裁判權と貿易上の諸件とは固とに相連繫し以て條約の全體を成し而して裁判權に係はる件は其重要なる部分を占め隨て自餘の諸件は皆な之れに從屬するものなれば即ち他を置て先づ此諸件を

取扱ふこと能はざるべし因ては貿易上の件を裁判上の件と分離せしむるは蓋し行ひ難かるべしと思量す。

日耳曼公使曰く拙者の所見に於ては税率をして彼の外國人民を支配する裁判權幷に內地開通の件に關する方法の取極と全く分離せしむることは其必要なるを見ず且亦好ましからず乍去會頭に於て税率施行の時季を先にし法權の施行を後にせんと希望せらるゝの趣旨を我政府に具申することは余に於て怠らざるべし固より右二項は密着して相離れざるものとは云へ先に税率其他貿易上の諸件を可成的速かに實施するの方法を玆に取極めんとの發議なるべしと信ず因て拙者は日本政府に於て此等貿易上の諸件に付寛裕の處分あらんことを偏に希望する耳。

墺地利匈牙利、白耳義、伊太利亞、和蘭、葡萄牙、露西亞及び西班牙各國の委員は日耳曼公使演述の意見と同說なる旨を告ぐ。

會頭云く拙者の意見は更に日耳曼公使の所見と異なる所なし余は決して裁判權題案の決定を放過遷延せしむるの意あるに非ず固とに税率法權の兩項を同一時に談判せんと欲するものなりと雖ども其中税率は直ちに其實施を見るに至らんこと甚だ希望する所なれば之れが爲め特別の約定を結び以て其取極を爲すは必要なるべし併ながら仍ほ裁判權の題案をも引續き談判あらんことを欲す。

鹽田氏曰此二項は何れも一題案中の部分を作すものなり去りながら税率其他貿易上の諸件を以て自餘の件よりも先きに實行せしむるも更に妨なかるべし而して又之れが爲め他の部分より分離せしめたりと云ふの意味に非ざるなり。

トリクー氏は仍ほ前說を會頭に再演して云く裁判權の題案は余に於て最も緊要なるものと思定すれば須らく此件を先にすれば蓋し至當の順序なるべし。

サー・ハレー・パークス氏敢て曰く抑も本會の議事に望む所は凡て其實際に行ひ得べき性質を有せしめ而して本會開設の目的を可成丈け達せしめんとするに在り按ずるに其目的たる即ち現行の條約に就き從來の經驗に依て修正を要する箇條の如何を協議豫定するにあるなり右約諸の諸件は認可の爲め尙ほ之を各國政府へ逘進せざる可らざるものなるが故宜しく其約諾の趣旨をして充分明白ならしめ以て各政府をして之を條約改正の基礎とし採用するを得せしめんことを希望すべきなり然るに余の觀察に依るときは則ち本會の議件中今日迄未だ一も承諾を致したるものあるを見ず且つ日本政府提出の議案も未だ充分其趣旨の詳明ならざる所あるを覺ふ即ち右等提案は現に會議錄中に散布し其裁判權に關する提案の如きは前後の會議錄に隨ひ所論の旨意に於て大に不同あるあり仍て余は責めて日本政府の提案なりとも本會の終期までに更に簡明なる體裁に拔萃したるものを記し各國政府をして明かに其趣旨の在る所を領會し易からしめんこと尤も然る可しと思考す實に本會の今日迄に議決する所は未だ以て條約改正の基本を爲すに足るものと云ふ可らず夫れ據て基本に供すべきもの未だ明確ならざる斯の如くなるときは則ち締盟各國政府は抑も何に據り以て條約改正の擧に着手するを得るに至るや未だ知る可らざるなり故に苟も本會の議件にして一層確定を致す所あるに非ずんば則ち恐らく各國政府は不得已再び其照會を東京に致し而して當議會も亦其再開を數月の後に見るに至るも未だ知る可らず。

トリクー氏はサー・ハレー・パークス氏と同樣の旨意を以て會議錄中には凡そ議決承諾を要する諸事件を悉皆包含しあるや否やを質疑し且つ云く裁判權に關する題案の如き至要至重の議件は或は未だ充分其議を儘さざるもの蓋し之れあるべしと思察す尤も是れ單た余の疑念に過ぎざるものにして今ま此終期に際し本會委員の一員たるを以て余の敢て茲に同僚各位へ啓申する所なり。

會頭答て云く裁判權の事は唯だ其大體の主義に關する所のみを曩に提議したることにして若し各國政府の果して其主義を承諾あるに於ては則ち其細目の如きは固より適當の時期を俟て仍ほ充分詳細に之を協議し得べきものなり。

フハン・デル・ボット氏云く余は貿易事項を先きに調査し認諾を取らんと欲する日本政府の發議を余の代表せる各政府に申牒すべし併ながら賣買取引の都合も之れ有ることなれば稅率實施の事は必ず其公布の後ち若干時日の猶豫を置き以て諸商人をして豫め新稅額の割合を充分通知せしめざる可らずと思量す。

日耳曼兩委員云く本件に付余等の諮問したる商業家の說に依れば新稅率公布の後ちは成る可く其實施擧行の猶豫少からんことを可とせり。

日耳曼公使は亦サー・ハレー・パークス氏と同旨にて云く是迄に日本政府より條約改正の基本として提出ありし事項の要略書を作り本會の終期に於て會頭の之を當議場へ提示せられんことを望む。

佛國公使は此發議を贊成す。

日耳曼公使は仍ほ又サー。ハレー。パークス氏の問に應じ曰余は曾て陳述せし如く夫の會頭提出の最も緊要なる議案に對して別段異論あることとなし該提案は實に目下本會の與議すべき條約改正の諸要件を其中に包含すること許多あるなり。

余は未だ其訓令を得ざるの故を以て嚮に右等提議案を其儘々我政府に進奏することを同意せり且つ該提案の本會に出るの際余の同僚中多くは亦同様之を其政府へ進達することに同意したるなり。

墺匈、白、伊、露、葡、西諸國の委員は日耳曼委員陳述の意見と同説なる旨を告ぐ。

サー•ハレー•パークス氏云く次會の後は暫く休會し以て特設委員をして其從事せる貿易上の諸件を細詳調査を遂げ其報告を當議會に出すの時機を得せしむ可し而して當議會に於て該報告を審査議決の後に至り日本政府は始て其提案を集成し簡短明確に之を再述し得べし。

然る上にて此等提案を外國委員より各其本國政府に申達せば則ち各政府は此簡明なる議案を得以て能く日本政府提出の趣意箇條を審に了知し而して各國政府互相の間に其照會を致し遂に以て該提案の果して如何程迄は條約改正の基本として之を承諾すべきかを斷定し得るに至る可し。

トリクー氏は伊國代理公使を協賛し即ちランシアレス氏と兩名を以て發議して云く諸説の區々分派したるを調和せんが爲め宜しく本會既定の議題を了る上は速かに一と先づ閉會せられんことを欲す尤も調査委員の報告を領收し審議のため臨時會を開かるゝは會頭の意に任かすべし。

佛、伊兩委員の發議を各員同意す。
時に會頭は各委員に於て彼の税率其他貿易上の諸件を裁判權の方策に先たち實施擧行せんとの發議に同意の如何を尋問し且云く右同意の如何は蓋し大に調査委員の事務の順序に關する所あるべしと信ず。
二三討論の末本件の議定は次會に讓るべしと決し其他會頭の發議に依り次會には條約期限幷に局外中立の二件を議すべしと決す。
又た會頭は六月十五日の會議に於てサー・ハレー・パークス氏の提出せられたる箇條即ち新潟港に於て外國人借地の件外國人に負債ある日本人身代限の件及び日本の上訴人をして若し上訴裁判所に於て原裁判を認可する時は其執行に應ずる爲め預しめ保證金を差出さしむべきの件に就て答議すべき旨を約す。
右畢て午後五時半散會す。

會議錄　第十五上ノ一

七月六日集會
出席各員
日本　盬田三郎殿

墺地利匈牙利　ゼ。シブアリヱー。ホッフヱル。フオン。ホッフヱンフエルス殿
白耳義　シ。ド。グロート殿
佛朗西　アルチュール。トリクー殿
日耳曼及瑞西　フオン。アイゼンデッヘル殿
大貌利多泥亞　サー。ハレー。ヱス。パークス殿
伊太利亞　ゼ。シブアリヱー。イマルティン。ランシアレス殿
和蘭瑞典諸威丁抹　フアン。デル。ポット殿
葡萄牙　ドム。ジョアキム。ジョーゼ。ダ。グラーサ殿
露西亞　バロン。ロゼン殿
西班牙　ゼ。シブアリヱー。ドン。ルイス。カスティロ。イ。トリゲロス殿
亞米利加合衆國　ゼ。オノレブル。ジョン。ヱ。ビンガム殿

鹽田氏は東京府知事松田氏養生叶はず終に今暁を以て死去せし由を議會各員へ通知し且つ右に付本日會頭の出席する能はざることを告ぐ。

サー。ハレー。パークス氏發議して云故知事へ吊禮を表する爲め且會頭の都合を察量し本日の議事を休め來る火曜即ち七月十一日迄延會し其後は連日開會し以て未定事項を悉皆議了するを期すべし。

右發議に各員同意す。
會議錄第十四を在席各員記名す。
午後三時散會。

會議錄　第十五上ノ二

七月十七日集會
出席委員
日　本　鹽田三郎殿
墺地利匈牙利　ゼ・シブアリエー・ホッフエル・フオン・ホッフエンフエルス殿
白耳義　シ・ド・グロート殿
佛朗西　アルチュール・トリクー殿
日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデッヘル殿　サ　ッ　ペ殿
大貌利多泥亞　サー・ハレー・エス・パークス殿
伊太利亞　ゼ・シブアリエー・イ・マルティン・ランシアレス殿

和蘭瑞典諾威丁抹　フアン•デル•ボット殿
葡萄牙　ドム•ジョアキム•ジョーゼ•ダ•グラーサ殿
露西亞　バロン•ローゼン殿
西班牙　ゼ•シブアリヱー•ドン•ルイス•カスティロ•トリゲロス殿
亞米利加合衆國　ゼ•オノレブル•ジョン•エ•ビンガム殿

鹽田氏曰去る十一日は預定の開議日なりしも會頭井上氏不快に付不得已延會せしは甚だ愫惜に勝へず且つ本日も同樣尙未だ出席の運びに至らざるに由り拙者之に代て本會未了事件を引續き談判すべき旨委任を受たり。

サー•ハレー•パークス氏は裁判權に關する會頭の提案に對し前約に從て左の意見覺書を差出せり。

覺　書

曩に六月一日の會に於て會頭より方今日本在留外國人の服從する治外法權の制を廢し領地裁判權を以て之に代へんと欲する日本政府の策案を提出ありし際余は本件に付意見の陳述を他日に於てせんことを請へり而して爾來外國委員の說を聞くに右提案を本會の討論に附せずして乃ち其儘之を條約各國政府へ進送せんと欲するもの居多なることを了知す抑も此會の要議たる即ち自由懇親以て事を議するに在るが故に余は則ち以爲らく本件の如きは他に比し最も深く日本在留外國人の權理利益に關するものなれば亦宜しく本會に於て之を懇親自由に討議すること其利なきにあらざるべしと且我輩若し之を此に豫議するときは一は以て會頭企圖の目的を聊か賛助するに足り一は以て我

輩代表する政府の爲め該案審議の勞を省く所あるべしと庶幾せり實に此の如き重要なる策案を決するには苟も只論理上のみに偏し實地施行の如何を問はざるれば則ち恐らく之を爲し能はざるものなればなり乍去拙者の此意見は本會に同意者なきにより余は乃ち遂に委員多數の希望に任かせたりと雖も然れども若し余に於て其儘默止し居るときは其默止は是れ日本政府の提案を全く是認するものと看做されんことを恐るゝが故爰に該案に對し數言を披陳せんと欲す抑も右策案の精神は絕た日本政府の爲め感賞に堪ざる所のものにして且つ其中細思熟考するに足るもの又以て尠しとせず併ながら又或る箇條に付ては大に論難すべきもの有り蓋し本案は全く近時の立案に出ることなれば則ち其現狀の儘まに於て實施擧行し難きものなりと思考す。

然れども余の茲に陳述する趣旨を誤解し或は日本政府提案に對し今に於て好情を缺くの意ありと誤任せらるゝこと毫も無らしめんが爲め先づ會頭に向て明言し置んと欲する第一議は即ち凡そ日本政府於て其治外法權を最早無用たらしめんが爲め其法律及び民刑裁判法を變革改正するの企擧は余が代表する政府に於て充分贊成する所なるべしとのこと是なり試に治外法權の由來を考れば輙ち從來東洋諸邦にして苟も能く其國の法廷に於て至當の裁判を施するの保證を充分示すものあらば我政府は每に率先して治外法權を棄止し之に代ふるに領地裁判の法を以てせんと欲するは曾て他の歐洲政府に對し一步も讓らざる所なり既已に一千八百七十二年我政府は將に日本法律の改良整備に至るありて而て其法を行ふや英國政府の信用を置くに足る程の裁判所に於て實施あるを看ば其日を待て欣然直に法權を讓與すべき旨を日本政府へ明示したることあり。

乍去嘗て本會に於て一員の陳述し且つ議事錄に記載せる如く治外法權は日本に於て民心の不平を釀生するの根源となれりと云ふ說には余敢て同意し能はざるなり彼の達識なる內國論者の說を顧るに日本の法律は必らず變更改良して之を泰西法律と對比するの域に達せしむるを以て須要なりと認定せり然るに今若し其法律の改良未だ此域に達せざるか又は其擧行の大進步を見ざれば則ち固より治外法權を依然存立せしめざる可らざることは勿論彼れ論者も亦能く洞知する所なるべし苟も否ざれば是れ其論旨に於て前後甚だ齟齬あるを免れざるなり又本年一月新刑法の實施以前は日本に未だ以て外國人を服從せしめ得るの刑法一も之れなしと云ことは蓋し彼れ論者の亦容易に許認する所ならん將た目今日本に未だ民法商法の具備せざることは是亦た其許認する所なるべし又た彼の日本有名なる記者にして且政府の黨論家なる某は今を距る纔に三年前名文一篇を著し其目的は即ち治外法權を廢止せんと欲するものなるに其文中云く外國人民をして當時日本の司法制度に依賴信任せしめんことを望み難し何となれば其法律は以て日本人民の生命、自由、及び財產を猶且つ適當に保護し能はざればなり殊に其人身の自由に關し大缺點あるが故多分の改革を加る上に非ざれば縱ひ自國人民たりとも之を一般是認するに至らざるべしと。

仍又余は日本政府の東洋諸邦と交際するに當り每に自國の爲め治外法權を要求し其特權を收得するに於て日本人民は曾て此擧を非難するもの無るべしと思考す夫の現今西洋に行はるゝ領地裁判權の事たる東洋諸邦の間に通例行はれざる所にして實に歐洲に於ても他國の領內に通商する自國人民を管轄するは各其政府の義務なりと勘考せしことは甚だ遙昔にあらざるなり米國有名の法律家なる某嘗て東洋治外法權に付公然意見を示し乃ち諸說を考證して曰

中古に在ては諸國の風習に從ひ某々法律は領地の内外を以て其施行を定めず而して人別に應じ施行するを常とす今進で論究すれば合衆國に於て法律施行の要義は各州の如何を顧み即ち本人貫屬の各州に依て之を定め其身の現在する場所を問ざること往々之れあるなりと。

偖余は日本政府の提案に對し唯其主要の數件のみに付陳述する所あらんとす即ち新條約批准の日より算し五ケ年より永からざる期限内を以て締盟各國は治外法權を民事刑事の別なく一切讓るべしとあり但だ死刑罪に關しては別に或る未定の約定を以て取極むること並に外國人身分上の權利に係る事件に於て僅かに或る判然必要なる法權を存留せしむるあるのみ而して其他該案に企圖する制限約束は都て締盟各國に於て先づ此廣大なる策案を認諾あるや否に因て之を定ることゝなせと右の五年間即ち所謂準備年限間に領地裁判所をして外國人に係る刑事裁判權を有せしめんとすること左の如し即ち其違警罪は何地に於て犯すに拘はらず一切之を治め其輕罪は苟も現在條約規程外にて犯すときは凡て之を治めしむるなり（禁錮五年の處刑も其權内に屬すべし）又該裁判所をして凡て行政規則を條約規程の内外を問はず執行せしむべきことに企圖せり將た民事に至ては領地裁判所の權限甚だ完全のものにして只同一國の外人互相の間に起る詞訟を除き其他渾て之を審判せしむべしとなり因是觀之は新條約批准の翌日より領地裁判所の權力は既に完備を致し彼の他年外國法權の悉皆廢撤あるの時收得すべき權力と殆ど同樣のものなるべし。

右に反し其準備年限間外國人民に附與せんとする特權は其之を服從せしめんと欲する領地管轄の程度に對較して相稱はざるものなり即ち彼等は通商の爲め内地に旅行し得るも其所に住居し不動產を有し又資金を職業に使用する

を得ざるなり故に外國人民に取て其現狀を改良すべきは只先づ旅行商賣の權利を得るのみにして是迚も良賈紳商の徒には必ず差したる利益あるまじきなり其他得る所は即ち開港開市場に於て其居住權並に不動產所有權の少しく擴張するあるに過ずして又之れに反し日本人民には現今外國人居留地內に不動產を同樣所持するの特權を得ぜしむるなり。

右準備年限の目的たる會頭の言に依れば以て外國人民をじて漸然新事態に習熟し躬ら用意するの時機を充分得せしめんと欲するなり乍去余は其論理の効力あることを未だ發見する能はず蓋し實際は一も外國人をして新事態に對し準備せしむるの時機を許容せられざるなり何となれば彼等は既に條約批准の即日より其商業取引上幷に民事上の諸件は勿論且つ其身體財產に關する事件に於ても殆んど欲せば寧ろ其目的をして彼の有名なる法律士某が所說の如くすべし此士や即ち嘗て日本の刑法治罪法を稱賛し且會頭に於て之を歐洲中最も卓識顯著の人物と評定せられたる法律家の一名にして今其說に云く治外法權を廢するに當り須らく先づ其年限を定め領事裁判所の權限に或る檢束制限を加ふるのみにして右年限は乃ち充分永くし以て內外判事列席する領地裁判所の効驗を判然世に示すに足らしめ且つ新裁判の制度畢竟能く獨行し以て領事裁判を永遠に廢撤するも果して安全なるや否を確知せしむるに供すべしと。

然るに日本政府の企案は更に實施考驗の猶豫時間を置かず即ち彼の內外判事の相互に其國語に通ぜず其思想を解せず又其施行すべき法律をも豫知せざるもの（民法商法等は未制定なればなり）をして內國古來の慣例に背馳し且

つ其民俗經驗に全く反對せる新制の組織に於て相共に審判を司らしむること僅に五ケ年の後に至らば試驗の結果如何にも拘はらず又何等の約束も設けず斷然治外法權を全廢すべきことに定めたるなり然り而して此等裁判所には其設立の初より外國人民に關し完全の民事裁判權と頗る廣大なる刑事裁判權を即時に具有せしめ外國人民は是非とも之に服從せざる可らず且彼等に在ても又裁判所に在ても一も此の所謂新事態に準備用意するの遑あらざるなり。

右の企案に對し余は思ふに凡そ永久の制度を施すには先づ考驗の制度を設け其成効の如何を見て本制度の採否を決すべし而して其順序方法は寧ろ彼の日本政府の法律顧問筆頭某氏が嘗て指示す所を用ふべきなり即ち同氏は近時歐洲の或議會に於て日本政府の爲めに演說をなして云く「日本が初め其領內に治外法權を行はしめたる諸原因を先づ自ら漸次に除却し其一原因の除かるゝ毎に外國政府は之に應じて領事裁判權を一段づつ除かざるべからず」と

新裁判所の組織に關しては內外交涉の事件にして外國人被告たる場合に於ては外國判事を多數となし若くは其說を重からしめ又た日本人被告たるの場合に於ては內國判事を多數となし若くは其說を重からしむべしと提議せられたり若し夫れ此方法の如くならんには第一の要義たる即ち法律の適用畫一を得ざるべきこと判然たり且つや內國判事の標準と爲るべき所の外國判事を以て彼輩と同格に置くは甚だ其當を得たるものと云ふべからず請ふ余の意見を呈せんに事實上の點は兎も角もなれども苟も法律上の點を判決するに當ては被告の何國人たるに拘はらず總て內外交涉の訴件に就ては外國判事を多數と爲し若くは其可否決の權を有せしむることを切要と爲すなり。

蓋し裁判所の判決に於て新法律を解釋する所のものは後日の先例法と爲り乃ち新法律の甚だ緊要なる一部となる

べきものたり然るに今若し裁判所の組織畫一ならずんば如何ぞ其の然るを得べけんや被告人國籍の異同に隨て時々に裁判所の組織を變せば同一樣なる法律の點に向て彼此甚だ殊別なる判決を同日に下すこともあるべし然るときは其結果や若し內外判事各自に其判決を下すこととならんには縱令同說少數の時たりとも外國判事の意見は廣く世上に知れ尙ほ其重を有すべきを以て未だ全く裁判所の信任を失ふ迄には至らざるべしと雖ども今日の成規に隨ひ唯だ多數を以て決すべき判決を單に裁判所の名を以て宣告するときは日本判事の多數を以て決したる判決たりとも後日に先例として管束の効力あることは外國判事多數を以て決したる判決に於ると異ならざるべし而して若し其判決は最高等裁判の判決ならんには既に終審なるを以て縱令下等裁判所の外國判事多數の意見に反するとも復た之を動かすを得可らざるべきなり如是の方法なれば則ち外國人關係の裁判を成るべく完全ならしめ且新法の施用其當を得せしむるの保證を外國政府に與んが爲めにとて外國判事を任用せらるべき利益は實際無効に屬するに至るべきのみ。

又た會頭の陳述に右外國判事は內外交涉の訴訟を司らしむるのみならず事件の重要に互るものは內國人民間の訴訟にも亦裁判せしむべし然るときは新法の實施能く行はれ又內國判事は彼輩と職務を共にし自然博く審判の道を學び得るの利益尠からざるべきなりとある一段に至ては余は大に會頭の寬裕英明なる高案に同意にして唯だ何故に此大體方案に對し外國政府の諾否如何に拘はらず此件のみを直ちに先づ行はざる乎を疑ふのみ何ぞ其諾否を待つが爲めに徒に時日を遷延するを要せんや外國判事と職務を共にするがために得る所の日本判事の利益幷に此同勤よりして新法の實施最も能く行はれ隨て公衆の利益を致すことは實に會頭の明示せられたるが如くなれば則ち內國判事の

爲め又日本公衆の爲め直ちに今日より實行するも敢て早しとせず且つ以て新方法の內國人事件に於る實効を締盟各國に示すことの一日も速かなるを要するなり尤も是擧は獨り內國人事件にのみ限らず又直に內外交涉事件の半數即ち日本人被告たる一切の事件に及ぼすも妨げなし若し夫れ日本政府の策案成功を得べくんば是れ必ず公衆の信任に因らずんばあらず而して公衆の信任を得るには善良なる意思は現行の事實に及ばざるなり然は則外國人をして日本人に對する訴件に於て內國裁判の手續を滿足せしめば彼輩如何ぞ日本の裁判權に向て大に信任を加へざるべけんや且つ日本人を被告とする訴件に於て日本裁判所の公平にして且つ有力なることを實驗上に確知するに至らば則ち彼輩又た如何ぞ自ら日本人より被告とせらるゝ訴件に於ても亦同一なる裁判所の裁判に服せんことを希望するに至らざること無るべけんや。

日本政府に於て其提案を扶持して條約各國に與へらるゝ所の一大保證は外國判事を任用すとの一事に在り然るに該提案の果して能く其實効を奏すると否とは該判事の性質及才格の如何に關せざるを得ず而して提案には充分に其任期を永くすべしとありて六年乃至十年となすべき日本政府の意志なりと雖ども今ま余を以て之を視るに此時間は甚だ短少にして恐らく有力の人物をして望に應ぜしむるに足らざるべく又た此方法實施の効用に就て各國に與る充分の保證と爲すに足らざる可し何となれば其保證は治外法權の制を廢すべき日より算し僅に五ケ年或は只僅に一ケ年の間に止まらん實に本題の如き事件に於ては殆ど即時と云はざるを得ざる此時期以後に在ては歷世經驗の結果たる彼の紛糾錯雜なる西洋法律の施用を以て內國判事の獨行に任委すべきことなればなり。

又た外國判事は始審裁判所に任用する者の外は皆必ず之を外國に求めらるべきこととならんに其人選の權利を以て日本政府の保有に歸し而して該判事たらんことを望む者果して如此き要旨に適當なる資格經驗を有せるか否を自ら識別せられんとは是れ實に非常なる難事非常なる責任を負擔せらるゝものと云ふべし余は此重要なる件に就て又は上等なる外國判事二十名を雇入るゝの巨額なる要費に就ては敢て妄りに意見を陳述せざるも思ふに右等の判事は必らず數國より選任せらるゝならん左れば彼輩臨席の裁判所に於ては何國の國語を用ひ又た彼輩をして司らしむる法律の譯文は何國の文なるべき乎を査問するは固とに緊要の事たるが如し蓋し法庭審判の筆記及其命令並判決を宣告する等に用ふべき國語は獨り日本語のみに限るを得可らず若し之を日本語のみとせん歟外國判事當國に來着の時に當ては彼輩は本文たる日本律文の一語をも解讀するを得ざるべく又た通辨官を煩はすに非ざるの外は內國人たる同僚と相互に談議することをも得ざるべし又た新法の譯文に據て事を行はん歟飜譯の正確詳密を要するは言を俟たざる所なりとす然るに當豫議會に給付せられたる刑法の佛譯文の如きは之を日本語の本文に對照するに甚しき差違の個所あることは余の既に聞知る所なり。

法律並法廷に外國語を用るの件に關しては當議會の一員某氏の說に余は全く同意を表せざるを得ず蓋し某氏は其說を立るに最も適當の人なり即ち其說に據れば日本政府にて制定の法律並裁判法は獨り佛國法律の主義に符合するのみならず又た英國の慣習法及衡平法の主義にも均しく符合するものたらざる可らずと云へり又た英國海軍律の主義にも同樣ならざる可らずと云へりと余は信ぜり蓋し是等の特別なる法律の主義を總ての場合に合同一致せしめ難

きことは固より之れあるべし然れども此點に就ては余之を論ずるを要せず唯だ余は現に日本に居住せる外國人の三分の二は英米人たり又た日本の諸港に出入する外國船舶の十一分の十は英米の船舶たるの事實を以て考ふれば彼の某氏の說の甚だ至當たるを知るに足るべきことを陳述すべきのみ夫れ英語は亞細亞外國貿易上の通語なりと云ふも敢て不可なかるべきものにして當國に在る外國人は僅々たる少數を除くの外は皆悉く英語に通ぜざるものは之れあらざるなり且つ最も能く博く宇內に知られたる商法を書するの語も是亦た英語ならずや是に由て之を考へるに裁判所の審判に於ては數國の語を用ふ可らず而して新置裁判所に於ける內外交涉訴件の大數に適用するを得べきものは獨り英國の言語と英國の商法あるのみなれば英語を以て右裁判所竝新法飜譯の官用語と爲すこと蓋し緊要たるべしと思はるゝなり。

余又た思ふに右裁判所に使用する通辨官は早く之を今日より養成せざる可らず適當なる通辨官の補佐あるに非ざれば外國判事の勉力も到底其實効なかるべし而して其適能の人を擧用するは公然たる高等の試驗を以てするに在るべきのみ要するに今日の通辨官とは別異なる一種の通辨官を育成せざる可らず而して其俸給を豐にして重く之を法廷に用ふべし尤も其技倆は言語に通ずるの外に證據法及び裁判法の知識をも大に之れ無かる可らざることなり。

又た會同裁判所には必ず不可避の附屬物たるべき代言人の地位及性質に就き多少知り得る所あらんことを得ず故に漸次外國判事に代るべき內國判事は必ず內國代言人中より選任せらるゝことならん歟尤も近年日本政府に於て大に力を竭して內國に法學校を設立せられたるは固とに嘉みすべく又た數外國政府に於ても其自國の大學校法律院等

にて日本生徒に充分なる教育の便利を與へ大に日本政府の美擧を賛助することなりと雖も西洋各國にては若し之れなければ其法律の制度充分に行はれ難しとなす合格代言人の如きは未だ日本に見ざる所なりと云ふも敢て其實を誤まるの說にあらざるべしと信ずるなり。

余思ふに日本政府の提案は我英國政府に於て必ず懇篤に之を接受し可及的は其目的を奬勵せんと欲するに相違無かる可しと信ずと雖ども新置裁判所に於て施用すべき法律の全編を得たる上に非ざれば恐らくは該方案に就き其意見を確定すること葢し難かるべければ我政府の之を決議するに至る迄は頗る時日の遷延なきを得ざるべし單に新案法律の主義を告知せられたるのみにて我政府の之を以て斯の如き事件を決議すべしとは期望す可らず一廉主義の價値は最も之を施用するの方法並其實際適否の如何に大に關するものたれば我政府は新法律の良否を判斷するには必ず先づ會頭の陳述せられたるが如く其法律の如何を詳細に了知せざるを得ず然るに民法の如きは未だ之を了知せざるのみならず其編纂の完成は尙ほ未だ遠きに在るなり。

然れども本件の事議決に至る迄には必ず時日を費すべければ其時間に於て各政府は日本政府の提案を査閱するに充分の猶豫あるべし而して余は會頭が充分深慮の暇も無かるべしと思はるゝ少時間に斯の如き大計策を提出せられたる其急激の程を察知するを以て會頭に於ても若し其意あらば此時間に精密の上にも精密を加へて之を考究せられ且つ該案計畫の際手近かに得られたるものよりも一層尙高等なる法律家の意見をも諮詢するの時機を得られんことを欲するなり會頭は此方策に頼て內外人民互相の信任を厚ふせんことを冀望せらるゝも余を以て之を視れば提案の

儘にては他は知らず我英國人民の意を生ぜしめんには當國將來の隆盛に必須たる外國資本の移入を奬勵すること能はざらんことを恐るゝなり余の意見に於ては是等の甚だ嘉みす可き目的を達せんには其方策は之を行ふに漸を以し歩々其施用を實際に試み其利害を審にし而して後ち始て結局の擧行に及ばざる可らざるなり。

余に於ては先づ直ちに着手すべき第一段の手續方法に就き聊か考案あり其考案たるや費やす所少くして之を施行するに易く而して能くその實行せらるゝに於ては會頭の期せらる所の第二段の目的を助成すべきものたり若し幸に諸問を辱ふするを得ば則ち之を會頭閣下に呈申すべし。

結局に臨み尙ほ此に一言を添へざるを得ず以上の說は余唯だ自己の責任を以て呈供せしものたるのみ余は全く此新規なる一案に就ては各國同僚と等く未だ何等の訓令を本國政府より得ざるなり且つ余が此說を呈するや決て會頭の目的を妨るに非ず却て之を終に達せしめんとするの意を以てするにあるは余爰に之を復言せざるを得ず將た余が此緊要なる提案を當議會に議するものは他なし此に會合する外國各委員と日本政府委員との間に自由懇篤に互に其意見を交換するは乃ち現行條約締結以來の日本進步の狀況を察し又た該條約の定款に從て當國に居住せる締約各國人民の利害を顧み以て如何なる改正を現行條約に加ふべきかを査辨するの果して有効なる手段たらんことを我政府に於て希望するが故なり。

鹽田氏云く英國委員の覺書は余大に傾心聽取せり尤も之に對し意見を陳述するは會頭に於て篤と勘考の上迄凡て見合せ置くべし。

鹽田氏は端を改め曰く偖て六月廿九日の會は新條約中貿易事項を他の部分に先ち實施するの件に付何等決議に至らずして散會せり爾來多少の時日も經過したることなれば各委員に於て本件考究の爲め既に充分間暇も得られ隨て本日其意見を開陳せられんことと余の希望する所なり。

ビンガム氏云貿易部事項を他の部分に先ち實施すべき方法を以て新條約を作ること別段難きに非ず而して此儀に付衆委員中未だ異說あらざることと信ず果して然らば余の玆に質議すべきことあり卽ち彼の稅率は其施行の年限に關する提議を附せずして其儘之を外國政府へ送呈せんとせらるゝや。

鹽田氏曰右年限の問題は今姑くあつて論議に取掛る積りなり。

ビンガム氏語を加へ曰若し日本政府に於て改正の基本は果して唯稅率燈稅のみに在るなりとの意ならば其儀判然示され以て本意の存する所に一點疑團なからしめんこと余敢て希望す。

鹽田氏答て曰燈稅、拂戾稅、等をも之に含包せしむるの意志なり。

サー。ハレー。パークス氏は前會に述し所を再說せんことを乞て曰今回談判事項の中に就き貿易部の事件は卽時に整頓に至るを得べきものなり而して裁判權に關するものに至ては則ち考究熟議のため多少の時日を要すべし因て今其卽時整頓し得る事項丈けを先きに取極めずして其機會を失はんことは尤も不可然と思考す其事項と云ふは卽ち稅率、借庫、拂戾稅、貿易規則、燈稅、沿海の運輸を外國船に許可する件、內地旅行免狀の事、及び不正の聯合結社以て外商の貿易に干涉するの習弊を除かんとすることと是なり此數者は乃ち卽時之を取極め以て先づ改正の基礎と爲

し得るものにして彼の審議熟考のため多少の時日を要する法權事項の整頓を空く待つに及ばざるべし右數件を早く今日に取極るは是只條約改正の一着手と看做すべく決して之が爲め改正の進歩を妨るものに非ざるなり、

ビンガム氏之に對へ曰英國委員の示せる諸事項と會頭提議の法權事項とを併せ之を一個の貿易條約中に包含せしめ以て改正の基礎と爲すこと敢て出來難き次第に非ず外國委員の中何れも條約締結の訓令を得たるものあるにあらざれば乃ち今其細目箇條を爰に論議するも詮なきことなり只先づ目下必要なりとする概略書を作案するは容易なるべし又旅行規則の如きは則ち大に本條約の性質如何に關するものなり抑も現行條約を全體改正するか將又其部分を改正するか須らく先づ此問題を決せざるべからず曩に會頭は四個の提案差出され各國政府は之に據て改正の諾否を決定すべきなり其提案は固に至當公正のものなれば各政府は蓋し之を嘉納あるべしと信ず即ち第一、稅率（施行年限をも附すること可なり）第二、燈稅噸稅なり其稅割は既に之を提議し而して日本政府親ら之を制定することに付外國政府同意なきときは則ち之を新條約中に定むべきこと第三、全國を外人に開通し不動產を所有せしめ且諸職業を營み以て貿易繁殖の利を付與すること但し日本裁判所に於て執行する日本法律に服從せしむるなり第四、最惠國條款の廢止又は修正是なり故に各國政府は果して右提案の總體を改正の基礎として承諾するや否是れ即ち今日の問題たるのみ。

佛國公使は仍ほ本會議事の全體相密着して不可離の說を執り乃ち其前說を再述して曰右諸事項を須らく一緒に議定すること然るべしと思はる故に余は貿易事項を他の部分より分離せんとする議に同意する能はず。

日耳曼公使云條約中貿易事項を先きに取極ることは日本政府の希望に出て且英國委員の言の如く右事項は他に比し較や速に整理し得るものなるが故に余は乃ち法權の談判を中絶せしめざるべしとの取極を以て先づ右事項を最初に約定せんこと可然と我政府へ勸奏するは更に異存なき所なり。

白國委員は日耳曼公使と同說なる旨を述べ且云くサー・ハレー・パークス氏の陳述は正に日本政府の意見を表するものにして即ち貿易事項は他に比し速かに取扱ひ得ることとなるを以て先づ之を實施せしめんとするなり。

ビンガム氏曰思ふに日本政府は法律の制定並に裁判所の設立等に關し其用意整頓し約定を履行し得るに至る迄の間他の改正事項を取極ることを得べく其條約中右事項實施の期日を定め又其施行年限をも定置き滿期の後は日本政府に於て親ら其輸入稅率及び燈稅並噸稅を獨斷制定し得る樣になすこと然るべし。

鹽田氏曰衆委員の過半は蓋し咸な我提案を承諾せられし樣に思はるれば尙ほ不同意の諸員に在ても今一應本件に付熟考を加へられ可成くは其異議を取消されんことを望む。

伊國委員曰く余は本會開設已來日本政府より差出せる諸提案に對し其承諾拒否とも未だ我政府の訓令を受ざるに因り只自己の意見を左に披陳せんと欲す。

抑も各國委員は當豫議會に參與し其目的たる即ち現行條約中改正を要する箇條如何を懇親に協議し以て改正の基本を定るに在り而して今や日本政府は稅率、燈稅噸稅、旅行券、沿海貿易、拂戾稅、貿易規則等の如き貿易事項を他の部分より分離せしめ先づ之を考定せんことを希圖せらる其理由は會頭の說に依るに此等事項は彼の法權事項に

比するに考定のため多分の時日を要するに及ばず稍や容易迅速に取極め得るものなればなり。さて右日本政府の希圖せらるゝ提案の旨意斯の如く且又改正事項の總體を一緒に議定するは果して日本政府の實益にあらざるや否の問題を議定すべきの場合にあらずと信ずるにより余は本件に付全く英、獨兩委員と同説にして乃ち欣然我政府に向て右提案を嘉納せられんことを開申すべし。

墺匈、葡、西諸國委員は日耳曼公使の陳説に同旨なることを告ぐ。

バロン、ローゼン氏は日本政府の提議に同意なる旨を述べ但し右は別約定を以て施行するの意なるやを質疑し果して然らば宜く其旨明示あらんこと然るべしと陳ぶ。

鹽田氏之に答て曰別約定を以てせんことを企圖するの意なり仍て左の發議を讀述す。

貿易事項は即時取極め得べきも法權事項は考究のため時日を要する較や永きに渉るべきに因り日本政府は先づ特別約定を以て甲事項を取極め而る上時機に應じ成る可く速かに乙事項を取極めんことを外國委員より其政府へ勸奏あらんことを望む。

ビンガム氏は右發議に左の文言を附加して修正せんことを發議す。

仍又右約定は豫め締盟兩國の議定する年月日を以て期限を終了すべく其滿期の後は日本政府其輸入税率、燈税噸税等を制定の權利に對し凡そ現行條約中に揭る檢束制限は之を廢止し總て無効たるべしとのこと是亦た各委員より勸奏あらんことを望む。

鹽田氏は右の檢束制限の字に對し不同意なる旨を述ぶ因て同氏の希望に依り之を條款と改む。

佛朗西公使は日本政府の提案に對し左の意見を開陳す。

今余の一己に在ては則ち本會に提出ありし一切の議件を悉く我政府へ進達することを怠らざるべし而して我政府が既已に是迄日本政府に對し表證せる懇和の精神を以て右議件中孰れが能く直ちに取極められ得るものなるやを親ら斷定あらしめんことを期するのみ但だ特別約定云々の陳述あるに因り余は暫く當初豫議會開設の主義目的は抑も如何なりしやを爰に回想すること敢て無用にあらずと信ず是儀や即ち英國政府の發議に出て而して余の聞知する所果して誤謬なからしめば他の各國も皆同意ありたるものにして各人記憶せらるゝ如く素と現行條約の變換に非ずして只其修正を加ふるにあるのみ右條約は一方より報知を以て廢止し得べきものに非ずして唯漸次其箇條に改良を加ふることを許すのみなり。

現行の稅率幷に貿易規則は右條約中の一部分を成し隨て此亦た本條約同樣に永世繼續の性質を有するなり今や此等條款に如何なる修正を加へらるゝかは豫知し難しと雖も其修正の性質如何に拘はらず仍ほ是れ改正本條約の一部分たるを免れず故に條約に固着せる永存不滅の性質を有すべく而して其本條約は素より此性質を失ふ可らざるものなりと余は信じて疑はず。

鹽田氏答て云右は追て條約期限の問題を議するの際余は佛國委員の陳述に對し答辯せんと欲す。

ビンガム氏は普通の議事則に從ひ同氏が追加したる修正案に付先づ決を採んことを望む。

鹽田氏云右修正の主義は異議なし乍去先づ原案に付決を取る方却て良かるべしと思考す。

ビンガム氏は右通則に反するの旨を以て此手續に對して異論を述ぶ既にして日本委員の原案に付決を採り外國委員は佛、米兩公使の外都て之に同意す。

了てビンゼム氏の修正案中撿束制限を條款と改め之に決を取りしに日本、米國、露西亞の委員之を可決し、墺匈佛、英、伊、蘭、西諸國の委員之を否決す白國委員は可否發言せず。

佛國委員はビンガム氏發議の修正案出るに於ては益々前說を確守する旨を述ぶ。

鹽田氏は沿海貿易に關する左の覺書を朗讀す。

日本人雇入れ外國船舶の件、其規則、裁判權等

日本人雇入れの外國船舶に日本未開港へ入進し得るの特權を付與せんと欲するの件に付若し其特權の實行を制定する大體の規則を設立するには我諸官省に於て先づ審議熟考を此に致すこと須要なるが故に必ず多少の日子を費すの後ち始て其確定を見るに至るべしと雖ども今其規則の設立に關して宜しく依遵すべき主義原則の大意は爰に之を陳示することを得るなり但し外國船舶の未開港に滯泊中其服從すべき特別の裁判權如何に付ては聊か詳細なる考案を提出すること然るべし。

按ずるに本件に付外國人民よりサー。ハレー。パークス氏へ差出し而して同氏より本會に提供ありし建議書中には右規則の概略を掲示ありて是れ至當的切の基本とも爲すに足るべければ苟も多少の增補改正を加ふるに於て必ず完

備の細則を此基本に據り編制し得べし尤も左の箇條は此特權を享受するに當り不可缺の約束制限なりと思考す。

(一) (イ)此業に從事する船舶は其雇主を除くの外船主若くは船長其他内外人の名を以て荷物或は旅客を引受ること嚴禁なりと定む (ロ)又其船長幷に其他船中の外國人は未開港に於て自身又は日本人と組合にて自己若くは他人の名を以て一切の商業を爲すこと禁制なりと定めざるべからず(ハ)其雇主たる日本商人は必ず判然定立したる商業場を所持するものに限るべし而して其免許狀に屬する一切の利益は必ず正當の日本雇主の專有に歸すべくして外國人は直接にも間接にも決て之に關はる可らず

若し外國人にして此特權を濫用するか或は前に列記したる箇條に獨れ其他是に類似の手段を以て法律を避んとするが如きことを企るに於ては相當の罰金を課するのみならず其免許を取消すべし而して如此き不正の手續を以て賣買せし貨物あらば之を官にて沒收すべし

(二) 本業從事の船舶は海外行として成規の課税を納むるのみならず日本船舶の沿海貿易に從事するものに比して燈税噸税の爲め一割の高税を納めざる可らず且つ該營業税許料として其噸數に應ずるか或は他の方法を以て相當の金額を免許狀付與の節一時に上納せしむべし

(三) 此特權は必ず現實に沿海航行を爲すときにのみ限りて付與するなり即ち沿海費易の爲め雇入たる船舶にして若し海外行を爲すときは必ず一の開港場にて其免許狀を返納したる上明白に其出港手續を爲すべし。

特別の裁判權、前述せる建議書中に掲示せる概略規則(第五則)を按ずるに沿海貿易に從事する船舶は須らく

港規則を初め其他此類の諸規則を遵奉すべきは勿論なることを認め且つ其乘組員一身の所業より生ずる紛紜の患を防除せんが爲め（第六則）其上陸するの權利を制限し即ち該權利をして豫定の規約と地方官の特別許可に屬せしむべしとの考案なるが故に右患者は極小の度に減ずるものなり今爰に右二項を區別し左の主義に據て約定を取極んことを提議す

第一　船長幷に乘組人に於て其船舶及び船舶關係の事件に付遵奉すべき規則、即ち例へば港則其他地方規則等是れなり

(イ)　地方官は完全なる行政權を具有し隨て其現實不得已の場合に在ては威力を藉り以て規則の遵奉を督するの權を所有せしむるなり

(ロ)　右規則の違犯に對し國法の定むる罰金は其船長に對し日本裁判廳より之を取立つべし。

(ハ)　若し右諸規則に對して故意又は抗强に之を遵奉することを怠り若くは拒む場合に於ては地方官は之に對し其地にて貿易することを許さゝるの權あるべし且つ其制止の爲め凡そ必要なる手段を用ゐることを得るは勿論たるべし

第二　未開港場にて船中諸人の一身の所業

(イ)　船長其船舶の事務を辨ずる爲め上陸するの外總て外國人は地方官より特別の免許を得るに非ざれば上陸することを許さず尤も官に於て豫ねて其上陸の時間及び一時に上陸すべき人數の制限を定め置き而して上陸免許を

請ふものあれば獨り其制限に從て之を許可すべきなり若し又其上陸に由て難事を生ずることあらば直ちに上陸免許を差留ることあるべし

(ロ) 地方官は陸上幷に（若し之を要することあらば）船上に於て十分の行政權を有し而して犯罪人を逮捕强留し及び之れを船舶に送還する等の事も亦其權內に在らしむべし

(ハ) 例へば治安裁判權の限內に在るが如き小額の民事要償（即ち金額百圓以下）は地方官に於て之を裁斷することを得可く且是等の事件に於て法律に定むる所の判決執行を爲すの權力も亦地方官の有する所たり

(ニ) 司法警察官は違警罪に係る法權を專有す可し

(ホ) 輕罪を犯す者あれば之を逮捕し地方官の手にて之を陸上に拘留し成る可く速に陸路或は海路に由り之を最近の開港場に送致し裁判を受けしむ可し而して若し其港に本件を審判す可き權を有する領事裁判所の設置なければ直ちに其趣を同國總領事に通牒す可し斯く通牒したる上其總領事より本件を審判すべき法官を該港に派遣す可き旨の通知なければ日本裁判所に於て其裁判を引受く可し

(ヘ) 重罪を犯すものあれば凡て之を拘留して一の領事裁判所に送致す可し而して如何なる事情場合ありとも重罪の裁判權は領地裁判所に屬せしめざるべし

右法權に關する考案は獨り現時の有様に就て立案する所のものにして曩に提議せし法權の改革を實施する已前に先だち本案の讓與を爲す可き見込なり而して右讓與の件を若し稅率と一緒に他の改正事件に先だち早く實施擧行せざ

るの場合に會せば則ち今茲に略述せる策案は不要となるべし何となれば若し果して之を先行せずして他の事件と同時に實行せしむるときは最初より彼の裁判權に係る大體の提案を本件にも適用すべきが故に即ち右讓與年期中に彼の裁判權を以て此の裁判權に代らしむることを要せざればなり又此讓與の特別一時なることに付殊に各員の注意あらんことを再び乞はざるを得ず苟も此讓與をして豫約の年限以後に存せしむるときは則ち海岸延長なる我日本帝島の國益に對して甚だ不都合なるべし是故に新條約には宜しく沿海貿易の全權を日本に歸すと云ふ本義を掲載し彼の特權讓與の件をば右本義に對し一時特別の殊例なりとして掲記すること然るべし且其豫約年限の滿期に至れば凡そ沿海貿易に關する特權は全く廢撤せられ而して新條約に定むる本義定例に即時復すべき旨を明記せんことを欲す。

サー・ヘレー・パークス氏は右提議に充分考究をなす迄意見の陳述を見合すべき旨を告ぐ。

トリクー氏曰右不開港場に於る沿海貿易に付日本政府提議する撿束制限の度は殆ど禁制同樣なるものなり。

鹽田氏は「外國船内日本水夫幷に日本船内外國水夫の件」に付左の覺書を差出せり右は只讀述のみに止り其討議は他日に讓れり。

覺　書

第一　外國船内日本水夫の件

凡そ領事官は外國に於て其本國船幷に乘組人に對し權力を施行するものなれども日本に於ては右の外其本國の人民に對し一般の裁判管轄權を有するのみならず其本國船に乘組む所の別國水夫にも（若し他に其裁判權を專有する

ものなきときは）其管轄權を及ぼすものなり

斯く其性を異にする權力を一吏員に併有せしむる所よりして日本人民が外國船の水夫に使雇せらるゝときは其管轄に付混雜の生ずるは自然の勢なり因て右の紛雜を未萌に防がんため左の主義に據り外國船雇日本水夫の格位を定めんことを發議す即ち先づ船內取締に關するものと其他一層廣き關係あるものとを普通の例規に從て區別し以て基本となすべし船內取締に關する件に於ては則ち船長に行政權及び準裁判權をも所有せしめ又在港中ならば領事官に此諸權を有せしむるなり但し日本人の犯罪は凡そ在日本の外國裁判所に於て一も之れを審判し且處罰すべからず又船長に於て日本在港碇泊中は乘組日本人の身體に對し强迫拘束するの權なかるべしと定め又右に反し船內取締以外の件に關しては則ち乘組日本人は日本港碇泊中獨り日本官吏の管轄にのみ屬せしむべきなり

又日本海に於て外國商船內の取締を尙ほ鞏固ならしめんがため日本政府は右船舶の脫走人引渡の件に付互相の約定を結ぶことに異議あらざるなり尤右脫船人若し自國の臣民に係るときは如何に處分するやの條款は互相の取極めによる可し

第二　日本船內外國水夫の件

日本船雇外國水夫に對し該船長の有する權力及び管轄の件に付第五會議錄中簡單に陳述せし其際の豫約に從ひ今拙者は前段外國船雇日本水夫に係る主義を賓主を換へ其儘ま這の場合に適用せんことを欲するなり是故に本件に要する所は他にあらず只右主義を換用することに付諸否を決するに在るのみ但し此件に付ては前段と異る一點あり因

て聊か開説を加んと欲す

僣前顯の如く换用せる主義に據るときは洋中に於て日本船乘組外國人の犯せる罪科を日本人港の上受理審判せるものは日本官吏に非ずして則ち外國官吏ならざるを得ず然るに斯る場合に於て日本國に設置せる裁判所は果して能く之が裁判權を具有するや否や頗る疑團あるを免れざるのみならず凡そ外國の（一二外國の）裁判所は何地に設置あるも果して實際此裁判權を行ひ得るや殊に其被告人が現在其船の乘組人なるときに方り此權を行ひ得るや否疑團なき能はず

是故に今若し外國裁判所に於て受理を肯ぜざるか或は其權限なき旨を示すの場合に在ては（已に第四會議錄中類似の件に付提議し且つ認諾を經たるの例に由り）日本裁判所は之が裁判を收取し其被告人に對して之を施行すべきことに定めんと欲す

右大體の主義に據て細目箇條を取極め約定を結ぶときは則ち必ず以て從來發起せし困難を除き且つ向後內外人の關係愈々增加するに隨て屢々生ずべき紛難をも防ぐに足るべしと信察す

サー・ハレー・パークス氏云議事第五類開港場の借地幷に其居住方法の部に屬する橫濱居留地取締の現狀如何に關し六月十五日の會に陳述せしが本日引續き該件に關する他の建白書を爰に提出せんことを請ふ是即ち該港居住外國人より差出せる所にして余が前會に呈せし者の追加と看做すべきなり本題は橫濱用水供給の件にして右建議者の所示に依れば從來右居留地の用水は各所にある淺き堀井戶を纔に仰ぐのみにして其水は千八百七十九年及八十年中衞

生委員の檢査報告に據るときは汚穢物の浸和あるを以て飲料に不適當なりと明證せるものなり固より今日に至り右井戸は先年に比し一段不良なることを知得たるは言を俟たず且居留地内洗用に適する水すら之を得るに難き場所頗る多し右缺乏を補充せんには六鄕水道を延くに在り右は從來既に日本市街に達せしことなれば水の漏洩汚物の浸和を免れず隨て木管の腐壞も速かなるべし其上巨大の壓力に堪る能はざるを以て失火消防の用に供し難く故に横濱の家屋財產に大なる損亡を蒙らしむるに至る乍去斯く良水の缺乏より招く所の最大災害は即ち人命健康を傷ふの點にあり而して目下虎列刺疫流行の原因は全く此に存するなり乃ち建白者は神奈川より鐵管を用て純粹の水を横濱に延達せしむること片時も疾く着手あらんことを懇願するものにして若し即時之に着手なきに於ては明年夏季前に其竣工を見る能はず以て惡疫蔓延の患は猶今歲よりも或は甚しきに至るべければなり將又日本政府に於て若し該工業の費途に對し不同意ならば則ち居留外國人にて一社を設け自費を以て此擧に從事するの覺悟なり而して其約束箇條の如きは他の大都府に於て皆な能く以て水道敷設の業を成就せしものと同樣たるべきなり。

偖本件は宜しく當會の注意を要するに足るなりと余敢て思察す何となれば是即ち内外人の生命に關係する所にして且目今毒疫の猖獗に際し苟も官吏たる者擧な應分の心力を竭し以て判然成就すべき救治の方策を助成するは是其責任なりと思惟すればなり。

ビンガム氏云此件は蓋し適當に本會へ提出すべき論題にあらず。

鹽田氏曰余は本件に付既に神奈川縣令と接談し該縣令に於ては用水供給のため已に精密の方法を立たることとなれ

ば幸に之を領せられよ但だ右方法に付尙ほ決定を要する箇條甚だ多し先づ其要點は即ち此用水は抑も何處よりして之を得るを以て至便とするや又外國人民へは如何なる割合を以て其費額を引受けしむるやの件是なり尤も神奈川縣令は其實施すべき方法を急速採用せんことに付即今專ら盡力中なりトリクー氏曰余はサー・ハレー・パークス氏陳述せらるゝ所と同旨なり想ふに從來飮水の件に付横濱在留佛國人民より毎時苦情を聽及び殊に現今の場合に迫りては本件に配慮を要すること尤も然るべし而して日本官吏に於て萬一躬を右港居留地の健康に緊要なる此擧に從事する克はざれば須らく其居住外國人をして神戶の例に倣ひ地方行事局の設立を許可すること固とに當然なり。

墺匈、獨、伊、葡、露諸邦の委員倶に述て曰我輩はサー・ハレー・パークス氏より本會に差出せる建議書に企圖する目的を達せんが爲め凡そ必須なる同氏の陳述には固より同意を表す但だ本件は當議會に於て論定すべき事項の區域內に屬するものに非らざるにより寧ろ之を別談判に附すること然るべしと思考するを以て今爰に其討議に與かることを肯て辭するのみ。

サー・ハレー・パークス氏は是迄氏が居留外國人の爲め提出せる四通の建議書を印刷し以て此議會錄に附加せんことを發議す。

フオン・アイゼンデッヘル氏曰余の代表する瑞西政府は仍ほ向後も、商業領事に於て從前の如く裁判權を執らしめんことを特に希望するの趣なれば幸に其旨議事錄に登載あらんことを乞ふ。

午後六時散會。

會議錄 第十五中

七月十八日集會

出席各員

日本　鹽田三郎殿

墺地利匈牙利　ゼ・シブアリヱー・ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿

白耳義　シ・ド・グロート殿

佛朗西　アルチュール・トリクー殿

日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデッヘル殿　サッペ殿

大貌利多泥亞　サー・ハレー・パークス殿

伊太利亞　ゼ・シブアリヱー・イ・マルティン・ランシアレス殿

和蘭瑞典諾威丁抹　フアン・デル・ポット殿

葡萄牙　ドム・ジョアキム・ジョーゼ・ダ・グラーサ殿

露西亞　バロン・ローゼン殿

西班牙　　ゼ・シブアリユー・ドン・ルイス・カスティロ・イ・トリゲロス殿

亞米利加合衆國　　ゼ・オノレブル・ジョン・ユ・ビンガム殿

鹽田氏は會頭井上氏の尙ほ快氣に至らざるを以て出席する能はざる由を報知し隨て自分會頭の命を受け本日其代理を勤るの旨を告ぐ。

トリクー氏云本日の議事に涉らざる前に拙者一言せんと欲する儀あり即ち彼の裁判權に關する日本政府の提案は未だ以て裁判の善良を期するに充分の保證となすに足らざること是なり。

鹽田氏は本日肯て此件の討議に入ることを欲せず單たトリクー氏に對し佛國前任委員は六月一日の會に日本政府の提案に對し如何の意を以て接納せられしやの一義に注意あらんことを乞ひ且曰さて本日議事の順序は局外中立、難破船約定の件并にサー・ハレー・パークス氏へ答辯すべき箇條即ち日本人破產、日本被告人より上訴の保證金取立の事、及び新潟に於て外國人借地の件是なり。

局外中立の件は元來只諸開港場に於て海軍物置場に供するため三四ケ國へ讓與したる地所に關することなれば各國政府一般に係はる事項に非ざるを以て日本政府は乃ち右關係の諸國政府と別裁判を以て之を取極る方可然と思惟せり。

難破船約定の件に付日本政府は現在既に英米兩國と締結せる難破船約定の例に據り新條約中其一箇條を加入せんことを欲す。

此提議は外國各委員咸な異議なし。

最初所定の本會議事部類中に漏たる一問題あり即ち北蝦夷幷に千島に於て膃肭及海豹漁獵の件是なり近年右漁獵のため外國船屢々彼地方に來るもの鮮かならず因て其取締のため免許料規則を設ること今日に必要なれは新條約中其事に係る一節を掲げ以て外國船舶に此規則を遵奉せしめんことを期望す。

外國委員皆な此發議の主義を承諾す。

是に至り鹽田氏ゼサー・ハレー・パークス氏の論述せる日本破産法幷に日本上訴人其上訴裁判所に於て原判決認定の時に對し豫め保證金差出の件に付六月二十九日の前約を履み左に辯解すべき旨を述ぶ先づ第一に日本裁判所の手續緩漫にして內外人民の商利を妨害すとの苦情云々に付ては余思ふに元來右遲滯緩漫の原因は獨り裁判所に之を歸すべきものなるや將た又他に之を生ずるの原因存在して然るには非ざるか殆ど其歸着する所を知るに苦むなり余の所聞に依れば我裁判所に於ては苟も外國人關係の訴訟事件は即時に之を取扱ひ即ち通常內國人の訴訟に於る如き其出訴日時の順序に從て取扱ふ等の尋常手段を踐まず特別の振合を以て受理審判するの慣例なりとの趣なり。

又身代限處分法の件に就き爰に數言を陳ぜんとす抑も我國の身代限處分法は自から一種の成規ありて我裁判所は該成規に據り處分するなれば今其實際の手續を示すに若かざるべしと思惟す蓋し此事たる恐くは外國人に於ては未だ之を熟知する者なきが如し（但し法律家を除き）仍て今其實際の手續を述ぶべし即ち負債主破産の狀あるに當り債主より法廷へ出訴し裁判上の處分を求むるときは裁判所に於ては乃ち事實取調の上にて負債主に身代限を命じ之

を高札場等に揭示し又新聞紙上を以て其旨を各債主及び關係ある諸人へ公告し又た同時に戶長に達して負債主所有財產を封印し之を其保管に附し負債主をして私に其財產を處分するを得ざらしむ尤も負債主に於て身代限の申渡を不服とすれば上等裁判に控訴するを許すなり然れども上等裁判所の終審にて身代限に確定する上は初審裁判所より戶長に命じて本人の所有財產を公賣若くは其他の手續を以て賣却し戶長より其賣却代價を納めしむ是に於て裁判所は規則に隨ひ即ち先づ諸稅の滯納及裁判諸入費等を引去り次に負債主の財產を書入質となせる債主への借用金を拂はしめ剩餘の分は總て他の債主に向け其貸金の額に應じ之を配當す現に如是の方法なるが故に外國債主と雖ども內國の債主に比し毫も不利の取扱を受るにあらず全く內國債主と同樣にして區別あることなし。

曾て一の外國債主あり其引合ある日本人の身代限となりて所有財產公賣の時に當り彼の外國債主は自身に之れに立會はんことを欲し當省より旅券を申請け規程外なる內地に到ることを許されたること現に之れあるは余の實に記憶する所なり夫れ斯の如く一應地方裁判所に於て身代限を申渡さるゝ上は縱ひ後日に控訴は許すにもせよ其財產は盡く直ちに戶長の保管に附することなればサー•ハレー•パークス氏の說の如く不能償還の負債主が控訴中擅に債主の財產を處分し若くは欺隱する等の掛念は全く根據無きことゝ信ず而して既に身代限申渡の際に爲したる賣買、讓與若くは契約の如きは從來詐欺を以て論じ之を處分すべきものにして我が刑法の第三百八十九條に揭げて特に是等を處するの明文あり。

以上の辯解は葢し以てサー•ハレー•パークス氏の懷かるゝ所の疑念を氷譯せしむるに足るべしと信ず。

鹽田氏又云くサー・ハレー・パークス氏の指陳せられたる控訴に保證金を差出さしむべしとの件は大に其今日の要務にして實際の觀察に出るの說たるを喜ぶなり今余の報道を得たる所に據れば現に其事の慣例あり即ち初審の裁判にて非理に歸したる被告に於て其財產を藏匿若くは脫漏せんと欲し控訴上告の手段を以て時日の遷延を企るの疑あるときは輙ち原告人をして斯くの如き所業を爲すを得ざらしむるの禁止令を下されんことを裁判所にては其請願人より充分の保證金を差出さしめ若くは保證金を差出し得ざれば別に之れが保證人を立しめ以て該禁止令の願を許すの例あり。

蓋し此例は則ちサー・ハレー・パークス氏の苦情を唱へらるゝ所のものに適合するが如し即ち裁判所の要めに應じて保證金を差出し又は保證人を立るに於ては外國人關係の訴件に此先例を適用することは敢て支障無るべしと思考するなり。

サー・ハレー・パークス氏は鹽田氏の貴重なる開說を謝し且云右裁判手續を定むる日本の布告又は法律あらば之を指示されんことを望む拙者早速之を英國人民へ通達に及ぶべし抑も余嚮に六月十五日の會に於て本件に付陳述の際曾て日本裁判所を怠慢遲滯なりと云ひしに非ず但だ從來の裁判手續は蓋し改正を要する所ある旨を論ぜしのみ鹽田氏の陳示せる裁判手續は何年何月布各發行ありたるや余敢て質議す。

鹽田氏は左の布告布達を提示す即ち明治五年六月廿三日第百八十一號、同七年七月三日第七十一號、明治五年九月十八日第二百七十五號、六年三月五日第八十八號、同年七月十七日第二百五十二號、同八年四月十日第五十三號

同五年九月十三日第九號、同九年十月十四日第六十八號是なり。

サー・ハレー・パークス氏敢て右の諸布告は未だ能く其目的を達せざるべし何となれば右發行後も日本破產處分法等に付同樣の苦情を歷乎たる日本人中に爲すものあればなり聞く所に依れば千八百七十六年十一月太政官に於て右苦情を除くが爲め一案を作り之を元老院の議定に附せり而して該案差出の際太政官の說明員は左の陳述ありし趣なり云く負債人身代限の判決を受け躬ら其裁判の正當にして反訴の非理なるを充分辨へ居るも只其財產を隱匿するの時機を得んがため上訴を願出るもの現に比々之れあり故に控訴の終審に於て遂に身代限と極るときは則ち債主は空く一物をも得る能はず」と是れ則ち今余の愁訴する所と適に符合するなり而して元老院は該案を採用せず別に一案を草定し以て之に代へたるが太政官は亦同じく之を拒棄し皆な遂に廢案となり隨て余の見聞する所は今日迄未だ本件に付何等法律の制定無く其現今施行する實際の手續は未だ公然布告を以て准定せられざる由なり仍余の此に斷言する所若し誤聞に失せば鹽田氏の詳細其事實を報道あらんこと偏に希望する所にして然らば余は本件に付日本法律の實狀を英國人民へ通達せんと欲するなり。

鹽田氏云仍ほ破產法幷に其裁判手續は目下我が商法編定委員に於て專ら調査中のことなり。

偖新潟港外國人家作地の貸借一件に付余はサー・ハレー・パークス氏の陳述に對し答文も已に用意せしが今其委細に涉ることは不要なるを以て之を省き只本件の主點は即ち右借地年限の長短如何に在るが故余は肯て此問題を議會外の談判に附し以て右愁訴の紛難を解かんことを欲するの意なり右の事情に因り且つ夫の裁判權に關し會頭の提案

中企圖する外國人土地所有權の箇條未だ約定實施に至らざる間のことなれば則ち新潟港に居留地を別設するより寧ろ此手段を用て雙方の目的を達すること却て容易なるべしと確信す。

トリクー氏はサー・ハレー・パークス氏と同説なる旨を以て云新潟港の現況を救治するの良策は蓋し該港に於て一の居留地を他の開港場同轍に設置するに在るべし抑も全國開通の件に付夫の寛大なる方策を提出せし政府に於て今其從來開きたる一港に外國人居留の件に對し故障あるべきの筈は毫頭之れ無よる可し。

鹽田氏はサー・ハレー・パークス氏の六月十五日を以て議場へ差出せる横濱居留地取締局設立の件建白書に關し云余は欣然之を接納せり苟も現行條約の範圍内にある以上は凡そ以て外國居留地一般の有様を改良すべき要用の建議勸說は固より常に之を甘受する所なればなり該建白書は和譯の上已に之を本件に直接關係ある內務卿幷に神奈川縣令へ送致し且又之を內閣へも差出せり。

サー・ハレー・パークス氏は鹽田氏に對し右の手續を謝し且つ追加建白書に關して云神奈川縣令は横濱在留外國人の敬愛する所なれば思ふに本件に付右外國人をして直に該縣令と談判するを許容すること可なるべし將た日本政府に於て若し外國人居留地へ良水供給のため必要なる方法を採るの意なきときは則ち該政府は宜しく右建白書をして自ら其工業に從事するを許す可きなり。

鹽田氏答て曰此件は專ら考察中なれば余不日を俟てサー・ハレー・パークス氏へ議會外にて回答に及ぶべきことを期す。

鹽田氏曰く會頭井上氏は新條約施行年限の件を討議するため多分明日の會に出席し得る旨なれば爰に之を披露す。

サー・ハレー・パークス氏曰さて本會も已に閉局後も引續き集會すべき調査委員の擔任する事務の區域を判然定置くこと然るべし即ち其事務は稅率を完結すること、拂戾稅借庫の件を調査すること、及び條約に附加する貿易規則を改正すること是なり因て右委員に代り玆に本會の委任を請ふこと必要なる二件あり即ち第一、其調査中なる輸入品價格取極めの事整頓の上は何品は從量稅を拂ひ又何品は從價稅を拂はしむ可きやを此調査委員にて定むるの權あるや又從量稅なれば該委員に於て其各品に付稅の割合を定め得るや第二、拂戾稅或は借庫法採用の件は大に稅率の性質如何に關するなりと云ふ說を右委員衆へ呈するものあり然るに本會議事は素と機密なるが故該委員は稅率を外國商人に示し以て拂戾稅及び借庫の件に付其意見を聞取んと欲するも其儀能はざるなり於是右委員は乃ち稅率を此等商業家に示し以て本件に係る其意見を諮問するも妨げこれ無きや否本會の諭令を受んことを希望す。

サツペ氏云思ふに稅率の全部を示さざる方然るべし只調査委員をして稅率は若干品を除くの外平均一割を以て基礎とする由を通知するの權あらしめば則ち事足るべし。

サー・ハレー・パークス氏曰然らば石油幷に砂糖の右取除部中にあることをも告知するは必要なるべし此兩品は其貯藏方に付大に拂戾稅又は借庫の件に關係すればなり。

右稅率委員は其見込に從ひ何品は從量稅又何品には從價稅を課するかを定め從價稅なれば其各品に賦課する稅の

割合を取極め得ること且該委員に於て必要なりと勘考するときは税率案は若干品を取除き一割の基礎なる由を他人に示すも妨げなきことに各員同意す。

サー・ハレー・パークス氏云余は次會に於て外國人內地旅行の現狀を改良するの件幷に條約を以て外國人に許與せる商賣自由に抗する不法の聯合を取除くことに付會頭は其配慮を此に致すの意あるやを問ふの折を得んと欲す。

又六月十五日の會に佛國委員の發言せる日本人外國商標冒用の件に關しサー・ハレー・パークス氏は近時右苦情に係り英國一商社より差出せる書翰を讀述し且云右書翰は此會議錄に附加あらんことを希ふ。

伊國委員云余亦た在橫濱なる伊國商人より右同樣殊にヴヱルモッツ酒の儀に付愁訴を聞取りたることあり。

午後四時半散會。

會議錄　第十五下

七月十九日集會

出席委員

日　本　井　上　　馨殿

　　　　鹽　田　三　郎殿

墺地利匈牙利　ゼ・シブアリヱー・ホッフヱル・フオン・ホッフヱンフヱルス殿

白耳義　シ・ド・グロート殿
佛朗西　アルチュール・トリクー殿
日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデッヘル殿　サ　ッ　ペ殿
大貌利多泥亞　サー・ハレー・ヱ・パークス殿
伊太利亞　ゼ・シブァリヱー・イ・マルティン・ランシアレス殿
葡萄牙　ドム・ジョアキム・ジョーゼ・ダ・グラーサ殿
露西亞　バロン・ローゼン殿
西班牙　ゼ・シブァリヱー・ドン・ルイス・カスティロ・イ・トリゲロス殿
亞米利加合衆國　ゼ・オノレブル・ジョン・ヱ・ビンガム殿

會頭は自分不快なりし故を以て議事の遷延を來たし又た右不快の爲めに前二三回の會議に列席するを得ざりしを遺憾とする旨を述べ且つ云く余の缺席致せし時の議事顚末は鹽田氏より領承せり同氏が余に代て陳述せし所のものは即ち余が親しく口述せしと同樣なる旨を此に陳言す。

夫の横濱港用水供給方法改良の件に付き唯だ一言を添へん抑内外人の健康を保護するは我政府の第一なる職分に屬する事なるを以て本件に於ては縣令并に衞生掛の特に注意を用ふる所にして今專ら其考慮中なり依てサー・ハレー・パークス氏の目的とせらるゝ所即ち淸良なる用水を得べきため適當なる所置を必らず實施すべきを信ず且つ余

に於ても力の及ぶ所段を盡し以て本件の行はれんことを謀らんと欲するなり。

サー・ハレー・パークス氏云く本件の必要なる處置を採用するに遲延無らしめんとの趣なる會頭の確言を得たるは余の陳謝する所なり余は此確言を記錄すべし。

爰に本日の議題たる條約期限の件に付會頭陳述して云く我日本と各外國との現行條約に於ては其記限を定むるの條款を掲載せず凡そ泰西各國の通商條約を視るに大抵皆な此條款を載せざるはなし是れ西洋各國其互相の條約に於て然るのみならずその亞細亞諸國と締結せる條約中にも亦間ま該約款を載するものあり而して又た從來の經驗に因て以て斯の如き條款の甚だ緊要たることを覺知するが故に今般改正すべき條約に於ては若干年の後ちは此條約を終了すべき旨を掲ぐる一條款を挿入し以て兩締結國に於て其互相の交際を改良し或は其各自人民の利益を增進すべき脩正若くは其他の取極を協議決定することを得可らしめんと欲す是を以て我政府の意見に於ては即ち此期限を稅目幷貿易上の約定には八ヶ年とし其他の條約の部分に就ては少しく其期限を長くし十二ヶ年程に定めんと欲するなり。

サー・ハレー・パークス氏云く會頭の提案は本會議事の總體に大關係を及ぼすものなれば實に之を今日議事將に終らんとするに際し提出せず寧ろ當初に於てせられたらんこと奈敢て希ふ所なり抑も當豫議開會の初めに當り會頭は墺匈條約を以て討議の基礎へ爲すべき旨を發議せられたり該條約は則ち總て他の條約と同じく永久無期にして終了すべき性質のものにあらず唯だ之れに改正は加ふべきも全く廢棄に至るべきものには非ざるなり畢竟實際の經驗に

因て必要とするだけの改正變更を時々に加ふるに止まり其全體に於ては終了すべきの條約にあらずと各人了知せしが故に外國の日本に對する交際之れに由て以て堅固たるを得て雙方の有益甚だ尠しとせざるなり然るに今ま日本政府の提議たるや其實條約を廢棄せんとするに在り若し條約各國に於て此提議を承諾せん而して日本政府は固く其議を執て變ぜられざるのことあらしめば當豫議會の談判は悉く無用に屬するに至らん思ふに各委員に於ても其本國政府に於て此提議を承諾すべしと此に明言するを得べき人蓋し之れなかるべければ必らず具申して各政府に稟議を遂げざるを得ざるべし余自己に於ては廢棄條款を揭ぐる所の條約改正基礎は縱令何等のものたりとも之を我政府に勸告するを得ず然れども若し會頭に於て兎も角も該提議を進達せんことを望まるゝことなれば余は乃ち之を進達して其決議を俟つべきのみ。

會頭答て云く條約期限の事に當議會の初に於て議目を分ちたる部類中の一なるを以て今其順序を逐ふて即ち之を本日に出議するに至れるなり此件たる固より雙方の爲めに極めて重要の事項なりと雖ども特に我政府に於ては凡そ獨立國の一般に享有せる權理を認許せらるゝと認許せられざるとの關はる所たるとを以て該條款の採用を重要とするや最も大なり而して今般我政府の提出するものに均しき期限條款は泰西各國の條約に於ては殆ど皆一定の部分を爲すものにして亞細亞諸國との條約に於ても亦た此條款を載するもの尠なからざるは各委員の皆な知了せらるゝ所なるべし。

將又我國は常に汲々として諸事改良進步を是れ謀り而して外國人に一切の人事權を充分に享有せしむべしとの寛

大なる發議をなし以て我外交の體面を一變し外國人全體の有様を恰も西洋各國に於ける居留外國人の有様と同一様ならしむべきを定論となすが故に是よりして後ちは外國人の權理は啻に條約に依て許るせる讓與特典に基く所なるのみならず萬國公法の主義を我國に於て確認せるに基くものなり而して又改正條約期限終了の日に至て鎖國の舊狀に復し各國との交際を絶んと欲するが如きの念慮秋毫だも之れ無きことは各國に向て證言する迄もなく若し外交を絶たば則ち是れ適さに外交以來此國に存立したる外國利益の緊要なるはさて置き我國進歩の隆運と西洋開化の利益とを兩ながら擧て滅亡に至らしむべきのみ偖又た余が提議の趣旨に就て誤解なからしめんが爲めに此に尚ほ之を再言せん即ち舊條約に換ふべき新條約は批准の日より算して十二ケ年間（稅目幷に其他貿易上の約定は八ケ年間）之を施行せんと欲するに在り而して右十二ケ年と八ケ年の期限終盡の後は締約の全部若くは若干部を通知の日より十二ケ月內に廢止せんと欲するの意を他の一方に通知するを得べし然るときは其全部若くは若干部は乃ち管束の効力なきに至るべし尤も此廢棄の通知を爲すとも現時の萬國公法の主義幷に各獨立國交際の通規に反して締約國人民に一旦許與したる權理に損害を與るが如きこと決て之れ無るべきは勿論の事なるべし是を以て余は世界各國の概ね皆之を採用し且つ前にも述べたるが如く歐洲諸國相互の條約及び亞細亞洲中或る國との條約に於ても亦た挿入しある所の體裁に均き一條款を我日本に拒絶せらるゝの條理敢て之れあらざるべきを信ず。

爰に結局に臨み尙ほ一言せんと欲す今般提出に及びたる如き條款を新條約中に挿入することは我政府に於て至要至重の件なりと思量するが故に右提議を各國政府に於て正實に審慮せられんが爲めに之を進達せられんこと余の各

委員に向て切に冀望する所なり。

サー・ハレー・パークス氏云く西洋各國間の條約は多くは永久の性質にして終了の條款なし余は會頭の該條款を揭載ある亞細亞諸國との條約を擧示せられんことを冀望す。

會頭答て曰く其大概を擧ぐれば○千八百五十六年十二月十三日の合衆國と波斯國との通商條約○千八百五十七年五月十七日巴里に於て調印したる墺國と波斯國との修交通商航海條約○千八百五十七年六月廿五日の普魯斯國幷に日耳曼聯邦他州と波斯國との修交幷に通商條約○其他又た千八百七十九年三月二十五日九月十九日日耳曼帝國と布哇王國との條約等是なり。

ビンガム氏云く會頭本日の提議は墺匈條約を以て當豫議會討議の基礎となすべしとて最初開會の時に取極めたる約旨に抵觸すとの說は余の意見を以てすれば其當を得ざるものゝ如し當議會の會議錄に於ては日本政府をして該提議を發出するを得ざらしむるものと解すべき條項一もあらざるなり抑も當議會は會議錄に見ゆるが如く是唯だ豫議の會にして日本との現行條約を改正するの基礎となすべきものを協議し以て之を諸締約國に申報せんが爲めの目的を以て會合するものたるのみ現行條約を改正して之を訂結するは獨り締約國のみ之を爲すを得べく當豫議會の爲し得べき所にあらざるなり且つ墺匈條約を以て商議の基礎と爲すべしとの約は之れありと雖ども其約たるや條約改正に就て何等の提議と雖ども當政府の提議を此會に議すべき事を妨るものにあらず又た墺匈政府が該條約の改正に就て日本政府と何等の提議を同意するも之を妨るものにも非ざるなり即ち該條約の本文に於て千八百七十二年七月一

日以後に至ては何時たりとも之を改正變更するを得べき旨の明文あり因て之を改正するに當り兩締約國にて改正變更せんと要する限りは場合に依ては悉く各條を廢棄するにも至るべきなり。

今會頭發議の趣旨たるや日本外國との現行貿易約定を是迄本會の討議に提出ありし如くに改正し而して斯く改正したる約定は批准交換の日より八ヶ年間を期限とし又是迄本會の審議に附せられたる基礎に因て現行條約を一般に改正し而して斯く一般に改正したる條約は批准交換の日より十二ヶ年間の期限となす旨の明約を掲げんと欲せらるゝに在り但し改正條約滿期の後に至ては其國政幷に內外貿易上の事は開明諸國の慣習に從て日本政府に於て之を獨裁すること自由たるべしとなすの意なるべきは判然推して知るべきなり抑も邦國固有の權理なるものは縱ひ其隨意に締結せる所の條約に因て一時之を制限せらるゝことあるも元來決て永世讓與すべきものにあらず且つ通商條約に至ては何年何日に至り若くは締約國の一方より通知の上は此約終了すべき旨の明文を揭ること敢て其例なきにあらず合衆國と英領加奈多との通商條約及び合衆國と佛朗西國との通商條約の如きも即ち其條款あり然ば即ち今通商條約を八ヶ年の期限となさば甚だ至當にして且つ決て外國の利益を害すること無るべし又改正條約終了の期限を設け滿期の後は日本政府にて外國との通商交際を絕つことあらん歟を疑ふの理由ある可らず日本政府が改正條約に因て豫定期限の間其正當なる固有の國權上に數多の制限を甘受すべしと云ふを必ずしも强て之を永久無期ならざる可らずと請求するの理無るべし其理無き以上は該期限を以て至當と爲さゞるを得ず畢竟各國委員の此に會合するものは日本との現行條約に永世無窮に實施すべき改正を加るの基礎を商議して之を各政府に申稟せんが爲めに非ず各國の

代理官は素と其在職只だ是れ一時に止まり而して其代理する各國は即ち永久のものたること是れ宜く察せずんばあるべからず將又他の獨立國と維約するの權理を有する國なれば一時其固有の國權を制限せる條約の終了期限を設るの權理も亦た自ら之れなかる可からず依て余は會頭の發議は甚だ至當公正にして必ず世界各開明國の是認を受くべきものならんと思考す。

トリクー氏は本件は寔に意外なる發議にして氏をして頗る驚愕せしむるものたる旨を述べ且つ一昨十七日の會議に於てせる前説を尙ほ固守して現行條約は之を改正するを得べきも締約國一方よりの通知に因て終止するものにあらざる旨を再述せり。

鹽田氏トリクー氏の説に答へて曰く本件に就き注意觀察すべきもの二點あり第一現行條約中義務の永世不換なる性質たることを約するの明文なし第二今般企圖する條約改正事項の性質に聊か程限あることとなし此二者之れなき以上は總て改正に係はる事項は何等の性質を問はず即ち此終了條款の如きも之を發議すること決て不正當にあらざるべし由是余は日本政府に於て新條約中に若干期限の後ち諸條約を終了し若くは廢棄すべき旨を約する特別條款を挿入することを要求するの權理あるは素より論を俟ざることゝ考定す恰も是れ此他數多の新事項を本會に於て議定せしと同樣たるべきのみ元來改正なるものは唯だ其條約中に掲載する所の諸條款を變更修正するのみに止まるとの説に至ては頗る異論なきを保せず既に本會に於て現行條約の性質を大に變更すべき改正事項の發議ありたれば此一事にても今佛國委員の説の如き永世不滅の性質は蓋し本來之れ無きものと看做さざるを得ず。

トリクー氏は又更に現行條約の性質永久のものたることの證左として千八百五十八年の佛國條約第二十條及第九條墺國條約の第二十一條及第十四條を引擧せり其文即ち左の如し。

千八百五十八年の佛國條約第二十條

今より凡十四箇年の後に至り此取極たる條約の内改る事あらば日本政府又は佛蘭西政府より一年前に知らせ置雙方談判の上改むべし

第九條

此度定めたる商法は條約の通守るべし

墺國條約第二十一條

來る壬申年即千八百七十二年第七月一日或は其後に至り此條約貿易定則幷輸入輸出の商税を實驗し緊要なる變革は或は改正を加ふる爲め是を再議し得べし然りと雖も此再議の趣は一箇年前に告知すべし

第十四條

此條約に添ふる交易の規律幷に運上目錄は此條約と一體をなせる者にして雙方共堅く之を守るべし

日耳曼公使は日本政府の請求を氏の本會に代理せる各政府に進達すべしと明言し且つ述べて云く日耳曼政府は條約期限に關する一般の條款は舊の儘に保存することを望むべしと信ず尤も該條款は大に其文言に關係するものに付文言の如何に依て多分異論を調和するを得べし又た該提議は會頭の述べられたる說明幷に理由を附して我政府に進

達す可し。

墺匈公使は日國公使と同意の旨を述ぶ。

バロン・ローゼン氏云く會頭發議の件に付ては余は何等の訓令をも奉せず然れども輸入税約定を若干年の期限と定るの一項は好意の評議ある樣我政府に勸告すべし。

伊、葡、西各國の委員は日國公使と同意し白國委員はバロン・ローゼン氏の説と同意の旨を述ぶ。

是に於て會頭は其語句は尙ほ追て修正を加ふべしとの趣を以て左の條約期限條款の文案を朗讀す。

此條約は批准交換後直ちに實施すべし締約兩國をして向後其人民相互の交際を改良し幷に其各自人民の利益を增進すべき修正若くは其他の取極方を協議結約するの機會を得せしめんが爲め（八ヶ年十二ヶ年）の期限後は何時にても締約兩國の一方より他の一方に本條約の某條款又は全條約を廢止するの意を通知するを得べし然るときは其通知後十二ヶ月に至り該條款（若し條款に係る通知なれば）又は此條約全體（若し條約全體に係る通知なれば）及び其中に包含する一切の約款を併せ締約國に於て遵守するの義務を廢止すべき旨を此に約す外國委員皆な之れを各自の政府に送呈すべしと議決す。

會頭云く條約改正の項目に付余の述べんと欲する所は既に盡きたることとなれば仍ほ外國委員に於て議せられたき事件あらば本會に提出せられんことを望む。

本日は時刻既に晚きを以て來る二十七日迄延會し同日會頭より日本政府總提案の要領を摘示せらるべしと議決し

又本會は右提案に付外國政府の意見を得る迄閉會すべしと議決す。

右畢て午後五時散會す。

附録

㈠

謹啓陳ば日本人に於て外國貿易商標を僞造する最も緊要の件に付閣下へ御通牒致度候右は反物類に關して輸入商人に對し甚だ恐るべき結果を惹起可申候英國に於て適當に登簿せる我商標にして日本人の之を摸寫し或は我貨物より其標を取去り之を別種の物或は劣りたる物品に相用候儀是迄數度發見候但だ其僞標を點用候物品の見本を得兼候處此程幸にして充分の證跡を相得候若し閣下に於て御所要に候はゞ其僞標を相用候貨物を御送致可仕候尚又右貨物賣主なる日本人より差出せる代價請取書をも取置候右の如き僞造は我商社の妨害のみに止まらずして現に我社の買主たる日本商人にても右は大に眞正商標の評判を傷ひ其商業上甚だ妨害と可相成旨申述居候因て英國の商標保護法を當國に於ても登簿商標に採用相成候とも不都合の儀無之と確信罷在候　敬具

一千八百八十二年七月三日　横濱　コルンス商會

英國公使

サー・ハレー・パークス閣下

(二)

横濱居留地取締方の儀に付該港居留外國人より英公使へ差出す書

横濱居留人等連署再拜書を各國外交官筆頭たる英國公使閣下に奉る抑々當居留地の居留人先輩は大抵皆な借地人に有之處夙に地方政治に付認諾履行すべき制度を設るの急務たるを見て以爲らく許多の弊害益々長じ警察の設け甚だ効なく道路溝渠は不完危險にして衞生に害あり居留地の形勢は不健康なり又日本賤民（銀行商及び其他の者には之を許さず）をして妄に外人の所有物を占據せしむるの慣行あり市街及山手の所在に於ては諸處に醜陋なる酒舖娼舖の目に觸るゝあり喧嘩爭鬪の每々街頭に行はるゝあり凡そ此等の諸弊を來す所以の原因中夫の居留地取締擔任なる地方廳をして其責を受けしむること能はざるものあり是れ吾輩連署人が閣下の援を請て一制度を立て吾借地人をして之に由て居留地の取締事務に參與せしめんことを冀望する所以なり此制度果して立つに至らば吾輩一は則ち大に該地方廳の責任を減じ一は則ち多費無効の取締を轉じて少費有効の者となし以て大に理財の道を圖ることを得ん。

吾輩固より是の如き事件に付種々の困難あるを知らざるに非らず然ども將來の爲に此等の困難を除かざれば居留地の景況彌々沈み財產の價又更に一層の低落を加ふるに至らん

吾輩は日本の地方政府に於て居留地の事務を拮据經營する其勞を感領すと雖ども亦其經費の甚だ大にして結果の極めて無効なるを悲むなり

本件に就ては吾輩細心熟慮を盡したる所なれば請ふ爲めに簡短に吾輩の現狀と是より生ずる弊害及其匡救方とを

左に臚列せん。

英吉利	五百六十七人
墺匈	六人
白耳義	十一人
支那	二千五百〇五人（外國人の雇入となる者を除く）
丁抹	十二人
荷蘭	五十一人
佛蘭西	一百〇二人
日耳曼	二百人
伊太利	十四人
葡萄牙	四十五人
露西亞	四十二人
西班牙	三十人
瑞典及諾威	十四人
瑞西	三十二人

合衆國　　　二百五十八

計　　　　三千八百七十一人

當港に碇泊する諸國商船の乗組人と臨時來遊の外客とを以て右總員に加ふれば當居留地內十五ヶ國の人民大約四千人にして且此外布哇及秘露の二領事も現に當地に駐在することなれば二國の人民も追々來て之に加はるなるべし

右の如く各國人民相混同することなれば一和の地方廳を設立すること即ち斯く集合したる國民を管治するに於て實に制すべからざるの難事あるが如し然と雖ども此所謂難事なる者は各國の員數に存するに非らず又之に規則を施行するに付起る所の障碍に在るに非らず即ち各種の人物も各國人も均しく遵奉せざるべからざる一定の規則法典無く且つ共同の利益の爲に此等の規則法典を施行する一個の責任ある役所の設置無きに由るなり

在横濱外國人にして借地其他の大關係を有する者甚だ衆し今その員數の順序を以て之を言へば英人五百六十七人合衆國二百五十八人日耳曼二百八人佛朗西一百〇二人和蘭五十一人瑞西三十二人葡萄牙露西亞の二國人は瑞西に比すれば多數なれども其居留地の利害に關係すること瑞西人の大なるに若かず支那人の如きは此計算中に加へず該國人は多く居留地の一方に住し元來行狀正しく又鉅大の地所を借受る者なるが故に若し此度の擧を程好說き聞かせ吾輩の計畫する所は財産の價額を增さしむる者なりとの趣を示さば彼れ必ず實心に吾輩を賛助し共々力を協て此擧に從事するは疑を容れず此建言書の連署を視れば當地に重要の關係を有する各國人の輿論が皆書中の主意を達せんと欲す

るに在ること以て知るべきなり

吾輩謹で曰す此多數の人民は至急至要一月も無るべからざる取締保護に付現に何等の制度をも有せざる者なり今吾居留地の管理は日本地方廳の擔任する所とす然ども吾輩に關しては所謂管理なる者決して之れ無きなり畢竟縣廳は一個の虛物にして之れに接するに由なく而して斯く混合したる社會の需要に對し至當の規則を制立するに必要なる知識もなく又其規則を實施するの能力もなきものなり故に嚴重且公平に實施せらるゝ所の規則の取締之れ無きが爲めに往々公衆の健康風俗及幸福に對して罪過を犯すものあるに至る夫れ各國の法各々同じからず例へば玆に他人の不便となり或は妨害となる事あらんに他國人に在ては之を行ふも罪を其國法に得ずと雖ども英米人若くは獨人に在ては自國の法を守て右同一の事件を行ふべからずといへる如き場合往々これ有り今若し至當の規則を定めて日本政府幷に外國公使の認可を得神戸若くは上海の居留地と同樣の振合を以て之を施行せしめば何等の事件に接するも大に右樣の不公平を除くことを得ん獨り如何せん目今の處は有責任の執法者も統一の規則も之れ無きが故に居留地の人々は各自隨意の擧動を働き加之勝手の所業を爲して他人の利害を顧みざる者殆んど枚擧に暇あらず

此制度の缺乏より生ずる所の弊害頗る夥しく且つ公行せり今左に其數項を擧げん舊埋地居留地と稱するホムラ道近傍に下賤の內外人等許多の酒店を設け種々の手段を以て水夫を誘ひ之に激烈なる惡酒を飲ましめ往々其物品を掠む而して水夫等此惡酒に醉ひ街衢に出でて鬪爭し刀子を用ゆること每々これ有り多數の軍艦港口に碇泊する時の如きは飮酒爭鬪晝夜を絕たず道路平常の往來安全ならず然り而して日本警吏の膂力は之を制するに勝へず外國警吏の

數亦甚だ僅少なるを以て是の如き紛鬪ありと雖ども內外の警察吏共に之を制御する能はず而して此弊害の原因は無鑑札酒店の存するに由る故に先づ此源因を痛斷せざるべからず若し市街の秩序を保たんとならば須らく此等の酒店に鑑札を與へて之を監視し定刻を以て之を閉ぢ犯則の者へは罰金或は鑑札沒入を命ずる等の方法あるべき事なりホムラ市街幷に居留地の他の諸處に於て純然たる日本風の木造陋屋頗ぶる夥し是れ皆日本商賈の公占する所に係る蓋し是の如くして地方廳一般の營業稅を免かるゝなり又他の場所に於ては賣淫幷に盜品引請を業とする者の家屋あり宜しく有力なる監吏を置て之を捕縛處刑し及追放して以て此輩の所業を糾監せしむべし

波止場近傍幷に其邊の街衢に於て盜品引請を營む者共日々その不法の商業を行ひ盜品を招致し旦より暮に至るまで斷たず此盜掠の業今は日一日より擴張して船長船問屋其他船荷の積卸に關する人々をして非常の損耗を被らしむるに至れり矢戶橋筋より山手に近く處に陣山と稱する地あり此處に數個の酒舖あり何れも賣淫店にして娼妓等公然と行人を誘引す此新道に沿ふたる諸處に於ても亦同樣の商店頗ぶる盛んなり凡そ此等の所業皆肆然として行はれ曾て有司の干涉するを見ず居留地及山手に於て每々强盜の患あり竊盜の如きも積大の物を運搬して發覺を免かるゝこと難事に非らずとせり

聞く所に據れば居留地付の巡査其數甚だ多し神奈川縣巡查總計五百三十八之を左の如く各地に配付すと云ふ

外國人居留地	百八十八
橫濱區	百〇六八

縣内各地　二百四十四人

此外警部四十八人あり然ども吾輩未だ其配付方を聞かず

警吏の給料左の如し

警部	月給	二十圓より八十圓まで
警部補	同	十五圓より二十圓まで

居留地付の巡査員數月給

十圓の者八人　九圓の者八人

八圓の者三十二人　七圓の者百三十二人

吾輩を以て之を觀れば居留地付の巡査員數は實際要する所の員數に超過する殊に甚し而して其給料の如きは唯だ極て不充分なるのみならず直に巡査の品行を腐敗せしむるに足る故に巡査が居留地の强盜を故らに放縱するに相違なきこと其賊の事迹に於て明瞭なり其故如何といふに其持扱には三四人の手を要すべき重き箱物を夜中倉庫より引出して之を運去る者は强盜なり此働を做さんには時間も勞力も掛り物音もする筈なるに巡査にして眞に之を覺えざる理なし此れ畢竟巡査たる其人物の萎靡懦弱なるに職由するは揜ふべからざるの事實なり吾輩謹で白す巡査の數を增して二倍若くは四倍とするも決して其益を見ざるべし因て切に望む所は他事に非らず吏に有用にして且職に練熟したる人を以て一隊を編み外人若干員を以て之を援け至良至强の法を立て大に之を監督する是れなり各國領事等每

々其國人より苦情申立を受れども皆之を救濟するの力なく忍ぶべからざるを忍で今日に至れり吾輩謹で各國領事諸君に告ぐ請ふ前陳各項に就き扶持賛助する所あれ次に道路市街溝渠の事を論ぜん吾輩は地方廳が道路溝渠等の改良に盡力するを知らざるに非らず然ども其工事の大概前に誤て後に怠るを悲しむなり本街并に水街の如きは雨天に在ては殆んど通行すべからず晴天及夏季に在ては塵埃空を蔽ひ堪ゆる能はず此れ蓋し人民私金を醵して之を企るに非らざれば更に散水の方法なきに由れり溝渠の作様は僅に地面の水を流去るに在り而して人民は之を以て穢物を捨るの用に充れども之を禁制するの監吏なし是に由て溝渠多くは壅塞して用に中らず宜しく之を改鑿し廣開せざるべからず識者は此等の溝中に堆積する腐敗物を以て甚だ危險にして居留地の衞生上に害ある淺少ならずとせり凡そ此等の物は宜しく注意を加へ整頓の上は常に十分の監督をなし損所發見次第直に修繕すべき者なり縣廳に於て毎々其修繕に着手すれども槪ね失費多くして用に中らず山手に於て若干の道路は略々整頓し居れども其餘は皆廢頽に屬して而して適宜の溝渠亦迹を掃て之れ無し故に降雨の節往來痛く障碍を被むる然と雖ども吾輩は信ず此弊は救濟するを得べし吾輩をして之を爲さしめば一年の後本縣が現に要する經費よりも少額にて立派に道路を修繕し若し必要ならば水を散布するを得べし

次に街燈の設なき事を論ぜん抑々縣廳に於ては街燈事務を視て其職掌内の事と爲さず居留地は近年まで夜中全く街燈なきこと山手の今日に於るが如くなりしに近頃に至り秋費醵金を以て一年四千一百圓の費用にて瓦斯燈一百基を引き以て從來の缺乏を補ひたり乍去元來私金醵出なる者は甚だ變動し易く且此醵金の如きは頗ぶる不當の費途な

るを以て今にも異論起り瓦斯燈廢止に及ぶやも難計その時に至らば市街は前十五年間の如く再び眞暗の狀に陷らん

次に家屋及衞生の規則なき弊害を論ぜん現に横濱區内の諸部に之れ有る如く盧舍木造家屋等を密接に築き建るにて財產は爲に危險の域に臨み破屋壞墻の行人に危き者あるも縣官の注意を漏れ依然として存立し大道を妨るの差掛あり晝は則ち鐵の如き重き物品を街頭に排布し夜は則ち建築用の材料を路頭に置き番人も置かず點燈もせず是を以て行人を惱ますこと淺少ならず又時ならざる時刻に居留地及山手の街上に嫌惡すべき物品を運搬するあり凡そ此等の諸害常に公行して禁ぜられず道路の規則も人力車の規則もなく道路掃除の法もなく屋敷內に爛肉腐物堆積して衞生上危險なるも之を除くの方もなく凡そ公私の害を減殺するに付何等の方法もあらざるなり

此類の建言書中に當居留地の取締無之より生ずる凡百の弊害を擧て一々具陳する能はざるを以て餘は略して記さず之を要するに責任ある官吏にして取締事務を握る者之れ無きが爲め百害幷ひ作りて居留地內に猖獗す其弊害を分て之を言へば多くは永遠の者にして他は一時に止まる者とす雖然その永遠と一時とを論ぜず均しく皆公衆の風俗と幸福とに向て大害を加ふるものなり

斯く言はゞ日本政府は必ず曰はん「此等の弊害は畢竟地方廳が外人社會に向て地方規則を實施するの力なきに生ず」と吾輩之に對て曰はん地方廳は秩序整々たる外人居留地が何等のものに缺乏するかを解するの地位に在らざるなり又居留人の中より參贊委員を得て其補助を受るに非らざれば居留人を支配すべき地位に在らざるなり居留地に

隣接したる内國人市區に施す所の法を見るに未だ以て其内國人を治るに足らざること猶ほ外人を治むるの法なきに於けるが如し今若し此内國人市區の法を移して之を外人に施すも固より其良効を望むべからず何となれば内國人市區の景況は外人居留地に比すれば幾等を下るを以てなり

抑々取締の能く行はれんことを欲せば委員若くは適當に選まれたる人物を以て一局を成し之に附與する所の權力をして鞏固ならしむるに在るのみ吾輩は本縣が務めて吾居留人の願望に協はんと欲する其厚意を謝せざるに非らず然ども亦不得止茲に一言せざるべからざるものあり曰く「本縣が何程居留地取締に盡力すと雖ども居留人より出でたる委員の補助を得るに非らざれば決して其利益なかるべきこと十四年來の實驗にて明かなり」と夫れ該委員たる者若し之に委るに相當の權力を以てせば己等の居留地内に善治を施すことに付一個の行政體となりて働くことを得又此働に由て該地方廳の援となり以て其過費無効の勞を減ることを得ん

右の次第なるが故に吾輩が敢て陳述せんと欲する救弊の策は一局若くは委員を置き左記の方法を以て之を組織し左記の權力を以て之に委るに在り

第一條

本局の職員を九人とす内日本人三名居留外國人六名〇神奈川縣令は其本職を以て之が總長となり二人の日本職員を指名することを得〇外國職員は左の諸項に倚て之を選擧す

第三條

外國人にして被選擧候補たる者の資格は身分、財産、國土、（訂盟國に限る）及不合格の諸項等都て普通市邑の慣行例規に倚るべし

第三條

選擧人の資格は財產、借地、居留等に關し均しく慣行の市邑例規に照準すべし

第四條

選擧されたる職員は選擧當日より七日以內に會合し外國人一名を定めて副長と爲すべし

第五條

總長は前條の諸規則に循て本局の職員を選擧したる趣を書面にて日本政府に通知すべし副長は領事筆頭に通知して諸國公使に通達あらんことを請ふべし○右選擧の告知幷に局員の姓名は之を新聞紙に掲げて廣告すべし

第六條

局內一切の人選若くは局員の變改は同上の手續を以て告知すべし

第七條

本局の管轄に屬する境界は左の如し　居留地　西は一番館と稅關を分ち合衆國領事館と稅關幷に郵便局と縣廳の間を通り公園の東運河に竭る所の街道より又運河に沿ふて西の橋に止まり此より又運河に循て二十番館に極まり此より海濱に沿ひ一番館に至て盡る（此地坪內に運河を算入せざる所以は元來此運河は專ら日本政府所屬の石油

倉庫に通するの更に供する者なれば勿論居留地に負擔するの理なければなり）

山手　山手は外人居留の爲に備置れたる一圓の部分と今後同しく居留の爲に賣渡さるべき一切の新地所とを込むること（神奈川縣令も此局員に列ずるの故を以て之を本局の管轄に加ふるも差支なきことに定むるに非ざれば本村石川等の日本市區を本局の管内に入るべからざるものとす）〇別紙圖面の中朱線内に籠る者は即ち本局の管轄地とす（圖面略之）

第八條

委員は管內取締の爲め規則及細則を制定するの權を有し又必用と認むるときは其他の細則をも制定するの權を有すべし但し何等の規則若くは細則（單に本局若くは其吏員及使丁に關する者は此限に在らず）たりとも選擧人等特別會に於て之を議決し幷に日本政府と外國公使の認可を得るまでは効力を有せざる者とす此特別會幷に其目的は其都度十日前に公告すべし

第九條

本局に於て之を制定し日本政府幷外國公使の認可を取るの權ある規則及び細則は左の重なる件々に關する者とす

第十條

警察を改設する事〇警察に委る權力〇人員〇給料〇制服〇屯所〇常務〇火災其他の事變に應ずる特務〇失行犯則等の罰金〇權限及び職に關する特別諭達〇分明に其職制を定めて有力の警察を組織する事

第十一條

暗渠常溝の取締及扱方〇暗渠常溝を作るの權〇之を廢め及び變するの權〇道路若くは暗渠に流れ或は其許を得ずして他人の地所に流るゝ溝渠を造るの工人を取締るの權〇適當の溝渠を備ふるに非らざれば家屋の建築を許さゝる事

第十二條

本局は一切の道路市街を測量し幷に之に關する事務を扱ふ〇本局の許可なくして道路市街を堙き若くは妨碍することを得ず又本局の許可なくして家屋若くは他の建物を變改し爲めに道路市街を障礙することを得す

第十三條

市街の點燈は本局の所管たるべし〇本局の許可なくして瓦斯管若くは水管を市街に引くことを得ず

第十四條

注管其他屋上の水を掃てその街頭に落るを防くの諸具使用の監督は都て本局の所管に屬すべし

本局は亦左記の件々に關する規則を制定ずるの權あり

第十五條

物品若くは建築材料及其他の物を街頭に置くの障礙〇若し許可を得て之を街頭に置くときは夜中之に燈火を備ふる事

第十六條

危險頽破の建物墻壁幷に其他の建物

第十七條

街路掃除の事

第十八條

本局幷に其吏員は衞生上監視の爲め私有の宅地に入込み其有害物を減却し及び移去るの權ある事○何人に限らず右の如く私有の宅地に入込む者若し其持主の請來あるときは其證票を出して之を示すべし

第十九條

近傍の財産に對して危險なる建物即ち稿、竹、木の小屋若くは他の建築物又は易燃性或は危險の物品即ち「ダイナマイト」、「火藥」「ナプサ」、多量の酒精、硫黄、石油等の倉庫

第二十條

酒舖の主人○酒舖より賣出す酒類の撿査○酒舖開閉の時刻定限○鑑札○二回以上犯則の確證あるときは鑑札取上げの權

第二十一條

火器若くは各種の火技を以て行路を擾亂する事○不適當なる列をなして通行する事○銘釘喧嘩○急激不當なる車

馬の奔馳○馬を牽て通路を上下する事○妨害若くは不良の行爲

第二十二條

夜中無燈にて車を馳らす事

第二十三條

人力車の立場、賃錢及規則等

第二十四條

此等の細則を犯し若くは守らざる者の罰金

第二十五條

此等の規則を破る者あるときは本局の總長若くは相當の職權を有する官吏又は代言師之か告訴人となり之より收めたる一切の罰金は之を日本政府に納れ以て外人居留地の施政費に備ふべし

第二十六條

本局は原告となるべき一切の權利及び特權を有するを以て亦た被告となることあるべし而して尋常私の被告人か引受くべき一切の義務は本局均しく引受くべし但し局員各個人又は其吏員に於て自身に引受くべきものは此限に在らざる事○凡そ本局を相手取て出訴する一切の手續は都て日本政府と各國公使の間に協議上の約定に循て開設すべき一法廷に於て之を施行すべし

第二十七條

本局は上文の諸規則に照準し毎年四月三十日を限り居留地維持經費の預算書を制して之を日本政府并に各國公使に上申し其認可を受くべし若し不時の事件起るときは着手に先ち前同樣の手續を以て其追加計算書を差出し均しく其認可を得べし

第二十八條

借地料は從前の通り神奈川縣令に致すべし○凡百の鑑札料及諸課税は前同樣神奈川縣令に致し以て外人居留地の施政費に備ふべし

第二十九條

歳費豫算書認可を得たる上は本局は該豫算書に掲げたる一切の費目仕拂に向て地方廳宛の手形に調印するの權あるべし

第三十條

本局は其命令并に局務執行の爲め極めて必用なる一切の吏員及び使丁を命ずるの權ある事

以　上

此建言書若し此儘にて又は可然修正を經て幸に閣下の裁可を忝ふするを得ば願くは閣下より其筋へ願意執達せられんことを。

若し日本政府并に各國公使に於て前述の如き一局を設立するの議を嘉納あらば居留人は先づ其定數の委員を選擧するを以て第一着とすべし此委員は即ち諸規則細則及び費用豫算書を起草して之を日本政府并に各國公使に差出し而後ち右諸規則を効力あらしめ且つ之を犯すものは吾輩各國の法廷に附して處分せしむる等の方法を設立すべきものなり而して此本局組織の規則か認可を得る上は次て局員を選擧するを以て第二着とすべし

居留地取締上の諸費に付未だ子細に算當せずと雖ども先づ初年度の經費は一切の創立費及び吏員の給料并警察（巡査の制服、爐火、燈光、屯所、醫師、精勤賞、警部用の馬、等の諸費皆此中に在り）道路掃除、道路、溝渠の修繕、及諸雜費を併せ六萬弗を超過せざるべし但し後年度よりは之れに凡そ一萬弗を減すべし

終局に臨み請ふ更に一言せん此建言書は僅に願意の大體を述るに過ぎず若し特別委員を設け審に本件を驗察すは規則細則及び計算書の精密なる草案を成すを難しとせずと雖ども今吾輩連署人の志は唯だ願望の主意と其梗概とを述べて賢聽に達せんとするに止まり未だ其他を圖るに遑あらず　頓首謹言

横濱居留外國人三百五十八　記　名

日本駐劄英國特命全權公使兼總領事

サー・ヘレー・エス・パークス閣下

㈢

外人の日本內地旅行及び住居の儀に付現行の制限に關し吾輩日本在留英國人民謹で左に卑見を上陳し該制限改正

相成樣閣下より日本政政へ速に御申立有之度冀望仕候

凡そ外人の内地旅行に關し規則を制定する儀は日本政府の權內にあること吾輩素より確認罷在候得とも現行規則中或箇條は不當に嚴且煩にして外人の之れに苦むのみならず內地旅行中其の之れに關係せる日本人の爲めにも亦た甚だ困難不尠樣被存候

（第一に）現行の規則に依り吾輩の最も不便と遲延とに苦み候儀は閣下も御承知の如く東京及び橫濱在留人にても其免狀を二日間より早く得ることは實に稀にして其他の開港場に至ては十日間若しくは二三週間を要することも有之故に免狀を出願し之を領掌するまでの時間に於て旅行無用に屬するの事情差起り或は旅行を成し難きの場合に至る等にて空しく免狀を返納することも往々有之候

（第二に）免狀所持の者內地旅行中僅に數時間又は一日間位開港場へ立戾らざるを得ざるの都合屢々有之然るに現行規則に依れば斯る場合に於ては其免狀は無効と爲り再び出立するには更に再願することとなるが故に其不便遲延益々甚きを致すことに有之候

（第三に）外人の內地旅行は病氣養生の爲めか學術研究の爲めかの二途に限れり是れ甚だ無要の制限にして現行規則に揭示ある外とは雖ども正當の目的にて且つ日本政府現今の開進政略に從ひ內地旅行を企望する衆人を困却せしむること屢々なり縱令へば單に遊覽のため旅行し或は內國の景狀及び人民幷其風習を視察し或は日本語を脩學又は實試のため或は友人を訊問せんため或は耶蘇敎信仰の日本人民を敎訓せんため旅行せんと欲するもの等も有之こと

なるに唯だ之を養生學術の二途に限るは甚だ困難の次第に有之候

（第四に）內地旅行の節外人は客舍に於て屢々止宿を斷はられ或は非常の賄料を請求せらるゝことにて其理由を問へば官吏の嚴達により免狀を寫し取り或は官吏に届出る等種々の手數及び入費相掛るか故と申すことに有之候。

支那に於ては我國人の該國內部旅行の利便を享有すること即ち別紙天津條約第九條に所定の如し故に吾輩をして日本に於ても右同樣の特典を他の條約國人民と共に得せしむる樣閣下の權威を以て日本政府と御協議有之度希望仕候

吾輩の意見に於ては即ち左の如く現行規則を修正有之度存候

（第一）英國人民をして免狀の制に據り日本帝國の各地を自由に旅行するの權理を有せしむること

（第二）請願者より願出るときば旅行免狀は一年間使用するを得べきものとし右期限間は右所持人をして出入共勝手たらしむべきこと

（第三）便利の爲め旅行免狀は各開港場に於て領事の手を經て地方廳より申請ることを得せしめ且つ旅行の目的を告述するを要せざらしむること

（第四）外國人內地旅行の際客舍に一泊し又は一時下宿するときは其家主に於て必す其旅行免狀を寫取り又た外客の到着出立とも之を警察官吏に届出しむるの現行規則は之を廢止さるゝか或は修正を加へて現今よりも簡易自由たらしむべきこと

政府の特許を得て內地に傭はれ內地に居住する外國人の擧動を束縛する今日の制限は之を廢除せらるゝ樣閣下より日本政府に勸說せられ度希望仕候右等の外國人は旅行免狀を得るにあらざれば縱令日本知人の招きを請け或は醫師の診察を請はんと欲する時にても一夜たりとも其住宅より他處に止宿するを許されず又緊急の事務ありとも開港場に到る能はず且つ旅行免狀を申請け及び之を使用するに付ても其遲延と不便を被るは（少くも或る地方にては）一般の外國人と同樣に有之候一體外國人は政府の許可を受けたる上にあらざれば內地に住居する能はざる儀なるを以て右許可を受けたる以上は其擧動に就て至當の自由は自然に之を有すべき筈に可有之と吾輩に於ては考察仕候。

最初日本政府に於て現行規則を制定ありし時に當ては一方に於ては內國人の平安を企圖し又た他の一方に於ては外國人の危難を顧慮せらるゝ所ありしが故に外人の內地旅行に嚴密の制限を設けられたるは其理由なきことにあらざれども現今に至ては右理由は悉皆或は大概既に絕滅に歸したることなれば以上に吾輩の示陳したる如くに現存規則を改正することは日本政府に於て異議なく承諾せらるゝ所なるべし吾輩是迄多年日本國及び其人民に就て經驗を有し且內地に友人も多々有之候儀にて果して右の如く改正せらるゝことを得ば大に內外人の便益を加へ其懇親の交際愈々鞏固擴充すべしと確信仕候仍て吾輩をして請求の特典を得せしむる樣閣下の御配慮偏に所希に御座候　敬具

各開港場及東京居留英國人

二百四十八　記　名

於東京

千八百八十二年二月八日

（別紙）

天津條約第九條

大不列顚國臣民は遊覽の爲め或は貿易の爲め其領事より發付し地方官の奥印したる旅行免狀を以て內國各地を旅行することを許可す

此旅行免狀は經過地方に於て檢査を要せらるゝときは之を示すべし旅行免狀不正ならざるに於ては所持主に通行を許すべく及び其荷物或は商品運送の爲め人夫或は船舶を雇入るゝに妨碍を加ふることなかるべし若し旅行免狀を所持せず或は犯法の所行に及ぶものは最寄の領事に引渡し處罰せしむべし然れども必要なる拘引の外無狀の取扱をなすべからず又開港場より百里（支那里數）以內の場所にまで五日間以內遊覽の爲め旅行する者は旅行免狀を申請るを要せず云々

㈣

下名の横濱居留人等爰に內外人民將來の貿易交際及一般の昌榮に大に緊要の關係ありと吾等の信察する二三事件に付謹で閣下の注意を悃願す

吾等書を閣下に呈するに當り以爲らく今や方に條約改正の際たり此書中の件に於て深く思慮を盡したる外國商人輩の意見を表呈するは此時機宜しく失ふ可らずと且つや其請願する所の事たる之を一目すれば此請願の准許に依て

享くべきの特典は吾等に重くして日本人に輕きに似たるが如くならんと雖ども抑々吾等か目的とする所力めて內外人民共同の利益を謀らんと欲するに在るは吾等の敢て確言する所にして苟も其共同利益の主義に悖戾する事件を求る所在るにあらざるなり

以上の序言を以て請ふ直に本書の旨趣を叙述せん

現行條約に所載の制限と日本政府が該制限を以て甲の人民に對しては之を行ふの嚴にして乙の人民に對してはその寬なるとに因り日本國の沿海數多の港口ありと雖ども政府も人民も共に之を擴張せしめんと欲すと云へる其貿易を此に禁じ總て外國人所有の船舶は政府の許可無ければ不開港に入ること能はず只僅に特權を與へられたる人々に限り許可せらるゝことを得るなり夫れ日本の物產は茶生糸の二品を除きては米穀を以て最とす而して此米穀の產出は尙ほ大に之を增加するを得べきものにして其需用益々多きを加へは之れが價額に於ては遙に他の日本物產に超過するに至るべきは必然たり彼の米國を看よ其巨額なる輸出百中の八十五は農產物にして總て桑港よる諸穀物を船積し之を世界各國に輸出せるなり由是觀之出產地より大市場に至るの遠近は食用物產の販鬻に妨なきや明なり然るに今ま日本に在ては元來豐饒の土地に富みなから現に無耕の地多く穀物の輸出絕て之れ無きものは何ぞや是れ畢竟運輸の多費にして且つ其便を缺くに由て然るのみ只此一難事を排除するに於ては日本產出の穀物は忽ちに其品質產額共に大に改良を加ふるを得べし而して之を販賣するに當てば之れが市場を求むること第一の要務たり其市場や海外に在り唯日本人民をして廉價にして運輸の便を得せしむるに於ては其利益實に極なかるべきなり沿海貿易を開鎖す

る嚴密なる制限を弛むるを智策とするの理由は今その詳細を開列するを要せす只だ簡短に之を擧示せん

一、日本の船舶にして內外の航海に堪へ沿海貿易に過すべきものは其船數幷に噸數とも甚だ不充分なり

一、三菱及其他の會社幷に私有に屬する船舶の安全にして進行も迅速に且保險附にて沿海航に適すべきものは吾等の概算し得る所に據れば其噸數五萬乃至七萬五千噸に過ざるなり

夫れ船舶の少數なること此の如し之を日本に比すれば人口少く地形も亦日本の如きにあらざる諸國商船の員數と對照するに其差甚だ大なり即ち最近の報告に據るに諾威の如きは人口百八拾萬〇六千九百人を有するの國にして其船舶の員數は八千百貳拾五隻其噸數を擧ぐれば百五拾萬〇九千四百七拾七噸なり即ち三千五百萬の人口を有せる日本商船の總數運輸の量より多きこと全く貳拾倍なりとす

夫れ貿易は因なり果に非ざるなりとの經濟の眞理は原と「アダム、スミツ」の創案に出で各國の經濟大學士輩之を書に著し又た積年實際の經驗に徵し其理愈々確實なりとす苟も此眞理に依らずして商品流通の澁滯より生ずる弊害を蒙らざるの國は未だ會て有らざるなり今や日本は即ち其賣品流通の澁滯に苦むものなり是れ海運制限の致す所にして且つ之に加るに產出地より唯だ輸出を許可せる諸開港地に至るの內地陸運の良道全く之れ無きが爲めに一層其甚きを加ふるなり良しや道路は大に改良を加ふるも荷馬不足にして行程亦た甚だ遠路なれば安全にて且廉價なる海上の大路（全國何地よりするも一百英里を超へず）を日本人民の爲めに開くの利あるに若かざるや論を俟ざるなり。

吾等內國各地より得る所の報道に依れば穀物殊に米の餘分を產出地に貯積するの甚だ多量なることは明白疑なき所にして多少の過不及はあるべきも試みに之を概算するに內國消費の量を除き全く餘分に屬し之を輸出するも差支無るべきもの米のみにても其價額銀貨三千萬圓に下らざるべし

米は甚だ腐敗質のものなるを以て速に之を賣捌くこと必要たり而して之を賣捌くの途は唯だ內國の農商をして此多量なる餘米を內外の市場に持出すを得せしむるに在るのみ此便宜を許さるゝときは種々の利益又た隨て生ずるものあり即ち農商輩共餘分の作物を賣捌くを得て利益を取るときは更に愈々其業を勵み益々耕地を擴め且つ外國の肥料農具種物等を輸入し又た有益の工業を起すに及んでは之に必要たる道路鐵道堀河等も亦私力を以て之を建築するに至る可し此事敢て年月の久しきを期せず農產を奬勵すれば凡百の商業も亦隨て振起し忽ちにして如此きに至るべきのみ苟も勞力を利用し現今荒蕪に屬する廣大なる土地を空ふする無くんば何ぞ益々繁榮に赴かざるの理あらんや

此の如く大に農商の業を奬勵すれば是れ獨り人民を利するのみにあらざるなり輸出盛なれば輸入亦隨て增し併て一國の富を致すものにして海關稅と內國稅共に同じく速に增額し且つ人民富めば其納稅額又た多きを加へ大に國庫の歲入を增すべし又々商業盛大を致すときは現今の甚しき紙幣下落に影響を及ぼすの効是亦最大要の一事とす抑々通貨の需用は商業の盛衰に附隨するものなれば商業盛大に赴けば隨て通貨の需用を增し紙幣の價格良しや正貨と同價迄には至らざるべきも忽ち大差なき程には至るべし而して政府の收入增額するに於ては適宜の方法を以て流通紙

幣の消却を圖るを得べし夫れ果して此の如くんは商業恢復の歡喜と合して大に人民の氣力を振起し實に全國の大利益と云ふべし

此無害有益にして衰微を挽回するの實効を奏せんには爰に人民より政府に向て要請する所の一事あり審に熟考を遂げ其事果して日本人民に損して外國人を利するものなるが將た日本人民の利益を進るを先とし外國人民の從事せる商業の改良を後とするものなるかは後ちに其事柄を述るの時に於て充分に之を論議すべし

上に開示する所の理由を以て吾等の此に提議するは日本政府に於て人に區別なく只た若干の制限に依て日本の各不開港の往返に外國船舶を用ふることを許可せられんことを請はんと欲する是なり其制限の如きは吾等の應に議すべき所にあらず只だ閣下迄に讓與甚だ大ならずして廉價なる沿海運輸の利を日本に與ふべきものと吾等に於て考定する所の規則の概要を左に掲示す

第一條

日本人は何人を問はず日本沿海貿易の爲に外國船舶を雇入るゝを得べし

但日本の法律を遵守すべきは勿論とす

第二條

府下に一局を設置し又た重なる市邑に之れが支局を置き之に委するに請願人に於て制定の規則を循守する上は日本國內不開港との貿易に外國船舶雇入の免許を與ふるの權を以てすべし

第三條

此免許の期限は四曆月を起過せざる可し

第四條

此免許の證には正副二通の旅券を發付す可し

但し其本書は雇入れ船舶所屬國の領事に預け置き副書は右領事加名調印の上其船舶書類の一と爲さしむるものとす

第五條

此免許の證免許の約款、入港、碇泊、及出港の際に遵守すべき規則及遵守すべき地方或は港灣の規則、納む可き諸稅幷に此免許に從ひ航海中用ふべき特種の旗章等を明確に記載す可し

第六條

船長士官機關士長、醫官、及び上乘人の外は不開港場に上陸することを許さず尤も船長以下の人と雖へども上陸は各其職分上の事務の爲めのみに限るべし

但し通常の手續を以て得たる旅券を所持する歟或は地方官若くは其他の官府の特別なる免狀を所持するものは此限に在らず

第七條

免許證を差示し及其約款を遵守するに於ては證書面に記載の船舶は日本船舶の享有す可き港内一切の優待を許さる可し仍ては此免許證は何時を問はず其掛の海軍士官若しくは税關官吏持しくは其他本局の命令を奉する官吏の要求に從ひ之を差示す可し

第八條

此免許證は請願人より證書面に記載の諸納金を拂ひたる上に非らざれば不を下附せざる可し

第九條

納金は噸税の方法或は一時の免許料として之を取立て其手續及金額は本局の指定する所に由る可し尤も其金額は常に之を一定して不變のものと爲すべし

第十條

此免許證を附與するに付ての約款を破るものは條約各國協議の上に定むべき罰料に處す可し

第十一條

此雇入各船舶税關官吏或は其他の官吏を乘込ましむること本局の隨意たるべし尤も其乘船は無賃にして寢食其他相當の需用を給せしむ可し然れども此官吏の給料は雇入船舶の負擔する所に非らざるべし

外國政府幷に日本政府の認許せらる可き約書に掲載して上文の如き方法若しくは其他相當の方法を設定せらるゝに於ては完備して安價なる運輸の途直に開け此運輸の便利を以て日本商人は其物產を開港場へ回送し或は之を外國

へ直輸し或は開港場に於て賣買を約し不開港場にて代金引換に現品を引渡す等の取引を爲すを得べし

此特約讓與の許可に依て內外人に生ず可きの利益は喋々を俟たずして明白なる所にして此讓與を扶支するの議論を以て日本政府の注意を要せば日本政府に於ても必ず此論題の內國貿易に關し最も緊要たることを了解せらるゝこと吾等外國人民并に其自國人民と同樣なるべきを信察するなり

且つ閣下又は日本政府に於て尙ほ詳細なる報告若くは說明を要せらるゝあらは吾等總代を出して充分に此意見を面謁に盡さしむべし

內外人民互相利益の第二要點は是又た明瞭に貿易の擴張を計畫するの讓與なり吾等敢て不開港場に於て商業を許されんことを請ふに非らず又今請ふ所の事に於て日本人民に許さるゝ所の有制限の權利を無制限に許されんことを請ふに非らず又敢て開港場の規程を無制限に擴張せられんことを請ふにも非ざるなり然れども吾等考ふるに內地旅行を許可せらるゝ免狀中に於て之を改正するも差支無るべしと信ずる一事あり

外國公使の請求に依て日本政府より外國人へ許與せらるゝ旅券の現今の書式中所持人の心得、地方の規則、及日本政府の求めに依て追加せられたる條款を記載ありて即ち其追加條款の第六條に左の文あり

內地を旅行する間は此所持人遊獵、貿易又は日本人と賣買取引の定約を結ひ或は旅行の要する時日より久しく家屋又は居室を借受ることを禁止す

吾等は右の箇條を將來の旅券に除去せられんことを切望するなり

吾等外國人が日本の手代を以て內地人民と貿易するを得べき乎將た得べからざる乎は爰に論ずるを要せず然れども日本人の吾等と制限なく自由に貿易するを得べきことは現行諸條約の定むる所なる所なるも商會其他の貿易結社の方法を以て吾等と貿易すべき日本人の員數及び種族を定限せるは吾等の確知する所にして政府に於ては該方法を管理せられざるもの丶如し吾等信ずるに日本政府に於て外國人に特約を以て內地旅行を許すの讓與を爲し之をして眞の製產者及消費者と直接し中間に他人を入れず自身に取引の約定を結ぶを得せしめらる丶に於ては前述の最も忌嫌すべきの方法を破壞し盡すを得べきなり

槪して內地人民は外國人を識るに由なくして元來日本政府の明許せる貿易交際の自由を防阻し私利を謀るの奸者が流布せる虛構不實の惡評を聞くの外之れ無きなり雙方互に相識るを得せしむるの方便を採用するに非らざる限りは到底貴重なる內外人民相尊敬するの感情を表顯せしめ之を鞏固ならしむること能はず此感情發起するに非らざれば相互に不信を抱き何時迄も尙ほ今日に於るか如くにて遂に其情意を相知るに至るの期なく而して曾て日本の敎育ある上等社會か商人を輕蔑し又吾等外國人を賤視したる昔日の弊習を尙を今日に帶ふる人等の爲めに吾等の商業及其身をも自由にせらる丶を免る可らざるなり爰に請求する此日本政府の讓與は唯之を試驗の爲めとなすべきのみ若し相當の時日を經過せし後ちに至り此讓與果して日本の主權を傷け若くは內國人に損を與へて獨り不當に外國人を利し若くは日本人民の嫌惡を生し若くは日本全國の康祉に妨害ありとせば之を廢止すべしとのことを定め置くべきなり

前述の讓與たるや日本人民の貿易將來の進歩に關係すること甚だ緻密にして又た從來空く外國人の愬訴せる苦狀の基礎を排撤するを得べきものたるを察す是れ吾等が特に本件に閣下の注意を仰ぐ所以なり　頓首再拜

於横濱

千八百八十二年三月十一日

日本駐剳

英國特命全權公使

サー・ハレー・エス・パークス・ケ・シ・ビ・閣下

(五)

横濱居留地用水の件

我輩横濱の土地借有人并保險社官理人等謹んで書を閣下及閣下御同僚の外國公使に呈し何卒日本政府より横濱外人居留地に用水供給相成候樣御取計有之度候目下右居留地は各所に堀立たる淺き井戸をのみ仰ぎて用水と致居右は千八百七十九年并千八百八十年中衞生委員の報告によれは汚穢物の侵和あるを以て飲料に適せざるものに有之候。

又此の二年間に於て居留地の區域甚だ廣まり即ち公園地より「ホムラ」川迄の新埋地に建物出來し日本人數多製茶の職業を營居候此場所には未だ洗濯用にすら適する水を得ること難く御座候

是迄衞生掛の役人も右良水缺乏よりして生ずる內外人民健康上の大害を熟知せらるゝこと久しく且我輩よりも每

度其事に付懇願に及び六郷水道を延くことを申立候得ども今日迄何等の結果も無之候

右水道は既に日清本市街に達し居り且縣廳測量方三田氏の報告に依れば凡六萬人の需用に充るに足るの水量ありて殊に其水の性質も清良なりとの由なり現今は神奈川より木管を用て此水を延き居ることなれば自然漏泄もあり又汚物も浸入致すのみならす大なる壓力に堪へ能はず而して其腐朽も速かなる儀に有之候三田氏の說に若し鐵管を用ふるときは凡二丈の高さに迸升する程の壓力を水に與ふることを得べしと然らば以て市街の各處に之を通逵せしむるに至るべし隨て失火消防の要具と成るなり從來横濱の家屋財產は失火のため大損害を被ること每時のことにして必竟用水の乏きが爲め消防器ありと雖ども其用を成さゝるに因てなり鐵管なれば木管水道の如き健康上の害もなく且一度敷設すれば永久に耐ふるか故修復のため水切れの患も之れなきことに候

斯の如くして用水の量充分なるときは常に以て家々の下水を洗流すにも供すべく且又右水道敷設費の件に付ては先づ現今の如き流行病あるに當り巨多の金額を費し水船又は水桶を以て日本市街に水を運ぶこと（凡一ヶ月金二萬圓なりと聞く）に比すれば孰れが果して經濟に可有之候

固より我輩は今閣下へ對し專ら外國人居留地の爲めに懇願に及びたる儀には候得共日本政府に於て其自國人民のため方今横濱の病害を防除せんことを謀り深く本件に注意あるべきは申迄も無之候

將又右水道に要用なる鐵管は必ず海外へ注文せざるを得ざるの品なれば之が爲め數ケ月を費すこととなるが故に本件は成る可く迅速に取極め以て其工業に着手し明年の夏季に至る迄に竣成せしめたること緊要なりと察す

目今閣下に於ては殊更ら公務鞅掌の折柄をも憚らす我輩居留人民に切要なる本件を爰に具申仕候也　拜首。

某　等

横濱一千八百八十一年六月廿八日

記　名

英公使閣下

會議錄　第十六

七月廿七日集會

出席委員

日本　井上　馨殿

墺地利匈牙利　ゼ・シブアリヱー・ホッフェル，フオン・ホッフェンフェルス殿

白耳義　シ・ド・グロート殿

佛蘭西　アルチュール・トリクー殿

日耳曼及瑞西　フオン・アイゼンデッヘル殿　サッベ殿

大貌利多泥亞　サー・ハレー・エス・パークス殿

伊太利亞　ゼ・シブアリヱー・イ・マルティン・ランシアレス殿

和蘭瑞典諸威丁抹　フアン・デル・ポット殿
葡萄牙　ドム・ジョアキム・ジョーゼ・ダ・グラーサ殿
露西亞　バロン・ローゼン殿
西班牙　ゼ・シブアリエー・ドン・ルイス・カステイロ・イ・トリゲロス殿
亞米利加合衆國　ゼ・オノレブル・ジョン・ヱ・ビンガム殿

午前九時半開會す。

前會議錄中に會頭の指示せらるゝ歐羅巴各國が波斯國と結びたる條約云々に付サー・ハレー・パークス氏曰く波斯と英國との條約は期限了終すべきものにあらず而して右は英國と日本との條約よりも一層寬裕の制限約束を有せり且會頭の說れたる波斯條約の中其一（墺匈國との條約）は二十五ケ年の期限なり又一千八百七十一年一月倫敦に於て六大國の記名したる宣言書中にも左の如く認定せしことあり「萬國公法の眞理に據れば何國たりとも勝手に條約の約束を脫し或は其箇條を變すること能はず其の之れを爲すは必す懇親の協議を以て締盟兩國の同意を經たる上に限るべし」と。

會頭答へて云ふ千八百五十七年の普魯斯幷に日耳曼聯邦他州と波斯との條約は其期限八ケ年なり又米國と波斯との條約は其期限十ケ年なり固とにサー・ハレー・パークス氏の示せる主義の公平なるは余亦た之を認めたりと雖とも此主義は今般改正の條約中に余の發議する終了期限條款の挿入に付締盟兩國が其取極をなすべしとの發議を聊も妨

けざるなりと確信す抑も我政府の本旨幷に余の發議に於ては苟も懇親の協議を以て締盟兩國の同意を經たる上ならでは擅まに條約の義務を脫し或は現行條約の箇條を變するが如きことを更に企圖せしに非るなり是故に今我政府は乃ち締盟各國の同意を得て新條約中に終了條款を加へんことを提議するのみ日本は今日萬國公法の通義に據り右の權理を這般爰に實用せんと欲する迄の事なり。

サー・ハレー・パークス氏云く余は前會に於て外國人內地旅行免狀の件幷に外國貿易に對し不法の制限あることに付聊か陳言すべしと約し置たり因て時間を省くがため余は右兩件に付覺書を作りたれば本會の許諾を得て爰に之れを朗讀すべし。

旅行免狀の覺書

外國人內地旅行の免狀發行に付從來日本政府の施用せらるゝ手續は西洋各國の慣習に反對し即ち緩漫煩雜にして實用をなさゝるものなり日本府は外國官吏の手より發する旅行免狀に裏書し之に認可を爲すを欲せず內地旅行には必ず自己の發行する免狀を要求せらる而して之れを得るには必す先つ外國公使の手を經て日本外務卿之れを發行するなり是故に例へば長崎在留の外國人或は旅行者の長崎港に着し夫より內地に入らんと欲する者は先づ八百「マイル」も遠隔する東京駐在の公使に通知し該公使は旅行免狀を取得て之を長崎迄送致せざるべからず其間には必ず二三週の時日を費やさゝるを得ず且つ旅行免狀を請求する者は必しも保養或は學術研究のため內地旅行するの意を陳述するに非らざれば其免狀發行せられざるなり。

此等目的を陳述に付ては篤實正直なる人に取ては毎時甚だ困却を致すことあり即ち右保養并に研究と同樣適當にして無害なる他の目的を以て旅行せんと欲するも是非とも此兩件に限るの意を告げざるを得ざればなり實に或人は只其遊樂のためにし或は內地の實況を視察し人民并に其風俗習慣を熟知せんがためにし或は日本語を學び之を實地に使用せんがためにし或は日本の物產、工業并に資本の事を取調べのためにし又或は其朋友を訪ひ或は日本人に敎授のためにするなどの目的を以て各人旅行を欲するものなり然るに此の如き目的を以てするの內地旅行を禁ずるは是れ果して當然なるや將た他件に於ては日本政府の駸々進步を謀る精神と背馳するものにあらずや。

現在の規則に由れば免狀請求者は亦其旅行の道筋をも屆出でさるべからず此事や日本の地理に馴れざる外國人に取りては甚だ困難にして且つ時としては爲し得ざるものなり又該免狀は其旅程の短近なるを問はず旅行每に新たに之れを受取らざるべからず一度開港場へ歸るときは以て其旅行を完結せりと看做さるゝなり。

免狀所持人は內地に在て每時地方官吏或は巡査の其免狀を檢視せんと要するときは出して之を示し且つ其止宿する旅店の亭主にも必ず之を示すべしとの規則なるか故に其難涉尠なからず而して右の亭主は免狀の寫一通乃至四通を作り即日最寄の警察所に之れを差出さゝるべからず即ち山梨縣に於ては其寫四五通を要し他の縣地に於ては或は二通を要するあり但し何方にても必ず一通を要せざるなし最寄の警察所とても旅店より五「マイル」を隔て時としては十「マイル」の遠きに在ることあり現在余の知る所に依れば旅店主人が斯の如く免狀の寫數通を取るのみならず東方には五「マイル」外の最寄警察所へ之を差出すの前に又西方には二「マイル」外に住する戶長の奧書を取るた

めに奔走したること之れありき。

此の方法や旅店主人は大なる無用の面倒難澁を受るに由り毎度外國人の止宿を斷はるに至る即ち現に是か爲め一驛中の旅店悉く外國人の止宿を斷はり右の情實を以て其謝絕の理由なりと述たること往々之れあり。

抑も旅行免狀の用は唯外國人に對し訴件起りたるとき以て其人を確證するの爲めか或は其外國人が地方官の保護を請求する事件あるとき以て其本人たることを證明するの爲めより外ならす然るに右第一の目的を達するには通常の場合に於ては日本人同樣に其外國人の姓名と國名とを旅宿帳へ記載すれば蓋し事足るべきなり。

依て左の方法を採用あらすことを望む即ち旅行免狀を各開港場に於て得べからしめ右は駐在の領事之を發行し地方官は之に裏書して認可すべし又內地居住人に與へる免狀は一ケ年間其効を有するものとし其期限內は勝手に之れを使用し且つ旅行の目的を一々陳述せしむるを要せざることと是なり。

淸國に於ては既に二十餘年已來今此に提議する所よりも一層寬裕の約束ある旅行免狀を許與しこれ有り且又日本人の西洋各國に在るものは旅行のみならず其他正當なる目的を以て各所に居住する等凖て自由なることは今更ら玆に陳述するを要せざるなり。

旅行免狀の件に付サー・ハレー・パークス氏の陳說に對し會頭答へて曰く現行條約に由て外國人の行程は特示の區域內に限られ而して墺匈條約の第三條には右の規程外に潛出する者は一百弗の罰金を拂はしむべしと定めたるなり乍去日本政府は外國人一般の望に應じ且つ外國政府に對し寬裕なる好情を示さんと欲するに因り乃ち總て外國人に

保養又は學術研究のため條約規程外なる內地旅行の特權を（旅行免許狀の制を設け）與へたるなり。

開港場を管轄する地方官は外國人其接近の地へ旅行のとき其廳限りに右の免狀を發行する權を有せり但し遠隔の各地へ旅行せんと欲する外國人は則ち我外務省より發行する免狀を以てせざるべからず固より此の特許を受用する人々は何等の商事をも爲すこと一切禁制なりと定めたり。

以上は即ち日本政府の內地旅行を許可する理由幷に其制限約束なり因て外國政府は日本にて旅行許可の免狀と歐洲に行はるゝ免狀との間本來其起因目的の大差あることを容易に辨知するなるべし是故に今若し免狀を得るに付困難難澁あり或は斯く附與したる恩惠に附帶する制限約束を遵奉するに付苦情の事由あるも是れ原來日本政府の好意よりして嘗て外國人に恩惠を付與せし一種特別の方法あるに因てなり此方法を以て我政府は乃ち前述の如く條約面の制限を外人のため稍や寬恕したることとなり。

尤も夫の旅店主人に於て免狀の寫を取り或は其報告に關する等細末の件を改良するの一段に至ては別に難事には非ざるべしと肯て思考す固より此の特許を附與する大體の主義は聊かも之を變更せずして只其實際に於て右等の些細の件に付倘一層の便利を得せしむるは敢て難きに非ず實に現在の條約苟も其効力を有する間は則ち余は從來の方法を向後とも保存せざる可らず而して英國委員の外國領事をして旅行免狀を發行せしめ日本官吏之れに裏書し認可するの制を設くべしとの說には何分余の同意し能はざる所なり。

淸國の旅行免狀に付ては果して其事情の盡く我國と同一なるや否は余の遠かに認諾し能はざる所なり將た日本人

西洋各國に在て制限を免かるゝの件に至ても亦前陳せし如く是れ全く裁判權の執行如何に付條約義務の異同あるに基くものなり。

結末に臨み仍ほ一言を加へんと欲す今回提出せし外國人のため全國開通の議は各員の了知せらるゝ如く日本政府に於て外國政府に對する最も寛裕の意志を以て企謀したることとなるが故に其之れを實施するの日に至らば則ち凡そ今日愁訴せらるゝ所の事件は渾て自から消滅し内外人民に充分の滿足を與ふるに至るべきは辯を俟ざるなり。

外國貿易に對する不法聯合の件

日英條約第十四條には「雙方の國人品物を賣買すること總て障なく其拂方等に就ては日本役人之に立會はず諸日本人は貌利太尼亞人より得たる品を賣買し或は所持すること倶に妨なし」とこれ有り而して此條款は日本と他の外國と締へる條約に凡て見る所なり千八百六十二年六月二日調印倫敦約定を以て當時日本政府は凡そ右約款に背き外國通商幷に日本在居外人へ爲せる干涉撿束にして内外人民自由直接の取引を妨ぐるなりと愁訴ありしものを渾て取除くべき旨約諾せり右約定を以て取除くべき箇條中に即ち凡そ「諸大名其產物を市場に送り及其自家の人を以て直に是を賣るを拒むこと」又「長崎、箱館、神奈川港に於て外國人と交易する人に身分の限程を立て之を許すを拒むこと」とこれあるなり仍又千八百六十六年六月廿五日改稅約定第九條を以て日本政府は右倫敦約定に揭る一切の「妨を全く除くべき趣を以て日本政府より既に觸書を達したり」と宣告せり。

然るに爾來右と同樣の結果ある別種の干涉ありて橫濱に發起し而して外商の所說に依れば是れ町會所或は該所と

氣息を通ずる內國商人の聯合を以て現今爲す所なる由なり此諸人は獨り其掌裏に外國貿易の權を專握し而して先年諸大名の手代等が外國人と直取引するを官に於て拒まれたると同じく今日內地商人其他苟も右聯合外の諸人は皆な直取引の利益を妨げられ即ち條約上內外人の共に當然享くべき權利を妨げられたるなり。

右町會所に於て設けたる横濱外國貿易の取締規則中凡て賣買價額に付千分の三宛を該所に拂ふべきことゝ定め又凡そ外國人と取引する者は必ず横濱本區內即ち太田町、辨天通及び辨天、本町、海岸通の四町內に限り住居すべしと之れあり此規則を守るときは乃ち凡そ資金を所有せず又借金もなし得ざる日本人をして外商と直取引する能はざらしめ又自身に賤糴貴糶するの利を收る能はざらしむるものなり而して小商人は皆必ず町會所の社員に依賴して取引を爲さざるを得ず何となれば前題市街中に於て一商店を求んと欲せば八千圓以下にては之を借入れ能はず凡て家屋は已に他の使用する所と爲り借料非常に高ければなり故に凡そ內地商にして資金四千圓乃至六千圓を有するも外商との取引は必ず定問屋の手を經ざる可らず是他なし町會所の規約を遵守するには自家の資力に及ばざることなればなり。

町會所の社員は規則を以て互に聯合し預め取引物品の直段を定め各人に其買入方を差圖し又取引濟の上は一々直に町會所へ屆出てしむることとなり且つ其取引談判の際外國人は其賣込人なる町會所社員に於て輸入品仕入書を暗知するものあるを每時見當れり此仕入書は即ち外商より稅關へ必ず差出し貨物の原價を記すものなり。

固より右の町會所なるものは元と只諸問屋人をして自家營利のため其取引上規約を立る權を有せしめたるに起因し

たることにして現實敢て政府の設立なりとは外商等斷言せざるなり乍去該所苟も存在すれば以て大に商業進步を妨げ外國貿易を只一路に注入せしめ且條約面に背き外國品の取引商に狹隘なる種別を設け遂に內外人の交際を塞き雙方利益の增長を抑制するの根源と成り甚以て日本の爲め又外國の爲め倶に巨災大害を釀すものなり。

且や日本內地の小商人等は皆な外商と直取引をなすことを欲するもの多く而して橫濱町會所の免許商人は只彼等の代理者たるに過ぎずして即ち主管者に非ざることは外商の判然聞知する所なり。

仍て日本政府右の如き聯合を制止し以て其條約上の義務を遂げ日本在留外國人の之が爲め蒙る大損害を除くことは蓋し該政府の責任なりと余敢て思考す若し日本政府果して會頭の提案中「將來內外人の倶に企圖する德義智識と幷に實際上共同の利益は以て日本をして愈々各國と親密ならしむるに至るべし」とある確言を實踐し內外人民の交際を一層自由ならしめ乃ち日本人歐洲に在て享る特權と外國人日本に於て得るものと大徑庭なからしめんことを欲せば蓋し右等聯合は起らざるべし歐米に在て日本人民意の如く何地に旅行し居住し且營業するを許され而して現に彼等は此特權を充分行ふ所なり然り在外日本人の享る此利益こそ即ち適に內國商人をして日本在留外國人に對して聯合し賣買壟斷を施さしむるの具と成るなり何となれば右壟斷者は在留外國人の日本に於て爲し能はざることを在外日本人の爲し得る所に依賴するなればなり。

又右聯合を制止する他の方法は即ち日本政府其人民へ布達し以て何人に限らず開港場にて外國人と自由直接に取引商賣せんと欲する者は斯く取引商賣すること勝手自由たるべく決して官吏、問屋、商業組合等より一切之を妨ぐ

可らざる旨幷に政府は不得已場合に於て右諸人を保護して其商事等を取行はしむべき旨をも示すに在るなり。

此事若し諸人一般に信用を致すの日は則ち日本の貿易工業共に繁盛に赴き復た方今の如き衰頽を見ざる可し而して内外人の交情大に深切を加るに至らん。

余の本會へ差出せし建議書の其一に云「我輩建白者の確知する所に依れば問屋其他商業組合の制は一も政府より取締ること之れなきが如し此制や凡そ日本人現行條約面を以て外國人と自由に往來取引する權利を享くべきに拘はらず乃ち擅に其人數と身分の程限を立るものなり隨て日本商賈は外商の事實を聞知するに由なく只他人が其利己の爲め力めて虛構せし報告のみを信じ彼輩の欺罔に陷り遂に政府の一般公許せる交際商賣の自由權を妨げらるゝ次第なり苟も爰に或方法を採用し吾人をして彼此の情實を洞知せしむるに非ざれば則ち恐らく内外上等社會の間に存する敬愛の情意も終に發表鞏固なる日を期し難く而して吾人は不得止將來仍ほ相互に猜疑を抱き彼我の願意要求を漠然顧みざるが如き情態を免れざるべし」と余は則ち事實此說の爭ふ可らざるを奈何ともし難し然り日本人外國に在て曾て蒙らざる所の妨碍を今亦外國人の爲め玆に之を除くことは固より公平の應酬なるのみ乃ち宜しく彼等をして能く彼我の誤解を釋き且其中間に在る者の流布する外商の惡說を彼等躬ら内地商人へ對し其虛說たることを辯駁し以て今日の疎意薄情を排除せしむるの機會を許す可きなり夫の日本政府提案として領地裁判權に外人を服從せしむる上は全國を開通せんと欲する儀に付會頭陳述ありし寬大の旨意は余固とに感服に耐ざる所なるも原と此大策案は必ず完備のため多分の時日を要するが故夫が爲め目下容易に着手し得べき弊害救治の策をも即時施用せず空く以て

條約上の義務を逸ることに妨げあらしむ可らずと思惟す余敢て以爲らく外商と內國一般商人との間自由親睦の交通を開き以て其本來諸人に許可せられ二三商賈の專轄すべからざる貿易の增進を謀ること一日も其早きを厭はざるなり貿易既に增進せん乎則ち日本人民は其勞力の雇路を加へ其工業の資本を增し製造自由の利を收るに至る可し。

ビンガム氏云右覺書の件は果して當豫議會に何等關係あるや余之を識らざるなり在外日本人と日本在留外人と互相同樣の取扱を要する儀は仍ほ大に辯論を容るべき廉あり事情今日に在ては充分なる互相の取扱は望み難き所なり此等事件は抑も本會に議すべきことに非ず是唯だ內政に係る事件にして日本政府其權內を以て獨斷施行すべく毫も條約改正の事と相關係せざるものなり此等事件を一々本會の議定することは到底爲し能はざる所なり。

トリクー氏はサー・ハレー・パークス氏の說を贊成し曰現行條約面の公許せる通商自由に妨碍ある聯合結社を日本政府於て嚴禁せられんこと余亦敢て要求せざるを得ず思ふに右を解散するの良策は蓋し外商をして內國製產人幷に買取人と直取引するを許し且之が爲め日本全國殊に生絲製產地方と自由に通信するを得せしむるに在るなり此目的を以て旅行免狀を外國人へ各其所願に應じ交付し免狀には幾月幾日間商用向のため旅行を許す旨を記載し而して若し其外國人內地に於て犯罪の所業を爲し現犯發覺の時は地方官吏之を捕縛し即時其最寄開港場へ護送し本國領事に之を引渡すべしと定ること然るべし。

サー・ハレー・パークス氏呈出の「外國貿易に對する不法聯合」と題する覺書に付會頭は曰く該覺書に陳述せる如き件は新條約即ち改正條約の基礎を修正せんが爲め開きたる共同豫議會には恐くは關係なかるべしと思はる故に余

は其書中現存條約に背犯し或は右背犯を許容すると云ふ廉を以て日本政府に對し起せる議責に應答するを欲せず但だ先づ此の如き議責は總體爰に之を謝絶せざるを得ず且夫れ商人等が互相の利益を保護する目的を以て設立せる貿易會社或は私立結社に干渉するは猶各國に於る如く日本政府と雖も不可爲事にして且之をなすは極めて不正不理たり察するに右の演述たる普通一般の事に係り實際の箇條を詳説せざる者の如し然れども右覺書を尙一層詳述あるに於ては余則ち其之を呈出せし委員と當議會外の談判を以て充分其事を商議せんこと敢て辭せざる所なり。

將た右愁訴の理由は果して如何なるも此等の件幷にサー・ハレー・パークス氏の陳示する內外商人の猜疑隔意の如きは蓋し日本政府提出の大策案に企謀したる方法を以て彼の妨碍を撤除するときは自ら亦容易に之を消除するを得可しと思考す。

且又サー・ハレー・パークス氏の覺書に不法の聯合云々とあれども彼の連合せんとする結社に右の如き題名を附するは恐らく事實を速了臆斷する者と云ふべし唯だ其事實を撿査すれば其不法と適法とを斷定するを得べく現に谷國に於ても諸種の正當なる貿易結社ありて存するなり尤も事實撿査の上若し告發の條々眞に然るを知るときは則ち余は條約改正の期を待たずして其救治の方法を施すべし又外國商人輸入したる貨物の仕入書を竊かに日本商人に通報し公務上祕密を洩したる廉を以て稅關官吏に對し苦情を愁訴するが如きは甚容易ならざることにして若し事實證據あるに於ては其犯人を相當の罰に處せざるを得ず余は此事の唯だ纔かに一時の浮說に過ぎずと信ずるなれども猶ほサー・ハレー・パークス氏の其事實を明細告白あらんことを希望す。

サー・ハレー・パークス氏答て曰く條約文面の實行を妨る所の聯合は是れ必ず不法たらざるを得ず且輸入品仕入書に關する苦情は必ず判然たる理由なからざる可らず否らずんば外商は右に付斯く迄苦情を鳴らすことなき筈なり會頭の本件撿査を遂げべき旨を約せられたるは余爲めに謝する所にして且つ内外人を其委員に撰み以て右撿査を公然爲すの儀許容あらんことを希望す凡そ此の如き事件に係る證據は常に事情推測のものたるを免れざるを以て宜しく其證據人を公然吟味すること尤も然るべし。

會頭はサー・ハレー・パークス氏に右委員設置の説を謝し且云乍去本件の如き其事實の證明を要する不容易の告訴を撿査審斷するは我政府の職務のみならず其權理内のこと丶思考す只先づサー・ハレー・パークス氏に於て其告訴の事實を公然となく報知せられんことを希望す然る上若し證據人審査のこと必要なりと認る時は則ち證人差出の事を同氏に請求するに至るべし。

次に會頭はトリクー氏に對へて曰く余はサー・ハレー・パークスの覺書を贊成せらる丶同氏の陳述を感聽せり然れども佛國人商用の爲め旅行免狀を渡すべき旨要求の段は是れ其實恰も全國を開通すると同様のことなり此儀に付ては余既に日本政府に代て提議する所ありたれば今其上に加ふべきもの無し。

トリクー氏之に答て曰く余は内地に外國人定住するの事を云ふに非ず只彼等旅行免狀を守り内地と自由に通信するの儀を述べしのみ。

會頭復た應へて曰トリクー氏の唯だ旅行の事に付てのみ說かれたることは充分領知せり乍去此讓與を爲すには抑

も內地に在る外國人に對して日本政府要求する裁判權を許諾ある上の事ならでは如何ともする能はざるなり。

獨逸公使曰く余は米國公使の說に同意する能はず前會に於て會頭は外國委員へ何件たりとも此議會の注意を乞んと欲する儀あらば各之を差出されんことを望む旨陳述ありき余は則ち貿易結社の儀に付亦獨逸人民の愁訴を受たることあれば只冀くば會頭の盡力を以て右救治の方法を施されんことを欲す。

ビンガム氏云日本貿易結社の論題を此議會に提出あるは殆ど驚愕に堪たり抑も本會は唯だ現存條約の改正に付其基礎を整修せんが爲めのみにして其會議錄中未だ本件を以て議事件目の一なりと記載あるを見ず今我輩委員の茲に聽く所の議案は聊も右改正の事に關するに非ず云はば是れ日本某官吏を彈劾し且つ政府に於て其人民私立の貿易結社に干涉あれかしと要求するものなり既に會頭に於ても此等事項を本會に論議するを欲せざることなれば余は則ち凡て右等に議及するは不本意なり本會委員は自ら法廷を作り此等事件を審判すべきものに非ず又會頭より各委員に他の事件提出を望まれたるも其本意は條約改正に係る事項を指て云ひしなるべし若し日本政府に於て自國商人の聯合を禁止するに決意あらば是れ其職掌を以て之を爲すあるのみ決して此議會の與り知る所にあらず本會の目的は即ち條約改正の基本を求るにあればなり。

サー・ハリー・パークス氏云余は日本人其運輸のため外國船雇入の件に關する會頭の議案を熟考したる處其本會に提出の儘にては蓋し殆ど無用に屬するものなりと云はざるを得ず乍去今本件に付會頭に於て愈よ實際行はるべき方法を取極んと望まるゝに非ざれば余は之れに必要なる修正を加へ以て內外人民のため益用あらしむるの細目箇條を

茲に開読するも空く時間を費すのみ因て唯一事を擧げ以て其主義の不適當なるを示さんとす即ち原案には凡て右備入に屬する利益は外國人其直接と間接を問はず之れに與ることを得ずと之れ有り抑も本案の目的は何れに存するや即ち日本人民のため其產物を富有なる市場へ廉價に運送する便利を十分に與へんとするに在るなり然り而して國內最大の市場は開港場に及ぶものこれ無く即ち茲に外國の買取人あればなり然るに日本人譬へば米の如き其物產を外國人に賣渡す契約を爲すも其現物は尙ほ產出の本地に在り而して賣込人は每度其資本の微力なるに由り苟も外國資本の助を借らざれば則ち外國船を雇ひ其米を開港場に運輸するの失費を支へ能はざることあるべし今此助力に誠に日本に取り大なる利益なるべきに會頭の發議に於ては全く之を禁制するものなり。

此件や實に日本の利益に大關係あること外國に於るの比にあらず方今日本は本件に付建白者の云る如く其海運に制限あるが爲め賣品廻漕の遲滯に窘み加之其產出地方と輸出地なる開港場との間に陸運道路の皆無なるに依り甚だ困弊せり斯の如く運輸禁制のあるに由り則ち日本廣漠たる原野も空く荒廢に委し開拓耕耘するに至らず又農產物を增殖するも皆無益なり是れ其產物を市場に致すの運費得失相償はざればなり今爰に日本海岸運賃の事を示さんに近項其適例あり即ち荷物一箱を一萬二千「マイル」隔絕せる倫敦より橫濱迄運送せしに其賃十一弗七「セント」なり然るに之れを彼の特權ある三菱會社に依り僅か八百「マイル」なる新潟へ橫濱より送致するに其運賃十弗十六「セント」を拂へり又橫濱新潟間往來する日本船の運賃は紐育と橫濱間の外國運賃と殆ど同樣高きが故國產の石油を新潟より橫濱迄廻送するもの未だ之れあらざるなり今若し輸出港と內地との間廉價運輸の便開くるときは則ち日本國

産第一なる米の輸出高は莫大の額數にも上るべく且外商は何時にも該品買込を欲することとなれども政府は輙ち農民を遮斷して相通商せしめざるなり政府親ら自用の米を運送販賣すには常に外國船を雇入れ不開港場に到らしむるも其人民へは肯て此廉價運輸の便利を與へず以て農產物に必要なる奬勵を奪ふものなり若し此奬勵を適用するときは商賣百工亦隨て振起するに至るべし本件の關係する所實に外國船主の爲めにあらずして日本人民の利益に關する尤も大なることなれば余は乃ち會頭の此提案再考あらんことを希望する耳。

會頭答て曰くサー•ハレー•パークス氏の示せる一箇條は乃ち日本政府の望に由り故さら之を記入し以て弊害を防ぐものなり例へば外國人其雇人の名を假り船舶を雇入るゝも料り難く果して然らば今發議する規則の目的は全く無効に屬すべし外國人其傭人の名前を借み沿海貿易を爲すは吾儕の欲せざる所なり又方今我沿海運賃の甚不廉にして且便用の缺乏なる儀に付ては則ち我政府方さに奬勵して運輸の競爭を致すべき方法に着手せんとするなれば幸に之を了悉あれ仍右提出の規則中何々の箇條にサー•ハレー•パークス氏は修正を望まるゝや。

サー•ハレー•パークス氏は先づ其前述したる箇條の外に船中乘組人裁判權に關する二三の條款を指示せり。

ビンガム氏云く余按ずるに日本人雇入の外國船は其期限間は事實外國船たるの性を失ふべし故に其雇入免狀にして苟も其船舶本國の法律に抵觸せざる以上は該外國船を日本管轄に屬すべきの理なり。

會頭は猶右規則原案を維持せんと欲する意を述べ且云其目的は以て右雇入を正當ならしめ且之がため必要なる行政權を地方官に有せしむるに在るなり苟も否ざれば百般の弊害是より生ずべしと思考す將た總體の議に付ては余肯

て英國委員所論の廉を熟考し成る可くは其意見に應ずることを力むべし。

ファン・デル・ボツト氏云く余は新條約中に期限箇條を入るゝ儀に付本月十九日の會に於て獨逸公使陳述の說と全く同意なることに本會の領知を希望す。

外國船雇日本水夫幷に日本船雇外國水夫に關する會頭の議案に付サー・ハレー・パークス氏曰該案中の事項は大に法律上に涉り而して萬國公法の難點に係はるが故に余は一應我政府に照會の上ならでは之れに即答る能はず但だ先づ察するに會頭の提案其儘にては異論を容るべき諸點頗る多かるべし例へば其案中に云く「日本人（外國船雇）の犯罪は縱令ひ船內取締に關するも凡て在日本の外國裁判所に於て一も之を審判し且處罰すべからず又船長に於て日本港碇泊中は乘組日本人の身體に對し强迫拘束するの權なかるべし」と余思ふに斯の如き提案は萬國普通の慣習に反し且會頭の右覺書中他の部分と趣意の相ひ抵觸する所あるを以て恐らく我政府の採用せざる所なるべし。

獨逸公使曰く右討議の事件は萬國公法中頗る錯由したる論點なり今又爰に之を議定するは蓋し其業容易ならず且成效を見ざるべしと余は考察す本件に付趣意の抵觸する廉ありとサー・ハレー・パークス氏の示せる條件は盡く余亦た同感なり。

ビンガム氏はサー・ハレー・パークス氏の所論に同意を以て曰此の如き慣例は凡そ開明國に於て未曾有のことなり余は外國船雇日本水夫幷に日本船雇外國水夫を以て全く日本の專轄に屬すべしとの議案を我政府へ勸奏するの意なきなり。

會頭曰余は只夫の裁判權に關する大體の提案採用あるの日迄先づ右方法を以て當分施行せんと欲するなり。

外國各員は會頭の議案を其儘々にて各政府へ送呈することに議決す。

會頭曰會議錄第十一に余の提議せる裁判權策案の附錄中二三の誤謬を發見したれば他日其正誤を各員へ報道に及ぶべし。

會議錄第一 會頭云く六月二十九日の集會に於て各委員の余に冀望せられたる所は余素より其意にてありしことなれば今や本會の休閉を告るに臨み其結果の綱領を一目瞭然たらしめんが爲めに爰に議事顚末の提要を略叙すべし。

會議錄第二 當豫議會は本年一月二十五日を以て東京外務省に於て之を開會し先づ集會の順序議事手續等を議定したる後ち二月一日の次會よりして即ち條約改正豫議會の本務に着手す。

本會の最初に於て先づ左の事項を議定したり。

第一節 領事裁判權幷に特典の事

會議錄第二、三、四 (イ) 商業兼帶領事には裁判權を有せしむ可らず

本項に就ては和蘭兼瑞典諸威及丁抹の委員は初め之れに不同意なりしも後ちに至り其自國政府(和蘭)に於ては事務領事に限り裁判權を有せしめんと欲する旨を告ぐ。

會議錄第五 白耳義國委員は是等事項の討議には其自國委員之れに參與せざりしことなるを以て當時出席委員の說述せられたる意見に就ては自分之を遵守すべき義務なしと思考すとの旨を後會に陳す。

瑞西國委員は其自國政府に於ては舊に依て商業兼帶領事を裁判官たらしめんと欲する旨を後會に告ぐ

會議錄第十五

(ロ) 商業兼帶領事をして他の尋常商民と殊別なる內地旅行の特典を享有せしむ可からず

(ハ) 總て領事は何地駐劄として認可狀を得たる土地にのみ限り其公務を執行す可し

(ニ) 領事は一ケ月の間は自ら其代理を任命するを得べし一ケ月以上に至れば外交官より其變更の旨を日本政府に公報すべし

(ホ) 總て在日本の外國公使館幷領事館附の公任を歷たる職員は全國を通じて自由に旅行するを得せしむべし

第二節　民刑事裁判權關係の事項

會議錄第三、四、五

(イ) 訴訟幷裁判入費及其他一般の裁判手續に就ては內外人の別なく其出訴する裁判所の成規に從はしむべきことに議決す

(ロ) 日本國に在る外國裁判廳は其管轄內に起る民刑事件は其金額の多少、罪科の輕重に拘はらず實際に行はれべき丈けは之を初審するの權力を有せしめざる可らず

(ハ) 日本國內若くは日本國に接近の地方に外國控訴裁判所を設置すべきことは其主義は外國各委員に於ても甚だ可とする所なるも槪ね各國の之を實行すること難かるべしと爲せり然れども兎も角會頭の意見は各其本國政府に進達すべきことに同意す

(ニ) 日本に在る內外人は總て其供證を要せらるゝときは互ひに內外裁判所に證據人として出庭せざるを得ざらしむ

べし

(ホ) 民刑事件に於て原告人たる者は内外人共にその願書又は訴狀を其筋裁判所に差出すには本人自國官吏の手を經由するも若くは直接に差出すも妨げ無らしむべし

(ヘ) 總ての犯罪は成るべく其所犯の土地に於て審斷せしむべし

(ト) 外國裁判廳に於て裁判權の缺失あるが爲めに罪科を犯せしもの其刑罰を脫免することある場合に於ては條約未濟國人民と同樣に日本裁判所に於て該犯を審斷處罰するの權あるべし

(チ) 我日本の國君又は政府に對し外國人の犯せる罪科を處罰するの適法を設ること(既に存立するにあらざれば)締約各國の義務たるべきことを外國委員に於て承認す

會議錄第五、六、九、十

第三節 税 率 の 事

(イ) 收入概算年額大約四百萬弗を得べき輸入税率案を日本政府より提出す爾後之に對し外國委員(合衆國委員を除き)より平均一割より一割一分迄の從價税を輸入品課税の基礎とせしものにして大約三百三十弗(又た諸雜費を合算すれば大約三百五十七萬弗)の收入概算額となる税率案を提出し日本政府にて之を承諾したるに由り乃ち各委員より該案を締約各政府に勸告せり(但し合衆國委員のみは之に同意す)

(ロ) 輸入貨物の價格幷に取税價格に加算すべき諸雜費を計算し又た從量税を賦課すべき品類を查定せしむるが爲めに聯合委員を本會に於て撰任す

第四節　貿易幷に航海に關する其他の事項

會議錄第八、九、十、十一

(イ)日本政府にて從來建設維持せる沿岸諸燈標の爲めに外國船舶より噸税を徴收すべきこと審議の上之を至當なりと議決す日本政府よりは將來燈標維持の要費年額を殆ど補ふに足るべき丈けの總額を開示す

(ロ)外國船舶に賦課すべき噸税割合は本會に於て聯合委員を撰定し其詳細を調査せしむ

(ハ)拂戻税幷借庫の制を設ることを日本政府に於て承諾し税目調査委員に托して適宜なる拂戻税法を起草し且つ之れが須要なる規則を草定せしむ

裁判權幷行政權に關する豫定の諸事項は尚ほ未だ充分に審議を盡さずして先づ税率幷其他貿易上の事項を討議したりしが此際に當り日本政府は外國人の自由なる居住と交際とに各般の制限あるを除去するが爲めに日本政府の寛大なる意志を實行せんとするの方法に就ての大問題を充分滿足に融解するは到底領事裁判制の基礎に依ては爲し得べき所にあらざることを覺知したるを以て會頭は更に本會に告るに我政府の意見に於ては今や日本に在る外國人の我政府及び人民に於ける交際全局の論題を寛裕なる方法を以て更定すべき一大計策を提議するの時機方に到達せりと思考すとの旨を以てし即ち四月五日の集會に於て其寛裕なる點に就ては幸に曾て異議ありしを覺へざる所の約束方法に依て日本政府は全國を各國人民に開通せんと欲するの趣旨を記述したる覺書を本會に朗讀せり今該覺書幷其後六月一日本會に呈したる細目案中に提議したる其主趣を略叙するに左の如し

會議錄第七

會議錄第十一

一、日本政府は全國を開通し國内何地にも外國人の自由に旅行し居住し又は動産不動産を所有し且つ日本人と同一

樣の振合を以て貿易其他の職業を營ましむ可しと明言したり而して唯だ本件に約束を要する所の內外人の別なく均しく日本國の法律を遵守せしめ又た其法律は一般に日本國の行政幷司法官に於て之を施行すべしとの一事にあるのみ

一、日本の法律幷其施行に關して日本政府より與へたる特別の保證は之を略擧するに左の如し

(イ) 日本國の法律と規則が全く西洋現時の法理に從ひ完備に至る上は少くも一の歐文に正譯し之を頒布すべきこと

(ロ) 裁判上法律の適用は日本政府にて特別に採用する外國判事に分任せしむべきこと

又た該判事は全く不羈獨立ならしめ而して其人物は適當なる資格と實際の經驗を有するものたるべきこと

(ハ) 外國人被告たる事件に於ては外國判事を多數となし又た內外判事二名にて法庭を開くときは外國判事に可否決の權を有せしむべきこと。

日本人被告たる事件に於ては內國判事を多數となし若くは之れに可否決の權を有せしむべきこと

(ニ) 東京、大阪、長崎、函館の控訴裁判所には外國判事各二名を置き大審院には三名(此外に必要の補缺員を加ふ)橫濱、神戶兩港の始審裁判所には外國判事各一名を置き又た右兩港には外國治安判事各一名を置くべきこと

(ホ) 金額百圓以上の訴訟を直接に控訴裁判所に出訴するの特典を外國原告人に享有せしむべきこと

(ヘ)　外國人違警罪以上の刑事は是れ亦控訴裁判所に於て審斷せしむべきこと

(ト)　今後若し我政府にて陪審の制を採用することある時に當ては外國人被告たる事件に於ては陪審官の一部は外國人を以て之に充たすべきこと

(チ)　總て裁判所の審判は之を公行すべきこと

(リ)　常に適能の通辯官を備ふべきこと

(ヌ)　代言人撰任の事に就ては格外の特典を外國人に許與すべきこと

(ル)　死刑罪に於ては一層の保證を與ふる爲めに一時特別の方法を設くべきこと

(ヲ)　禁獄に處せられたる外國人の取扱に於ても亦特別の方法を用ふべきこと

民事裁判權に關しては左の特別なる條款を提議せり

(イ)　甲乙國籍を異にする外國人間の事件は日本裁判所の專轄に屬すべしと雖ども同國籍なる外國人間の事件は本人等の意に任せ其所屬領事裁判廳に出訴するを得せしむべし但し其判決の執行は日本裁判所の權内に在るべきこと

(ロ)　民法中專ら各人身分上の權理に關する一部分は之を外國人に適用せざることを許すべし故に外國人此種の論件は苟も日本人の利害に關渉するものにあらざるよりは外國裁判所若くは領事の裁判に委すべきこと

(ハ)　宗敎信仰の充分なる自由を外國人に保證すべきこと

㈡　一般の諸税を賦課するは內國人と同一樣なるべしと雖ども其他の非常臨時の負擔は之を外國人に免れしむべし又た參政權は固より許與すべき限りにあらずと雖ども從來の居留地取締上の事務には發議するを得せしむべきこと

以上は則ち日本政府が新條約批准の日より若干期限の後ちに至り外國人の狀態を改革せんと欲すと陳述したる所の概要なり。

又た日本政府は左の提議をなせり。

準備年限を早く始め且つ之を條約批准の日より算し五ヶ年より永からしめざるべきこと

此準備年限間に於ては通商の爲め外國人の當國內各地に旅行するの權利を許し又た各開港市場從來の居留地を擴めて其區域內に外國人を居住せしめ且つ其不動產を所有するの權利をも許し而して之を許すに就ては現今の居留規程の內外に論なく地租及び地方の諸課稅等を納めしむるは內國人と同樣たるべきこと

又右許與の約束として現今の條約期程外に於て外國人の犯せる輕罪及び其何地に於て之を犯せるに拘はらず一切の違警罪且つ日本人に關係せる民商事件幷不動產に係る一切の事件は日本裁判所の裁判に從はしむべきこと

行政規則違犯の處分も亦日本裁判所に於てすべし尤も條約面背戾の處分は準備年限內領事裁判廳に委すべきこと

大體の策案に於て外國判事の事及び裁判所の組織權限等の事に就き保證する所のものは總て準備年限間にも之を

適用すべきこと

右に概略を述べたる緊要なる改革の方案は本會過半數の嘉納する所なるも本件の提議に就ては外國委員は何等の訓令をも奉せざることとなるが故に各其本國政府に右提議の億を進達すべきことに議決す但し委員過半數は之を改正の基礎となすべく其本國政府に勸告すべしと明言し獨り英國委員のみは熟考の上ならでは未だ遽に意見を陳し難しと說述せり。

會議錄第十五　新公使たる佛國委員トリクー氏の當國に來着せるは此方案本會に提出後に係るを以て其後に意見を述べ該法權の方案は未だ以て裁判の善良なるべきことに向て充分なる保證となすに足らざるべしとのことを陳出せり。

會議錄第十五　英公使も亦た七月十七日の集會に於て氏が日本政府の提案に同意せざるの理由書を本會に提出せり。

會議錄第十二　六月八日日本委員は日本政府に於ては現行の輸出稅目を變更するの意なき旨を告ぐ。

又た同日の集會に於て條約に附添する貿易規則は稅目委員に其調査を托し該規則改正の意見を本會に報告せしむべきことに議決す。

會議錄第十二第十三　會頭の發議に依り日本政府が新條約に挿入せんと欲する最惠國條款の草案を各政府に進達すべきことに議決す但し二三の委員は其各自の政府が他國と締結せる條約上の義務に關して或は該案中取捨すべき箇條之れあるべき旨を陳述せり。

會議錄第十三　數委員の贊成ありたる佛國委員の發議に對し會頭は文學幷に美術上の版權、專賣權及び商標保護の事に就ては相

互の主義に基き特別の約定を以て之を取極めんと欲する旨を告述せり。

會議錄第十三

法件問題の論件は之を熟議するに大に時間を要すべきことなれば本件の確定は姑らく之を後にし先づ稅率并其他貿易關係の事項だけを可成的速に確定せんと欲すとの會頭の發議に對し米、佛兩國の委員異議を述ぶ。

會議錄第十四、第十五

此發議に就ては討論の末外國委員に於て會頭の意を其本國政府に進達すべき旨を告述せり但し裁判權并內地開通の件は敢て之を放棄するにあらず追て應に議すべき都合に至れば亦た速に議すべきの約束なり。

會議錄第十三、會議錄第十五

英、獨人民より進呈せる二個の建言書の趣旨を酌量し日本政府に於てその本會に提出したる草案中所揭の特別制限を以て若干期限の間日本人の雇入れにて外國船舶の不開港に回航するの特典を許與すべき旨を發議す各委員皆な會頭に陳謝し而して篤と該方法案を熟慮すべき旨を約せり。

會議錄第十六

其後英國委員は該制限に付き異議を述ぶ會頭之れに對し一二の答へをなし且つ其詳細は尙ほ審慮すべき旨を約せり。

會議錄第十三、第十五

サー・ハレー・パークス氏は豫定議目の第五類（開港場借地并居住方法）に關繫するものとして橫濱港居留地取締の件、同港下水の設置并用水供給の劣惡なる件及び新潟港に於て外國人借地方法の不完全なる件を本會に提出す。

會議錄第十三

新稅目は長期若くは短期の通知に依て實施すべき乎との疑問を委員中に發せしものあり各委員互ひに其意見を異にするを以て本項は尙ほ商業家の考證を得たる上にて決定す可しと議決す。

會議錄第十五

外國船舶乘組の日本人及び日本船舶乘組の外國人所轄の裁判權の事に關し會頭より簡短なる意見書を本會に提出

會議錄第十六
す右に付き英、獨、米委員の陳説ありたる末各委員僉な該意見書を其本國政府に進達すべきことに議決す。

會議錄第十五
日本委員より議目第十二類中に掲示せる局外中立の件は關係の國々と直接に之を議定せんと欲する旨を陳出す。

會議錄第十五
又た日本委員より難破船の件に關しては既に英、米兩國と締結せる約定に準じたる一條款を各國との新條約中に挿入せんと希望する旨を告げ且つ日本國北海の海豹幷臘虎獵取締規則を外國船舶に遵守せしむべき條款をも加へんことを發議す。

會議錄第十五
各委員皆な該提議を其本國政府に勸奏すべきことに議決す。

會議錄第十五
サー・ハレー・パークス氏より旅券の成規に就き一通の覺書幷外國人の貿易に制限の存するを愁訴する今一通の覺

會議錄第十六
書とを提出す右兩件とも一と通り討議の後ち日本委員之れに答辯し而して貿易制限の一項は之を本會に議せずして外交談判の處分に附せんことを請求す。

會議錄第二
會議錄第十五
最後の議目（第十三類）たる新條約期限の件を議するに至りて會頭より新條約は稅目、燈稅及び其他の貿易事項に關しては八個年其外の部分に關しては十二個年を以て終期とし終期の後ちは此條約を再制するか又は廢棄となすべき旨を發議す本件に就ては頗る論議ありて其論議中會頭は此條款は日本政府の至重至要とする所たることを說くに特に力を用ひ又た縱令廢約することありとも日本は其外交に於ては必ず公法の通義を守るべく而して如何なる事情ありと雖ども外國人の享有する權理を損傷すること決て之れ無かるべきことを明言せり。

是に於て各委員は僉な會頭の發議を其本國政府に進達すべきことに議決す。

各委員悉く上述の本會議事提要を異議なく承諾す。

サー・ハレー・パークス氏問ふて曰く此提要中會頭は領事裁判權の基礎に據らず即ち其提出せる大策案を以てするに非ずんば到底充分滿足の改正結果を得ざるべしと陳示ありしが右は該裁判權に關する會議錄第三、第四及第五中の談判を都て取消さんと望まるゝ意なりや。

會頭答て曰外國人を日本裁判權に服從せしむる余の提案を若し締盟各國に於て認諾なきときは則ち右談判を其儘之に代へ存用せんと欲するなり果して然らば彼の議題第四類及第五類中未だ充分討論せざる諸事項を凡て再議し決定を取るべきなり。

サー・ハレー・パークス氏又問て曰右談判中本會各員の同意ありし彼の原告人其自國官吏の手を經ると經ざるは隨意に任せ直接に裁判所（日本又は外國の）へ出訴するを許すの件は直ちに今日より實施せしむべきや否や。

會頭答て曰余は此件を本會の議事外に談判し肯て其施行の如何を取極むべし。

サー・ハレー・パークス氏仍ほ請て曰其他左の事項即ち第一、横濱居留地取締の件第二、新潟外國人家作地のこと第三、外國通商に對し不法の聯合第四、日本人雇入外國船舶の事は會頭に於て本會閉局後も引續き談判あるべきことゝ余信察するなるが果して然るにや。

會頭答て曰右の中第三項迄の事件は乃ち本會外に於て成る可く急速其談判に着手すること余肯て異議なきなり乍去其第四項に至ては則ち余之を條約改正と連帶して談判せんと欲する所なり。

會頭端を改て曰今爰に一事の未だ決定を要するものあり即ち稅率其他貿易事項の調査委員は本會閉場後も尙ほ引續き從事するや否のこと是なり余一分にだては右調査委員自から其意あらば引續き從事すること然るべしと思考す。

二三討論の末バロン・ローゼン氏發議し曰調査委員の事務は先づ日本政府の提案に付各國政府の回答あるを俟ち其迄は休止すること然るべし。

白、佛、英、蘭、葡、露、西、米諸國委員は右發議を可決し墺匈、伊兩國委員は之を否決す但し日耳曼兩委員は肯て可否を發言せず。

此件に限り過半數の發言に依て決定す。

第十五會議錄に記名し了る。

此に至り會頭は本會閉局の儀を披露し左の演述を爲す。

本會開設以來幾と將に半歲に及び其間諸員と參集協議するの幸を得而して今や其局を結ぶに臨み余爰に數言以て聊か辭別の情を陳せんと欲す且つ此情の一層切なる所以は即ち他日本會再開の節今日の委員中或は在留せられざるあるも料り難ければなり然り本會の能く其懇親友愛の主旨を終始渝ゆることなく各委員の每ねに快捷撓まず以て克く其擔當の任務を致せる成蹟は絕た感賞に堪ざる所にして余苟も會頭たるの本分に於て固とに之を議事錄に記載し置かんことを希望せざる可らず乃ち委員各位の其職力懇心以て本會の難務を共同扶助ありしことは余敢て我政府に

代り之を深謝する所なり。

將た書記官の克く此繁難なる事務を措辦したることに付亦茲に其黽勉多材を許認せざるを得ず而して斯く右諸氏の善く其職任を盡せし成効に對し此賞詞を以て之に酬ふるは是特り余の心情に發するのみならず蓋し本會衆委員に於ても亦必ず同感なるべしと信ず。

今や日本政府の提案及び委員各位の報告とも併せて之を外國政府へ進奏し該政府に於て其決定あるの日迄我輩姑く當さに開散すべきなり只冀くば他日再會の時能く滿足の談判を完了し新條約締結の運に到り以て內外雙方の利益に取り此の至要至大なる目的を達せしめんことを。

サー・ハレー・パークス氏云く會頭より閉會を告げらるゝの演述に對し答辭を呈するは余敢て其任に當らずと雖ども唯だ爰に數言を陳せんとす會頭の余輩外國委員の勞を嘉尙せらるゝや甚だ厚し余輩思へらく此嘉尙たる會頭に向ては尙一層を加へざるを得ず會頭は則ち日本政府の代理として本會に參與せらるゝのみならず又た會頭と爲りて會場一切の事務を指揮し議事を整理するの煩を執り且つ外國交際上極て至重至要なるの大計畫を順次に發案し殊に身體の健全ならざるにも拘はらず此彌久の會議中一意黽勉事に從ひ而して苟も外國委員等の發議討論する所の事は甚だ懇篤叮嚀に之を處せられたり此に余は各國委員に代て會頭の終始渝らず厚く余等を優遇せられたるを深謝す。

書記官の事に就ては余は唯だ會頭感賞の言を再述するの外なし書記官諸氏が本會の記錄を編成せられたるの其宜きを得たるは是れ外國委員が諸氏に向て陳謝する所なり。

本會の效果や滿足なる該判を完ふするに至らんことを會頭の冀望せらるゝは余に於ても亦同じく然るのみ素より締約各國の趣旨は日本の要求と外國貿易の利益とを可成丈けに一致調和せしめ而して日本と各政府との間に幸に現存する所の懇親なる交際を益々鞏固ならしめんと欲するに在ることを了知するを以て此冀望の必ず果して達すべきを信ずるなり。

尙ほ一言を述べざるを得ざるものあり日本の副委員鹽田氏は是迄當議會の總會議及び委員會にも每ねに臨席し又た會頭缺席の時に於ては其代理をも勤められたる事なるに偶々病氣の爲めに本日此閉局の集會に臨席なく外國委員等より氏が有功勉勵の協力に對し應に致さゞるを得ざるの謝辭を受るを得られざる事洵に是れ遺憾の至に堪えず。

外國各委員僉なサー・ハレー・パークス氏の陳情に同意を表す。

伊國代理公使云くバロン・アレキサンドル・フオン・シーボルド氏が博く各國の語に通じて常に厚く余輩を補助せられたることを余の此に感謝するに英語を能くせざるの諸氏は勿論其他の各委員に於ても亦皆然らず同感なるべきを信ず。

ビンガム氏は筆頭たる同僚の陳述に誠心同意を表し且つ云く余は唯だ之に一言を加へ偶然遺脫せられたるものと信ずるの點を述べんと欲す即ち他日再び本會を開かるゝときは今般日本政府より提議せられたる所の基礎に據て現行條約を改正すべきことに締約各國の同意を以てせんこと是れ余の希望する所なり。

右畢て午後十二時三十分閉會す。

條約改正會議

會議錄第一

明治十九年五月一日集會

日本國政府及墺地利洪牙利國、白耳義國、丁抹國、佛蘭西國、獨逸國、大不列顚國、伊太利國、和蘭國、葡萄牙國、露西亞國、西班牙國、瑞典諾威國、瑞西聯邦及亞米利加合衆國の諸政府は千八百八十二年（明治十五年）豫議會に於て創始したる條約改正の事業を完結せんとの目的を以て互に熟議を遂くるの冀圖すべきことなるを認め、此か爲め日本政府に於て更に開設すべき會議に參與せしむる爲め各其全權委員を任命せり。

明治十九年五月一日土曜日午後二時各國の全權委員東京外務省に於て集會す。

出席各員

日本國全權委員　外務大臣伯爵井上馨閣下及外務次官靑木周藏閣下

佛蘭西國全權委員　特命全權公使ゼーア　シエンキエウヰツ閣下
墺地利洪牙利國全權委員　特命全權公使コント。チアールス　ザルスキ閣下
大不列顛國全權委員　特命全權公使ナイト・コンマンドル・オフ・セント・マイケル・エンド・セント・ヂヲルヂ・ゼエ・オノラブル・サー・フランシス・プランケツト閣下
伊太利國全權委員　特命全權公使レナート・ド・マルチノー閣下
白耳義國全權委員　特命全權公使ヂヨルヂ・ナイト閣下
亞米利加合衆國全權委員　特命全權公使リチヤルド・ビ・ヘツバルド閣下
獨逸國全權委員　特命全權公使テヲドレ・フオン・ホルレーベン閣下及び
同國總領事エドワルド　ザツペー氏
和蘭國瑞典諾威國及丁抹國全權委員　辨理公使イ・イ・フアン・デル・ボツト閣下
西班牙國全權委員　辨理公使ヂヨゼ・デラヴアツト閣下
葡萄牙國全權委員　臨時代理公使ヂヨゼ・ダ・シルヴア・ルーレイロ氏
露西亞國全權委員　臨時代理公使アレキス・ド・スペイヤ氏
瑞西聯邦全權委員　テオドレ・フオン・ホルレーペン閣下及瑞西國總領事ア・ウオルフ氏

外務大臣伯爵井上馨閣下は席を机棹の上方に占め左の演説をなせり。

諸君我輩を玆に招聚したる事項の議を始むるに先ち余は至尊なる我　皇帝陛下の勅旨を奉し快然たる一の義務

を盡さんと欲す即ち我　皇帝陛下は此會議の開設を滿足に思召さるゝ旨を各全權委員に通告し併せて此會議の關係諸國に取て最も滿足なる成効を奏せんことを切に御希望被遊旨を陳述すべしとの事を余に命ぜられたり。今や余は諸君に請求するに會頭を選定し會議を組織せられんことを以てす。

佛國公使シエンキエウキッ閣下は外交官筆頭として左の答辭を述べたり。

諸君余の位置外交官筆頭たるを以て余は　日本皇帝陛下より余輩に懇篤友愛の情を表彰し給はりしは余輩の感佩に堪へざるとの衷情を吐露し併せて余輩の恭敬感謝の意を　皇帝陛下に奏上せられんことを外務大臣閣下に請ふの任に當るは余の本分なりとす。

千八百八十二年（明治十五年）の會議中井上伯閣下には卓然の機慮を以て會頭の職を盡されたり然り而して今回の會議は恰も前會の續きに過ぎされば余は今回も亦會頭の職を閣下に委任せんことを謹んで發議す又此事たるや慣例の然らしむる所にして今回の如きに至りては余輩一同の利益たること明なり蓋し井上伯才能卓絕にして經驗に富み事に當て敏捷なれば余輩の今日茲に會合して完結せんと欲する條約改正の事業をして關係諸國に取て等しく滿足の結果に至らしむることを保證するに足ると云ふべし因て余の發議を諸君皆贊成あるべしと確信す。

各會員欣然シエンキエウキツ閣下の發議を採納し外務大臣を會頭に推選す。

井上伯は先づ各會員の伯を信任せらるゝことの厚きを謝し又更に伯に於て會頭の席に就く能はざるときは　日本

皇帝陛下の第二全權委員靑木周藏氏伯に代りて其職を盡すを得べきことを乞ひ即ち同氏を本會へ紹介せられたり。

此發議採納せられたるを以て本會は會議錄編成の爲め書記を選定することに着手せり會頭は左の人員を書記に選定せんことを發議す。即ち

外務大臣祕書官兼外務省政務課長　齋藤修一郎氏

公使館參事官外務大臣官房勤務　バロン・フオン・シーボルド氏

公使館參事官外務大臣官房勤務　ヂー・ダブリユ・スチイヴンス氏

英國公使館日本書記官代理　ジヨン・ハリングトン・ガビンス氏

佛國公使館譯官　ピー・デ・ルシー・フオサリウ氏

右諸氏選定の上之を本會へ紹介せり。

會頭の發議に由り各全權委員の委任狀は之を書記に預け置くことに決せり。

此事に關し會頭は西班牙政府より其公使の委任狀を去四月六日發送せられたる趣電報を以て同公使へ通知ありたる旨を報道し且其委任狀到達の日近きにあるを以てデラヴアット閣下の本會に加列せらるゝは各委員に於ても同意せらるべしとの意見を陳述せり。

シエンキエウキツ氏曰く余に於ては此點は別に討議を要せざるべく又デラヴアット氏の協力を本會に於て欣然待受すべしと同氏へ確證するに當り余は唯全會に代り其衷情を吐露するに過ぎさるのみと信ず。

會頭又報じて曰く布哇國政府は亞米利加合衆國の議定したる取極にて總て同意すべき旨豫め開陳するの義去る二月一日附書束を以て布哇國代理公使アルウヰン氏より通知ありたり尤も該時同氏は一時我國を去らんとするの際なりし。

デ・スペイヤ氏曰く余は委任狀を所持せずと雖ども我政府より電報を以て本會に參與すべき旨申越且此義は在聖德堡日本公使に於ても承知なりと。

會頭此陳述の確實なることを保證せり。

シヱンキヱウヰッ閣下は同僚に代り右の次第なればスペイヤ氏の本會に參與せらるゝも敢て異存なき旨を陳述せり。

次に會頭は左の演說をなせり。

諸君本日開設したる會議の目的は現行條約を改正し且日本國と泰西諸國との交際を數年間規定すべき一の條約を締結するに在り

條約改正の基礎を議定せん爲め千八百八十二年(明治十五年)に開設したる會議に於て我政府か改正を要すべき事項殊に裁判管轄の修正に關する要點を明擧し且貿易交通の爲め日本全國を外國人に開くことに關する我政府の寬大なる計策を公言することを得たるは即ち該會議の好結果なりと云ふべし蓋し本件に付當時我政府より提出したる議案に對しては條約國に於て充分の同意なかりしと雖ども貿易に關する討議に至りては好結果を致

し各國委員の立案に係る修正稅目案も我政府に於て採用し噸稅及ひ外國船傭人の問題に至りては已に其基礎を議定したり。

諸君も熟知せらるゝが如く該會議の目的即ち條約改正の基礎議定は貴我政府間數回の談判を以て漸く之を達したり右談判の要點は千八百八十四年（明治十七年）八月の覺書に掲載する所こして本會に其代表人を出したる諸政府に於ては或は之を基礎とし又或は之を會議の發起點として採用ありたるは余之を至幸と云はざるを得ず故に今將さに諸君の高議に附せんとする草案も此覺書に循據して起草したるものにして諸君も亦此草案の要點該覺書の精神と符合することを發見せらるべし。

此書類立案の爲め多くの時日を要したるは余の遺憾とする所なりと雖ども其遷延の無用に屬せざりしは亦余の喜ぶ所たり何となれば此に關する司法上の難題を研究するに從ひ我法制上に改良を加ふるに至りたればなり。

在日本外國人管轄の方法に關する變更を實施するに當り我政府の負擔すべき責任は我政府能く之を覺知すること余諸君に確證す今や余は我政府の立案に係る草案の印刷したるものを諸君に提出す。

因て諸君は之に就き懇篤鄭重に熟考を遂げられんことを希望す。

日本帝國と泰西各國との間に存在する關係を親密ならしめ且其貿易を旺盛に至らしむることを謀るは雙方共同の利益なるを以て是即ち余輩の議定せんとする問題より生する所の困難を克く排除するに足るべきこと余の信じて疑はざる所なり況んや此事を處するに各委員一同公明好和の衷情を以てするに於てをや。

諸君は泰西開明の代表者として須らく今我國の進歩を批評するの地位に立ち而して諸君の判定は我政府と人民の維新以來執行せし政策を諸君の代表せらるゝ政府及其人民に於て信用し又之を賞賛し隨て從來我を遇するの方法を改め新路に就くを當然とするや否やを萬邦に示すに至るは諸君須臾も忘却せざるべしと余は信認す。諸君よ余は諸君を迎接するに於て欣喜極なし而して斯く好機を得て開設したる會議の我邦及締盟各國に取て均しく利益となるべき結果を來すべきは我至尊なる我　皇帝陛下の叡慮を謹承し余も亦深く信用する所なり。

シエンキエウキッ閣下は會頭の演說ありたる會議沿革要路に對し謝詞を會頭に述べ且同氏も亦會頭と同感なるを以て此會議の良好にして且永續すべき結果を致さんことを希望する旨を陳述せり。

日本政府の立案に係る草案書類各三通宛（英文若くは佛文）を各全權委員に配附す。

會頭曰く已に配附したる書類中二三の誤謬あれば會員幸に之を海恕せられんことを乞ふと又佛國公使より此等の誤謬は全體の意味を變更すべきものなるやの問ありしを以て右誤謬は此の如き性質を有せざる旨會頭答辯ありたり。

次に會頭より左の發議ありたり。

第一　討議の順序を前以て定むるは必要の事たりと認むるに因り會頭は條約草案起草の順序に從ひ列記したる諸問題の目錄を豫め印刷し置き之を各委員に配附せり

右目錄中項目の順序は、第一貿易に關する問題、第二日本政府の讓與に關する問題、第三裁判管轄に關する問題

是なり故に討議中は此順序に據り一題を議了するに非ざれば更に新題を議せざる事

サー・フランシス・プランケット閣下曰く討議の順序に關する決議は次會まで見合せる方然るべし左すれば此間に各委員は其接受したる書類を熟讀するの時日を得べしと。

各會員此說に同意せり。

第二　本會の討議及本會に關する書類は全く祕密とせん事

此發議に就ては會員一統皆同意せり。

第三　會議錄は英佛兩文にて作ることゝし討議中は各委員に於て如何なる國語を使用するも隨意たるべき事

會頭並に佛國、英國、獨國、伊國、合衆國、及露國の全權委員に於て稍討議の末左の事項を議定せり、即ち會議錄は米佛の兩文にて同時に作り兩文共に同一の意義にして等一の効力あるものとすべし、各全權委員は右兩文中其適意のものに署名すべし、討議には如何なる國語を用ゆるも妨なし、重要なる議案は書面に認むべし而して其提出後次回の會議に非れば之を討議に附することを得ず、但議案は書記に托し英佛の兩文に認めしめ前以て各全權委員に配附し置くものとす。

此時會頭は次會開會の期日を定めんことゝを發議せり。

日本政府より提出せし書類を各全權委員に於て研究するに必要の時間を定むることに關し暫時討議の末五月廿二日土曜日午後第二時迄休會することに決せり。

午後第三時散會

井上馨

青木

ザルスキ

エフ・アール・プランケツト

リチアルド・ビ・ハツバード

イ・イ・フアン・デル・ポツト

ヂエ・ルーレイロ

右英文に署名

シエンキエウキツ

エル・ド・マルチノ

ヂー・ナイト

ホルレーベン

ザツベー

デエ・デラヴアツト

スベイヤ

ア・ウオルフ

右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

齋藤修一郎

バロン・ド・シーボルド

デイ・ダブリユ・スチイヴンス

ジヨン エイチ・ガピンス、

ピー・デ・ルシー・フオサリウ

會議錄第二

明治十九年五月廿二日集會
井上伯を會頭とし午後二時開會
出席各員

日本國全權委員　井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員　シェンキェウキツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ氏
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケツト氏
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ヘツバルド氏
獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
和蘭國瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ポッチ氏

西班牙國全權委員　デラヴアット氏
葡萄國全權委員　ルーレイロ氏
露西亞國全權委員　ド・スペイヤ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ウオルフ氏

會頭は第一會の會議錄を各委員へ提出し輓近歐洲の諸會議に於て遵守する議事手續に據り會議錄は既に朗讀したるものと看做し各委員之に署名すべしとの意見を陳述せり。

サー・フランシス・プランケツトは前會に於ける會頭の演說中本會の目的は一の條約を締結するに在り云々とある部分に注意あらんことを請ひ蓋し數個の條約なる文字を用ゆる方本會開設の目的を克く明にすべし何となれば氏の希望するが如く本會の事業果して其効を奏するに至らば從て締結すべき條約の數は十五なるべきを以て右文字の變更は須要とする所たりと思考すと陳述せり。

會頭ハサー・フランシス・プランケツトの說に同意せり。

シエンキエウキツ氏は本會の事業其効を泰すれば固より數多の條約を締結するに至るべしと雖も條約草案は單に一なるを以て會頭演說の字句は其儘存し置く方然るべしと陳述せり。

會頭は再び英國委員の說に同意を表し實際に付て見るに改正すべき條約數多ありて假令ひ其精神は同一なるも各其形式を異にするを以て之を改正すれば必ず數多分別したる條約を締結するに至るべしと陳述せり。

シエンキエウキッ氏は形式と事柄とは判然區別するを要す蓋し形式より論ずれば條約國の數に等しき數個の條約あること勿論たりと雖も其事柄より云へば實際唯一の條約あるのみなるべしと陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは事柄と雖も亦多少異同あるべし例へば英國の如きに至りては其條約中諸植民地に關する一條款なかるべからずと雖も是他國の必要とせざるべき所なるべし又種々の條約中他の異同を必要とすることあるべしと陳述せり。

ハッバルド氏はサー・フランシス・プランケットの說に同意を表するも本會の目的は成るべくは現行條約改正の爲め一定の基礎を議定するにあることは一般に承知する所たるを以て誤解を避んか爲め「各別の條約を締結するの基礎を議定する」の文字を加ふる方然るべしと陳述せり。

シエンキエウキッ氏は若し合衆國委員の意見を了解したりとすれば同委員の說は本會の目的は單一の基礎を議定するにありと云ふか如し而して現今の條約は其事柄等一ならずと雖も千八百八十二年（明治十五年）の會議に於ては右條約中の一なる墺地利洪牙利條約を以て各條約改正の基礎となしたるを以て之を視ればハッバルド氏の此所見の正當なるや明なりと陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは各委員の本會に集會したるは其目的一の連帶條約に署名するに非ずして單に各別の條約にして成るべくは其精神の等一なるものを締結するか爲め之か基礎となるべきものを議定せんことを計るに在りと陳述せり。

此點に付佛國、伊國、白耳義國、米國の諸委員尙ほ討議ありたる後白耳義國及米國の兩委員は各左の修正案を書面に認め之を提出したり。

ナイト氏は「一の條約締結」云云の文字に換ふるに「關係諸國と各別に一の條約を締結する事」云云の文字を以てせんことを發議せりハツバルド氏は討議に係る字句に換ふるに「現行條約を改正し而て一の取極を爲し此取極に準據して締結したる各別の條約を以て日本國と泰西諸國との交際を數年間規定すべし」の文字を以てせんことを發議せり。

シエンキエウキツ氏はナイト氏の修正案は各別の條約存在するを豫定するを以て此案は採用するを欲せざるもハツバルド氏の修正案は較々同意することを得べしと陳述せり。

サー・フラシシス・プランケツトは寧ろナイト氏の案に係る字句を可とすれどもハツバルド氏の發議に對しても別に異論なき旨を陳述せり。

會頭はハツバルド氏の修正案を採用するも妨なき旨を陳述し且投票を以て之を決定せんことを發議せり。

シエンキエウキツ氏は本問題は主義に關するを以て投票に據りて定むることを得ずと陳述せり。

ド・マルチノー氏は諸委員は實際會頭の演說を討議するものたることに其注意を請ひ盖し本會は會頭に請求し其用語の說明を請求し得べきも井上伯の言語を變更するか如きは本會其權ありや否竊かに之を疑ふと陳述せり。

シエンキエウキツ氏はド・マルチノー氏の所見を賛成して原文の字句を維持せんことをそ主張せり。

ド・マルチノー氏は今迄の討議に由り會頭の其演說の字句に附せられし意味は會員の之に附すると概要等一なるを明にしたれば此點に對し抱懷せられたる疑念は既に全く氷解したるに付是れ氏の滿足に思ふ所なりと陳述せり。
會頭は此結果に付歡情を表し原文の字句は之を存すべしと雖も次號の會議錄中に白耳義國及米國兩委員の修正案を揭載する方然るべしと陳述せり。
ド・マルチノー氏は左の件々に對し本會の注意を喚起せんと欲する旨陳述せり曰く、氏は氏の同僚の如く前會に於て提出ありたる發議除去の事に關し書記より協議を受さりしのみならず會議錄を氏へ送附ありたる方法の如き不都合の處置は再び起らざらんことを謹んで期望す尤も會議錄送附の事に關し注意を促せしは唯此事の再起を妨ぐの目的に外ならずと雖も發議除去の事は主義上の問題たるを以て本會に於ては將來の爲め嚴格の規則を立て之に據り本會は公然提出したる發議は之を滅殺し若くは刪除し能はざらしむるを必要とす故に謹んで左の議案を提出す。
公然提出ありたる發議は盡く之を會議錄に揭載し之を滅殺し若くは刪除するを許さず其必要ある場合に於ては發議者に於て只之を取消すことを得るに止るものとす
氏は又會議錄中「是等の文の認め方は書記に托すべし」の字句に付注意を促さんことを欲し抑も委員の提出したる議案の字句を定むるは書記の任に非ざることは會員諸氏も亦氏と同意なるべし氏は決て書記の校正せしものを採用すること能はざるべし故に前陳の字句は刪除せられんことを發議すと陳述せり。
ヘッバルド氏は伊國委員の陳述に係る第一の點は前會の一事にして當時氏之を發議し又其會議錄より刪除せしも

のなれば之に付說明するを正當と思考す蓋し氏の本會へ發議するに日本內閣員へ本會傍聽の特典を許されんことを以てせしは聊か日本政府顯官の氏へ常に表示ある禮遇に酬ひ且千八百八十二年の會議の先例に從はんとの意に出たり然るに此發議は會員一統に於て採用ならざるを覺知せしを以て氏は之を取消したり又此事を會議錄に揭載せられざることは其後氏の同意せし所にして是則ち其同僚某諸氏の冀に應したりと推察せしにあり且此發議たるや全く禮遇の意旨に出て千八百八十二年の先例に據りたるものなれば會員一統の同意を得ざる以上は全く之を取消す方宜しからんと思考したるに因れりと陳述せり。

會頭は氏も亦前陳事項の會議錄より刪除せらるゝことに同意したり何となれば之を一般の冀望と思考したればなり然れども本件の會議錄に揭載せらるゝや否は本會之を決定するものとすと陳述せり。

ド。マルチノー氏は此事に關し陳述を爲すに當り姓名を擧げさりし而て此事を本會へ提出せしは唯之を以て先例と爲すことを防かんとせしにありと陳述せり。

ナイト氏は前陳の事項を刪除するは委員諸氏殆んど皆同意したることなれば伊國委員は復此問題の再議を主張せられざることを期望すと陳述せり。

ド・マルチノー氏は氏は徒らに本問題を再議するを好ます唯先例の起るを防かんことを冀望するのみ氏に於ても同僚と共に欣然此發案の刪除に同意せしなるべけれども氏は嘗て協議を受さりしと答へたり。

會頭は前陳の事項を會議錄へ揭載すべきや否に付本會の意見を問はんとせり。

此事に關し別に處分はなかりしも將來の議事の件に關してはド・マルチノー氏の發議を採用するを以て全會の意見とす。

「議案の認め方は書記に托すべし」云々の章句に關しド・マルチノー氏の發議せし異議に對しては白耳義國、佛國、及米國の諸委員は此章句の意味は唯委員の議案を翻譯登錄すると云ふ迄にして書記をして起草せしむると云ふには非ざるなりとの意見なりき。

ド・マルチノー氏の發議を採用し前陳の章句は删除じたるものと看做すことに議決せり。

次に第一會議錄に署名す。

シエンキヱウキッ氏は書記の伊國委員に對し注意充分ならざりしに付同氏に於て不平の訴ありしことに各委員の注意を促し已に此不平の訴ある以上は書記諸氏に事情說明の機會を與へらるべしと陳述せり。

ド・マルチノー氏の發議せし一身上に係る事項に關し書記へ尋問の上會頭は書記に於てド・マルチノー氏へ對し注意を缺くが如き故意あるを視す又同氏の不平とする事項の如きは書記に於て定時間に會議錄を編成するの必要より起りたるに外ならすと說明せり。

此說明は將來如斯き不都合の再起なきを保證するに足るべきを以てド・マルチノー氏は之を聽納せり。

フアン・テル・ポット氏は氏は千八百八十二年會議の委員として享有せし權限に遵ひ本會へ全權委員として參與するものたることを辨明し且氏の代表する諸政府に於ては氏へ更に完備の全權を附與するに必要の手續を爲すに相違

なかるべしと陳述せり。

會頭はフアン・デル・ポット氏の陳述の確實なることを保證し且和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國駐剳の日本公使へ電報を以てフアン・デル・ポット氏所持の委任狀を確認するの請求をなすべしと訓令に及び且此確認あるは日近きにありと信認する旨を陳述せり。

ヘツバルド氏は前會以後其政府より電報を以て本會に於て議定したる條約へ署名するの全權を領受したり但其批准に至りては合衆國元老院に於て之を爲すべし又一の條約締結に必要の委任狀は追て郵便を以て送附あるべしと陳述せり。

シエンキヱウキッ氏は會頭に就て一の問を發するの許を請求し氏は昨夕特別委員會報告と題せる一書を接受せり思ふに氏の同僚も亦同樣に接受せられたるべし由て氏は該委員會の性質如何、其創立何時にあるや其集會は如何なる權限に據るや其人員は如何なる人なるやを承知せんことを欲す若し該委員會をして千八百八十二年のものならしめば其職務は已に終はり其人員の中三年以前日本を去りたる者一人又日本に在らざりしこと數月に涉る者一人あり加之今回の會議には此特別委員を選定したる會議の會員の存在する者唯二三名あるのみ夫然り然るに茲に一の委員會あり而して其存在に就ては昨夕始て通知を得たり故に氏は會頭に右の諸點を說明あらんことを乞ふと陳述せり。

會頭はシエンキヱウキッ氏の陳述に係る書類は稅目に關する問題を調査せん爲め千八百八十二年の會議に於て選定したる委員會事業の結果の一部なりと答へたり。

ファン・デル・ポツト氏は稅目に關する事件を調査せん爲め千八百八十二年の會議に於て一の委員會を選定したり該委員選定の方法及其選定の目的は載せて豫議會會議錄第十にあり其人員はサー・ハーリー・パークス、鹽田氏、ザッペー氏及氏なりしと陳述せり。

千八百八十二年豫議會の會議錄を持來り委員諸氏之を參觀したり。

白耳義國委員は特別委員の報告は如何なる趣旨を以て委員諸氏へ送付ありたるや唯參考の爲めなるや或は公文として之を送付し討議の基礎となすべきものなるやを承知したき旨を陳述せり。

會頭は該書類は前にも述べたるが如く豫議會事業の一結果なりと思料する所にして之を送附したるは其中必要の事項あるべしとの冀望に出たりと答へたり。

シエンキユウキツ氏は此報告をして若し千八百八十三年の會議に提出したるものとせば其會議錄の附錄として出でざりしは實に愕くに堪へたり又本書に添ひたる回章中「本書は英文を以て起草したるものにして其佛文を作らざる所以は單に外務大臣に於て可成速に之をシエンキユウキツ氏に送附せんと欲するに由れり」との文あり此文の字句は氏をして極めて輓近の調製に係る書類を取扱ふの思を爲さしめたり四年間中翻譯の時なしと云ふは豈奇ならずや唯今接受したる横濱商法會議所の報告に此書を載せ且之に數多の横濱商人署名したるを發見せり由是觀之此書は已に公文の性質を失ひたるものと云ふべしと陳述せり。

會頭はザッペー氏は千八百八十二年の會議に於て選定したる委員の一人たるを以て右報告の起因及其目的に對し

適當の通告を爲し得べきは疑ひなしと陳述せり。

ザッペー氏は昨日本會の會員へ送附ありたる報告の性質を說明し得べしと思料する趣を陳べて曰く千八百八十二年豫議會の節從量稅を課すべき輸入貨物の價値を査定せんが爲めサー•ハーリー•パークス氏ファン デル•ボット氏鹽田氏及氏を以て組織したる一の委員會を選定ありたるとき同會は商人等に就き其專業に關する意見を諮詢するの權を受けたり前陳の報告は即ち此事に關し諮詢したる商人の意見を載するものなり扨て委員會に於て其事業を完結する豫議會は已に閉會したるを以て同會へ報告を提出せざりしも稅目草案を完結するの機會を與へん爲め之を外務省へ送附したり蓋し當時にありては速に再び會議を開き其事業を完了せんことを期望せり然るに事此に出ずして該報告に載する價値を査定したる後已に四年を經過したるが故に其間種々の變更ありたるを以て右價値も亦變更するを必要とするに至れり。

シェンキェウヰッ氏は獨逸國第二委員の說明を以て視れば該書類は千八百六十二年の委員會に於て其心得の爲め蒐集したる參考物の一に過ぎざるが如し左れば同委員會の議決をのみ報道すれば該報告は本會に通知せざるも可なり故に氏は該報告を以て無効のものと認めんことを發議すと陳述せり。

サー•フランシス•プランケットは該報告は唯沿革を知るに益あるのみにして之を調製したる以後物價大に下落したれば之を以て今回討議の指南と爲すを得さるなりと陳述せり。

ド•マルチノー氏は獨逸國第二委員の陳述は氏をして佛國委員の說に同意を表せしむるなりと陳述せり。

會頭は此點に付公然の處分を爲す必要を視す但各委員に於て公文の性質を附することなく該報告を參考物として採るは其意に任すべしと陳述せり。

ヘッバルド氏は千八百八十二年會議の會議錄第十九號九頁より左の拔萃を朗讀せり。

此に至り各國委員（米國公使を除くの外）は威な右の對案を承諾し且各員（該公使を除き）より該案採用の事を其本國政府へ勸諭すべしとの事に議決す。

ヘッバルド氏は又千八百八十二年七月廿七日の會議錄第十六號より左の通り引述せり。

收入權算年額大約四百萬弗を得べき輸入稅率案を日本政府より提出す爾後之に對し外國委員（合衆國委員を除き）より平均一割より一割一分迄の從價稅を輸入品課稅の基礎とせしものにして大約三百三十萬弗（又諸雜費を合算すれば大約三百五十七萬弗）の收入概算額となる稅率案を提出し日本政府にて之を承諾したるに由り乃ち各委員より該案を締約各政府に勸告せり（但し合衆國委員のみは之に同意せず）

輸入貨物の價格幷に收稅價格に加算すべき諸雜費を計算し又從量稅を賦課すべき品類を查定せしむるが爲めに聯合委員を本會に於て撰任す。

ヘッバルド氏は右の朗讀引述をなし而して曰く昨年中獨逸公使館に於て公然となく集會したる會議の節氏は當時の獨逸公使ドウンホフ伯より千八百八十二年の豫會議へ提出したる稅目に關する取極にして他諸政府の已に同意せしものに一致すべしと勸告せられ且其取極に當時一致せざりしは唯合衆國のみなりしと聞けり左れば今日の問題は

唯一あるのみ即ち玆に提出したる議案は千八百八十二年に議定せしものなるや否や之なり若し然らば千八百八十二年の此取極を避くることを得ざるものは果して何人なるやと陳述せり。

會頭は目下稅目に關する事項を討議するを欲せず前會の節氏の提出せし本會に於ける討議の順序は本會に於て採用あるや否諸委員の意見を聞きたしと陳述せり。

コント・ザルスキ氏は此問題に關し會員へ一言を呈するの許を請ひ左の演說を爲せり。

本件に關する余の意見は佛語を以て吐露すべしと云ふが如き一身上の問題は姑く之を措き余は會頭及會員諸君中多分克く了解せらるべき語を借りて之を吐露せんことを敢てす蓋し此事を陳述するは余の爲に海恕を乞ふのみにして外交上最上として知られたる國語を余輩討論に使用すべき權は業已に確乎として定まりたる事なれば決して之を彼是云ふに非ざるなり。

余の親愛する同僚よ幸に右の一事を聽納し賜はゞ余に於ては余輩の面前にある印刷したる討議の順序を採用するを良とする理由を簡單に吐露することを許容せられよ。

余輩の査定せんとする事項は數多なり今夏期將さに至らんとし其炎熱及び之に伴ふ不愉快の事を豫想すれば余輩の議事を速に結了するを要するは殆んど疑ひなし又余輩の前任者の拮据以て調査せられたる事業を直に利用すれば右目的を達することを得べし蓋し余輩の前任中今は不幸にして黃泉の客と成りたるも其高尙なる氣風其廣大なる事業に至りては東洋の政略を熟知する者の心感に銘して今尙滅せざる顯名の人ありたり。

故サー・ハーリー・パークスの名は前會議に於て外國委員が提出し日本皇帝陛下の政府に於て採用したる税目對案の精密なるを保證するに足れり又余輩中此緊要の事業に當り樞要の地位を占めたる者あり故に余輩今事業を處斷するに當り其概要業已に完結したりとも云ふべき部分より始むるを策の得たるものとす且此部分は會頭の聰明を以て目錄の末項に置かれたる困難の問題に比すれば議論少かるべきこと諸君も亦余と同說なるべしと信ずるなり。

所謂困難の問題に關しては余の考ふる所を以てすれば司法上の改革は日本未だ無瑕の點に達せざれば此に關係する問題は日本政府と雖も目下確然之を決定すること能はざるべし然れば裁判管轄の件に就ては余輩は先づ或る條件に依り日本政府へ讓與し得べき分のみを探攻し此問題の餘部にして尙大に緊要なるものに至りては唯一般の主義を定め其應用に至りては之を後日に遺して滿足せんとす又余一己の意見を以て視れば裁判管轄の問題と貿易の問題とは先づ裁判管轄の問題を決定せざれば貿易の問題を討議すること能はざるが如き密着の關係なきものとす。

余復縱に他の議論を提出し之を特に緊要のものとせんとす即ち今條約草案を議するに該順序に據らざれば討議の錯路を探るに當り此案をして「ヱリアドネ」の小手卷たるの用を失はしむるを以て復余輩の渠に供する能はず加之ならず如何なる良案にせよ新案に付き會員一統の贊成を得べきは難事たるは扨措き議事の最良法に關する各自の意見輩出し爲に事業の創始に於て混雜を生じ其進捗を停め無用に夥多の日子を消費するに至るべしと

余は竊に恐るなり蓋し事項討議順序の如何は姑く之を問はざるも其全體を議了せざる可らざるは余の固く信ずる所なり左れば余輩は勤めて熟知せる捷徑を撰用すべきものとす。

余の親愛する同僚よ余言を終るに當り余は諸君に勸むるに井上伯の提出に係る討議の順序を聊かも變更なく採用あらんことを以てす。

佛國委員はコント・ザルスキ氏所説の聰明なるを認め英國及合衆國の委員と共に會頭の提出に係る討議の順序を贊成せり。

露西亞國委員はコント・ザルスキ氏の意見に盡くは同意せざるも其會頭の提出に係る討議順序採用の發議に至りては同意を表するなりと陳述せり。

ナイト氏も亦會頭の提出に係る討議順序を採用するを良とするも茲に制限を置き以て必要とするときは何時たりとも本會自由に之を變更することを得る樣に爲さんと欲す何となれば時宜に由り制定の順序に據らざるを本會の利益とすることあるべければなりと陳述せり。

佛國英國及獨逸國の委員は此制限說に同意を表せり。

墺利洪牙利國の委員は本會に於て氏の發議を採用あるも之を以て本會を檢束し議事の自由を妨るに至らしむべしとの趣旨には之なき旨を陳述せり。

會頭はナイト氏の制限說に全く同意し氏の冀望する所は已に提出したる順序を本會に於て唯一般の標準として採

用せらるゝ迄にありと陳述せり。

於茲本會はコント・ザルスキ氏の提案に制限を附加したるものを採用せり。

集會は毎週一回とし毎會の期日は其前會に於て之を定め報道することに決せり。

會頭の發議に據り五月廿八日金曜日午後二時を以て次會の期日と定めたり。

午後第四時二十分散會

井上　馨　　シエンキエウヰッツ

青木　　エル・ド・マルチノー

ザ　ル　ス　キ　　ヂー・ナイト

エフ・アール・プランケット　　ホルレーベン

リチアード・ビ・ヘッバルド　　ザッペー

イ・イ　フアン・デル・ポット　　ヂエ・デラヴアット

ヂエ・ルーレイロ　　スペイヤ

ア・ウオルフ

右英文に署名　　右佛文に署名

此書は正寫なるを證明す。

齋藤修一郎

バロン・ド・シーボルド
デイ・ダブリユ・スチイーブンス
ジョン・ヱーチ・ガビンス
ビー・ド・ルシー・フヲサリウ

會議錄　第三

明治十九年五月廿八日集會
井上伯を會頭とし午後二時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員　シエンキエウキツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ氏
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・ブランケツト氏
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏

白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏
獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
和蘭國瑞典諾威國及丁抹國全權委員　ファン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
露西亞國全權委員　ド・スペイヤ氏
瑞西聯邦全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ウォルフ氏

會頭は前會に於て定めたる討議順序に從ひ本會は該順序の第一項たる稅目の審議に着手すべきことを發議せり。

フォン・ホルレーベン氏は前會の會議錄中「サー・フランシス・プランケット氏は事柄と雖も亦多少異同あるべし例へば英國の如きに至りては其條約中諸植民地に關する一條なかるべからずと雖も是他國の必要とせざる所なるべし又種々の條約中他の異同を必要とすることあるべしと陳述せり」と在る部分に注意を促さんことを欲し氏は大不列顚國委員の此陳述を判然記臆せりと雖も各委員の認可を受ん爲め送附せられたる會議錄の第一草案中には右章句なかりしを以て此點に對し別に注意を促すを必要と認めざりし然るにサー・フランシス・プランケット氏の本月廿二日吐露ありし陳述は旣に修正會議錄に掲載せられたるを以て氏は植民地を有する他諸政府の委員も亦大不列顚國の

委員と同樣同一の制限を必要とすることを辯明せざるを得ずと陳述せり。

シエンキエウキッ氏は一國の他國の爲めに約束を締結し得るは其之を爲すべき權あるの場合に限るや明かなり而して加那太の如き植民地をして自治の權あらしめば大不列顚國之か爲めに約束を締結し能はざること亦瞭然なりと陳述せり。

サー・フランシス・プランケツト氏は前會の節此事に關し氏の陳述し且同會議錄に掲載あるものにして獨逸國委員の注意を受けし「是他國の必要とせざるべき所なるべし」の章句は「是或は他國の必要とせざるべき所なるべし」と修正すべし氏は唯英文の會議錄を閱讀したるのみにて佛文會議錄の字句は心付さりしと說明せり。

會頭より前會の會議錄は朗讀したるものと看做すべしとの發議に因り各委員會議錄第二に署名す。

次に會頭は英語を以て左の演說をなせり。

諸君前會に於て定めたる順序に從ひ余は第一に議すべき事項即ち改正稅目に諸君の注意を請はんと欲す。

曩に諸君に提出したる稅目案の討議を始むるに先ち我政府をして此事項に關し今日固執せんと欲する所の位置を取るに至らしめたる理由を簡單に略述するも蓋し失當に非ざるべし。

千八百八十二年の會議に日本政府に於て起草せし稅目案を提出するに當り余は日本國第一委員として該稅目案は貿易開達の順路を妨害せざることに深く注意して起草せしものにして其項目の如きも增加せんと欲する稅額を配當するに當り不平均若くは偏頗を生ずることを避けん爲め精密に調査せしものなることを述べたり。

外國委員中數名は前陳の趣意を以て起草したる稅目案を採用すべしとの說を唱へられしも多少の變更を加ふるを必要なりとせしは多數の意見と思はれたり故に對案を調製し當時の英國公使サー・ハーリー・パークス氏は外國委員の過半數に代て之を右會議へ提出し左の如く說明せり即ち稅率增加の目的は貿易の健全なる發達を害せず可成收稅の多額ならんことを計るに在るを以て外國委員に於ては精密に總體を審査し且各國不同の利益を可成丈調和せんことを勸めたり因て右委員は其議定せし稅率を以て此問題を公平正當に處理し得べきものと思考せりと。

右對案には唯一人を除き外國委員皆同意せり而して合衆國公使の不同意を表せしは主として日本政府の原案其當を得たるものにして聊か變更又は減少を爲さず其儘採用するに足るべしとの理由に基けり。

日本政府は遠からざる內に此對案を實施し得べしとの希望と和熟の精神とに由り之を採用せり。

右の如く日本政府は條約改正の一要點を議決することに付其力の及ぶ限り盡したるを以て今其確然議決せしものとして採用せし取極を再議に付するを欲せざるは其理なきに非ざること各委員も亦自認せらるゝ所ならんと余は確信す。

千八百八十四年（明治十七年）の覺書に揭載したる如く「豫會議に於て同意したる稅目は各國不同の利益を參酌し互に相讓り堪忍と勉强とに依り漸く調和を得たる者なれば若し其一部を變更するときは全體の再議を要し從て貴重の時日を費さざる得ざるに至るべし」左れば諸君は余と同樣に此結果を嫌はるべきは余の疑はざると

ころなり況んや此改正稅目を調製するに當り各締盟國の貿易上の利益は之に與ふべき充分且公平なる熟考を受けたることを諸君發見せらるべしと余に於て確信するに於てをや。

前會の節提出したる特別委員の報告と題せる書類に關し余に於て數言の說明をなせば蓋し余輩の討議せんとする事項の議事を容易ならしむべし前會に於て業已に陳述したるが如く余は此書類に公文の性質を附することを好まず唯諸君の參考までに提出したる者にして之を提出せしは畢竟稅目對案を調製するに使用せし方法を審査するに當り利用し得べき參考物は皆之を諸君に提出するを余の本分とせしにあり。

千八百八十二年の會議に於て日本政府の提議せし改正稅目は從量及從價の兩稅を以て組織したるものにして此に緊要の材料は總て之を含有せり而して稅目對案に於ては止を得ず此材料を變換せしも從價及從量の兩稅に基き稅目を編成するの主義は變更せざりし各項皆整頓したる改正稅目案を諸君に提出するに當り余は千八百八十二年に於ける委員の事業の結果を表する材料にして余の所有に係る者を利用したり已に諸君の手に在る草案も亦此材料のみを使用し編成したるものとす而して課稅すべき既定の價格及從量率に從ひ從量稅を算定するに當り小數式の用法に由り或る場合に於ては些少の超過を生じたるも是他の計算法を用ゆれば容易に改むることを得べし。

其他一切の要點に至りては此草案の千八百八十二年會議に於て議定したる改正稅目と符合するを諸君發見すべしと余は信認するなり。

ナイト氏は會頭の演說を佛文に翻譯あらんことを希望し氏は實際會頭の演說を充分に了解し得ざりし蓋し本會々員の多數も同樣ならんと述べ、氏は亞米國委員に於て本會への通知を盡く翻譯するを必要とせば討議徒らに遷延すべしと陳述ありしに佛文にて重要の議案本會へ提出ありたるときはヘッバルド氏と雖も亦其英文を求めらるは殆んど疑ふべからずと答へたり。

ヘッバルド氏は白耳義國委員の說に同意せり。

會頭は本會第一會の議決に各委員は其好む所の國語を用ひ得べしとあるに注意を促せり。

白耳義國委員は氏の會頭に乞ふ所は決して佛語を用ひ演說せらるべしと云ふに非ず唯バロン・フオン・シーボルド氏幸に氏に其佛譯を與へられたしと云迄にありて氏の此請求を作すは即ち本會第一會に於て認められたる趣旨の實行を要求するにありと答へたり。

シエンキエウキツ氏は氏も亦會頭の演說を充分に解し得ざりしも要するに目下議すべき問題は本會に於て稅目案を採用するや否にあるを以て佛譯の事は姑く之を措き稅目の討議に着手するを當然とすと陳述せり。

伊國委員は會頭の演說たるや日本政府の意見及其企圖する所を表示するを以て重要なるものなれば或る委員に於ては右演說の趣意を充分に了解せざりしことを參酌せざるを得ずとの意見を陳述せり。

因てド・マルチノー氏は本會は明日迄若くは兩三日間休會し其間に書記をして會頭の演說を翻譯せしむべきことを發議せり。

ファン・デル・ボット氏は本會第一會に於て將來の議事に關し定めたる規則に注意を促し此規則に據り「重要なる議案は書面に認むべし而して其提出後次回の會議に非ざれば之を討議に附することを得ず」と定めたりと陳述せり。

シエンキヱウキツ氏は和蘭國委員の陳述に係る規則は新議案に關するものにして會頭の演說は新奇なる事項を提出したるに非ず唯討議中なる稅目に關するのみと述べ又合衆國委員の陳述に答へて曰く井上伯は其位置他の委員と異なり即ち同伯は日本政府を代表せらる者にして條約改正は該政府の請求する所なるのみならず亦同政府の議案は以て本會討議の發起點となすべきものなり。

ナイト氏は會頭の演說は重要のものなれば其佛譯を其英文と共に本會へ提出せられんこと甚だ望ましきことなり又同演說は稅目の問題に關する日本政府の意見の要點を略述したる者なれば氏は殊に之を重要とす又各委員に於て井上伯の陳述を充分に了解するに非ざれば余輩の將に討議せんとする最重要の諸點に付議事を爲すは殆んど能はざることなり加之會頭の演說を熟讀すべき閒暇あるは亦冀圖すべきことなりと陳述せり。

ホルレーベン氏は會頭演說の佛譯を諸會員に於て所望あるは明かなるを以て唯議定すべき一點は此翻譯に要する時日長短如何にあるべしと陳述せり。

會頭は白耳義國委員と全く同感なるを以て本會に於ては伊國委員の發議を採用し稅目の討議は次回の集會まで延期するを良とす左れば其閒に氏の演說の佛譯出來すべしと陳述し卅一日月曜日午後二時まで休會せんことを發議せ

り。

各會員會頭の發議に同意せり。

サー・フランシス・ブランケットは會頭の演說は佛英兩文共に委員諸氏參考の爲め本日集會の會議錄に載すべきことを勸告せり。

本會は此勸告を採用し午後三時十五分散會す。

井　上　　馨
靑　木
ザルスキ
エフ・アール・プランケット
リチアード・ビ・ヘッパルド
イ・イ・フアン・デル・ポット
チエ・ルーレイロ
　右英文に署名

シエンキエウキツ
エル・ド・マルチノー
ナイト
ホルレーベン
ザッペー
チエ・デラヴキット
スペイヤ
ア・ウオルフ
　右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

齋　藤　修　一　郎

バロン・ド・シーボルド
デイ・ダブリュ・スチィヴンス
ヂョン・エイチ・ガビンス
ピー・ド・ルシー・フヲサリウ

會議錄　第四

明治十九年五月三十一日集會
井上伯を會頭とし午後第二時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員　シエンキエウヰツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・テアールス・ザルスキ氏
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・フランケット氏
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏

白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ヘッバルド氏
獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
和蘭國瑞典諾威國及丁抹國全權委員　ファン・デル・ボット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
露西亞國全權委員　ド・スペイヤ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ウオルフ氏

會頭は前會の會議録に署名すべしと發議し其署名するに先ち委員中陳述をなさんと欲する者ありやと問へり。

サー・フランシス・ブランケット氏は第三會の會議録中左の如く佛國委員の所説を記載しあることに就き本會の注意を促すを遺憾とせり。

「シエンキエウヰッツ氏は一國の他國の爲めに約束を締結し得るは其之を爲すべき權あるの場合に限るや明かなり而して加那太の如き植民地をして自治の權あらしめば大不列顚國之が爲めに約束を締結し能はざること亦瞭然たりと陳述せり。」

同氏は佛國委員の署名したる佛文會議録より右の一章を抄出せり。佛國委員は大不列顚國某植民地の享有する税目

自定の權と外國に對し條約を締結するの權とを混同したり凡そ外國と條約を締結するの權は何の場合と雖も全く大不列顚國の君主及其政府の盡く保持する所なり。

サー・フランシス・ブランケット氏は右の誤謬を矯正することを急ぎ而して大不列顚國の其領地に對する權限の解定をなすは獨り大不列顚國公使の權內にあるべしと陳述せり。

シェンキヱウヰッツ氏は之に答て本月二十二日の集會に於て氏の尊敬する英國同僚が植民地に關する特條を條約中に加へざる可らざる旨を述ぶるを以て其本分なりと思惟し而して此特條は他國の必要とせざる所なるべしと說明せし時に當て佛國委員はサー・フランシス・ブランケット氏の此取除をなせしは英國が許多の植民地を有するを以ての故に非ずして唯英國植民地を統理するの典例同一ならざるが故なりと思考せり蓋し英國は其直轄植民地の爲めに條約を締結すること猶ほ其大不列顚及愛爾蘭土の爲めに條約を締結すると一般なれども若し氏の見解をして誤なからしめば多少自治の權を享有する某植民地の爲めには斯く條約を締結する能はざるものなり。

サー・フランシス・ブランケット氏の取除に就てシェンキヱウヰッツ氏の解釋を下したるや即ち此の如し唯其解釋或は簡約に過ぎたることあるべしと雖も氏の誤解を爲さゞりしを見るは氏の喜ぶ所なり抑々右の取除の如きは事物の性質に就て存するものにして別に困難を惹起すべきものに非ず且又今此に英國植民地の特殊の性質を考覈すべき理由あらずと氏は思考すと陳述せり。

會頭は右說明をなせし兩委員に於ては其所說を會議錄に載するを欲するや承知したしと陳べたり。

大不列顚國及佛蘭西國の兩委員は然りと答へり。

此時各員第三會議錄に署名せり。

會頭は稅目に關する事項の審議に取掛るべしと發議せり。

ザッペー氏は本會に向て演說するの許を乞へり。

會頭はコント・ザルスキ氏及ド・マルチノー氏は本日の集會に於て演說を爲さんと欲するの意旣に前會に於て陳べたりと陳述せり。

コント・ザルスキは稅目の事に關する演說は欣然ザッペー氏に先を讓る可しザッペー氏は此類の問題を判定するに頗る適當の人なるを以て先づ其陳說若くは發議を聽き然る後前會の節氏に與へられたる許可に依り該事件に就き聊か一言したしと述べたり。

ド・マルチノー氏は氏も亦欣然ザッペー氏に演說の先順を讓るべし然れども同氏の陳說を聽くの後或は本會に向て演說するの許可を求むるやも計り難く此事に就ては未だ斷言し能はずと陳述せり。

ザッペー氏は左の如く演述せり。

余は本會最舊會員の一人にして殊に千八百八十二年稅目調製の事に與かりたるを以て會頭の演說に對し各員に先ちて一言の答辭を陳呈するの許可を請へり。

熟々惟ふに井上伯は本會開設の始め本會各員に送付せられし改正稅目を以て千八百八十二年の調製に係る從價

税目と同物なりとせらるゝが如し。
抑々井上伯が千八百八十二年外國委員の多數に於て草定し各自政府に其採用を勸告したる對案を指示し之を今公然採用せられんことを請はれたるは蓋し井上伯の所謂改正税目なるものは其實會議錄第十號附錄の税目案即ち今余が此机上に差出す所の草案なるべしと余は思料す其故何となれば改正税目は未だ本會の同意を得ず且未だ本會の知らざる所の增補あるを以て其採用を希望すること蓋し難ければなり。余が推量する所果して誤なしとせば本會に於て左の決議を採用せば即ち會頭の所望に應ずるに至らんと余敢て希望するなり。
千八百八十二年五月十一日の會議に於て日本全權委員の同意を表せられたる外國委員の税目對案は之を輸入税目として採用す但日本政府の之に對して爲すべき讓與は尙ほ協議上定むべきことを附約する事。
右の採用は更に左の附約に從ふものとす即ち
本會會員の中より委員を選定し現に定められたる所の從價税を從量税に改む可き品目を決定せしむること又此委員は從量税を割出す可き原價を評定するの委任を受け且專門の事柄に就き商人の意見を問ふを必要なりと思惟するときは則ち之を爲すの權を有する事。
右の委員は其意見と調査の結果とを本會に報告するを要すべき事。
コント・ザルンキ氏は左の演說を爲せり。
第二會に於て余は豫議會委員兩名の編成に係り日本帝國政府の採用せし税目對案の甚だ重要のものたることを

指示するの機會を得たり而して日本政府之を採用せしことは前會の節も亦會頭の演說中に於て再び之を陳述せられたり又豫議會委員斯く浩瀚盤錯なる事件に就き旣に慇懃其力を盡し縝密の調査を遂げたるを以て余輩は今其成果を利用し我事業を捗取らしむべしとの卑見を余は陳述せり余は彼の豫議會委員の有効なる事業を見て我事業の一分は概ね已に完了せりと說きたり蓋し我事業を完結するには彼の從量稅を課せんとする輸入物品の價格を決定するに外なしとす此事業の專門の性質に關しては余は今充分に獨逸國第二委員の說に同意するなり然り而して商品の價格は常に變動するものたること又若干の期限間之を一定するの困難なることを思慮し乃ち惟らく余輩は我先任者の經畫に依循し又ザッペー氏の考案に從て此會員中より委員を選定し此重要細密なる問題を決するの任に委すべしと又其委員に於て商人若くは他の斯道に熟達する者を選び委員を設けて以て確實なる報告を採集するを必要なりと認むるときは則ち之を爲すの自由を得せしむべきは亦自然の勢なり千八百八十二年の稅目對案は數多の締盟國に於ても亦之を採用し之を以て將來日本と貿易交通を爲すの基礎と爲すを肯諾せしものなれば該案の結了たるや余輩の期する所の目的を達するに於て重要の一歩と看做さゞる可らず蓋し其目的たる之を達するには前途尙ほ遠しと雖も決して達するを得ざるものに非らずと信ずるなり。

右の趣旨に依り余は稅目草案を完成する爲め玆に委員を選定すべしと發議す而して我同僚諸君は左の指名に同意あるべきこと余が確信する所なり即ち千八百八十二年に於て旣に同事業の委員たりしファン・デル・ポット氏及ザッペー氏故サー・ハーリー・パークスの缺位を補ふためサー・フランシス・ブランケット氏及鹽田氏の代とし

て青木氏。

ド・マルチノー氏は氏の尊敬する同僚獨逸國第二委員の所說の外別に陳述すべきことなしと述べたり。

シエンキエウヰツ氏は千八百八十二年の會議の調製せる輸入稅目を承諾せりと雖も其承諾は條件に依るべし本會の決議を要する數多の通商上の問題は相共に離る可らざる一體を爲すものなれば此諸問題を順次に審査したる後始めて氏は條約中最初の部分となるべき個條に對し確乎同意を表し得るに至らん又本月一日各委員に送付ありし稅目案中從價稅を從量稅に換算せしものあり該案は氏に於て未だ之を承諾すとも又之を拒絕すとも明言することを得ず氏は未だ佛國人に諮詢するの機會を得ず又價格を定むるに何を以て最良の方法と爲すべきや自ら之を判定するの力に乏しきを以て稅額換算の事に關しては目下其意見を吐露するを見合すの外なし。而して此稅目案の審査は委員に委托すべしと云へるザッペー氏の說には氏も亦同意を表し此發議は採用せざるを得ざるものなりと思考すと陳述せり。

ハッバルド氏は左の演說を爲せり。

本會の採用せる討議順序に從へば余輩は先づ改正稅目草案に就きて商量せざる可らず然り而して會頭は一の草案を提出し此草案は即ち外國委員一同（一名を除く）より千八百八十二年の會議に提出したる改正稅目對案と趣意に於ては同一なるを明言せられたり蓋し此對案は當時日本政府に於て盡く採用せしものなり此對案は千八百八十二年の會議錄第五、第六、第九及第十二號に載する如く輸入物品等に對し平均一割乃至一割一步の從價

稅を基礎として算定し同意を得たるものにして又之を諸締盟國に薦めしが獨り合衆國委員のみ之に對して不同意を唱へたり然り而して其不同意の理由は該案に於て稅率の輕減を要求せしを以て日本の歲入に百萬弗の損亡を來せるを以て之を不正なりとせしに在り蓋し該案に據れば當時三百三十萬弗（雜稅を加算すれば三百五十七萬弗）の歲入を生ずべき計算にして日本政府の改正稅目原案に比すれば凡そ百萬弗の減少なり今此稅目に關する討議の記錄を閱すれば千八百八十二年の會議に於ては輸入物品の價格と稅率計算の節之に加ふべき雜稅とを取調べ且從量稅を課すべき品目を定めしめんが爲め一の聯合委員を設置したるを知る可し。

千八百八十二年の會議錄を見れば各締盟國委員は此改正稅目案に同意したる上之を自國政府に具申し其批准認可を勸告すべきものたりしを知るべし。

千八百八十二年の豫議會は平均從價一割乃至一割一步を基礎として關稅を賦課すべき輸入物品の課稅價格を審查し幷に從量稅を課すべき品目を定めしむる爲め日本の輸入貿易に通曉し且商業に熟達したる者の助を借るの權を稅目取調委員に附與せり而して我先任者は此對案を以て從價從量の兩稅を併用する所の稅目と爲すべしとの意を英佛和の三國語を以て明言したり。

會頭及我同僚諸君よ以上述べたる所は即ち今日まで此稅目の問題に關する簡明眞實の沿革なり偖稅目取調委員の原來委員を受けたる事務を完了せしは實に豫議會の閉會したる後に在り然れども其事業の結果は現に我目前に存在せり今本會に提出ある改正稅目は實に千八百八十二年の對案にして當時委員の採用せし經畫に從ひ之を

敷衍せしものなり苟も此對案にして今尙ほ其効力を有するものとせば該委員が單に其從價稅を從量稅に改めたりと雖も（此外別に變更なし）由是其効力を減殺するを得ず又本會は恰も千八百八十二年の豫議會の續きに過ぎずと陳述せし人々は其豫議會を如何樣に看做すと雖も千八百八十二年の會議は再會の期日を定めずして閉會せしものにして立法議院の通語を以て之を言はば則ち該會の事務は總て結了し本會に引繼ぐべき事務はあらざるなり合衆國々會及歐洲の國會に於るが如く凡そ日限を定めて閉會したるものは尙ほ之を一個の繼續したる集會と看做せども若し國會を解散し或は再會の日を期せずして立法會議を閉會するときは假令ひ現に結局に至らざる所の事務あるも都て之を結了せるものと看做すなり夫然り然りと雖も斯の如き集會の議事は其旣に結局に至ると否とに拘はらず德義上に政略上に其勢力要義及効用を幸後日の議事に及ぼすものにして外交家及政治家は實地上其價値あるを認め他日同問題の起るに際しては倘能く之を以て其議事を嚮導するの方針と爲すなり。現任米國委員が千八百八十二年の會議の議事を視るや即ち是の如し假令ひ立法上若くは慣例上の義務なしとするも苟も今日本の本會に提出せし改正稅目案にして千八百八十二年に豫議會及稅目取調委員の同意を得し稅目案と其趣旨同一にして且本來正當公平のものなりとせば余輩焉んぞ我先任者の智力と其辛勞とを藉り以て此稅目問題の決議を助けざる可んや又千八百八十二年の稅目對案及び該委員の報告にして若し公明正大に稅目問題を論定するものとせば余輩は宜しく其商議の結果を利用し以て此三千七百萬の人口を有し日新進歩する所の帝國に對し斯く遷延したる正義を表するに於て啻に欣然たるべきのみならず熱心之を冀望せざる可らず余は千八

百八十二年（其後三年間）の貿易價格に係はらず今回提出ありし改正稅目を熟考したり而して此稅目を採用せんことを主張するは此稅目の千八百八十二年に於て實際一たび採用せられたる對案と同一なるが故にあらず唯此稅目は最も妥當公平と認むべき良價あるが故なり然り而して特に之を本會に與かる數締盟國の輸入稅目と對照査閱し之を公平不偏の正理に訴ふるときは本會は速に此稅目を採用せざる可らず是れ則ち米國委員の本會に向て誠實恭敬を以て歎願する所なり蓋し余輩は稅目自定の全權を日本に讓與するの問題を審議すべきことを請求せられたるに非ず又假令ひ其請求を受たりとするも純然たる治外法權及司法上の問題を審議するに於るが如き問題は玆に起ること莫る可し之を要するに目下討議中なる問題は即ち通商貿易に關するものなり事實と統計に關するものなり此等の事に關しては則ち自ら記錄の存するものあり各國の商家及理財家の知らざること莫きものなり故に此問題は各締盟國及其人民に對して保證安全を與ふるが爲め泰西法律の學識と泰西の裁判方法とに通曉するを要するの類に非ざるなり。

行爲の眞正なる標準は獨り左の考究に於て之を發見すべきのみ即ち日本に許すに余輩の輸出品に課するに余輩日本の輸出品に課すると同樣の稅を以てするは本會に參列ある各國に取り安全なるや正當なるや蓋し己の欲する所人に施すべしとの金言は通商貿易の市場に在ても亦道德宗敎上の法典に於ると均しく之を適用すべきものなり豈何ぞ日本の爲之を揚言せざる可ん乎則ち少なくも是を良心に問て可なり蓋し日本は現に條約の爲めに覊束せらるゝも此條約たるや三十餘年前强て日本に迫りて締結せしめし所のものにして當時日本は政治上尙未だ

幼穉にして先例に拘泥し恰も眠れるが如くなりしも今日に至りては其豁達果敢の進歩を爲せしこと余輩之を明言せざるを得ざるなり。
外國人民に對する裁判權に關し日本に完備の自治權を許與することは一時見合はするを以て良策とするや否やを時至らば本會に於て論定するの機會を得るならん而して日本政府の求むる所未だ此の如く廣大ならず唯此國の他の諸國の如く充分に同等の權を有するを認了せらるゝに至らんが爲め假設の裁判管轄方法を議定せんことを望むに止まるのみ然りと雖も今玆に論ずる稅目の問題は單に金錢上の問題にして三千七百萬の人民より親睦なる締盟國に對し改正稅目の採可を希望（要求するに非ず）するの權利に關するものなり蓋し此人民の財政の有樣及信用は內外の共に認知する所にして又改正稅目は僅に二三百萬圓の歲入を增加するに過ぎざるなり。
以上陳述する所皆理あるべしと雖も尙千八百八十二年に算定せし課稅價格は之を千八百八十六年に適用すべからずと言ふものあり請ふ試に之を辨ぜん夫の千八百八十二年の對案は（合衆國を除くの外各國皆之を實行すべしと同意したるを以て）業已に實行せられたるものと假定せば各國政府は現今（及び向後若干年間は）千八百八十二年前三年間の平均價格に據りて算定せし一割乃至一割一步の增加したる輸入稅を拂ふべきものに非ずや誰か能く此論を辯駁するを得ん乎。
曩に千八百八十二年の委員及稅目取調委員の修成せし稅目對案に據り稅目改正の事業を完了せざりしに由り前四年間日本の歲入に損耗を來せしは七八百萬弗なりしこと余輩之を不問に付して可ならんや是を他の一方より

視るに各締盟國は之に由り日本の損耗せし金額を以て其財政上及其貿易上に利するを得たり余輩又之を忘却すべからず若夫孰か能く此損耗を受くるに耐へ孰が此損耗を受くるに耐へざるやと云ふが如きは則ち目下の問題に非ざるなり若し之を以て問題とせば直に之に答ふるを得べきのみ又此問題たるや體力上の忍耐に非ず又蠻力夷勢に非ずして唯此增加歲入を以て千八百八十二年より八十六年に至る迄日本の所得に歸せしむるを正義となすにあるのみ。千八百八十二年の會議は業已に此問題に對して然りと答へたり然らば日本は千八百八十六年以後此增額を受領して當然なるに非ずや諸外國に產出する未製品幷に製造品は世界の市場に於て年々否殆んど日々に其價格を變ずるものたるを忘却せざるは亦當然なるに非ずや彼の時々各國の人心を恟々たらしむる所の資本と勞力との軋轢、金銀價格の高低、殖產の凶歉、產出の過度、供給需用の關係等の如き皆國の內外に在て常に世界の產物の價格に高低を生ずるものなれば今日を以て明日を論ずべからざるなり余輩は日本の爲めに一則を設け他各國の爲めに別則を設けて可ならんや。千八百八十二年以來低落したりと或人の稱ふる產物の價格も數年ならずして復た騰貴することあるべし否騰貴すべしと信ずるに足るものあり然り而して其價格騰貴したるときは其損失たるや之を受るに耐ゆるの力日本最も少しと雖も尙同國に歸するは數の然らしむる所にして各締盟國は其利を得るものと云ふべし。

數年前より今日に至るまで金銀價格の變動の爲めに日本は他の東洋諸國と均しく甚しき損害を被れり銀貨の低落は東洋諸國の最も痛く感ずる所にして彼の東洋諸國より爲替打步の爲め巨大の貢稅を收る所の金貨本位の諸

國は此低落の爲め反て利益を收獲するに至れり又余輩に於て公平なる考察を下すときは此一事に關し隱匿す可らざる所の事實あり即ち從來日本に輸入する所の物品の課稅價格は金貨を以て計算したるも其關稅は銀貨にて拂ふこと恰も金銀兩貨を同價格視したること是なり今日本政府の提出せる通商規則は即ち此事實を證明するものと云ふべし。

我政府は日本に輸入する合衆國產物に對し有害偏頗の取扱なきことを希望し余又日本に於て斯の如き取扱を爲すことある可しとは豫想せず是蓋し彼我親睦の交際及通商に依て得る利益の許容せざる所たり故に合衆國は日本が當然の條約條款に準據し此問題を決するの權利あることを認了するに於て敢て躊躇する所なし抑々我諸條約は一々殊別のものにして締盟各國の間に保護權の約束あるに非ざるなり而して本會の如きは唯日本の請求に應じて集會するに止まれり是を以て余は各國獨立に日本と提議を爲すの權利と日本の招請に應じ本會に臨席するの特權とを我政府に保存せしめ又之を他の各國に許し以て日本政府の提出せる條約改正經畫の範圍外に出るを爲さゞりしなり。

此稅目の我國の利害に關するや他各國よりも更に大なりとす米國と日本の貿易は其年額千八百萬弗（其內千四百萬弗は無稅にて米國に輸入する所に係る）に超ゆ千八百八十二年の統計を見るに日本の輸出品を我國に輸入せし總額は大不列顚より多きこと千三百萬弗佛蘭西より多きこと九百萬弗獨逸より多きこと千五百萬弗なり然るに我國より日本に輸入する所の重要品たる石油（其價格二百五十萬弗餘なり）は是を千八百八十二年該稅目

調製の時の價格に照し又是を此改正稅目に見て從價一割五分の稅を負ふなり。

此改正稅目に於ては石油一ガロンの課稅價格を十八錢とし一ガロンに付二錢七厘の稅を課せり即ち從價一割五分に當るなり之を他國より日本に輸入する物品の平均輸入稅に比し從價稅として考ふるときは即ち五分の超過なり然れども此稅額すら尙ほ他國に於て石油其他許多の輸入品に賦課する所の稅額に比して過多なるには非ざるなり。

各國の稅目を制するや或は單に收稅の爲めにし或は保護の爲めにし或は禁止の爲めにし或は返報の爲めにするあり今玆に日本の提出せる改正稅目は即ち程能く且當然に條約改正の問題を決するの端緒を開くべき基礎にして又日本人民が自立をなし其必要とする歲入を相當に增加し以て其內國稅を減少し兵力を加へ昇平を保つの途を開くべき方便と謂ふべきなり。

獨逸國第二委員は久しく其國領事官の事務に鞅掌し其才能と經驗とに富めることは余の敬服する所なり故に余は同氏の發言せし提議に就き謹んで意見を述べたり然れども余は今玆に深思熟慮の上斷言せざるを得ざるものあり即ち舊委員の既に爲せる所を塗抹し新たに事業を始むるに於ては（蓋し此委員の選定は新事業を始むることを豫想するものなり）余輩は速かに條約改正の滿足なる結局を得ること能はざるのみならず或は全く之を得る能はざるのみならず或は全く之を得る能はざるべし會議錄第十號に附屬せる千八百八十二年の稅目對案の公平にして且効力を有するゼザッペー氏及各委員の共に許容する所なるも千八百八十二年の稅目取調委員の事

業の結果は之を措て顧みざるものゝ如し而してザッペー氏及ファン・デル・ホット氏は該委員中に於て有爲の人たりしなり。

今提出せられたる所の改正税目は彼の税目對案と税目取調委員の事業とに基づくものなり然らば則ち何を以てか其一を採用し又他の一を排斥すべけんや蓋し此兩者は共に千八百八十二年に於てザッペー氏及其同僚の勤勞に成るものにして千八百八十四年の覺書に於ても亦之を認了せり。

同僚諸君よ以上は余自ら我國の爲めに陳述する所にして尚ほ我政府の承認を要する所のものなり然れども此議論は日本の爲めに利益あらんことを希望す今や孜々文明に趣くと當然に其權利を施行するとを勉むる日本國に對して合衆國は此會議に於て其友情を表するは單に日本に對して之を爲すのみ若夫締盟各國の如きに至ては各充分に自國を保護するを得るものなり。

會頭はハッバルド氏の演説中日本に對して懇切の友情を表彰せるを謝し欣然之を記憶すべしと述べ又氏の提起せる問題中之を審議するの時未だ至らざるものあり而して現に討議中なる議案を措き他の論題に入るは好まざる所なり然れども他日復たヒ氏の提起したる問題を議することは自己の權内に保存すべしと述べたり。

サー・フランシス・プランケットは左の意見を陳述せり。

余は本會に於て議定すべき輸入税の殆んど四分の三を拂はんとする邦國に代りて演説するものたるを會員諸君に於て諒知せられんことを乞ふ。

千八百八十五年中日本に輸入せし外國品の總價額は僅に二千八百萬弗にして其中凡そ六百萬弗は淸國より輸入せし貨物の價額なり而して大不列顚及其植民地（印度及濠斯多剌里よりの輸入も亦忘る可らざるを以て）より輸入せし貨物の總價額は實に千五百萬弗餘に達せり今や余は我政府に代りて陳述せんとす千八百八十二年に於て日本國委員及外國委員の調製せる改正從價稅目を他の諸締盟國に於て採用し且日本より外國人に對し貿易上相當の讓與あるに於ては英國も亦此稅目を採用すべし蓋我政府の考ふる所にては凡そ條約改正の爲め滿足の方法を案出せんには必ず互に相讓與の主意に基かざるを得ず故に余は獨逸國第二委員の提議を贊成し而して同氏陳述の趣旨に全く同意を表するなり。

合衆國委員の演說は今尙審議すべからざるの事項に涉ること多し故に余は時機の至るを待て之に對し意見を述ぶるの權を保存せざるべからず。

ナイト氏は左の演說を爲せり。

余も亦稅目に關して意見を吐露せんとす而して余は此事を爲すに當り其自ら信ずること一層厚きものあり何となれば余の意見は墺地利洪牙利國佛蘭西國英國及獨乙國の諸委員の開陳せられし所と符合するを以てなり。

余輩の接受せし書類の數頗る夥多なるを以て或は余に於て誤謬なきを保し難しと雖も曩に泰西諸政府へ提出せられ而して右諸政府に於ては多少の制限を設け之を以て本會の議定す可き將來の輸入稅の基礎として一同に承諾せし所の稅目草案は即ち千八百八十二年五月十一日の會議錄第十號附錄に載する所の稅目草案なるべし然り

而して此草案に基き一定の稅目案を草定せんと試みし第一の計畫に係るものは即ち特別委員の報告にして該委員は四年前貨物の價格を查定せり蓋し前々會に於て會頭の余輩へ配付せられし報告も亦之に外ならず然れども右委員中の人にして今尙本會に參列する諸氏の說明に據るに右報告を調製せしは數年前の事なるを以て該委員の事業は業已に無用に屬し又諸般の物價は其以來著しく低落せしに因り四年前の調查に係る價格は今日最早基礎と爲すを得ず故に萬事更に調查を要するものゝ如し。

若し余にして本會開設の際余輩へ配付せられし稅目案調製に關する所の說明を正しく了解し得たりとせば該案は即ち其既に無用に屬すと明言せられし所の特別委員の報告を以て其基礎と爲せしものなり余の所見實に斯の如し左れば討議を盡さず且殆んど之を審查することなくして會頭の提出せられし稅目案を其儘に採用し以て前會に於て會頭の陳述せられし希望に應ずるが如きは本會の爲し能はざる所なりと余は信ずるなり。

此稅目案中余の同意し得ざる箇目多少ありと雖も其稅目の審查は今日先づ之を措き余は此表外の諸點に付本會の注意を促さんとす蓋し稅目は余輩に於て至重の問題となすものなるも余輩の審查すべきものは未だ之を以て盡せりとするに非るなり。

第一此稅目案の類別は餘り細密に過るが如し故に若し其類別を一層廣濶にし貨物の微細なる名稱を廢し單に其原料及製造法に從て之を一科目中に配置せば此稅目をして一層明瞭ならしむるのみならず更に參閱に便ならしめ且其貨物を彼是の科目中に當するに於ても實際に便宜を得べし余の考ふる所に由れば稅目の類別と諸品の種

類とは可成明瞭簡約を要す可し是蓋し余輩に於て多少の勤勞を要すべしと雖も此事たる頗る重大にして貿易上重要の關係を數年間規定するものなれば假令一細事たりとも之を輕忽にすべからざるなり。

玆に又余輩に配付せられし稅目案の總體に就き尙ほ余が意見を陳述せんと欲するものあり抑此稅目案に於ては各種織物の從量稅を定むるに重量に據らずして平方ヤールドに基づきたり是れ大なる誤失にして且不便の酷しきものなりと余は思惟するなり本件に關して充分の經驗を有し又織物の價格を考究せしことある者は孰れも織物の價格は主として之を織りたる原質に由るものなるを認知せり普通日用品の如きは殊に然りとす例へば痲布及綿布の如きは其原質の價其價格の三分の二を占め絹物に至りてば原質の價製造品の價格の五分の四乃至十分の九に居るものなり故に織物の稅額を定むるには重量を以て平面尺に代るも啻に不便を生ぜざるのみならず輸入商及稅關官吏に便宜を與ふるの大なることは一目瞭然たる可し。

稅目案中更正すべしと思考する所の他の一點を本會に指示せんとす卽該案中に使用する文字の事にして殊に織物の種類を記するもの是なり該案中某織物の名稱を記するに日本語を用ひたるものあり是れ全く歐洲の貿易に用ひざる所の語にして謬誤と錯雜とを生ずるの外なかる可し余輩は飽まで之が廢棄を求むべしと余は思惟するなり。

余は今言を終るに臨み再び陳述せんとす余が今玆に稅目の問題に涉らざるは決して日本政府の提出せる稅目に同意を表するを以ての故に非ず余輩の審議更に步を進むるまでは余は此事項を論ずるを好まざるに付余は今玆

に余が意見を故さらに吐露せざる旨明言し置くなり。

余の意見を以てするに今余輩の爲す可き事は千八百八十二年の會議中に集會せしと同様の委員を選定するにあり而して該委員に充るに余輩の中商業の事を熟知せる者を以てし而して重立たる內外商人を選びて諮詢委員を設くるの權を此委員に與へ右兩委員をして從量税を課すべき貨物の價格を新に査定せしめ又之に訓示するに曩に提出ありて各締盟國の採用せし對案に基き完全の税目草案を調製するを以てすべし又本會各員は此委員と交通の之に其至當と認むる考案を通知するの權を有すべし而して該委員の報告に於ては其接受せし考案を採用若くは排斥せし理由を記し以て之を本會に通知すべし。

諸君余が卑見を以てするに今余輩の負擔せる盤錯且緊要なる事業を完結するに右の順序を以てす可きこと一目瞭然たる可し蓋税目をして完全無瑕のものたらしめんには多少の勞力を要す可きなれば余輩は聊も其勞を吝む可らざるなり。

又余輩は日本政府を助け其收税を增さんが爲めに一層高度の關税を課せんとするに當り又兼て貿易の順當なる發達を保護し且可成之を容易ならしむるを以て余輩の責分と爲さゞる可らざることを忘る可らず蓋關税の增加は何の場合と雖ども大に貿易の發達を障害するものたればなり然り而して此目的を達するの最良法は余輩の採用すべき税目をして殊に明瞭簡約ならしめ且成るべく錯雜を除くにあり蓋其形式に關しては日本政府の草案中更正を要するもの一にして足らざるも余は唯之を簡單に陳述せしに過ぎず故に本會若し余の陳述せし所に就き

審議すべしと決定するに至らば余は尙詳細に論述するあらんとす。

サー・フランシス・プランケットは本會に於ては千八百八十二年の會議に於て議定せし稅目案を以て本會の議定す可き稅目を編制するの基礎となすべきに付各委員は該案の採用如何に關する各自政府の意見を公然陳述する方然るべしと陳述せり。

會頭は白耳義國委員の演說を詳細に了解する能はず且之を英譯するに充分の時間なきが故に其英譯を閱讀する迄は之に就て意見を吐露することを見合すべしと陳述し又サー・フランシス・プランケット氏の意見と全く同意なる旨を述べ且各委員に對し各其政府の意見を吐露あらんことを促せり。

ファン・デル・ポット氏は和蘭國、瑞典諾威國丁抹國の諸政府に代り外國委員の草定に係り千八百八十二年の會議に於て承認を得し稅目對案の從價稅を採用す可し然れども物價の變動甚しきを以て日本政府の提議に係る從量稅に關しては未だ何とも意見を述ること能はざる旨を公然陳述し又氏の意見は委員を選定して之に與ふるに千八百八十二年以後の物價變動の爲め變更すべき事項に付商人の意見を諮問するの權を以てするにありと陳述せり。

デルポット氏は氏の政府は西班牙國委員ド・カスチル氏の同意を表したる千八百八十二年の從價稅目を採用すと雖も從量稅目は氏の承諾し得ざる所たりと述べたり。

スペイヤ氏は氏の政府は千八百八十二年に提出ありし稅目を承諾したれども本會に於て此稅目に更正を加ふることあらば氏は之を其政府へ具申するに非ざれば承諾するを得ずと述べたり。

コント・ザルスキ氏は稅目の事項に關し氏の本會へ提出せし發議を視れば氏の政府は千八百八十二年の輸入稅目を採用せしこと明かなるべしと雖も氏は更に公然茲に之を確言すと述べたり。

ルーレイロ氏は氏の政府は千八百八十二年の會議に於て議定せし稅目の從價稅を承諾せしと雖も夫の從量稅を附載したる改正稅目は之を承諾したるにも非ず又排却したるにも非ず何となれば氏は此稅目の未だ其政府へ具申せざればなり蓋し氏が其政府より接受せし訓令に由れば之を其政府の熟議に付し若くは其認可を受るを必要なりと思惟せずと述べたり。

氏は又本月一日を以て各委員へ提出ありし改正稅目を查閱するに千八百八十二年の對案には日本政府の收入すべき關稅の總額を三百五十萬弗と算定したるに改正稅目中石油及砂糖の兩品のみにても其增稅額は已に百五十六萬四千七百五十二弗に及べり故に惟らく從價稅を從量稅に換算するの際誤謬ありたるなるべしと何となれば今綿布及毛織物に課すべき增加稅を同一の基礎に據り算定するときは其全額は果して對案に由り日本政府の收入すべき高に超過すればなり氏は某物品に實際賦課すべき稅額を算查したり例へば生金巾の如き之を賣買するに重量に據りて平面尺に據らざることは皆人の知る所たり金巾一反の價値は其重量に依るものにして尺度に依るものに非らず而して稅目に定むる所の幅員は三十九「インチ」及び四十五「インチ」なれども本品は其幅員を同ふするも或は其目方を異にし亦從て其價値を異にするものあり是亦人の知る所なり例へば幅三十九「インチ」目方六磅の金巾一反は同幅にして目方十二磅のものと等一の稅を課せらるゝに至るべし左れば此取極に由り日本政府は損失を被ることとある

べく又外國人に於ても下等品に對して上等品と同樣の稅を納む可きこと明かなり葉卷烟草の如きも亦然りとす千八百八十二年の對案稅目に由れば葉卷烟草には一割の從價稅を課すべき筈なるも改正稅目の從量稅に由れば上等品よりも更に販路の廣き下等葉卷烟草は四割の稅を課せらるゝに至るべし然れども葡萄牙政府は從價稅目たりとも又他の稅目たりとも締盟國一同の採用するものは何時だりとも之を採用すべし今改正稅目中の從量稅に關し斯く意見を陳述する所以のものは他なし該稅目は今日に在て嚴格祕密のものたるも已に此性質を失ひ此に關係ある商業社會に於て本會の協議決定せる事業の得失を批評するの機を得るに至て從價稅を從量稅に換算する件に就て氏の負擔に歸す可き所の責任に對し自ら保護を爲さんと欲するの趣意なるのみ又時機の至るを待ち意見を陳述するを必要とするやも計るべからざる一點は葡萄酒の從量稅是なり然れども該品は今日葡萄牙國よりの輸入品中多額を占むるものに非ざるを以て此件とても氏は論說することなかる可しとの意見なりと陳述せり。

ザッペー氏は合衆國委員の所說に對し從價稅の點に關しては千八百八十二年の對案も今日の改正稅目も全く同一なりと答へたり。

ウォルフ氏は瑞西政府は外國委員の編製に係り千八百八十二年の會議に於て承認せし稅目中何の品目たりとも聊か變更することなきに於ては之を採用す可しと陳述せり又氏は從量稅に關しては千八百八十二年以來種々變動ありたるを以て一の委員を置き之をして諸貨物の價格を査定せしむべしとの意見なり故に獨逸國第二委員の發議を贊成すと述べたり。

ド・マルチノー氏は千八百八十二年の税目は從價税の一段に於ては既に各委員の承認を得而して從量税査定の爲め委員を選定するの議案も亦委員の中大なる過半數に於て之を可決せり故に此に留意あらんことを望むと陳述せり。

ハッバルド氏はコント・ザルスキの會議中税目に關する商業上の事柄を商人に質問するの權を委員に與ふべしとの説に注意を喚起せんことを欲し日本に於ける合衆國の貿易は其關係の大なること敢て他國に讓らざれば米國商人に於ても亦諮問を受ること當然たるべし今殊更に此事を陳述するを必要とする所以は千八百八十二年の税目委員に於て取調を爲せしとき同委員の選定せし諮詢委員中には米國商人を加へざりしが故なりと陳述せり。

ザッペー氏は前員の委員に加入す可き依頼を受けたる米國及其他の商人許多ありしも皆之を謝絶せりと説明せり。

ド・マルチノー氏は諮詢委員の商人中には各國の代表者あるべしとの議を提出せり。

コント・サルスキは合衆國及瑞西聯邦兩委員の説に答て税目對案完成の爲め委員選定の發議を爲せしに當り氏の企圖せし所は即ち本月二十一日本會々員へ配付ありし特別委員の報告を取て之を審査すると否とは全く該委員に放任するにあり之を詳言すれば即ち千八百八十二年に查定せし物價は採用す可きものなるや或は修正すべきものなるや又單に廢棄すべきものなるや該委員をして之を判定せしめんとせしものなりと陳述せり。

會頭は獨逸國兩委員の意見は獨逸政府の意見を公然表示せるものと視て可なるや否を尋問せしに兩委員に於て然

りと答へしに由り會頭は獨逸國第二委員の議案を採用する旨を述べ各國の委員に於ては此議案に同意せらるゝや否と問へり。

是に於てザッペー氏の議案を再び本會に朗讀したる後シェンキェウキッ氏は獨逸國第二委員の議案にド・マルチノー氏の修正案を附加したるものを採用す可し即ち諮詢委員中各締盟國を代表すべき商人を加ふ可きこととして右の議案を採用すべしとせり。

ド・マルチノー氏は獨逸國第二委員の議案に附加するに氏の前に提出せし修正案を以てし之を採用すべしと述べたり。

コント・ザルスキは氏の本會へ提出せし議案は其性質獨逸國第二委員の議案と同樣なれば氏は欣然氏の議案を取消しザッペー氏の議案中自己の議案に符合するだけは之を採用すべしと述べたり。

ナイト氏は獨逸國第二委員の議案を贊成す但本會各員は皆特別委員と直接に往復し其必要と思惟する考案は之を該委員に告知し同委員に於て若し其考案を採用し難しと決するときは其之を排斥するの理由を本會へ報告す可き事を判然取極め置たしと述べたり。シェンキェウキッ氏は右白耳義國委員の附約を贊成せり。

ヘッバルド氏はザッペー氏の議案を贊成し得ざる旨を說明し氏は調和の將に成らんとするを敢て障碍するに非ず氏の政府は本會に提出せられし改正稅目を其儘採用せんことを欲するの趣旨なることを明かに了知ありたし故に氏は獨逸國第二委員の議案を贊成することをも爲さず又委員選定の事に付公然故障を唱ふることも爲さずと雖も若し

右委員の決議に對し不同意を表するを必要なりと思惟するときは氏は之を爲すの權を保持すべし又果して右委員の選定あるに於ては氏は少くも該委員の諮詢に供す可き米國商人を推薦するの權を有す可しとの意見なりと述べたり。

會頭は本會に於て選定すべしと議決せし委員の組織に關するコント・ザルスキの議案に對し投票ありたし墺地利洪牙利國の委員は旣にフアン・デル・ポット氏ザッペー氏サー・フランシス・プランケット及靑木氏を以て右委員を組織せんことを發議せり。此發議は會員諸君の同意する所なりやと尋問せり。

各委員皆同意の旨を陳述せり。

和蘭國委員、獨逸國第二委員、大不列顚國委員及日本國第二委員は右委員の任に當ることを欣然承諾せしに由り會頭は右諸氏の進んで稅目草案完成の事業を輔助するを謝せり。

ヘツバルド氏左の發議を爲せり。

稅目に關する專門の事項に付商業家の意見を質問するに當り委員は必ず各國商人の意見を聽くべし

サー・フランシス・フランケット左の修正案を提出せり。

委員は商人に就て意見を質問する權ある可し但し各國商人の意見を諮詢すべき事

會頭は日本商人も亦外國商人と同樣に諮問を受くべきの趣意なるやとサー・フランシス・フランケットに問へり。

サー・フランシス・フランケットは此事は氣付かざりしも氏一己の說にては日本商人にて該委員の諮問を受るも異

存なしと答へたり。

伊國及合衆國の兩委員は各自の提出せし議案に代ふるにサー・フランシス・フランケットの修正案を以てするも敢て異議なしと陳述し全會此修正案を採用せり。

シェンキェウヰッ氏は各委員に於て諮詢の爲め商人を指名することあらば特別委員は必該商人に就き意見を聽くべしとの事に注意を求めたり。

ファン・デル・ポット氏は種々の考案及修正案の提出ありたるを以て本會に於て該委員の職分及權限を判然一定せられんことを希望すと陳述せり。

此事項に付暫時討議の末會頭は委員の職分及び權限は獨逸國第二委員の決議案に由り十分精確に決定したりと思考する旨を陳述せり。

次に會頭は六月八日火曜日午後第二時まで休會せんことを發議せり。

本會は此議を採用し四時四十五分に散會せり。

井上　馨　　シェンキェウヰッ
青木　　ヱル・デ・マルチノー
ザルスキ　　ヂー・ナイト
ヱブ・アール・フランケット　　ヂェ・デラヴアット

リチアード・ビ・ハッバルド
ホルレーベン
ザッペー
イ・イ・フアン・デル・ポット
ルーレイロ
右英文に署名

スペイヤ
ア・ウォルフ
右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

齋藤修一郎
バロン・ド・シーボルド
デイ・タブリユ・スチイヴンス
ジヲン・ヱイチ・ガビンス
ピー・ド・ルシー・フオサリユ

會議錄 第五

明治十九年六月八日集會
井上伯を會頭とし午後二時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員　シエンキエウヰツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・フランケット
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏
獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
和蘭國瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デルポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
露西亞國全權委員　ド・ヌペイヤ氏
瑞西聯邦全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ウオルフ氏

會頭は前會の會議錄に署名すべしと發議し且其署名するに先ち委員中陳述をなさんと欲する者ありやと問へり。

ファン・デル・ポシト氏は前會の會議錄に載せたる合衆國委員の演說に對して左の辨說を爲さんと請へり。
會頭閣下前會我尊重する合衆國委員の雄辯を以て演述せられし論說中少しく變更を要すべしと思惟する一二事項あるを以て余は敢て同委員の之に注意あらんことを乞ふ。
會議錄第四號第六頁及第七頁に稅目問題の來歷を載するあり而して合衆國委員は之を簡明眞正のものと稱し其論結の基礎と爲す。余は千八百八十二年の會議に於て撰任せられたる稅目取調委員の一人たりしを以て茲に余が意見の異なる所あるを述べ且當時の事實に照して其來歷を陳述するを許され得べし。
千八百八十二年の會議にて撰任せられたる稅目取調委員は日本政府の算定せる輸入稅目の課稅價格を審查せしむる爲めに商人中より更に委員を撰定せり。然れども該稅目取調委員は千八百八十二年七月二十七日に於て(會議錄第十六)豫議會の投票に依り其事業を停止せしを以て右の外には何事をも爲さゞりしなり而して本會に提出せられたる報告は即ち此商人より成立たる輔助委員の勞力の結果にして豫議會の撰任せる委員の報告には非ざるなり此報告は千八百八十二年七月三十一日を以て該輔助委員より故サー・ハーリ・パークスに呈せし所のものにして決して稅目取調委員へ公然差出し又は該委員の認可を得たるものにも非ず此時該委員は最早既に存立せざりしものなり。故に合衆國委員が余輩の勤勞に對して用ひられたる溢美の語又葡萄牙國委員が此報告を却くるに余輩に對して用ひられたる稍少き溢美の語も凡て余輩は之を辭却せざるを得ざるなり何となれば此報告は余輩の勞力に成らずして單に橫濱商人の勞力のみに成りたればなり是即ち確然の事實なれば該報告は決

して千八百八十二年の對案の一部分たるに非ず故に本會に提出せられたる該報告の計算に依る所の改正稅目は事實に於ても亦其趣旨に於ても千八百八十二年の對案を敷衍せしものに非ず且其大體に於ても之と同一の物には非ざるなり。此改正稅目は唯其從價稅に關してのみ効力を有すれども其從量稅に關しては更に効力なきものなり。我尊重する合衆國委員は强て獨逸國第二委員及余を稱して該報告の生父とせらるゝは却て余輩を敬重さるゝにあらずして余か眞に遺憾とする所なり而して余輩自ら已に手を下して該報告を毀殺するは氏の現に實見せる所に係れり。苟も余輩をして此類の書類に對し斯く子愛の感情を有せしめは余輩は固より正當の形に又今日の精神に從て之を調製し以て本會に提出すべし斯る場合に於ては余輩は自ら我事業を保護し其始めて本會に提出せらるゝに當り之を毀殺するが如きことは爲さゞるべし。

余は又輸入稅に就き合衆國委員の演說せられし或る事項に對し一二の辨說を述ぶるを許され得べし。

前會の會議錄第十頁に「外國政府は現今此增加したる輸入稅を拂ふ可きに非ずや」とあり余は此「政府」の語を「商人」と改みんことを發議す。

又同頁に「各締盟國は之に由り（千八百八十二年稅目改正を完了し得ざりし事實を云ふ）日本の損耗せし金額を以て其財政上及其貿易上に利するを得たり余輩又之を忘却す可らず」とあり。余は此語に對し剴切に異議を述べざる可らず抑も余が玆に代表するの光榮を有する締盟國中には右の如く稅目改正を完了し得ざりし爲め一錢をも利したるものあらず又日本と雖も之が爲めに聊か損耗を受くること莫るべし。蓋輸入稅なるものは畢竟

消費者の拂ふべきものにして若し七八百萬弗の税金を國庫に徴收せざるときは日本の消費者三千七百萬人は即ち此金額を自家の嚢中に貯へ得たるものなり、是れ即ち爭ふ可らざるの事實にして天下の齊しく許す所なるに我合衆國同僚は以上掲載せる語を用ゆるに於て全く此事實を忘却したり。

又第十頁及第十一頁に掲載せる說に就きても亦右と同樣に且同一の理由に依り異存を述べざるを得ざるものあり即ち其說に各締盟國は其利を得るものと云ふべしと云ひ又市價の騰貴に由り或は金銀相場の高低に由り「利益を收獲するに至れり」と云へり。

我尊重する同僚は此改正税目を賛成するに當て彼の憫然なる消費者に對しては較々苛酷なりと云はざる可らず氏が日本の爲めに揚言せられたる大聲は唯其國庫を愛顧するに止まり三千七百萬の人民に對しては一も哀憐の情あることなし蓋氏の說に從へば千八百八十二年以來輸入税增加の爲めに此三千七百萬の人民は七百萬弗乃至八百萬弗の税金を多分に拂はざるを得ざるものなり。

何れの締盟國と雖も日本の權理にして當然に日本に屬すべき所のものを拒絕するが如き意思は聊もあることなきは夫の税目對案の一般に承諾せられたるを以て我尊重する同僚に於ても敢て疑ふ所なかるべし、唯余輩は國庫の需用の爲めに必要健全なる貿易の擴張を妨害するなからんことを顧慮せざるべからざるのみ、又余輩が欣然同意して再び税目取調の事業を始め可成改良を加へんとするものは即ち此國庫の需用と貿易の擴張とを程能く調和せんと謀るものなり。

又ナイト氏は左の如く演説せり。

合衆國公使は前會に於て秀絕の演說を爲し大に余輩の關心を惹起せり。既に我和蘭國同僚の辨駁せられし演說中の語句を抄出するときは或は反覆の恐あれども格段に余を感激せしめたる一章を玆に本書のまゝに抄出するを許されたし。

ヘッバルド氏曰く夫の千八百八十二年の對案は（合衆國を除くの外は各國皆之を實行す可しと同意したるを以て業已に實行せられたるものと假定せば各國政府は現今及向後若干年間は）千八百八十二年前三年間の平均價格に據りて算定せし一割乃至一割一步の增加したる輸入稅を拂ふ可ぎものに非ずや誰か能く此論を辨駁するを得ん乎、曩に此稅目對案に據りて稅目改正の事業を完了せざりしに由り前四年間日本の歲入に損耗を來せしは七八百萬弗なりしことは余輩之を不問に付して可ならんや、之を他の一方より視るに各締盟國は之に由り日本の損耗せし金額を以て其財政上及其貿易上に利するを得たり余輩之を忘却す可らず。

若し四年以來既に千八百八十二年の對案を實行せしならば外國諸政府は其時より若干年の間該案に於て輸入諸商品に賦課する所の多分の稅金を拂はざる可らずと云へるは蓋しヘッバルド氏の誤謬なる可しと余は信ずるなり。同氏は輸入商品に賦課する所の關稅は何の場合と雖も結局消費者の拂ふ可きものたるを忘却せり、抑輸入商なるものは唯其稅金を立換へるのみにして其金額に應じ賣價を增加し右立換金の償却を受くるものなり。

又日本は損耗を受け而して條約に霑ふ所の各國は其損耗に因り己を利せんことを謀ると云ふが如きは決して有

ましきことなり。

此の如き論說は余輩に對して非難の語を爲せるものと謂はざる可らず斯る非難は余輩に於て之を受く可き理なく其不當の甚しきものたること余か敢て言ふを憚らざる所なり。

凡そ稅目は日本に於るか如く專ら收稅の目的に出るときは則單純の租稅なり此租稅を收むるは外國政府、商人或は製造者の出費に係るに非ず全く日本消費者の出費に歸するものたることは余輩之を忘却す可らず。

諸締盟國委員の多數、否、殆んど一統に於て日本帝國の關稅を改定するの問題（余輩が此問題の決議に參與するは即ち特別の事情の然らしむる所なり）に就て周慮熟考を盡す所以は決してハッバルド氏の信ずる如く日本に損害を蒙らしめ以て我政府を利し（決して言ふを得ざるのことなり）或は我貿易上の利益を計らんと欲するものに非ず、唯外國通商は人生の必需缺く可らざるものにして購求者と販賣者との爲めに均しく利益を與ふるものたるを以て關稅の過重なるか爲め或は此通商の發達を阻遏せんことを恐るゝに由るのみ。其故何ぞや凡そ人の物を買ふは唯其必要缺く可らざるところの物品若くは外國の製産物の自國の製産物よりも廉なるものに止まればなり何人と雖も販賣人を富ましむるの目的を以て購求するが如きは實に有こと無るべし蓋し余が知る所を以てすれば假令合衆國の如き富有の國と雖も未だ嘗て此の如き極度に達したるを見ざるなり。

余尙ほ一言せん今日本人民及外國貿易に對し過重の稅を賦課するの問題あるに際し智慮を用ひて節制を加へ可成其賦稅を輕減せんと謀る者は即ち日本の爲めに利益を爲すものなりと余は思惟するなり蓋し一國の利害は國

庫の利害と全く其趣を同一にすること能はざるものあり。右に述る所は扨措き余輩は日本の實利上損耗を受るを顧みずして自ら利益を得んとの希望或は情願の爲めに左右せらるゝものなりと云ふが如き言掛けは我政府の爲めに我同僚の爲めに又自己の爲めに力を竭して之を排斥せざるを得ざるなり、是れ固より我同僚の辨駁せざる所なるべし。

余は余輩の單一なる目的は可成たけ貿易を發達せしむるに在り此一事に於ては余輩の利害の關する所全く同一なることを主張するなり、蓋し余が意見を以てするに余輩は現時の情況に應じ日本に對して最剴切に其利害を顧み且日本の爲めに我本分を盡さんと欲せば今此稅目を改定するに當り相當に國庫の急を救ふに足るを度として可成たけは其稅額を節減することに協力せざる可らず。

余は自由貿易主義を定說とする國を代表する者にして又自ら關稅を節減するは即ち一國の財源を富ます可き一大元素たりとするの說を確信するものなれば余は今日本に同樣の利益を與へんとするも人誰か余が行爲の本心の在る所を疑ふものあらん、余は唯彼の已れか欲せざる所を人に施す勿れと云へる普通の訓誡を實際に行ふに止まるのみ。

フオン・ホルレーベン氏も亦同一の事項に就き左の論說を述べたり。

余も亦前會に於て合衆國同僚の陳述せし論說に答辨するを必要なりと思考せり然れども余は先づ會議錄に載せたる同氏の演說を熟閲せんと欲せしに由り敢て即時に答辨を爲さゝりしなり偖其後に至り會議錄中の要項は當

初演說の語勢に就て判斷を下せし程は注目を要す可きものに非ざるを發見したれども尙ほ疑問を起すを免かれざるもの多し而して其疑問の諸點に就ては余は和蘭國及白耳義國同僚の駁論に同意なり。余はハッバルド氏の貴重すべき意向と其雄辯を以て演述せられし企圖を是認すること和蘭白耳義兩國の同僚に同じ然れども氏は日本の最良友たるを示さん爲め汲々として彼のファン・デル・ポット氏及ナイト氏の說明したる如く實際の情實を度外に置かれしところ多しと余は思惟するなり。今氏が演說の全體を洞觀するに氏は歐洲各締盟國の日本に對する狀態の合衆國の日本に對して友厚の保證を與ふるものと大に差異あるを論ずるものなりとの感覺を起さしむるの外なし。然れども今玆に集會せる歐洲各國の委員(獨逸國兩委員は之を確言し得るなり)か都て日本の政治上及び理財上の進歩を切望すること猶ほ合衆國委員に異なることなく又之を翼贊するも聊か同氏に劣ることなきものなりと余は思惟するなり而して本會の議事は歐洲各國の委員をして十分に此事を證明せしむるに足ることとあらんと信ずるなり。

サー・フランシス・プランケットは和蘭、白耳義、獨逸三國委員の所說に左の陳述を加へんことを欲せり。

ハッバルド氏は合衆國政府が同國より輸入する所の百六十六萬七千七百二十一弗の石油に對し一割五歩の從價稅を採用するの事實を殊更に掲げたり、蓋我尊重する同僚は英國の貿易に於ては砂糖は二割の從價稅を負擔すべきを忘却せるものゝ如し千八百八十五年香港より橫濱神戶の兩港のみに輸入せし砂糖は其價額は三百萬弗に超へたり。

昨年中日本に輸入せし砂糖は糖密及糖水を除き其總額四百七十一萬三千五百七十四弗にして其中香港の一港より輸入せしものは殆ど三百四十萬弗に達せり。

又ヘッバルド氏は此稅目は合衆國の利害に關すること他の各國よりも更に大なりと陳述したれども余は其然る所以の理を見ざるなり。今余輩は輸入稅目を議するものに非ずや、千八百八十五年に於る日本の輸入全額は二千八百四十六萬七千弗にして其中合衆國より輸入せるものは僅々二百七十二萬六千百八十四弗に過ぎざれども英國及其植民地より輸入せしものは千五百八十八萬三千七百六弗に達せり。

ヘッバルド氏は日本輸出爹の合衆國に至るものは大不列顚に輸出する所よりも千三百萬弗の多額なりと云へり。余今稅關報告を閱するに千八百八十五年に在て日本より大不列顚、東印度濠洲へ輸出せしものは三百十八萬八千二百九十六弗にして合衆國へ輸出せしものは千五百六十一萬三千八百八弗なり。然れどもヘッバルド氏若し幸に此橫濱商法會議所の調製したる報告を一閱せば千八百八十五年より八十六年に跨る一季節中に橫濱兵庫の兩港より合衆國へ輸出せし製茶の價額九百七十七萬四千五百三十五弗の內二百七十六萬千八百九十弗は加那太へ向け輸送する所に係れるを知るべし。故に稅關報告に載せたるところの合衆國へ向け輸出せる貨物中我國人の需用に係るもの亦多額なりと言はざる可らず唯是等の物品は日本より桑港を經て輸送するもの たる に止まるのみ。

余は日本とブリチシュ・コロンビアの間に汽船の直路を開き余が上に陳ずる所の正確なるを證するの日近きに

在らんことを望むなり。

ヘッバルド氏は左の陳述を爲して答辨とせり。

和蘭國、諸威及瑞典國幷に丁抹國を代表する所の我同僚及白耳義獨逸二國の同僚は交も前會以來一週間內に鄭重に修文せし卓絕の演說を爲し余か前會陳述せしところの論說に答へられたり、右各員が余の演說に對し用ひられたる懇篤の語は余も亦誠實に之に酬ひざる可らず、然れども余は今玆に他員と商量し或は其手控を見較ふること等を爲さず各員の斯く一樣に不同意を表せられたる論說は尙ほ余の固執して動かざる所たるを確言せざる可らず。

和蘭國委員は自己及獨逸國第二委員の爲めに演說を爲し千八百八十二年の從價稅目の來歷に就きて余の所說に異論を述べ又特別委員の報告及該委員の從價稅を從量稅に換算せしことに付余の見解に對して異議を唱へり。同氏陳述の要旨は同氏及獨逸國第二委員の加列したる稅目取調委員は該報告に對して責任を有せずと云ふに在り、彼の尊重す可き稅目取調委員（我同僚は其委員の列に加はれり）の撰任せし補助委員の報告は多少の効力を有するものなりと思料す可き理由ありし（余か嘗て思料せし如く）は四年以來の事なれども今同氏の陳述する所は固より之を以て議論の結局と爲さゝる可らず、又玆に余か思想をして益堅固ならしめたる一事あり即ち該補助委員にして其之を撰任せし稅目取調委員に協議することもなく此報告を爲せるが如き事はあるまじき筈なりと考ふるの一事是なり、又補助委員の負擔せし事業は從價稅の割合に從ひ之に相當する所の課稅價格を査

定するの一事に止まれり（補助委員は當時の相場に從ひ此事業を完成せり）今此事實に據て考ふれば斯く稱贊す可き事業の精神及び本來の出所を余か指名したる同僚に歸するも亦自然の勢と謂ふ可し、又我同僚は自ら其事業に誇れるものならんと思惟せしに（今や余は自ら其誤れるを知れり）我同僚は此議論の將に終らんとするに際し其事業の一部分に對して更に責任を有せざる旨を快然陳述せられしは余の驚愕に堪へざる所なり。

余は千八百八十二年の稅目對案の確定に至らざりしが爲め日本は四年以來其歲入を損耗せりと論しだるに和蘭白耳義及獨逸委員は之を不當の言掛けなりとし一心同意に之を辨駁せり。余が此問題に就て陳述せし所は即ち千八百八十二年に同意を得たる稅目を實行し之に依て日本の財源を富ましむるを得ざりしか爲めに日本の國庫は七八百萬弗の金額を損亡し而して締盟國の金庫即ち締盟國の全體の財囊は同額の利益を得たりと云ふに在るなり。

余は我論說に異議を唱ふる所の我同僚の所說に對して敬意を表すれども余が吐露したる意見を變更す可き理由あるを見ざるなり。千八百八十二年の會議は輸入稅を以て日本の歲入を增加することに同意せしものにして當時若し彼の對案を實行せしならば即ち之に依て前述の金額を增し得たるは必然なり又千八百八十二年の對案は從價五步の現行稅率を增加し之を壹割より貳割の間に置くものにして本會は此對案を公然採用し以て歲入を增すの意なりと云へる事實を確認したり。然るに我同僚は該稅を拂ふものは消費者なり故に千八百八十二年の稅目を實行せざりしが爲め日本人民即ち消費者は損亡を受くることなくして却て利益を得たるものなりと說けり。

今是を判定するものは果して誰ぞや我同僚なるか若くは日本政府なるか、若し夫れ租稅を拂ふものは即ち消費者なりとせば何が故に和蘭、白耳義及獨逸國は日本か外務大臣を以て本會開設の始めに提出したる稅目案に對し其委員をして不同意を唱へしめたるや若し夫れ日本の消費者は日本に輸入する和蘭、白耳義及獨逸の物品に對し稅を拂ふ可きものとせば日本人民の幸福を顧慮して獨り之を日本政府の所爲に放任せざるものは實に慈善を表するの著明なるものにして余は之に驚かざるを得ざるなり。又我同僚が日本人民の利害を顧慮するの意を表するに於て余は少しく奇怪に堪へさるものあり即ち關稅の增加は日本の自ら熱心して要求する所なるに其增加を得ざりし爲めには聊も損亡を受けたることなきのみならず日本人民は其政府の屢々改正せんことを試みて其效を奏するを得ざりし所の稅目の爲めに依然束縛せらるゝに依り却て利益を得たりと云ふこと是なり、抑政府なるものは其人民を代表し其人民に代りて言ふものなり日本に於ても猶歐米諸國に於る如く其政體の如何に拘はらず政府は即ち人民たるに非ずや去れば何事か日本人民の眞實の利益たりとし何事か否らすとするや之を余輩に明示するは余輩之を日本政府の任に歸するを以て安全とす可きなりと余は思惟するなり。

彼の大に我同僚の關心を惹起したる余の論說に就ては余は左の一言を述るを要するのみ、即ち余か此論說を起所以のものは他なし唯日本政府の本會に提出せし改正稅目は正當公平のものにして其稅額は多數の歐米政府のす賦課する所よりも尙ほ少額なりと信ずるに依るのみ、而して余は合衆國の爲めに此稅目を採用することに同意せり而して余は他國の爲めに之を決定せんとするには非るも他國政府に於ても亦之を採用し得ざるの理由を

見さりしなり、然れども本會は千八百八十二年以來物價の低落せしに由り更に此問題を起し新たに課税價格を算定して以て日本政府の提出せし課税價格に代ふ可しと決定せり。夫然り然りと雖も余は此事項に就き我政府の意見を陳述したるものにして尙ほ左の一言の言ふべきものあり、即ち合衆國は此從量税を算定するに於て我國より輸入する所の物品に對し偏頗の取扱を甘受せざる可し。此事に關しては余は前會以來の事蹟を回顧し本會の處置に對し十分に故障を唱ふるの自由を存し置くこと余が必要の義務なりと思惟するなり。

終に臨み我尊敬する大不列顚國同僚に答へん、若し余にして英國に對し不理の說を爲せるものとせんか氏が異議を唱へたる計數は余か茲に携ふる所の千八百八十五年の外國貿易表より抄出したるものにして余は此外に引用書類を所持せざるものなれば氏は其事實を諒せざる可らず、蓋日本政府は何程の貨物を歐米各國より輸入するや又何程の貨物を歐米各國に輸出するや自ら之を知れるものなりと思料せしも亦不當には非すと思惟するなりサー・フランシス・プランケットの陳述せし趣意は即ち此報告は誤謬なきものに非ず日本に輸入する數百萬弗の砂糖は淸國の輸出に係るものにして大不列顚の輸出に非ず合衆國に輸送する日本の輸出貨物の一大部分は實際桑港を經て加那太に輸入するものなりと云ふに在り。然れども余は尙ほ余の擧示したる計數を以て正確なりとし其說を固執せざるを得ず此計數は余か前に言へる報告の第八十九頁及九十九頁に揭載する所にして日本より合衆國に輸出する貨物は大不列顚へ輸出する所よりも千三百二十八萬千八百九十弗の超過なるを見るべく又日本及合衆國間の輸出入總額の日本及大不列顚間の輸出入總額に比して三百五十壹萬二千六百五十三弗の超過

なるを知る可し、又毎年日本より合衆國に輸出する貨物の價額千五百萬弗の中千四百萬弗は無税輸入を許すものに係れり此一事は余の殊更に諸自由貿易國の代表者の目前に於て之を述ぶるものなり。

日本より合衆國に輸出する貨物の一部分は加那太へ向け輸送する所に係ると云へるは或は事實ならん、然れども余は之を以て余か論説の力を減ず可き事實とは看做すこと能はざるなり。此一部分も亦官府の報告に載する所にては爾餘の合衆國へ向け輸出する所の貨物と等しく尙ほ合衆國の輸入に屬するものなればなり。然れども此問題は畢竟重要のものに非ず今夫れ合衆國と大不列顚は萬國貿易の競爭者なり然れども是れ君子の競爭にして敢て妬心を挾むの仇敵に非ざるなり、而して大不列顚國委員の此機に會し猶ほ平生に於るか如く余を遇するに丁寧の敬意を以てするは即ち兩國の關係を觀るに足るものなり假令兩國の間に或は議論の起ることあるも其結局は決して容易ならざる誤解を生じ或は不調和に至るが如きことあらざる可し。

余は此議論を釀せし演說に就て我同僚の陳述せられし說に對し友厚眞實の精神を以て答辨するを勉めたり若し此議事にして茲に最近密の關係を有するところの日本帝國に利益を與へ而して日本は本會決議の實行に因て多少の利益を得空虛なる約束の爲めに欺かるゝことなくば此偶然の異論の如きは決して遺憾とするに足らざるものにして本會は應に日本の謝辭を受くべきのみならず本會に參列したる各國に於ても亦應さに之を認許すべきなりと思惟す。

サー・フランシス・プランケツトは氏が茲に指示せんと欲する所のものは大不列顚より日本に輸入する貨物の額を

計算するには東印度及濠斯多利里より輸入する所の貨物をも亦算入せざる可からず又日本より輸出する所の貨物に關しては稅關の統計に於て米國貿易の部に記載するものと雖も其若干分は實際加那太に輸入するものたるの事實を知らざる可らずと云ふに止まれるのみと陳述せり。

是に於て第四會議錄に署名せり。

シェンキエウキッ氏は會頭に就て一の問を發せんと欲し昨年外國公使へ送付せられし條約草案中從來日本の輸出品に課する關稅の全部若くは一部を減少し又は之を廢止するの權は日本政府之を保持するの一條あり此條たるや無論日本政府に屬する權利を敢て增加せしと云ふに非ざれども該政府の意志を表明するの點よりして之を視れば其緊要なること蓋し僅少ならず今回本會へ提出ありし草案中より此條を刪除せられしは即ち日本政府の意志を變更したるに由るや否や承知せんことを欲すと陳述せり。

會頭は前陳の一條を刪除せし所以は日本の利益を參酌し其輸出稅の全部若くは一部を廢止又は減少するの權は無論日本政府に屬するを以て之を如斯く固言するは氏に於て必要と認めざるに由れりと答へたり又會頭は此機に乘し今回の新輸入稅目を實施するに至らば日本政府は直に生糸及び銅の輸出稅を廢止することに決定せし旨の告知せり。

右の陳述に對しシェンキエウキッ氏は會頭に謝し殊に之を記憶すべき旨述べり。

スペイヤ氏は左の一點に就き本會の注意を促さんことを欲せり即ち改正條約草案第一條中輸出稅に關する明文な

きを以て本條約第一項を左の如く修正する發議を爲さんことを乞へり。

日本政府は以後日本國へ輸入し若くは日本國より輸出する天產物及び製造品に本條約附錄稅目に揭ぐる諸稅を課し以て從來輸入若くは輸出の際諸物品に對し賦課したる諸稅に換ゆることを締約兩國に於て相約定す

又氏は前陳の條中に輸出稅目に關する明文を挿入し又此稅目を今回條約の附錄とするを露國委員に於て必要とするは二個の理由に據れり、第一此稅目は未だ取消なきを以て尙其効力を存するは無論たるべく又第二には其最初制定ありし以來緊要の變更を受けしことと一にして足らずと雖も氏の聞知する所に因れば未だ之か完備なるもの公然出版せられたることなければなり。氏は氏の提出するの榮を有する修正案は向後日本政府に於て現行の輸出稅を減少せんと欲するときは固より之を同政府の意見に一任することと氏に於て明言する迄もなきことなりと思料せりと陳述せり。

サー•フランシス•プランケットは氏は露國委員の說と全く同意にして輸出稅目に關する明文あるを良しとす然り而して此關稅を減少するも氏に於て更に異存なしと雖も之を增加せず又新輸出稅を課せざるべしとの保證あらんことを必要とするなりド•スペイヤ氏の發議に係る修正案も亦此趣旨に外ならざるべしと陳述せり。

ド•スペイヤ氏は今問締結すべき條約中に輸出稅目に關する明文あるときは大不列顚國委員の豫知せられし不便も亦等しく除去するに至るべしと陳述せり。

ハッバルド氏は露國委員の提出に係る修正案は實際緊要の性質を有する新議案たるを以て次會に於て之を審議す

べしと陳述せり。

會頭は露國委員の陳述せし意見は日本政府の趣旨と全く符合すと雖も前陳の修正案を條約の一條中に置くは之を必要なりと思考せず氏の所見に據れば之を今回の會議錄中に記入せば是に因り總ての目的を達するに至るべしと述べたり。

ナイト氏は氏は主義上輸出稅に反對するものなるを以て生糸及び銅の輸出稅廢止に關する會頭の陳述は欣然之を聽聞したり、然るに日本政府に於て歐洲諸國及び合衆國に販路を有し且一旦之が輸出稅を廢止するに至らば其輸出益多きを加ふべき他の物品を措き獨り生糸の輸出稅のみを廢止せんとするは抑何故なるやを知らんことを欲す、蓋し運賃の高價なるは日本と貿易を爲すの困難中の一にして日本渡來の船舶は其歸航の節僅かに些少の貨物を得るか或は全く之を得ざるを以て右の困難を益すこと一層甚し、然り而して今や若し輸出稅の一部を廢さば較々此不便を補ふに至るべし例へば樟腦及茶の如きは重要の商品たり故に此兩品を生糸より不利益の位地に置くは氏の了解せざる所なり、日本及び某外國間の貿易擴張を計り又殊に消費者の利益を參酌すれば前陳偏頗の處置は好ましからざる事なり依て幸に會頭に於て此點を說明あらんことを望むと陳述せり。

シエンキヱウキツ氏は白耳義國委員に於て生糸の輸出稅を廢さば主として其費消者を益すべしと云はれたるも是良に誤なりと思考す抑生糸の價格は歐洲の市場に左右せらること人の皆克く知る所なり故に右輸出稅廢止の益は總て生糸生產者に歸し輸出稅廢止に因り輸入國を利すべきものあらば是即ち日本の生糸繁殖を助け之をして益々盛大

に赴かしむるに因るのみと陳述せり。

會頭はナイト氏に答へ本邦の利害を參酌し輸出税を處分するの權は日本政府の保持する所なり然り而して生糸及び銅の兩品に對し其輸出税を廢せば其結果生産者を益し爲めに本邦を富すも亦某輸入國を殊更に利せざるべし他の輸出品に關し日本政府の決定ある迄何品の税を廢するや未だ明示する能はず但各品の輸出税を全廢するの權は日本政府獨り之を保持することを判然承知ありたしと陳述せり。

ヘッバルド氏は佛國委員の説を贊成し輸出税を廢止せば其益獨り生産者に歸し決して輸入國の利とはならざるべしと述べたり。

ナイト氏は輸出税の負擔は畢竟消費者に歸するや又は生産者に歸するやの問題は緊要にあらずと雖も輸出税存在する以上は多少國際上の交通を遮妨するの恐ありと陳述せり。

ド・マルチノー氏は日本政府か其見込を以て輸出税を廢止する權利を保持することは何人と雖も能く之を爭はざるべしと思考する旨陳述せり。

ナイト氏は氏は此權利の有無を爭ふものに非ず唯日本政府が生糸及銅の兩品に限り其輸出税を廢せんとするは實に意外に出でたるのみと陳述せり。

會頭は本會第一會にかて採用せし規則に據り輸出税目に關するド・スペイヤ氏の修正案の討議は已に合衆國委員の發議せられし如く次會迄延期せんことを發議せり。

本會は此發議に同意せり。

會頭は貿易規則官設倉庫規則及び私設倉庫規則も稅目審査の爲め選定せし委員の調査に附せんことを發議せり。

シエンキヱウキッ氏は氏は會頭の發議を賛成す然れども此議を一層擴張し書類は悉皆之を前陳の委員に附することゝし右委員に於て商家に諮問するを適宜とする特殊の事項あるときは之を補助委員に附し調査を逐げしむることあるべし而して本會の會員中多くは條約草案附錄書類に掲載したる專門上の問題を充分に審査し得ざるも稅目取調委員は便宜の方法を設け之を調査することを得べし但し各會員に於て委員會に列席し其議事に干與するの權を有するは勿論なるべしと陳述せり。

ド・マルチノー氏は委員の爲め商家に諮問することに付一定の方法を定むることは氏の認めて有益若くは便宜と爲さゞる所なり蓋し委員に於ては幸に各國の商人に諮問せんことを承諾したれば本會は是を以て滿足すべし況んや右委員を組織せる諸氏は本會之を信用し擧げ以て委員に推選したるものなるに於てをや、又本會は委員に命じ必ず商人を以て組織する補助委員を選定せしむるを好むものに非ず左れば委員をして其諮問に最も適當と認むる方法に從ひ商家に質問せしめ書面を以て問題を附送するも又各自別々に招喚して質問するも擧て委員の撰む所に任すべしと陳述せり。

ハッバルド氏は稅目取調委員をして官設倉庫規則若くは私設倉庫規則を商家へ通知せしむるの必要を視ず殊に私設倉庫規則の如さは契約の問題に涉り其性質法律に屬するものなり左れば之に關し商家に諮問するも何の益あるや

氏の了解に苦しむ所なりと陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは佛國委員に於て條約草案の附屬にして貿易事項に關する書類は悉皆之を税目取調委員の調査に附すべしと發議し右委員を信任するの證を示されしは實に喜悅に堪へず然れども氏の考ふる所を以てすれば已に委員へ托せれらたる事業は充分にして目下調査中なる税目に加ふるに官設倉庫規則及び私設倉庫規則を以てせば委員の力殆んど餘地なきに至るべし氏の同僚も亦同感ならんと信ず故に氏の同僚と倘協議を遂ぐるを要せず此追加事業を引受ることを得ず。

又合衆國委員の說を聽くに先たち氏は税目取調委員長として千八百八十二年の從價税目案を商法會議所に送附し其望に任せ之を出版せしめんことの許可を本會に乞ふことを發議せんとしたり今日にありては他の書類を商法會議所に送付する時倘早しと雖も委員に於ては豫め本會の許可を得其必要とする書類は之を送付する樣なし置くは實に便利なるべし而して氏の此發議を爲す所以は諮問を受くるの商人一にして足らざるべく又彼等に於て機密の事を知るに至るべし左れば商家一般の利益を計り且つ不當の投機を防止するの目的を以てすれば本委員の送付に係る機密報告は各商人皆均しく承知するを宜しとするにありと陳述せり。

ド・マルチノー氏は税目取調委員長たるサー・フランシス・プランケットに諮問を受くべき商人へ從價税目を通知することを避くるの道なきやと問ひ、抑も此税目は日本政府より本會へ提出ありし他の書類と同樣に機密性質を有するを以て之を實行するに先たち商家新税目を識るに至らば是に由り容易ならざる不便を來すや未た知るべからず

又若干の商家に限り此稅目を識らしめ他の商家に之を及ぼさゝることを希望するが如きは到底期す可らざることなり好しや此希望を達するを得るも未だ此稅目案を承知せざる者は之を識るの特典を得し者と同樣に商業を營み或は投機の事を以て己を利する能はざるべし是豈不公平と云はざるを得ん乎、蓋し氏の此言を陳述するは前陳の諸點に關し委員の志向を一層克く了解せんとするにあり而して日本政府より已に本會の審議に付せられし書類幷に向後同政府より本會へ提出ある書類も亦極めて日本政府に於ては機密となし公にせざるの目的なるを以て此點に付委員と日本政府との間に誤解を生ずることあるやも計り難し故に之を避けんとするに外ならずと陳述せり。

シユンキユウキツ氏は貿易事項に關する書類を悉皆稅目取調委員に委托すべしと云へる氏の發議に立還りて前陳諸書類の關係より視れば到底之を分離すること能はず又某規則調查の爲め新委員を選定するも稅目委員も亦必ず新委員會に參與し倶に討議をなすべし左れば委員は單に一なる方を宜しとすと陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは稅目取調委員は氏の曩に陳述せし制限を以て本會の依托せし事業を欣然承諾すべし而して其事業たるや稅目、貿易規則、官設倉庫規則及び私設倉庫規則の調查に係るものなり又氏の尊重する所の佛國委員は商人を選定して補助委員を組織すべしと云はれたるも氏は之を必要なりと思考せず諮問すべき商人の數已に夥多なれば今補助委員を選定するも其處分に付困難を席ずべし依て委員に於ては問題を列記せる回章を送附し且細密の點に至りては委員の必要と思考する商人に付口答の方法に由り諮詢するの方法を採用すべしと陳述せり。

シエンキエウキツ氏は千八百八十二年に於ては商人を以て組織したる諮詢委員を選定せり而して此委員の滿足に事業を執りしは緊要の書類を編成せしに由り明なり然れども商人の數夥多なるより生ずる困難を避くるには極めて簡單なる方法あり即ち此等の商人をして本會より諮詢に附せし問題に付會合協議せしめ決議に至りたるときは各國の商人中より一名を選拔せしめ之に稅目取調委員と直接に往復するの權を與へ又之をして其代表する所の商人の意見を報道せしむるにありと陳述せり。

ド・マルチノー氏は大不列顚國委員の陳述に係る商人に諮問するの方法は委員の採用すべき最も適切なるものなり而して氏の意見は既に陳述せし如く委員は要用の報告を得るに最良と認むる方法を適宜採用すべしと云ふに在りと雖も稅目を公けにするの望ましからざることに就きては倘ほ前說を固執するなりと陳述せり。

會頭は氏はド・マルチノー氏と同意にして稅目を公にするを宜とせず稅目一旦新聞紙上に顯はるゝに於ては此に付議論を生ずること殆んと疑ひなく之れ良に好ましからざることとなるべし然り而して今日にありては極めて機密となすべき事件を公にせざるも稅目委員に於ては其必要とする報告を求め得べしと思考すと陳述せり。

フオン・ホルレーベン氏は稅目に關する報告を求むるの方法如何は之を委員の意に任じて然るべしと思考する旨陳述せり。

會頭は商人に諮問することに關しては更に異存なしと雖も稅目を公にするは氏の好まざる所なりと陳述せり。

ナイト氏は若し此稅目を普く世に公にせば稅目を公にするも更に不便の起ることとなかるべしと雖も商人の數を限

り例へば二十名の商人をして之を知らしむるが如きに至りては爲めに投機心を惹起し濫用の弊を釀すことあるや未だ知るべからず故に若し若干の商人税目の機密を知るに至らば此に關係ある商家をして總て同樣の位地に立たしむるを要すと陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは稅目案を公にするの問題に關しては氏は會頭に同意するを得ず而して此從價稅目案は日本政府に於ても幾何の讓與をなすべしとの協議に由り已に本會に於て採用せしものなり左れば如斯く採用せし稅目は之を變更することを得ず故に此草案は未だ討議中の所以なるを以て之を公にすることを拒む如き理由は氏の解し能はざる所なり、又氏の殊に注意を促さんと欲する一事あり即ち例へば三十名の商人に稅目案を諮問し而して之を世に公にせざることは爲し能はざるべし故に氏は商家一般の爲めを計り稅目委員の小數の者に報道すべき事項は各商人も亦皆之を知り得る樣なさん蓋し本會の同意を得たる從價稅目を公にするも氏は因て起るべき害を視ずと陳述せり。

ザッペー氏は大不列顚國委員は此事に關し氏の將に吐露せんとせし意見を已に述べられたり因て氏は唯サー・フランシス・プランケットの說に同意を表するのみなりと陳述せり。

ハッバルド氏は從價稅目案は唯一の基礎たるに過ぎざれば之を公にするに必要とせず又稅目の詳細を公にせざるも從價稅を從量稅に換算するに必要なる報告は委員之を求むる事を得べしと陳述せり。

會頭は氏はハッバルド氏と同意にして稅目を公にするに非ざるも委員の必要とする報告は之を求むることを得べ

し而して稅目を公にすることを拒むの一理由は之を實施する迄尙幾多の月日を經過するにあり然り而して尙ほ極めて之を拒むの所以は若し一旦之を公にするときは新聞紙を以て之を論評すること良に明にして會頭の之を避んことを切望するは重要の理由に由るなり蓋し六ケ月前に之を告示するの心算なるを以て之にて充分なるべしと陳述せり。

サー・フランシス・フランケットは此問題は次會迄其儘差置くべしと發議せしに伊國委員之に同意し本會に於ても亦此議を採用せり。

會頭は貿易規則、官設倉庫規則及び私設倉庫規則は之を稅目取調委員の調査に附し而して他の條約附錄書類にして貿易に關するものを同委員に附するの問題は之を他日に讓るべしと本會に於て議定せしと思考すと陳述せり。

此時會頭は次に討議すべき事項は改正條約草案第一條たることを注意せり。

サー・フランシス・フランケットは條約草案第一條末項即ち外國に於て傳染病の流行するに由り日本國所在人民の性命健康若くは財產に危害を加ふるの恐ある物品幷に日本國の安寧靜謐を妨害し若くは擾亂するの恐ある物品は日本政府に於て其輸入を禁止し或は制限するの權は日本政府の保持する所なりとすとあるに注意を促さんことを欲せり。

大不列顚委員は日本政府に於て傳染病を豫防し若くは國內の擾亂を制止するに必要と思考する處分を執行するの權を爭議するには非ずと雖も前陳の文字は廣濶に過ぎたるが如し然り而して兵器及び「ダイナマイト」の如き諸物

の輸入に關しては相當の制限を立ること固より至當なりと雖も本條の儘にては締盟國に於て禁制品と思料せざりし所の貨物輸入の制限に關し誤解を生ずることあるべし故に本會に於ては字句變更の事を討議ありたしと陳述せり。

シェンキヱウキッ氏は本條は其性質を全く異にする二の事柄を含蓄す即ち公衆の安寧及び衞生上の處分是なり蓋し第一の事に關しては現行條約中に特定の明文ありと雖も衞生上の處分に至りては條約を以て事情に由り必要とすべき方法を豫め定め置くこと困難なり故に條約の本文に於ては一般の主義を掲げ置き其詳細の事に至りては特定の規則を以て之を制定するを以て足れりと思考する旨陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは各委員に於ても前陳の字句を變更するを宜とするの趣旨に同意せられたるが如きを以て氏は氏の考案に據り此條を變更し其修正案を次會に於て本會へ提出すべしと陳述せり。

會頭は本會は六月十五日午後第二時迄延會せんことを發議せり。

本會此發議を採用し四時四十分に散會せり。

井上　馨　　シェンキヱウヰツ
青木　　ヱル・デ・アルチノー
ザルスキ　　チー・ナイト
エフ・アール・プランケット　　ヂェ・デラヴアツト
リチヤード・ビ・ハツバルド　　スペイヤ

リチャード・ビ・ハツバルド
ホルヘーベン
ザツペー
イ・イ・フアン・デル・ポツト
チェ・ルーレイロ
右英文に署名

スペイヤ
ア・ウオルフ
右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。
齋藤修一郎
バロン・ド・シーボルド
テイ・タプリユ・スチーヴンス
ジヲン・エイチ・ガビンス
ピー・ド・ルシー・フヲサリウ

會議錄　第六

明治十九年六月十五日集會

井上伯を會頭とし午後二時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及青木氏

佛蘭西國全權委員　シエンキヱウヰツ氏

墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ

大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケツト

伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏

白耳義國全權委員　ナイト氏

亞米利加合衆國全權委員　ハツバルド氏

獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ザツペー氏

和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ポツト氏

西班牙國全權委員　デラヴアツト氏

葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏

露西亞國全權委員　ド・スペイヤ氏

瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ウオルフ氏

會頭は前會の會議錄に署名すべしと發議し且其署名するに先ち委員中陳述を爲さんと欲する者ありやと問へり。委員中陳述をなすものなかりしを以て會議錄第五に署名せり。

サー•フランシス•プランケットは英語を以て一の意見書を朗讀しホルレーベン氏及同氏の合議に係る條約改正中裁判管轄に關する問題を決定するの經畫を本會へ提出せり。

大不列顚國委員は又今回日本政府より提出せし條約草案中裁判管轄に關する部分に換ゆべき條約草案を英語を以て朗讀せり。

次にホルレーベン氏は佛語を以て右の意見書及び條約草案を朗讀せり。

右條約草案は此會議錄の附錄として掲載しあり意見書は左の如し。

下に署名したる大不列顚國及び獨逸國の兩委員は左の議案を本會に提出す。

抑條約改正に關し目下帝國日本政府より提出ありたる草案は永遠に亙りて解紛するに足るの原素を有せず又大に變更を加ふるに非ざれば假令ひ一時の便法とするも之を以て實際行はるべきものと爲すの見込なきことは日本國全權委員及び玆に會合する我同僚諸君も多くは余輩と同感なるべしと信ずるなり。

然りと雖も余輩は此事實に付日本政府を非難するの念慮曾て之なき而已ならず却て日本政府が勤勞と才能とを以て各國種々の意見中其細目に涉り自ら互に相抵觸する所のものを調和せんと計りたることは余輩の欣然承認する所なりとす。

故に余輩若し唯だ此一點より見解を下すときは右草案は充分余輩の稱賛を受るに足るものなり。

蓋し右草案を提出せられたるは全く事實上の困難を解除するの目的にあらずして唯だ遷移時期を經過する爲め一路を開かんとするに過ぎざるべし。

此問題に就き其包含する所の錯雜困難なる種々の案件を普く熟考するに若し目下討議中の經畫を採用せば之を實施するに當り誤解を生じ且つ容易ならざる權限の抵觸を致すこと必然なるは殆んど疑を容れず。

此所見あるに係はらず余輩に於て本會に提出せられたる議案の審査を今日まで繼續せしは新條約は唯だ遷移時期を設くるの趣意にして試に之を採用するも敢て重大の關係ある變更を致すことなかるべしと思考したるが故なり。

余輩は各委員も亦更に一層緊要なる最上の目的を有するを確信す即ち日本帝國を擧て之を外國人に開き同時に之を泰西邦國の位班に列することを是認することと是なり。

故に只此高尙なる目的を達すべき滿足の經畫を成就したる場合に於てのみ余輩は始めて余輩の事業を實際に永遠に成し遂げたりと謂ふことを得べし。

已に日本政府は千八百八十二年の會議に於て司法制度を改良し外國裁判官を任用し以て前陳の目的を達せんことを勉めたりしも斯の如き廣濶の方法は當時尙ほ採用せらるゝの時機未だ至らずして該議案は一般の贊成を受くること能はざりしなり。併し余輩の見る所を以てすれば四年前に於て時機未だ熟せずと爲せしものも今日に

至りては之に多少の改正を加ふれば以て目下の問題を能く完結せしむるに足れりとす。本會議開設の當初より我同僚も亦千八百八十二年の議案を追懷し之を以て今日の議案に優れりとせるは余輩の信ずる所なり而して今日余輩の本會に提出する議案にして從前伊太利委員の常に勸奬ありたるは余輩の欣喜に堪へざる所なり。其他歐洲一大國の委員も亦今回談判の初めに當り意見を吐露して曰く、今回は通商條約を締結するに止め裁判權の項に關しては遷移時期を設くることなく寧ろ全問題を確然議定し豫定の期日に及びて之を實施することに取極むるを得策と爲すべしと。

今や余輩の勸告する改革の如きは其事體重大なるを以て世人或は謂はん此擧何時を俟て之を實行するを得べき乎と、然れども余輩は須臾も躊躇せず之に應へて曰はん余輩の所見にては日本現今の情態たるや充分此事を實行し得る時期已に到れりと確信す。

迅速にして聰明なる日本の進歩及び充分泰西の思想に通曉し之に則りて勤勉不撓なる帝國の內閣が鄭重に政務を處理するの二事は余輩をして安然且つ故障なく千八百八十二年の提出の提出に係る經畫を實行せしむるに足る充分の保證なり。

或は異論を唱へて謂はん前二年間に於ける帝國日本立法の進歩は割合に急速ならざりしを如何せんと、併し此原由たるや千八百八十二年間某々外國人の吐露せる異見よりして遂に日本政府をして其裁判管轄の事項に付望ましき改正を速に實行し得べきや否を自ら疑ふに至らしめたる事と信ず、即ち同政府が今回余輩の前に提出し

たる草案の不充分なるも亦多く此事由あるが爲めなり。
余輩は日本政府が今回の議案を取消し更に四年以前廢棄せられたる經畫に復歸するの困難なることを推察するを以て余輩は今敢て此議案を本會に提出するの責任を取れり。余輩は現今一般委員の間に存在する好意は裁判管轄上の改正を遠からざる内に成し遂る爲め一の經畫を提出する好機を與ふるものと信じ且果して此經畫に因らんには目下提出の草案に載する如き遷移時期を設くるの必要なきを信ず故に余輩は余輩の提出に係る議案を以て交渉諸國に利益あるべきものとなし心實に其採用を勸告す。
右の理由に基き余輩は別紙條約を提出し玆に參集の委員諸君親しく熟議あらんことを乞ふ。尤も本案は唯だ條約の概要のみを掲載するに過ぎざる者なれば余輩は我同僚諸君と友情を以て之を討議して最後の體裁を定めんとす。又本案は千八百八十二年間帝國日本政府の提出案に基くと雖ども其諸項に至ては當時之に下したる觀察を參酌して改竄を加へ又其後實際に必要なりと思考したる事項に付ても固より注意を加へたるものなり。
余輩の所見に從へば須らく二箇の條約を締結し一を通商條約となし一を裁判管轄條約となし同時に之に署名し兩條約相互の關係を有し最惠國條款と條約期限條款とは均しく兩條約に通用すべきに在りとす。
余輩は今此陳述を終るに臨み我同僚諸君に望むことあり即ち諸君が友誼厚情を以て此議案を熟考し其結果をして條約改正の事業に關係する諸大國の名を羞しめざるにあるなり。
獨逸國委員は此等の書類を朗讀せし後尙又左の如く陳述せり。

余は謹で尙ほ左の數語を呈せんとす。

各會員も今ま承知せらるが如く余も亦英語を各裁判所の公用語として採用せられんことを勸告せり蓋し英語を以て裁判所の公用語となすも爲めに他國語に通曉する通辯官を置くの必要を除くべしと云ふに非ず。

余は今此方法を勸告するに當り兩三日前電報を以て我政府より接受せし特別の訓令に從ふのみ。我政府の意見たるや如斯き問題は萬事に先ち實際の點より之を考慮せざる可らずと云ふにあり、若し諸裁判所に於て種々の國語を以て其公用語と爲すときは必ず無數の困難錯雜を生ずるに至ること明なり、加之英語は日本に在る外國人四分の三の使用する國語にして又日本人中に於ても最も普通に使用する所のものなり。

前陳の理由あるを以て我政府は恰も埃及の共審裁判所に於て最初佛語を採用せしが如く今回の場合に於ては英語を採用するを以て適宜と認めたり。

靑木氏は大不列顚國及獨逸國の兩委員に對し左の答詞を述べり。

余は會頭と余の名義を以て陳述するものなり。

余輩は大不列顚國及び獨逸國兩委員の陳述せられし緊要なる意見書の朗讀を聽き深く滿足せり。今兩委員の合議に係る提案に對し其細目の審査は次會に讓るべしと雖も其大體の趣意は余輩に於て日本政府の爲め全く之を採用する旨を明言するは余輩の躊躇せざる所なることを陳述す。余輩は我國に關し吐露ありし衷情に對し尊重する兩委員に鳴謝するなり蓋し兩委員の取られたる地位たるや良に其君主が各國に對し保持する高尙なる位地に對し羞

ざるものと云ふべきなり。

余輩は此に代表せられたる他締盟國に於ても此兩委員の意見を贊成し之を採用あらん事を切に希望す。我政府の從來取り來りし政略及び目的も竟に實益ある結果を生ずるに至りたるを知るは我國の爲めに深く喜ぶ所なり而して此事たるや我國の外交上新時紀を開き以て其利を彼我共に及ぼすべしと余輩に於て希望するものたり。

コント。ザルスキは其意見を左の如く陳述せり。

余は大不列顚國及び獨逸國兩委員の余輩へ報道ありし緊要なる意見を聽き欣喜極なし余は之を祝し又之を以て本會の事業竟に成効を奏するに至るの前兆と爲すなり蓋し本會の議事中意外の事多くありしと雖も今回の事を以て最も余の意に適するものとす。

貿易上の問題は我委員に委托し已に之を論定するの良途に就きたるに際し大不列顚國及び獨逸國兩委員の合同して提出せられたる議案は余輩事業の第二部たる裁判權に關する錯雜なる問題に付今余が唯一閲の上に於ての考察にては雙方に於て採用し得べしと考ふる所の方法に依り容易に且滿足に之を論定するに至ることを前以て保證するに似たり。

之を要するに右兩委員は一方に於ては日本政府をして內國法制の新方法に依り全國を開くの滿足を得せしめ又一方に於ては日本法律及び日本裁判所に服從せんとする外國人に公明衡平に司法の事を施行するに充分なる保證

を與ふるものなり。

外國人若干名を裁判官として日本裁判所に任用するは先年日本政府の提出せし議案の目的たり故に此事は同政府に於て故障とせざる所なるべし加之依之近世の學流に根據し善美なる日本裁判官を養生するの好結果を來すこと僅少ならざるべし。

日本法制の準備大に渉取りたる事實を以て視れば之を完成するの期限を十八ヶ月間と定むるも決して短きに過ぎざるが如し。

故に此裁判管轄條約草案の各條に付尙ほ詳細の審査を遂ぐるを要せず余は欣然其趣意の概要を採用し併せて本會參列せる各締盟國委員に於ても亦余の意見に同意せられんことを敢て切望す尤も右條々を審査するに當り余の必要とする考案を後日吐露するの自由は余に於て保持する所たり。

余今ま序に尙ほ一言を加へたし即ち若し此裁判權に關する草案を各員に於て等しく是認し各條約の期限を十五年若くは十七年とするに至らば余は貿易に關する條約も亦便宜の爲め同一の期限を以て締結すべしとすることと是なり。

次にド・マルチノー氏左の演說を爲せり。

余は先づ余の敬重する良友及び同僚の今朗讀せられたる意見書中の字句にして余に關するものに對し謝詞を呈す。

抑々余は日本へ渡航せし以來今余輩へ提出ありし議案の基礎たる主義を取る者にして其機を得る毎に未た曾て之を主張するを怠りたることなし。

余輩の審査すべき條約草案を概要の草稿と稱せられしは實に謙遜に過ぎたる語にして其中變更する事項ありとするも余の所見に由れば其變更を要するは細條に關するものに止まるのみ。

今日までの集會を視るに調和の精神余輩を皷舞して餘すことなし故に其要義上第二に位すべき事柄に關しては趣意の異同を生ずるあるも調和の精神復余輩を助け竟に熟議に到らしむべし然り而して余輩の冀望は單に一あるのみと確信するも亦之が正誤を受るの恐なかるべし即ち余輩の冀望は雙方の熟議に由り余輩の利益及び權利に必要なる保證を定め以て正當なる日本の要求に應ぜんとするにあるのみ。

日本政府の提案を研究するに其讓與は同政府が犯す可らずと明言したる主義に背戻せずして爲し得べき最大の讓與にして已に極度に達したるものなることを余は確信するに至れり、其主義とは即ち日本政府は領事裁判を廢止するに非ざれば全國を開かざるべしと云ふにあり。夫然り而して余輩が是迄不滿足の事業に從事せし事實は蔽はんとするも到底無益なりとす蓋し此事業の日本に對し滿足ならざりしは會頭に於ても同意たるべく而して又余輩の爲めにも滿足ならざりしは余の同僚諸氏及び余が所謂特約開港場に關する意見を以て知るべきなり、即ち特約開港場の位地たるや內地と交通するの途なく良に四邊窒塞するを以て如斯き地方に於ては貿易工業等の起るなく伸張するなく亦之を維持するの途なしとのことなり。而して之を慥かむる爲め尙一事の追伸すべきものあり是

即ち旅券規則草案の事にして之を接受して余輩は啻に失望せしのみならず殆んど之を不滿に思ふに至れり、然れども或者の說に據れば余輩の事業は唯是れ第一着步たるに過ぎずして一方に於ては余輩は日本國が其意に反して設けたる所の萬里長城とも云ふべきものに一罅隙を生じ又他の一方に於ては日本は余輩の今尙ほ實施せざる可らずとする所の裁判權の鏈鎖の一鐶を截斷せんとするものなり、而して此第一着步たるや甚だ怯懦にして且因循なりと言ふ可く加之余の所見を以てすれば實に錯雜紛糾を極めたるものなるも他に良策なきに出たりと。

今日の形勢を一層明かに了知するに於ては余輩が簡便且明確にして全國を開くの大利益を余輩に與ふる所の條約に署名し得るの日は將に近きにあらんこと余の冀望する所なり。蓋全國を開くは余輩の常に專心着眼する所の標的にして（此標的は我同僚中二三名に取りては恐くは想像上にのみ存在せり）又日本が自ら此の惠を享有するに足れることを明證せし如く其正當なる自尊の氣を滿足せしめ併せて其國威に光輝を加ふるに至るべきなり。

我同僚諸君よ余輩に取りては玆に緊要の二事項あり即ち其一は既得の權利にして其存在すべき理由ある間は之を陵忽すべからざることと其二は向後新規の狀態に依り得る所の新權利に就ては確實有効の保證を要すること是なり蓋今回提出せられし條約案は余輩に對して此二事を保證するものなり。

此條約案を維持する爲め充分なる議論を盡すは之を余よりも雄辯の諸氏に讓り余は唯左の一事を述んとす、即ち控訴院に於て外國屬籍の裁判官を置くは即ち法律の適用に對する充分の保證にして千八百八十二年の草案に於けるが如く下等裁判所に外國屬籍の裁判官を置くは必要とする所に非ず又大審院に外國屬籍の裁判官を置けば之

を以て法律の解釋に對する充分の保證なるべし、今や言を終るに當り余は日本政府の注意を喚起せんとす抑々泰西の開化を採て之を日本の深古赫々たる開化に適合せしむるは常に困難の事にして此時に際し端正なる法學に從事し新法律の適合を實地に學ぶは日本裁判官の爲め眞個且重要の實益あるものとす。

シェンキェウキツ氏は左の考案を提出せり。

凡そ六週前に日本政府は裁判法改正案を余輩へ送附せしが同政府は本日之を放棄し唯今大不列顚國及獨逸國の兩委員より提出せし草案を日本政府の議案として採用せり。

斯く千八百八十四年の日本政府の覺書に因り起りたる有樣は全く變化したり、故に余輩は先づ余輩の適從すべき所を了解し且新議案を熟讀する爲め多少の時日を要すべし但該案は日本政府より可成速に余輩に送附あるべしと信ず。

依て本會は十五日間休會せんことを發議す。

ハッバルド氏は今回本會へ提出ありし議案は之を嚴格に云へば或は討議の順序に違へるも將に審査せんとする所の裁判權に關する重要の問題を滿足に解き得たるものゝ如くなるを以て、氏は其提出せられたるを喜べり。氏は又佛國委員に同意にして此議案を研究するには多少時日を要するを以て目下此議案に對し詳細の意見を吐露することを見合はすべしと雖も今回の議案は其大體に於ては曩に公然本會へ提出せられしものに優ること必定たるべく又之を本日即ち千八百八十六年に於て締盟國へ提出せられたるは嘗て同主意の議案を千八百八十二年に提出ありしより

も好結果を生ずべきことを冀望すと云はんとす。氏は千八百八十二年の草案を熟讀考究するに今回大不列顚國及び獨逸國の兩委員より提出せられし議案は井上伯が四年以前に立案主張せしものに同きを以て欣然之を本會に接受するは氏をして井上伯を祝するに躊躇せざらしむる所なり。

氏は目下此計畫の得失に關し意見を吐露せざるも裁判權の問題に關しては合衆國は常に前進の地位を占たることは氏の前任者之を明言し又今日氏の政府の保持するところなるを以て此一事は氏に取りても又氏の本國に取りても之を不朽の記録に存するを當然とすべきに付後會を待て其說を陳することとあるべし、蓋し米國政府は常に最も寛大且著明なる日本の自治權主張者の一なるを以て自ら任ずる者なり。新裁判所の組織に關しては固より問題の起ることあるべしと雖も其公平の決議に至る可きはハッバルド氏の信認且預期する所にして、氏は嚮きに此事項に付大不列顚國委員の垂問を忝ふせし時既に之を冀望せる趣を陳述し又該案を本會に提出するに先ち氏は充分に之を審査せり。兩大國委員が本件に付率先者と爲り懇篤の友情に依り且其時機を愆らずして此所爲に及びたるを氏に於て喜悅する旨を陳述するは米國政府の認許す可き所たること洞知する所なり、且米國政府の氏に期望する所は即ち今日日本の進步せる有樣及其豁達なる情況は以て協和滿足の成効を期す可きものなるを認容し又今回の議案の如く日本政府の原案と認め得べきものは則之に協同し且之を翼賛するに在るなり、故に氏は大不列顚國及び獨逸國委員の提出せし議案を本會日本國委員に於て公然採用ありしを欣喜せり。

ハッバルド氏は右の陳述をなしたる後氏の尊重する佛國委員の戒愼の說に同意を表する旨を述べたり。

ナイト氏は大不列顛國及び獨逸國兩委員の本會へ通知せし所を聽き大に滿足せり蓋氏が平素の所見に由れば裁判權變更の如き困難の問題を理に照して論決せんには右兩委員の立案せる方法に據るの外なしとす故に昨年六月中內議の始より氏の屢々此所見を吐露せしことは本會委員中之を證明し得るもの少からず但今此說をなすは氏一己の意見にして氏の訓令は單に千八百八十四年の覺書に基くを以て本件を氏の政府へ禀申し新に訓令を受るに非ざれば氏は公然之を採用するを得ずと陳述せり。

シエンキエウヰツ氏は本會は千八百八十四年の覺書を以て定めたる基礎を討議する爲め集會せしものとす然るに日本政府は今日此覺書を用ひず其至重の問題に換ゆるに新議案を以てせり故に情況全く變遷し今日議定せんとする所の條約は嚮に本會の論定せんとせしものに非ずして政事上至重の條約たり。然り而して氏の委任狀は獨り千八百八十四年の覺書の議案を討議するに止るを以て今回提出ありし議案に對し意見を吐露するに先ち新に氏の政府より訓令を受るは缺くべからざるの事なりと陳述せり。

ナイト氏は大不列顛國及び獨逸國兩委員の議案は日本政府に於て公然採用せしものと看做すべきやと問へり。

シエンキエウヰツ氏は大不列顛國及び獨逸國の提出に係る議案は日本政府に於て公然採用するに非ざれば本會に於ては討議することを得ず蓋し此議案は大不列顛國及び獨逸國の兩政府より出たるを以て倫敦及び伯林の兩內閣に於て之を他政府へ通知するか或は日本政府より之を通知するを至當とす然るに第一の方法は已に用ひられざりしを以て日本政府は之を採用して自己の議案とし以て提出すべし然るときは此議案は則純然たる日本政府の議案にして

一定の基礎を成すに至る可し又日本政府は裁判權改正に關する目下の草案を取消すを必要とすと陳述せり。

コント・ザルスキは白耳義國委員の質議に對し尙ほ氏の陳述の誤解せられんことを防ぐの目的を以て、裁判權條約草案に關する大不列顚國及び獨逸國兩委員の內議には氏は加はらさりしを以て氏は唯該案の要旨に對し同意を表せしも之を爲したるは氏の政府より氏が求め又は受たるところの特別の訓令に據るに非ず唯從來の訓令と委任狀とに基きて斯く爲せりと答へたり。

ハッバルド氏は大不列顚國及び獨逸國兩委員の議案は若し日本政府の採用する所と爲るに至らば即ち同政府の曩に提出せし裁判權議案に代はる可きものなり而して氏は前に陳述せし如く氏の同僚と同じく本會の議決を其政府へ申稟するを必要とするなり然れども前以て討議を爲すも亦望ましからざる事に非ずと陳述せり。

コント・ザルスキは佛國委員の意見の如く新條約草案の討議を十五日間猶豫するは異存なしと雖も貿易に關する事項の討議を停止せざることを希望すと陳述せり。

シエンキエウキツ氏は十五日間討議を猶豫せんことを主張し多くの委員は前以て此議案を承知せしを以て直ちに之を討議するの準備あるべしと雖も氏は昨夕まで之を知らざりしサー・フランシス・プランケットは厚意を以て昨夕倉卒に之を氏に讀み聽せたり故に氏は議案の全體を漠然と記憶するに過ぎざれば其眞意を理會せんには多少時日を要するなり加之ならず討議の猶豫を要求するは唯本會の成規に從ふのみなりと陳述せり。

サー・フランシス・ブランケットは本會は十五日間休會すべしとの佛國委員の發議を採用す可しとの意見を述べ蓋

し獨逸國委員及び氏の提出に係る議案研究の爲め時日を要するは會員一般の冀望なりと思考する旨を陳述し且裁判權條約草案は會議錄と別に印刷し成べく速に各委員へ送附あらんことを勸告せり。

會頭は會頭も亦此新案の審議は十五日間延期す可しとの說を賛成せり然れども貿易事件に關する審議を休止するには及ばずと思考する旨陳述せり。

シェンキェウヰツ氏は此案は氏に取りて全く新規のものゆゑ之を考究することの必要なるを再應主張するは氏の本分なりと述べたり。

ナイト氏は本會に提出せられたる提案は公文の性質を有し且確定のものなるや又は變更す可きものなるや本國政府へ報告するに於て自分心得の爲めに必要なれば此點に就て承知したき旨を再述せり。

會頭は此提案は一旦採用せられたる上は公文の性質を有するものたる可しと陳述せり。シェンキェウヰツ氏は日本政府は此提案を各委員に送附せざる可らずとの說を固執し日本政府は凡六週前に在て既に公然の案文を本會各員に送付し之を以て協議の基礎と爲さんことを企圖せり而して今日提出ありたる草案は則ち右の原案は代はりたるものなれば日本政府は更に其原案者と爲り最初原案を提出せし時の如く此新案を各員に送付すること必要なりと述べたり。

此點に就き各員に於て討論の末十五分間休息せり。

本會再び集會したるとき會頭は大不列顚及び獨逸國委員の本會に提出せられたる裁判權條約草案を日本政府に代

りて採用し之を以て曩に提出せる改正條約草案中裁判權に關する條款に代ふる旨を宣言せり。依て會頭は日本の考案中裁判權に關する部分を取消し新草案は三日間に印刷して委員に配付す可しと述べたり。

マルチノー氏は本會は既に取極めたる討議順序に順ひ前會の節討議し畢らざりし諸事項の審議を始む可しと發議せり。

此發議は採用せられたり。

シエンキエウキツ氏は此事項に就き前會の節決議に至らざりし問題三件ありと陳述せり。

其第一は即ち商人を以て組織すべき諮詢委員の設置に關する事是なり、千八百八十二年既に右同様の委員ありて某事業を成せしに由り氏は此委員撰任の事を發議したり然れども稅目取調委員は右の如き諮詢委員を設くるときは若干の不便を生ず可きことを發見したれば氏は此點に付其說を主張すること須要なりと思惟せざりし、乍併之に關し重要なる一事は本會議員の諸詢の爲めに指名せらるべき外國商人は平等に諮詢を受くるを要すと云ふに在り而して其諮詢の手續の如きは稅目取調委員に於て取極む可き所とせり。

第二の問題は即ち輸入稅目を商人に示すの方法及び其區域如何と云ふに在り、然れども若し氏にして此點に關する討議の趣旨を正しく了解し得たりとせば此稅目は既に四年間人の知る所たりしものゝ如し故に若干の商人は既に此稅目案を熟知し居るは確乎たる事實なりと考へられたり且此稅目の洩露するは投機射利の爲めに其門戸を開くに齊しければ切に此弊害を防がんと欲するものなる可しと雖ども假令ひ稅目の全文の洩露することあるも斯の如き患

のある可きや氏は甚だ之を疑へり今遙かに其時期に先ちて多分の貨物を仕入るゝときは却て危險に陷るの恐あれば商人に於て斯る危險を冒すが如き無思慮の事は爲さゞる可し況んや新稅目實施の期日未だ決定せざるに於ておや、故に稅目を布告すると之を實施するとの間に六個月の猶豫あらしむることとならば一般の利益を保護するに十分なる可きなり。

日本政府は實に重切の理由ありて此稅目を公示するを好まざることなれども若し公然に之を示すと半公半私の性質を以て機密に之を公示すとの間に於て判然分界を立つるときは諸般の利益を程能く調和するも亦容易なる可きなり、是を以て氏は彼の會議員の諮詢の爲めに指名せらるべき諸商人をして十分の保證を爲さしめたる上にて此稅目の全文を該商人に示す可しと發議せり。

第三問題要旨は稅目取調委員の會議は祕密會議と爲す可きや又は公に開會すべきやと云ふに在り、該委員は原來稅目の審査のみを委託せられしものなれども貿易事項に關する規則も亦之を同委員に交付せられたるを以て其性質を一變せしものなり、抑此貿易規則は甚重要の性質を有し啻に專ら條約中貿易に關する部門に於て恰も其精分を成せるのみならず罰則の個條をも包含するものなり故に余の意見に據れば本會各委員に於て若し自ら適當なりと思惟するときは發言の權を以て該委員の集會に參席するの權を有すべきなり。

會頭は佛國委員の開陳せし第一問題は本會の既に決定したる所なりと思へり。第二の問題に關しては佛國委員の該稅目を機密に示し唯之を公に爲さしめざることゝし之を決定し得べしと氏は思考せりと陳べたり。

本會々員の多數は此二點に就て同意を表せり。

ド・マルチノー氏は前會に陳述せし異論を主張せずして多數の意見に同意す可し況んや日本國委員も亦其反對說を取消したるに於おやと陳述せり。

サー・フランシス・ブラスケットは佛國委員の提起せし第三問題は甚重要のものにして即ち本會委員は孰れも稅目取調委員の議事に與かり其意見を述ぶるを許す可きや否の問題なり氏の說を以てすれば若し本會に於て貿易規則は稅目取調委員の審議に任し難き程重要の性質のものなりと思惟するに於ては該規則は之を本會總委員の討議に付して可なり。然れども若し本會に於て之を該委員の審議に任す可しと決定したる場合には該委員は本會々員にして其意見を該委員に通知せんと欲する者は必ず書面を以てするを要し委員會に臨て之を口述するを許さずとの約束を以てするに非れば其事務を擔當するを得ず若し本會々員に於て自ら適當なりと思惟するとき該委員會に參席するの自由を有するが如きことあらば該委員の組織は日々に變更して大に其擔當の事務を妨ぐるに至らんと陳述せり。

シエンキエウヰツ氏は該委員の審査に參與する人員の變ずることあるも之が爲めに不便を生ずることは無る可し且委員の事業は本會の審査を受くべきものなりとの事實を根據とする論は其表面に於ては理あるが如しと雖ども實際に於ては却て然らざるものあり之を一般に論ずるに凡て一たび委員が其負擔の事業を完了したる後に至り其之を撰任したる所の集會に於て該委員の己れに代りて決議せる所のものを再應審議することは甚だ困難なるものなり抑該委員に交付せる貿易規則に屬する所の問題は本條約に就て議決す可き問題よりも更に重要のものなりと云ふ可く

假令或は否らずとするも兩者共に均しく重要のものたれば本會委員は此特別なる點に付時宜に隨ひて其意見を述るを得ること甚必要なる可しと陳述せり。

又同氏はコンゴー事件に付伯林會議に於てサー・エドワルド・マレットは同氏の提出したると同様なる考案を發議して全會の採用を得たる事實に注意あらんことを乞へり。

同氏又本會は全會委員會を開き其討議する所を筆記するを須ひずして該問題の審議を爲すも亦可なりと陳述せり。

コント・ザルスキはシエンキエウキツ氏の陳述せる意見に對し左の如く異論を述べたり。

余は各員をして本會の撰任せる稅目取調委員の審議に參與せしむるの一事に於ては余が尊重する同氏に同意する能はざるを遺憾とするなり、曩きに獨逸國第二委員の意見と余の意見と相投じたる發議を以て稅目取調委員を設置するに當りてや該委員の事業及び其職分は既に精密に之を取極めたるものなり、然るに其後佛國委員の發議に由り該委員はシエンキエウキツ氏の望みし如く日本政府の起草に係る諸般の規則には非ざるも其規則の中專ら貿易事項に關する三規則を審査することゝなりたるとき該委員は余輩の意見を書面に認めて差出すことあれば之を受領す可く又該委員の事業の結果を余輩に報告す可きことを欣然承諾したり故に余輩は其結果を取捨し其有用或は必要と考ふる所の訂正を加ふることを得るものなり。

故に余は該委員の性質或は組織を變更せんとするの意を是認すること能はず、凡そ此類の變更は現委員の志氣

を阻喪し或は少くも其事業を妨げ際限なく之を澁滯せしむるの恐あり加之余輩は既に各員の同意を得て決定せし所のものを再議する能はずと余は思考するなり兎も角も斯の如き所爲は何の場合と雖ども酷しき不便を生ずるあらんことを余は預料するなり。

然らば余輩は其既に決了し得て宜を得たる所のものを變更す可らず、余輩は宜しく該委員をして其既に黽勉從事する所の事業を遂ぐるに必要なる所の地位を保たしむべきなり。

シエンキヱウヰツ氏は氏が貿易事件に關する一切の書類を該委員に交付す可しと發議せしは事實なり然れども氏は之と同時に注意を加へ各會員をして該委員の集會に列席し議事に與かるの權理を有せしめんことを要求したりと答辯せり。

サー・フランシス・プランケットは氏は唯今稅目取調委員同僚と談合せり而して該委員一同氏が既に開陳せし所の約束を以てのみ其委任せられたる事業を負擔す可しと決したる旨を今玆に陳述し得るなり其約束とは即ち稅目取調委員のみ其集會に參席するの權理を有し而して本會議員中に其意見を該委員に通知せんと欲するものあらば書面を以てす可きこと是なりと陳述せり。

又氏は熟考するに稅目取調委員をして其自ら最良と考ふる所の方法に依り其擔任の事務を執行するの自由を有せしむるか若くは本會會員に於て全會委員會を開き自ら此事務を擔當するか本會は此二者の中に就て其一を取らざる可らざるものなりと確信する旨陳述せり。

ナイト氏は稅目取調委員は獨立にて其審議に從事するの自由を有すべし尤も其審議の結果は之を本會に報告すべきものなり故に余は稅目取調委員長たる大不列顚國委員の陳述せる意見に同意するなりと陳述せり。

シエンキヱウキツ氏は此諸規則を審議するには唯全體の得失を參酌するを以て足れりと爲さず各國不同の利害も亦參酌せざる可らず蓋し各國相共に其利害を同ふせざるの場合も亦頗る多かるべし今夫れ各委員に在て親から其責任內に在る所の利益を保護するを要する所以のものは即ち正しく此各自の利害に就き警戒を加へんが爲めなるのみと陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは稅目取調委員は其議事の結果を本會に報告す可き約束にて其委任せられたる事務を擔當せりと述べたり。

會頭は稅目取調委員は本會々員より其意見を書面に認めて差出すものあれば之を受領し而して其議事の結果を本會に報告す可しと云へるサー・フランシス・プランケットの考案は十分に贊成する所なり若し他の方法を採用するときは該委員の事業を障礙することある可く而して全會に於て此諸問題を審議するものと大なる差異はあらざる可し本會議員の事業は尙ほ頗る多端にして此他尙ほ若干の委員を設置せざる可らざることもあるべし故に現委員の事業は成る可く速かに捗取らしむること肝要なりと陳述せり。

シエンキヱウキツ氏は此問題は一身上に關するものに非ず各自に盡す可き所の職分に關する問題なり各議員は自身直接に其責任內の利益を保護す可しとの委任を受けしものなりせば此委任を執行す可き權理をも亦有せざる可か

らざるものなりと陳述せり。
ハッバルド氏は税目取調委員は如何なる場合たりとも其事業の結果を本會に報告せざる可らざるものなり而して若し本會に於て其報告を認可せざることあらば本會議員は更に該委員に訓示する所あるか又は全會委員會を開きて自ら其事業を完了するを以て本會の職分とす可きは勿論なりと述べたり。
會頭は佛國委員の陳述せる意見を十分に了解せる旨を述べたり然れども本會議員の意見を税目取調委員に通知する事に就き發議せられたる所の方法を採用するとも實際上不便を生ずることは無る可しとの説を陳述せり。
又會頭は此論點の決議を要する旨を述べたり。
本會議員の大多數は大不列顚國委員の發議に同意する旨を述べたり。
シエンキエウヰッ氏は本會の感覺は明かに余の發議に反對せるを見るに付最早氏の説を主張するの要用なるを覺へず然れども氏は多數説の爲めに氏の説を退くると雖ども將來に於て十分其意見を吐露する權を今より控へ置くを要するなり而して今玆に此の控を爲す所以は税目取調委員より報告書を差出す時に至り氏の陳述すべき意見に一層の勢力を與るだめなれば本會の公然之を認記することあらんことを乞ふと述たり。
會頭は最前同意を得たる發議に從ひ本會は六月二十九日午後二時まで休會す可しと發議せり。
此發議は採用を得て四時半散會せり。
井上　馨　　　　　　　　シエンキエウヰッ

ヱル・ド・マルチノー
ヂー・ナイト
ホルレーベン
ザッペー
ヂヱ・デラヴアツト
スペイヤ
ア・ウオルフ
右佛文に署名

青　木
ザルスキ
ヱフ・アール・ブランケツト
リチアルド・ビ・ハツバルド
イ・イ・フアン・デル・ボツト
ヂヱ・ルーレイロ
右英文に署名

此書は正寫なることを證明す。
齋藤修一郎
バロン・ド・シーボルド
デイ・ダブリユ・スチイヴンス
ヂヲン・ヱイチ・ガビンス
ピー・ド・ルシー・フヲサリユ

條　約　草　案

條約案

第　一　條

帝國日本政府は本條約批准後二ケ年内に全國を外國人に開き而して本條約若くは嗣後訂立すべき條約中本條と相反する事項を包含するに非るよりは諸事に付外國人を内國人同樣の地位に置くことを訂約す

、、、、、、、國臣民は自由に帝國日本内に旅行し住居し商業及工業を營み及び動產幷に不動產を領得し所有するの權理を享有す可し

第　二　條

帝國日本政府は第一條に揭ぐる期限内に於て泰西の主義に從ひ且本條約の條款に據り帝國諸裁判所の章程を制定し竝に左記法典の編制を實施す可きことを約定す

法　典

一　刑　法
二　治　罪　法
三　民　法
四　商法、海上法及爲替手形に關する法律
五　訴　訟　法
六　第四項に掲ぐる事件の訴訟法
七　身代限法
又警察に關する現行の法律規則は可成的之を輯集す可し

第　三　條

帝國日本政府は第一條に定めたる期限前六箇月即ち本條約批准後十八箇月より晩からざる前に於て第二條に掲ぐる裁判所の章程及諸法典の官譯英文を、、、、、、、政府へ送付し又帝國日本政府に於て右等の法典を變更せんとすることあらば其之を實施する六箇月前に右同樣之を、、、、、、、政府に通知することを約す

第　四　條

第一條に掲ぐる期限以後は、、、、、、、國政府は其領事裁判權を東京、横濱、神戸、大阪、長崎及函館の條約規程内に限り執行せしむるものとし右規程外に在る、、、、、、、國臣民は總て日本の裁判權に服從するものとす

第五條

前條に掲げたる條約規程外に在る、、、、、、國臣民の原告人若くは被告人と爲りて關係する民事の詞訟及右條約規程外に在る、、、、、、國臣民の告訴、告發を受けたる犯罪に付ては左に列擧する特別の約款を實行せらる可し

(イ) 、、、、、、國臣民は訴訟に係る金額又は物件の價格百圓を超過したる民事の詞訟に付ては直に控訴院に出訴するの特權を有すべし

(ロ) 前項の制規は、、、、、、國臣民が輕罪又は重罪事件に付告訴告發せらるゝ場合に於ても同じく適施せらる可し

(ハ) 右(イ)及(ロ)の場合に於て裁判權を執行する裁判所は外國の籍に屬する裁判官の多數を以て組織す可し右民事詞訟の審問又は右刑事に關する豫審は外國屬籍の裁判官の指揮の下に在る可し

(ニ) 右裁判所の公用言語は日本語の外英語たる可し

(ホ) 若し陪審官設置の時は、、、、、、國臣民を審問するに際し多數の外國人を以て陪審官を組織す可し。

(ヘ) 審判は之を公行す可し

(ト) 各高等裁判所には堪能なる通辨官を置く可し

(チ) 、、、、、、國臣民犯罪事件に付告訴告發を受けたるときは當該裁判所は辨護の爲め之に附するに裁判所

の言語に通ずる代言人を以てす可し

(リ)前項の場合に於ては該特別なる目的の爲め命ぜられたる一個の外國人撿察官の職務を行ふ可し

(ヌ)其他各裁判所にも堪能なる代言人を備ふることに注意すべし

(ル)死刑及其執行に關する事項は特別の取極に讓る可し

(ヲ)外國人の繫獄に關しては特別の規則を制定し第二條に掲載したる法典と同時に之を、、、、、、、國政府へ通知す可し

(ワ)前諸項の約款に遵ひ言渡したる判決に對しては總て大審院に控訴することを得

(カ)控訴を受理判決する裁判所の組織及裁判の手續辨護人幷撿察官に關しては控訴院の爲めに定めたる約款を同樣適用す可し。

(ヨ)大審院の判決に對する法律上の問題に於ては更に該院裁判官を以て組織せる特別の裁判所へ上告することを得但し控訴院及大審院に關する約款を以て同樣此特別裁判所に適用す可し

第　六　條

帝國日本政府は外國屬籍の裁判官及撿察官數名を嗣後日本及、、、、、、國雙方の間の議定に據りて撰任す可し但し日本政府は一に自國に於て判事たることを得るの資格を備へたる外國人を撰び之を任用することを約す。

第七條

外國屬籍の裁判官は一定の時期を限り任用せらる可し而して右期限內に於ては外國屬籍の裁判官のみを以て組織せる懲戒裁判所の請求あるに非ざる外は免職及罷任せられざる者とす

第八條

外國屬籍裁判官任用の方法幷に第二條第三條及第五條に遵ひ政府に通知す可き規約は前條に記載せる法典と共に十五年間其効力を有す可し依て右期限內に於ける該方法變更は總て、、、、、、、、、政府の協意に職由せざる可らざるものとす

第九條

、、、、、、、國の領事裁判權は本條約實行の日より三年間尙ほ存在す可し但し嗣後雙方の間に訂約したる日本警察法及行政法は此時限間、、、、、、、、國領事裁判所に於て之を執行す可し

第十條

、、、、、、、國臣民の身分に關する事件（即ち相續、結婚、離婚、遺言事件及丁年事項の類）に就ては、、、、、、、國領事裁判所は其管轄權を有すること尙ほ舊の如くなる可し

第十一條

若し、、、、、、、國臣民本條約實施前本條約の付與する權理を利用せんと欲するときは日本民事裁判權に服從

し始めて之を利用することを得

第十二條

本條約は其批准の日附より十七年間其効力を有す可し又其廢棄は本日締結する所の通商條約第、、、、、、條に左右せらるゝものとす

會議錄　第七

明治十九年六月廿九日集會

井上伯を會頭とし午後第二時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及靑木氏

佛蘭西國全權委員　シエンキヱウヰツ氏

墺地利洪牙利國全權委員　コント・チャールス・ザルスキ

大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット

伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏

白耳義國全權委員　ナイト氏
獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　ファン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
露西亞國全權委員　ド・スペイヤ氏
瑞西聯邦全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ウオルフ氏

會頭は前會の會議錄に署名す可しと發議し且其署名するに先ち委員中陳述を爲さんと欲する者ありやと問へり。委員中陳述を爲さんとする者なかりしを以て會議錄第六號に署名せり。

會頭は西班牙國委員及合衆國委員の全權委任狀を接受し之を書記局に預け置きたる旨を告知せり。

シエンキエウヰツ氏は左の意見書を朗讀せり。

前會の節誤解を生じたることあり即ち余が外務大臣閣下に勸め大不列顚及獨逸國委員の提出せし議案を採納して之を閣下自己の提案とせられんことを主張するを當然と思惟せしは却て余に對し不利なる見解を招きたり。今日に至りては我同僚諸君も余が此說を起せし所以の本意を較々正しく理解したるならん又此議案を以て日本の議案と爲したる爲め聊かも其價値を失はざりしことを認知するならんと余は信ずるなり。

然れども余は新議案に對し多少反對の感情あるものと云はるゝも計り難く又一般の人情は一層勤勉なる競爭者の已れに先ちて事を成すものあれば一種奇異なる不快の感覺を起すものなれば余も亦斯の如き感覺の爲めに心を動かせるものなりと想像せらるゝやも圖り難きに付余は此二事に對し答辨を爲さざる可からずと思考するなり。

今まで公然の議案たりしも新案の出たるが爲めに取消されたる所の裁判權改正案は今日に至ては本會員中一人たりとも熱心に之を排斥せざるものなし然れども是れ從來常に此の如くなりしには非ざるなり千八百八十四年七月廿九日（余は詳に其期日を指示せんと欲す）今余輩が排斥する所の裁判權改正案を豫議に付せられし際余一人のみ其基礎の不十分にして如何なる計畫の基礎とも爲し難しとの說を主張せり然るに當時の集會に參席せし諸氏は全く之と反對の意見を執り以來二年間裁判權改正の計畫を爲したり尤も今日其改正案の性質を論ずるは既に無用に屬せり是に由て之を觀れば多數の說は未だ必ずしも常に正說とするに足らざるを知る可く又余が今裁判權改正案の廢棄を遺憾とするとの言掛を受けざるの權を余に於て有すべきことを證するに足らん。

然れども條約改正事業の捗取らざるを以て余は本年一月を以て一の新方法を提出し之を外務大臣閣下の點閱に供したり其方法は即ち二樣の問題を區別して二種の條約を締結する事にして其第一條約は主として貿易事件に關し第二條約は裁判權改正の事を目的とし而して其附帶の結界として日本全國を開く可き約束を設くるに在り又其貿易事件に關する條約中に一個條を設け右兩條約は緊密に相連結せるものなるを確示せしめんと欲せり又余が最初の計畫の擯却せられし後は余が上に陳述せる議案をして可成其採用の機會を得せしめんには獨り之を日本政府

の起案に出づるものと爲さざる可からずとの意見なりし。

井上伯閣下は最初余の勸告を贊成せしも遂に重大の故障說を提出せり是に依て余は目下の討議に係れるが如き性質の問題を議決し得るに至るは倘ほ數年の後に在る可しと信ずるに至れり。

此時よりして余は裁判權の問題を直に論決せんことを求むるを止め議論のみにて行はれ難きことも時勢の止むを得ざらしむるに至るを待つ可しと決心するに至れり故に余は人の思惟せる如く不時に發議を爲して以て外務大臣が我審議の爲めに定められたる討議順序を破られんと企つるが如きことあらざりしは確乎たる事實なり以上は既往に於て陳述する所なり。

大不列顚及獨逸國委員の議案に就ては余は之を贊成し或は之を批評するに先だち十分に之を熟知せんことを欲したり前會余が戒愼の地位を取りしも亦此の理由に依るのみ。

然れども余は余輩に配付せられし該案の全文を反覆熟讀したりと雖も今日に至りても倘ほ惓々周慮を加へざれば之に就て陳說することを得ざるなり其然る所以のものは他なし蓋し余が意見を以てするに凡そ法律案或は條約案の如きは瑣細の事項と雖も之を詳解せざるものなきに至り始めて之に對して十分の意見を陳するを得るものなればなり今大不列顚及獨逸國委員は自ら其議案を稱して單に「概要の草案」とせり蓋し此議案は何の點に於て不完全なりとするや之を知るは兩氏に如くものなかる可し。

然れども此新案は正當の主義に由るものにして適宜に之を修正し以て完全のものたらしめば余輩の相共に熱心

冀望する所の目的に達するを得可きものなるを余は肯然認識するなり又余は我政府の命令を待ち日本國歷史に於て一新年紀を成す可き一大事業の成功を欣然翼賛するの幸福を得んとす。

余は言を終るに臨み余が現に有する所の全權及訓令は獨り千八百八十四年に日本政府の提出せられし覺書に揭載せる所の各問題に關するものなれば今此事情の一變せるが爲め余は我政府に稟申し新たに訓令及全權を請求せざる可らざるに至りたることを一言し置くなり。

ファン・デル・ポット氏は左の演說を爲せり。

前會の前日獨逸國第一委員は裁判權に關する議案を本會に提出せんとする旨を懇切に余に通示せられ且條約草案を余に讀聞せられたれば余は大に其懇情を鳴謝せり而して氏が此草案に就き余の意見を問はれしとき余は此議案は千八百八十二年井上伯閣下の提出せられし考案と甚だ相似たるものなりと考ふる旨を答へ又余は前會議の議事を余が代表するの光榮を得たる諸政府へ報告するに當り旣に該考案の採用を右諸政府へ勸告したり故に余は大に此新議案を贊成する旨を答ふるを得たり。

余が前述の報告書を作るに當り日本帝國政府は先づ第一に貿易條約を議定せんことを發議せしに付余が我諸政府より接受せし回答も自然主として貿易問題に關し未だ裁判權の考案に說及ぼさざりしなり故に余は今大に此議案と日本人と外國人との間の自由交通を妨碍する總ての故障を廢棄することとを贊成する旨を陳述するも是れ余が一己の意見にして我政府の本件に關する裁決如何は未だ玆に明言するを得ざるものなることを一言せざる可ら

ず。

本月十五日の集會に於て余は深く留意して該條約草案の第二回の朗讀を謹聽し而して大不列顚及獨逸國委員が該案を本會に提出するの趣意を示せる所の極めて重要なる意見書に就ても亦大に注意を加へたり。

該案の要旨に就て余が意見を陳述せん抑千八百八十二年日本政府より提出せられし考案には外國人に對し多少重要なる讓與數件を包含せり今此新條約も亦右と同樣なる讓與を附す可きものなるや之を知ることを得ば幸甚なり余謹て日本國委員に開申せんとす千八百八十二年に於て帝國政府は締盟國の治外法權廢止に報ひんが爲め外國人に對しては若干の恩典及特權を許與せんことを肯諾せられたり左に其恩典及特權の概略を擧げん。

一　不動產を所有する外國人は其住居する居留地の地方事務の議事に與かる可き權理を有する事

二　外國屬籍の裁判官は全く行政官の干涉を受けざること及其一身の不覊獨立を得る事

三　被告人所屬國の官吏は其辯護人を撰定す可き權理を有する事

四　外國囚人は特別の取扱を受け而して現開港場の領事館監獄に於て服役するを許さる可き事

日本政府は外國委員が治外法權廢止の事を發議するに於て表彰せしと同樣に寬大の處置あるものと思料することを得るや否余輩に於て之を知ること極めて緊要なる可しとのことは余が尊重する同僚諸君に於ても余と同意なる可しと信ずるなり。

余は言を終るに臨み敢て余が意見を開示せんと欲するものあり此意見の價値如何は余之を本會の判定に任す可

し。

若し此條約にして果して各國の採用する所と爲らば余輩は二年を出でずして佛國法律に基きたる刑法治罪法、獨逸主義に從て編纂せる商法又恐くは同主義の訴訟法及現今英國に行はるるが如き證據法及其他の法律の制定を見るべし而して此各種の法律を適用する者は即ち邦國屬籍を異にせる同一の裁判官なり左れば今よりして若干名の外國屬籍の裁判官を委員として玆に集會せしめ之をして自ら適用す可き所の諸法律を其布告に先だちて審査し之を熟知せしめ以て各法律の牴觸を防ぐは極めて冀望す可きことに非ずや余は此問題を決するの事業を以て余よりも法律に熟せる各委員の判定に任ず可し余は獨り此意見を本會に開示するに過ぎざるのみ。

ナイト氏は大不列顚國及び獨逸國兩委員の立案に係り日本政府の採用せし裁判權議案を談判の基礎として採用するの權を氏の政府より電報を以て附與せられたり蓋し此議案の要領は全國を開き裁判所に外國屬籍の裁判官を任用し豫定の期日に於て領事裁判權を廢止するにあるものにして氏は此議案の趣意を採用するも後日氏の同僚と協議し其要用と認むる所の變更若くくは改良を加ふる權を氏に於て保持するは勿論なりと陳述せり。

ド・スペイヤ氏は前會の節大不列顚國及び獨逸國兩委員より提出し而して日本政府の採用せし議案の趣意に同意を表するの權を氏の政府より電報を以て附與せられたる旨を開陳せり。

サー・フランシス・プランケットは氏は氏の尊敬する合衆國委員は病氣の爲め本日出席し難き旨を氏に通知し且同委員は其缺席の理由を説明し幷に前會の節本會へ提出せられし裁判權に關する議案に付陳述せんと企てたる演説の

事を記載せる書束を氏に寄送し之を本會に朗讀せんことを氏に依頼せり依て本會の許可を得てハッバルド氏の書束を朗讀したき旨を陳述せり。

本會は右の趣を承諾せしを以て大不列顛國委員は左の書束を朗讀せり。

謹啓陳者拙者儀病氣の爲め外出難致乍遺憾本日參會致兼候本日の集會は改正條約新草案（過般本會に提出ありし草案の代に日本國委員の採用せしもの）に關し公然處分可有之に付實に重要の集會と存候得者無據缺席致候は通常の場合と異り殊に遺憾に不堪儀に有之候

拙者は常に本會の議事を澁滯せしむるよりも寧ろ之を捗取らしめんことを企望する儀に有之候得者我同僚たる英國委員サー・フランシス・プランケットに於て拙者及び我政府に代り自然左の二問題の發起することも有之候節は拙者自ら臨席投票すると同樣に拙者の爲め投票あらんことを依頼致候

第一　前會の節英國及び獨逸國兩委員の公然提出せし議案は條約改正の裁判權に關する事項を如何にも妥當公平に斷定し得るものに付合衆國は其委員を以て之を賛成致候此議案は向來の諸條約の根據とすべき確乎不拔の基礎に有之候へば拙者に代り之を採用することを我同僚たる大不列顛國委員に依頼且委任致し候尤も其採用の趣は我政府へ申牒して其認可を請ふべき儀に有之候

第二　サー・フランシス・プランケットに拙者に代り來る十月一日迄本會を休會するの動議を我同僚と共に賛成せんことを依頼且委任致し候此期に至り候はば各自政府より何分の通報も可有之且炎熱の夏季（府下惡疫流行の恐

も）過去候得ば最終の閉會前に條約改正の事業を滿足に完結す可き確乎たる目的を以て再び議事を開く可しと存候

第三　尙又別に本會に悃請致度儀有之候即ち英國委員に委托せし投票の理由を親ら簡單に說明致候は拙者の希望にして且我政府の本意に可有之と存候得共拙者本日臨席致兼候に付不果其意將又拙者意見書の原稿を即時進送可致の處自分の不快の上家族中にも重病のもの有之未だ完了不致候に付國會及議院の議事中如斯場合に於て屢々執行致候如く拙者より右意見書を書記局へ送附致し本日の會議錄に掲載致候儀本會に於て御許容相載候樣致懇請候

右の外此書柬も亦公然會議錄に御登載相成候樣謹んで及御依賴候向後の議事益〻調和に至るの瑞兆あるを同僚諸君に祝し右の趣申進候　敬具

於東京米國公使館

千八百八十六年六月廿九日

リチアード・ビ・ハッバルド　手記

會頭閣下

同僚諸君

ド・マルチノー氏は本會の第一に熟考すべき問題は即ち合衆國委員の請求にして同氏の演說は假令口述に係らざるも之を今回の會議錄に掲載するを得べきや否の一段なり蓋し此問題の要旨は本會に於て口述せざる所の演說も亦

會議錄中に掲載するを得べきやと云ふに在りと思考せる旨を陳述せり。

シエンキエウヰツ氏は會頭より此點に關し判然指定したる問題を本會へ提出すること必要なりとの意見を陳述せり。

此點に就き更に討議ありて委員一般の意見は本會に於て口述せざる演説を會議錄に掲載するを好まざりしことを知るに足れり。

會頭は大不列顚國及び獨逸國委員の提出に係り日本政府の採用せし新議案を合衆國委員に於て假に採用せし旨を公然承認せり又ハッバルド氏に於て其陳述せんとせし演説を後日書記に送附し今回の會議錄へ挿入せんことを要求したれども此演説に對しては答辯あるやも計り難く而して今此演説を會議錄に登錄するも其答辯を同一の會議錄に掲載することは爲し難きに付會頭はハッバルド氏の要求に應じ難しと思考せり但會頭の意見は合衆國委員をして其陳述を次會まで見合さしむるにあり。

本會は會頭の意見に同意せり。

ド・マルチノー氏左の提案を朗讀せり。

會頭閣下　余輩の選擧に係り余輩の充分に信用する委員をして其事業を完了すると其余輩に約せし報告書を調製するとに必要なる時日を與へんとするに之を不可なりとする者はあらざるべし。

又新條約草案中に含蓄する裁判權問題に關しては余輩の同僚中數名は一己の意見として該草案の經畫を贊成あ

りたるも之を其政府へ通知し以て新に訓令を受くることを必要とせり。

右の理由あるを以て本會に於ては今余の提出する發議を採用せらるべしと信ずるなり即ち其發議は余輩の尊重する合衆國委員も亦大不列顚國委員の朗讀せられし書柬中に陳述せし所のものにして即ち本會は來る十月迄集會を延期すべしと云ふに在り。

抑々余輩の事業にして其必要なる材料の未だ備はらざる間は余輩の集會を繼續するの要用なるを見ざるなり況んや委員中未だ其政府の名義を以て意見を陳述し得ざるもの數多あるに於てをや。

ファン・デル・ポット氏は本會若し十月まで休會することに決せば噸稅及び燈稅に關する諸規則は之を一の委員に委託すべしと陳述せり。

會頭は伊國委員の意見に同意せしを以て本會は來る十月五日火曜日まで休會せんことを發議すと陳述せり。

ド・マルチノー氏は此動議を拒めり氏の意見は貿易に關する諸事項を分離せしめざるにあるを以て若し噸稅及び燈稅に關する諸規則を一の委員に付托せんとせば已に稅目及び他の貿易問題の審查を擔任せる委員に依托すべしと述べたり。

コント・ザルスキはファン・デル・ポット氏の動議を賛成せり。

サー・フランシス・プランケット及びザッペー氏は現委員の擔任せる事務已に夥多なるを以て最早別事業を負擔するの餘力なしと陳述せり。

ド・マルチノー氏は該委員に於て已に負擔せられし事業を以て目下充分なりと思考せらるるは實に當然の事なるべしと雖も同委員は後日に至り一切の貿易問題を擔任するを承諾せられんことを希望するなりと陳述せり。

シユンキユウキツ氏は本會の再び會集するに至る迄に該委員は目下從事せる事業を完了す可き時日を有すべきを以て此問題を十月まで見合す方然るべしと陳述せり。

會頭は該問題を次會まで見合すべしと云へる佛國委員の說に同意を表し十月五日まで休會するの議案に關し本會の意見を問へり。

本會は此期日に同意せり。

次に會頭左の演說を爲せり。

本會は來る十月五日まで延期す可しとのことを告知するに當り余は會員諸君に對し帝國政府の懇篤なる謝辭を陳べざるを得ず。

熟々惟ふに本會の集會は常に此に代表せられたる諸政府の日本に對して友誼好情を懷けるを證明し又今日までの討議及び余輩の如斯速に得し所の結果は啻に余輩をして其事業の目的を達するの冀望あらしむるのみならず爾かも必然其目的を達す可きを信ぜしむるに至れり。

諸君は貴我の政治上及貿易上の關係の一大改革の要旨及び基礎に就き各其本國政府へ稟申するを必要とせらるるも既に之を嘉納せられたるを以て其最終の結果に至りては亦疑ふ可き所なし、而して日本國委員は秋季の集會

に至り諸君に於て細目の變更否な改良を發議せらるることあらば協和の精神を以て其商量を遂ぐ可きことを今より證言するなり。

シエンキエウヰツ氏は外交官筆頭として左の答詞を演べたり。

余は我同僚諸氏の名義を以て外務大臣閣下の吐露せられし好意に對し深く閣下に陳謝するなり又來る十月再集會の時井上伯に於て余輩は余輩が本會開設の始めに彰表せしと同一なる感情に因て鼓舞奬勵せらるるを發見せらる可く且余輩は皆其感情を一にし以て日本の自ら慶賀するを得べくして爾かも外國人の不滿を唱ふ可き理由なき好結果を得るに至らんことを余は玆に井上伯に證言するなり是蓋し我同僚諸氏に代りて其意衷を誠實に開陳し得たるものなりと信ず。

午後三時半散會

井上　馨
青木
ザルスキ
ヱフ•アール•プランケアト
イ•イ•ファン•デル•ポット
ヂエ•ルーレイロ

シエンキエウヰツ
ヱル•ド•マルチノー
ヂー•ナイト
ホルレーベン
ザッペー
ヂエ•デラヴアット
スペイヤ

右英文に署名

ア・ウオルフ

右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

齋藤修一郎

バロン・ド・シーボルド

デイ・ダブリユ・スチィヴンス

ジョン・エイチ・ガビンス

ピー・デ・ルシー・フオサリウ

會議錄　第八

明治十九年十月二十日集會

井上伯を會頭とし午後二時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及青木氏

佛蘭西國全權委員　シエンキエウヰツ氏

墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ヘッバルド氏
獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
露西亞國全權委員　モヴイッチ氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルウキン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ウオルフ氏

會頭は露國新任全權委員セヴイッチ氏を會員に紹介し同氏の委任狀は十月六日に發送ありし趣を述べたる在聖伯德堡日本臨時代理公使よりの電報を朗讀せり。
次に會頭は布哇國全權委員アルウキン氏を紹介して同氏接受の電報に由れば同氏の委任狀は十月二日に發送なり

し趣なることを陳述せり。

シエンキユウヰツ氏は外交官筆頭として同僚諸氏の名義を以て右の兩新委員を歡迎せり。

フアン・デル・ボツト氏は其自國政府幷に瑞典諸威國及丁抹國の諸政府より委任狀を接受したる旨を告げ右諸政府は英獨兩國委員の立案に係り日本政府の採用せし裁判管轄條約の主義は之を採用する趣電報を以て通知ありしと陳述せり。

會頭は右の諸委任狀は皆書記に預置きたる旨を陳述せり。

デラヴアツト氏は其政府より電報を以て裁判管轄條約案の主義を採用することを許可する旨訓令ありしと報道せり。

次に會頭は本會議員が再び條約改正の業に從事する爲め會合するを歡ぶ旨を述べ、且つ九月廿九日附の書柬を以て集會の期日を曩に極めたる日限より今日迄延引せしは必要の準備整頓せざるより已を得ざるに出たることにして實に遺憾なり、尤も氏の企望は裁判管轄條約案第二條に基き日本政府の擧行すべき法制事業の一證を今回提出するにありき、日本政府は法制事業擧行の目的を以て司法省の調製に係る裁判所編成法案の審査委員を設けたり此委員は日本法律家及各異の外國籍に屬する法律顧問を以て成るものにして井上伯自ら其委員長と爲り外務省に集會し其下附せられたる書類を最細密且丁寧に審查したり斯の如く其國籍を異にし又諸種の法律派を代表する者を以て成立する委員の事業は其進步意外に遲しと雖も今日迄の所を以て見れば其討議已に計畫中なる最要法の一を委曲究攻す

るに至れり然り而して後日此委員事業の成功を本會に提出せんことは會頭の希望する所たり蓋し該事業は本會の議事と駢進すべしと述べり。

次に會頭は本月六日附書束を以て稅目委員の審査に附せし諸件に對する同委員の報告幷に貿易規則修正案を各全權委員に送付せし旨を告げ且本會の名義を以て難業整理の事に對して謝詞を審査委員に陳べ自餘の諸件に關する同委員の事業も亦同樣に好結果を得んことを望むと述べり。

サー・エフ・プランケット氏は左の意見書を朗讀せり。

余が代表するの榮譽を荷ふ政府は此商議の初より高程稅目を承諾するに對する讓與も等しく實行せらる迄は改正稅目を實行せざることを以て必要の條件と爲せり、故に目下協議中の條約の諸件も等しく實行せらる迄は改正稅目を實行せざること余の意見たりし、然るに今回擧行すべき緊要の改革に必要なる準備を作す爲め日本政府に取りては一時に多額の費用を要する旨同政府より我政府へ開陳ありたるに由り我政府も亦今回條約批准書交換後直に改正稅目を實行することに同意するの意見なり。然りと雖も若し日本政府に於て約定の二箇年間に帝國を開くこと能はざる時は再び現行稅目を實行し開國の期日迄は其實行を繼續するを要すべし蓋し大不列顚國は日本と通商する他の諸國へ對し賦課すると同樣の高程稅にあらざれば承諾せざること勿論たり。

會頭は大不列顚國委員の意見書中に明示せられたる條件を採用する旨を告げ併せて此件に付英國政府が日本に對し友情を表示せられしは氏の大に滿足する所なりと述べり。

シェンキェウヰツ氏は改正稅目實行の期日に付疑惑の起るやも計り難きを以て向後の集會の節右期日を公然定め置く方或は順當なるべしとの意見を陳述せり。

フォン・ホルレーベン氏は改正稅目は通商條約の一部を成すものなれば該條約と同時に實施せざる可らずと陳述せり。

ナイト氏は獨逸國第一委員の意見を贊成せり。

マルチノー氏は新稅目は通商條約批准書交換の日より實施せらるべきを以て本會に於て別に此點に付公然議定するが如きは必要にあらずと述べり。

會頭は右期日の事に就ては別に疑團あるべしとは思はれず然れども兎も角此點は通商條約審査の時まで其儘に差置く方可然と思慮する旨陳述せり。

フアン・デル・ポット氏は左の書面を朗讀せり。

余は今會頭に開申せんとする問題に付暫時本會の注意を仰がんことを乞ふ。

五月一日集會會議錄第一號に「第二本會の討議及本會に關する書類は全く祕密とせんことを會頭發議せられ會員も亦一統此に同意せり」とあり余輩は毅然此約束を守り而して當地の新聞紙は余輩諸事を秘匿せりとて余輩を誹毀し甚しきは余輩を侮辱するに至りたれども余輩は確乎として動くことなかりしなり是れ余が敢て確言する所なり。然るに忽然八月廿八日刊行の龍動タイムス新聞紙は七月廿一日附在東京通信者の書柬にして余輩事業を委細

四七三

に陳述せるものを登載したり而して其記事の細密なるは其書柬の出所を探知すること甚だ難からざらしむるに至れり。

抑も裁判管轄條約案は漸く六月十五日を以て本會に提出せられ未だ討議を經ざるものなり、而して此書固より日本の政事に關し極めて緊要なるものなれば其細目の公刊は余をして驚愕せしめたるなり。殊に千八百八十年に於て余の前任者が其在職中何心なく一二の書類の公刊を許したる時に當り日本政府は非常の處置を爲せり、蓋し此書類は余に於ても其公務上の書類たるを認知すれども其之を送付せし書簡中には一語の以て其祕密の性質たるを示せるものあるを見ず又別に何等の前約もあらざりしなり余は此事を目撃せるを以て其驚愕するや益〻甚しきものあり。

抑も本會議事の尊嚴を傷ひ且其祕密の漏洩するの恐れあること明白なれば日本政府を代表する所の委員諸君は其尊嚴祕密を保持する爲めに如何樣の手續を爲せしや又如何樣の手續を爲さんとするや且又犯人發見の時は其背信の罪に對し如何なる處置を爲さんと欲するや幸に本會に報道あらんことを懇望するなり。蓋し今回の背信の如きは之を八千百八十年の事に比すれば更に極めて重大なるものとす。

會頭はフオン•デル•ボツト氏に答へて氏も亦右新聞紙の文を見たり必ず何か粗漏の事ありたるは判然なり然れども今回の事を以て彼の書類の全部を公刊したる千八百八十年の事に比するを得べしとは思考せざるなり尤も右粗漏の原因を發見する爲め既に詮議中なりと陳述せり。

フアン・デル・ボット氏は此報道に對し會頭に謝詞を述べたり。
ナイト氏は前陳の刊行は嚴肅なる約束に背きたるものなれば日本政府に於て其責に任ずべき者發見の爲め施行する所の取調の結果は必ず本會へ通知あらんことを主張すと陳述せり。
會頭は右取調の結果は必ず本會に通知すべしと答へたり。
ハッバルド氏は左の演說を爲せり。
會頭及同僚諸君
前會に於て余は無據諸君と共に會議の席に連なるを得ざりしは實に余の不幸とする所なり。然れども余は我同僚たる大不列顚國委員に書を寄せ余に於ては同氏及獨逸國委員より連名を以て提出したる改正條約案を贊成する旨を余に代て陳述あらんことを乞へり其節大不列顚國委員は懇切に余の依賴に應ぜられたるを以て余は今同氏に對し公然謝詞を呈するなり又當日余が提出せんとせし意見は今會を待て之を開陳する方然るべしとの勸告は會頭及同僚諸君の厚意に出でたるものなり。
余は今此意見を開陳するに先だち其際本會の施せし處置に對し謝辭を述べざるべからず。
日本と他國との條約上の關係に於て日本國の自治權を確認し且保持することに關し我合衆國政府の日本に對する狀態たるや屢々明示せられたる所にして終始相同じきものなり。合衆國と日本の交際に關する歷史は我外交記事中に在て之を觀ることを得べく而して此紀事たるや或は公刊を經たるものあり或は否さるものあるも皆是れ無窮

に傳ふべきものなり蓋し此歷史は我國の本件に關する地位をして一も疑を容るる所なからしむるものとす。日本が自治の眞義に向て進步するや駸々止むことなきを見るに付我合衆國は日本をして他國と平等の主權に由り且同樣の自由を以て各國と殊別に有期的の條約を締結せしむるは固より當然の事なりと考ふるなり。是即ち日本に對する外交政略上我從來顧慮する所の第一主義にして我政府は千八百七十八年日本と通商條約を締結するに當り充分に此主義を認了し且之を公言したるなり。

當時全權委員は明々の理由に據り日本が他の締結國と我條約に等しき約束を爲すに至るまでは該條約を實踐せざるべしとの條款を設けたり。然れども是れ前陳主義の公言に對し聊か關係を及ぼすものに非るなり斯く合衆國政府が千八百七十八年の通商條約に依りて他の諸條約國を誘導し之をして合衆國と共に日本と和親國との貿易上の關係に於て日本の自治權を有することを公認せしめんことを試みし以來殆ど十年の星霜を經たり、蓋し此事たるや脅嚇せられて之を爲せるに非ず又日本に媚びて自治權を認了し其報酬として貿易上の利益を得んと欲するが如き利己の意思に誘はれて之を爲せるにも非ざるなり。

余が前任者の取て以て規矩と爲し合衆國現政府が今尙ほ固執する所の第二の主義は、即ち合衆國政府若くは他國政府は强ひて日本をして不公平若くは苛酷の條約に調印せしめ（若くは條約改正を爲さしめ）之が爲め日本が萬邦に對して正當に享有すべき自治の地位と相反するが如きことあらしむべからざること是なり。

今合衆國のみに關する所を以て之を言はんに、日本が一個の締盟國として自主の權利を有することを明白に認了

せしは我國を以て嚆矢とするに付之に對して相當の讓與を得んが爲め米國輸出品に對して偏頗の取扱を爲さざることを保證せしめ且一般の事に於ても他の諸大國と等しく優待を受けんことを望みたり。

我國は日本に對する外交政略に於て夫の金言を遵守せるに過ぎざるのみ。蓋し此金言たる國際上の商議に於ても亦一個人の商議に於けると同一の効力を有すべきものにして本會に代表せられたる諸大國と雖も亦自己の爲めには他國の此金言を守るを願はざるものなかるべし。

「勢力是れ權利」とは往古專制家の主義にして今日人の說破する所たり蓋し此主義を非とするは獨り余が代表する所の共和國のみならず歐洲諸國も亦共に之を非とするものならんと余は信認（少くとも希望）する旨を陳述するは余の躊躇せざる所なり。夫れ日本の自立するや他邦に服屬し其宥恕を得て以て自立するものたるに非ず抑日本國は獨立不羈の親友國として自立し他の各邦と殊別の條約を締結すべきものなり是れ我國の確信する所にして我國の擧作も亦此に出るものなり。

向後日本と他國の間に採用せらるべき約款は從來合衆國が議案細議の際に在て吐露せし所の意見と或は全く一致せざる所あるやも圖り難しと雖も、若し何事にまれ日本が他國に交はるに當り日本の動作の自由を障礙するに至らしむる程に自己の提議を主張するが如きは合衆國が日本に對する友好の擧動と全く相反するものなり。

是れ我國の之を明言するに躊躇せざる所なり。

我國の事を行ふや日本の利益を謀ること猶ほ自國の利益を謀るに異ならず常に公正平等なる互相讓和の精神に由

らんとするなり。左れば條約改正談判に於て是迄雙方互に推讓協和の精神を顯はせること更に疑を容れざるは今日誠に慶賀すべきの一事とす即ち後來の條約は某期限經過の後相當の通知を爲して之を廢止し得べしとの通義に關する問題に於るが如き亦其一例ヲ見るに足らん、抑々此條約改正廢止の權利たるや我合衆國の常に主張する所たるも最初一二邦國の抗論拒絕する所たりしが今や之を以て向後の議事の一基礎と爲せるものの如し、尤右の邦國に於て該權利の讓與を拒みし高尙の意志如何の如きは固より我國の問ふ所に非ざるなり。偖又此權利を讓與せんには豫め日本全國を開き條約國人民の住居通商を許すべしと云へる自餘の議案の如きは斯く認予せられたる獨立の要議に關係を及ぼし著しく其價値を損ずるものには非ざるなり。

稅目の事に關しては合衆國は千八百六十六年の條約に依り日本に在て大不列顚、佛蘭西及び和蘭と連合し以て事を行へり。然れども其他の諸事に關しては合衆國は依然前日に異なるなし、又我國人民の權利我國領事裁判所の管轄權其他千八百六十六年の條約に特載せざる所の諸問題に就ては合衆國は全然獨立の處置を保てり。

合衆國政府は實際に行はるる限りは日本をして完全の自治權を得せしめんが爲め自ら其正當と思惟する所の政略を用ひんと欲し自ら進んで他の締盟各國に協同せしことあり、然れども他國と同盟して之が爲めに繫纍せらるるが如きことあるを免かれんとするは我國一定の政略にして我政府は此政略を枉げざるに留心せり。又此事に就て一言すべきあり抑々日本に取りて最も重要緊切なる目的は自ら其歲入を調理し得るに在り然るに千八百六十六年の約定は他の邦國と連合して取極むる所たるに係り且豫め通知を爲すも之を廢止し能はざるの不利あるなり。

日本が此不滿足の事態を救治せんには其條約を改正するの外手段あることなし。縱令ひ千八百六十六年の條約中之を改正するの明條なしと雖も日本ほ其自主國たる當然の權利を執行し其改正を要求したり而して合衆國は締約國の一として此要求に應ずるを便宜なりと思考せり。

今回改正會議の結果に於て相當の期限內に條約を廢止すると條約廢止の通知を爲すべき權力を執行し得るとの二事を闕くことあらば合衆國政府は之を採用するの意なきなり。蓋し此自治權承認の事たる目下の情況に徵するに旣に其緒に就きたるものなり、而して此權にして遂に讓與せらるるに至らば日本國が其貿易及び內政を整理するは乃ち自主獨立の行爲に由るべきものにして日本は唯其便宜と認むるだけ各國と殊別に締結したる條約の爲めに制限せらるる所あるべきのみ、今日本が此方向に步を着くるは即ち我國の已に久しく且今日に在て賛助する所の地位に向ひ進步する所のものとす。

同僚諸君、以上陳述する所は現に本會の目前に在る所の英獨兩國委員が連名にて提出したる改正裁判管轄條約案即ち日本國委員が其自ら本會の初めに提出したる改正條約案に代へて採用せし所の條約案に對し余が述べんと欲する所の意見の叙言たるに過ぎざるなり。

英獨兩國委員は此新議案に就て頗る明瞭判然なる報告を爲せり、其報告に述ぶる所左の如し。

「本案は千八百八十二年間帝國日本政府の提出案に基くと雖も其諸項に至ては當時之に下したる觀察を參酌して改竄を加へ又其後實際に必要なりと思考したる事項に付ても固より注意を加へたるものなり。

余輩の所見に從へば須らく二箇の條約を締結し一を通商條約となし一を裁判管轄條約どなし同時に之を署名し兩條約相互の關係を有し最惠國條款と條約期限條款とは均しく兩條約に通用すべきに在りとす」

又獨逸國全權委員は別に報告を爲し裁判所の公用語には英語を採用せんことを勸告する旨を述べ其理由を陳述せり。

當時余は此新議案は夫の困難なる問題を正當且公平に解き得るの望あるが如しと陳言したり、而して余は今日尙此說を執れる旨を茲に再陳するなり。蓋し此新案は領事裁判治外法權より純然たる獨立日本裁判權に遷移すべき繁雜なる試練法を設くるが如き不慥なる方略を免かれ得るものなり。斯の如く此新議案は千八百八十四年の覺書及び輓近日本政府の提出せし改正條約案に優るの利益あるものにして裁判及び貿易事件に付完全の自治權を恢復すべき期日を確定するものなり。

此議案中に包括する所の條件は向後本會に於て議定すべき所の事柄にして、若し我議事は調和推讓を旨とし千八百八十二年に日本の希望を沈沒せしめたる暗礁を避け得るに至らば豈之を日本の幸福と謂はざるを得んや。最惠國待遇の事に關しては余の同僚たる英獨兩國委員の報告中明白に陳述せるものあるに因り余は茲に簡單に左の一事を述んとす、即ち向後の諸條約に就ては我政府に於て最惠國條款を主張することなきを懇望する旨日本政府より合衆國へ通牒せられたり、尤も他國政府へも右同樣の請求ありしや否は余の知る所に非ず又余の關心する所に非ざるなり、我政府の持論に於ては貿易上の事に關し無制限の最惠國條款を以て便宜とすと云ふが如きは聞

然するなきを得ざるものなり、蓋し我政府の意嚮たるや兩國疆土の近接せると其交際の緊密なるよりして均しく萬國に通用せざる一種特別の約規を設くることもあるべき旨（此事たる數多の邦國に於て最惠國條款中に制限の明文あると否とに拘はらず實際に主張する所なり）を承諾するか若くは特別互相の讓與に基ける最惠國の待遇を更に別國に及ぼさんには必ず之と同様なる互相讓與の約束を以てすべしとのことを取極め之に依て以て公然該條款の約規に制限を設けんとするに在るなり。

我政府の見解を以てすれば最惠國條款に就て用ふる所の有限無限の二語は單に便宜上よりして該條款の二様の體裁を區別するものたるに過ぎず、即ち其一附約を設けたる所の最惠國條款に於ては甲締盟國より別國に對して一の殊遇を許與することあらんに若し其殊遇たる報酬を求めずして許與する所に係れば之を乙締盟國に許與するにも亦報酬を求むることなく又其殊遇たる制限を設けて許與する所に係れば之を乙締盟國に許與するにも亦別國に求めたると同様の報酬を求めざるべからずとのことを明確にするものなり、其二附約を設けざる所の最惠國條款に於ては其意を敷衍すること右の如く深長ならざるなり。

抑々國際法の定則たる右の如き讓與を甲締盟國より無報酬にて別國に及ぼすことを得るは唯其讓與の甲乙兩締盟國間に相互に授受する所の利益に基かざる場合に限るものにして我國國務省及び司法省の解釋に據れば縱令ひ右の附約を設けざることあるも亦此定則を壞るべきに非ざるなり。是れ我政府の久しく常に固執する所の論旨にして即ち最惠國に許與せる特權を別國に及ぼすべしと約するは獨り無報酬の特權に就て之を約するに止まるものに

して互相の利益を得る爲めに許與したる特權即ち條約中に明言せる報酬に對する所の特權をも併せて之を言ふには非ざるなり。

右の意見は既に五十年前合衆國の明言せし所にして爾來我政府の更迭することあるも常に反復之を確言したり、蓋し此主義は今世博學なる公法家の一般に採用する所たるは本會諸君の熟知する所にして余が贅言を須たざるなり、凡そ英國及び米國の國際法に關する著述にして其軌範と爲すに足るものは皆此主義を取らざるなし是れ余が敢て確言する所なり。

同僚諸君よ余は今諸君をして大に時間を費さしめたり然れども余は諸君の厭倦を來さゞるを希望するなり何となれば余輩は自後殊別獨立なる條約を締結せんとするものにして斯く遷延したる改正事業も今は改正裁判管轄條約新案の出るが爲め幸に成功の前兆ありと雖も日本は尙ほ其成功を誤るの不幸に陷るの恐なしとせざればなり。

我政府は右の事實を顧みて其情願を余に示し前述の事項に關する合衆國の擧動に付誤解を生ずる莫らしめんが爲め本件其他條約改正に關する事件に就ては宜しく判然明確の陳述を爲すべしと余に命せられたり。

斯く我政府の從來固執し且向後固執すべき意見を腹藏なく開陳するに當り玆に一言すべきあり、即ち各締盟國の本會の協議に與かる間は各國共に同樣の待遇を受くべく且各國は十分に同心協力して以て改正事業の成功を期せざるべからざるの事實を余は十分に認知して此陳述を爲せるなり。

日本が治外法權の束縛を脫がれ獨立國たるの實あるに至るまでは我政府は稅目改正或は裁判管轄改正に關し猶ほ

一の獨立國と殊別の條約を結ぶに於るが如く唯公正不偏の待遇のみを要求すべし（我國にして此待遇を受くべきは疑を容れず）

新條約案をして健全强壯なる生活を得せしめ又日本開化の進步及び國會開設の勅諭に由て成績を期するに足る所の法律及秩序の基礎を建てんには其爲すべき所の事業尙ほ一にして足らざるなり、然れども日本が此好結果に向て步を進むるや駸々止むことなし。

日本にして余輩の協力賛助に由り此結局の勝利を穫るに至らば各締盟國は日本を嘉遇するに平等獨立の國たるを以てするあらんこと余の信じて疑はざる所なり其時に至らば今日困難の時に際し其日本を賛助せしは何國が最も與かりて力あるや又何國が否ざるやと云ふ如き妒忌の念あるなく各國政府は皆此成績を得たるの名譽と光榮を共にすべし。

會頭は合衆國委員の開陳するをは長くして且重要の性質を有するものたるに付之所熟思するに多少の時間を費さざるべからず故に會頭は若し之に答ふるを要することあらば後會に於てするの權利を存し置くべしと陳述せり。

次にコント・ザルスキは左の演說を爲せり。

余は此程同僚中の數人と會談せしに可成我會議の手續を便捷にし以て向後の遷延を避け而して我事業を完成するに尤も適當なる方法を採用せんことを孰れも同樣に懇望せるを發見せしは玆に欣然報道する所なり。

我事業の前途尙ほ遼遠なれば今世一般に議會に於て用する所の分業主義を採用し以て捷徑に由るの必要なるを信

ずるの深きは蓋し余に如くものなかるべし是れ余が贅言を須ひずして明かなり。

本會の初より余は此主義に依て我事業を行ひ以て我先任者の既に得たる所の結果を利用し而して余輩の中より委員を選拔して我先任者の有効なる事業を完結せんことを希望する旨を陳述したり。今余は右と同樣なる考案を諸君に呈し而して此議案に一二の說明を附し以て諸君が此計畫を採納するの更に容易ならんことを希望するなり。余輩の會議を開きし以來既に殆ど六ヶ月を經過せり然れども余輩は未だ條約原案の第一條をも討議し了らざるなり。故に余輩が今日まで採用せし所の方法よりも更に一層便捷にして且實効多き手續を求むるを以て便宜と爲すべきものの如し。況んや余輩が既に得たる所の結果の貴重なるは余の輙く認識する所なれども其成功たる多くは是れ本會外に在て盡力從事せるものに出るに於てをや。

今や從價稅目は既に公然採用する所と爲り我貿易事項取調委員の第一報告は既に余輩の接受する所たり、又裁判管轄事項に關し特別の訓令を受るを要すべしと思惟せし各委員に於ても既に百二十日間の休會に依り其訓令を受くべき猶豫を得しことなれば凡そ主義に關する所の問題は速かに決定に至る可しと希望するなり、夫然り余輩若し取調委員を以て我事業を繼續することに決定せば余輩の決議すべき各事項に就き細心に調制せられたる報告書を總會議を以て查閱することを得べきなり。

右の手續を提議するに際し請ふ諸君の注意を喚起せん、若夫れ余輩相集りて施政上の事項に關する書類の細目を考査せざるべからざるに於ては或は恐る我事業の沈滯して遂に手を下す能はざるに至らんことを、之を既往の經

驗に徵するに斯る方法にては左のみ肝要ならざる論題の爲めに徒らに日時を消費し而して一層重要なる問題に至りては自然匆卒に議了するもの屢々之ありとす、假令へば余輩單に總會議に於て裁判管轄條約草案十二個條を討議することとし而して從來日本條約草案第一條を討議せし時よりも其捗取を迅速ならしめ且實効多からしむること能はざるに於ては余輩が費す所の年數は殆んど玆に改正を要すべき全個條の半數にも達すべく而して余輩竟に其結果を見ざるに至るべし。

然れども取調委員を設くるに於ては會議錄に關係なきを以て屢々其集會を開くを得べし、故に啻に其進步の迅速なるのみならず尙別に一目瞭然たる貴重の利益を得ることあるべし、今其利益の重なるものを擧げんに各取調委員の列に加はるものは先づ委員會に於て其說を述べ而して其意見の相合はざることあれば更に總會議に於て其說を述べ得るを以て前後二回自己の意見を辯明するの機會を得べく、又取調委員の列に加はらざるものは相共に取調委員の報告を査閱するに臨み口述を以て批評を下すの權利あるに拘はらず尙又其所見筆記して之を各取調委員に提出すべき特權を利用し得べきなり。抑も此方法たるや繁雜なる事業の瑣細なる諸事項を豫め取調權員に委任するものたるに過ぎざれば之に對して大なる故障あるべしとは思はれざるなり曩に本會第二集會の時之に類せる考案を提出し幸に採用を得たるの廉あるを以て今余は敢て左の考案を我同委諸君の取捨に供せんとす。

第一　貿易事項取調委員の今日までの勤勞に對しては既に同委員に謝辭を述べたれば余は該委員をして此事項に就き曩に定めたる意見に據り其有効の事業を完了せしめんことを發議するたり。若し該委員に於て其有托せられ

たる事項を餘り廣濶に過ゐると思考し其未だ特別の調査を經ざる所の若干事項に就て其手を省かんと欲することあらば大體の條約計畫上に於て變更を加へ之に依て幾分か該事項を簡單ならしめ追て一の特設委員に委托して之を取扱はしむべし此特設委員の組織に關しては今日未だ發議を爲すの場合に至らずと考ふるなり。

第二　余はサー•フランシス•プランケット氏青木氏フアン•デル•ボット氏及ザッペー氏を以て成れる現在の取調委員に今一人合衆國全權委員ハッバルド氏を加へ而して右の如く增員せる取調委員に余輩の調印すべき通商條約の編制を委任す可しと發議するなり。蓋此通商條約は一個殊別のものなれども他の條約と相待て始めて完全に至るべきものなり而して余輩が現に日本政府にて編纂中なりと聞及べる草案は必然該事項の特任を受けたる取調委員の爲め他日其事業の基礎と爲るべきものならん。

第三　右の事業と同時に且全く同一の方法に據りて更に第二取調委員を設け之をして大不列顚及獨逸國委員の提出せる裁判管轄條約草案の編成を擔任せしむべし。余は此裁判管轄取調委員として井上伯シュンキュウィッツ氏ドルマルチノー氏及フォン•ホルレーベン氏を推薦せんことを請ふなり。

同僚諸君よ、右の計畫を採用せば諸君は我事業を滿足に完結するの時日を較々短縮することを得べく且會議錄に於ては單に取調委員の報告をのみ登載すべきこと明白なれば大に我書記局の事業を簡捷ならしむることを得べきを信ずるなり。且余輩の中若干人の既に調査し了れる事項を總會議に於て議定することなれば其討議は必ず明瞭簡單なるを得ることとならん。諸君幸に余が發議を採用するあらば余の喜悅何物か之に如かん兎も角余は諸君の此

考案に注意あらんことを冀ふなり。

ナイト氏はコント・ザルスキの發議を賛成する旨を述べ且其發議に係る取調委員中の一人として同氏を推擧せられたるの光榮に對して謝辭を述べ而して同氏は欣然此光榮を更に己よりも材幹ある委員に讓るべき覺悟なれば墺地利洪牙利國委員の主張せる方法を賛成するは一身上の事を謀りて然るものに非ざるなり其賛同氏は若し本會各員に於て其進歩の速ならんことを希望せば各種草案の調査を取調委員に委托する方便宜ならんと信ずる旨を陳述せり。

ザッペー氏はコント・ザルスキの意見に同意する旨を述べたり。

ハッバルド氏も亦此發議を賛成する旨を陳せり。

シェンキェウキツ氏はコント・ザルスキの演説に答へて先づ其懇切に氏を推薦し以て氏を信用するの厚きを表彰せられしに因り之に對して深く謝辭を述べざるべからず然れどもコント・ザルスキの計畫せる考案に對しては種々の異論を唱へざるを得ずと思ふなり、此發議は實際一の委員を設けて之に通商條約草案の調製を委任し而して裁判管轄條約草案は別に一の委員を設けて調製せしむべしと云ふに在るなり蓋其結果たるや本會議は其職務を失ひ且一も其發議に成るべきものあらざるに至るべし此方法は一個の點より見るときは固より好く實際に適し且頗る捷快なるものなり唯恐くは其太過に失せんことを又第一玆に必要なるは取調委員の事に關して本會の自ら設定したる規則を記憶すべきこと是なり前に貿易事項取調委員を撰定するの問題を議せしとき拂國委員は各委員をして自己の利益を保護せしめんが爲め取調委員の集會に參席して協議に與かるの權利を要求したり然れども此權利は許與せられず

して各委員の特權は獨り其所見を書面に認めて取調委員に差出すを得るに止ることゝなれり而して同氏は自ら此特權を利用したれども其希望せし如く親から口述を以て其意見を主張すること能はず餘義なく之を書面に認めて差出すに止まれり此の如き事情あるに因り同氏は通商條約の討議に與かるを得ざらしめとする所の發議は之を採用するを得ざるなり且又茲に一層剴切なる理由あるか爲め裁判權に關する改正の事に就きては此發議を拒絶せざるを得ず蓋裁判權の問題は更に一層重大切要のものたればなり、故に同氏は茲に別樣の方法にして簡單なることゝ實効あることに於ては右の發議に劣ることなきものを主唱せんとす其方法とは即ち本會は一回若くは數回公然にあらざる集會即ち私會を開くこと是なり而して此集會に於ては別に會議錄を用ひず各委員をして腹藏なく自己の意見を吐露し且之を辨護するの機會を得せしむべし又此集會に於ては凡そ主義に關するが如き最重要なる問題を討議するを得せしめ而して斯く肝要の諸點に關し同意を得たる以上は之を取調委員に托して其事業を完了せしむるも仔細なかるべし其故は本會に於て法律案又は條約案を起草することの難きは固より余輩の認知すべき所たればなりと陳述せり。

ドマルチノー氏は主義に關しては既に一般の同意を得たるものありと陳述せり。

シエンキヱウキツ氏は之に答へて主義の一語の意味を精確に了解し而して既に同意を得たる主義の性質に就き明瞭に定解を下すこと必要なり同氏は實に日本政府の本年六月二十九日を以て提出せし考案に定むる所の主義を採用したり然れども同氏に取りて之を言ふ時は同氏の同意したる主義は之を要するに一には某期限内に在て治外法權を廢止し一には外國裁判官をして日本裁判官と列序せしむる所の裁判所を組織するに在るなり而して同氏の所見を以

てすれば該草案は其提出せられたる形狀のまゝにては變更を加ふるを要すべきものたるに付該主義の適用如何に關しては同氏は該草案に盡く同意を表する能はざる旨を明言し置きたりと陳述せり。

コント・ザルヽキはシェンキェウヰツ氏の陳說の第一段に答へて取調委員を撰任するの發議は必しも私會を開くの發議の爲めに排斥せらるゝものに非ず何となれば本會の集會は其公會たると私會たるとに拘はらず取調委員の集會と一致竝行し得べきものなればなり本會は取調委員を撰任することありとも之が爲めに其會議の合一を失ふことなく又其審議すべき事項に乏しきを憂ふることもなかるべし本會は唯既に取調委員より呈出したる通商條約に關する報告書の査閱に着手するを要するのみ而して自餘の報告も亦尋で呈出せらるゝことなるべし加之取調委員は決して本會の決議如何を預察して事を行ふべきものに非ず且本會に於ては取調委員の遵守せる大要の主義を批議するに於て一も障礙あることなかるべし凡そ何等の草案を作るも唯少數の起草者に委托して之を爲し得べきのみ而して其起草者の中には必ず其主唱と爲るべきものあるなり墺地利洪牙利委員に於ては本會にて私會を開くべしとのシェンキェウヰツ氏の考案を採納するなり然れども同委員は早晚本會に於て取調委員を設くるを要すべしとの自己の考案に立戻ることあるべしとの念慮は依然動かざるなりと陳述せり。

シェンキェウヰツ氏は之に答へて取調委員は特別且瑣細の事項を調査する爲めに設くる所なり取調委員に全條約ノ編制を委任するは曾て先例なき所とす斯の如き仕方は畢竟外交官の全權を他人に委任するものにして一般の慣例に反するなりとの旨を陳述せり。

コントザルスキは該取調委員に任ずるに條約草案を確定するの事業を以てすべしとの事は決して陳述せしことなし唯之に條約案の編成を委任すべしと云ひしのみなりと陳述せり。

ド・マルチノー氏は氏の敬重する同僚墺地利洪牙利國委員が氏を取調委員に推薦せられたるは即ち氏を信するの明證なるに由り此光榮に對して謝辭を述べり且曰く右同僚に於て裁判權に關する條約を審査する爲め取調委員を設置すべしとの議を發せしと雖も氏は遺憾ながら之を贊成すること能はざるなり蓋し裁判管轄條約草案は最も緊要なるものにして其審議は各國委員一同にて之を爲すべく且其性質最も政治上に關するを以て各委員直接に之に對して意見を陳すべきものとなすなり又コント・ザルスキの目的は唯改正事業を速かに結了するにあるを以て佛國委員の發議を採用するに於ては即ち本會にて書記官の參席幷に會議錄の調製を要せざる集會を以て公然の集會に代へ其目的を達することを得べしと陳述せり。

コント・ザルスキは己れの意本會議員の多數をして討議に與からしめざるにありしもの丶如く見做すは其當を得ざるなりと陳せり。

サー・フランシス・プランケットはコント・ザルスキの發議に係る從來改正事業の進捗頗る緩緩なりしが故向後一層之を迅速ならしむる爲め一の方法を採用するを必要とするとの點は全く同意を表すと雖も同委員の計畫したる如き種類の取調委員を設置するを以て便宜と爲すとの點に關しては異論を唱へざるを得ず、且コント・ザルスキの發議の論據とする所は即ち本會議員は其取調委員が既に調査せる問題を再び調査するに在るを以て都合兩度の調査を

遂くるが故に其實決して利益たることに非ず如斯方法は却て無益の凝滯を招くものとす何となれば初め取調委員の既に爲せる事業を本會に於て再び爲すが故に前後二重の手數を煩はすべければなり、且又同委員の取調委員に委任せんとする事業の事に關して大不列顚國委員に於ては貿易規則又は倉庫規則の如く事專門上の細目に涉る問題を調査することを任ずる取調委員と條約の基礎即ち大體の主義を確定することを任ずる取調委員とは大に相逕庭せり即ち第一の場合に於ては其調査すべき事項は特別の性質を有し專門に屬するものとす第二の場合に於ては考究すべき諸問題其關する所頗る廣濶にして且政事上の事に屬す因て此諸問題は只二三委員の考査に放任すべきものにあらざるなり、而して其利害の大なるものに至ては各國委員に於て各其本國の利益を計り處置を爲さゝるべからず、是を以て自分に於ては條約中商業に關する部分又は裁判權に關する部分に付重要なる大體の主義を確定することを取調委員に委任するに至らば氏は大不列顚國の代表者として有する權限を其取調委員に附托することを斷然拒絕すべし且此義に關しては前に述ぶる如く確乎たる意見を有するが故に自己の拒絕せる所のものを以て之を他の諸委員に要むるは自說と相反するを以て又之を爲し能はざるなり、因て本會に於て其討議をなすに付自今先きに佛國委員の開陳せし說にしてコント・ザルスキの發議の旨趣を擴充せしに過ぎざるものを採用するを以て可とせり、該說に依るときは本會に於て必要と思惟する場合に於ては本會を以て取調委員總會となし此公然たらざる集會には書記官の臨席を要せざるべし、大不列顚國委員に於ては右の如き方法に依るときは滿足なる結果を得べしと思惟するに由り本會に於て先づ試に之を行ふことを希望すと陳述せり。

コント・ザルスキはサー・フランシス・プランケットの駁説にに答へて氏は其同僚なる大不列顚國委員の開陳せる如く取調委員を撰擧するを以て其全權を委任するの所爲とは思惟せざるなり、蓋し本會に於て取調委員に事業を委任するも之か爲めに毫も權利を抛棄することなしとす唯取調委員に於ては其事業を最も速かに結了する樣になし且要するに其準備に過ぎざるなり、氏は今回の議案を提出するに當り大體の主義に關しては豫め充分の熟議を盡すことは本會自ら任すべきことを明言し且現時の狀況に於ては此熟議速に相整ふに至るべしとの希望を吐露せり、蓋し各國委員は大概皆裁判管轄條約案の原則に付ては同意を表せしを以て其條約の細目を議定するに當ては大體に涉る問題の生ずることなし、於是氏は大不列顚國佛國伊國の諸委員の希望せる如く本會を以て取調委員會となすは即ち今漸く端緒を開きし本會の事業を迅速に結了するの方法なりとの論は少しく了解に苦めり、且會議錄の問題に關しては集會に書記官を出席せしむるとも本會の議決をなすに妨碍ありとは信せず、併し其旨趣の如何に關せず且假令ひ自己の豫想する所には相反するとも佛國大不列顚國伊國の諸委員の發議に係る方法は最も滿足なる結果を得んことを希望する旨を陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは說明して曰く其同僚なる佛國委員の發議に從ひ本會の取調委員會として會同する時は會議錄を調製せざる旨を發議するの理由は若し公然たる會議をのみ開くときは書記官に於て其會議錄を入用の時日迄に準備すること能はざるか故に到底每週一回以上の集會を開くこと能はざればなりと。

フオン・ホルレーベン氏は目下の所に於ては佛國伊國大不列顚國の諸委員よりコント・ザルスキの發議に對し駁

說を提出せられたるを以て取調委員設置の方法は蓋し實行なり難しと思惟せり氏は本會の取調委員會として會同し以て討議を爲すの說を贊成すと雖も或は實際期する所の利益を得ることなからんも知るべからず故に先づ試に之を行ふこと適當なりとす若し本會に於て愈々此方法を不可なりとするに於ては又進んで他の方法を求むるを得べしと述たり。

コント・ザルスキは同氏の發議は其旨趣毫も佛國委員の發議に反する所なき旨を記載し置きたしと陳述せり。

ザッペー氏はサー・フランシス・プランケットの意見に對し說明して曰くコント・ザルスキの發議を贊成したるの旨趣は裁判權に關する條約の基本となるべき大體の主義は既にサー・フランシス・プヲンケット及フォン・ホルレーベン氏の共に提出したる意見書に記載しありて此意見書を採納したる以上は更に主義の確定を要せずと思惟せしに由りしと。

ザッペー氏又曰くサー・フランシス・プランケットは嘗て氏に對して裁判管轄條約の起草は本會に於てするよりも寧ろ取調委員會に於てするを可となす旨を明言せしことありと思考すと。

サー・フランシス・プランケットは裁判管轄條約編成の方法に對する氏の意見を獨國第二委員は誤解せしものゝ如く思惟す即ち氏は裁判權に關する諸問題は其性質甚だ緊要なるを以て之を確定することを唯二三の委員に任すべきものにあらずとの說を終始主張せしものなりと陳述せり。

ド・マルチノー氏はコント・ザルスキの發議に對し異論を唱へしは取調委員に於て本會の既に採用せし大體の主義

を變更し得べしと思考したるが故にあらず且氏は獨り裁判上の改正に關する主義のみならず條約草案に記載せる其基礎たる條項をも既に本會に於て承認せし旨を記載し置きたしと陳述せり。

シヱンキュウヰキ氏は氏に於て大體の主義と認めて同意したるものに關しては既に其定解を下し置きたる旨を陳述せり。

ルーレイロ氏は本會に於ては未だ精確に墺地利氏牙利國の委員の發議の意議を了解せざりしもの〻如し、抑々此發議は通商條約及裁判管轄條約の草案を完成する爲め委員を設置せんとするものにして決して各國委員の權限を同委員に附托することにはあらざるなり、因て各國委員は右の如く調製せし草案中何れの部分を論せず之を認可し又は之を廢棄するの全權を保有するは勿論なりと述たり。

シヱンキヱウヰッ氏は目下の問題に付明言し置くべきものあり即ち公然たらざる會議に於ては日本政府の發議を其全體に付て審議し且之を本會一般の討議に附すべきことと是なりと陳述せり。

ナイト氏は本會事業の進捗を迅速にすることを要するは人皆な同意する所なり蓋し氏は玆に解說すべき問題は同時に諸問題を審議する歟又は順次に之を審議する歟を定むるに過ぎずとす、若しコント・ザルスキの發議採用せらる〻に於ては指命せられたる諸取調委員は同時に之を審議することに從事し、又若し佛國委員の說に從ふに於ては本會を委員會となし各問題を順次に審議すべきものとす、是を以て此第二の說を主唱せる同僚諸君は本會に於て各草案の各條を順次に審議するは反て其事業の遷延して非常の日數を費すの恐あることを忘却したるもの〻如しと陳

述せり。

會頭は本會に於て此二個の發議の中に就て孰れかに決定あらんことを請へり。

露國和蘭國西班牙國布哇國の諸委員は佛國委員の發議に同意する旨を述たり。

是に於て會頭は左の決議案を提出せり。

本會次回の集會は書記官の臨席なく開くべし。

セウキツチ氏は私會の二字を用ひんことを發議せり、因て會頭は其決議案を左の文に改めたり。

本會次回の集會は私會の性質を有すべし。

此議は全會一致を以て採用せられたり。

シヱンキヱウキツ氏は一の意見を陳するの許可を得んことを請ふて曰く抑々稅目取調委員は本會議員に於て指名せし數名の商人に稅目の全文を送附し以て之に對する意見書を來る十月一日までに取調委員に呈せんことを通達せり、然れども取調委員に於て如斯方法に依るに於ては唯商人各自の意見書を領收するのみにして之に由て各商人の專業とする商賣に關しては其意見を知ることを得べしと雖も商業社會全體の意見を知ること能はざるに至るべし、若し之に反して商人を招集して會議を開き其意見を陳せしむるときは其討論に依て外國貿易に付ての意見及目的を明瞭に了解するを得べきなり而して稅目取調委員に於ては此方法を採用するに依て毫も檢束せらるゝことなく且同委員に呈出せられたる意見に就て適當なるものゝみを取ること全く自由なりと陳述せり。

セウキッチ氏は如斯方法は商人の任の偏重に過るを以て或は弊害の生ぜんことを恐る氏は如斯なるときは商人多數の勢を得て異議を唱へ以て稅目取調委員の事業を困難ならしむるに至るべしと思考する旨を陳述せり。

シエンキヱウキッ氏は露國全權委員の指示せる如き危險ありとは信ぜざるなり此問題たるや其實貿易事項に關するものにして凡そ商人は自家の事業及利害に涉れる諸問題に就き實際に行はるべきことを主とするものなりと陳述せり。

セヴキッチ氏は商人を集めて之に諮詢せんが爲め商人の集會を開くは幾許か商人を以て貿易事項取調副委員と爲すに齊しく而して其集會に議會の性質を有せしむるものたるに付此方法は必しも不便を免かれざるべし故に同氏は寧ろ各商人をして書面を以て其諮詢に答へしむるを願ふなりとの旨を述たり。

シヱンキヱウキッ氏は之に答へて各商人に諮詢するの方法は既に之を用ひしことあれども其得たる所の回答は悉く相矛盾せり然れども若し商人を招集して之に諮詢を爲さば各商人の間に於て熟議を遂るに至らん尤取調委員は到底區々の意見を調和せざるべからざることあるべしと雖も各個の商人より區々の意見を呈出する場合に比すれば相互に異なる所の意見の數は大に減少すべきなり尤諸商人の意見の異なることは却て望ましきこともあるべく而して二三の異別なる意見にして各其取る可き所あるに於ては各自の意想の餘りに齊一同致なるよりも寧ろ願はしきことあらん又商人をして貿易事項取調の副委員に髣髴たる集會を開かしむるに於ては恐くは危險を生ぜんどのことなれども佛國委員に於ては該商人の議論は必ず稅目の基礎に關する問題の範圍を出さるに付商人を招集して諮詢するが

爲め別に不便を來すことあるを見ざるなり加之千八百八十二年に於ても右の如き性質の副委員をして事を執らしめたることあり爾かも此處置を遺憾とするの理由は一も之ありしとは思はれざるなりと陳述せり。

ド・マルチノー氏は此問題は既に本會の決定せる所なりと陳述せり。

シエンキエウキツ氏は此點は本會の既に決定せる所たることは同氏の認むる所なり然れども爾來事勢の奇異に變遷せるものあり尤此變遷を來せる所以の事情に就ては同氏は今玆に贅言するを欲せず兎に角同氏が玆に本會に向て陳する所は唯だ勸告に過ぎずして決して之を發議するに非ざるなりと陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは其稅目取調委員長の名義を以て會頭に呈出せる該委員の報告書幷に之に附添せる書類は本會の會議錄附錄として之を登載すべき爲め之を本會の卓上に置かるべしと會頭に勸告せり。

次に會頭は本會を休會する旨を告げ而して次會は私會として本月二十八日午後二時に開くべしと發議せり。

此發議は採用を得て四時半に散會せり。

井上　馨　　シエンキエウキツ

青　木　　ヱル・ド・マルチノー

ザルスキ　　デー・ナイト

ヱフ・アール・プランケット　　ホルレーペン

リチアード・ビ・ハツバルド

ザッペー
イ・イ・フアン・デル・ポット
アル・ダブリュ・アルウキン
ルーレイロ
右英文に署名

セウキッ
ヂェ・デラウアット
右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

パロン・ド・シーボルド
ディ・ダブリユ・スチイヴンス
ジヲン・エイチ・ガビンス
ピー・ド・ルシー・フオサリウ

會議錄　第八附錄

稅目取調委員ノ報告（第一）

拜啓陳者條約改正會議第四集會之節撰任せられたる下名之稅目取調委員謹て左之報告を致陳呈候

初め本會の企圖たるや本委員の事業は先づ定額稅を賦課するの基礎を確定すべき儀に有之候處六月八日の集會に

當り尚又本會は貿易規則私設倉庫規則并に官設倉庫規則草案の調査をも本會員に依托する事と相成候。
本委員一同は先づ貿易規則調査より着手する事に致同意候
本會の意に從ひ本委員に於ては稅目に關する事項に付既に本會全權委員の指名せられたる諸商人に諮問致し置候
右諸問を受けたる諸商人よりは未だ悉皆回答無之候得共是まで本委員に接受したるたけの書束を此報告に添附し本會の參考に供し候
貿易規則草案の調査は最緊急のものと被信候に付本委員は是迄專ら右調査に從事し今茲に本委員協議の結果を本會に致陳申候
本委員は若し本會議員に於て其意を書面に認め本委員に惠付せらるゝことあらば本委員は欣然之を受領すべき旨を申述置候
然るに獨り佛國公使のみ本件に付書面を本委員に被差出候依て本委員は同公使の覺書を此報告書に添へ差進候
本委員は浩澣なる一書を裁して本委員の提議に係る許多の修正案を詳細に解說せんよりは寧ろ原案と修正案とを對照並記して印刷に附し之を本會に進呈せば本會の爲め一層便宜ならんと致思考候
依是本委員の修正は一目瞭然に査閱判定するを得べしと被存候且又該草案の點閱に便なる爲め別に一葉の簡短なる說明書を附し本委員の勸告せんと欲する修正中の較々重要なるものに就き御注意を相促し候
此報告書は夙に進呈すべきの處及延引候は本委員の遺憾とする所に有之候得共本委員の調査は十四回の長集會を

要し且印刷校正の爲めにも頗る時日を費したる儀に有之候。

本委員は我同僚諸君に於て幸に本委員の調査せる所を考閲採擇するあらんことを致冀望候敬具。

千八百八十六年九月二十九日東京に於て

青木周藏 手署

ザッペー 手署

イ・イ・フアン・デル・ボット 手署

エフ・アール・プランケット 手署

條約改正會議會頭伯井上馨閣下

税目ニ關スル問題

諸問の爲め外國委員の指名したる商人

國名	商人
日本	東京商法會議所 大倉氏
佛蘭西	レイノード氏 ヅーリーユ氏
伊太利	アイモニン氏 アイドレイス氏
白耳義	グランウォールド氏
	ゼイ・エス・マクグラス氏 ゼイ・ウオルシ及テイー・ウオルシ兩氏

澳地利	無し（ザツベー氏は本件に關し墺國の利害を參酌すべきことを承諾せり）
英國	ハーバルド・スミス氏 ウインスタンリー氏 ゼイ・アール・フレーザー氏 テイー・トマス氏 イー・モリス氏 タオンスリー氏 グルーム氏 ドツヅ氏
露西亞	露西亞人不在に付ウォルシ、ホール商社に諮問す
和蘭、瑞典及諾威、丁抹	フォン・ヘメルト氏 ベルナルド及ウード氏 （丹）グラウエルト氏
合衆國	イー・スミス及テイ・ー・スミス兩氏 チヨン・ミツヅルトン氏 リンスリー氏及ペイン氏 ゼイ・アールモールス氏
獨逸	エル・ライフ氏 ラスペ氏 ベール氏 ゲスリエン氏 ルイテル氏 イルリエス氏 ペルツエル氏
西班牙	チヨンストン氏 ベルナルド氏
葡萄牙	ダ・フォンセカ氏
瑞西	無し（瑞西國の意見はザツベー氏に通知せり）

（諸問を受けたる諸商人より委員に差出せる書面は數多にして且長文なるゆへ其全文を印刷せず單に其要點を摘みて記載するを以て便宜たるべしと思考せり）

第一問題　從價稅算定ノ基礎

（甲）仕入地或は產地に於ける原價に該地より仕向港までの保險料手數運送費を加へたるものを基礎とすべきや（即通常の賦稅）

（乙）又は貨物の市價より輸入稅を扣除せしものを基礎とし其市價は每年稅關及商法會議所より名代人を選びて委員と爲し之をして議定せしむべきや

國名	諮問を受けたる商人	甲	乙
日本	東京商法會議所	甲の基礎は仕入書に詐僞の恐あるに因り不可とす	乙の基礎を良とす委員を選び十二個月中各期の價格に基づき平均物價表を製せしむべし
	大倉氏	甲の基礎を良とせず	乙の基礎は適用するに困難なり
佛蘭西	レイノード氏	甲の基礎のみ用るに勝へたりと思考す然れども手數料及び他の雜費に關し種々困難の恐あり何となれば無手數料にて賣買する貨物もあり又船中にて賣渡す貨物もあればなり（本問題に付其判定に便する爲め稅目を一覽したし	兵器時計珠玉家什の如き常に價格の變移する貨物多きを以て乙の基礎は實地に適せずと思考す
	ヅーリーユ氏	兩基礎共に同樣の結果を生ずべし然れども甲の基礎を以て最簡便なりとす但保險料手數料其他の雜費を籠むべからず	乙の基礎は適用し難しと思考す
澳地利	無し		
英國	英國各商社	甲の基礎は最公平にして稅關と爭論の生ずる恐最少きに因り之を良とす	年々價格を改定するは繁雜にして其煩勞際限なかるべしと思考す
伊太	アイモニン氏	甲の基礎を優れりとす即ち原地の實價に據り通常の雜費を加へざるを良とす	

利	イー、アンヅレイス氏	甲の基礎を良とす	乙の基礎は爭論の基たるべし
合衆國	リンスリー及ペイン氏	兩基礎ともに故障あり何となれば仕入書を證明すること甚難く加之價格見積過低なるの苦情を生じ易し是は紐育に於ても甚だ面倒に覺ゆるなり	但し乙を良とし
	ウォルシ氏		左の理由に因り乙の基礎を良とす　其陳述する所上に同じ 一　仕入價格は自ら不正の恐あるのみならず尚且詐僞を生じ易し 二　代理人に依り雜費を査覈するの方法は費用を要すること多し
	ミツドルトン氏	乙の基礎に比すれば甲の基礎は他國に於て實施する方法に據るものにして確定し易し故に之を良とす	確定し難く且適宜ならざるの恐あり
獨逸	獨逸各商社	甲の基礎即ち實價に通常の雜費を加ふるを良とす尤も雜費は各品類に同等の歩合を以て加算し而して仕入書を差出すは輸入人の隨意に任すべし此方法のみ信據すべく且公正のものたりとす	乙の基礎は不可なり其理由左の如し 一　或る貨物には確定したる市價なし 二　商況不振の爲め變化あり 三　着荷の時市價の格外に貴きを以て損耗の患あり 四　毎年物價表を改正するも右の困難を免がれ難し
露西亞	無し		

國名	諮問を受けたる商人	甲	乙
和蘭諸威瑞典及丁抹	フォン・ヘメルト氏	甲の化礎は故障あり其故は輸入貨物の仕入價格は屢ゝ市價に超過することあり且不正の仕入書を差出すことも屢ゝあればなり	乙の基礎を良とす但輸入貨物の市價は十二個月毎に改定せず一週或は二週毎に委員をして改定せしむべし
	グラ子ルト氏	甲の基礎を良とす税額は仕入地の實價に仕向港の通常雜費を加へ之に賦課すべし	乙の基礎は不可なり市價を以て從價税を課するの方法を整理するは宜しからず
西班牙	チヨンストン氏	是迄日本の慣例は保險料及他の雜費を籠めざることと思考すれども甲の基礎は委員の考案通り大に賛成するなり	乙の基礎は實地に適せずと思考す且委員に於ては毎年十二個月前に輸入人の滿足する樣物價衰を改定する能はずと思考す
葡萄牙	ダ・フォンセカ氏	甲の基礎は原地の實價に據り通常の雜費を除かば可ならん此雜費は外國保險會社仲買人及商船會社に關税を課するものたりと思考す但乙を良とす	商況不振に付乙の基礎を良とす三個年來の市價を以て算定の基礎とすべし市價を以て査定するは單に委員に據らず內外商人一般よりも報道を爲さしむべし
瑞西	無し		

第二問題　織物類ニ關スル關税ノ基礎

（甲）重量に據るべきか尺度に據るべきか

（乙）若し尺度に據るときは線碼を良とするか方碼を良とするか

商人の回答

國名	諮問を受けたる商人	甲	乙

日本	東京商法會議所	關稅は重量尺度の兩基礎に據り賦課するを良とす	方碼を良とす
	大倉氏	尺度に準據するを良とす	方碼
佛蘭西	レイノード氏	綿絲毛絲及蠶絲は重量に據り織物及反物は尺度に據るを良とす	何の點より視るも方碼を良とす其理由は即ち稅關の爲めに簡便なることと布幅に從ひ類別するを要せざることと及各種の幅各種の品位なる同貨物を輸入するに便なることと是なり
	ヅーリーユ氏	十分に稅率を細別し尺度に據るを良とす	方碼又は方メートルを良とす此基礎に由れば布幅に從ひ類別するを要せざるべし
澳地利	無し		
英國	英國各商社	尺度を賛成す現今の方法は程能く行はるるなり但布幅の區別を一層精密になさんことを望む	方碼の基礎は故障なし但別段之を勸むべき程のこともなし
伊太利	アイモニン氏	尺度を賛成す重量は不可なり	織物の關稅は方碼幷に線碼に從て算定すべしと思考す
	アンドレイス氏	織物に就ては意見を陳する能はず	
合衆	ウオルシ氏	貿易の變動及不公平を防ぐ爲め關稅は重量尺度の兩樣に從て算定すべしと思考す	望の如く重量尺度の兩基礎を用ふるに至らば尺度は方碼を以て準據とした し
		織物の關稅は單に國庫歲入の爲	方碼に基くを以て公平精密なり

國	ミッドルトン會社	めならば重量尺度の兩様に據り算定すべし且又	とす
獨逸	獨逸各商社	重量を基礎とすることなきを望む其故は 一　法程能く行はるる所の現行方法に近き稅率を定むること難く 二　目方は相同じきも品位の甚だ異なるものあるに因り不都合を生ずべければなり	現今の如く線碼に據るを賛成す其故は 一　既に能く實地に行はれ 二　現行法の不完全なる處は市幅の區別を改良して之を完全ならしむるを得べく 三　方碼を基礎とすれは公平なれども稅關との間に大困難を生じ通關に隙取るの恐あればなり
露西亞	無し	合衆國ウォルシの意見を見るべし	同
和蘭 諾威	フォン・ヘメルト氏	重量に據るときは自ら品位良き貨物を輸入すへきに付之を良とす	
瑞典 丁抹	グラウエルト氏	織物の關稅を重量に從て算計するは好ましからずと思考す	現行の法を守り線尺度に從て關稅を課するを切望す
西班牙	ヂョンストン氏	線尺度及重量を併せて之を基礎とし關稅を課するを良とす又マンチエストル驗絲器を以て織絲の品位及絲數を定め之に因て差等を別つべし	
葡萄牙	ダ・フォンセカ氏	通例は兩法共に良し成る場合に於ては兩法共に不可なり但織物の品位又は品種にのみ據るべし	通常線尺度を基礎とすること最簡一にして且實地に適せりと思考す然れども時としては重量を基礎とするを最良とすることあり

瑞	西	無し

貿易規則

修正案	原案
（說明） 原案第十條第十六條第二十三條及び第三十七條ハ之ヲ貿易規則ヨリ除キ新通商條約中ニ加ヘントス 此等ノ諸條ハ修正ヲ加ヘテ之ヲ本書ノ末尾ニ掲グ 修正案第三十五條ニ付テモ亦注意ヲ要ス即チ該條ハ追加ニシテ原案中ニ在ラザルモノナリ 原案第三十六條ハ目下ノ計畫ニ由リ一變スベキ事態ニ適應セザルヲ以テ之ヲ全廢シ通商條約中ニ（巳）條ヲ挿入センコトヲ勸告ス 原案總則中末尾ノ三行ハ之ヲ（辛）條ト爲シテ通商條約中ニ編入セントス	
字義 一本則中單ニ港ト稱スルハ稅關アル港ヲ云フ	一本則中單ニ港ト稱スルハ開港場若クハ特約開港場ヲ云フ

一本則中船舶ト稱スルハ其裝置ト大小ト日本船タルト外國船タルトヲ問ハズ日本形船舶及ビ沿海通航ニ從事スル三十噸以下ノ日本船ヲ除キ一切ノ船舶ヲ云フ

一本則中船長ト稱スルハ其職名ノ何タルヲ問ハズ現ニ船舶ヲ管理シ若クハ之ヲ指揮スル者ヲ云フ

一本則中貨物ト稱スルハ船客ノ行李及ビ船用品ヲ除クノ外船中一切ノ貨物ヲ云ヒ船客ノ行李トハ船客ノ自用品ヲ云ヒ船用品トハ船中用ノ飲食品其他ノ消耗品ヲ云フ

一本則中輸入人ト稱スルハ輸入貨物ノ持主引受人及其代理人ヲ云ヒ輸出人ト稱スルハ輸出貨物ノ持主、仕送人及ビ其代理人ヲ云フ

一本則中期限ヲ定ムルニ時又ハ日ヲ以テスルモノハ日曜日及ビ稅關ノ休日ヲ算入セズ月又ハ年ヲ以テスルモノハ右等ノ休日ヲ算入スベシ

第一條

一本則中船舶ト稱ルルハ日本國ト外國諸港トノ間ニ通航スル內國船幷ニ軍艦及ビ外國船雇入規則ニ從ヒ日本人ノ雇入レタル外國船ヲ除キ其他一切ノ外國船ヲ云フ

一本則中船長ト稱スルハ其職名ノ何タルヲ問ハズ現ニ船舶ヲ管理シ若クハ之ヲ指揮スル者ヲ云フ

一本則中貨物ト稱スルハ船客ノ行李及ビ船用品ヲ除クノ外船中一切ノ貨物ヲ云ヒ船客ノ行李トハ船客ノ自用品ヲ云ヒ船用品トハ船中用ノ飲食品其他ノ消耗品ヲ云フ

一本則中輸入人ト稱スルハ輸入貨物ノ持主引受人及ビ其代理人ヲ云ヒ輸出人ト稱スルハ輸出貨物ノ持主仕送人及ビ其代理人ヲ云フ

一本則中期限ヲ定ムルニ時又ハ日ヲ以テスル者ハ稅關ノ休日ヲ算入セズ月又ハ年ヲ以テスル者ハ右等ノ休日ヲ算入スベシ

一本則中圓トアルハ現ニ壹圓銀貨ニシテ純銀九百分量目四百十六「グレイン」ナルモノヲ云フ

第一條

税關官吏は船舶に乘込むを得べき事

税關ハ其官吏ヲ入港船舶ニ乘込マシムルノ權ヲ有スベシ
入港船舶ノ船長ハ其船舶ニ乘込ミタル税關官吏ヨリ其船舶、積荷、船客、乘組人若クハ航海ニ關シ尋問スル所アラバ可成丈之ニ應答シ且入港報告簿ニ其要スル所ノ諸件ヲ記載スベシ
税關官吏ハ入港船内何ノ所ニ到ルモ自由ニシテ其積荷ノ陸揚ヲ終リ又ハ其船舶ノ出港スル迄船中ニ留ルコトヲ得且艙口其他船艙ノ入口ヲ閉チテ之ヲ封鎖シ若クハ封印シ又該船内ノ貨物ヲ封鎖シ封印シ之ニ符號ヲ附シ若クハ他ノ方法ヲ以テ取締ヲ為スコトヲ得ベシ但船内ニテハ右税關官吏ヲ丁寧ニ取扱ヒ且可成丈相當ノ便宜ヲ與フベシ
船長ニ於テ本條ノ條款ヲ遵守スルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ怠リタルトキハ二十五圓以下ノ罰金ヲ該船長ニ科スベシ

第二條

入港後四十八時間内に船長は領事の船書預證

船長ハ船書ヲ其所屬國領事館ヘ預ケタル旨ヲ證明セル領事ノ預リ證書ヲ其船舶入港後四十八時間内ニ税關執務時間中ニ於テ税關ヘ差出スベシ若シ該港ニ其船舶所屬國ノ

税關ニ其官吏ヲ入港船舶ニ乘込マシムルノ權ヲ有スベシ
入港船舶ノ船長ハ其船舶ニ乘込ミタル税關官吏ヨリ其船舶、積荷、船客、乘組人若クハ航海ニ關シ尋問スル所アラバ可成丈之ニ應答シ且入港報告籍ニ其要スル所ノ諸件ヲ記載スベシ
税關官吏ハ入港船内何ノ所ニ到ルモ自由ニシテ其積荷ノ陸揚ヲ終リ又ハ其船舶ノ出港スル迄船中ニ留ルコトヲ得且艙口其他船艙ノ入口ヲ閉チテ之ヲ封鎖シ若クハ封印シ又該船内ノ貨物ヲ封鎖シ封印シ之ニ符號ヲ附シ若クハ他ノ方法ヲ以テ取締ヲ為スコトヲ得ベシ但船内ニテハ右税關官吏ヲ丁寧ニ取扱ヒ且可成丈相當ノ便宜ヲ與フベシ船長ニ於テ本條ノ條款ヲ遵守スルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ怠リタル時ハ二十五圓ノ罰金ヲ該船長ニ科スベシ

第二條

船長ハ船書ヲ其所屬國領事館ヘ預ケタル旨ヲ證明セル領事ノ預リ證書ヲ其船舶入港後四十八時間内ニ税關ニ差出スベシ若シ該港ニ其船舶所屬國ノ領事在留セザルカ若ク

書及び積荷目録を税關に差出すべき事

領事在留セざルカ若クハ其船舶日本船ナルトキハ其船書ヲ税關ニ預クベシ然ル後右船長ハ其船舶ノ名稱、國籍、噸數、仕出港名、出帆ノ年月日、入港ノ年月日時、船客ノ員數、船客ノ姓名ヲ要スルトキハ其姓名及ビ乘組人ノ員數等ヲ書面ニ認メ之ニ署名シ且其正實ナル旨ヲ記載シテ税關ニ差出シ之ヲ以テ入港屆ヲ爲シ同時ニ積荷目録ヲ税關ニ差出スベシ右積荷目録ニハ船積證書ニ據リ荷物ノ記號番號、箇數、品名及ビ其引受人ノ姓名詳ナルトキハ其姓名等ヲ詳記シ右目録ノ正實ナルコトヲ認ムル旨ヲ記載シ之ニ署名スベシ又該船長ノ署名シタル船用品目録ヲ右積荷目録ニ添ヘ差出スヘシ

第三條

船舶滯港四十八時間に滿たす及び難風の爲め寄港する場合の事

滯港四十八時間(日曜日及休日ヲ除ク)ニ滿タスシテ艙口ヲ開カザル船舶及ビ難風ノ爲メ又ハ船用品缺乏ノ爲メニ寄港スル船舶ハ商業ニ從事セざルニ於テ入港手數ヲ爲シ又ハ噸税及ビ燈税ヲ納ムルニ及バズ但其船長ハ其入港ノ趣ヲ税關長ニ届出テ且噸税及ビ證劵ノ代リニ十五圓ノ

ハ其船舶內國船ナル時ハ其船書ヲ税關ニ預クベシ然ル後右船長ハ其船舶ノ名稱、國籍、噸數、仕出港名、出港ノ年月日時入港ノ年月日時、船客ノ數、船客ノ姓名ヲ要スル時ハ其姓名及ビ乘組人ノ員數等ヲ詳記シタル書面ヲ作リ之ニ署名シ且其正實ナル旨ヲ記載シ之ヲ以テ入港屆ヲ爲シ同時ニ積荷目録ヲ差出スベシ右積荷目録ニハ船積證書ニ據リ荷物ノ記號、番號、箇數、品名及ビ引受人ノ姓名詳ナル時ハ其姓名等ヲ詳記シ右目録ノ正實ナル旨ヲ記載シ之ニ署名スベシ但仕向港二個所以上アルトキハ右目録中ニ各港ヘ仕向ヘキ貨物ヲ各別ニ列記スベシ又該船長ノ署名シタル船用品目録ヲ右積荷目録ニ添フベシ

第三條

遭難船ヲ除クノ外積荷ヲ陸揚、船積又ハ船移セザル船舶ト雖其投錨後四十八時間內ニ出港セザルモノハ渾テ前條ノ諸條款ニ準據スベシ

投錨後四十八時間內ニ出港シテ其積荷ヲ陸揚、船積若クハ船移セス又船客若クハ郵便物ヲ陸場若クハ船積セザル

手數料ヲ稅關ニ納ムベシ尤モ遭難ノ船舶ハ此手數料ヲ免除スベシ

入港手續を爲さゞる船長は六十圓の罰金に處すること

第四條

船長本則第二條ニ定メタル時間內ニ其船舶ノ入港手續ヲ爲サヾルトキハ其手續ヲ爲スコトヲ怠ル間二十四時間每ニ六十圓以下ノ罰金ヲ納ムベシ二十四時ニ滿タザル時間モ亦二十四時間ト看做スベシ

積荷目錄の誤謬、其罰金及び其正誤の方法

第五條

積荷目錄中ニ誤謬アルコトヲ發見スルトキハ右目錄差出後四十八時間內ハ手數料ヲ納メズシテ之ヲ正誤スルヲ得ベシト雖モ此時間ヲ經過シ該目錄ヲ變更シ若クハ之ニ追書スルニハ三圓ノ手數料ヲ納ムルヲ要ス

目錄中ニ遺漏若クハ相違ノ廉アルトキハ該船舶ノ船長ハ其遺漏若クハ相違ノ廉アル商貨ノ價格ニ相當スル罰金ヲ納ムベシ

船舶モ亦前條ノ諸條款其他總テ此規則ニ準據スベシ但該船ノ船長ハ積荷目錄及ビ船用品目錄ヲ差出スヲ要セス又噸稅及ビ燈臺稅ヲ納ムルニ及バス唯稅關ノ手數料トシテ貳十五圓ヲ納ムベシ

第四條

船長本則第二條ニ定メタル時間內ニ其船舶ノ入港手續ヲ爲サヽルトキハ其手續ヲ爲スコトヲ怠ル間二十四時間每ニ六十圓ノ罰金ヲ納ムベシ二十四時ニ滿タザル時間モ亦二十四時間ト看做スベシ

第五條

積荷目錄中ニ誤謬アルコトヲ發見スルトキハ右目錄差出後二十四時間內ハ手數料ヲ納メズシテ之ヲ正誤スルヲ得ベシト雖右時間ヲ經過シ該目錄ヲ變更シ若クハ之ニ追書スルニハ三圓ノ手數料ヲ納ムルヲ要ス

積荷目錄中ニ書漏又ハ相違ノ廉アル時ハ該船舶ノ船長ハ其遺漏若クハ相違ノ廉アル商貨ノ價格ニ相當スル罰金ヲ納ムベシ

開艙免狀なくして荷物を船卸せんとするもの及封鎖封印等を破開するものに罰金を科すること

貨物陸揚船積の場所及び時間の事

然レドモ稅關長又ハ其事件ヲ審判スル裁判所ニ對シ右遺漏若クハ相違ノ廉ノ故意又ハ詐僞ノ目的ニ出テザルコトヲ證明シ其確認ヲ得ルトキハ右罰金ヲ科セザルベシ尤モ其積荷目錄ハ前項ニ據リ正誤スルヲ得ベシ

第六條

本則第二條ニ據リ入港手續ヲ終リタル船舶ニハ稅關ヨリ開艙免狀ヲ附與スベシ此免狀ヲ本船ニ在ル稅關官吏ニ示ストキハ該稅關官吏ハ直チニ艙口其他貨物ヲ積置ケル場所ニ施シタル封鎖封印ヲ開披スベシ右免狀ヲ受ケズシテ積荷ノ船卸ニ着手スル者及ビ稅關ノ免狀ヲ受ケ之ヲ本船ニ在ル所ノ稅關官吏ニ示サヾル內ニ故意ヲ以テ艙口其他貨物ヲ積置ケル場所ニ施タル封印封鎖ヲ開披スル者アルトキハ其船長ニ百圓以下ノ罰金ヲ科スベシ

第七條

凡ソ貨物ハ稅關ノ指定シタル場所外ニ於テ陸揚又ハ船積スベカラズ

日曜日其他ノ休日及ビ三月一日ヨリ十月一日迄ハ午後六

然レドモ稅關長又ハ其事件ヲ審判スル裁判所ニ對シ右遺漏若クハ相違ノ廉ノ故意若クハ詐僞ノ目的ニ出デザルコトヲ證明シ其確認ヲ得ルトキハ右罰金ヲ科セザルベシ尤モ其積荷目錄ハ前項ニ據リ正誤スルコトヲ得ベシ

第六條

本則第二條ニ據リ入港手續ヲ終リタル船舶ニハ稅關ヨリ開艙免狀ヲ附與スベシ此免狀ヲ本船ニ在ル稅關官吏ニ示ストキハ該稅關官吏ハ艙口其他貨物ヲ積置ケル場所ニ施シタル封鎖封印ヲ開披スベシ右免狀ヲ受ケズシテ積荷ノ船卸ニ着手スル者及ビ稅關ノ免狀ヲ受ケ之ヲ本船ニ在ル稅關官吏ニ示サヾル內ニ故意ヲ以テ艙口其他貨物ヲ積置ケル場所ニ施シタル封印封書ヲ開披スル者アル時ハ其船長ニ百圓ノ罰金ヲ科スベシ

第七條

凡ソ貨物ハ稅關ノ指定シタル場所外ニ於テ陸揚又ハ船積スベカラス若シ此條款ヲ犯シ陸揚若クハ船積シタル貨物ハ稅關ニ於テ之ヲ差押ヘ沒收スベシ

時ヨリ午前六時迄十月一日ヨリ翌年三月一日迄ハ午後五時ヨリ午前七時迄ノ間ハ貨物ヲ陸揚積船若クハ船移スルヲ得ズ但稅關ノ特許ヲ得タル場合ハ此限ニ在ラズト雖モ稅關ハ其執務時間外ノ臨時執務ニ對シ相當ノ手數料ヲ徵收スルコトアルベシ

前項ニ掲グル休日及ビ時間中ハ稅關官吏ニ於テ艙口其他貨物ヲ積置ケル場所ヲ封鎖スルコトヲ得若シ正當ノ許可ナクシテ入口ヲ開キ又ハ該稅關官吏ノ施シタル封印、符號或ハ封鎖ヲ破リ又ハ之ヲ取除ク者アルトキハ其罪ヲ犯セシ者及ビ船長ニ各百圓以下ノ罰金ヲ科スベシ但其事件ヲ審判スル裁判所ニ對シ其所爲ノ全ク過誤ニシテ故意ニ出デザルコトヲ證明シ確認ヲ得ルトキハ此限ニ在ラズ

貨物陸揚願、仕入書正本等の事

第八條

貨物輸入人ニ於テ其貨物ヲ陸揚セントスルトキハ其旨ヲ稅關ヘ願出ヅベシ其願書ニハ本人ノ姓名該貨物ヲ輸入シタル船舶ノ名稱、其荷物ノ記號、番號、品名及ビ價格ヲ詳記シ其相違ナキ旨ヲ保證シ且之ニ署名スベシ右願書

日曜日其他ノ休日及ビ三月一日ヨリ十月一日迄ハ午後六時ヨリ午前六時迄十月一日ヨリ翌年三月一日迄ハ午後五時ヨリ午前七時迄ノ間ハ貨物ヲ陸揚船積若クハ船移スルヲ得ズ但稅關ノ特許ヲ得タル場合ハ此限ニ在ラズト雖モ其臨時ノ執務ニ對シ一時間ニ付十圓ノ手數料ヲ納ムベシ

前項ニ掲グル休日及ビ時間中ハ稅關官吏ニ於テ艙口其他貨物ヲ積置ケル場所ヲ封鎖スルコトヲ得ベシ正當ノ許可ナク入口ヲ開披シ又ハ該稅關吏ノ施シタル封印、符號或ハ封鎖ヲ破リ又ハ之ヲ取除ク者アルトキハ其罪ヲ犯セシ者及ビ船長ニ各百圓ノ罰金ヲ科スベシ但其事件ヲ審判スル裁判所ニ對シ其所爲ノ全ク過誤ニシテ故意ニ出ザルコトヲ證明シ其確認ヲ得ルトキハ此限ニ在ラズ

第八條

貨物輸入人ニ於テ其貨物ヲ陸揚セントスルトキハ稅關ヘ願出ツベシ其願書ニハ本人ノ姓名、該貨物ヲ輸入シタル船舶ノ名稱其荷物ノ記號、番號、品名及ビ價格ヲ詳記シ其相違ナキ旨ヲ保證シ且之ニ署名スベシ右願書ニハ各

ニハ各仕入書ノ正本若クハ副本ヲ添ユルヲ要ス但右仕入書ハ最初其貨物ヲ仕入レタルトキノ受取書ノ寫ニシテ該貨物購求若クハ製造ノ年月日及ビ地名幷ニ其原價、運賃手數料及ビ保險料ヲ詳記シタルモノタルベシ且右仕入書ニハ稅關ニ留置クベキ爲メ其寫ヲ一通添ユベシ其原書ハ比照ノ後輸入人ヘ返却スルモリトス稅關ニ於テハ右願書及ビ仕入書ヲ正確ナリト認ムルトキハ陸揚免狀ヲ輸入人ニ附與スベシ輸入人ハ該貨物ヲ載スル所ノ船舶ニ在ル稅關官吏ニ此免狀ヲ示シテ該貨物ヲ船卸シ稅關ノ檢査ヲ經テ其檢印ヲ受ケ輸入稅目ニ從ヒ該貨物ニ相當スル稅金ヲ納メタル後之ヲ引取ルコトヲ得ベシ

前項ノ仕入書ヲ差出サヾルカ若クハ之ヲ差出シ能ハザル理由ヲ滿足ニ辯解セザルトキハ貨主ハ稅關ニ於テ定ムル所ノ稅金ヲ納メ其貨物ヲ陸揚スルコトヲ得ベシ但納稅後百圓以內ニ前揭ノ如ク仕入書ノ正本若クハ副本ヲ差出スニ於テハ若シ稅金ノ過納アレバ其過納ノ金額ヲ拂戾スベシ

仕入書ノ正本若クハ副本ヲ添ユルヲ要ス但右仕入書ハ最初其貨物ヲ仕入タルトキノ受取書ノ寫ニシテ該貨物購求若クハ製造ノ年月日及ビ地名幷ニ其原價、運賃、手數料及ビ保險料等ヲ詳記シタルモノタルベシ且右仕入書ニハ稅關ニ留置クベキ爲メ其寫壹通ヲ添ユベシ其原書ハ比照ノ後輸入人ヘ返却スルモノトス稅關ニ於テ右願書及ビ仕入書ヲ正確ナリト認ムルトキハ陸揚免狀ヲ輸入人ニ附與スベシ輸入人ハ該貨物ヲ載スル船舶ニ在ル稅關官吏ニ示シテ該貨物ヲ船卸シ稅關ノ檢査ヲ經テ其檢印ヲ受ケ輸入稅目ニ從ヒ該貨物ニ相當スル稅金ヲ納メテ後之レヲ引取ルコトヲ得ベシ

前項ノ仕入書ヲ差出サヾルカ若クハ之ヲ差出シ能ザル理由ヲ滿足ニ辯解セザルトキハ貨主ハ稅關ニ於テ定ムル所ノ稅金ヲ納メ其貨物ヲ陸揚スルコトヲ得ベシ但納稅後六十日以內ニ前揭ノ如ク仕入書ノ正本若クハ副本ヲ差出スニ於テハ若シ稅金ノ過納アラバ其過納ノ金額ヲ拂戾スベシ

税關は貨物の全部又は一部分を檢査し得る事

第九條

税關官吏ハ輸入若クハ輸出貨物ノ全部若クハ一部ヲ檢査シ又ハ權衡尺度若クハ量器ヲ以テ其一部或ハ全部ヲ測定スルヲ得ベシ貨物ノ檢査ハ指定ノ場所ニ於テ遲滯ナク施行シ其貨物ノ荷造ハ可成丈原狀ニ復スベシ

税關は價格過低なりと思惟する貨物を買上るの權あること

第十條

條約第、、、條ニ定ムル規則ニ從ヒ從價税ヲ拂フベキ貨物ノ價格ヲ其輸入人若クハ輸出人ヨリ申出タルトキ税關ニ於テ其價格ヲ不充分ナリト認メ輸入人若クハ輸出人ニ於テ税關ヨリ要求スル所ノ税金ヲ納ムルヲ拒ムコトアレバ税關ニ於テハ右申出ノ價格ニ其五分ヲ加ヘ右貨物ヲ

第九條

税關官吏ハ輸入若クハ輸出貨物ノ全部若クハ一部ヲ檢査シ又ハ權衡尺度若クハ量器ヲ以テ其全部若クハ一部ヲ測定スルヲ得ベシ

貨物ノ檢査ハ指定ノ場所ニ於テ遲滯ナク施行シ其貨物ノ荷造ハ税關ニ於テ可成丈原狀ニ復スベシ

第十條

輸入品ニ從價税ヲ賦課スルニハ其仕入地、産出地若クハ製造地ニ於ケル實價ニ保險料、手數料及ビ該地ヨリ其貨物ヲ陸揚スル港マデノ運賃ヲ加ヘ其總額ヲ以テ税價ト定メ之ニ税目ニ定ムル所ノ税金ヲ賦課スベシ

第十一條

從價税ヲ拂フベキ貨物ノ價格ヲ其輸入人若クハ輸出人ヨリ申出タルトキ税關ニ於テ其價格ヲ不充分ナリト認ムルトキハ右申出ノ價格ニ其五分ヲ加ヘ税關ニ於テ右貨物ヲ買上ル旨ヲ其檢査後二十四時内ニ通知スルノ權ヲ有ス尤モ其買上代價ハ右通知ノ日ヨリ五日間内ニ拂渡スベシ但

買上ル旨ヲ其檢査後二十四時間内ニ通知スルノ權ヲ有ス尤其買上代價ハ右通知ノ日ヨリ五日内ニ拂渡スベシ但此場合ニ於テハ税金ヲ課セザルモノトス

價税品の價格に付異議あるとき之を處理する方法

第十一條

税關ニ於テ輸入人若クハ輸出人ノ申出タル從價税品ノ價格ヲ不充分ナリト認ムルモ右申出ノ價格ヲ以テ該貨物ヲ買上ルコトヲ欲セザルトキハ該貨物檢査後二十四時間内ニ税關及ビ輸入人若クハ輸出人ニ於テ評價人各一名ヲ撰定シ之ヲシテ右貨物ノ價格ヲ評定セシムベキ權ヲ有ス而シテ之ヲ撰定スルハ税關ヨリ價格評定ヲ要求シタル後二十四時間内ニ於テスベシ右評價人ハ其撰定後可成速ニ該貨物ヲ鑿査シ其價格ヲ評定スベシ但此價格ノ評定ハ何ノ場合ト雖モ右要求後三日ヲ過ルヲ得ズ評價人ノ評定シタル貨物ノ税價輸入人若クハ輸出人ノ申出タル價格ニ超過スルコト一割ヨリ多キトキハ該輸入人若クハ輸出人ハ其評價ノ費用ヲ負擔シ且其評定價格ニ從ヒ税金ヲ納ムベシ然レドモ右評定價格輸入人若クハ輸出人ノ申出タル價格

此場合ニ於テハ税金ヲ課セザルモノトス

第十二條

税關ニ於テ輸入人若クハ輸出人ノ申出タル從價税品ノ價格ヲ不充分ナリト認ムルモ右申出ノ價格ヲ以テ該貨物ヲ買上ルコトヲ欲セザルトキハ該貨物檢査後二十四時間内ニ税關及ビ輸入人若クハ輸出人ニ於テ評價人各一名ヲ撰定シ之ヲシテ右貨物ノ價格ヲ評定セシムベキ權ヲ有ス而シテ之ヲ撰定スルハ税關ヨリ價格評定ヲ要求シタル後二十四時間内ニ於テスベシ右評價人其撰定後可成速ニ該貨物ヲ鑿査シ其價格ヲ評定スベシ但價格ノ評定ハ何ノ場合ト雖モ其要求後三日ヲ過ルコトヲ得ズ

評價人ノ評定シタル貨物ノ税價輸入人若クハ輸出人ノ申出タル價格ニ超過スルコト五分ヨリ多キトキハ該輸入人若クハ輸出人ハ其評價ノ費用ヲ負擔シ且其評定價格ニ從ヒ税金ヲ納ムベシ然レドモ右評定價格輸入人若クハ輸出

争論に係る貨物納税保證を爲したる上輸出入人に於て撤去するを得る事

ニ超過スルコト一割若クハ一割以内ナルトキハ輸入人若クハ輸出人ハ其評定價格ニ從テ税金ヲ納メ其評定ノ費用ハ税關ニ於テ負擔スヘシ

右二名ノ評定人其意見ヲ異ニスルトキハ其不同意ヲ起セシ後成ルヘク速ニ右評定人ニ於テ一人ノ判定人ヲ選定シ其裁決ヲ乞ヒ之ヲ以テ確定ノモノトスヘシ若シ判定人ノ選定ニ付評定人ノ協議整ハサルトキハ其地ノ知事ニ於テ判定人ヲ任命スヘシ但此貨物ノ税關ニ關スル判定人ノ裁決ハ其選定若クハ任命後三日間内ニ之ヲ爲スヘシ

第十二條

前條ニ據リ鑒査ヲ要求シタル後其貨物鑒査ノ前又ハ評定人若クハ判定人ノ評定ヲ下サザル前ニ輸入人若クハ輸出人ニ於テ該貨物ヲ引取ラントスルトキハ税關ニ於テ採擇スル所ノ見本若クハ模型幷ニ税金及ヒ檢査費用支拂ノ爲メ税關ニ於テ相當ト認ムル保證金ヲ税關ニ差出シタル後何時タリトモ之ヲ引取ルコトヲ得但其保證金ハ税關ノ要求スル税金ノ二倍ヲ超過スヘカラズ而シテ評定濟ノ上該

人ノ申立タル價格ニ超過スルコト五分若クハ五分以内ナルトキハ輸入人若クハ輸出人ハ其評定價格ニ從テ税金ヲ納メ其評價ノ費用ハ税關及ヒ輸入人若クハ輸出人ニ於テ之ヲ分擔スヘシ右二名ノ監定人其意見ヲ異ニスルトキハ其不同意ヲ起セシ後成ルヘク速ニ判定人ヲ選定シ其裁決ヲ乞ヒ之ヲ以テ確定ノモノトスヘシ若シ判定人ノ撰定ニ付評價人ノ協議整ハサル時ハ其地ノ知事ニ於テ判定人ヲ任命スヘシ但貨物ノ税價ニ關スル該判定人ノ裁決ハ撰定若クハ任命後三日間内ニ之ヲ爲スヘシ

第十三條

前條ニ據リ鑒定ヲ要求シタル後其貨物檢査ノ前又ハ評價人若クハ判定人ノ評定ヲ下サザル前ニ輸入人若クハ輸出人ニ於テ該貨物ヲ引取ラントスル時ハ税關ニ於テ採擇スル所ノ見本若クハ模型幷ニ税金及ヒ檢査費用支拂ノ爲メ税關ニ於テ相當ト認ムル金額若クハ税關長ノ認可スル二名若クハ二名以上ノ保證人アル證書ヲ税關ニ入ルヘシ然ル時ハ何時タリトモ貨物ヲ引取ルコトヲ得ヘシ尤モ該預

保證金中ヨリ前條ニ據リ納ムベキ税金ヲ引去リ且前條ニ據リ輸入人若クハ輸出人ニ於テ檢査費用ヲ負擔スベキトキハ之ヲモ引去リ若シ餘剩アラバ之ヲ輸入人若クハ輸出人ニ返付スベシ

以上定ムル所ニ據リ引取ヲ爲サザル貨物ハ其鑒査ヲ了ルマデ税關ニ於テ之ヲ貯藏スベシト雖モ其爲メ危險ニ罹ルコトアラバ輸入人若クハ輸出人ニ於テ之ヲ引受ケ且其保險料ハ該輸入人若クハ輸出人ニ於テ負擔スルモノトス但庫敷料及ビ其他ノ費用ハ評價人又ハ判定人ノ裁決ニ於テ曲者ト定マリタル者之ヲ負擔スベシ

從量税品に關する爭論を處分する方法の事

第十三條

從量税ヲ課スベキ貨物通關ノ際其品格若クハ名稱ニ付税關及ビ其輸入人若クハ輸出人ノ間ニ異議ヲ生ズルトキハ從價從品ニ關シ前二箇條ニ定ムルト同樣ノ方法ニ據リ之ヲ處分スベシ但評價人ヲシテ右貨物ヲ鑒査セシムルヲ要

金高若クハ該證書ノ額面ハ税關ノ要求スル税金ノ二倍ヲ超過セザルモノトス而シテ評定濟ノ上右保證金中ヨリ前條ニ據リ納ムベキ税金ヲ引去リ且前條ニ據リ輸入人若クハ輸出人ニ於テ檢査費用ヲ負擔スベキトキハ之ヲモ引去リ若シ剩餘アラバ之ヲ輸入人若クハ輸出人ニ返付スベシ

其保證書ヲ入レタルトキハ前項同樣ノ金額ヲ右ト同樣ノ手續ヲ以テ輸入人、輸出人若クハ保證人ヨリ徵收シ證書ヲ無効ニ附スベシ

以上定ムル所ニ據リ引取ヲ爲サザル貨物ハ税關ニ於テ貯藏スベシト雖其爲メ危險ニ罹ルコトアラバ輸入人若クハ輸出人ニ於テ之ヲ引受ケ且其庫敷料及ビ保險料ハ其輸入人若クハ輸出人ニ於テ負擔スルモノトス

第十四條

從量税ヲ課スベキ貨物通關ノ際其品格若クハ名稱ニ付税關及ビ其輸入人若クハ輸出人ノ間ニ異人議ヲ生ズル時ハ從價税品ニ關シ前二箇條ニ定ムルト同樣ノ方法ニ據リ之ヲ處分スベシ但右貨物ノ評價人ヲシテ右貨物ヲ鑒査セシ

求スルノ權ハ双方等シク之ヲ有スルモノトス

第十四條

輸入貨物航海中ニ損傷ヲ受ケタルトキハ其損傷ノ多寡ニ隨ヒ相當ノ減稅ヲ爲スベシ此規則ハ漏減ノ場合ニモ亦適用スルモノトス若シ其減稅額ニ對シ異議ヲ生ズルトキハ第十一條第十二條及ビ第十三條ニ據リ之ヲ處分スベシ但此場合ニ於テ鑒査ヲ要スルコトアラバ速ニ之ヲ行ヒ又評價人若クハ判定人ハ可成速ニ評定ヲ爲スベシ

ムルヲ要求スルノ權ハ双方等シク之ヲ有スルモノトス

第十五條

輸入貨物航海中ニ損傷ヲ受ケタルトキハ其損傷ノ多寡ニ隨ヒ相當ノ減稅ヲ爲スベシ若シ該減額ニ對シ異議ヲ生ズル時ハ第十二條及ビ第十四條ニ據リ之ヲ處分スベシ但此場合ニ於テ鑒査ヲ要スルコトアラバ速ニ之ヲ行ヒ又評價人若クハ判定人ハ可成丈速ニ評定ヲナスベシ

第十六條

稅關ヘノ納金ハ渾テ壹圓銀貨ヲ以テスベシ日本ヘ輸入スル貨物ノ稅價外國貨幣ヲ以テ記載アル時ハ日本造幣局編纂壹金銀貨外國貨幣比較表ニ據リ左ノ方法ヲ以テ該稅價ヲ壹圓銀貨ニ改算シ其稅額ヲ計算スベシ

外國貨幣ヲ壹圓銀貨ニ改算スルニハ其本位貨幣純粹地金ノ價格ヲ以テスベシ

締盟各國流通本位貨幣ノ價格ト壹圓銀貨トノ比較ハ日本造幣局長半年每ニ之ヲ查定シ日本大藏大臣ハ之ヲ正當ノ

三十日間内に陸揚せざる貨物は税關に於て陸揚すべき事

第十五條

積荷目錄ヲ以テ屆出デタル輸入貨物ヲ船舶入港後三十日以内ニ陸揚セザルトキハ税關ニ於テハ之ヲ陸揚シテ倉庫ニ納ムルコトヲ得ベシ若シ此如ク陸揚納庫シタル後三箇月以内ニ輸入税、移搬費及ビ庫租ヲ納メザルトキハ税關ハ該貨物ヲ賣拂ヒ其賣得金ヲ以テ右諸費ニ充テ仍ホ剩餘アラバ該貨物輸入人ノ請求ニ依リ之ヲ返付スベシ

右貨物若シ爆發質、燃焼質若クハ腐敗シ易キモノナルカ或ハ家畜ナルトキハ陸揚ノ上税關ニ於テ直チニ之ヲ賣拂

比例トシテ各年三月一日及ビ九月一日ヲ以テ公布スベシ其三月一日ニ公布スルモノハ翌月一日ヨリ向六箇月間其九月一日ニ公布スルモノハ翌月一日ヨリ向六箇月間有効ノモノトス

貨幣紙幣ノ區別ヲ明記セズ外國貨幣ヲ以テ輸入品ノ税價ヲ記載シタルトキハ此規則ニ於テハ該價格ハ該品購求、産出若クハ製造國ノ本位貨幣ヲ以テ示シタルモノト看做スベシ

第十七條

積荷目錄ヲ以テ屆出デタル輸入貨物ヲ船舶入港後三十日以内ニ陸揚セザル時ハ該貨物ノ未ダ該船中ニアルト倉庫船ニ積移シタルトヲ問ハズ税關ニ於テハ之ヲ陸揚シテ倉庫ニ納ムルコトアルモ該貨物ノ安否ニ關シテ税關其責ニ任セズ爾後三箇月以内ニ其移轉費、庫租、未納ノ運賃、保險料及ビ其税金等ヲ納メザル時ハ税關ハ該貨物ヲ賣拂ヒ其代金ヲ以テ右諸費用ニ充テ仍ホ剩餘アラバ官設倉庫規則ニ據リ之ヲ處分スベシ

フコトアルベシ但其賣得金ハ本條ニ定ムル方法ニ據リ處分スベシ

爆發質物は特別の場處に於て陸揚すべき事

第十六條

爆發質或ハ焮燒質ノ貨物ハ日本官吏ノ指定シタル場所ニ非ザレバ陸揚又ハ船積スベカラズ

倉庫船に關する規則の事

第十七條

會社若クハ商會ニ於テ港内ニ倉庫船ヲ置カントスルトキハ其旨ヲ稅關ヘ申出テ許可ヲ請フベシ其倉庫船ニ就テハ本則中之ニ適用スベキ所ノ條款ヲ遵守スルヲ要ス又稅關ハ其官吏ヲ右倉庫船ニ出張セシムルコトヲ得ベシ該官吏ハ該倉庫船及ビ其貯藏スル所ノ貨物ニ對シ普通船舶ノ場合ニ於ルト同樣ノ權力ヲ有シ該倉庫船ノ持主ハ該官吏ノ勤務ニ對シ其出張ノ費額ニ超過セザル相當ノ手數料ヲ稅關ニ納ムベシ

右貨物若シ爆發質焮燒質若クハ腐敗シ易キモノ又ハ家畜ナル時ハ陸揚ノ上稅關ニ於テ直ニ之ヲ賣拂フコトアルベシ但其賣得金ハ本條ニ定ムル方法ニ據リ處分スベシ

第十八條

爆發質或ハ焮燒質ノ貨物ハ日本官吏ノ指定シタル場所ニ非ザレバ陸揚ゲ又ハ船積スルコトヲ得ズ

第十九條

貨物ノ陸揚若クハ積換ニ從事スル舟車人夫船客ヲ送迎スル舟及ビ貨物ノ儲藏ニ備フル船舶、倉庫船等ハ開港場及ビ特約開港ニ於テ其使用ヲ許可スル爲日本政府ニ於テ制定シタル規則ニ從ヒ日本政府ヨリ免許ヲ受ケタルモノノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ會社若クハ商會ニ於テ港内ニ倉庫船ヲ置カントスル時ハ其旨ヲ稅關ニ申出テ許可ヲ請フベシ其倉庫船ハ此規則ノ條款幷ニ右免許規則中之ニ適用スベキ條款ニ進據スベシ又稅關ハ其官吏ヲ右倉庫船ニ出張セシムルコトヲ得ベシ該官吏ハ該倉庫船及ビ其貯藏スル所ノ貨物ニ對シ普通船舶ニ於ケルト同樣ノ權力ヲ有

荷物船移の事

禁制品を陸揚船積し及び免狀なくして船稅するものは罰金に處する事

有稅品を藏匿すれば之を沒收する事

第十八條

一ノ船舶ヨリ其積荷ヲ他ノ船舶ニ移サント欲スル者ハ稅關ニ出願シテ船移免狀ヲ受ケ之ヲ該船ニ在ル稅關官吏ニ示シ然ル後其免狀ニ準據シテ船移ヲ爲スコトヲ得ベシ

第十九條

禁制品若クハ此規則ニ據リ當然ニ稅關ノ手續ヲ經ザル貨物ヲ船積シ若クハ船積セント謀ル者又ハ之ヲ陸揚シ若クハ陸揚セント謀ル者又稅關ヨリ船移免狀ヲ受ケズシテ貨物ヲ船移シ若クハ船移セント謀ル者アルトキハ日本官吏ハ該貨物ヲ差押ヘ之ヲ沒收スベシ

シ該倉庫船ノ持主ハ該官吏ノ勤務ニ對シ相當ノ手數料ヲ稅關ニ納ムベシ

第二十條

一ノ船舶ヨリ其積荷ヲ他ノ船舶ニ移サント欲スル者ハ稅關ニ出願シテ船移免狀ヲ受ケ之ヲ該船ニ在ル稅關官吏ニ示シ然ル後其免狀ニ準據シテ船移ヲ爲スコトヲ得ベシ郵船會社許可ヲ得テ港內ニ倉庫船ヲ有スル時ハ其所有ノ船舶ヨリ其倉庫船ニ貨物ヲ船移スルニハ其免狀ヲ受ルヲ要セズト雖本船及ビ倉庫船ニ在ル稅關官吏ノ臨監ヲ受ルニ非ザレバ積換ヲ爲スコトヲ得ズ但右倉庫船ヨリ貨物ヲ陸揚シ若クハ船移スル者ハ總テ此規則ニ準據スベシ

第二十一條

禁制品若クハ此規則ニ據リ當然ニ稅關ノ手續ヲ經ザル貨物ヲ船積シ若クハ船積セント謀ル者又ハ之ヲ陸揚セント謀ル者又ハ稅關ヨリ船移免狀ヲ受ケズシテ貨物ヲ船移シ若クハ船移セント謀ル者アルトキハ日本官吏ハ該貨物ヲ差押ヘ之ヲ沒收スベシ商品ノ包束中ニ禁制品ヲ藏匿スル

禁制品若クハ仕入書ニ記載セザル有税品ヲ貨物包裝中ニ藏置セルヲ發見スルトキハ該物品并ニ其包裝及ビ其包裝中ノ貨物ヲ併セテ悉ク之ヲ沒收スベシ然レドモ税關長若クハ其事件ヲ審判スル裁判所ニ於テ右有税品ノ他ノ貨物包裝中ニ在ルハ全ク輸入人若クハ輸出人ノ錯誤若クハ不注意ニシテ詐僞ノ目的ニ出デザルコトヲ確認スルニ於テハ該有税品及ビ貨物包裝ハ之ヲ沒收スルコトナカルベシ

第二十條

貨物輸出規則の事

凡ソ貨物ヲ輸出セントスル者ハ其船積前税關ヘ願出ベシ其願書ニ貨物ヲ輸出スベキ船舶ノ名稱其包裝ノ記號、番號、其貨物ノ數量名稱及ビ價格ヲ詳記シ其相違ナキ旨ヲ保證シ且之ニ署名スベシ然ルトキハ税關ニ於テ其貨物ヲ相當ニ檢査シ之ニ檢印シ且輸出税目ニ據リ税金ヲ徴收シタル上ニテ輸出人ニ船積免狀ヲ附與スベシ輸出人ハ其船舶ニ在ル所ノ税關官吏ヘ此免狀ヲ示シ然ル後其貨物ヲ船

時ハ本品ハ勿論之ト同包ノ貨物モ併セテ差押ヘ沒收スベシ但前條第二項ノ場合ハ此限ニ在ラズ

仕入書ニ記載ナキ有税品ノ貨物ノ包束中ニ藏匿シアルコトヲ發見スル時ハ該有税品ハ勿論之ト同包ノ貨物ヲ悉ク沒收スベシ然レドモ税關長若クハ其事件ヲ審判スル裁判所ニ於テ該有税品ノ他ノ貨物包束中ニアルハ全ク輸出人若クハ輸入人ノ錯誤若クハ不注意ニシテ詐僞ノ目的ニ出デザルコトヲ確認スルトキハ該有税品及ビ之ト同包ノ貨物ヲ沒收スルコトナカルベシ

第二十一條

凡ソ貨物ヲ輸出セントスル者ハ其船積前税關ヘ願出ベシ其願書ニ貨物ヲ輸出スベキ船舶ノ名稱其包裝ノ記號、番號、其貨物ノ數量、名稱及ビ價格ヲ詳記シ其相違ナキ旨ヲ保證シ且之ニ署名スベシ然ルトキハ税關ニ於テ其貨物ヲ相當ニ檢査シ之ニ檢印シ且輸出税目ニ據リ税金ヲ徴收シタル上ニテ輸出人ヘ船積免狀ヲ附與スベシ輸出人ハ其船舶ニ在ル所ノ税關官吏ヘ此免狀ヲ示シ然ル後其貨物ヲ

積スベシ

船積スベシ

第二十三條

日本ヨリ輸出シタル外國ノ生産品若クハ製造品ヲ再度日本ヘ輸入スル時ハ最初輸入ノ時納税シタルモノト雖税目ニ據リ更ニ納税スベシ

日本ノ生産品若クハ製造品ヲ外國ヨリ日本ヘ輸入スル時ハ五分ノ從價税ヲ納ムベシ

外國ノ生産品若クハ製造品ニシテ既ニ税關官吏ノ管理ヲ離レタルモノヲ其輸入ノ時ヨリ二箇年以内ニ日本ヨリ外國ヘ輸出スル時ハ税關ニ對シ該貨物ニ關スル一切ノ費用ヲ拂ヒ且該貨物ヲ實際外國ヘ向ケ最初輸入セシ桶、箱、櫃、函、皮櫃、包等ノ儘輸出シ且税金拂戻願書ニ最初輸入セシ時ノ輸入免狀ヲ添ヘ税關官吏ニ於テ該貨物ノ其免狀ニ記載アル貨物ト同一ナルコトヲ證明スルニ必要ト認ムル所ノ檢査ヲ受ケタル上ハ該貨物ノ無税通關ヲ許シ且已ニ納メタル輸入税ノ九割ヲ拂戻スベシ但拂戻金額ハ原輸入人若クハ其代理人ニ限リ之ヲ交付スベキモノトス

不正の證書或は保證狀に記名するものは罰金に處する事

第二十一條

稅關ヲ欺クノ目的ヲ以テ不正ノ申立書又ハ保證狀ニ署名スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スベシ

本條ニ據リ貨物ヲ輸出スル時ハ其輸入人若クハ其代理人ハ一人若クハ數人ノ保證人アル證書ヲ以テ該貨物ハ日本國內ニ陸揚セザル旨ヲ稅關長ヘ申立ベシ稅關ハ仕向港ニ於テ該貨物ヲ陸揚シ之ヲ其地ニ於テ相當ニ屆出タルコトヲ證明スベキ該港稅關ノ證書ヲ差出スヲ待チテ曩ニ差出シタル證書ヲ無効トシ輸入人若クハ其代理人ヘ該金ヲ拂戾スベシ前項ニ據リ輸出シタル貨物ヲ納稅ナク日本國中ニ陸揚スルカ若クハ陸揚セント謀ル時ハ稅關ハ普通ノ手續ヲ經ズ該貨物ヲ沒收シ且若證書ノ金額ヲ日本政府ニ於テ徵收スベシ

第二十四條

稅關ヲ欺クノ目的ヲ以テ僞證書ニ署名スル者ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處スベク該證書若シ輸入品若クハ輸出品トシテ屆出タルモノノ員數若クハ性質ヲ不正ニ記載スルカ若クハ他ノ不正ノ記載アリテ之ガ爲稅金ノ全部若クハ一部ヲ免ルカ若クハ日本政府ノ收稅ニ損害ヲ來スコトアラバ之ヲ稅關ヘ差出シタル者ハ定則ノ稅金外ニ右貨物ノ價値

船用品及び旅人の行李に關する規則の事

第二十二條

船用品、船中乘組人及ビ船客ノ食用品ハ稅關ニ於テ輸出入手數ヲ爲スニ及バズ船客ノ行李モ亦同ジトス右等ノ物品ハ稅關官吏ノ檢査ヲ經タル上ニテ何時タリトモ陸揚若クハ船積スルコトヲ得ベシ

出港の事

第二十三條

凡ソ船舶出港セントスルトキハ其船長ハ書面ヲ以テ其旨屆出デ輸入品目錄ト同樣ノ事項ヲ記載シタル輸出品目錄ヲ稅關ヘ差出スベシ然ルトキハ稅關ハ出港免狀ヲ交附シ且船書ニ對スル領事ノ預證書ヲ返附スベシ此二書ヲ領事館ニ差出シタル上ハ其船書ヲ船長ニ返附スベシ若シ該船船所屬國ノ領事其港ニ駐在セザルカ若クハ該船舶ハ日本國船ナルトキハ稅關ハ出港免狀ヲ交附スルトキ船書ヲ該

ニ等シキ金額ヲ納ムベシ

第二十五條

乘組人及ビ船客ノ食用品ハ稅關ヘ屆出ルニ及バズト雖モ稅關官吏ノ檢閱ヲ經タル後ニ船積スルヲ得ベク他ノ船用品ハ通例ノ式ニ從ヒ稅關ヨリ免狀ヲ受ケ相當ノ稅ヲ納メタル後陸揚若クハ船積スルヲ得ベシ

稅關官吏ノ檢査ヲ經陸揚若クハ船積シ得ベキ船客ノ旅具ニ關シテハ別ニ屆出ヲ要セズト雖モ若シ其內ニ禁制品若クハ脫稅品アル時ハ日本政府ハ之ヲ取押ヘ沒收スベシ

第二十六條

凡ソ船舶出港セントスル時ハ其船長ハ書面ヲ以テ其旨屆出テ輸入證書ト同樣ノ事項ヲ記載シタル輸出品目錄ヲ稅關ヘ差出スベシ然ルトキハ稅關ハ出港免狀ヲ交附シ且船書ニ對スル領事ノ預證書ヲ返附スベシ此二書ヲ領事館ニ差出シタル上ハ船長ヘ其船書ヲ返附スベシ若シ該船所屬ノ領事駐在セザルカ若クハ該船內國船ナル時ハ稅關ハ出港免狀ヲ交附スルトキ直ニ船書ヲ該船長ニ返附スベシ

船長ニ返附スベシ

凡ソ船舶出港屆ヲ爲シテヨリ二十四時間内ニ拔錨スルコト能ハザルトキハ其船長ハ右ノ趣ヲ稅關ニ報知スベシ但風波ノ爲メ拔錨ヲ妨ゲラレタルトキハ此限ニアラズ若シ船舶出港屆ヲ爲シタル後稅關ニ屆ケズシテ二十四時間以上港内ニ留ルトキハ右時限ノ後其滯港スル間二十四時間毎ニ該船長ヲ十圓ノ罰金ニ處スベシ但二十四時ニ滿ザル時間モ亦二十四時間ト看做スベシ

船舶或ハ罰金ヲ完納スルカ或ハ之ニ對スル金額ヲ稅關ニ預入ルルカ又ハ其船長代理人ヨリ保證書ヲ差出シ右船舶或ハ罰金ノ納付ヲ保證シタル上ニ非ザレバ出港免狀ヲ交附セザルベシ然レドモ船長ニ於テ右金額ヲ預入ルルカ又ハ代理人ニ於テ相當ノ保證ヲ爲シタル場合ニハ必ズ船舶ノ出港ヲ許スベキモノトス

凡ソ船舶若シ本條ニ定ムル方法ニ據テ出港屆ヲ爲サズシテ出港スルトキハ其船長、船主若クハ其代理人ニ二百圓以下ノ罰金ヲ科スベシ

本條ニ據リ出港屆ヲ爲シタル船舶ハ出港免狀交附後二十四時間内ニ必ズ出港スベシ若シ前揭ノ時間内ニ拔錨セザル船舶アル時ハ其船主右ノ趣ヲ稅關ニ屆出稅關長ノ許可ヲ得ベシ船舶出港屆ヲ爲シタル後許可ヲ受ケズ二十四時間以上港内ニ留ル時ハ本條ニ定ムル所ノ時間ヲ除キ拔錨スル迄ハ二十四時間毎ニ該船長ヲ十五圓ノ罰金ニ處スベシ二十四時ニ滿ザル時間モ亦二十四時間ト看做スベシ

船舶其稅金ヲ完納スルカ若クハ之ニ對スル預金若クハ稅關長ノ認可スル一人若クハ數人ノ保證人アル證書ヲ稅關ニ入ルルニ非ザレバ出港免狀ヲ受ルヲ得ズ船舶若シ本則若クハ港内取締規則違背ノ件ヲ以テ出訴中ナル時ハ之ヲ審判スル裁判所ノ判事ヨリ公然ノ照會ヲ以テ該違背ノ事件ニ付言渡スベキ裁判ヲ執行スルニ足ルベキ預金若クハ前顯ノ證書ヲ該裁判所ニ差出シタル旨通知アルマデハ稅關長ハ出港免狀ヲ交附セザルベシ

船舶若シ本條ニ據ラズ出港スル時ハ其船長船主若クハ其

出港届の後貨物を船積陸揚する船舶は更めて入港届を爲すべき事

第二十四條

船舶若シ前條ニ定ムル所ノ方法ニ據リ出港届ヲ爲シタル後荷物ヲ船積シ若クハ船卸セントスルトキハ再ビ入港届ヲ爲スヲ要シ其出港スルトキハ再ビ入港届ヲ爲スヲ要ス

然レドモ再度入届ヲ爲スモ之ガ爲メ噸稅ヲ再納スルニ及バズ

汽船は同時に入港出港の届を爲し其他の船舶も稅關の許可を得れば同時に出港出港の届を爲し得る事

第二十五條

汽船ハ同日若クハ同時ニ稅關ヘ入港届及ビ出港届ヲ爲スコトヲ得ベク其輸入證書ニハ入港届ヲ爲ス港ニ於テ陸揚若クハ船移スベキ物品ノミヲ記載スルヲ以テ足レリトス若シ其船長自ラ輸出證書ヲ稅關ニ差出スコト能ハザルトキハ其汽船ノ取扱ヲ爲ス代理人ヨリ該汽船出發後二十四時間內ニ之ヲ差出スベシ又汽船ニ非ザル船舶ト雖モ稅關長ノ特許ヲ得レバ右同樣ノ方法ニ由リ同日若クハ同時ニ稅關ヘ入港届及ビ出港届ヲ爲スコトヲ得ベシ

代理人ヲ二百圓ノ罰金ニ處スベシ

第二十七條

船舶若シ前條ニ據リ出港届ヲナシタル後荷物ヲ船積若クハ船卸セントスル時ハ再ビ入港届ヲ爲スヲ要シ其出港スル時ハ再ビ出港届ヲ爲スヲ要ス

然レドモ再度入港届ヲ爲スモ之ガ爲メ噸稅ヲ再納スルニ及バズ

第二十八條

郵便汽船ハ同日若クハ同時ニ稅關ヘ入港届及ビ出港届ヲ爲シ得ベク其輸入證書ニハ入港届ヲ爲ス港ニ於テ陸揚若クハ船移スベキ物品ノミヲ列記スルヲ以テ足レリトス郵便汽船ノ船長自ラ輸出證書ヲ稅關ニ出ス能ハザル時ハ其會社ノ代理人汽船出發後二十四時間內ニ之ヲ差出スヲ得ベシ

郵便汽船外ノ船舶ト雖モ稅關長ノ特許ヲ得レバ前項ト同樣同日若クハ同時ニ稅關ヘ入港及ビ出港ノ届ヲ爲スコトヲ得ベシ

修覆を要する船舶の荷物を陸揚する事

第二十六條

修覆ヲ要スル船舶ハ其爲メ税金ヲ納メズシテ貨物ヲ陸揚スルヲ得ベク該貨物ハ税關ニ於テ之ヲ管理シ其倉入、運送及監督ニ關スル費用ハ該船長ヨリ徴收スベシ然レドモ該貨物ノ一部ヲ賣却スルトキハ其賣却シタル部分ニ對スル税金ヲ税目ニ從テ納ムベシ又其船舶若シ第三條ニ據テ入港屆ヲ爲サズ且噸税ヲ納メザルモノナレバ更ニ入港屆ヲ爲シ且噸税ヲ納メ其他本則ノ諸條款ヲ遵守スベシ貨物ヲ該船舶ニ積込ムトキモ亦同ジ

軍艦の不用品を賣却するときは税を納むべき事

第二十七條

軍艦ニ屬スル不用品ヲ賣却スルトキハ其購求人ハ税目ニ從テ税金ヲ納ムベシ

第二十九條

暴風雨修覆若クハ其他ノ災難ニ罹リ止ムヲ得ズ入港シタル船舶アル時ハ其船長ハ着港後二十四時間内ニ入港ノ次第ヲ税關長ヘ報告スベシ税關長右ノ趣ヲ許可スルニ於テハ該船ハ入港屆ヲ爲スニ及バズ又噸税ヲ納ムルヲ要セズ

第三十條

修覆ヲ要スル船舶ハ其爲メ税金ヲ納メズシテ貨物ヲ陸揚スルヲ得ベク該貨物ハ税關ニ於テ之ヲ管理シ其倉入、運送及ビ監督ニ關スル費用ハ該船長ヨリ徴收スベシ然レドモ該貨物ノ一部ヲ賣却スル時ハ其賣却シタル部分ニ對スル税金ヲ税目ニ從テ納ムベシ又其船舶若シ前條ニ據リ入港屆ヲ爲サズ且噸税ヲ納メザルモノナレバ更ニ入港屆ヲ爲シ且噸税ヲ納メ其他本則ノ諸條款ヲ遵守スベシ貨物ヲ該船舶ニ積込ムトキモ亦同ジ

第三十一條

軍艦ノ不用品ヲ賣却スル時ハ其購求人ハ税目ニ從テ税金ヲ納ムベシ

税金過不足に關し要求を爲すべき時限の事

第二十八條

過納税ニ關スル輸入人若クハ輸出人ノ要求（本則第八條ニ明文アル場合ヲ除ク）及ビ不足税ニ關スル税關ノ要求ハ納税ノ日ヨリ三十日間内ニ提出スルモノニ限リ之ヲ受理スベシ然レドモ貨物一タビ税關ヲ通過シタル後其損害ニ關シ其輸入人若クハ輸出人ヨリ減税ヲ願出ルモ之ヲ聞届ケザルベシ

貨物を檢査場に運搬する費用は輸出入人に於て拂ふべき事

第二十九條

貨物ヲ檢査ノ場所ニ運搬スルノ費用其他之ニ類スル性質ノ諸費用ハ其輸出人若クハ輸入人ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第三十條

第三十二條

過納税ニ關スル輸入人若クハ輸出人ノ要求（本則第八條ニ明文アル場合ヲ除ク）及ビ不足税ニ關スル税關ノ要求ハ納税ノ日ヨリ三十日間内ニ提出スルモノニ限リ之ヲ受理スベシ然レドモ貨物一タビ税關ヲ通過シタル後其損害ニ關シ其輸入人若クハ輸出人ヨリ減税ヲ願出ルモ聞届ケザルベシ

第三十三條

貨物ヲ檢査ノ場所ニ運搬スルノ費用及ビ其他之ニ類スル性質ノ費用ハ其輸出人若クハ輸入人ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第三十四條

艙口開披、出港、陸揚、船積及ビ船移ニ關スル免狀トナルベキ書類及ビ其謄寫ニ對シテハ各通ニ金五拾錢特別ノ書類若クハ其謄寫ニ對シテハ各通ニ金參圓ノ手數料ヲ納ムベシ

第三十五條

願書等の用紙は税關に備ふるものを用ふべき事

凡ソ本則ニ據テ要スル所ノ書面ハ税關ニ備フル所ノ用紙ヲ用ヒ日本文又ハ英文ニテ認ムベシ

凡ソ願書、報告書及ビ其他ノ書類ニシテ本則ノ要スルモノハ税關ニ於テ制定スル所ノ書式ニ據リ認ムベシ

第三十六條

凡ソ日本未開港場ニハ船舶ノ入ルヲ許サズト雖モ暴風雨若クハ他ノ災難ニ罹リ止ヲ得ズ入港スル船舶及ビ日本政府ノ特許ヲ得タルモノハ格別ナリトス但本條ノ場合ニ由リ入港シタル船舶ハ其事情ノ如何ニ由ラズ凡テ地方官ノ指揮ニ從フベシ本條ヲ違犯スル船舶ノ船長ハ罰金千圓ニ處シ該船ノ貨物ハ其船卸シタルト船積シタルト、陸揚シタルト船移シタルト船卸、船積、陸揚、若クハ船移センコト謀リタルトヲ問ハズ總テ之ヲ其船卸、陸積、陸揚若クハ船移ニ使用セシ舟車其他運搬ニ用ヒタル器具ト共ニ沒收スベシ

第三十七條

此規則ヲ附則トスル條約書第三條ニ明文アルノ外ハ外國船ハ日本ニ於テ沿岸貿易ヲ營ムコトヲ得ズ但日本ノ二港若クハ數港ニ仕向タル貨物ヲ外國ニ於テ搭載シタル船舶

阿片輸入禁止の事

第三十二條

他國仕向物若クハ船中用ノ藥劑品タルノ外（船中用藥劑阿片ハ三斤ヲ以テ限トス）入港船中ニアル一切ノ阿片ハ日本官吏ニ於テ差押ヘ且之ヲ沒收スベシ凡ソ船舶中ニ他國仕向ノ阿片ヲ搭載スルトキハ其船長ハ書面ヲ以テ其趣ヲ稅關ヘ報告スベシ該船舶ニ在ル所ノ稅關官吏ハ該船舶出港迄其阿片ヲ封印シ之ヲ保管スベシ他國仕向ノ阿片ヲ搭載スル船舶ノ船長ニシテ其趣ヲ報告セザルモノハ二百圓以下ノ罰金ニ處スベシ

凡ソ阿片ヲ密賣シ若クハ密賣セント謀ル者アレバ其阿片ヲ沒收シタル上其密賣シ若クハ密賣セント謀リタル阿片每一斤ニ對シ二十圓ノ罰金ヲ科スベシ一斤ニ滿ザル阿片モ亦一斤ト看做スベシ

ハ其貨物ノ一部ヲ一港ニ陸揚シ其最初搭載シタル貨物ノ剩餘ヲ陸揚セン爲他ノ仕向港ヘ航行シ得ベシト雖モ開港場若クハ特約開港場ニ於テ搭載シタル貨物ハ一切陸揚スルヲ許サズ

第三十八條

他國仕向物若クハ船中用ノ藥劑品タルノ外（船中用藥劑阿片ハ三斤ヲ以テ限トス）入港船中ニアル一切ノ阿片ハ日本官吏ニ於テ差押ヘ且之ヲ沒收スベシ凡ソ船舶中ニ他國仕向ノ阿片ヲ搭載スルトキハ其船長ハ書面ヲ以テ其趣ヲ稅關ヘ報告スベシ該船舶ニ在ル所ノ稅關官吏ハ該船出港迄其阿片ヲ封印シ之ヲ保管スベシ他國仕向ノ阿片ヲ搭載スル船舶ノ船長ニシテ其趣ヲ報告セザルモノハ貳百圓ノ罰金ニ處スベシ

凡ソ阿片ヲ密賣シ若クハ密賣セント謀ル者ハ其阿片ヲ沒收シタル上其密賣シ若クハ密賣セント謀リタル阿片ノ每一斤ニ對シ貳拾圓ノ罰金ヲ科スベシ一斤ニ滿ザル阿片モ亦一斤ト看做スベシ藥用阿片ヲ輸入スルノ特權ハ日本政

純粋ノ薬用阿片ハ日本政府ノ外之ヲ輸入スルヲ得ズ日本政府ハ一般需要ノ爲メ常ニ充分ノ阿片ヲ蓄ヘ免許商人ヲシテ之ヲ小賣セシムベシ

第三十二條

嫌疑ある者は税關官吏に於て搜檢し得る事

凡ソ船舶ヨリ上陸シ又ハ之ニ乘込マントスルモノ脱税品若クハ禁制品ヲ其身邊ニ藏匿スルノ嫌疑アルトキハ税關官吏ニ於テ之ヲ搜撿スルヲ得ベク若シ脱税品若クハ禁制品ヲ發見スルトキハ日本官吏ハ之ヲ差押ヘ且之ヲ沒收スベシ然レドモ被疑者搜撿ノ前税關長ノ面前ニ於テ辨明センコトヲ要求シ得ベク若シ税關長ニ於テ之ヲ搜撿スベキ相當ノ理由アルヲ見ザレバ被疑者ヲ釋放シ若シ然ラザルトキハ之ヲ搜撿セシムベシ

府ノミ之ヲ有ス

第三十九條

港内碇泊ノ船舶ニ在ル者又ハ其船舶ヨリ上陸シ若シクハ之ニ乘込マントスル者脱税品若クハ禁制品ヲ其身邊ニ藏匿スルノ嫌疑アル時ハ税關官吏ニ於テ之ヲ搜檢スルヲ得ベク若シ脱税品若クハ禁制品ヲ發見スル時ハ日本官吏ハ之ヲ差押ヘ且之ヲ沒收スベシ然レドモ被疑者ハ搜檢ノ前税關長ノ面前ニ於テ辨明センコトヲ要求シ得ベク若シ税關長ニ於テ之ヲ搜檢スルノ理由アルヲ發見セザレバ被疑者ヲ釋放スベシ若シ然ラザルトキハ之ヲ搜檢セシムベシ税關若シ脱税品若クハ禁制品ノ港内ノ家屋中若クハ其他ノ場所ニ於テ藏匿アリト疑ベキ理由アリト認ル時ハ其趣ヲ其犯罪人所屬ノ領事ニ報告シ該領事ハ前顯ノ場所ニ於テ發見シタル脱税品若クハ禁制品ヲ悉皆差押ヘ且之ヲ税關ヘ引渡シ税關ハ裁判濟迄之ヲ保管スベク該犯罪人其正

罰金等の件は當該裁判所に訴ふるを得其爭論に係る貨物は稅關に抑留すべき事

第三十三條

凡ソ本則ニ據テ課スベキ稅金、罰金、沒收物件幷ニ本則ニ據テ差押ニ係ル物件ノ沒收ニ關シテハ稅關ヨリ民事若クハ刑事ノ手續ヲ以テ管轄裁判所ヘ出訴シ其處分ヲ求ムルコトヲ得ベシ

其處罰ノ沒收ニ當ル場合ニ於テハ稅關長ハ判決濟迄其貨物ヲ差押ヘ之ヲ抑留スルヲ得ベシ但本則中特別ノ條款アル場合ハ此限ニアラズ

差押ヘタル貨物保存シ難キモノナルカ若クハ家畜ナルトキハ稅關長ニ於テ之ヲ公賣シ其賣得金ハ諸費用引去ノ上本條ノ條款ニ從ヒ稅關ニ預リ置クベシ

犯從犯ヲ問ハズ若シ其國籍ヲ異ニスル時ハ各人所屬ノ領事ハ稅關ヨリ前顯ノ報告ヲ得バ其場合ニ由リ或ハ協同シ或ハ獨箇ニ該品差押ニ必要ノ處置ヲ爲スベシ但開港場ニ非ザル場所ニ於テハ日本政府本條ニ明文アル搜檢及ビ差押ノ權ヲ有スルモノトス

第四十條

凡ソ本則ニ據リ課スベキ稅金、罰金、沒收物件幷ニ差押ニ係ル物件ノ沒收ニ關シテハ稅關ヨリ民事若クハ刑事ノ手續ヲ以テ管轄裁判所ヘ出訴シ其處分ヲ求ムルコトヲ得ベシ

其處罰ノ沒收ニ當ル場合ニ於テハ稅關長ハ判決濟迄其貨物ヲ差押ヘ之ヲ抑留スルヲ得ベシ但本則中特別ノ條款アル場合ハ此限ニアラズ然レドモ若シ差押ヘタル貨物禁制品ニ非ズ且其貨主貨物ノ價値ト其稅額及ビ諸雜費ニ等シキ金額若クハ稅關長ノ認可スル一人若クハ數人ノ保證人アル右金額保證書ニシテ裁判濟マデ稅關長ノ所持スベキモノヲ差出ス時ハ稅長ハ該貨物ニ屬スル諸雜費徵收ノ上

第三十四條

本則中特ニ罰例ヲ掲ゲザル條款ヲ犯シタル者ニハ二百圓以下ノ罰金ヲ科スベシ

特に罰例を掲げざる場合に適用すべき罰例の事

第三十五條

軍艦ハ本則ニ從ハザルモノニシテ税關官吏又ハ日本警察官ハ之ニ臨檢スルコトヲ得ズ

本則は軍艦に適用すべからざる事

第三十六條

右貨物ヲ其貨主ニ返附スベシ但此規則ニ據リ差出シタル保證書金額ノ徵收ハ其差出人若クハ保證人ノ國籍如何其金額ノ多寡トヲ問ハズ日本裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノトス差押ヘタル貨物保存シ難キモノナルカ若クハ家畜ナル時ハ税關長之ヲ公賣シ其賣得金ハ諸費引去ノ上本條ノ條款ニ從ヒ税關ニ預置クベシ

第四十一條

此規則中特ニ罰例ヲ掲ゲザル條款ヲ犯シタル者ニ貳拾圓以上貳百圓以下ノ罰金ヲ科スベシ

第四十二條

日本國ニ於ケル密輸入出ヲ防止シ諸税關ノ事務ヲ簡敏ナラシムルニ必要ト認ムル方法ニシテ此規則ニ明文ナキモノハ日本政府隨時之ヲ取設ルコトヲ得ベシ

第四十三條

税關執務時間及び休務日の事

税關執務時間ハ午前第九時ヨリ午後第五時ニ至ルモノトス

税關休日ハ毎年各税關ニ於テ豫メ公示スベシ

第三十七條

本則は從來の貿易規則に代ふる事

此規則ハ日本政府ト丶丶丶丶丶ノ間ニ効力ヲ有シタル從前ノ貿易規則ニ代フルモノトス

日本政府ハ實驗ニ依リ本則ニ修正增補ヲ加フルコトヲ要スベシト思考スルトキハ何時タリトモ本則ノ改正ヲ請求スルコトヲ得ベシ

(左ノ諸條ハ通商條約中ニ編入セントス)

甲

輸入品ニ從價税ヲ賦課スルニハ其仕入地、産出地若クハ製造地ニ於ケル實價ニ保險料、手數料及ビ該地ヨリ陸揚港ニ至ルマデノ運賃ヲ加ヘ其總額ヲ以テ賦價ト定メ之ニ税目ニ定ムル所ノ税金ヲ賦課スベシ

乙

凡ソ税關ヘ拂入ヲ爲スニハ總テ壹圓銀貨又ハ之ト同價格

税關執務時間ハ午前第九時ヨリ午後第五時ニ至ルモノトス

税關休日ハ毎年各税關ニ於テ豫メ公示スベシ

第四十四條

此規則ハ締約國間ニ効力ヲ有シタル從前ノ諸規則ニシテ税關事務ノ管理及ビ執行ニ關スルモノニ代フルモノナリ

ノ日本貨幣ヲ以テスベシ日本ヘ輸入スル貨物ノ稅價ヲ外國貨幣ヲ以テ記載シアルトキハ日本帝國造幣局編纂ノ壹圓銀貨及外國貨幣比較表ニ據リ左ノ方法ヲ以テ該稅價ヲ壹圓銀貨ニ改算シタル外國貨幣ノ價格ハ其本位貨幣純精地金ノ價格タルベシ締盟各國流通本位貨幣ノ價格ト壹圓銀貨トノ比較ハ日本造幣局長ニ於テ半年每ニ之ヲ算定シ日本大藏大臣ハ之ヲ比例ノ標準トシテ每年三月一日及ビ九月一日ニ公布スベシ但三月一日ニ公布スルモノハ翌月一日ヨリ向六箇月間其九月一日ニ公布スルモノハ翌月一日ヨリ向六箇月間効力ヲ有スルモノトス

外國貨幣ヲ以テ輸入商品ノ稅價ヲ記載スルニ其正貨紙幣ノ區別ヲ明記セザルトキハ本則ニ於テハ稅價格ハ該品仕入、産出若クハ製造ノ國ノ本位貨幣ヲ以テ示セルモノト看做スベシ

丙

日本ヨリ輸出シタル外國ノ生產品若クハ製造品ヲ再度日本ヘ輸入スルトキハ最初輸入ノ時該品ニ對シ納稅シタル

ニモ拘ハラズ更ニ稅目ニ據リ其輸入稅ヲ納ムベシ日本ノ生產品若クハ製造品ヲ外國ヨリ日本ヘ積戾ストキハ之ニ對シ五分ノ從價稅ヲ納ムベシ

丁

外國ノ生產物若クハ製造物ニシテ既ニ稅關ノ看守管理ヲ離レタルモノヲ其輸入ノ日ヨリ二箇年內ニ日本ヨリ外國ニ輸出スルニハ該貨物通關ノ爲メ輸出稅ヲ納ムルニ及バズ且其輸入人ハ該貨物ノ爲メ納メタル輸入稅額ニ對シ稅金拂戾證書ヲ受領スルヲ得ベシ但該貨物ニ關スル一切ノ徵收金ヲ稅關ニ納メ該貨物ハ實際外國ヘ輸出スルモノタルベク該貨物ハ最初輸入シタルママ其樽、箱、櫃、函、行李或ハ包裝ヲ開カズシテ（稅關ニテ開キ或ハ稅關ノ許可ヲ得テ開キタルハ此限ニ在ラズ）之ヲ輸出シ、最初輸入セシトキノ輸入免狀ハ其稅金拂戾願書ニ添ヘテ之ヲ稅關ニ返納シ且該貨物ハ其輸出ノ時右輸入免狀ニ記載セル貨物ト同一ノモノナルヤ否ヤヲ査定スル爲メ稅關ニ於テ必要ト認ムル所ノ檢査ヲ行フベキモノトス又右稅金拂戾

證書ハ請求ニ應ジテ貨幣ニ引換ヘ或ハ何時ニテモ稅金納付ノ代トシテ稅關ニ受領スベシ

戊

外國船ハ日本ニ於テ沿岸貿易ヲ爲スコトヲ得ズ然レドモ日本ノ二港若クハ數港ニ仕向タル貨物ヲ外國ニ於テ搭載シタル船舶ハ其貨物ノ一ヲ一港ニ陸揚シ其最初搭載シタル貨物ノ剩餘ヲ陸揚セン爲メ他ノ仕向港ヘ進航スルヲ得ベシ但外國船ハ橫濱港、神戶港、兵庫港、長崎港、箱館港新潟港ノ中一港又ハ數港ノ間ニ荷物ヲ運送スルヲ得ルモノトス

己

第ヽヽヽ條ニ記載セル諸港ノ外日本政府ハ貨物輸出入ノ爲メ他ニ若干ノ場所ヲ撰定スベシ

凡ソヽヽヽヽヽ國臣民ニシテ日本國中他ノ港又ハ他ノ地ニ於テ貨物ヲ密商シ又ハ密商セント謀ル者ハ其貨物ノ價額二倍ヲ超過セザル罰金ニ處シ且其貨物ハ之ヲ沒收スベシ

庚

凡ソ、、、、、國臣民ノ輸入セル貨物ニシテ此條約附錄稅目ニ從ヒ稅金ヲ納メタルモノハ之ヲ日本國中何ノ港へ輸送スルニモ稅金ヲ課スルコトナカルベシ且之ヲ內地ニ運送スルトキハ日本帝國何レノ地ニ於テモ之ニ追加稅物品稅又ハ運送稅等ノ如キ一切ノ稅ヲ賦課セザルベシ

辛

此條約及ビ其附錄書類ニ於テ圓ト稱スルハ現行一圓銀貨ニシテ純銀九百分量目四百十六「グレイン」ナルモノヲ云フ

貿易規則草案ニ付シヱンキヱウキツ氏ヨリ稅目取調委員へ提出セル意見書

舊貿易規則は今尙ほ各開港場に於て商人と稅關の關係を整理するものにして頗る不完全の所ありとす然り而して此缺點を補はんが爲め實地の慣例を生ずるに至りしは蓋事情の止むを得ざるに出たるなり、橫濱に於るが如き殊に然りとす。抑此慣例は素と實驗上より起り自然默諾を得たるものにして全體に就て之を觀るに稅關事務上に於るも貿易上に於るも共に此慣例に滿足すべき妥當の理由あるなり去れば此慣例中概に良好の結果を現はせるものは宜く

之を採用すべく又此慣例を壞毀するか或は其實行を妨ぐるが如き新奇の條款は宜しく之を貿易規則案中より排除すべきなり

若し舊規則を不完全なりとせば新草案は之に反し詳細に失するものに非ずや、抑日本官吏が其職務を執行するに愼密嚴正の性德を有するは亦疑を容れざる所なり、然れども若し其訓令簡明ならずして微密に過ることあらば此性德は反て危害の源因となることあらん、凡そ日本官吏の如く規則を執行するに當り其文字に拘泥して其精神を遺れ易きものは或は其規則の字句に惑はされて爲めに解釋を誤るの恐なしとせず、凡そ遭遇する所の事情に應じ適當の處分法を規則の字句上に就て求むることの難きは屢々ある所なり。

右の趣意に原づき若し此草案の罰例中現行の罰例を重複するに過ぎざるものあらば余輩は之を刪除するを以て便益となすべきなり其罰例とは即ち普通法律の範圍内に屬し各國の法律に依て罰すべき所の犯罪に適用すべきものを謂ふなり若し此類の罪を犯すものあらば稅關に於ては唯其犯罪人を管轄裁判所に訴へ該裁判所に於ては其自國の刑法に據て之を處分し若し稅關をして民事上の賠償を得せしむるを要することあらば則ち之を得せしむべきのみ。

第一條　一　船舶の艙口其他船艙の入口を封鎖し或は之に封印を施すは其警戒嚴に過るものゝ如く之が爲め船舶の衞生及び便宜を傷害することあるに至らん稅關官吏船內に出張せば以て詐僞を防ぐに足るべきなり。

第二條　稅關官吏が船長に尋問し殊に船客の員數及其姓名を問ふの權を有するは單に報知を得るの目的たるを明かに了知せざるべからず。

第四條及第五條　二十四時間は荷物の陸揚を終りし時より起算すべきものたるを明示するを良とす是即ち此個條を解釋する正當且合理の方法たるに過ぎず荷物の陸揚を終りたる後に非ざれば積荷目錄の誤謬を確定するは實際爲し得べからざる所とす。

殊に郵船會社の如きは其汽船本國出港の際又は途次寄港の際に在て其事務頗る急速を要するに付假令其積荷目錄を認むるに細心注意を用ゆるも入港の時其誤謬あるを發見することあるべきは甚だ知り易き事なりとす。

第六條　第一條に付ての意見を見るべし。

何の場合に限らず詐僞の意あるに非ざれば罰に處すべからざる旨を追掲すること然るべし。

第七條　郵船會社は從來の如く稅關執務時間外と雖も手數料を納めて稅關事務所を開かしめ入港手數を爲すの權を有せざるべからず是れ言を須たざる所なれども公然之を記載すること然るべし若し此特權なければ郵船の事務を行ひ難かるべし神戸の如き船舶寄港碇泊の時間甚短かき場合に於ては殊に然りとす。

荷物の船積又は陸揚を爲し得べき定時間は餘りに短し殊に夏期に在ては一層執務時間を長くして可なり。

定時間外の執務手數料を一時間に付十圓と定むるは現今徵收する所の手數料に比すれば過多なるが如し（現今は日中は一時間に付一弗夜中は一弗半なり）

〔委員曰此手數料は五圓に減じたり〕

第八條　商人に於て仕入書を差出すべき義務あるは從來の如くならしむるとも商人をして其寫を稅關に差出すべき義務

を負はしむべきにあらず蓋商人より其寫を差出すは餘計の手數にして稅關に取りては毫も益あることなく又商人にありては理由の有無に拘はらずして此方法は其賣價を管制する爲めなりと思考すること必然ならん加之此方法は米國の外何の國にも行はるゝことなきものにして該國稅關の組織は一種特別の性質を有するものなり現今橫濱に於ては貨物輸入手數を終りたる上は直ちに其仕入書を返付し其寫書を稅關に留め置くことなし今此方法を一新するも其利益の在る所を見ず是即ち既成の習慣を保維すべき場合の一なりとす。

〔委員曰總て仕入書の寫は稅關に於て書取るなり〕

第八條の末段に定むる六十日の期限は充分ならず輸入人には其船積地に文通し其返答を得るに充分なる時日を與へざるべからず。

〔委員曰此期限は百日と定めたり〕

仕入書を差出すの義務は尙ほ之を存すべきや否實際未定の一問題なり佛蘭西國と獨逸稅關聯邦（ツオルフエラインの間の通商に於ては千八百六十四年十二月十四日伯林府に於て起草せし說明義解錄に由て此義務を廢棄するに至れり其書に曰く「（前略）甲、通商條約に關しては（中略）第五、雙方の輸入人は其稅關に差出す貨物價格證明書の確實なるを示す爲め製造者又は賣主の仕入書を差出すべき義務を免かるゝものとす」と。

翌年（千八百六十五年）中歐洲の數商業國は外交上の約束を以て右の方法を採用し其後該方法は漸次に廣く行はるゝに至れり。

第十條

〔委員曰余輩は日本に行はるゝ先例に從へり〕

本條の約規は常に有限の意に從て解釋すべきものたることを明かに了解せしむるを要す之を詳言すれば即ち從價稅を課するには唯貨物の價額に保險料手數料及び運送費のみを加へ計算すべきものと解釋すべきなり此點に付ては毫も疑を生ずることなからしむるを要す何となれば舊草案第十一條に於ては右諸費の外尚ほ荷造費其他一切の雜費を記載しあればなり就中荷造料を加算するが如きは許容すべからざるの變更とす何となれば若干國の産物例へば佛國産物の如きは他國の産物よりも荷造費を要すること更に多ければ取扱上不公平なるべきを以てなり。

第十一條及第十二條

〔委員曰此件に付ては諸商人に諮問し置けり〕

稅關に於て貨物買上の權を有すべきものとせば五分の增價は商人の爲め充分の利益とならざるなり歐洲商人は一層大なる利益を得るの望あるに非ざれば危險を冒し困難を凌ぎて斯る絶遠の國に來り商業を營むもの莫るべきなり是を以て少くも一割の增價を爲すべき約束を爲すに非ざれば貨物買上の權は許容し難しとす且又稅關より拂渡す貨物の價額中には其原價の外尚又稅を課すべき所の諸雜費（保險料、手數料運賃）の支拂をも籠めざるべからず而して右增價は此合計の金額に就て計算すべきものなり。

加之歐洲中貨物買上を許せる諸國に於ては實驗に依り此方法は官吏の間に惡弊を生ずること甚だ多きを見るに至れり去れば此方法は日本官吏に對しても公衆の疑心を惹起すことを免かれざるべきに付日本稅關の爲めには宜

く此不當の嫌疑を避くべきせり。
右の嫌疑を避けんが爲め余輩は貨物買上權を全廢し稅關と輸入人或は輸出人との間に生ずべき一切の爭論を簡單且公平に處斷するに適せる單獨の方法を採用し得べきや否を考究せざるべからず。
實際に行はるべき單獨の方法は即ち評價の方法是なり然れども此方法は草案第十二條に揭ぐる所と較々異なる基礎に據て之を定めんことを希望す蓋稅關に與ふる所の保證と大率同等なる保證を商人に與ふるを以て至當の事と爲すべきなり。
第一輸出人或は輸入人の申出たり原價と評價人評定の價額との差違の界限を五分と定むるは充分ならずとす何となれば或種類の貨物に付ては假令五分の差違あるも決して一方の不信實を徵證するに足らざればなり。
故に評定價格の申出價格に超過すること一割より多きにあらざれば獨り輸出人或は輸入人をして其評價の費用を負擔せしむべからずと定むるを相當とすべきなり。
若し判定人の判定したる價格定規の差違界限內に在るときは其評價の入費は稅關と商人に於て分擔するを至當なりとす然れども若し其評價の結果に因て輸出人或は輸入人の方に理あること明なれば稅關は十分の理由なくして此手數を煩はせるものたるに付其費用は獨り稅關の負擔に歸すべきなり。
評價人撰定事に就ては官に於て行政上の職權に由り判定人を指名するを要せざる限りは第十二條に揭ぐる方法を以て最理論に適へるものとす然れども行政上の職權を以て判定人を指名するを要する場合には府縣知事に於て

は必ず本條約を締結せる外國の國籍に屬する處の重立たる商人一名を判定人に撰ぶべき旨を約定せざるべからず若し否されば該條に揭ぐる方法は外國商人社會に滿足を與へざるなり。

第十三條

第十三條の末項に記載せる費用は評價の費用と同一の規則に從ふべきものにして時宜に從ひ或は其全額を輸出人又は輸入人に負擔せしめ或は輸入人又は輸出人及稅關をして之を分擔せしめ若くは其全額を稅關に負擔せしむべきものとす。

貨物の損失は何の場合を問はず現所有者に於て其責に任するを原則とす。

本條は貨物漏出の事を特記し以て之を完全ならしむべきなり是れ向後稅關と酒類輸入人との間に生ずべき一切の爭論を豫防せんが爲めなり。

第十六條の文意少しく明確ならず正貨の價格を比較するには爲替相場に拘はらずして單に其地金の價格に據るべしとの意なる歟斯の如くなるときは稅關と勘定を爲すの方法は啻に不相當なるのみならず尙且實際に適せざるなり且細密に之を考査するに宇內各邦に於て銀貨爲替相場の變動すること今日の如くなるに於ては該條は日本國庫の不利たること明白なりとす是亦本條を修正して一層論理上の精神に原づかしめ且錯雜の約定を避けんことを希望するの一理由なり。

又稅關に於て爲替相場を定むるは每年兩度よりも尙ほ屢々すべく少くも每月一日に之を定むべきなり。

本條に陸揚入費を掛けずして貨物を再輸出し得るの期限を三十日と定めたれども是は十分にあらず此期限は少

くも二倍とすべし。

詐僞の證書又は保證狀にして貨物の品位若くは數量の記載方不正ならざる場合ありとするは之を理會するに苦しむなり然れども斯る場合の有無は姑く措き凡そ詐僞の文書及び詐僞の保證は各國の法律に於ても亦犯罪とする所にして貿易規則の罰例の現行罰例と重複するは殊に此場合を以て然りとするなり。

各國社會の組織上詐僞に屬する所の犯罪を處罰するは即ち公衆の秩序を保たんが爲めなり故に此の如き場合に於ては裁判所は其管轄内の人民に對し自國の法律を適用せざるを得ざるなり若し其裁判所に於て此法律を適用すると同時に外交談判に依て法律と爲りたる所の本則第二十四條の規約をも履行せざるべからずとせんには該裁判所は一種奇異なる困難の地位に陷ることあるべし何となれば單一の犯罪に對して二様の刑罰を施すべからざるは法律の原則たるを以てなり。

去れば此國際上の規則中に普通の法律に據て罰すべき輕罪又は重罪に適用すべき所の罰例を揭ぐるの不便たるは容易に之を知ることを得べし是れ啻に無用の事たるのみならず爾かも危險にして且實行し難きものなり。

第二十五條

本條の考案は旅客に對して餘りに苛酷なり抑旅客にして稅關を欺くの企圖ありとし或は旅客は稅目の事を心得居らざるべからずとするが如きは至當の事に非らざなり故に旅客の行李中に課稅品あるを發見するときは單に輸出入稅目に從ひ其物品に稅を課すべしとの規約を設くる方公平ならん。

若し國庫の收入を保護する爲め必要なりと思はゝ旅客の稅關を欺かんと企てたる場合に關しては別に一約款を

加べきなり尤此場合に於ては直ちに其物品を差押ふることを許すべしと雖も其各件は普通裁判所に訴へ以て確定の判決を得べきなり。

第三十二條

本條に定むる三十日の期限は不充分なりとす輸入人には貨物船積地と通信往復するの時日を得せしめざるべからず第八條に就て述べたる意見は本條にも適當するなり。

第三十七條

日本人をして沿海貿易を獨占せしむるの約規を玆に掲ぐるは其所を失するものとす此事たる本條約に載すべき主義上の問題に係るを以て其附錄たる貿易規則に記載すべきにあらず。

兎に角此の如き改正條款は日本國より之に相當する利益を讓與するにあらざれば之を承諾すべからざること勿論なり。

第三十八條

日本政府に於て藥用阿片を輸入するの權を專有するは亦非議を容れざるなり然れ共も一切の紛議を免かれんには若干分の阿片を混合せる藥劑の爲め特例を設くるを便宜とすべきなり。

第三十九條

本條は全く之を修正せざるべからず抑日本稅關吏をして其職掌に依り人を搜檢するの權を有せしむるは認容し難き所なり如此約規は外國人を侵すべからざるの主義に背馳するものとす尤本條に於ては右の權を執行するには相當の理由あるを要するものとせり然るに此相當の理由とは其意義果して如何なるものぞや是れ漠然たる語句にして其解釋上種々の弊害を生ずることあるべし凡そ嫌疑を受けたる者は稅關長の面前に引致せらるべき權利を要求し稅關官吏をして其搜檢を中止せしめ而して稅關長は即時に其搜檢を爲すべきや否を裁決し之を以て確定の裁

決と爲し得べきは固より然りとす然れども此事たる未だ以て十分の保證となすに足らざるなり凡そ行政官吏は其官位と能否の如何を問はず斯る重大の專斷權を有すべきものにあらず。本條第三項に於て貨物藏匿の場合には領事干涉の必要なることを是認せり此干涉は何故に身邊搜檢の場合に於ても亦等しく必要とせざるや何故に身體不可侵權は家宅不可侵と同樣の保護を受くべきものにあらざるや。

加之本則中領事干涉の事を規定せる所あるも其字句上に修正を加へんことを願ふなり其修正とは即ち日本の財政上に於て無論要する所の保證を妨害することなくして領事の職分に當然の地位を得せしめ且從來の地位を保持せしむるに在るものとす抑本則草案に於ては實際領事をして幾分か日本地方官吏の下に位せしむる所あり是れ國際上の關係を規定するの主義に反するのみならず尙且無用の警戒と云ふべきなり何となれば從來又は後來とても領事に於て其權限を超ゆることあれば何の場合に限らず日本政府は外交上の方便に由り該領事をして嚴密に其訓令の範圍內に止まらしむることを得るものなればなり。

第四十一條

本則に定むる犯罪にして特に罰例を揭けざるものに付其刑罰の最高限を規定せざるべからざるは固より理解し易き所なれども其最低限を規定するものは果して何の故なるや蓋本則中特に罰例を示さゝる所の犯罪は大低皆重大のものにあらざるなり而して本條に據るときは何程微小の犯罪たるとも較々重大なる犯罪よりは一層嚴酷の罰に處せざるを得ざるなり尤本則中に定むる所の刑罰は概して罰金二十圓以上と爲したれども一の場合に於ては罰金十五圓と定めたるもあり且較々重大の犯罪に對し（第三十八條）二十圓の罰金即ち最微小の犯罪に對すると同

第四十二條

等の罰金を科するもあり又彼此の權衡如何は姑く之を論せざるも本則に對する最微の犯罪に科すべき罰金の最低限を二十圓と定むるは餘り苛酷にして且論理に適はざることに非ずや。

此新定の規則は豫め各外國公使と協議を遂げ其同意を得たる後にあらざれば日本政府に於て之を施行すべからざる旨を追載すること必要なり。

本則の末尾に左の二項に成る所の一個條を追加するを要す。

本則中に掲載する所の稅關より發する一切の文書は佛蘭西國人民に關係するものなるときは佛蘭西語を以て認むべし。

佛蘭西國人民より日本稅關に差出す一切の文書は佛蘭西語を以て認むることを得べし。

稅目取調委員ノ報告（第二）

拜啓陳者去月二十九日本委員より差進候報告書に續き玆に本委員の修正したる官設倉庫規則及び私設倉庫規則草案を閣下に致進呈候

官設倉庫規則の原案は現今橫濱に於て實施する所の規則に同じきを以て其修正の廉は僅少なれども本委員に於て二三の增補を相加へ候此增補の大に貿易に利益あるべきは本委員の固信する所に有之候

從來の庫租は過度なるに因り商人をして多額の貨物を倉庫に預くるの便宜を得ること能はざらしめたる義に有之候

故に本委員は現今私設倉庫に於て通例用ひらるゝ所の割合に基づき大に其租額を低減せり日本國同僚に於て此租額を納諾し寛大の意を表せられたるは外國委員の欣然茲に明證する所に有之候
私設倉庫規則原案は討議の基礎同爲すに足らずと被存候に付本委員は其體裁を一變致し候此新案は本委員に於て滿足のものならんと致信察候
右の外本委員の擔任せる事業即ち稅目の一事は現に調査中にて本委員は此重要の事項に付可成速に其調査の結果を本會に可致開申候敬具

千八百八十六年十月十六日於東京

青木周藏
ザッペー
イ・イ・フアン・デル・ボット
エフ・アール・ブランケット

條約改正會議會頭伯　井上馨閣下

官設倉庫規則

第一條　貿易規則ニ揭グル如ク積荷目錄ヲ稅關ニ差出シタル上荷主或ハ荷物引請人ニ於テ其貨物ヲ日本政府ノ倉庫ニ預ケント欲スル時ハ庫入願書ト稱スル願書ヲ稅關ヘ差出スベシ但其願書ニハ庫入スベキ諸荷物ノ記號、番號及

ヒ品名ヲ「甲號」ノ書式ニ從ヒ記載スベシ
第二條　正當ノ故障アルニ非ザレ稅關官吏ハ右庫入願書ニ記載セル貨物ヲ官設倉庫ニ預カルコトヲ許可スベシ然ルトキハ其貨物ヲ庫入スルコトヲ得ルト雖モ右庫入願書ニ就キ稅關ニ於テ相當ノ手續ヲ濟サヾル內ハ決シテ貨物ヲ官設倉庫ニ受取ルヲ得ス
第三條　右庫入願ノ手續ヲ經タル商品ヲ官設倉庫ニ引取リ畢レハ其貨物ニ對シ「乙」號書式ノ預リ證書ト稱スル請取書ヲ該貨物ノ引請人或ハ荷主ニ渡スベシ此預リ證書ハ官設倉庫長幷ニ稅關官吏ノ捺印ヲ要スルモノトス若シ其庫入願ヲ爲セル貨物ヲ一日中ニ引渡シ難キコトアレハ其引渡ヲ畢リテ預リ證書ヲ渡スマデ日々官設倉庫ニ納メタルダケノ貨物ニ對シ掛官吏ヨリ假請取書ヲ渡シ置クベシ
第四條　右預リ證書幷ニ「丙」號書式ヲ用ヒテ貨物引請人或ハ荷主ノ記名捺印シタル引取手形ヲ差出スニ非ザレバ一切貨物ヲ引取ルコトヲ得ズ若シ其手形ヲ以テ預リ證書ニ記載セル貨物ノ全部ヲ引取ル時ハ稅關官吏ハ右預リ證書ヲ取消スベシ若シ又其貨物ノ一部ヲ引取ルトキハ其旨預リ證書ニ記入シ之ヲ其所有人ニ返附スベシ
第五條　右貨物ノ爲メニ納ムベキ關稅及庫租ハ稅關ニ於テ其引取ヲ許可スル前ニ之ヲ上納スベシ貨物引取ノ願書ハ「丁」號書式ノ通認メ之ヲ稅關官吏ニ差出スベク稅關ニ於テ右引取願ノ手續ヲ畢リタリ上ハ右願人ニ於テ其願書ニ記載セル貨物ヲ可成速ニ引取ルヲ要シ如何樣ノ事アリトモ其庫租納濟期限經過ノ前ニ之ヲ引取ルベシ
第六條　官設倉庫ニ預ケタル貨物ノ預リ證書ハ荷主或ハ引請人ノ望ニ任セ一通又ハ數通ニ認メ交附スベシ但同一ノ

貨物ニ對シ交附スベキ預リ證書ハ一通ニ限ルモノトス

第七條　價格二百圓以下ノ貨物ハ官設倉庫ニ預ラザルベシ

第八條　貨物引渡ノ時ハ官設倉庫事務所ニ於テ各貨物引渡ノ都度納ムベキ庫租ノ詳細ヲ記載シタル端書ヲ製シ之ヲ荷主或ハ引請人ニ渡スベシ

第九條　貨物ヲ官設倉庫ニ預カレバ即時ニ之ヲ稅關官吏ノ保管ニ歸シ稅關官吏ハ該貨物ヲ安全ニ保存シ且正當ニ引渡スノ責ニ任スベシ但火災及天變ニ出ヅル危險ノミハ此限ニアラズ

第十條　損傷ニ係ル貨物ハ他ノ貨物ニ害ナキ樣貯藏スベシ且其荷主或ハ引請人ニ於テハ稅關官吏ニ於テ必要ト認ムル條件ニ從フヲ要ス

第十一條　凡ソ貨物引取手形ハ庫入願書ト同一ノ記名アルカ若クハ荷主或ハ引請人ノ傭人ニシテ其傭主ニ代リ記名スベキ相當ノ委任ヲ受ケタルモノヽ記名セルモノタルヲ要ス但傭人ノ記名ヲ用フル場合ニハ官設倉庫長ハ其傭人ヲシテ右委任ヲ受ケタル旨書面ヲ以テ屆出シムルコトアルベシ

第十二條　荷主輸入人或ハ引請人ハ其官設倉庫ニ預ケタル貨物ノ預リ證書ニ裏書ヲ爲シテ該貨物所有權ノ讓渡ヲ爲スコトヲ得ベシ但此場合ニハ其讓受人ニ於テ該貨物ニ關スル稅關ノ要求ヲ一切負擔スベキモノトス

第十三條　預リ證書ヲ紛失スル時ハ其旨ヲ官設倉庫長ニ屆出ベシ然ルトキハ該倉庫長ハ其證書ニ對シテ貨物引渡ヲ爲スコトヲ差止メ其所有人ニ於テ一週間以上其地ノ新聞紙ニ公告シ右紛失シタル證書ヲ發見スル爲メ手ヲ盡シタ

ル上ニテ原荷主ヨリ新ニ預リ證書下附ヲ願出テ且原預リ證書ヲ差出スモノアルモ稅關ニ損害ヲ蒙ラセザル旨ヲ同時ニ書面ヲ以テ申出ルトキハ新ニ預リ證書ヲ交附スベシ

第十四條　稅關官吏ハ商品ヲ一個年以上官設倉庫ニ預リ置クヲ拒ムコトヲ得ベシ若シ右期限中或ハ稅關官吏ノ相當ト認メ猶豫ヲ與ヘタル期限中ニ其貨物ヲ引取ラザル時ハ該官吏ハ其貨物ノ公賣ヲ命スベシ尤該官吏ハ其旨ヲ三個月前ニ該貨物預リ證書所有人或ハ其所有人不在ナレバ其國領事ヘ通知シ且之ヲ官設倉庫ニ掲示スルカ或ハ其地發兌ノ新聞紙ニ廣告シタル上ニテ其公賣ヲ行フベシ又其貨物ノ爲メニ納ムベキ諸稅及庫租幷ニ其公賣及掲示廣告ニ關スル諸入費ハ公賣所得金ヲ以テ之ヲ支拂ヒ若シ剩餘アラバ其貨物所有人ノ爲メ三個年間之ヲ保存シ右期限滿ルニ及ンデ正當ノ荷主ヨリ之ヲ要求セザルトキハ右剩餘金ハ日本政府ノ所有ニ歸スベシ

第十五條　何レノ輸入港ノ官設倉庫ニ預ケタル貨物ト雖モ稅關長ノ許可ヲ得テ水路或ハ陸路ニ由リ之ヲ他ノ輸入港ノ官設倉庫ニ移スコトヲ得ベシ

貨物持主或ハ其代理人ニ於テ其貨物ヲ他港ノ官設倉庫ニ移サント欲スル時ハ其貨物ノ明細及ビ仕向港名ヲ書面ニ認メ稅關長ニ出願スベシ

右持主或ハ代理人ハ其貨物ヲ仕向港ヘ移搬スルニ要スベキ相當ノ時限内ニ該貨物ノ該港ヘ達シ之ヲ庫入スルヲ保證スベキ爲メ該貨物ニ賦課スベキ所ノ稅額ニ等シキ金額ニ對シ保證書ヲ差出スベシ

第十六條　官設倉庫ハ日曜日及稅關休日ヲ除クノ外日々午前九時ヨリ午後五時マデ之ヲ開クベシ尤既ニ庫入願ノ手

續ヲ了リタル貨物ハ執務時間後ト雖モ日没前ニ陸揚スルトキハ掛官吏ニ於テ之ヲ倉庫ニ納ムベシ又右執務時間ヲ延ベラレンコトヲ欲スルモノハ稅關官吏執務時間外ノ臨時執務ニ關スルト同樣ノ規則ニ據リ之ヲ出願スルコトヲ得ベシ

第十七條　官設倉庫ノ庫租ハ附錄庫租目錄ノ通タルベシ但何ノ場合ト雖モ半個月分ニ滿タザル庫租ヲ納ムルヲ得ズ故ニ十五日未滿ノ日數ハ總テ半個月ト看做シ庫租ヲ課スベシ

第十八條　官設倉庫ニ預ケタル商品ヲ點檢シ及其見本ヲ取出ス事ニ付テハ諸事荷主ノ便利ヲ謀ルベシト雖モ荷主或ハ引請人ヨリ其見本ノ引渡ヲ要求スル書面ヲ差出スニ非ザレバ之ヲ取出スコトヲ得ズ若シ又預リ證書ヲ差出スベシト命ズルトキハ之ヲ右ノ書面ニ添テ差出スヘシ

第十九條　左記ノ貨物ハ官設倉庫ニ預クルヲ得ズ

無稅品、建築用材、火藥、硝石、化學用品、タール、ピッチ、種子類、油、水靘及爆發質燃燒質其他危險質ノ物品

但石油庫入ノ爲メニハ相當ノ便利ヲ與フベシ

第二十條　若シ稅關官吏ニ於テ官設倉庫ニ預リタル箱入或ハ苞中ノ物品ト庫入願書ニ載スル所ト相違セルヲ疑フベキ理由アレバ何時ニテモ右荷物ヲ開キテ之ヲ檢査スルコトヲ得ベシ尤荷主ニシテ其檢査ニ立合フコトヲ得セシムル爲メ豫メ相當ノ通知ヲ爲スヲ要ス若シ果シテ貨物ノ品類或ハ其員數ニ相違アルトキハ其荷主ハ該貨物ニ對シ新

ニ庫入願ノ手續ヲ爲シ其手數料トシテ金三圓ヲ納ムベシ

第二十一條　官設倉庫ニ預リタル物品腐敗スルカ或ハ其他有害ト爲ル時ハ稅關官吏ハ其旨ヲ荷主ニ通知シ荷主ハ右物品ノ稅ヲ納メ直チニ之ヲ引取ルベシ若シ右通知後二日內ニ之ヲ引取ラザル時ハ稅關官吏ハ其必要ト思考スル所ニ從テ該貨物ヲ處分スベク而シテ其鑒査費及其他ノ諸費ハ右荷主ニ於テ之ヲ償フベシ

第二十二條　輸出ノ爲メ日本諸港ヨリ輸送シ來ル所ノ日本商品モ亦外國ヨリ輸入シタル商品ト同一ノ方法同一ノ條款ニ據リ原包裝ノ儘之ヲ官設倉庫ニ預クルコトヲ得ベシ但其包裝堅固安全ナルニ非ザレバ之ヲ倉庫ニ受取ラザルベシ

第二十三條　官設倉庫ニ於テ事ヲ辨ズル者ハ此規則ニ定メタル書式ニ從ヒテ印刷セル所ノ用紙ヲ用フルコトヲ要スベシ右用紙ハ常ニ官設倉庫事務所ニ於テ求ムルコトヲ得ベク而シテ之ヲ求ムルニハ些少ノ用紙料ヲ納ムベシ

第二十四條　日本政府ハ其經驗ニ由リ適宜ト認ムル所ノ修正增補ヲ此規則ニ加フルヲ必要トスルトキハ何時ニテモ其改正ヲ要求スルコトヲ得ベシ尤何ノ場合ト雖モ雙方ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ決シテ附錄庫租目錄ニ揭グル所ノ庫租ヲ增加スルヲ得ザルモノトス

甲號書式

庫入願書

丶丶丶船丶丶丶號（船長丶丶丶）ヲ以テ丶丶國丶丶丶ヨリ輸入シ千八百丶丶年丶丶月丶丶日稅關へ屆濟相成候左記ノ商品ヲ丶丶

丶日本政府倉庫へ貯藏ノ儀御許可相成度且下名ノ者ヨリ引取手形ヲ差出候節ニ限リ右商品御渡被下度此段奉願候也

（國　籍）

（商品引請人ノ姓名）

日本稅關長宛

記號番號	箇數	品名及數量

乙號書式

預リ證書

丶丶丶船丶丶丶號（船長丶丶丶）ヲ以テ丶丶丶國丶丶丶ヨリ輸入シ千八百丶丶年丶丶月丶丶日稅關手續ヲ爲セル左記ノ商品ヲ良好ノ有樣ニテ日本政府官設倉庫イ號ニ預カリタルコト實正ナリ就テハ當稅關ニ於テ右商品ニ對シテ課スヘキ諸掛リ金ヲ領收スル上ハ右商品ヲ右同樣ノ有樣ニテ引渡スヘシ仍テ預リ證書如件

稅關印章

（長官姓名）

千八百丶丶年丶丶月丶丶日丶丶ニ於テ

、、、船、、、、號（船長、、、）ヲ以テ、、ヨリ輸入シタル生金巾五苞ノ預リ證

記號	番號	稅關ヘ屆出タル貨物ノ明細書	引渡濟

丙號書式

引取手形

、、、船、、、、號（船長、、、）ヲ以テ、、、國、、、ヨリ輸入シ千八百、、年、、月、、日、、ヨリ屆濟相成候左記ノ商品ヲ此書面持參者ヘ御引渡被下度且本日迄ノ諸掛リ金ハ私共預金勘定帳ノ出方ニ御記シ被下度此段奉願候也

、、、日本稅關倉庫長官宛

記號	番號	箇數	品名

丁號書式

引取願書

、、、船、、、、號ヲ以テ、、、、ヨリ輸入シ千八百、、、、年、、、月、、、、日屆濟相成候左記ノ商品ニ對スル關稅御領收之上右商品倉出ノ儀御許可相成度此段奉願候也

稅關長宛

記號番號	箇數	關稅明細書

私設倉庫規則

第一條

大藏大臣ハ名輸入港或ハ輸入地ニ於テ私有倉庫ヲ何テ最初輸入ノトキ關稅ヲ拂ハザル輸入貨物ヲ保證ヲ附シテ貯藏スルノ用ニ供スルヲ許可シ或ハ之ヲ命ズルコトアルベシ

第二條

各港或ハ各地ニ於テ右ノ特許ヲ得ベキ者及ビ其倉庫ノ個數ハ大藏大臣之ヲ定ムベシ

保證預倉庫ハ二種ニ別ツ

第一　輸入人ニ於テ自ラ輸入シ或ハ販賣ノ委托ヲ受ケ或ハ購買セル貨物ニ納稅保證ヲ附シ之ヲ貯藏スル爲メ該輸入人ノ專用ニ供スル倉庫

第二　一般ニ輸入貨物ヲ貯藏スルノ用ニ供スル倉庫

第三條

倉庫所有者或ハ所用者ニシテ其倉庫ヲ保證預貨物貯藏ノ用ニ供セント欲スルモノハ其地處建物ノ詳細保證人ノ姓名及ビ倉庫ノ種類ヲ書面ニ認メ其港稅關長ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ヅベシ又右願人ハ一個若クハ數個ノ火災保險會社ニ於テ其港火災保險會社ノ類別ニ從ヒ右建物ヲ第一等倉庫トシテ保險セル旨ヲ記載セル所ノ該會社代理人ノ證明書ヲ差出スベシ

第四條

大藏大臣ハ前條ニ準據シテ出願スル者ニ免許ヲ與フベシト決定スルトキハ其願人ヲシテ二名ノ相當ナル證人ヲ立テ本規則附錄甲號書式ニ定ムル如ク保證狀ヲ差出サシムベシ保證金額ハ最初ニ在テハ倉庫ノ容積ト其倉庫內ニ預カルベキ貨物ノ品類ニ從テ之ヲ定ムルモノトス大藏大臣ハ後ニ其金額ヲ減少スルコトアルベシト雖モ決シテ實際倉庫ニ貯藏スル所ノ商品ニ賦課スベキ關稅ノ全額ヨリモ少額ナラシムルヲ得ザルモノトス

大藏大臣ハ左ノ事情アルトキハ新規ノ保證書ヲ差出サシメ或ハ保證書ヲ追加セシムルコトアルベシ

第一　其倉庫ノ新所有人或ハ新所用人ノ手ニ渡ルトキ
第二　本人或ハ保證人ノ中ニ破產若クハ死亡スルモノアルトキ
第三　其貯藏セル貨物ニ賦課スベキ關稅全額ノ保證金額ニ超過スルトキ

第五條

各保證預倉庫ハ其建物ノ全部ヲ占ムルモノニシテ專ラ保證預輸入貨物及ビ下ニ掲載スル所ノ規則ニ據リ稅關長ヨリ貯藏ヲ命シタル無請求品及ビ差押品ヲ貯藏スルノ用ニ供スベキモノトス

各倉庫ノ窓及ビ入口ニハ稅關長ニ於テ安全ノ爲メ必要ナリト思考スル鎖及戶締ヲ備ヘ入口每ニ二個ノ別樣ナル鎖ヲ以テ之ヲ閉鎖シ其二個ノ鎖ニ屬スル鑰ハ其倉庫所有人或ハ所用人ニ於テ之ヲ所持スベシ

若シ保證預倉庫所有人或ハ所用人ニ於テ自己ノ便宜ノ爲メ其庫內ニ事務所ヲ設ケント欲スルトキハ之ヲ許可スルコトアリト雖モ其事務所ハ不斷其建物ノ他部ト隔斷シ何人タリトモ當該官吏ノ立合ナク庫內ノ貨物ニ近接スルコトヲ得ザラシムルヲ要ス又右當該官吏ハ其職務執行ノ爲メ必要ナルコトアレバ其事務所ヲ使用スルヲ得ベシ

稅關長ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ保證預倉庫ノ模樣換ヲ爲スヲ得ス若シ其倉庫火災ニ罹ルカ或ハ破壞スルトキハ即時ニ其詳細ノ事情ヲ具シテ稅關長ニ屆出デ稅關長ハ其事實ヲ保證書ニ裏書スベシ又其倉庫ヲ再築スルモ新タニ保證書ヲ差出スニ非ザレバ保證預輸入貨物ヲ貯藏スルノ用ニ供スベカラズ

第六條

各保證預倉庫ハ一名若クハ數名ノ稅關官吏ヲシテ之ヲ管理セシムベシ該官吏ハ其倉庫ヲ開ケル間ハ不斷之ニ詰切リ一組ノ鑰ヲ携帶シテ自身ニ入口及窓ノ開閉ヲ監視スベシ又該官吏ハ保證預商品ノ受取、引渡、移藏、開封、包裝及ビ改包ヲ爲シ或ハ其他該貨物ノ取扱ヲ爲ストキ之ニ立合フモノトス

保證預倉庫所有人或ハ所用人ハ其倉庫ヲ管理スル官吏ニ於テ實際該倉庫ニ出勤セル間受取ルベキ所ノ俸給ニ等シキ金額ヲ每月稅關長ニ納ムルヲ要ス

第七條

貨物輸出人或ハ其代理人ニシテ其貨物ヲ保證預倉庫ニ貯藏セントスルトキハ其旨書面ヲ以テ稅關長ニ願出ヅベシ然ルトキハ稅關官吏ハ該貨物ノ輸入手續ヲ爲シ且之ヲ檢査シ貿易規則ニ揭載セル方法ニ據リ其稅額ヲ評定シ其荷主或ハ其代理人ニ庫入免狀ヲ附與スベシ右荷主或ハ代理人ニ於テハ其貨物ヲ庫入スルトキ右免狀ヲ該庫ヲ管理スル所ノ官吏ニ示スヲ要ス

貨物ヲ倉庫ニ輸送シ或ハ倉庫ヨリ輸送スルトキ稅關長ハ其貨物ニ手ヲ着クルコトナカラシメ且其庫入又ハ引渡ノ時必要ノ受取證書ヲ交付セシムル爲メ官吏ニ命ジテ其舟車ヲ監視セシムルコトアルベシ

稅關ニ於テハ各荷物ノ記號、番號、及ビ其貨物ノ額數價額幷ニ之ニ賦課スベキ稅額ヲ書留メ置クベシ又倉庫所有人或ハ所用人ニ於テモ右同樣ノ書留ヲ爲シ置キ稅關官吏ニ於テ之ヲ査閱セント欲スルトキハ何時ニテモ其査閱ニ供スベシ

保證預倉庫ニ貨物ヲ庫入スルトキハ該庫所有人或ハ所用人ハ其貨物ノ受取證書ヲ稅關ニ差出スベシ尤該貨物ニ賦課スベキ關稅ヲ納ムルカ或ハ其貨物ヲ他ノ保證預倉庫ニ移藏スルカ又ハ之ヲ外國ニ輸出スルトキヘ右受取證書ヲ取消スベシ

第二種倉庫ノ所有人或ハ所用人ハ更ニ其貨物輸入人或ハ其代理人ニ貨物預リ證書ヲ渡スベシ該輸入人或ハ代理人ハ右預リ證書ニ裏書シテ其全部或ハ一部分ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ベシ

第八條

日本政府或ハ其代現人ハ本規則ニ掲載セル保證預貨物ノ貯藏或ハ保存ニ關シ或ハ之ニ因テ生スル所ノ損失危險若クハ費用ニ對シ一切責任ナキモノトス

保證預倉庫ニ貯藏セル貨物ノ全部或ハ一部分ノ火災或ハ他ノ事故ニ由テ現實損傷ヲ受クルカ又ハ其價格ヲ減ズル場合ニ於テハ稅關長ハ其損失或ハ損傷ノ事實止ムヲ得ザルニ出タル旨ノ滿足ナル證據ヲ得タル上ハ其損失或ハ損傷シタル貨物ニ賦課スベキ稅額ノ全部或ハ一部分ヲ免除スベシ然レドモ爾餘ノ場合ニ於テハ保證預倉庫ニ貯藏セル貨物ノ損害、毀傷、腐敗、損失或ハ漏減ヲ爲スコトアルモ決シテ之ガ爲メ稅額ヲ減スルコトナカルベシ

第九條

第二種保證預倉庫ニ貯藏セル貨物ノ取扱ハ該庫所有人或ハ其代理人ノ費用ヲ以テスルモノトス右取扱費用賠償ノ事ニ就テハ其荷主或ハ其代理人ト倉庫所有人或ハ所用人ノ間ニ約束ヲ定メ該所有人或ハ所用人ニ於テ庫租及ビ取扱

費用ノ全額ヲ受取ルベシ

保證預貨物持主或ハ其代理人ニシテ其貨物ヲ買主ニ示サント欲スルモノハ掛官吏ノ目前ニ於テ之ヲ爲スベク又見本ノ爲メ其貨物ノ相當ノ額數ヲ取去ルコトヲ得ベシ

第十條

稅關長ハ第二種倉庫ニ無請求品及差押品ヲ貯藏セシムルコトヲ得ベシ而シテ右倉庫ノ所有人或ハ所用人ハ該品ヲ安全ニ保存スルノ實ニ任シ其庫租及取扱人費ハ制規ノ額ニ超ユルコトナカルベシ又稅關長ハ右庫租ノ常否ヲ判定スベシト雖モ相當ノ庫租ヲ拂フニ非ザレバ該品ヲ倉庫ヨリ取出スベカラズ

第十一條

凡ソ保證預倉庫ニ貯藏セル商品ハ之ヲ庫入シタル日ヨリ三個年ヲ經過スレバ必ズ之ヲ引取ルヲ要ス然レ共該品所有主或ハ其代理人ニ於テ更メテ之ヲ庫入セント欲スル場合ニハ當該官吏ニ於テ之ヲ檢査シ最初輸入ノ時ニ査定セル額數ト右檢査ノ時現存セル額數トノ差即チ其不足分ニ對スル關稅幷ニ其檢査ノ爲メ要スル所ノ費用ハ右所有主或ハ代理人ヲシテ之ヲ上納セシメ其現存ノ額數ハ現時ノ所有主或ハ其代理人ノ名義ヲ以テ之ヲ庫入スベシ

保證預ヲ爲セル商品ヲ消費ノ爲メニ引取ルハ其之ヲ輸入シタル日或ハ更メテ庫入シタル日ヨリ三箇年内ニ於テシ其引取ノ時該商品ニ附帶スル所ノ關稅、庫租及諸雜費ヲ上納スベシ又保證預商品ヲ輸出ノ爲メニ引取ルモ右同樣ノ方法ニ由リ通常ノ如ク稅關ニ願出ヅベシ尤輸出ノ爲メ引取ル商品ニ對シテハ單ニ之ニ附帶スル所ノ庫租及其他ノ諸

費ノミヲ上納スベシ

第十二條

凡ソ保證預貨物ハ前條ニ揭グル如ク內國消費或ハ輸出ノ爲メ當然ノ引取ヲ爲サズ或ハ更メテ庫入ヲ爲サザルニ於テハ一箇月前ヨリ公告ヲ爲シタル上之ヲ競賣ニ附スベシ又其賣得金ヲ以テ償フベキモノハ關稅ヲ第一トシ右關稅ヲ引去リタル上ニテ庫租及ビ他ノ諸費ヲ償フベシ而シテ尙ホ剩餘金アラバ該貨物所有主或ハ其代理人ヨリ其請取方ヲ願出ルトキ之ニ交付スベシト雖モ若シ三箇年內ニ願出サレバ其剩餘金ハ日本政府ノ所有ニ歸スベキモノトス

第十三條

何レノ輸入港ニ於テ庫入シタル保證預貨物ト雖モ水路或ハ陸路ニ由リ保證預倉庫アル他ノ輸入港或ハ輸入地ヘ移搬シ更ニ其移搬先ノ倉庫ニ保證預ヲ爲スコトヲ得ベシ又輸入港或ハ輸入地ノ保證預倉庫ニ貯藏セル貨物ハ稅關長ヲ許可ヲ得テ同港或ハ同地ニ在ル所ノ他ノ保證預倉庫ニ移藏スルヲ得ベシ

貨物所有主或ハ其代理人ニシテ右ノ如ク其貨物ヲ移藏セント欲スルモノハ該貨物ノ詳細仕向港名或ハ地名及其仕向港或ハ仕向地ノ倉庫ノ名稱又ハ（單ニ其貨物ヲ一ノ倉庫ヨリ他ノ倉庫ニ移藏セントスルトキハ）同港或ハ同地ニ在ル倉庫ノ名稱ヲ書面ニ認メ稅關長ヘ願出ヅベシ又保證預貨物ヲ一ノ港或ハ一ノ地ヨリ他ノ港或ハ他ノ地ヘ移サント欲スルモノハ其貨物ニ賦課スベキ關稅ニ等シキ金額ニ對シ保證書ヲ差出シ以テ該品ノ仕向港又ハ仕向地ヘ到達ス

ルマデニ要スベキ相當ノ時限內ニ在テ其貨物ノ相違ナク該港或ハ該地ニ到達シ新タニ庫入スルコトヲ保證スベシ

右貨物ヲ新タニ仕向港或ハ仕向地ニ庫入シタル上ハ右保證書ヲ取消スベシト雖モ若シ其貨物ニ不足アルヲ發見スルトキハ其所有主或ハ其代理人ニ於テ其不足ノ理由ヲ辯明シ右仕向港或ハ仕向地ノ稅關長ヲシテ滿足セシムルヲ得ルニ非ザレバ其不足セル諸貨物ニ賦課スベキ所ノ關稅ヲ納メザルベカラズ

同一ノ輸入港或ハ輸入地ニ在テ貨物ヲ一ノ保證預倉庫ヨリ他ノ保證預倉庫ニ移藏スルニハ其移藏ノ爲メ保證書ヲ差出スニ及バスト雖モ當該稅關官吏ノ指揮監視ニ從ヒテ之ヲ移藏スルヲ要スベシ

上ニ揭載セル方法ノ一ニ依リ新タニ貨物ヲ庫入スルトキハ本規則第十一條ニ揭載セル保證預期限ハ其最初購入ヲ爲シタル日ヨリ起算スルモノトス

第十四條

保證預倉庫所有人或ハ所用人ニ於テ其業ヲ廢セント欲スルトキハ一箇月前ニ其旨ヲ稅關長ニ屆出ヅベシ

若シ右ノ如ク廢業セル倉庫ニ貯藏スル所ノ貨物ニ不足アルヲ發見スルニ非ザレバ其保證書ヲ取消シ其貨物ヲ該倉庫ヨリ取出シタル上ニテ右保證書ヲ該所有人或ハ所用人ニ返附スベシ

第十五條

保證預倉庫所有人或ハ所用人ニ於テ其倉庫ノ管理ヲ命セラレタル官吏ニ對シ相當ノ報酬ヲ稅關長ニ納ムルヲ怠リ或ハ之ヲ拒ミ若クハ本規則中ノ他ノ條款ヲ遵奉セズ或ハ本規則ノ條規ニ從ヒ大藏大臣或ハ稅關長ヨリ發シタル命令

或ハ訓令ヲ遵奉セザルトキハ稅關長ハ其倉庫ニ貨物ヲ預カルコトヲ差止メ且十五日間ニ該所有人或ハ所用人ヨリ差出シタル保證書ニ記スル所ノ金額ヲ徵收スル爲メ必要ノ處分ヲ爲スベシ若シ十五日間ヲ過キテ右ノ處分ヲ爲サヾルカ或ハ本件ヲ審判スル裁判所ニ於テ右保證書ノ規約ヲ犯セルコトナシト判定スルトキハ稅關長ハ舊ニ依リ其倉庫ニ貨物ヲ預カルコトヲ許スベシ

第十六條

下ニ開列スル各犯罪ニ對シテハ左ノ如ク罰金ヲ科スベシ但此ノ如ク犯罪ヲ列擧スト雖モ日本政府ハ茲ニ列擧セザル本規則ノ違犯ニ對シテ法律上ノ處分ヲ求ムルコトヲ得ベキモノトス

一　保證預倉庫ニ貯藏セル商品ノ外包ニ稅關官吏ノ附シタル一切ノ記號ヲ故意ヲ以テ變更シ削除シ或ハ塗抹シ或ハ保證預倉庫ニ附スル所ノ鎖ヲ姦計ヲ以テ除去、變更、開拆或ハ毀壞セル罪ニ當ルモノハ每犯二百圓以下ノ罰金ニ處スベシ

二　保證預ヲ爲シタル商品ノ輸入人或ハ所有人或ハ保證預倉庫所有人若クハ其傭人ニシテ職務ヲ執行スル當該稅關官吏ノ立合ナク各樣ノ手段ニ依リ姦計ヲ以テ倉庫ヲ開キ或ハ其商品ニ近接シタルモノハ每犯五百圓以下ノ罰金ニ處スベシ

三　姦計ヲ以テ保證預倉庫ニ隱匿シ或ハ保證預倉庫ヨリ取出シタル商品ハ日本政府ニ於テ之ヲ沒收スベシ又姦計ヲ以テ右ノ如ク商品ヲ隱匿シ或ハ取出シ或ハ之ヲ幇助若クハ敎唆シタル罪ニ當ル者ハ其事件ヲ審判スル裁判所

ノ斷定ニ隨ヒ斯ク隱匿シ或ハ取出シタル商品ノ價額ニ等シキ罰金又ハ六ケ月以下ノ禁錮ニ處シ又ハ右兩罰ヲ併科スベシ

甲號書式

此書ヲ以テ有衆ニ示ス

拙者共即ヽヽヽヽ本人ト爲リヽヽヽヽ保證人ト爲リヽヽヽヽ圓ヲ日本政府ヘ上納スベキ義務ヲ致負擔候ニ付拙者共及拙者共ノ相續人、遺囑管財人、法定管財人及ビ讓受人ニ於テ連帶又ハ各別ニ右金額ヲ正實ニ日本政府ニ上納可致事ヲ茲ニ致保證候右證據ノ爲メ本日即チ千八百八十ヽヽ年ヽヽ月ヽヽ日此ニ記名調印致候

右義務負擔ノ本人ニ於テヽヽヽト稱スル倉庫若クハ其構內ニ保證附輸入商品ヲ貯藏或ハ保存スルコトニ關シ或ハ之ヲ貯藏保存スルニ由リ危險損失或ハ費用ヲ生スルコトアリトモ日本政府及其官吏ニ損害ヲ蒙ラシムルコトナク且適法ノ許可ヲ得ズ又ハ稅關官吏ノ目前ニ在ラズシテ右倉庫ヨリ一切ノ貨物、物品或ハ商品ヲ取出シ或ハ之ヲ取出サシムルコトナク且其他諸事ニ於テモ私設保險預倉庫規則ノ條款ヲ遵奉スルニ於テハ右義務ハ無効ト可相成若シ然ラザレバ必ズ右義務ヲ履行致候仍テ保證書如件

(記　名　印)

ヽヽヽ圓ノ目前ニ於テ記名調印且交付スルモノナリ

庫租目録

類別	品名	原案 毎月		修正案 毎月	
	○斤量ニ從テ庫租ヲ課スヘキ貨物				
一	藥材雜類	十錢	每百斤	五錢	每百斤
	篠	十錢	同	四錢	同
二	蘇木	三錢	同	二錢	同
	楮皮	三錢	同	一錢	同
	堅硬木	三錢	同	一錢	同
三	石羊	二錢	同	一錢	同
四	セメント	一錢	同	一錢	同
五	俵或ハ籠入砂糖	四錢	同	二錢	同
	丹	四錢	同	二錢	同
	明礬	四錢	同	一錢	同
六	精製砂糖	七錢	同	三錢	同
	氷砂糖	七錢	同	三錢	同
七	繰綿（締タルモノ）	十五錢	同	七錢五厘	同
	同（締サルモノ）	二十錢	同	十錢	同
八	白壇	十二錢	同	三錢	同
	五倍子	十二錢	同	六錢	同
	洗濯石鹸	十二錢	同	五錢	同
	護謨（製造ヲ經サルモノ）	十二錢	同	六錢	同

	彩料雜類	十二錢	同	六錢	同
	色油	十二錢	同	六錢	同
	生牛皮	十二錢	同	八錢	同
	大貨	十二錢	同	六錢	同
	木香	十二錢	同	四錢	同
	麻繩	十二錢	同	五錢	同
	膠	十二錢	同	五錢	同
	蠟燭	十二錢	同	四錢	同
	牛締及馬締	十二錢	同	二錢五厘	同
	牛角及鹿角	十二錢	同	五錢	同
九	乾藍	十五錢	同	十錢	同
	染料諸類	十五錢	同	七錢五厘	同
	繪具	十五錢	同	七錢五厘	同
	丁子	十五錢	同	五錢	同
	熟皮諸類	十五錢	同	十錢	同
	煙草諸類	十五錢	同	七錢五厘	同
	海馬牙	十五錢	同	十五錢	同
十	紅花	十六錢	同	七錢五厘	同
	呀囒蟲	十六錢	同	十錢	同
	朱	十六錢	同	五錢	同
	人參	十六錢	同	十六錢	同
十一	象牙	二十四錢	同	二十四錢	同
	沈香	二十四錢	同	二十四錢	同

十二	卷煙草	二十四錢	同	二十五錢	每一萬個
	一角牙	八錢	每十斤	八錢	每十斤
	犀角	八錢	同	八錢	同
	泊芙藍	八錢	同	五錢	同
	龍腦	八錢	同	四錢	同
	鼈甲	八錢	同	八錢	同
	〇金屬				
十三	熟鐵諸類	三錢	每百斤	一錢五厘	每百斤
	鐵線	三錢	同	一錢五厘	同
	鉛及茶鉛	三錢	同	二錢	同
	銅	三錢	同	二錢	同
	亞鉛(塊及板)	三錢	同	二錢	同
	葉鐵	三錢	同	二錢	同
	屋鐵	三錢	同	二錢	同
十四	眞鍮(竿、板、釘及線)	四錢	同	二錢五厘	同
	黃銅(竿、板及釘)	四錢	同	二錢五厘	同
	銅(竿、板、釘及線)	四錢	同	二錢五厘	同
	錫	四錢	同	二錢五厘	同
十五	塊鐵	二錢	同	(七厘五毛△ 二厘五毛×)	同

類別	品名	原案 每	原案 月	修正案 每	修正案 月
十六	鍮鐵	二錢	每百斤	（七厘五毛△ 二厘五毛×	每百
	水銀（五十七斤三七五入罎）	十五錢	同	六錢	每罎
	白銅	十五錢	同	十五錢	每百斤

△庫内ニ置クトキ　×庫外ニ置クトキ

類別	品名	原案 每	原案 月	修正案 每	修正案 月
十七	○綿布類				
	生金巾	八厘	每反	二十錢	每苞但五十反入以下
	晒金巾、色金巾、紋金巾、	八厘	同	二十五錢	每箱但百反入以下
	ギンハム	八厘	同	二十五錢	同
	唐棧	八厘	同	二十五錢	同
	更紗	八厘	同	二十五錢	同
	雲齋布	六厘	同	二十五錢	同
	緋金巾	六厘	同	二十五錢	同
	其他別項ニ揭載セザル諸綿布類	六厘	同	二十錢	同
十八	寒冷紗	二厘	同	十五錢	每箱但二百反入以下
	蚊幮布				
十九	綿天鵞絨	二錢	同	二十錢	每箱但三十反入以下
	綿繻子	二錢	同	二十三錢	每箱但五十反入以下
	綿純子	二錢	同	二十五錢	同
二十	綿手巾	一錢	每十打	（十錢	每箱但百打入以下

				二十錢 每箱但二百打入以下 二十五錢 每箱但三百打入以下
	綿メリヤス足袋	一錢	每十打	十錢 每箱但百打入以下 二十錢 每箱但二百打入以下
二十一	綿メリヤス肌衣	一錢	每打	二十五錢 每箱但六十打入以下
二十二	綿臺布			
二十三	綿織絲	十錢	每百斤	二十五錢 每苞但三百斤入以下
二十四	麻布類	一錢五厘	每反	二十五錢 每箱但百反入以下
	帆布	一錢五厘	同	十五錢 每苞但二十五ボール入以下
	○毛布類			
二十五	アルパカ	一錢五厘	每反	二十五錢 每箱但五十反入以下
	縮緬呉呂	一錢五厘	同	二十五錢 每箱但百反入以下（一反ハ二十五碼） 二十五錢 每箱但二十反入以下（一反ハ百二十碼）
	オルレンス	一錢五厘	同	二十五錢 每箱但五十反入以下
二十六	呉呂、羅世伊多、フラネル、スパニシ、ストライブス	二錢	同	二十五錢 同
	セルヂス、其他別項ニ掲載セサル諸毛綿交布類	三錢	同	二十五錢 每箱但五十反入以下
二十七	其他別項ニ掲載セサル毛布類	二錢	同	二十五錢 同

類別	品名	原案（毎）	原案（月）	修正案（毎）	修正案（月）
二十八	羅紗　巾五十五因以上	六錢	同	二十五錢	毎箱但十反入（一反ハ凡三十碼）
	同　同未滿	四錢五厘	同	二十五錢	毎箱但十八反入以下（一反凡十六或十八碼）
二十九	プレシデント、パイロットニニオンクロース	四錢	同	二十五錢 二十五錢	毎箱但十反入以下 毎苞但三十反入以下
	モヘイル	四錢	同	二十五錢	毎箱但十反入以下
三十	ブランケット	十錢	毎百斤	二十五錢	毎苞但百對入以下
三十一	毛メリヤス肌衣	二錢	毎打	二十五錢	毎箱但五十打以下
三十二	毛綿メリヤス肌衣	一錢五厘	同	二十五錢	毎箱但五十打入以下
三十三	毛若クハ毛綿臺布	一錢	毎反	一錢	毎立方英尺
	旅帷	一錢	同	二十五錢 二十五錢	毎箱但五十反入以下 毎苞但百反入以下
三十四	肩衣　長幅四十八因以上	五錢	同	二十五錢	毎箱但百打入以下
	同　同未滿	三錢	同		
三十五	毛織及組絲	三十錢	毎百斤	二十五錢	毎百斤

類別	品名	原案（毎）	原案（月）	修正案（毎）	修正案（月）
	○尺度ニ従テ庫租ヲ課スヘキ貨物				
三十六	眞鍮鈕釦	二錢	毎立方尺	五厘	毎立方英尺
	造營用金具類				
	長靴及短靴	二錢	同	五厘	同
	衣服類	二錢	同	五厘	同

地蓆類	二錢　同	五厘　同
家具	二錢　同	五厘　同
銃砲類		—
兵器諸類		
化粧石鹼	二錢　同	五厘　同
食物諸類	二錢　同	五厘　同
窓玻璃片	二錢　同	一錢　每箱但百平方英尺
傘類	二錢　同	五厘　同　每立方英尺
紙類	二錢　同	五厘　同
毛皮	二錢　同	一錢　同
文具諸類	二錢　同	五厘　同
磁器及陶器類	二錢　同	五厘　同
鐵器類	二錢　同	五厘　同
玻璃器類	二錢　同	五厘　同
地氈諸類	二錢　同	一錢
書籍	二錢　同	五厘　同
機械及器具諸類	二錢　同	×（イ）二厘五毛（ロ）五厘　同（ハ）一錢
雜貨	二錢　同	五厘　同
寫眞畫	二錢　同	五厘　同
襟卷	二錢　同	五厘　同

（×イ輕キ機械　ロ重キ機械　ハ器具類）

	綿縫絲		二錢	同	五厘	每十二打
	種子類		二錢	同	五厘	每立方英尺
	浴巾		二錢	同	五厘	同
	帽子各種		二錢	同	五厘	同
	旅具		二錢	同	五厘	同
	地圖及海圖		二錢	同	五厘	同
三十七	製藥雜類		五錢	同	一錢	同
三十八	香水及香油類		六錢	同	一錢	同
三十九	玻璃鏡類		八錢	同	二錢	同
	油畫		八錢	同	一錢	同
	鍍金銀器及物類		八錢	同	一錢	同
	白銅器類		八錢	同	一錢	同
	印行畫		八錢	同	一錢	同
	眼鏡類置時計掛時計		八錢	同	一錢	同
	樂器		八錢	同	一錢	同
	珠玉ヲ用ヒサル巴里品類		八錢	同	一錢	同
四十	絹布類		十二錢	同	四錢	同
四十一	葡萄酒其他諸酒類	一箱一打入	六錢	每箱	一錢	一骨入罎一打
	同	一箱二打入	九錢	同	一錢五厘	一骨入罎二打
	同	一箱三打入	十二錢	同	二錢	一骨入罎三打
	同	一箱四打入	十五錢	同	三錢	一骨入罎四打
	同	一箱五打入	十七錢	同	四錢	一骨入罎五打
	同	一箱六打入	十九錢	同	六錢	一骨入罎六打

類別	品名	原案	每	修正案	每
四十二	葡萄酒其他諸酒類　一箱七打入	二十一錢	同	七錢	一骨入罎七打
	同　一箱八打入	二十三錢	同	八錢	一骨入罎八打
	同　: :　: :	: :	: :	一錢五厘	一巴入罎二打
	同　: :　: :	: :	: :	二錢五厘	一巴入罎三打
	同　: :　: :	: :	: :	三錢	一巴入罎四打
	同　樽入　: :	五厘	每瓦	五厘	每瓦
	金　: :　: :	從價	三百分ノ一	從價	三百分ノ一
	銀　: :　: :	同	三百分ノ一	同	三百分ノ一
	袂時計　: :　: :	同	三百分ノ一	同	千分ノ一
	麝香×　: :　: :	同	三百分ノ一	二十錢	每斤
	珊瑚　: :　: :	同	三百分ノ一	從價	千分ノ一
	其他珠玉類　: :　: :	同	三百分ノ一	同	千分ノ一

× 高價ノ品ニ付恐ラクハ倉庫ニ預クルモノナカルヘシ

類別	品名	原案	每	修正案	每
一	○日本產物				
	板昆布、刻昆布　: :　: :	五錢	每百斤	刻一錢五厘 板一錢	每百斤
	茯苓　: :　: :	五錢	同	二錢	同
	酒類、醬油　: :　: :	五錢	同	二錢	同
	乾魚及鹽魚類（俵入）: :	五錢	同	二錢	同
	蜂蜜　: :　: :	五錢	同	五錢	同

	香茶	五錢	同	一錢	同
	葉煙草	五錢	同	一錢	同
	乾貝雜類（箱入）	五錢	同	四錢	同
	木蠟	五錢	同	二錢五厘	同
二	麻	八錢	同	五錢	同
三	乾鮑、鱶鰭（莚包）	十錢	同	三錢	同
	茶	十錢	同	二錢五厘	同
	海鼠（箱入）	十錢	同	四錢	同
	椎茸其他木菌類	十錢	同	六錢	同
	鯣（袋入）	十錢	同	二錢	同
四	粉茶	三錢	同	一錢	同
	鮑殼	三錢	同	一錢	同
	棕櫚皮	三錢	同	三錢	同
	大茴香	三錢	同	二錢	同
	礦物類	三錢	同	一錢	同
	豆類	三錢	同	一錢	同
五	生絲	六十錢	同	三十錢	同
六	玉絲	二十二錢	同	十五錢	同
	眞綿	二十二錢	同	十五錢	同
七	熨斗絲	十八錢	同	十錢	同
	蛹	十八錢	同	十錢	同
八	空蛹	十五錢	同	八錢	同
	屑蛹	十五錢	同	八錢	同

九	屑絲	‥ ‥	十五錢	同	八錢	同
	屑眞綿	‥ ‥	十二錢	同	六錢	同
	尺度ニ從テ庫租ヲ課スヘキモノ					
十	漆器	‥ ‥	二錢	每立方尺	五厘	每立方英尺
	銅器	‥ ‥	二錢	同	一錢	同
	綿布類	‥ ‥				
	和紙	‥ ‥	三錢	同	二錢	同
	麻布	‥ ‥				
	蠶卵紙	‥ ‥	八錢	同	四錢	同
	前揭庫租中ニ漏レタル品目アリ例ヘハ左ノ如シ					
	米	‥ ‥	‥ ‥	‥ ‥	一錢	每百斤
	樟腦	‥ ‥	‥ ‥	‥ ‥	三錢	同
	薄荷油	‥ ‥	‥ ‥	‥ ‥	十錢	同

會議錄 第九

明治十九年十一月九日集會

井上伯を會頭として午後二時開會

出席各員

日本國全権委員　井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員　シエンキエウヰツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チャールス・ザルスキ
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏
獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
露西亞國全權委員　セヴイッチ氏
和蘭國瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ボット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルウヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏

議事を開くに當り數名の委員は本會に於て演說を爲さんとするの意を示さんが爲め其姓名を書留められんことを同時に請求せり。此時シヱンキヱウヰツ氏とセヴイッチ氏とは何れが先づ演說を爲すべきやとの事に付疑問起りしが會頭は露國委員に於て先づ演說を爲す方然るべしと判定したり。然るに佛國委員は何れにしても自分に於て先づ演說するものと看做すべしと公言せり。

次に會頭は齋藤修一郞氏の轉任せしを以て公使館書記官都築馨六氏を其代として書記に撰任したる旨を報じ因て同氏を本會に紹介せんことを乞ひ且各委員に於ても亦同氏の撰任を承諾せられんことを希望すと陳述せり。

會頭は又瑞西聯邦第二委員ウォルフ氏は賜暇を得て歐洲に赴きたるを以て同聯邦第一委員フォン・ホルレーベン氏一名にて瑞西國の爲め諸事を擔任する旨を告げ、且つ布哇國委員の委任狀は之を領收して已に書記局に預け置きしことを會員に於て承知ありたしと述べたり。

次に會頭は十月二十日集會の會議錄は已に朗讀せしものと看做すべしと發議せり。

是に於て會議錄第八に署名せり。

ド・マルチノー氏曰く本會は數回書記を用ひずして集會せしに因り左の一事に注意を促すも敢て其機を誤らざるべし即ち本會は六月二十九日を以て前に本會の議決せし所を更に再び確定し一集會の會議錄に編入すべき書類は皆其集會の節朗讀せしものたるを要すること是なりと。

會頭は裁判管轄條約案の三個條（英獨合議案の第一條に當る）の英文及び佛文にして前回の公會以來本會の私會

に於て討議の上同意を得しものを朗讀せば議事大に捗取るべしとの意見を述べたり。

此議は採用を得たるに因り第一條の本文を左の通り朗讀せり。

日本帝國政府ハ本條約批准後二箇年內ニ完全且永久ニ日本帝國ヲ外國人ニ開クコトヲ約定ス

一二討議の末「批准後」の文字に代ゆるに「批准書交換後」の文字を以てすべしとの白耳義國委員の發議ありて此修正を採用することに決定せり。

第一條の修正案は即ち左の加し。

日本帝國政府ハ本條約批准書交換後二箇年內ニ完全且永久ニ日本帝國ヲ外國人ニ開クコトヲ約定ス

此修正は朗讀の上本會に於て公然之を採用せり。

次に本會の私會に於て同意を得し第二條及第三條の本文を朗讀せしが本會は公然之を採用せり其條々即ち左の如し。

第二條

日本帝國政府ハ萬國公法ノ通義ニ從ヒ日本皇帝陛下ノ臣民ノ享有スル權利及ビ特權ハ總テ之ヲ外國人ニ附與スルコトヲ約定ス

第三條

日本ニ於テ、、、、、、臣民或ハ人民ノ受クヘキ待遇ハ本條約ニ明文ナキ場合ニ於テハ本條約ト同日附ノ通

商及航海條約ノ特別條款ヲ以テ之ヲ規定ス

ド・マルチノー氏は第二條の約款に關して其意見を陳述して曰く、自分は一の私會に於て墺地利洪牙利國委員の發議に係る裁判管轄條約草案第一條の修正を採用すべしと勸告したるに因り其節右同僚が本會に於て朗讀したる所の第二條に明載せる同等待遇の件に關し自分が通商及航海條約に揭載せられんことを望む所の文案を本會の審議に附するは自分の本分なりと思考せり抑も原條の末項は已に刪除したるに因り如何なる條項を以て之に代ふべきやを最初に判然開陳し置くも敢て其機を誤まるに非ず然れども目下裁判管轄條約の審査を澁滯せしめざる爲め自分に於て公然其議案を提出することは本會に於て通商條約各條款の審査を始むるまで之を見合さんと欲する旨を茲に本會に報道するに過ぎずと。

次に本會は裁判管轄條約第四條（英獨合議案第二條）の審査を始めたり而して該條の本文を本會に於て朗讀すること左の如し。

日本帝國政府ハ第一條ニ揭クル期限內ニ於テ泰西ノ主義ニ從ヒ且本條約ノ條款ニ據リ帝國裁判所ノ組織ヲ制定シ左記ノ法典ヲ編制頒布スヘキコトヲ約定ス

法　典

一　刑法

二　治罪法

三　民法

四　商法、商船法及爲替手形ニ關スル法律

五　訴訟法

六　第四項ニ掲クル事件ノ訴訟法

七　破産法

又警察ニ關スル現行ノ法律規則ハ可成丈之ヲ輯集ス可シ

佛國委員は緒言として一二語を述べたる後左の如く字句の修正を發議せり。

日本帝國政府ハ第一條ニ掲クル期限内ニ於テ泰西ノ主義ニ從ヒ且本條約ノ條款ニ據リ帝國裁判所ノ組織ヲ制定シ左記ノ法典ヲ編制頒布スヘキコトヲ約定ス

法　典

一　刑法

二　治罪法

三　民法

四　商法（破産法竝ニ商船及爲替手形ニ關スル法律ヲ包含ス）

五　訴訟法（商事ニ關スル訴訟手續ヲ包含ス）

又警察ニ關スル現行ノ法律規則ハ可成丈之ヲ輯集類別ス可シ

ド。マルチノー氏は其尊重する佛國委員の發議を賛成し且氏は最後の私會に於て破産法なるものは一般商法の要部を占むるものと謂ふべく假令或は否らずとするも伊國商法に於ては其要部を占むるなりと述べたり、然れども本會に於ては第二條（今は第四條と成れり）中に諸法律を列記することに就き確乎たる決議を爲すは日本法典を組織する所の原素を確知するに至るまで見合すことに決したるが如し兎に角本會に於て該條に列記せる第七項を第四項に編入することに決するも可なるべしと陳述せり。

會頭は佛國委員の字句修正は最後の私會に起りし總ての故障を免かるゝものなりと思考するに因り欣然其採用を本會に勸告すと陳述せり。

是に於て其修正したる第四條を再び朗讀し公然本會の採用する所と爲れり。

次に第五條（英獨合議案第三條）を左の如く朗讀せり、

日本帝國政府ハ第一條ニ定メタル期限ヨリ六箇月前即チ本條約批准後十八箇月内に第二條ニ掲クル所ノ裁判所構成法及諸法典ノ英語正文を、、、、、、、政府へ送付スルコトヲ約定ス

又日本帝國政府ニ於テ右諸法典ニ改正ヲ加ヘントスル時ハ其改正ヲ實施スル六箇月前ニ右同樣之ヲ、、、、、、、政府ニ通牒スルコトヲ約定ス

セヴィッチ氏は左の意見書を朗讀せり。此意見書は最後の私會の節氏が提出せし修正案を敷衍せしものなり。

諸君、裁判管轄條約第三條に據り我政府へ送附せらるべき諸法律は英語を以て其正文と爲すも余に於ては別に故障あるを見ず蓋し歐洲各國の中央政府は右諸法律の英文を熟知するに必用の方法を得るに差支なし。加之余の所見を以てすれば日本政府に對し諸法典を歐洲の各邦語に飜譯せんことを請求するは斷じて爲すべからざるの事とす、斯の如き事業は大凡二十餘年を要し其間日本に於には法律の制定なきものと云ふも可なり、尤も余は此第三條の約款の實際に價値あることを充分に認容するも未だ之を以て彼の英語のみを日本裁判所の公用外國語と爲すべしと云へる第五條（二）項を一概に賛成するものなりとは爲すべからざるなり。

英獨合議案を本會の審査に提出するに當り獨逸國第一委員は此項に說明を附し以て同氏の政府が時勢の止むを得ざるを計り此讓與を爲せし理由を明かにするを便利と思慮せり此時フォン・ホルレーベン氏は其意見を陳述して氏は主として實際行はるゝべき說を主張するものにして獨り英語のみを採用すべしと勸告する所以は此語は外國語中日本人の最も廣く解するものなればなりと云へり。

余は右の說明の理に適へることを充分に承認する者なり、然りと雖も獨逸國委員は右の事實を擧げて其政府が決斷を下せし主要の理由なりと確言するに當り氏は日本政府が外國屬籍の裁判官を混用する所の裁判所を組織するの實地の目的を多少忘却したる者なりと余に於て言はざるを得ず、之を要するに此裁判所設置の目的は外國屬籍裁判官の多數を以て成る所の裁判所に於て日本在留外國人及び其要求事件を裁判するの便宜を外國人に

與ふるに在り、此等の裁判所は日本人と外國人の間の訴訟及び外國人より外國人に對する訴訟を裁判し幷に日本人が外國人に對して犯し又は外國人が日本人に對して犯したる重罪或は輕罪事件を判決せしむるものなり。是に由て之を觀れば訴訟人の多數は外國人にして日本人に非ざるべし、然らば則ち今日竝に向後の訴訟人は多く英國人若くは米國人に在るを認め得るに非ざれば英語を用ゆるも別に訴訟の手續を明瞭ならしむるに至らざるべし。夫然り然りと雖も余は各國屬籍の訴訟人を裁判ずる爲め歐洲各國語を裁判所の公用語に採用すべしと主張する者に非ず、余は日本語の外英語を以て此等裁判所の主要なる外國語として使用するを許容し同時に諸種の書類竝に訴訟人と裁判所間の往復には他の國語を用ふることをも許容せられんことを主張する者なり。思ふに余が同僚中には英語と共に他一二の歐羅巴語を此等裁判所の公用語として採用することを勸告する者なきにしも非ざるべしと雖も斯の如き方法は余が敢て指示せし所の困難を排除するに足らざるなり、何となれば此方法に由り自己の國語を用ふること能はざるに至るものは之に對して故障を述ぶるも當然のことたればなり即ち余の如きも第一に露國語の爲め他國語の享有する權利を要求せざるを得ず其故何となれば假令ひ日本國に於ける英露兩語の權衡如何は姑く之を論ぜざるも余は又日本人中露語に通ずる者は佛獨伊國等の語を解する者より多きことを述べざるを得ざればなり、例へば長崎近傍に一村落あり村民皆露語を解す蓋し此事たるや余は唯偶然一奇事として之を述ぶるに過ぎず露語の外國に傳播するは我人の志望とする所にあらざるなり今世界中露語を解する者一億千五百萬人あり我人は之を以て足れりと爲すなり。

前述の次第なるを以て余は第五條を左の如く修正し謹んで諸君の審査に附せんとす。

(ニ) 右裁判所ノ公用語ハ日本語タルヘシ

(ホ) 英語ハ日本ニ於テ最モ廣ク用ヒラルヽ所ノ國語タルコヲ以テ之ヲ右裁判所用ノ外國語ト爲スヘシ

(ヘ) 自餘ノ外國語ト雖モ裁判所ノ書類竝ニ往復文等ニ用フルコトヲ得ヘシ

(ト) 裁判所ノ宣告書、判決書、意見書等其他裁判所ヨリ發スル書類ハ英語ヲ以テ其正文ト爲シ之ヲ關係人ニ交付スヘシ

(チ) 前項ニ掲クル所類書類ヲ交付スルニハ訴訟人若クハ刑事被告人ヲシテ其最能ク解シ得ル所ノ外國語ヲ指定セシメ右書類ヲ正確ニ該國語ニ飜譯シ之ヲ添附スルヲ要ス

(リ) 裁判所ノ外國屬籍裁判官及ヒ訴訟人ノ英國或ハ米國ノ國籍ニ屬セサルトキハ一同協議ノ上撰定シタル歐羅巴語ヲ以テ審判ヲ爲スコトヲ得然レトモ其判決ヲ公布シ及ヒ之ヲ上級裁判所ニ送付スルニハ必ス英語ヲ用フルヲ要ス

(ヌ) 各裁判ニハ堪能ノ通辯人及ヒ官選飜譯官ヲ置クヘシ右通辯人及ヒ飜譯官ハ宣誓スヘキモノトス

(ル) 裁判所ハ何レノ歐羅巴語ヲ以テ認メタル書類ト雖モ總テ之ヲ受領スルヲ要シ關係人ニ英譯ヲ要求スルヲ得ス但シ英譯ハ裁判所ニ於テ其費用ヲ以テ之ヲ爲スヘキモノトス

(ヲ) 諸裁判所間ノ公用往復文ハ英語ヲ以テ認ムヘシ

斯の如く第五條を修正せば向後我國人民が日本に於て服從すべき裁判權に附するに余輩一同の希望する所の制限及び保證を以てするに至るべしと余は思考するなり。

日本語を以て單一の公用語と爲せしに因り余輩は右の裁判所に日本裁判所たる眞實の性質を與ふるものなり。英語を裁判所用の外國語と爲せしに因り余輩の將に締結せんとする條約の繼續する間は目下日本に多數を占むる「アングロ、サクソン」人種をして裁判所に於て自國語を用ふるの便を得せしめ、又裁判所をして他の歐羅巴語を公然採用せしむるに因り外國人に關する裁判事務は其國籍の如何に關せず順當に且實際差支なく取扱ふことを得べし。余は左の一事に就て諸君の注意を仰ぎ以て此陳述を終らんとす、即ち日本に於ては英語を以て諸外國語中最も廣く行はるゝものとするも之を以て該語の歐洲に行はるゝこと最も廣しとするに非ざること是なり。抑も余の發議に係る計畫の一目的は已に前に述べたる如く裁判所の手續をして歐洲より日本に渡來する諸人に明瞭ならしめんことを欲するものなれば余は諸君が余の提出せし修正の全案を採用するあらんことを窃かに勸告する者なり。

會頭は露國委員の演說に答辯を爲さんとせしにシエンキヱウヰッツ氏は此集會の初に際し氏は第一に演說を爲す者なりと看做すことを開陳せしことに付注意を喚起し氏が演說を爲すの許可を井上伯に乞へり。

會頭は何時たりとも答辯を爲すは會頭の職權たることを主張し置き、先づ佛國委員の意に任ぜり。因てシエンキヱヴヰッツ氏は左の演說を爲せり。

今日本會に於て議すべき所は最重要の二問題なりとす即ち、一は日本法典を余輩各自の政府へ送附するには何の國語を用ゆべきやを議決すること、一は外國人の訴訟人たるときは日本裁判所に於ては如何なる國語を用ゆべきやを議決すること是なり、日本政府の提出に係る條約草案に徴するに唯英語のみを採擇せり即ち第三條第一項及び第五條（ニ）に於ては英語の外他の外國語を使用することを認許せざるなり。

夫れ英語は之を他の外國語に比すれば其東洋に傳播すること最も廣きの故を以て條約案起草者が當初に此國語を容れ用ゆべしと思ひ付きたるも誰ありて之を驚怪するものあらん、然り而して余輩の尊重する英米兩國委員に於ては十分の安心を得て恬然此討議に與かるの特益を有せり、余豈兩氏の爲めに之を賀せざるを得ん乎蓋し兩氏は其自ら保護すべき所の利益は聊かも傷害せらるべきなきを知るものなり。

然れども若し此草案にして果して一二國の利益を保護するものとせば余に於ては之を以て他の邦國の利益を顧みざるものなりと思ふなり、余此草案を熟視するに法律の施行を公平ならしむるの保證あるを發見する能はず我國人民は此保證を要求すべき權利あるものにして且之を要求するは余が本分なりとす。

試に該草案の將に確定せんとする規則及主義は業已に之を實行するものなりと假定せんに其結果は果して如何なるべきや玆に之を尋究せん。

玆に日本に住居し或は日本に來る某外國人ありて日本は外國人の爲めに開かれ各國人は皆同一の制限を以て國內に入ることを得べしと聞き而して裁判所に訴訟することありとせんに彼等は英語を用ゆるに非ざれば之を爲

すこと能はざるなり之を詳言すれば彼等は其不通の言語或は不熟の言語を用ゐざるを得ざるなり而して其判決にも亦英語を用ゆるものなれば彼等は其趣意を詳知するに由なきなり又彼等にして代言人を要することあらんには英國の法律家に據らざるを得ざるべし。又第五條は實に英國法律家をして一種の專有權を占めしむるものと云はざるを得ず、然るに訴訟の論點をして單に民事或は商事に在らずして全く別様の性質を有せしめ而して外國人にして其自己の利益即ち其有形上の利益よりも更に大切なる所の利益を英人若くは米人に非ざる法律家に依托すべき理由あるか若くは斯る理由ありと思考する場合あらば果して如何なる事の出來すべきや、右外國人は代言人の保護を受けざるか或は其希望する所の代言人に保護せられざるかの二事に就て其一を擇ばざるべからず蓋し刑事の場合に於ては被告人は代言人の資格を有せざる者の中より其辯護人を撰擇し得べしと雖も若し此辯護人にして英語を解せざれば裁判所は其辯護人を容れざるべし故に其辯護は自由なるを得ざるなり。若し又日本の法制をして英國或は米國に採りたるものとせば英語專用の方法も亦多少原因結果の關係の論理に適へるものあるべし然れども事實斯の如くならずして日本の法制は之を處々より採擇し所謂歐洲大陸の法制に基くものなり。

右の諸事に就て視るも余輩が目下審査する所の草案をして法律の施行を確實公平ならしむるには大に修正を加へざるべからざること彰然として明かなるべし夫然り而して玆に余が特に重要なりとする所の一論點あり即ち日本法典を我政府へ送附し且我國人民が該法典を閲する場合に於て用ゆる所の國語是なり。

若し余輩條約草案の本文に從ふときは外國語を以て書せる日本法律は唯英文のものあるのみ然らば則ち法律を知らざるを口實とし其責を免かるゝを得ずとの格言は如何にして可ならんか他國人民は兎もあれ我國人民に關しては此格言を適用し得ざるに至るべし何となれば我國人民をして其讀み得ざる所の法律を遵守せしむることは蓋し期す可からざる事なればなり。

抑も此裁判管轄改正の考案は狹隘の精神に出たるものなり故に余は自ら之に改良を加ふるの道何處に在るやを攷究し且何を以てか英語を解せざる外國人の要求し得べき保證と爲すべきやを發見せんことを試みたり而して余が今日までに發見し得たる所の保證は今茲に諸君に開陳せんとする所の方法中に含有するものに止まれり。

裁判用語としては余は英語の外尙ほ二種の歐羅巴語を採用あらんことを發議するなり、扨此等の國語は何國の語たるべきや余思ふに獨佛の兩語は歐洲に傳播し日本に於ても亦既に之を解する者なきに非ず且此兩語を解する者の重要なる商業に從事するを見れば此兩語こそ良に採用するに堪へたるものとす、尤も余が尊重する獨逸國委員に於ては其自國語の使用を放棄せしを以て余は氏が自ら主張せざる所の論點を主張すること能はずと雖も余は之が爲めに佛語を放棄するの理由なしとす加之余は佛語に加ふるに他の國語を以てすること能はざるの理由あるを見ざるなり。

裁判用語として數多の國語を用ゆるに付ては種々の故障を唱へしものありと雖も余が眞に重切なりと思ひて玆に想起し得る所の故障は唯左の一事に在るのみ、即ち其言に曰く若し同一の法律にして數多の本文あらしめば

恐くは其本文に齟齬を生じ錯雜極りなきに至るべしと、此言良に理あり去れば一の正文を要すべしと云ふは蓋し爭ふべからざるの事たり余初め以爲らく若し法律の本文相牴觸することあらば法典の原文に照して之を解釋するを得べしと然り而して此方法は理論上當然の事なれども實際に在ては困難を生ずべきことを了知せり故に最も廣く傳播したる所の英語を以て正文と認むるの理あること明瞭なりとす。

日本法律を各國語に翻譯するは余の必須缺くべからざるものと思考する所にして余に於ては外國人を審判する裁判所に委任して適用せしむべき法典及び諸規則の官譯佛文を要求するなり。

余又玆に再陳せんとす抑も余が要求する所は施法の公平ならんことの保證を得るに在るなり。

余の主意は決して日本に於て英語を緊要なりとすることを駁論するに非ず余も亦明かに其緊要なることを承認するものなり、然れども余が意見にては裁判管轄改正案の起草者に於ても又之を採用せし日本政府に於ても英語を用ゆる人民の爲めに獨占の特典を設け他の外國人に損害を與へんとするの趣意にあらず且此原案たるや唯一條約の概案として提出せしものなり今や此概案を以て條約と爲すの時機到來せしを以て余は謹で左の修正を本會の熟議に附せんとす。

甲

日本帝國政府ハ第四條ニ揭載セル裁判所構成法ノ本文幷ニ法典、法律及規則ノ本文ヲ、、、、、、、政府ニ送附スルコトヲ約定ス其爲メ日本政府ニ於テハ右法典法律及規則ヲ最モ廣ク用ヒラル、所ノ數箇ノ國語ニ官譯

スヘシ

乙

裁判所ノ公用語ハ日本語タルヘシ

外國人ノ訴訟ニ與カルトキハ裁判所ノ裁判用語ハ英語佛語及ヒ（玆ニ本會ノ採用スヘキ他ノ一國語ヲ掲ク）タルヘシ

法律ノ本文ヲ解釋スルニ當リ見解ノ異ナルコトアルトキハ英文ヲ以テ正文ト看做スヘシ

訴狀其他訴訟ニ關スル書類ハ訴訟人ノ自國語ヲ以テ認ムルコトヲ得又辯論ニハ訴訟人ノ自國語ヲ用ユルコトヲ得ヘキモノトス

關係人ニ於テ宣告書ノ官譯ヲ請求スルトキハ之ヲ交付スヘシ

犯罪事件ニ於テ諸種ノ外國語ヲ用ユルコトハ、、、、、、條ノ明文ニ據リ之ヲ規定ス

會頭は露國委員の發議に係る修正を欣然聽聞し日本政府の爲めに之を採用し且本會に對して之を採用するあらんことを勸むる旨を述べ此修正は目下編制中なる帝國裁判所構成法に符合するものにして該構成法中には勿論日本語を以て右裁判所の公用語と爲すの明文あり。

又露國委員の修正案中（ニ）に此事を明言せしは會頭の滿足する所なりと陳述せり。

又會頭は同修正案（ホ）に英語を以て裁判用の外國語とせしは目下の問題を實際に整理するものたるに付之を賛

成するなり在日本外國人にして英語を解する者の數遙かに他の國語を解する者に超過するのみならず日本人にして英語を解する者の數も亦同樣他の外國語に通ずる者に倍蓰するを以て英語を撰んで此用に當つるは自然理に適へりと陳述せり。

又會頭は日本政府が裁判所構成法に關して負擔する所の義務は事實之を履行し得べき丈けに限ること極めて緊要なり英語を選んで裁判用の外國語とせば此一條款を履行するに日本政府の目下の便宜充分なりと信ずと雖も若し此に他の外國語を加ふるに至らば之を履行し得べしと明言する能はずと述べたり。

又會頭は修正案（へ）に由り英語に通ぜざる外國人の利益を損ずることなかるべしと思考す、尤も會頭の意見に由れば（へ）は泰西の裁判手續に於て外國語に關し一般に採用する主義を含有するのみならず該項に於て規定する所は普通慣例の上に出でたるものと云ふを得べしと陳述せり。

會頭は其陳述を終るに當り露國委員の修正案中他の細目に論及せずと雖も唯此等も亦氏に於て採用するに足るものたる事を明言し會員一統に於て此修正案に同意あらんことを望む旨を再言し切に其採用を勸告せり。

次にサーフランシス・プランケットは左の意見書を朗讀せり。

佛國全權委員が過日の私會に於て立論せしよりも一層穩和の說を執れるは余の欣然認得する所なり然れども今同委員が執る所の論旨は余に於て未だ同意し得るものに非ずと言ふは余の遺憾とする所なり。

余が從來の慣習に由らずして今茲に長議論を以て本會を煩はすは余の快とせざる所なれども此問題たるや頗る

重要のものにして蓋し余の意見を以てするに本會の成功を得ると否とは此一事に關するものあるなり。
獨逸國同僚及び余の提議に係り而して日本政府の採用を得たる所の議案中に裁判所の公用語には日本語の外に英語を用ゆべしと載せたり是即ち余に取りては我考案の至要なる一部分とする所にして我計畫をして實際に行はるべき成績を得せしめんには之を以て必須缺くべからざるものとするなり。
然るに佛國全權委員は前會に於て演說を爲し今又大に其演說の模樣を變更して之を再陳せしが同委員に於ては右の議案の採用を拒絕し而して英語佛語及び他の歐洲の一國語を以て均しく裁判所の公用語たらしめんことを要求せり且又同委員は日本政府に於ては英獨兩國委員の議案の第二條及び第三條に準據して各外國政府へ送致すべき各種の法典及び規則書等を通常一般に用ひらるゝ所の國語の一に譯し之を各國政府へ送致することを約すべしと要求せり。
此時シェンキエウヰッツ氏は其敬重する所の同僚たる大不列顚國委員に對し一言を述ぶるを許されんことを乞ひ同委員は同氏(シェンキエウヰッツ氏)が其前會に於て述べたる意見に著しく變更を加へたるものゝ如くに演述し以て同氏が前會の陳說に就き疑を容るゝ所あれども實際同氏が該會に於て言へる所と今現に陳述せし所の意見との間には單に一個の重要なる差異あるのみ而して其差異とは即ち正文を規定するの方法に關するものなりと陳述せり。
サー・フランシス・プランケットは左の如く其演說を繼述せり。
今や佛國同僚は肯然英語を諸法典の正語として採用するものと見ゆるは眞實の事なり然れども同氏が今に主張

する如く夫の浩瀚なる諸法典を六七個國の語に譯するは實際行はれ難きことたるや明白なり。余が了解する所を以てすれば佛國委員が單に英語を以て各裁判所の公用外國語とするを拒むの議論は之を要するに左の如くなるものとす。

日本語の外英語のみを用ゆるときは他の各外國人の占むる所の位置は英人及び米人の位置に劣る所あるべし。現に日本に於て編制中なる各法典は重もに佛國或は獨國の模範に據り佛人或は獨人の起草に係るものなれば此諸法典を英語に譯するには大困難あるを免かれず何となれば歐洲大陸の法律語に於て適切同義の語辭を闕くもの多ければなり。

若し一旦英語のみをして公用語たるを得せしむるに於ては其結果たるや夫の自國に在て習熟せざる所の主義に基づける法律を執行する爲め日本に聘せられたる英國或は米國裁判官は不相應なる勢力を得ることならん。外國人をして其自ら解せざる所の國語を以て書せる法律に服從せしむるは當然ならざるべし。

余は右第一の異論に答へて曰はんとす獨逸國同僚及び余が英語を以て裁判所の用語と爲さんことを發議せしは唯現に經畫中なる裁判所の成功を期し且其裁判所の事務及び判決をして一途に出でしめんには單に一國語を以て公用語と爲すこと肝要なりとの主義に據りたるのみ而して其用語は即ち英語たるべしと發議せるものは他なし余輩は日本に於て最も通常に用ひらるゝ所の國語は即ち英語たるの爭ふべからざる事實を認了するに過ぎざるのみ。

往年日本人の解し得たる歐洲語は蘭語を以て第一とせし時に當り各國は其日本と締結せし條約の正文に蘭語を用ゆるを以て實際便利なりとするに躊躇せざりしことは諸君の記憶せらるゝ所なるべし英國、合衆國、露西亞、佛蘭西、孛漏生、瑞西、丁抹、白耳義及び葡萄牙に於て其日本と締結せし條約の原文に蘭語を採用したるは之を要するに當時蘭語を以て公務上の用語とするを公認せしものとす。

余の記憶する所に據れば英國佛蘭西或は他國に於ても之が爲め和蘭國に劣りたる地位を占めたりと思考したることなきなり。

日本と西洋各國との交際一層親密に赴けるに從ひ蘭語の用は漸次衰へ商業上の事件に於て英語を用ゆるものは漸次增加し輓近締結せし所の諸條約に於ては蘭語を添附することさへもあらざるに至れり。

日本に於て英語の國際上の用語として漸次重要の地位を占むるに至れるは玆に之を證明すべき事實の存するものあり即ち千八百六十九年墺地利條約の原文は英語を用ひたるものにして該條約は理論上本會議事の基礎を爲せるものなり、又千八百七十三年白露條約に於ては英語を以て本文と爲せり、既に千八百六十四年に於てすら下之關取極書の如き極めて重要なる外交文書を三個國の語に認め而して佛蘭西國も亦之に與かりたれども英語を以て其原文と爲したり。

余又玆に開示せん東京、兵庫、長崎、新潟及び箱館外國人居留地の事に關し日本政府と外國の間に取結びたる各種の約定書の如きも英語を以て正文と爲したり其他種々の日本事件に關する國際上の約書の如きは玆に之を

枚擧せざるべし。

日本に於て後來用ゆべき外國語は猶ほ餘國に於るが如く日本と最も密接の關係を有し且其人民の最も多く日本に往來する所の邦國の語たるを要すべきなり、而して現今英語は日本在留外國人の間に於て最も廣く用ひらる所の語たり去れば英語を以て新設裁判所の公用外國語と爲すべき理由は言を須たずして明かならん。

又佛國及獨逸國の法典を英語に飜譯するは困難なりとの議論に就て言はんに若し那波列翁法典及び獨逸法典の完全なる英譯文の現に世に存するものなかりせば此議論は或は一層の勢力を有することあらん蓋し獨逸法典は假令悉皆英譯を經たるに非ずとするも其既に英譯を經たるもの居多ならん。

佛國全權委員は日本政府に於て佛蘭西法典或は獨逸法典の全體を採用せしに非ざることを忘却したるもの丶如し日本政府は唯佛獨法典を模範とし自國の需用に適應する樣之を更改せしものなり、是れ佛獨法律の他に優る所あるを以ての故にあらず唯だ其體裁法典たるを以て英國及び米國法律の如く編成して法典と爲さゞるものに比すれば法典編成の基礎と爲すに便なる所あるが故のみ。

又佛國同僚に於ては英國或は米國裁判官は其自國に於て習熟せざる所の法律を執行するに困難なることあらんとの論旨を以て英語を裁判所の公用語と爲すことに就き異論を唱へたり。

英語は日本に在て一般實際に用ふる所の外國語たるに付之を用ゆるも決して裁判官の選任或は其國籍に關する問題に付偏見を挾む所あるに非ざるなり、今實際の事を言はんに英國裁判官は現に許多の不列顚國植民地に在

て佛國より傳播したる法律を差支なく執行し得るなり又合衆國の數州に於ても米國裁判官は佛國の模範に基づきたる法律を差支なく執行するなり。

日本法典を各國の語に譯して各政府へ送付せざるべからずとの論辯幷に外國人をして其自ら讀み得ざる所の國語を正文となせる法律に服從せしむるは期望すべからざることなりとの論辯は歐洲に行はれざる所の主義に係るものにして葢し余の知る所を以てすれば何國の法律と雖も此の如き主義を口實として之を遁るべきに非ざるなり。

余は大に留心して露國同僚の對案を諦聽せり而して此對案に對し余が同意を表し得るは余の大に喜悅する所なり余は同氏か此推讓調和の考案を起せる友好穩和の精神を欣然認得するなり、而して余は此考案こそ余が執論する所の肝要なる主義と投合一致するものたるを信ずるに付余は眞實本會一同に於て此考案を其儘に採用あらんことを望むなり。

余が玆に主張する所の主義即ち余が英獨兩國の發議に同意せる各國に於て採用するあらんと信ぜし所の主義は日本語の外更に一國語を以て裁判所の公用語と爲すべく而して此國語は英語たるべしと云ふに在り。

新設裁判所は其事務をして可成簡單ならしめ初めて其成功を期すべきなり而して余は用語の箇一なるは其主要の一事なりと考ふるなり。

此事項に付言ふべき所のもの尙ほ多しと雖も余が該問題に就き必須重要なりとする所のものは余玆に之を明示

し得たりと考ふるなり而して余が此佛國同僚の議論に對する答辯は能く實際に適合し且明瞭なりと思考せられんことを希望す。

次にフォン・ホルレーベン氏は左の意見を陳述せり。

余は獨逸國第一全權委員の地位を以て余が敬重する露國全權委員の修正案を其儘に採用する旨を公言するなり今余は段々演說を聽きたれば此上議論を取換はすは無用なりと思惟するなり故に主義に關する問題に就ては余は復た何等の議論も爲さゞるべし然しながら余が同僚たる獨逸國第二委員は其自己の經驗に由て陳示し得る所の實地重要の一二點に就き本會に開陳する所あらんとす。

次にザッペー氏余は左の意見を陳述せり。

在日本領事裁判所及び現時日本裁判所の事務に就て自己の經驗に基づく所の意見を述べんと欲す、今此第五條修正增補の考案は實地の須要に應ずるに十分なるものにして其後來の裁判所の用語に關する所は殊に然りとす現に日本に在ては十八個國の裁判所に於て裁判權を執行するの事實あるに付外國人は他國の語を以て訴訟を爲さゞるべからざること尙更多く日本に在留する自國人員の多數ならざる國人に在ては殊に然るなり、唯其自國語を以て論辯するは自國裁判所に訴訟する場合に於てのみ之を爲し得るものにして爾餘の裁判所にては其裁判所の用語に通ぜざるものは每に通辯人を用ひ自己の辯論を助けしめざるを得ざるなり、然れども此の如き理由あるが爲め右の外國人にして正當の裁判を得ざりし例は余が未だ曾て見ざる所なり。

日本裁判所の手續に關し外國語を用ふるの一段に於て本會が第五條の修正案を採用するは唯日本裁判所に於て便宜に從ひ久しく用ゐ來れる訴訟手續を公然の方法と爲すに過ぎざるのみ、右裁判所の用語は無論日本語たれども外國人に關係する場合に於ては常に該裁判所をして其職權を以て英語通辯人を備へ置かしむることとし、若し訴訟人に於て更に別國語を以て辯論を爲さんと欲する場合には之をも亦許すべしと雖も此場合には其別語語を用ひんと欲する者をして自ら通辯人を裁判所に差出さしむべきこととす、余は從來此方法を用ふる爲め裁判所に對して苦情を唱ふる者ありしを知らず余が十六年間の經驗に據るに其爲め未だ余に對して苦情を唱へしものはあらざるなり。依是觀之余輩が第五條の修正を採用するは即ち現時の事態に就て貴要の改良を加ふるものとす何となれば裁判所に於ては何の場合に限らず訴訟人の爲め相當の通辯人を備ふべき義務あればなり。請ふ余は前論に由て斷定せん現時の手續に於て苦情を唱ふるものなき以上は向後一層完全なる方法は此一事に就て掛慮すべき所のもの更に少きに幾からんと。

以上余が開陳する所は主として民事訴訟の手續に關するものなれども刑事訴訟の手續に於ても亦其被告人は自國の言語に通ずる辯護人を附せらるべき約規あるに因り十分の保安を得るものとす。

加之余の所見を以てすれば第一の保安は即ち後來裁判所の組織に在て存するものなり此裁判所に對し余輩は公正の審判を受けたるものに非ざれば處罰せらるゝことなかるべしとの一事に信用を置かざるべからざるなり、今若し余輩が創設せんと盡力する所の裁判所に此信用を置くこと能はざれば余輩は寧ろ大不列顚國委員及び獨

逸國第一委員の提出せし草案を議定するの勞を取らざるの勝れるに如かざるなり。

コント・ザルスキは氏は本會最終の私會の節日本國に於て外國人に對し裁判をなす爲め設く可き裁判所及び諸法典の用語に關する困難なる問題に付意見を開陳するの光榮を有したり氏は佛國委員及び露國委員の如く裁判管轄條約草案第五條（二）に對し修正案を提出せしと雖も露國委員は氏が同一の問題に付陳述せし所の意見を參酌し其最初の提出案に多少修正を加へたるに付氏は讓和の精神を以て更にセヴイッチ氏の修正案に同意し自分の修正案を取消す旨を陳述せり。

セヴイッチ氏はコント・ザルスキの意見に答へて只今朗讀せし修正案は之を本會の私會に於て提出せし時より其綱領に關して毫も變更を加へしことなし唯其異なる所は「裁判所に於て採用せる公用外國語」なる語に代ふるに「裁判用の外國語」なる語を以てせしのみなりと陳述せり。

ド・マルチノー氏は左の演説を爲せり。

大不列顚國委員は其意見を陳述して露國委員の發議に全く同意を表し且つ此發議の採用を本會に勸告し加之本會も亦右の發議を採納するの決心なるが如くなるを以て余は再び本問題に就て説明を爲し且つセヴイッチ氏の修正案を維持するの理由を開陳するを要せざるなり、此理由の大略は已に諸君の知らるゝ所にして最終の私會に於て余が諸君に開陳するの榮譽を有せしとき已に諸君の高聽を辱ふせり依て余は今茲に簡單に一二の意見を述べんとす。

余輩の一外國語を採用し而して其外國語は英語たるべきことに同意を表せしは一二國をして特權を專有せしめ而して他の邦國を劣りたる地位に置くの偏頗を避けんことを欲せしに由るなり即ち余輩は全く實際上に基く所の論を採用せしものにして此論は最初より獨逸國第一委員が余輩に辯明せし所のものたり。

抑も日本政府が泰西法律家の知識を藉りて以て諸法典の草案を調製したるの事實は其法律家所屬の本國に對し殊遇を與ふるものとせん歟、其法律家を選擇したるは裁判管轄條約制定の議を起せしよりも遙かに以前に在るものなり、且つ余は日本政府に於て之が爲め其法律家の國語を以て日本帝國の裁判上の用語と爲し且つ該國語を以て日本帝國の諸法律を編成すべきものなりとは決して思惟せざるなりと確言するも余の失言にはあらずと思考するなり。十五個年の間外國の裁判官を日本の裁判所に於て任用するとも之に因て毫も日本の國體を損傷することなく且つ泰西開化の全體を其何國に出づるを問はずして採用することありとも決して之が爲めに日本の國體を犧牲に供するものと爲すべからざるなり、是れ余輩の共に許す所の正論なりとす。而して余輩の規定すべき遷移期限間日本語の外に唯一個の用語として英語を用ふることを(露國委員の發議せし折衷を加へて)採用するに當り余輩は此帝國に於て頒布せんとする所の法律は常に永久に此帝國を支配すべきものたることを忘却すべからずと余は思考するなり。今余輩が配慮する所の特別の場合に於て余輩は右遷移期限間何國語と雖も之を採用するを得べかりしに其之を爲さずして獨り英語を採用せんとするものは即是一般の讓與に由て余輩一同の權利を侵すこと莫らんとするの目的に出でたるものなり。

若し然らずとせば余は已に諸君に對して開陳せし趣旨即ち法律及近世開化の本國たる國の語を除却するか又は之を他國語に劣りたる位地に置くことを承認すること能はざる旨を再陳せざるを得ざるなり。

ハッバルド氏は佛國委員に答へて曰く、自分は此重大なる問題に關する種々の事項を詳論し以て時間を消費せざるべし唯茲に爭ふべからざるの一點は即ち新設裁判所の公用語は無論日本語たるべきこと是なり、第二に緊要なる點は英語は日本に於て最も廣く行はるゝを以て之を裁判所用の外國語と爲すべしとの發議なり、大不列顚國及露國の委員は已に日本に英語の廣く行はるゝことに付余輩の注意を喚起せり、而して裁判所の用語として英語を採用せんとする所の實際に基きたる議論は日本在留外國人員に關する統計に據るときは尙ほ一層の勢力を增すものとす、千八百八十年日本在留英國人の數は千百二十四人にして米國人の數は四百七十五人なり又其後の統計に據るときは在留米國人の數は六百に下らざるなり、然れども千八百八十五年の統計に據るときは當時日本には英語を解する在留人の數は少くも千五百九十九人ありしこと明かなり然るに他の國籍に屬する在留歐羅巴人の總數は僅に七百八十九人に過ぎず、若し每年日本に旅行する各國人員を計算するときは英國又は米國の籍に屬する外國人の員數は他の歐洲の國籍に屬する外國人の員數に比較して其多きこと二倍以上に達すべし、且千八百八十五年の統計に於ては同年間に商船に乘込みて日本に渡航せし英國海員の數は二萬七千九百九十六人又米國海員の數は五千二百六人とす、而して他の歐洲諸國の籍に屬する商船乘組海員にして同年間日本に渡來せしものゝ數は總計八千四百六十六人に過ぎざるなり是れ別に辯論を要せざる著明の事實なりとす。

佛國委員は英語を解する裁判官に於て歐洲の法律を模範として制定せし法律を適用することは難かるべしとのことを以て其論旨の根據となすと雖も、之に答辯するには實地の適例を示すを以て足れりとするなり。米國聯邦中の一大州なる「ルイジヤナ」は多年佛蘭西領の一部分たりしを以て其人民、法律、氣風は尙ほ佛國の性質を有せり其米國聯邦中に加はりし以來該州の人民は佛語を用ゆる者最も多くして且つ其法律はナポレオン法典に基きしものなりと雖も英語を使用する裁判官は能く此法律を適用せしにあらずや、且又其裁判所及び行政官衙に於ては常に英語を用語となせしなり又米國聯邦の一なる「テキサス」州に於ても亦右同樣の一例を見るべし、此州の墨斯哥政府に屬せし間は西班牙語を以て該州人民の常用語と爲し且つ其法制は全く西班牙國の法を模せしものなり然れども該州に於て現今廣く行はるゝ所の語は西班牙語にして且つ一般の法律殊に不動產に關する法律は全く西班牙の法律たるに拘はらず該州は共和制度の一州として英語を以て行政官衙及び裁判所の用語と爲すなり、右二州に於ては行政若くは司法上の事務に於て佛國委員の掛念する如き困難に遭遇せしことあらざるなり、此等の事實は以て佛國委員の佛國及び獨國の法律に模擬せし法律を其他の國籍に屬する裁判官が英語を以て執行すること難しとの議論を破るに足るべしと思はるゝなり。抑も英語を採用せんとするの議論は唯實際の便益を謀るに在て獨逸佛蘭西又は其他本會に委員を派遣せる十五個國に害を及ぼすが如き偏頗の處置にあらざるや明かなり、如斯意思は決して日本政府に於て有するものと爲すべからざるなり。

裁判所に通辯官及び飜譯官を置くに因り外國訴訟人は其要する所の援助を受ることを得るなり、又諸國の人を選で

裁判官に任ずるに依り各國の權利を保護するを得且つ其臣民に於ても總て公平の裁判を受くべきことを保證し得るなり。右裁判所の設置期限間各國は均一の待遇を受るを得べく假令否ざるも各自應分の待遇を受ることを得べきなり。是の如くにして以て日本國が完全なる獨立裁判權の地位を回復するの日に至るべし、是即ち此條約の自然の結果なり。

治外法權の存在せる國は實に僅々たるを以て目下の狀況に適用すべき前例を示すは頗る困難なりとす、然れども埃及國の例に依るときは同國に於ては佛語を採用したれども之に同意を表せし諸國に於て佛國に劣れる地位に立つことを自認したるものと云ふを得ざるなりと。

シエンキヱウキツ氏は伊國語は佛語と共に埃及國の會審裁判所の用語たりと陳述せしに、ヘッバルド氏之に答へて曰く尊重なる同僚伊國委員は此事實を證として今日本に於て設置せんとする裁判所の公用語として伊國語を認許せんことを請求したることなしと。

ヘッバルド氏又曰く今茲に論ずる所の事は利己主義の政略に出づるにあらず又一國に於て他の國を凌駕し利益を得んとすることあるにあらず其論點は日本國に對し正當の處置を施し且同時に外國人の權利を保護するに在るなり自分が誠實に露國委員の發議を贊成するは此事實を認了するものにして決して本會に於て此發議を採用するに至らば英米兩國は他國の利害如何を顧みず總て其希望する所の事を達するを得べしとの趣意に出でたるに非ず、抑も此問題に關しては其尊重する同僚佛國委員と一致和合の處置をなすべき理由の存するあるを以て該委員と反對の說を

執るは遺憾なりとす其理由は今茲に述るを要せず佛國委員及び自分は共に共和政府を代表するの榮を有す此二人の本國なる佛國及米國は人民自治及國民主義の大主義を信ずるものたるに依り且殊に少數に加はるものは團結一致を保持すべきの原理に基づき此二國に於ては假令ひ他の諸國に於て日本が其獨立國權を回復せんとすることに不同意を唱ふることありとも尙ほ日本を援助することある歟或は此二國に於て其意見若くは利益の一部を犧牲に供せざるを得ざることありとも日本の此志望を達することを障碍するが如きは他の國々に先んじて之を爲さゞる國柄たることを見るは是迄自分の希望せし所にして向後も亦之を希望して止まざるべきなり、故に自分は其尊重する同僚佛國委員に對し露國委員の發議に同意するあらんことを勸告せざるを得ざるなり蓋し露國委員の發議は各國の利害の關係を調和するものなるを以て自分の見る所にては該發議は本問題を最も滿足に整理するものなりと。

ナイト氏曰く本會議員一同の共に達せんとする目的は外國人の利害に關する事件に付今將に設立せんとする裁判所に於て公平の裁判を施すことを確保するに在りて此目的に就ては孰れも同意を表したり。今現に本會に於て議する所の問題は二箇なりとす、即ち第一英獨兩國委員の提出せる草案第三條に規定せる日本の諸法典及諸規則を各國政府に通知するには其各國の語を以てするを必要とするや否、第二日本語と共に數個の外國語を裁判所の公用語となす事は實際行はるべきものとなし得べきや否の二問題なり。

第一の點に付佛國委員の意見は此等法律及規則は英語佛語及其他の歐洲の一國語を以て翻譯すれば足れりと云ふにあり、然れども此說を採用することより生ずる實際上の困難は姑く措き自分の考ふる所にては此說は二三同僚より

當然の非難を受くべきものにして此二三同僚は亦其本國の語を以て其法律及規則を翻譯するの特權を得んことを請求すべきや必然なりとす。

此法律規則を數個國の語に翻譯するの便益は之が爲めに要する所の非常の煩勞を償ふに足らずと思考するなり又外國人にして其在留國に行はるゝ法律の譯文を要求するは當然の事にあらざるなり白耳義國佛國英國等の諸國に於ては在留外國人の爲め其國の法律を反譯することなきも是に付愁訴するものはあらさるなり。

第二の問題即ち裁判所に於て用ゆべき外國語の事に就ては自分はセヴィッチ氏の修正說に同意するなり、此修正說に依るときは英語に偏重の勢力を與ふると雖も是れ英語の本分とする所にして此說は總て外國人の利益を保護するに於て其何國人たると何國の言語を解するとを論ぜず明かに充分の保證を與ふるものなりと思考するなりと。

シエンキエウキッツ氏曰く尊重なる各同僚は用語の件に付已に意見を一定して本會に出席したるが如し（ナイト氏は此陳述に對し辯駁せり）依て以後此義に付再び議論するは無益なりとす、現時日本國に在留する外國人の地位と歐米諸國に在留する外國人の地位とを對照し之を類似するものゝ如く反覆唱道するものありと雖も其少しも類似することなく又類似し得べきものに非ざることを證明するは蓋し難きに非ざるなり、歐洲の一國例へば白耳義國に於て目下茲に開設する如き會議を見ることを得べきや歐洲中何れの國に於ても何人にまれ其外國に在るの一事を以て其管轄を受くべき外國裁判所に於て其自國の語を用ゆることを請求する能はざるは論を俟たずして明かなりとす。

向後十八箇年を經て日本國が完全の裁判權を得たるときは外國人は日本法律の命ずる所の國語を承諾すべきは亦辯

論を須たざる所なり、然れども現時は各國に於て將に特遇の地位を抛棄せんとするの時にして其抛棄をなさんとする條約を討議するに當り各國が其條件を定むるの權を有するは至當の事たるに過ぎざるなり。

又日本に於ては唯一國の語を以て裁判上の用語となすを要すべしとし若し然らざるに於ては折角今日まで辛苦したる條約改正の準備も水泡に屬するものなりとするの論旨に對しては左の一事を引證することを得べし、即ち現時數個の國語を以て公用語となす國もあり又數個の國語を以て共に裁判上の用語と爲せる國ありと雖も自分の知る所にては唯一個の外國語を取て裁判所に用ふるを許し他の外國語は總て之を用ふるを許さざる國は決してあることなきなり。

然れども此等の事に關して議論するは無益たるべきを以て今茲に之を喋々辯明するを要せざるなり、然れども自分に於ては茲に一言の注意をなさざるべからざることあり、即ち尊重なる露國委員が其意見書を讀了るや否や會頭は忽然起立して同委員の提出に係る修正案を贊成せられたり、責めて外形上だけにても會頭に於ては今少しく公正の處分を取られんこと然るべく但し各國と談判をなす國の代表者たるものは其政府の意見を述ぶる前に各委員をして其意見を吐露せしめざるべからざるなりと思惟するなり。

言を終るに臨み茲に一言せざるべからずと思ふことあり、會頭が唯一個國の語を以て公用語となすの條項を贊成する旨を陳述せるを聞き自分は大に驚愕したり、實際自分の記臆する所は全く之と異なるものあり、過般井上伯及其他内閣の一員と面晤せしとき同伯及其内閣員は自分に告ぐるに日本の諸法典は政府に於て數個の外國語に翻譯すべ

きこと勿論なりとのことを以てせりと。

會頭は本問題の討議は充分なりと思惟するを以て本會議員に於て露國委員の修正案に付公然其意見を開陳せんことを請求せり。

シエンキエウヰツ氏は自分に於ては露國委員の議案を倘ほ能く熟査したる後にあらざれば之に就て可否を陳することは能はざるなりと陳述せり。

ファンデルポット氏も亦其意見を陳する前に該議案を熟査するを希望する旨を陳せり、然れども會頭の勸告に對し自分に於ては該修正案の大體を承諾する旨を答へたり。

其他諸國委員は該修正案を賛成する旨を陳せり。

會頭は決議の結果を認了したる後本會は十一月十五日午後二時まで休會せんことを發議せり、

本會は此發議を採用し午後五時に散會せり。

井　上　　馨　　　　シエンキエウヰツ

靑　木　　　　　　　エルド・マルチノー

ザルスキ　　　　　　デーナイト

エフ・アール・ブランケット　　ホルレーベン

リチアード・ビーハッバルド　　デーセヴイッチ

ザッペー　　　　　　デエ・デラヴアット

イイ・ファン・デル・ポット　右佛文に署名
アールダブリュアルウキン
ルーレイロ
右英文に署名

此書は正寫なることを證明す。

バロン・ド・シーボルド　ジヨン・エイチ・ガビンス
デイ・ダブリュ・スチーヴンス　ビー・ド・ルシー・フオサリウ
都築馨六

會議錄　第十

明治十九年十一月十五日集會
井上伯を會頭とし午後二時開會
出席各員
日本國全權委員　井上伯及青木氏

佛蘭西國全權委員　シエンキエウヰツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・ブランケット
氏伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏
獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
露西亞國全權委員　セヴイッチ氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　ファン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルウヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フォン・ホルレーベン氏

會頭は前回の會議錄公文は今回の集會に於て署名するに間に合ふ樣調製し能はざりし旨を告げ因て右會議錄筆盤の爲は已に各委員に於て所持せらるゝ所なれども其署名は次會まで延期すべしと發議せり。

此署名延期の事に付別に異論なかりしを以て會頭は右會議錄に關し意見を述べたき旨を告げ則ち左の演說を朗讀せり。

前會の終に於て佛國委員は一二の意見を陳述せり余は此陳述は會議錄に掲載することなかるべしと思考せしに由り當時此に注意するを必要と思はざりき然るに此陳述は已に登錄する所たるを以て余は此機會に臨み自己の爲め此陳述に論及せざるを得ざるなり。

佛國委員は前會の節余が露國委員の修正案に關して取れる處置に付注意を惹起するを至當と認め其意見を陳述して曰く「露國委員が其意見書を讀了るや否や會頭は突然起立して同委員の提出に係る修正案を賛成せり」と又曰く「責めて外形上だけにても今少しく公平の處置を取られんこと然るべく且各國と談判を爲す國の代表者たるものは其政府の意見を述ぶる前に各委員をして其意見を吐露せしめざるべからざるなり」と。

佛國委員は余は諸君の推選に由り本會の會頭たるの光榮を荷ふのみならず又余は我至尊なる皇帝陛下の勅命に依り日本國第一全權委員たるの事實を見ざるもの〻如し。

余は右に引擧せし陳述を聽きて驚愕せしことを明言せざるを得ず何となれば余は會頭として余が盡すべき職務は余の力限り禮儀と公平とを以て各位に對して盡せしのみならず又向後之を盡すべければなり、又佛國委員は前會の節余は會頭として第一に陳言するの權を有するも氏の請求に應じ氏の爲めに其權を讓りしことを記憶せらるべし、然れども余は日本國全權委員たるの資格を以て若し本會に提出せらる〻所の修正案に對し意見を有

することあらば可成之をして疑なからしむること余の本分たるべしと最初より思考せり、而して余が我政府の爲め吐露するの榮譽を有せし意見の本會議決に勢力を及ぼすことなきにしも非ざるを見るは余が欣喜する所たり蓋し此結果は獨り本會々員が可成日本政府の希望に應ずるに躊躇せざるのみならず又會員諸君が本會に於ける日本の眞實の地位即ち國際上の條約改正の爲め他の獨立國と商議する所の一獨立國の地位を認了するに基因するものとす。

左れば前陳の場合に於て余が日本國の代表者として余の職務を盡せし方法に付佛國委員の陳述せし所に對し余は此義に關しては本會に於て日本を代表するの榮譽を余に付與せられたる我至尊なる皇帝陛下に對してのみ責任を有するものなることを公言せざるを得ざるなり。

終に臨み佛國委員が余及び他の內閣員と面晤せし事あるに由り日本法典は諸種の外國語に飜譯することとなるべしと思ひ居らるゝ旨陳述ありしことに關し又左の一事を述べざるを得ず、即ち余は本會に於ても日本裁判所に於て一外國語の外倘他の外國語を採用する事に關し佛國委員と何たる約束も決して爲せしことなく且つ佛國委員が我內閣同僚の一人の陳述せしと云ふものゝ如きは余は公然之を聞知せしことなきを公言するは余の躊躇せざる所なり。

シエンキエウヰッ氏曰く、本會の會頭は其會頭及び日本政府委員たるの兩資格を以てしたるに非ずとするも會頭若くは日本政府委員として通常の慣例に反し長文にして且つ丁寧に修辭せし演說を以て前會の終に於て自分が陳述

せし極めて簡單の意見に答へられたり、尤此の如き陳述にして注意を要すべきものあらば之に就き直に注意を喚起するを以て通常の慣例なりとす自分は右演說中の要點に對し二三の語を以て直に答ふることを勉むべし、偖て井上伯が種々陳述せし中に同伯若くは他の內閣員に於ても裁判所の外國語の事に就ては自分と何等の約束をも曾て爲せしことなしと確言せり。然るに自分は約束を爲したりとの事は一言も述べしことなく又裁判所の用語に關しても別に陳述せしことなし唯自分は私に面晤せし際外務大臣閣下及び其同僚の一人は法典を諸種の國語に翻譯するは無論の事たるが如くに陳述したりとのことを述べたるのみ、因て自分は井上伯が使用せし語句を其儘に反覆陳述せざるを得ず、又何は扨て置き井上伯は日本政府の委員たりとの議論ありたれども自分の考ふる所を以てすれば同伯は右の資格を以て事を爲せしと云ふも本會の會頭としては外國委員に對し必要の禮儀を表するの責あるは勿論にして設令同伯が商議に參與する一國の代表者として此責なしとするも伯が會頭たる以上は右の責を免かれざるべし、又井上伯は言を總るに當り同伯は其至尊なる皇帝陛下に對してのみ其責任を有することを剴論せり、而して此事は今回の問題と更に關係を有せざるものにして自分に於ては更に之を爭辯するの意なしと雖も自分も亦其代表するの榮を荷ふ政府に對して責任あることを指示せざるべからず、右の次第なるを以て自分は甚だ遺憾ながら前會の節に陳述せし意見を聊かも變更することなく固執するを必要なりと覺ゆるなりと。

ホルレーベン氏は左の演說を朗讀せり。

前會の節佛國委員の陳述せし演說中左の語句あり（會議錄第十二頁）曰く（余が尊敬する獨逸國委員に於ては

其自國語の使用を放棄せり」と。

余は敢て余が尊重する佛國委員に告げん凡そ放棄を爲すは權利の放棄すべきものあるの場合に限り之を爲し得るものとす、然り而して佛國にまれ英國にまれ又獨國にまれ其國語を日本裁判所に於て使用するの權利ありと云ふが如きは余の許容し能はざる所にして此權利は獨り日本にのみ屬するものなり、夫れ日本は其新設裁判所に於ける其國語の使用を一時限り多少放棄せしことは實に然りと雖も是即ち純然實際の便宜を計たるものにして又英語を其裁判所の外國語として採用し以て該國語に特典を與ふるを適宜と思惟せしも亦右同樣實際の便法に出たるものなり、蓋し余は右の如き特典を曾て要求せしことなく且此事に關し獨り正當の權利を有する政府即ち日本政府に於て此特典を余に與へしことなきを以て之を放棄することは余の爲し能はざる所なりき。今余は尊重なる同僚露國委員の修正案を採用したるを以て余は余の保護すべき利益即ち本會に於ては獨り余の斷定に歸すべしと思考する所の利益に對し充分の滿足を得たりと信ずるなり。

シェンキエウキツ氏はホルレーベン氏の陳述に答へて、自分が獨逸國第一委員は自國語の使用を放棄したりと云ひしは其意味單に尊重なる同僚は獨逸語の使用を要求する權を放棄せしと云ふに止るものにして自分の使用せし語は他の意味を有するに非ず又恐くは他の意味を有し能はざるべしと陳述せり。

會頭は前會には露國委員の提出せし修正案採用の議決を延期せり和蘭國委員は唯其大體に同意し佛國委員は其意見の吐露を見合せたり故に今回の集會に於ては先づ此未決の問題を議決すべきものと思考するを以て右の兩委員に

於て其意見を陳述ありたしと述べり。

シエンキエウキツ氏は左の意見書を朗讀せり。

會頭閣下は本月九日の集會に於て外國委員に勸告するに尊重なる露國委員の提出に係る修正案に對し各其意見を吐露すべきことを以てせり。

抑も右修正案は讓和の精神を以て起草し且つ日本裁判所に於て使用する外國語の件に關し日本政府の草案(二)項に揭ぐる所の狹隘の精神に出でたる條款に多少變更を加へたるものなり是れ余が欣然承認する所なり。第三條は我國人民が日本法典を參閱し得べき國語を定むるものたるを以て余に取りては實に重大緊要なるものとす而して本條は本月九日集會の節朗讀ありしと雖も未だ公然之を本會の議決に附せざりき。

右の次第なるを以て今第三條及セヴィッチ氏の修正案に關し其可否を決せんとするに當り余は左の一事を公言せんとす即ち該條竝に該修正案の條款は之を全體より見れば未だ充分に我國人民の利益を保護せざるものたるを以て余は稟申を經てのみ之を採用し得るなり。

ファン。デル・ポット氏は左の意見書を朗讀せり。

前會に於て余が尊重する露國委員の議案に對し余が意見を吐露することを見合せしは露國委員が英獨合議案第五條に加へし修正を最初朗讀せられし際余は右修正案は原案(二)項を以て英語を公用語とせしことを廢し單に之を裁判用の外國語と爲せしものと思考せしに職由するなり、而して余が本會に於て代表するの榮譽を有す

る三政府は各英語の公用語たるを認定する所の右條約草案の大體に同意せしを以て右修正案は其拋棄せし所のものに代るべき相當の事項を加へられしや否を確知するまでは曩に日本政府が條約草案を採用せしときに當り同政府が業已に許容せし所のものゝ一部を放棄するには余は多少躊躇せり、然れども露國委員の修正に係る(一)以下の諸項を丁寧に研究するに該案は各國人民に對し公平に法律を施すの方法を充分に備ふるのみならず又同委員は(二)項に於て失却せし所の地位を全く回復すること明なり、而して同條の說明の如きは此修正案の體裁の遜讓の精神に出たる理由を明瞭に指示するものとす、偖て條約草案第三條の文詞は凡そ異見若くは爭議ある場合に於ては英文の諸法典を以て正文と爲し其英文の確定のものたることを明言するものなりと余は看做すべし、而して大不列顚國幷に亞米利加合衆國の兩委員は何れも英語をして裁判用の外國語たるよりも尙ほ高尙の地位に在らしむることを要求せざるに因り余に於ては此點を主張するの必要なし。

右の次第なるを以て余は欣然露國委員の提出に係る條約草案第五條の修正案に同意を表する爲め余に委任せられたる三個の投票を爲すなり。

サー・フランシス・プランケットは、佛國及和蘭國兩委員の意見は勿論留意して聽聞せり和蘭國委員がセヴィッチ氏の修正案を採用せしは喜悅に堪へず、然るに法典及裁判所用國語の問題の如きは最初英獨合議案を本會へ提出せし時より極めて重要の問題たりしこと明白なるに拘はらず尙ほシェンキュウヰッツ氏に於ては今本會の聽聞せし所よりも更に確定したる意見を吐露すること能はざるを見るは遺憾なり、余は此點に付已に數月前自國政府へ通知に及

び置きしことを以て視れば佛國政府も亦充分に此件を熟知する所ならんと假想するも誤謬に非ざるべし、余の所見を以てすれば此問題は極めて重要のものにして且數多の日子を費さずして電報を以て訓令を受領するも難きに非ざれば本會は佛國委員が本件に關し聊か制限なく其意見を述べ得るに至るまで休會せんことを發議すと陳述せり。

シェンキェウヰッツ氏は氏が露國委員の提出に係る修正案の採用に附着せし條件は即ち此條件を以てするに非ざれば氏に於て右修正案を採用する能はざるものなり、此條件は各會議に於て常に使用し即ち制限を加へて採用すると用ゆる所の言辭にして必しも議事を妨ぐるものに非ずハッバルド氏に於ても氏は稟申を經るに非ざれば何事も採用し能はずと屢々本會に於て公言したるに非ずや、又佛國政府が確然其意見を吐露する前に本問題に關し提出ありし意見を悉皆了知するの必用なること明瞭なり而して前會の節起りたる討議の顚末を電報を以て通知すること極めて困難なるべければ余は其政府に於て右修正案に對し必要と認むる所の結局の取捨を爲すに妨なき樣意見を陳ぶるを至當と思考せりと陳述せり。

ハッバルド氏曰く尊重なる佛國委員は自分（ハッバルド氏）も亦右修正案の稟申を要すべきものとして採用せし事實を述べられたり、自分は本會に於て採用する事件は都て稟申を要するものたることを自國政府の爲め本會へ報道し置くべし而して自分が合衆國の委員として議案を採用するも更に其政府の最後の決議を左右せざるなり合衆國が外國と締結せし條約を批准し若くは之を拒絕するの權は合衆國元老院に在りて會頭も亦過般合衆國及日本間に締約せし罪人引渡條約の場合に於ても其批准前元老院は二三の修正を加へしことを記憶せらるべし、又自分が尊重す

る佛國委員の陳述せし所を以て視れば自分も亦同委員と同樣の位置に立つ者にして共にセヴィッチ氏の修正案を採用し共に禀申を要するものとして之を採用せり、蓋し佛國委員の所謂禀申を要すとは佛國政府に於て前案修正案の採用を拒絕するに非ざれば氏（シエンキユウキツ氏）は之を採用すべしとの趣意に外ならざるべしと確信すと。

シエンキユウキツ氏は余の處置の正當なるは英國全權委員が屢々禀申を要すと言ふ辭を用ひし例に由りて彰然たり、今其一例を擧んに蘇西運河自由航通に關する會議の記錄を視るにサー•ジユリアン•ポウンスフオートは屢々此言辭を用ひしこと明なりと陳述せり。

ナイト氏は露國委員の提出に係る修正案に對し佛國委員が其可否を決するに當り制限を加ふるを必要とし而して本會の會員中には切に此制限を緊重のものと爲さんとする者あるを以て余が屢々開陳せし意見を再述せざるを得ずと思考す、即ち余は禀申を經るに非ざれば如何なる議案と雖も公然之を採用し又如何なる處置と雖も公然之を爲すの權力なき者にして確然之を採用するの權は全く余の政府に屬すること是なり、又余は英獨合議案を基礎として談判に參與し且つ之に對し投票するの權は無論有すと雖も余が爲し得る所の條約は唯余が採用するに足るべしと思考する議案の採用を其政府に勸告するに止り條約調印の前には其本文をブラッセルス府に送附するを要するは勿論のことなりと陳述せり。

セヴィッチ氏は各員皆同一の位置に立つ者と思考す各委員は皆採用權を有すと雖も其權たるや調印の權を含有せざるものにして此點に付ては條約調印の前各員皆其政府の許可を受るを必要とするや明なりと陳述せり。

ド・マルチノー氏曰く各委員は皆稟申を經てのみ採用し得ることは明白なり、本會の事業は悉く未定の性質を有するものに非ずや若し然らずとせば條約の批准とは他に何等の意味を有するものなるや、然りと雖も此の如き普通にして且つ濶大なる意味を以て稟申を要すと云ふ字句を用ゆる場合と特別の條項若くは論點に對し殊更に意見を述ぶる爲め右字句を用ゆる場合とは重大の差異あるものとす。故に若し尊重なる佛國委員にして「余は稟申を經てのみ採用することを得」の字句に附するに通常採用の言辭の意味を以てせしならば則ち可なりと雖も若し之に反し該委員に於て其制限に特別の意義を附し以て普通一般にして世人の普く知る所の制限即ち「批准を要す」と云ふものと大に異る所あるに於ては余はサー・フランシス・プランケットかシェンキェウヰッツ氏に於て其政府の爲め確乎たる意見を吐露し得るに至るまで本會の中止を要求すと發言せしも亦其理由あるを覺知するなりと陳述せり。

ド・マルチノー氏又曰く大不列顚國委員がセヴイッチ氏の修正案に付て起りたる討議を重要のものとし此修正案にして一旦佛國政府の拒絕する所と爲らば向後の討議は無用に屬するに至るべしと信ずるも敢て誤謬なかるべしと思考す假令本會は其議事を繼續し條約の各條を賛成し得べしと雖も其最終に發見する所は今回の談判に參與する最重要國の一たる佛國政府が前陳の問題に同意せざりしを以て何事も成効を奏せざりしと云ふに過ぎざるべしと。

シェンキェウヰッツ氏はド・マルチノー氏に答へて氏が最前說明せし所の外別に追言すべきことなしと陳述せり。

サー・フランシス・ブランケットは余は最前本會に陳述せし意見に二三言を追加したき旨を告げて曰く、露國委員の修正案を採用するに當り尊重なる佛國委員が用ひし所の言辭と他の委員が用ひし所の言辭とは緊重の差異あるも

のなりと思考す、抑も各國政府は勿論拒絶の權を有するものなるが故に此點より論ずるときは本會の事業は皆稟申を要するものたること固より疑を容れず、然れども佛國委員の開陳せし採用の趣旨と他の委員の公言せし採用の趣旨との間には左の差異あり即ち他の委員は前案の修正案を採用し之を各自の政府に勸告することを約せしと雖も佛國委員は其熟考すること四日に及びたる後「余は稟申を經てのみ之を採用するを得」との語を以て其意見を吐露せり、是れ單に採用するを得ずと云ふに均しとす他の委員には一として右同樣の字句を用ひし者なく各員皆右修正案を制限なく採用せり、故に他の委員に於ては殊更に稟申を要すとの語を用ひし者なしと雖も尊重なる佛國委員は右の語を用ひ以て判然其採用に制限を加へられたり、若し佛國委員の主意にして他の委員と同樣に右の修正案を採用し之を其政府に於て認可する樣勸告すべしと云ふに在りとせば復た一言の陳すべきものなしと雖も大不列顚國委員の腦裏には佛國委員の主意此に出でざりしとの感觸を惹起せりと。

サー・フランシス・プランケット又曰く右の次第なるを以て法典及び日本裁判所用外國語の如き自分が極めて緊要なりと思考する問題に關し委員中尙ほ疑團を抱く者あらば寧ろ該委員が確然其意見を陳述し得るまで本會の議事を中止するに如かずと確信する旨を再陳せざるを得ざるなりと。

セヴイッチ氏は稟申を要すと云ふ字句の精確なる意義に付誤解を生ぜりと思考す抑も稟申を要すべきものとして採用すと云ふ言辭には二樣の別あるが如し即ち一は承諾にして一は不諾なり其承諾の言辭は「余は稟申を要すべきものとして採用す」との字句を用ゆるものにして其意義たる「向後我政府に於て余の處置を非難するに非ざれば之

を採用す」と云ふにあり又不諾の言辭は「余は禀申を經てのみ採用す」との字句を用ゆるものにして其意義たる「余は我政府に禀申して其訓令を受るまで採用するを得ず」と云ふに均しかるべしと陳述せり。

フオン・ホルレーベン氏は大體上氏が尊重する露國委員の陳述に同意を表すと雖も採用權に關する各委員の位置は或は全く等一ならざるやも計り難し氏の如きは其訓令の範圍內に於て締約署名するの權を有すれども右範圍外に出る議案は禀申を經てのみ採用し得るものにして其政府より訓令を受ざるを得ざること明なり之に反し右範圍內に在る所の議案を提出するものあれば則ち之を採用し而して之に署名して其採用に効力を有せしむるの權あり但し其君主及び獨逸聯邦議院の批准を要するは勿論なりとす、尊重なる露國委員の修正案に關する問題は緊要なるに拘はらず判然氏の訓令の範圍內に在るを以て氏は之を採用し且つ之に署名するに躊躇せざるべし氏竝に獨逸國第二全權委員の委任狀は氏が說明せし如くなるも他員も亦同様の位置に在るや否固より氏の知る所にあらずと述べたり。

コント・ザルスキは氏が墺地利洪牙利國全權委員たる委任狀は其尊重なる同僚獨國委員の委任狀と同様の權限を附與するものなりと陳述せり。

ハッバルド氏は氏の尊敬する佛國委員がセヴイッチ氏の修正案を採用する旨を告るに際し用ひし言辭即ち「余は禀申を經てのみ採用す」と云ふ語は通例外交上の會議に使用する所にして之を議院及び外交上の用語としては右の言辭を用ゆる委員は其政府の認可を要するものとして採用すと云ふ意なり、如斯き場合に於ては議事を繼續するを常例とす、抑も此言辭は一委員が反對說の議案を破毀すること能はずして爾かも全會の同意を要する談判の進歩を

妨ぐるを好まざるとき屢々用ゆる所のものにして「若し同委員の政府に於て之を採用するに到らば好都合なりと」云ふ意なり、若し委員にして如斯き處置を爲すに非ざれば其政府は批准を爲し或は之を拒絕するの機會を得ざるべし左れば右の言辭を用ゆるも佛國委員の處置は交誼を缺くものと爲すべからずと陳述しバッフェンドルフ氏及ホウキント氏の萬國公法は前述の見解を是認するものとして之を引證せり。

シェンキェウキツ氏は余が採用の義を開陳せし言辭を氏の同僚諸氏が殊更に緊重のものと看做せしを以て氏の意見を記述するに必要なりと思考せし言辭は目下の事體の然らしむる所にして其意見は即ち此事體に適應するものなり、委員諸君は前會の節に起りし事柄を記憶せらるべし原案の最初の二個條は多少變更を加へて之を採用し、始めて本會に提出せられたる第三條は之を朗讀し了り本會は未だ該條の審査を始めざるに先づ之を一方に捨置きて、第五條の討議に移れり而して該集會の終に當り會頭が本會の意見を問ひしは即ち第五條に關せるものなり、故に目下の狀體は不規則の廉あるを免かれず右の次第なるを以て氏の投票も亦此不規則なる狀體に應じて其言辭を定めざるを得ざるに至れりと陳述せり。

セヴィッチ氏は前陳の不規則は有ることなしと主張し氏が意見書には唯密着の關係を有する二個の問題を合併せしのみにして佛國委員と雖も一私會の節親ら演說を爲し右兩問題を合併するの必要なるを承認せりと陳述せり。

シェンキェウキツ氏は私會に關することを陳述するを拒み該會の目的は單に意見を交換するに止り且前會の節氏の陳述せし演說に於ても氏は右兩問題を判然區別することに注意せり、右兩問題の間には爭ふべからざる關係あり

と雖も第三條は之を放棄し其可否を本會の議決に附することなく本會は直に第五條に關し其議決を求められしこと事實なりと陳述せり。

フオン・ホルレーベン氏は六月十五日の集會に於て大不列顚國及獨逸國の兩委員が目下審議中なる草案を本會へ提出せしことに關し日本政府は其節該草案の全體を採用せりと陳述せり。

シェンキヱウヰッツ氏は決して此事實を爭ふに非ずと雖も前陳の草案に對しては日本政府も亦自から修正を加ふるの權を保持するものたるを氏は指示せんと欲するなり該政府は本會と同樣未だ曾て第三條に對し意見を陳述せしことなく既に同條の討議を始めたるに日本委員の投票及其意見の陳述は第五條に涉れりと陳述せり。

會頭は獨逸國及び佛蘭西國委員の陳述せし意見に答へて曰く英獨合議案は六月十五日集會の節自分が日本政府に代りて毫も制限を加へず之を採用したること該集會の會議錄中左の一節に明記せるが如し。

本會再び集會したるとき會頭は大不列顚及び獨逸國委員の本會に提出せられたる裁判權條約草案を日本政府に代りて採用し之を以て曩に提出せる改正條約草案中裁判權に關する條款に代ふる旨を宣言せり依て會頭は日本の考案中裁判權に關する部分を取消せり。

又佛國委員が前回の集會に於て發生したる事なりとて注意を喚起したる議事上不規則の如き觀ある事に就き會頭は、本會が英獨合議委第三條より第五條に移りたるは右第五條中外國語の使用に關する最重要の條款あるが爲めなり前會の節會頭は露國委員の提出に係る第五條修正案を採用すと公言したるが此第五條の採用は同時に第三條をも

採用するとの意を含めるなりと陳述せり。

又會頭は佛國委員の所謂稟申を經てのみ採用すとの意義を說明あらんことを該委員に請はざるを得ずシェンキユウキッ氏の採用の趣旨は他の委員の採用と同一に見做されんとの意か將た特異の制限を加へたりと見做されんとの意かと陳述せり。

シェンキユウキッ氏は會頭に答へて氏は先づ事體の不規則なることに付一言せんと欲す、尤も此不規則は會頭の承認せざる所なり、抑も日本政府が大不列顚及獨逸國委員の提出に係る草案の全體を採用したるは爭ふべからざることにして佛國委員と雖も亦其大體の主意を採用せし者なり、然りと雖も之が爲めに一部の改正を爲し或は之を爲さんと發議することを禁ぜらるゝの理あらんや又之が爲めに適當の順序を拋棄すべけんや、前回の集會には第二條に就て議事を開き該條は氏の特に留意せる所たりしが本會は忽ち此條を捨てゝ議事全く第五條に移れり、是れ氏の所見を以てするに不規則の事體たるを以て氏は之に向て抗論し且之に就ては常例に從ひ投票を爲し難しとせしなりと陳述せり。

又佛國委員は氏が使用せし所の稟申を經て採用すと云ふ言辭は敢て新奇の事に非ず又左まで重大の議論を惹起すべき性質のものに非ずと思惟す、此採用法たる歐洲の諸會議に於て常に用ゆる所なり假令ひ委員の一人に在て此制限法を用ひざるを得ずと思考するとも議事は依然繼續し其控置きたる決答は會議終結の前時期に後れざる樣提出して毫も之が爲めに議事を妨害することなしと陳述し、目下の場合に於て該委員は首として英國委員が諸般の列國會

議に於て示したる先例に則れるものたることを再陳し更に蘇士運河自由航通に關する會議を引證せり。

會頭は佛國委員の意たる本件に關しては特別の訓令を受るが爲めに政府に稟申せざるを得ざるを以て其採用は確定のものに非ずと云ふに在りと了解して可なるや日本政府に代てシェンキェウキッ氏に質問せざるを得ずと陳述せり。

シェンキェウキッ氏は然りと答へたり。

ナイト氏は氏も亦佛國委員と同樣前陳の遺漏に心付けり而して第三條に關して始りたる議事の第五條中の一項に移り去り第三條第四條及第五條（イ）（ロ）（ハ）の諸項を一方に擱くを見るは氏に於ても亦驚訝すること右同僚に異ならざる旨を陳述せり。

氏又會頭は第三條に就て其意見を吐露したりとは雖も他の委員は一人も其意見を吐露せず又其意見を吐露すべきの要求さへも受けざるなり因て氏は本會の該條の審議に移らんことを希望す該條に就ては氏に於て些細の修正案を提出せんとすと陳述せり。

此發議は會頭及本會の同意を得たるを以て白耳義國委員は左の演說を朗讀せり。

日本語は明瞭且簡約に法律上の思想を寫し出し難しと是れ余輩の聞く所にして余は此言充分に理ありと思惟するなり且夫れ將來頒布せらるべき法律は外國語を以て外國法律家の起草する所に係れば其日本文とても一の譯文たるに過ぎず然るに此等の事項は聊かも疑義なからしむること最も肝要なるのみならず又或場合に於ては日

本文と英文と全く精密に符合せざること之あるべきを以て凡て外國人に交渉する事件を裁判するには英文のみを正文と看做すこと願はしきなり因て第五條となるべき舊第三條を左の如く爲さんことを發議す。

第　五　條

日本帝國政府ハ第一條ニ掲グル期限ヨリ六箇月前即チ本條約批准交換後十八箇月内ニ第四條ニ掲グル所ノ裁判所構成法并ニ諸法典及警察規則ノ英文ヲ、、、、、、、、、、、、、國政府ニ送附スルコトヲ約定ス

、、、、、國臣民若クハ人民交渉事件ノ審理及裁判ニ就テハ右英文ノミヲ正文ト認ムベシ

日本帝國政府ハ右法典及法律規則ニ改正ヲ加ヘントスル時ハ其改正ヲ實施スル六箇月前ニ右同樣之ヲ、、、、、國政府ニ通牒スルコトヲ約定ス

本條の文章を新定するに就ては余は一項を追加せんことを發議するの外に尙ほ法典と云へる文字の次に警察規則の文字を追加せざるべからずと思惟せり實際余の思考する所にては上條に掲載せる法律及警察規則は日本政府をして英譯文を送附すべき義務を負擔せしむる所の書類中に包含するを要するが如し。

ナイト氏其演說を繼續せんとせしがサー。フランシス。プランケットは、其尊重する同僚白耳義國委員の演說を妨ぐることを謝し自ら說を爲して曰く、今本會に於て佛國委員はセヴイッチ氏の修正案を採用するや又は拒絕するやの問題を考究するに當り裁制管轄條約草案第三條及第四條の文辭の討議に着手するは宜しからざるに似たり此問題に關し自分は本會に公然の發議を爲したるを以て條約草案の審議に從事するに先ち此發議の討議を終結するの許可

あらんことを會頭に請はざるを得ずと。

會頭は大不列顚國委員の意見に同意を表したるを以てナイト氏は條約草案第四條及第五條（第六條及第七條となるべきもの）に就て述んと欲したる意見の陳述を暫時見合せたり。

サー・フランシス・ブランケットは其陳述を繼續して曰く、自分は佛國委員がセヴイッチ氏の修正案を採用したる意味に就き一層完全の說明を與へられんことを强請するは自己の本分と信ずるを以て同委員の之を宥恕するあらんことを希望す、シエンキエウキツ氏が稟申を經て採用するは許多の會議に先例ある事なりと言へる議論は此場合に適用すべきものに非ずと思考す、抑此採用法を用ふるは豫期せざる所の重大なる問題の俄然發生したる場合に在るものとす然るに現時の場合は斯の如きものとは謂ふを得ざるなり、日本法典正文の用語及新設裁判所の裁判用語として英語を用ふることは英獨合議案の最初本會に提出せられたる時（去る六月十五日）より該草案中顯然主要の事項を爲せるものにして日本政府も之に同意したるなれば此問題は本會に取りて新奇のものに非ず、又此事に關し委員中一人として未だ政府の訓令を受けざるものゝ有るべき樣なしと。

又曰く、尊重すべき露國委員は此點に付裁判所管轄條約草案に原と記載せし條款に代へんとの考案にて一の修正案を提出したるは實に然りと雖も此修正案は原案に改竄を加ふるに過ぎず、若し佛國委員にして之を以て英獨合議案中に包含せる議案に重要の變更を加へたるものなりとし其理由に依て此修正案に異議を唱ふるなれば其異議たる倘ほ勢力なきに非ず、然れども佛國委員の論據と爲す所は此にあらず即ちシエンキエウキツ氏は唯一個の國語（即ち

日本語及英語）のみを法典及裁判所に用ふることに反對し此問題の凡そ五ケ月以來氏の審査に附せられたるに拘はらず尙ほ其反對論を固執するものなりと。

大不列顚國委員は更に陳述して曰く、尊重すべき同僚獨逸國第一委員は本會委員各自の帶ぶる所の全權及訓令の問題を提出せり此問題の起るに付ては自分は左の一事を說明するを要すべしと思考す、即ち自分に於ては凡そ本會に提出せられたる各原案は英獨合議案も現狀の儘勿論其中に包含して之を採用し得るものにして且つ右議案の主義に關する事項に變更を加へざる限りは敢て政府に稟申せざるも之を採用するを得べきこと是なり、尤新に提出せらるゝ所の議案即ち例へば尊重すべき同僚露國委員の修正案の如きものを採用するに至ては暗に稟申を要すべしとの條件を以てせるは自然の事なりと。

終に臨みサー•フランシス•ブランケットは陳述して曰く、本件の論點は左の一事に在りとす即ち佛國委員は英語を以て法典の本文及裁判所の用語とすることを承諾するや否是なり自分は此點に付き明確なる返答を請求すべき理ありと覺ゆるなりと。

シエンキヱウヰツ氏はサー•フランシス•ブランケットの演說に答て曰く尊重すべき大不列顚同僚が說きたる稟申を經てと云ふ言辭を用ひ得べき場合と用ひ得べからざる場合如何に關する問題に就ては更に討論を開くこと無益なりと思考す又自分が露國委員の提出に係る修正案に關して吐露せる意見即ち自分に於て確然陳述すべしと逼まられたる所の意見に就て云はんに自分の投票は其意見を充分明白に爲し得たるものなりと思はるゝなり自分が旣に屢陳

述せし如く本會は前回の集會に於て第三條の一部（是れとても全く偶然の事なり）と彼單に第五條に關係する所のセヴィッチ氏の修正案とに對し同時に意見を陳述すべしと要請せられたり又露國委員の修正案に關しては自分に於ては此發議たる讓和の精神に胚胎し原と第五條に掲載せし所の狹隘の趣旨に出でたる條款に若干の變更を加ふるものたるを見るは欣喜する所たる旨を陳述したるの事實に注意ありたし又第三條に就ては其法典の用語に關する條款は自分に對し毫も滿足を與へざるものなることは充分說明し置きたりと思考す是に由て之を觀れば自分は其議決すべき二個の問題を判然區別せしや明白なり然れども本會の可否決たる唯一に限るを以て自分一己の可否決も自ら單一ならざるべからざるより自分は同時に二個の事項を包括する所の字句を用ひざるを得ざることゝなれりと。

セヴィッチ氏は曩に氏が其修正案を本會に提出せし時の演說中に第三條は用語の問題にも齊しく關係することに就き細心に注意を喚起せり故に其修正案たる自ら該條の討議より生ぜしものなりと思惟すと陳述せり。

會頭は佛國委員は前會の節條約草案の討議に就き不規則の事ありと思考せらるゝが如くなるに因り該條を本會の審議に附し各委員をして明に其意見を吐露せしむるは此事項に就き諸般の疑惑を消散せしむる最良の方法なりとすと陳述せり。

ナイト氏說明して曰く自分が只今發議せし所のものは取も直さず此事なり然るに其發議の事柄は討議中のものに非ずとの論旨を以て之を中止せられたり依て本會は自分が數分時前に提出せし所の修正案を幸に審議するあらんことを請求すと。

サー・フランシス・プランケットは曰く自分は目下本會に於て審議中なる緊要の議案を提出せし原案者として各委員の希望に應じ且自分の議案に就き强て即決を求むることは之を差延す方便宜なりとせば自分は諸君の勸告に從ひ第三條の審議に着手する爲め肯然之を差延すべしと。

此點に就き諸委員の間に暫時討議ありたる後ナイト氏は其第三條に加へんとする修正案を更に朗讀せり。

又氏は第四條及第五條（新案の第六條及第七條）に些細の修正を加へんと欲する旨を述べ且其修正案を說明する の許可を請求し尤も此修正案は今玆に本會に提出し置き次回の集會に至て確然たる議決を爲すことゝなるべしと陳述せり。

會頭は目下本會の討議は第三條（今の第五條）のみに限る方可然と思考する旨を陳述せり。

シエンキエウヰツ氏曰く自分は第三條に關し意見を述べんと欲す抑も本條は二個の要點にして全く殊別なるものを含有するなり即ち其一は法律を執行するに用ゆる所の國語を定め又其一は右法律を各國政府へ送附するに用ゆる所の國語を定むるに在り然り而して第二の點に關しては自分は諸法典を諸種の國語に翻譯あるべしと思ひ居り佛國政府も亦斯く翻譯あらんことを期望せしを以て自分は此點に就きては稟申を經てのみ本條を採用することを得るなり而して第一の點即ち英語を以て法典の正文と認むる事に關しては自分も亦業已に公然之に同意せり故に此點に關しては自分は確然本條を採用する旨を公言するものなりと。

ド・マルチノー氏は其尊重なる同僚佛國委員の要求の趣旨を詳にするは願はしきことゝ思ふなり第三條（今の第

五條）に「日本帝國政府は（中略）に掲ぐる所の裁判所の構成法及諸法典の英語正文を、、、、政府へ送附することを約定す」とあり然れば則佛國委員は別に佛語正文を要求するものなるや或は同氏は唯日本政府が日本法律の佛譯文を同氏に附與することを求むるものなるや（若し然りとせば他の委員に於て日本法律の翻譯を要求することあらば必ず之を該委員の國語に翻譯し以て之を附與せるを得ざるに至るべし）と陳述せり。

シェンキェウキッ氏は氏が此點に關しては稟申を經てのみ本條約を採用すべしと云ひし所以は氏は此翻譯を氏に附與あるべしと最初思考せしに由るなりと陳述せり。

ド・マルチノー氏は其陳述を繼續して曰く若し此問題たる單に翻譯の事に止るものとせば本會こ代表せられたる各國は本會との關係を離れ各自に談判を遂げ以て日本政府に於て其法典を自己の國語に翻譯するの讓與を求むるも敢て妨なかるべし而して如斯場合に於ては其讓與は毫も本會の事業に關係なきを以て之を日本國が締盟諸國と締結せる規約の條項中に掲載するが如きは其理由なきに似たり然りと雖も佛國委員の要求の趣旨は目下討議中なる條中に佛譯文に關する一項を加へ其譯文に正文たるの性質と特權とを有せしめんとするに在りと解釋すべきやと。

是に於てフォン・ホルレーベン氏は若し一委員にして日本政府より其法典を自己の國語に翻譯せるものを得るに至らば是即ち官譯なるべし然りと雖も如斯き翻譯を送附すべき義務を日本政府に負はしむるは其當を得ざるものなるべしと思考すと陳述せり。

シェンキェウキッ氏答へて曰く自分の希望する所は全く斯の如き官譯を得るに在り故に其翻譯の日本政府より出

んことを要求するなり例へば佛國政府に於て自ら翻譯を爲さしむるが如きは何より容易の事なるべしと雖も如斯き翻譯は自分が殊更に切望する所の官文たるの性質を有せざるべしと。

シエンキエウヰツ氏又伊國委員の直接の質問に答へて曰く此佛文は固より公正のものたるべしと雖も英文に對しては一歩を讓るべきものなり蓋し爭論の場合に於ては英文に正文たるの特典を與ふることは自分も亦已に承認せし所たりと。

ド・マルチノー氏は其陳述を繼續して曰く自分は佛國委員が佛譯文は固より官文たりと雖も法律の解釋若くは文章に關し見解の異なる場合に於ては英文に對し一歩を讓るべきものなりと說明せしを謝す、と又曰く同委員に於て此說明あるも緊要の點に至りては別に差異なかるべしと思考す蓋し同委員が要求する所は單に譯文に止まらず其實別に佛語正文（特別の場合に於ては英文に一步讓るべきもの）を加ふるものにして本會は此事に付日本政府と締約せんことを要求せらるゝなりと。

會頭曰く自分は白耳義國委員の修正案を了承し又留心以て佛國委員の意見を聽聞せり、然るに佛國委員は其所謂第二點に關しては稟中を經てのみ第三條を採用し得るものなりと述べられたりと了解せり、蓋し自分の所見に由れば佛國委員の陳述の趣意は其採用の意を表するに先ち其政府の訓令を俟たざるを得ずと云ふに在り、而して本件は重要の事なるを以て前述の事情あるに於ては佛國委員が其訓令を接受するに至るまで談判を中止するは反て得策ならずや否やの點に付本會の意見を求むる方可然と思考すと。

シェンキェウヰッ氏曰く本會を中止すべしとの發議は直接に自分一己に關係するを以て自分は意見を陳述するの權あるものとす、抑も本會を中止せんとするは其意志果して何の邊に在るや自分は之を了解し能はざるを明言するなり、抑も稟申を經て採用すとは通常用ゆる所の文例にして爲めに談判を中止せしことなく又今回の場合に於ても本會が第三條以下の條々を討議するを妨ぐることとなし、加之今玆に確定せんと配慮せらるゝ所の主義を認容するときは孰れの委員と雖も若干の期限間本會を中止し其責任と結果とを自ら負擔するの危險を冒すに非ざれば此正當合式の文例を用ゆること能はざるに至るべしと。

サー・フランシス・プランケットはシェンキェウヰッ氏の陳述に答へて曰く其尊重する佛國同僚に於ては自分（サー・フランシス・プランケット）は稟申を要すと云ふ言辭に重きを置くものなりと思考せるが如しと雖も是決して然らず何となれば此言辭を用ゆるは敢て常例に異なる所なければなり然り而して今回の場合に於ては英獨合議案第三條に些少の變更を加へたりと雖も該條の體裁に至ては獨逸國同僚及び自分が之を本會へ提出せしときと實際異なることなしと云ふべし而して佛國政府は該條に關する問題を審査するに已に四個月餘の時日を有せり然るに佛國委員は今尙ほ本件に關し其政府に稟申して訓令を受るを必要とせり故に自分は公然左の議案を提出せんと欲す。

本會は一週間休會し次會に於ては今會達せし點より討議を始むべし。本會再び集會する時に當り若し佛國委員に於て尙ほ未だ露國委員の修正案を採用し得ざるときはサー・フランシス・プランケットは氏が今回の集會に提出して會頭の採用せし議案即ち本會は佛國委員が其政府より訓令を接受するまで集會を中止すべしとの議案を

應提出すべし。

再フォン・ホルレーベン氏は氏が尊重する同僚大不列顚國委員の議案を贊成する旨を陳述せり。

コント・ザルスキも亦氏が尊重する同僚大不列顚國委員の議案を採用するは氏の躊躇せざる所なりと陳述せり。

ハッバルド氏は氏の所見を以てすればサー・フランシス・プランケットが本會の休會を必要とするは頗る甚しきに過ぐるものなり、本會は尙ほ引續き自餘の事項を審議することゝし其間にシェンキェウヰッ氏をして此特殊の論點を自國政府に稟申し其訓令を受けしむるも不可なかるべしとのことは氏も亦シェンキェウヰッ氏と同意にして、通常の定例に從ひ本會を休會することは更に異議なしと雖も佛國委員が稟申を經て採用すと陳述せし故のみを以て本會を休會するが如きは氏の贊成せざる所にして斯の如き論旨は謂れなきものとす、抑も條約改正に關する本會の事業は其何たるを問はず各委員皆其代表する所の政府に（若し稟申を要すとの字句を用ひんとする者あらば則ち稟申を要するものとして）唯其全體のみを稟申し各議案を逐一具陳すべきに非ず、氏の所見を以てすれば佛國委員は會議錄に載する所の異見を附して原案及修正案を採用し而して其確定の取捨は之を自國政府の決斷に任すものなり實際委員の爲し得る所は之に外ならざるに非ずや、ハッバルド氏と雖も其政府の處置に就ては豫め保證を爲すこと能はざるものにして氏は唯其政府の本會事業完結後の處置如何に付氏の希望且信用する所を吐露するに過ぎざるなりと陳述せり。

ド・マルチノー氏は其尊重する同僚大不列顚國委員の議案即ち本會を一週間中止し次會に於ては今會閉會の時已

に達せし點より討議を始むることを欣然贊成する旨を陳述せり。

シエンキエウキツ氏は氏が或點に就き其政府の回答を待つを必要なりと思考せし故を以て本會の事業を中止するが如きは其理由を解し能はざる旨を再陳し、氏は前陳の回答は時機に後れずして達すべしと信ずる者にして本會の事業を繼續し之を完結するのことは他委員と同樣に之を希望するなりと陳述せり。

會頭は佛國委員が本件に關し其政府より訓令を受くるに至るまで本會を休會すべきや否やの問題は直に決定せられんことを願ふと雖も姑く本件に關し大不列顛國獨逸國及伊國の三委員が吐露せし意見に從ふべしと陳述し、因て本會は一週間中止し次會に於ては今會閉會の時に達せし點より始め佛國委員の採用如何の問題を討議せんことを發議せり。

ハッバルド氏は佛國委員の投票の故を以て本會を休會するは不同意なる旨を再陳せざるを得ずと陳述せり。

ナイト氏は氏が尊重する佛國委員に迫り其判然承諾の意を表せる投票を斯々の體裁に爲さしめんとするが如きは穩當ならざるに似たり、且サー・フランシス・プランケットの議案の如き佛國委員が現に討議中なる特殊の論點に關して其政府の訓令を請ひ之を受領するに至るまで本會を休會すと云ふものは其性質たる一の先例を起すものにして爲めに不便を來すことあるべき旨を述べざるを得ず、之を要するに他の委員中何時其訓令の解釋に苦むことあるやも計り難く而して今日義務として佛國委員に負擔せしめんとする所のものは他日之を權利として要求する者なしと云ふべからず其結果たるや各委員をして何の投票たるを問はず之を爲すに先ち其政府に電報するの猶豫を得る爲め

本會を休會するを要求せしむるに至ることあるべし、故に若し本會にして一週間休會するものとせば其時間たるや通例集會と集會の間に經過する所の時間たるを以て白耳義國委員は其休會に特殊の理由を附せず通例の如く休會せんことを要求すと陳述せり。

ファン・デル・ポット氏は氏が尊重する同僚白耳義國委員の意見に全く同意する旨を陳述せり。

ド・マルチノー氏は諸委員は皆全權を有し且全く同等の地位に立つものなるを以て各委員は各問題に對し禀申を要すとの制限を付して投票を爲すの權ありや否やを明白に爲さんことを會頭に要求す、若し果して此權ありとせば氏は左の一事に付本會の注意を促さんとす即ち條約の條々は殆んど皆甲委員若くは乙委員に於て如斯制限を付するに至るやも計り難きを以て本會事業完結の後に至り何事も成就せざるを發見し之が爲め本會は復たび其事業に着手せざるを得ざるに至るべきこと是なりと陳述せり。

會頭は伊國委員の意見と全く同意なる旨を述べ、若し各委員にして其投票を要する各點毎に之を自己の政府へ禀申するを要するものとし其投票を制限するに至らば爲めに大なる不便を來すべし蓋し各政府が批准の權を保持するは固より論を俟たざる所なれども本會に於ては氏は氏と等一の全權を有する全權委員と協議する者なりと思考するに因り伊國委員の云へる如く訓令請求の爲め政府に禀申するの方法より生ずるが如き先例を起すに至るは氏の痛く反對する所たりと陳述せり。

シエンキエウヰキツ氏答て曰く本件は先例を起すべき問題にあらずして既に認許せられたる原則の應用と正格なる

權利の承認とに關する單純の問題なりとす、蓋し此權利を承認せざるは啻に委員をして其使用せざるを得ざる所の言辭を使用せしめざるのみならず其一層恐懼すべき結果は多數者をして一委員に强迫し之をして其贊成せざる議案を採用せしむるか若し或は之を採用せざれば該委員に負はしむるに談判停止に至らざるも談判中止の責を以てするの勢力を有せしむるものなり、外交上の慣例に據るに本件に付ては更に疑を容るべき點なし去れば氏は自己の說を贊くるが爲め此慣例を引證するに躊躇せざるなりと。

セヴィッチ氏は此不愉快なる討議を結了するの最も簡單なる方法は佛國委員が第三條及露國委員の修正案を稟申を要するものとして採用せし旨を會議錄に記載するに在りと陳述せり。

シェンキェウキッ氏は此發議に同意を表せり。

サー。フランシス。プランケット曰く今討議する所は眼目の點を離れたり若し尙ほ此討議を繼續するに於ては自分は更に意見を陳述して本會を煩はすに至るべし故に自分は本會を一週間中止すべしと發議せしが其發議は未だ本會の議決を經ざる事に付本會の注意を仰ぐを當然なりと思考す又自分は其尊重なる同僚佛國委員の吐露せし意見に同意すること能はずと雖も佛國委員に充分の時日を與へ本件を熟考せしむるは亦實に當然の事なりと思考す何となれば他の委員に於て何時シェンキェウキッ氏と同一の位置に立つことあるやも亦知るべからざればなりと。

シェンキェウキッ氏は次會と雖も氏は唯今回陳述せし所を再言し得るまでなりと答へ氏は露國委員がシェンキェウキッ氏の投票の趣意は氏が最前使用せし所の言辭を用ひて之を記錄に留むべしと云ふ發議に同意する旨を再應陳

述せり。

ド・マルチノー氏は初會の節定めし所の規則即ち「重要なる議案は書面に認むべし而して英佛の兩文に認めたる上其提出後次回の會議に非ざれば之を討議に附することを得ず」と云ふことに付本會の注意を促し因て白耳義國委員の修正案は之を本會の卓上に差出し置き次會の節討議に附すべしと發議せり。

ナイト氏は次會の節氏の發議に係り而して今氏が卓上に置く所の第三條修正案を各委員に於て審査あらんことを求むべしと陳述せり。

會頭は白耳義國委員が提出せし第三條の修正案は之を本會の卓上に差出せしことを認め次會に於て之を討議に附すべしと陳述せり。

次に會頭は十一月二十二日月曜日午後二時まで休會せんことを發議せり。

此發議は採用を得て四時四十五分に散會せり。

井上　馨　　シエンキヱウキツ
青木周藏　　ヱル・ド・マルチノー
ザルスキ　　チー・ナイト
ヱフ・アール・プランケット　　ホルレーベン
リチャルド・ビ・ハッバルド　　ザッペー

イ・イ・ファン・デル・ポット
アール・ダブリュ・アルウキン
ジ・ルーレイロ
右英文に署名

デイ・セヴイッチ
ヂヱ・デラヴアット
右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

バロン・フオン・シーボルド
デイ・ダブリュ・スチブンス
都築馨六
ジョン・ヱイチ・カビンス
ピー・ド・ルシー・フオサリウ

會議錄　第十一

明治十九年十一月二十二日集會
井上伯を會頭とし午後二時開會

出席各員

日本國全損委員	井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員	シエンキヱウキッ氏
墺地利洪牙利國全權委員	コント・チアールス・ザルスキ
大不列顛國全權委員	サー・フランシス・アール・プランケット
伊太利國全權委員	ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員	ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員	ハッバルド氏
獨逸國全權委員	フオン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
露西亞國全權委員	セヴイッチ氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹全權委員	フアン・デル・ボット氏
西班牙國全權委員	デラヴアット氏
布哇國全權委員	アルウキン氏
葡萄牙國全權委員	ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員	フオン・ホルレーベン氏

會頭は本月九日の會議錄は署名するに差支なきを以て各委員に於て之に署名すべしと發議し又前會（本月十五日）の會錄錄は本日署名するに間に合ふ樣調製すること能はざりしと雖も次會には署名の爲め之を本會へ差出すを得べしと陳述せり。

是に於て會議錄第九に署名せり。

シエンキエウヰツ氏は左の意見書を朗讀せり。

本日本會の目前に在る問題は何は扨置き主義に關するものなりとす即ち各委員に於て討議の際其全く採用し得るにも非ず又全く排斥し得るにも非ざる所の議案あるに遇はゞ之に制限を付して假りに採用するの權ありや否やの問題是なり。

前會の節尊重なる大不列顚國委員か主張せし議論に據れば「稟申を要す」なる言辭を用ひて制限を加ふることは唯特別の事情ある場合と重要にして且新規なる議案の提出ある場合に限り之を許容すべきものなり。余を以て之を見れば如斯き事項に關しては嚴格の規則を設け得べしと思考せざるなり之を要するに同一の議案と雖も各委員否其代表する各政府に取りて均しく重要のものなりとは必しも言ひ難かるべし例へば我政府は裁判管轄改正案第三條の條款を以て特に緊重のものと爲せとも他政府の之に關する利害は些少に止まることもあるべし。

又目下審査中の草案に追加するを必要とすることあるべき箇條の如きは余は別に制限を加へずして之を採用す

るに至るべしと希望する理由ありと雖もサー・フランシス・プランケットは却て制限を加へて右の箇條を採用するに至るも未だ知る可からず事已に斯の如し然らば則ち何を以てか制限を加ふるの權利に付判然其區域を定むるを得べけんや。

大不列顚國委員は裁判管轄改正原案中に包含せる諸議案に氏に於ては制限を加へずして之を採用し得るものなりと公言し且曰く他の委員は其必要とする所の訓令を受くべき時日を有せしを以て何等の制限を加へず此諸議案を採用し若くは排斥せざるべからざるなりと。

抑も大不列顚國委員は此條約案起草者の一人たるを以て其自ら立案せし箇條を採用すべきこと固より自然の理と云ふべし然れども余の位置は全く之と異なるのみならず余は唯大體の主義に關して全案を採用し而して此普通一般なる制限の意義を解說せり蓋本案は其起草者か唯概要の草稿として之を提出せしは事實忘却すべからざるものなり。

余は前陳大體上の議論より更に進で實地上の問題に移るべし第一余は尊重なる露國同僚が彼の稟申を要すと云ふ言辭に關し承諾不諾の區別ありと斷定せしことの正當なるを承認するなり而して過般余が止を得ず使用せし所は即ち不諾の言辭にして當時決議の方法に付不規則の事あるに付余は單一の投票を以て二個條に對し意見を吐露せざるを得ざるに至りたるが爲め已むを得ずして此の如く爲せしなり然るに余の所謂不規則なるものは既に承認せらるゝ所と爲り爾かも其承認の充分なる余輩は目下尊重なる白耳義國委員の提出に係る第三條の修正

案に接するに至れり是に因て余は余か投票を取消すことを得べし。

余の所見を以てすれば余か已に前會に明示せる如く條約草案第三條と第五條の間には大なる差異ありとす而して此二個條の間には幾許か關係なきに非ざるも亦彼此相繫屬して離るべからざるものには非ざるなり余か特に此點を以て緊重のものと爲せる所以は井上伯閣下は裁判用語と外國政府へ送附する法典に使用すべき國語とを混合せし如くなればなり然りと雖も此問題に付更に議論を爲すは或は贅言に渉るの恐あれば余は敢て充分に之を論究せざるべし今や余の爲すべき所は唯第三條及び第五條に對して投票をなすに在るのみ。

是に因て第三條の初項は余に於て獨り稟申を經てのみ之を採用し得ることを茲に開陳し而して更に疑念なからしむる爲め余は尊重なる露國委員の斷定せし區別に從ひ此言辭に不諾の意を附する旨を茲に追言するなり。

又尊重なる露國委員の發議に係る第五條(二)項に關し余か稟申を要するものとして之を採用すと云へるは即ち承諾の意を付し此言辭を用ゆるものなり。

青木氏は日本國第一委員及び自分の爲めに左の意見を陳述せり。

諸君、余輩は日本國委員たるの資格を以て左の事を開陳するを余輩の本分なりと覺ゆるなり即ち余輩は先づ法典の正文に關する切要の問題に付外國委員諸君と確然協議を遂げ得るに至るまでは裁判管轄條約案中の他の諸點に付審議を繼續するも余輩其當を得たりと思考せざること是なり。

然れども余輩の決斷をして佛國政府の一決を促すの目的を以て强て尊重なる該國委員に迫らんことを企圖する

が如き觀あらしめざる爲め余輩は再會の期日を定めず本會を休會するなり。

シェンキェウヰッ氏は他の委員中本會に對し陳述を爲さんと欲する者ありやと問ひたる後左の意見書を朗讀せり。

日本政府は佛國委員か必要とする訓令を其政府より接受するまで本會を休會することに決定したるに因り此前例なき處置は本會の休會より生ずることもあるべき不愉快なる結果の責任を該委員に負はしむるに至るべきに因り且此責任を免かれんには該委員に取りて唯一の手段あるに止まるに因り該國委員は茲に第三條を採用し又五條（ニ）項に對する修正案を採用す。

會頭は佛國委員が採用の意を表せしに因り本會は議事を繼續すること然るべしと思考する旨を陳述せり。

又會頭は次に本會の議すべき所のものは前會に白耳義國委員か提出せし裁判管轄條約案第三條に對する修正案なりと述べ右修正案に關し左の意見を陳述せり。

余は白耳義國委員の發議に係る修正案を熟考するの時日を得たり而して余は左の理由あるを以て遺憾なから該案に反對せざるを得ざるなり。

抑も白耳義國委員か言論と爲す所の事實は全く正確なるものに非ざるなり即ち其事實とは日本の諸法典及び法律は最初に外國語を以て起稿し然る後之を日本語に翻譯せるものにして日本語は法律上の思想に一定の意義を附するに適せずと云ふこと是なり。

我國法律は最初外國法律家か自國語を用ひて立案せしもの少からざるべしと雖も此等法律の日本文は日本法律家を以て成れる委員並に我議官及內閣に於て修正を加へたるものなり、加之我法律語は實地の應用と我法律學校の功勞とに由り漸く發達して今は明確順整なる法學語を成すに至れりと云ふも可なり且我法律は大約三千七百萬の日本語を用ゆる人民に適用すべきものなるを思はざるべからず。

日本語は法律上の思想に明確の定義を附する能はずと云ふは余の認容し得ざる所なり何となれば若し之を認容するに於ては日本人民に對し法律を施行するの方法に關し或は誤解を來さんも圖るべからざればなり、然り而して第三條に關し余の認容し得る所は唯左の一事に過ぎざるのみ、即ち日本語は外國人の習得するに難きを以て凡そ外國人に關しては廣く萬邦に傳播する所の一國語を撰び之を以て日本法律の正文と爲し從て此法律を外國政府に送附するにも英語を用ふべきこと是なり、蓋此要件は第三條に於て判然且つ充分に規定する所なりと余は信ずるなり。

余は又法律なる文字の次に規則なる文字を挿入するを拒むなり蓋し規則なる文字は通常唯某法律を實施する爲め設る所の特別の行政規則にのみ適用するものなるを思はさるべからず故に前陳の文字を挿入せば大に困難を來すことあるべし、抑も行政規則なるものは全く一地方にのみ關すること往々之あり且つ即時に遲滯なく之を發布せざるべからざる事情もあるべし故に第三條中の此一部分は寧ろ原案の儘に存せんことを願ふなり。

國語の問題に付已に種々困難の起りたると第三條の字句は極めて明瞭なるとに因り余は本會に對し本條の原文

を維持すべしと發議すること可然と思考するなり。

ナイト氏は日本語を以て法律上の思想を明瞭簡約に表出し得るや否やの點を斷定するは固より會頭の適任たることを承認す、然れども氏か修正の目的は日本文及英文は等しく正文たるを以て此兩文に異同あるときは何れを眞正のものと看做すべきやを豫め定め置かんとするにあるのみ而して會頭は余の修正案は本條の大體の意義を變更するものなりと思考するが如くなれども是決して然らざるなり、又警察規則に付ては英語の正文を設くること諸法律の場合に於るよりも更に一層必要なりとす何となれば凡そ法律は其性質より論ずるときは一層重要なるべしと雖も警察規則は日常屢々適用すべきことあるを以て倚更重要のものとすべければなりと陳述せり。

ド・マルチノー氏は本件に關しては聊か誤解を生じたるか如し因て會頭が尊重なる白耳義國委員に同意するを得ずと公言せし點はナイト氏に於ては警察規則飜譯の問題なりと思考せし樣なれども其實此問題に非ずして即ち該規則を六個月前に各政府へ送附するの問題なりと了解して可なるや否を會頭に質問したしと陳述せり。

會頭は伊國委員は會頭の議論を正しく了解し得たりと陳述ぜり。

ナイト氏說明して曰日本政府は警察規則實施の六個月前に其本文を外國政府へ送附すべき責任ありとの條款を設くることあらば之か爲めに不便を生ずべきことは自分の充分に承認する所なり然れども自分は外國人に適用すべき法律及警察規則には唯一の正文あることを明瞭に條約に載するの必要なることを主張せざるを得ずと。

フォン・ホルレーベン氏は余の所見を以てすればナイト氏の發議に係る修正案は其所を得ざるものにして警察規

則に關する條款は寧ろ條約中他の條內に揭ぐべきものとす故に氏は第三條の字句は現在の儘之を維持することを贊成すと陳述せり。

ド・マルチノー氏は尊重なる獨逸國第一委員の意見に全く同意する旨を陳述せり。

シェンキュウキッ氏曰く第三條中諸法典及規則の本文を外國政府へ送附するの期限を六箇月と定めたり、然れども之を遞送するに時日を要する事と各政府の自國語を用ひず英語を用ひて之を送附する事とを考ふれば此期限は短きに過ぐるなり、因て自分は右期限を八箇月に延べんことを發議す尤も如斯すれば該條に定めたる十八箇月の期限は短縮して十六箇月と爲るべしと。

此發議は採用を得たり。

ド・マルチノー氏は第三條の英文中 Authorized （公認）なる文字に代ふるに Authentic （公正）なる文字を以てせんことを發議し余が此更訂を勸告する所以のものは Authentic なる語は佛文の Authentiqe なる語と的實に符合するものにして余の考ふる所にては Authentic なる語を用ゆれば都て誤解の恐あるを免かるゝのみならず此文字は本會の意旨を一層精確に表明するものなりと陳述せり。

此發議は採用を得たり。

會頭は佛國及伊國兩委員の發議に從ひ採用せし所の變更を除く外第三條の字句は現在の儘之を維持すること最好かるべしと思考する旨を陳述せり。

ナイト氏は尙ほ第三條の字句は明瞭ならずと思考す氏か一裁判言渡を爲すに用ゆる所の「本文」と云ひしは裁判所が其判決を言渡すの文を云ふに非ずして其判決の基礎たるべき法律の本文を指すものなり是れ自ら區別あるものにして本會は固より此區別の緊要なるを承認すべきなりと陳述せり。

ド・マルチノー氏は日本法律は單一の正文を以て之を各外國政府へ送附すべき事と外國人交渉事件の審判に關し別に約款を設けたる事とに由て之を觀れば此等の諸事件に適用すべき法律の本文は右に言ふ所の正文即ち英文たること明瞭なりと陳述せり。

ナイト氏は其尊重する同僚伊國委員の演說を妨くることを謝し余か論究せんと欲する點は此第三條は專ら日本法律を外國政府へ通知するに用ゆる所の本文の事に關するものたること是なり抑も外國人交渉の事件に於ては如斯送附したる本文のみを正文と看做すべきものなるや否や是れ全問題の歸着する所の要點なりと陳述せり。

ド・マルチノー氏は其陳述を繼續し余の所見を以てすれば「正文」と云へる語は白耳義國委員の疑點に應するに足れり故に余は其尊敬する同僚の目的は第三條の文辭をして一も曖昧の處なからしむるに在るものたるを認識すと雖も余の意見に由れば該條の文辭は充分明瞭にして之に說明の爲め一項を加ふるが如きは唯正文と云へる文字の語氣を弱むるの外なかるべしと開陳せり。

ヘッバルド氏は若し英文及日本文の間に齟齬を生ずることあらば英文に準據して之を斷定すべしと云ふが如き約款を第三條に加ふることは不用なりと思考す第三條の文辭は分明にして疑義あることなく之を簡明のものと稱する

に足れり而して法典の正文たるべきものは即ち英文の本文にして且各法律は皆英文を以て公布すべきものたるに因り余は第三條の文辭を現在の儘維持することを賛成する陳述せり。

青木氏は白耳義國委員の陳述せし意見に答へ第三條に揭載せる正文即ち外國政府へ送附すべき本文は外國人交涉の諸事件に關し裁判所に於て適用する所の法律の本文たるべきことを余に於て茲に說明し置くこと願はしかるべしと陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは凡そ外國人交涉事件に關し日本裁判所に於て適用する所の法律の正文は英文たるべきことを日本委員に於て公然保證し而して此保證を今會の會議錄に揭載すべきを以て今茲に審議する條約の箇條中に判然此點を記載せざるも別に妨あるを見すと陳述せり。

ナイト氏は日本國第二委員の公然明言せし所に由り余が注意を喚起するを必要とせし點も充分明白なるに至れり是れ余の滿足する所なりと陳述せり。

次に修正を加へたる所の第三條（第五條となるもの）を朗讀し本會は之を採用せり。

此條は即ち左の如し。

第　五　條

日本帝國政府ハ第一條ニ定メタル期限ノ八箇月前即チ本條約批准書交換後十六箇月内ニ第四條ニ揭グル所ノ裁判所構成法及諸法典ノ英語正文ヲ、、、、、、政府へ送附スルコトヲ約定ス

日本帝國政府ニ於テ右ノ法律ニ改正ヲ加ヘントスルトキハ其改正ヲ實施スル六箇月前ニ右同樣之ヲ、、、、、政府ニ通知スルコトヲ約定ス

青木氏は英獨合議案の第四條及第九條を合併し一箇條と爲さんことを發議せり然るときは此條（裁判管轄條約新案の第六條となるべきもの）は左の如く成るべし。

第　六　條

、、、、、領事裁判權ハ第一條ニ揭グル期日後三箇年間東京、橫濱、神戶、大阪、長崎及函館ノ條約規程內ニ限リ尙ホ之ヲ實行スベシ但シ、、、、、領事裁判所ニ於テハ豫メ同意ヲ得ベキ所ノ日本法律及規則ヲ施行スベシ。

右期限內領事裁判所及日本裁判所の權限並ニ前記各地方ニ於ケル裁判管轄ニ付適宜ノ方法ヲ定ムル所ノ細則ハ附錄約款ヲ以テ規定スベシ

青木氏は此議案を次會の討論に附する爲め本會の卓上に差出し右約款の英文を各委員に交付し此約款は本日の集會の會議錄を印刷するとき其英佛兩文を以て該會議錄の附錄と爲すべきものなりと陳述せり。

シェンキェウキッ氏曰く自分も亦英獨合議案第四條に聊か變更を加へんことを發議す尤も此變更は諸裁判所の權限に關する一切の問題を包括する爲め該條を同議案第五條第一項と併合するに在るなりと。

是に於て佛國委員は左の議案を朗讀せり。

、、、、、、政府ハ第一條ニ掲グル期限後東京、横濱、神戶、大阪、長崎、新潟及函館ノ條約規程內ニ限リ其頗事裁判權ヲ執行セシムルモノトス

(此時シヱンキヱウキッ氏は裁判管轄條約案の本文には新潟を脫漏せし旨を述べり)

故ニ日本裁判所ハ右期限後左ノ權限ヲ有スベシ

一 民事訴訟ニ於テ被告人ノ條約規程外ニ住居スル場合ニハ原被兩造ノ國籍如何ヲ問ハズ總テ之ヲ受理審判スルコト

二 條約規稅外ニ於テ犯セル犯罪ニ關シ、、、、、、臣民若クハ人民告訴告發ヲ受ケタルトキハ總テ之ヲ審判スルコト

佛國全權委員は此議案は次會に於て討議に附する爲め之を本會の卓上に差出し置くべしと陳述せり。

會頭は日本國第二委員並に佛國委員より提出せし議案は之を本會の卓上に差出したることを認め此等の議案は其提出の順序に從ひ次會に於て討議すべしと陳述せり。

次に會頭は本月廿九日月曜日午後二時まで休會すべしと發議せり。

此發議は採用を得て四時半に散會せり。

井上　馨　　　　シヱンキヱウキッ

靑木周藏　　　　ヱル・ド・マルチノー

ザルスキ
エフ・アール・プランケット
リチャルド・ビ・ハッバルド
イ・イ・フアン、デル・ポット
アール・ダブリユ・アルウキン
ジ・ルーレイロ
右英文に署名
此書は正寫なることを證明す。
バロン・フオン・シーボルド
デイ・ダブリユ・スチイヴンス
都築馨六
ジヲン・エイチ・ガビンス
ピー・ド・ルシー・フオサリウ

デー・ナイト
ホルレーベン
ザッペー
デイ・セヴイッチ
ジ・デラヴアット
右佛文に署名

附錄

日本國第二委員ノ提出セル修正案附錄

佛國委員ノ議案

裁判管轄條約案第四條及第九條に對し日本國第二委員の提出せる修正案附錄

裁判管轄條約第九條に定めたる遷移期限間該條約第四條に記載せる條約規程內に於ては左の約款を適用すべし。

第一條

外國人に適用すべき行政上の法律及び規則

裁判管轄條案第一條ニ定メタル期限以後、、、、、、領事裁判所ハ該條約第四條ニ記載セル條約規程內ニ於テ臣民ニ對シ左ニ列記スル日本行政上ノ法律及ビ規則ヲ施行スベシ

一

二

又嗣後制定スベキ日本行政上ノ法律及ヒ規則ハ左ノ目的ヲ有スルモノニ限リ各其公布ノ日ヨリ之ヲ實施スベシ

第一

(イ)　保安警察即チ公衆ノ安寧秩序及ビ一般ノ安全ニ關スル危害ノ防遏

(ロ)　農業、森林、鑛業、鳥獸獵、漁業、日本國水陸ノ回漕通運ニ關スル事項及ビ港內警察

(ハ)　、、、、、臣民ヨリ徵收スベキ租稅ノ評定賦課ヲ精密ナラシムル爲メ設ル所ノ財政上ノ諸法規

(ニ)　日本國ノ流通、交換及ビ公衆ノ信用ニ關スル諸制度若クハ媒介物ニシテ其政府ニ於テ創立、裁可若クハ允許シ而シテ其收得、所有、使用若クハ享有ハ內國行政上ノ原則ニ準據スベキモノ

刑期及び罰金の定限　第一項(イ)及ヒ(ロ)ニ揭載セル法律及ビ規則ニシテ罰例アルモノハ其罰ノ最高限千圓以下ノ罰金（主刑ト附加刑トヲ問ハス）或ハ五年以下ノ禁錮又ハ右罰金及ビ禁錮ノ併科ニシテ其最低限三拾圓以下ノ罰金（主刑ト附加刑トヲ問ハズ）或ハ十日以下ノ禁錮又ハ右罰金及ビ禁錮ノ併科ナルトキニ限リ、、、、、臣民ヲシテ之ヲ遵守セシムベシ

違警罪　第二　違警罪ニ關スル日本刑法第四編ハ右ト同時ニ前揭ノ規程內ニ於テ、、、、、臣民ニ對シ施行スベシ

地方規則　第三　實施スベキ地方令及ビ規則ハ其性質外國人ニ適用スベキモノニ限リ前項ト同樣之ヲ施行スベシ

第二條

法律規則の公布　前揭ノ條約規程內ニ於テ日本法律及ビ規則ヲ、、、、、臣民ニ適用スルニハ豫メ英語ヲ以テ之ヲ公布スルヲ要ス

第一條第一項及ビ第二項ニ掲載セル法律及ビ規則ハ之ヲ日本官報ニ登載シ第三項ニ掲載セルモノハ官報又ハ領事廳所在ノ地ニ於テ發行スル新聞紙ニ登載スベシ但其新聞紙ハ官報ヲ以テ之ヲ指定スルモノトス

第三條

刑事に關する手續

日本法律（第一條ニ掲載セル法律）違犯ニ關シテハ領事裁判所ハ管轄領事裁判所所在地ノ日本檢察官ノ請求書ニ因リ又ハ職權ヲ以テ起訴ノ手續ヲ爲スベシ

、、、、、、領事ハ起訴開廷ノ期日並ニ審判ノ結局ヲ檢察官ニ通牒スルノ義務アルモノトス

罰金及び沒收物件は日本政府に屬すること

日本法律及ビ規則ニ對スル犯罪ノ爲メ言渡シタル罰金及ビ沒收物件ハ假令其犯罪均シク、、、、、、法律ノ違犯タルニ係リ之ニ據テ處罰スルヲ得ベキ場合ト雖モ總テ日本政府ニ屬ルモノトス

第四條

法律二途に出でざること

、、、、、、領事裁判所ニ於テ本約款第一條ニ準據シ日本法律及ビ規則ヲ執行スル時ハ其實施ノ區域內ニ限リ從前同一ノ事項ニ關シテ發布セル、、、、、、法律規則ハ其效力ヲ失フモノトス

、、、、、、ハ右日本法律及ビ規則ヲ廢止シ若クハ變更スルカ如キ法律或ハ規則ハ一切之ヲ發布セザルコトヲ約定ス

第五條

國籍に據

領事裁判所ノ管轄區域內ニ於ケル各領事裁判所ノ裁判權ハ刑事被告人民事被告人若クハ破產者ノ國籍ヲ以テ之ヲ

定メ若シ本人軍艦乘組人タルトキハ其軍艦ノ國籍ヲ以テ之ヲ定ムベシ

刑事被告人民事被告人若クハ破産者ノ國籍ハ本人ノ申立ニ據テ之ヲ定ムベシ但其申立ニ依リ裁判權ヲ得タル領事ニ於テ其申立ノ不正ナルヲ證明スルトキハ此限ニ在ラズ

（り裁判管轄を定むること）

右領事又ハ其領事ノ申立ニ由リ嗣テ裁判權ヲ得ル所ノ領事ニ於テ其裁判權ノ執行ヲ拒ムトキ又ハ前揭ノ方法ニ據リ被告人ノ國籍ヲ判定シ能ハザルトキハ其裁判權ハ日本裁判所ニ歸スベシ

第六條

（領事に於て裁判管轄權を執行し能はざる場合）

領事ニ於テ其一身上ノ事故ニ由リ裁判權ヲ執行シ能ハザル場合ニ於テ其代理者ヲ缺キ或ハ代理ノ方法ヲ設ケザルトキモ亦其裁判權ハ日本裁判所ニ歸スベシ

第七條

（裁判管轄）

日本裁判所及ビ領事裁判所ノ管轄區劃ハ左ノ原則ニ依リ之ヲ定ムベシ

（刑事の管轄）

第一　刑事ノ管轄ハ明治十三年七月第三十七號布告日本治罪法第四十條第四十一條第一項第四十二條第四十三條ニ定メタル規則ニ依リ之ヲ定ムベシ

（民事の管轄）

第二　民事ノ管轄ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ムベシ

(イ)　通例被告人ノ定住地ニ依ル若シ其定住地ナキトキハ訴狀送達ノ時被告人ノ寄留スル地ニ依ル

(ロ)　共同體、會社、協會、營業組合、商會及ビ其他ノ結社ニ關シ又設立物、施設物及ビ財産ニシテ之ニ對シ起

訴シ得ベキモノニ關シテハ其所在地（本局）ニ依リ裁判管轄ヲ定ムベシ

(ハ) 共同體、會社、協會、營業組合、商會及ビ其他ノ結社ニ對シ管轄權ヲ有スル裁判所ハ其社員ニ係リ其社員タルノ資格ニ對シテ提起セル訴訟ニ就テモ亦管轄權ヲ有スルモノトス

(ニ) 契約ニ基ク要求ハ其契約ヲ履行スベキ他ノ裁判所ニ提出スルコトヲ得

(ホ) 不法ノ所爲ヨリ起ル要求特ニ損害要償ノ訴訟ハ其所爲ヲ行フタル地ノ裁判所ニ提出スルコトヲ得

(ヘ) 不動產ノ所有若クハ占有又ハ書入質ニ關スル訴訟其他不動產ニ關スル一切ノ訴訟竝ニ分界訴訟及ビ不動產分配ヨリ生ズル訴訟ハ其不動產所在地ノ裁判所ノ管轄ニ專屬スルモノトス

(ト) 債主ヨリ死亡者ノ財產ニ對シテ起ス所ノ要求ハ死亡者ノ定住シタル地ノ裁判所又其定住地ナキトキハ其死亡ノ時寄留セシ地ノ裁判所又定住地寄留地トモニ日本ニ在ラザルトキハ其財產所在地ノ裁判所ニ提出スルコトヲ得

(チ) 反訴ハ同一ノ事件ヨリ起ル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

(リ) 數個ノ管轄裁判所アルトキハ其中ニテ孰レノ裁判所ニ出訴スルモ原告人ノ隨意タルベシ但一ノ裁判所ニ於テ審理中ナル訴訟ハ之ヲ他ノ裁判所ニ提出スルヲ得ズ

管轄裁判所を定むること

(ヌ) 裁判管轄條約第五條ニ從ヒ組織セル日本最高等裁判所ハ左ノ場合ニ於テ管轄裁判所ヲ定ムベシ

(一) 數個ノ裁判所管轄區域ノ疆界判然セザルニ因リ何レヲ以テ管轄裁判所ト爲スベキヤ分明ナラザルトキ

(二) 同一ノ訴訟ニ付數名ノ被告人アリテ各異ノ裁判管轄區域內ニ定住シ若クハ寄留スルトキ

(三) 訴訟ニ係ル不動産數個ノ裁判管轄區域内ニ在ルトキ

(四) 同一ノ訴訟ニ付二個以上ノ裁判所ニ於テ各其管轄ナリト判決シ其判決ノ確定シタルトキ

(五) 二個以上ノ裁判所ニ於テ其中一個ノ裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノヲ各其管轄ニアラスト判決シ其判決ノ確定シタルトキ

破産事件

第三　破産事件ノ管轄ハ第二項(イ)(ロ)及ビ(ト)ノ規定ニ從ヒ之ヲ定ムベシ

第八條

裁判執行

裁判管轄條約第九條ニ揭グル期限内ニ於テ民事若クハ刑事ニ付日本裁判所ノ言渡シタル判決又ハ其他ノ裁判ヲ領事裁判所ノ管轄内ニ住居シ若クハ財産ヲ有スル所ノ、、、、、、人ニ對シ執行セントスルトキハ、、、、、領事ハ其請求ニ依リ之ヲ執行スベシ但其爲メ裁判執行命令書ヲ該領事ニ交附スルヲ要ス

又領事ヨリ其管轄地外ニ住居シ若クハ財産ヲ有スル所ノ、、、、、、人ニ對シ判決又ハ其他ノ裁判ヲ執行センコトヲ請求スルトキハ日本裁判所ハ右同樣必ズ其請求ニ應ズベシ

第九條

交互の補助證人

日本裁判所及ビ領事裁判所ハ裁判執行ノ外其他ノ事項殊ニ事實ノ調査及證明ニ付相互ニ司法上ノ補助ヲ爲スベシ

此規則ハ各自ノ管轄區域内ニ住居スル證人ヲシテ該管轄區域内ニ在ル所ノ他國ノ裁判所ニ於テ證言セシムル爲メ之ヲ召喚スル場合ニモ亦等シク適用スルモノトス右證人召喚ヲ受クルトキハ自國ノ裁判所ヨリ召喚セラレタルト同樣

之ニ應ズベシ但強制處分法ハ右證人ニ對シ管轄權ヲ有スル官府ニ限リ之ヲ設定執行シ得ルモノトス

第十條

領事裁判所に於て日本臣民の取扱

日本臣民領事裁判所ニ出頭シ又ハ訴訟ヲ爲ストキハ裁判手續上ノ權利及ビ義務ニ關シ、、、、、臣民ト同様ノ取扱ヲ受クベキモノトス

第十一條

警察官の權限逮捕

逮捕權ハ通例日本官吏ニ屬ス然レドモ管轄裁判所ノ令狀ナクシテ現行條約規程内ニ於テ、、、、、臣民ニ對シ逮捕權ヲ執行スルハ現行犯人ヲ逮捕シ又ハ輕罪或ハ重罪ヲ犯シタル後逃亡ノ恐アル場合ニ限ルベシ

警察官の權限逮捕

逮捕セラレタル者ハ警察署ニ於テ其何某ナルコトヲ證明シタル後直ニ解放スベシト雖モ若シ逮捕セラレタル者ノ陳述ニ由リ直ニ其何某ナルコトヲ證明シ能ハザルカ或ハ重罪ヲ犯シ若クハ逃亡スル恐アル場合ニ於テハ直ニ其犯人ヲ管轄領事若クハ司法官吏ニ引渡スベシ

家屋侵すべからざること

日本官吏ハ、、、、、臣民ヲ管轄スル裁判所ノ命令ナクシテ該臣民ノ住居スル家宅ニ入ルコトヲ得ズ但左ノ目的ヲ以テスルモノハ此限ニ在ラズ

(イ) 家屋住人ノ身體若クハ性命ニ關スル目前ノ危害ヲ防止スル爲メ又ハ該家屋ノ有様ヨリ現ニ危害ノ他人ニ及ブヲ防止スル爲メ

(ロ) 家屋内ニ於テ罪ヲ犯スモノアルニ當リ直ニ其事實ヲ査明スル爲メ

(ハ)　犯罪人ノ家屋内ニ遁逃シタルトキ直ニ之ヲ追跡逮捕スル爲メ

(ニ)　家屋内ニ在ル物件ヲ差押ユル爲メ

家宅捜索物件差押

日本官吏ハ緊急ノ場合ニ限リ犯罪ニ因テ生シ或ハ犯罪ノ用ニ供シ若クハ供セントスル物件ヲ押留シ又ハ有罪ノ證據トナルベキ物件ヲ差押ヘ或ハ此等ノ物件ヲ所持スルトキハ危險ノ恐アリテ該物件ヲ差押スルノ外其危險ヲ豫防スベキ手段ナキトキ現行條約規程内ニ於テ管轄裁判所ノ命令ナキモ、、、、、臣民ノ所持セル物件ヲ差押スルコトヲ得ベシ

前項ニ依リ物件ヲ差押ヘタルトキハ可成速カニ其旨ヲ當該領事ニ通知シ而シテ其差押ニ係ル物件ハ該領事ノ請求ニ依リ之ヲ引渡シ管轄裁判所ニ於テ判決ヲ爲スマデ該領事ヲシテ之ヲ保管セシムベシ

第十二條

遷移期限中に起る訴訟

裁判管轄條約第九條ニ定メタル期限ノ經過前ニ領事裁判所ニ於テ審判ニ取掛リタル民事及刑事訴訟ニ就テハ該裁判所ノ管轄權ハ該事件ノ終審裁判ニ至ルマデ存在スルモノトス又右期限内ニ着手シ未タ完結ニ至ラザル破産處分ニ就テハ該裁判所ノ管轄權ハ其處分ノ完結ニ至ルマデ存在スルモノトス

右期限内ニ着手ノタル強制執行ハ從前ノ手續ニ從ヒ之ヲ完結スルモノトス

(甲)　裁判管轄條約案第四條に對する佛國委員の議案

裁判所の管轄權

、、、、、、政府ハ第一條ニ掲グル期限後東京、横濱、神戸、大阪、長崎、新潟及ビ函館ノ條約規程內ニ限リ其領事裁判權ヲ執行セシムベキモノトス

一　民事訴訟ニ於テ被告人ノ條約規程外ニ住居スル場合ニハ原被兩造ノ國籍如何ヲ問ハズ總テ之ヲ受理審判スルコト

二　條約規程外ニ於テ犯セル犯罪ニ關シ、、、、、臣民（若クハ人民）告訴告發ヲ受ケタルトキハ總テ之ヲ審判スルコト

（乙）

裁判權限の爭

領事裁判所及ビ日本裁判所ノ間ニ生ズル裁判權限ノ爭ハ大審院長ノ任命セル裁判官二名竝ニ該事件ノ審判ニ付其權限ヲ爭フ所ノ領事裁判所ニ於テ撰定セル領事二名ヲ以テ成レル所ノ評議會ノ裁決ニ附スベシ

右評議會ノ意見二樣ニ分レ兩說等分ナルトキハ右四名ノ議員ハ投票ノ多數ニ由リ第五議員ヲ選擧シ其斷定ヲ以テ終結ト爲スベシ右撰擧スル所ノ第五議員ハ必ズシモ領事官若クハ司法官タルヲ要セズ若シ第五議員ヲ撰擧セントスルコト三回ニ及ビ尙ホ之ヲ撰定シ能ハザルトキハ其權限爭ノ件ハ大審院勤務上席外國裁判官又ハ其席順等一ナルトキハ其年齡最高キモノ或ハ領事筆頭關係者ノ一人ナルトキハ其次席ノ領事之ヲ斷定スベシ但此場合ニ於テ第五議員ハ大審院裁判官中ヨリ撰擧スベキヤ又ハ領事官中ヨリ撰擧スベキヤハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

右評議會ノ決議ニ依リ訴訟事件ヲ受理スベキ裁判所ハ後ニ至リ管轄違ノ廉ヲ以テ該事件ノ審判ヲ拒ムコトナク裁

判言渡ヲ爲スベキモノトス

上訴手續ノ盡了又ハ上訴期限ノ經過ニ因リ確定ト爲リタル判決ニ對シテハ權限ノ爭ヲ爲スコトヲ得ズ

領事裁判所及ビ日本裁判所ニ於テ共ニ管轄違ノ廉ヲ以テ訴訟事件ヲ受理セザルニ因リ管轄缺失ノ恐アルトキハ大審院長ハ關係者ノ請求ニ依リ之ヲ權限爭ノ事件處分ノ爲メ設クル所ノ評議會ニ附スベシ但右評議會ハ時宜ニ從ヒ前掲ノ定規ニ據テ之ヲ組織スルモノトス

會議錄　第十二

明治十九年十一月二十九日集會

井上伯を會頭とし午後二時開會

出　席　各　員

日本國全權委員　井上伯及青木氏

佛蘭西國全權委員　シエンキユウキツ氏

墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアルース・ザルスキ

大不列顚國全權委員　サー・フランス・アール・プランケット

伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏
獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
露西亞國全權委員　セヴイッチ氏
和蘭國、瑞典、諾威國及丁抹國全權委員　ファン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラウアット氏
布哇國全權委員　アルウヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏

會頭は本月十五日及び二十二日の會議錄に署名すべしと發議し且其署名を爲すに先ち委員中陳述をなさんと欲する者ありやと問へり

シエンキエウヰツ氏は氏が公然となく各委員に示せし裁判權限の爭に關する修正案は氏が前會の節本會に提出せし英獨合議案第四條の修正案を擴充したるものにして該會の節之を本會の卓上に差出せしものと看做すべしと勸告せり

會頭は此點に付本會の意見を問ひしに佛國委員の勸告は一同の同意を以て採用する所と爲れり。

是に於て會議錄第十及び第十一に署名せり。

青木氏は余が前會の節本會に提出せし英獨合議案第四條修正案の附錄約款に關する說明書を公然となく各委員に交附し此說明書は委員諸氏の參考に供する爲め提出する所の一の理由書たるに過ぎざるものにして之を今會の會議錄に登載するの目的には非ずと陳述せり。

ド・マルチノー氏は左の演說を朗讀せり。

余輩の尊重する同僚青木氏の提出に係り而して裁判管轄條約案第四條（第六條と成るもの）に關する同氏の議案に附添する所の約款たるや余を以て之を視るに若し曩に千八百八十二年（明治十五年）豫議會の失敗せし後日本帝國政府が各締約國へ提出せし舊議案を基礎として條約改正を議することとせば或は重要のものなるべしと雖も今日に至りては前日の如く重要ならざるが如し而して今日と雖も人或は余輩が談判を爲す所の政府（日本政府）に問ふて云はん判も此問題たるや單に第九條に揭ぐる遷移期限即ち僅々三箇年間に關するものなれば彼の所謂開港場又は日本裁判所及び外國裁判所の權限或は其將に終了せんとする事態の瑣細の諸事項に於ては何等の規則も設定せざること寧ろ得策に非ずやと然れども日本全權委員も亦或は右と同一の論旨に據り余輩に答へて云はん是れ僅々三箇年間の事なれば余輩に於て該約款を條約規程內に執行することに同意するも亦何の難きことが之あらんや且余輩に於て該約款の執行に對し大に異論を唱へざるを得ざることあるべきやと又或は

云はん日本全權委員の目的は毫も余輩の特權を妨害するに非ず又決して之を減殺するに非ず唯外國人と日本人の間竝に雙方裁判權の間に滿足なる關係を設け成るべく權限の爭より生ずることあるべき軋轢及び危險を避け以て法律の施行を正明ならしめんとするに在るなりと又日本帝國を開くに因りて事體自ら一變し領事裁判權は將に新規の狀態に接せんとす是れ忘却すべからざることなり去れば其期限の短きに拘はらず此新狀態に對して規約を設くるは固より願はしきことにして若し新時紀の初に當り激勵なる議論若くは解け難き疑問の生ずることあるか或は少くも司法上の事項に關し不分明の廉あるに遇はば豈夫れ慨嘆の至りに非ずや諸君よ右の如くなるに因り余は余輩に提出せられたる議案を排斥すべき理由を見ざるなり余輩が今方さに審査する所の約款は其全體たる公平の精神に出で且余輩が承認せざるを得ざる主義に基くものの如く見ゆるなり。

尊重なる日本國第二委員の發議に係る約款の全體若くは或る部分に對し同僚諸君の中修正を發議せんとする者もあるべきに付其爲め餘地を存すべしと雖も余も亦自ら三個の修正案を本會に提出せんとす蓋し尊重なる日本國委員に於ては此修正案に反對せらるることなかるべしと信ずるなり。

㈠　第七條（ヌ）項は領事裁判所の性質より論ずるときは認容すべからざるものの如し蓋し領事裁判所は現今は勿論苟も其存在する間は直接に日本裁判所に繫屬せしむべからざるものなり又裁判權限の事は其權限を爭ふ所の二箇の裁判所と關係を有する上級裁判所のみ之を判定することを得るなり諸君よ若し領事裁判所と日本裁判所のみ之を判定することを得るなり諸君よ若し領事裁判所と日本裁判所との間に權限の爭を生ずることあら

ば其處分は日本大審院に任ずべきものなるや蓋し日本大審院は領事裁判所と何等の關係を有するものに非ず又該裁判所に對し一層高等の地位を占むるものに非ざるなり抑余輩の尊重する佛國同僚の議案は此箇條に對し雙方の爲めに公平なる修正案と云ふべし何となれば該議案は權限爭の場合に於て我裁判所と日本裁判所をして同等の地位に立たしむるものなればなり故に余は玆にシェンキェウヰッ氏の發議せし如き仲裁裁判所をして右等一切の事件を判決せしむべしと發議し併せて第七條（ヌ）項に列擧せる諸項目を刪除すべしと發議するなり之を要するに最大の注意と周慮とを用ゆるに非ざれば決して如斯き項目を列擧すべからざるなり裁判所の權限に關する爭議の場合を列擧するが如きは啻に不用なるのみならず又危險を免かれざるものとす其之を不用なりとする所以は其管轄の區域を定むるも其境界に於て未だ詳確ならざる所あるか或は數名の被告人あるが故に自然に誤解を生ずる場合あるべしと豫期すべき筈なればなり是れ唯二箇の例を擧ぐるのみ又其之を危險なりとする所以は二箇の裁判所に於て孰れも其管轄なりと言渡し而して其一方の裁判所に於ては甚しき誤解を爲せる場合もあるべきが故なり該約款中には此等の場合に對して明文なきに付其最も救正を要する場合に於て却て之を救正すること能はざることあるべし余は又「確定判決に依り」（第四節及第五節）なる文字に對し異議を唱ふべきものあり抑も權限爭の問題を斷定するに當り其爭に係る兩裁判の確定に至るを待つことを得んや之を詳言せんに若し余にして誤解ならしめば上訴手續の盡了に因り（或は上訴を爲すべき時期内に之を爲さずして上訴期限の經過するに因り）右裁判の最早變更する能はざるに至るを待つことを得べけんや是豈日本人をして强て二樣

の上訴（上級裁判所への上訴並に大審院への上訴を爲さしめ又外國人をして强て其本國に於て右同様なる二様の上訴を爲さしむるものに非ずや是れ啻に夥多の日子を徒費するのみならず竟に兩國の最上裁判所の間に在ても亦前同様の權限爭を生ずるの恐なしと云ふ可からず去れば權限爭の事件は即時に之を判定すべき方法を設くるを必要とす諸君果して余が不可なりとする所の諸項目を删除すべしと決定せざることあらば「確定」の文字は宜しく之を削去すべきなり。

㈢　余輩は若干年間彼の所謂開港場に於て通常治外法權と稱するものを保存すべし然れども治外法權の意義を解すること餘り酷に過ぎ爲めに前陳諸項を以て其實外國領地の一部と看做すが如き妄說は余の決して贊成せざるものなり是れ余が第一に開陳せざるを得ずと覺ゆる所なり蓋如斯釋義は本會の容れざる所なりと思考す今之を證するに足るべき單純の事實あり即ち日本警察及行政規則は假令ひ領事裁判所にて之を執行するにもせよ此等の法規は右諸港の區域内に於て法律の効力を有するに至るべきこと是なり然りと雖も前陳の期限間は日本立法權は右諸港の區域内に於て多少制限を受けざるを得ざることも亦等しく事實なりとす又余輩が尊重する同僚日本國第二委員の發議に係る約款中には日本裁判所が治外法權の行はるる區域外に於て言渡したる裁判を其區域内に執行するに必要とする所の法律上の手續を掲載せるを余は發見せざるなり故に余は左の議案を本會に提出せんとす而して此議案たるや曩に余輩に提出ありし約款の第八條に揭ぐべきものにして實際該條の修正案たるに過ぎざるなり。

日本裁判所の判決は其民事商事又は行政事項及刑事に關するを問はず總て條約規程内に於て効力を有するものとす然れども該判決は管轄領事裁判所に於て略式の手續に據り其執行すべきものなる旨を言渡したる後に非ざれば之を執行することを得ず右領事裁判所の言渡書には公法に準據し相當司法官の言渡したる判決に係ること正式に從ひ召喚狀を訴訟關係人に送達したること、訴訟關係人は法律に從て出廷し又は缺席裁判を受けたること並に辯護及上訴の權を認許したることを記載すべし。

前項に掲ぐる裁判所の判決書には其承認狀を交付すべき領事裁判所の國語に官譯せるものを添附するを要す。

日本裁判所も亦領事裁判所の判決は執行すべきものなることを言渡すの義務あるものとす但此言渡を爲すには日本裁判所の判決に關し上項に掲ぐる所の定式及規則を遵守すべし。

余は余が修正案を維持する爲め唯二箇の意見を追伸すべし即ち一方に於ては日本國委員は領事裁判所を以て單に登録所と看做し其特權權利及び威儀を保持すべきものと認めざることあるべしとは余に於て思考せざるなり又一方に於ては泰西諸國の委員は日本裁判所の判決をして條約規程内に執行すべき効力を有せしむるを拒絶することあるべしとは余に於て思考せざるなり何となれば泰西諸國委員は此判決をして無効に歸せしむるを好まざるべく又實際中古の隱匿權に類する如きものを創造するを欲せざるべければなり。

(三)　余が第三修正案は靑木氏の提出に係る約款の第十一條に關係するものなり抑も目前に迫る所の危險ありて

其害將に家屋內住者の生命若くは家屋に及ばんとするとき又は現行犯の場合に當り日本官吏が其住者の許諾を得ず且管轄裁判所の令狀を有せずして外國人の家屋に立入るべき權を有するは余輩之を拒否するを得べく又余輩之を拒否するの意ありとは余に於て思考せざるなり蓋し家宅不可侵權は目前の危險と現行犯罪に由り制限せらるべきこと明かなりとす然りと雖も（へ）項及び（ニ）項は果して此二箇の場合に止るものなるや決して然りと答ふること能はざるべし而して右二項の規定は余輩の充分に是認し得べきものなりと余は思考せざるなり就中（へ）項は現行犯に關係するが如き觀あるに過ぎず蓋し逃亡者は必ずしも有罪たるに非ず而して其逃亡者と看做さるる者の家屋內に入込みたるは何を以て之を證明するを得べきや之に由り痛嘆に堪へざる失誤を來すこと何程あるべきや知るべからざるなり又（ニ）項に關して云はんに其差押とは果して如何なるものを指すや若し之をして法律の許容する所のものたらしめば必ず令狀或は判決のあるべし故に此二箇の場合に於ては余は唯濫用と擅行の弊害あるべきを見るのみ即ち右等の事を口實とし全く別樣の目的を以て外國人の家屋に立入ることも亦爲し難きにあらざるべし故に余は敢て尊重なる日本國委員に勸告するに强て此等の點を主張するなからんことを以てするなり何となれば家宅不可侵權に過度の制限を加へ以て屬吏をして無識若くは失誤又は非常の熱心に由り事を行ふの機會を得せしめ爲めに當然の要請と苦情とを招き日本警吏が博し得たる所の高評と信用を減殺し且余輩が將に成功せんとする大改革の初めに當り慨嘆すべき事情を生ずるが如きは日本國委員の決して希望せざるべき所なればなり。

故に余は本會に於て第十一條中家宅不可侵權に關する部分の（イ）項及び（ロ）項を維持し（ハ）項及び（ニ）項を刪除せんことを發議するなり。

余は余が提出するの榮を有せし三箇の修正案に對し謹んで本會の意見を求むる者なり、余復た敢て一意見を陳べんとす蓋し此意見たるや余の思考する所を以て視れば尊重なる日本國委員が諸君に對して陳述すべき筈のものなり余の意見若し確當ならず或は余にして日本國委員の意見を解せざることあらば余は同委員の宥恕を請ふべし其實を言はんに第五條の文辭に關して本會の注意を仰ぐは日本國委員の爲めにする者なりと信ずるなり抑本條は各領事裁判所の管轄區域内に於ける權限を定むるものなり諸君請ふ日本帝國を開きて未だ治外法權を廢止せざるに當り外國人は現行條約規程外に於て財產を得るの場合ありと假定せよ其外國人を管轄する領事裁判所は右財產に關する不動產訴訟に付自ら管轄權を有するものなりと要言するなきを保すべけんや諸君よ余輩が土耳其國より要取せざりし所のものは諸君之を日本に勒索するを得ざるなり故に余は向後一切の爭議を免かれんが爲め第五條第一項に左の一事を追加せんことを日本國委員に對して發議せんとす蓋し此追加たるや兼て第七條（ヘ）項の文辭の漠然たるものを明瞭ならしむるものと云ふべし。

從來條約に據り外國人の占有權を有し得べき區域外に在る所の不動產に關する訴訟は日本裁判所の管轄に專屬す、

會頭は尊重なる伊國委員の論述せし諸種の問題に對し何等の意見を吐露するに前ち先づ同委員の演說の英文を熟

讀するを必要とするを以て其答辯は次會まで見合せ既に演說を爲さんとするの意を示せし所の他の委員をして目下審議中の件に付其意見を本會に陳述するの機會を得ぜしむべしと陳述せり。

フォン・ホルレーベン氏は左の演說を朗讀せり。

余は尊重なる日本國委員が余輩に示せし所の草案の大體に關し二三の意見を陳ぶるを許されたし此意見たるや余輩に提出せられたる所の議案を鄭重に研究せし結果なり而して日本國委員は其草案中或る約款の趣意及目的を解するの便に供すべき解釋を附せざりしを以て細心に之を考究するは尙更緊要のことたりしなり。

（此時フォン・ホルレーベン氏は其演說を中絕して曰く日本國第二委員が只今公然となく本會へ示せし所の說明書は自分に於て未だ之を熟讀するを得ざりしは勿論の事なりと）

去る六月英獨兩委員が裁判管轄條約案を本會に提出せし時は此議案は去る五月日本政府が各委員へ交附せし條約案の數條例へば第三條第四條第六條第十八條等を無用に屬せしむるものなりとの見込なりき。

自餘の條々は右と同一の理由に依り直ちに贅文たるに至らざりしも之が爲め大に其緊要の廉を失へり而して此條々に揭ぐる所は即ち日本法律の適用條約規程內に於ける日本警察官吏の權限並に日本裁判所と外國領事裁判所の間に起ることあるべき裁判管轄の問題に關するの約款なり蓋し第八條第九條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第十五條第十六條第十七條第十九條第二十條及第二十一條の如きは皆此類に屬するものにして自餘の箇條即ち第一條第二條第五條第七條第二十二條及第三十二條の如きは自然通商條約中に編入するに至るべ

きものなるべし。

抑も英獨合議案を提出するに當り余輩の希望せし所は直に領事裁判權を廢するに非ずして唯其執行の區域及び期限を定めんとするに在りしなり故に第二類の約款即ち內外裁判所の管轄區域を定め其相互の關係を規定せんとする所の約款を全廢するが如きは到底爲すべからざる所たり然りと雖も此等の規則は其存在の期限僅かに三箇年に止るを以て最初に企圖せし如く詳密の草案を起さざる方宜しかるべしと思はるるなり。又日本法律の適用及び條約規程內に於ける日本警察官吏の權限の伸張に關する條款の如きは左程必要のものに非ずと思考せり。

此等の約款殊に舊案第八條に揭ぐる規則は當時諸締盟國に對し重要なる讓與を要求するの觀あるを免かれざりしなり然れども其要求に係る讓與の一部は既に諸締盟國の認許する所と爲れり。

今や英獨合議案は前陳の事項に關して數多緊要の讓與を爲すものたるを以て日本政府が以前に希望せし所のものは姑く之を擱て可なり。

去れば今日條約規程內に住居する所の外國人に關する規定は尙三年間之を繼續せしめ而して後之に換ふるに新規確定の取極を以てすべきこととするも決して不當の事には非ざるべし。

然れども日本政府に於ては條約規程內に住居する外國人をして或る種類の行政規則を遵守せしむるを肝要と爲すものの如し又或る締盟國に於て既に陳述せし如く假令主義のみにても此讓與を爲すに異存なき旨を公言せり

且外國人に取りては此等の法律を實施するに三箇年の遲速あるも其利害の關する所敢て重要に非ざるなり故に此一事に關しても亦本會に於て日本政府の希望に應ずること蓋し難きに非ざるべし然れども此約款は主義上に關係なきを以て最大重要のものには非ず且其效力を有すべき期限甚だ短きに因り本會に於ては唯其實地上の問題のみを審議して足れりと余は信ずるなり。

右の理由あるを以て前陳の約款は總て之を條約の本文に掲載することなく假規則の體裁に爲して毫も差支なきが如し故に該約款の文字並に其項目の順序の如きも條約本文の一部を爲せる箇條の如く之を鄭重に審議するを要せずと余は思考するなり。

余は今此草案の各條に對し二三の說明を爲すを許されんことを請ふ。

第一條は條約規程內に於て效力を有するに至るべき行政規則及警察規則を列擧するものたり而して本條の初項に關しては本會は其第一節及第二節に揭ぐる所の行政規則を送附せらるるまでは到底確乎たる意見を吐露し得ざるべし蓋し右規則は已に之を類集せるものありと信ずるなり若し未だ之あらずとせば之を類集して本會に交附するあらんことを日本國委員に請求せざるを得ず若し未だ此類集の編纂あらざれば本會は目下本件に付議決を爲すを見合すを必要とすべし尤も本會親ら此規則を精密に審査するが如きは種々の理由に據り啻に之を便宜とせざるのみならず尙且必要の事に非ざるを以て余は後に至りて二三の委員を選拔し此審査に從事せしめんことを勸告するなり。

第一條中他の諸項は二三の變更を除くの外舊案第八條及第九條に同じきものなり此等の諸項に關しては到底意見の區々たるを免かれざるべし然れども此等の事項に付討議を開くに至らば本會に於ては此約款たる唯三年間其効力を有するものにして其期限を經過すれば日本政府は此等の事に付完然たる立法權を有するに至ることを記憶ありたし。

本條に揭ぐる罰金及禁錮の最高限及最低限は舊案第九條に據りて定むるものにして稍や臆造に係るものなれば或は之を奇怪視する者あらん然れども斯の如き定限を設くるは蓋し止むを得ざるに出るが如し尤も右最高限を超過する刑罰は稀有のものたるべきを以て之を最低限に比すれば較々必要ならざるに似たり議案の文面に據れば五十圓以上二百圓以下の罰金を設くる所の警察規則は其最寡額多きに過るを以て之を適用せざるべし而して此事たるや余は極めて妙案なりと思考す尤も其執行すべき刑罰の定限は第一項（ハ）及（ニ）に列記せる法律規則の場合に適用せざること勿論なりとす何となれば此等の場合に於ては罰金の多寡即ち刑罰の範圍は其犯罪に關する金額に由て定むるものなればなり例へば脫稅の場合に於ては其脫稅に係る印紙の價額に從て之を定むべきものとす凡そ此等の場合に於ては其犯罪に關する金額の倍數を以て其罰額を定むるを法とするなり若し此場合に於て刑罰に制限を立んとせば極めて細密の約款を設けざるを得ざるべし蓋し如斯約款を設るは得策に非ざるなり

故に本會に於ては此等の事項に關する法規は泰西の主義に基くものたるべきを期望するの外なしとす。

抑も此事たる深く期望するに足るべきものあり何となれば日本政府は現に前陳の精神に基き行政及び警察規則の改正に從事する趣なればなり而して向後法律制定の精神も亦此に出づべきは尙更期望するに足るものとす。

第二條は日本規則公布の方法を定むるものにして此條に對しては別に非難する所なかるべしと信ず。

第三條は日本政府の法令を犯す者あらば現實に之を罰すべきの保證を該政府に與へんとするものなり故に如斯き場合に於ては日本檢察官は領事裁判所に對して日本政府の代表者たるの地位に立つべし。

如斯き取極に對しては法律上の故障あること固より疑なしと雖も殊に目下の論題たるが如き遷移期限に取りては最も簡單に其問題を解き得たるものと云ふべし而して領事裁判所には通例檢察官なきを以て之を實際の點より云ふも亦其宜きを得たるものの如し。

第四條は舊案第十一條に改良を加へしものなり而して本條は唯左の一事を約定するのみ即ち締約國は條約規程內に於て日本法律規則と牴觸するに至るべき法律規則を制定するの權を放棄すること是なり蓋し舊案第十一條は其步を進むること更に大なるものとす何となれば該條に於ては凡そ日本の法制を以て規定すべき事項に關しては外國政府は法律規則を制定するの權を全廢するを必要と爲したればなり。

此變更は許多の締約國に取りては重要のものなるべし何となれば余の了解する所を以て視るに締約國中其立法制度に由り外國法令は相當の官衙（即ち目今の場合に於ては當該公使館若くは領事館）に於て之を公布するに非ざれば其裁判所に於て之を適用し得ざる者あればなり。

前述の諸政府が條約を以て或る日本規則の全體を承認すべき義務を負擔するに至らば之を公布するは唯其內國立法上の手續たるに過ぎざるべし然れども若し右諸政府に於て日本法律の規定を經たる事項に就き法律規則を制定するの權を廢すること舊案第十二條の如くなるに至らば右公布の處分は之を爲すことを得ざるべし。新案の字句は此事に關し較々圓滑なるを以て右の目的を達するに足るが如し蓋し本條の字句は尙一層明瞭ならしむるを得べきことならん尤も前述の次第は獨逸國に取りては更に關係なきものなり何となれば領事裁判權の執行に關する最新の獨逸國法律は日本現今の事情に從ひ外國法律を適用するの權を領事裁判所に附與したればなり

第五條第六條及び第七條は裁判所の權限に關する事項を規定するものなり。

第五條は舊案第十四條第二項に同じきものにして余の所見に由れば斷然之を採用するも可なり。

第六條は別に重要のものに非ざるが如し然れども疑惑を來すの恐れあるを以て本條は全く之を删除する方或は得策ならん。

若し領事に於て裁判權を執行するを得ず且其職務を代理すべき者なきも未だ必しも日本官吏に於て當然裁判權を執行すべきことと看做すを得ざるなり蓋し如斯場合に起る所の困難は外交官の處置に歸するを以て一層便宜と爲すべきなり。

第七條は日本裁判所及び領事裁判所の管轄區域の疆界に關する極めて困難の問題を處理せんとするものなり凡

そ刑事に於ける裁判管轄の區域即ち裁判所の權限に關する問題は容易に之を斷定するを得べし即ち其裁判管轄は常に其罪を犯せる場所（犯罪の地）を以て之を定むるなり故に余輩に交付せられたる草案に於けるが如く未定に屬する法典の數箇條を列擧せざるも唯前陳の一事を記載するを必要とするのみ又本條は其字句に徴するに犯罪地の分明ならざる場合又は數箇の場所に於て行ひたる所爲より成立つ所の犯罪の場合に就ても亦裁判管轄を定めんと企圖するものなり然り而して如斯き稀有の場合に於て其裁判管轄を定むることは之を日本の法制に委ぬるも可なりと余は思考するなり蓋し此等の規則の目的を達せんには前陳の主義を採用するを以て充分と爲すべきなり。

民事裁判管轄の區劃は第七條第二項に於て詳細且精確に規定せられたるを見るなり抑も該項を節略し而かも錯雜を生ずるを免かれんとするが如きは豈能く爲し得べきの事ならんや余は覺束なく思ふなり。

然りと雖も余は第七條（ヌ）項は採用すべからざるものなるを明示するに躊躇せざるなり。

假令ひ領事裁判權存在の期限は甚だ短しとするも其間內外兩裁判權は尙ほ平等の權を以て並立すべきなり故に日本裁判所と外國裁判所との間に生ずる所の權限の爭を單に其一方の管轄に屬する最高等裁判所の判定に任すが如きは主義上に於て認容し難きものとす蓋し余は日本最高等裁判所の判定に信用を置かざるには非ず況んや其裁判官の一部は外國人たるべきに於ておや然れども此裁判所は常に日本裁判所たれば此裁判所の爲めに領事裁判權を放棄するが如きは余の認容し得ざる所なり抑も同一の高等裁判所に隷屬せずして同等の地位に立つ所

の裁判所の間に權限の爭を生ずることあれば仲裁に依て之を判定するを便宜なりとす故に余は余が尊重する同僚伊國委員と共に尊重なる佛國委員の仲裁法に基ける議案を賛成し得べしと信ずるなり。

第八條は一方の管轄內に於ける裁判所にて言渡せる判決を他の管轄內に於ける裁判所にて執行することに關するものにして獨り判決執行の地を管轄する所の裁判所のみ其執行權を有すべしとの主義に基くものなり然れども余の所見を以てすれば伊國委員の發議に係る修正案は余未だ之を熟考するの暇を得ざれども一層完全の方法を以て此目的に應ずるものならん。

第九條は領事裁判所及び日本裁判所が相互に司法上の補助を爲すべきことを規定するものなり抑も此補助は必須缺くべからざるものにして已に多少實際に行はるるものとす。

第十條は日本人民の領事裁判所に出頭するときは其裁判所の手續に關する權利及び義務に於ては外國人民同樣の取扱を受くべしとの主義を定むるものなり而して此主義を是認するは唯當然の事たるに過ぎざれば其爲め別に議論を要せざるなり。

第十一條は日本警察官吏が條約規程內に於て外國人を逮捕し外國人所有の財產を差押へ又外國人の家屋に立入ることに關し其權限を定むるものなり。

該條は英獨合議案に由て變更せる事情を參酌し復たび舊案第十五條第十六條及び第十七條を寫出さんとするものなり然れども本條は右の事情を悉皆參酌し得たるに非ず即ち今回の草案に於て遷移の短期限に對し訂約せん

とする所は舊案に於て條約繼續の全期に對し訂約せんとせし所よりも其範圍更に廣濶なればなり然り而して余は此變更を是認すべき理由あるを見ざるなり況んや舊案の條項殊に人民逮捕に關する約款の如きは唯其手續をして法律上正當のものたらしめんとするものにして此手續に對し曾て異議を唱へざるものは畢竟緊急の事情に應ぜんが爲めなるに於ておや。

故に余の所見に由るに警察官吏の權限に關しては本會は舊案の約款を採用する方便宜ならん此一事に於ても亦余は尊重なる伊國委員に同意すべしと信ずるなり。

第十二條は遷移期限經過の時に當り領事裁判所に於て未だ落着せざる所の民事及刑事訴訟の裁判手續を定むるものにして余の意見を以てすれば此箇條に對しては別に陳述を要すべき重要の廉あらざるなり。

ナイト氏曰く自分の所見を以てすれば尊重なる伊獨兩國委員の如く日本國第二委員が前會に提出せし浩瀚且重要なる議案の細目を討議するに先ち本會は豫め左の問題を審議するを要すべきや否に付其意見を吐露せざるべからず即ち日本裁判所及領事裁判所の權限を定むる爲め且右兩裁判所の並立する短期限內に該裁判所間に起ることあるべき權限爭に關する規則を設定するを便宜とするや否やの問題是なり兎も角本會に於ては靑木氏が第四條及第九條に代へて條約中に揭載せんとする所の箇條の適用のみに關する規則を審議するに先ち豫め此箇條の本文を審査せざるべからざるなり故に自分は第一に靑木氏の發議に係る第六條を本會の審議に附し然る後第二段の事として該條の附錄たる議案に付本會の意見を問はれんことを請求するなりと。

ド・マルチノー氏曰く日本國第二委員の議案は無論之を今回の會議に於て討議に附すべきものとして前會の節本會の卓上に提出せられしものなりと。

ナイト氏は本會に於ては唯主義に關する問題のみを熟議し若し細目を審査するの必要あらば之を後日に讓るを當然の順序とすべしと思考する旨を再陳せり。

フォン・ホルレーベン氏曰く尊重すべき同僚伊國委員並に自分の提出せし修正案は之を日本國第二委員の議案の一部と看做すも可なり而して本會に於て直に之を審議するは毫も順序を誤りたるに非ず然れども自分は本件に關して委員一般の意見に從ふも更に差支なしと。

ナイト氏は日本國第二委員の提出に係る約款は附錄の性質を有するものにして條約本文の一部分と爲るべきものに非ざることは緊要の事實なる旨を再應陳述し是に依て本會の第一に議定すべき點は本會に提出せられたる如き約款は果して必要なるや否やに在ることを主張せり。

次にサー、フランシス。プランケットは左の演說を朗讀せり。

余は日本國委員が日本裁判所及び領事裁判所の權限に關する約款草案を提出することは今暫くたりとも見合はされたる方寧ろ宜しかるべしと思ふものにして余の考ふる所を以てすれば如斯き浩瀚なる規則を設くるの必要なく且斯く浩瀚の議案を討議するときは更に貴重の時日を徒費するを免かれざるべし。

抑も此帝國に存在する領事裁判所の權限は余の了解する所を以てすれば獨り日本と締結せる條約のみに基くに

非ずして倘又余輩各自の國法に據るものなり左れば他國は知らず本會に參與する諸國中多くは其國會に於て法律を改正することなく今日本の欲する所に從ひて領事裁判所の權限を變更し得べきや否や余は大に之を疑ふなり例へば日本に存在する英國領事裁判所に關する規則の如きは多くは唯日本のみの爲めに設くるものに非ずして治外法權の存在せる他の諸國に在る所の領事裁判所にも亦均しく適用するものなり故に二三の日本港に於て領事裁判所を保續すべき短期限の爲めに英國領事裁判權に關する全體の組織を變更するは聊か躊躇すべき所あるならん。

余は尊重なる同僚伊獨兩國委員の陳述せし廣濶なる意見を一層精密に審査することは後日に讓るべしと雖も余は兩委員の陳述せし意見に多少同意する旨を述べ得るなり而して余が尊重する同僚日本國第二委員が如斯く繁雜の議案を提出するに至りしは余の遺憾とする所なりと雖も本會へ提出せられたる規則中には余の採用し得る所のものも亦少しとせず之を要するに今多少の變更を加へなば余は或は此新案の要點を採用し得るに至ることあらん。

然れども領事裁判權を保續せんとするの期限は極めて短きを以て日本政府の爲め最上の得策とする所は成るべく現今存在する所の外國領事裁判權を變更するなきを計るに在りと思考せざるを得ず然るときは余輩は一層重要なる目的即ち外國屬籍の裁判官を以て日本裁判權を執行するの良法を設くることに關し專ら注意を用ゆることを得べし苟くも此目的を達するに至らば領事裁判權は自ら無用に歸すべきなり。

シエンキエウヰッツ氏は左の演說を朗讀せり。

余が尊重する同僚日本國第二委員の發議に係る裁判管轄條約案第四條及第九條の修正案は數多の重大なる故障を起すべき性質のものなり。

本月十五日集會の節余が日本政府は英獨合議案に修正を加ふるの權を保持せりとの說を吐露せしに井上伯は之に抗議し氏は毫も制限を加へず該草案を採用したる旨を公言せり（會議錄第十第十四頁）蓋し何人と雖も此上明確且公然の陳述は爲すこと能はざるべし抑も尊重なる靑木氏の修正案は其性質たる數個の問題に關する所の一新案にして且其諸點中余輩方さに審議する所の草案に背反するもの亦一にして足らざるなり。

獨逸國及大不列顚國委員は去る六月十五日の集會に於て其草案を提出するに當り豫め演說を爲して爲して余輩に該案の精神を知らしめたり余は其演說中より左の一節を抄出すべし。

余輩は現今一般委員の間に存在する好意は裁判管轄上の改正を遠からざる內に成し遂る爲め一の經畫を提出する好機を與ふるものと信じ且果して此經畫に因らんには目下提出の草案に載する如き遷移時期を設くるの必要なきを信ず。

該條約案の起草者は此草案は尙ほ完全ならしむべきものたることを承認し而して一も其實施の規則又は裁判管轄の規則に說及ぼすことなく且右起草者は唯單一の文書即ち條約案のみを提出せり。

該條約案の條々は右起草者の公言せし大體の意見に符合するものなり而して其第九條に規定する所は領事裁判

權は仍ほ三個年間存在すと云ふに在りて即ち外國人居留地內に於ては三年間從前の有樣を維持すべしと云ふに外ならざるなり。

第九條第二項は實に領事裁判所をして豫め約定すべき所の日本警察規則及び行政規則を執行すべき義務を負はしむるものなりと雖も是唯治安保維の原則を適用するに過ずして此原則適用の緊要なるは余が常に承認せし所たり然れども茲に注視すべきものあり抑第九條は唯規則の事を言ふに止まり而して其規則を外國人に適用するには豫め約定を爲すを要すとの制限を設くるものなり然り而して此約定なるものは單に其規則の類別目錄標題及泛然たる義解を指すものたるに過ぎずと云はゞ畢竟是れ無益の言ならん蓋該案の起草者に於ては其將に規定せんとせし所のものに付最も明瞭の思想を有せしことならんと確信するなり。

日本政府は警察規則を諸法典を送附すると同時に外國政府へ送附することを拒絕し得たりしは勿論にして第三條には此送附の事に關する明文なかりき蓋し諸規則類は之を法典に比すれば更に屢々變更を加ふべきものにして其實施も亦常に急速を要するなり故に此等の規則は日本政府と外國公使との間に約定を要すべき事柄なるべし是れ第九條に徵して極めて明彰の事實なりとす。

余惟ふに英獨合議案より生ずる所の事態は以上開陳する所の如し然るに尊重なる靑木氏の提出せる草案は全く之と異なる事態を生ずるものとす即ち此草案は居留地內に於て滿足なる裁判管轄法を設くることを以て第一の目的となし尙又實施規則及裁判管轄規則に關する詳細の方法に立戾るものなり蓋し此規則たるや數箇月前に廢

案に屬したるものにして且英獨合議案に於て特に免かれんとせし所の遷移期限に關するものたり。

日本國第二委員の修正案佛文は本月二十七日の晩に至るまで余に送附せられざりしを以て未だ深く之を考究するの暇を得ざりしと雖も左の諸點は殊に余の注意を惹起せしものなり。

第一條に日本法律規則は其發布の日より居留地內に於て之を施行すべしとの明文あり而して地方令及び地方規則も亦其性質の如何を問はず右同樣の事なるべし然り而して此條款をして第九條の文面及び精神と牴觸する所なからしめんとするも豈能く爲し得べけんや。

又右草案の數個條は民事刑事及び商事に於ける裁判所の權限に關し一種の法典を成すものにして尙且各領事裁判所の權限を規定するものなり要するに此草案たるや裁判管轄の完全の改正を目的と爲さざりし所の計畫に立戾るものたるに過ぎずとす。

此草案中全く新規とする所のものは警察官吏に附與するに居留地內に在て令狀を有せずして逮捕を爲すの權を以てし加ふるに搜索を爲すの權を以てすること是なり。

由是觀之此三個年の短期限の爲めに規定する所の事項は甚だ多しとす。

余は之に反し總て不用の錯雜は謹愼之を避くべしとの意見を有するものなり今余輩の遭遇せる難題は充分余輩の思慮を費すに足るものとす。

故に余輩は固く英獨合議案の基礎を守り之を完全ならしむるも決して之を錯雜ならしむべからず余輩は訴訟手

續に關する法典を編制せんとするが如き志望を抱くべからず抑斯の如き法典を編制するは日本政府の法律家の事業にして余輩は其事業に信を置きて可なり余輩の職務は原則及大體の主義を確定するに在るものとす。終りに臨み余は余が尊重する同僚大不列顚及び獨逸兩國の委員に向ひ余は兩委員が草案を起せし大體の趣意を正實に解し得たるや否を問はんとす。

ザッペー氏は左の演說を朗讀せり。

余も亦尊重なる日本國委員の議案及び之に關する佛國委員の考案に付大體の意見を述べんと欲す。余は外國裁判所と日本裁判所を並立せしめ協和且圓滑に其事務を取扱はしめんには遷移期限間數條の約款なかるべからずと思考するなり又領事裁判權を保續するも其狀態の變化すべきことを考ふれば余輩は左の問題を區別せざる可からず故に余は其問題を各別に論究せんとす。

第一　領事管轄區内に於ける日本法律の施行

第二　日本官吏殊に警察官吏の權限

第三　領事裁判所及び日本裁判所の管轄區劃

第一　右第一問題に關する約款に對する反對論の首要なる點は恐くは日本法律の施行を拒むに在るならん人或は云はん何が故に諸事從前の如くならしめ以て充分余輩の意に適せざる所の約款を除去せざるやと。此議論の實際行はれ難き所以は左の諸事を擧て之を明にせんことを余は敢て希望するなり。

㈠　日本法律中今日外國人に對して効力を有すべきものは三個年の後と雖も尙其効力を有することならん故に此等の法律は右期限後は是非共遵守せざるべからざる所の法律の一部を成すに至るべきなり。此法律の一部を直に施行するは日本政府の自然冀望する所にして目下日本に於ける余輩の位置より視るも亦均しく希望すべき所たるは左の理由に由りて明ならん。

(イ)　官吏及人民に取りても日本法律のみを遵守すべき時期に移ることを容易ならしむべし。

(ロ)　外國人に對し今直に施行する所の日本法律は其目的を達するの度如何を觀察すべき機會を得べし。

(ハ)　領事官に於て其裁判權を執行するに當り日本行政法律若くは規則を施行せば該法律規則の解釋と適用とに因り將來の方針を示すの好機會を得べし。

㈡　今日と雖も已むを得ず實際日本行政規則を遵守することあり是即ち勢已むを得ざるに出たる所の事情にして此事情に應ずる爲め法律を制定するの必要なるを證明せんには獨り衞生及び檢疫規則を引證するを以て足れりとするなり。

右の理由あるに依り多少種類を異にする所の法制に推移るべき遷移期限を設くるの好機會を得るは外國人の爲め重要なる事にして決して輕視すべきに非ずと思はるゝなり然れども又一面より見るときは雙方共滿足し得ざる所の事態を尙三年間條約規定内に存せしむるが如きは余輩の切に願はしく思ふ所に非ず。

第二　外國人逮捕、財産差押及び家宅搜索に關する日本警察官吏の權力に付ては余は尊重なる伊國委員並に獨

逸國第一委員の意見に同意するなり、其意見に曰く原案第十一條は餘り其歩を進め過ぐるものにして滿足の狀態を得る爲め必要とする所の度に過ぎたり況んや向後三年後領事裁判權廢止の時に至らば此等の事項に關しても亦充分に日本警察官の權力を承認すべきに於てをやと。

然れども又一方より視れば警察官吏に附與せんとする所の權力は條約を以て之を定むるを便宜とすべきものゝ如し此事に關しては余は唯尊重なる伊國委員の議案を採用あらんことを勸告するの外なし。

余の所見に由れば該議案に於て讓與する所の權力は一時實際の用を先たすに足るべし。

第三　尊重なる佛國委員の修正案中第四條及び第五條に對する部分に關し同委員と意見を異にするは余の遺憾とする所なり、余の所見を以てするに此議案は總て必要の事項を包含するものと爲すに足らざるなり。

裁判所の權限に關する規則を設定するには余は三個の首要なる問題を思量せざるべからずと信ずるなり余は左に此問題の要領を擧ぐべし。

㈠　國籍曖昧なるとき裁判管轄を定むること。

㈡　場所を以て裁判管轄を定むべき場合を取極ること。

㈢　日本裁判所の權限に屬すべきや領事裁判所の權限に屬すべきや疑はしきとき其裁判管轄を定むること。

㈠　從來の經驗に徵するに本人の國籍曖昧なるとき又は船舶の國籍と本人の國籍と相異なるときには何國の領事に於て裁判權を執行すべきやを規定せざるべからず此性質の約款なきに由り日本に對して法律の施行を拒絕

せしこと屢にして又外國政府の間に爭議を生ぜしことあり故に此約款なきは即ち日本に於ける外國政府の利益を害するなり原案第五條は即ち右の如き場合の爲めに裁判管轄を規定するものなれば余は之を採用あらんことを勸告するなり。

㈡　第二の問題に關して云はんに佛國委員の議案と日本議案と相異なる所は唯民事の管轄を定むる約款に在りとす即ち佛國委員は單に定住地のみを以て裁判管轄を定むべしと爲せども日本議案に據れば先づ第一に契約履行の場所若くは不動產所在の地の地を以て之を定め然る後被告人の定住地若くは其寄留地に依て之を定むることと爲せり。今單純に法理上より之を觀察するに日本議案は一層完全且正確なるものにして且左に擧くる所の實體上の理由あるに因り日本議案は其採用を勸告するに足るべきものと信ずるなり。

㈠　數名の裁告人各其定住地を異にする場合又は契約履行の場所を指定せるも定住地なき場合に生ずる所の困難は總て之を免かるゝを得ること。

㈡　不動產に關する訴訟事件を其所在地の裁判所に於て審判せさる場合に於て必然生ずべき所の困難を免かるゝこと。

㈢　甲裁判所の法律を用ひて判決すべき訴訟事件を乙裁判所に於て裁判することも亦之を免かるゝを得べし蓋此事たる目下甚願はしきことなりと思考するなり。

横濱に在る獨逸人所有の不動產に關する訴訟を獨逸法律に準據して審判するの必要且得策なるは猶ほ條約規程

外に在る不動產に關する訴訟を日本法律に準據して審判するに於けるか如し、之を要するに各裁判所は孰れも其自國の法律を適用するに最も長ぜるものなり又義務者の定住地外の場所に於て履行すべく且一般の通則に據れば其履行地の法律に照して審判すべき所の契約に基ける要求事件の如きも亦右同樣の理あるものとす。

右の理由あるのみならす尊重なる佛國委員の修正案に於ては被告人の定住地を有せざる場合に關し何等の明文なきを以て未だ時勢の必要に應ずるに足らざるべし、故に余は第七條(ヌ)項を除くの外は日本議案を好しとすべしと思考す。

(三) 第三の問題に關して云はんに右(ヌ)項に揭ぐるが如き方法に依て權限爭に關する規則を定むるは許容す可からざることなり、凡そ如何樣の事たりとも約定し得べきは勿論の事なれども余の所見を以てするに甲國の裁判所をして乙丙の諸國に屬する裁判所の權限を定めしめんとすれば當今の法律原則に背戾すること太だしきものにして本件に關係を有する諸國の連合するに非ざれば爲し得べからざる所とす、故に余は尊重なる佛國委員の議案の主義を贊成するなり然れども余は之と同時に右議案は未だ完全のものに非ずと思考する旨を述べずんとす加之此議案の趣旨は連合に在りと雖も其結果は分離たるべきを以て未だ實際に適せざるものなり又此議案は本件に關して約款を締結せざる外國の領事に交涉すれども凡そ斯の如き外國の官吏は必しも此約款を守るを要せざるに付右の議案は畢竟實行すべからざるものとす。

今適當の救正法を求めんには第一に裁判所の權限に關して起る所の困難の原因を充分に明確ならしめざる可か

らず余の所見を以てするに本件に關しては宜しく左の區別を爲すべきなり。

㈠　二箇の裁判所に於て同一の事件に付各其管轄權を有することを主張するとき但余は之を積極的の權限爭と稱す。

㈡　管轄權を有すと看做されたる裁判所に於て其權限に屬せざる旨を以て裁判權の執行を拒むとき但余は之を消極的の權限爭と稱す。

㈢　民事被告人若くは刑事被告人に於て裁判所の權限を爭ふとき右末項の場合に於て積極的の權限爭を生せざる以上は關係裁判所に於て執行する所の通常の手續に從ひて判決を下し上訴等を許すべきものと爲すべし然れども一旦此困難なる問題に立入りたる以上は之に關して定款を設けざるべからず、何となれば訴訟關係人に於て他國の裁判所の權限に屬することを主張するとき裁判所の獨斷を以て其權限を定むるが如きは常例に非ざればなり、故に余は尊重なる佛國委員の議案に對し左の修正を提出せんとす。

第一條　訴訟關係人ニ於テ外國裁判所若クハ日本裁判所ノ權限ヲ爭フトキハ其事件ヲ受理シタル裁判所ニ於テ之ヲ判決スベシ但他ノ裁判所ニ於テ其管轄ナルコトヲ主張スルトキハ此限ニ在ラズ

第二條　外國政府ノ爲メ日本ニ於テ裁判權ヲ執行スル官吏カ日本裁判所ニ於テ審判中ナル訴訟ニ付其管轄權ハ日本裁判所ニ屬セズシテ自己ノ權限内ニ在リト思料スルトキハ其理由ニ基キ管轄權ヲ要求スル旨ヲ該裁判所ニ通知シ權限爭ヲ爲スコトヲ得

第三條　日本最高等裁判所勤務檢察官ガ在日本外國裁判所ニ於テ審判中ナル事件ニ付其管轄權ハ該裁判所ニ屬セズシテ日本ノ權限內ニ在リト思料スルトキハ右ト同樣ノ手續ニ從ヒ權限爭ヲ爲スコトヲ得

第四條　訴訟事件ヲ審判スル裁判所ニ於テ其權限ヲ爭フ旨ノ通知ヲ得タルトキハ直ニ其事件ノ審理ヲ中止スベシ

第五條　權限ヲ爭フ所ノ官吏ハ其爭ヲ始メテヨリ十四日內ニ權限ノ爭ヲ處分スル爲メ設クル所ノ仲裁裁判所ヘ本件ヲ提出シ其裁定ニ附スベシ但此日限內ニ之ヲ提出セザレハ右權限爭ハ其効ヲ失フモノトス

右裁判所ニ於テ權限爭ノ起レル日ヨリ二ケ月內ニ管轄裁判所ヲ指定セザルトキモ亦右權限爭は其効ヲ失フモノトス

第六條　同一ノ事件ニ付テハ一回ノ外權限ノ爭ヲ爲スコトヲ得ズ又訴訟事件ノ全體若クハ單ニ其權限ノ爭ニ關シ言渡シタル判決ノ已ニ執行スベキモノトナリタルトキモ亦權限爭ヲ爲スコトヲ得ズ又訴訟事件ノ日本外ニ在ル外國裁判所ニ於テ審判中ナルトキモ權限爭ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條　權限ノ爭ヲ處分スル爲メ設クル所ノ仲裁裁判所は日本最高等裁判所所在ノ地ニ於テ開クベシ該裁判所ハ最高等裁判所ノ判事五名ヲ以テ組織シ其中少ナクモ三名ハ外國人タルベシ

右裁判官中三名ハ其權限爭ニ係ル外國裁判所ニ於テ之ヲ撰定シ他ノ二名は關係日本裁判所ノ請求ニ因リ日本最高等裁判所長之ヲ撰任スベシ

撰任セラレタル裁判官ハ服務ヲ辭スルヲ得ズ其議事ハ其裁判所ノ上席員之ヲ指揮スベシ

第八條　仲裁裁判所ニ於テハ其提出セラルベキ訴訟書類ニ基キ最高等裁判所所屬檢事ノ意見ヲ聽キタル上投票ノ多數ニ因リ判決ヲ爲スベシ。

第九條　此權限爭ニ關スル判決ハ一定動カスベカラザルモノトス

其他は尊重なる佛國委員の議案の殘餘の部分を採用あらんことを余は勸告するなり但此部分は消極的の權限爭を生ずる場合に關するものとす。

余は本會に於て尊重なる日本國委員の議案を精細討議するに當りては余の意見及び議案も亦熟考せられんことを乞ふなり。

ヘッバルド氏は左の演說を爲せり。

尊重なる會頭の意見を聽くに先ち日本國第二委員が本會に提出せし議案に付余の所見を述ぶるは余の少しく躊躇する所たり蓋し會頭か日本國第一委員として該議案に付切に本會の注意を促すには重要の理由なかる可からずと余は確信するなり。

然りと雖も余は本件に付余の投票の理由を開陳するの機會を失ふべからざるなり。

本件に付我同僚諸氏が陳述せし所の卓越なる演說は余は留意して之を聽聞せり而して其演述中には余が欣然同意し得る所のもの實に多しと雖も其一二の議論は余の心服せざる所たるを一言するを許されよ。

第一此議案は錯雜の元素を加ふるものにして此元素たるや敢て重大のものに非ざるが如く見ゆれども到底容易ならざる紛議を來すを免れざるを以て爲めに條約改正の眞個の目的を誤らしむるに至るべしと余は思考するなり。

余は固より我政府の爲めに陳言するに過ぎずと雖も今余輩の着手せる事業の目的は唯日本國が驚くべき進歩を爲せることを承認し且日本國をして萬邦に對し其當然希望する所の位置に進ましむるに在るのみと云はゝ即是れ諸締盟國代表者の意衷をも寫し得たるものなりと信ずるなり。蓋此承認たるや千八百七十二年即ち日本國が其權利に據て之を要求せし時より今日迄遷延したり然れども爾來十三年を經過し今日に至りては幸に其志望の目的を達するの期將に近きに在るが如し。

此結果は決して困難に遭はずして得たるものには非ず今其結果を得たる次第を擧げんに第一千八百八十二年の會議あり尤も該會は日本の位置をして一も開會前に異なる所なからしめたり、次に千八百八十四年の日本覺書及英國覺書の出るあり又之が爲め千八百八十五年及び千八百八十六年の日本議案あり而して最後に余の尊重する同僚大不列顚國及び獨逸國兩委員より本會に提出せし議案あるに至れり、此進歩に伴隨せる所の困難失望に付ては同僚諸君の注意を促すを要せざるべし、扨千八百八十二年の會議は其實効を奏せずして止み又千八百八十五年及び千八百八十六年の議案も亦同樣に失敗せり此議案の失敗せし所以は内外混合の裁判官轄を設け以て日本自治權の承認を得從て治外法權を徹去せんと企圖せしに因るなり、蓋し此方法たるや錯雜矛盾の廉多くし

て早晩竟に排斥を免れざるものなりと斷言するも決して攻擊を受くるの恐なかるべしと思惟するなり然るに英獨兩國委員は今余輩の目前に在る所の改正案を提出せしを以て其排斥は一層速かなるを致せり。

抑も余は日本か完然なる自治權を得ることを勉むるに際し常に其擧を贊助したる國を代表する者なり、故に余が英獨兩國同僚の提出せし議案を欣然採納せしは聊か嫌忌の念を挾むことなく誠實惇厚の精神を以てしたる事實を述るも諸君は之を宥恕せらるべし、然れども今尊重なる日本國委員の提出せし議案は余輩の着手せる事業の成効を妨害するものなりと述べざるを得ざるは實に余の遺憾とする所なり、而して日本政府が是まで條約改正に關し裁判管轄の問題を滿足に論定せんと勉めたるも今日に至るまで一も其効を奏せざりしことは余已に之を陳示せり今日余輩の目前に在る議案の如きは失敬ながら尙ほ前陣の失策を繼續するものと云ふべし而して該議案は冗長且繁雜なるを以て今余輩か從事する條約改正事業の成効を危くするものなりと思はるゝなり又尊重なる英獨兩國同僚の提出せし議案は日本政府の原案の全體に代ゆるの見込なりしことは右委員に於ても亦余と同意なるべし然るに今回の議案は全く舊案を回復するものなり又右同僚の提出せる考案は日本國か裁判管轄上完全なる自治權を恢復するに至るまでの全期限間の爲めにせるものたるは右同僚に於ても亦余と同意なるべし然れども今回の約款案は僅に二個年間實行せんとするものなり故に此苦心調製せし約款は即ち余輩が已に全く放棄せりと思ひたる舊案に就て唯其體裁を改めしものたるや昭然として明なり、加之此約款は假令ひ採用せらるゝことあるも其之を適用すべき期限は極めて短きものなり、故に何れの點より論ずるも此議案は余輩が目下

從事する所の重要にして且永續すべき事業とは自ら霄壤の差あるものにして余の所見を以てすれば唯此事業のみ專ら本會の注意を要すべきものとす。

以上陳述せし所は決して漫に非難を試るの精神に出でたるに非ず是余が日本委員に保證せざるべからざる所なり、而して余が代表する所の政府が立法及び行政上の自治權を欣然日本に許讓することに付已に充分の證據を見はせしは日本國委員の必ず熟知せらるゝ所ならん、又同委員が領事裁判所を排除して其痕跡を留むるなからんことを希望せらるゝは余の能く之を了解し且同感を抱く所なり、去れば余輩の討議を爲すに際し若し此約款案の細目を議することあらば余に於ても其大體の主義を採用するに至ることあるべく殊に英獨合議案第九條より生じ來るべき主義を採用することも亦實に之なしと言ふべからず、該條に規定する所は即ち豫め同意を得べき所の地方規則及び警察規則を領事裁判所に於て執行するに在るものなり、抑も該條に載する所の地方規則及び警察規則は一層大體に渉る所の法律とは自ら區別なかるべからざるものにして此等の規則は今日まで領事裁判所の執行せざる案なれども、英獨合議案を採用する以上は新司法制度實施の期日に至るまで右規則執行の方法を設くべき義務を諸締盟國に負はしむるに至るべし是れ余の腹藏なく述る所なり、然れども余の所見に據れば其爲め細密又は長文に渉る條款を設くるを要せざるなり之を要するに日本委員の發議に係る計畫は同委員の希望する所の目的を達することを迅速ならしむるよりも寧ろ之を遲延せしむるの恐ありとす是れ余が同委員に忠告せざるを得ざる所なり、而して余は此事を確言するに其自から信ずること一層厚きものあり何となれば余

の指示せし所の變更を加へ三個年の短期間尙ほ領事裁判所を保續するも大なる困難を生ずることなかるべしと信認すればなり、故に余は余輩が切望する所の重要なる目的を達せんと欲し不慥なる方法を試みて危險に陷るの恐あらんよりは寧ろ其儘に捨置くことを贊成するものなり蓋此不慥なる方法は假令幾分か其効を奏することあるも極めて有益の結果を生ずることなかるべし。

前陳の次第なるを以て余は殊更に左の一事を切言せんとす即ち余の所見にては英獨合議案は假令大略を揭ぐるに過ぎざるも少しく之を敷衍せば余輩の目的に應ずるに足るべく且尊重なる日本國第二委員の提出せし如き約款を加へずとも其儘にて充分本會討議の基礎と爲すを得べきものなり。

サー•フランシス•ブランケット曰く自分は去る六月十五日集會の節本會に提出せし裁判管轄條約案起草者の一人として佛國委員の演述に對し日本國第二委員の議案は英獨合議案の一部にあらざる旨を述べ置かんと欲するなり、蓋自分は該議案に對して責任を有せざるのみならず却て痛く之を非難せざるを得ざることもあるべし、尊重なる同僚合衆國委員の陳述せし趣意は自分に於て贊成する所多く殊に此約款を要すべき短期限に對して全く權衡を得ざる所の廣大なる變更を加ふるが如きは實に無益なりとのことに付自分は全く同意するなり、而して自分が常に主張する所の說は今玆に審議する所の計畫に據り領事裁判所を保續すべき三個年の期限間は諸事可成現今の儘に爲し置くこと然るべく且本會は專ら右期限經過の後に實行すべき方法の爲めに其心力を盡すべきなり、蓋諸委員の從事すべき眞個の事業は將來の爲め永久且善良の計畫を定むるに在りとすと。

ナイト氏曰く自分は尊重なる同僚大不列顛國委員の意見と全く同意にして可成本會の事業をして錯雜ならしめざるべしとの說を賛成するものなり、然れども委員一般の說は遷移期限間に於ける內外裁判所の地位を規定するを便宜とするもの丶如く自分も亦其說に左袒するなり故に自分は此問題を迅速且實際に調停せん爲め左の決議案を提出す。

日本裁判所及び領事裁判所の權限を明瞭且精確に定め且帝國開通と領事裁判所廢止の期日との間に經過すべき期限中右裁判所間に起ることあるべき權限の爭を處分する爲め規約を設くるを便宜とするに因り本會は此等の事項に關する規則の編制を一の委員會に委托す尤此規則は本條約の附錄と爲すべきものなり。

又本會は目下引續き裁判管轄條約本文の條々を討議することに決定す。

フォン・ホルレーベン氏曰く自分は尊重なる佛國委員の陳述に對し日本國委員が第四條修正案に添附せし約款は英獨合議案の一部を成せるにあらず其之を提出せし責任は全く尊重なる日本國委員に歸する旨を述べ置きたし、然り而して茲に本會の注意を乞はんと欲するものあり日本委員は英獨合議案を採用するに當り該案に對して修正案を提出し且必要と認むるときは再び舊案の箇條を提出すべき權を放棄せざりしなり、故に日本國委員が本件に就て取捨する所あるも自分は更に驚怪する所なし自分に於ては此約款は餘りに重要のものと看做すべからずとの意見なれども其實益如何の問題に至りては毫も疑を容れざるなりと。

ド・マルチノー氏曰く自分の所見に由るに日本國第二委員の提出に係る第四條修正案附錄約款は今日に至りては

本會開設前に於ける如く重要のものに非ず然れども此約款は啻に尊重なる獨逸國第一委員の陳述せられし如く有用のものと爲すべきのみならず或る點に關しては實に必要のものたりとす自分は本件に關して意見を吐露するに當り已に自分の本會に演述せし語を再陳すべし。

日本帝國を開くに因りて事體自ら一變し領事裁判所は將に新規の狀態に接せんとす是れ忘却すべからざることなり去れば其期限の短きに拘はらず此新狀態に對して規約を設くるは固より願はしきことにして若し新時紀の初に當り激勵なる議論若くは解け難き疑問の生ずることあるか或は少くも司法上の事項に關し不分明の廉あるに遇はゝ豈夫れ慨嘆の至に非ずや。

セヴイッチ氏曰く尊重なる同僚白耳義國委員が日本國第二委員の提出に係る議案を審査する爲め一の委員會を設置せんことを發議せしは全く自分の意旨と符合するものなり自分は右同案の發議に全く同意するを以て曩に稅目取調委員の場合に於て尊重なる墺地利洪牙利國委員が發議せし如く右發議の追加として該委員會は左の委員即ち青木氏フオンホルレーベン氏ド•マルチノー氏及シエンキヱウキッ氏を以て組織しボアソナード•ド•フオンタラビー氏及モツセ氏の二法律家を協議員として之に附屬せんことを勸告すと。

シヱンキヱウキッ氏はフオン•ホルレーベン氏に答て曰く尊重なる獨逸國同僚は日本國委員が浩翰なる議案を本會に提出するを見て之を驚怪することなしと雖も自分は實に驚怪せり、自分は常に惟へらく今茲に條約附錄と爲さんと欲するが如き規則は英獨合議案の出るが爲め既に盡く不用に屬するものにして且各裁判所の權限を定めんにも

又行政及び警察規則の問題を論定せんにも唯一二の箇條を條約本文中に加へ以て是等の事項に關する大體の通則を掲載せば則ち十分ならんと。

サー・フランシス・プランケットは本會の初會に於て設定せし規則に從ひ白耳義國及露國委員の議案は次會の節討議に附する爲め之を本會の卓上に差出すべしと發議せり。

ド・マルチノー氏は其尊重する同僚大不列顚國委員の意見もあれども同委員が言ふ所の規則は新奇にして且重要なる種類の議案にのみ關するものにして委員會設置の問題の如きは此種類に屬せざるものと思考する旨を陳述せり。

青木氏曰く尊重なる大不列顚國及び佛國兩委員が陳述せし所を以て之を察するに自分が本會の卓上に差出せし議案は全く不用のものとなせるが如し而して此議案は自分に於て必須缺く可からざるものと信じ且此議案に掲載する方法の如きは他に之を發議すべき手段なき旨を確言すれば自分の本分たりと覺ゆるなりと。

又曰く此約款の初部即ち第一條第二條第三條及び第四條中領事裁判所に於て日本警察及び行政規則を適用することに關する所の條項は即ち英獨合議案第九條に據るものにして右第九條は即ち領事裁判所をして日本行政規則を適用せしむるの主義を承認するものなり、又自餘の箇條に就て云はんに帝國裁判所及び領事裁判所の權限に關し明確なる規則を設くるの必要なるは固より論を俟たずと雖も抑此事たるや獨り日本法制に依てのみ爲し得べきものに非ず宜しく條約に依て定むべきものなりと自分は思考するなりと。

又曰く本日自分は各條起案の理由を記載せる說明書を各議員に交付するの榮を有せり然れば該書閱讀の上は委員諸氏に於ても亦其審議に附せし規則を採納するの便宜なることに付自分に同意するあらんことを希望するなりと。

且曰く今一層細密の規則を提出することも亦固より爲し得べからざるに非ず然れども自分の意見に據るに遷移期限は甚だ短かきに由り今本會に提出せし規則を採用するを以て足れりとすべし蓋此規則は此短期限內に生ずることもあるべき總ての需用に應ずるを得べきものなりと。

ハッバルド氏は若し會頭に於て本件に付本會に對して意見を陳べんと欲するにあらざれば本會に提出せられたる諸種の重要なる意見を熟考すべき餘暇を委員諸氏に得せしむる爲め休會を爲すべしと發議せり。

サー•フランシス•プランケットは此發議を賛成せり。

會頭は委員會設置に關する白耳義國及び露國兩委員の發議を欣然採用すと陳述せり。

ハッバルド氏曰く自分は左の一事に付本會の注意を喚起するを相當なりと思惟す即ち白耳義國及び露國兩委員が提出せし議案の要旨は日本國委員の議案を審査する爲め一の委員會を設置し此委員會に二名の協議員を附屬せんとするに在り而して玆に二箇の理由あるを以て自分は此等の議案に反對するなり。

第一　自分の所見にては此委員會に委托せんとする所の職務は本會全體に屬するものなり而して自分に於ては各委員の自ら盡すべき所なりと思惟する所の職務を委員會に委任するが如きは其組織如何を問はず自分の拒絕せざるを得ざる所にして委員會に於て如斯き處分を爲すは恰も其職務を放棄するに均しかるべし自分が此點に就て反

對說を唱ふるは決して自ら委員の職に當らんとするの希望に出づるに非ずして唯主義上の論旨に由れるなり。

第二　凡そ其地位如何を問はず委員に非ざる人を容れて本會の事業に參與せしむるが如きは自分の痛く抗論せざるを得ざる所なり又尊重なる露國同僚は前陳委員會の組織に關して追加議案を提出し會頭の採納を得たれども自分は此議案に對しても亦異議を唱へざるを得ざるなり。

ハッバルド氏又曰く自分は尊重なる露國委員に對し聊か遜讓の意を缺くに非ずと雖も凡そ委員會を組織する爲めに委員を指名するは通例會頭に任すべき事たるを指示せんとす、曩に稅目取調委員を撰定するに當り尊重なる同僚墺地利洪牙利國委員か該委員を指名せしとき自分は之に對して實に故障を唱へざりしと雖も然れども當時用ひし所の方法を以て向後本會議事の先例となすは自分の願はざる所なりと。

サー・フランシス・プランケット曰く自分は尊重なる同僚合衆國委員の意見に略ほ同意すと雖も尊重なる白耳義國及び露國兩委員の議案を審査するは之を次會まで延期するを至極必要と爲すなり蓋此兩議案は裁判管轄に關する議案を一種特別の委員會に委托せんとするものにして此裁判管轄に關する議案は啻に重要なるのみならず其立案者は之を以て條約附錄と爲さんと欲するに付自分は之を以て全會の討議に附せざるべからずと思考するなり、加之本件に就ては已に丁寧長文の演說を爲せるもの多きに付自分の意見を以てするに右延期は益々必要なるべく又此等の演說は細心熟思を要するものなれば瞬時に其當否を斷定するが如きは到底爲し得べからざる所なり故に委員會を設置することと及び其委員會の組織に關する議案を本日の集會に於て討論することは自分に於ては不同意なりと。

セヴイッチ氏曰く自分が委員會に法律家を加ふべしと發議せし所以は今玆に審議せんとするが如き專門上の事に關し委員諸氏よりも一層堪能の人をして該委員會の席に臨ましめば討議の進捗を速ならしめ且之を明瞭ならしむるの効あるべしと思考せし故なり、然り而して專門家を以て協議員と爲し以て議會に於て設置する所の委員會に參席せしむるは慣例に非ずと云ふが如きは自分の未だ知らざる所なれども國會の委員會に專門家の協議員を用ふること屢々之あるは自分の承知する所なり、而して今回の場合に於ける法律家の職務は要用なる報告と說明とを委員に與へ且本會に提出すべき報告書を起草するに在るものなり加之此の員外員は獨り協議に參與するに止まり其決議の權の如きは常に本會の自ら掌握する所なり故に此方法に由るも別に不便を生ずることはあらざるべし、且裁判管轄に關する盤錯の問題は已に屢々本會を煩はせしことあり去れば向後一層盤錯なる問題の現出することとなしとも言ひ難く其時に當り自分の發議せる如き委員會の存在するあらば其裨益も亦少小ならざるべしと。

ド・マルチノー氏曰く合衆國及び不大列國兩委員は日本國第二委員の議案を審査する爲め一の委員會を設置することに付意見を吐露せしに因り本會の第一に議定すべき點は委員會を設くるを必要と爲すや否やに在りと思考す而して此點を議定し了らば乃ち該委員會の組織を討議すべき時機正さに熟せりと云ふべしと。

伊國委員追言して曰く曩に稅目其他通商に關する事項を審査せしめん爲め委員會を設置するに當り該委員は專門に屬する事項に關し必ず專門家の意見を求むべしと約束を設くることは自分の反對せし所なり自分は此事實に付玆に本會の注意を請はざるべからずと覺ゆるなり又當時自分は本會に於ては商人を以て諮問委員と爲し之を前陳の委

員會に附するは本會の企圖する所に非ずと陳言せしことあり然るに其時設置せし所の委員會と今將に撰定せんとする所の委員會との間には自分に於て區別を爲すべき理由あるを見ざるなりと。

ナイト氏は委員會員撰定の事は今日之を議定するも又は後日に讓るも該委員會に加はるべき委員を撰定するには投票を用ゆるを便宜なりと思考す此方法に由れば本會會員は其投票を以て該委員會の事業に最適當なりと思ふ所の會員を撰ぶことを得べしと陳述せり。

ド・マルチノー氏は本會が稅目取調委員を撰定せしときの先例に從ふべからざるの理由あるを見すと雖も正式の手續は會頭に於て委員會員を指名するに在りと陳述せり。

シエンキヱヰウヰッ氏曰く委員會を設置することに付ては主義上に於て別に異論なし唯條約諸個條の順序を整正し其字句を定了することに付ても之か爲め委員會を設くるを要すべき場合に至ることあるべしと思惟するなり、然りと雖も目下の場合に於ては今玆に發議せられたる委員會設置の要否如何を議決するに先ち第一此委員は如何なる事を爲すべきものなるやを確定せざるべからず、而して此事たる到底次會に非ざれば爲し得べからざる所にして其時に至らば各委員は其既に聽聞せし所の諸演說を熟考するの餘暇を得今討議する所の議案に付確乎たる意見を述べ得るに至るべしと。

會頭は委員會設置の事に付ては各委員の意見相同からざる所あるを以て此問題に關する討議は次會まで延期すること可然と思考すと陳述せり。

セヴイッチ氏曰く自分が委員會員の指名を發議せしは尊重なる同僚墺地利洪牙利國委員の先例に據りて如斯く爲し得べしと信ぜし故なれども委員會員指名の權は通例之を會頭に屬すべしとの事を忽視せるに非ず因て自分は此事實を明にせんことを切望するなり然り而して此議案に對しては已に反對說の出るあり且自分は肯然此反對說に服するを以て自分は躊躇することなく其議案を取消すべしと、

會頭曰く尊重なる露國委員は將に撰定せんとする所の委員會の組織に關する議案を取消したるを以て自分も亦該議案の採用を取消さざるを得ずと。

ド・マルチノー氏は數名の委員の希望する所は委員會設置の問題の討議を次會まで延期せんと欲するが如くなるを以て本會の決議若し此に出たらんには次會に於ては尙ほ日本國第二委員の議案を第一に討議すべし蓋他の議案に先ちて提出せられたる議案を第一に討議するは犯すべからざるの定則なりと陳述せり。

ナイト氏は尊重なる佛國及び伊國兩委員の希望する如く青木氏の議案を第一に議することゝせば豈復た委員會を設置すべきの理由あらんや本會に於て自ら前陳の細目を議するに至らば最早委員會は不用なるべし又會頭が露國委員の議案の採用を取消したるは即ち同氏（ナイト氏）の議案の採用をも亦取消したるの意なるや否說明を請ふと陳述せり。

ハッバルド氏曰く伊國委員が日本國第二委員の議案は第一に議すべきものなりと陳述せしは其當を得たるものなり此議案を議了するまでは委員會設置に關する白耳義國委員の議案を討議すること能はざるなりと且曰く自分は其

已に陳述せし意見を再陳せざるを得ずと覺ゆるなり其意見とは白耳義國及び露國兩委員の議案は二個の理由あるが爲め自分は之に反對すること即是れなり抑此委員會設置の目的は自然明白なるものにして自分は其說話に反對し又該會の組織に就て發議せられたる方法に付異論を唱ふるなりと。

會頭はナイト氏の質問に答へて尊重なる露國委員の議案の採用を取消したるは即ち尊重なる白耳義國委員の議案の採用も亦取消すの意なりしと陳述せり。

ド・マルチノー氏曰く靑木氏の議案を討議すれば委員會を設置するの必要なしと云ふが如きは其理由を解する能はず、今本會に於て直ちに此委員會設置の事を議決するの意なきは自分の滿足する所なり、凡そ日本國第二委員の議案の類は常に斯る場合に於て用ふる所の方法に由て討議せざるべからず、蓋此方法たるや立法院に於ては先づ議案の全體に就て大體上の討議を爲し以て其議案の主義竝に基礎を採用し若くは之を廢棄し然る後其各條を逐一に討議するに在りとす、去れば本會に於ては先づ充分に大體上の討議を盡し次に其事業を捗取らしめん爲め各條の審査を會頭の指名せる委員會に委託すべし、而して此委員會の職務は嚴に本會の意を守りて其細目を調査するに止まり決して主義上の問題を斷定し又は本會の採用せし基礎を變更すべからざるものなるを以て若し斯の如くするに非ざれば該會に於ては其依托せられたる事業の範圍を知るに苦み一方に於ては過分の事を爲して公衆安寧保護委員に類するあらんことを恐れ又一方に於ては充分の事を爲さず且其職務を盡さずして無用の長物たらんことを恐れ途方に迷ふことあるに至らん、故に本會に於ては靑木氏の議案は他の議案に先つものたるに付次會の節第一に討議すること

とに決定せられんことを希望するなりと。
會頭は十二月九日木曜日（書記曰く其後同月十四日火曜日まで延期せり）午後第二時まで休會すべしと發議せり。
此發議は採用を得て五時十五分に散會せり。

井上　馨
青木周藏
ザルスキ
ヱフ・アール・プランケット
リチアード・ビ・ハッバルド
イ・イ・ファン・デル・ボット
アール・ダブリユ・アルウヰン
ジ・ルーレイロ
右英文に署名

シヱンキヱウヰッ
ヱル・ド・マルチノ
デー・ナイト
ホルレーベン
ザッペー
ド・セヴイッチ
ジ・デラヴアット
右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。
バロン・ド・シーボルド
デイ・ダブリユ・スチーヴンス

都築馨六

デラン・エイチ・ガビンス

ピー・ド・ルシー・フオサリウ

會議錄第十三

明治十九年十二月十四日集會

井上伯を會頭とし午後二時開會

出席委員

日本國全權委員　井上伯及青木氏

佛蘭西國全權委員　シエンキエウキツ氏

墺地利洪牙利國全權委員　コント・テアールス・ザルスキ

大不列顛國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケツト

伊太利國全權委員　ド・マルチノト氏

白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏
獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及サッペー氏
露西亞國全權委員　ゼヴキッチ氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　ファン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルウヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フォン・ホルレーベン氏

會頭は前會の會議錄に署名すべしと發議せり。
是に於て會議錄第十二に署名せり。
青木氏は上の意見書を朗讀せり。
余か十一月二十九日の會議に於て發議せし修正案及び約款案は本日第一に議すべき順序なるに付茲に一二の意見を開陳するを許されよ。
前會の節數名の全權委員は余の修正案附錄約款案に就き深長の考究討議を爲せり而して余は第一に英獨合議案

第四條及び第七條を合併せんとする所の修正案に對し右委員に於ては議論を爲すことなきを見るに付余の提議中右の一段は本會の同意を得るあらんことを望むなり。

余の提議せし約款案の事項に就て述べられたる意見は余に於て之を細思するの猶豫を得たり而して余は右諸氏か最友好の精神を表はし且余の本會に提出せる考案を完全ならしめんと欲するの意たること明白なるを見るは余の大に感喜する所なり、殊に尊重なる伊太利國委員に於て余の約款案中の十分明瞭ならざる重要の一點即ち外國人の從來條約規程外に在て所有權を有せる不動產は之を日本の管轄に專屬すべしとの一事に就き余輩の注意を惹起されたるは余の最感謝する所なり余は同委員の教示は日本國第一委員及び余の意思と十分に符合するものなりと云ふの外なし。

佛蘭西國伊太利國及び獨逸國全權委員が余の提議に就て陳述せられたる周到卓越の陳說に對し余は餘りに微細の評論を下して本會の時間を費すを好まず唯余は右各員の勸告を十分に貴重する旨を陳べんと欲するなり殊にシエンキヱウキッ氏が其演說を終るに臨み「余輩は英獨合議案を完全ならしむべし之を錯雜ならしむべからず」と云へるが如きは余の最感稱する所なり同氏か訴訟法の編制は日本政府の法律家の事業たるべしと云へる議論は余に於て十分に其勢力あることを認了し余は同氏が右法律家に信用を置けるを喜悅するなり、然れども余輩は今相互の協意に依り遷移期限の最重要なる各點を議定せんことを勉むるものなれば余は諸君の懇切なる贊助に依り尙又余輩の協議の成効に至らんことを冀望するなり。

茲に一言の加ふべきあり日本國第一委員及び余は最推讓講和の情意の爲めに惹起せらるゝものにして苟くも本會の同意を得べく且余輩の意見に於て遷移期限間に實施すべき各裁判管轄權をして滿足に行はれしむる爲めに肝要なる保證を含蓄する所の修正案若くは對案は余輩肯然之に同意すべし。

シエンキエウキッ氏左の演說を朗讀せり。

尊重すべき靑木氏の提出に係る議案及び前會の節右議案に就て述べられたる所の諸意見を細心熟考するに余輩一同は現に討議する所の問題の緊要の各點に就き幾んと將に同意を爲さんとするものなりと余は信ずるなり然れども余輩に於て全く本件に關係なき別種の問題を之と同時に起すことなきを承諾するあらば右の同意を得るも一層容易なるべしと思はるゝなり。

裁判管轄條約案の起草者は其各事項を排列するに論理に適へる順序を用ひたるものなりと思はるゝなり去れば萬止むを得ざるに非ざる以上は此順序を變更するは假令危險ならずとするも實に無益の事ならん、例へば余輩は現に第四條及び第五條第一項を審議するものにして其目的たるや一面には追て特別の約款を設くべき裁判管轄權限に關する特例の如きは姑く之を措き向後領事裁判權は唯現今貿易の爲めに開ける狹小の區域內に在ての み之を執行すべきことを取極め一面には右區域外に於ては日本全國中何の處を問はず外國人は日本裁判權に服從すべきことを取極むるに在るなり、故に余輩の爲すべき事は兩管轄權の間に在て大體の區劃を定め然る後日本裁判所と領事裁判所の間に起るべき權限の爭を判定する所の裁判所の組織を議定するに在るものとす又何々

日の本規則を外國人に適用すべしとの問題を討議するは余輩第九條を査閲するの時に至るまで之を差延すを便利とすべしと余は思考するなり蓋該條の所在は其儘にて宜しきを得たるものとす。

是に因て余は警察及び行政規則に關する諸事を擱き直ちに裁判權限の問題に移らんとす。

抑裁判權限の問題より生ずる疑難と此問題に關する判決例の數多あることを了知せんには唯一篇の判決錄を閲するを以て足れりとす蓋此疑難は時に或は斷定し難きことあるなり斯る理由あるが爲め或國に於ては國際上の管轄權に就き特約を結ぶを便宜なりと思考せるものあり、然れども是等の國に於て果して右の疑難を免かるゝを得たりやと云ふに決して然らざるなり蓋其然る所以の理は一言にして之を盡すを得べし即ち此類の疑件は種々無量なるものにして裁判所の權限は決して判然確定すべきものに非ざるなり。

事既に此の如し余輩は青木氏の議案の僅々數條を以て裁判權限の問題を滿足に斷定するに足るを望むべけんや然れども若し其個條中自然明白にして聲言を須たざる所の主義を揭載せるものあらんには他の個條に於ては無數の小區別を記載すべきこともあるべく且大に批評を招くべき個條もあるべきなり。

余輩自ら顧るに余輩は訴訟手續の事項を論定するの才能あるものならんや余は何人の感情をも傷くることを好むに非ず然れども余輩は法律家に於てすら疑惑する所の諸點を論定し得る程の才能ありや余は甚之を疑ふなり今余か敢て茲に疑を容るゝは果して其理あることを自認し得るに至るも余は更に驚愕することなかるべし、斯る理由あるが爲め余が第一の修正案は該議案第四條及び第五條第一項を併合し之を一個條と爲すに止まれり是

れ新定裁判管轄區劃をして一層明瞭ならしめんが爲めたり又余は之と同時に第五條第一項を一層精確に爲さんことを務めたり。

若し余にして强て一二語を費し裁判權限の通則を說定せんとせしならば此修正案を不十分なりとするの駁擊も亦其謂れなきに非ずと雖も余は之を說定するを望みたるに非ず又之を說定するを試みんとせしにも非ざるなり。

定住地を以て裁判管轄を定むるを良とするの理由二あり、即ち此方法は二樣の裁判權を區別する自然の結果たると最廣く世に用ひらるゝ所の訴訟法の原則に據れると是なり。

實際人として定住地を有せざるものはなく兎に角法律上の定住地を有せざるものはあらざるなり凡そ人の住居する所の地は即ち其法律上の定住地たり又時ありては原告人自身の裁判所を以て法律上の定住地と爲すべきことあり凡そ商社の如きも其無形人たるの故を以て亦定住地を有するものなり故に破產者の財產は皆定住地を有するものにして死者の遺產の如きも亦然りとす。

不動產に關しては裁判權限の事に於て一も疑義あることなかるべし、蓋各國は自主國權の主義に依り其版圖内に在る所の不動產の所有獲得及び所有權移轉の事に關し制度を設くるの特權を有するものなれば是等の事件に對し管轄權を有するものは即ち其自國の裁判所に限ること無論なりとす今日本に於ても亦此主義を折衷して國際上の約定を設くることを得べきなり。

契約に關する事件に於ては、其契約を履行すべき地の裁判所をして管轄權を有せしむるの定規を穩當とすること屢之ありとす然れども此定規の外に出る場合もありて大に爭論を生ぜしことあり。

余が尊重する靑木氏の議案に就ては余は各條を逐て之を評閲するを須ひず唯其一二條に注意するに止まるべし。

第五條は、國籍に依て裁判所の權限を定むるものなるが是れ無用の事と云ふべく爾のみならず實地に適用し難きものなりと余は思惟するなり。

茲に人あり某領事の保護を求めんとするに其領事は獨斷を以て之を承諾するか若くは之を拒絕し而して其判斷に就ては獨り自國政府に對してのみ其責を有するものなり、又領事裁判所に於ても右同樣他の各裁判所に於る如く民事被告人或は刑事被告人の國籍に從ひ自ら管轄權の有無を判斷すべきものにして若し此點に付各領事裁判所の間に管轄權の抵觸を生ずることあらば外交上の取扱に依て其疑問を裁決するの外なきなり然るに外國政府は領事裁判所の間に生ずる裁判權限の疑問を裁定すべき權力を有することとなし。

軍艦乘組人に關する場合に於ては其者は海軍に服從するものなれば其陸上に在て犯せる罪科に對しては其國軍事裁判所の裁判にのみ服すべきなり、此定規は治外法權の存在せる各國に在て陸上に於て罪を犯せる水夫の本船に歸りたる場合にも亦適用すべきものなり。

第五條第二項は、危險なるものとす何となれば此項は余輩の有せざる所の權力を余輩に歸するものなればなり

且此項は日本國の自主權を强むることなく却て之を弱むるものとす。

實際上の點より論ずれば凡そ外國に來るものは單に其該國に在るの故を以て該國を治むる所の一般の法律に服從すべきものたり、尤特別の條約或は取極に由り其自國官吏或は他の外國官吏に出訴するの特權を得たる場合は格別なり、是故に日本裁判所は領事館の保護に依賴すること能はざる所の者を裁判すべき事實上の權限を有するものなり余輩は日本と條約を取結べる國の名代人にして日本と條約なき國の人民に對し其地位を判定するの權利を有することとなし。

第七條第一項は、刑事事件の管轄を定むるに現行治罪法の個條に據るべきの不便あり況や新定治罪法は後日を待て之を外國各政府に送附すべきことを余輩今玆に約定したるに於てをや。

裁判權限に關する問題の討議は實に際限なかるべし、斯る理由あるが爲め今余輩の條約に附するに一時假定にして爾かも完全なる訴訟法を以てするが如きは到底爲すべからざるの事たるに付余輩は唯泛然其大綱を定むるを優れりとするなり、已むことなくんば余の第一修正案の第四條及第五條に附するに諸裁判所は一般に泰西各國に於て用ふる所の訴訟手續を循用すべしとの附約を以てするも可ならん。

領事裁判所と日本裁判所の間に生ずべき權限爭の件に關しては（余輩が玆に論定するを要すべきものは獨り此類の爭に止まればなり）余は余が提出するの光榮を有せし修正案に就き尊重なるザッペー氏の批評に對してのみ注意を促さんとす。

尊重なる獨逸國第二委員は余の提議に係る方法は不十分にして且實用に適せずと思考せり。其之を不十分なりとする所以は即ち其結果たる兩說等分することあるべければなりと、然れども余か修正案の目的たる正に此兩說等分の恐なからしむるに在るものなり。

其之を實用に適せずとする所以は決して其委託せられたる職務を引受くべき義務を有せざる所の他國領事の仲裁に據るべきものなればなりと、去ながら假令該領事に於て何時にも自己の利害に關することあるべき所のものを措て顧みざることありとするも余か發議せる個條の趣意たるや該條を採用する以上は右權限爭を判定すべき裁判所の一員と爲るべき義務を右領事に負擔せしむるものなり凡そ余輩の採用する個條は其之に關係する所の者をして其義務を免かれざらしむるものとす。

茲に尊重するザッペー氏の提議せる方法を考究せん。

抑此方法は三樣の權限爭ありとするものなり就中管轄權認諾より生ずる爭と管轄權拒否より生ずる爭の區別は既に久しく用ひらるゝ所のものにして余も亦此區別を循用せり又此二樣の爭の外更に第三種の爭ありとし原被兩造の一方に於て裁判所の管轄權を爭論する場合をも亦其中に包含せしめたるが如し、然れども余は尊重なる同僚ザッペー氏に於ては權限の爭なるものと夫の所謂管轄違申立との二事を混同したるを恐るゝなり余は此一事に就て茲に注意を喚起せんとす、抑上訴の場合を除くの外管轄權の有無は専ら各裁判所をして自ら之を判定せしむるを以て法律上確定の主義と爲すものなり若し此主義の本然の意義を了解するに於ては則此主義なくん

ば何を以てか能く裁判を施こすことを得んや。

又右と等しく決して爭ふべからざる所の一主義あり凡そ權限爭の件を判決するには之に關係する二個の裁判所をして其判定に參與せしめざるべからざることと是なり、尊重なるザッペー氏は理論上に於て此主義を認了するも實際には尊重なる青木氏と同じく其判決を以て一の日本裁判所に放任せり、蓋其裁判官は假令ひ關係領事裁判所の指名に係るも此等の裁判官にして尙ほ他國官吏に從屬する以上は更に其詮なかるべきなり斯の如くなれば其仲裁々判所は必要の元素を闕くものなり、加之若し十四日間に其爭に係る件を該裁判所に提出せざれば其爭は乃ち消滅するものと爲せり然るときは之を如何すべきや余輩は未だ其說明を聞かす。

此の如くなるを以て余が本會の審議に附せる裁判管轄權審定裁判所に關する所の修正案は目下余に於て取消し難きものとす、唯余は言はんとす他國に於ても數年來余か提議せると同樣なる仲裁々判所を設立せるものあり但其組織は余の提議せる所に比すれば遙に不完全なるものなりと。

余は日本國第二委員の議案に立返りて之を論せん。

判決執行の手續に關する所の第八條は、余か本會の卓上に提出せんとせし修正案と同樣の精神に出づるを以て余は左のみ之を採用するに躊躇せざるなり、然れども余は時機の至るを待ち伊國委員が認可狀の事に就て陳述せる制限はたとひ其根據する所の主義は爭ふべからざるものたるも余は之を以て裁判管轄權改正の計畫より生せる情勢の必需に應ずるに足らすと思はるゝ所以を說明せんと欲するなり。

余は又領事裁判所と日本裁判所の互相の輔助及び證據人召喚の事に關する所の第九條を採用するなり。

余は第十條に對して異存なしと雖も此個條は全く必要とすべきや裁判所の取扱の平等なるべきことに付議論の起ることあるべきや。逮捕權及び家宅搜索權に關する所の第十一條は旣に余か尊重する同僚マルテノー氏及びフオン・ホルレーペン氏の論及せる如く日本警察官に過分の權力を與ふるものなり。

該條第一段に定むる所の主義は危險のものとす蓋逮捕權は條約規程外に在ては之を日本官吏に屬し條約規程內に在ては之を領事に屬するを以て眞正の主義と爲すべきなり凡そ犯罪人の現行犯罪の地に就て捕縛せらるゝ場合及び犯罪後遁走を企つる場合の外外國人居留地內の逮捕權は之を領事に專屬し必要の場合には地方官吏に於て領事を助くべきなり。

令狀を有せずして家宅を搜索するは許容し難しとす斯の如くなるときは家屋不可侵權を毀傷するの恐あり又物件差押の權は犯罪の用に供せる物件に限るものとし條約規定內に在ては獨り領事の居中を以てのみ之を執行すべきなり。

第十二條は異論を唱ふべきなし。

終に臨み一言すべきあり、抑余の所見を以てすれば第八條第九條第十條及び第十二條は之を本條約中に加へ又第十一條も亦に其體裁を改めて之を本條約中に加ふべきものなり。

フアン・テル・ボツト氏は左の演說を朗讀せり。

尊重なる日本國第二委員の提議に係り領事裁判權より日本裁判權に遷移する期限の爲めに設くる所の約款に就ては余が陳述せんとせし所の意見は余が前會に欣然諦聽せる卓越雄辯の演說中既に之に論及せるもの居多なりとす、然れども余が尊重する同僚諸君の中之に論及せるも纔に余輩を提醒するに過ぎざるものあるを以て余は其一二點に付一層詳密に論說せざるを得ざるなり、何となれば此諸點は和蘭國立法に對して近密の關係を有するものなればなり。

此約款を執行すべき期限は甚だ短きに付該約款は左のみ詳細を要せずとの意見も本會委員中に頗る多し、然れども尊重なる大不列顚國委員は該議案中同委員に於て採用せんと欲する所のものも亦尠からざる旨を陳述せられ且尊重なる伊國及び獨國委員も亦較々此約款案を贊成するの傾向ありて其雄辯の演說中該約款の多分を採用せられたり、余輩は英獨合議案第九條に於て我領事裁判所は何程か日本の警察上の法律及び規則を執行すべしとの主義を採用せしこと亦疑を容れざるに因り余は若干の約款を設くるを必要と認むる所の同僚諸君に左袒し且該議案を其詹審議に附し其得失を判定すべきなりと思考す。

余は該議案の一大部分を採用せんと欲する大不列顚國委員の陳述せし意見に同意すべし然れども此約款中余に於て删除せんことを望むもの亦多し。

尊重なる獨逸國第一委員は各同僚の爲めに討議の路を開き該約款の各條に就て完全且有能の評說を余輩に與へ併せて其貴重の意見を余輩に示せるに付余は先づ同委員の例に從ひ第一條第一項及び第二項に就ては該項の細

目を余輩に通知せらるゝに至るまで余か意見を吐露するを見合すべし。
靑木氏は諸法律及び規則は其公布の日より實行すべしと發議し而して第二條中に其法律は日本官府の新聞紙を以て公布すべしと記載せり、若し余にして誤解なからしめば其新聞紙と云へるは即ち官報にして日本文を以て印刷する所に係り英文を用ゆるものには非ざるなり。
靑木氏說明の覺書に曰右の外別に公布の手續を要するや否の問題は各國の憲法に關するものにして若し之を要すとせば其之を公布するは則ち各國の義務なりと、其語辭は稍々余の意に合はされども余は其論旨に於て爭ふ所なきなり然れども其制定する所の法律及び規則は締盟國公使の公布したる後に非ざれば之を實施すべからざるものにして此公布の日附は日本新聞紙に公布する日附と異なることもあるべきなり。
余は刑罰の最高限及び最低限に關する條款を採用する能はざるを遺憾とす、和蘭領事法令は此事に付疑を容るる所なからしむるものなり即ち其第十條に曰、
領事官は其管轄區內に在て條約或は慣例の許す所の警察規則を制定するを得べし但和蘭公使館ある地に於ては該館長官の認許を得るを要す
右の規則は領事館に揭示し印行し且販賣を許し以て公布を經たる後に非ざれば之を實施するを得ず
其第十一條に曰、
右規則公布の後直ちに其寫を我外務大臣に送付し即時之を和蘭國官報に揭載すべし

此規則を犯かすものは三日以下の禁獄三十フロリン以下の罰金に處し若くは右兩刑を併科すべし

余が尊重する同僚は此法令は獨り警察規則に關するものにして且其刑罰の最高限は禁獄三日罰金三十フロリン(即ち十五圓)と定むるものなるを諒知せらるべし。昨年九月二十九日我外務大臣は日本檢疫規則實施の件に付余の伺に指令して曰「在日本領事管轄區内の和蘭人民をして日本政府の公布せる檢疫規則に服從せしめんには該規則を以て和蘭警察規則と爲すを要し其罰例は第十一條に掲載する所のものを適用すべし」と。

前陳の二事あるに由り余は唯和蘭警察規則と爲すべくして且我領事法令に掲載せる罰例を適用すべき規則に關する所の約款のみ之を和蘭政府の爲めに採用し得るなり右警察規則外の法律又は該規則に掲ぐるよりも重き刑罰に關する所の約款は余に於ては唯稟申を要すべきものとして之を採用し得るのみ。

青木氏の覺書に曰是の如き約款を含有する所の條約を締結すれば各外國は日本に對し自國憲法に於て必要なる總ての手續を爲し以て其領事裁判所に於て日本法律を實施するの義務を負ふべきものなりと、然れども尊重なる合衆國委員の語を借りて之を言はんに是れ恰も馬前に車を駕するものなり何となれば各外國は未だ此の如き條約を締結したるに非ず余輩は今方さに此の如き條約を締結し得べきや否を議するものなればなり、蓋各國に於ては唯此條約草案の主義を採用せしのみにして尊重すべき佛國委員の陳述せる如く此草案中には遷移期限に關して此の如き約款を載することなく且此條約案を起草せる兩委員の明言せし如く此約款は該條約の一部分を爲すものにあらざればなり。

尊重すべき大不列顚國委員は或る締盟國に於ては其議院の立法に依らずして領事裁判所の權限を變更し得べきものなるや否に就き旣に疑を容るゝ旨を陳べられたり而して同委員が大不列顚國領事裁判所に就て陳述せし所のものは和蘭國領事裁判所にも亦等しく適用するなり、抑我國領事法令は治外法權の存する諸國の爲めに設くる所にして僅かに三個年の短期限の爲め日本條約港に在る一掬の和蘭人に施用すべき特殊の法律を設け以て之を實施するが如きは余に於て大に躊躇すべきを覺ゆるなり。

前述の意見に據り余は少しく第四條を變更するあらんことを勸告するなり何となれば或る國に於ては其領事裁判所をして日本規則を實施せしむる爲め別に法令を制定公布せざるべからざればなり、余が異論は數個の點に涉るも又一面には便宜の方法を求むることに協力せんことを十分に冀望するなり、扨日本政府は遷移期限の爲めに規約を設けんことを希望する旨を陳示したれば余は可成之を斟酌し余が採用し得る所の諸規則には勉めて十分の自在を與へ而して左の日本規則を以て遷移期限間和蘭人に適用すべき所の和蘭警察規則と爲さんと欲するなり。

一　(イ)保安警察規則
　　(ロ)獵漁規則、港則及び地方規則
二　違警罪に關する所の日本刑法第四編
三　外國人に適用すべき地方法令及び規則

請ふ謹で日本委員各位に勸告せん該委員は余輩一同の讓與せんとする所のものに滿足し僅かに此短期限を採擇する爲め更に宏大の約款を設くることを主張するなからんことを、余又敢て陳述せん今此長大なる約款に對して起りし所の故障は多くは余の勸告せる制限を以て之を滿足せしむるを得べし、又爾餘の法律及規則に就ては余は領事裁判所の存在する短期限の間該裁判所をして現在の事態を保存せしめ而して若し實際に行はるゝことならば本件は玆に各國政府に稟申することなくして之を取極め以て貴重の時日を徒費するを免かるべしと發議するなり。

瑞典及び諾威政府並に丁抹政府に關して言はんに余は此數國の領事法令中他國の法律を其臣民に對して執行すべき條規あるを見ず因是觀之該國の立法上に變更を加ふるを須ひざるも日本規則たけは條約上の義務に依り之を執行し得べきものならんと言ふの外なし。

爾餘の諸點に就ては尊重なる諸委員の言既に盡せるを以て余は簡短に之を論して足れり、第六條に就ては余は十分に獨逸國第一委員に同意し且同委員が該條を刪除すべしと云へる發議を賛成するなり。

我尊重なる伊太利國委員は去月二十九日の集會に於て雄辯の演説を爲し三個の修正案を發議せり其第一修正は即ち第七條(ル)項幷に其各節目を刪除し權限爭の件は之を仲裁裁判所の判決に附すること是なり、余は玆に此修正案を採用する旨を陳述し且此仲裁裁判所の構成に關しては尊重なる獨逸國第二委員の發議を賛成する旨を追言するなり蓋同委員は實地の經驗に富めるを以て本件に關して最良の判斷者たりと余は思惟するなり。又伊國

委員の第二修正は即ち甲裁判所の判定乙裁判所に於て執行すべき方法を規定するものにして余は此修正案を以て青木氏の第八條に代へんことを願ふなり。又其第三修正は家屋内に遁逃せる犯罪者を追蹤し某の事情あるときは該家内に發見せる物件を差押ゆることを認許する所の第十一條(ハ)項及び(ニ)項を刪去せんとするものにして余は均しく之を賛成せんと欲するなり。

言を終るに臨み余は同僚諸君に於て幸に前陳の意見に注意するあらんことを請ひ又尊重なる同僚日本第二委員の起草せる約款に就き或は修正案を發議することあるべき所の委員會に於ても亦之に注意するあらんことを請ふなり。

サー・フランシス・プランケットは左の演説を朗讀せり。

余は前會に於て陳述せし如く三個年間は外國人居留地內に於て領事裁判權を保存すること然るべしと思考し此期限間は諸事可成的現今のまゝに爲し置きたき所存なりし。然れども日本政府幷に我同僚諸君の多數は現今日本裁判所と領事裁判所の權限の間に一層確然たる規約を設くるの說を賛成するものゝ如くなるに因り余は一の約款案を卓上に提出し本會の之を採納するあらんことを請ふなり。

此草案は向後發起することあるべき各件を網羅するものにはあらざるなり若し盡く之を網羅せんには其事業數月若くは數年に亘ることあるべく爾かも此廣大の事業は或は全く徒勞に屬するに幾からん其故何となれば僅々

三個年の期限内に裁判權限の爭を生ずべき場合數多あるべしとは萬々思はれざることなればなり、余が今諸君に提出して贊成を求むる所の草案は大不列顚國裁判所の多年の經驗に由り最も發起することあるべしと見ゆる所の通常の場合にのみ應ずべき心算なり。

余は尊重すべき佛國伊國及び獨國同僚の提出に係る有能且周到なる議案を細心に考究し且右同僚は本件に就て愼密の考査を遂けしこと明なれば余は之に依て裨益する所あらんことを勉めたり。

余の議案は新案たるに付次會に非ざれば之を討議するを得ずと雖も余は本件に付一二の簡短なる意見を陳述し余が尊重する同僚諸君の取捨に供せんとす。

第一條に於ては某の日本行政法律及規則を領事裁判所に於て執行すべきことを發議せり。

該條の文辭に據れば外國政府は某の日本法律及び規則を執行することを約定するものなれども該法律規則をして其効力を有せしむるの方法は之を各國の法律に放任するものなり、今大不列顚國裁判所の例を以て言はんに該國臣民をして日本規則に服從せしめんと欲せば大不列顚國公使は該規則に大不列顚國法律たるの効力を與ふるを必要とするなり。

領事裁判所に於て執行すべき規則に關する所の條款中に「保安警察」の語を用ゐたり是れ日本委員の發議せる草案中にも亦此語を用ゐたればなり、然れども日本政府に於ては出版に關する法律をも該項中に包括せしむることを要求するには非ずと余に於て了解すべき理由あるなり。

第三條に於ては余は刑事事件の管轄權は告訴人の意に任せ犯罪の地又は犯罪者逮捕の地を以て之を定むべしと發議せり。

此條に掲ぐる裁判管轄權に關しては何等の爭論をも生ずることあるべしとは思料し得ざるなり然れども誰人が告訴人たるべきや誰人か告訴人たるべからざるやの一事に付萬一にも爭論を生ずることあらば其時に臨みて之を外交上の取扱に放任するを以て安全とすべしと余は思惟するなり。

尊重すべき佛國委員が裁判權限の爭に關する問題に應ずる爲め立案せる如き方法は余に於て十分に其價値あることを認知すと雖も同委員か其議案を以て救濟せんことを企圖せる如き諸種の困難を生ずる場合には外交上の取扱にも依ることを得せしむべきなりと余は敢て思考するなり。

次にサー・フランシス・プランケットは左の約款案を朗讀せり。

裁判管轄條約第九條ニ定メタル遷移期限間ハ該條約第四條ニ記載セル條約規程內ニ於テ左ノ約款ヲ適用スベシ

第一條、、、、、領事裁判所ニ於テハ保安警察、衞生法規及び、、、、國人民ノ納ムベキ租稅ノ精密ノ評定及ヒ賦課ニ關スル財政上ノ法規ニ限リ日本行政上ノ法律及規則ヲ執行スベキモノトス

保安警察及ヒ衞生法規ニ關スル法律規則ニ罰例ヲ附スルモノハ其刑罰ノ最高限罰金五百圓或ハ禁錮三個月若クハ右兩刑ノ倂科ニ該ル場合ニ於テノミ、、、、、臣民ヲシテ之ヲ遵守セシムベシ

租稅ノ評定及ビ賦課ヲ精密ナラシムル爲メニ設クル所ノ財政上ノ法規ニ對スル犯罪ノ罰例ニ關シテハ其刑罰ノ最高限ハ保安及ビ衞生法規ヲ犯セルモノニ科スベキ刑罰ノ最高限ニ超過スルヲ得ズ

第二條　前掲條約規程內ニ於テ日本ノ法律規則ヲ丶丶丶丶臣民ニ適用スルニハ豫メ其法律規則ヲ英語ニテ官報ニ掲載スルヲ要シ若シ其法律規則ハ一地方ニ限ルモノナレバ豫メ指定スル所ノ地方新聞紙ニ右同樣之ヲ掲載スルヲ要ス

第三條　日本裁判所及ビ領事裁判所ノ管轄區劃ハ左ノ原則ニ依リ之ヲ定ムベシ

第一　刑事事件ニ付テハ起訴者ノ意ニ從ヒ其犯罪ノ地或ハ犯罪人逮捕ノ地ヲ以テ其裁判管轄ヲ定ムベシ

第二　民事事件ニ付テハ左ノ方法ニ依リ其裁判管轄ノ區域ヲ定ムベシ

一契約書ニ記載セル契約履行ノ地ヲ以テ定ム

二契約履行ノ地ヲ指定セザル場合ニハ義務者ノ定住地ヲ以テ定ム

三義務者ノ定住地ヲ有セザル場合ニハ訴狀送達ノ時該義務者ノ寄留セル地ヲ以テ定ム

四從來外國人ノ不動產占有權ヲ有セル區域外ニ在ル所ノ不動產ノ所有若クハ占有又ハ書入質ニ關スル訴訟其他該不動產ニ關スル一切ノ訴訟幷ニ該不動產分配ヨリ生ズル訴訟及ビ分界訴訟ハ日本裁判所ノ管轄ニ專屬シ右規程內ニ於ケル右同樣ノ訴訟ハ丶丶丶丶領事裁判所ノ管轄ニ專屬ス

各裁判所ハ自ラ其管轄權ノ有無ヲ判定スベシ然レドモ日本裁判所ニ於テ自ラ管轄權ヲ有セズト言渡シタルトキ

ハ、、、、、領事裁判所ニ於テ其管轄權ヲ執行シ又、、、、、領事裁判所ニ於テ自ラ管轄權ヲ有セズト言渡シタルトキハ日本裁判所ニ於テ其管轄權ヲ執行スルヲ相當トス

第四條　民事及ビ商事事件ニ關シ日本裁判所ニテ言渡シタル判決ハ條約規程内ニ於テ効力ヲ有スベシ然レドモ管轄領事裁判所ニ於テ略式裁判ニ據リ右判決ハ執行スベキモノナルコトヲ言渡シタル上ニ非ザレバ之ヲ執行スルヲ得ザルモノトス尤右言渡書ニハ該判決ハ相當司法官ノ言渡ニ係ルコト、訴訟人親カラ其召喚狀ヲ愛領セシコト、訴訟人ハ法律ニ從テ出廷シ又ハ缺席裁判ヲ受ケタルコト幷ニ辯護ノ權及ビ上訴ノ權ヲ侵サヾルコトヲ記載スルヲ要ス

刑事事件ニ於テハ宣告執行ノ爲メ其宣告ヲ爲セル裁判所ヘ既決囚ヲ引渡ス前ニ前掲ノ方式及條件ヲ遵行スルヲ要ス

前掲裁判所ノ判決ハ英語ヲ以テ之ヲ領事裁判所ニ送附スルヲ要ス

日本裁判所ニ於テモ亦領事裁判所ノ言渡セル判決ハ執行スベキモノナルコトヲ言渡スノ義務アルモノトス其言渡ヲ爲スニハ日本裁判所ニ關シ上項ニ掲載セルト同樣ノ方式及ビ條件ヲ遵行スルヲ要ス但領事裁判所ヨリ其判決ヲ送附スルニハ其自國語ヲ用ユベシ

第五條　領事裁判所及ビ日本裁判所ハ判決執行ノ外相當ノ依賴ニ由リ其他ノ事項殊ニ事實ノ調査及ビ證明ニ付相互ニ司法上ノ補助ヲ爲スベシ

右補助ハ各自ノ管轄區內ニ住居スル證人ヲシテ該區內ニ在ル他國裁判所ニ證據ヲ與ヘシムル爲メ之ヲ召喚スル事ニモ均シク適用スベキモノトス

第六條　逮捕權ハ通例日本官吏ニ屬ス然レドモ管轄裁判所ノ令狀ナクシテ現行條約規程內ニ於テ、、、、臣民ニ對シ此權ヲ執行スルハ現行犯罪人ヲ逮捕スル場合ニ限ルモノトス

逮捕セラレタル者ハ警察所ニ於テ其何某タルヲ證明シタル後直チニ之ヲ釋放スベシト雖モ若シ其者ノ陳述ニ由リ直チニ其何某タルヲ證明シ得ザル場合或ハ重罪ヲ犯セル場合若クハ逃亡ノ恐アル場合ニ於テハ即時ニ其犯罪人ヲ管轄領事若クハ司法官吏ニ引渡スベシ

日本官吏ハ、、、、臣民ヲ管轄スル裁判所ノ命令ナクシテ該臣民ノ住居スル家屋內ニ入ルコトヲ得ズ但左ノ目的ヲ以テスルモノハ此限ニ在ラズ

(イ)　家屋住人ノ身體若クハ性命ニ關スル目前ノ危害ヲ防止スル爲メ又ハ該家屋ノ有樣ヨリ現ニ危害ノ他人ニ及ブヲ防止スル爲メ

(ロ)　家屋內ニ在テ罪ヲ犯ス者アルニ當リ直チニ其事實ヲ査明スル爲メ

第七條　裁判管轄條約第六條ニ約定セル期限經過ノ前ニ領事裁判所ニ於テ着手セル民事及ビ刑事訴訟ニ就テハ該裁判所ノ管轄權ハ右事件ノ終結裁判ニ至ルマデ存在スルモノトス又右期限內ニ着手シテ未ダ落着ニ至ラザル破產處分ニ就テハ該裁判所ノ管轄權ハ其處分ノ落着ニ至ルマデ存在スルモノトス

右期限内ニ着手シタル强制執行ハ從前ノ手續ニ從ヒ之ヲ完結スルモノトス

ド・マルチノー氏曰靑木氏は本會の同意することあるべき對案は何に依らず日本委員に於ても同意すべしと述べられ又サー・フランシス・プランケットは唯今新約款案を本會の卓上に差出されたる事實あるに因り本會は暫く休會を爲し而して本題に就き其確定の意見を陳述する爲め近日再會することと然るべしと。

サッペー氏はシェンキェウキッ氏の演説に對して左の答辯を爲せり。

余は大に留意して尊重すべき佛國委員の陳説を諦聽せり右陳説中余か先會に開陳せし意見に關する所のものに付若し余に於て其種々の異論に對し答辯を爲さんとすれば其議論たる學問上の性質を有すべきに因り余は本會をして斯の如き議論を聽くの義務を負はしむるを欲せざるなり抑裁判權限の爭の件を妥定する爲めに提出せられたる各樣の議案の當否を判定するが如きは余は寧ろ之を本會に放任せんと欲するなり。

然れども尊重すべき佛國委員の提起せる特種の疑問即ち仲裁裁判所に於て十四日間に其斷決を爲すを得ざるに因り權限爭の消滅することあらば之を如何すべきやとの疑問の如きは余は之に對して答辯を爲さゝるを得ず即ち曰此場合には管轄權の有無に付爭論の生ぜる爲め其審判を中止したる裁判所に於て最初に思定せる如く依然其管轄權を執行すべきは勿論のことなりと。

シェシキェウキッ氏はサッペー氏に對し若し反對の場合即ち二個の裁判所に於て共に其管轄權を有する旨を言渡すに非ずして若し雙方共に管轄權なき旨を言渡したる場合には如何すべきや幸に說明ありたしと直接の質問を爲し

たるに、ザッペー氏は之に答て曰管轄權の拒否より生ずる爭に就ては自分は既に佛國委員の發議中此特殊の點に關する最終の一段を採用すべしと勸告したる事實に注意ありたしと。

會頭は大不列顚國委員の對案を提出せしと伊太利國委員の議案を提出せしとに因り氏は土曜日即ち本月二十八日まで休會すること可然と思考する旨を述べ且氏に於ては大不列顚國委員の議案を採用し得べしと思惟すれども之を精密に攻究するには猶豫を要するなりと追言せり。

シェンキェウキッ氏は意見を陳述して曰本會は次會に於て裁判管轄權の問題と警察及び行政規則の施行に關する問題を同時に審議すべき筈なれども自分は此二種の問題を區別し次會には本會に於て裁判管轄權の問題のみを議するを贊成するなり自分に於ては右規則の問題をも直ちに審議するに差支なしと雖も暫く其審議を舊案第四條のみに限るときは其議論一層明白なるを得べしと思はるゝなりと。

青木氏曰自分は事を簡短ならしむる爲め英獨合議案第四條及び第九條を合併して一個條と爲すの議案即ち之を條約第六條と爲すの議案を本會に於て採用するあらんことを發議するなり前數會に於ては此發議に對し異論を唱ふるものなく且本會の意見は此方法を贊成するものゝ如く見ゆるに因り自分は今公然本條を採用するあらんことを望むなりと。

ネヴヰッチ氏曰自分は本會に於て青木氏の發議に係る新案第六條を可決するも異存なしと雖も若し本條を採用するに逢ふも其儘にては採用し難きなり抑本條の末段は今方さに討議する所の約款に關係するものなれば本條を採用

するは暗に此約款をも採用するの意を含むなりと。

青木氏曰自分は露國委員の意見の理あることを認知するなり然れども本會に於ては右約款に關する語句は暫く採用の限にあらずとして本條に就き其意見を確陳することを得べしと思考するなりと。

セヴヰッチ氏曰同條中他の一段に於ても文辭の明瞭ならざる所あるを以て此一段に付本會の注意を喚起せんと欲す即ち第一項の首に「第一條に定むる期限後三個年間領事裁判權は（中略）効力を有すべし」とあり然るに第一條には「本條約批准交換後二個年內」にとありて此「二個年內」の語は一定の時日を指すものに非ず何となれば此期限內何時に日本帝國を開くも日本政府の關かる所たればなり故に自分に於ては此三個年を起算すべき期日を一層確密に定むること必要なりと思惟するに付「第一條に定むる期限後」の語に代ふるに「日本帝國を外國人に開く日より」の語を以てせんことを發議するなりと。

青木氏曰日本國第一委員及び自分に於ては「第一條に定むる期限後」の語に代ふるに「日本帝國を外國人に開く日より」の語を以てするも異存なし然れども自分は利益と便宜の爲め此第四條と第九條を合併する議案の大體を本會に於て採用するあらんことを再び請求せざるを得ず且サー・フランシス・プランケットの對案も亦此趣意に基づけるもの丶如くなるを見られよと。

セヴヰッチ氏曰附錄約款に就ては其採用に制限を加へ而して此制限は會議錄に登載すべきものたるに因り自分は本會に於て日本國第二委員の發議に係る個條に自分の提出せる字句の修正を加へ之を採用するを便宜とすべしと思

惟するなりと。

是に於て第六條修正案を朗讀すること左の如し。

第六條　ヽヽヽヽヽ領事裁判權ハ帝國ヲ外國人ニ開クトキヨリ三箇年間東京、橫濱、神戶、大阪、長崎及函館の條約規程內ニ限リ尙ホ之ヲ實行スベシ但シヽヽヽヽヽ領事裁判所ニ於テハ豫メ同意ヲ得ベキ所ノ日本法律及規則ヲ施行スベシ

右期限內領事裁判所及日本裁判所ノ權限幷ニ前記各地方ニ於ケル裁判管轄ニ付適宜ノ方法ヲ定ムル所ノ細則ハ附錄約款ヲ以テ規定スベシ

シヱンキヱウヰッ氏曰自分も亦本條に就き敢て意見を述べんとす抑此個條中領事裁判權を保續すべき開港場を列記するに新潟の一港を脫漏せり近來佛國官敎師は男女共に新潟港に於て敎會を設立せるもの許多あるに因り自分は右宣敎師をして他の開港場に在る外國人の保有する所に異なる地位を有たしむべき權利又は權力を有せざるなり故に自分は日本國委員に請ひ新潟及び佐渡（夷港）に於ても亦現時の有樣を保續せしめざるべからず自分が玆に請求する所は畢竟現時の有樣を保存するに過ぎざるなりと。

此點に付井上伯と佛國委員の間に一の議論を起せしが井上伯は終に第六條に列記せる各港中に新潟港を加ふることに同意せり。

シヱンキヱウヰッ氏は會頭が其請求に應じたるの懇情を謝し且曰く自分は此追加を爲せる第六條を肯然採用すべ

し然れども尊重すべき露國委員の陳述せし如く該條を採用するも決して附錄約款に就き確定の決定を爲せるものとは預斷すべからざるなりと。

是に於て本會は第四條に前掲の更正及び制限を加へ公然之を採用せり。

次に會頭は本會は土曜日即ち本月十八日午後二時まで休會すべしと發議せり。

此發議は採用を得て四時十五分に散會せり。

井上　馨
シエンキエウヰツ
青木周藏
エル・ド・マルチノー
ザルスキ
ヂー・ナイト
エフ・アール・プランケット
ホルレーベン
リチャルド・ビー・ハッバルド
ザッペー
イ・イ・フアン・デル・ポット
ド・セヴヰッチ
アール・ダブリュ・アルウヰン
ヂエ・デラヴアット
ヂエ・ルーレイロ
右佛文に署名
右英文に署名

此書は正寫なるを證明す。

バロン・ド・シーボルド

デイ・ダブリュ・スティーブンス
都築馨六
ジョン・エイチ・ガビンス
ビー・ド・リュ シー・フオサリウ

會議錄　第十四

明治十九年十二月十八日集會
井上伯を會頭とし午後二時開會
出席各員
日本國全權委員　井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員　シエンキエウヰツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアリルス・ザルスキ氏
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏

白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏
獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏ザッペー氏
露西亞國全權委員　セヴイッチ氏
和蘭國瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デルポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルウヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西考邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏

會頭は前會の會議錄公文は今回の集會に於て署名するに間に合ふ樣調整し能はざりし旨を告げ因て右會議錄筆榻版摺の寫は既に各委員に於て所持せらるゝ所なれども其署名は次回まで延期すべしと發議せり。

此署名延期の事に付別に異論なかりしを以て會頭は左の演說を朗讀せり。

日本國第二委員より提出せる條約草案に關し數名の委員が吐露せられたる意見中該草案を完全ならしめんと懇切に希望せらるゝの徵證を發見したるは余輩の滿足する所なる旨は既に前回の集會に於て同委員之を陳述せり。

余輩は尊重なる大不列顚國委員より提出せる對案を熟考審査して此推測の果して誤りなきことを知りたり即ち此對案中に於て友好なる推譲の精神及一切の利益を調和保護せんと欲せられたるの盡力其効を奏するの事實を認知し得たるは余輩の喜悦する所なり。

此故に余輩は右對案を以て本會の目前に在る問題を裁決するに最も適切なるものと斷定し之を以て青木氏より曾て提出せる條約に代用す。

余輩は又同時に尊重なる大不列顚國委員が出版條例施行の事に關して陳述せられたる意見に答へ、帝國政府は今回の取極めに於て右出版條例を遷移期限の間各開港場の外國人に適施すべき法律規則の中に加へんとするの意に非らざる旨を附言せんとす。

シェンキェウヰッツ氏は青木氏が日本國第一委員を以て其警察規則行政規則及裁判所の權限に關する議案を取消したることに付注意を促し、又該草案中裁判執行及證人召喚に關する第八條及び第九條を自己の爲め保存する旨を明言するの榮を有すと陳述せり。

ド・マルチノー氏曰く

自分は前會の節サー・フランシス・プランケットより本會へ提出せる議案の佛文の事に就き一二の意見を吐露せんと欲す。

尊重なる大不列顚國委員は自分が青木氏の約款第八條を修正する爲めに提出せる議案を採用し自分の佛文本文の適正なる英譯を會議録より抄出し自分の承諾協力を得て之に二三の變更を加へ同委員の約款草案中に挿入せ

り、然るに其變更したる條款は尊重なる大不列顚國委員の草案佛文中に極めて精密に譯出せられたりと雖も自分の議案の全體をば其飜譯文より佛文に再譯することとなりたるに付原佛文の語句に多少の變更を及ぼせり。若し自分發議の語句にして伊太利國と他國との間に現存する條約中の文章と正しく同一なるにあらざれば此の如き些細の差異には聊か異論なしと雖ども事實既に然るを以て自分は此文章を變更するの權ありと思へるものゝ如く看做さるゝを好まざるなり。

是に由て自分は幸に尊重なる大不列顚國同僚の同意を得今本會の卓上に提出する所の佛文を以て會議錄中の文章に代ふるあらんことを會頭に切望するの榮を有せり即ち其文左の如し。

第四條　民事及ビ商事事件ニ關シ日本裁判所ニテ言渡シタル判決ハ條約界限內ニ於テ効力ヲ有スベシ然レドモ管轄領事裁判所ニ於テ略式裁判ニ據リ右判決ハ執行スベキモノナルコトヲ言渡シタル上ニ非ザレバ之ヲ執行スルヲ得ザルモノトス尤モ右言渡判決書ニハ該判決ハ相當司法官ノ言渡ニ係ルコト召喚狀ヲ親シク渡シタルコト訴訟人法律ニ從ヒ出廷シタルコト又ハ缺席裁判ヲ受ケタルコト幷ニ辯護ノ權及上訴ノ權ヲ侵サザルコトヲ記載スルヲ要ス

刑事事件ニ於テハ宣告執行ノ爲メ其宣告ヲ爲セル裁判所ヘ既決囚ヲ引渡ス前ニ前揭ノ方式及條件ヲ照守スルヲ要ス

前揭裁判所ノ判決ハ英語ヲ以テ之ヲ領事裁判所ニ送付スルヲ要ス日本裁判所ニ於テモ亦領事裁判所ノ言渡セル

判決ハ執行スベキモノナルコトヲ言渡スノ義務アルモノトス其言渡ヲ爲スニハ日本裁判所ニ關シ上項ニ掲載セルト同樣ノ方式及ビ條件ヲ照守スルヲ要ス但領事裁判所ヨリ其判決ヲ送附スルニハ其自國語ヲ用ユベシ

セヴイッチ氏曰く、尊重なる同僚伊太利國委員が前會會議錄の訂正を求められたるに依り自分も亦會議錄第十號の印刷文の二十六頁に記せる自分の陳述せる意見中 Painful（不愉快なる）を英文に於て Principal と誤刷せることに付敢て注意を促さんとす。

ナイト氏曰く、前會會議の事に關し一二の意見を陳述するの許可を請ふて曰く、自分は第一に左の事實を明言せんとす即ち若し本日の集會に於て會議錄に署名することを要せしならば自分は既に疾く發言の許可を請たるならん何となれば自分の陳述は多少の關係を調印に及ぼすべしと考ふればなりと陳述せり。

是に於て白耳義國委員左の演說を朗讀せり。

余は本會の議事を繼續する前に少時間を得て前回會議結了の方法に關し注意を喚起することの許可あらんことを請はんとす、余輩は第六條に加ふべき各種の附加條款草案をば精密に前後二回の會議に於て討議したりしが其後に至り僅か數分時間の討議に依り且過半の委員を引誘して各其意見を吐露せしむることなく該條第一項に定めたる重要の主義を採用せり。

余は一切の誤解を避くるが爲めに第六條實施の爲め提議せられたる各種規則の審査を再開するに先つて余の投票の事に付き本會に對し少しく說明する所あらんとす、是れ前回の會議に於ては自分に此說明を爲すべきの時

間を與へずして閉會したるを以て之を爲すに由なかりしに依るなり。目下余は第六條第一項即ち協議一定の上制定すべき日本の法律規則を領事裁判所に於て外國臣民に適施すべきに關する條款のみを論定せんとす、而して日本裁判所及領事裁判所相互の權限裁判管轄に關する規則及彼此の間に生ずべき權限爭を豫防するを目的としたる規則に至ては、余は尊重なる佛國委員が立てたる所の區別を極めて道理あることと思考するを以て他日を待て之に關する意見を提出せんとす。

余は左の理由に因り異存を述べ置かざるを得ざるに付其意存の方針を解示せんが爲め先づ現時白耳義國に於て耶蘇教を信奉せざる國に於ける領事裁判權の事を規定する所の法制如何を略陳するの許可を請はんとす。

千八百五十一年十二月三十一日の法律は今日に於ても仍本件を規定する所のものにして其中には白耳義國領事裁判所に於て外國の法律を適施し得べき條款は一も之あるを見ざるなり。刑事事件に於ては千八百五十一年十二月三十一日の法律に一の明條あり、即ち其第三十三條の文に曰く「白耳義人が耶蘇教を信奉せざる國に於て犯したる違警罪輕罪及重罪は白耳義國法に示定せる罰例に從て之を罰すべし」と。

既に白耳義國法に示定せる罰例に從て右の違警罪輕罪重罪を罰するものとせば之を裁判するに白耳義國法に據らざるべからざるや明かなり。

尤も第三十五條は領事に與ふるに警察規則を制定するの權及其規則の違犯者に刑罰を加ふる權を以てすと雖ども、此刑罰たる如何なる場合と雖ども拘留五日罰金十五「フラン」を超ゆることを得ざるなり。

右領事の制定に係る規則は彼の尊重なる日本國第二委員の草案に依り禁錮五年罰金千圓までに至るを得べき所の日本法律とは毫も其性質を同じくせざることは余の言を俟たずして明らかなり。

此時ナイト氏は其演說を中止し右の意見は主として青木氏が取消したる修正案に對して準備したるものなれども又サー・フランシス・プランケットの發議に係る修正案にも適用することを得べしと陳述せり。

會頭は白耳義國委員に答へて、第六條は既に前會に於て公然採用せられたるものにして委員たるものは本會の確然議決したる問題に付再び議事を開くの權利なしと陳述せり。

ナイト氏答へて曰く、自分の意見に依れば第六條を採用せる手續は不規則なるものなり依て右の手續を抗論せんが爲めに自分は其意見を陳述せざるを得ずと思考す故に前會に自分をして吐露するの猶豫を得ざらしめたる所の意見を今日玆に陳述するは權利の在る所なりと確信す因て演說繼續の許可あらんことを希望すと。

白耳義國委員は左の如く其演說を繼續せり。

前段に述べたる事よりして明かに左の原則を生ずるものとす即ち我國現時の法律に依れば白耳義の領事裁判所は他の法律を排除し自國の法律のみを適用すべきこと是なり。余は今領事裁判所と云ひたれども其言未だ盡さざる所あり、何んとなれば日本政府が其第二委員を以て余輩に提出せる草案は啻に領事裁判所のみならず尙又白耳義國に設置せる裁判所をして或る法律を適施せしむることを請求するものなればなり。實に尊重なる青木氏の草案と尊重なる大不列顚國委員の對案とは彼此頗る溫嚴の差あれども啻に全く領事の裁判する所にして上

訴を許さざる所の違警罪のみに就て規則を設くるに止まらず右兩草案に定むる所の刑罰の最低限は違警罪をして輕罪の部類に入らしむるものなり。抑輕罪に關しては白耳義國人はブラッセル府の裁判所に上訴するの權あるなり。

故に日本法律を以て罰すべき犯罪の處刑を施さんには單に領事裁判所に於て日本法律を施行するを以て足れりとせず尙且ブラッセル府控訴院及大審院に於ても之を施行せざるべからざるなり。

然るに我憲法第九條には「如何なる刑罰と雖ども法律を以てするに非らざれば之を定め之を施すことを得ず」との明文あり（此法律とは白耳義國の法律のみを指すものたること明かなり）

是に於て余は斷定す日本の法律は自國の法律と同様に白耳義國に於て之を立法官に提出し白耳義國の法律となすにあらざれば白耳義國裁判所に於て之を施行し得ざるなりと。

領事は立法官の干渉を待たずして拘留五日罰金十五「フラン」に至るまでの刑を科すべき警察規則を制定するの權ありと云ひたることに就き或は余を非難するものあらんか、是れ實に然り然れども自分に於ては規則は法律にあらず且つ此規則を守らしめんと欲するには白耳義國の法律に適合せしめざるべからざることに注意せんとするなり。

若し單に警察規則に關する領事の權限を纔かに擴張せんことを請求するのみなれば蓋し幾分の事を爲し得べしと思はる。然れども之を請求せんには此等の事件に關し法律に依て定むる所の行政上の權限を超過せざること最も肝要なりと信ず。若し然らずんば余の推測は或は誤なきを保せざれども關係國の中には避くべからざる困

難に陷ゐり遂に本會の事業の全體を危殆ならしむるに至るべしと預察するなり。
自分に於ては日本政府の委員と同見にて、現時の情態は完全なるものにあらず且弊害の因て生ずることもなきにあらざるべしと信認するに付、此情態を矯正するの方法を研究するに就て協力することは余の尤も望む所なれども、先づ玆に一問題の起るあり即ち現行の制度は之を全體より見れば多年能く行はれ來たりたるものなれば領事裁判權に關しては僅々二三年間此制度を依然實行し得ざるものなるや否是なり。而して若し果して此短期限を經理するの方法を設けざるべからずと一同に於て決定するに至らば、余の意見にては此方法の奏効を期する爲め此方法と當に保護を蒙ふるべきの利益と彼此權衡を得せしめ且此方法を實施する時期の短かきことを克く參酌せざるべからざるなりと思考す、右の理由に依り青木氏草案の全體は余に於て採用すべからざるものとす。
（ナイト氏は此時其演說を準備したる當時に在ては青木氏の修正案は取消さるべしと思考せざりし旨を陳述す）ナイト氏再び其演說を繼續して曰く。
青木氏が採用すべしと發議する所の修正案は一個の完全なる法典にして且多様の問題に涉るものなり、抑此議案たるや其涉る處廣博に過ぐるを以て我政府に於て條約と同時に此立法の條款を議院に提出することを企つべしとは余の容易に信ぜざる所なり。蓋し此立法の條款たる著しく我國法の或る原則に變更を及ぼすものなり、況んや其條款たる單に日本國の爲めにして且全く暫時の間にのみ必要なるものたるに於てをや。
右の事情あるに付外國裁判所をして特設の期限に據り日本の或る警察法を適施せしむることの原則に關しては

余は專ら意見を陳述したることは諸君の怪まざる所なるべし。此事に付ては前會尊重なる和蘭國委員の吐露せられたる意見に全く同意を表し、而して余は余輩の審議に付せられたる各草案の討議に參與するも余は我國皇帝政府の決定如何を豫斷するものなりと了解せらるゝを欲せざることに付毫も疑の生ぜざる樣之を會議錄に明記せられんことを希望するなり。

又余は英獨合議案第九條の文章と青木氏の發議に係る第六條の文章との間に存する齟齬のことに付本會の注意を喚起せんとす。

余輩の政府の審査に供せられたる原草案第九條に曰く

「然レドモ、、、國領事裁判所ハ此時期ノ間豫メ協議制定セシ日本警察規則及行政規則ヲ適施スベシ」と。

諸君の見らるゝ如く右文中毫も法律なる語を記載せざるなり。

青木氏は此文章に代ふるに左の事を以てしたるが聊かも注意を惹起せざりし即ち其文に曰く

「然レドモ、、、國領事裁判所ハ右ノ爲メ協議制定セシ處ノ日本ノ法律規則ヲ適施スベシ」と。

此點に付右二個の本文の間に重要の差異ありて全く其精神と意義とを異にするものなり故に新第六條の語句を確定するに付ては英獨合議案を採用あらんことを請求せざるべからざるなり。

終に臨み余は敢て尊重なる會頭に指示するに茲に重要の一事あるを以てせんとす余輩の中余が今最も簡單に陳述し來りし點に付未だ其持說を吐露せざるものは會頭より意見を陳述すべき樣勸告あらんことを希望す。本會

は茲に參同せる各國政府の裁判所に日本法律を適施するの主義に對し各國政府の採否如何を明瞭に豫知すること向後議事の整理上尤も肝要のことなり。

シエンキエウヰッツ氏曰く、自分も亦一の意見を述んと欲す實に尊重なる白耳義國委員の指示されたる如く前會の終りに於て議決せられたる第六條の本文中「日本法律及ビ規則」の文字あることを發見せり自分は尊重なる青木氏の發議に係る條項は此點に付彼の單に規則の文字を記載せる英獨合議案第九條の文章を再出したるに止まるものと確信せしを以て自分は敢て新條款の文章を細密審査せざりき。然れども日本法律のことに關しては自分に於て如何なる約束をも爲し得ざるなり、是迄自分の目的としたる所は規則の外に出でざるなり。日本政府に於ては法律と規則との間に明白なる差異を設けざるを以て此區別は同政府の爲めに緊要ならざるべしと雖ども佛蘭西法律の爲めには重大なる問題なりとす。

デラバット氏は尊重なる白耳義國委員の演說中吐露したる意見に同意する旨を陳述し、且「法律」なる文字のことに關しては尊重なる佛蘭西國委員の意見と同一なる旨を附言せり。

セヴウッチ氏も亦第六條の文章に付き同樣の陳述を爲し且法律なる文字の删除せられんことを請求せり。

ド・マルチノー氏及コント・ザルスキ氏も亦此點に付き白耳義國委員及佛蘭西國委員の意見に同意する旨を陳述す。

會頭は英獨合議案第九條の英文に法律の文字ありと述べたり。

ナイト氏は本會に於て定めたる原則に從へば英佛兩文共に均しく公正なるものとす然るに氏の政府に於て專ら認用する所のものは佛文なり而して其佛文には「規則」なる文字を記載せりと陳述せり。

フオン・ホルレーベン氏曰く、自分に於ては英獨合議案は佛文を以て原文とするものなりと思考すと。

ハツバルド氏曰く新第六條中警察及行政の文字を漏脫せり。此文字は英獨合議案第九條中に揭ぐる所にして彼の靑木氏の草案に代へて日本委員の採用せるサー・フランシス・プランケツトの約款にも亦此語を用ゐたり、依て自分は條約第六條にも此文字を置かざるべからずと思量し該條を左の如く修正せんことを發議す。即ち「日本ノ警察規則及ビ行政規則云々」と。

會頭曰く日本國第二委員及び自分は「日本警察規則及行政規則」なる文字を以て「日本法律及ビ規則」なる文字に代ふるも異論なし、而して署名の爲め現時準備中なる前會會議錄公文中にも此訂正を爲して差支なかるべし、又自分の考ふる所にては本回の會議錄に此事實を記載するを以て足れりとするが如し。

本會は會頭の意見に同意せり。

會頭は尊重なる白耳義國委員が爲したる陳述の英譯文なきを以て直ちに之に答ふるを得ざるを遺憾とする旨を陳述し、依てサー・フランシス・プランケツトの發議に係る約款に就て議事を繼續すべしと發議せり。

ナイト氏は其演說中特に尊重なる會頭の注意を喚起せんと欲する一節ありと陳述し英語を以て其演說の末文を再述せり。其意は領事裁判所をして日本の法律を適施せしむるの主義に付本會に參列せる各國政府の採否如何を明瞭

に豫知すること本會の爲めに最も緊要なるを以て此件に付き未だ其意見を陳述せざる委員は其持說を吐露する樣勸告ありたしと云ふにあり。

ド・マルチノー氏曰く尊重なる同僚白耳義國委員が本件に關して執る所の說は一般の委員の權利を侵すものなりと思考す、各委員は其投票を爲すに當て必ず其理由を附せざるべからざるの理は萬々あるべからざることなりと。

ナイト氏答へて曰く尊重なる伊太利國委員は自分の說を誤解したるが如し、自分は敢て各委員が其意見を陳述することを欲せざるに之を陳述せざるべからずと云ふにあらず、自分の意は前回に於て一人も成規に據り投票を爲したるものなし故に若し委員中其意見を陳述せんと欲するものあらば之を陳述するの時機は既に到達せりと云ふにありと。

會頭曰く第六條採納の問題は前回に於て明白に本會の議題と爲り本會は正式に投票を爲し委員中一人の異議を起せるものなかりきと。

ナイト氏は前會の會議錄を引援するの許可を請ひ右會議錄の末文を朗讀し且曰く、正式の投票のなかりしことは此會議錄の明文に依て明かなり然るに此種の問題は默諾投票を以て決すべきものにあらず各委員別々に其投票を爲すべきものなりと。

セヴヰチ氏曰く該條の投票は明白且當然に爲されたるものなりと思考す、自分に於ては附錄を除くの外公然該條を採用し而して其規則は無論自國法律に背戾すべからずとの暗々裡の制限を附したるものなりと。

會頭は全く露西亞國委員に同意し、該條は正式に投票せられ且各委員充分に其意見を吐露するの猶豫ありしことは爭ふ可らざるの事實なることを陳述せり。

會頭又曰く前會の會議錄に關する討議は之を決了したるものと認め本會はサー・フランシス・プランケットの發議に係る約款の審査を繼續せんことを希望すと。

フォン・ホルレーベン氏は左の演說を朗讀せり。

諸君余は第一條に關しての意見を陳述するに止まらんとす、余の意見に依れば尊重なる大不列顚國委員の發案は充分に本問題を簡短ならしめ明瞭にして且實際に適切なるが如し、自分に於ては此發案を實施するに付著しき困難を領事裁判所に與ふべしとは思はざるなり、且又右裁判所に於て其管轄人民に適施す可き罰例の事に就ても此發案の制限は廣濶に過ぎず又狹小に失せざるに似たり。

曾て余が本會に於て陳述せる如く我國の法制に從へば獨逸領事裁判所は日本法律を適施するに付て尙ほ此制限を超ゆることを得べし然れども是れ正に各國其制を異にする所なり。

尊重なる大不列顚國委員が余輩に與へられたる說明を以て若し自分の聽く所誤まらずんば、英國領事裁判所は豫め大不列顚國政府の許可を得ることなくして右日本の規則を適施することを得べしと明言せられたり。然れども自餘の數國の領事裁判所は此の如きものにあらず、例へば尊重なる和蘭國委員の如き過日余輩に明言して和蘭國裁判所は外國規則を適施するに付ての權力は極めて狹隘なる區域に限られ到底第一條の精神及目的をし

て其微小の罰例に符合せしめんことは能くすべからざるものと云はれたり。故に日本に於ける和蘭裁判所をして大不列顚國委員の發議に應ずることを得せしめんと欲せば特殊の法律を要すべし。尊重なる白耳義國委員も亦只今余輩に告げて白耳義國領事裁判所も右と同樣の地位に在りと云はれたり。蓋し佛蘭西裁判所も亦同樣ならんと思考すべき理由あり。

然れども若し尊重なる佛蘭西國委員白耳義國委員及び和蘭國委員に於て本條は實際の需用に適應するものと認め條約の他の條款と同樣其各自政府の裁可を仰ぐことを以て自ら任ずるならば右の情態は實際毫も困難を生ぜざるべきが如し。而して本條を裁可するに付ては若し其批准を得るに至らば領事裁判所に日本の警察規則を適施するの權を與ふるの法律をも亦批准と同時又は引續き發布すべしとの制限を設くるを得べし。而して此制限は當然會議錄に登錄すべきなり如此するときは各自國會に於て條約を批准すべしと決定せば自然其實施に必要なる法律をも幷せて議決せざるべからず殊に其法律は最も簡短なる二三の條款に止まるに於てをや。然るに本條の事柄又は文章上より觀察するに其政府及國會に於て之を承諾批准し得ざるが如きことはあらざるに付其政府及國會に於て其適施に必要なる處置を施すに至るべきは自然の事なりとす。

諸君余輩は各自政府及國會の睿明讓和の精神に充分の信任を置くことを得べし若し左まで重要ならざる事項の爲めに均しく各國の利害に關する所の事業を破ることあらば其政府國會は容易ならざる責に任ずるものなり。

シエンキエウヰチ氏は左の演說を朗讀せり。

本會は尊重なる青木氏の請求に依り條約草案第九條と第四條を結合すべしと決定したるを以て、余は我國民が如何なる程度にまで又如何なる約束を以て佛蘭西國法律の主義に從ひ日本政府の制定に係る行政規則及警察規則を遵奉し得べきやを陳述するを以て必用なりと思量す。

余輩に提出せられたる發議に據れば日本規則は外國人居留地內に於ける外國人にも適施すべきものにして、又領事裁判所は其場合の生ずるに當ては右規則に定めたる罰例を其管轄人民に科せざるべからざることとす。然れども玆に二個の殊別なる問題あり外國人が其在留國の規則を遵奉すべきの義務と領事裁判所が外國規則に定めたる罰例を適施すべきの義務とは全く別種の問題なり。

某國は全國を洞開し外國人は治外法權の利益を享有すと雖ども然れども或る條件に從ひ其國政府が發布したる或る規則の違犯に就ては地方裁判所の支配を受けざるべからざるものあり。

日本の情態は全く之に異なり外國人は主義上に於て居留地の狹隘なる區域內にあらざれば動くことを得ず又自國の裁判所の外は支配を受けざるものなり、全國を開くと開かざるとは治外法權の點に就ては毫も此情態を變ずるものにあらず、左れば居留地に於て日本規則の能く行はるゝ樣注意するは領事裁判所の任なりと雖ども然れども一國裁判所に於て外國規則に定めたる罰例をば自國の人民に科することを得べきか、佛蘭西法律の原則に據れば是れ決して行はるべきことにあらず譬へば佛蘭西の法律若くは規則と相反する規則の違犯に就て佛蘭西人を刑に處したる領事の判決をば如何にして佛蘭西裁判所に於て認定することを得べきや、若し此種の判決

を認定することを得ば極東洋に於ける佛蘭西裁判所を管轄する所の西貢上等裁判所は幾分か日本政府の管轄に屬するものと云はざるを得ざるべし。

此事たる至難の問題なるを以て余は之に就き久しく苦慮したりしが此困難を避くるには外交官の裁可に據て日本の規則を締約國の規則とし依て以て該締約國の裁判所に適施せしむるの外方法なし、若し自分の知る所にして誤らずんば英國政府内閣令の主義も亦然るものゝ如し。

然りと雖ども日本の規則に外交官の裁可を與へんと欲せば余は自ら特殊の權力を帶びざるべからず。若し彼の遷移期限と稱する時期にして一層長からしめば自分は今日必要と認むる所の日本規則の實施をして確固ならしむるの約束を爲すを得べしと雖も事情變遷して余輩の目的とする時期は僅に三年に止まれり。尤も余に於ては我政府其方向を變じたりと信ずべき直接の理由なしと雖ども余が必要とする所の權力にして充分の効果を奏すべき場合、之を約言すれば未だ右の權力を帶びざる外國公使にして各自の政府に對し之を得るの手續を爲すことを承諾するの場合にあらざれば自分は此權力を請求することを得ざるなり。

ヘッバルド氏曰く自分はサー・フランシス・プランケットの發議に係る約款の事に付二三の意見を陳述せんとす其中の或る部分は自分が諦聽せる卓説に依て考へを起したるものなり。

尊重なる大不列顚國委員は前會の節其約款を提出するに當りて爲したる演説中に外國領事裁判所をして日本の規則を適施せしむることを論じ現時の法律に從へば大不列顚國領事裁判所は外國の法律を其儘適施するを得ざるが故

に英國公使は日本の規則に英國法律規則の効力を與へざるべからざる旨を陳述したり、合衆國政府が本件に關し日本國に於て行ふ所の主義は米國裁判所は右開港場及各條約界限内に於て合衆國の法律と一様なる一切の日本法律規則を適施せざるべからずと云ふにあり是れ亞米利加の法律は治外法權ある各國に於て効力を有すとの意なり。

自分の俊秀なる先任者ビンハム氏は日本法律は如何なる性質を問はず其泰西法律の精神若くは目的に反せず且日本との條約を以て米國人民に許與せられたる權利を障碍せざる以上は日本法律として米國領事裁判所之を適施するを得べしとの主義を定めたり、然れども合衆國政府は右ビンハム氏の意見を確定する法律を制定公布するを適當なりと認めざりしを以て本件に就ては未だ一の確定の法律を設けざるものとす、即ち檢疫規則の如き以て現今の取極の適例とすることを得べし、是等の規則は精密に之を言ふときは米國領事裁判所に於て之を法律と爲し之を適用するを待ずと雖ども外交官の干渉に依て米國人民之を守らざるべからざるに至れるなり、今回の條約改正の計畫に於て外國領事裁判所に適施せしめんと欲する日本規則も亦然り自分に於ては合衆國公使の資格を以て是等の規則に稟申書を附し之を華盛頓府に送付すべし。然れども條約の一部分を成す所の是等の規則は合衆國元老院の可決を得るにあらざれば日本に於ける米國人民をして之を遵奉せしむるを得ざるべし。

自分が上に引援したる尊重なる大不列顚國委員の演説中「保安警察」なる語は日本委員が靑木氏の約款草案中に於て與へたる意味に從ひ之を用ゐたり、然れども日本政府は出版條例を此中に包含することを請求せずと氏に於ては了解する旨を陳述せられたり。

自分に於ては日本の出版條例を以て歐米諸國の出版條例よりも嚴酷なるべしと思量するの理由は無く又約款を其儘可決することを拒むにはあらずと雖も日本國委員に於て其政府が出版條例に如何なる政略を施さんとするやを一層明瞭に陳述することの願はしき旨を茲に同委員に忠告せんと欲す自分は日本國に於ては泰西各國に行はるゝ所の出版條例よりも嚴酷なる法律を施行するの意なき旨を該委員の公言せられんこと望ましかるべしと思考するなり。

ヘッバルド氏其演說を繼續して曰く自分は第一條に定めたる罰例の最高限を賛成し且此機會に乘じ外國領事裁判所をして日本規則を適施せしむるの一般の問題に關し十一月二十九日の集會に於て陳述せる意見を反覆せんと欲す即ち條約界限內の事物は可成其情態を從前の儘に保存すべきこと是なり、又茲に一言せんとするものあり條約第四條に定めたる如く外國政府へ法典を送付したる後且此法律の查閱を經たる後には領事裁判所は日本規則を適施するに於て今日よりも一層便宜を得ることとならん。

約款中尙ほ自分に於て注意を喚起せんと欲する所の他の一點あり即ち公布時限に關する問題是なり、日本規則の實行せらるゝ前豫て官報を以て公布することを以て必要とす是れ主眼の問題なり、米國法律には二種の公布法あり暗示及現實の二法是なり如何なる法律と雖ども此二種の方法中其一を撰むにあらざれば公布するを得ざるものとす而して國會及び州會の議決に法律の効力を有せしむる前には非常緊急の場合を除くの外少くも九十日の猶豫あらしむるなり、今約款の明文を見るに法律の公布と其實行の間に一瞬時を餘すのみ是れ實際に於ては公布なきも同樣なり依て自分は公布の期限を明定するの利益あることを本會に注意せんとす。英語を以て前述の公布を爲すべしと云

へるの條款に至ては自分は英語國の代表者として此取極を賛成するの外なきなり。

證人の召喚及日本裁判所及領事裁判所相互の補助に關する第四條及第五條に付ては自分は米國の憲法と訴訟法とに據り合衆國人民をして治外法權の國に於ける外國裁判所に於て强て證明をなさしむるを得ざることを述べ置かざるべからず

不動産所有權及租稅の事に關する約款は自分の賛成する所なり自分は言を終るに臨んで一言せんとす、自分が陳述せる意見は本會に提出せられたる錯雜の問題を速に議了せんとの希望を以て表出したるものにして之を駁論と云はんよりは寧ろ勸告と云ふべきなり、假令へ此勸告にして採用する所とならざるも自分は業已に述べたる如く合衆國政府に代て現在の儘約款を採用するに異議なきなり、尤も他日關稅の事に關して少しく意見を陳述することあるべきも日本の委員は自分が此裁判權の問題に關して表明したると同樣なる調和の精神を保持せられんことは自分の信ずる所なりと。

ザルスキ氏は左の演說を朗讀せり。

遷移期限の間條約界限内に於て日本の警察規則及行政規則を外國人に遵奉せしめんとする所の約款草案に付紛起せる異論は專ら領事裁判所に於て自國の法律制定外の罰例を其管轄人民に科するの項目に職由するが如し。僅々三年の時間日本國に於ける領事裁判權を規定する爲め新法律に對して國會の裁可を得ることは或は全く能くすべからざるに非ざるも少しく困難なることとならん、斯の如き裁可を得る爲めに要するの手數は大に時日を

徒費することあるべく且條約批准交換を遲滯せしむるの恐あり。
兎も角自分は尊重なる獨國第一委員が立法制度上該約款第一條を現在の形式のまゝ採用することを得ざる所の國々の委員に關して述べられたる制限に依るにあらざれば該條第二項又第三項は之を採用する能はざる旨を陳述せざるを得ずと覺ゆるなり。
サー・フランシス・プランケット曰く自分は尊重なる同僚合衆國委員の演說に關して簡短なる陳述を爲さんと欲す尊重なる同僚は現行内閣令を以て在日本英國公使に附與せられたる權限にては在日本英國臣民に新規則を遵奉せしむる前之を本國に禀申するを要するものと思はるゝが如し、是れに依て自分は其然らざる所以を說明せんと欲す英國公使は必要と思量するときは一定の區域内に於て此規則を直ちに實施することを得るものなり唯其爲さゞるべからざることは可成速に其情狀を自分の政府に具申し其處置の確定を仰ぐに在りとすと。
ハッバルド氏答へて曰く自分は常に尊重なる大不列顚國同僚の解示せられたるが如く日本に於ける英國公使の權限を解釋したるものなり、此權限は事實合衆國公使が日本に於て有する所の權限と同樣のものにして即ち合衆國の公使は條約界限内に在る米國人民をして或る日本の警察規則を遵奉せしむるの權あるものとすと。
自分は一層此點を詳確ならしめんが爲めに合衆國公使の權限は合衆國改正法令類集第四千八十六條に定められたる旨を附言せんとす即ち該條に曰く
「刑事及び民事に關する裁判權は如何なる場合と雖も合衆國の法律に從て之を執行すべし判決の執行も亦同じ

とす而して其法律は條約を執行するに必要にして且該條約を履行するに適當なるに於ては條約の明文に於て其適施を許るし又は要する限り本條に據り之を擴張し以て此等の國に在る所の合衆國人民及其他に及ぼすことを得べし然れども該法律にして其目的に應ずるに足らざるか或は適宜の救正を與ふるに必要なる條款を缺くときは通常法及び衡平法或は海軍法を均一に此等の國に在る所の合衆國人民及び其他に及ぼすことを得べし而して若し通常法衡平法海軍法合衆國法令彙纂共に皆適宜且充分の救正を缺くときは此等の國に在る所の公使は法律の効力を有すべき布達及規則を以て其闕を補ふを得べし」

合衆國委員又曰く自分の殊に指示せんと欲する所のものは自分が日本規則を採用すること及び之れを執行することは必らずしも我政府を束縛するものにあらざることと是なりと。

シェンキェウヰツ氏曰く各委員皆彼の尊重なる大不列顚國及獨逸國委員が有せらるゝ所の廣大なる權力を帶びざる以上は行政規則の問題に付目下の有樣にては實際有用の討議を爲すを得べしと思はれざるなり。

抑も申稟を經べきものとして此發案に係る規則を採用するは危險のことなり、先づ自分が自身に付て知る所にては本會は申稟を經てと云へる制限の言辭を許さゞるものなり、假令へ之を許すとするも右の制限は今日の場合に適用すべからず各政府が批准するを得べき所の意見を開陳するは今本會の問題とする所にあらず、多數の委員に於ては畢竟現時存在せざる所の自國法律の條款に就て意見を吐露するに過ぎず語を換へて之を云はば本會は今日純粹の學問的の議論即ち實地に關係なき議論に時を費やすに過ぎざるなり。

依て自分は如何なる點より觀察を下すも此規則に關する問題を解融するには一の追加個條に依るを以て優れりと思考す其間には日本規則に外交上の允可を與ふるに必考する全權を帶びざるべからざる委員は其全權を領すること を得るの手段も有るべし。

若し某國政府に於て余輩が今日目的とするが如き短少なる期限の爲めに特殊の法律を發布することを便宜と思考せざる場合に於ては此方法は條約の批准を失錯に陷ゐらしめざるの利益あり何となれば條約中無効虛力に屬せる條款あるときは批准に多少の困難を來すべければなりと。

シエンキヱウヰッ氏はド・マルチノー氏がシエンキヱウヰッ氏の發議は各委員に其訓令を政府より接受するの時間を與へんとの意なるやとの直接の質問に答へて曰く、然り尤も自分と同樣の地位にある各委員は皆其政府に對し必要の手續をなす所存なるやを知らんと欲す何んとなれば若し各委員に於て此手續を爲すの覺悟にあらざれば自分も亦已を得ず其念を絕つべければなりと。

ナイト氏曰く自分は此情況を我政府に具申する覺悟なり然れども皇帝政府が此情況の困難を解く爲めに如何なる手續を爲すかは自分の能く知る所にあらず。

此に於て一般の討議と爲りしが其終に臨み、會頭は此問題より起れる困難に對して左の決議案を提出せんと欲すと陳述す即左の如し。

本會は約款の最初の部分即ち第一條第二條を追加の個條に讓るべしと決議す。

外國委員にして日本の行政規則を施行せしむるに必要なる權限を帶びざる者は此權限を領得するに必要なる手續を各自政府に爲すことを約定するものなりと了解すべし。

ド・マルチノー氏は會頭の發議を賛成し注意を爲して曰く、抑も約款には全く相異なりたる二個の問題あり即ち第一の問題は領事裁判所をして日本の警察規則及行政規則を適施せしむることに關係するもの是なり會頭が單に此事に關するサー・フランシス・プランケットの約款第一條を後日議定せんことを發議したるは此第一の問題に付て起りたる紛議の爲めなり、又約款中に載せたる第二の問題即ち裁判所の權限の事は第一の問題と毫も關係を有せざるものなり會頭をして其發議を爲さしめたる理由は此第二の問題に適應するものにあらず然れば約款中此事項に關する部分の討議を延引するの理由は自分の發見せざる所なりと。

會頭曰自分の意見にては前會既に討議したる問題に立返るも利益を得ることなかるべし因て自己の發議の採用せられんことを本會に對して主張すと。

コント・ザルスキは會頭の發議に同意すと公言せり。

ナイト氏曰自分は決議案の意味には同意すると雖ども其文字上には必要の事を遺却せるが如し自分が既に陳述せし如く自分が能くする所は今日困難の次第を我政府に具申するに在りて之を裁決するの事は我政府の至當と考ふる所に任せざるべからず然れども會頭の希望せらるゝが如く自國政府が恐らくは自分に與ふることを欲せざる權力を強てブルッセル府に請求することは自分の能くせざる所なり。

シェンキェウキッ氏曰く自分は尊重なる白耳義國委員に指示せんとす、會頭が各委員に對して陳述せられたるは各外國委員の間に連帶の義務ありて此種の問題に付ては各員の一致を要するを以て一般の言式を用ゐられたるものと知らる、然れども各委員が其適宜と思量する所に從て本國政府に具申の體裁を定むるは固より其權内にある事なり日本政府に於て此點に付き會員一同の所存を知らんと欲するは至當の事なりと。

ド・マルチノー氏は尊重なる佛蘭西國委員の意見に同意して曰く、會頭が其發議に與ふるに其最良と思考する所の體裁を以てするは其權内にあること明白なり然れども各委員は其政府に此發議を通知するに當て必ず會頭の用ゐたる文章に從はざるべからざるにあらず却て各其好む所の文章を撰擇するの自由ありとす事實會頭は、サー・フランシス・プランケットの約款を其儘採用したるものなれば其發議の語句は右の如くに爲さゝるを得ざるなり。

フアン・デル・ポット氏は自分は會頭の發議に係る決議案の意義を採用すと雖ども「必要なる手續」の語句は假令へ各自政府に於て請求を受けたる權限を附與し能はざるときと雖ども尙ほ各委員をして强て其手續を繼續せしむるものたるに付其語句を變更せんことを勸告すと陳述せり。

此に於て暫時討議ありて終に會頭な其發議を左の如く修正せり。

本會は約款の最初の部分即ち第一條第二條を追加個條に譲るべしと決議す。

外國委員にして日本の行政規則を適施せしむるに必要なる權限を帶びざるものは此權限を領得するに適當なりと思考する手續を各自政府に爲すことを約定するものなりと了解すべし。

右の如く修正したる決議案に付可否決を求めたるに全會一致にて之を採用せり。

此に於てサー・フランシス・プラシケットの發議に係る約款第三條の討議に移り會頭は該條を朗讀せり。

シヱンキヱウヰッ氏曰く自分は先づ第三條第一項に付修正案を提出せんとす此項に曰く「刑事事件ニ於テハ告訴人ノ意ニ從ヒ犯罪ノ地或ハ犯罪者逮捕ノ地ヲ以テ裁判管轄ヲ定ムベシ」と此告訴人とは如何なるものを指すか自分に於ては此文を不明なりと思量す依て該項に付左の修正案を提出す。

刑事事件ニ於テハ犯罪ノ地ヲ以テ裁判管轄ヲ定ム若シ此ノ如ク裁判權ヲ執行スベキ充分ノ權限ヲ有スト定メラレタル裁判所ニ於テ至當ト思考スルトキハ其權限ヲ犯罪者逮捕ノ地ノ裁判所ニ讓ルヲ得

此修正案は本會の公然採用する所となれり。

シヱンキヱウヰッ氏又曰く、自分は同條の民事裁判權に關する事に付ても亦修正案を提出せんと欲す抑も裁判權限の規則を定むるの利益に關して自分の懷く所の疑團は既に之を陳述せり、今本會に於ては日本國將來の訴訟法起草者が遵據せざるべからざる所の大體の原則を定めんとの考案なるや、將た余輩は唯だ一二大體の概則を示し置き訴訟法に依て之を完全ならしめんとするの意に止まるものなるや、抑も又一は本會の議定すべきものと一は日本政府の法律家が起草すべきものと併せて二個の法典を同時に存立せしむるの意か、若し此後段の場合の如くならんには國際上の條約は法典を支配すべきものなれども是れ豈將來の爲めに非常の困難を釀すものにあらずや。

此に於て本會は管轄權限の定則を設くるを以て當然と思惟せしに付、佛國委員は直にサー・フランシス・プランケ

ツトの對案第三條を考究することに取掛れり。曰く

本條には三ツの非難すべき點あり即ち

第一、總則に始めずして例外に始たる事。

第二、枚擧法を用ゐたること此法は目下の事情より見るときは必要のものに非ず故に危險なりと思はるゝなり。

第三、言を俟たずして自ら明かなる所の原則を殊に最後の項目に掲載したること況や其掲載文の冗長にして且不完全なるに於てをや。

依て自分は第一に羅馬法創始以來最も廣く行はれたる權限規則即ち定住地を以て權限を定むるの規則を定めんとするの意見なり實に日常最屢々起る所の訴件即ち純粹の對人權に關する訴訟幷に動產に關する訴訟は被告人定住地の裁判所之を管轄することは一般の事實なりとす。

尊重なる大不列顚國委員の修正案に記載せる不動產に關する訴訟に就て云はんに之を列擧するは蛇足を加ふるものと云べし、實に所有權取戾の訴訟及び財產占有權に關する訴訟は一般に其物件收奪の事に關するを以て其所在地の裁判所之を管轄するは明白の事なり、又不動產分配に關する訴訟及境界に關する訴件に就ても裁判所の權限に付毫も疑の存すべき樣なし、如此く一方には爭ふべからざる場合を規定しながら一方には不完全の條項を列擧することは危險なるが如し若し訴訟法の事柄を一個條に掲載せんと欲せば寧ろ大體の原則のみに限るを以て安全なりとすべしと。

ド・マルチノー氏は該條の實に密に過ぐることを認めざるにあらずと雖ども之を以て此條を削除するの充分の理なりとは信ぜずと陳述す。

シェンキヱウキッ氏は之に答へて自分は聊かも該條を削除するの所存にあらず唯之を簡明ならしめんと欲するのみと述べ、且曰く對人權に關する訴訟及物上權に關する訴訟の外尙サー・フランシス・プランケットの草案に漏れたる第三種の訴訟あり即ち混同訴訟是なり、本會は此種の訴件をも納諾するの所存なりや否や自分は之を言ふを得ざれども此訴件を度外に置くは難きことなるべし何となれば是れ事物自然の情態より生ずるものなればなり、混同訴件中の首要なる種類は即ち買戾の訴訟報償不充分の故を以て賣買或は契約取消の訴訟、代價の支拂なきに因り賣買取消の訴訟、此の如き訴訟は其契約に原因するの故を以て對人權に關するものたりと雖ども若し不動產に關するときは其所有權何人に存するも訴權は常に不動產に附隨するの故を以て同時に物上權に關する訴訟と爲るなり、故に原告人は其撰む所に任せ且其利益の在る處に從て或は直接に被告人に對して起訴し或は不動產取戾の訴訟を起すことを得べきなり。

フオン・ホルレーペン氏は遷移の短期限中に此類の事件の起ることは恐く無かるべしと思惟するに付其爲め特別の條款を附加するの必要なかるべしと思はるゝ旨を陳述せり。

シェンキヱウキッ氏曰く此點に付確定することは難し然れども兎も角第三條に左の修正を爲さんと欲す。

民事ノ管轄ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ムベシ。

動産ニ關スル訴訟及ビ對人權ニ關スル訴設ニ就テハ被告人ノ定住地ニ依ル若シ其定住地ナキトキハ其住居地ニ依ル

不動産ニ關スル訴訟ニ於テハ其爭論ニ係ル物件ノ所在地ニ依ル

混同訴訟ニ於テハ原告人ノ撰ム所ニ任セ其爭論ニ係ル物件ノ所在地若クハ被告人ノ定住地ニ依ル

對人權ニ關スル訴訟ニシテ被告人數名アル場合ニハ原告人ノ撰ム所ニ任セ被告人中ノ一人ノ定住地若クハ住居地ニ依ル又其訴訟混同訴訟タルノ場合ニ於テハ原告人ノ撰ム所ニ任セ其爭論ニ係ル物件ノ所在地ニ依ル

契約履行ノ爲メ定住地ヲ撰定シタル場合ニ於テハ其撰定シタル定住地ニ依ル

シェンキェウキッ氏は自己に對する種々の異論に答へて曰く若し一たび大體の原則を遺るゝときは岐路に進むこと遠きに過ぐるの危險あることとは自分が此討議の初めに注意したる所なり、自分の意見に依れば裁判管轄の最も一般に行はれたる原則は被告人の定住地の裁判所に權限を與ふるに在り尤不動産に關する訴訟を除き譬へば契約の爭論に於て其裁判權を他の裁判所に歸する場合の如きは通則外の事たりとすと。

フォン・ホルレーベン氏論じて曰く外國人は總て居留地內に定住地を有するを以て若し專ら定住地を以て裁判權を定むるの定則を採用するときは外國人の被告たる訴訟は大抵皆領事の裁判管轄に屬するの結果に至るべし是れ恐らくは現時本會に於て議する所の取極の精神に合はざるものなり。

シェンキェウキッ氏指示して曰く今日の問題は最も一般に行はるゝ所の訴訟規則を定むるにあり既に定まりたる

原則を適用するに付特殊の場合に於て生ずべき結果の如きは之を憂慮すべきの理由なしと。佛蘭西國委員其意見を繼續して曰く自分は今第三條第二項の末尾の一節に論及すべし。

此一節に指定せる趣意即ち裁判權限の事は裁判所自ら之を裁判すべしとの趣意は言を俟たずして明白なる所にして取て之を掲載するを要せざるが如し、尤も自分は之を約款の本文に載することに付異論を唱ふるにはあらず蓋し眞理は常に之を言ふも不可なるなし、然れども若し兩裁判所の中一は自ら管轄權ありと言ひ一は管轄權なしと言ふときは其裁判權は前の裁判所に屬すること固より正當なりと雖ども尙ほ其外に二個の場合を生ずべきことを認知せば或は危險の恐なしとせず、何となれば若し兩裁判所共に管轄權を有すと明言し或は之を有せずと明言することあらんには其結果如何なるべきや直ちに疑問の起るべきは自然の理なればなり是の如くなるときは全く別種類に屬する所の權利爭を生ずるに至るべし。

是に於て自分は本條の末節を削除すること利益ありと思量す又終りに臨み一言すべきことあり抑此種の議論は本會に於て爲すべき事にあらざるは自分の少しも隱さゝる所なり故に自分は此上瑣末の事を述べずして玆に自分が朗讀するの榮を有せし第三條の修正案を本會の卓上に提出するに止まらんとす。

フオン・ホルレーペン氏曰く自分は尊重なる佛蘭西國委員の發議に係る修正案の正當にして價値あることを確信するなり然れども該修正案の利益は之を以て博識なる法律家の手に成りたる第三條に加ふべき程充分緊要のものなるや否やと。

シェンキュウキッ氏曰く自分は毫も本條起草者の價値を非難するの所存なし然れども本條に於ては境界に關する訴訟又は不動産の分配に關する訴訟の如く其管轄權の分明なる場合を枚擧する以上は混同訴訟の如く其管轄權の明白に知られざるものを記載するも敢て不可なることなかるべしと。

フォン・ホルレーペン氏は最簡單に論局を結ばんが爲め第三條の原案を其儘維羅持し唯其末節を削らんことを發議す。

會頭注意して曰く裁判權限の問題に關する討議は本會の議事をして餘りに冗長ならしめ且貴重の時間を徒費せしむるの恐あり、抑も今本會の目前に在る議案は博識なる法律家の手に成り又此等の事項に付意見を述ぶるに足るの人々にも示し其贊成を得たるものなり、且此議案たる僅々三個年の期限內に適用せんとするものにして此期限の間に甚だ錯雜せる問題の多く發出せんことは多分之れなかるべし、故に本會は其審議に附せられたる問題を潤大且實際的の精神を以て議すべきなりと思考すと。

シェンキュウキッ氏答へて曰く自分は敢て會頭閣下に注意せんと欲す、抑も自分を此訴訟手續の議論に引入れたるは會頭の自ら爲せる所にして自分は之を欲せざるなり、一たび此討議の始まりたる上は自分は井上伯の議論に滿足すること能はず何となれば此議論は感情に基づくものにして極めて敬重すべきには相違なしと雖ども全く今の場合に適切なりとも思はれざればなり、今日の問題たる單に訴訟手續に關するものなれば其原則に基づきたる議論にこそ自分は服すべけれ尤も自分は自分の修正案に不當の價値を附するものにはあらずと。

會頭答て曰く尊重なる佛蘭西國委員の動議に係る法律上の點に付同委員に答辭するは難きにあらざるべしと雖ども此事は次會に讓るべし其內にも佛蘭西國委員は其諸種の發議を公然書面に認め相當の時期內に委員一同に送附せらるゝあらんことを希望すと。

次に會頭は十二月二十二日水曜日午後第二時まで休會すべしと發議す。

此發議は贊成を得て五時四十五分に閉會せり。

井上　馨
青　木
ザルスキ
ヱフ・アール・プランケット
リチヤルド・ビ・ヘツバルド
イ・イ・フアン・デル・ポツト
アール・タプリユ・アルヴキン
ルーレイロ
　右英文に署名

シエンキヱウヰツ
ヱル・ド・マルチノー
ヂー・ナイト
ホルレーベン
ザツペー
セヴイツチ
デラヴアツト
　右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。
　バロン・フオン・シーボルド

デイ・タプリユ・スチーヴンス
都　築　馨　六
ジヲン・ヱイチ・ガビンス
ピー・ド・ルシー・フオサリウ

會議錄　第十五

明治十九年十二月二十二日集會
井上伯を會頭とし午後二時開會
出　席　各　員

日本國全權委員　井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員　シヱンキヱウヰツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏

白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏
獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
靈西亞國全權委員　セヴイッチ氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アル・キン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏

會頭は本月十四日の會議錄は署名する爲めに調整せるを以て各委員に於て之に署名すべしと發議し且つ前會の節委員諸氏の吐露せし意見に從ひ此會議錄に於ては青木氏の發議に係る新第六條の語句を變更し「日本警察及び行政規則」なる語句を以て「日本法律及び規則」なる語句に換へたりと陳述せり。

數名の委員は第十三號會議錄中會頭の引擧せし語句に變更を加ふることに付異論を唱へて曰く既に校正を畢へたる會議錄には假令へ未だ署名を經ざるも之に變更を加ふべからず唯當さに本月十八日集會の會議錄に於て其變更に關する本會の決議を掲載すべし是れ當然の手續なりと。

會頭は右校正したる會議錄の本文に變更を加ふることに付異論の起りしを以て該會議錄に於て第六條の語句は原文の儘に存すべきの訓令を與へ而して斯く再修したる會議錄第十三號は次會の節署名の爲めに之を提出せんと陳述せり。

シエンキヱウキッ氏注意を促して曰く自分は前會の節自分一己の爲めに靑木氏の約款草案の第八款及第九款を存せんことを企圖する旨を公言したり然るに爾後サー・フランシス・ブランケットの對案中に斯第九款の原文を掲載せられしことを認知せしに因り自分の公言せし所は單に第八款のみに關するものと看做さるゝを得ざるなりと。佛國委員又曰く自分の尊重する同僚白耳義國委員が只今自分に指示す所に據れば會議錄第十一號第九頁に掲載せる新條約案第五條の末項に日本政府に於て其法典及び法律を變更せんとするときは其旨を六箇月前に外國政府へ通知すべしとあり、然るに此通知期限は法典送付の期限と同じく八箇月に延長すべしと決議したるものなり是れ全く粗漏に出てしこと明なれば自分は此點に付唯會頭の注意を促すのみと。

會頭は佛國委員が粗漏に付注意を促せしことを謝し且今會の會議錄に此事を記載すべしと陳述せり。

シエンキヱウキッ氏は本會に於て討議中なる問題を簡便に處理することに付動議を爲すの許可を請ふて曰く本會は業已に裁判手續の問題を審査する爲め數回の集會を開きしのみならす目下の情況に由て考ふれば其討議尙ほ遷完するやも亦未だ圖るべからず因て自分の所見にては議事の方向を一變せんことを欲すと。

又曰く自分に於ては未だ曾て其意見を掩蔽せしことなし自分が常に公言せし所は今條約の附錄と爲さんとする所

の訴訟手續に關する小法典は不用に屬するものゝ如しと云ふに在り、然れども日本政府は此法典を以て特に重要のものと爲せるが故に自分は討議を簡短ならしめんが爲め投票を以て（此投票とは外交上の投票に非ずして諸委員の過半數に依り若くは其望に任せ三分の二以上の多數に依るべき通常の投票を云ふなり）本集會の討議に係る兩議中孰れを採用すべきやを決定せんことを發議するなり、此兩議案とは即ち一はサー・フランシス・プランケットの提出に係る約款第三款の本文一は前會に於て自分の提出せし該款の修正案是なりと。

シェシキエウキッ氏又曰く此發議は已に前會に於て陳せし如く自分は敢て此修正案を以て至要のものと爲せるに非ざることを證明するに足るべしと思考するなり且本會に於ては此發議を以て自分の精神は實に調和を謀るに在るの確證と認められんことを希望すと。

ド・マルチノー氏曰く投票を以て尊重なる英佛兩國委員の議案の孰れを採擇するに當り自分は本會に於ては尙此上意見を吐露せんと欲する委員をして先づ其意見を本會に陳述するの權を得せしむべきことを主張すと。

シェンキエウキッ氏曰く若し尊重なる同僚伊國委員の希望する如く本會に於て豫め討議を爲すべしとせば自分の發議は旣に其據る所の理由を失へりと云ベし自分の發議は此上の討議の或は無用に屬するの患を避けんとするにあるなり然と雖ども裁判手續に關し再び討議を開かんことを希望せらるゝに於ては自分も亦肯然其意に從ふべしと。

ナイト氏曰く尊重なる佛國委員が直に投票を爲して討議を省略せんことを請求するに至りたる感觸は自分の能く了解する所にして自分が最初より委員會を設けんことを發議せしも亦之と同じき感觸に出てるなり、蓋し委員會を

設置せば大に時日の徒費を免かるべしと雖ども本會は之に提出したる議案の細目を自ら論究するを以て便宜と爲すに至れり、而して已に此方法を採用して後其審査中なる諸議案に對して陳述ありし贊成說若くは反對說を熟査するは固より本會の本分なりとす、故に今多少簡便の法を用ゐて討議を爲すに非ざれば投票を以て斯の如き議案を決定せんとするは到底行なふ可からざることならんと。

コント・ザルスキは佛國委員の發議を贊成し此問題は已に鄭重の考査を經且大に諸君の知識を課したるを以て本會は更に深く之を討議することを停めシェンキュウキッ氏の發議せし如く直に投票に着手すべしと陳述せり。

ハッバルド氏曰く自分は一の意見を述べんと欲す、抑も尊重なる佛國同僚の發議は全く議院に於て用ゐる所の方法に依り本會の審議中なる議案を攻擊するものにして彼の討論會に於て「可否豫決」の動議と稱するものに均しとす、此動議の目的は即ち其議事の件に就て一切の修正を拒絕し且更に討議を爲すを止め而して其議案をして完全ならしむるに先ち强て即時に投票を爲さしめ以て其審議する所の議案を廢棄するを常とするなり。今尊重なる佛國委員の動議を採用せば實際如斯き結果を生ずるに至るべしと思考す、若し自分は此意に於てシェンキュウキッ氏の發議を正しく了解し得たりとせば自分は之を贊成するを得ざるを以て遺憾とせり而して本會に於て充分の討議を遂ぐるに先ち本件の討論を中止するは自分の大に反對する所なりと。

會頭曰く自分の意見を以てすれば本會は先づ審査中なる事項を討議し然る後投票を爲さんことを欲すと。

ハッバルド氏は會頭の陳述せられし意見もあれば本會は直に審査中なる事項即ち條約第六條附錄約款第三款の討

議に移るべしと發議せり。

サー・フランシス・ブランケットは尊重なる同條合衆國委員の發議を賛成すと述べたり。

シェンキェウキッ氏は本會に於ては討議を繼續せんことを希望するが如く見ゆるを以て直に投票を爲さんとするの動議を取消すべし而して氏の修正案に付如何なる討議を開くことに決するも氏は之を納諾すべしと陳述せり。

次に青木氏は左の演説を朗讀せり。

余は尊重なる佛國委員が前會の節發議せし修正案に關し謹で左の陳述を爲すの榮を有す。

第三款に關する同委員の議案は其簡約明瞭なること實に敬服するに堪へたり此を以て他の修正案に比し其卓越せるを看る、然りと雖ども此事項に於て簡約に過たるは却て其約款の目的を達するに足らざること之れ余の恐るゝ所なり、此約款を設くるの目的は即ち完全明瞭なる規則に據り日本裁判所と領事裁判所の間に生ずべき權限爭を防ぐに在りとす、然り而して若し此約款の趣意たる單に日佛兩國裁判所間の權限を規定するに在り而して又啻に日本訴訟法のみならず日本民法も亦必然佛國法制に據るべきものならば此修正案は固より他の諸議案に勝るものたり、何となれば此修正案は概ね佛國訴訟法第五十九條の趣意に基き其一部分の如きは該條の語句を其儘寫し來れるものたるを以てなり、日本訴訟法及び民法は泰西法律の大本たる諸原則を包含するに至るべきこと更に疑を容れずと雖も然れども其何派の法律に基きて之を制定すべきやは未だ確然決定せざるのみならず、余輩の目的とする所は日本に於て領事裁判所を設置せる各國の法制に抵觸せざる所の權限上の規則を制定

せんとするに在るなり、故に用語の定義及特別の法式にして其性質たる單に一國の法制に基くものは悉皆之を約款中より排除するを以て必要とす、余が本會に提出せし修正案は即ち右の必要を參酌して立案せしものにして尊量なる英國委員の提出せし修正案も亦復然りとす。

然るに尊重なる佛國委員の議案に掲載する所の法律上の定義は佛國法律固有の定義にして到底各國特異の法律に從ひ區々の解擇を下すを免かれざるものとす。

例へば Matiere Tersonnelle（人事）Action Modiliere（動產に關する訴許）及び Actioe Tersonnelle（對人訴訟）の語の如きは各國の法制に據り其定義を異にするものなり、故に其見解を異にする場合に於ては如何なる法制を以て確定のものと爲すべきやの疑問發起せざることを保し難し。英國議案幷に余が最初提出せし議案に於ては訴訟の性質に付定義を附することなく凡そ訴訟は特別の例外を除き其法律上の定義如何に拘はらず被告人の定住地に依り又其定住地なきときは寄留地に依りて其管轄を定むべしとの定規を以て通則と爲し以て前述の危險を免かれんとするなり。

由是觀之尊重なる佛國委員の修正案は權限の事に關し法律上容易ならざる故障を起すの恐あり、然り而して尊重なる大不列顚國委員の發議せる修正案と佛國委員の自ら提出せし修正案とは概して異なる所なきに奈何んぞ佛國委員は異論を主唱し以て大不列顚國委員の修正案を採用するを拒はまるゝや余の全く解せざる所なり。

右兩議案の主として異なる所は單に左の一點に在り、即ち英國委員の修正案に由れば佛國委員の所謂混同訴訟

と稱するものは唯物件所在地の裁判所のみに提出するを得べしと雖ども、佛國議案に於ては該物件所在地の裁判所若くは被告人定住地の裁判所の孰れに提出するも原告人の隨意と爲せり。然れども不動産に關する訴訟は總て物件所在地の裁判所に提出するを必要とすることは此等の問題に熟達せる尊重なる伊國委員及び獨逸國第二委員の屢々本會に於て確言せし所なり。

大不列顚國委員の修正案第三款第四項の語句は或は全く疑義を免かるゝに足らざる所あるべしと雖も權限上の定義をして全く疑議なきに至らしめ且之をして各國の現行法制と正しく符合せしむるか如きは蓋し法律家の技倆の及ばざる所ならん。

余は右の理由に因り尊重なる佛國委員の修正案を採納するを得ずと雖も佛國委員か余の舊案の一部即ち互相輔助の主義を維持せる部分を稱賛せしは余に於て欣然之を承認するの外なきなり。

サー・フランシス・プランケットは左の演説を朗讀せり。

余は尊重なる佛國委員の發議に係る修正案幷に其第一修正案に添附せる説明書を最も鄭重に熟考せり而して此修正案を草せられたる筆力の卓越精確なることは何人と雖も之を感稱せざる者なかるべし然れども余が左の理由の爲め右修正案の過半に對して異論を唱ふるの當然なるは同委員の自ら許す所ならんと信認するなり。

外國人が居留地外に在る不動産を所有し又は之を處理することを許されたる場合に於ては其不動産に關する訴訟は總て日本法律に據り判定すべきことを許諾するの一事に付余は未嘗て難題を起せしことあらず、蓋し此等

の場合に於て日本裁判所をして日本法律を施行せしむるは固より理の當然なりとす。然るに尊重なる佛國委員の修正案に由れば居留地外の不動産に關する訴訟と雖も亦外國裁判所に於て審判するを得るの場合なしとせず、尤も是は原告人に於て自ら外國裁判所を撰む時に限ると雖も此事たる余が認許せし所の主義に戻るを以て余は此點に關し尊重なる委員の修正を採用する能はざるなり。

第三款第二項に對する爾餘の修正に關して云はんに其一點即ち對人訴訟は總て裁告人の定住地若くは寄留地に於て提起すべしとの修正は本會の採用を得べきものたりと余は思考せざるなり。特定の地に於て契約を履行せんことを約定したる場合に於て被告人の定住地若くは寄留地に於て起訴する爲め原告人をして强て遠隔の地に赴かしむるが如きことあるは穩當なりと思考せざるなり。

對人訴訟に於て數名の被告人ある場合には原告人の撰む所に任せ被告中一人の定住地若くは訴訟送達の時に於ける寄留地を以て裁判所を定むべしと云へる同氏の發議は余之を採用せんと欲す、若し本會之を嘉納するに至らば余は第三款第二項第三節の次に左の一節を加へんと欲す。

對人訴訟ニ於テ數名ノ被告人アルトキハ其中ニ就キ原告人ノ撰ム所ノ一名ノ定住地ニ依ル若シ其定住地ナキトキハ訴狀送達ノ時該被告人ノ寄留スル地ニ依ル

混同訴訟に關して云はんに余の考ふる所を以てすれば原案の規定は如何なる場合と雖も之に應するに足るべきものにして此明確にして且穩當なる條項に變更を加ふるが如きは甚だ惜むべきことなりと思はるゝなり。

ド・マルチノー氏は左の演說を朗讀せり。

余輩の尊重する同僚日本國第二委員は只今演說を爲したるを以て余は唯簡短に二三の意見を述ぶべし。(靑木氏が法律上の定義に關して陳述せし意見に付ては余は玆に意見を吐露せざるべし何となれば若し此點に論及せば本論より遠く離るゝことあるべければなり)

抑も契約履行の地と定めたる場所に依り管轄を定むるの問題に關しては余は敢て本會の注意を促さんと欲す即ち日本に對しては正義公道に基きて此原則を許容明言するの必要なること是なり、若し之を許容明言せるに非ざれば開港場に定住する外國人は帝國內地に於て其業を營むの場合と雖も容易に日本裁判所の管轄を免るを得るに非ずや、若し斯の如くならば日本は其全國を開くに須要と爲す所の約束の利益を失ふに非ずや。

加之訴訟人の自由を重ずれば此原則は又宜く許容明言すべきものに非ずや、余輩の尊重する大不列顚國同僚の議案には「若シ契約書ニ履行ノ場所ヲ記載セルトキハ其履行地ニ依ル」と云へるに非ずや、之を要するに契約履行地の裁判官に管轄權を與ふるは即ち訴訟人の冀望に應ずるものなり、何となれば訴訟人をして契約履行の場所を撰むことを得せしむるは恰も契約履行の爲め訴訟人に於て其定住地を撰定したるが如くなればなり是れ伊國民法第十九條に規定する所なり。

然れども尊重なる佛國同僚の發議中管轄に關する二個の場合あり本會に於ては之を刪除するなからんことを勸告するなり。

其一は原告人の撰む所の定住地を以て管轄を定むるの場合なり、此原則は固より明掲するを要するものに非ずと雖も唯此場合と前段の場合とを區別する爲めならば之を掲載するを好しとすべし、例へば甲の地を以て契約履行の場所と爲すも乙の地を以て定住地と定むることあるべし此場合に於ては原告人の撰む所の定住地を以て管轄を定むべきなり。

其二は連帶義務又各別義務の被告人數名ある場合（尊重なる大不列顚國委員か只今其議案に加へたるもの）にして即ち伊國訴訟法第九十八條に規定する所のもの是なり、而してシエンキエウキッ氏は之を「對人訴訟ニ於テ被告人數名アル場合ニハ其中ニ就キ原告人ノ撰ム所ニ任セ一名ノ定住地若クハ住居地ニ依ル」と記載せり混同訴訟に關しては余は之を掲載するの必要を見ざるを遺憾とす。余の尊重する佛國委員は此訴訟を別ちて二種と爲し一種每に三個の場合を列擧せり。即ち一には羅馬法の訴訟即ち財産分配に關するもの二個及び境界論に關するもの一個是なり然れども氏は之を説明せざりしを以て余も亦之に論及せざるべし二には其他近世に行はるゝ所の三個の訴訟即ち受戻又は買戻に關するものゝ代價を拂はざるに因り賣買の取消に關するもの及び報償不充分なるに因り賣買若くは契約取消に關するもの是なり。

余は余か曾て大學に在りて學び得たる所のものを表彰せんと欲するに非ず、又此高尙なる集會に於ても他日本裁判所に於て法律家の占有すべき地位を侵すことなく依然外交官の集會たる性質を失はさらんことを欲する

は余の敢て信認する所なり。

然れども諸君よ余は敢て諸君に問はんと欲す、三箇年の遷移期限間に買戻の權利を付して不動産を賣買すること幾回あるべきや、又賣買に係る財産の價値の損減其半額以上に達すること幾回あるべきや、(伊國に於ては半額の減少を以て不充分なる報償と定む、伊國民法第千五百二十九條)蓋此等の訴訟は伊國に於ては極めて稀に有る所たりと信ずるなり、然れば日本に於ては此等の訴訟は右遷移期限間に一回も起ることなしと豫定して可ならん。

其餘は代價仕拂なきに因り賣買取消の場合あるのみ(伊國訴訟法第千百六十五條及び第千五百十一條)此等の訴訟は或は稀れに起ることもあるべし。

然れども諸君は斯の如き訴訟事件に關係する代言人例へば代價の仕拂を受けざる賣主の代言人たる者は其訴訟依賴人に對し此等の事件に關して二樣の管轄あることを指示せざらんと思考せらるゝや、二樣の管轄とは即ち一は買主を代價の負債者と看做し其定住地を以て定むる管轄(即ち對人訴訟)又一は賣買の取消は不動產に關する訴訟の性質を有するに因り其財產所在地を以て定むる管轄是なり。

諸君はサー・フランシス・ブランケットの議案第三款第二項第二節及び第四節は充分此場合に適應するに足るを見るべし即其第二節に於ては對人訴訟の事を揭げ又其第四節は不動產に關する訴訟を規定するものなり。

余嘗て思へらく本會が裁判權限の事に關して規定すべき所のものは唯泰西各國の法制に於て認定せるが如き大

體の通則を定むるに止り特別の場合幷に例外の場合に至りては日本訴訟法に準據すべきものなりと、蓋し此訴訟法は余輩實に未だ之を識らすと雖も其泰西の主義に基きて編制せられ且他の諸法律と同時に余輩へ送付せらるべきことは既に知る所なり、余輩は裁判權限の事に關し既に左の原則を定めたるに非ずや。

一、契約者は其契約に於て履行の場所を定むるの權あること

二、履行の場所を指定せざる契約に於ては被告人の定住地若し其定住地なきときは其寄留地を以て管轄を定むること

三、不動産に關する訴訟は總て其所在地の裁判所の管轄に屬すること

然れども尊重なる佛國委員の議論は余輩をして反省の念を起さしめたり、抑も余輩の制定すべき事體に對しては右の三大原則を擧ぐるを以て足れりとするか、シェンキェウキッ氏は然らずと思惟せらるゝこと明らかなり。固より右の原則には若干の例外あり蓋し此例外の場合たる假令へ余輩各自國の法制に於て規定する所たるも尙亦此約款中に明掲するを要すべきものとす、何となれば此約款は各々異なりたる版圖に屬する裁判所の權限を規定すべきものたるのみならず尙且同裁判所の同地同國に在るものに就て其權限を規定すべきものたればなり。然れば則此等の例外にして若し之を約款中に掲載せざるに於ては疑惑困難を惹起し或は又權限の爭を生ずるに至るべきを以て余は之を掲載するを要すべしとす。是れ果して如何余敢て鄙見を述べんと欲す。

余は裁判權限に關し更に二個の場合を加へんと欲す蓋し之を掲載するは有益にして且實際に適切ならんと思考

するなり。

一、結社に對する訴訟は其被告たる結社の本局所在地の裁判所の管轄に屬す

二、財産相續に關する事件（死亡者の負債及び其遺産の處分に關する事件）は其死亡地の裁判所の管轄に屬す

余か此追加を爲すの理由は即ち左の加し。

結社に關して云はんに若し結社本局所在地の事を掲載せざるときは原告人は自己の意に任せ該社員中一人の定住地の裁判所に出訟するを得べしとの思想を抱くことなきを保せず、是蓋し恰當の事に非ざるべし何となれば結社の場合に於ては無形人（即ち結社）を以て社員各自に代るべきものとすればなり。

財産相續に關して云はんに若し相續事件の起りたる地の裁判所に其管轄權を與ふるに非ざれば死亡者の債主が起す所の訴訟は單一の裁判所に提出せずして各相續人住所の裁判所に提出することあるべし、而して數名の相續人は帝國內處々に定住地を有することもあるべく又（日本に於て死亡せし外國人の場合に於ては）外國に定住地を有することもあるべし、然らば則ち此例外は須要のものに非ずして何ぞや是れ伊國民法第九百二十三條に掲載する所にして一般法律の原則とする所なり。

右結社及び財産相續に關して發議せし二樣の例外は其結社若くは財産に對する對人訴訟には固より關係なきものとす何となれば結社若くは死亡者の遺産に屬する不動産に對する要求に於ては其管轄權は依然として該財産所在地の裁判所に屬すればなり、此財産相續に關する管轄の問題は之と密着の關係を有する所の他の問題即ち

各等の相續人に財產を分配するの問題に對しては一も關係なきものなり、之を詳言すれば財產の分配に關しては假令へ外國に於けるも仍ほ死亡者所屬國の法律を適用するものとし又其者の身分及び資格、眷族の關係即ち之を約言すれば身分に關する一切の事項は自國の法律に據て處分すべきものなりとせば財產全部の相續に限り右同樣の原則を適用すべからずとは云ふを得ざるべし、此點に就ては伊國民法總則中一般法律の解釋及び適用に關する箇條即ち第八條に其明文を揭げたり、然れども余は余輩の目前に在る問題外の事項に涉るの意あるに非ず蓋し余が今一言せし所の問題は日本民法に關するものにして若し或は否ずとするも他日萬國私法に屬する事項に就き普通一般の原則を定むる爲め或は各國の間に採用せらるゝことあるべき一般の取極に關するものなり。

余が陳述せし所の意見を約言せんに余が希望する所（會議錄には孰れ余の希望する所を記載あるべし）は本會は今方さに審議する所の議案に揭載せる裁判權限に關する三個の場合の外尙ほ尊重なる佛國委員が余輩の注意を促せしもの即ち（一）定住地を撰むこと（二）被告人數名ある場合幷に余が諸君に指示するを得べしと思考せしもの即ち（三）結社の場合及び（四）相續の場合を加へられたしと云ふに在り。

英國約款の第二原則をして完全ならしむること蓋し得策たるべし、此原則を契約のみに適用し而して私犯の場合に適用するを得ざるは其缺點にあらずして何ぞや、宜しく之に「其訴訟の原因如何を問はず總て其他の對人訴訟及動產に關する訴訟」の語句を加へ以て之を完全ならしむべきなり。

尊重なる佛國委員も亦之に對して異論を唱へざるべし何となれば是即ち氏の自ら發議する所に係ればなり、且

又契約履行の地を指定せざる場合及び全く契約に關係なき場合に於ける對人訴訟及び動産に關する訴訟例へば技倆拙劣なるより起る損害の要償及び故なくして拂ひたる金錢の取戻に係る訴訟等も亦之を掲載せざるの理あらんや、且既に一原則を設くる以上は其原則をして完全ならしめずして可ならんや余は之を諸君の明斷に任すなり。

此等の諸件（尊重なる大不列顚國委員の設定せし三大原則の一に追加すべき前述の事項も亦此中に包含す）に應ずる條規を設けたらんには充分の事を爲したりと云ふべく、而して余輩現に審議する所の約款の箇條は決して不完全なりとの非難を受くることなかるべし、今諸君の目的は訴訟法を編制せんとするに非ず又法律に關する論文を作らんとするに非ざるなり。

シエンキエウヰツ氏曰く自分は尊重なる日本國大不列顚國及び伊國の諸委員が只今陳述せられし卓越なる演説を諦聽せり、而して謹愼之を考ふるときは自分は後日の集會を待て之を答辯する方或は得策なるべしと雖ゝ若し如斯遲延せば本會に於ては更に時日を徒費するの恐あり、是に依て自分は甚だ不充分なる答辯をなすの恐あるに拘はらず尊重なる批評者が首として異論を唱へし所の點に對し今直ちに答辯を爲し且自分が前會に陳述せし意見の正當なるを明かにせんことを勉むべし。

抑日本國第二委員は着實なる說を爲して曰く、裁判權限に關する規則は諸國の領事裁判所に於て同時に遂行すべきものなれば本會に於ては日本に領事裁判所を設置せる各國の法制に均しく適合せしむる爲め稍ゝ梗概の規則を設

くるを以て足れりとすべきなりと、又曰く右の次第なるに因り本會に於て畫定すべき訴訟手續に關する小法典の基礎として單に佛國訴訟法に基く所の草案を採用するは蓋し便宜にあらざるべしと、然れども是れ前會に於て井上伯が約款案に關し援引せられたる法律家の所說に於けると一般該法律家は一種特別の點より觀察し來れるもの丶如し自分が之と異なる所の點より觀察したるも亦何ぞ之に異ならんや。

シエンキエウキツ氏又曰く此點に關しては決して前陳法律家の立案精確なるを攻擊するの意にあるに非ず然れども自分は偶然茲に陳述せんと欲するものあり、抑日本政府に於ては最初より草案調製の事業を以て僅かに一人の法律家に放任することなく其使用に供せる各國の法律家をして此事業に協力せしめたらんには今茲に審查する所の問題に付ても一層容易に熟議を遂ぐるに至らんこと疑なしと思はる丶なり。

此事は兎も角自分は對人訴訟及び動產に關する訴訟の裁判權限は定住地に依て之を定むるを以て通則と爲す者なり、然れども尊重なる大不列顚國委員の議案には此等の訴訟に關して何等の明文もなく唯主として契約の事を揭載せり。

又前陳の訴訟は獨り佛國法律のみに固有するものに非ず抑此訴訟たる自然事物の性質に由りて生ずるものなれば假令へ其名稱は如何なるにもせよ必ず各國の法制中に存せざるを得ざるものなり何となれば斯二種の訴訟は何國を問はず日常普通の事情より起る所の訴訟たればなり。

實際に就て云はんに人々相互の關係より起る訴訟は最も屢々ある所のものなり、何となれば此等の訴訟は尊重な

る伊國委員が正當に陳述せられし如く正式の契約より生ずる義務に關係せず准契約、犯罪若くは准犯罪に起因することあればなり、尤も此等の訴訟は總て被告人の裁　所の管轄に屬するものなり、而して動産に係る訴訟に於ては其財産の所在地一定せざるに因り該財産を要求する者は其所有者の裁判所の外復た孰れの裁判所に出訴するを得べきや、故に此場合に於ても亦定住地を以て管轄を定むるの規則を適用すべきなり、蓋し此類の訴訟は他國に於ても亦佛國に於けると同様に屢々起る所のものにして何國の法制と雖も恐くは之を度外視すること能はざるべし。然るに原告人は被告人の裁判所に起訴すべしとの原則は能く一切の疑惑を省ぶき且廣く通常の訴訟に適用するを得るの兩益あるに拘はらず全く玆に擯斥せられたり。

若し之に反し彼の所謂契約法に據り管轄を定むるを以て首要の定則とせば其事體斯の如く明瞭ならざるべし、抑契約法とは何を指すものなるや此法に由れば孰れの裁判所に於て其管轄權を有すべきや契約に署名せし地の裁判所なるや將た契約履行地の裁判所なるや、加之契約の性質は勿論其結約をなしたる事情又或る場合に於ては契約者の國籍等をも亦參酌せざるべからざるに非らずや、尤も今審議中の條款に揭ぐる所の契約に於ては契約人をして其定住地を撰むを得せしめ從て其管轄を定むることを得せしむるものなれば更に疑問の起るべき様なし、然れば此等の場合は困難を生ずべきものにあらずして且之を正當に論ずれば契約法の範圍に屬せざること明かなりとす何となれば斯の如き場合に於ては即ち契約者をして自ら其法律を作らしむるものなればなり。

本件に關して忘却すべからざるものあり即ち國際上の條約を以て一國の裁判所に附與する所の權限は實際公衆保

安の問題に關係なきものとす故に其關係國は特別の約定を以て之を變更するを得べきものなり依之契約者は其便益を計り自ら管轄を定むること自由なるべし。混同訴訟の事に關して云はんに自分は前會の節「本會は混同訴訟を認許するや」との疑問を起せり、語を換へて之を言はゞ即ち本會に於ては不動產に關する契約より起れる對人訴訟は之を該財產所在地の裁判所に提出するも又被告人定住地の裁判所に提出するも更に異なる所なく全く原告人の隨意に任ずべしとするものなるや否の疑問を起せり、是第一自分が玆に陳示せざるを得ずと覺ふる所なり。

サー・フランシス・プランケットの修正案は間接に右の問題を起せるを以て之を論定すること一層必要なりとす、即ち其第三款には先づ不動產に關する訴訟は其種類の何たるを問はず通例該財產所在地の裁判所の管轄に屬すべしと云へる通則を揭載し然る後境界及び不動產の分配に關する訴訟の事を特記せり、此二種の訴訟は即ち羅馬法に於て混同訴訟と稱する所のものにして今日と雖も尙之を以て混同訴訟と看做すものあり、然らば則ち本款の起草者が此混同訴訟の性質ありと疑はるゝ所の二種の訴訟を純はら不動產に關する訴訟の部類中に加へたるは即ち近世の法律に於て確然混同訴訟と認むる所のものを除去するの意なりと推定せざらんと欲するも夫れ得べけんや、此混同訴訟とは則ち取戾の訴訟、代價の支辨なきに因り賣買取消の訴訟及び報償の不充分なるに因り賣買若くは契約を取消すの訴訟等を云ふなり是唯三個の例を擧ぐるのみ。

遷移の短期限中日本に於ては此類の訴訟の起ることなかるべしとの議論もありたれども苟も主義上より論ずるときは或は此等の訴訟の起ることあるも否らざるも又訴訟中の一は他の訴訟より屢々起ることあるも亦敢て關係なき

ものとす今本會の議題とする所は精確明瞭なる規則を設定し以て解釋を下だすの餘地を勉めて狹隘にするに在り。

然れども自分は混同訴訟を以て至重至要のものと爲すに非ず且尊重なる同僚諸君も亦混同訴訟の事を揭載するを欲せざるが如く見ゆるを以て自分は混同訴訟の手續（外國人の所有せる不動産は悉く居留地内に在るを以て此手續は格別危險のものに非ずと思考するなり）に依ることなからしめんが爲め自分の議案に對して左の修正を爲し以て之を本會に提出するの許可を乞はんとす。

不動産ニ關スル訴訟ハ其不動産所在地ノ裁判所ニ提出スベシ不動産ノ所有權若クハ使用權ニ關スル對人訴訟モ

亦同ジ

右の如く第三款に對する自分の修正案中混同訴訟に關する部分は總て無用と成りたるを以て自分の之を取消すは已むを得ざる所なり。

今自分が提出せし修正案の語句は自分の自ら撰定する所にあらずして千八百六十九年六月十五日佛蘭西及び瑞西聯邦間に締結せし條約第四條より取りたるものなることを玆に一言せんとす該條約は即ち正しく裁判管轄に關するものなり。

シエンキエウヰツ氏は其陳述を繼續して曰く各裁判所は自ら其權限の有無を判定すべきものなりとの原則に就き尙ほ一言すべきものあり、抑此原則の確乎動かすべからざるものは一般の規則とする所なれども亦此に例外の規則を設くべき場合なきにしもあらず、今此例外の場合を本會に指し示すは全く不用に屬すと雖も此原則に附すべき制

限を掲載せずして之を權限の事に關する規則中に列擧するは此原則を以て確乎動すべからざるものと爲すこと頗ろ其度に過るに似たり、況んや日本に於て行政裁判所を設置するに至らば必ず此例外の規則を設定せざるべからざるに於てをや、然れども自分に於ては此點に付き强て主張することなかるべし自分は旣に過分の時間を費したりと。

又曰く自分に於ては尙ほ一言すべきものあり尊重なる伊國委員は今審議する所の本款中に權限に關する二個の特別なる場合を加へんことを發議せり、即ち結社に關する事件は其本局所在地の裁判所の管轄に歸するものとし相續に關する事件は其事件の起りたる地の裁判所の管轄に歸するもとせり、此二個の發議は法律の通則に準據するものたり然れども民事會社と商事會社の間には自ら差別の存するあるを以て「結社」なる文字に「民事及ビ商事」なる形容詞を加へて可なり又相續事件の管轄に關し前陳の如き明確の條款を設くることあらば爲めに身分に關する事項に關係を及ぼすの恐れあるべしと。

佛國委員は言を終ふるに臨み尊重なる同僚日本委員大不列顚國委員及び伊國委員が氏の修正案を批評するに際して表示せし所の寬容禮讓の厚意に對し右の委員に謝辭を呈したり。

サー・フランンス・プランケット曰く只今尊重なる佛國委員が提出せし自分の約款案第三款第四節に對する修正案の價値あることは自分の承認する所なり、而して此修正案の語句は右第四節の原文に改良を加へたるものとす何となれば此修正案は其語句遙かに簡短なるも總て必要の點を包含すればなり、故に自分は欣然之を採用し又曩に好意を以て自分の約款案の第三款を原案の儘に採用せし所の委員諸氏ニ於ても更に此修正案を採用するあらんことを勸

告するなりと。

會頭曰く自分は尊重なる佛國委員の發議に係る第三款第四節の修正案を贊成す、然れども自分の所見にては日本在留の外國人が不動産を所有するの問題は極めて重要なるを以て氏が公然此修正案を採用するには條約界限地外に於て外國人が所有する不動産は總て日本裁判所の管轄に專屬すべしとの原則を本會に於て承認せられんことを要するなり、故に此趣意に基きて決議を爲し之を本日集會の會議録に登載せんことを發議すと。

ド・マルチノー氏曰く自分は先會に於て今會頭が提出せし議案と事柄を同じくする所の發議を爲せしを以て只今井上伯が發議せし原則を採用することは更に陳述するまでもなきなりと。

他の委員も皆佛國委員の修正案を採用し且會頭の發議に同意する旨を陳述せり。

サー・フランシス・プランケット曰く本日の集會に於て自分の演説中に引擧せし彼第三款第二項第三節の修正案は本會に於て之を採用するや否を知らんと欲す、尤も右演說に於て自分は尊重なる同僚佛國委員の議案即ち對人訴訟に於て被告人數名ある場合には原告人の撰むに任せ被告人中一名の定住地若くは訴狀送達の時其被告人の寄留せる地を以て管轄裁判所を定むべしとの議案を採用するも妨げなき旨を述べ、且本會の同意を得て第三節の次に左の語句を加へんことを發議せり。

對人訴訟ニ於テ被告人數名アル場合ニ於テハ其中ニ就キ原告人ガ撰ム所ノ一人ノ定住地ニ依ル其定住地ナキ場合ニ於テハ訴狀送達ノ時該被告人ノ寄留地ニ依ル

日本國委員はサー・フランシス・プランケットの修正案を採用する旨を陳述せり。數名の委員は如斯き方法を以て第三款に對し投票を爲すことを拒みたり。

此點に就き議論沸起し其終に臨み。

セヴィッチ氏は一の發議を爲すの許可を請ふて曰く、自分は此討議の結局如何を豫定するを欲するに非ずと雖も若し本日の集會に於て確然協議を遂げ難きときは二三の委員を撰んで特別委員會を設け之をして今審議中なる兩議案を研究せしめ且種々の論點に付數名の委員が其有益なる演說中に陳述せし所の議論及び考案を參酌し此兩議案を纏めて單一の議案と爲さしめんことを玆に發議するなり、尤も此兩議案は數多の點に於て全く相同くして決して矛盾するものに非ざるなり、而して次會に至らば本會は此單一の議案を有するを以て本件の論點を審査すること明瞭精密なるを得るに至らん、若し否らずして本會に於て目下の如き討議の方法を繼續せば本論の細目に牽累せられて爲めに勞多くして功少なからんことを恐るゝなりと。

シェンキェウヰツ氏曰く今や協議將に調はんとするを以て尙ほ少しく勵精し且討議をして較ゝ秩序を得せしめ或は此事業を完了するに至らんと。

セヴィッチ氏は之に答へて自分の發議は目下の討議の結局を豫定するに非ざる旨を陳述せし事を告げ且つ曰く此發議は唯本會に於て協議の調はざる場合に應ぜんとするものにして事の此に出づるを見るは自分の喜ばざる所なりと。

ド・マルチノー氏曰く、自分は主として本會の議事を迅速に完了せんことを切望するが故に自分が便宜と認むる所の追加條款に付自分は强て本會の注意を促すことを見合せたり、然れども尊重なる大不列顚國委員は自ら其約款案に一の新箇條を加へたるを以て自分の演説中に陳述せし考案は公然本會に提出せし議案の性質を有するものと看做さるゝや否や決定せられんことを本會に請求するも妨げなかるべしと思考すと。

ハッバルド氏曰く自分の見る所にては本會は已に討議の論點を離れたり而して其論及せし所の修正案は數多なるに付會頭に於て今本會の直に議すべきものは何れの問題なるやを斷定せられんことを乞ふと。

ド・マルチノー氏は尊重なる合衆國委員が會頭に對しての請求もあれは氏の演説は公然たる議案として之を本會の卓上に提出すべし而して此議案は本會に於て討議に附せらるゝことならんと信認すと陳述せり。

ハッバルド氏曰く自分の所見にては本集會に於て直に議定すべき問題はサー・フランシス・プランケットの約款に對せる尊重なる佛國委員の修正案にして本會は宜しく其討議に移り此問題に就て直に投票を爲すの便宜とすべしと。

ナイト氏は露國委員の發議を贊成して曰く本會の審議する所の錯雜なる問題は種々の困難の爲めに澁滯し決議に至らざるに付自分は尊重なる同僚の説に玆に一の委員會を設け之をして本會に提出せられたる種々の議案を考査せしめ且斯議案を纏めて一個の考案と爲し其草案を次回の集會に提出せしめなば其困難は之が爲めに氷解し而して本會は其草案に就て決議を爲すを得べしとの意を贊成すと。

シェンキェウヰッツ氏曰く自分は尊重なる同僚露國委員の吐露せし意見に主義上に於ては同意すと雖も若し此議案にして確然採用せらるゝに至らば自分は少しく之に修正を加へんと欲するなり、自分に於ては日本政府は法律家を以て成る所の委員會の調製したる草案を提出するを擔任すること一層便宜ならんと思考すと。

ナイト氏は該委員會の會員に選擧せらるゝ所の本會委員は法律家の補助を利用するの權を有すべしと雖も獨り法律家のみを以て成る所の委員會に此議案の調製を委ぬるは不可なり何となれば此等の法律家は大に完全なる草案を起さんことを欲し其步を進むること過度に失するの恐れあればなり蓋し本會委員の職務は右法律家の熱心に失するを防ぎ其事業をして本會の目的とする議案に適應する所の範圍内に止めしむるに在るなりと。

白耳義國委員は其言を終るに臨み委員會をして英國法律家一名佛國法律家一名獨逸國法律家一名と協議せしむるを以て便益とすべしと思考する旨を述べ伊國委員に對し日本政府の聘用せる外國人中伊國の法律家ありやと問へり。

ド・マルチノー氏はナイト氏の問に答へて日本政府の聘用せる外國人の中には伊國法律家なしと述べ且曰く、自分は尊重なる同僚白耳義國委員の勸告の大意に同意するなり然れども嚴格なる命令を下し以て委員會の動作を檢束するが如きは願はしきことと思はざるなり（此意見は自分が屢々本會に於て陳述せし所なり）蓋し自分の所見にては凡そ委員會には其最良と認むる所の道を取り以て隨意に其方法を施こすことを得せしむべきものなりと。

セヴイッチ氏は伊國委員に答へて該委員會は曩に此點に關し開設せんと企圖せし所の委員會と全く同一の自由を

有すべしと述べ且曰く、本件に關して一言すべきことあり即ち自分が尊重なる同僚白耳義國委員と共に此討議の初に當り委員會開設の事に付先鞭を着けしことと是なり即ち此委員會開設の目的は本會に於て四回の集會の間辛苦討議せし所の問題を審査するの任を負はしめんとするに在るなりと。

サー・フランシス・プランケット曰く委員會開設の問題の再起せるは實に歎息の至りに堪へず議事多少進歩したるの今日に至り已に採用せし議事の方法を變更するが如きは自分の反對する所にして自分の所見にては本會は其旣に着手せし所の議事を繼續すへきなり、然れども尊重なる伊國委員は其考案を公然のものとなさんと欲し而して同氏の考案幷に自分が自ら自己の草案に追加せんとする所の條款は本會に取りては新規のものなるを以て此等の議案は初會の節設定せし規則に由り處分すべきものと看做すを得べし故に自分は之を本會の卓上に提出し次會の節討議に附せんことを勸告するなりと。

會頭は委員會開設の事に關し尊重なる露國委員の提出せし考案は極めて重要のものと看做すと雖も今討議する所の問題を成るべく本日の集會に於て議決せんことの願はしきを以て本會は其已に着手せし議事を繼續すること可然と思考すと陳述せり。

ハッバルド氏曰く自分は會頭の陳述せられし意見に同意するなり然れども自分の所見にては今會頭の陳述せられたる本會の目前に在る問題とは全く尊重なる佛國及び大不列顚國委員の修正案に關するものたることを辯ぜん蓋斯修正案は討議の材料として已に充分なり而して伊國委員の議案は其趣向極めて卓越なること疑なしと雖も新に議論

を生ずべきものなれば之を以て目下の問題をして更に錯雜ならしむるが如きは自分の願はしく思はざる所なりと。

合衆國委員はド・マルチノー氏の直接の質問に答へて曰くサー・フランシス・プランケットか自己の議案に對して提出せし所の修正案を討議するは毫も議事の順序を紊るに非ずと思考すと。

セヴィッチ氏曰く自分が委員會開設の事を發議せしは討議の結局如何を豫定するの意に非ず且本會の協議調諧するに至らば自分は第一に之を慶賀すべき旨を玆に再陳するなり自分の所見にては委員會を設くるは本日の集會に於て協議の調はざる場合に採用すべき最後の手段と爲すに過ぎずと。

シェンキェウヰッツ氏は各委員皆速に本問題を論定するの決意なるが如く見ゆるを以て氏も亦討議を繼續するを賛成すと陳述せり。

サー・フランシス・プランケット曰く若し委員一般の冀望ならば本件に關して自分が前に援引せし所の新議案の討議に關する規則を適用することを見合はせ自分の議案幷に尊重なる佛國委員の發議に係る修正案と同時に尊重なる同僚伊國委員の發議を本會に於て討議することに欣然同意すべしと。

コント・ザルスキ曰く修正案と新議案との間には自から區別あることに付本會の注意を促すは自分の本分なりと信ずるなり、新議案の討議は之を次會に讓るを以て至當の事となすと雖も原案と同時に討議せざるべからざる所の修正案に對し此規則を適用せんとするは抑も其當を得ざるものにして且徒らに討議をして延滯せしむるの恐れなきに非ずと。

數名の委員は墺地利洪牙利國委員の吐露せし意見に同意を表せり。

會頭は墺地利洪牙利國委員の陳述せし如く修正案と議案とを區別することを賛成し本會はサー・フランシス・プランケットの約款第三款を繼續討議し而して該款に關する佛國委員の修正案幷に伊國委員の議案も亦同時に審議して可然と思惟すと陳述せり。

シェンギェウヰッツ氏は目下の事體を明瞭ならしめん爲め第三款の諸項を逐一再議に附すべしと發議せり。

本會は此考案を採用せり。

時に第三款第一項を朗讀すること左の如し。

刑事事件ニ於テハ犯罪ノ地ヲ以テ裁判管轄ヲ定ム若シ此ノ如ク裁判權ヲ執行スベキ充分ノ權限ヲ有スル裁判所ニ於テ至當ト思考スル時ハ其權限ヲ犯罪人逮捕ノ地ノ裁判所ニ讓ルヲ得

ザッペー氏は此項に對し左の修正案を提出せり。

刑事事件ニ付テハ犯罪ノ地ヲ以テ其裁判管轄ヲ定ム犯罪人若シ起訴前ニ條約界限地內ニ逃亡シタルトキハ其管轄ハ該犯罪人逮捕ノ地ノ領事ニ屬スルモノトス此場合ニ於テ裁判管轄權ヲ有スル所ノ領事ハ日本檢察官ノ請求ニ依リ自國ノ檢察官ヨリ請求セラレタルト同樣審判ノ手續ヲ爲スノ義務アルモノトス

獨逸國第二委員は第三款第一項は同約款第四款と極めて密接の關係あるを以て此機會に乘じ第四款に對し意見を述ぶるも本會に於ては妨げなかるべしと信ずと陳述せり。

此點に付反對せし委員數名ありて終にザッペー氏は其陳述を後に讓るべしと陳べたり。

サー・フランシス・プランケット曰く本會の討議は何れの點まで捗取りたるや之を確知するは願はしきことと思ふなり、本會は前會の節投票を以て第三款第一項の語句を確定し當時尊重なる佛國委員が發議せし修正案を以て該項原文の末段に換へし事に付自分は本會の注意を促すなり、之に由て前陳の項目を再び討議に附するが如きは之を當然の事となすを得ず故に自分は尊重なる獨逸國第二委員が只今提出せんとせし議案に對し異論を唱へざるを得ずと覺ふるなりと。

（此時數名の委員は前會の節右樣の投票を爲せしことなしと陳述せり）

サー・フランシス・プランケット曰く第三款第一項を目下の體裁に修正せしものに對し本會は既に投票を下せしや否やに付疑團の存するものあらば自分は之を氷解せしめん爲め該集會の會議錄より左の一段を引證すべしと。

『シエンキエウキツ氏曰く自分は先づ第三款第一項に付修正案を提出せんとす此項に曰く「刑事事件ニ於テハ告訴人ノ隨意ニ從ヒ犯罪ノ地或ハ犯罪者逮捕ノ地ヲ以テ裁判管轄ヲ定ムベシ」と此告訴人とは如何なるものを指すか自分に於ては此文を不明なりと思量す依て該項に付左の修正案を提出す。

「刑事事件ニ於テハ犯罪ノ地ヲ以テ裁判管轄ヲ定ム若シ此ノ如ク裁判權ヲ執行スベキ充分ノ權限ヲ有スル裁判所ニ於テ至當ト思考スルトキハ其權限ヲ犯罪者逮捕ノ地ノ裁判所ニ讓ルヲ得」

此修正案は本會の公然採用する處となれり』

大不列顚國委員又曰く本會に於て既に第三款第一項に對し公然投票を爲したる事實は只今自分が朗讀せし抄出文に徵して其證據明確なりとす故に自分の異論の正當なるを知るべしと。

ナイト氏曰く前陳の如く投票を爲せしと云ふが如きは自分の斷然拒論せざるを得ざる所なり、自分一己に關しては曾て前陳の修正案に對して投票を爲せしことなき旨を公言せざるを得ず若し此點に付試に委員諸氏に問はば多數の委員も亦自分と同一の地位に在る旨を公言せらるゝならん是れ自分が確言する所なり、尤も尊重なる佛國委員の修正案を採用せしことは之を會議錄に記載したるに相違なしと雖も原稿の儘にて前會會議錄の如く未だ其本文を本會の展閱に供せざる所の會議錄は確定の効力を有するものと看做すべきに非ざるなりと。

セヴィッチ氏はド•マルチノー氏の一言に答へて曰く若し集會長坐に及ぶ時一委員が不注意若くは疎虞に因り又は沈默を以て同意と誤解されしに因り何心なく投票を爲せしことを覺知し之を後悔する場合に於ては該委員は後日其投票を取消すの權を有すべきものなりと。

ザッペー氏は若し前會の節本會に於て第三款第一項に對し公然投票を爲したりとせば何故に該項に關し再議を開くに至りしや自分は其理由を解せざるなり兎も角該投票を爲せしとき自分は其集會に臨席せざりし旨を指示せんと欲すと陳述せり。

ド•マルチノー氏曰く自分に於ては尊重なる獨逸國第二委員に明示せんと欲することあり即ち本會に於て第三款第一項を採用せしこと二回に及びたるが如し即ち一回は前會に於て公然之を採用し本日の集會に於ても亦暗に之を採用せり何となれば余輩の討議は已に同款中の他の諸項に移り而して本會は第四節の修正案に同意を表したればな

り尤も自分一己に就て之を云はゞ本會に於て其已に議決を經し所の點に付再び討議を開くを得るに決するは自分の最も欣喜する所なり何となれば其場合に於ては自分も亦條約草案第二條（今の第四條）に追加を爲さんと欲すればなりと。

ザッペー氏は伊國委員に答へて曰く第三款の全部は本會の同意に依て再び討議に附することとなれり而して該款第一項は現に討議中なるに付自分の意見を以てすれば自分が此項に對して修正を發議するも亦其當を得たること疑なかるべしと。

サー・フランシス・プランケット曰く事實の問題に關して云はんに前會の節本會は投票を以て第三款第一項の修正文を採用したりと自分に於て了解したるは確實なりとす、然れども此事實を記載したる會議錄第十四號は今漸く各委員に交付せられ未だ校正を經ざるものにして委員中には前會に於て投票したることを覺知せざる者もあるが如し故に自分の所見にては本會に於て該項に關し再議を開くも其權限内の處分たるに過ぎざるべし。然り而して本會の爲せし投票を取消す可からざることに關し尊重なる同僚伊國委員が陳述せし意見に自分の同意する能はざるは遺憾とする所なり、要するに本會全體に適用して可なる所のものは其會員各自の行爲にも亦均しく適用して可なる所のものは其會員各自の行爲にも亦均しく適用して可なり而して錯誤を生ずるが如きは常に免かれ難きこととなるを以て本會の前集會に於て各委員の行ひし事を自ら變更し又は其誤謬を正すの權を有するは當然のことなりとす尤も其變更若くは正誤は相當の時限内に於て爲すべきは勿論なりと。

ド・マルチノー氏は本會投票の取消す可からざることを可とすべしとの意見を吐露するの意に非ざりし事を辯明し氏は唯如斯き場合に際して本會の準據すべき規則を設けんことを希望せしに過ぎざる旨を再陳せざるを得ずと述べたり。

セヴイッチ氏は伊國委員に答へて曰く如斯く謹愼細慮を要する事柄は定例規則の如何ともする所に非ず宜しく各自の良心に問ふべきものなり已に自分が只今陳述せし如く若し或る委員に於て何心なく投票を爲し其後其投票の不當にして其訓令に背戾するを覺知することあらば該委員は其政府の命令を得て然る後に其所行を取消すべきものとせんや該委員錯誤に陷らば其錯誤の事實を明示し而して之れが正誤をなし以て其既に承諾せし所の約束を免かれて可なり各委員は此點に關し全く其行爲自由の權を有せざるべからずと。

フオン・ホルレーベン氏曰く目下の議題は前會の會議錄に登載したる投票の事なるや否やを知らんことを要す若し此投票の事ならば自分の所見を以てするに本會は其至當と認むる所の變更を該會議錄に加ふるの權あること更に疑なかるべし然れども一旦署名せし會議錄に變更を加へ又は本會に於て一旦公然納諾したる議案を再議に附することは能はざることは判然取極め置かざるべからざるなりと。

會頭は愈重なる獨逸國第一委員の意見に同意する旨を述べ且曰く若し一旦議決確定せしものを何時たりとも再議に附することあらば爲めに非常の錯雜を來し本會の處置は一も確定のものと看做すを得ざるに至るべしと。

セヴイッチ氏は會頭が主張せる主義は或る委員が重要なる問題に對して可否孰れかの投票を爲し其後自國政府よ

り其所行を認可せざる旨の訓令を受けたる場合にも亦均しく適用すべきものなるや否やを知らんと欲すと述べ如斯き場合に於ては本會は如何なる處置を爲すべきやと問へり。

ナイト氏曰く尊重なる露國委員の假定せし場合と目下の場合とは全く相同じからざるものなり目下の場合は未だ署名を經ざる所の會議錄に關係するものにして此會議錄たるや各委員に於ては未だ閱讀せしことさへもあらざるに付毫も公正の文書たるの性質を有するに非ず蓋し各委員に於て未だ公然登錄せざる所の投票を取消すを得べきは更に疑を容るゝ所なし況んや果して其投票を爲せしや否やの事實に付既に爭論あるに於てをやと。

サー。フランシス。プランケット曰く尊重なる露國委員の言へる主義は歐洲の會議に於て承認するものなり今其適例を擧んに輓近倫敦府に於て開きし會議の議事中にも亦此事あり即ち其全權委員の一人は其投票を爲せし後數日を經て之を取消したれども當時其投票の變更に對し一も異論を唱ふるものあらざりしなり。

ザッペー氏曰く從來本會の投票を登錄せし手續は實に不規則にして隨て錯雜を來すの恐れあるなり向後本會の投票に付疑難を生ずるの恐れあるを免かれんが爲め玆に自分は左の勸告を爲すべし即ち凡そ投票を爲すときは各委員に就て其會議に係る所の議案を採用するや否を問ひ諾否の發言を爲さしむべきこと是なりと。

數名の委員は獨逸國第二委員の意見に同意を表せり。

會頭は本會は本議題の會議を繼續すべしと勸告せり。

ド・マルチノー氏曰く本會は第三款第一項に關し再議を開くことを贊成するものゝ如し而して約款第四款と第三

款第一項とは極めて密着の關係を有するに付本會に於ては此兩點を合併して審査議決せんことを發議すと。

シエンキエウキツ氏は尊重なる獨逸國第二委員の議案は目下の議題を全く別種の基礎に移し且之に附するに政事上最重要の性質を以てするものなり故にザツペー氏の議案の審議は次會まで延期せんことを請求せざるを得ずと陳述せり。

コント•ザルスキは尊重なる佛國委員の發議に同意せり。

ド•マルチノー氏曰く委員諸氏若し倦怠したるに非ざれば尊重なる獨逸國第二委員は其第四條に對して發議せし修正案の委細を說明せらるべきなり是に於て委員諸氏は次會の會議の材料を得べしと陳述せり。

此考案は本會の賛成する所と爲りしを以て會頭はザツベー氏をして其修正案の趣意を陳述せしめたり因て

ザツペー氏は左の陳述を爲せり。

余の考ふる所を以て之を視るにサー•フランシス•プランケツトの發議に係る第四款を採用せば諸條約國は其人民を處罰せん爲め之を日本政府に引渡すべき容易ならざる約定を爲すものたるや更に疑を容れざるなり。然るに何國と雖も其人民を處罰する爲め之を外國の裁判管轄に服從せしめざるは一般に採用せらるゝ所の原則なりとす、(但英國と合衆國のみは此權にあらずと信ず) 獨逸刑法第九條には獨逸國民をして刑事上の裁判或は處罰を受けしむる爲め之を外國政府に引渡すべからざるの明文あり、而して獨逸國が外國政府と締結せし犯罪人引渡條約は總て此原則に據れるものなり故に獨逸國委員たる余輩に於ては第四款を採用する能はざるなり。領事

裁判所に於て外國（即ち今回の場合に於ては日本國）の宣告を執行することは紛錯にして又謹愼細慮を要すべきの事柄なり、然れども目下の情況を參酌すれば此點は余輩幷に締盟國の多數に於ても犯罪人引渡の義務よりは一層容易に之を採用するを得べしと余の自ら信ずる所なり、況んや去る十一月二十九日の集會に於てド・マルチノー氏が發議せし如く該款の體裁を改むるに於てをや。

余は此兩議案中尊重なる伊國委員の議案を以て優れるものとす何となれば同委員の議案に於ては領事裁判所をして其執行すべき判決を言渡すに先ち必要の條件を照守せしや否やを審査するの權を有せしむればなり。獨逸國に行はるゝ所の法律上の原則を見ればフォン・ホルレーベン氏及び余に於てはサー・フランシス・プランケットの議案第四款に同意を表するよりも寧ろ尊重なる佛國委員の修正案を採用するを便益とす。是を以て余はド・マルチノー氏の修正案を以てサー・フランシス・プランケットの議案第四款に換へんことを發議するなり。

ド・マルチノー氏曰く此點に付一言せんと欲することあり尊重なる獨逸國第二委員の陳述せられし法律上の原則は伊國に於て行はるゝものと同様なり自分は伊太利國が締約せし犯罪人引渡條約中に左の原則あることに付義に尊重なる大不列顚國委員の注意を喚起せしことあり。

如何なる場合に於ても又如何なる口實ありとも兩締約國は互に其人民を引渡すの義務なし但該人民に對しては其自國に於て現行法律に據て公訴を起すべきものとす

伊國委員又曰く前陳の難事あるに拘はらず此點に關しサー・フランシス・プランケットが自分の議案に對して提出せられし所の修正案を採用するに至りし事情は次會に於て之を説明すべしと。

フォン・ホルレーベン氏曰く自分も亦均しく調和の精神を以てサー・フランシス・プランケットの議案第四款を採納したり然れども自分の所見に依るに獨逸國法律の條款に據て視れば之を採用するは難きこととす若し該條を其儘に採用するに於ては獨逸政府は條約の批准を拒むの恐れありと。

セヴィッチ氏は氏の政府の關する所を以て之を云へば氏も亦尊重なる獨逸國第一委員の吐露せし意見に同意を表する旨を陳述せり。

會頭は一月八日土曜日午後二時まで休會せんことを發議せり。

此發議は採用を得て五時半に散會せり。

井上　馨	ホルレーベン
青木周藏	ザッペー
ザルスキ	デイ・セヴイッチ
ヱフ・アール・プランケット	シヱンキヱウヰツ
リチャルド・ビ・ヘッバルド	ヱル・ド・マルチノー
イ・イ・ファン・デル・ポット	ヂー・ナイト

アール・ダブリュ・アルヴキン　　ジ・デラヴアット

シ・ルーレイロ　　右佛文に署名

右英文に署名

此書は正寫なることを證明す。

バロン・フオン・シーボルド

デイ・ダブリュ・スチーヴンス

都築馨六

ジオン・エイチ・カビンス

ビー・ド・ルシー・フオサリウ

會議錄　第十六

明治二十年一月八日集會

井上伯を會頭とし午後二時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及青木氏

佛蘭西國全權委員　シェンキェウヰツ氏

墺地利洪ロ利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ

大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット及ニコラス・ゼイ・ハンネン氏

伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏

白耳義國全權委員　ナイト氏

亞米利加合衆國全權委員　ハッバルト氏

獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ザッペー氏

露西亞國全權委員　セヴイッチ氏

和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　ファン、デル、ポット氏

西班牙國全權委員　デラヴアット氏

布哇國全權委員　アルヴヰン氏

葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏

瑞西聯邦全權委員　フォン・ホルレーベン氏

會頭はニコラス・ゼイ・ハンネン氏を大不列顚國第二全權委員として本會へ紹介しハンネン氏の委任狀は皇帝陛下

に於て署名相濟み幸便のあり次第之を送付あるべき旨皇帝陛下の外務大臣より電報を以てサー・フランシス・プランケットへ通牒ありし趣同氏より公然照會ありしと陳述せり。

シエンキヱウキッ氏は外交官の筆頭たるを以てハンネン氏を歡迎し委員諸氏はハンネン氏か司法上の學識を以て諸氏の事業に貴重なる補助を附與せん爲め此會に參與せらるゝを見て滿足の感を抱きし旨を同氏に證言せば蓋し誠實に委員諸氏の衷情を寫出せしものなりと氏は確信せり。

會頭は十二月十四日十八日及び二十二日集會の會議錄は之に署名の準備整ふたるを以て委員諸氏は之に署名すべしと陳述せり。

フォン・ホルレーベン氏曰く會議錄第十四に付一言せんと欲す其第十頁に左の語句を揭載せり。

「フォン・ホルレーベン氏曰く自分は英獨合議案の佛文を以て其原文と看做すなりと」

自分の陳述せんと欲せし所並に委員諸氏が其陳述を了解せし所に據れば其陳述の趣旨は英獨合議案の佛文は原文と同一の價値を有するものなりと云ふに在りしなり故に自分は只今引擧せし所の語句の左の如く修正せられんことを請ふと。

「フォン・ホルレーベン氏曰く自分は英獨合議案の佛文を以て原文と同一の價値を有するものと看做すなり」

會頭は尊重なる獨逸國第一委員の希望に係る校正は本集會の會議錄に登載すべしと陳述せり。

時に會議錄第十三號第十四號及び第十五號に署名せり。

ド。マルチノー氏は約款案の第三款及び第四款并に前數回の集會に於て發議提出ありし種々の修正案と追加案との要領を掲載せる完全なる草案を卓上に差出せり蓋し此草案は嘗て同氏か公然となく各委員に交付せしものにして其全文即ち左の如し。

獨逸國第二委員ノ修正

第三款 日本裁判所及び領事裁判所間ノ管轄區域ハ左ノ原則ニ依リ之ヲ定ムベシ

第一 刑事事件ニ付テハ犯罪ノ地ニ因テ其裁判管轄ヲ定ム然レドモ其犯罪人起訴前（或ハ其起訴中）ニ逃亡シタルトキハ其逮捕ノ地ニ因テ之ヲ定ム

第二 民事事件ニ付テハ左ノ方法ニ依リ其裁判管轄ノ區域ヲ定ム可シ

伊國委員ノ追加

(イ) 契約書中其履行ノ地ヲ明記スルトキハ即チ該履行地ニ因テ之ヲ定ム可シ

(ロ) 契約履行ノ地ヲ指定セザル場合并ニ其他一切對人件ノ訴訟（何等ノ原因ヨリ起リタルヲ問ハズ）ニ付テハ總テ其被告人ノ定住地ニ因テ之ヲ定ム其定住地ナキ場合ニ於テハ訴狀送達ノ時該被告人ノ寄留セル地ニ因テ之ヲ定ム

大不列顚國委員ノ追加

(ハ) 對人件ノ訴訟ニシテ被告人數名アル場合ニ於テハ原告人ガ其中ニ就キ撰ム所ノ一名ノ定住地ヲ以テ定ム其定住地ナキ場合ニ於テハ訴狀送達ノ時該被告人ノ寄留セル地ニ因テ之ヲ定ム

伊國委員ノ追加

(ニ) 會社ニ係ル事件ニ付テハ其會社本店所在ノ地ヲ以テ定ム但シ其支店ノ業務ヨリ生ズル事件ハ該支店所在ノ地ニ於テ之ヲ出訴スルコトヲ得

伊國委員ノ追加

(ホ) 死亡者ノ遺產ニ關スル事件ニ付テハ其最後ノ定住地ニ因テ之ヲ定ム

佛國委員ノ修正

(ヘ) 不動產ニ關スル事件ニ付テハ該不動產所在地ノ裁判所ニ出訴スベシ右手續ハ不動產ノ所有若クハ使用ニ關スル對人件ノ訴訟ニモ亦同ジク適用スベシ

日本委員ノ欲セン追加

從前外國人ガ不動產占有權ヲ享受シタル界限地外ニ在ル不動產ニ關スル訴訟ハ日本裁判所ノ管轄ニ專屬スル可シ

伊國委員ノ發議

第四款　民事及ビ商事ニ關シ日本裁判所ニ於テ言渡シタル判決ニシテ確定トナリタルモノハ條約界限地内ニ於テモ其效力ヲ有スベシ但シ相當領事裁判所ニ於テ略式言渡判決ノ手續ニ依リ右日本裁判所ノ判決ハ執行スベキモノナルコトヲ宣言スル迄ハ之ヲ執行スルヲ得ズ此略式言渡判決書ニハ右日本裁判所ノ判決ハ相當司法官ヨリ言渡サレタルコト、其召喚狀ハ親シク各關係人ニ送達セラレタルコト、各關係人ハ法律ニ順テ代表セラレタルコト若クハ法律ニ照ラシ缺席裁判ヲ言渡サレタルコト幷ニ辯護ノ權利及ビ上訴ノ權利ヲ侵サザルコトヲ記載スベシ

刑事事件ニ付テハ條約界限地内ニ在ル相當ノ外國裁判所若クハ領事裁判所ニ於テ宣告ヲ執行スルノ前又ハ嚮キニ宣告執行ノ爲メ犯罪人ニ宣告ヲ爲シタル裁判所ヘ該犯罪人ヲ引渡スノ前ニ於テ前項ニ列擧シタル方式及ビ條件ヲ照守スルヲ要ス

右日本裁判所ノ判決ハ英語ヲ以テ領事裁判所ニ通知スベシ

日本裁判所ニ於テモ亦領事裁判所ノ言渡シタル判決ハ執行スベキモノナルコトヲ宣告スルノ義務アルモノトス此場合ニ於テハ日本裁判所ハ總テ各項ニ明揭スル領事裁判所ガ日本裁判所ノ判決ニ於ケル場合ト同様ノ方式及ビ條件ヲ照守スルヲ要ス但シ領事裁判所ヨリ其判決ヲ通知スルニハ其自國語ヲ用キルベシ

ド•マルチノー氏は左の演說を朗讀せり。

尊重なる同僚諸君、玆に余の發議に係る議案及ビ追加案に因り修正を加へたる英國約款案第三款及ビ第四款を諸君に提出するに當り余は諸君の寬容なるを信ずるの太甚しきものなりと思考せられざらんことを希望するなり蓋し此簡單なる編纂は余輩の爲めに有益なるものならんと思惟せしなり然り而して諸君は之に由て從來變更せし所を一目して通覽することを得又各部の分辨は全部の概括に因て一層明確なるを得べし。

抑も此議案中に含蓄せる事項に付本會は既に四五回の集會を費し或は之を删除し或は之を增補し以て之を討議し且充分の機會を得て皆各其意見を吐露して殆んど餘す所なきに至れり、然らば則ち今は諸君も討議已に滿足の結果を得たるものと決定し此修正約款に對して直に投票を爲を得べし、是即ち余が偏に冀望する所にして又玆に之を陳述するを憚らざる所なり、然れども余又以爲らく第三款は直に之を採用するに付て異論なかるべしと雖も第四款に至りては尙彼是相容れざる所の二個の點あるに因り全く相異なる所の二個の反對說を發するに至らんと。

夫れ余は曩に青木氏の約款に對し修正案を提出するの榮を得たるを以て今本會に乞て二三の陳述を爲すも蓋し

其當を失せざるべし、余輩の遭遇せる地位は一種奇怪なる事諸君の皆熟知する所たり抑も余輩は日本の土地に在る者なり、余輩は此地に於て自己の裁判所を有するものなり而して此裁判所は余輩の邦國を代表することと至大至親なるものなり蓋し此裁判所は短日月の後此帝國より撤去せらるゝことは固より論を俟たずと雖も要するに如斯き裁判所は之を必要とせる他邦にも存するものなれば日本に於ても亦之が存在する以上は其組織を維持せざるべからず、是に由て之を觀れば此國の主權をも尊重し又我裁判所の主權をも尊重し兩者相均しくして此間に調和を保持するを以て今日整理すべきの問題なりとす、余か靑木氏の議案に對する修正案を提出せし時日本政府の立法權は條約界限地內に於ては外國人に對し其効力を失ふの事實あるに拘はらず余は治外法權のあるを以て條約界限內の土地は其實外國領地の一部と看做すべしと云ふが如き過大なる議論は余の採らざる所なりと抗辯したり、然り而して如斯斷言せしも當時一人の余の議論に反對せしものなきのみならず余は西洋諸國の委員に於ては日本裁判所の判決に條約界限地內に於ても之を執行すべき効力を與ふるに付異存なかるべしと陳述せしに諸君皆之に同意せりと余は思考せしなり、何となれば斯委員は皆日本裁判所の判決をして効力なからしめんと欲する者に非ず又其實中古の所謂隱匿所の權利の一種たるべきものを設くるを好まざるべければなり。

然りと雖も靑木氏の議案第八款を採用するが如きは恰も我裁判所をして無用物たらしむるに均しとす而して此意見たるや同僚の之に同意する者幸に鮮なからず、今一步を進め前陳第八款を採用するものとせんか何が故に日本裁判所の判決は我官吏の干涉する所なく條約界限地內に於ても亦條約界限地外に於けると同樣之を執行す

べしと明言せざるや、何が故に此事に關しては直に此界限を除去せざるや、假令へ苟も余輩の事業をして過激なる革命の性質を有せしめずして儼然たる一大改良たらしめんには帝國全開の後尙三年間條約界限地の制度を維持せんことを以て余は良に必要の事と信じ而して諸君も亦如斯く信用せらるゝと余は考察すと雖も余は尙ほ前陳の疑難を一層明瞭に理會せんことを欲す。抑も第八款は領事及び領事裁判所を以て執行官とし其實外國政府の警察官と爲すものなり、余以爲く是蓋し諸君の許容するを欲せず又能く之を許容せざる所たるべしと。然るに余は幸に日本政府の意趣如斯ならざるを確信すべき理由を發見せり即ち日本政府か常に余輩に對し表彰する所の公明正大の意を以て余の修正案を採用せり、余も亦此國に於て互相推讓の主義を主張する一人なり故に此主義に基きて發せる余の議案は諸關係國に對して均しく滿足を與ふべきものと思惟するも蓋し其當を失せざるべし。然り而して余の議案は余自ら之を立案せしに非ざること業已に諸君に報道せしが如し、余は唯伊國が他國と條約を締結するに際し約定せし所のものを提出せしに過ぎざるなり例せば千八百七十九年セルヴィヤ王國と締結せし條約千八百八十年ルーマニヤ王國と締結せし條約幷に伊國訴訟法中外國裁判所の判決執行に關する部分の如きもの是なり、其二三變更せる所は即ち余が今此一種特異の境遇に對し適宜と認め且諸君の同意を得べしと思考せし所に過ぎず其變更の理由如何に至りては今之を陳辨するの必要ありと思考せず。

余は刑事に關する事項を民事に關する事項に加へしと雖も是余の久しく躊躇せし所なり是れ抑も日本政府を信ずるの深きに過たるもの歟、余は如斯く日本帝國に於ては數年を出てずして奏効に至るべしと企望する法律及

び司法制度に信を置くことの厚きを示めすと雖も、余は敢て青木氏議案の第八款特に刑事に關する所を廢棄し且刑事判決の執行に至りては略式裁判を爲すに非ざれば之を實施すべからずと主張せり此略式裁判に關する事項は余已に之を本會へ提出したり。

夫れ余は我裁判官に與ふるに日本裁判所の判決に關しては控訴院裁判官が始審裁判所判決に對して有すると同一の權限を以てし以て新裁判即ち復審を開くが如きは之を要せざることゝ爲せり、余は日本領地にありては我裁判所に於て日本裁判所の判決を執行することを許容せり、然りと雖も一事の審査すべきものなく唯執行命令を出すを以て事足れりと云ふが如きは亦余の許容し能はざる所たり、果して唯一箇の執行命令を以て足れりとせば何が故に我に對して煩はしく干渉を求むるや、之を要するに之に當るの道なき責任は寧ろ之を負はざるに若かず、然りと雖も目下計畫中なる境遇の格外なるを酌量せば余の議案中に包含せる事項に準據し外國裁判所の判決を審査するの一事を以て前陳責任に當ることを得べしと余は思考せり。

英國同僚は余に告て曰く、氏は民事に關する余の意見を充分に贊成すと雖も其刑事に關するものに至りては痛く之に反對すと、蓋し氏は我裁判所か如何なる方法に依り外國裁判所の宣告を執行するを得るやを解せざるなり。又外國裁判所の宣告を我裁判所に於て執行するが如きは氏の拒む所にして氏は假令へ犯罪人は英國皇帝陛下の臣民たりとも只之に有罪の宣告を言渡せし裁判所に引渡す方寧ろ便宜なるべしと云へり。語を換て之を言はゞ氏の採用せんと欲する原則は即ち左の如し、曰く裁判所の審判に依て有罪と認められ刑の言渡を受けたる

犯罪人は其宣告執行の爲め之を該裁判所へ引渡すべしと。

此に至りて問題全く變更せり即ち之を一方より論じ又一面より觀察せば余輩の審査せんとせし所のものは蓋し犯罪人引渡の場合には非ざるか、是に於て委員の多數は反對説を唱へて曰く余輩各自の國民は之を引渡すことなく自國に於て審判處罰するを以て一大原則とすと。

此原則に背戾するは余の爲さゞる所たるべしと雖も此原則は果して今回の場合に適用すべきものなるや即ち語を換て之を云はんに余輩の議する所は所謂犯罪人引渡に關する問題なるや、罪人引渡に付ては二箇の條件を要す其中一條件の存在せるは明にして是即ち互相補助の主義に基くものなり即ち兩者互に獨立し又互に國籍を同しくせざる司法官の一方より請求するものを他方に於て承諾することと是なり、然りと雖も今の場合は我國籍に屬せる既決囚を我自國。。より引渡すに非ず而して此囚徒にして條約界限地内に隱匿すと雖も彼れ仍ほ日本領地内。。。にあるに非ずや是に由て之を觀れば右兩條件中余の最も重要なりと思考するものは決して存在せざるなり。余は試みに治外法權の範圍を過度に擴張せんとする者に問はんとす、茲に今犯罪者たる日本人あり領事館の構内に逃遁して隱庇を乞はゞ此等の論者は此罪人を引渡すことを拒まんとするや、今此等の論者が思考するが如く條約界限地内は儼然たる國界の如しとせば相互に公然たる條約を以て犯罪人引渡に關する條款を約定し又此事に付照守すべき手續を規定するに非ざれば此等の論者は右罪人に隱庇を與へ又之か引渡を拒辭するの權ありと云はんと欲するか、然り而して此等の論者にして論議の結果如斯く極端に走るを見て之に對し拒論するに至ら

ば此論者は其前論の穏當ならざるを發見するに至らん、故に此等の論者と雖も其國民の條約界限地內に隱匿せる者を以て自己の國境內に逃來せし者と同一の位置に置く能はざるは明なり。日本開港場に於ける治外法權の趣意を擴强し我領事裁判權を以て實際日本領地の一部を占領し即ち本會に參與せる諸國に於て之を占領するものと看做すが如き說は本會の採らざる所なり。

然りと雖も我裁判所は今尙日本に存在す。而して余の尊重する英國委員は若し余が氏の考案に對する反對說を取消すに於ては余の提出せる民事事件の判決を執行する爲めに必要とする所の條件は我國民を引渡すに先ち尙一層鄭重に之を照守すること必要なりとの說に同意を表せり。又條約界限地內に逃逸せる外國人に對し日本裁判所の言渡せる刑事事件の判決を執行するには外國官府の承諾及び助力を要することなれば該官府を單に外國政府の執行官の地位に下たし以て其特典權利を損すべからず又該官府を以て一應の審査をも爲さずして其國民を引渡すの義務あるものと爲すを得ずとの說は、氏の承認する所となれり。

若夫れ成るべく事を調和せしめ又其速に滿足なる和解に達せんことを欲するの餘り余は竟に此推讓主義を採用するに至りたりとするも余は常に余輩か格外の境遇に處するには格外の方法を設けざるべからざる事情を斟酌せることを玆に一言せざるべからず。

若し余か同僚にして此事情を度外視せんか諸君が外國裁判所の宣告執行を許容せざること猶略式裁判の有無に拘らず其國民の引渡を許容せざるが如くなるべし、又諸君にして條約界限地は日本領地に屬することを忘却せ

んか二個の方法中孰れを採用するも共に同一の故障あるべし、是に於て其境遇は日本及び我在日本司法官間に於ける問題に非ずして英佛間若くは伊獨間に於けると同樣の問題となるに至るべし、然りと雖も余をして此推讓の議を賛成せしめたるの理由は余の尊重する同僚獨逸國第二委員及び其他の委員に對しては余と同一の効力を與へざりしが如し、今獨逸國の許容せざる所英國の許容せざる所と相抵觸するに至らば何を以てか克く本問題を整理するを得んや、玆に尊重なる日本第二委員の提出せる一の妙案あり即ち同委員は余に語りて曰く判決を執行するも亦既決囚を引渡すも總て各委員の便宜とする所に任せて可なるべしと、諸君も既に知悉せらるゝが如く刑事に關する項目は青木氏の勸告せしが如く修正したり之に因て之か採用に至ては復故障の生ずる患あらざるべし、然れば則ち余は再び余か原案に立戻る者にして又余は所謂略式裁判濟の上日本裁判所の刑事判決を領事裁判所に於て執行することを賛成する者なるは更に復た喋々するを要せず、余の鬪する所を以て之を視れば此方法は兩法中の最良なるものにして故障の起る所少なく且つ批難の來たるも蓋し深く恐るゝに足るものあらざるべしと信ず、然り而して曩に余か原案に對せる修正案を採納せしは即ち調和の精神に出でしと雖も今復之を採納するの必要なきに至れり、即ち尊重なる獨逸國第一委員か陳述せし如く余にして此執行手續を採擇せば蓋し批准拒絶の憂を免ること一層確然たるべし、何となれば格外の境遇に對し此方法を設くるを可とするの理由は一層容易に之を辨解するを得べしと信ずればなり。

余か提出せし編纂案第四款を謄寫するの際誤謬起りしを以て本會は玆に注意あらんことを乞ふ、即ち日本裁判

所の判決を英文を以て通知する事に關する項は之を刑事に關する項の後に置くべきを其前に置き」しこと是なり。（書記曰く此點は本集會の原文に於て既に正誤せり）

終りに臨んで一言せん、判決の執行に關し審査すべき條件中より余はサー・フランシス・プランケットの修正即ち

「召喚狀ハ親シク各關係人ニ送達セラレタルコト」なる語句を除きしことは本會に於て知了せらるゝ所ならん。余は日本委員の同意を得て伊國條約の本文には余の原案に掲げし如く「正規ノ方式ニ依リ關係人ヲ召喚シタルコト」なる語句を以て前陳のものに換へんとす、蓋し此れの彼れに優れりとする者は獨り余のみに非ざるべしと信ずるなり。

フオン・ホルレーベン氏は今尊重なる伊國委員が本會の卓上に提出せし議案第三款及び第四款は獨逸國第二委員及び氏の名義を以て之を採用すと陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは大不列顚國第二委員及び氏の名義を以て獨逸國第一委員の公言せし所と同樣の事を公言したし蓋しハンネン氏及氏の所見に由れば今本會へ提出ありし第三款及第四款は滿足なるものなりと陳述せり。

コント・ザルスキは獨逸國及び大不列顚國兩同僚と同樣尊重なる伊國委員が本會の卓上に提出せし第三款及び第四款を欣然採用すと陳述せり。

シエンキエウヰツ氏は前數回の集會に於てサー・フランシス・プランケツトの議案第三款及び第四款に對する諸修

正案を蒐輯し以て明確なる一議案と爲せしことに付伊國委員を祝したり而して民事事件の管轄に關する處に至りては總て之に屬する諸項の克く採用するに堪へたるを認め其變更を要する所極めて僅少なりと思惟せり然れども刑事事件の管轄幷に判決執行の場合に關しては氏は嚮きに自己の爲め青木氏の原案第八款を存し置きしことに付注意を喚起し今其理由を述ぶるの時機到來せりと陳述せり、氏は之に先て其說明の此の如き緊要なる問題に匹儔するに足らずして或は不完全にして正しく論理上の順序を履む能はざる所あるも諸委員に於ては之を宥恕して聽聞あらんことを乞へり、蓋し其實全く格外の事柄起りたるを以て氏は近者本會の事業に從事することを妨げられたるなり。

氏は其語を繼て曰く青木氏議案の第八款は所謂略式裁判即ち承認狀を要するの煩を省くの便益あるを以て氏は初めより之を存せんことを主張せしなり、然れども氏の意趣は此款を採用し之を以て直に判決を執行せんとするの目的を有する一層廣濶なる議案の基礎とせんとするにあり。

今本會の審査中なる議案の主要なる目的即ち其單一の目的は果して如何なるやと云ふに即ち三年の後現今の裁判制度より之に代はるべき裁判制度に推移る間合を圓滑にし之れが準備を爲すに在るなり、然るに尊重なる伊國委員の主張せる判決執行法は其性質此目的の實行を補助するものに非ざるの恐あり、加之日本裁判所の判決に居留地内に於ける執行力を附與するに先ち該判決審査の職務を領事裁判所に委任するは容易ならざる困難に陷るの危險を冒すものと云へし、之を要するに領事裁判所は日本裁判所の爲せし判決を較酷に審査するも未だ知るべからず、而して若し此領事裁判所にして後日日本裁判所の承認狀を要すべき判決を爲すことあらば此判決を審査すること前者よ

り一層細密に渉るの恐あり此點よりして兩管轄の關係に軋轢を生ずるに至るまでは蓋し遠きに非ざるべし、然り而して三年の期限經過の後に至り外國人は彼に對して心中惡意を抱ける裁判官に面するの恐あるべきを察すれば此權限軋轢の最終の影響を被る者は即ち此外國人に非ずして誰ぞや、然らば則ち此期限を名けて準備期限と云ふは豈不當の名稱に非ずや、然りと雖も日本裁判所の判決は外國裁判官の補助を得て以て之を爲すべきは本會の忘却すべからざるの事實たり、右外國裁判官の配置及び撰擧を規定せる規則の如きは固より未だ之を知らずと雖も本會は先以て此裁判官の學識に充分信用を置き宜しく此裁判官にして彼保安の主義を遵奉せざる判決の言渡に同意すべしと云ふか云き想像を抱くべからず。

領事裁判所及び日本裁判所を劃別せる關門を成るべく除去せんとするの今日に當り彼我の判決を相互に審査するの條件を設るが如きは却て關門を新設するものと云ふべし、又此事に關し犯罪人引渡なる語を發せし人あり然して締約國の多數は其國民を引渡し能はざることは姑く之を置き本件に付て犯罪人引渡の問題の生ずべしとは見へず、夫れ在淸國居留地の如きは其自治權あり又其警察ありて實際一個別立の領地たり故に犯罪人引渡の起るも亦理の當然なりと雖も在日本居留地の如きは多少地方官吏の支配を受け又其警察保護の下に在るを以て日本に於ては犯罪人引渡の起る理なしとす。

然りと雖も今言語に附するに法律上の意義を以てせざるものとせんか締約國領事裁判管轄は狹少なる居留地內に限り之を執行し其他帝國の全部に在りては外國の臣民をして日本民法及び刑法に從はしむべしと約定せしときより

して締約國は豫め幾分か其國民を引渡せしものなりと主張するを得べし、是に由て之を觀れば直接執行の主義を設るを以て本問題を最も良く整理するものとす、所謂る直接執行とは何ぞや即ち領事執判所の判決は假令へ條約界限地外と雖も其判決を爲せし領事に於て直に之を執行し其必要とする場合に限り地方官の補助を求むべく右の執行は彼我互に爲す所にして豫審を經す直ちに之を施行するを云ふなり。

佛國委員は第三款第一項を以て尊重なる獨逸國第二委員の修正案を復出せるものとなし此項に付陳述を爲して曰く、本項は先づ刑事事件に付ては犯罪の場所に因て其管轄を定むべしと云ふ定則を擧げ而して若し犯罪人にして充分敏捷なる者ならば此管轄を避るを得べきことを添へたり、尙語を換へて之を云はゞ此頃は內地に於て罪を犯せし外國人をして居留地內に隱匿せしめんとするに在り故に此項は寧ろ逃亡を奬勵するものと謂ふべし然らば則ち此項を以て未だ法理に適するものと爲すを得ず、然り而して此項は犯罪人若し審判開庭前に當り疾く逃亡せば其逃亡に由り管轄を改むることを許すの條款なり然らば則ち右犯罪人にして禁錮中に逃亡し居留地內に隱匿する場合に於ては如何なる方法を以て之を處置するや之を明記せざるは隔靴の感あるが如し。

ザツペー氏は佛國委員の演說を妨ぐることを謝して曰く、本項の英文には「或ハ其起訴中」なる語を挿入したるあれば之に由りて何れの場合にも適應するを得べしと信ず蓋し原案に此字を脫せしは全く粗漏に出でたることならんと。

シヱンキヱウキツ氏は渾ての混雜を免かれんには「起訴前」なる文字を删除する方一層簡單なるべしと答へ尙前

說を繼續して曰く、宣告執行に關する第四款第二項も亦說明を要する所あり此第二項には「刑事事件ニ付テハ宣告ヲ執行スルノ前又ハ嚮キニ宣告執行ノ爲メ犯罪人ニ宣告ヲ爲シタル裁判所ヘ該犯罪人ヲ引渡ス前ニ於テ前項ニ列擧シタル方式及條件ヲ照守スルヲ要ス」とあり抑も此項の意義は如何、凡そ既決囚をば何處より何處へ「引渡ス云々」と想像を附したるや、之を要するに既決囚若し居留地內に隱匿せしときは唯其所屬國の裁判所の管轄に屬し若し又居留地外なる日本監獄內にあるときは彼已に日本官吏の掌中にあり何ぞ煩らはしく之を日本官吏に引渡さんや故に佛國委員は此項の意義を會得せずと陳述せり。

佛國委員は此等の批評を繼續するを必要とせざる者にして氏は唯一般に關する陳述を爲すべしと告げて曰く、余輩の遭遇せる狀境は格外なれば嚴格なる法理上の原則を適用すべきものに非ず蓋し氏の尊重するヘンネン氏も亦此點に於ては同感ならんと信認す、夫れ前陳の境遇は全く實際上の點より觀察し且つ此境遇に至りし事情を參酌して以て考案を廻らすべきなり之を約言すれば現今の境遇より將來之に繼續すべき確定したる制度に推移る期限間に充分滿足なる方法を設けて之を整理するを以て本會の本分とす、是に由て之を觀ればド・マルチノー氏の議案は之を或る點より視れば克く法理に適合する所あるべしと雖も亦困難を招くの恐あるを以て之を再陳せざるを得す、之を要するに領事裁判所に於て略式裁判を爲すに非れば日本裁判所の判決を執行する能はずとせり、之に由て今將に起らんとする困難の一例を擧けんに右の略式裁判には控訴を許すものなるや若し然りとせんか伊國領事の場合に於ては伊國に於て控訴を爲すの必要起るべく他國領事の場合に於ては亦他國に於て控訴を爲すに至るべし然らば則ち

幾重の錯雜を來すも未だ知るべからず而して是皆唯三年間の爲めにするのみ。

是に於て氏は一の修正案を調製したれども同僚多くはド・マルチノー氏の修正案を採用するの心底あるが如きを以て氏は之を卓上に提出するを止め氏の意見をして一層明かならしめんか爲め唯之を朗讀するを以て足れりとす、然り而してシェンキェウヰツ氏は氏の議案を以て尊重なる伊國同僚の議案よりも變改の一層甚しきものとせり何となれば氏の意見にては格外の境遇に處するには均しく格外の方法を以てすべければなり。

次に佛國委員は左の議案を朗讀せり。

日本裁判所の判決は總ての場合に於て執行すべし其必要とするときは假令へ條約界限地內と雖も領事又は其執行官の處分を要することなく該裁判所の命令を以て執行するものとす但右判決は該裁判所所屬の裁判官之を執行し尙必要とするときは警察官の補助を以てすべし。

ヽヽヽヽヽヽ領事も亦其所屬國の裁判所に於て正當の手續に從ひ言渡せし判決は條約界限地外と雖も何等の制限を受くることなく日本全國に於て直に之を執行することを得但地方官はヽヽヽヽヽヽ領事の請求に依り右執行の補助を與ふべし。

相當裁判所に於てヽヽヽヽヽヽ臣民に對し發したる逮捕狀は該裁判所の日本裁判所若くは領事裁判所たるに拘はらず前項判決を執行すると同樣の手續に依り之を執行すべし。

地方官吏が本條約の條款に準據し條約界限地內に在る家屋に入らんとするときは其理由の何たるを問はず該家

屋住居者所屬國の領事の紹介を經るに非ざれば入るを得ざること勿論たり但緊急の場合は此限にあらず。

ド・マルチノー氏は左の演説を爲せり。

余か議案を維持せん爲め再び本會に對して意見を吐露するは余か本分なりと思考す。

余は謹んで尊重なる佛國同僚の極めて有力流暢なる演説を諦聽せり而して氏か論定せし所は余か議案に反對すと雖も余を以て之を視れば其所論は却て余か議案を輔佐するもの丶如し故に余は氏の議論中に就て多く採て以て之を利用すべし、抑も余は此國に於ける我裁判官の位地と他邦にある我裁判官の位地と自ら異なることを強く辨せしに非ずや、余は日本にて外國人が特典を享有せる狀態と我尊重なる同僚の引例せし國に存するが如き治外法權の境遇との間自ら差異あることを巨細に指示せしに非ずや、又余は此根本に於て自ら存する差別を基礎として立論せしに非ずや、然らば則ち余に於ては今回余の吐露せし意見を主張するの外なかるべし。

余が尊重なる同僚の要論に曰く余輩は目下の境遇より之に繼續すべき確定したる境遇に推移るの期限間を處理すべき方法を考査設定する者なりと、故に余は左の議論を以て之に答へん抑も領事裁判所を三年間維持せんとするの眞實の目的とは果して何ぞや他なし、曰く變化將に劇烈ならんとする遷移の危害と不便とを避けんとする是なり、曰く大改革の實行を便ならしめ且人々をして將に到らんとするの變化に對して準備を爲さしむること是なり、蓋し此變化に際し人々の位地と利益とに關係を及ぼすこと固より明かなり此裁判管轄の改革に因て起る所の境遇を處理するの方法は却て內外國人に多少不安心の信用までに至らずとも此の如き感覺を抱かしむ

るには非ざるか、彼等必ず云はん他方に在るの場合に於ては充分に保護を享け又信憑を與へられたり今日本に於ては即ち然らずと、嗚呼余輩は不平と不信用とを以て新期限を創始すべきや三箇年間の眞目的に達したる實際は即ち危懼の期限に非ざるか、形勢如斯ならば日本人は自國の裁判所に信用を置かず外國人も亦其裁判所を信用せず隨て乙に於て甲の判決を執行するも其判決は應に正當の制裁を經ざりしものゝ如く到底不完全の觀を免かれざるべし。蓋し兩裁判管轄の駢立する以上は互に隷屬し又は權限を讓ることなくして兩管轄を維持せざるべからず、然り而して若し余にして目下の形勢と異なる場合に於て我國の爲めに一條約即ち我國にて所謂永久條約と稱するものを締結する者とせば余は本會へ提出せし議案を斯の如く勤めて主張するに非ざることを明言するも敢て躊躇せざる所なり。然るに余は愼密の處分を要する遷移期限の困難に遭遇せり加之事物不定の懸念ありて爲めに困難の感一層太甚しく又多數人の心中には之を以て無稽の過慮とするものあるべしと雖も、此期限中には新組織を創立して即ち日本の新舊兩界將に相見んとするの時なり、然らば則ち獨立國と締結せる條款にして甲の裁判官轄の判決を乙の裁判管轄内に於て執行する事に關する條件を維持せんことを主張するの必要は即ち此機に非ずして何れぞや。

今夫れ兩裁判官轄を代表するものは交互其所屬國を異にせる裁判所たること明かなり而して一方の裁判所に於て言渡せし判決は之を他一方より視れば外國の判決たること誰れが之を否らずと云はん、而して本會の任する所は此外國判決執行を規定する事是なり余は復審と彼簡單なる執行式即ち署名捺印法との中道を撰びたり故に

此方法を主張せん爲め簡短なる二三の説を引用し以て法理上余輩の審査中なる問題を如何論定せしやを示さんとす、是即ち余が辨論に優る一層確乎たる議論を借りて以て余か議案を維持せんとするにあり。

マルカデ氏（余は佛國學者の所説を拔萃す）曰く

「然りと雖も裁判所は如何なる方法を用ゐて外國裁判所の判決に執行力を附與するや彼仲裁者の裁決に執行力を附與するが如く裁判所長にて判決書の下側に一行の執行命令を記載するを以て充分なりとするや將た訴件を再審し對審を再開するを以て必要とするや蓋し余輩は此兩法中一も準據すべきものなしと答ふるに於て躊躇せざるなり、第一單に執行命令書を記載するが如きは復た論を要せざるなり何となれば司法權を以て只外國判決に執行力を印するの機關となさゞるは是れ立法者の本意なればなり、又全件を再審し對審を再開するが如きに至りても亦辯を費すに足らず、抑も裁判官に於て原裁判の是非を判定し且つ之と同一或は反對の趣意を以て判決を爲さんが爲め全件を再審せざるを得ずと云ふが如きは即ち此等の裁判官を以て復審院を組織すると一般如斯き復審院の前に在ては既決訴件已に既決たらずして即ち復た審判を要すべきものとたるなり、之を要するに外國裁判所の判決は全く無効なりと云ふに均しとす。」

ボアタルド氏論を繼て曰く「已に此理由よりして前陳の一事を以て唯一片の公式と爲すべく又裁判所は外國裁判所の判決の公式に適合せるを確認せる上は之に執行力を附與すること恰も仲裁者の裁決に於けるが如くすべしと云ふ道理を生ずべきや此論固より不可なり而して此兩端の間即ち中庸の法あり其性質如何を了解する

は蓋し難きに非ざるなりと。」

此中庸の法即ち是れ余が本會へ建議せし所なり。

余は終りに臨んで日本委員に一言を呈し以て再び左の事項に付日本委員の注意を促かざんとす、抑も余か議案には互相輔助の條款あり故に余は我裁判所の特權と看做せるものを維持せりとするも亦日本委員は自己の國內に於て自己の裁判所の尊威と其最も重要なる主裁權中の要點を維持するを得べし。

余は尊重なる獨逸國第二委員に氏の修正案に對する異見の辨護を讓り而して英國第二委員の學識と經驗とは氏をして第四款に對する特別の反對說に答辨を爲すを得せしむべしと信ずるなり。

セヴィッチ氏は尊重なる伊國委員の編纂に係る草案を稱贊せり然れども氏は第四款第二項に「刑事事件ニ付テハ宣告ヲ執行スル前又ハ犯罪人ヲ引渡ス前ニ於テ（中略）前項ニ列擧シタル方式及ビ條件ヲ照守スルヲ要ス」とあるを少しく變更したし即ち「宣告ヲ執行スルノ前」なる文字に換ふるに「條約界限地內ニ在ル相當ノ外國裁判所若クハ領事裁判所ニ於テ宣告ヲ執行スルノ前」なる語を以てせんとす。

セヴィッチ氏語を繼て曰く是唯文字の修正に止まり本款の意義に關係を及ぼすこと更になく其意義をして一層明瞭ならしむるのみなりと。

ザッペー氏は尊重なる佛國委員か第三款第一項に關し陳述せし所に答へて曰く「起訴中」なる文字は嚮きに辨明せしが如く偶然脫せしものなれば唯英文に此文字を挿入せんことを發議す即ち該項の語句は左の如くなるべしと。

刑事事件ニ付テハ犯罪ノ地ニ因テ其裁判管轄ヲ定ム然レドモ其犯罪人起訴前（或ハ其起訴中）ニ逃亡シタルトキハ其逮捕ノ地ニ因テ之ヲ定ム

シエンキエウヰツ氏は尊重なる伊國委員が外國裁判所の判決執行に關する論議を法律學者の著書中より拔萃して朗讀せられたるは氏の謹んで聽聞せし所なりと告げて曰く、右法律家の議論は固より爭ふべからざるものなりと雖も之を目下の境遇に應用せんとするが如きは氏の了解せざる所なり、然り而して何れの國に於ても外國裁判所の判決は其權利のみに由て之を執行すべきものとせざるは即ち根本の原則たり、故に此等の判決にありては其缺く所の執行力を地方裁判所より受くべきこと固より必要なり、而して場合に由りては此判決を審査に附するも啻に儀式のみにはあらずして裁判の事柄をも亦審査することあり、然らば則ち日本に於ても亦同一の事を施すべきや之を要するに本問題の關する所は左の點にあり、抑も居留地は日本領地を以て圍繞せられたる外國領地の一部を構成するものにして更に日本領地と何事も相共にせざる所なりと看做すべきや、事若し如斯くならば日本裁判所の判決は其權利のみに由て之を居留地内に執行すべからざること更に疑を容れず如斯き場合に於ては首尾必ず右原則の結果に從はざるを得ざるべし、而して今裁判事務の範圍内に於て一例を擧げんに證人召喚の如きに至りても必ず委員を設けて證據を採收せしむべし何となれば甲國より乙國に證人を召喚するは固より爲し得ざるの事なればなり、然るに條約界限地内に於ける地方警察に附與したる權限に由て之を見れば日本に於ける治外法權は前陳の如き正確の解釋を許さゞる所あり即ち此治外法權は只外國人の身體及び住居に及ぶと雖も土地には及ばず、故に居留地は日本領地

の一部にして此内に居る外國人は或る特典を享有するに過ぎざるなり是即ち余輩の宜しく著目すべき主義なりとす。是に由て之を觀れば目下の境遇は法理を以て論すべきものに非ず唯實際斯の如きの境遇にして其期限の如きも爾來大に短縮せられたり而して今日壘砦を設け以て外國人を保護せんとするも其の明日壞敗に歸するは蓋し本會の熟知する所たり、

前陳の議論は佛國委員が由て以て判決直接執行の方法を主張せし所たり、然りと雖も氏の已に陳述せし所の方法の如きは國法に於て之を採用することを許さゞるべしと思考せる者同僚中に鮮なからざりしを以て氏も此點に付强て主張せざるべし と再應陳述せり。

ハンネン氏は陳述の許可を乞ふて曰く、今本會の審査中なる議案第四款第二項に對し尊重なる露國委員の發議せし修正案には大不列顚國第一委員及自分に於て欣然同意を表すべし、何となればゼヴイツチ氏の立案せし語句は其明瞭なること原案に優れりと思考すればなり、又第三款に對する尊重なる佛國委員の批難は尊重なる伊國委員幷に獨逸國第二委員に於て充分に之を答辨せりと思考す、而して第四款に對するシエンキエウヰツ氏の議論の精確詳明なることには自分も固より感服する所たりと雖も今本會に於て設定せんとする所は遷移期限中に起るの恐ある場合を整理せん爲めの規則たることを忘却して可ならんや、是故に今茲に作すべき取極も亦必ず互相推讓の性質を有すべきものにして必しも尊重なる佛國委員の欲望せしが如く首尾理論に合し百事完備したるものたるを得ざるなりと。又言を繼て曰く、蓋し該款に掲載せる民事判決の交互執行は大不列顚國に於て外國裁判所の判決を執行するに當り照守する手續と正さしく同一なり故に此訴訟法は皇帝陛下の政府の認可を受くるに至るべし、如斯き重要の次

第あるを以てサー・フランシス・プランケット及自分に於ては本案第四款を採用せり、扨尊重なる佛國委員の議案は如何に善良のものと雖も英國裁判所の舊習と其大本を異にするを以て假令大不列顚國委員に於て之を採用するも其政府に於て必ず之を認可するや豫め確言するを得ず。

刑事判決の執行に關して云はんに、本會へ提出ありし議案は即ち困難を除するは一法なり而して此議案を以て英國裁判所の爲め明瞭のものとし且之が實行を易からしめんには唯第四款第二項の語句を尊重なる露國委員の考案に從ひ變更するを以て足れりとす。

大不列顚國第二委員言を終ふるに臨んで曰くサー・フランシス・プランケット及氏の意見を以て之を視れば第三款及び第四款の諸項は討議中なる問題を最も良く實際に適應する樣整理するものにして又充分に實効を奏するに至るべしと。

ナイト氏は第三款第一項に對して二三の意見を述べんことを乞ふて曰く、第一に「犯罪ノ地ヲ以テ其裁判管轄ヲ定ム」なる句の佛文中 délit（犯罪の義）なる語は刑法に據り處罰すべき諸種の罪科を表示する爲めには充分ならざるが如し故に自分は infraction（法律違犯）の文字を以て délit に換へんと欲すと。

數名の委員は目下の場合の如き其廣濶なる意義を以て délit なる佛語を使用するときは即ち處罰すべき所行の種類を悉皆含有せる總稱なりと指示せり。

ナイト氏は曩に確定せし主義と第三款第一項の末文即ち犯罪人逃亡したるときは其逮捕の地に因て管轄を定むべ

しと云ふものとの間に矛盾する所あるが如くなるを以て此に注意を促すと述べて曰く、曩きに條約案新第六條に對し投票を爲せしときに當り本會は領事裁判權の執行を公然居留地內に限りたり故に若し本會に於て前陳の句を採用せば右裁判權に再附するに業已に之を割殺せし職權を以てするものと云ふべし、今前陳條款の結果を云はんに玆に內地に於て罪を犯し居留地內に於て逮捕せられたる一外國人あり此者を審判するは獨り其所屬國の領事裁判所あるのみ、然るに之を審判するの權は第六條の明文を以て割殺したれば領事裁判所は復何に準據して條約界限地外に於て犯せし罪を審判するを得るや、兩者矛盾すること已に如斯し是れ則ち之を再陳せざるを得ざる所以にして又此高尙なる會の宜く此に注意すべき所なり。

コント・ザルスキは尊重なる白耳義國委員の指示せし場合に於ては犯罪人は逮捕せられたる時居留地內にあるを以て領事裁判所に於て管轄權を執行するも固より當然の事なるべしと陳述せり。

ナイト氏答へて曰く夫れ然り然と雖も處罰すべき所行は即ち新定領事裁判所管轄地外に於て犯せしにあらずや然らば則ち第六條中若くは目下審議する所の議案中に項目を加へ以て領事管轄權制限の原則に例外を設くるの意を明かにすべし尙又前陳の場合に於て適用すべき法律は犯罪人所屬國の法律たるべきは勿論の事なるや之を質問すと。

シェンキェウヰツ氏は此點に付ては更に疑ふ所なしと答へたり。

ナイト氏は陳述を終ふるに當り語を繼て曰く自分の所見にては「然レドモ起訴前ニ犯罪人逃亡シタル場合云々」なる句に換ふるに「犯罪人逃亡シテ審判ヲ免ガレタル場合ハ云々」の句を以てすれば一層簡明にして且完全のもの

となるべしと思考すと述べたり。

ハッバルド氏は第四款第二項に就て尊重なる露國委員が提出せし修正案を賛成し此修正文を以て該項の意義を一層明瞭にしたるものとせり蓋し氏は推讓の精神を以て第三款及び第四款の修正文を採用せんと告げ修正案第四款は數多の締約國が犯罪人引渡に關し主張せる主義に對する讓與なりと看做せり然れども合衆國が遵守する規則は右の主義に基くにあらずと陳述せり抑も合衆國は諸開明國と犯罪人引渡條約を締約せる者にして其條約の條款を執行するに於ては恰も合衆國裁判所に於て外國裁判所の民事判決を執行する如く二三の成規に準據するものに過ぎず而して該成規と雖も前陳の主義に關係する所なし故に合衆國委員に於ては修正第三款及び第四款に加へたる變更を主張するの必要なしと雖も數名の同僚は此變更を以て斯諸款を採用するに必要たるの修正となし又此修正案は審査中の問題を實際に整理すること最も周到なるを以て右の理由あるに拘はらず同委員は欣然之を採用すべしと陳述せり。

ハッバルド氏は佛國委員が修正第三款及び第四款に對して述べたる批論の鋭利にして學識に富めるを稱賛せり然れども氏は氏が尊重する同僚の考案を以て未だ全く實際に適する性質を有するものと想考せず故に之を採用するの必要を見ずと陳述せり。

シエンキヱウヰッツ氏は尊重なる白耳義國委員の陳述に付止むを得ず再び意見を述ぶべしと告て曰く、ナイト氏の言に領事裁判權は條約第六條に據り唯居留地內に制限せられたる後今は復た前日と同一の點に歸着せりと云ふべし何となれば條約附錄約款第三款に由て之を觀れば領事裁判所は帝國の內地に於て罪を犯し其後居留地內に遁匿せし

外國人を審判するの權を附與せられたりとあり此評良に正當なり、今日存在する境遇と明日設立せらるべきものとの間此事に關しては自ら異なる所あるは固より論を俟たず、然れども是只外形に於て然るのみ即ち之を今日に徴すれば警察官は犯罪外國人を居留地內に逸致し之を領事裁判所に引渡すに止ると雖も明日に至らば此外國人は之を追跡する警察官に先だち又其警察官の追跡を免れんと欲し自ら勉めて居留地內に再入する者たり、然れども其結果に至りては兩者共に一なり故に此二個の場合も其實同樣のものなりとす。

佛國委員又曰く、他に又前同樣矛盾する所あるが如し夫れ一方には居留地あり又一方には日本領地あり蓋し此兩地は相合して以て一國となるべきものなるや將た分れて二個の別國となるものなるや、若し兩地合して一國となるに於ては何ぞ判決に附するに承認狀を以てするの要あらんや若し兩地を以て二個別國とせんか其居留地內に隱匿せし逃亡犯罪人は犯罪人の性質を有せずして旅客の性質を有すべし、然り而して一個人が外國に於て犯せし罪科を處罰せんには其場合と情況により各國其法制に據るに非ればば之を處分するを得ずと。

會頭は日本第二委員及び氏の名義を以て尊重なる伊國委員が卓上に提出せし第三款及び第四款を尊重なる露國委員幷に獨逸國第二委員の考案に基き變更せるものを採用せりと告げ、此機に際し數名委員の論及せし領事裁判權釋義の問題に付二三の意見を吐露すべしと陳述せり。其言に曰く、日本政府は其已に締約せし所の條約を以て今回の集會に於て使用せしが如き意義廣濶なる治外法權を外國政府に讓與せしこと未だ曾て之れあらざるなり、蓋し其特典を有せる有限領事裁判權は之を外國人に讓與せしと雖も完全無限の治外法權に至りては曾て之を讓與せしことな

し、故に此點に付誤解あるが如きを以て此に注意を促し以て此誤解を矯正し又之を今回の會議錄に登載せんことを欲すと。

會頭又曰く尊重なる伊國委員が本會の卓上に提出せし第三款及第四款に對し本會の決議を採らんことを望む、故に各委員は席順に從ひ投票を爲さんことを乞ふと。

シェンキエウヰッツ氏は氏が吐露せし意見は本會の決議に附せし議案の趣旨より一層能く目下の必要に適應すべしと思考すと雖も業已に說明せし理由あるを以て氏は前陳の二個條を制限を置かず採用すと陳述せり。然りと雖も民事に於ける管轄の問題に關して氏は尙ほ一言の陳述すべきものあり、抑も會社に關する場合に於ては會社の文字に民事及び商事の兩會社を含包すること無論たるべく又遺產に關する事件に付き相續事件發生地の裁判所に於て遵守すべき法律如何の問題は他日之を議定するに讓ることを玆に明言せざるを得ず。

コント・ザルスキは前陳箇條を採用せり。

サー・フランシス・プランケットは前陳箇條を採用せり。

ハンネン氏も亦前陳箇條を採用せり然れども氏は第三款第二項（ホ）の「最終」なる語を删除すべしと陳述し、此項の語句をして左の如くならしめば意義一層明瞭なるべしと思考す「即チ死亡者ノ遺產ニ關スル事件ニ付テハ其死亡者ノ定住地ニ因テ之ヲ定ム」

シェンキエウヰッツ氏は先刻本會の決議に附せし議案は漸く今朝接受せしを以て未だ之を精密に閱讀するの暇を得ず而して尊重なる大不列顚國第二委員が注意を喚起せし彼の第三款第二項（ホ）目の如きも亦心附かざりしと陳述

せり。此項に遺産に關する事件に於ては「死亡者最後ニ定住地ニ因テ」管轄を定むべしとあり佛國委員以爲らく、近者本會に於て討議の際屢々使用せし定住地なる語の効力に就て界劃を立るを要するに似たり蓋し之を主義上より云へば外國人は日本に於て眞實の定住地を有する者に非ずして其十中の八九は本國に於て之を有す故に佛國人の如きも皆佛國に於て定住地を有せる者と看做さるるなり、然れば問題をして單に日本裁判所及び領事裁判所交互の管轄權を判定するに關するものとせば定住地なる語を用ゐて外國人が其居宅若くは商店本部を有する場所を指示するも格別の不都合あらざるべしと雖も遺産の問題に至りては死亡者所屬國の法律の干渉せざるを得ざる所のものなり故に一旦此問題に入らば定住地なる語は其法律上の効力を充分に有するに至るべしと。

佛國委員又曰く、若し自分にして此項目の目的を明かに了解せし者とせば(ホ)目の目的は日本に於て住居せる外國人の遺産に關する事件は如何なる法律に準據して處置するやを暗に定めんとするにあり、而して自分の此項目を了解する所に據れば其趣旨は左の如し。

遺産殊に動産に關する事件に付ては死亡者定住地の法律を適用すべし語を換へて之を云へば死亡者所屬國の法律を適用すべしと云ふにあり。

ド・マルチノー氏は(ホ)目の「最終」なる語は之を人々の取捨に任せて故障あるを見ずと説明し此語は伊國法律に準據する所たるを以て氏は之を刪除せざるべし加之其國の制度氏の國の制度氏の國の制限と同樣なる委員に於ても亦此語を其儘存し置くを好しとするは即ち氏と同樣なるべし而して氏に於て前陳の約款を採用することは改め

て陳述するまでもなきことなりと陳述せり。

ナイト氏は第三款幷に第四款共に之に制限を置くに非ざれば採用するを得ず蓋し民事に關する部分は氏は制限を置かずに之を採用するも難きにあらずと雖も刑事に關する部分に至りては氏は兩條共に稟申を經てのみ採用するを得と陳述せり。

ハッバルト氏は前陳箇條を採用せり。

フオン・ホルレーベン氏は前陳箇條を採用せり。

ザッペー氏は前陳箇條を採用せり。

セヴイッチ氏も亦前陳箇條を採用せり、然れども氏は若し前陳の箇條を實際に適用するに當り困難若くは不便の起ることあらば其都度外交上の談判を以て取極を爲すべきこと勿論たるべしと陳述せり。

フアン・デル・ポット氏は第三款及び第四款中和蘭國法律と牴觸せざる限りを採用すと述べ、且和蘭國法律は和蘭裁判所に於て外國裁判所の判決を執行するを許容せざるを以て第四款の如きは唯假に之を採用するを得るのみと說明せり。

某委員和蘭國委員に問て曰く氏は日本に於ける外國人居留地を以て和蘭國の一部を成すものと看做すや否やと、和蘭國委員之に答へて曰く領事管轄地内は條約を以て該地所屬國の管轄を讓與せし地方たり此地方に於て和蘭國人民が享有する權利特典を適用するの區域如何を斷定するは自分の權内にあらず即ち此點は之を自分の政府の裁定に

附するの外なしと。

デラヴァット氏は前陳箇條を採用せり。

アルヴヰン氏は前陳箇條を採用せり。

ルーレイロ氏は前陳箇條を採用せり。

シヱンキヱウヰッ氏は稟申を要するとの問題に付ては復た辯を費さざるべしと陳述せり。

會頭は本會の議決約款案第三款及び第四款を採用するに至りしは氏の欣然見聞せし所なりと陳述せり、然れども尊重なる白耳義國委員其投票に附するに「稟申を經て」と云ふ制限法を用ゐるを以て必要とせしは遺憾なり由て會頭はナイト氏に告げて曰く、前日此制限法を使用せしより討議を釀し又本會議事の進歩を妨げたり然るに此等の難事は當時幸に圓滑なる局を結ぶに至りたるを以て尊重なる委員は新規の錯雜を避除するの目的を以て幸に他の言語を撰用あらんことを敢て請求すと。

シヱンセヱウヰッ氏曰く氏は只今「稟申を經て」と云ふ問題に付復た辯を費さざるべしと述べたり然れども日本第一委員の言前日の事に及び當時紛起せし困難も幸に圓滑に局を結ぶに至りしの語出たり然り而して佛國委員にして前陳事故の結局に至りし有樣如何を述べんとせんか氏は會頭の如き言語を用ゐざりしならん會頭の一言に對し玆に之を述ぶるの必要を覺ふ、蓋し本會は稟申を經てと云ふ制限法の承認を拒絕せしと雖も投票を取消すの一事は之を許容したり故に尊重なる白耳義國委員に於て何時たりとも投票を取消すの權を保持し以て前陳箇條を採用せば是

即ち自身に不當の責任を負はずして會頭を滿足せしむる極めて簡便の方法たり。

ナイト氏會頭に答へて曰く氏が提出する所の議案氏の投票及び氏の發議等は皆稟申を經べきものなることは氏が屢々本會に於て述べし所たり今日の場合も亦等し、而して今回氏が此公然一般に使用せる制限法を用ゐるを以て必要とせし所以は即ち該條中全く白耳義國制度と牴觸する條款のあるにあり氏にして職務を全棄する者に非ざれば氏は其政府をして此種の問題に對し義務を負はしむるの道更にあらずと思考せざるを得ず。是に由て之を觀れば氏が爾來爲せし所の投票に隱然附着せる制限法を明言するも爲に困難の生ずる理由あるを見ず、然りと雖も若し會頭に於て「稟申を經」と云ふ語に故障を唱ふる所あらば氏は甘んじて氏が尊重する和蘭國同僚と同一の制限を以て前陳箇條を採用すと陳述すべしと。

會頭はナイト氏が厚誼以て答辯を爲せしことを謝し此答辯に由り難題を免かれたりと陳述せり。

フォン・ホルレーベン氏は「稟申を經」と云ふ制限法に付只今起りたる議論は之を取消すべしと發議し、尊重なる白耳義國委員は尊重なる和蘭國委員の作せる制限法に同意を表し而して會頭も亦此制限法を採用せり然らば則ち此事を會議錄に記載するの必要あらざるべしと陳述せり。

會頭は獨逸國第一委員の發議に對し同委員に謝し且此事を刪除するも氏に於ては別に異議なしと陳述せり。

シェンキェウヰッツ氏は此事を刪除するや否やの問題に付ては氏も他委員と同樣の關係を有せりと陳述せり。

會頭は此陳述の正當なることを承認し佛國委員に於ては幸に此點に付意見を吐露ありたしと陳述せり。

シェンキェウヰッ氏の答辯に曰く、佛國委員は「稟申を經」と云ふ制限法に付ては復た辯を費さざるべしと業已に明言せしを以て本件に關する議事を登錄せざることに同意するは固より容易なり、然れども抑も此問題は日本第一委員親ら喚起したり故に此一事に至ては之が記載を求めざるを得ずと。

サー・フランシス・プランケットは本會は尊重なる伊國委員が卓上に提出せし草案に基き氏の議案第三及び第四款に投票を爲せしを以て尙進んで該議案の餘款を討議すべしと發議せり。

ド・マルチノー氏曰く、本會は他の問題に涉る前尊重なる白耳義國及び和蘭國兩委員の爲せし投票の性質を明かに會得するを以て便宜とす、故に氏は尊重なる兩委員の投票に附せし制限は他委員が默然又は公然に其投票に附せし一般の制限と別に異なるなきや、又嚮きに氏が刑事事件に關する項に就て判決執行と囚人引渡との取捨を各委員に一任するの論辯に方り氏に於て領事裁判所をして刑事判決を執行せしむるの方法を採用せば政府の批准を得ること一層確然たるべしと陳述せし時に於て作せし所の制限と、今尊重なる兩委員の採用せし制限と其意義相違せざりしや會頭に說明を乞ふと。

ナイト氏は某委員に迫り或る殊定の法に從ひ其投票を明言せしめんとするが如き強迫手段に對しては公然分明に之を抗論すべしと述べ、各委員は皆行爲の自由を充分に享有すべく而して其政府に對するの外更に他に責任を負はず其良心と訓令との指揮する所に從ひ投票を爲すの權を有すべしと思考すと陳述せり。

ド・マルチノー氏は尊重なる白耳義國委員の主張せし所に拒論し、氏に於ては更に他委員に強迫するの意なし然

りと雖も會頭に質問し他委員の爲せし投票の要義如何を明かにするの權は氏の維持せざるべからざる所たり何となれば氏の同僚の投票は皆氏の投票及び本會に於て討議せる問題に對する氏の位置に着々關係を及ぼせばなりと陳述せり。

ハッバルド氏は尊重なる白耳義國委員が其投票を制限するに「稟申を經」と云ふ語を以てせしも爲めに該投票の大本に關係を及ぼすことなしと思考せり又ナイト氏の說明にも氏の投票は尊重なる和蘭國委員の投票と同一の意義あるものと解すべしと故にハッバルド氏は該投票を以て明々たる承諾投票となし尊重なる兩委員は本會の議案を採用するに當り其盡せし所充分なりと陳述せり。

會頭曰く尊重なる白耳義國及び和蘭國兩委員の投票に付疑問起りしを以て止むを得ず右兩委員に對し玆に質問せん兩委員は何時たりとも前陳箇條に署名するものなりと假定して可なるや尤も向後之を兩委員の政府の批准に關するは勿論の事たりと。

ナイト氏は尊重なる會頭の質問は何事に關するやを充分に了解せず目前の問題は單に約款に關するものにして此約款は署名を要するものに非ず然れども若し井上伯の質問にして條約に關するとせば之に答辯するの時機未だ到らず白耳義國委員は氏が同僚一統に右同樣の質問あるまでは其答辯を見合すべしと陳述せり。

ファン・デル・ボット氏は尊重なる白耳義國委員と同樣答辯を見合すべく氏の投票は氏の職權限り完備ならしめたるものなり而して前陳諸款の署名に關する會頭の陳述に至りては氏其意義の在る所を見るに苦むと陳述せり。

會頭は其質問の今直に署名する事に關せしにあらざるを説明せり然れども前陳の諸條は將に締結せんとする條約の一部たるべきを以て署名の時機到達せば尊重なる兩委員は此等の諸款を含有せる條約に署名するの準備ありや否や之を知らんと欲せしに止るなりと陳述せり。

ファン・デル・ポット氏は條約に署名の前氏は此點に關して一層精密なる訓令を和蘭國政府より接受するに至るべしと確信すと陳述せり。

會頭は尊重なる和蘭國委員は夫までは第三款及び第四款を採用せしものと看做し得るや否やと質問せり。

ファン・デル・ポット氏は此等の諸款を假に採用せりと答へたり。

ナイト氏は氏の明言せし所に加ふるもの一もこれなしと述べたり蓋し氏は尊重なる和蘭國同僚の作したる制限に同意を表せしを以て氏が已に開陳し且つ氏が滿足のものなりと看做せし所の外更に説明を求めらるるの理由を見ずと陳述せり。

會頭は此點は重要なるものなるを以て復之を論辯せざるを得ずと述べて曰く和蘭國委員は假に第三款及び第四款を採用せり故に尊重なる白耳義國委員の投票はファン・デル・ポット氏の投票と同樣のものなりと解して可なるや之を知らんことを欲すと。

ナイト氏の答辯に曰く氏は此質問に對し已に然りと答へたりと雖も氏の言ふことを欲せざるものをして敢て言はしめんとするの念確乎として動かざるが如きを以て復た答辯を爲さん抑も氏并に氏の尊重する和蘭國同僚に於ては

制限を設け以て前陳箇條を採用すと開陳せし以上は制限を置かずして之を採用すると云ふに非ざるは明かなるべし而して白耳義國委員は會頭を滿足せしめ且つ同時に氏が先刻明言せし所と符合するの言語は之を發見する能はずと陳述せり。

會頭は日本第二委員及び自分に於ては我國と條約を締結せる諸國の全權委員と談判を遂げ以て今回條約を締結するの權を有す然るに今回の場合を以て視れば某委員は其政府へ稟申するに非ざれば談判を繼續する能はざる者の如し然らば則ち自分は該委員の委任狀を以て不充分のものと推定せざるを得ずと陳述せり。

ナイト氏曰く今會頭が同樣視せんとせし所のものを以て徹頭徹尾均等なりとせざる旨を辯ぜん、蓋し井上伯は本會に於ては全權委員と成り又同時に日本政府の一員たるを以て氏の位置は格別に幸福なるものにして即ち一方に於ては訓令を出すの人となり又一方に於ては之を施行するの人となる是を以て施行者たるの責任を減ずること復少しとせず、之を遠國に在り且つ其政府と往復するの都度多少日子を要する外國委員に比すれば大に異なり、自分一己に關して之を云はんに自分は他同僚と同樣の委任狀を有する者にして其權限敢て他より狹隘ならず久其受けたる所の特權も亦他に等し故に此點に關しては其位置會頭が共に談判を爲す所の他委員と更に異なるなしと思考すと。

會頭曰く他委員は第三款及び第四款を採用せしと雖も白耳義委員は其投票に制限を附したり是に由て之を觀れば同委員は他委員と全く同一なる位置に立つ者に非ず故に其委任狀を以て不充分なりと推定せざるを得ずと。

ナイト氏再び答へて曰く自分に授與せられたる委任狀は尊重なる同僚の委任狀の如く完全なるものなり、然りと

雖も其實一片の權限たるに過ぎざるの委任狀を有せるの所以を以て之を授與せられたる委員は事情の如何を問はず必ず之を使用すべしと云ふべからず、蓋し一委員にして議案を採用するの權を有すとせんか同委員が必要とするときは其政府より接受せる訓令に準據し其權を制限するの權も亦之を有すること是實に爭ふべからざるの事實なり、而して自分に於ても亦已れに委任せられたる命令を執行するの際自分の必要なりと思考する制限を以て其投票に附するに非ざれば某約款案を採用するを得ざるの場合あり今回の場合に於て尊重なる和蘭國委員及び自分が必要と思考せし制限の如きも他日復た他委員に於て必要とすることあるべしと。

會頭は斯る事情ある以上は遺憾にも本會を繼續するを得ずと陳述せり而して本會は尊重なる白耳義國委員が其必要とする訓令及び委任狀を其政府より接受するまで閉會すべしと告げたり。

ナイト氏は會頭に一問題を質すの許容を得んことを求めて曰く、尊重なる和蘭國委員も自分と同樣の陳述を爲せしを以て一瞬間前は自分と同一の位置に立ちたり而して自分は尊重なる同僚が採用せし投票式に同意すと公然開陳したり、然るに今は何が故に自分一人を抽出し又何が故に會頭は自分一己にて惹起さざりし反對說の責任を以て獨り自分に負はさんとするや其理由を知らんことを欲すと陳述せり。

會頭は右の理由は尊重なる和蘭國委員は前陳諸款を假りに採用せしにありと陳べ而して尊重なる白耳義國委員も亦假に採用せしと解して可なるやと質問せり。

ナイト氏は會頭若し此言辭を好まるゝならば氏も亦假に前陳箇條を採用せしと述ぶべしと陳述せり。

セヴィッチ氏は只今起りたる事柄は誤解に基くものなれば之を一切會議錄に載せざるを以て最も簡便なる方法とし又斯くの如くなすとも本會の威儀を傷なふこと更にあらざるべしと陳述せり。

會頭は此點は本會の決議に任ずべしと陳述せり。

本件に付委員の說出でざりしを以て會頭は本會の議決を豫定するを好まずと雖も自分一己の關する所を以てすれば寧ろ本件を會議錄に登載するを欲すと陳述せり。

スヴィッチ氏は會頭の意見を尊重するを以て井上伯が只今明言せられたる以上は復た氏の考案に付主張する所なしと陳述せり。

次にサー・フランシス・プランケットは約款案第五款を左の如く朗讀せり而して本會は之を採用せり。

領事裁判所及ビ日本裁判所ハ判決執行ノ外相當ノ照會ニ由リ相互ニ司法上（特ニ事實ノ調査及ビ釋明ニ付）ノ補助ヲ與フベシ

此ノ規則ハ一方ノ管轄區域內ニ住居スル證人ヲシテ他ノ一方ノ管轄區域內ニ在ル他國裁判所ニ出廷シ其證據ヲ供セシムル爲メ相互ニ之ヲ召喚スル場合ニモ亦適用スベシ

次にサー・フランシス・プランケットは約款案第六款を左の如く朗讀せり。

逮捕權ハ普通ニ日本官吏ニ屬ス但シ現行條約界限地內ニ於テ相當裁判所ノ令狀ナクシテ、、、、、臣民ニ對シ此權ヲ執行スルハ現行犯人ヲ逮捕スル場合ノミニ限ルベシ

右逮捕セラレタル者ハ警察署ニ於テ該犯人即チ是ナルコトヲ證驗セラレタル後ハ直ニ釋放セラルベシ但シ其申立ニヨリテ直ニ該犯人即チ是ナルコトヲ證驗スルコトヲ得ザルカ或ハ其重罪ヲ犯シタルカ若クハ逃亡スル恐アル場合ニ於テハ直ニ該犯人ヲ管轄領事若クハ司法官ニ引渡スベシ

日本官吏ハ現住居人ヲ管轄スル裁判所ノ命令ナクシテ、、、、、國臣民ノ住居スル家宅ニ入ルコトヲ得ズ但左ノ目的ノ爲メニスルモノハ此限ニ在ラズ

(イ) 家屋住居人ノ身體若クハ生命ニ關スル實在ノ危險ヲ防止スル爲メ又ハ該家屋ノ有樣ヨリ他人ニ及ブ實在ノ危險ヲ防止スル爲メ

(ロ) 家屋内ニ於テ罪ヲ犯ス者アルニ方リ直ニ其事實ヲ査明スル爲メ

サー。フランシス•プランケットは本款(イ)の末段即ち「家屋ノ有樣ヨリ他人ニ及ブ實在ノ危險ヲ防止スル爲メ」なる字句は甚だ漠然たるを以て之を删除すべしとの考案もありたるが氏も亦此考案に同意するに因り該句を删除せんことを發議すと陳述せり。

シエンキエウヰツ氏は第六款を採用し且英國委員が發議せし如く(イ)項の末段を删除することを賛成するなり其實氏は此設備の要用あるを見ざるのみならず却て之が爲め不便を生じ且權限濫用の口實となるの恐ありと思考するなりと陳述せり。

他の諸委員も亦前陳の發議に係れる變更を爲すことに同意せり、而して本會は第六款を右の如く變更して之を採

用せり。

次にサー・フランシス・プランケットは約款案第七款を左の如く朗讀せり。

裁判管轄條約第六條ニ定メタル期限ノ未ダ終ラザル前ニ領事裁判所ニ於テ審判ニ取掛リタル民事及刑事事件ニ就テハ該裁判所ノ管轄權ハ該事件ノ終審裁判ニ至ルマデ仍ホ存在スベシ又右期限內ニ開廷シ未ダ終判ニ至ラザル破產ノ起訴ニ就テモ該裁判所ノ管轄權ハ其處分ノ終判ニ至ルマデ仍ホ存在スベシ

右期限內ニ起始シタル强制執行ハ從前ノ手續ニ從ヒ之ヲ完結スベシ

シヱンキヱウヰツ氏は第七款を採用せり、然れども左の意見を陳述して曰く、玆に破產事件を特揭するは萬々必要ありての事なるや破產事件の此款中に含包せられたるは勿論のことなり然れども英文の bankruptcy なる語を此款の佛文に於て faillite と飜譯せり抑も佛國法律に於て faillite の中には所謂る faill'te, banqueroute simple 及び banqueryute fraudulense を含有するを以て之に關する特別の項目を設くるは即ち新に錯誤を來すものと云ふべし故に自分は本款第一項の末段を删除するを以て便益とすと。

サー・フランシス・プランケイトは尊重なる佛國委員の吐露せし意見に同意して本款第一項の末段即ち「又右期限內ニ開廷シ未ダ終判ニ至ラザル破產ノ起訴ニ就テモ該裁判所ノ管轄權ハ其處分ノ終判ニ至ルマデ仍ホ存在スベシ」なる語句を删除せんことを發議すと。

委員皆此發議に同意し、而して本會は第七款を斯の如く變更して之を採用せり。

セヴィッチ氏は約款の諸款皆本會の逐次採用せし所となりしを以て議案全體に對し一般の投票を爲すことを勸告すと陳述せり。

シエンキヱウヰツ氏は此場合に於ては一區別を設くるの必要あり何となれば警察及び行政規則に關する問題は未だ討議に附せられざるを以て之を全案に對する投票中に入るるを得ざればなりと陳述せり。

セヴィッチ氏は約款を第三款より始め之を全案となして投票を爲すことを得べし此場合に於ては第三款は即ち第一款となるべしと述べ、且尊重なる大不列顚國委員が裁判管轄條約第六條の附録として提出せる議案に本會に於て逐次修正を加へ終に本會之を採用したるの一事は兎も角之を會議録に掲載せんことの願はしき旨を陳述せり。

會頭は尊重なる露國委員の考案に據り本會は約款案全體に對して投票すべしと發議し尤も該議案は第三款を以て第一款と爲すものなりと陳述せり。

本會は會頭の發議を採用せり、而して白耳義國及び和蘭國の兩委員を除くの外は委員皆修正したる議案を採用し右兩委員は唯假に之を採用すと陳述せり。

會頭は今日の集會に於て議事の進歩を見しは大に喜ぶ所たりと述べ本會は一月十五日土曜日午後二時まで休會すべしと發議せり。

此發議は採を得て六時十五分前に散會せり。

井　上　馨

青木周藏
ザルスキ
エフ・アール・プランケット
ニコラス・ゼイ・ハンネン
リチャルド・ビ・ハッバルド
イ・イ・フアン・デル・ポット
アール・ダブリユ・アルヴヰン
ジ・ルーレイロ
右英文に署名

シエンキエウヰツ
エル・ド・マルチノー
ヂー・ナイト
ホルレーベン
ザッペー
デイ・セヴイッチ
ジ・デラヴアット
右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。
バロン・フオン・シーボルド
デイ・ダブリユ・スチーヴンス
都築馨六
ジオン・エイチ・ガビンス
ビー・ド・ルシー・フオサリウ

會議錄　第十七

明治二十年一月十五日集會

井上伯を會頭とし午後二時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及青木氏

佛蘭西國全權委員　シエンキエウヰッツ氏

墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ

大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット及ハンネン氏

伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏

白耳義國全權委員　ナイト氏

亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏

獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏及サッペー氏

露西亞國全權委員　セヴイッチ氏

和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ポツト氏
西班牙國全權委員　デラヴアツト氏
布哇國內權委員　アルヴキン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏

會頭は前會會議錄の公文署名の準備未だ整頓せざる旨を告げ而して從前屢々其例ありし如く次會まで該文書の署名を延期せんことを發議せり。

會頭は右の署名延期に付異議なきに依り英獨合議案第五條の協議を始むるに先だち日本委員は自ら左記の宣告を爲すの必要を感ずる旨を陳述せり。

一二の尊重なる委員は本會の討議に係る問題の中に就き或る部分に對する採用を單に申稟を經べきものとせり之を詳言すれ即ち本條約の署名に先だち該問題を自國政府に申稟し其認可を請ふべきの制限を附するものたることを宣告するを以て適當と思考すること數次之れ有りたり。

抑も日本委員は前題の手續を經由するは全權委員の位地及權限と其權衡を得ざるものなりとの見解を抱けり又日本委員は前題の制限を附せられたる約款は固より本會の之を議決するの目的を以て茲に集會したる所以の重要なる一部たるが故に必ず應に各締約國政府の了知する所たるべし然ば則ち各委員は既に其訓令に接せるか假

令へ現に之に接せざるも尙此推測を免かれざる所たりと主張す。
日本委員は左記の諸議案に於て前題の推測を附するも其正鵠を失なはざるものなりと思考す。
一、日本政府が客年五月本會に提出したる條約草案
二、前項草案の或る部分に代りたるものにして通常英獨合議案と稱し客歳六月十五日獨逸國及び大不列顚國兩委員より本會に提出したる發議案
三、前記二個の發議を適施するに方り提出を要したる細目に關する諸議案
故に日本委員に於ては尊重なる各委員は前題諸議案に對し必ず既に訓令を接受したりと推定し且つ殊に貴重の時日を鎖し爲に本會の進捗を遲緩ならしむるの虞あるを以て該議案に關し更に各自の政府に稟申するの必要あるべからずと斷定するは正に其當を得たるものなりと確信す、然りと雖も尊重なる委員に於て特殊の疑點に對し一層詳密なる訓令を自國政府より得るの必要を感ずるときは電信を以て之を請ふが如きは毫も妨げあるべからず。
本會は常に必ず此の如き場合には該目的を遂ぐるに必要なる時間を限り之を允諾するに吝ならざるべし。
日本委員に於ては自餘の尊重なる委員は自國政府の全權委員たるの資格を以て該期限內に決定の意見を陳述するの職權を有するのみならず且つ之を陳述するの義務を負ふものなりと確信する旨を開陳するの必要を感ずるも、各政府に於て玆に訂結せんとする條約を相當に審査したる後に於て始めて之を批准すべきの制限を有する

ものたるは固より明かなり。且つ日本委員は條約批准に及んで多數の政府は其立法議院の承諾を要するが故に雙方政府の冀望及意思に反し或は本條約の幾部分を拋棄することもあるべく又或は之に後來の更正を加ふるの目的を以て更に商議を開くに至るべき必要の生ずる場合もあるべきことを容認す。

日本委員は本會議終局の結果を著しく左右するの危險此邊より生起せんことを熟知するも而も締約諸國の政府及議院の措置に付充分の信用を附するものにして關係諸國互相の利益を目的とする本會議の事業をして滿足なる終結に歸着せしめんが爲其最好の幇助を之に盡されんことを確信す。

本月八日の會合に於て尊重なる白耳義國及和蘭國兩委員は「申稟を經」ると云ふ採用の公式を用ゐんことを企圖し白耳義國及和蘭國領事裁判所に於て日本裁判所の言渡したる刑事判決執行の問題に對し決定の意見を陳述することを拒絕し斯の如き刑事判決の執行は其各自の國法に背反するが故に此事に關する諸條に對しては「申稟を經」と云ふ制限を附し甫めて之を採用するを得と陳述したり。此問題に關し日本委員は客歲五月一日の集會に於て其提起したる草案に於て日本國及外國裁判所の並行一致の作用を期するの意見を有したるの事實を本會の回想せられんことを冀望す。而して此竝行一致の作用を實施せんと欲せば前顯申裁判所の言渡したる民事及刑事判決を乙裁判所に於て執行するに至るは是れ自然の數にして其手續は必らず盟約一致の上規定する所に依るべし。故に本條約草案に添附するに裁判管轄執行に關する特別規則を以てし而して該規則は既に各國政府の保有する所たり。夫れ英獨合議案は該諸規則案を變更して之を左た簡單にし且其施行期限を三ケ年に短縮し

たるものなり是れ即ち前題の規則案に代へたる簡略なる約款案にして既に數會間本會の討議を經たる所のものなり故に此問題を以て尊重なる白耳義國及和蘭國兩委員が圖らず聞知したる所たり又其兩國政府に於ても該問題は自ら本會討議の目的たる所の事項とは全く無關係のものなりと之を目ずるを得とは蓋し言ふを得ざるべし。判決執行に關する互相の義務は闕くべからざるの點なるが故に既に英獨合議案の主義を採用したる一政府にして此最重要點に對し異議を唱ふるは理の容れざる所とす。白耳義國及和蘭國の法律にして現今外國裁判所の判決執行を准許せざるものとせば該兩國政府は此事實を等閑に附すべからず而して英獨合議案中自餘の諸點に同意せんと欲するに於ては必ず當に各自其立法制度中所要の變革を爲すに付必要なる手續を履むべきは信じて疑はざる所なり之を要するに日本委員は此事に關し白耳義國及和蘭國の兩政府に對し充分の信用を措く旨を陳述するに於て毫も躊躇せざるものなり。

是等の問題は上文所陳の如く必要缺くべからざるものなるが故に之を一の追加條款に讓ることは此場合に於て殆んど爲すべからざるの事にして且つ目下至重至要の關係ありて該問題の適施を要する所たり白耳義國及和蘭國兩委員は本月八日遂に「申稟を經」と云ふ採用の公式に代ふるに「假に」の語を以てせり。日本委員は此措置の能く其希望に適合するものなることを認め大に欣悦する所にして此問題に付今日更に討議を爲すが如きは好まざる所なり。然れども日本委員は「假に」と云ふ語を以て批准の制限を附して採用するの義と解釋するの旨を宣告するは正に其本分なりと思考す。

ナイト氏は只今尊重なる會頭の朗讀せられたる意見の中に付重要なる諸點に對し單に之を聽聞したる上に於て氏の能する所を以て即時に返答せんと欲する旨を述べたり。

該事項に關し一層廣大なる見解を下し且つ主義上に關する問題と錯雜混合したる特殊の諸問題は暫く之を不問に附し去り、ナイト氏は第一に此場合に於て氏をして果して或る抵抗をなすに至らしめたることあるも該抵抗は決して曾て本會に提出せられたる約款に對し之を試みんと欲するに非ざること、及氏は惡意の感情に任せて自ら動くものなりとの觀念を強めて排撃するものたることを重ねて玆に陳述せんことを熱望せり。白耳義政府は日本國の正當なる要求を滿足せしめんが爲には敢て其全力を竭さんと欲することに付て氏は確乎たる信憑を有し且之を公明に陳述せんことを欲せり。若し氏にして苟も抗辯したるの實あらば該抗辯は單に王國政府の容易に採用せざるべしと氏の豫想せる或る問題に關し氏をして一も制限を附するを許さずして直ちに之に可否の投票を强て爲さしめんが爲に提起したるが如き要求に對するものなり。

ナイト氏の說に依れば凡そ商議を爲すに方り其商議の種類に論なく「申稟を經」、と云ふ制限式の採用を容認するは啻に正當なるのみならず尙ほ必要缺くべからざるものなり、加之若し會議をなすに方り某々の問題は假に之を採用すべしとの委員の權利にして論難を免れざるものとすれば多數の場合に於ては議題は到底結局に至る能はずと謂ふべし、若し此權利を拒絕するに於ては該委員は總て提出せられたる問題を決然採用するか若くは廢棄するかの二者必ず其一に居らざるを得ず、而して此場合に於て常に無制限の採用若くは廢棄をなし得る委員は蓋し極て少數なる

べし、凡そ商議上「申稟を經」と云ふ制限若くは類似の制限式を容認するの必要は汎く認信せられたる所にして外交史上氏の知る所に由り之を判ずるにナイト氏は此點に付外交會議に於て異論を唱へたるは蓋し日本國委員を以て權輿とすべしと思考せり。

加之氏は實際能く該制限法の使用を防遏するの道あるを見ず一委員にして某問題に對し其自國政府の採否如何を未だ充分に詳らかにせずして無制限に之を採用すべしとするも其自國政府は結局常に該委員の措置を排棄するを得るが故に該委員は單に自ら危險を踏むに過ぎず、玆に一例を擧げんに某地に會合したる委員は全會一致にて「申稟を經」と云ふ制限式を採用せざるべしと同意の上一問題を之に提供したるに一も制限をなすなく之を採用したりと假定せよ、各委員は電信若くは最近時の郵便を以て速に其決議を各自政府に申稟するを期したり、而して該條約署名期限に先ち委員は其調令に接受すべし、然るに或る政府は採用に關する自國委員の措置を非とし其投票の取消を訓令せば該委員は其取消をなさゞるべからざるなり、是に由て之を觀れば此場合に於て該委員は其自國政府の到底採用せざるべしと推測したる條款を無制限に採用したるに因り深く自ら危險を踏みたるの一事を除くの外當初「申稟を經」と云ふ制限を附して之を採用したると結局毫も異なることなきの境遇に在るものとす。

故に白耳義國委員は日本國委員が本會々員に對し未だ各員に於て自國政府に申稟せざるに先ち本會に提出せられたる諸問題に對する各自の諾否を公式に依り吐露せんことを求めたるは果して何の根據に由るか能く之を理會せざるものなり況んや諸外國は其委員の採用に依り確然牽束せらるゝものにあらずして署名の前に在りて更改を請求す

るの權は恒に之を有するに於てをや、此事に付尊重なる日本國委員の腦裡に於ては署名及び批准の二者全く相異なりたるものを混淆したるが如し、抑も署名なるものは單に委員の所爲にして條約全體及び其細密の條件は渾て自國政府の允可する所たるべしと自ら感覺したるとき署名するものにして批准は一に君王若くは國首の特權なり、夫れ委員の保有する全權は極めて廣大なるものにして締結及署名の權を授與せらるゝも該全權は委員と其代表する所の政府の間に存在する内約に依り限制せらるゝものなり、此内約あるが故に委員に於て其政府は必ず徹頭徹尾文書の全體を允可すべきことを確信するにあらざる以上は德義上條約に調印すべからざるの義務を負ふものにして純然例外にして且火急已むを得ざる場合の外其委ねられたる信任を濫用し自國政府の未だ知了せざる文書に署名するが如きあらば該委員は重大なる過失に陷ゐるものと謂ふべし。

抑も商議の當初政府が充分の全權を委員に附與するは實に其之に對する信任の章標なり諸外國政府は自ら正當なりと考量するときは最初單に商議の全權のみを其委員に附與するに止め而して署名に必要なる特殊の權力は商議結局の時期到達を俟て之を附與するを得ることは忘却すべからざるの一事なり、然りと雖も實際に於ては上記の如く爲さゞるの慣例にして政府は委員の必ず全權を濫用せざるべきを確信するが故に當初より之に充分の全權を委ぬるに躊躇せざるなり。

次に白耳義國委員は尊重なる會頭の論議の末段に就て氏の未だ全く信服する能はざることに論及せり、曰く井上伯は近者本會に附せられたる諸議案の詳細は皆諸外國政府の熟知する所にして其英獨合議案を採用したるの一事は

以て必然各政府に於て判決執行に關し設くる所の或る章程を採用せんが爲めの允諾を含蓄するものなりと主張せり、ナイト氏は英獨合議案本文中一も執行の問題に關するものあるを發見する能はず然りと雖も氏は强て此點に付呶々するを欲せざる所にして氏は唯此機會に際し千八百八十二年以來日本政府の通報に係る諸文書は客歳五月一日本會に提出せられたる文書と共に皆英獨合議案の採用により取消されたりと常に思考したる旨を陳述せんことを欲せり、而して氏の理會する所に依れば該合議案は前の諸文書中に於て裁判管轄に關する所に公然代りたるものなり是故に氏は既に必ず取消されたりと推測すべき理由を有する問題を日本委員が再び提起せんと企圖するを見て幾分か驚愕の感なきにしもあらず。

終りに臨んで白耳義國委員は會頭の宣言の末段の旨意不明なりと信ずる旨を述べたり、而して氏の請求に依り再び該末段の朗讀せられたる時氏は批准なる語の用法不明瞭なることを指摘せり、抑も一委員が批准の制限を附して採用すると謂ふは自ら明瞭なる事實を陳ぶるものなり此事に關しては衆委員は皆同一の地位に在り若し批准なる語を以て允可の意義を表するとせば委員の假に採用せるは即ち自國政府の允可を經べきものとして採用せるものなるが故に疑團は全く氷解すべし、之に依て若し會頭に於て批准なる語に代ふるに允可なる語を以てせばナイト氏に於ては自國政府の允可を經べきものとして採用する旨を陳述するも毫も妨げなしと陳述せり。

爰に於て會頭は其宣言に於て用ゐたる批准なる語は白耳義國政府の允可を表するの意と之を理會せられんことの意思なる趣を答へだるにより、白耳義國委員は果して然らば氏の採用は其政府の允可を經べきものと考量せられん

ことを尊重なる會頭に請求せんと欲する旨を述べたり。

フオン・ホルレーベン氏は英獨合議案の共同起草者たるを以て該合議案は裁判管轄に關し總て日本政府の提出に係る從前の考案に全く代りたるものと考量せられんとは氏の心頭に決して想起せざる所たる旨を述べたり、氏の意見に依れば該合議案は單に客歳五月一日日本政府の外國各委員に通牒したる改正條約草案の數條項を代補したるものなり氏は尙ほ日外斯代補せられたりと認めし數條項を列擧するの榮を有せしことを附言せり。

サー・フランシス・プランケツト曰く、自分も亦英獨合議案の共同起草者たるが故に甚だ遺憾ながら獨逸國第一委員の述べたる所に全然同意する能はざる旨を陳述するの已むことを得ざるを覺ふ、抑も英獨合議案は其提出前に日本政府より出したる裁判管轄の發議を悉く代補したるものなり、是れ固より自分が英獨合議案に關し抱ける想念にして會議錄第六に記載せる本會の記錄に於て之を證明する所又是日本政府が其委員を經て明かに此事實を容認したりと自分の思考する所なり、若し夫れ此點に關し今現に異議の存在するあらば乞ふ會議錄第六第十四頁に掲記する左の文を以て事態を明示せん。

「本會再び集會したるとき會頭は日本政府の名義を以て大不列顚國及獨逸國委員の本會に提出したる裁判管轄條約草案を採用し之を以て曩に日本政府より提出せる改正條約草案中裁判管轄に關する條項に代ふる旨を宣言せり依て會頭は日本の草案中裁判管轄に關する所を取消したり。」

上文を包含せる會議錄は現に數月間一回も非難を受けたることなくして存在せり、仍て自分は日本國委員が英獨

合議案を採用したるの時に方り裁判管轄に關する原草案の旣に取消されたることを確信する旨尊重なる白耳義國委員の明言せるは其根據とする所ありと思惟するものなり。

尊重なる白耳義國及和蘭國委員のなしたる假投票の問題に關し自分は尊重なる白耳義國委員に加へられたる壓制に對し該委員の抗拒したるは正當の事なりと思考し且つ此遺憾とすべき偶然の事項は今之を終結するの望ましき旨を一言せんと欲すと。

ファン・デル・ポット氏は耳を欹て尊重なる同僚大不列顚國第一委員の演說を聽聞し且尊重なる同僚白耳義國委員の爲せし辯論の要領に同意したる旨を陳述せり、氏は尙ほ英獨合議案第六條に附加せんとせし約款は該合議案の一部に入らざるの一事は尊重なる會頭の注目を泄れしと自ら思惟する旨を附言せんとす。

抑も尊重なる會頭は從來本會の注意を課せし諸問題は渾て關係諸外國政府の知了する所にして又其在日本代表者は其訓令に接受するに足るの充分なる時日を有せりと陳述せられたれども、實際諸政府の知得したる所は唯英獨合議案にして前陳第六條の附加約款は該合議案の一部たらざる旨は已に尊重なる該合議案の兩起草者の共に本會に於て宣言したる所なり、仍て氏の未だ自國政府の保持する意見を知得するの機會を有せざる問題に對しては其自國政府の決定を待つこと充分當然のことなるべしと自ら思考すと陳述せり。

シユンキユウキツ氏曰く、自分は英獨合議案の價値に關し其尊重する同僚白耳義國大不列顚國及和蘭國委員の陳述したる意見に全く同意したり、自分は該合議案が從前の諸草案を取消したることに付決して一毫の疑惑なかるべ

しと自ら思考せり、萬一日本委員のなしたる公正の宣言にして未だ全く此點の疑惑を解除するに足らずとせば自分の考ふる所に於て絶對の證憑たるべき事實に基ける論據あり、即ち日本政府は客歳五月一日本會の開始に際し各員に交付したる改正條約草案謄本の返付を請求せしことあり爾後未だ曾て之を各員に還附せず是に由て之を觀れば該草案は啻に心想上のみならず有形上又取消されたるものなり、而して此の如く首要の草案すら既に取消されたるに於ては之に隨屬する附加案も亦運命を倶にすべきは其數とす。

英獨合議案に對し諸外國政府の之に與へたる允可に關し自分は該案の主義と條項とを混ぜざらんことを要す佛蘭西一國に就て云はんに同國政府が該案の主義を採用したるは毫も疑を容れざるところとす。

抑も主義と云ふ語意に就て自分は再び此點に論及するを無用と見做し曩に充分明瞭なる解釋を附したり然と雖ども主義の採用は決して發議に係れる條項の採用をも包含するにあらず、若し佛蘭西國政府に於て爲さんと欲する所あらば該條項を取消し追加し及變更するを得べくして毫も其同意せし所の主義に障害を及ぼさゞることは明白に容認せられたる所なり。

「申禀を經」と云ふ制限の問題に就て自分の意見は既に充分知了せらるゝところなれば自分は唯一委員をして或る特殊の方法に由て投票せしめんと欲し之れを强迫するが如き手段を稱賛するものに非ることを再言せんと欲す、抑も斯の如き措置は啻に通義に背馳せるのみならず又自分の能く知る所の歐洲會議上未だ曾て之れが先例を見ざる所にして是を日本政府の創始とや云ふべき。

「申稟を經」と云へる制限を容諾するに於ては時日を徒消するの弊ありとの辯論に對し自分は一言以て之を駁せん若し夫れ本會にして該制限の容否を討議するに消費したる時間を轉用して本條約の審査に供したらんには容易に一條文餘を議決することを得たるなるべしと。

フォン・ホルレーベン氏は其尊重する同僚佛蘭西國委員の陳べたる意見に左袒する能はざるを以て遺憾なりとして曰く、裁判管轄に關する日本の原案は英獨合議案の代補する所となり而して尊重なる日本國委員が該合議案を採用したるは共に事實なりと雖ども（氏の說に依れば）英獨合議案は唯之を討議の基礎とすべきものにして之れが須要の細條件は隨時補塡すべく而して該細條件の補塡及び解釋の資料として最初の草案を利用することは明かに容認せられたる所なりと。

シエンキエウヰツ氏は之に答へて曰く、玆に此事に關し一の區別を立つるの必要あり何となれば若し此文書の含蓄する所の細件を索るの目的を以て之を引用書即ち客歲五月一日の草案を歷史上の文書と見做すに於ては之と同一の理由を以て前會議の文書類幷に爾來發表に係れる諸覺書及び其他の私談をも明かに參考に供するを得べけれども此一事と五月一日の改正條約草案に或る外交上の價値を附するとは其間に大差の在るあればなり、自分は尙該草案の返却を請求せられてより以來復決して之を還付せられざるが故に通商條約草案の本文さへも亦自分の保有せざることを再陳せざるを得ずと。

ハッバルド氏は本會の時間を消するを欲せずと雖も討議久しきに彌る時は現情態を明らかに知らんが爲には時々

前會の事を回顧するは必要なり尊重なる大不列顚國第一委員は先刻會議錄第六第十四頁を引用せり自分も亦其尊重する同僚の先例に傚らひ該會議錄中左記の文に付本會の注意を喚起せんと欲す。

「シェンキェウヰッ氏は此案は氏に取りて全く新規のものゆゑ之を考究することの必要なることを再應主張するは氏の本分なりと述べたり。

ナイト氏は本會に提起せられたる提案は公文の性質を有し且確定のものなるや又は變更すべきものなるや本國政府へ報告するに於て自分心得の爲必要なれば此點に付承知したき旨を再述せり。

會頭は此提案は一旦採用せられたる上は公文の性質を有するものたるべしと陳述せり。シェンキェウヰッ氏は日本政府は此提案を各委員に送付せざるべからずとの說を固執し日本政府は凡そ六週前に在て既に公然の案文を本會各員に送付し之を以て協議の基礎と爲さんことを企圖せり而して今日提出ありたる草案は右の原案に代りたるものなれば日本政府は更に其原案者と爲り最初原案を提出せし時の如く此新案を各員に送付すること必要なりと述べたり。

此點に付一應討議の末十五分間休息せり。

本會再び集會したるとき會頭は大不列顚及獨逸委員の本會に提出せられたる裁判管轄條約草案を日本政府の爲めに採用し之を以て曩に提出せる改正條約草案中裁判管轄に關する條款に代ふる旨を宣言せり、仍て會頭は日本の考案中裁判管轄に關する部分を取消したり。」

ハッバルド氏は裁判管轄に關し日本政府の提出に係る原案に代へたる英獨合議案採用の事に關し前記の引用文に依れば一點の疑惑を留むる所なしと自ら思考する旨を陳述せり。

合衆國全權委員は次に「申稟を經」と云ふ制限に關せる議論に就て他の注意を促して曰く、抑も此制限は已に本會議中用ゐたるものにして又其大體に於て自分は合衆國全權委員の資格を以て爲す所の投票に必ず添附すべきことを既に解説したり、自分は嘗て前會に於て其尊重する同僚佛蘭西國委員に往々不同意を表するの必要を感じたるも而も「申稟を經」と云ふ制限式使用上に關する氏の主義に至りては全く之れに同意せり、自分が既に客歳十一月十五日の會議席に於て開陳するの榮譽を有したる如く凡そ外交上の會合に於て議案採用に方り「申稟を經」と云ふ制限を附し以て委員は其自國政府へ申稟するか又は他の方便を用ゐ或は其採用を再考し或は其既に爲したる投票の確認を得るの猶豫を有する間に會議の車輪は圓滑に廻轉するを得るが故に該制限式の採用は啻は容許すべきものたるのみならず亦必要缺くべからざるものなり、又委員は一議案に反對説を抱くも尙ほ自ら拒絕の責任を負はざらんが爲め且つ本國政府をして結局其自ら採らんと欲する所を決定するを得せしめんが爲め動もすれば「申稟を經」の制限を附して之を採用する場合の生ずることあるべし。

自分は嘗て自國政府の爲め英獨合議案を採用したる旨を陳ぶるに方り此「申稟を經」と云ふ制限を用ゐたり、客歳六月廿九日自分は疾病に罹り本會に出席するを得ざりし時書束を本會に提出したり之を尊重なる同僚大不列顚國第一委員が當時の集會に於て好意朗讀したる中に左記の文あり。

「前會の節英國及び獨逸國兩委員の公然提出せし議案は條約改正の裁判管轄に關する事項を如何にも妥當公平に斷定し得るものに付合衆國は其委員を以て之を賛成致候此議案は向後の諸條約の根據とすべき確乎不拔の基礎に有之候へば拙者に代り之を採用することを我同僚たる大不列顚國委員に依賴且つ委任致候尤も其採用の趣は我政府へ申牒して其認可を請ふべき義に有之候」

抑も條約改正の事業をして駸々歩を進ましむるは固より自分の渇望して止む能はざる所たるも自分は常に必らず可とするの投票を爲すの約束を取るを欲せず、然れども本會に提出せられたる考案中自ら之を嘉賞せざるものありと雖も徒に之に抗拒し爲めに商議の進歩を沮むが如きは自分の躊躇するところたり、例之へば尊重なる日本國第二委員が本會に提出したる約款案の如きは自分の必要なりと思惟せざる所にして且つ自分は此說を共同僚諸員に隱匿せざりき、尊重なる大不列顚國委員も亦素と此見解を同じくせしも同委員は尋て該約款の修正案を提出したり而して自分は該約款の原案幷に修正案共に皆全然之を好まざるも而も自分の地位は尊重なる同僚と等しくして又尊重なる日本國兩委員の希望に副はんが爲めの故に該約款を可とするの投票を爲したり。

尊重なる白耳義國委員が其投票に制限を附したるは大に正當なる措置なり、何となれば其投票を爲したる約款は英獨合議案の原文の一部を成すにあらず且つ原案の如く公文の性質を有するに非ざる修正案たること明瞭なればなり、自分は尙ほ一言以て强く辯ぜんと欲することあり曰く單に本條約の附則にして且つ其施行期限は僅に三年を出ざる約款に投票するに方り一委員が之を無制限に採用すべきの權を自ら有せずと思考せるの故を以て該委員は必ず

しも本會自體に對し仇敵の地位に立つものなりとの道理は決して生ずべきものに非ずと。

自分は英獨合議案に對し修正若くは變更を加ふることに故障を爲すものなりと目せらるゝは自分の欲せざるところたる旨を附言せん、抑も本會は固より自ら必要と認むる點に對し該案を修正若くは變更するの全權を有するものにして且つ業已に此特權を自由に利用せり、委員たるものは各修正を提供するに於て十全の權利を有す、彼の最後に成りし約款案の如き數多の出所に由るものにして隨意選擇の性質を帶ぶる編輯たるが故に即ち此主義の適用の例證なり。

自分は尊重なる同僚大不列顛國第一委員の轍を履み其國法の之れに委任したる權限により該約款中掲記せる警察規則及行政規則をして合衆國人民の遵守する所たらしむべしと約せり、之に依て今の要は唯日本政府が實施せんことを希望する規則を明示するにあり、而して該規則の明示せらるゝに至れば則ち條約界限地內に於て合衆國人民に日本の警察規則及行政規則を適施するは恰も日本法律の條約界限地外に於て實行せらるゝが如く毫も難きにあらず。然りと雖も該約款は畢竟治外法權の廢止と其緊要果して如何ぞや、今日本會に會合したる各員は其祖先にあざらるにせよ同時代の前任者の爲したる約束を實踐せんが爲め茲に集會したるものにあらずや、然れば則ち各委員にして能く是等の義務を盡し且つ滿三年の後に於ける治外法權廢止に關し精確に經營を完了するを得ば則ち各委員は既に滿足の事業を大成したるものとす。

セヴイッチ氏曰く、自分も亦英獨合議案が渾て從前の議案を取消したるは毫も疑を容れざる所たりとの自說を開

陳せざるを得ずと覺ゆるなり、然と雖も該議案は尊重なる佛國委員の述べたるが如く歷史上の書類として存在するものなれば現草案の立案者及編輯者に於て引用考索の爲め資料を之に採るは十分正當のことたり。

目下の大問題たる「申稟を經」と云へる制限に關して自分は簡單なる意見を陳述するの必要を感じたり、自分は此陳述をなすに方り必ずしも自ら前記の方法に依り投票するの義務を負へるものに非らんことを希望するものなれども反て會頭に於ては嘗て此制限式の採用を本會に勸奬したることあるを一言せんと欲す、即ち去る十二月十八日の會合に於てサー・フランシス・プランケットの提出に係れる約款の第一及び第二款を別款に讓るの問題起りたる時に當り此取極を贊成したる井上伯は該二款の採用に關し其特殊の訓令を其自國政府に請はんことを各全權委員に勸告せり。

自分は即ち此勸告に應じたる者の一人にして輙ち該問題を自國政府に稟申し且電報を以て返答あらんことを請求せり是れ正に「申稟を經」と云ふ制限主義の適用にあらずして何ぞや。

會頭は玆に提起せられたる議論の諸點に詳細論及するに於ては更に議論を釀出するの恐れあるが故に自ら制意して之をなさゞるべしと雖も日本全權委員の宣言を提出するに至りたる意衷を說明するは即其本分なりと思考せる旨を陳述せり。

井上伯は先づ或る全權委員に壓制を加へ以て其說を左右せんと欲するが如きは決して日本國全權委員の意思にあらざりし旨を述べんことを希望せり、抑も「申稟を經」と云ふ制限式の採用に對して日本國全權委員の主張せる故障

は其自ら信じて以て正當なりとする理由に基くものにして其主要を擧ぐれば則ち屢々此制限を用ゐるときは徒らに事業の遷延を來たし遂に本會議の結局遲緩せんことを懼る是なり、此事に關し日本全權委員は本會に告るに元來本會は例外の事情に由て開かれたることを以てするの必要を覺へたり、即ち日本と外國との間の原條約は一國宛別々に締結したり、然るに本會に於ては日本一己にして諸外國を一體とし之れと商議するものなり故に條約改正の事に關し諸外國は一集合體を成すの自然の情態として其中一國の所爲は自ら全體の決意を左右し而して其所爲にして苟も緩漫の性質を帶ぶるものたるときは本會の全體の事業も亦自ら遲退せざるを得ざるべし、此事實の如きは從前條約改正の沿革によりて其明瞭なることを知るべし。抑も條約改正の時期は既に數年已前に來たりたるも改正の目的を以て會議の開かるゝに至りたるは漸く千八百八十二年なり、該會議に於ては「申稟を經」と云ふ制限式を用ゐたり而して該會議の目的を遂ぐること能はざりしは幾分か漫然該制限を用ゐたるに歸せざるを得ずと日本全權委員は思考せり。

會頭は尙言を繼で曰く、自分及び日本國第二全權委員は本會の迅速にして且つ滿足の終結に到らんことを見るは渴望止む能はざる所にして且つ各全權委員も亦皆同感を懷かるべしと信じ予輩は歐羅巴の如き固より迅速に訓令を全權委員に致すの便ある處に於て前顯の制限は啻に正當なるのみならず亦必要なることあるべしと雖も本會に於てはなるべく之を排除するは却て全員の利益なるべしと考量せり然れども予輩は此點に關し徒らに固執せずして之を各全權委員の寬恕好意に一任すと。

シヱンキヱウヰツ氏は其自ら未定に屬するものなりと思考する裁判管轄の問題規定に直接の關係を有する所の一

事を明瞭に論定するの許可を請へり、氏は裁判管轄の權限爭を議決せし時の手續に付陳述せり、佛蘭西國全權委員は曩きに此點に對し修正を發議するの榮譽を有せり而して尊重なる獨逸國第二委員も亦一の修正を發議し稍や長き討議を經たるも遂に終結に到らざりき、然れども氏は權限爭の或は起生することもあらば之を決定するの務を外交上の處置に任ずべしとの意を本會の指示せる所たりと自ら思念せり、而して氏は一己の資格を以て此措置に同意せしと雖も本會は果して此方法に依りて右權限爭を決定するや否や未だ曾て公然たる議決あらず之に依て渾ての疑惑を解かんが爲め此一事を明示するは蓋し有用なるべしと。

セヴイッチ氏は自己を以て之を見れば此點は已に充分明白なりとの旨を宣言せり、氏は同一月八日の會議に於て第六條の附錄約款に對し投票せし時該約款を實際適施するに方り若し困難又は不便の生ずることあらば其都度之を處辨するの取極は國際の交涉に依り之を定むるに任かすことを判然容認すべしとの一言を念の爲め加へたる事蹟を今更に本會に告知せり。

ド・マルチノー氏は佛蘭西國全權委員の陳述に答て曰く、本會の未だ曾て裁判管轄の權限爭の調停に關し明約をなさゞりし事實よりして之を觀れば國際の交涉に依らざるべからざること彰々たり故に單に此點を會議錄に記載するを以て足れりとすと。

伊太利國全權委員は本會の未だ今日の事務に著手せざる前に於て左記の疑問を日本國第一全權委員に開陳するの許可を請へり。

伊太利王國政府は裁判管稟條約案第二條（即ち現今の第四條）に關し書柬を以て拙者に告ぐるに我政府は帝國日本政府に於て頒布すべき立法上の約款中には當に裁判事件の囑託（甲裁判所より乙裁判所に對し裁判事件の取調を囑託するを云ふ）及び外國裁判官の爲したる判決を日本に於て執行する章程を包含すべしとの意見を有する旨を以てしたり、

予は茲に井上伯閣下の幸に伊太利政府の意見をして有効ならしむるの道を開示せられんことを乞ふと。

會頭答て曰く、

唯今自國政府の名を以て尊重なる伊太利國全權委員の開陳せし意見の價値は予が充分に認了する所なり予は日本訴訟法典は裁判事件の囑託及び外國裁判官の爲しなる判決の執行に關し特殊の條款を包含すべき旨を該全權委員に告ぐるの榮譽を有す。

伊太利國全權委員は此宣言に對し井上伯閣下に陳謝し而して自國政府の名義を以て之を記取せり。

會頭發議して曰く是より進て英獨合議案第五條の討議に遷るべしと。

サー・フランシス・プランケット曰く自分は茲に尊重なる各同僚の賛助を得べしと自ら信ずる所の一説を提出せんことを欲すと。

自分は以爲らく第五條の討議を始むるに先ち曩きに井上伯閣下の諸外國全權委員に通牒せし裁判所構成法の新條款と英獨合議案と一層密接に符合せしめんが爲め或は日本政府に於ては該合議案の此條に辭句上の變更を爲さんと希望するにはあらざるや否や之を知るを得るは蓋し本會の利益たるべしと。

該裁判所構成法は實に周到にして日本人及び日本政府雇外國人より組成したる特殊の委員會に於て大に力を盡し以て編成したるものなり、該構成法は應に此帝國將來の裁判管轄章程にして外國人に關するものゝ基礎と成るべきを以て大に貴重にして且緊要の事業なるが故に自分は兩草案の間に往々存在する異同を日本國全權委員が如何にして調和せんと欲するかを知らんことを要す、該兩章程を調和するは蓋し難事にあらざるも自分は其討議に取掛るに先だち尊重なる日本國全權委員は如何にして今日現存する英獨合議案第五條と帝國日本裁判所構成法案との間に在る異同を調和せんと欲するかを該委員の開示するあらば一層容易に此條の討議結局を見るに至るべしと思考するなり。

自分の提起せんと欲するところの意見尙ほ一あり、即ち本會は既に數會を經て種々の問題を決定せり其結局に至るまで種々の發案及び修正百出して漸次に之を採用し遂に本會は今恰も其討議程中の重要なる紆廻處に到達したりと謂ふべし、此に於て本會の既に進捗經過したる効程を一目して回顧指點するを得るは本會の爲に希望するところなりと自分は思考せり、故に自分は今日まで本會の可決したる此裁判管轄に關する諸提案の要點を悉く編纂して之を印刷に附するの旨を提起せんと欲す、而して此編纂には宜しく條約の第一條乃至第六條、右第六條に追加したる約款中既に採用せられたる分、該案に加へたる露西亞國全權委員の修正及び後日の討議に附せんが爲め遺されたるものにして條約の別條項に揭げんとの議ありたる英約款中の二款（即ち原草案の第一及第二款）を包含すべし。

青木氏は、英獨合議案の此條に文字上の變更をなし以て之をして新裁判所構成法の條項と一層密接に符合せしめんことを或は日本政府に於て希望するにはあらざるか本會に之を告知せんことを希望する旨を尊重なる大不列顚國

第一委員の勸告したるに對し、自分は之を陳謝すと述べたり。

日本國第二全權委員又曰く、裁判所構成法上に爲されたる變更よりして英獨合議案第五條の現在の辭句上に同樣の變更を來すの必要は是れ自然の數にして而して日本國全權委員は隨て多少の變更を提議すべき旨井上伯及び自分の名義を以て開陳せんことを欲す、然りと雖も此等の變更を本會に提供するに先だち日本國第一委員及び自分は外國全權委員の意見を聽かんことを渴望せり、而して曩に日本政府が各全權委員に頒つに裁判所構成案を以てしたるも亦此意に外ならずと。

セヴキッチ氏は自今第五條を討議するの順序なるやを知らんと乞へり。

會頭は之れに然諾の返答を爲したるに由り、露西亞國全權委員は該條中自ら爲さんと欲する二三の更正を敢て發議せんと欲する旨を述べたり。

第一氏の充分明瞭なりと思はざる所は「上記ノ臣民告訴告發セラル丶ヲ得ベキ犯罪ニ關シ云々」の一句中「犯罪」の一語是れなり。

氏は該語に代ふるに「重罪若クハ輕罪」の語を以てするときは其意義一層明白なるべければ之れを可とせり。

尙ほ(イ)の文中「丶丶丶國臣民ハ渾テ其連繫スル民事詞訟ヲ控訴裁判所ニ起訴スルノ特權ヲ享有スベシ」とあり此中「連繫セル」と云ふ語は或は誤解に陷るの虞あり何となれば此項は外國人單に證據人として連繫する訴訟にも均しく適用すべきものと解釋するも正當なるべければなり、故に此點に於ける渾ての誤解を避けんと欲せば「原被

告トシテ連繫スル」の文字を加ふること或は其當を得たるもの歟。

外國人の關かりたる民事訴訟は之を何裁判所に提出すべきやの問題に關し英獨草案に依れば該訴訟は直に之を控訴裁判所に提出すべしと規定せり、此規定の精神は充分明瞭なり即ち其旨意は外國人の關かりたる訴訟は之を控訴裁判所々屬判事の執行する司法管轄に專ら委托せざるべからずと云ふに在り、然れども氏に於ては此章句を以て論理に適はざるものなりとせり、故に氏は「控訴裁判所ニ云々」の句に代ふるに「控訴裁判所々屬員ヨリ專ラ組成セラレタル裁判所云々」の句を以てせんと發議せり。

シヱンキヱウヰツ氏曰く、外國判事の國籍に關する疑問は既に第五條に於て暗に之を示したりと雖も第六條を審査するに方りて討議するは一層自然の順序なるべし。

第五條に關し本會が先づ外國判事は之を何種の裁判所に配置すべきかを判定するは（氏の思考するところに依れば）甚だ希望すべきことなり、而して該條の第一項に係る諸疑問を充分に研究せんと欲せば外國判事が日本判事と列坐すべき裁判所を設置する地方を精確に知得するも亦均しく必要なりとす而して此最後の點に關し其意思を明示するは是れ日本政府の本分なりと。

サー・フランシス・プランケット曰く、自分は本會が第五條を審議するの順序に關し尊重なる日本國第二全權委員の示したる意見に遺憾ながら全く同意する能ざるなり、青木氏は日本國全權委員に於て第五條に關する外國全權委員の說を知了する迄該條をして裁判所新構成法と一致せしめんが爲め必要なる變更に關する日本國全權委員の發議

を延期するを以て得策とせり、之れに反して自分の見る所に依れば斯の如き手續の計畫は即ち此問題を審議する自然の順序に背馳したるものなり、外國全權委員は若し先づ日本政府の意見を知りたらんには只今尊重なる露西亞國全權委員の提供したるものゝ如く其目前に提供せらるゝ種々の發議を討議するに方りて一層好地位に在るべし、之に依て其初發を日本全權委員より始むるは是れ諸委員の便益上大に希望すべきことなりと自分は考量せり、故に自分は日本政府の爲さんと欲する變更の摘要を速に日本全權委員より本會に提出して然るべき旨を勸告せんことを欲す、自分の推測する所に依れば該變更は蓋し甚だ廣博なるものにはあらざるべく而して該摘要は次會に於ける討議の基礎たるを得べしと。

ナイト氏曰く自分は曾て第五條第一項及び(イ)(ロ)(ハ)に付多少の修正を提出せんと企てたるも只今尊重なる大不列顚國第一委員の高說を聽き且つ全く之に同意したるを以て後日まで其提案を延期すべしと。

セヴイッチ氏は其尊重なる同僚白耳義國全權委員の意見に同意し而して氏は其嚮きに爲したる第五條第一項の語句に關する提案を取消し而して後日必要なるときは更に之を提出するの權利を保有すべしと陳述せり。

ホルレーベン氏曰く、自分は第五條の變更に關する提案を尊重なる日本國全權委員より本會に通牒するは便宜なるべしとの儀に付尊重なる同僚大不列顚國第一全權委員に全く同意せり、併し自分は會議錄第六に記載せる如く英獨合議案を當時現存の儘日本國全權委員の採用したること、及び此理由に依り該委員は一の修正をも本會に提供する能はざる旨を以て、サー•フランシス•プランケットに一言を呈せんことを乞はん。況んや又六月十五日の會合に

於て條約草案は悉皆消滅したるが故に日本國全權委員は該會に於て本會の投票員たるの權利を辭讓したるに於てをや。固より論ありて該辭讓の所爲を嚴格に解釋するの意を有せざるべしと雖も然れども日本國全權委員に於ては特に誘導せらるゝにあらずんば敢て其修正を本會の面前に提供するを難んずるの意ありとは自分の能く理會する所なりと。

サー・フランシス・プランケット曰く是れ即ち其難んずる所ならば自分は日本國全權委員を誘導し以て其提供せんと欲する所を本會に提出せしむるに於て毫も異存なしと。

會頭曰く若し本會は日本國全權委員をして其第五條に加へんと欲する修正を本會に提出せしむる爲め該委員を誘導せんと欲せば自分は其誘導を甘受し次會に於て發議を提出すべしと。

會頭附言して曰く自分は英獨合議案の諸條及び之に關する發案にして本會の採用する所となりたるものを編纂印刷すべしとの大不列顚國第一全權委員の勸告に全く同意し且つ必要の訓令を書記に下すべしと。

次に會頭は本會を一月二十四日（月曜日）午後第二時迄休會すべしと發議せり。

此期日は其後廿五日（火曜日）に延期せり（書記附記之）

此發議は採用を得て午後第五時散會せり。

井上　馨　　　　シエンキヱウヰツ

青木周藏　　　　ヱル・ド・マルチノー

ザルスキ　　　　ヂー・ナイト

エフ アール・プランケット
ニコラス・ゼー・ハンネン
リチャルド・ビ・ハッバルド
イ・イ・ファン・デル・ポット
アール・ダブルュ・アルヴキン
ジ・ルーレイロ

右英文に著名

ホルレーベン
セヴイッチ
ジ・デラヴアット

右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

バロン・ド・シーボルド
デイ・ダブルュ・スチーヴンス
都築馨六
ジオン・エイチ・ガビンス
ビー・ド・ルシーフオサリウ

會議錄 第十八

明治二十年一月二十五日集會

青木氏を會頭とし午後二時開會

出　席　各　員

日本國全權委員　青木氏
佛蘭西國全權委員　シェンキェウヰッツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チァールス・ザルスキ
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット及ハンネン氏
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハツバルド氏
獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
露西亞國全權委員　セヴイッチ氏
和蘭國、瑞典、諾威國及丁抹國全權委員　ファン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルヴヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏

瑞西聯邦全權委員　　　　　　　　　　　　　　　　フォン・ホルレーベン氏

青木氏は本會に告知するに本日井上伯は　天皇陛下を横濱に奉迎したるに付本會に參席するを得ず因て伯は本日の集會に於て自分に事務代理を委任したる旨を以てせり。

次に會頭は前二會の會議錄は之に署名の準備整ふたるを以て各委員之に署名すべしと發議し且若し異論なければ井上伯は應に後日に於て之に署名すべしと陳述せり。

是に於て會議錄第十六及び第十七に署名せり。

會頭は前會に於て本會の所望せし如く書記局は會頭の命に從ひ條約案中確定の採用を得たる箇條幷に決議を遂げたる諸議案及び修正案を編纂したるに付今其編纂書を各委員に配付すべき旨を報ぜり。

會頭は更に陳述して曰く、日本委員は前會に於て外國委員の誘導せし如く日本政府が英獨合議案第五條に對して提出せんと欲する所の修正案を起草せり、因て自分は此修正案を今茲に本會の卓上に差出すべしと。

又曰く、此修正を要する理由に就ては自分は別に詳細の說明を爲すを必要と思考せざるなり若し之を必要とすることは其討議に臨みて之を說明するも容易なるべし、然れども只茲に一言すべきものあり此修正案と英獨合議案の間には一個の點を除くの外別に重要なる差異あることなし、其一個の點とは即ち英獨合議案に於ては外國人關係の事件は直ちに之を控訴院の審判に附すべき特權を外國人に與へたれども此修正案に於ては斯の如き事件は之を始審合議裁判所に訴ふべきものと爲せること是なり、此合議裁判所の裁判官の多數は即ち外國屬籍の裁判官にして且控

訴院より差遣せらるべきものとす、然り而して此修正は英獨合議案に對して著大の變更を爲すものに非ず、何となれば其裁判官は即ち控訴院の裁判官たるを以て此修正案には英獨合議案に載すると同樣の保證を包含すればなり、抑此修正案の眞個の目的は外國人に關する裁判管籍の例規をして新定裁判所構成法に乖戾することなからしむるに在るなり。

靑木氏又曰く、英獨合議案第五條に對し尊重なる露國委員の發議に係り去る十一月二十二日を以て本會の採用せし修正を此修正案に挿入するに當り日本委員は該案(リ)項〔此修正案の(ヘ)項〕の「外國裁判官」なる語に代ふるに「外國屬籍の裁判官」なる語を以てせりと、

セヴイツチ氏は自分の議案の(リ)項に對して尊重なる日本國委員の提議せる修正案に同意する旨を述べ且「外國裁判官」なる語を用ゐしは單に誤失に出たる旨を指示せり。

シヱンキヱウヰツ氏は第五條(ホ)項に對して修正を發議せんことを望み假令該項は未だ討議に係らざるも若し本會に於て異存なくは其修正案を直ちに事に差出すこと最も便宜なるべしと思考する旨を述べたり。

ド・マルチノー氏は是迄第五條に就て發議せられたる諸修正案は本日の集會に於て之を本會の卓上に差出すことの甚だ願はしき旨を述べたり。

佛國委員之に答て曰く自分の修正案を本日卓上に差出すも自分に於ては若し必要とすることあらば後日に至り同條中の他項又は靑木氏の提出せる議案に對し尙又別に修正案を差出すべき權を抛却せんとするには非ずと。

ナイト氏曰く自分は第五條の最初の三項に關する修正案を卓上に差出さんと欲す但此修正案は英獨合議案の本文

に對して起草せるものなれば日本委員の提出せる議案に符合せる點あるも圖り難し自分に於ては此修正案を以て日本委員の議案を排斥せんと企つるに非ず故に自分は此修正案を其儘卓上に差出し若し必要とすることあらば之を日本委員の議案と結合せられんことを乞ふなりと。

ド・マルナノー氏は尊重なる佛蘭西、白耳義兩國委員の只今卓上に差出されたる修正は夫々各委員へ送付せられんことを勸告すと陳述せり。

會頭曰く自分は尊重なる伊國委員の勸告に從ひ右等修正案の本文は成るべく速に本會各委員へ送付せらるべき旨を命ずべしと。

次に會頭は本會は來る二月二日水曜日午後二時まで休會せんことを發議せり。

此發議は採用を得て二時四十五分に散會せり。

青木・周藏	シエンキエウキツ
ザルスキ	ヱル・ド・マルチノー
ヱフ・アール・フランケツト	ヂー・ナイト
ニコラス・ゼー・ハンネン	ホルレーベン
リチヤルド・ビ・ハツバルド	ザツペー
イ・イ・フアン・デル・ホツト	セヴイツチ
アール・タブルユ・アルヴキン	デラヴアツト

ジ・ルーレイロ　　　右佛文に署名

右英文に署名

此書は正寫はることを證明す。

パロン・ド・シーボルド

ティ・タブルユ・スチーヴンス

都　築　馨　六

ジオン・ヱイチ・ガビンス

ピー・ド・ルシー・フオサリウ

會議錄　第十八附錄

第一　第七條（英獨合議案第五條）ニ對スル日本國委員ノ修正案

第二　英獨合議案第五條(ホ)項ニ對スル佛國委員ノ修正案

第三　第七條（英獨合議案第五條）(イ)(ロ)及(ハ)ノ諸項ニ對スル白耳義委員ノ修正案

第一修正

第七條（英獨議案第五條）ニ對スル日本國委員ノ修正案

第七條

、、、、國臣民ノ原告人若クハ被告人ト爲リ關係スル民事ノ訴訟乃ビ該臣民ノ告訴告發ヲ受ケタル犯罪事件ニ付日本裁判管轄ニ關シ左ノ特別約款ヲ照守スベシ

第一

、、、、國臣民ノ原告人若クハ被告人ト爲リ關係スル民事訴訟ニシテ其訟求ノ金額又ハ物件ノ價格直接若クハ間接ニ百圓ヲ超過スルモノハ外國屬籍裁判官ノ多數ヲ以テ組織スル始審合議裁判所（地方裁判所）ニ於テ之ヲ審判スベシ其裁判官ハ控訴院ヨリ之ヲ派遣スルモノトス

第二

凡ソ金額若クハ價額不確定ナル物品ニシテ百圓ヲ超過スベキ訴訟ハ前揭ノ合議裁判所ニ於テ之ヲ審判スベシ

前揭ノ裁判所ハ、、、、國臣民ノ告訴告發ヲ受ケタル重罪又ハ輕罪事件ヲ審判スルニハ前項同樣ニ組織スベキモノトス

第三

始審裁判所ハ左ノ八箇所ニ之ヲ置クベシ

一 橫濱
二 函館
三 新潟
四 神戶
五 京都
六 山口
七 長崎
八 名古屋

右裁判所ノ位置ハ經驗ニ因リ便宜ト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得ベシ

控訴院ハ左ノ二箇所ニ之ヲ置クベシ

一 東京
二 大阪

大審院ハ東京ニ之ヲ置クベシ

第四

犯罪事件ノ豫審ハ外國屬籍裁判官之ヲ爲スベシ

第五

(イ) 右裁判所ノ公用語ハ日本語タルベシ

(ロ) 英語ハ日本ニ於テ最モ廣ク用キラルヽ所ノ國語タルヲ以テ之ヲ右裁判所用ノ外國語トナスベシ

(ハ) 自餘ノ外國語ト雖モ裁判所ノ書類幷ニ往復文等ニ用キルコトヲ得

(ニ) 裁判所ノ宣告書、判決書、意見書其他裁判所ヨリ發スル一切ノ書類ハ英語ヲ以テ其正文トナシ之ヲ關係人ニ交付スベシ

(ホ) 前項ニ揭グル所ノ書類ヲ交付スルニハ之ニ訴訟人若クハ刑事被告人ノ其最モ能ク解シ得ル所ノ外國語ナリト指定スル國語ノ反譯ヲ添附スルヲ要ス

(ヘ) 裁判所ノ外國屬籍裁判官並ニ訴訟人ノ英國若クハ米國ノ國籍ニ屬セザルトキハ其一同協議ノ上撰定シタル歐羅巴語ヲ以テ審判ヲナスコトヲ得然レドモ其判決ヲ公布シ及ビ之ヲ上級裁判所ニ送付スルニハ必ズ英語ヲ用キルヲ要ス

(ト) 各裁判所ニハ堪能ノ通辨人及ビ官撰飜譯官ヲ置クベシ右通辨人及ビ飜譯官ハ宣誓スベシ

(チ) 裁判所ハ何レノ歐羅巴語ヲ以テ認メタル書類ト雖モ總テ之ヲ受理スルヲ要シ關係人ニ英譯ヲ要求スルヲ得ズ但英譯ハ裁判所ニ於テ其費用ヲ以テ之ヲナスベシ

(リ) 諸裁判所間ノ公用往復文ハ英語ヲ以テ認ムベシ

第　六

陪審員ノ立會ヲナス裁判所ニ於テ、、、、國臣民ヲ審判スルトキハ其陪審員ハ外國人ノ多數ヲ以テ之ヲ組織スベシ

第　七

審判ハ之ヲ公行スベシ但裁判所ニ於テ訴訟手續ニ關スル法典ニ掲載セル理由ニ因リ之ヲ公行セザル旨ヲ決定シタルトキハ此限ニアラズ

第　八

各裁判所ニハ裁判所用ノ國語ニ通ズル堪能ノ代言人ヲ置クベシ且、、、、國臣民重罪又ハ輕罪ニ付告訴告發ヲ受ケタルトキハ當該裁判所ハ其請求ニ依リ裁判所用ノ國語ニ通ズル代言人ヲ撰任シテ之ニ附スベシ

第　九

前項ノ場合ニ於テ其爲メ特ニ任命シタル外國人ハ檢察官ノ職務ヲ行フベシ

第　十

死刑ノ事件及ビ執行ニ關スル事項ハ特別ノ約款ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第　十　一

外國人ノ監禁ニ關シテハ特別ノ規則ヲ制定シ是等規約ノ細目ハ第四條ニ掲載スル諸法典ト同時ニ之ヲ、、、、國

政府ヘ通知スベシ此件ニ付テハ第五條ノ定款モ亦之ヲ適用スベシ

第十二

單獨判事（區裁判所）ノ言渡シタル判決ニ對シテハ始審合議裁判所（地方裁判所）ニ上訴スルコトヲ得

第十三

始審合議裁判所（地方裁判所）ニ於テ言渡シタル判決ニ對シテハ控訴院ニ控訴スルコトヲ得

第十四

控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シテハ法律上錯誤ノ故ヲ以テ之ヲ最高等法院（大審院）ニ上告スルコトヲ得

第十五

始審合議裁判所ノ組織ニ關スル約款ハ控訴院及ビ最高等法院ニモ之ヲ適用スルモノトス但控訴院裁判官ノ員數ハ始審裁判所ノ裁判官ノ員數ヨリモ多ク最高等法院ノ裁判官ノ員數ハ控訴院裁判官ノ員數ヨリモ多キモノトス

第十六

下級裁判所ノ判決ニ干預セシ裁判官ハ同事件上訴ノ審判ニ於テ上級裁判所ノ一員トシテ列席スルコトヲ得ズ

第二修正

英獨合議案第五條(ホ)項ニ對スル佛國委員ノ修正案

陪審員

(イ) 條

、、、、國臣民若クハ人民條約界限地外ニ於テ犯セル重罪事件ニ付被告人タルトキハ外國屬籍裁判官ノ多數ヲ以テ組織シ且罪ノ有無ヲ判定スルノ任アル陪審員ノ陪席スル重罪裁判所ニ於テ其被告人ヲ審判スベシ陪審員ハ十二名ニシテ其中少クトモ六名ハ被告人ノ國籍ニ屬スル者タルベシ若シ被告人ノ國籍ニ屬スル陪審員ノ員數不足ナルトキハ陪審員人名表ニ揭グル外國人ノ中ヨリ抽籤ノ法ヲ以テ其定員ノ缺ヲ補フベシ若シ數名ノ被告人ニシテ其國籍ヲ異ニスルモノハ各同數ノ自國人ヲ以テ陪審員ト爲スコトヲ請求スルノ權ヲ有ス其陪審員ヲ缺クトキハ陪審員人名表ニ揭グル外國人ヲ以テ陪審員ト爲スコトヲ請求スルノ權ヲ有ス但陪審員ノ定員ヲ增加スルヲ得ズ且陪審員ニ定員アルニ因リ該權利ヲ施行スルコト能ハザル場合ニ於テハ被告人ハ抽籤ノ法ヲ以テ其陪審員ノ數ヲ定ムルモノトス何レノ場合ヲ問ハズ前記權利施行ニ就テハ同一ノ國籍ヲ有スル數名ノ被告人又ハ一名ノ被告人ノ位地ハ其員數ノ如何ヲ問ハズ均一ナルモノトス

陪審員ノ投票折半スルトキハ此投票折半ヲ以テ被告人ノ利益トナル方ニ處分スベシ

重罪裁判所ニ於テ審判スベキ事件アルトキハ其都度前以テ調製シタル陪審員人名表ニ依リ抽籤ヲ以テ其陪審員ヲ撰定スベシ前顯指定スル所ノ外權利上陪審員ノ國籍又ハ外國人タルノ資格ヲ指定セザル所ノ陪審員ハ其國籍ノ如何ヲ問ハズ陪審員人名表ニ依リ抽籤ノ法ヲ以テ之ヲ撰定スベシ其人名表中ニハ日本陪審員ノ氏名表ヲモ含ムモノトス陪審員人名表調製及ビ其抽籤ノ方法ハ本條約ノ附錄タル特別規約ヲ以テ之ヲ規定スベシ

（本文末尾附錄參看）

又重罪裁判所ノ陪審員ノ職務執行及ビ特ニ其故障申立ノ權利ニ關スル總テノ事項ハ法律ヲ以テ制定シ其法律ハ本條約第五條ニ記セル諸法律及ビ諸法典ト同樣、、、、、國政府ニ通知スベシ

(附言) 此定規ニ依ルトキハ被告人一同同一ノ國籍ヲ有スルトキハ其員數ノ如何ヲ問ハズ其國籍ヲ同ジウスル六名ノ陪審員即チ其同國籍ニ屬スル者ヲ擧ゲタル特別ノ陪審員人名表ニ依リ當籤者タル六名ノ陪審員ノミヲ得ルノ權アルモノトス自餘ノ六名ノ陪審員ハ各國籍ニ屬スル陪審員ノ總人名表ニ依リ抽籤スルモノトス此場合ニ於テハ被告人ノ國籍ニ屬スル陪審員ヲ除去スルコトナカルベシ是ニ因テ右被告人ハ其同國人タル陪審員六名以上ヲ得ルコトアルベシ右ニ記セル總員人名表ニハ日本人タルト何レノ國籍ニ屬スル外國人タルトヲ問ハズ總テノ陪審員ヲ記載スルモノトス

若シ被告人二箇國ニ屬スルトキハ其陪審員タルモノハ其各國籍ニ屬スル被告人ノ員數ノ如何ヲ問ハズ其各國籍ニ屬スル陪審員各六名ヲ以テ之ニ充ツベシ例之ハ被告人十名アリテ其中一名英人ニシテ九名佛人タルトキト雖モ陪審員ノ六名ハ佛人ニシテ六名ハ英人タルモノトス

若シ被告人三個ノ國籍ニ屬スルトキハ其陪審員タルモノハ其各國籍ニ屬スル四名ツヽノ陪審員ヨリ組織セラルヽモノトス若シ被告人五個ノ國籍ニ屬スルトキハ其内二個ノ國籍ニ屬スル彼告人(抽籤ヲ以テ之ヲ定ム)ハ各自三名ノ陪審員ヲ有スベシ自餘三個ノ國籍ニ屬スル被告人ハ各自二名ノ陪審員ヲ有スベシ

被告人ノ國籍ニ屬スル陪審員ノ人名表中ノ員數不足ナル場合ニ於テハ外國人タル總陪審員ノ人名表中ノ員數

ヨリ右被告人所屬國籍ニ屬スル陪審員人名表中ノ員數盡了セシ後ノ缺員ヲ補フモノトス此原則ヲ規定シタル以上ハ被告人一同充分ナル陪審員人名表ヲ有スル諸國籍ニ屬スル場合ニ於ケルト同一ナル規則トシテ之ヲ適用スベシ語ヲ換ヘテ之ヲ云ヘヽ外國人タル陪審員ノ總人名表ハ各被告人ヲシテ其自國籍ニ屬スル陪審員人名表ノ員數盡了ノ後其權利ヲ行フコトヲ得セシメンカ爲メ實際ニ於テハ恰カモ彼ノ爲メニ特ニ設ケクル陪審員人名表トナルベシ

佛國委員修正案附錄

重罪裁判所ノ陪審員人名表ノ調製及ビ其抽籤ニ關スル規則

第一章　陪審員人名表ノ調製

第一條

外國ノ國籍ニ屬スル陪審員ノ人名表ハ在橫濱領事官合體シテ之ヲ調製スベシ

右ノ爲メ各領事ハ其本國人ニシテ陪審員タルニ必要ノ資格ヲ有スト看定メタル者ノ人名表ヲ領事官筆頭ニ提出スベシ

第二條

陪審員タル者ハ三十歲以上ニシテ少ナクモ日本ニ一年以上居住スルモノタルヲ要ス

第三條

陪審員ノ確定人名表ハ領事官筆頭ノ招集ニ依リ橫濱ノ領事官總會ヲ開キ之ヲ調製スベシ該領事官總會ハ各種陪審員人名表ニ就テ抽捨若クハ撰取其隨意定ムル所ノ方法ヲ以テ陪審員ノ總員數百五十名ニ至ルマデ之ヲ撰定スベシ

第四條

陪審員ノ數ハ一國ニ付十五人以上三十人以下ト定ムルコトヲ得但シ日本ニ在ル同國人ノ多少ニ因リ十五人以下ト爲スモ妨ナシ

第五條

陪審員ノ確定人名表ハ領事官筆頭ヨリ重罪裁判所長ニ走付スベシ其人名表ハ國籍ニ從テ區分スベシ

第六條

右諸事務ハ每年十二月中ニ之ヲ行ヒ其人名表ハ翌年一月ヨリ實用ヲナスモノトス

第二章　陪審員抽籤撰擧

第七條

各重罪事件ニ陪席スベキ陪審員ハ重罪裁判所ノ法官四名ヨリ成立ツ委員ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムベシ其法官四名ノ中二名ハ外國人二名ハ日本人トシ其裁判所長之ヲ指命スベシ

第八條

陪審員ニシテ其國籍被告人ノ國籍ニ依テ定マルモノハ其各自國別陪審員人名表中ヨリ之ヲ抽籤スベシ該表中ノ員數不足ナル場合ニ於テ其員數全ク盡了シタルトキハ各被告人ノ特權ヲ完ウスル爲メ陪審員定數ノ缺ハ外國陪審員ノ總人名表中ノ員數ヨリ抽籤ヲ以テ之ヲ補フベシ

自餘ノ陪審員ハ其總員人名表中ノ員數ヨリ抽籤スベシ其總員人名表ハ國籍ノ區別ナク一切ノ陪審員人名表ヲ含ミ且日本陪審員ノ人名表ヲモ含ムモノトス其總員人名表ニハ百五十以上ノ人名ヲ含載スルコトヲ得ザルモノトス

陪審員ニシテ一回其職ヲ行フタルモノハ其年中其總員人名表ヨリ除去セラルベシ但其人名ハ其國別陪審員人名表中ニハ猶保存スルモノトス之ニ因テ該陪審員ハ同一年中ニ被告人ノ國籍ニ屬スルノ故ヲ以テ再ビ其職ヲ行フ爲メ召喚セラルヽモノトス且又其陪審員ハ被告人ノ國別陪審員人名表中ノ員數不足ナル場合ニ於テ外國人タル陪審員ノ總員人名表中ノ員數ヨリ抽籤スルトキハ之ニ加ハルモノトス

第九條

其他委員ハ各事件ニ付陪審員ノ不合格又ハ故障ノ場合ニ應スル爲メ陪審員補タルベキモノ十二名ヲ抽籤スベシ

此第二ノ事務ハ第一ノ事務ト同一ノ方法ニ依テ之ヲ行フベシ

第十條

陪審員ニシテ正當ノ事由ナク其職ヲ行フ爲メ出席セザルモノニハ重罪裁判所ニ於テ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ科スベシ

第七條　(イ)(ロ)及(ハ)項ニ對スル白耳義國委員ノ修正案

丶丶丶丶丶國臣民ノ日本裁判所ニ於テ審判ヲ受クルトキハ左ノ約款ヲ照守スベシ

(イ)　丶丶丶丶丶國臣民ハ原告人若クハ被告人ト爲リ關係スル民事ノ訴訟ニシテ其訟求ノ金額又ハ物件ノ價格百圓ヲ超過スルモノニ付テハ直ニ控訴院ニ於テ審判ヲ受クルノ特權ヲ有スベシ

(ロ)　丶丶丶丶丶國臣民ハ其重罪又ハ輕罪ニ付被告人タル場合ニ於テモ右同一ノ特權ヲ有スベシ

(ハ)　「イ」項及ビ「ロ」項ニ記載スル場合ニ於テ訴訟事件ヲ受理スベキ裁判所ハ外國屬籍ノ裁判官ノ多數ヲ以テ組織セラル丶モノトス

「イ」項ニ定ムル部類ニ屬スル總テノ民事訴訟及ビ丶丶丶丶國臣民ノ被告人タル重罪又ハ輕罪事件ノ豫審ハ總テ外國屬籍ノ裁判官ノ掌管ニ屬スルモノトス

會議錄　第十九

明治三十年二月二日集會

井上伯ヲ會頭トシ午後二時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及靑木氏
佛蘭西國全權委員　シエンキユウキツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケツト及ゼー・ハンネン氏
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハツバルド氏
獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ザツベー氏
露西亞國全權委員　セヴイツチ氏
和蘭國、瑞典、諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ホツト氏
西班牙國全權委員　デラヴアツト氏
布哇國全權委員　アルヴキン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏

會頭は千八百八十七年一月十五日迄に本會に於て議定し了りたる諸個條議案及ビ修正案の佛文を欣然玆に各委員に交付すと陳述せり。

次に會頭は前會の會議錄に署名すべしと發議せり。

シエンキユウキツ氏は前會の會議錄に關し本會に演說するの許可を乞ひ左の意見を朗讀せり。

余は前會に於て尊重なる靑木氏の述べられし演說中左の一句あるを見るなり曰く「日本委員は前會に於て外國委員の誘導せし如く日本政府か英獨合議案第五條に對して提出せんと欲する所の修正案を起草せり」と然れども余に於ては此修正案を提出せられんことを請求せしことあらざるに付右の陳述は斷定に過たるに似たり、余は今此事を陳するに際し先づ一言すべきことあり即余は日本國委員か修正案發議の權を有することに付疑問を起さんと企つるにあらず抑も余が今本會に對して此陳述を爲さんとするの趣意は全く之と性質を異にするものなり。

一月十五日の集會に於て尊重なる大不列顚國第一委員が日本政府に於て英獨合議案に加へんと欲する所の變更を知らしむるあらんことを同政府に請求せし時に當り、同委員は其說を述べて曰く裁判管轄條約案は宜しく過日井上伯閣下か外國委員に送付せられし新裁判所構成法草案と符合調和せしむべきものなりと、是即ち余か採納し難しとする所の意見なり。

右の裁判所構成法は纔かに草案たるに過ぎざるものにして總じて斯の如き草案は如何程本會の事業を左右する

の力を有するものなるや今玆に之を論究することなく余は唯尊重なる大不列顚國第一委員の發議に係り而して日本政府の採用を得し所の考案と彼の聊かも異論なくして委員一同の可決を得たる所の裁判管轄條約第四條とは其語句に於ても亦其精神に於ても更に符合することなきを指示さんと欲するのみ、即ち其第四條には「日本帝國政府ハ（中略）泰西ノ主義及ビ本條約ノ約款ニ從ヒ帝國ノ司法組織ヲ制定（中略）スルコトヲ擔任ス」との明文あり、然れば他事を參酌せずして司法組織の準據すべき所の原則及び主義を決定するは即ち本會の爲すべき所にして彼の裁判所構成法草案に從ひ之を決定すべきには非ず、況んや此草案は本會議事の方針を定むる爲め討議に附せしことさへもあらざるをや。

右草案に關して云はんに余は此草案の泰西の主義に符合するや否を審査するの權を有せりと思考せざるなり、條約の新第四條及び新第五條も斯の如き權を余に附與するものに非す、而して余は該草案を我政府に送付したれども余が之を納諾するや否の意見に至りては未だ會て直接にも間接にも之を陳述すべしと要求せられしこと有らざるなり。

前題の制限を述べたる上は余は肯然尊重なる日本國委員の提出せる修正案に付て起るべき議論に與かるべし。

是に於て會議錄第十八に署名せり。

サー・フランシス・プランケットは只今尊重なる同僚佛國委員が述べられし意見に答ふる爲め數言を陳述せんことを請ふて曰く、數週前に各委員へ送付せられたる日本裁判所構成法草案に付自分が取りたる意見をば尊重なる同僚

に於て聊さか誤解せられたるが如し、自分か一月十五日の集會に於て實際に演説したるは即ち新裁判所構成法の條款と一層密接に符合せしめんが爲め或は「日本政府に於ては第五條に辭語上の變更を然さんと希望するには非るや否や之を知ることを得るは蓋し本會の便益たるべしと思惟す」と云ふに在り、又右演説の後段に於て自分は「該構成法は應に此帝國將來の裁判管轄章程にして又外國人に關するものゝ基礎と成るべきを以て大に貴重にして且緊要の事業なるが故(此大體の説は誰人と雖も之を否とするを得ずと自分は思考するなり)自分は兩草案の間に往々存在する異同を日本國委員が如何にして調和せんと欲するかを知らんことを要す」と陳述せり。

前陳集會の節自分が陳述せし所の意見即ち自分か右に引擧せし所の意見に由て之を觀れば日本國委員か第五條に關する修正案を提出することに付自分か勸告せし所は即ち第五條現案と裁判所構成法草案の間に若干の差異あることを指示し且如何なる發議に依て此差異を調和せんとするやを開示するあらんことを希望する旨を陳述したるに過ぎざることを知るべきなり、此陳述は決して右の構成法草案の各細目を允諾し若くは之を排斥するの意を含むに非ず此事に就ては自分は何等の意見をも陳述せしことなし。

シエンキエウヰツ氏曰く、萬一自分に於て尊重なる大不列顚國委員の高説の如く同委員の意見を徒らに綺張せりとするも兎に角茲に自分も之を綺張する能はざる所の一事あるなり其一事とは即ち自分か既に引擧せし所の前會々議録中の一段の語句是なり因て自分は再び其語句を茲に引擧せざるべからずと思惟するなり。曰く、

「會頭は更に陳述して曰く日本委員は前會に於て外國委員の誘導せし如く日本政府か英獨合議案第五條に對して提

出せのと欲する所の修正案を起草せり」と。

此語句は何よりも明晰なるものにして實に自分一己に於ては之に對して制限を述べ置かざるを得ずと覺へしが如く明晰なるものなり然るに尊重なる大不列顚國員は暗に裁判所構成法を允諾したるも自分に於ては右の草案を允諾すべきにも非ず又之を排斥すべきにも非ずと覺ゆるに付自分の所爲に對して見解を誤まるものあるを防かんが爲め斯る權利は自分の有せざる所たる旨を公言せざるべからずと思惟し玆に反覆之を公言するものなり。

ド・マルチノー氏曰く、尊重なる日本國委員が第五條（今の第七條）をして日本の裁判所構成法に一致せしめんと關心する所以は自分の十分に能く理會する所なり、然れども斯る議論をして本會に關係を及はさしむるが如きは自分に於て漫然能く之を納諾すべからざるものとす。何となれば其結果たるや國際上の條約をして內國法律の條款に從屬せしむるの恐あればなり。若し夫れ本會の職分たる條約草案をして帝國裁判所構成法草案と調和せしむる爲め該法草案を參酌すべきものとせば本會は日本內國法律を檢閱せざるを得ざることならん、而して本會は斯る權利を有するものに非ずとは自分の所見なり。既に本會の可決したる第三條（今の第五條）には日本帝國政府は前條に列擧する所の裁判所構成法及び法典の正文を各國政府へ送付することを擔任すと記載せり、然れば該法律の泰西の主義に適へるや否を點檢し且之に依て其條約に効力を得せしむる所の重要なる條件の一は履行せられたるや否を點檢するは即ち各國政府の爲すべき所なり。

ド・マルチノー氏追言して曰く、頃日伊國政府より自分へ送付したる書簡にも亦左の語あり曰く、本會委員は其

各自の政府へ通知し而して各自政府の採納を得たる所の基礎に據り國際上の條約を構成すべきものにして其分限を踰ゆべからずと。

會頭は尊重なる佛國委員に答へて曰く、日本委員は決して外國委員へ送付せし裁判所構成法を以て本會の討議すべき材料と爲さんことを企てたるに非ず、日本委員は此構成法に概定する所の考案が英獨合議案第四條の約款即ち裁判所構成法は泰西法律の主義に從ふを要し且之を各外國政府へ送付すべしと云ふ約款に因り制限せらるゝの外は之を帝國政府の擧措に任ずべき事柄と爲し置かざるを得ずとするものなり。

日本國第一委員又曰く、日本に於て効力を有すべき裁判管轄の條件は其外國人に關する所は首として目下の協議の目的たる條款に準據して規定すべきものたりとの議論は自分も其勢力あることを十分に認知する所なり、然れども又外國委員に在りては日本政府に於て成るべく其條款をして日本裁判所構成法と一致せしめんことを願ふも亦自然の事にして且正當なるを認容せらるゝならんと信ずるなり。

シエンキエウキツ氏曰く、自分は日本委員の希望する所は日本の法律を以て本會の議定すべき裁判規定の基礎と爲さんとするに在ることを了解せり、然れども此日本法律は今尙ほ一個の草案たるに過ぎざるなり、抑本會の可決したる條約第四條の約款の結果たるや日本の後來の司法組織は啻に泰西法律の主義に據るべきのみならず尙又條約の諸條款と一致せざるべからざるに在るものとす、然れども自分が已に制限を述べたるは他の故に非ず全く此條約と日本帝國裁判所構成法との間に必要なる調和一致せしむる爲め適從すべき所の手段に關するものなり。

青木氏說明して曰く、日本委員は裁判所構成法を以て本會議事の標準と爲さんとするものなりと考察せらるゝを欲するに非ず此構成法は唯自分等に對して標準たることを公言したるのみ、自分等が條約中の裁判管轄權に關する條款に關して提出せし所の議案に於ては自分等は細慮以て日本政府の編製せる法律案を標準とし且其連繫する所の諸問題を十分に斟酌したるも亦自然の理なるべし。

シエンキヱウキツ氏答へて曰く、此最後の點に就ては自分は日本國委員に對し不同意を唱ふべき理由を有せざるなり、假令誰人にして如何樣の書類を標準と爲すとも自分は其人にして斯る權利あるを駁論せしこと決してあらざるなり、唯自分は日本政府の發議に係る修正案に接着したるを以て該案の由て出る所の本源を尋究するの勞を取ることなく專ら其修正案の上に就て審査を爲さんとするのみ。

會頭曰く、自分に於ては本會各委員は其前會の節接受せし所の修正草案を熟覽するに十分の時日を得たりと信ずるに付自分は先づ此草案の總體に就て討議を爲し然る後本會に於て其各條を順次に討論決議するあらんことを發議す。

シエンキヱウキツ氏は本會に演述して曰く、自分は尊重なる日本國委員の提出せる草案を考究したれども自分に於ては全く之に滿足する能はざる旨を開陳せざるべからずと覺ゆるなり、抑此七條と爲るべき個條は諸裁判所の組織を規定するものにして此裁判所たるや外國人を裁判すべきものたるに付是まで本會の注意を要せしものゝ中に就て最も緊要なる事件たりとす、日本政府代表者の提出せられし此修正案は此重大の事件に關して各外國委員が要請

すべき權利を有する所の一切の保證を果して盡く呈供せるや否自分は此間に對して然りと答ふるを得ざるなり。

第一民事并に刑事事件に於て始審裁判所に附屬すべき外國裁判官は控訴院より派遣せらるべき旨を載せ又外國屬籍裁判官は更に下級裁判所と上級裁判所の裁判官たるべき旨を載せたり、茲に始審裁判所に出席したる裁判官は重ねて同事件上訴の場合に出席するを得ずとの原則は姑く措て之を論せざるも右樣の方法は裁判官を罷免すべからず且之をして不羈獨立ならしむべしとの重要なる原則に符合せざるものゝ如し、今實際上より論せん茲に司法官と云ふ漠然たる名稱のものありて其便宜又は好惡に依り外國裁判官をして日本國の東隅より西隅に旅行せしめ之をして最遠の僻陬に在る所の始審裁判所に送り或は之をして控訴院の裁判官たらしむる爲め東京に召寄せ斯の如く外國裁判官をして宛かも漂泊裁判官たらしむるに於ては此等の裁判官は其必要とする所の純然獨立の地位を失ふに似たり。

又辯護の特權に關しても該議案中には堪能の辯護人を上級或は下級の各裁判所に附屬せしむべき旨を載せ又重罪或は輕罪の告訴を受けたる外國人は其請求に依り裁判所の撰任せる辯護人の輔助を受くべきことゝ爲せり、然れども此等の辯護人は幾分か其附屬する所の下級若くは上級の裁判所に從屬したる官吏の如くなるものにして其辯護に必要とする所の一切の自由を有せざるは明なり、然れば此一事に就ても亦辯護人を撰ぶことは全く自由たるべきことゝ爲し公然之を揭載するに非ざれば須要の保證を缺くものとす。

此個條の語句は總じて完全なるに非ずと雖も自分は之に關して暫く其細目に渉るを欲せず然れども大審院（即ち裁判所構成法中の極めて重要なるもの）の職務に關する一項は其語句曖昧なるを以て自分は說明を求めざるを得ず

と覺ゆるなり、即ち其項に曰く「控訴院ノ判決ハ法律上ノ錯誤ノ故ヲ以テ之ヲ大審院ニ上告スルヲ得」と是れ其判決の法律に反する廉又は其法律の見解を誤まれる廉を以て大審院に上告すをを指すものなるや或は又第三種の管轄あるものなるや而して此大審院は其名稱のみに因て推察せらるゝ如く某の事情に據り該件を覆審するを得るものなりと了解すべきや。

權限を定むるの方法にかても亦一種奇異なるものあり抑該議案の主眼の一點は始審裁判所に附與するに一般の權限を以てすること是なり此權限は即ち始審裁判所にて死罪の宣告を受けたるものをして控訴院に控訴し次に又大審院に上告すべからしむるものなり。然るときは其事態たるや頗る奇異なりとす然れども自分に於ては日本委員の新議案の文辭の如何なるをも知ることなく取敢へず重罪裁判所及び陪審員設置の事に付一の議案を卓上に差出せり。

自分は此事に關して陳述せざるを得ずと覺ゆるものあり即ち陪審員設置の問題は之に對して異論あるに拘はらず大に本會の注意を要すること是なり、抑陪審員の價値に付屢々駁論を爲せるものあるは自分の夙に熟知する所なり自分も亦自ら陪審制度を尊信するに非ず且此制度を以て完全無缺のものとは爲さゞるなり、然れども自分に於ては陪審制度の時としては不便あることを容認すれども其之を非難する者は未だ之に代ふべき良法を發見せしことなき旨を玆に陳述せざるべからずと思ふなり、兎に角自分は敢て左の一事を明言せんとす曰く、夫れ陪審制度は保證の補佐たるものにして泰西各國の法制にかても之を無用の長物と看做さゞるなり、而して今日本にかては此制度の捐棄を斷行せんとす然れども目下の日本議案は此捐棄を正當とするに足るの保證を呈供するものに非ず其刑事事件に

關する所殊に此保證を缺く甚し。

靑木氏は尊重なる佛國委員に答へんが爲め其意見の陳述を乞ふて曰く、日本國委員の提出せし修正案は全く英獨合議案の精神に據りて起草せしものなり又此修正案は本會の審議すべき問題をして錯雜ならしめす且此上冗長なる議論の起るを避けんが爲め裁判權に關する所の最も緊要なる約款を包括するを以て足れりと思考せしに付故らに之を成るべく簡短にしたるなり、尊重なる佛國委員の說に曰く裁判官を諸樣の裁判所に派遣するの問題は充分明瞭ならず且裁判官をして確然干渉を免かれしむるものに非ずと、然れども日本政府は其裁判權を執行せしむべき裁判官の性行こそ最大緊要の保證なるべしと思考せしに付控訴院の裁判官を下級裁判所に派遣すべしと決定したるなり、又之を爲すも不規則なる方法を以てするに非ず裁判所構成法草案第二十九條には其照守すべき手續を明白に掲載したり、即ち該條には大審院長は各司法年度の終に臨み次の年度間地方裁判所に勤務すべき控訴院裁判官を指定すべき旨を掲載せり、然れば則ち斯く指定せられたる裁判官は自然其勤務すべき地方裁判所の所在地に住居を占むるに至るべし。

靑木氏又曰く、始審に與かりたる裁判官は同一の事件の上訴を審判する能はざるは勿論の事にして此原因より生ずべき諸困難を避けんには東京大審院に於て西部の控訴院及地方裁判所の裁判官を東部の控訴院及地方裁判所に移し而して又東部の者を西部に移すを以て便宜とすべしと思惟するなり此方法に由れば尊重なる佛國委員が指示せる如き繁雜の生ずるを防ぐに充分なるべしと思はるゝなり。

靑木氏は佛國委員が辯護人の事に就て述べたる意見に答へて曰く、日本の法律に據れば辯護人は其辯護を要する

ものゝ爲め自由に裁判所に出廷するを許さるゝなり、故に民事事件の訴訟人及び刑事事件の被告人は辯護人を用ゐることを要求し且之を裁判所に出だすの權あるなり、日本委員の發議に係る修正案に於ては各裁判所には其裁判所の用語に熟練せる堪能の代言人を附屬せしめ而して外國臣民若くは人民が輕罪若くは重罪の告訴を受けたる場合には其請求に應じて右の辯護人を附すべしとの約款を設けたり、此約款は日本政府が外國人の利益を保護するに於て大に配慮する所あるの明證にして自分の所見にては更に異論を惹起すことなかるべしと思はるゝなり。

青木氏は其語を繼て曰く、尊重なる佛國委員は大審院の職分及び刑事訴訟手續に關し此約款は精確を缺くものなりとの異論を唱へたり、自分の所見にては此等の事は國際上の條約の規約よりも寧ろ裁判所構成法及び治罪法に屬すべき細事件なりとす、抑大審院の權力は明かに裁判所構成法中に解示する所にして尊重なる佛國委員に於て若し之を熟讀したらんには大審院の職分は破毀院の職分に同じきを理會せらるゝならん。

又青木氏は陪審員の問題に付陳述して曰く、尊重なる佛國委員の議案は此問題を考究するに貴重の材料を包含せりと思はるゝとも自分に於ては斯く繁雜なる事項を討議するの有用なるを視認むること能はざるなり、況んや英獨合議案には陪審員設置の事を掲載せず唯裁判所に陪審員を用ゐることあるべき場合には其裁判所にて外國人を審判する陪審員は多數の外國人を以て組立つべき旨を掲載するに過ぎざるに於てをや、加之裁判所構成法に據て之を觀れば日本政府は其裁判所に陪審制度を用ゐんことを企圖するものに非ざるを知るべし、然れば則ち日本政府は日本臣民を審判する場合に於て此制度を用ゐざるを以て外國人の關係せる事件に於ても亦之を用ゐる能はず、況んや外

國人の利益を保護せんが爲めには外國裁判官を置く所の裁判所を設くるに於てをや。
セヴィッチ氏曰く、自分は尊重なる日本委員の提出に係る草案には要用の事を缺遺せりと思ふに付其體裁上一二の變更を加へ且つ其若干項中に一二の增補を加へんことを發議するなり。
第一項に揭載する所の定義は少しく詳確ならざる所あるに由り自分は其語句を左の如く修正せん。
一、、、、、、臣民ノ原告人若クハ被告人ト爲リテ關係スル民事訴訟ニシテ其訴訟ニ係ル金額又ハ物件ノ價値直接或ハ間接ニ百圓ヲ超過スルモノハ其始審ニ於テ多數ノ外國屬籍裁判官ヲ以テ成立ツ所ノ合議裁判所（地方裁判所）之ヲ審判スベシ尤モ其裁判官ハ其爲メ控訴院ヨリ派出シ且控訴院裁判官ノ中ヨリ擇ブベキモノトス云々
控訴院及び大審院に關しては其之を組織する所の裁判官の多數は外國屬籍のものたるべきの明言なし此缺を補はんが爲め第三項の末尾の大審院は東京に設くべきを規定せし條款の次に左の一節を加ふること蓋し便宜なるべし。
前揭ノ控訴院幷ニ其各局及ビ大審院ハ、、、、、臣民ヲ審判スル場合ニ於テハ亦均シク外國屬籍裁判官ノ多數ヲ以テ之ヲ組織スベキモノトス
自分は第四項に代ふるに左の語句を以てせんことを發議するなり此語句は尊重なる白耳義國委員の修正案を殆んど其儘に用ゐたるものなり。
四、、、、、、臣民ニ關係スル所ノ各民事訴訟ノ受理及ビ各刑事事件ノ豫審ハ一名ノ外國屬籍裁判官ニ任ズベ

シ

辯護人の事に付て尊重なる佛國委員の述べられたる異論を以て自分は全く之を當然の事とするを得ずと思考す、自分の所見を以てすれば該項の語句は十分明白なるものなり何となれば被告人は其要求に由り裁判所の任命せる辯護人の輔助を得べければなり、是即ち被告人の辯護人を有せずして裁判所の任命せる辯護人に依賴せざるを得ざる場合にのみ適應すべきものたること明かなり、是れ實に日本政府の意を用ゐたる所にして余輩は之を深謝せざるべからず但し自分は「各國籍ニ係ル堪能ナル辯護人」の語を加へ以て此約規を完全ならしめんとするなり。

第九項に「其爲メ特ニ任命シタル外國人ハ檢察官ノ職務ヲ執行スベシ」とあり此「外國人」と云へる語は餘り漠然として誰にても外國人ならば檢察官の職に任ぜらるべきことと推察するものあるに至らん是故に左の語句は蓋し之に勝れりとすべきが如し。

九、各刑事事件ニ付檢察官ノ干渉ヲ要スルトキハ外國屬籍ノ裁判官一名ヲシテ檢察官ノ職務ヲ執行セシムベシ

外國囚人禁錮の爲めには特別の約款を設くべきことを規定せる所の第十一項に於て單に「是等規約ノ細目ハ之ヲ外國政府ニ通知スベシ」と云ふよりも寧ろ此點に付ては一層詳確なる明文を掲ぐるを以て勝れりとす因て自分は本項の語句を左の如く變更すべしと發議するなり。

十一、外國囚人禁錮ニ就テハ特別ノ約款ヲ設ケ而シテ此事項ニ關スル規則幷ニ獨身禁錮ノ方法及ビ囚獄ノ組織ニ關シテ採用スベキ法規ハ第五條ノ約款ニ基キ第四條ニ記載セル法典ト同時ニ、、、、、ノ政府ヘ通知スベ

シ

第十五項は即ち控訴院及び大審院の組織并に此等の裁判所に臨席する裁判官の員數配賦に關するものにして自分は此事項の爲め別に一項を設くるの利益を見ざるなり、即ち本項中裁判所の組織に關する始めの部分は自分の修正案に於ては之を第三項に移し又其終の部分は之を第十三項及第十四項中に加ふるも別に困難あることなく且一層論理法に適ふべきなり。即ち

十三、始審合議裁判所（地方裁判所）ノ判決ハ之ヲ第三項ニ掲グル控訴院ノ一ニ上告スルヲ得ベシ右控訴院ハ合議裁判所ヨリモ多數ノ裁判官ヲ以テ組織スルモノトス

十四、控訴院ニテ言渡シタル判決ハ法律ノ錯誤或ハ裁判手續ノ不正格若クハ管轄違ノ故ヲ以テ之ヲ第三項ニ掲グル大審院ニ上告スルヲ得ベシ右大審院ハ控訴院ヨリモ多數ノ裁判官ヲ以テ組織スルモノトス

自分は右第十四項の「法律ノ錯誤」なる語の下に「或ハ裁判手續ノ不正格若クハ管轄違」の語を加ふるは必要なりと思考せり何となれば右の事柄を明白に解定せんには此追加を爲すを以て便宜とすべきが如くなればなり。

露國委員は言を終るに臨み陳述して曰く、一月十五日の集會に於て自分が英獨合議案第五條に對して提出し而して日本の新案に編入せられたる所の修正案は自分に於て全く之を取消すべし。

シヱンキヱウヰッ氏は靑木氏に答て曰く、第一自分は日本委員が其説を主張して詳細の討議に渉るを拒み而して本會をして時間を費さしめざるの目的を以て大綱の討議に止めんことを勸告せらるゝが如くなるは自分の驚愕に堪

へざる所なり、自分は茲に一言せんと欲する事あり本會は此問題よりも重要ならずして纔かに裁判手續に關する問題を討議するにも無慮五回の集會を費したり、然るに目下本會の審議に係る問題即ち外國人を審判すべき裁判所の組織に關する問題は遙かに右の問題よりも緊要なるものにして細心考究せざるを得ざるものなり、然るに日本政府に於て其草案の作用及び目的を解示すべき項目若干を該案に加ふるを以て當然なりと思惟せざりしは甚だ遺憾に堪へざる所なり、例之へば甲裁判所より乙裁判所へ移すに方り外國裁判官を撰定する方法の如きは最も善く知らざるべからざる所の一點にして本修正案の起草者が之をも掲載すべきことに意の到らざりしは誠に驚愕の至りと云ふべし、尤も日本國第二委員は幸に此事項に就て一二の説明を口演したるの實跡ありと雖も斯の如き重大の事件に於ては漠然たる梗概の説明を以て足れりとすべきに非ざるなり、今茲に要する所のものは控訴院の裁判官を始審裁判所に派遣するには如何なる方法を採用すべきやを本條約中に明記するに在りとす、又今茲に必要なる所のものは斯く派遣せらるべき裁判官を撰ぶ所の有司は全く此約款に據てのみ其事を行ふを得せしめ而して毫も任意の行爲を容るゝの餘地なからしむるに在り斯の如くにして甫めて此方法の價値を算定するを得べし。

陪審員の事に關して云はんに尊重なる青木氏の異論は唯日本政府は其裁判所構成法に於て陪審員を用ゐることを企圖せず故に獨り外國人の爲めに之を設くるの必要あるを見ずと云ふに在り、是れ豈に重要の異論と爲すべきものならんや、裁判所構成法上外國人に關するものに至つては總て必要なる所の保證を包含すべきことを特約したりしに非ずや自分は茲に再陳せざるべからざるものあり曰く、抑第七條に關する所の日本議案は其原稿のまゝにては陪

審員を用ゐるに因て得らるべき所の保證を捐棄するを以て正當となすに足るの保證を呈供するものなるや自分は之を怪しむなりと、然れども此特別の點に關しては自分の曩きに本會の卓上に提出せし議案に對しては容易ならざる議論を惹起せるに付若し陪審制度の不用なることを證明せらるゝに於ては自分は此制度を捐棄することを辭せざるべし。

佛國委員は更に其語を繼で曰く、自分は暫く第七條に對する尊重なる日本國委員の修正案の細目を査覈することを停め而して此機に乘じ某々の項に就き一層明白にして且論理法に適へりと思ふ所の語句及び方法を提起すべし。

第一に自分は左の語句を以て首項の語句に代へんことを發議するなり。

日本裁判所一名若クハ數名ノ、、、、臣民若クハ人民何等ノ資格ヲ以テスルニ拘ハラズ）ニ交渉セル民事事件ヲ審判スル場合ニ於テハ左ニ列掲スル約款ヲ照守スルヲ要ス若シ此約款ニ違フトキハ其裁判ノ手續及判決ハ總テ無効タルベシ

右の如くすれば之に次で裁判所の組織を明示すべきの外他事なしとす而して之を明示せんには該草案中の「十五」と記せる一項を此處に挿入すること左の如くせば則ち可ならん但自分は該項の趣意及び體裁に就ても意見を述ぶることなく殆んど原文のまゝに寫出せるものなり。

始審裁判所、控訴院及ビ大審院ハ外國屬籍裁判官ノ多數ヲ以テ之ヲ組織スベシ

控訴院ノ裁判官ノ數ハ始審裁判所ノ裁判官ノ數ヨリ多ク大審院ノ裁判官ノ數ハ控訴院ノ裁判官ノ數ヨリモ多キモノトス

始審裁判所の權限は左の一項を以て之を定むべし。

民事訴訟ニシテ其要求金額ノ直接又ハ間接ニ百圓ヲ超過スルモノハ始審裁判所ニ於テ之ヲ審判スベシ

何等ノ事件ニ於テモ訟求額百圓ヲ超過スベシト察スベキモノハ又始審裁判所ニ於テ之ヲ審判スベシ

シエンキエウヰツ氏又曰く、自分は暫く右大體案を提起するのみにして目下草案の語句修正を始むるを止め其修正に至りては更に細目の討議の始まりたる時に臨みて之を爲すを以て一層便宜と思量せり、然れども今玆に自分が不用に非ざるべしと信ずる所の一二の增補を直ちに本會に提出するの許容を乞はん。

第一に代言人の事に就き自分は左の約款を加へんことを發議するなり。

甲

、、、、臣民或ハ人民ハ常ニ躬カラ各級ノ裁判所ニ出廷スルノ權利ヲ有シ且其代言人ヲ擇ブベキ十分ノ自由ヲ有スベシ但其代言人ハ外國代言人姓名錄中ニ其姓名ヲ記載シタルモノ若クハ日本國ノ法律規則ニ依リ日本代言人トシテ其業ニ從事スルコトヲ許サレタルモノニシテ裁判所ノ所在地若クハ等級ニ由テ區別ヲ立ツルコトナキモノトス

外國代言人姓名錄ハ下ニ揭グル如ク裁判官監督ノ任ヲ受ケタル特別裁判所ニ於テ日本全國ニ通ジテ之ヲ編制スルモノトス又凡ソ外國人ニシテ十分ノ名譽ヲ有シ且其本國ニ在テ代言人ト爲ルベキ資格ヲ備ヘタルモノナルコトヲ該裁判所ニ於テ認定スルニ於テハ右姓名錄ニ其名ヲ登記スベシ

右ノ特別裁判所ハ代言人ニ關シテモ亦監督ノ任ニ當ルモノトス

右等ノ定規アルニ關セズ凡ソ重罪ノ告訴告發ヲ受ケタル外國人ハ其辯護ノ爲メニ代言職業外ノ人ト雖モ自ラ好ム所ノモノヲ擇ンデ之ヲ辯護人ト爲スノ權ヲ有スベシ

是に至りシヱンキヱウヰツ氏は意見を述べて曰く、此最後の一項は必ず缺如すべからずと思はるゝなり、日本國の如き大抵諸國人の在留するものあるも其各國在留人の員數は大に比例を異にするものあるに於ては殊に必要なり、之に由て各被告人をして自ら其辯護人を擇ぶの自由を得せしめ且之をして獨り日本に在る所の僅少の外國辯護人の中より其顧問を擇ぶことを要するなからしむるは實に正當且公平の事たり、蓋し被告人と外國辯護人との間には親密の交誼を缺くこともあるべく又事情に依りては唯其國籍を異にするに因て自國人に於けるが如く充分の信用を置き難き場合もあるべし。

乙

、、、、、臣民或ハ人民ガ重罪ノ告訴告發ヲ受ケタル場合ニ於テハ若シ其被告人ニ於テ自ラ其辯護人ヲ擇バザル時ハ裁判所ノ命令ヲ以テ裁判用ノ國語ノ一ニ熟シ且或ル國語ヲ以テ自在ニ能ク被告人ト語話スル所ノ辯護人ヲシテ之ヲ助ケシムルモノトス斯ク裁判所ノ選任シタル辯護人ハ無報酬ニテ其辯護ヲ爲スベキモノトス

丙

民事事件ニ於テハ民事訴訟法ニ定ムル所ノ定則ニ從ヒ裁判上ノ補助ヲ與フルモノトス

シエンキエウヰツ氏曰く、此最後の二條款の便宜なることは自分に於て之を詳說するを須ゐざるべし抑裁判所にて任命する所の辯護人は該裁判所の用語に熟練せるものたるを要すと云ふのみにては未だ充分と爲すに足らざることと明白にして辯護人は其依賴人と互に語話するを得る者たること併せて必要なり、又裁判上の補助に關しては猶は他に於るが如く玆に之を揭載するを便宜なりとす。

刑事に關する判決の事に付自分は左の增補を爲さんことを勸告するなり。

丶丶丶丶丶臣民或ハ人民ノ犯罪事件ニ付宣告ヲ受ケタル場合ニハ其宣告ヲ爲セル上級若クハ下級ノ裁判所ハ八日以內ニ右宣告書ノ寫ヲ該犯罪人所屬國領事ノ最近地ニ在ル者ニ送付スベシ

此約規は別に困難を生ずるの虞なしと思はるゝなり是れ單に行政上の問題即ち成規の手續に關する所の問題にして誰人の利害にも關するものに非ず。

死罪に關する告訴告發の問題及び宣告執行の問題は更に一層重要のものとす、日本委員の草案は此事に關し英獨合議案の約款を其儘に寫出せるものにして此兩案に於ては本件を以て特別の約款に從ふべきこととなせり、然れども此約款を取極むるに至るまでには自然年月も經過すべきに付夫迄の間取り敢へず若干の約款を設け置くこと肝要なるべしと思はるゝなり此目的を以て自分は草案第十項に對し左の修正を加へんことを發議す。

死刑ノ事件及ビ執行ニ關スル事項ハ他日之ヲ規定スベシ即チ此等ノ件々ハ本條約第六條ニ定ムル期限ノ終リニ至リテ規定スベキモノトス

本件ニ付兩締盟國ノ間ニ約款ヲ締結スルニ至ルマデノ間丶丶丶丶臣民或ハ人民ニシテ日本法律ニ據リ死刑ニ當ルベキ重罪ヲ犯シタリト告訴告發セラルヽモノハ假令其犯罪ハ條約界限地外ニ於テスルトモ之ヲ其所屬國ノ領事官ニ引渡スベシ但之ヲ引渡スハ單ニ其事件ノ事實明白ナル所ニ因ルモノニシテ其犯罪ノ事情ニ依リ或ハ其犯罰ヲ輕減スベキコトアルモ之ヲ審理スルコトナキモノトス

又罰令を適用するの方法に付第七條中に左の一節を追加すること蓋し便宜なるべし。

外國未決囚及ビ既決囚ヲ拘留禁獄スルコト幷ニ日本法律中他ノ罰例ヲ右外國人ニ適用スルノ方法ニ關シテハ諸事本條約附錄ノ規則ニ從フベキモノトス

佛國委員は言を終るに臨て曰く、自分が只今本會に提出せし所の諸議案は本會に於て幸に之を熟考するあらんことを希望すと。

青木氏曰く、日本國第一委員及び自分は只今尊重なる佛國委員の提出せし議案を考査するの機會を得たる後まで同委員の意見に對し詳細の答辯を爲すの權利を存有すべし、然れども目下自分等が判斷し得たる所に就て言はんに此議案は全く採納し難しと思はるゝなり、第一自分等は陪審制度を設くることに關し既に陳述せし所のものを反覆一言せざるべからず、即ち日本人の場合に於ては此審判制度を用ゐんことを企圖せず故に外國人の場合に於て之を用ゐるは必要なりと思はれざるなり、況んや自分等の思惟する所にては外國人の利益は新裁判管轄條約に載する所の他の保證に因り十分に之を保護するに足るものあるに於てをや。

青木氏又曰く、死刑の宣告を執行する方法に關し尊重なる佛國委員の陳述せられし意見に對し自分等は直ちに異存を述べざるを得ざるなり、自分等が英獨合議案の首要の目的は漸次に領事裁判權を廢棄するに在りと云へるは即ち衆委員の協意せる所を述ぶるに過ぎずと信ずるなり、然れども自分等の見る所にては尊重なるシエンキヱウヰッツ氏が此點に關して提出せる議案は領事裁判權を永遠に保續し日本裁判所の執行すべき裁判權の重要なる部分を奪抑するの恐れありとす、蓋し此事たるや本會が期する所の目的に符合せざるものなりと思はるゝなり、故に新條約に據り獨り日本裁判所に於て執行すべき所の權力を領事裁判所をして保持せしむるが如き議案は自分等に於て其採用を拒まざるを得ざるなり。

シエンキヱウヰッツ氏は死刑に關する告訴告發及び宣告執行の事に付青木氏の意見に答て曰く、日本草案第十項には「死刑ニ關スル告訴告發及宣告執行ニ關スル事項ハ特別ノ約款ヲ以テ之ヲ規定スベシ」との語句あり、此一段の語句は何かの意義あること疑ひなしと雖も其意義たるや顯然せざるに付何人たりとも己れが該案起草者の意なりと思ふ所の意義に依り之を解釋するの權を有すべし、即ち自分は此一段の語句に付自ら一己の見解を下したり而して日本國委員は此點に付說明を爲すを欲せざるものゝ如くなるに因り自分が斯く見解を下せるも亦大に當然のことたらん、凡そ佛國人を絞罪に處し或は他の刑罰に處する爲め之を引渡す前豫め若干の保證を要求するも亦理の當然なりと覺ゆるなりと。

ハッバルド氏曰く、今此討議に際し余輩の注意をして本論の主點を離れ易からしむる所の詳密且煩雜なる細事は

姑く玆に之を舍き各委員が會議を爲すの目的に就て一も疑團は有るべからず、蓋し此目的中の第一に位し且最重要にして各委員の協意一致する所の一點は即ち外國人の關せる事件に於て公平の裁判を施すべき保證を確定し且諸事現今の裁判制度より治外法權廢止に推移るべき所の約規を設けんとするに在るなり。

自分は必ずしも常に尊重なる日本國委員の意見及び議案に同意する能はずと雖も今回の場合に於ては英獨合議案第五條（今の第七條）に對し日本國委員が前會の節本會に提出したる修正案は自分の充分に同意する所たる旨を欣然玆に陳述するなり。惟ふに此草案は充分滿足のものにして且毫も英獨合議案に差ふことなきものなり。抑外國が領事裁判權を廢棄するに際し日本國に要求する所のものは即ち自國人民をして公正の裁判を受けしむるの一事に在りとす、各國が一たび此點に就て滿足を得たるに於ては其規定したる保證に據り日本裁判所が其裁判權を外國人に施すことは各國の喜んで允諾すべき所なりとす、況んや各國公使及領事は現に日本に在りて自國人の利害に注目することなれば其之を允諾するも亦一層容易なるべきに於てをや。

陪審員の問題に關して云はんに、自分の思ふ所にては此問題の重要なることに付稍々不當の價値を附したるが如し、尊重なる佛國委員が備ふる所の法律家たるの才能に於て自分は大に尊敬を抱く所なれば此點に付同委員の陳述せられたる意見を輕視するに非ずと雖も自分は日本に於て陪審員を設くべき必須の要用あるを見ること能はざるなり、自分の親しく經驗する所に據るに陪審員を信ずるは裁判長に如かざるなり其理は他なし凡そ裁判官たるものは法律上の智識と經驗を有するの長所あれども陪審員には此二者を缺くもの多く其無識なると經驗に乏しきとの故を

以て司法上容易ならざる危害を成すこと屢〻之あればなり。

英國及米國に於て陪審裁判を用ゐることを得るは其國の憲法に據り然らしむる所にして其裁判制度中缺くべからざるの元素を成せり、然れども日本に於ては其事情全く之と異なるものなれば若し條約國に於て日本に在る所の自國人民は博學正直の裁判官の裁判を受くべきものたるを確知するあらば更に又陪審裁判を以て保證と爲さんことを要求するの理なかるべし是れ自分の固く信ずる所なり。

上訴の問題に移りて之を論ぜんに、自分の意見に據れば尊重なる日本國委員の草案の條款は全然滿足なるものにして諸裁判所に出廷すべき外國人の權利に對し充分の保證を與ふるものなり、右の條款に從へば一裁判所に於て裁判官の言渡したる判決に法律上又は事實上の點に於て誤謬あれば他の上級裁判所に於て數名の裁判官の覆審を求むるを得べし此點に關して又更に保證を要することなきなり。

第五條（今の第七條）と新裁判所構成法とを符合せしむるの一事に就ては自分は尊重なる大不列顚國第一委員が前回の節勸告せし所に同意するものにして日本國委員が豫め英獨合議案第五條と裁判所構成法との間に在る所の差異を調和したるは實に良策なりと考ふるなり、此裁判所構成法草案は素と本會の事業の範圍内に屬せざるを以て各委員に於て之を討議せしことなしと雖も之を其草案のまゝ各締盟國政府へ送付すべきものなり、然れば則ち右差異の箇處あるを其儘に存して他日新たに議論を起し或は本會の完結したる事業を改めざるを得ざるに至らしめんよりは寧ろ早く之に注意して直ちに之を調和せしむること眞に得策たるべきなりと。

ハッバルド氏再陳して曰く、尊重なる日本國委員の提出したる修正案は未だ必ずしも批評を免れずと雖も自分は眞實之を贊襄するものなり。抑此約款案の完全ならざるは自然の事にして此類の事業に於て十全完備を期せんとするは實に無益の企望と云ふべし、諺に曰く議院決議の條例密なりと雖も駟馬車を以て之を通過するは易しと之れ此謂なり、蓋し該草案の條款に於ては公平に讓和の精神を含有したるものにして各國の利益を全うするに足るべしと思考するなり。

合衆國委員又曰く、自分一己を以て之を見るに尊重なる白耳義國委員の發議に係る第五條の最初の諸項に對する修正案は往々現草案の語句に優れる所ありと思考すれども自分は現議案の細目に對し苛酷の批評を下すを嫌避するの故を以て此修正案は必ずしも之を採用するを要せずと思考するなり、抑本會は妙案の多きに過ぎ其續出止むことなきに苦むものにして本會に提出せられたる卓絶の議案及修正案を殘らず採用することは決して行ふべからざる所なるべし。

ハッバルド氏は言を終るに臨み其意見を反覆陳述して曰く、本會の當さに力を盡すべき所のものは各締盟國人民をして平等且適實の裁判を得せしむべき所の裁判法を求め而して此目的を達するの手段に於て過當の要求に陷る莫らんことを要す。自分は他の各委員の意見に敬服せざるに非ずと雖も若し本會が目下の議案を點檢するに當て其批評を下すこと苛刻に過ぎ且細密に失することあらば實地の成功は決して奏することを得ざるべしと思はるゝなり、譬へば猶ほ影を逐ふて實物を失するが如し凡そ破壞し易く構成し難きは物の常情なり是れ決して忘るべからざるの

事實とす、故に自分の考ふる所は其得難き所のものを責めんよりも寧ろ實地に行はれ易き所のものを採用するを以て得策とすべきなり。

自分は英獨合議案に於ても目下本會の前に在る所の尊重なる日本國委員の修正案に於ても又裁判所構成法草案に於ても彼の新設裁判所に臨席すべき所の裁判官にして其不羈獨立を枉げ又は其裁判官の前に在て審判を受くべき所の外國人民にして其法律上の權利を讓却することあるべきを發見し能はざるなり。是に由て現草案は總て實際の目的に應ずるものなりと思はるゝに付自分は其採用を賛成するなり。

セヴィッチ氏曰く日本國委員は尊重なる佛國委員の提出せる修正案に付其意見を陳述せられたるに因り自分の議案に付ても纔かに大體の意見なりとも陳述せらるゝあらんことを日本國委員に乞ふなり。

會頭曰く、尊重なる露國委員の修正案は採納するを得べしと思はるゝなり然れども自分は一層詳密に該修正案を査閲すべき機會を得るの後に至るまで此點に付公然意見を吐露するを欲せず。

會頭又曰く、死刑の宣告執行の事に關しては自分に於て確然意見を定むる所のものあり此意見は採納せらるゝあらんことを希望すと雖も自分は更に適當の時機を見て之を說明すべし。

青木氏は現に討議中なる草案第十項の意義に關し尊重なる佛國委員の演述に答て曰く、自分に於ては此項に就き解釋の問題を起すべき時機未だ熟せずと思考するなり、若し佛國委員の希望にして英獨合議案の精神は如何の見解を下すべきものなるやとの疑問を起さんとするに在らば自分は敢て確言せんとす、曰く死罪に關する所の尊重なる

佛國委員の修正案に就て云はんに該修正案は全く英獨合議案の精神と相反するものなり、何となれば該修正案は領事裁判所をして裁判權の最重要なる部分を保持せしむるものたるに付英獨合議案の達せんとする目的に背戻するものなればなりと。

シエンキヱウヰツ氏曰く、自分が再び英獨合議案を以て抗辯せらるゝは實に驚愕する所なり、自分は英獨合議案の主義を採用し且該議案の目的をして成功を得せしむることに從事すと雖も自分は決して該案中の個條に束縛せらるゝものに非ず自分は其個條の趣意を變更するの權利を常に保有するものなり是れ自分が再三再四陳述せる所なり。

今自分が遭遇する所の異論に關し自分が單に指示せんと欲する所のものは即ち領事は重罪を裁判するものに非ずと云ふに在るのみ、抑刑事事件に於ては領事の處分は單に豫審を爲すに止まるものなり加之第十項には宣告執行の件を記載することなきのみならず尙且其他犯罪の死刑に當る場合に於ける訴訟の事をも記載することなきに付右の異論は一層勢力なきものたり。

會頭は他の委員中此總體論に與からんことを欲するものありやと問へり。

委員中之に應ずるものなかりしを以て會頭は日本國第二委員及び自分が提出せし修正案の總體論は是にて止むべしと思考する旨を述べ且本會は次會に於て該草案の細目の逐條審議に取掛るべしと勸告せり。

會頭又曰く日本國全權委員は其爲め一の新草案を起草すべし、此新草案中には可成本日の集會に提出せられたる修正案及び語句の變更の中に就て自分等が便宜と思ふ所のものを加へ而して次會に於て斯の如く重修したる所の草

案を本會に差出すべし。

シヱンキヱウヰツ氏曰く、日本委員に於て新草案を起草せらるゝならば現案は許多の點に於て太甚だ曖昧にして且漠然たりと思はるゝに付幸に之を精密且完全ならしむるあらんことを乞ふなり、又青木氏の解說は同氏の言辭に據て視るときは甚だ貴重のものたるに拘はらず到底解說たるに過ぎずして條款の如き價値を有するものに非ず、又諸發議中の緊要なる點は個條若くは條款と爲し之を條約本文中に加ふるを便宜とすべし、例へば裁判官を上級及び下級の諸裁判所に分派するの方法に關するが如き日本政府は其採用せんと欲する所の方法を特別の條款に記載し之を知らしむるを肝要とすべしと思考するなり。

青木氏答て曰く、自分は日本國委員の議案に關して必要と思惟する所の一切の說明を與ふべきの素志なり而して此說明は本會會議錄中に登載するも可なり、然れども自分は現修正案に此上の細目を加へ之をして一層精密ならしむるを希望すとのことに就ては尊重なる佛國委員に同意するを得ざるなり。

シヱンキヱウヰツ氏曰く、自分は遺憾ながら此事項に付尊重なる靑木氏と全く不同意なる旨を明言せざるべからず、抑外國裁判官を分派差遣する方法の基礎としては如何なる原則を採用すべきやの問題は最も切要のものなり、凡そ裁判官の罷免すべからざることに關する諸事は本條約中に明掲すべきものにして口演の說明の如きは假令之を會議錄中に揭載するも未だ以て足れりとせざるなり。

靑木氏曰く、自分は既に裁判官は罷免すべからざるものたりとのことを指示せり此點に關しては更に疑心を容る

べきものなきなり、英獨合議案第七條には「外國屬籍ノ裁判官ハ一定ノ時期ヲ限リ任用セラルベシ而シテ右期限内ニ於テハ外國屬籍ノ裁判官ノミヲ以テ組織セル監督裁判所ノ請求アルニ非ザレバ罷免セラレザル者トス」との明文あり。

シェンキュウヰッツ氏答て曰く、裁判官は罷免すべからずとのことは單に裁判官の職を免ぜらるゝを防ぐの意なりとせば則ち是れ唯裁判を施す人否裁判を受くる人の爲めに缺くべからざる所の首要の保證の一たるに過ぎずとす、然れども裁判官の不羈獨立たるべきことも亦別に右保證中に加ふべき一事なり、苟も司法官にして裁判官を甲裁判所より乙裁判所に移すこと行政上の處置を施すが如くなるを得せしむるの方法を立つるに於ては其裁判官の不羈獨立は極めて危かるべきなり、然れば本會に於ては裁判官の任所を轉ずるは如何なる原則に據るものなるやを豫知し且其轉任は單に一個の有司の意向に放任せられざることを確知すること肝要なりとす。

ド・マルチノー氏曰く、日本國委員は何故其新草案中に尊重なる佛國委員が要求せる意義に從ひ條款を加ふることを欲せざるや自分は其理由の存する所を見ざるなり、何となれば此要求は日本國委員の提出せる修正案中の原則及び同委員が只今述べし意見即ち各始審裁判所に勤務する爲め控訴院の裁判官中より擇ばるゝ所の裁判官は大審院長の選任派遣する所たるべしとの事に全く符合するものなればなり、又別に尊重なる日本國委員の注意を促がすべき一點あり蓋し自分が一聞せし所を以て判斷するに今討議中なる個條の第一項に對し尊重なる佛國委員の發議せし新案は眞に改良を加へたるものにして且此修正案を採用すること便益たるべしと思考するなり。

故に自分は日本國委員が其新議案を重修するに際し本日の集會に提出せられたる他の修正案と共に此佛國委員の兩樣の議案をも參酌するあらんことを請ふなり。

會頭は伊國委員の陳述に答て曰く、尊重なる伊國委員が注意を促されたる諸點は尙ほ能く熟考を遂ぐべし、然れども自分等に於て其提出せられたる所の各修正案を考究すべき暇を得たる後に非ざれば自分等は其議案を再訂するに當り何程各委員の陳示せられたる希望に應ずるを得べきや今直ちに各委員に對して確然と報道を爲すを得ざるなり。

ハッバルド氏曰く尊重なる日本國委員は其便宜と認むる所に從ひ本會に提出せられたる諸修正案を採納し或は之を拒絕するの自由を有すべきものなるを承認すべきは勿論なり。

セヴィッチ氏は若し日本國委員の提出せんとする新草案は本會各委員に於て次會までに之を考閱するの餘暇を得せしむる爲め可成遲滯することなく譬へば二三日間に各委員の許へ送付せらるゝを得ば便宜なりとの意見を述べたり。

會頭曰く、右の重修案は可成速に各委員に送付すべし然れども各委員は尊重なる露國委員の言の如く二三日間に之を領收するに至るべきや否確言し難し。

是に於て會頭は來る二月十一日水曜日午後二時まで休會すべしと發議せり。

此發議は採用を得て四時四十五分に散會せり。

青木周藏

井上馨

ザルスキ
エフ・アール・プランケット
ニコラス・ゼー・ハンネン
リチャルド・ビ・ハッバルド
イ・イ・ファン・デル・ポット
アール・ダブルユ・アルヴヰン
ジ・ルーレイロ
右英文に署名
此書は正寫なることを證明す。
バロン・フオン・シーボルド
デイ・ダブルユ・スチーヴンス
都築馨六
ジオン・エイチ・ガビンス
ビー・ド・ルシーフオサリウ

シエンキエウヰツ
エル・ド・マルチノー
デー・ナイト
ホルレーベン
ザッペー
デイ・セヴイッチ
ジ・デラヴアット
右佛文に署名

會議錄　第二十

明治二十年二月十二日集會

井上伯を會頭とし午後二時開會

出席各員

日本國全權委員	井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員	シエンキエウヰツ氏
墺地利洪牙利國全權委員	コント・チアールス・ザルスキー
大不列顚國全權委員	サー・フランシス・アール・プランケット及ハンネン氏
伊太利國全權委員	ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員	ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員	ハッバルド氏
獨逸國全權委員	フオン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
露西亞國全權委員	セヴイッチ氏

和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　ファン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルヴヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏

會頭は前回の會議錄公文は今回の集會に於て署名するの準備未だ整頓せざりし旨を告げ右會議錄の署名は次會まで延期すべしと發議せり。

ナイト氏會議錄につき注意をなさんことを請ふて曰く一月廿五日の集會に自分は第七條に關して議案を提出するの榮を有し尊重なる佛國委員も亦同一の事を爲せり因て自分は該集會の會議錄を印刷するときには右の議案を以て附錄とせらるべきや否を知らんことを欲するなり蓋し此議案を附錄として之を會議錄中に列し以て公然之を記錄に留むること必要なるが如し。

會領は白耳義國委員の問に答て右の議案は會議錄第十八號の附錄として印刷すべしと陳述せり。

ナイト氏は會頭に向て此告知を謝し且つ日本議案の總體に就て本會に演述せんことを請求せり。

數多の委員は總體に關する議事は既に結了したる旨の意見を述べたり。

會頭曰く、今日の議題は第七條に對して日本國委員の提出せる修正案を逐條討議するに在り、既に日本國第二委

員及び自分は前會に於て數委員勸告の趣旨及び特に尊重なる佛國委員及露國委員より提出せられたる修正案を利用し以て其中に就て採用するに足るべしと思量せる部分を第七條の新修正案に編入して之れを各委員に送付せり、故に右新案（此新案ハ本會議ノ附錄トセリ）は前會に於て本會の示せる企望の趣旨に應ずる爲め起草したるものにして其採用するに足る可きは即ち日本國第二委員及び自分の信ずる所なり、而して唯だ佛文中寫字生の過失に出てたる一二言辭上の誤謬は其項に移る時に臨んで之を指斥するに止まらんとす、尊重なる白耳義國委員は本會に陳述せんことを企望せらるゝならば今より演述あるも妨げなし。

ナイト氏は會頭の意見の正當なることを認め其陳述は逐次各項を討議する時に譲るべしと述べたり。

是に於て第七條の序項を左の如く朗讀せり。

、、、、國臣民若クハ人民ノ原告人若クハ被告人トナリ關係スル民事ノ訴訟及ビ該臣民若クハ人民ノ告訴告發ヲ受ケタル犯罪事件ニ就キ日本裁判權ニ關シテハ左ノ特別約款ヲ照守スベシ

シエンキエウキッ氏は左の意見書を朗讀せり。

尊重なる合衆國同僚は前會に於て卓絶なる演説を爲し「議院決議の條例密なりと雖も駟馬車を以て之を通過するは易し」との俗諺を引證せられたり斯の如き立法の體裁は蓋し眞正なる大國會の特權なるべしと雖も是れ小會議の特權にあらず余輩は時々國會の體裁を纔かに學ぶも或は可ならんか然りと雖も畢竟唯た一箇の小會議たるに過ぎざるなり然れば則ち余輩は望蜀の念を制して茲に余輩の討議中なる規則を制定するに方り他日其意味

効力及び適施の區域等を變更するが如き解釋を下すの餘地を存せざることにのみ盡力すべし是れ余が私見なり。

余輩は數多の點に付大抵皆同意するものなりと余は確信するなり若し余輩の間に意見の相合はざるものありとせば是れ主として本會議事に如何なる方針を取らしむべきやの問題に關するものなり、然り而して裁判管轄條約中の遺漏と不完全を補ふの事業を關係政府に放任するの虞あるをも顧みずして成るべく速に本會の審議を結了せんとするは今最も多く贊成を得たる所の方法なるが如し、自分は此方法の最も妙策たるを認了するなり、然れども他に亦一の方法あり其方法たる一層緻密に涉り一層不愉快にして且一層煩雜なるものにして成るべく後日の商議を要せざるを目的とするものなり是れ余が不肖ながら盡力する所の方法なり。

佛蘭西國委員は右の總體論を終りて後會頭が只今朗讀したる第七條の序項に付意見を陳述するの許可を請ふて曰く。

先づ in respect（就て）と云へる語を以て端緒を開くは佛語の文體上恐らくは批難を免れざるべしと雖も日本委員か新修正案にも此文字を保存して之を好むの意を表せられたる上は自分は强て此事を論ぜず、然れども「丶丶丶丶國臣民若クハ人民ノ告訴告發ヲ受タル犯罪事件ニ就キ」と云へるのみにては此序項にて刑事事件に於ける民事上の損害要償の訴訟を除くものなり是れ豈に起草者の本意ならんや、自分は前會に於て左の語句を發議せり即ち「日本裁判所、一名若クハ數名ノ丶丶丶丶國臣民若クハ人民（何等ノ資格ヲ以テスルニ拘ハラズ）ニ交涉セル民事

又ハ刑事ノ訴訟ヲ審判スル場合ニ於テハ左ニ列掲スル約款ヲ照守スルヲ要ス若シ此約款ニ違フトキハ其裁判ノ手續及ビ判決ハ總テ無効タルベシ」との明文是なり、此文章中「何等ノ資格ヲ以テスルニ拘ハラズ」と云へる語句は刑事事件に於る民事上の損害要償の原告人をも包含するの利益あるを以て自分は再び此語句を本會に提出せざるべからずと思量す、何となれば日本人が被告人たる刑事事件に於て外國人が民事原告人たるときに其外國人が民事事件に於て有する所の保證を失ふこととなきを肝要とすればなり。

數多の委員は此文體は其意味廣きに過ぎて證人の事をも包含すと見ゆるの恐ありとの異議を唱へたるに付、シェンキエウヰッ氏は之に答て曰く、自分の用ゐたる「交渉」の文字は此點に付て疑義なからしむるものなり。

シエンキエウヰッ氏又曰く、該項の末に「此約款ニ違フ時ハ其裁判ノ手續及ビ判決ハ總テ無効タルベシ」との一句を追加したるは本會の定めたる約款に制裁を附するの目的なるを以て此追加は必要なるが如し。

會頭は尊重なる佛蘭西國委員の提出せる修正の語句に付委員中意見を述べんと欲する者あるやを問へり。

ド・マルチノー氏は尊重なる佛蘭西國委員か第七條序項の修正案に同意し議會に向て其採用を勸告する旨を陳述せり。

フオン・ホルレーベン氏は尊重なる同僚伊太利國委員の意見を賛成せり。

ハツバルド氏も亦此修正案を賛成せり。

因て第七條序項の修正案を左の如く朗讀し全會一致にて之を採用せり。

日本裁判所、一名若クハ數名ノ、、、、國臣民若クハ人民（何等ノ資格ヲ以テスルニ拘ハラズ）ニ交渉セル民事又ハ刑事ノ訴訟ヲ審判スル場合ニ於テハ左ニ列掲スル約款ヲ照守スルヲ要ス若シ此約款ニ違フトキハ其裁判ノ手續及ビ判決ハ總テ無効タルベシ

次に第一項を朗讀すること左の如し。

地方裁判所、控訴院及ビ大審院ハ外國屬籍裁判官ノ多數ヲ以テ之ヲ組織スベシ

控訴院ノ裁判官ノ數ハ地方裁判所ノ裁判官ノ數ヨリ多ク大審院ノ裁判官ノ數ハ控訴院ノ裁判官ノ數ヨリモ多キモノトス

シエンキヱウキッ氏曰く、自分は本項第二節に就て意見を陳述せざるべからずと思量す、抑も自分は前會に於て自分の修正案中に此項を寫出したれども亦同時に或る制限を述べ置きたり、實に今の文體にては本案起草者の意義を精密に表出せずと思はるゝなり、抑起草者が地方裁判所の裁判官の數と控訴院の裁判官の數と大審院の裁判官の數との間に遞增の比例を設けたるは即ち裁判に臨席すべき裁判官の數を言ふの意にして該裁判所若くは該院の總員を言ふの意にあらざるは明白なり、然るに佛文にては此意味明瞭ならざるを以て一層之を判然たらしむるが爲めに自分は左の修正を發議す。

凡ソ上級或ハ下級裁判所ノ判決ハ法律ヲ以テ定メタル員數ヨリ少キ裁判官ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

然レドモ控訴院ノ各部ハ地方裁判所ヨリモ其裁判官ノ數ヲ多クシ以テ之ヲ組織シ大審院ノ各部ハ控訴院ノ各部ヨリモ其裁判官ノ數ヲ多クシ以テ之ヲ組織スベシ

自分が提出せる修正案は諸君の見らるゝ如く曖昧不明の嫌ある原文を解釋したるに過ぎずして其精神は毫も之を變ぜず且第一節の文は變更を加へずして其儘之を存せり。

ナイト氏曰く、本項は寧ろ之を削除すること一層簡明なるべき歟、自分は各級の裁判所に列席すべき裁判官の員數の比例をば條約中に特定するの必要を見ざるなり、是れは裁判所構成法に關する法律を以て之を決定するに任ずも可なるが如き特殊の事項なり。

ハッバルド氏曰く、尊重なる佛蘭西國委員の發議に係る第一項第二節の修正は自分に於て其必要を認むるの知見なし、該項に控訴院の裁判官の數は地方裁判所の裁判官の數よりも多かるべく又大審院の裁判官の數は控訴院の裁判官の數よりも多かるべしと云へる文章は充分明白にして毫も變更を要せざるが如く見ゆるなり。

合衆國委員又曰く、尊重なる同僚は前會に於て自分が「議院決議の條例密なりと雖も駟馬車を以て之を通過するは易し」との俗諺を引證して注意を促したることに付陳述せられたり、自分が右の引證をなしたる意は凡そ法律を制定するに方り鋭敏にして且つ博識なる批評者の論衙に抗拒するに足るが如き完全なる語句を以てするは殆んど爲すべからずと云ふにあり、抑も自分が右の注意をなしたる所以のものは若し本會に於て相當の區域を顧みずして其考案を完全ならしむることに力を竭し許多各樣の發議を審査することに時間を費すことあらば究竟一も實際上の結

果を得ざるに至るべしと思考せるに因るものにして自分は今尙然りと思惟するなり。

シエンキエウヰッ氏は合衆國委員の意見に答へ辨して曰く、尊重なる同僚に於ては自分は徒らに本會の事業を攪擾する者とするが如し、然れども自分が右の批評を受けたる修正案を提出したるの意は唯た佛文に於て原案起草者の精神を明瞭ならしめんと欲するにあるのみ、尤も英文に於ては Court（裁判所）なる語は判決を下す爲めに組織せられたる上級或ひは下級の裁判所に過用するを以て疑義を生ずるの恐れなしと雖も佛文に於ては Cour 若くは Tribunal なる語は一の法庭に屬する裁判官總體を指示するものなり、今尊重なる批評者の國語に於て充分明瞭なる所の思想を我國語に於て一層明確ならしめんと欲するものは即ち一切の混淆を避けんが爲めのみ。

ド・マルチノー氏曰く、自分は尊重なる白耳義國委員が第一項第二節を削除せんと欲するの意見に同意する能はず、若し自分にして尊重なる佛蘭西國委員の修正案と尊重なる白耳義國委員の修正案との間に孰れか其一を選擇すべしとならば自分はシエンキエウヰッ氏の方に左袒せんとす。

會頭は日本國委員に於ては尊重なる佛蘭西國委員の修正案を原案の語句より明瞭なりと認るを以て欣然之を採用する旨を陳述せり。

此に於て佛蘭西國委員の發議に係る修正の通り第一項を朗讀せり。

ハツバルド氏曰く、各裁判所の裁判官の多數は外國屬籍の者たるべしとの主意を一層明瞭に顯示すること便益たるべし。

會頭曰く、佛蘭西國委員の發議に係る文案にて充分なるが如し依て日本委員は寧ろ之を共儘に採用せんと欲す。

ハツバルド氏曰く、自分は尊重なる會頭の意見に充分敬意を表はすと雖も第一項第一節に三種の裁判所の事を記載したるの事實もあれば若し「裁判官」なる語の上に「右各裁判所」なる語を補はゞ本項の文義一層明瞭なるに至るべしと思はる然るときは本項は左の如くなるべし。

地方裁判所控訴院及ビ大審院ハ左ノ如ク組織スベシ即チ右各裁判所ノ裁判官ノ多數ハ外國籍ニ係ル者タルベシ

合衆國委員又曰く、此修正は本條の主要なる目的とする原則即ち外國人の交渉せる訴訟を審判すべき各裁判所は地方裁判所たると控訴院たると大審院たるとに拘はらず其裁判官の多數は外國籍に係るものを用ゐるべしとの原則を明白に顯示し毫も疑を存せしめざらんことを目的とす。

尊重なる佛蘭西國委員が第一項第二節の修正説は自分に於て實際其必要を見ずと雖も無限の討議を惹起さんことを恐るゝを以て之を採用すべし。

ヘンネン氏曰く大不列顚國第一委員及び自分は尊重なる合衆國委員が第一項第一節の修正説を賛成す且つ同項第二節は尊重なる日本國委員の提出に係る草案の儘を保存せんことを望むと陳述せり。

會頭は此點に付吐露せられたる諸般の意見あるに拘はらず日本國第二委員及び自己共に尊重なる佛蘭西國委員の修正文を以て最も明瞭なりと依然思考するを以て日本委員は右修正文の通此項を維持せんことを主張すと陳述せ

り。

ナイト氏は佛文に於て Section（課）Chambre（局）二語の內孰れを本項の文中に採用すべきやと問へり。

Chambre（局）なる語を採用することに決定せり。

ハツバルド氏は尙ほ其提出せる第一項第一節の修正案の甚だ必要なる旨を主張し自分が發議の語を增補することは毫も尊重なる佛蘭西國委員か同項第二節の修正に抵觸するものにあらず特に此增補たる各裁判所に於ては外國屬籍裁判官多數たるべき旨の原則を明定して聊も疑惑を存せしめざるの好結果ありと陳述せり。

數多の委員ハツバルド氏の修正は原文に改良を加へたるものに付之を採用するを便益とすとの意見を吐露せり。

會頭は目下の議題とする所の一項の語句に付少しく誤解を生せるか如し原案者の意は各裁判所に附屬すべき裁判官の多數は外國裁判官たるべしと云ふにあらずして外國人交涉の訴訟を審判する爲め開廷する所の各裁判所に列席すべき裁判官の多數を言へるものなることを說明せざるべからずと思ふ旨を陳述せり。

合衆國委員の發議に係る增補語は佛文にて如何に反譯すべきやとの問題起りたるに付コント・ザルスキーはハツバルド氏の修正したる第一項第一節に左の文體を用ゐんことを發議し本會の贊成を得たり。

地方裁判所控訴院及大審院ニ於テハ外國籍ニ係ル裁判官多數ヲ占ムベシ

ハツバルド氏曰く本會が延長細密なる議事に涉りたるは自分に於て幾分か其責に任せざるべからず自分が第一項第一節の修正を發議するに當つては斯くまで紛議を起さんとは思はざりき、「右各裁判所」なる語を增補すれば

英文に於ては大に文義を明瞭ならしむべしとの事實に付ては議論の分るゝことなかるべしと思考す、此點に付尊重なる大不列顚國の委員は自分の說を贊成すべしと信ずるなり殊に法律上の意見に於ては有力なる大不列顚國第二委員及び其他の委員も此增補說を贊成せられたり然れども自分は何事によらず本會の議事を延滯することを避んと欲するに因り且つは本件に付紛起せる議論を結了せんが爲め自分の修正案を取消すべし。

コント・ザルスキー曰く、自分の見る所を以てすれば尊重なる同僚合衆國委員が其發議に係る修正を自ら取消したるは惜む可きことなりとす、該案の採用に因て能く文義を明瞭ならしむるの便益は啻に英文に於けるのみならず佛文に於ても亦然り自分が第一項第一節の佛文を新たに本會に提出して幸に贊成を得たるも卽ち此理由あるが爲めなり依て自分は更に討議を開くの自由を得んと欲す。

サー・フランシス・ブランケツトも亦コント・ザルスキーと同く尊重なる合衆國委員の發議に係る修正說の取消を惜みて曰く、此修正案は本會の精神を一層明瞭に表出するの利益あり而して尊重なる墺地利洪牙利國の委員は幸にハツバルド氏の提起せる語句を以て修正したる如く該項第一節の佛文を起草したるを以て自分に於ては本會は右の修正案を採用して然るべしと考ふるなり。

ハツバルド氏は尊重なる同僚墺地利洪牙利國委員及び大不列顚國委員より氏の修正說に付き吐露せられたる意見に對して更に其決心を翻へし其發議の取消を無効のものと見做されんことを本會に請求する旨を陳述せり。

ド・マルチノー氏は第一項を修正の通り議決に付せられんことを會頭に請求せり。

會頭は尊重なる合衆國委員の發議に係る修正案に全會一致の贊成ありと見做すを以て日本國委員は復た其採用を拒まざるべしと陳述せり。

第一項を修正案の通り朗讀し本會の採用を得たり即ち左の如し。

地方裁判所控訴院及ビ大審院ハ左ノ如ク組織ス可シ即チ右各裁判所ノ裁判官ノ多數ハ外國籍ニ係ル者タルベシ

右各裁判所ノ判決ハ法律ヲ以テ定メタル員數ヨリ少ナキ裁判官ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ズ

然レドモ控訴院ノ各局ハ地方裁判所ヨリモ其裁判官ノ數ヲ多クシ以テ之ヲ組織シ大審院ノ各局ハ控訴院ノ各局ヨリモ其裁判官ノ數ヲ多クシ以テ之ヲ組織スベシ

次に第二項を朗讀すること左の如し。

凡ソ上訴ノ事件ヲ裁判スル場合ニ於テハ前ニ下級裁判所ニ於テ同事件ノ判決ニ與カリタル裁判官ハ上級裁判所ノ一員トシテ列席スルヲ得ズ

此項は異議なく採用せられたり。

次に第三項を朗讀すること左の如し。

裁判官一名ニテ組織スル裁判（區裁判所）ノ判決ニ對シテハ始審合議裁判所ニ上訴スルコトヲ得ベシ

本項の文字上に付一場の議論を生ぜしが終に臨み日本國委員は左の語句を採用し會頭之を投票に附せり。

裁判官一名ニテ掌管スル裁判（區裁判所）ノ判決ニ對シテハ始審合議裁判所ニ控訴スルコトヲ得ベシ

ナイト氏曰く、自分は本會の可否決を取る前に自分が明白に了解せざる所の「合議」と云ふ語に付說明を請ふの許可を得んとす、自分が此形容詞を以て裁判所を形容したるを見るは今日を以て始めとす此文字の意義は如何なるにもせよ「始審裁判所」なる語は充分に此種の裁判所の性質を云ひ顯はし故らに他の形容詞を要せずとの意見を自分は持するものなり。

シエンキエウヰツ氏曰く、玆に合議なる語を用ゐるは下級裁判所の場合に於て單獨裁判官を用ゐる主義と始審裁判所控訴院及び大審院に均しく通用して數名の裁判官を用ゐる主義とを箇別せんが爲めなり、然れども始審裁判所に外國裁判官の多數を用ゐることは本條の明文に記載する所なれば斯裁判所の裁判官の多數なることは右の事實のみにて充分に明かなり故に「合議」なる語は要用ならざる可し。

會頭曰く「始審合議裁判所」なる語は日本裁判所の階級に基きたるものなり即ち新裁判所構成法に從へば其順序左の如し。

一　區裁判所
二　地方裁判所
三　控訴院
四　大審院

單獨の裁判官を以て開廷する區裁判所の外は訴訟法若くは特別の法律を以て特定したる場合を除き右等の裁判所に訴ふる所の事件は裁判官數名列席して之を審判するなり、是れ斯裁判所に「合議」なる語を加へて右の方法を表明せんとする所以なり、然れども區裁判所と雖も地方裁判所と同く始審裁判所に外ならざるを以て目下の討議に係る項中地方裁判所を指示するに「始審合議裁判所」なる語を以てし他の始審裁判所たる區裁判所に簡別せんと欲するなり、日本國委員は其混淆を避けんが爲め此間に區別を立つること必要なりと思量するに付自分は「合議」なる語に代ふるに「地方」なる語を以てせんことを勸告す。

ド・マルチノー氏指示して曰く、本會は第七條第一項を採用するに當て既に此裁判所の爲めに該項に記載せる名稱を採用せり、即ち該項には此裁判所を「始審裁判所」(地方裁判所)と名づけたり故に自分は目下討議する所の項又は該草案中の他の項に於ても「合議」或は「地方」の語を附加するを要せずと思量す因て自分は此語を削除せんことを發議するなり。

會頭は伊太利國委員の發議に付き本會の意見を問ひしに各委員皆此議を可決せり、此に於て修正の通り第三項を朗讀し本會の採用を得たり即ち左の如し。

裁判官一名ニテ掌管スル裁判所(區裁判所)ノ判決ニ對シテハ地方裁判所ニ上訴スルコトヲ得ベシ

次に第四項を左の如く朗讀せり。

地方裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴院ヘ上訴スルコトヲ得ベシ

此項は本會の採用を得たり。

次に第五項を左の如く朗讀せり。

控訴院ノ判決ニ對シテハ法律上錯誤ノ故ヲ以テ大審院ヘ上告スルコトヲ得ベシ

シエンキヱウキッ氏は本項中「控訴院ノ判決ニ對シテハ」の語句に換ふるに「終審判決」の語句を以てせんことを發議す。

ハンネン氏曰く自分は本項の語句は現在の儘にて充分に明白なりと思考す自分に於ては之を變更するの利益を見ざるなり。

シエンキヱウキッ氏曰く自分が右の修正を勸告したるは文字を變更するを好めるが爲めにあらず大審院の特殊なる權限を明確にし且つ一旦端を開けば遂に延長に流るゝ恐れある討論を豫防せんが爲めなり。

ハツバルド氏曰く、自分は第五項の語句に付意見を述べんと欲す、今佛國委員の言はれたる所は本項の主意たる大審院は其受理する訟件に付單に法律上の審査をなすに止まり決して事實上の審査を爲すものに非ずと云ふに在り、然れども自分は大審院の權限は全く此の如きものなりと思はざるなり固より第五項には大審院への上告は單に法律上の錯誤に基つくことを明揭したること明らかなれども下級裁判所の審判に際し證據として呈供したる事實に對して其裁判所は法律の適用を誤まりたる廉を以て大審院に上告したる事件の事實を該院に於て審査することを許さざるにはあらざるなり、下級裁判所が事實に基かざる判決即ち法律に適應せざるを以て法律上錯語ある所の判決

を爲したる廉を以て訴訟關係人が之を上告し又大審院が之を受理することは假令本項に「法律上錯誤」の文字あるも論理上之を妨ぐるものには非ず、且又凡そ大審院に上告を提供したるときは其上告の單純に法律上の點即ち例へば法律適用に對する抗辨の如き事に關せざる以上は裁判調書に登載せる事實をも必ず之を受理せざる可らず、然るに法律を適用したる事實に關するの外法律上の錯誤なるものは幾んと之れなかるべし、故に大審院は訴件を再審し證人を召喚し新證據を採蒐する等の權を有せざること勿論なりと雖も下級裁判所の判決に對して上告を爲すに付ての裁判調書は大審院に提供するものなり、此に於て大審院は其上告の主眼たる特殊の點に關係を及ぼす所を右調書中に登載せる事實に就て審査することを得べし、故に十中八九の場合に於ては下級裁判所に於て審査したる事項を大審院に於て復た審査せざる可らざるに至るべし、泰西の司法制度に比較して之を論ずれば始審裁判所は法律上の點と事實上の點とに就て裁判するものなるを以て控訴院に呈出する控訴は左の諸點の一に基くべし即ち、第一陪審員の決答若くは裁判官の判決の證據と相反すること、第二裁判所が法律の適用若くは解釋に錯誤ありたること、第三判決の法律竝に證據に反せること是なり、故に大審院に於て上告を受理したるときは控訴院の判決を審査し其判決の法律上又は事實上に基くや否やを竅明せざる可らず、是を以て第五項に於ては大審院か上告を審判する法院たる權限を制限せざるものたることを知るべし、加之ならす陪審制度を採用せざるの事實ある以上は該項の儘にて一段の保證を有するなり然るを若し中間の上訴を廢せば此保證は全く烏有に屬すと云べし。

ド・マルチノー氏曰く、自分は尊重なる同僚合衆國委員に對し簡短の答辨を爲すに止らんとす、元來自分は合衆

國司法制度を評論するに足るの能を有せずと雖も自分は、尊重なる同僚の意見は歐羅巴大陸諸國に行はるゝ裁判制度の原理及其大審院の職務に背戾するものなることを明言するを憚らざるなり、啻に歐洲諸國のみならず日本の如きも亦然りとす何となれば日本の法律は歐洲大陸の法律に則ると云へることは皆人の能く知る所なればなり、大審院の職務果して尊重なる合衆國委員の觀察を下したるごとくならば論理上自分は本項に記載せる「法律ノ錯誤」なる語句に反對せざる可らず、然れども此語句を以て破毀院は其正實なりと認めたる事實を再審せざるべしとのことを明確精密に指示したるものにして該院か訴訟關係人若くは檢察官の請求に依り或は上告を棄却し或は原裁判を破毀するは唯た右事實に對し法律を適用するに方り背法の處置ありしとの訴に限るものとす。

會頭曰く日本政府は裁判所構成法を起草するに於て大審院に與ふるに破毀院同樣の權限を以にせり語を換へて言はゞ該院は法律上の點を審査して事實上の點を審査せざるなり。

シヱンキヱウヰッ氏曰く、自分は各員の一致を得るが爲めには最高等裁判所に附したる名稱より生ずべき疑惑を消散するを以て足れりと思ふなり、單に「大審院」なる名稱に依り其精確の意義は知り難けれども或は控訴院の上位を占め事實上の裁判をも爲すことを得べき法院たるの思をなさしむることとあらん、然れども尊重なる日本國委員の說明に據れば該院は實に破毀院にして其職務は單に法律を照守したるや否やを審査し以て或は終審裁判を確定し或は之を破毀して其之を破毀したる時には更に事實審究の爲め其破毀する所となりし判決を爲したる裁判所と同等の裁判所に該件を移すに在り。

セヴイッチ氏曰く自分は此事に付極めて簡單なる修正說を提起せざるべからずと覺ゆるなり即ち「控訴院ノ判決ニ對シテハ獨リ法律上錯誤ノ故ヲ以テ大審院ニ上告スルヲ得ベシ」と云ふに在り。

シエンキエウキッ氏曰く自分の發議に係る「終審判決」と云へる語は專用語にして且法律に適へるを以て之を良とすべし。

セヴイッチ氏曰く自分は此點に付ては尊重なる同僚佛國委員と同說なり但し獨りと云へる語を附記せんことを勸告したるは大審院の目的及び職務に關し疑惑を存せざらしめんが爲めなり。

數名の委員より請求ありたるに付再び佛國委員の修正案を朗讀せり、此時終審と云へる語を如何に英文に譯出せば第五項の兩文をして能く相符合せしむるを得べきやとの問題起りたるを以て、

サー・フランシス・ブランケットは本會の注意を喚起して曰く、是れ唯飜譯上の問題たるに止まるに非ず抑日本議案の第五項と尊重なる佛國委員の修正案との間には意義上にも亦非常の逕庭あり是れ自分が本項の語句を重要なりと思量する所以なり。

ハンネン氏はサー・フランシス・ブランケットの發議を敷衍して曰く、日本議案の現在の文章の儘にては區裁判所より地方裁判所に上訴し地方裁判所より控訴院に控訴し而して控訴院よりは法律上の點に付大審院に上告し一切の上訴一段より一段に進まざる可らざるの制なり、若し尊重なる佛國委員の修正說を採用せば上訴をなすに順次各裁判所を經由するを要せず下級裁判所よりして直に大審院に至り敢て中間の段階を蹈まざるに至らん見るべし、日本

草案の現在文と尊重なる佛國委員の修正說の間に此點に付莫大の差異ありて到底反譯の能く調和する所に非ざることを故に第一に肝要なる點は右兩主義中孰れを採用せんと欲するかを決定するにあり。

シエンキユウヰッ氏大不列顚國兩委員の意見に答て曰く、自分は第五條中「控訴院ノ判決」なる語句に代ふるに「終審判決」なる語を以てすることに付此修正を以て有益にして且希望すべきものたりと考ふるの理由をば說示さずして單に此修正を發議するに止まらんと思ひたれども、ハンネン氏が意見の陳述ありたる上は事情も異なりたるに付自分は之に就て議論の生ずべしとは先見しながらも自ら之れが端緒を開くを欲せざりしと雖も今や議論の止むを得ざるに至れり。夫れ尊重なる大不列顚國第二委員の說に據れば大審院に提供する破毀の上告は控訴院の判決のみに適用すべく且つ區裁判所の判決に對しては最初に地方裁判所に上訴し其後控訴院に上訴せしめざる可らざるなり、是れ佛蘭西一國に就て云はゞ其法律の原則に背反するのみならず實際全く無益の煩雜を釀すべしと自分は信ずる旨を明言せんとす、既に一事件に付二段の裁判ある時すら原被兩造は始審裁判所に於ては簡單なる辯論をなし終審裁判所の最後審判の時まで充分の力を貯ふること大率然り、若し二段の審判に止まらずして前途に三段の審判ある時には原被兩造は第一回の審判を意に關せずして之を視て以て室式となすこと恰も佛蘭西に於る勸解調手續の如くなるに至らん、之を詳言すれば下級裁判所に於て敗訴に歸するとも毫も之を意に關せずして成るべく速に第二回の審判に移らんことを勉め第二回に至ても亦た未た眞に奮て盡力することを爲さずして最も剛强なる談判は之を終審判決を爲す可き控訴院に至るの時に讓るに至らん、此の如き手續は其緩慢と費用と時間とに依り訴訟人に利益を

與ふるよりも寧ろ害を與ふるものと云ふべし。

佛國委員又曰く、方今法律家中審判の上訴を許すべからずとの意見を主張するものあり是恐らくは稍々危險の主義なるべしと雖も之を日本の新法律中に置くは彼の殆んど到處に於て排斥せられたる三段裁判法に比すれば未だ驚くに足らず、然りと雖も今日本は斷然泰西法律の主義を採用し將に其歩を進めんとするに方り其模範を求むるに法律進歩の先鋒に於てせず却て其殿たらんとするが如きは豈驚怪すべきことに非ずや。

會頭曰く、今本會の議する所は第五項なるを以て左の修正案は或は全く議事の順序に適合せりと云へからざるも今討議する所の問題に密接の關係を有するに付茲に之を提出せんとす、此修正案たる原案の語句とは大に異なる所あれども我裁判所構成法に適合するものなり、即ち自分は第三項の語句を左の如く修正せんとす。

凡ソ區裁判所ノ判決ニ對シテハ法律及事實上ノ故ヲ以テ之ヲ始審裁判所ニ上訴スルヲ得ベク其上訴ヲ審判シタル始審裁判所ノ判決ニ對シテハ法律適用錯誤ノ故ヲ以テ之ヲ控訴院ヘ上告スルヲ得ベシ但シ此上ノ上訴ヲ許サズ

數多の委員は會頭か此方法を主唱するを見て驚愕する旨を述べたり。

井上伯答へて曰く、此方法は歐洲の數國に於ても存するものにして且ボアソナード氏も亦一己人の資格を以て之を贊成せり同氏は或る事件の爲めには上訴を許さゞる所の中間裁判所を設け置くべしとの說を有せり。

シエンキエウヰッ氏答て曰く、一の佛蘭西國法律家が右の方法を稱贊したるに因り尊重なる會頭は之を以て右の

方法を賛成するの論據と爲したれども自分は未だ必しも之を允諾するの意あらず且つ今日は主義上の問題をこそ議すべけれ一已人の評説を議すべきにあらず。

今純はら日本國の地位に立て考ふるに裁判破毀若くは確定の事に付此の如き方法を採用するは日本國の利益にあらざるべし、抑も破毀院を設けたる各國に於ては該院の主要なる職務は判決例を確定するにあり語を變へて之を云はゞ法律の解釋に付一定の原則を立つるにあり、若し此職務を同時に執行する所の裁判所を二個若くは其以上を置くときは解釋の一致を得んこと難かるべし、今日日本國が現時の司法制度を廢し從來一も存在せざる所の新司法制度を創定し又裁判所の組織に付ても決して簡一ならざる所の新基礎を立てんとするに方り判決例の必用なるは實に疑がふべからざることなり、況んや日本に於ては未だ據るべきの先例なきに於てをや而して判決例をして一定明確ならしめんと欲せば一個の破毀院を設くるにあるのみ、日本國は自ら其利害を判定するの權あること固より言を須たずと雖も其司法組織上に最初より危險の贅物を加へ之を錯雜ならしめんとするを見れば豫め熟考するあらんことを忠告せざらんと欲するも豈得べけんや。

シエンキヱウヰッ氏又曰く、自分の考ふる所にては本問題は民事事件に付下級裁判所の判決のみに關するを以て外國人の爲めには太甚だ重要のものにはあらず然れども日本國の利害上より觀察し且單に主義上より論ずるも日本政府が此の如き方法を採用せんと欲せば少しく反顧する所ありて可なりと思はるゝなり。

フォン・ホルレーベン氏曰く、此方法は我邦に在て存すと雖も自分は日本の爲めには佛國委員の陳述せる意見に

同意するに躊躇せざるなり而して唯一の破毀院を置くは即ち判決例の一致を得るに於て好良の保證なりとの事に就ては自分は尊重なる同僚に同意ずるなり。

ド・マルチノー氏曰く、自分も亦た全く尊重なる獨國委員の意見に同意し尊重なる佛國委員の發議に係る修正案を採用せんことを尊重なる日本國委員に勸告するなり。

コント・ザルスキ陳述して曰く、法律の解釋正明確實なるを得んと欲せば破毀院あるのみ故に自分の意見にては唯一の法院を置き此特權を擧げて之に歸するを以て便益とす、依て自分は此點より尊重なる佛國委員の發議に係る修正案を採納し且此修正の意味を以て日本國裁判所構成案を修正するに至らんことを望むなり。

ナイト氏も全く右各演説者の意見に同意せり。

會頭曰く、自分の意見は裁判權に關する條約の約款と日本裁判所構成法との間を成るべく密接に符合せしめんとの意に基くを以て之を變更する能はざるは遺憾なり、加之自分は過半の委員が日本國の利害を論據として自分の發議を攻擊せられたることを認め得たり、然れども如何なる上告の方法が之れ能く日本國に適應するやを判定するに自分は外國委員よりも善く其任に堪へたること是れ各員の了知する所なり、且又主義上の點より論ずるも二樣の法を設け一は外國人の爲めにし一は日本人の爲めにするが如きは痛嘆すべきことなりと云ふも誰か之を否すと言はんや、因て自分の陳述したる意見に本會の同意するあらんことを希望するなり。

ハンネン氏曰く、自分も亦本會が第三項の問題及び尊重なる會頭の發議に係る修正案の問題を結了する前に尊重

なる佛蘭西國獨逸國伊太利國墺地利洪牙利國及び白耳義國委員が上告の事に關して陳述せられたる意見に全く同意する旨を述べんと欲す、自分は單一の破毀院を設くるを以て優れりとすべしと思考するなり、例へば二個の破毀院ありて二個の訴訟即ち一は十弗一は五百弗の訴件に關し且共に法律上同一の原則に基くものに對し相異る所の判決を下すが如きことあらば法律上の解釋に一致を得たりとは云へからず、因て自分は尊重なる日本國委員が尊重なる佛國委員の修正說に關して表示せられたる決定を再考し法律の疑問に關しては單に一個の破毀院を設くるの主義を採用せらるゝあらんことを希望す。

大不列顚國第二委員又曰く、上告の場合に追順すべき方法の問題は外國人には甚だ密接の關係を及ぼすものにあらずと思はるゝなり、故に此點に關する自分の意見は之に關係ある外國人の利害を慮るにあらず、然れども此事たる日本國の爲めに極めて重大なる問題なれば獨り此點より觀察するも今玆に起りたる異論は論理上至當のものにして日本國委員は最も愼密の注意を加ふべき所なりと思考す。

セヴィッチ氏曰く、自分は日本政府の採用せる方法に對して述べられたる議論の二三は價値あるものたるを認了す、而して又尊重なる佛蘭西國委員及び大不列顚國委員の高說の如く此論點は外國人の爲めに唯間接の關係を有するのみとは是れ自分の同意する所なり、然れども自分は此論點中主義上の問題を發見せざるなり、此事たる獨り日本政府に關係するに非ずとするも其最大の關係を有するものは即ち日本政府なりと思はるゝなり、該政府が其司法組織を定むる爲め實に偉大なる事業を企て而して諸事研究を盡したる上にて下級裁判所の判決を破毀若くは確定す

るの方法に付歐洲多數の法則に從はずして唯二三國に行はれたる主義をば最も善く自國の需用に應ずるものとし之を採用したるに今日全く道理に適へりとも見ゑざる反對論を以て斯く辛苦成効を期する所の事業の結果を危くするが如きは豈之を至當の事と云ふべけんや。

是に因て自分に於ては此際斯の如き事件に付き日本政府の希望否共自由且熟慮に出てたる選擇に反對するは良策にあらずと思ふを以て或は孤立の恐あるを顧みす此問題に付ては日本國委員の意見に同意する旨を公言せざるべからずと。

會頭は尊重なる露西亞國委員が吐露したる懇切の感情を謝し、次會に於て衆議の一決せんことを希望すと陳述せり。

是に於て會頭の動議に依り二月二十一日月曜日午後第二時まで休會すべしと決したり（書記曰此期日は其後二十三日まで延期せり）五時四十五分に散會せり。

井　上　　シエンキヱウヰツ

青　木　　ヱル•ド•マルチノー

ザルスキ　　ヂー•ナイト

ヱフ•アール•プランケット　　ホルレーベン

ニコラス•ゼー•ハンネン　　ザッペー

リチヤルド・ビ・ハツバルド
イ・イ・フアン・デル・ボツト
アール・ダブルユ・アルウヰン
ジ・ルーレイロ
セヴイツチ
ジ・デラヴアツト
右英文ニ署名
右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。
バロン・ド・シーボルド
デイ・ダブルユ・スチーヴンス
都筑馨六
ジオン・ヱイチ・ガビンス
ピー・ド・ルシーフオサリウ

會議錄　第二十附錄

第七條（英獨合議案第五條）ニ對シ日本國委員ノ提出セル第二修正案

第七條（英獨合議案第五條）に對し日本國委員の提出せる第二修正案

第七條

、、、、國臣民若クハ人民ノ原告人若クハ被告人トナリテ關係スル民事ノ訴訟及該臣民若クハ人民ノ告訴告發ヲ受タル犯罪事件ニ付日本裁判權ニ關シテハ左ノ特別約款ヲ照守スベシ

第一　地方裁判所控訴院及ビ大審院ハ外國籍ニ係ル裁判官ノ多數ヲ以テ組織スベシ

控訴院ノ裁判官ノ數ハ地方裁判所ノ裁判官ノ數ヨリ多ク大審院ノ裁判官ノ數ハ控訴院ノ裁判官ノ數ヨリ多キモノトス

第二　下級裁判所ノ判決ニ與カリタル裁判官ハ同事件ノ上訴ヲ裁判スル爲メ上級裁判所ノ裁判官タルヲ得ズ

第三　區裁判所ノ判決ニ對シテハ地方裁判所ニ控訴スルコトヲ得

第四　地方裁判所ノ判決ニ對シテ控訴院ニ控訴スルコトヲ得

第五　控訴院ノ判決ニ對シテ法律上錯誤ノ故ヲ以テ大審院ニ上告スルコトヲ得

第六　地方裁判所ハ之ヲ左ノ各地ニ設置スベシ

一　横濱

二　函館

三　新潟

四　神戸

五　京　都

六　山　口

七　長　崎

八　名古屋

但シ右裁判所ノ位置ハ經驗上變更ヲ要スル時ハ便宜之ヲ行フコトヲ得

控訴院ハ之ヲ左ノ各地ニ設置スベシ

一　東　京

二　大　阪

大審院ハ之ヲ東京ニ設置スベシ

第七　前掲地方裁判所詰メ外國係籍裁判官ハ控訴院ノ裁判官タルベシ而シテ毎司法年度ノ終リニ先ツテ大審院長ハ次年度ノ在勤ヲ撰定スルモノトス

第八　、、、、、國臣民若クハ人民ニ交渉スル民事訴訟ニシテ其直接或ハ間接ニ爭訟ニ係ル金額若クハ物件ノ價額滿百圓以上ノモノハ地方裁判所ニ於テ之ヲ審判スベシ

金額未定若クハ價額未定ノ物件ノ要求ニシテ其額百圓ヲ超過スベキモノハ地方裁判所ニ於テ之ヲ審判スベシ

第九　、、、、、國臣民又ハ人民ノ告訴告發ヲ受タル輕罪及重罪ハ總テ前掲ノ地方裁判所ニ於テ之ヲ審判スベシ

第十　諸犯罪ノ豫審ハ總テ外國籍ニ係ル裁判官一名ヲシテ之ヲ掌理セシムベシ

第十一　總テ檢察官ノ干預ヲ要スル場合ニ於テハ該檢察官ハ其爲メ特ニ任命シタル外國人タルベシ

第十二　審判ハ（當該裁判書始末書ニ登錄セラルベキ理由ニ由リ該法廷ガ之ヲ公開スベカラズト決スルノ外ハ）總テ公開ノ法廷ニ於テスベシ

第十三　(イ)前各項裁判所ノ公用語ハ日本語タルベシ

(ロ)英語ハ日本ニ於テ最モ廣ク通用スル外國語タルヲ以テ之ヲ右裁判所用ノ外國語ト宣布スベシ

(ハ)但シ自餘ノ外國語モ亦之ヲ右裁判所ノ書類幷ニ往復文等ニ用ヰルコトヲ許容承認セラルベシ

(ニ)右裁判所ノ宣告書命令書判決書意見書其他右裁判所ヨリ發スル一切ノ書類ハ總テ英語ヲ以テ其正文ト爲シ之ヲ關係人ニ交附スベシ

(ホ)前項ニ揭クル所ノ書類ヲ交付スルニハ訴訟人若クハ刑事被告人ヲシテ其最能ク解シ得ル所ノ外國語ヲ指定セシメ右書類ヲ正確ニ該國語ニ飜譯シ之ヲ添ルヲ要ス

(ヘ)裁判所詰メノ外國籍ニ係ル裁判官及ビ訴訟人共英國若クハ米國以外ノ者タル場合ニ於テハ協議ノ上撰定シタル他ノ歐羅巴語ヲ以ヲ審判ヲ爲スコトヲ得然レドモ其判決ヲ宣告シ及ビ之ヲ上級裁判所ニ送付スルニハ仍ホ英語ヲ用ヰルベシ

(ト)右各裁判所ニハ宣誓シタル堪能ノ通辯人及ビ官任飜譯官ヲ備フベシ

(チ)　右各裁判所ハ何レノ歐羅巴語ヲ以テ認メタル書類ト雖トモ總テ之ヲ受領スルヲ擔承シ關係人ニ英譯ヲ要求スルヲ得ズ但英譯ハ裁判所ニ於テ其費用ヲ以テ之ヲ辨ズベシ

(リ)　各裁判所間ノ公用往復文ニハ英語ヲ用ヰルベシ

第十四　、、、、國臣民或ハ人民ハ躬カラ各裁判所ニ出廷スルノ權利ヲ有スベシ但右裁判所ニハ其裁判所用ノ國語ニ熟練セル日本代言人ヲ備ヘ置キ而シテ、、、、國臣民若クハ人民ノ輕罪或ハ重罪ノ告訴告發ヲ受ケタルトキ自ラ代言人ヲ撰定セサル場合ニ於テハ其請求ニ依リ右裁判所用ノ國語ニ熟練セル代言人ヲ無報酬ニテ之ニ附スベシ

第十五　何ノ場合ト雖ドモ代言人ヲ撰定スルコトハ全ク自由タルベシ凡ソ、、、、國臣民若クハ人民ニシテ其自國裁判所ニ於テ代言の業ヲ營ムノ資格ヲ有シ且其名譽品行上一點ノ瑕疵ナキモノタルコトヲ日本ノ代言人免許ヲ掌管スル所ノ官廳ニ於テ確認セラレタル者ハ代言人トシテ日本代言人組合ニ入ルコトヲ得ベシ

第十六　日本政府ニ於テ陪審審判法ヲ設クルコトアル場合ニ於テ其陪審員ハ、、、、國臣民若クハ人民ノ告訴告發ヲ受ケタルトキハ外國人ノ多數ヲ以テ之ヲ組織スルモノトス

第十七　日本政府ハ、、、、國臣民或ハ人民ノ死刑ヲ宣告セラレタル總テノ場合ニテハ恩赦ノ權ヲ使用シ又其刑ノ輕減ヲ皇帝陛下ニ奏請スベキコトヲ擔任ス

第十八　外國囚人ノ拘留禁獄ニ關シテハ特別ノ規則ヲ設クベシ此規則ハ第四條ニ揭グル所ノ諸法典ト同時ニ、、

、、、國政府ヘ送付スルモノトス若シ該規則ニ變更ヲ加フルヲ必要ト認ムルトキハ其旨ヲ遲滯ナク東京駐劄、、、、國公使ニ通知スベシ

會議錄　第二十一

明治二十年二月二十三日集會

井上伯ヲ會頭トシ午後二時開會

出席各員

日本國全權委員	井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員	シエンキェウヰツ氏
墺地利洪牙利國全權委員	コント・チアールス・ザルスキー
大不列顚國全權委員	サー・フランシス・アール・ブランケット及ハンネン氏
伊太利國全權委員	ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員	ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員	ハッバルド氏

獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏
露西亞國全權委員　セヴイッチ氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアツト氏
布哇國全權委員　アルウヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン

セヴイッチ氏は第七條第十七項裁判執行に關する議案を本會の卓上に提出し該問題討議のとき之を朗讀し尙之を敷衍することあるべき旨を述べたり。

會頭は前二回會議の會議錄に署名の準備整ふたるを以て各委員之に署名すべしと發議せり。

是に於て會議錄第十九及第二十に署名せり。

會頭曰く前回の會議に於て第七條を審議し其第五項に至りて控訴の問題に關して一場の議論を喚起せり是に於て自分は我政府の意見を述べ隨て該條中控訴に關する各項に修正を加へんことを發議せり各全權委員は充分に自分の意見及日本政府の之を維持するの理由をも熟考ありたることと信ず。

シエンキエウヰッツ氏曰く、會頭の陳述せし所を以てすれば第七條中控訴手續の論再び起りたるに因り余は爰に刑

事に關し判事一名にて掌管する裁判所の權限を加へ以て第三項を完全ならしめんとす即ち該項を左の如く讀下すべし。

第三　裁判官一名ニテ掌管スル裁判所ノ民事及違警罪ノ判決ニ對シテハ地方裁判所ニ上訴スルコトヲ得

佛蘭西國全權委員又曰く、次項は前回決議の通にて然るべし只語句上些少の修正を加へ敢て之を提起すべし。

第四　地方裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴院ニ控訴スルコトヲ得

ド・マルチノー氏曰く、余は會頭の意見に關し前回獨逸國第一全權委員及大不列顚國第二全權委員の陳述したる說と全く同一の意見を有し日本國か數箇の破毀裁判所を置くの制を採用するは甚だ不賛成なり、但し此事は重に日本政府の決すべき事にして外國全權委員の責任は法律執行上各其國民の利益を保護するに必要なるの保證を定むるに止まるものなるゆへ裁判所構成法に付强て論することをなさゝるべし、然れども日本全權委員の發議したる控訴の方法にして本會の採用する所とならば余は第三項を左の如く修正せん。

裁判官一名ニテ掌管スル裁判所ノ判決ニ對シテハ地方裁判所ニ上訴シ又法律違反ノ點ニ付テハ控訴院ニ上告スルコトヲ得

第四項は原案の儘に爲し置くべし即ち、

地方裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴院ニ控訴スルコトヲ得

而して第五項を左の如く改めんとす。

終審ノ判決ニ對シテハ第三項ノ例外ヲ除キ法律違反ノ點ニ付大審院ニ上告スルコトヲ得

若シ上告ノ事件ニ付審理ヲナシタル後再審ノ爲メ其事件ヲ移ス場合ニハ其破毀ニ係ル判決ヲナシタルヨリ他ノ裁判所ヘ之ヲ移スベシ

前陳の末項中原文に謂ゆる「法律錯誤」の語に代ふるに「法律違反」の語を以てしたるに付ては後に至りて其理由を說明すべし。

玆に本會に呈せんと欲する一箇の問題あり、夫れ裁判管轄條約の意義及區域に付ては一點の疑團をも存するを欲せず該條約書の標題には彼「モンテイン」の謂ゆる「本書は誠意眞實の書なり」と云へる語を記すべきなり因て左の點を明亮ならしめんことを希望す、即ち裁判管轄條約の一基礎にして其主義に於て各外國政府の同意を表したるものは即ち凡そ訴訟事件にして其輕重一定の程度以下のものは日本裁判官のみを以て組成したる裁判所の管轄に屬すること是なり、之を反言すれば則ち瑣末なる事件は凡て謂ゆる區裁判所の審理に歸すること是なり、此讓與の眞意は單に始審に止まらず道理上控訴再審も亦日本裁判官をして之を爲さしむるを以て至當とす果して然らば此點に關して毫も疑惑なからしめんことを欲す。

然るに第七條の文言に依れば輕少の事件と雖も控訴のときは外國籍に係る裁判官を以て組成したる裁判所の審理に歸するが如き觀あるに因り本條中凡て區裁判の事を除き三、四、五の各項を削り之に換ふるに左の一項を以てせんと欲す。

地方裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴院ニ控訴シ又法律錯誤ノ故ヲ以テスル時ハ大審院ニ上告スルコトヲ得

伊國全權委員又曰く、右各項の文言を變することなくんば日本政府は一旦外國政府の讓與したるものを返還するが如く啻に其意と反するのみならず又裁判管轄條約草案の基礎にも背く所あるべし、該草案には區裁判所のことに付き一言を之に及ぶ所なきに日本全權委員に於ては本會の勸誘に因り其希望の如く第七條中修正の發議をなすに當り右の結果を生ずるが如き項を加ふるを肯てせんとは自分の信する能はざる所なり、且つ百圓以下の民事事件及違警罪は明に日本裁判官の管轄に歸せしめたるものなれば裁判所を異にするに因り其事件の性質及輕重は甲裁判所より乙裁判所に移るに因て變更するの理なきは明白なり。

本件に關する本會の所見は兎も角自分の提起したる事項に付ては之を疑訝の間に放置すべきものにあらざるべし。

シエンキエウキツ氏は左の意見書を朗讀せり。

本會に於て如何なる上告の方法が是れ最も善く保證を有するやを決定するに逼りたれば爰に此疑問を明辯するは決して無用にあらざるべし。

前回に於て呈出せられたる二箇の方法は互に相背反するものなり即ち其一は破毀院を一箇所に限るの法にして又其一は始審裁判所の總審判決と雖も控訴院に上告をなし而して控訴院の爲したる判決に對しては更に之を大審院に上告する是なり。

獨、伊、墺洪、白、英及佛の各全權委員は單一破毀院を賛成したるのみならず尊重なるハンネン氏は其時反對の方法より起る所の不便を明に論じたり、只今此件に付已に提起したる議論を再述することを止め東京大阪控訴院の組織を看るに常に變換極りなき所の裁判官をして幾分か一定の判決例を設くるの責を負はしむるなり。若し日本第一全權委員の提出に係りセヴイッチ氏の賛成を得たる所の方法に依り控訴院にて破毀院の資格を有するときは必ず大審院の判決例に據ることとせば此方法を設るも敢て不可なかるべし、然れども大審院に於て一定の判決例を立つるに先ち經過せざるべからざる長き時日と之に伴ふの錯雜は到底之を免るべからず。然るに此方法如何は外國人に影響する所甚だ少なく加ふるに日本政府は到底之を廢する能はざる事情ありとて之を主張するに於ては余は已むを得ず之に從ふべしと雖も只敢て日本政府に勸むるに前述の主義即ち控訴院か破毀院の資格を以て判決を爲さんとするときは必す大審院の判決例に準據すべきことを以てせんとす。

シエンキエウキッ氏前掲の意見書に數言を添へて之を敷衍したる後に曰く、自分は破毀控訴に係る各項を纏めて第五項を左の如く改正せんことを望む。

五　法律錯誤ノ故ヲ以テ上告ヲナサントスルトキハ左ノ方法ニ從フベシ

甲　裁判官一名ニテ掌管スル裁判所ノ判決控訴ニ付始審裁判所ノ爲シタル判決ニ對シテハ控訴院ニ上告スベシ

乙　控訴院ノ爲シタル判決ニ對シテハ大審院ニ上告スベシ

ド・マルチノー氏曰く、爰に第一に本會の決すべきは即ち區裁判所の爲したる判決に對しては之を外國籍に係る

裁判官臨席の裁判所に上告するを許すや否にあり、自分は今第五項原文に揭げたる「法律錯誤」なる語に換ふるに「法律違反」なる語を以てしたる理由を爰に說明せんとす、其理由は簡單なり即ち「法律違反」なる語中には「法律錯誤」を含有し且其重もなる場合を揭ぐれば「管轄違ヒ」裁判所の構成規則に背きたること及「越權」の處分をも含有するものなり。

法律の錯誤と云へば單に法律を識らずと云ふことなるに法律の違反は法律上の無識幷に違法共に之を含む、法律錯誤とは一事件の事實に對し法律の適用を誤りたるものに止まる、然れども法律違反と云へば手續に關する規則に從はざること、裁判所の管轄權、構成及權限の區域に關する事項をも含有すべし苟も法律上の語を用ゐるに於ては其適用の精確なることを要す。

ナイト氏曰く、井上伯は今會の初に於て日本政府は上告の件に關し多數の全權委員が呈出したる意見に從ふこと能はざる旨を告げたり、此事に關し嘗て同伯は日本政府に於て外國全權委員の多數が主張する所に反し之に異なりたる方法を撰用したるの理由を說明することあるべき旨を告げたりと自分は記臆するなり、而して日本全權委員よりは私談上にて本會委員の二三に其約したる說明を分明に與へたることあるやは自分の知る所にあらざれども自分一已に於ては曾て之を聞きたることなく又何れにしても本會は公然其通知を受けたることなし故に自分は會頭に向て日本政府が單一の破毀院を立つること能はざるの理由を幸に本會に對し說明あらんことを希望す。

會頭曰く、自分は白耳義國全權委員の何故に斯る陳述あるやを解する能はず自分は已に日本政府が採用したる方

法を維持せんと欲するの理由を十分に説明したりと思惟するなり。

本條約の目的たるや在日本外國人の當に遵守すべき裁判權に關し一定の期限間に若干の保證及特權を外國人に附與するあるにあり、是等の保證及特權を名けて特遇裁判權とも云べし、之を事實に徴すれば此裁判權設定に關し最初より日本政府は最も寛裕なる意嚮を示したるを知るを得べし、試に其事實を擧ぐれば即ち外國人を裁判官に任用すること、外國人交渉の事件を審判するに付ては外國裁判官を多數に置くべきこと及裁判所に於て外國語に公用語の資格を附すること等之を證するに餘りあり。

然るに此特權を外國人に附與するに就ては自ら程度あり若し之を踰えは遂に日本の自治權を侵すに至る夫れ外國人の權理を保護する素より緊要なりと雖も之か爲め日本政府の權利を害するを顧みざるは自分の取らざる所なり、日本の裁判所構成上内部細目の規則及新法典の準備編成等に關する規則を擧げて之を條約中に挾まんとするが如きは自分の決して允諾する能はざる所なり、此點に付ては自分の負擔する義務明かにして疑かふ所なし自分は委員諸氏か正義に勇にして機察に鋭きを深く信ずるか故に自分の前に爲したる宣言を聞きたる上は如此き問題を本會に呈出するあらんとは毫も豫期せざる所なり、自分は自ら省みて本會に列したる各國の司法制度如何に論及したることなし故に各國委員に於ても同樣の注意あるは亦至當のことなるべし仍て自分は爰に本會に告ぐるに新定日本法典及法律は泰西法律の主義に基くものにして至當の時來らば之を外國政府に通知すべきの一事を以て足れりと信ず。

ナイト氏曰く日本裁判所構成法は已に實施に係れるものなる乎又は只草案に過ぎざるか。

會頭答て曰く余は曾て此事に關し說明したることある如く該法律は日本及外國法律家を以て組織したる委員會の編纂に係り尙草案に過ぎざれども大體の方向を示すには十分なるものなり。

ド・マルチノー氏曰く余の本會へ呈出したる前提事件とも云べき問題を第一に決定せんこと必要なるに依り此點に付き日本全權委員の說を聞かんことを欲す。

會頭曰く本論に關しては先づ本會の意見を聞き而して後自說を述ぶべし。

ヘツバルド氏は左の演說をなせり。

今討議中の項に反對する者の理由は日本全權委員の發議に係る裁判所構成法は一箇の最高等法院即ち破毀院を置かずして數箇の終審裁判所を設くると云にあり。

第七條の第三、第四、第五、の各項と日本全權委員の修正案、即ち或る事件に關して中間に終審裁判所を設けんとする發議とを參看すれば只其英文の意義を以て之を解釋するに毫も疑惑を挾さむべき所なし而して佛文も亦英文と同様なるを信ず、之に加ふるに是等の發議は日本全權委員より出てたるものにして假りに其意義に付疑ふべき所ありとするも我會頭の爲したる解釋は此疑を散したり、且つ第三項に付會頭の提起したる修正案を見れば會頭の意は孰れの控訴法を執るものなるや明かにして或る種類の事件に付ては中間に終審裁判所を置き之を踰えて上訴を許さゞるの意なるを知るに足れり。

然るに此點に付き反對說の起りたるは外國人の利害是に依て消長を感するが故にあらずして理論上他の方法に

勝れりと云にあり、然れども余は此反對論に全く同意を表すること能はざるに因り左に成るべく簡單に不同意の理由を述べん。

當初日本政府は其法典幷裁判所構成法即ち日本全體の司法制度は泰西の主義に準じて之を編成すべきことを約したり、仍て謂ゆる泰西の主義を辯論するに先ち前條の約束實行如何に關し一言を述べし。尊重なる會頭は去る二月十二日の會議に於て其發議に係る控訴の法は歐洲に現在するものなるを告げ同時に獨逸國第一全權委員も該法は其自國に行なはるゝ所なれども破毀院を一箇所に限るは判決例を均一にするの便利あるがゆへ日本の爲めに之を謀れば此方法を採用するの利益なることを告げたり。

是歐洲に關する所の證言にして其證人は即ち英獨合議案起草者の一人なり、是に由て之を觀れば或る事件に付ては中間の裁判所を以て終審裁判所とするの法は泰西の主義に準じたるものなり、尤も是は佛蘭西又は伊太利の制度を摸したるものにあらざるべしと雖も日本政府は其裁判所構成法を編成するに當り一國法制の全體若くは幾分を採用することなきは井上伯の曾て明言せし所ならずや、然れども其泰西の主義に準據したるは疑なき事實にして其採用したる法は又本會の納諾すべきものなるが如し、米國人より之を見れば中間に上告裁判所を置くは合衆國の法制と其揆を一にせることを會頭竝に同僚諸君に告ぐるを憚らざるなり、余は日本新法と米國在來の制度と符合するを見て驚喜交々身に逼るを覺ゆるなり、米國は泰西の一部なり而して彼の嘖々耳にする所の泰西主義を建立するに付ては與て大に力あるものなり、我國は其制度の摸倣せられんことを期せず況んや

日本人をして强て其法律を採用せしむるをや、然れども故意と偶然とは措て論せず此法と米國法と同一なるは争ふべからざるの事實なり然れば則ち反對論に對し辨駁をなすは敢て余の權外の事にはあらざるべし。

合衆國の各州を郡に分ち郡を分ちて邑とす、各邑に治安裁判官あり其臨席する法廷は大に日本區裁判所に似たる所あり、次に郡の裁判所あり謂ゆる始審裁判所の如し、次に地方裁判所ありて數郡を管轄す其權理第二審裁判所に似たり、以上の裁判所を統轄するものを全州管轄の最高等裁判所とす、此裁判所は民刑兩事件に付控訴の裁判權を有し又時として民事事件而已の控訴權を有することあり。右の外控訴裁判所なるものあり單に刑事の控訴を裁判するの權を有す、之を多數の州に於て行はるゝ所の法とす。治安裁判官は輕少犯罪若くは民事有限の金高に關し有限の裁判權を有し又豫審判事の職を取り刑事の證據を集めたる後公判の爲め被告人を郡若くは地方裁判所へ送付す、郡裁判所は一層重大なる刑事若くは金高の多き民事の裁判權を有し又治安裁判所の判決に對する控訴を受理することを得、郡裁判所より事件を地方裁判所へ呈出するには時として控訴の手續に依ることあり又時として上告命令狀を以てすることあり是れ州に依て各異なり。地方裁判所は民事刑事共に其裁判權尙一層廣大なり、地方裁判所より法律上の錯誤あるか若くは證據と言渡と反對なるときは最高等裁判所若くは控訴裁判所へ上告することを得。

前述の法制に於て最下より最上に至る各裁判所は或る事件に付ては終審の裁判權を獨有し其以上若くは他の裁判所へ控訴を許さゞるなり。

合衆國政府を代表する裁判所即ち合衆國裁判所の構成も亦前條に同じくして地方裁判所聯合地方裁判所及最高等裁判所の三種とす、地方裁判所及聯合地方裁判所は或る民事事件及合衆國の法律を犯したる罪に關し始審の裁判權を有し屢々其裁判を以て終結とし控訴を許さゝる場合あり、又或る場合に於ては地方裁判所より聯合地方裁判所に控訴を許すことあるも其上に控訴することを得ず、即ち聯合地方裁判所は是等の事件に付ては最終の控訴裁判權を有するものにして之を控訴終審の中間裁判所とも云べし。最高等裁判所は其權限最も廣大なるものにして初審幷控訴の裁判權を有し且つ國會議院の決議して發布したる法律と雖ども其憲法に違反する所あれば之を廢棄するを得るなり。然れども米國の立法制度に於ては此の如き最高等裁判所と雖も其下級裁判所の爲したる判決を再審することを得ざるの制限を附したり。

以上は合衆國の制度を簡略に述べたるものなるか諸君は右の法は日本の採用せんとする制度と相似たるものにして余か日本全權委員の發議を賛成する理由のある所を知るべし。

反對者は裁判構成法の學理に合ひたるものは只一箇の終審裁判所即ち破毀院あるのみと云へり余は之に答へて云はん日本政府の發議は即ち全く此反對論を掩へりと、其發議に依れば一箇の最高等裁判所を設け以て法律の解釋上最終の權を有するものとするなり、或る事件の控訴に制限を立てたるを以て法律解釋の均一を失するの憂なきに似たり、又夫れ控訴の方法を安全にして着實ならしめんには其金高十錢より千萬圓に至るの事件若くは瑣々たる違警罪より謀殺に至るの刑事を悉く順次に最高等裁判所までも呈出せざるべからずと云ふの理は萬

々之あるべからざるなり、若し之を爲さゞるべからずとすれば日本の大審院は數十若くは數百名の判事を置きて出訴の事件を處分せざるべからず、數年前合衆國の二三州に於て右と略ぼ同樣の事例ありたるか當時各最高等裁判所には事件塡滯して所謂ゆる司法の車輪は圓滑の廻轉を止むるに至れり、此の如きは是れ實際正當の裁判を與へざるに均し、今假に日本大審院の控訴を受理するは法律上の錯誤を原由とする場合に限るとするも該裁判所へ出訴する事件の數は著しく減することなかるべし。余の同僚諸君の反對説は余の大に敬重する所なれども余の鄙見を以てすれば最高等裁判所の下に限界を立て民事刑事共に甚だ重要ならざる事件の控訴は之を超えるを許さゝる是れ裁判權を分轄し之を制限するに付最も實施し易き方法なり、夫れ大審院の時間は此の如き細事件の爲め空費すべきものにあらず又之に輕少の事件を多く負擔せしめ夫か爲め關係重大なる事件に付其職務を盡すことを妨くべからず、數箇の終審裁判所を置くが爲め法律の解釋上錯誤を生すると云ふことも亦決して憂ふるに足らず、大審院は當に各裁判所の上に立ち法律の如何を明示すべき所にして下級裁判所は宜しく大審院の示定せる所に準據すべきものなり。而して假令之に逼まるに法を以てせずとも其裁判を爲すに方りて大審院の所定に則とるは素より疑を容れざる所なり、開明の諸國に於て其立法部は法律を設けて最高等裁判所の爲したる裁判に確定したる法律と同一の効力を與へ以て下級裁判所の判事をして之を遵奉せしむ是れ則ち判事任命の時に於て其宣誓中に特揭する所以なり。

本會に於て日本政府の發議に係る裁判所構成法に反對すべからざる理由は右に止まらず、已に吾人の聽きたる

が如く此方法は日本の慣例に據り且つ從來實施し來りたるものに同じくして日本全權委員か泰西の主義と自國人民の慣例とを符合せしめんとしたるものなるに因り余は之を最上策にして且つ新法に好結果を呈せしむるの最良保證を含蓄せるものなりと云はんと欲す、凡そ公衙の事業にして其活動の圓滑なるに於て公衆の信用如何に關すること司法事業より大なるはなしとは吾人の服膺すべき金言なり、然れば則ち國民の慣習と夫の最上權を有する微妙の輿論とに適合する是れ裁判所構成及訴訟手續の能く其目的を達する最上方便なり、今日本の採用せんとする裁判所構成法の著明なる點は外國籍に係る判事を任用し其多數を以て外國人を審判するの讓與を爲すものなれば吾人は之を以て吾人安全の柱石と看做して可なり、果して此新法を以て充分外國人の利害を保護する（其理由萬々あり）ものとせば既に日本人に親炙せる法制の善なるものと日本の情況及需要に適合する泰西主義とを混用せんとする日本政府の所爲は吾人欣然之を贊成するを以て本會の目的を達するの捷徑とす。

右等の理由に依り余は會頭の發議を贊成せんとす、會頭の主唱する方法は即ち將來三千八百萬人の守るべき法則なるべし、而して該法に於ては余の擔任する所の利益を害することとなし、故に此國に在留する僅少の外國人に影響する所少なくして日本人民には重大の關係を有する此發議に就き余に於ては之を容諾するの外他途あらざるなり、從前余は時々日本の委員若くは他の同僚と意見を異にしたることあるも恐らくは他の不幸にあらずして余の不幸ならん、要するに余は此意見を吐露し又は本會に於て議決すべき主義若くは細目を本會外に於て決せんが爲め他人と內議したることとなし、從來是等の事件は一旦決定したるが如く而して又未決の觀を爲すこ

と往々少なからず仍て余は自今日本政府の發議の公然本會に出るを俟て之を聽き然後合衆國の代表者の資格を以て吾政府か其要求に應ずるや否を決することに爲すべし。

サー・フランシス・プランケット曰く、自分は伊國全權委員か區裁判所の判決に對する控訴を審理するは外國裁判官の多數を以て組織したる法廷たるべきや否の義に關して起したる疑問に對し會頭の爲したる答辯に服するを得ず、井上伯は此點に付各委員の說を聞きたる上其答を爲すべしと云へり、此の如く明白なる事項に付き此の如き陳述あるは自分の驚愕に堪さる所なり。抑も外國人の關係する事件に付區裁判所よりの控訴は外國裁判官の多數列席する法廷に於て之を審理すべきは夙とに吾人の知了する所にして既に分明に公文中に掲記する所と爲れり、試に前回の會議錄を見るに會頭の陳述せる主義は左の如くにして疑を容るべき所なし曰く「外國人關係の事件を審理する各法廷に列席する裁判官の多數は外國人たるべし」と。

サー・フランシス・プランケットは伊國全權委員の質問に答へて曰く、本件は英獨草案中之を明示せざれども該草案の精神より當然の解釋を下せば則ち凡そ控訴は其區裁判所の判決と他法廷の判決に對するを問はず皆外國係籍裁判官の多數なる裁判所に呈出するものとす、加ふるに此主義は日本全權委員の爲したる種々の發議に纏綿して其採納する所となりたること明かなるものなり然れば則ち今に及んで之を論爭せんと欲するは余の解せざる所なり。

シエンキエウキツ氏曰く、余は此點に付き毫も疑念の存すべきなしと思考す凡そ地方裁判所に於て外國人關係の事件を始審するには外國裁判官の多數を以てすべしと云へる主義を決したる以上は同一裁判所に於て控訴事件を審

理し第二審即ち上等裁判權を執行するに方り外國裁判官を要せずと云ふは殆んど許すべからざるの言なり地方裁判所に於て爲したる最終判決に對する破毀上告の事件に關しては議論一層明白なり是等の破毀上告は必ず外國裁判官の多數列席する控訴院へ呈出すること勿論なり。

セヴィッチ氏曰く、前會に於て決議したる第七條の第三項は佛國全權委員の指示せる如く區裁判所の判決に對する控訴の方法を明瞭に規定せり。即ち其項に曰く

裁判官一名ニテ掌管スル區裁判所ノ判決ニ對シテハ地方裁判所ニ控訴スルヲ得

此項に謂ゆる地方裁判所とは本會に於て第一項を議決せし時其組織法を定めたる裁判所にあらずんば何等のものを指す乎。

ハンネン氏曰く、伊國全權委員の提起したる問題に關し日本全權委員の心中疑ふ所あらば前回の議事を參照すれば直ちに其疑を散することを得べし其會議錄に依るに最初日本全權委員の發議したる第三項の語句は左の如し曰く

裁判官一名ニテ掌管スル裁判所ノ判決ニ對シデハ始審合議裁判所ヘ控訴スルコトヲ得ベシ

爰に謂ゆる始審合議裁判所とは外國係籍裁判官の多數なる裁判所の事なり尙ほ同會議錄を讀むに會頭は控訴手續に關し毫も疑ひなからしむるの目的を以て第三項を修正したり、即ち其修正の項に曰く

凡ソ區裁判所ノ判決ニ對シテハ法律及事實上ノ故ヲ以テ之ヲ始審裁判所ニ上訴スルヲ得ベク其上訴ヲ審判シタル始審裁判所ノ判決ニ對シテハ法律上錯誤ノ故ヲ以テ之ヲ控訴院ニ上告スルコトヲ得ベシ但シ此上ノ上訴ヲ許

サズ

右の如く區裁判所の判決對しては外國裁判官の多數を以て組織したる裁判所に之を控訴することは前會に於て兩度までも日本全權委員の明言せし所にして伊國全權委員の疑問は右を以て答辯するに餘あるべし。

セヴイッチ氏曰く、伊國全權委員が此問題を提出し此の如き重要なる事項を明亮にし且疑團を氷解するの機會を與へたるは眞に僥倖と云はざるべからず若し然らずんば全權委員の中には此間に疑點の存することに心付かざる者多きを以て甚だ危險なる事起りたるやも未だ知るべからず、目下本會の討議中なる事項に付き其主眼たる主義は凡そ外國人交渉の事件は外國裁判官を多數として組織したる裁判所の管轄に歸するに在り、故にド・マルチノー氏の發議に係る方法の如きは吾人の決して期せざりし所なり、只金額百圓を超過せざるの事件は之を例外とし區裁判所の管轄に歸したれども該例外は始審裁判に限るものにして其判決に對し控訴を爲す場合には當に前段に陳述したる大主義を適用すべきは決して疑なきなり。

靑木氏曰く、本件に付各全權委員の考究せられし所は伊國全權委員の如く周到ならざるが如くに見ゆ、余も亦英獨草案及日本政府の發議に係る修正の條項に依るに最初より區裁判所の管轄に付したるものを控訴の場合に方り外國裁判官を以て組成したる裁判所の管轄に屬すべからざること明瞭なるを信ず、是故に自分は關係者一同の便利を謀り伊國委員の發議を採用せんことを本會に勸告せんと欲す、何となれば此の如き控訴は之を最近の裁判所に呈出するを便利とするに在り其裁判所に外國裁判官のありやなしやは之を問はずして可なり。

セヴィッチ氏之に答へて曰く、靑木氏の所論に依れば多數の全權委員は最初日本全權委員の呈出したる修正案の條項の意義を解せざりしが如し、然れども是れ全權委員の了解力に乏しきにあらずして語辭上不明瞭の廉ありしに因ると謂はざるを得ず、爾後再び草案の出づるに及んで外國人の交渉せる事件の審判は盡く外國裁判官の多數なる裁判所に於てすべきことを明示したり、然るに本日は實に意外の議論起れり自分は此點に就ては本會多數の說に從ふべき意なれども日本第二全權委員の所論に關し一言を述べさるべからず、靑木氏は僅かに一二圓の金高に關する區裁判所の判決に對する控訴を爲すが爲め訴訟關係者の居住地より遠隔なる地方に設けられたる外國裁判官詰の地方裁判所に出頭せざるべからざるの不便を論じたるが實際に於ては斯かる不便の起るは甚だ稀なるべし、想ふに僅少の額に關するの訴訟は多く開港場に起り多分其地を通行する水夫に關するものなるべし、然るに是等の海港は多く外國裁判官詰の地方裁判所所在の地なるべきに因り多數の場合に於ては控訴の爲め他の地方へ旅行を要することなかるべし、當初開港場に是等の裁判所を設くることに配意したるは畢竟是の如き不便を避けんが爲めにして草案編成者の意も亦外國人交渉の事件は外國裁判官詰の裁判所に於て之を審理するにありて只輕少なる事件を日本裁判所の管轄に付したるものなるは明かなり。

ハンネン氏曰く、日本第二全權委員の論說を聞くに靑木氏は日本全權委員の呈出したる修正案中第七條初項の文を忘れたるものゝ如し。其文左の如し

、、、、國臣民若クハ人民ノ原告人若クハ被告人ト爲リ關係スル民事ノ訴訟及、、、、國臣民若クハ人民ノ

告訴告發ヲ受ケタル犯罪事件ニ關シテ日本裁判管轄權ヲ執行スルニハ左ノ特別ノ條款ヲ照守スベシ

右は外國人に關する裁判法の大體にして其細目を以下の項に掲載せり。即ち其第一項に曰く

地方裁判所控訴院及大審院ハ外國籍ニ係ル裁判官ノ多數ヲ以テ之ヲ組織スベシ

右は外國人關係の事件を審理するに就ては外國係籍裁判官を多數とすべき旨を明言したるものなり。

又其第三項には「區裁判所ノ判決ニ對シテハ地方裁判所ヘ控訴スルコトヲ得」とあり。

右第七條の文面より之を見れば自分は伊國全權委員の起したる疑問に關しては更に疑あるを見ざるなり。

右に拔萃したる各項の語句は甚だ明瞭なり、若し此語句にして外國人の關係せる上訴事件は總て外國裁判官の多數なる裁判所の審理に歸するの意義を有せざるものとすれば如何なる書類の語句と雖も決して信憑すべからざるものなり、若し此點にして疑ふ所なく決定したるものに非んば何ものか之れ決定したりと云ふを得べきや、然れば則ち從來本會の確然議決したる各般の問題は何れも其再議を開くを得さるものあらざるべし此の如くして止まずんば何れの日か能く本會の業を結了するに至らんや。

ド・マルチノー氏は氏の本會へ呈出したる問題に關し尙ほ數言を述べんことを乞ふて曰く、自分は大不列顚國第二全權委員の論說の有力なるを承認すれども第三項は尙ほ討議中のものなれば之を修正することを得べし、實際ハンネン氏は前會に於て之を變更せんとせしか不幸にして其趣意は日本全權委員の反對する所となれり、當時日本全權委員は裁判所構成法草案に據て論せしが自分は今裁判管轄條約草案を以て論據とせんとす、此條約草案に依れば

事の輕重に因り或る點より以下は全く之を日本裁判官の管轄に歸し其點より以上に亘る事件に限り外國籍に係る裁判官詰の裁判所に於て之を審理するを以て目的とす、是れぞ即ち「目下本會の討議中なる事項の主眼たる主義」と謂ふべきものにして條約各國の承認したる所なり。

日本裁判所に外國裁判官の多數を置くの保證は百圓以上の事件又は重輕罪に限り必要なりと云へる主義は百圓以下の事件及違警罪が控訴に移るの故を以て變すべきや、自分は前に陳述せし如く高等の裁判所へ移りたるの故を以て事件の性質若くは輕重を異にすることなきを信ず、而して此點たる更に疑なき所にして自分は最初より本條成文の不注意と見ゑし所を指摘せざりしを悔ゆるのみ、自分は今日の會議に於て右不注意なることを指摘するに止まることと思ひしに豈圖んや語句修正の目的は裁判權改正の大主義に變更を來たし隨て日本全權委員より新たに讓與を要すべき事に至らんとは、然れども其讓與は我國人の享有する保證を殺くものにあらざれば日本全權委員に於て讓與を爲すことに異議なければ余は其所爲に反對せざるなり、但自分は此讓與の果して外國人に利たるや否を問はんと欲す第一區裁判所の審理に歸するが如き輕少の事件は總て外國裁判官詰地方裁判所の所在地に於て起るべしと云ふを得べきや自分は之を然りとせず、假りに議論の爲めに其事ありと許して自分は一問を發せんと欲す今實際豫期の如く事件發生し其地方裁判所への控訴は外國裁判官詰の地方裁判所に提出するを得るものとするも之を以て裁判權改正の原主義を破るは何等の目的を達せんが爲なるや、自分は實際此の如きの事のみならざるを信ずる者にして例之は爰に伊太利人あり或る地方の區裁判所に於て僅少の事件に付き勝を得たり然れども其地に外國裁判官詰の裁

判所な　に因り遠方の土地に至り控訴の被告とならざるべからざる事あるべし自分は此の如き方法に對して大に異見を抱くものなり。

ナイト氏曰く、此の如き簡單なる問題に付き疑あるは驚訝に堪へざるなり英獨合議案第五條を一讀すれば其疑を散するに餘あるべし。該條(イ)項に曰く

丶丶丶丶國臣民ハ訴訟ニ係ル金額又ハ物件ノ價格百圓ヲ超過シタル民事ノ訴訟ニ付テハ直ニ控訴院ニ出訴スルノ特權ヲ有スベシ

又同條(カ)項には「控訴ヲ受理判決スル裁判所ノ組織ニ關シテハ控訴院ノ爲ニ定メタル約款ヲ同樣適用スベシ」とあり、爰に謂ゆる裁判所は其種類を明示せざるを以て此項の意は概汎にして其等級如何を論ぜず控訴を判決する各種の裁判所に適用すべきものと見做さざるべからず、仍て此項を(イ)と併せ看れば英獨草案の趣意は再審の裁判を爲す裁判所は必ず外國裁判官の多數を以て組成するに在りと解釋せざるべからず。

ド・マルチノー氏曰く、白耳義國全權委員の引證したる第一の項即ち(イ)項は單に金額百圓を超過する民事訴訟のことを云ひたるものにして金額百圓若くは其以下なる訴訟のことに關しては裁判管轄條約草案中更に云ふところなし、此の如き民事訴訟及重輕罪「(ロ)項」にあらざる刑事は明に其範圍の外に置かれたるなり、其故は(ハ)項に「右(イ)及(ロ)ノ場合ニ於テ裁判權ヲ執行スス裁判所ハ外國籍ニ係ル裁判官ノ多數ヲ以テ組織スベシ」とあればなり、是れに由て之を觀れば其以下の事件は右の如くせずと云ふ意自ら分明なるべし。次に尊重なる同僚の引證せし第二の項即

ち(カ)項は單に金額百圓以上の事件及重輕罪の判決に對する控訴のことに關し此項若くは其前項即ち又控訴のことに關する(ワ)項にも區裁判所の判決に對する控訴のことには一言の及ぶあるなし、且つ(ワ)項は次の項と分つべからざるものにして該項に謂ゆる裁判所は明かに其種類を示し「大審院ニ」云々の語あり、此大審院は修正前の法に依れば上告及破毀の二局に分つべきものなり、然かのみならず該二項には謂ゆる控訴とは「前諸項ノ約款ニ遵ヒ言渡シタル判決ニ對スル」の控訴なることを明言せり、此語句を以て區裁判所の審理したる事件に適用せんとするは到底之を能くすべからざることとなり、之を要するに裁判管轄條約草案中には日本裁判官に外國人を任じ以て外國人の利害を保證することとは金額百圓以下の事件及違警罪に及ばずと云ふ主義に反對するの語を存せざるなり。

青木氏曰く自分は日本人及外國人雙方の便利を謀り伊國全權委員の發議を賛成したるが本會の說は之を採用するの傾きあらざるを看たるに因り强て此點に付主張せざるべし。

ド・マルチノ氏は第三第四第五の各項に關し其發議に係る修正語句を討議せんことを本會に勸告し其修正案を本會の卓上に呈出する旨を告げたり。

會頭曰く、日本第二全權委員の陳述に一言を追加せんとす、伊國全權委員は裁判權中此一部は全く日本裁判官を以て組成したる裁判所の管轄に歸すべきものなるを明かに辯論したり、余は其友愛の厚誼を謝すると共に同氏の發議する所を採用するは總て關係者の利益たるべしと信ずれども本日の會議に於て陳述せられたる意見の多きものに從ひ此件に關する控訴裁判所も亦外國裁判官の多數を以て組織するものなることを容認し以て余が讓和の精神を玆

に再び表示すべし。

會頭は又下終裁判所は常に大審院の裁判に遵ふの主義を確定する義に關し佛國全權委員の說に答へて曰く、大審院の判決に依て解釋したる法律は下級裁判所の準據すべき所たるは是各國の法制に普通なる主義なりと信ずるに因り日本に於ても亦此主義を用うべし。

シェンキェウヰッ氏曰く會頭の此公言を聞くは余の甚だ喜ぶ所なり夫れ判決例を定むるは單に大審院に屬する職權にして控訴院が上告事件を判決するは大審院より其權限を委任せられたるの類と見做して可なり日本政府に於て右の主義を確守するにあらずんば數箇の破毀院を置くことを贊成するを得ず。

會頭曰く余は佛國全權委員の說に全く同意を表すること能はず控訴院が上告事件を審理するは大審院より其權限を委任せられたるに因ると云ふは稍正鵠を失する所あるべし諸裁判所が大審院の判決例に準據せざるべからざるは勿論なれども其權限を行ふは法律の定むる所に依るものにして大審院より之を授けられたるにあらず。

シェンキェウヰッ氏曰く會頭の說余の意に同じ余の權限委任云々と云ひたるは控訴院は大審院の判決例に遵ふべきものなるに因り其上告事件を審理するは恰も大審院の定めたる法律の主義を適用するの中間に立つが如きものなりと云ふの意なり。

佛國全權委員又曰く伊國全權委員の呈出に係る問題は已に決定したるを以て茲に再び第五項に關する余の修正案を發議せんとす。

ド・マルチノ氏の請求に依りシェンキェウヰッ氏は其本會の初に於て呈出したる第三第四第五の各項の修正案を朗讀せり。即ち左の如し

第三、民事及違警罪ニ付裁判官一名ニテ掌管スル裁判ノ判決ニ對シテハ之ヲ地方裁判所ニ上訴スルコトヲ得

第四、地方裁判所ノ判決ニ對シテハ之ヲ控訴院ニ控訴スルコトヲ得

第五、法律錯誤ノ故ヲ以テ上告ヲ爲スニハ左ノ規則ニ據ルベシ

一、裁判官一名ニテ掌管スル裁判所ニ於テ言渡シタル判決ノ控訴ニ對スル地方裁判所ノ判決ニ對シテハ之ヲ控訴院ニ控訴スベシ

二、控訴院ノ判決ニ對シテハ之ヲ大審院ニ上告スベシ

ド・マルチノ氏曰く余は本席に於て大審院に關するの事項を別項に掲ぐべき旨を私に佛國全權委員に勸告せり今之を本會の討議に付すべし。

シェンキェウヰッ氏はド・マルチノ氏と同意なる旨を告げたり。

會頭曰く、余は佛國及伊國全權委員の呈出に係る修正案を審査したるに伊國全權委員の發議中一事の同意しがたきものあり、同氏の案には大審院が破毀上告事件を審理する爲め破毀院の資格を有するときの手續に關し其破毀したる事件を移す場合に於ては原裁判所を除き他の裁判所に之を移すべしと云へり、然れども自分は謂へらく此の如き細目は宜しく日本立法の處理すべきことにして國際條約書中に掲ぐべからざるものなり故に是の如き事項を條約

中より除かんことを欲す、佛國全權委員の呈出に係る修正は之に優れり但し該案中破毀云々の語あり、之に關しては一言の制限を附せんことを欲す即ち自分は此破毀云々の語を採用するも法律錯誤の原由を以て控訴を爲したる判決を破毀したる以上の手續に就ては之を日本訴訟法の規定する所に因るものと定めんこと是なり。

ド・マルチノ氏曰く、余は遺憾ながら會頭の說に同意を表することを得ず、會頭の論じたる第一點に關して云はんに破毀の事件を移すの必要生じたるときに於て原裁判所を除き他の裁判所に之を移すの主義各國の司法制度に於て之を實行するもの多し、又第二點に付て云はゞ破毀院の職權は精細に之を條約に載すること必要なり、自分の本國政府より受けたる訓令も右の趣意にして余は既に法律錯誤の語に換ふるに法律違反の語を以てしたるの理由をも既に說明したり。

會頭曰く、伊國全權委員修正案の最後の部分は疑難を容るべきの點一にして足らずと雖も自分は今之に論及することを欲せざるなり、自分は既に日本政府の採用する法律及裁判所構成法は泰西の法律主義に準據すべき旨を公言せり自分は此公言外に出るものなりと信ぜられざらんことを要す、然り而して日本政府の採用せんとする法制は決して一國の法律若くは其司法構成に準據するものにあらざることを附言せん、從來各委員の發議に係る種々の意見は余の最も敬重する所なれども全く日本訴訟法に關する問題の如きは本會の議すべき限りにあらずと信ず。

セヴィッチ氏曰く、玆に新たに起りたる問題は本會の議すべきものにあらざるべし、伊國全權委員は上告の事件を破毀したる後其事件をば原裁判所を除き他の裁判所に移すを原則とする旨を論じたり、而して日本全權委員は之

に答へて右は一般普通の規則にあらず日本政府は裁判所構成法を定むるに方り歐洲法制の一種に全く準據するを欲せずと云へり、要するに本件は日本立法の問題に屬し且つ日本訴訟法は現に編成中に係る他の法典と共に外國政府へ通知すべきものなり、今各全權委員の本會に集まれるは條約を訂結せんが爲めにして日本の法典を論議するが爲めにあらず、仍て是等の議論を爲すは其職權外の事を爲すものにして若し破毀院が再審の爲め事件を移すことに關する手續を條約中の一款に揭ぐることあらば各本國政府の説を豫定し且つ特に日本の立法に屬する事項に關渉するものと云ふべし。

ハンネン氏曰く、大不列顚國第一全權委員及自分の說は全く會頭の論に同じ而して控訴院が破毀事件を審理し又再審の爲め事件を移すの方法は條約中に揭ぐべきものにあらずと思へり、伊國全權委員は多數の國に於て其主張する所の方法を實行せりと述べたり然れども其云ふ所大不列顚國及米國には適用せず、斯兩國の法に依れば下級裁判所の判決を破毀したる場合には再審の爲め其事件を同一の裁判所へ移すの成規なり此法は素と裁判官の方正なるを信ずるに出でたるものにして日本に於ても亦同樣の信用を置くを得べしと信ず。

大不列顚國第二全權委員は更に語を繼て曰く、今討議中に係る論點たる第三項の語句修正を見るに實際前回の集會に於て呈出せられたる修正案と異なる所なく討議更に進步するを見ずサー•フランシス•プランケット及自分は二月七日を以て日本全權委員の提出したる發議に係る第三第四第五の三項の英文に於て更に間然する所なしと思へり、蓋し合衆國全權委員も亦同說ならん該案中今の論點たる各項の字句は穩當なる法律的の英文にして其意義明瞭

なり、自分は佛國全權委員の修正案をも熟讀したれども之を採用することを欲せず仍て原文の儘第三第四第五の三項を採用せんことを本會に勸告すべし。

ハッバルド氏曰く、控訴裁判所が下級裁判所の判決を破毀したる場合に於て再審の爲め其事件を原裁判所へ移すことに關し自分の言はんとせし所を大不列顚國第二全權委員が豫言せしことを謝す、又余の同僚は此成規を以て正當の理由に基くとせり是れ余が全く同意する所なり、英國及合衆國にては此の如く事件を移すの法律にして右兩國の控訴裁判所は其判決の次第を元と其事件を審理せし裁判所に通知し同時に該判決の趣旨を奉じ之を實行すべき旨の命令書を送付するなり、若し下級裁判所の裁判官此命令に從はずんば就職宣誓の旨に違反するものなるに因り他の理由は姑く置て之を論ぜざるも正當に裁判を行はしむるに於て之を以て十分の保證とするを得べし。

合衆國全權委員又曰く、大不列顚國第二全權委員が第三第四第五の三項の語句を論ずるに際し自分も亦同說なるべき旨を述べたるは自分の喜ぶ所にして自分の說は全く同僚の云へる所に同じ。

ザッペー氏曰く獨逸國第一全權委員及余の說は大不列顚國第二全權委員の說に同じ獨逸國に於ても特定の場合に於ては最高等裁判所若くは控訴裁判所が下級裁判所の判決を破毀し元と其事件を審理せし裁判所に之を移して再審を爲さしむるの法あり。

ナイト氏曰く、互に反對する二箇の制度に付き發議あり其一は破毀院を一とするの法にして佛、伊、白、各國にある所のものに同じく又其一は大不列顚國及合衆國の方法に均しきものなり、日本政府は大審院を以て謂ゆる破毀

院とし唯法律の疑點に關し判決を爲すべきものとするの意なるは曾て日本全權委員の明言せし所なり該政府に於て此主義を採用する以上は何ゆへに其手續及適用を採用せざるか甚だ解しがたき事なり、夫の英國高等裁判所の如きは事實の審理をも爲すに依り必要の場合には審理不充分若くは判決證據に違ふの廉を以て再審の爲め原裁判所に其事件を移すも至當のことなれども日本の採用せんとする破毀院は其職權單に法律の適用如何に關し裁決するに止まるものゆへ法律錯誤の故を以て判決を破毀したる事件を原裁判所に移すは道理に合へりと云を得ず、右二箇の制度は全く其趣を異にするものなるに係はらず日本政府に於て二法各其一部を採らんとするは豈怪むべき事ならずや。

會頭曰く、自分は何等の目的を以て白耳義國全權委員に於て此の如き說あるやを解するに苦しむ自分は破毀院の準據すべき手續及其他日本裁判所構成の細目に涉る事を爰に論議するの利益を看ざることを再述し、且つ此問題及其他日本內部の法律に關し日本政府の定むる所にして本會の範圍外なる事項は凡て之を論議することを拒むことを本會に向て敢て陳述するなり。

討議中の各項の語句に付數名の委員討議の後、ド・マルチノ氏は第三第四第五各項の語句を左の如く修正せんことを發議せり。曰く

第三　裁判官一名ニテ掌管スル裁判所ノ民事及違警罪ノ判決ニ對シ法律及ビ事實上ノ點ヲ以テ地方裁判所ヘ上訴スルコトヲ得若シ尙ホ法律適用錯誤ノ故ヲ以テスルトキハ更ニ控訴院ノ審判ヲ請フコトヲ得ベシ但シ此上更ニ上告スルヲ得ズ

第四　地方裁判所ノ判決ニ對シテハ法律上及ビ事實上ノ故ヲ以テ控訴院ヘ上訴スルコトヲ得可シ

第五　控訴院ノ判決ニ對シテハ法律適用錯誤ノ故ヲ以テズルトキハ大審院ヘ上告スルコトヲ得ベシ。

ド・マルチノ氏曰く、余は初め最終の項中「若シ上告事件審理ノ後其事件ヲ移サントスル場合ニハ其破毀ニ係ル判決ヲ爲シタル裁判所ヲ除キ其他ノ裁判所ニ移スベシ」と云ふ語句を入れたり、然れども日本全權委員は之を好まざるに因り之を除くべしと雖ども此事は日本現行の法にして將來にも亦必ず此法の行はるべきを信ずるの一言を玆に添へんと欲す。

會頭曰く余は該三項に係る修正案を英語にて朗讀したる所を以て之を採用し佛文も亦英文と同一なるものと見做すべし。

ド・マルチノ氏曰く余は會頭の採用法は佛文の效力に關し疑を起さしむるの意ありと思へり余は兩文とも其意一なるを信ずれども此點に關し疑なからしめんが爲め violation de la loi（法律違反）なる語は英語の errors in law（法律上の錯誤）と同義なるや又該語は佛語と其義の廣狹同じきや否やを大不列顚國第一全權委員に問はんと欲す。

ヘンネン氏は兩語倶に其義同じき旨を答へたり。

會頭曰く此說明を聞きたる上は喜んで伊國全權委員の修正案に就き英佛兩文ともに之を採用すべし。

セヴイッチ氏曰く此に困難を避くるに甚だ簡單なる一法あり英文の方には（errors in law）なる語の次に佛語の（violation de la loi）なる語を括弧間に挿入し又佛文の方には（violation de la loi）次に英語の（errors in law）を括

弧間に挿入する是なり。

會頭は露國全權委員の案を賛成せり。

ナイト氏曰く、伊國全權委員の修正に係る第三項最後の語句に付き一言を述べんと欲す、抑も此上更に上告するを得ずと云ふは區裁判所の爲したる判決に關しては控訴院の上に立つ裁判所へ第三の控訴を爲さしめざるの意なるべしと雖ども此文意恐らくは明瞭ならず、控訴院が破毀院の資格を以て判決を破毀したる時は其事件は此に終結を告げ其後の處分を爲しがたきの疑起るべし、之に依て控訴事件審理の上原判決を破毀したる場合に於ては控訴院より其事件を移すことを載せ且つ此事に關し誤謬を避けんが爲め右一句を削除し本項中控訴の語に換ふるに破毀控訴の語を以てせんことを發議す、此の如くする時は疑の起ることなく且上告に關する通常の規則に依るものなることを明示することを得べし。

會頭曰く白耳義國全權委員の發議せるが如き變更を爲すの必要なかるべし是點に關する議論は總て今回の會議録に記載するが故に若し疑の生ずる時は會議録を以て之を散するに足るべし。

ナイト氏答へて曰く會頭の說の如く諸般の說明を會議録に載するも自分は之を以て十分の保證と見做すを得ず會議録は記録となりて存すと雖も誰れが數年後條約の條款注釋の爲め會議録を參照するものあらんや只當に本項の語句を改正して其意義を明かにし以て會議録を繙くの勞を省くべし。

全權委員中白耳義國全權委員の說に同意するもの數人ありしを以て會頭は本論の討議を次會に讓り、本會を三月

二日水曜日午後二時まで休會せんことを發議せり。

此發議は採用を得て午後六時散會せり。

井上

青木

ザルスキ

ヱフ・アール・ブランケット

ニコラス・ゼー・ハンネン

リチャルド・ピ・ハッバルド

イ・イ・ファン・デル・ポット

アール・ダブルユ・アルウヰン

ジ・ルーレイロ

右英文に署名

シヱンキヱウヰツ

ヱル・ド・マルチノー

ヂー・ナイト

ホルレーベン

ザッペー

セヴイッチ

ジ・デラヴアット

右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

バロン・ド・シーボルド

ジオン・ヱイチ・カビンス

デイ・ダブルユ・スチーヴンス

ピー・ド・ルシーフオサリウ

都筑馨六

會議錄　第二十一附錄

第七條（英獨合議案第五條）ニ對シ佛國全權委員ノ案出セル修正案

第七條（英獨合議案第五條）ニ對シ佛國全權委員ノ提出セル修正案

第七條

一、

二、

三、裁判官一名ニテ掌管スル裁判所ノ民事事件若クハ違警罪ノ判決ニ對シテ控訴スルコトヲ得

四、地方裁判所ノ判決ニ對シテ控訴裁判所ニ控訴スルコトヲ得

五、法律上錯誤ノ故ヲ以テ破毀ノ上告ヲ爲ス場合ニハ左ノ規則ニ據ルベシ

裁判官一名ニテ掌管スル裁判所ノ判決ニ對スル控訴事件ニ付キ地方裁判所ノ爲シタル判決ニ對シテハ控訴院ニ控訴スルコトヲ得

控訴院ノ判決ニ對シテハ大審院ニ上告スルコトヲ得

六、地方裁判所ハ左ノ各地ニ之ヲ置クベシ

横　濱　　函　館　　新　潟　　神　戸

京　都　　山　口　　長　崎　　名古屋

右裁判所ノ位置ハ經驗ニ由リ便宜ト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得ベシ

控訴院ハ東京大阪ノ二箇所ニ之ヲ置クベシ

大審院ハ東京ニ之ヲ置クベシ

七、地方裁判所詰メ外國籍ニ係ル裁判官ハ控訴裁判所詰ノ者ヨリ之ヲ選ブモノトシ毎司法年度中ニ大審院長及同院裁判官二名（抽籤ヲ以テ定メタル）ヨリ成リ立チタル委員會ニ於テ豫ジメ次年度ニ之ヲ命ズベキモノヲ撰ブベシ

右外國籍ニ係ル裁判官ノ交迭ハ左ノ方法ヲ以テスベシ即チ控訴院詰メ外國籍ニ係ル裁判官ハ輪次ニ地方裁判所詰ヲ命ゼラルヽモノトス

外國籍ニ係ル裁判官中相互ノ協議ヲ以テ其派遣地ヲ交換セント欲スルトキハ之ヲ右裁判官分遣ヲ掌トル委員會ニ請求スルコトヲ得

八、訟求ノ金額直接若クハ間接ニ百圓ヲ超過スル民事ノ訴訟ハ地方裁判所ニ於テ審判スベシ

凡ソ訟求ノ金額百圓ニ超過スベシト判定スベキモノ亦地方裁判所ニ於テ之ヲ審判スベシ

九、刑事事件ニ付テハ地方裁判所ハ拘留十日及ビ罰金二圓ヲ超過スル刑ニ該ルベキ犯罪ヲ審判スベシ該裁判所ノ權限ハ重罪ニモ及ぶモノトス

十、犯罪事件ノ豫審ハ外國籍ニ係ル裁判官之ヲ行フベシ

十一、總テ檢察官ノ干預ヲ要スル場合ニ於テハ右檢察官若クハ其代理者ノ職務ハ外國籍ニ係ル裁判官ヲシテ之ヲ行ナハシムペシ

十二、審判ハ（當該裁判所ニ於テ公開スベカラズト決定スルノ外ハ）之ヲ公開シタル法廷ニ於テスベシ此場合ニ於テハ其傍聽ヲ禁ズルノ理由ヲ公判始末書ニ記載スベシ

十三、（魯國委員修正ノ通リ）

十四、、、、、、國臣民若クハ人民ハ各種ノ裁判所ヘ自身出廷スルノ權ヲ有スルモノトス且ツ代言人ヲ選ムモ其自由ニ任ズト雖モ其代言人外國人ナレバ外國代言人氏名簿ニ登記セラレタルモノカ若クハ日本ノ法律規則ニ依リ日本ニ於テ代言人ノ職ヲ執ルコトヲ許サレタルモノニ限ルベシ但シ裁判所ノ位置若クハ階級ニ依リ區別ヲ立ツルコトナカルベシ

外國代言人氏名簿ハ後ニ載スル所ノ裁判官懲戒ノ職權ヲ有スル特別裁判所ニ於テ日本全國ニ通ジテ之ヲ編成スベシ而シテ凡ソ外國人ニシテ其身分ニハ一點ノ瑕疵ナク且ツ其本國ニテ代言人トナルノ資格ヲ備ヘタリト該裁

判所ニ於テ認定セラレタル者ハ悉ク右氏名簿ニ登記セラルヽコトヲ得ベシ

一右特別裁判所ハ又代言人懲戒ノ職權ヲ有スベシ

十五、重罪事件ノ被告トナリタル外國人ハ前各項ノ例外ニ於テ何人タルニ拘ハラズ代言職業外ノ者ト雖モ其欲スル所ノ者ヲ選ンデ其辯護人トナスコトヲ得ベシ

十六、外國人重罪事件ノ被告トナリタルトキ被告人自ラ辯護人ヲ選マズンバ裁判所ヨリ裁判用ノ國語ニ熟シ且ツ被告人ト容易ニ對話シ得ベキ代言人ニ其辯護ヲ命ズベシ裁判所ヨリ此命ヲ受ケタル代言人ハ無報酬ニテ其職務ヲ執ルベシ

十七、ヽヽヽヽ國臣民若クハ人民ノ犯罪ニ付刑ノ宣告ヲ爲シタルトキハ其言渡ヲ爲シタル裁判所ヨリ八日以内ニ犯罪人所屬國ノ領事ニシテ最近地ニ在ルモノニ其宣告書謄本ヲ送付スベシ

十八、日本政府ニ於テ陪審ノ制度ヲ設クル場合ニ於テハヽヽヽヽ國臣民若クハ人民ノ審判ニ參與スル陪審員ハ外國人ノ多數ヲ以テ組織スベシ

十九、死刑ノ事件及執行ニ關スル問題ハ特別ノ條約ニ循據スベシ

二十、審判前後ニ外國囚人ヲ監禁シ幷該外國人ニ日本法律中他ノ罰例ヲ適施スル方法ニ關シテハ本條約附錄規則ヲ適用スベシ

日本政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ該規則ノ改正ヲ請求スルコトヲ得ベシ

會議錄　第二十二

明治二十年三月二日集會

青木氏を會頭とし午後二時開會

出席各員

日本國全權委員　青木氏

佛蘭西國全權委員　シエンキエウヰツ氏

墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキー

大不列顛國全權委員　サー・ブランシス・アール・プランケット及ハンネン氏

伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏

白耳義國全權委員　ナイト氏

亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏

獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏

露西亞國全權委員　セヴイッチ氏

和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルヴヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏

青木氏は井上伯の所勞に付本會に出席する能はず因て青木氏をして伯に代はらしめたることを告知し氏は伯の缺席を遺憾とする旨を陳述せり。

會頭は又前會の會議錄は之に署名の準備未だ調はざるが故に署名は次會に於て之を爲さんことを發議せり。

フオン・ホルレーベン氏曰く、ザッペー氏は本會に出席する能はざるを遺憾とし之を本會に通知せんことを自分に依頼せり。

會頭曰く前會の終りに於て第七條第三項に關し討論ありたれども ド・マルチノー氏の發議せる語句を變更するの必要あるを見て因て前會に於て未だ議決に至らざりし三項に付き本會に於て直に投票せんことを希望す。

依て左の三項を朗讀す。

第三項　判事一名ニテ掌管スル裁判所ノ民事及ビ違警罪ノ判決ニ對シ法律上及ビ事實上ノ故ヲ以テ地方裁判所ヘ上訴スルヲ得若シ尙ホ法律適用錯誤ノ故ヲ以テスルトキハ控訴院ノ審判ヲ請フコトヲ得ベシ但シ此上更ニ

上告スルコトヲ得ズ

第四項　地方裁判所ノ判決ニ對シ法律上及ビ事實上ノ故ヲ以テ控訴院ヘ上訴スルコトヲ得ベシ

第五項　控訴院ノ判決ニ對シテハ法律適用錯誤ノ故ヲ以テ大審院ヘ上告スルコトヲ得ベシ

右三項は本會の採用する所となれり。

次に第六項を朗讀す即ち左の如し。

第六項　地方裁判所ハ之ヲ左ノ各地ニ設置スベシ

一　横　濱
二　函　館
三　新　潟
四　神　戸
五　京　都
六　山　口
七　長　崎
八　名古屋

但右裁判所ノ位置ハ實驗ノ上其變更ヲ要スル時ハ便宜之ヲ行フコトヲ得

控訴院ハ之ヲ左ノ各地ニ設置スベシ

一　東　京

二　大　阪

大審院ハ之ヲ東京ニ設置スベシ

右第六項は異見の陳述なくして直に本會の採納する所となれり。

次に第七項を朗讀す即ち左の如し。

第七項　前掲各地方裁判所詰メノ外國籍ニ係ル裁判官ハ控訴院ノ裁判官タルベシ而シテ毎司法年度ノ終ニ先ツテ大審院長ハ次年度ノ在勤ヲ撰定スルモノトス

シェンキェウヰッツ氏は此項に代ふるに左の語句を用ゐんことを發議せり、而して氏の發議せる語句は原案と大差あることとなし唯だ裁判官撰定法に少しく增補する所あり。

第七項　地方裁判所詰メ外國籍ニ係ル裁判官ハ控訴院詰メ外國籍ニ係ル裁判官中ヨリ之ヲ撰ブモノトシ毎司法年度中ニ大審院長及ビ同院裁判官二名（抽籤ヲ以テ定メタル）ヨリ成立チタル委員會ニ於テ豫ジメ次年度ニ之ヲ命ズベキ者ヲ撰ブベシ

右外國籍ニ係ル裁判官ノ交迭ハ左ノ方法ヲ以テスベシ即チ控訴院詰メ外國籍ニ係ル裁判官ハ皆輪次ニ諸地方裁判所詰ヲ命ゼラルベシ

外國籍ニ係ル裁判官中相互ノ協議ヲ以テ派遣地ヲ交換セントスルコトハ之ヲ右裁判官分遣ヲ掌トル委員會ニ請求スルコトヲ得但シ此請求ハ當該年度裁判官派遣前ニ於テ之ヲ爲スベシ

ナイト氏も亦第七項に付き左の修正案を發議せり、而して氏の修正案は佛蘭西國全權委員の提出せる修正案と其目的を一にすと雖も裁判官撰定の方法に至りては二者相同じからず。

第七項、地方裁判所詰メヲ命ゼラルベキ外國籍ニ係ル裁判官ハ控訴院員中ヨリ之ヲ撰定ス

毎司法年度ノ終リニ至レバ次年度中地方裁判所ニ於テ勤務スベキ裁判官ノ姓名及ビ其派遣セラルベキ裁判所ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムベシ

控訴院所在地外ニ於テ既ニ一ケ年間勤務シタル裁判官ハ其同僚總テ同樣ノ任命ヲ受ケタル後チニアラザレバ强テ再任ヲ請ケシムルコトナカルベシ

控訴院所在地外ニ在ル地方裁判所詰ヲ命ゼラレタル裁判官ハ大審院長ノ認可ヲ經テ同樣ノ命ヲ受ケタル裁判官又ハ其他ノ同僚トノ間ニ隨意ニ派遣地ノ交換ヲ爲スコトヲ得但シ毎司法年度開始前ニ於テスベシ

ド．マルチノー氏曰く、シヱンキヱウヰツ氏ノ修正案ハ地方裁判所に派遣すべき裁判官を撰定するの方法に關し最も希望すべき公正不偏の保證を備へたりと云ふべし、何となれば第一該議案は控訴院裁判官を分つて現職裁判官虛職裁判官の二と爲すの制及係黨事を擅にするの弊を除去するものなり第二該案に依れば外國籍に係る裁判官の交迭を掌とる委員會の首席を日本裁判官長に委托せるが故に外國籍に係る裁判官を以て日本政府の官吏と爲すの主義

を維持するものと謂ふべし、最後に抽籤法より生ずべき不公平を防禦すると同時に叉關係裁判官をして相互の協議を以て適宜に派遣地交換等を爲すの自由を得せしむるものなればなり。

フオン・ホルレーベン氏曰く、自分は日本委員の提出せる第七項原案を採用すべし、然れども若し本項に付諸説相和せざることあるに於ては自分は更に佛國委員の提案を採用せんとす、何んとなれば該案は之れを白耳義國委員の發議せるものに比するときは日本政府より提出せる原案の精神に較々善く適合せるものの如くなればなり。

會頭曰く、自分は佛蘭西國全權委員の修正案を賛成すと雖ども玆に該案の語句に付き詳解を要すべき一點ありと信ず即ち控訴院詰め外國籍に係る裁判官は皆輪次に諸地方裁判所詰めを命ぜらるべしと云ふは恐らくは右裁判官各員をして各地方裁判所に於て勤務せしむるとの意ならざるべし。

シェンキェウヰツ氏曰く、自分の原意は然らず自分の謂はんと欲する所のものは控訴院詰め外國籍に係る裁判官をして成るべく其任期中に諸地方裁判所に勤務せしめんとするにあり。

會頭は右解釋の如くならんには該修正案を採用すべしと陳述せり。

會頭の指斥したる點に付疑義なからしめんが爲め同條を左の如く訂正す。

外國籍ニ係ル裁判官ノ交迭ハ左ノ方法ヲ以テスベシ即チ控訴院詰メ外國籍ニ係ル裁判官ハ皆輪次ニ地方裁判所詰メヲ命ゼラルベシ

シェンキェウヰツ氏の修正に係る第七項草案は之を再讀したる後ち投票に付し本會の採用する所となれり次に第

八項を朗讀す即ち左の如し。

第八項　、、、、、國臣民若クハ人民ニ交渉スル民事訴訟ニシテ其直接或ハ間接ニ爭訟ニ係ル金額若シクハ物件ノ價額滿百圓以上ノモノハ地方裁判所ニ於テ之ヲ審判スベシ

金額未定ノ要求若クハ價額未定ノ物件ノ要求ニシテ其額百圓ヲ超過スベキモノハ地方裁判所ニ於テ審判スベシ

右第八項に付ては委員中陳述を爲すものなく直に採用せり。

第九項を朗讀す即ち左の如し。

第九項　、、、、、國臣民ノ告訴告發ヲ受タル重罪輕罪ハ總テ前掲ノ地方裁判所ニ於テ審判スヘシ

シニンキュウキツ氏曰く、自分は曩に陪審院制度を設くるの目的を以て一の議案を提出せしことありしが不幸にして同僚諸君の輕視日本委員の抗撃を受けたり故に自分は再び之を提起せざるべし、然りと雖ども自分は今玆に議題となりたる項に付き少しく訂補する所あらんとす、即ち前項に於て民事訴訟に關し地方裁判所管轄區域の境界となるべき金額を定めたり因て刑事に關する事項も亦之に傚ふて之を制定する其當を得たりとす、乃ち違警罪は裁判官一名にて掌管する裁判所に於て之を審判すべしとの主義を決定して未だ該犯罪に適用すべき刑罰の最高點を指定せず此最高點に關しては諸國其程度を異にするが故に此時機に於て之れを確定すること必要なるべし、是に因て自分は第九項を左の如く修正せんことを發議す。

第九項　刑事事件ニ付テハ地方裁判所ハ拘留十日及ビ罰金二圓ヲ超過スル刑ニ該ルベキ犯罪ヲ審判スベシ

右裁判所ノ裁判權ハ尙ホ重罪ニモ及ブモノトス

伊國委員の質問に答へてシェンキェウキッ氏曰く、此修正案に載せたる刑の限界は即ち日本刑法に於て違警罪に適用すべき刑の限界として示定したるものなり、而して自分は其能く中庸を得て採用するに足れりと信ずるが故に玆に之を轉用したるなり。

會頭曰く、日本刑法に於ては該限界を制定せるに相違なけれども其拘留刑期と罰金額との間に大に權衡を失するを以て同刑法の規定は批難を免かれざる所ありと信ず蓋し早晚之れが變更あるも計り難し、然れども此問題は唯だ日本の立法部に關するものなり、而して日本法律は素より泰西主義に適合すべきものなることは既に協意決定せる事實なるが故に自分は此點に付本會に於て裁判權限を議定せんとするは不可なるべしと信ず。

シェンキェウキッ氏曰く、如此緊要なる問題は之を未定に付し去るべからざるものなり、自分は刑罰の限界を定め拘留十日罰金二圓となさんことを發議したれども唯だ刑罰の限界確定すれば罰金額の增加する如きは必しも異議を唱ふる所に非ず、自分は本點に付き會頭の反省を請はんと欲することあり即ち條約第四條の末段の語句是なり、尊重なる青木氏が如是の要點を議決するの權利を本會に與へられざるは恐らくは該語句を忘却せられたるに因るならん。

會頭曰く訴訟事件は總て外國籍に係る裁判官の多數を以て組織する裁判所へ控訴するを得との約款は充分なる保證を具備せるものなるが故に該約款の存するあれば目下討議中の場合に適用すべき刑罰の限界を條約中に明記する

の必要なかるべし。

シエンキエウヰッツ氏曰く、違警罪の判決に對し爲したる控訴は外國籍に係る裁判官の在勤する裁判所に於て審判すべしとの事實に基ける議論を採用するは甚だ危險なり、何となれば此理論を以て推すときは裁判官一名にて掌管する裁判所の刑事に關する權限を無窮に擴張し該裁判所をして輕罪及び重罪の告訴をも受理することを得せしむるに至るべければなり、故に自分は刑罰適用の限界を定むるは必要にして缺くべからざるものなりとの說を充分に主張する者なり。

ド・マルチノー氏曰く、千八百八十四年諸條約國は日本政府覺書の通報を受て其主義を採納したることあり該覺書には刑罰の限界を定めて拘留十日又は罰金三十圓又は拘留十日罰金三十圓の兩刑とせり、自分は本會に此限界を採用せんことを勸告す。

シエンキエウヰッツ氏曰く、自分はド・マルチノー氏の提案に敢て反對するに非ずと雖ども茲に本會の注意を喚起せんと欲する一事あり、曰く曩に日本開港場に在る裁判所構成法草案として提出せられ今又ド・マルチノー氏の勸告に係る刑罰限界の出所となりたる方法を茲に再起するの危險是なり、何となれば該方法は減刑の程度によりては輕罪及び重罪をも前顯裁判所の管轄內に包含せしむるを得べければなり。

然るに凡そ管轄權を定むるに方りては被告人の告訴告發を受たる犯罪の性質如何を以て標準となすべきのみ、其他罪跡取調の上事情により減刑すべきこと又は不論罪等の問題に論及するの必要なきは爭ふべからざるの事實なれ

ばなり。

ド・マルチノー氏曰く自分は千八百八十四年九月の覺書を引用したるに過ぎず該覺書には今佛國全權委員の謂へるが如き方法に關しては毫も記載する所なし。

會頭は拘留十日若くは罰金三十圓又は拘留十日罰金三十圓の兩刑を以て違警罪に適用すべき刑罰の最高限度となすことを欣然認諾すべしと陳述せり。

シェンキェウヰッツ氏も亦欣然此限界を採納すべしと明言せり。

第九項を左の如く朗讀す。

第九項　刑事事件ニ付テハ地方裁判所ハ拘留十日ヲ超エ若クハ罰金三十圓ヲ超エ又ハ拘留十日ヲ超エ罰金三十圓ヲ超ユル兩刑ヲ併科スベキ諸犯罪ノ訴ヲ受理スベシ

地方裁判所ノ權限ハ輕罪及ビ重罪ヲモ包含スベシ

第九項は右の如く修正したる上本會之を採用せり。

次に第十項を朗讀して直に之を採用せり即ち左の如し。

第十項　諸犯罪ノ豫審ハ總テ外國籍ニ係ル裁判官一名ヲシテ之レヲ掌理セシムベシ

次に第十一項を朗讀す即ち左の如し。

第十一項　總テ撿察官ノ干預ヲ要スベキ場合ニ於テハ該撿察官ハ其爲メ特ニ任命シタル外國人タルベシ

シエンキエウヰッツ氏は第十一項に對し左の修正案を發議せり、本案は語句上に付訂正を加へんとするものにして敢て原案の意義を變更せんとするものにあらず。

第十一項　總テ撿察官ノ干預ヲ要スル場合ニ於テ帝國撿察官若クハ其代理者ノ職務ハ外國籍ニ係ル官吏ヲシテ之レヲ行ナハシムベシ

青木氏も亦語句の修正を發議せり即ち左の如し。

第十一項　總テ撿察官ノ干預ヲ要スル場合ニ於テ帝國撿察官ノ職務ハ其爲メ特ニ任命シタル外國人又ハ外國籍ニ係ル官吏ヲシテ之ヲ行ハシムベシ

ド・マルチノー氏曰く日本委員は曩きに一回大不列顚國第一全權委員の勸誘に依り第七條の諸項に修正を加へ其後更に修正せしにあらずや。

會頭曰く自分の該修正案を發議せるは各員の紛々たる諸說を調和せんが爲めのみ自分の原案を維持するは勿論なり。

シエンキエウヰッツ氏は會頭の發議せる語句に對し異議を唱へて曰く、會頭の提案に依るときは撿察官の職務は如何なる外國人にも之れを委任することを得るものとするが如し、然るに何れの國に於ても概ね撿察官は常置官吏にして其本務たる社會の代表者となり公訴を支持するの外に數種の職務を帶ぶるものなり、因て玆に第一着に確定すべき問題は即ち日本政府に於ては外國籍に係る裁判官を以て組織する裁判所を設置すると同時に之れと竝立すべき

檢事局をも構成せんとするや否や是なり。

フォン・ホルレーベン氏曰く自分は佛國委員の提案を贊成す然れども若し該案の採納せられざるに於ては原案に投票すべし。

ド・マルチノー氏も同樣の明言を爲せり。

一二の討論ありたる後ち、會頭曰く檢察官の職務を擔任せしむべき外國人は官吏たるべきこと勿論なり自分は佛國委員の發議せる語句中「若クハ其代理者」なる數語を削除したる上之を採納すべし。

是に於て第十一項を左の如く修正したる上之を朗讀し本會の採用する所となれり。

第十一項　總テ檢察官ノ干預ヲ要スル場合ニ於テ帝國檢察官ノ職務ハ外國籍ニ係ル官吏ヲシテ之レヲ行ナハシムベシ

次に第十二項を朗讀す即ち左の如し。

第十二項　公判ハ（當該裁判所始末書ニ登錄セラルベキ理由ニヨリ公開スベカラズト決スルノ外ハ）總テ公開ノ法廷ニ於テスベシ

右第十二項の佛文には「當該裁判所始末書ニ登錄セラレタル理由ニヨリ」とあるを「當該裁判所始末書ニ登錄セラルベキ理由ニヨリ」と訂正したる後ち本會の採納する所となれり。

會頭曰く第十三項は十一月二十二日の會議に於て採納せられたる露國委員の修正案を再出せるに過ぎざれば玆に

復た之れが討議を爲すの要なし故に本會に於て此處に之れを挿入することを裁決せんことを要求す。

本會は發議を採納し第七條の殘餘の討議は之れを次會に讓ることに決せり。

ハッバルド氏は千八百八十七年一月十五日迄に既に本會の議決したる條項、修正案、及提案は曩に編纂ありしが之れに倣ひ茲に復た今回迄の分を編纂し向後集會三回に及ぶ毎に同樣の編纂を爲すべきことを發議せり。

會頭は其旨書記局に達すべしと答へたり。

會頭の動議により本會を三月七日月曜日午後二時まで延期することに決し（其後三月十八日迄延會ス書記局）午後五時半散會せり。

青木周藏　シヱンキヱウヰツ
ザルスキ　ヱル・ド・マルチノー
ヱフ・アール・プランケット　ヂー・ナイト
ニコラス・ゼー・ハンネン　ホルレーベン
リチャルド・ビ・ハッバルド　セヴイッチ
イ・イ・フアン・デル・ボット　ジ・デラヴアット
アール・ダブルュ・アルヴヰン　右佛文に署名
ジ・ルーレイロ
右英文に署名

此書は正寫なることを證明す。
バロン・ド・シーボルド
デイ・ダブルユ・スチーヴンス
都筑馨六
ジオン・ヱイチ・ガビンス
ビー・ド・ルシーフオサリヴ

會議錄　第二十三

明治二十年三月十八日
井上伯を會頭とし午後二時開會
出席各員
日本國全權委員　井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員　シヱンキヱウヰツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ

大不列顚國全權委員　サー•フランシス•アール•プランケット及ハンネン
伊國利國全權委員　ド•マルチノ氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ヘッバルド氏
獨逸國全權委員　フオン•ホルレーベン氏及ザッペー氏
露西亞國全權委員　セヴイッチ氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン•デル•ポット氏
西班牙全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルウキン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン•ホルレーベン氏

會頭の發議に因り會議錄第二十一及第二十二に署名せり。

會頭は本年一月五日附を以てハンネン氏を大不列顚國の第二全權委員に任命したる全權委任狀を領收し之を書記局に預けたりと通知せり。

ナイト氏曰く、前回の集會に於て決議したる第七條中第三款の文章に些少なる二つの修正を加へんと欲す第一修

正の目的は該款の(ヘ)節中より英國若くは米國と云ふ語を删除するに在り何となれば各人の國籍に關係なき條款に如此き語を用ることは全く妥當ならずと見ゆるを以て左の如く之を改むべし。

若シ裁判所詰メノ外國籍ニ係ル裁判官及ビ訴訟關係人ニ於テ英語ヨリ他ノ歐洲ノ國語ヲ善ク熟知スル場合ニハ協議ノ上撰定シタル國語ヲ以テ審判ヲナスコトヲ得然レドモ英語ハ尙云々

自分の希望する第二の修正は(ト)節中に「各裁判所ニハ宣誓シタル堪能ノ通辨人及官任飜譯官ヲ置クベシ」とあるを單に其語を置き換へて「宣誓シタル堪能ノ官撰通辨人及飜譯官ヲ置クベシ云々」とするに在り。

會頭は右發議兩件共既に決議したる事にして本會に於て更に之を討議すべきの必要ありと思考せざるの意を述べ以て之を論難し數多の委員は現案の語を維持せんと欲せり。

ナイト氏曰く自分は己れの說を固執せざれども自分が陳述せし所を會議錄に揭げんことを願ふ。

本日議事の順序は第七條第十四項たるに付。

コント。ザルスキは第十四項及び其以下の各項に付二日以前既に修正案數條を同僚諸氏に通知したれば同僚諸氏は之に一覽を賜ひしならんと思考す因て此の修正案を今公然本會に提出すと陳述せり。

是に於て墺地利洪牙利國委員は第十四項に關する修正案の初節を左の如く朗讀せり。

、、、、、國臣民若クハ人民ハ裁判官一名ニテ掌管スル裁判所及ビ地方裁判所へ自身出廷スルノ權ヲ有ス可シ

コント・ザルスキ曰く、此發議は民事訴訟に關係するに過ぎざるなり刑事に關しては缺席裁判の時を除き被告人は常に自身出廷すること勿論なり獨り破毀院が被告の出席を要せざるは該裁判所は事實上の件を審理するに非ずして單に法律上の件を審理するが故なり。

故に前述の一節に於ては民事訴訟の場合に於て關係ある外國人は裁判官一名にて掌管する裁判所及び地方裁判所へ自身出廷するの權を承認するものなり第二審を爲す所の控訴院に出廷する者に就ても亦右に同じき特權を及ぼすこと道理に適合せるは明白なり且つ日本國委員等の最初の意見も同一なりし、然れども控訴院に雙方關係人の自身出廷することは實際に於て不便尠からざるが故に諸國の法律に於ては訴訟人を代表すべき代言人の制を立てて其不便を避けたり、之に依て自分は各委員の同意を求めんが爲め提案の範圍を狹小ならしめたり。

墺地利洪牙利國委員は如此く意見を述べたる後第十四項の殘餘を左の如く朗讀せり。

前各項裁判所ニハ裁判所用ノ國語ニ熟達シタル日本代言人ヲ附ス可シ、、、、國臣民若クハ人民ハ其代人ヲ撰ブコトニ付キ充分ノ自由ヲ有シ總テ該裁判所ノ所在地若クハ其性質ニ拘ルコトナカル可シ、、、、國臣民若クハ人民ノ輕罪或ハ重罪ノ告訴告發ヲ受ケ自ラ其代言人ヲ撰ブコトヲ缺キタル場合ニハ無報酬ニテ裁判所用ノ國語ニ熟達セル代言人ヲ附スベシ此代言人ハ日本籍或ハ外國籍ニ屬スル代言人中ヨリ撰バルルモノトス。

此一項を投票に附し而して第二節の佛文中に「司法用語」とあるを「裁判所用の國語」と云ふ語に改め之を採用

せり。

コント・ザルスキは第十五項の修正案を左の如く朗讀せり。

日本代言人組合ハ外國籍ニ係ル代言人ガ其組合ニ入ルコトニ付之レガ許否ヲ決ス可シ且ツ外國籍ニ係ル代言人ニ對シ懲戒ノ職務ヲ執行ス可シ

外國籍ニ係ル代言人ハ右代言人組合ノ議決ニ對シ之ヲ外國籍ニ係ル裁判官ヲ懲戒スルノ職務ヲ委ネラレタル裁判所ニ控訴スルノ權ヲ有ス可シ

同氏は此文章は向きに日本國委員の發議したる右同樣の議案を再出し且つ代言人組合の裁決に對する控訴の權を外國籍に係る代言人に與へ以て之を完全にしたるなりと陳述せり。

此一項を投票に附し「職務」の語を「權」と改め本會は之を採用せり。

コント・ザルスキは第十六項を左の如く朗讀せり。

重罪ノ告訴告發ヲ受ケタルヽヽヽヽ國臣民若クハ人民ハ何等ノ人即チ代言職業外ノ者ト雖ドモ若シ其裁判所ニ於テ故障ナキ者ナラバ之ヲ撰ンデ其辯護人ト爲スノ權ヲ有ス可シ

此項を投票に附し「爲スノ權ヲ有ス可シ」とあるを「爲スコトヲ得」と變更して之を採用せり。

シエンキエウヰッツ氏は忌避の權即ち裁判官若くは檢事の依估あることを疑ふとき訴訟關係人は其裁判官若くは檢事を辭絶するの權を日本法律上に於て許さるべきやと會頭に向て質問せり。

會頭は之に答て曰く此點に關する條は日本の訴訟法及び治罪法中に包含すべきこと勿論なり。
シエンキヱウヰツ氏は會頭の此公言を認記せり。
コント・ザルスキは第十七項を朗讀せり。
若シ日本政府陪審員ヲ置クノ裁判所ヲ設ケタルトキハ其陪審員ハ（、、、ヾ、國臣民若クハ人民ガ告訴ヲ受ケタル場合ニ於テハ）外國人ノ多數ヲ以テ之ヲ組織スベシ
コント・ザルスキは最終の一項には日本の原案文を其儘に再出したるに過ぎず然れば此案文を採用するは勿論なれども此問題に付大體の意見を開陳するの許可を與へられんことを請ふと述べたり。
是に於て墺地利洪牙利國委員は左の演說を爲せり。
諸君、裁判管轄條約案の第五條には外國人が重罪の告訴を受けて裁判所に呼出されたる時に有罪無罪の問題を決する爲め後日日本裁判所に於て陪審員の補助を得ることあるべき場合に關する所の約規を揭げたり、日本國全權委員は該條の修正案を提出するに方りて陪審員を設置する場合の組織に關係する(ホ)項の原文を其儘に保存せり余も亦今提出したる修正案中に同じく之を保存せり、余輩の尊重する佛國同僚は嘗て過日の集會に於て重罪裁判所には陪審員を設置すべき法律上の原則を條約中に含蓄せしめ以て此一項を修正すべしと發議せしことあり、其發案中に外國陪審員人名簿を作ること幷に陪審員を抽籤するに方り施行すべき諸規則を槩然として記載せり、然れども其後尊重なるシエンキヱウヰツ氏は其意見に對し確固たる異論を起して陪審員の無益なる證

據を十分に明示する者あらば之を斷念すべしと追言せり、又同氏は斯の如く余輩の攻擊を求めしも未だ攻擊の生ずる機會の到らざるに先ち其修正案を放棄したり。

然れと雖も陪審員の問題は日本の將來に對し爭ふべからざる緊要事件なるが故に余は此問題に付少く意見を陳述するの許可を請はんとす、余は躬ら陪審制度の德義上と理論上とに於て甚だ貴重なることを確信する論者なれども陪審制度は最良の機會に之を施さざれば實際に於ては常に滿足の結果を生ぜざる故如斯き制度を向後日本に設定すべき時機既に熟せしや否やの疑問を起さんとす。

乃ち二箇の疑問自然に余が心頭に浮べり。

第一、外國の實驗は余輩の日本政府に對して陪審制度の採用を勸告することを以て公道に合へりとするや。

第二、日本及び其外國人居留地は此制度に因て利益を享受すべき形勢なるや。

陪審制度の利益に關しては歐洲に於て異說紛々たり。日本帝國の治罪法草案中に略記したる議論を看るに或は利益を主張し或は其害を說けり、即ち陪審員は之に附せられたる事件を決定するに必要の才能に乏しき屢々なりとの異論に對し、右法律の編集者なる博士答て曰く陪審員は槪して告訴事件を法理に照らして判決するものに非ず唯告訴の基礎たる事實を判決す可きものなり、次に陪審員は寬恕憐愍に失すとの攻擊に對し、該博士答て曰く法官は嚴格に失するの危險あり、終りに陪審官は外物の影響を受け且つ旦夕接近する者の爲め其感情を動かざるるとの論を受けて該博士は裁判官も亦同一の影響を受くるを免れ難しと主張せり、而して該博士は陪

審員を設置する裁判所の獨立と公平とを維持する爲めの矯正法を指示せり、是に由て之を觀れば日本政府は陪審員の價値は歐洲に於て施行したる結果上に就て十分に之を知了せり、其結果は此制度の作用の不完全なることを表彰せしと雖も其高尙なる概念と慈愛なる目的とは依然として仍ほ動かず。次に第二問即ち日本に於ては陪審制度を實行するの機熟せるや否やの問題に移りて之を論ぜんに、先づ今日の日本人民は重罪事件に付き裁判執行に參與するを得べきやとの問題に答るには日本人民の種々なる情況を精密に審査せざる可からず、夫れ陪審員の職務たるや一箇の課役の類にあらず是れ眞箇の名譽職（刑法草案より余は此語を引用す）なるが故に苟も其職に當る者は社會に於ては賤からざる地位を占め一般の敎育を受け獨立の性質を有する者たらざる可からず、且つ法理上の問題は屢々事實上の問題と相繫屬して分離し難き關係あるを以て少しく法律の知識をも亦有せざるべからず、然るに日本人民の知識の發達を鑑定するに最も良く適したる日本政府は陪審制度を自今直ちに帝國に設定するの意なし、（過日日本全權委員は其旨を余輩に確言せり）日本政府は人民をして新法律の精神ど體裁に慣熟せしめんが爲め數年間齊正なる司法制度を布きて專ら其効用を遂げしめ然る後人民果して此重職に堪ふべきの時に及で甫めて之をして重罪裁判に參與せしめんとするの意なり。

余輩が外國籍に係る陪審員に望む所日本政府が其陪審員に望む所より少かるべけんや、外國人居留地に在る各國人民中適法の資格を備へたる陪審員の數果して充分なるか其員數を得ることの難き余輩之を知らずして可ならんや、余は余輩の參考と成るべき一例を聞けり二三年前合衆國總領事は橫濱に於て死刑に當る可き罪犯を裁

判する場合に方り其政府と電信を往復して米國の法律に合ひたる陪審員を組織せんと欲せしも須要の資格を備へたる人民に乏しきを以て遂に其企圖を放棄せしことあり。

又一方より之を視れば商人をして全たく自己の職業に關係なき人事上の職務を行はん爲め其時間を費さしむるは實に重荷を負はしむるものにして且自家の職業を怠らしむるに至るべしと云ふこと是なり、又一國籍に係る人民の數の多きに過ぎんことを避けて各國人民を以て陪審員人名簿を編成せんと欲せば幾何か困難に遭遇すること必然ならん。終りに日本に在る各國籍に就て視れば其要する所の最少數十五名の陪審員をも出し能はざることあるべし而して其陪審員中には重罪裁判所の裁判用の言語を充分に解せざるものも必ず數多あるべし。

余は喋々として是等の事情を論ずるを欲せず、唯英獨合議案は陪審制度の設立を約定せずして後年之を制定するの場合には外國人の多數を以て之を組織することに取極めんと記載せしことを玆に回顧せんと欲するなり。尊重なる佛國委員の名言の如く余輩は事業を成さんとするに方り之を完全ならしむるも之を錯雜ならしめざるを以て主要とすと、然れば則ち余輩は事業の區域を擴張することを求めずして英獨合議案の區域内に止まるを力むべし、該合議案には陪審員の事を臨時假定の方法を以て掲載せしのみ、加之ならず日本政府は余輩の討議する條約の約款に照らして其司法の組織を構成すべき義務ありとせば余輩も亦其法律と裁判管轄條約の約款とをして相互に符合せしめんとの日本政府の正當なる企望を多少斟酌せざる可らず。

日本政府に於て陪審制度を設定する時機到達まで尊重なる佛國同僚の修正案中に包含せる最良なる勸告を保持

するは日本政府に一任して玆に余輩の討議中なる修正案の第十七項を敢て採用せんことを余の發議する所以は即ち是等の理由あればなり。

シュンキュウヰッツ氏曰く、自分は曩きに陪審員の事に關して陳述したる發議は反對論を以て其無益なる證據を表示する者ある時には之を放棄すべしと陳述したれども之を待たずして之を放棄したることに付墺地洪牙利國の委員には驚駭の色ありしことを認めたり、然れども自分の發議に對し日本政府の公然たる反對と委員諸氏の扮裝せる冷遇は最良の議論よりも其意味尙一層深長なり、コント・ザルスキが今日陪審員を設定し難しとする反對論に就て玆に之を論辯するも畢竟机上の論たるを免れざるが故に自分は敢て之を好まざるなり。

是に於て第十七項を投票に付し本會之を採用せり。

第十八項を左の如く朗讀せり。

日本帝國政府ハ、、、、國臣民若クハ人民ノ死刑ノ宣告ヲ受ケタル總テノ場合ニ於テ恩赦ノ權ヲ使用シテ其刑ノ減輕ヲ皇帝陛下ニ奏請スベキコトヲ擔任ス可シ

セヴィッチ氏は二月二十三日の集會に於て會議席の卓上に提出したる左の發議を朗讀せり。

條約の全期限中外國人に宣告したる死刑減等の主義は第十八項の新語句中に含蓄せり然りと雖も減等は毎回必ず國君の恩赦特權施行上其意思に隷屬するを免れず、余は直ちに謂はんと欲す此君權は神聖にして爭ふべからざるものなり而して日本人及び在日本外國人共に此君權の前には首を俯すべきものなりと、然り而して國君の

恩赦に訴ふべきことを國際條約中の一條項と爲すの必要あるや、且又日本政府が死刑者を皇帝の慈悲に訴ふべしと約束するの一事は未だ以て有罪者の生命を保繫すべきの確證と爲すに足らざるが如し、之に依て余は敢て再言せんとす此裁判管轄條約中には君主の恩赦權を掲載すること不用なり而して日本政府の擔任せんとする所を採用するも亦不用なり、蓋し君主の恩赦權は誰ありて之を爭ふべきものにあらず又日本政府の擔任せんとする所は其據る所の主義に就て之を云はば日本政府に於て約束を履行すべきの義務なく余輩に對しては將來果して之を實行すべしとの保證を含有せざるなり。

余は以上の理由に因り第十八項の新語句に代ふるに英獨合議案の舊語句を以てせんことを發議す、而して新條約の全期限中在日本の外國人に向ては死刑を施行せざるべしとの第十八項中に含蓄する主義を將來に於て適施するの點に就ては日本政府の代表人の自ら以て適當なりとして判定する所に任せ且つ其判定は余輩に通知すべきことと爲し置くべし。

會頭は露西亞國委員の發議を認記せり、然れども會議の時間を利用する爲めに第十八項の討議は他日に讓り本會は直ちに第七條の第十九項即ち最終項の討議に移るべしとの意見を陳述せり。

シエンキヱウヰツ氏曰く、過日自分が發議したる修正案中には刑事に付外國人が日本裁判所に於て宣告を受けたる場合には其犯罪人所屬國の領事へ公然通知を爲すべしと記載したる一節あり、其發議は日本政府の承諾を得ざりし爲め自分は之を放棄したり、故に今日自分が日本國委員に請求する所は前記の場合且つ成るべくは禁獄言渡の場

合にも半公の名義を以て其言渡を領事館或は公使館へ通知すべしとの單一なる確言を得て之を會議錄に掲載せんとするに在るのみ。

ナイト氏は佛國委員の請求を賛成せり。

會頭は禮儀上の名義に止まるならば前述の通知を爲すことに就ては別に故障なき旨を述べたり。

是に於て第十九項を左の如く朗讀せり。

外國人ノ監禁ニ關シテハ特別ノ規則ヲ制定シ且ツ監獄規則ハ第四條ニ掲ゲタル法律ト同時ニ、、、、、國政府ニ通知ス可シ

前記ノ規則ヲ改正スルノ必要アル場合ニハ其改正ヲ遲滯ナク在東京、、、、、國公使ニ通知ス可シ

セヴイッチ氏は此一項の意義を一層明瞭にし且つ擴充する爲め「監獄規則」の語に代るに「監獄及ビ懲戒場ノ組織ニ關スル規則」の語を以てす可しと發議せり。

會頭は日本國兩委員の名を以て此修正を採納せり。

シェンキェウヰツ氏は第十九項の終りの句「即チ前記ノ規則ヲ改正スルノ必要アル場合ニハ其改正ヲ遲滯ナク在東京、、、、、國公使ニ通知スベシ」の意義に就き說明を乞ふて曰く、此通知を受けたる外國公使は更に之を其本國政府に通知すべき義務を有する者なりとの意味なるや。

會頭は外國公使に公然此通知を爲したる時外國公使の其本國政府に對する處置は其當然と認むる所に任ずべしと、

答へたり。

シェンキェウヰッ氏曰く、自分が此の如き意見を述るを必要と思考せし所以は法律を改正したる時の通知手續を第五條に於て定めたる先例あるが故なり、且第十九項中にも監獄規則は諸法典と同時に外國政府に通知すべきことを掲げたり然れば其類例を以て此規則の修正も亦同じく外國政府に通知すべきものと斷定するは其理なきに非ざるべし此點に付例外を設けんと欲する理由のある所を知らず。

會頭は說明して曰く、此項は唯細目に關する規則を載するものにして第五條に掲げたる法典幷に其他の法律と比較すべき重要なるものには非ず。

シェンキェウヰッ氏は此項は即ち右兩樣の場合の間に相同じき所あるを示すものなりと再陳し且監獄組織に係る問題は其性質に因て甚だ重大の關係ありと斷定し會頭と意見を異にする趣を述べたり。

ド・マルチノ氏曰く、自分の意見にては日本政府が監獄規則の本文と法律とを同時に外國政府に通知すべしと約束せし所以は是等の諸規則は裁判所構成法の一部に屬するを以て外國政府に於て此規則も他の規則の如く泰西法律の精神に符合するや否やを認知し得るが爲めなりと思考す、一旦其符合する事を證認したる上は是等の諸規則は法律よりも屢々修正を要すべきものなる故今日監獄法の組織間斷なく進步するを以て論ずるも日本政府が其諸規則を改正する每に外國公使等は直ちに其改正に同意し得べきか又は其改正に付本國政府へ照會を要するか否やの點は外國公使等の裁斷に任ずるを以て簡便の方法と思考したるならん、自分の意見に依れば日本國委員が佛國委員の不同

意を表する所の區別を立てたる主意も即ち此意に外ならず。

シュンキェウヰツ氏は伊國委員の指定せる約束にて前述の通知を爲すべきことを明白に協意決定し且つ其說明を會議錄に掲載すれば自分に於て滿足すべしと公言せり。

大不列顚國委員を除き他の委員は皆第十九項に同意せり。

サー・フランシス・プランケット曰く、大不列顚國の兩委員第十九項に同意を表する前に自分は伊國委員の意見に關し一言を述べんと欲す、自分は第十九項の重なる論點に就てはド・マルチノ氏と同說なれども監獄規則に微細の變更を加ふる每にも常に外國公使に照會を要する者と定むるは不便宜に屬すと思考す。

ド・マルチノ氏曰く、自分に於ては些々たる細目は第十九項の論外の事とするに異議を容れざれども些事に非ざるとの區別を立るも亦難事なるが如し、況んや該項の目的は總て改正の規則は充分に泰西の主義に符合するや否外國公使をして判斷せしむるに在るものたるに於てをや。

セヴィッチ氏曰く、若し原案の本文を變更せざりしならば大不列顚國第一委員が異議を起すも非理ならず然れども今採用せられたる新語句は即ち監獄組織の大事に關係するものなり此項目に付ては今大不列顚國第一委員の指示せる些々たる細目と相伍して重大なる問題の生ずるも亦知るべからず。

サー・フランシス・プランケット曰く伊國及び露國同僚の意見を聞き且第十九項の本文は改正せられたるに依り自分はハンネン氏及び自分の名義を以て第十九項に同意を表するなり。

會頭は種々意見の開陳ありしに付茲に一言の陳述を要すべしと思惟する旨を述べて曰く、日本政府が第四條に掲げたる法典及び法律若くは第十九項に掲げたる規則を外國政府に通知するの一事は其通知すべき法令を制定するの事務に干渉するの權を毫も外國政府に與ふるに非ざる旨を明白に理會せらるるあらんことを望むなり、現行條約中には開港場に於ては或る規則を日本官廳と領事と協議して設定すべき取極めあるが故に特に右の一點を明白に記錄に存せんことを欲するなり、目下討議に係る問題は聊かも之に類似するものに非ず故に此點に付ては少しも疑を遺さざるを肝要とす。

シェンサェウヰッ氏は井上伯に向ひ法典及び規則を外國政府に通知する眞正の目的は如何なるものなるや其所見を明示せんことを請求せり。

會頭之に答て曰く日本政府の編纂すべき法典規則を外國政府に通知するは外國政府をして之を知らしめんか爲めなり。

ド・マルチノ氏は會頭の公言を記認し之を遺憾なりとして曰く、日本政府は決して何れの外國法制にも依準するを要せざるに於て專權を有することは自分の常に承認せし所なり、然れども自分は常に以爲へらく第四條に掲げたる法律を預め外國政府に通知するの目的は其法律の果して泰西の主義に適合すや否に付外國政府をして自ら滿足するを得せしめんか爲めなることは既に確定せる事にして亦疑を容るべきなしと、去る二月二日の集會に於て自分は「諸法律の泰西の主義に適へるや否を點檢し且之に依て其條約に効力を得せしむる所の重要なる條件の一は履行せ

られたるや否を點檢するは即ち各外國政府の爲すべき所なり」と公言せしことあり、是に由て之を觀れば外國政府は日本の新法律は第四條に掲げたる條件を完具せずと思量する時には新條約を無効とすべき自由を有せり、自分か今右に說明したるより外に目的を有せざる所の第五條の明瞭なる文意に基つき此公言を爲したる時に當り日本國委員等は一の抗辯をも爲さざりしなり、故に自分か此一點に付毫も異見の存することなしと想像せしは當然の事にして自分は輙ち此趣意を以て我政府へ報知したり。

會頭曰く、此點に付稍々誤解あるを恐るゝなり第四條に掲げたる日本法律は泰西の主義に準據するを要すとの條件は自分の充分に承認して決して忘却せざる所なり、自分の開陳せし旨意は此等の法律及び法典の制定、布告、施行に干涉するの權は外國政府の有せざる所なりと云ふに在り。

ド・マルチノ氏曰く、自分は會頭の說明を承認するなり、然れども此說明は自分か二月二日の集會に於て陳述し而して今又本會の注意を喚起したる公言と大體全く同一なるものなりとの事實を記錄に留めんことを願ふなり。

セヴィッチ氏曰く、自分は會頭の最終の說明を諦聽して之に滿足せり、若し井上伯に於て最初の公言を變更せず且外國政府か第四條に掲げたる法典及び法律に付判斷を爲すの權あるを駁擊することあらんには自分の所見にては外國政府の其點檢に供せられたる諸法律の泰西の主義に符合するを確認するの日に至るまで新條約の締結を延引するの外他に手段無かるべし。

ナイト氏曰く、該問題は最も重要なるものにして本會の宜しく愼思熟慮を加ふべき所なり、自分の見る所を以て

すれば第五條の最初の條款に掲げたる通知は條約中の最も肝要なる條件を成すものにして即ち其意義は外國政府に於て日本の法律を審査し其法律の現に泰西法律の主義と符合せることを確認したる時甫めて新條約は確然履踐の効力を有するものなること固より明白なり。然れば則ち法典及び法律の變更は悉く之を外國政府へ通知すべきのみならず尚外國政府の承認を受けざるべからざるは論理上及び自然の結果なり。若し否されば最初に之を通知したるの條件は有名無實に歸すべし。第五條第二節には法律の變更を通知すべきことを掲載したるにあらずや。然るに井上伯の只今公言したる所に據れば外國政府にては第一回の通知を受けたる時法典及び法律に關し意見を述ふるの權あることを承認するのみにして將來之に加ふべき變更に付外國政府か同樣の權を有することを述べざりしなり、若し前の場合に於て此權利を承認せば後の場合に於て之を拒否するを得ざるを得ざるべし、此點に付き日本國委員か其意見を開陳するは本會の爲めに最大緊要の事たり。

ハッバルド氏曰く、日本法典を外國政府へ通知するの件に付討議するは今其時機を得たりとすべきや又之を必要とすべきや自分は之を疑はしく思へども、此問題の起りし以上は此事項に關し我政府の意見を説明するは自分の本分なりと覺ゆるなり。日本の法典及法律を條約國政府へ送附するは單に之を該政府へ告知せんか爲めのみならず尚又該政府をして適宜の處置を施さしむるものたることを示す所の裁判管轄條約の條款は日本政府に於て之を採納したるの事實あるに因り本件に關しては何等の疑點あるも皆此事實の爲めに氷解せられたりと思はるゝなり。合衆國政府の該問題を觀察するや固に斯の如し、而して自分の考ふる所を以てすれば該條約第五條は全く此觀察に符合す

るものなり、即ち該條には日本政府は「第四條ニ掲ル所ノ裁判所構成法及ビ諸法典ノ英文正本ヲ、、、、國政府ニ通知スベシ」と記載せり、且同條に「日本政府ガ此等法律ニ改正ヲ加ヘントスル時ハ其改正ハ同ク亦、、、、國政府ニ通知スベシ」と記載せり。

此等の條款は必ず精確なる目的を有すべきなり、如此く法律を通知するは單に外國政府の好奇心を滿足せしめんとの目的に非ず、此通知の目的は日本政府が發布したる法律は泰西の主義に基けるものなるを外國政府に示さんが爲めなること明白なり、語を變へて之を云はゞ外國政府をして日本法律の瑣細の項目を點檢批判するを得せしめんが爲めに非ず、但だ此等の法律は泰西の司法組織の基礎たる廣濶なる主義に基けるもしなるを示さんとするに在るなり。

自分は問はんとす、若し斯の如く通知したる法律にして泰西の主義に符合せざることあらば其結果は果して如何なるべきやと、其場合には條約批准は既に濟みたるにもせよ外國政府は日本政府に向て新條約を保持するに必要なる要の條件は遵守せられざるが故に此條約は無効たるべきことを通知するの權を有すること論理上自然の結果たるべる可し、其結果の如此なる所以は日本法律を外國に通知することゝ其法律を泰西の主義に符合せしむることゝは條約改正を完結する爲に必要なること猶ほ此條約の他の部分に於けるが如くなればなり。我政府は日本在留米國人民の遵奉すべき法典及法律を點檢し且此法律は雙方の協意約定したる條件に應ずるや否の問題に付其意見を吐露するの權あるを豫期するものなりと自分に於ては固く信ずる所なり、若し外國政府に於て此權を有せざるものとせば法律の通知を掲げたる條款は空文に過ぎず實に無用の長物たるに似たり。

自分か陳述せし所のものは外國政府に於て日本の立法を左右し或は之を管理するの權を有せりと思考せるものなりと推察せられんは自分の甚だ願はさる所なり、之に反し外國政府に通知すべき法典及び法律を編制するの事業に就ては合衆國政府は日本に讓與するに無上完全の自治權を以てするものなり。自分は尙ほ一層進んで言はんとす、自分の意見に據れば本會は日本に向ひ其法典法律は是の如きものたるべしと提示するの權を有せず、況んや之を命令するの權に於てをや、然れども改正條約は日本と締盟國とに負はしむるに互相平等の義務を以てすること是れ玆に斷言するを得る所なり。之を詳言すれば即ち日本は約束したる條件に適合する所の法律を制定し之を施行するの義務を負ひ又締盟國は日本法律に於て右の條件を實踐したるを認むれば其法律を承諾するの義務を負ふものなり。本問題の歸する所畢竟此二條件に外ならずと自分は思惟するなり。

ハッバルド氏又曰く、前述の意見を述るは自分の本分なりと思考せしも日本政府の發布せんとする法典及法律の泰西法律の主義と全く符合すべきや否の點に就き或は疑心を懷くものならんと推察せらるゝは自分の欲せざるなり。此一點に就ては毫も疑問を容るゝの餘地なし、我政府か今日も尙ほ既往に於ける如く日本政府に對して信用を置くは全く當然のことたりと信じ欣喜に堪へざるなり。

シュンキェウヰッ氏は露西亞國委員か前に陳述したる意見と白耳義國委員の意見とに同意する旨を陳述せり。

ド・マルチノ氏曰く、此論點は極めて重要の關係ある問題の一たるに因り一切の疑團を氷解する爲め左の決議案を本會の卓上に提出するの許可を請ふべし。

第四條に揭載せる法律及法典を豫め通知するの純一目的は此通知を受けたる政府をして此等法律は十分に泰西の主義に符合せるや且之に因て條約をして効力を得せしむるに必要なる重要の條件の一は實踐せられたるや否を鑑査することを得せしむるに在るなりと了解すべき事。

伊國委員追言して曰く、此決議案は二月二日の集會に於て自分か公言せし所と實際同樣なり、該集會に於て自分か第五條に附したる解釋は即ち多數委員の採納せし所なりと信ずるなり、依て自分は日本國政府も亦此解釋を納諾せしや否や日本國委員より陳述あらんことを乞ふ。

フオン・ホルレーベン氏曰く、自分は獨逸國第二委員及び自分の名義を以て合衆國委員の述べたる意見に同意を表するなり。自分は英獨合議案の起草者の一人たるを以て第四條の解釋はハッバルド氏の解釋したる所より外に意義あるべきものに非ずとの意見を述べざるべからずと覺ゆるなり。

サー・フランシス・プランケットも亦此に同意を表せり。

フオン・ホルレーベン氏又曰く、該條は其文面の如く意義自ら明白なれば殆んと之を解釋するの要なし。然れども若し日本國兩委員に於て伊國委員の提出したる決議案に對し公然宣言を爲すべき意見あらば此問題たる重要のものたるに付自分は次會迄之を延引すべし。

ド・マルチノ氏は自分か本會に提出したる決議案は毫も修正案の性質を有せず之を提出したる目的は唯此緊要の點に付日本國委員か有する所の意見を公然且明白に顯はさんか爲めなりしと陳述せり。

シエンキエウヰッ氏曰く、此問題は本會議を開きし以來發生したる最重要なる問題中の一なりと思考す。因て日本政府か此點に答ふべき公言は甚た重要にして且本會か此事に付議決すべき決議案の言辭を愼密に商量すること必要なるか故に自分は其議決を次會に讓るべき意見なり。

會頭は伊國委員か只今本會の卓上に提出したる公然の發議に對し自分の答辭は次會に於て之を爲すべしと陳述せり。

會頭の發議により本會三月二十五日金曜日午後二時迄休會することに決し五時十五分に散會せり。

井上　馨
青　木
ザルスキ
エフ・アール・プランケット
ニコラス・ゼー・ヘンネシ
リチャルド・ビ・ハッバルド
イ・イ・フアン・デル・ポット
アール・ダブルユ・アルウヰン
ジ・ルーレイロ
右英文に署名

シエンキエウヰッ
ド・マルチノ
デー・ナイト
ホルレーベン
ザッペー
セヴイッチ
ジ・デラヴアット
右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

バロン・ド・シーボルド　ジオン・ヱイナ・ガビンス
デイ・ダブルユ・スチーヴンス　ビー・ド・ルシーフオサリウ
都筑馨六

會議錄　第二十四

明治二十年三月三十一日集會

井上伯を會頭として午後二時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及青木氏
佛蘭西國全權委員　シヱンキヱウヰツ氏
墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ

大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット及ハンネン氏
伊太利國全權委員　ド・マルチノ氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
獨逸國全權委員　フオン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
露西亞國全權委員　セヴイッチ氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルウキン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フオン・ホルレーベン氏

會頭はハッバルド氏より氏は病氣の爲め本日の集會に參與する能はざるは氏の遺憾とするところなる旨を述べ且つ氏は大不列顚國全權委員に氏を代表し尙ほ今回本會に提出せらるべき諸問題に對し代て投票せんことを依托せる書柬を落手せる趣を報告したり。

會頭の動議に依り會議錄第二十三に署名せり。

次に會頭は左の宣言を朗讀せり。

日本帝國全權委員は欣悦以て尊重なる伊國全權委員か前回に於て決議案を提出するに至れる調和の精神を承認し該決議案を採用せんと欲す、然れども單に締盟國の權利のみならず尙ほ亦帝國政府の自治權をも均しく確定せんが爲め尙ほ多少の追加を要すべしと日本全權委員は考量するなり、而して若し雙方の約束を誤解することあらば此自治權に於て最も容易ならざる關係を生ずることあるべし、故に尊重なる伊國全權委員の決議案を採用するに方り日本全權委員は左の宣言を爲すの榮譽を有す。

日本法律をして泰西主義に適合せしむべき日本帝國政府の義務を承認するに方り日本全權委員に於ては若し此必要なる條件を實踐せざる場合には相當の外交上の商議を經たる後締盟國は本條約を無効なりと宣言することの權利を有することを肯然許認するものなり。

又日本法律をして泰西主義に適合せしむるの義務は第五條に記載する如く日本法律上向後の變更にも亦均しく適用するものたるを日本全權委員は確認するなり。

然れども日本全權委員は日本帝國政府の名義を以て其自主立法權を執行するは獨立獨行たるべきことを守持することを必要なりと思考す、締約國に於ては外交上の方策を以て充分に其利益を保護するを得べしと雖ども帝國政府も亦其法律の編成制定及頒布に付充分の自由を有せざるべからず。此事に關し日本全權委員は左の一事を述べんとす、曰く本條約實行の期に至らば正當に頒布せられたる法律は外國人に對しても亦効力を有し而して其適用は日本裁判所の掌る所たるべしと。

將來法律改正の事に關して云はんに其改正は帝國の頒布に因て其効力を有すべく外交官は其施行を停止するの力なきものと了解すべし。

會頭附言して曰く、條約草案第四條及第五條に付て起りたる討議は只今自分か述べたる所の宣言に因て終了せんことを希望するなり、而して此討議に因て該兩條に些少語句上の變更を加ふるの便宜なることを發見せり、尊重なる各全權委員の既に詳悉する如く該兩條現在の語句は帝國政府の希望せる意義を精確に表明せず故に之を伊國全權委員の決議案に適合せしむるを要すべし、日本全權委員の見る所を以てすれば泰西主義に適合すべしとの問題に關し第四條に於て日本政府か結びたる約定は宜しく單に司法組織のみに止むべからざるなり、且又日本法律を外國政府に通知すべき時期を定むる所の第五條に於ては該法律頒布の時期をも併せて均しく特定するを便宜とするなり。

故に日本國全權委員は第四條及び第五條の首項を左の如く修正せんことを發議するなり。

第　四　條

日本帝國政府ハ泰西主義及ビ本條約ノ約款ニ從ヒ帝國ノ司法組織及ビ左ノ諸法律ヲ制定スルコトヲ擔任ス

、、、、、、、、

第　五　條

日本帝國政府ハ前條ニ列擧シタル諸法律ヲ第一條ニ定メタル期限内ニ頒布スベシ且第一條ニ定メタル期日ヨリ少ナクトモ八箇月前即チ本條約批准交換後十六箇月以内ニ其英文正本ヲ、〃、、國政府ニ牒送スルコトヲ擔

任ス

次にサー・フランシス・プランケットは左の宣言を爲せり。

余は會頭の述べたる宣言を聽了し玆に余及びハンネン氏の名義を以て日本と締盟國と相互の權利に關する會頭の意見を採用したる旨を陳述するを以て當然と思考す、然れども余輩は會頭の宣言中法律の改正を締約國に通牒するの目的に付毫も言ふ所あるを見ざるが故に余輩は此通牒をなすは其目的締約國をして該改正の果して泰西主義に適合するや否やを確知するを得せしめ而して其之れに適合せざるに於ては是れ即ち條約中他の肝要なる約款に背反せると同樣本條約の基礎たる條件を破りたるものなりと考量する旨を玆に確定せんことを欲す。

シエンキエウキッ氏は大不列顚國全權委員の宣言に全然同意する旨を宣言せり。

フォン・ホルレーベン氏は左の意見書を朗讀せり。

余は既に前會に於て余及び獨逸國第二全權委員の名義を以て余輩は該條約第四條は充分明瞭にして更に解釋を要せさる旨を述べたり。

然れども此事に付疑問既に發起し且つ討議もありたるを以て余は玆に余及びザッペー氏の名を以て尊重なる日本全權委員の宣言を採用し且つ法律の向來の改正に付尊重なる大不列顚國全權委員の意見を充分に賛賞する旨を併せて宣言す。

ドマルチノ氏は左の宣言を朗讀せり。

余輩か只今聽聞せる宣言は日本政府のなすべき第四條に掲ぐる諸法律の牒送と向後同政府か該法律及び法典に加へんとする所改正の牒送との間に存在する重要なる差異に付余輩の注意を喚起せり、即ち法律の牒送は本條約實行以前に在るべく、而して締約國に於て該法律の果して泰西主義に適合するや否やに付滿足を得んとの目的を以て該法律を査明する所以は即ち日本政府か本條約實行に必要なる條件を履行せるや否やを見んが爲めのみ。然れども今本條約は其連係する所と共に實行せらるゝに至り而して若干の時日を經過したる後帝國立法官は現行法律中改正の件を要すると認知したりと假定せんに此時に方りて該改正の泰西主義と十全適合するや否やに付疑義を生ずることあらば其結果果して奈何ん、條約の作用は忽ち停止し其効力は消滅すべき乎、此場合に於て發起する問題は法律頒布に關する問題の如く條約執行前に係るものにはあらざるべし。此差異は即ち是れ余か特に指摘せんと欲する所の一點なり、若し此差異を明晰に判定せざるに於ては即其問題たるや法律上許す所の方法に依り結約以前の境遇に復するの一事に歸するものとす。此事たる果して爲し得べき所なる乎、若し之を爲し得べくんば是れ將た希望すべきの事なる乎、否な決して然らず此帝國の法律に加ふるに泰西主義に反したる改正を以てするは是れ即ち條約違犯と云ふべし。故に余は尊重なる同僚大不列顚國第一全權委員の宣言を賛成すると同時に幸に左の一事の陳述あらんことを日本全權委員に請ふものなり、曰く「日本政府か第四條に於て結びたる約定に適合せざる改正を其法律に加へ又日本政府か外國交際官に背むき其改正を固持するは正しく此條約中の他の條款の爲めに該政府か檢束を受けたる所の一切の約定を履行せず若くは之を變更する

に等しきものなり」と、蓋し法律の改正泰西の主義に適合せざることは例へば裁判所に於て外國籍に係る裁判官の多數を有せず若くは其全數を失ひたるに均き重大の事件にして且其關係之れに同きものなり。

想ふに日本政府か直に余の決議案に同意するに逡巡したる所以のものは必ず第五條の第一項と第二項の間を判定すべき此重要なる區別に在りて存するならん、余か決議案中本條約實行後の改正に關し一言の之に及ぶなきを見て日本政府の之に滿足せざりしは明瞭なりとす、余は日本全權委員に對し其公明正大にして能く余か決議案を採用したるを謝し併せて只今余か第五條第二項に下したる解釋は日本全權委員か既に余に證言せる如く亦同委員の解釋たる旨を幸に陳述するあらんこと是れ余の切望する所なり。然れども余輩の事業は一に信を守るに在りとは是れ余か曾て本會に陳述せし所にして即ち今又茲に之を蕟せざる可らず、蓋し余輩か茲に從事する國際上の契約は泰西國多數の民法に示せる主義に從ふべきものにして、此主義たる伊國民法に於ては左の如く之を明言せり、曰く「契約は信實を以て履行せざるべからず」と、今余輩か茲に集會する所以のものは即ち余輩か日本に對して此思想を有するが爲めなり。抑も日本政府及び日本國民は凡そ一國の生命に隨伴する轉變に遭遇して其間常に其社會上及び政治上の革命の基礎を固守して相離れざるものなり、而して其基礎たるや即ち泰西主義に在て存するものたるは余輩の共に知る所なり、若此履信の一點に付一朝疑惑を生じ若くは其保證を缺くことあらば余は敢て斷言せんとす余輩か事業は必らず廢滅に歸せんと。

セヴイッチ氏は日本全權委員の宣言を認記し而して大不列顚國及伊國兩全權委員の開陳したる意見及び制限を附して之を採用せり。

會頭曰く日本全權委員は第五條の後段に對する解釋を含蓄する所のサー・フランシス・プランケット及びド・マルチノ氏の意見及び制限を採用す。

此點は既に決定したるに依り、井上伯は條約第四條及第五條中の或る部分の語句改正に關し前きに本會に提出したる議案に付幸に其意見を吐露せんことを本會に請求せり。

暫時意見を交換したる後、會頭の發議に係る新條は各全權委員の採用を得、又サー・フランシス・プランケットは合衆國全權委員に代り之を採用せり。

次に第十八項及び之に關して露國全權委員の提出せる議案（此議案は前會の節後日の討議に讓られたるものなり）を議すべき順序なるに付、

會頭曰く、英獨草案の原條を以て第七條第十八項に代へんとする露國全權委員の考案を採用するは日本全權委員の大に欣喜する所なり、然れども日本全權委員は此事に付て意見を明示し且領事裁判權繼續の期限中死刑の宣告を受けたる外國人に關し日本政府か將來に取らんとする所の方鍼を示さんことを希望するなり、此余輩か吐露する所の意見を以て條約の一條と爲すは余輩の好まざる所にして單に之を會議錄に掲け以て公然たる宣言となさんことを欲す。

次に會頭は左の意見書を朗讀せり。

領事裁判權を繼續すべき期限内に締約國は其臣民若くは人民にして日本帝國裁判所の死刑宣告を受け而して其刑の輕減せられざる者の引渡を要請することを得るものとす。

右の引渡を要請するに方り之を要請する政府は自國の法律に從ひ其引渡されたる者に對して起訴し及び之を裁判すべき義務を負擔すべきものとす。

領事裁判權繼續期限經過前に在て兩締約國は此事項に關し新たに取極をなすべし。

シエンキエウヰツ氏曰く、只今會頭の朗讀せる考案の語句に依れば右の取極は單に帝國開通後三年間即ち領事裁判權繼續の期限内に係るものゝ如し、然るに日本裁判所より死刑の宣告を受けたる國民の引渡を締約國か要請するの權利は即是れ通則たり、而して若し右三年經過の後と雖ども其間に該取極の未だ訂結せられざるに於ては此通則は仍ほ引續き之を適用すべきは是れ自然の理なるが如し。

セヴイッチ氏曰く、自分は死刑の問題に關して更に訂結すべき結局の取極をして未決に屬せしむる所の英獨合議案の原文を以て第七條の第十八項に代へんことを請求せし時に方り領事裁判權實行期限に關し只今日本全權委員の爲したる宣言あらんとは自分の豫知せざりし所なり、尊重なる該全權委員既に此種の發案をなす以上は其意見を單に會議録に現はさんと欲するの理由は自分の了解に苦しむ所なり、自分は以爲らく本題は假令其期限に制限あるも其重要なることに至りては之を本條約中の一項と爲すに足るものなり。

會頭は佛國全權委員の陳述に答へて曰く、若し將來別に取極を設けさるときは自分の宣言中に示せる所依然繼續して其効力を有すべきは勿論なり。

シエンキヱウヰツ氏は此明言に對し會頭に陳謝して曰く、自分の解釋は日本全權委員の見解に適合したるの事實を知るは自分の喜悅する所なり。

セヴイッチ氏は會頭の爲したる宣言を認記せり。

シエンキヱウヰツ氏曰く、自分は以爲らく日本全權委員の宣言中には取極の元素を含蓄せるか故に露國全權委員の提起せる如く之を取て直ちに本條約本文の一部を成すを以て良策とすべしと、然れども之を成すには其體裁を改め以て其位置に適合せしむべし故に自分は該語句を左の如く修正せんことを發議するなり。

、、、、、國代表者ハ該國臣民若クハ人民ニシテ死刑ノ宣告ヲ受ケ而シテ其刑ノ輕減セラレザル者ノ引渡ヲ要請スルヲ得

前掲ノ情由ニ因リ其本國政府ニ引渡サレタル、、、、、國臣民若クハ人民ハ必ス、、、、、國法律ニ依リ起訴裁判セラルベキモノトス死刑ノ問題ハ可成速ニ兩締約國間ニ於テ新タニ取極ムベキモノトス

會頭曰く、シエンキヱウヰッ氏の發案に係る修正語句は毫も領事裁判權の記載を爲さず故に該取極の繼續期限を未定に附せり、日本全權委員か斯の如き期限を特定せんとする理由は領事裁判權は帝國開通後三箇年間存在すべく隨て確定取極の終局を指定せざるときは外國の爲めに不便なるべしと云ふに在り。

セヴィッチ氏は會頭の注意を乞ふて曰く、自分は前に日本全權委員の宣言の意義を含める一條款を條約に加へんことを發議せり。

會頭曰く、右の宣言を條約の一部分と爲すに付ては毫も異見なし唯自分は之を會議錄に載するを以て足れりと思考せるなり、然れども此問題に關し本會の希望に副はんことは自分の欣然之を肯んする所なり。

ハンネン氏曰く、日本全權委員の宣言を單に會議錄に載すると之を條約に記入するとの間には重大の差異あるを指示さんことを希望す、若し該宣言にして單に會議錄に揭載せらるゝに止らば之を等閑に附し去るも猶ほ可なりと雖ども苟も其條約中の一條款を成すに至らば之を分析討議せざるべからず、此條款を採用するときは大不列顚國は左の如き地位に立つものなり即ち一回審問を經て而して有罪の宣告を受けたるものは再たび審問に附することなかるべしとは是れ英吉利法律の原則なるか故に大不列顚國は日本裁判所に於て死刑の宣告を受けたる其臣民の引渡を請求するの特權を行ふに方り多少の困難を感ずべし。

シェンキェウヰッ氏曰く、自分は大不列顚國第二全權委員の提起したる故障は法理上より之を觀るに全然正當のものたることを認了するなり、加之此故障の根據たる原則は啻に英國法制に於てのみ然るにあらず此原則は「同事を再びせず (Non bis in idem)」との格言に基づき各國法制上普通のものたりとす、然れども彼の死刑宣告は啻に執行すべからざるのみならず亦執行する能はざるものたることは須らく記憶すべきの一事なり、其自國政府より引渡を請求せられたる犯罪人は自國の法に從ひ起訴裁判せらるべしとは即ち是れ第二項の明約する所たるか故に其宣

告に係れる判決は其告訴告發を受けたる者をして更に其自國に於て起訴裁判せらるゝの義務を負はしむるの外一も直接の効果を有せざるものなり、之を要するに該判決は確定裁判の効力を有せざるものなり故に此事たるや嚴格に法理上より考察を下すときは無論例外の事態に屬するものなり、然れども是れ現に實際の事態にして其事態の由て來る所の情況を察すれば自ら明なるものなり。

佛國全權委員又曰く、陪審制度に依る所の保證は日本法制中に存在せるの事實あるに因り此約款は充分正當のものなり。

ド・マルチノ氏曰く、自分は大不列顚國第二全權委員の陳述に關し一の注意を爲さんことを希望す、埃及國に於て實行せらるゝ所の裁判管轄規則第二章第三十八條に曰く。

「死刑宣告ノ場合ニ於テ締約國代表者ハ其管轄人民ノ引渡ヲ要請スルヲ得ベシ

故ニ締約國代表者ヲシテ自ラ決定スルノ餘暇ヲ有セシメンカ爲メ宣告ト執行ノ間ニハ充分ノ時日ヲ存スベシ」

此條款は只今日本全權委員の爲したる宣言と大同小異なり。是れ其時既に採用せられたるものなるに今茲に異見を唱ふるは何故ぞや。

大不列顚國全權委員の異見は「起訴裁判」なる語句に對する旨をハンネン氏陳述したるに、答へて伊國全權委員曰く、該語句は埃及の規則中に見ざる所たるも其意義は二者共に同一なり、夫れ重罪犯人をして自國に於て避難所及び免除を求むるを得せしめんとするが如きは是れ外國政府の意思にあらざること彰々として明かなり。

フオン・ホルレーベン氏曰く、ザッペー氏及び自分の名義を以て獨逸國全權委員は日本全權委員の發議案を採用し且つ之を條約に記入するを可とす、然れども該發議案の本旨を採用することを述ぶると雖とも余輩は佛國全權委員の發案に係る語句を採用せんと欲するなり。

セヴイッチ氏は佛國全權委員の發案に係る語句に關し獨逸全歐委員の意見に同意せり。

會頭曰く、獨逸兩全權委員、伊太利及び露西亞全權委員か自分の本會に提出したる宣言に同意を表したるは自分の欣悅する所なり、然れども其語句に關して云はんにシェンキェウヰッツ氏の用語は期限の點に付甚だ漠然として定むる所なきが故に自分は尊重なる各全權委員に該宣言の原文を採用し以て之を條約に記入すべき條款となさんことを希望す。

シェンキェウヰッ氏曰く、日本全權委員か自分の修正案の末段に對して異論を唱ふるに就ては、此協議をして容易に局を結ばしめんが爲め自分は末項に於ては宣言の原文を採用すべく、尙ほ又自分の修正案第二項項を拋棄するに付ても亦敢て抗論せざるべし、然れども第一項の定むる所にして此取極の基本たる主義は之を保持せざるべからずと考量するなり。

會頭は此讓與に付佛國全權委員に陳謝し且つ同委員の述べたる主義の保持せらるべき旨を證言せり。

ヘンネン氏曰く、自分か注目を促されたる埃及國裁判管轄規則中の條款を觀るに付ては自分は左の語句を除くの外該宣言を條約の一部として肯然採用すべし。

此引渡ヲ要請スルニ方リ之ヲ要請スル政府ハ自國ノ法律ニ依リ其引渡サレタル者ニ對シテ起訴シ之ヲ裁判スベキ義務ヲ負擔スベシ

自分は是より以上は同意を表し難しと思考するなり。

會頭曰く、大不列顚國全權委員の自分の宣言を採用するを得ざるは自分か遺憾に思ふ所なり、日本全權委員は之を起草するに方りて諸外國の志望に副はんか爲め大に遜讓せり、若し大不列顚國全權委員か異議を唱ふる所の條項にして採用せらるゝにあらずんば犯罪人を其本國に引渡すも該國に於て之を放免せざるべしと云ふ保證を缺くが如し。

ハンネス氏は之に答て曰く、大不列顚國全權委員が異議を起せるは正さしく會頭が指示せる所の不虞に備へんとするの希望に出たるものなり、自分等は此等の事件に付ては日本政府の正當公平なる感情に放任し之に滿足せるが故に該條に依て外國政府に許與したる特權をば嘗て之を要求したることなし、大不列顚國は萬一にも此權利を利用することあるべしと思はざるなり、然れども其如何を論せず大不列顚國全權委員は其實行し難きことあるべく且つ後日日本政府の要求の根據となるべき取極をなすことを好まざるなり。

セヴイッチ氏質問して曰く、大不列顚國全權委員に於ては其提出せし所の制限を附して該取極を採用すること能はざるや右制限は自然會議錄に登載せらるべきものなり。

サー•フランシス•プランケット曰く、大不列顚國第二全權委員及び自分に於ては露國全權委員の指示せる計畫を承諾するに附て毫も異見なし但余輩の提出せる制限は會議錄に登載すべしとの條件を附する以上は余輩は會頭の陳

へたる宣言を條約の一條款として之を採用すべし。

會頭は大不列顚國第二全權委員に對し質問せんことを望み左の問を發せり、曰く大不列顚國全權委員の陳へたる制限は大不列顚國其引渡されたる犯罪人に對し起訴する能はざるに尙ほ犯罪人引渡要請權を行ふとの意義にあらずと解釋するを得べきか。

ハンネン氏曰く然り是れ該制限の意義にあらざることを敢て直言す。

是に於て會頭は日本全權委員の開陳したる宣言に付決を取らんことを本會に請へり。而して該宣言は會員の提起說に從ひ條約中の一條款を成すべしと附言せり。其文左の如し。

ヽヽヽヽ國政府ハ其臣民若クハ人民ニシテ日本帝國裁判所ニ於テ死刑ノ宣告ヲ受ケ而シテ其刑ヲ輕減セラレザル者ノ引渡ヲ要請スルコト隨意タルベシ

右ノ情由ニ因リ引渡サレタルヽヽヽヽ國臣民若クハ人民ハヽヽヽヽ國法律ニ依リ起訴裁判セラルベシ

締盟兩國ハ領事裁判制度ノ繼續期限ノ終ル迄死刑ニ關スル新規約ヲ定ムベシ

サー。フランシス。プランケット曰く自分は本日合衆國全權委員を代表するの榮を有するを以てハッバルド氏に關して總て制限を附せざるべからず。

會頭曰く是れ固より言を須たさる所にして合衆國全權委員の投票記入の爲め會議錄を展開して之を存すべし。

ン.エンキヱウヰッ氏曰く、自分は最初右發案の條款を採用するの意なりしと雖ども大不列顚國第二全權委員の開

陳したる異議は普ねく各國法制に通ずる法律の原則に據るものにして且つ該委員の地位及び識量よりして之れに特別の重きを加へたり、是を以て自分は此法律上の問題を決定するに於て自ら充分の能力ありと信せず而して該發議案に對し無制限の同意を表せんとするも多少躊躇せざるを得ず。

セヴイッチ氏曰く、如今發議せられたる取極の効力に付疑惑發生したるを以て自分は左の方案を提起すべし、曰く全權委員中には此點に關し充分其本國の法制の定規を確知せざるが如くなる者あるが故に本問題は嘗て第六條附錄約款の第一項及び第二項に付施したると同一の方法に依らんことを發議す、其方法とは即ち各全權委員をして此點に付各自本國政府に申稟するの自由を有せしめ以て該政府か其代表をして結ばしめたる約束は其能く履行する所なるや否を確定すること之れなり。

コント・ザルスキー曰く、自分の本國の法制に依るに自分は該條を直ちに採用するを得るは勿論なりと雖ども自分一己の定見よりして之を觀且つ各員の間に協意を得るの希望すべきことたるを斟酌し自分は第二項を删除せんことを發議するなり、尤此删除は毫も該條款の意義若くは適用を變更することなかるべし。

ナイト氏曰く、自分は直に意見を述ぶるに躊躇するなり其故は如何なる條例に依り白耳義國法律は外國に於て宣告せられたる罪囚に對し白耳義國に於て起訴するを許せるかを知らんことを要すればなり。

セヴイッチ氏は日本全權委員の宣言中に述ぶる所の考案を確然採用すべしと明言せり。

フオン・ホルレーベン氏曰く、獨逸國全權委員は既に該議案を採納せり而して自分等は制限なく之を採納するこ

とを恪守するなりと。

ファン・デル・ボット氏曰く自分は自分か代表する三國政府の爲め獨逸國全權委員の採用に同意すべし右三政府中ニ政府は旣に死刑を廢したるを以て共同意を表することー層容易なり。

デラヴァット氏は該發議案に制限を附することなく直ちに採用せり。

アルウヰン氏も亦制限なく之を採用せり。

ルーレイロ氏曰く、自分は制限を附せずして直ちに該案を採用するなり、葡萄牙國に於ては旣に死刑を廢せり且つ葡萄牙國法律に依れば同國裁判所は該國臣民の外國に在りて犯したる重罪を裁判するを得るを以て該案は我が政府の全く採用するを得べきものなり。

ド・マルチノ氏は大不列顚國第二全權委員に問ふて曰く、大不列顚國全權委員の爲したる制限の意義は若し英國政府に於て旣に宣告を受けたる罪囚を起訴する方法を有せずば該政府は其引渡を要請せざるべしと云ふに在りと自分は之れを解せり、是れ果して然るや。

ハンネン氏は之に對して然りと答へたるに依り、ド・マルチノ氏再び發言して曰く、前記の制限は毫も特典享有の地位を構造せんとするものにあらず且つ異議の生じたる條款は關係政府自國に於て其罪囚に避難所を與へ且つ其刑罰免除の安心を得せしめんか爲め其臣民にして重罪を犯したる者の引渡を要請するに非ずとの意に外ならざるを以て自分は同僚佛國全權委員と相談の上今發議せられたる個條を全く採用するなり。

シエンキヱウキツ氏曰く、假令佛國政府か日本裁判所に於て死刑の宣告を受けたる自國人民の引渡を要請することあるも是れ決して彼をして其刑を免かれしめんが爲めにあらざるが故に自分は現時の困難を避けん爲め毫も制限を加ふることなく該發議案を採用すべし、且つ自分は伊國全權委員の述べたる意見を假て自分の說を支持するなり、該條款は各全權委員の採用する所と爲りたるを以て本會は之を條約第七條の第十八項と爲すべしと決定せり。

英獨合議案第六條（即ち今の第八條）を朗讀せり其文左の如し。

第　八　條

帝國日本政府ハ外國籍ニ係ル裁判官及檢察官數名ヲ豫シメ日本及、、、、國雙方ノ議定スル所ニ據リテ撰任ス可シ

但日本政府ハ各其自國ニ於テ判事タルコトヲ得ルノ資格ヲ備ヘタル外國人ニ限リ之ヲ選用スルコトヲ約ス

會頭は左の宣言を爲せり。

余輩は此條の討議を爲すに先ち玆に陳述せんと欲する一事あり、余輩は外國籍に係る裁判官の選任に關し在外日本外交官を經由して歐米の內閣に余輩の意見を通牒し以て條約調印以前に於て此等の內閣と直接の協議を爲さんと欲すること是なり。

此事に關して余輩は第六條（即ち今の第八條）は現狀の儘保持せられんことを發議す、但し之をして既に議決したる諸條と相符合せしめんか爲め必要なる些少の變更を加ふるに止まるのみ。

セヴイッチ氏曰く、自分は會頭の宣言に包含せる制限を附し以て新第八條を採用すべし、然れども自分は尙ほ些少の修正を加へんと欲す即ち該末項の結尾に「且ツ其自國ニ於テ法律上一切瑕疵ナキ者」と云ふ一句を追加せんとするなり。

サー・フランシス・プランケット曰く、自分は本日の集會に於て合衆國全權委員を代表するの榮を有すと雖ども同委員は未だ只今本會に提示せられし宣言書を一見さへも爲さゞるか故に自分は同委員の爲めには總て制限を存せんことを乞ふなり。

是に於て會頭の動議により本會は四月二日土曜日午前十時迄休會せり。

六時散會

井上　馨　　　　シエンキエウヰツ
青　木　　　　ドマルチノ
ザルスキ　　　　デー・ナイト
ヱフ・アール・プランケット　　　　ホルレーベン
ニコラス・ゼー・ハンネン　　　　ザッペー
イ・イ・フアン・デル・ポット　　　　セヴイッチ
アール・グブル ユ・アルウキン　　　　ジ・デラヴアット
ジ・ルーレイロ　　　　右佛文に署名

右英文に署名

此書は正寫なることを證明す。

バロン・ド・シーボルド

デイ・ダブルユ・スチーヴンス

都筑馨六

ジオン・エイチ・ガビンス

ピー・ド・ルシーフオサリウ

會議錄　第二十五

明治二十年四月二日集會

井上伯を會頭とし午前十時開會

出席各員

日本國全權委員　井上伯及靑木氏

佛蘭西國全權委員　シエンキエウヰツ氏

墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキ

大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・ブランケット及ハンネン氏

伊太利國全權委員　ド・マルチノ氏

白耳義國全權委員　ナイト氏

獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ザッペー氏

露西亞國全權委員　セヴイッチ氏

和蘭國、瑞典、諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ペット氏

西班牙國全權委員　デラヴアット氏

布哇國全權委員　アルウキン氏

葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏

瑞西聯邦全權委員　フォン・ホルレーベン氏

會頭は前會の會議錄を調製するの餘暇なかりしを以て其署名は次會迄延期すべしと陳述せり。

會頭の指揮に依り合衆國委員よりの書簡を左の如く朗讀せり。

拜啓陳者拙者所勞に付醫師の申聞に因り本月二日土曜日午前十時と被定候集會に出席難致候間此段閣下まで及御通知候就ては拙者遺憾の意閣下に於て御領承之上拙者同僚へも御申通被下度及御依賴候去月三十一日の集會

之節本會の採用相成候死刑に關する條項に付尊重なる大不列顚國第一委員は拙者に代り投票致吳候仍て拙者茲に公然致確認候

條約草案に揭載相成候外國籍に係る裁判官任命の事に付閣下御意見書之寫壹通致接受候乍併右意見書中之問題は重大緊要の件に有之候間拙者は差向該件に付何等公然の意見を申述兼候此段得貴意候敬具

千八百八十七年四月一日東京合衆國公使館に於て

リチヤルド・ビー・ハッバルド（手署）

伯井上馨閣下

ナイト氏曰く、前會に於て自分は即刻に意見を述ぶることの必要なるに遭遇せしを以て第七條第十八項に對して投票を爲すに方り止むを得ず纔かに制限を附して之を採用せしか此論點は白耳義國法の條規に照らし自ら滿足する所あるに付今自分は制限を附せずして該項を採用する旨を本會に告知するを得るは自分の喜悅する所なり。

會頭は滿足の意を以て白耳義國委員の公言せし所を認記せり。

前會に於て端緖を開きし第八條（舊第六條）の討議を始めたるに付シエンキユウキツ氏は一の意見を述るの許可を請て曰く、今論する所の個條の末部は英獨合議案の語句に據れば日本政府は各自の本國に於て裁判官たるの資格を備へたる所の人を擇はさるべからざることとなれども自分は此條件に滿足し難しと思ふなり、今某人は裁判官たるに必要なる資格を備へたりと云ふは即ち同人は現に判事の職に在らずと云ふに異ならず、又假令裁判官たるの資格

を備へたる人たりとも其資格を備へたるのみにては未だ以て其人をして十全なる裁判官たるに必要なる經驗習熟及び老成を有するの充分の保證とはなすべからざるなり、此方法に據れは一の法學校に於て卒業證書を受け且暫時の間法廷に出席したる青年輩にして頓かに控訴院の判事に任せらるゝことあるやも計り難し、然れば則ち是の如きの危險なきを保せず故に自分は此危險を防かんか爲め該語句を左の如く變更せんことを發議するなり。

然レドモ日本政府ハ各自本國ニ於テ裁判官ノ職務ニ從事スル所ノ人ニ限リ之ヲ撰任スベキコトヲ約定ス

青木氏曰く、自分は佛國委員の例に傚ひ英獨合議案第六條（今の第八條）の語句に就き種々の變更を發議せんとす。第一に該個條の第一項に於て「豫シメ議定スル所」とあるを「豫シメ議定セル所」に變更せんことを希望するなり、又該條の末項を全く廢棄し之を補なふに一の修正案を提出せんとす、該修正案には英獨合議案第七條及び前會に於て判事の資格に關し露國委員の提出せる修正案を含有せり。

右の如く修正を加へたる個條は即ち左の如し。

第　八　條

日本帝國政府ハ第七條ニ約定セル丈ケノ外國籍ニ係ル裁判官及檢察官ヲ任命スヘシ右外國籍ニ係ル裁判官及檢察官ノ任命ニ就テハ日本政府ハ左ノ約款ヲ照守スヘシ

㈠　外國籍ニ係ル裁判官及檢察官ハ其本國ニ於テ裁判官、檢察官若クハ辯護人タリシ者ニシテ且法律上一切ノ瑕疵ナキ者タルヲ要ス

㈡ 裁判官及檢察官ハ少ナクモ三個年ノ期限ヲ定メテ之ヲ聘用スヘシ

㈢ 同一裁判所ノ裁判官ハ總テ同額ノ俸給ヲ受クヘシ

㈣ 裁判官又ハ檢察官タル者ハ俸給ヲ受クヘキ一切ノ他職務ヲ執ルヲ得ス

㈤ 外國籍ニ係ル裁判官ハ懲戒裁判所ノ申出ニ依ルノ外其聘用期限内ニ之ヲ罷免スルヲ得ス右裁判所ハ外國籍ニ係ル裁判官ヲ以テ全ク之ヲ組織スルモノトス

シェンキェウヰッツ氏曰く、自分が英獨合議案に對して本會に提出せんとせし修正案は嚮きに該議案第六條に對し提出したるものに止まらざるなり、自分は尙ほ其次條に對して他の修正案を提出せんと企てたり、然れども靑木氏は其修正案に於て二個の條款を一箇に結合せしに付自分は今第二の修正案を本會の卓上に提出し以て日本委員の提案と對照するの便に供せんと欲す。

爰に於てシェンキェウヰッツ氏は左の議案を朗讀せり。

外國籍ニ係ル裁判官及ビ檢察官ハ一定ノ期限ヲ以テ聘用セラルベシ

右裁判官ハ其聘用期限中ハ外國籍ニ係ル裁判官ヲ以テ全ク組織セル懲戒裁判所ノ需求ニ依ルノ外罷免スベカラザル者トス右裁判所ニ於テハ同意者ノ多數四分ノ三ニ至ラザレバ裁判官罷免ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ズ

外國檢察官ハ懲戒裁判所ノ多數三分二ニ於テ同意者ニ至ラザレバ之ヲ罷免スルヲ得ズ

懲戒裁判所ハ其職權ニ由リ若クハ日本政府司法大臣ノ請求ニ由リ起訴スルコトヲ得ベシ而シテ其裁判官罷免ニ

關スル判決ハ確定動カスベカラザルモノトス

懲戒裁判所ハ大審院詰メ外國籍ニ係ル裁判官ヲ以テ之ヲ組織スルモノトス該裁判官ハ外國係籍司法官員錄中ニ就テ裁判官、檢察官ノ差別ナク匿名投票ヲ以テ三名ヲ撰ビ之ヲ同僚ノ數ニ加入スベシ

斯加入員撰擧ハ隔年十二月ニ行フモノニシテ新撰員ハ其撰擧ノ翌年一月一日ヨリ職權ヲ有スルモノトス

裁判官及檢察官ハ其本務ノ外俸給ヲ受クベキ一切ノ職務又ハ商業ヲ執ルコトヲ得ズ

外國裁判官及檢察官ハ一切ノ名譽ノ章表又ハ一切ノ有形ノ利益ヲ受クルヲ得ズ犯スモノハ罷免スベシ

外國裁判官及ビ檢察官ハ昇級ニ由ルノ外其聘用期限中ハ一切ノ增俸ヲ得ルコト能ハズ但裁判官ノ昇級ハ該裁判官ノ承諾ト懲戒裁判所ノ投票ニ依テノミ之ヲ爲スモノトス

ド•マルチノ氏は佛國委員に向ひ其修正案と日本委員の修正案との間には如何なる差異あるや精密の說明を請求せり。

シエンキヱウヰツ氏之に答て曰く、青木氏の議案を一閱せる所に就て自分の能く判定する所を以てすれば自分の修正案の青木氏の議案に異なる所少くも二點あり、即ち第一には日本の議案は必要の時外國裁判官に對して罷免の言渡を爲すべき所の懲戒裁判所の組織法に付一言をも述べず、第二には日本議案は外國籍に係る裁判官に一切の名譽の章表及有形の利益を贈與するを禁ずることに付何等の事をも記載せず、右は自分の議案中に留意掲載したる重要の二問題にして且自分は條約を以て之を規定するを必要なりと思考するなり。

青木氏曰く、佛國委員は其議案と日本委員の議案との間に二個の差異ある點を指摘せり、今其第一點に關して言はんに懲戒裁判所は全く外國籍に係る裁判官を以て之を組織すべしとの事實は充分の保證を有すと自分は思考するなり、是れ明かに英獨合議案起草者の取りたる意見にして該起草者は該裁判所の組織に關し更に瑣細の約款を設くることを爲さゞりしなり。

名譽の章表の問題に關して言はんに外國籍に係る裁判官に對し右の如く一切の章表を受領することを禁ずるは願ふ所に非ざるべしと思考す、何となれば日本は即ち君主神裁國なり而して勳章を贈與するは君主の獨權なり故に之を制限するは不可なり加之裁判官の性行には充分の信用を置て可なり何ぞ煩はしく此の如き些細の豫防を附するを要せんや。

シェンキェウキッ氏は右の異論に答へて曰く、第一に青木氏が懲戒裁判所に就て陳べられたる所は單に日本委員は該裁判所の組織に關し細目に渉るの要用を見ずと明言するに止まり其説を支持すべき理由を述べず且自分が此件に付て提出せる議案に對し何等の異論をも爲さず、其陳辯せる議論の意たる單に英獨合議案は懲戒裁判所設置の事を掲げ其組織如何を言はず故に該案起草者が掲載せざる所の細目に立入らんとするは誤なりと云ふに過ぎず、自分は英獨合議案が時宜に因り千變萬化の見解に應ずるの容易なることに驚けり、即ち或る時に於ては該案に附加するに附錄の體裁にて條約の全體よりも猶長文なる議案を以てせんとして之を利用し又或る時に於ては該案に些少の增加を爲さんと發議するも之に反對せんとして同議案を引用せり、却て說く自分は懲戒裁判所の組織に付一の議案を

本會へ提出し其の討議を請求するものなり、若し此議案にして滿足を與へざることあらば自分は更に他の發案に同意するの決心なり然れども自分の意見にては此點に關し一種の約款を條約書中に揭ぐること極めて緊要なりとす。

裁判官及檢察官に勳章及有形の利益を贈與するの問題に關して云はんに靑木氏の異論は唯だ日本は君主獨裁國なりと云ふに在り、自分は何故に君主獨裁國は此點に於て他の政府よりも一層其便利を有するやを發見する能はず又國體と勳章及有形の利益との間に如何なる關係あるべきや之を理解すること能はざるなり、又自分の提議に係る禁止は特に日本に於て之を限るにあらず蓋し何れ國と雖も其裁判官が賄賂を受くるの弊害を防ぐの意を以て其法制中裁判官に關する規則に於て今問題と爲りたる所のものに均き細密なる條款を設けざる國は恐くはあらざるべし。

日本裁判所に勤務せしむる爲め歐洲若くは米國より招聘する判事の性行は充分に高尙なるものにして斯の如き豫防は贅物なりとの預言に就て曰はんに、是れ甚だ無謀の言と云ふべく否されば則ち人にして他人の性行を卜知すべき神妙不思議の天賦を有せりと假定するに均しきものなり。凡そ人の智識、才能及經驗は容易に之を辨識し得べきも其德義上の性質に至りては之を見ること極めて難きものなり、裁判官の廉耻の完全なることに付聊かも疑を起すに非ずと雖ども誰れか能く他日其短所を見るの時なきを保せんや、埃及に於ては（此時シエンキユウヰツ氏は語を轉じて曰く該國の事を引證することは從來自分の謹愼して自ら之を戒しめたる所なれども已に數回其反對の例の出るを見且此場合に於ては之を引證することは止むを得ざるなりと）又埃及に於ては裁判官は其各自の本國政府に於て之を任命し該政府は其所行に付て責任を負擔せり、而して日本政府に於ては直接に其裁判官を撰任するが故に其

本國政府は毫も其撰定の事に與からざるなり、是を以て彼に比すれば埃及に於ける裁判官任命法は充分なる保證を有すと云ベし、然り而して埃及に於ては今茲に異論を受けたる豫防法の贅物に屬せざりしこと彰々たり蓋し埃及に於て現行する所の豫防法は日本に於ても之を有害のものとし或は不當のものと爲すを得ざるべきなり。

シェンキェウヰッツ氏又曰く、若し本會に於て此點に關し自分の意見に同意するを欲せずんば自分は自ら枉げて最後の點に關する議案を拋棄すべし、然れども懲戒裁判所の組織に關しては假令自分の議案全然採用に至らざるも尙ほ何れの道に於てか該組織を規定すべき一箇の條款を條約中に挿入するの主義は是自分の敢て主張する所なり。

コント・ザルスキ曰く、佛國委員が其議案中に記載せられたる懲戒裁判所を組織するの考案に對し自分に於ては他に意見なし、然れども此條款たるや日本政府に勤務する外國裁判官及檢察官に對し更に保證を添ふるの目的たるに過ぎざれば日本委員の議案に掲げたる保證即懲戒裁判所は全く外國裁判官を以て組織すべしと云へる保證ある以上は幾分か贅物に屬するに似たり。

名譽章表の事に關して曰はんに、自分は此事たる本會の討議すべき事項なりと思考せず蓋し此事たる細目の部類に入るべき事項にして要するに禮義上且は國風の問題に關するものなり、此等の爲めに困難を惹起せしこと已に屢々にして本會に於ても亦時々議題外の議論に亙ることありて困難鮮なからず。

因て自分は直ちに投票を以て旣に提出せられたる二箇の修正案に就き其孰れを採用するかを決せんことを本會に發議するなり。

セヴイッチ氏はコント・ザルスキの述べたる意見に全く同意する旨を陳述せり。

シエンキエウヰッ氏曰く、自分はコント、ザルスキが懲戒裁判所の組織を定むる所の一條款を條約に挿入するの考案に反對せるを見しか尊重なる同委員は日本委員と均しく其異論を支持する爲め何等の論説をも爲さゞるを認めたり、斯く自分の提案に對し毫も異論を提出せられざりしに付自分は却て日本議案に對し異論を述べんと欲す。

日本政府は單に一の懲戒裁判所を設け其裁判官は總て外國裁判官たるべきを約定し而して其至當と認むる所に從ひ此裁判所を組織するの自由をば自から其權內に保存せり、然れども如斯き性質の條款は專斷の處置を施すこと甚だ容易ならしむる者にして該裁判所を組織するの必要ある每に司法大臣をして其意に任せ造次に採擇したる少數の裁判官を以て之を組織することを得せしむることあるべし、又一段深重なる假想說を下さんに他の裁判官よりも一層駕馭し易く或は一層利に誘はれ易く或は該裁判官に對して禁止することを拒みたる彼の勳章及利益の爲めに誘惑せられ易きの故を以て撰拔せられたる少數の裁判官を以て之を組織するを得せしめ隨て外國裁判官に對し一切道德上の防禦を失はしむるに至ることあらん。

是れ決して自分が日本政府に於て斯の如きの意思ありと思ふが故にあらず然れども他日或は之を以て故意事を行ふの口實と爲すも未だ期すべからず是れ固より甚だ忍び難きことにあらずや又不幸にして此條款を廢せしが爲めに自ら斯の如き誹謗を招くの危險に陷らざるは即ち日本政府の利益にあらずや。

該裁判所は一切の場合に於て外國裁判官を以て組織するが故、外國裁判官は即ち其判定者たるべきことは是れ異

論者の論據にして自分も其然るを信ず。

外國裁判官の地位は實に尊重の地位なりと雖も未だ之を以て其地位を占むる者悉く德義無缺なりとの確證とは決して爲すを得ざるなり、凡そ人の天賦に短所あるを知るは裁判官に如くものなし而して裁判官は愈々經驗を得るに從ひ愈々其短所と外物の引誘に對し防禦を爲すの必要を曉るものにして此短所と引誘の危險なるは人の良心を究察するの深きに隨ひ愈々其恐るべきを知るなり。

加之凡そ裁判所に關係ある者は其裁判所の何物たるを知らざるべからず特に裁判官たる者は他日其名譽を委托すべきは何人なるや豫め之を知るの權利を有するものなり。而して自分は左の一事を斷言せんと欲す、即ち今日本政府が撰任する所の外國裁判官にして其已れを管轄する所の懲戒裁判所の何物たるやを問ひ、而して該裁判所の組織は有司の意に放任せらるゝものなりとの返答を得たる後、斯る情況を知て其任を受くるものありとせんに唯其之を受けたる事實を以ても旣に其裁判官の柔順なるを證するに足るべく而して其柔順なるは即ち其裁判官たるの職務を執るに方て獨立剛毅を缺くことあるの凶兆なりと云ふべきなり。

結局に於て尙ほ一言すべきことあり、以上言ふ所のものは自分が懲戒裁判所の組織を規定する所の條款を條約書中に挿入せんことを請求したる理由の二三を述るに過ぎざるなり、苟も此主義にして認容せらるゝに於ては該裁判所の組織に關し如何なる議案たりとも若し自分の提出せる議案に優るべしと思ふものあらば自分は欣然之に同意すべき旨を玆に再陳するなり。

ド・マルチノ氏曰く、懲戒裁判所は大審院在勤の外國籍に係る裁判官を以て之を組織し且該裁判官は匿名投票を以て他の裁判所詰めの外國籍に係る裁判官を撰拔し其同僚の數に加ふるを得べしとの佛國委員の議案を以て日本議案に挿入するあらんことを日本委員に請求するなり。

又シェンキェウヰッツ氏の修正案中にて日本委員の同意を得んと欲する他の一點あり、即ち懲戒裁判所の判決は總て其裁判官の一定の多數を以て爲すべしとの事是なり。

佛國委員の修正中にて右二點を採用せば兩議案の間に滿足の調和を得べしと自分は思考するなり、且シェンキェウヰッツ氏の修正案は數多の點に於て日本委員の議案と同樣なるものなり、是に依て自分は日本議案の第五項に左の追加を爲さんと欲するを以て之を本會の卓上に提出す。

該裁判所ハ大審院詰ノ外國籍ニ係ル裁判官ヲ以テ之ヲ組織スルモノトス而シテ右裁判官ハ匿名投票ヲ以テ外國籍ニ係ル他ノ裁判官三名ヲ撰定シ之ヲ懲戒裁判所裁判官ノ中ニ加フルノ權ヲ有スベシ凡ソ裁判官ハ三分ニヨリ少カラザル多數ノ判決ニ由ルノ外之ヲ罷免スベカラザルモノトス、

靑木氏曰く、外國籍に係る裁判官の資質の高邁なることは自分の最も確かなりと覺ゆる所にして佛國委員の勸告せるが如き細密なる約款を設くるの必要を見ざるなり、原と日本政府が外國籍に係る裁判官を任命することに同意せるは即ち該裁判官は啻に著しく法律に熟達せるのみならず併せて道德上最も高邁なる資質を有する人たるべしとの事實あるが爲め大に感動せらるゝ所ありて然せるなり、此の如き事實あるが爲め自分は此點に關し或は疑惑を起

さしむるの恐ある豫防の處置をば避けんことを願ふなり、何となれば苟くも右裁判官に對して置く所の信用にして聊たりとも損傷せらるゝことあらば其之を任命する所以の重要なる理由の一は復た存することなければなり、然れどもシヱンキヱウヰツ氏の意見は斯の如き意義を以て會得すべきの意思なりとは是れ固より自分の毫も思考せざる所なり故に自分は欣然伊國委員の提出せる修正案に同意すべし。

シヱンキヱウヰツ氏は其陳述せる意見に就き青木氏の下せし見解に對し痛く抗辯をなして曰く、自分が右の如く裁判官の良心に關心する所ありて懲戒裁判所組織法を條約中に特掲するの必要なるを主張するに方り自分は裁判官の性行に關して自分が抱く所の敬意の最大なる表證を示めせりと思考するなり、其私德に關する所の豫防法に就ては日本委員は之を視て以て裁判官に對し信用を缺くものなりとするものゝ如くなれども泰西各國の法制中一として之なきものはあらず即ち此豫防法たる決して裁判官の爲めに有害なるものに非ず、凡そ裁判官をして嫌疑を受けしむる所のものを禁過し以て之を嫌疑外の地に置くは即ち其威嚴を尊崇するものなり。

繼で一場の議論を生ぜしが、會長は外國籍に係る裁判官聘用の最少期限三箇年を四箇年に延長せんこと是れ日本委員の希望する所なりと陳べたり。

シヱンキヱウヰツ氏曰く、自分に於ては右契約の期限を延長することに付毫も異存なし且又自分は懲戒裁判所裁判官四分三の多數に依るべしと發議したれども其極度の定限を三分二の多數とすることに同意すべし。

佛國委員又曰く、條約中に傭繼の事を規定し且裁判官聘用契約更始の事に付約款を設ること便宜なるべしとの問

題も或は生ずることあらん、自分の修正案には此點に付特別の條款を挿入することに注意したり。
本會は此問題の意見に同意せざるが如く見えたるに付、會頭は修正案に就て直ちに該箇條を投票に附すべしと發議せり。
シヱンキヱウヰツ氏曰く、自分は本會が投票を爲す前に日本政府は前述罷免すべからざるの特權を外國籍に係る檢察官にも及ぼさんとするの意なるや之を會頭に質問せんとす、是れ單に質問に止まるものにして自分に於ては決して之れが實行を要求するの意を含めるには非ず。
ド・マルチノ氏曰く、第四項には裁判官と檢察官との間に毫も區別を爲さゞれども第五項の條款は明かに裁判官に限れるを見れば自分の意見にては檢察官は裁判官の如く罷免すべからざる者にはあらずとの外推察すること能はざるなり。
青木氏は此點に就ては毫も疑團あるべからずと陳述せり。
再び第八條を朗讀せしに、
シヱンキヱウヰツ氏は裁判官の罷免に關する約款は檢察官にも亦適用せらるべきものなるやと質問せり。
會頭答て曰く、自分は檢察官を懲戒裁判所の管轄内に置くことに同意する能はず、檢察官は行政官なり故に之をして此特權を有せしむるは即ち司法組織に牴觸するなり。
シヱンキヱウヰツ氏曰く、此區別を設け以て檢察官の不利益とする理由は自分の明白に理解せざる所なり、檢察

官は假令罷免せらるべきものなりとするも其掛慮する所に於ては裁判官又は辯護人に比して冷遇せらるべきの理なし、而して本會に於て辯護人は懲戒裁判所に訴求するの權利を有すべしと決定したる上は自分は同一の特權を檢察官に與ふるを拒むべき理由あるを見ざるなり。

會頭曰く、辯護人と檢察官とは同日の論に非ず、檢察官に關する懲戒事件を處分することは當該有司に於て其方法を定むべきなり。

ド・マルチノ氏曰く、自分は敢て佛國委員に簡短の說明を請はんとす、同委員は唯今檢察官は明かに罷免するを得べきものなりと明言せり、而して第五項の目的は裁判官の罷免すべからざることを保證するに在るにあらずや果して然らば如何して該項の適用を檢察官に及すことを得べきや、自分は本件に付今意見を述ぶるの意あるにあらず只本件の討論を速に結了するの目的を以て尊重なる同僚に對し此疑問を發せしなり。

シェンキェウヰッ氏曰く、玆に誤解あるが如し自分は檢察官の地位と裁判官の地位の間に竝行を設けんと欲するにあらず、外國裁判官は罷免すべからざるものたるに付日本政府は其約定期限內に之を免職すべき權力を有せざるべし、免職の權は單に懲戒裁判所の有する所にして斯の如き罷免は裁判官に取りては大なる汚辱にして且最も愧づべき所の處罰なり、然るに一方に於ては檢察官は罷免するを得べきものに付政府は何時にても普通官吏の場合に於けると同じく之を罷免することを得、而して其檢察官は日本に在て其利益ある地位を失ふに止まりて他に何等の不便をも蒙らざるべしと雖も、單に罷免せらるゝに非ずして例へば破廉耻の所行或は本務の懈怠等の如き重大なる過

失に對して言渡されたる懲戒處分の爲め免職せらるゝこともあるべし、自分が檢察官の爲めに其免職に對して懲戒裁判所へ上訴するの權利を要求せし所以は即ち是の如く其破廉耻の性質を有する罷免に關してなり、若し此特權は懲戒處分に由て擯斥せられたる辯護人に許るさるゝ如く檢察官にも亦許るさるれば是れ即ち檢察官に對する道德上の保證にして自分の意見を以てすれば此保證たるや檢察官の尊嚴に對して相當のものと云ふべきなり。

會頭答て曰く、懲戒裁判所を設置するの目的は即ち所謂裁判官の獨立を堅固ならしめ併せて一切の干渉に對して之を保護せんと欲するに在るなり、此條件たる檢察官に適應すべきものに非ざるなり。

シェンキヱウヰツ氏曰く、自分は會頭が檢察官の事に關して取る所の意見は全く正しきものに非ずと思考するなり、惟ふに檢察官の地位は其不羈獨立を保護するを要せずと云ふを得ず、實際檢察官は道德上の秩序を監護すべき社會の代表者にして又法律の保護者たり何となれば檢察官は民事訴訟に於ても尙且其干預を要すべきことありて時として單に法律上の點を以て判決の變更を要求し又訴訟關係人の兩造共に裁判に服せし後と雖も尙判決の變更を要求することあるなり、檢察官の重要なる職務の一は重罪及輕罪に對して求刑するに在り而して各求刑の端緒を開くは即ち檢察官の職權に在て然るなり、然るに若し之に反し檢察官を以て尋常の官吏とせば檢察官は命令を待て初めて求刑を爲し又求刑を放棄すべしと命ぜらるゝときは則ち之を放棄するを必要とすることならん是れ即ち法律上檢察官に附與したる性質に乖戾するものなり、今檢察官の高尙獨立なる地位を以て考ふれば自分が要請する如く全く道德に關する所の保證を檢察官に許與するは是れ正に日本の利益と云ふべきなり。

會頭は左の如く修正に係れる第八條に付投票せんことを本會に要求せり。

第八條

日本帝國政府ハ第七條ニ約定シタル丈ケノ外國籍ニ係ル裁判官及檢察官ヲ任命スベシ

右外國籍ニ係ル裁判官及ビ檢察官ノ任命ニ就テハ日本帝國政府ハ左ノ約款ヲ照守スベシ

(一) 外國籍ニ係ル裁判官及ビ檢察官ハ其本國ニ於テ裁判官檢察官若クハ代言人タリシモノニシテ且ツ其本國ニ於テ法律上一切瑕疵ナキ者タルヲ要ス

(二) 右裁判官及ビ檢察官ハ少ナクモ四個年ノ期限ヲ定メテ之ヲ聘用スベシ

(三) 同一裁判所ノ裁判官ハ總テ同額ノ俸給ヲ受クベシ

(四) 裁判官又ハ檢察官タル者ハ俸給ヲ受クベキ一切ノ他職務ヲ執ルヲ得ズ

(五) 外國籍ニ係ル裁判官ハ懲戒裁判所ノ申出ニ依ルノ外其聘用期限内ニ之ヲ罷免スルヲ得ズ該裁判所ハ大審院ノ外國係籍裁判官ヲ以テ組織スベシ而シテ斯裁判官ハ匿名投票ヲ以テ他ノ外國係籍裁判官三名ヲ撰擧シ之ヲ其員ニ加フルノ權ヲ有ス凡ソ外國係籍裁判官ハ右懲戒裁判所ノ裁判官三分ノ二ヨリ少ナカラザル多數ノ判決ニ依ルノ外ハ罷免セラルヽコトナカルベシ

シヱンキヱウヰツ氏公言して曰く、自分は第八條を採納す然れども檢察官を劣等の地位に置くことに付ては他各委員の説に附隨して自説を決すべしとの制限を加へんと欲す。

他の委員は總て何等の意見をも述べずして第八條を採用せり。

シェンキェウヰッツ氏曰く、他の委員は總て制限を附せずして該條を採用せしに付自分も檢察官の地位に付ては多數の投票に從ふべし、然れども自分の制限説は之を會議錄に掲載せんことを乞ふなり。

本會は一時半に休會し二時半に再會せり。

次に第九條（舊の英獨草案第八條）を左の如く朗讀せり。

第　九　條

第二條第三條及第五條ヲ以テ規定スル如ク前揭諸法典ト共ニ、、、國政府ヘ牒送スベキ外國係籍裁判官ニ關スル方法ハ十五個年間其効力ヲ有スベシ此方法ニ變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ、、、國政府ノ同意ヲ得ルヲ要ス

會頭曰く此箇條の語句には少しく變更を加へんことを要す外國政府へ通知するの件は既に確定せられたるものにして今又之れに立戾りて此條に其事實を再述するを要せざるべし因て本條を左の如く改めんことを發議するなり。

第　九　條

右各條ニ從フテ設定スル司法上ノ制度ハ第一條ニ示シタル期日ヨリ十五個年間其効力ヲ有スベシ此制度中各事項ノ變更ハ、、、國政府前以ノ同意ニ依ルベシ

此個條に就ては意見を述ぶるものなく本會の採用を得たり。

次に第十條を左の如く朗讀せり。

第十條

、、、、國領事裁判所ハ、、、、、國臣民若クハ人民ノ身分ニ關スル事件ニ就キ仍ホ其權ヲ存スベシ

靑木氏曰く、日本委員は本條の現在の語句を維持せんことを希望するなり、本條に揭載したる身分の問題は其區域甚だ廣濶なるものにして帝國開通の後領事裁判權の繼續すべき三年の期限經過後に於て尙ほ此問題の屢々發起することあるは蓋し今より之を豫期するを得べし、故に日本委員は此事情を參酌し歐洲各國間の條約締結に際し數多の場合に於て採用せられたる先例に從ひ一の領事條約草案を調製したるを以て今茲に之を各委員に頒つべし、然れども此草案に就き本會の意見を需むるに非らずして參考の爲め頒つに止まると了解せられんことを乞ふのみ。

シヱンキヱウヰツ氏曰く、自分は先づ茲に注意を促さんと欲する一事あり、日本政府は千八百八十六年五月一日裁判權及通商事項を包含せる一の條約案を各委員に送附せり而して其後英獨合議案の提出せらるゝに際し右の草案を取消し未だ曾て通商條約新案を送附せず、然るに今日本委員は領事條約草案を本會の各委員に配布したり、我政府に於て領事條約を特別に締結することに付き毫も異存なかるべきは自分の豫め陳述するを得べしと思考する所なれども自分の意見を以てすれば此特別條約は全く條約改正の議題外の事項と見做すべしとの事を確定せざるべからざるなり、自分は唯今配布せられたる文書中に載する所の事項の何たるを知ることなきも自分已に關して曰はんに自分は唯之を參考の爲め我政府へ轉送し目下會議中なる條約の確定する迄は此特別なる點に付討議することは總

て之を延期すべし。又佛國委員は第十條に掲載する所の問題に移りて曰く、自分は本條に就て自分の見解を説明せんと欲するなり身分に關する理論に付ては從來大に異論嘖々として喧しけれども自分は今茲に之れが討議を爲すを好まず自分は單に「身分」なる語の內に丁年、婚姻、夫婿の權、父權、相續の權、養子等の如き凡そ人々の境遇及資格に關する一切の事項を包括せんことを希望する旨を指示せんとす。又單に「領事裁判所ハ、、、、國臣民又ハ人民ニ對シ仍ホ其權ヲ存スベシ」とのみ約定せる所の此箇條を適用すべき期限に關して云はんに、此語句に據れば前述の件々は啻に帝國開通の後領事裁判權實行の繼續すべき三箇年の期限中のみならず尙又此條約繼續の全期限中か或は又之よりも一層永き期限間領事裁判所の管轄に屬するものなりと自分は了解するなり、此の如く第十條の約款の適用期限を將來に延長することは自分の希望する所にして假令其期限不定なりと雖ども條約中自餘の條款の順當齊整なる運用に對し決して障碍を及ぼすことなきものなり。

青木氏曰く、自分は今委員諸君へ配布したる領事條約草案に關し一點の誤解をも生ずるなからんことを切望するなり、日本委員が此草案を本會に提出せる所以は即ち該案中に載する所の件々は他日必ず之を討議確定すべきものたるに付外國政府は豫め日本政府の意見のある所を詳悉すること便宜なるべしとの一事に因り茲に之を各委員に示めさんと欲するに過ぎざるなり。

ド・マルチノ氏は日本國委員に質問して曰く、今本會に於て審査若くは討議することを要せざる所の領事條約草案を提出したる目的は該條約に載する所の事項は通商條約中に挿入せられざるべしとのことを單に明示するに在る

ものなりと了解して可なるや。

會頭答て曰く、伊國委員は日本委員の意思を正しく了解し得たるものなり。

サー・フランシス・プランケット曰く、自分はハンネン氏及び自分の爲めに此問題に付て一言せんと欲す、夫れ第十條は其現文面の如く單に「、、、、國領事裁判所ハ、、、、國臣民若クハ人民ノ身分ニ關スル事件ニ就キ仍ホ其權ヲ存スベシ」とあり。我政府は本條の現在の語句に付二箇の事實に關して自分の注意を喚起したり即ち、第一本條の語句は漠然たり、第二領事裁判所廢止の後は右等の事件處分方を該條中に掲げずと。蓋し語句の漠然たるは甚だ重大の事にあらざるも、第二の點に關しては領事裁判所は僅かに數年間存在すべきものたるに付女皇陛下の政府は最惠國條款を基礎とし而して第十條に載せたる件々に關し日本政府より如何なる權利如何なる便益を何れの國に許與することありとも大不列顚國は其臣民の爲めに同様の權利便益を要求すべしと云ふことを明かに了解せられんことを希望するなり。

六月十五日の集會に於て英獨合議案を提出するに際し自分は尊重なる獨逸國同僚と共に裁判管轄條約と通商條約とは互に相繫屬し最惠國條款は均しく二者に適用すべしとの主意を明白に陳述せり、是れ本會の記憶する所たるは疑なし。然るに右兩條約の文書を別離するに付自分は最惠國條款を特別の個條と爲し此條約に加ふること其當を得たりと思考せり是故に自分は本條の語句を左の如く修正せんことを發議するなり。

日本政府ハ日本國ニ於ル司法上ノ改正又ハ日本國ニ現存スル領事裁判所若クハ自餘ノ裁判所ニ關シ從來他ノ外

國ト別様ノ取極ヲ爲セルカ或ハ將來他ノ外國ト別様ノ取極ヲ爲スコトアラバ何時タリトモ、、、、、國政府ノ請求ニ依リ右同様ノ取極ヲ即時ニ且附約ナクシテ、、、、、國臣民ニ及ボスベキコトヲ約定ス

大不列顚國第一委員追言して曰く、自分が裁判管轄條約に關して提出せる最惠國條款と現今の條約の最惠國條款との間に差異ある點は前者の末句に在るものにして即ち最惠國の待遇を享有することは通商條約に於ける如く之を自然隨件すべき事と爲さずして各政府の請求に依るべきものと爲せること是なり。

シエンキユウヰツ氏曰く、サー・フランシス・プランケットが唯今陳述せる所の第一點は容易に熟議も調ひ且論理法にも適合すべきものなり、此熟議に至る方法は自分が前に指示せる所にして即ち領事裁判所は啻に條約繼續の全期限間のみならず尙又將來無限に身分に關する事件を受理すべしとのこと是なり、領事裁判所は其時に至り復た存在せざるべしと雖も領事は常に在留するものなれば右特別の事件を審理する爲め特別例外の事として領事裁判所を再開することは領事の毎に之を能くすべきこととなるべし。サー・フランシス・プランケットの論及せる第二の問題は極めて重大の性質を有するものたるに付自分は餘暇を得て之を研究したる後にあらざれば該件に付意見を述ぶること能はざるなり。

會頭曰く、自分は常に此第十條の約款は新條約の全期限内に適用するの意なりと思考せり又第二點即最惠國條款挿入のことに關しては自分は次會まで意見を吐露することを延引せざるべからず。

コント・ザルスキ曰く、裁判管轄條約中に最惠國條款を挿入することに付き大不列顚國第一委員の提案は別に一

個條を爲すべき事項とせざるべからず、自分は此條款の討議は之を通商條約に挿入するの時に至るまで延期し而して其時に至り該條款の適用を裁判管轄條約に及ぼすことを得べしと思考するなり、然れども自分は裁判管轄條約中に此條款を特別の個條として挿入することを拒まざるべし又日本帝國委員に於ては日本帝國政府は第三邦國と新條約を締結するとも本條約に記名せる各國に許與せる所のもの丶外一切の特權を右第三邦國に許與せざるべしとのことを明言し以て本會の希望に應ずるを得べきならんと思考す。

サー•フランシス•プランケット曰く、自分が陳述したる意見は會議錄に掲載せらるべきに付自分はヘンネン氏及び自分の爲めに第十條を採用するも困難とする所なし。

是に於て第十條は公然本會の採用する所となれり。

第十一條を左の如く朗讀せり。

第十一條

丶丶丶丶國臣民若クハ人民本條約實行前ニ於テ本條約中ニ許與スル權利ヲ受ケント欲スルトキハ右ノ如ク爲スコトヲ得但其日本ノ民事上裁判權ニ服從スルコトヲ要ス

シヱンキヱウヰツ氏より説明の請求ありしに付日本國委員は公言して曰く、內地に入り來る所の外國人にして純粹の日本民事裁判權に服するときは外國籍に係る裁判官を置く所の日本裁判所を開く時直ちに該外國人は實際該裁判所の管轄に屬するものたるべく又右に均しき理由を以て若し該外國人にして領事裁判權廢止前に外國人居留地內

に歸住することあらば則ち領事裁判權に從ふの特權を回復するものたるの意なりと了解すべきなり。

日本委員は更に公言して曰く、何時たりとも外國人にして其住所を移すに因て其管轄を變更することあらば其關係する所の一切の民事訴訟は其訴訟開始の管轄内にて其訴件を終結するに至る迄依然繼續せざるを得ざるものとす例へば其訴訟は若し最初に日本管轄内に在て開始したるものなれば全く日本の裁判官のみを以て組織する所の裁判所に於て之を終結すべきものたりと了解するを要するなり。

會頭曰く、右に公言する所は勿論會議錄に掲記すべきものなれば自分は第十一條の語句に些少の變更を加へんことを發議す其文左の如し。

第　十　一　條

、、、、國臣民ニ於テ本條約批准交換ノ後直チニ本條約中ニ許與スル所ノ權利ヲ受ケント欲スルトキハ右ノ如ク爲スコトヲ得但其日本ノ民事裁判權ニ服從スルコトヲ要ス

右の如く修正せる第十一條は本會の採用を得たり。

次に第十二條を左の如く朗讀せり。

第　十　二　條

本條約ハ其批准ノ日附ヨリ十七個年間其効力ヲ有ス可シ而シテ其廢止ニ關シテハ同日附ノ通商條約第、、、、條規定ニ從フヲ要ス

大不列顚國第一委員の提出せる最惠國條款は第十二條に附加すべしと擬議せられたるに付、

サー・フランシス・プランケット曰く、自分は所謂「豫決問題」なるものを發議せんことを請はざるを得ず、夫れ第十二條は必ず條約の最後の箇條たるべきものなり、而して自分の提議に係る最惠國條款は特別の箇條となし之を第十二條の前に挿入すべきものたることを述べざるべからず、凡そ何の條約に限らず最惠國條款は特別の個條として之を記載し決して條約の末尾に置くことゝなし此事實は以て自分が陳述せる所の說を支持するに足るものなり、因て自分は日本國委員に於て自分の議案に同意するあらんことを請ふなりと。

會頭曰く、日本國委員は今直に大不列顚國第一委員の請求に應ずべき地位に在らざるを以て其答辭は後日に讓るべし。

サー・フランシス・プランケット曰く、會頭に此公言あるに付ては自分が嚮に本會の記憶に訴へたる所の英獨合議案起草者の連合意見書に付玆に日本委員の注意を乞はんとす、自分の意見にては最惠國條款は均しく兩條約に適用すべきものたるは毫も疑を容れざるなり。

會頭曰く、大不列顚國第一委員の指示せる連合意見書は自分の詳悉する所なり、然れども右に拘らず自分は裁判管轄條約中に最惠國待遇に關する條款を挿入するの問題に付ては日本國委員は其返答を猶豫すべき旨を再陳せざるを得ざるなり。

ド・マルチノ氏曰く、若し本會は大不列顚國第一委員の發議を次會の討議に讓り第十二條の投票に着手するを至

當と思考するならば自分は該條の語句を左の如く爲さんことを發議するなり。

本條約ハ帝國ヲ開キタル日タリ十五個年ノ期限間其効力ヲ有スベシ

ファン・デル・ボット氏は左の意見を陳述せり。

余は尊重なる本會委員諸君に告げんとす、余は我和蘭國政府より受領したる訓令の旨に從ひ裁判管轄條約及び通商條約に對する和蘭國々會の認可及び署名と批准交換との間の期限を一曆年に延長することに就ては何等の明言を爲すことをも特に猶豫せざるべからず、又此裁判管轄條約は余輩が將に締結せんとする所の全條約の一部を爲すに過ぎざるを以て通商條約を締結するに際しては或は之に特別の箇條を挿入し又は日本帝國委員に於て右の條件に同意し且此條件は均しく裁判管轄條約と通商條約とに適用すべきものなりと了解する旨を確言せんことを同委員に要求すべき權利を自分に於て保存せざるべからざるなり。

セヴキッチ氏は伊國委員の提出せる第十二條の修正語句に關し駁して曰く、夫れ帝國開通の日即ち該條約中の一條款を實施する日を以て條約實施初期と爲すの考案は自分の取らざる所なり、且此期日は條約第一條に於て日本帝國政府は批准交換後二個年の內に帝國を外國人に全開することを擔任すとあるに因て定まるものなれば正確なるものと言ひ難し、自分の所見を以てすれば自分が已に陳述せし如く條約實施の期日と定むべきものは唯本條約批准交換の日なり。

サー・フランシス・プランケット氏は露國委員に答へて曰く、若し唯批准交換の日を以て條約實施の期日と定め毫

も帝國開通の期日に關係せざるときは此條約に據る帝國開期中は或は十五箇年よりも短かきことあらん。

セヴキッチ氏答て曰く、此疑難のあるべきは自分の前知せる所なり此故障を除かんには左の如き一條款を條約中に追加するを以て足れりとすべしと。

若シ豫期セザル所ノ事情生ジ之レガ爲メ帝國全開ノ事ニ關シ本條約中ニ規定セザル所ノ延期ノ事アルトキハ本條約繼續ノ期限モ亦隨テ延期スルモノトス

サー・フランシス・プランケットは「批准交換」なる語の後に（譯者曰譯文にては「効力ヲ有スベシ」の語の後に在り）「右交換ハ之ト同日附通商條約批准ノ交換ト同時ニ之ヲ行フ可シ」との語を加へんことを發議す。

會頭は日本國委員の資格を以て此發議に同意し且批准交換期限を明指せんことを望む旨を陳述せり。

此點に就て議論起りしが遂に左の如く修正して該箇條を採用したり。

第十二條

本條約ハ批准ノ交換後十七年間其効力ヲ有スベシ右交換ハ之ト同日附通商條約批准ノ交換ト同時ニ之ヲ行フ可シ

本條約批准ノ交換ハ其調印後一個年以內ニ於テ成ル可ク速ニ東京ニ於テ之ヲ行フベシ

會頭曰く本日の集會に於て議決せる諸條に合衆國委員の投票を挿入する爲め本日の會議錄を展開して之を存すべし。

青木氏は通商條約草案の寫を各委員に配布し且曰く日本委員に於ては次會までに此條約を議するの準備能く調ふや否未だ之を明言するを得ず。

是に於て會頭の動議に因り本會は來る四月廿二日金曜日午後二時まで休會せり。

本會は五時半に散會せり。

井上　馨

青　木

ザルスキ

ヱフ・アール・ブランケット

ニコラス・ゼー・ハンネン

イ・イ・フアン・デル・ポット

アール・ダブルユ・アルウキン

ジ・ルーレイロ

右英文に署名

シヱンキヱウヰツ

ド・マルチノ

ヂー・ナイト

ホルレーベン

ザッペー

セヴキッチ

ジ・デラヴアット

右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

バロン・ド・シーボルド

デイ・ダブルユ・スチーヴンス

都筑馨六
ジオン・エイチ・カビンス
ピー・ド・ルシーフオサリウ

會議錄 第二十五號附錄

通商及航海條約草案

通商及航海條約草案

日本國皇帝陛下及丶丶丶丶丶ハ兩國臣民ノ交際ヲ皇張增進シ以テ幸ニ其間ニ存在スル所ノ厚誼ヲ維持センコトヲ欲シ而シテ此目的ヲ達センニハ從來兩國間ニ存在スル所ノ條約ヲ改正スルニ如カザルヲ確信シ公正ノ主義ト相互ノ利益ヲ基礎トシ其改正ヲ完了スルコトニ決定シ之ガ爲メニ日本國皇帝陛下ハ何某ヲ丶丶丶丶ハ何某ヲ各其全權委員ニ任命セリ因テ右全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條ヲ合議決定セリ

第一條

兩締盟國ノ一方ノ臣民及人民ハ他ノ一方ノ版圖內何ノ處ニ到リ旅行シ或ハ住居スルモ全ク隨意タルベク而シテ其身

體及財產ニ對シテハ充分且完全ノ保護ヲ享クベシ該臣民及人民ハ法律幷ニ本條約ト同日附ノ裁判管轄條約ニ於テ規定スル所ノ各裁判所ニ自由且容易ニ到ルコトヲ得且此件ニ關シテハ內國臣民ト同樣ナル一切ノ權利及特權ヲ享有スベシ

住居權、不動產及ビ各種動產ノ所有遺囑又ハ其他ノ方法ニ因ル所ノ不動產若クハ動產ノ相續及ビ各樣ノ方法ニ因ル所ノ各種財產ノ授受ニ關シテハ各締盟國臣民ハ他ノ一方ノ版圖內ニ在テ內國臣民ト同一ノ特權自由及權利ヲ享有シ且此等ノ事項ニ關シテハ唯內國臣民ト同一ノ租稅若クハ賦課金ヲ出スベシ

兩締盟國各方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖內ニ在テ公安ヲ妨害セザル限リハ良心ノ自由及公私禮拜ノ自由幷ニ其宗教上ノ慣習ニ從ヒ適當且便利ノ場所ヘ各自ノ國人ヲ埋葬スルノ權利ヲ享有スベシ其爲メ該臣民ハ地方法律規則ニ從ヒ埋葬地ヲ設置維持スルコトヲ得ベシ

何等ノ名義ヲ以テスルモ該臣民ヲシテ內國臣民ノ納ムベキ尋常ノ取立金若クハ租稅ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ取立金若クハ租稅ヲ納メシムルヲ得ズ

兩締盟國ノ一方ノ臣民ニシテ他ノ一方ノ版圖內ニ住居スルトキハ陸軍、海軍、護國兵、民兵等ニ論ナク一切ノ强迫兵役ヲ免レ又服役ノ代リトシテ取立ル所ノ一切ノ納金ヲ免カレ且一切ノ强募公債軍用金若クハ軍需ノ徵發ヲ免カルベシ但土地及ビ其他ノ不動產ノ所有若クハ借受ニ係ル租稅及ビ取立金幷ニ不動產ノ所有者又ハ借主ノ資格ニテ內國臣民一般ニ受クベキ軍用金或ハ軍需ノ賦課ハ此限ニ在ラズ

第　二　條

兩締盟國ノ間ニハ相互ニ通商及航海ノ自由アルベシ各締盟國ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内何ノ處ニ於テモ或ハ自身ニ或ハ代理者ヲ用ヰ或ハ一人ニテ或ハ外國人又ハ内國人ト組合ヲ結ビテ各種ノ産物製造品及ビ其他總テ正業ニ屬スル商品ヲ卸賣若クハ小賣シ以テ商業ヲ營ムコトヲ得ベシ但内國人同樣其國ノ法律、警察規則、及ビ稅關規則ヲ遵守スルヲ要ス

該臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ノ各地、諸港及ビ諸河ニシテ外國通商ノ爲メニ開カレタルカ或ハ當ニ開カルベキ場所ヘ船舶及貨物ヲ以テ自在ニ到ルノ自由ヲ有シ且通商工業及ビ航海ニ關シテハ政府官吏一已人或ハ會社等ノ名義ヲ以テスルカ又ハ其利益ノ爲メニ課セラルヽ所ノ租稅若クハ取立金ハ其性質及ビ名義ノ如何ヲ論セズ内國臣民ノ拂フ所ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノモノヲ拂フコトナク内國臣民ト同一ノ取扱ヲ受クベキモノトス

第　三　條

締盟國ノ一方ノ臣民若クハ人民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ在テハ法律ニ於テ定ムル所ノ手續ヲ履行スルトキハ專賣特許商標及圖案ニ關シ内國臣民ト同一ノ保護ヲ享クベシ

締盟國ノ一方ニ於テ右互相ノ保護ヲ他ノ一方ノ臣民ニ與フルノ程度及ビ年限ハ該臣民カ其本國ニ在テ保護ヲ享クルト同樣タルベシ

一國ニ於テ普通用トナリタル商標ハ他ノ國ニ於テモ均シク自由タルベシ

、、、、陛下ノ版圖内ノ生産或ハ製造ニ係ル物品ヲ何レノ地ヨリ日本國皇帝陛下ノ版圖内ニ輸入シ又日本皇帝陛下ノ版圖内ノ生産或ハ製造ニ係ル物品ヲ何レノ地ヨリ、、、、陛下ノ版圖内ヘ輸入スルニモ總テ別國ノ生産物或ハ製造物ニ課スル稅金ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多分ノ稅金ヲ課スルコトナカルベシ又締盟國一方ノ版圖内ニ於テ別國ノ生産或ハ製造ニ係ル物品ノ輸入ヲ禁止セザル間ハ他ノ一方ノ版圖内ノ生産或ハ製造ニ係ル同種物品ヲ何レノ地ヨリ輸入スルコトヲモ禁止スルコトナカルベシ但シ此末段ノ條款ハ人民及ビ畜類ノ生命健康或ハ財産或ハ農業ニ有用ナル草木ノ安全ヲ保護スルニ必要ナル衞生上及ビ其他ノ禁止ニ適用セザルモノトス

第五條

日本政府ニ於テハ來ル、、、、ヨリ日本ヘ輸入スル所ノ天産物或ハ製造品ニ對シ從來賦課セル輸入稅ノ代リニ本條約附錄稅目ニ揭グル所ノ稅ヲ賦課シ而シテ海外ニ於テ惡疫ノ流行スル爲メ日本ニ於ケル人民ノ生命健康若クハ財産ニ危險ヲ及ホシ又ハ帝國ノ平和若クハ靜謐ヲ危クシ或ハ之ヲ擾ルコトアルベキ一切ノ物品ノ輸入ヲ禁止若クハ制限スルノ權利ヲ有スルコトヲ兩締盟國ニ於テ約定ス

日本政府ハ酒、醬油、味淋或ハ烟草等ノ如キ自國産物或ハ製造品ニ對シテ內國稅ヲ賦課シ若クハ之ヲ增加スル場合ニ於テハ日本國ヘ輸入スル同種ノ物品ニ對シ割增稅ヲ賦課シ若クハ之ヲ增加スル場合ニ於テハ日本國ヘ輸入スル同種ノ物品ニ對シ割增稅ヲ課スルヲ得ベシ但右割增稅ハ之ニ關稅ヲ加算シテ內國稅ニ超過スベカラザルモノトス

日本ニ於テ輸入品ニ從價稅ヲ賦課スルニハ其仕入地、産出地、若クハ製造地ニ於ケル實價ニ保險料、手數料、及ビ

該地ヨリ陸揚港ニ至ルマデノ運賃ヲ加ヘ其總額ヲ以テ稅價ト定メ之ニ稅目ニ定ムル所ノ稅金ヲ賦課スベシ
日本ヨリ輸出シタル外國ノ生產品若クハ製造品ヲ再度日本ヘ輸入スルトキハ最初輸入ノ時該品ニ對シ納稅シタルニ拘ハラズ更ニ稅目ニ順フテ其輸入稅ヲ納ムベシ
日本ノ生產品若クハ製造品ヲ外國ヨリ日本ヘ積戾ストキハ之ニ對シ百分五ノ從價稅ヲ納ムベシ

第六條

凡ソ稅關ヘ納金ヲ爲スニハ壹圓銀貨又ハ之ト同價格ノ日本貨幣ヲ以テスベシ日本ヘ輸入スル貨物ノ稅價ヲ外國貨幣ヲ以テ記載シタルトキハ日本帝國造幣局編纂ノ壹圓銀貨及外國貨幣比較表ニ據リ左ノ方法ヲ以テ該稅價ヲ壹圓銀貨ニ改算シ其稅額ヲ計算スベシ
一圓銀貨ニ改算シタル外國貨幣ノ價格ハ其本位貨幣純情地金ノ價格タルベシ締盟各國流通本位貨幣ノ價格ト一圓銀貨トノ比較ハ半年每ニ日本造幣局長之ヲ算定シ日本大藏大臣ハ之ヲ比例ノ標準トシテ每年三月一日及ビ九月一日ニ公布スベシ但其三月一日ニ公布スルモノハ四月一日ヨリ向六個月間其九月一日ニ公布スルモノハ十月一日ヨリ向六個月間効力ヲ有スルモノトス
外國貨幣ヲ以テ輸入商品ノ稅價ヲ記載スルニ其正貨ト紙幣トノ區別ヲ明記セザルトキハ本條約ニ於テハ該價格ハ該品仕入地、產出地、若クハ製造地ノ所在本國ノ本位正貨ヲ以テ示セルモノト看做スベシ
此條約及ピ其附錄書類ニ於テ圓ト稱スルハ現行一圓銀ニシテ純銀九百分、量目四百十六「クレイン」アルモノヲ云

フ

第七條

締盟國一方ノ版圖內ヨリ他ノ一方ノ版圖內ヘ輸出スル一切ノ物品ニ對シテハ現ニ別國ニ輸出スル同種物品ニ賦課シ或ハ賦課スベキモノニ異ナルカ或ハ之ヨリ多分ナル稅金若クハ取立金ヲ課スルコトナカルベシ又締盟國一方ノ版圖內ニ於テ別國ニ向ヒ物品ノ輸出ヲ禁止セザル間ハ他ノ一方ノ版圖內ニ向テ同種物品ノ輸出ヲモ禁止スルコト無ルベシ

第八條

締盟國一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖內ニ在テ內地通關稅ノ免除倉入特別保護及稅金拂戾等ノ諸事項ニ就キ內國臣民ト全ク同等ノ取扱ヲ受クベシ

外國ノ生產物若クハ製造物ニシテ旣ニ稅關ノ看守管理ヲ離レタルモノヲ其輸入ノ日ヨリ二個年內ニ日本ヨリ輸出スルトキハ該貨物ハ輸出稅ヲ納メズシテ通關スルヲ許スベシ且其輸入人ハ該貨物ノ爲メ納メクル輸入稅額ニ對シ稅金拂戾證書ヲ受領スルコトヲ得ベシ但該貨物ニ關スル一切ノ徵收金ヲ稅關ニ納メ該貨物ハ實際外國ヘ輸出スルモノタルベク該貨物ハ最初輸入シタルマヽ其樽、箱、或ハ包裝ヲ開カズシテ（稅關ニテ開キ或ハ稅關ノ許可ヲ得テ開キタルハ此限ニ在ラズ）之ヲ輸出シ最初輸入セシトキノ輸入免狀ヲ其稅金拂戾願書ニ添ヘテ之ヲ稅關ニ返納シ且該貨物ハ其輸出ノ時右輸入免狀ニ記載セル貨物ト同一ノモノナルヤ否ヤヲ査定スル爲メ稅關ニ於テ必要ト認ムル所ノ檢查

ヲ行フベキモノトス又右税金拂戻證書ハ請求ニ應ジテ貨幣ニ引換ヘ或ハ何時ニテモ税金納付ノ代トシテ税關之ヲ受領スベシ

第九條

締盟國一方ノ版圖内ヘ現時或ハ將來法律ニ順フテ內國臣民若クハ外國臣民ノ輸入スルコトヲ得ル一切ノ物品ヲ輸入スルニハ其輸入ハ日本船舶或ハ、、、、、船舶ヲ以テスルモ同一ノ税金ヲ拂フベキモノトス又右互相平等ノ取扱ハ右物品産出地ヨリ直接ニ輸入スルト他ノ地ヨリ輸入スルトノ區別ナク之ヲ實行スベキモノトス

輸出ニ關シテモ亦右同樣全ク平等ノ取扱ヲ爲スモノニシテ現時或ハ將來締盟國一方ノ版圖内ヨリ法律ニ順フテ輸出スルコトヲ得ル一切ノ物品ヲ輸出スルニハ日本船舶或ハ、、、、、船舶ヲ以テスルモ又其仕向地ハ締盟國一方ノ港ニ在ルモ別國ノ港ニ在ルモ右版圖内ニ於テ一樣ノ輸出税ヲ納メ且一樣ノ恩惠及ビ税金拂戻ヲ得ルモノトス

第十條

兩締盟國ノ沿海貿易ハ本條約ニ於テ規定スルノ限ニ在ラズ各自ノ國法ヲ以テ之ヲ規定スベキモノトス然レドモ日本ニ於ケル、、、、、臣民及ビ、、、、、ニ於ケル日本國臣民ハ此事項ニ關シ右法律ニ因テ一切ノ別國臣民ニ許與セラレ又ハ當ニ許與セラルベキ權利ヲ享有スベシ

、、、、、國ノ二箇以上ノ港ヘ仕向ケタル荷物ヲ外國ニ於テ積載シタル日本船舶幷ニ日本ノ二箇以上ノ港ヘ仕向ケタル荷物ヲ外國ニ於テ積載シタル、、、、、船舶ハ外國貿易ヲ許サレタル仕向港ノ一ニ於テ其積荷ノ一部分ヲ陸揚

シ而シテ其最初ニ積載シタル貨物ノ剩餘ヲ陸揚スル爲メ他ノ一港若クハ數港ヘ進航スルコトヲ得ベシ但常ニ兩國ノ稅關規則ニ從フヲ要ス

然レドモ日本帝國政府ハ右ノ外左ノ讓與ヲ爲スベシ即チ、、、、、船舶ハ一ノ外國港ヘ往クカ又ハ之ヨリ復ヘルノ途次橫濱、神戶、兵庫、長崎、新潟及箱館ノ內何レノ港々ノ間ニモ貨物ヲ運搬スルコトヲ得ベシ

本條約批准交換ヨリ十年ノ間日本國臣民ハ、、、、國臣民ヨリ船舶ヲ備入ルヽコトヲ得ベシ右備入船舶ハ本條約附錄外國船備入規則ニ從ヒ日本ノ沿海貿易ニ從事スルヲ得ルモノトス

第十一條

締盟國ノ一方ノ軍艦或ハ商船ニシテ暴風又ハ其他ノ危難ニ遭遇シ避難ノ爲メ無據他ノ一方ノ海港ニ進入スルモノハ內國船舶ノ拂フベキ稅金ノ外一切ノ稅金ヲ拂フコトナク其港ニ於テ更ニ艤裝ヲ爲シ一切ノ需用品ヲ求メ再ビ航行スルヲ得ベシ但商船ノ船長ニシテ其費用ヲ辨償スル爲メ其積荷ノ一部ヲ賣却スルヲ要スル場合ニ於テハ該船長ハ其寄港地ノ規則及稅目ヲ遵守スベキモノトス

締盟國ノ一方ノ軍艦或ハ商船ニシテ他ノ一方ノ海岸ニ於テ淺瀨ニ乘リ上ゲ若クハ難破スルトキハ地方官ヨリ該地方ニ在ル所ノ總領事、領事、副領事又ハ領事代理ヘ其旨ヲ通知スベシ若シ該地方ニ領事官ナキトキハ最近地方ノ總領事、領事、副領事又ハ領事代理ヘ通知スベシ

日本帝國版圖內ノ海上ニテ難破シ若クハ海岸ニ乘リ上ゲタル、、、、船舶ノ救助ニ關スル一切ノ手續ハ日本國法

ニ從テ之ヲ爲スベク又互相ノ主義ニ基キ、、、、版圖内ノ海上ニテ難破シ若クハ海岸ニ乘リ上ゲタル日本船舶ニ關スル救助ノ處分ハ、、、、、國法ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

右遭難ノ船舶幷ニ其器具及ビ其他一切ノ附屬品及該船舶ヨリ救上ゲタル貨物及商品及ビ右等ノ諸物ニシテ海中ニ投棄セラレタルモノ或ハ之ヲ賣却シタル賣得金幷ニ該遭難船内ニ發見セラレタル一切ノ書類ハ右船舶ノ持主又ハ代理人ヨリ要求スルトキハ之ニ引渡スベシ若シ右持主或ハ代理人ニシテ現場ニ在ラザルトキハ内國法律ニ定メタル期限内ニ當該總領事、領事、副領事又ハ領事代理ヨリ要求スルトキハ之ニ引渡スベシ而シテ右領事官、持主若クハ代理人ハ内國船舶難破ノ場合ニ於テ拂フベキ所ノ物品保存費幷ニ難破救助費又ハ其他ノ費用ノミヲ拂フベシ

難破船ヨリ救上ゲタル貨物及ビ商品ハ消費ノ爲メニ賣リ捌クニ非ラザレバ一切ノ關稅ヲ免除スベシ但之ヲ賣リ捌ク場合ニハ内國船ヲ以テ輸入セルト同樣ノ割合ニテ稅金ヲ納ムルヲ要スベシ

締盟國ノ一方ノ臣民ニ屬スル船舶ニシテ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ淺瀨ニ乘リ上ゲ或ハ難破シタルトキハ其持主、船長若クハ持主代理人不在ノ場合ニハ當該總領事、領事、副領事若クハ領事代理ハ其自國臣民ニ必要ノ扶助ヲ與フル爲メ職務上ノ助力ヲ爲スヲ許サルベキモノトス此規則ハ持主、船長若クハ持主代理人現ニ其場ニ在ル時ト雖モ右樣ノ扶助ヲ與フルヲ要スル場合ニハ亦適用スベキモノトス

第十二條

前條ニ掲載セル事情アルノ外軍艦或ハ商船ハ稅關ヲ置カザル所ノ日本ノ各港又ハ各地ニ入ルコトヲ得ズ凡ソ、、、

、、國臣民ニシテ日本ノ各港或ハ各地ニ於テ貨物ヲ密商シ又ハ密商セント謀ルモノアルトキハ右貨物ノ價格二倍ヲ超過セザル所ノ罰金ヲ課シ且該貨物ヲ沒收スベシ

又日本政府ハ日本ニ於テ密商スルモノアルヲ防カンガ爲メ時々必要トスル所ノ取締法ヲ設クルコトアルベシ

第十三條

兩締盟國ハ凡ソ船舶ニ屬スル水夫ニ對シテハ其國籍如何ニ拘ハラズ該船長ニ於テ懲戒權ヲ有スルコトヲ確認ス然レドモ該船長其水夫ヲ船中ニ拘留スルコトヲ得ルハ唯其船舶ノ次ノ港ニ到着スルマデニシテ該港ヘ到着ノ上ハ其犯罪者ハ當該官吏ノ審問ヲ受クルカ又ハ其管轄裁判所ヘ引渡サルベキモノトス

第十四條

本條約ニ於テハ日本ノ國法ニ從ヒ日本船ト見做サルベキ一切ノ船舶ハ之ヲ日本船ト認メ又、、、、、ノ國法ニ從ヒ、、、、、船ト見做サルベキ一切ノ船舶ハ之ヲ、、、、、船ト認ムベキモノトス

第十五條

締盟國ノ一方ハ他ノ一方ノ海港都府及ビ其他ノ場所ニ總領事、領事、副領事及領事代理ヲ置クコトヲ得ベシ但領事官ノ駐在ヲ認許スルニ便宜ナラザル場所ハ例外トス

然レドモ右ノ例外ハ他ノ諸外國ニ對シ之ヲ適用スルニ非ザレバ締盟國ノ一方ニ對シテ之ヲ適用スルヲ得ザルモノトス

本日附ノ裁判管轄條約ニ掲載スル所ノ丶丶丶丶國臣民ニ對スル領事裁判權ハ獨リ專務領事官ニ於テ之ヲ執行スベキモノトス

第十六條

兩締盟國ノ版圖内ニ於ケル通商、航海、旅行或ハ住居ニ關スル一切ノ事項ニ於テ現時或ハ將來其一方ヨリ別國ノ政府、臣民或ハ人民ニ許與スル所ノ一切ノ特權、殊遇若クハ免除ハ他ノ一方ノ政府、臣民或ハ人民ニモ即時ニ且制限ヲ附セズシテ之ヲ許與スベキコトヲ兩締盟國ニ於テ約定ス

第十七條

本條約ニ從ヒ日本ニ在ル所ノ丶丶丶丶國臣民ヨリ拂フベキ租税及ビ手數料ハ日本官吏直接ニ之ヲ徵收スベシ領事裁判權ノ繼續スル期限内ニ在テ丶丶丶丶國臣民カ前掲ノ租税或ハ手數料ヲ拂フベキ旨ノ相當ノ告知ヲ受ケタル後之ヲ拂フコトヲ拒ミ又ハ怠タルコトアル場合ニ於テハ左ノ規則ヲ照守スベシ

一　若シ丶丶丶丶國臣民ニシテ現行條約界限地内ニ住居シ若クハ該界限地内ニ於テ差押ヘラルベキ財産ヲ所有スルトキハ當該日本官吏ヨリ知事ヲ經由シ未納税額ノ證明書ヲ當該領事ヘ送附シ其徵收ヲ依賴スベシ

二　若シ負債者ノ財産條約界限地外ニ在ルモノニシテ前掲ノ如ク逋税納付實行ノ目的ニテ差押ヘラルベキトキハ當該日本官吏ハ法律ヲ以テ規定セラルベキ行政事件ニ於ケル差押規則ニ從ヒ丶丶丶丶國領事ノ干渉ニ由ラズシテ直接ニ必要ノ强迫處分ヲ執行スベシ

第十八條

、、、、陛下ハ現行條約及ビ取極ニ據リ從來其臣民カ日本ニ於テ享有セル一切ノ特權特典ニシテ本條約ニ因リ又ハ之ト同日附ノ裁判管轄條約ニ因テ繼續セラレズ又之ニ因テ確定セラレザル所ノモノハ渾テ之ヲ拋棄ス然レドモ一切工商ノ事業若クハ職業ヲ創始經營スル爲メ免許ヲ得ル事ニ關シ又國稅地方稅其他ノ稅及ビ免許手數料ニ關スル特權及ビ免除ハ從來、、、、國臣民カ不動產ヲ借受ケ且之ヲ占有スル權利ヲ享有セル各界限地內ニ於テ領事裁判權ノ効力ヲ有スル期限內ニ限リ仍ホ其實効ヲ失ハザルモノトス但右特權及ビ免除ハ日本ノ消費ニ供スル爲メニ魚、酒、烟草、醬油、及味淋等ノ製造又ハ調製竝ニ葡萄酒麥酒或ハ其他ノ酒類ヲ小賣スルノ權利ヲ包括セザルモノトス

第十九條

本條約ト同日附ノ裁判管轄條約第、、、、條ニ從ヒ日本ニ於ケル領事裁判權ヲ廢止スルト同時ニ其時、、、、國臣民カ連合又ハ各別ニ信托或ハ其他ノ方法ニ由リテ日本政府ヨリ借受ケ或ハ保存スル所ノ一切ノ不動產ノ永代借受ノ權ハ純粹ノ所有權ニ改メラルベシ然ル上ハ其不動產借受人ハ其所有者ト爲リ其借地證ヲ返還シタル上ニテ日本政府ヨリ地劵ヲ授カルベシ又從來右不動產ニ關シテ取立ル所ノ借地料ハ之ヲ徵收スルヲ止メ其代トシテ右不動產ニ對シテハ內國臣民ノ所有スル同樣ノ不動產ニ課スルト同一ノ國稅及地方稅ヲ課シ且其他一切ノ事項ニ付不動產ニ關スル日本法律ニ從ハシムベシ

然レドモ永代貸ノ土地ニシテ其使用法如何ニ由リ日本政府ニ於テ其借地料ヲ輕減シタル一切ノ場合ニ於テハ將來其借地料ノ代リニ徵收スベキ地税ハ右輕減セラレタル借地料ノ額ヲ超過スベカラザルモノトス

右ノ如ク不動產所有法ノ變更ヲ實行スルトキハ各外國人居留地ハ全ク其所在ノ府若クハ縣ニ編入シ爾後日本國地方維織ノ一部ヲ爲シ府縣廳ハ之ニ關シテ地方施政上ノ責任及義務ヲ悉皆負擔スベシ又之ト同時ニ右居留地ニ屬スル共有資金及財產ハ府縣廳ヘ引渡サルベシ且日本政府カ無借料ニテ右居留地內ニ於テ公共ノ用ニ供スル爲メ借渡シタル一切ノ地處ハ府縣廳ノ所有ニ歸スルモノトス而シテ右ノ地處ハ從前ノ通リ公共ノ用ニ供スル爲メ無稅ニテ永代保存スベキコトヲ日本政府ニ於テ擔任スベシ但シ右地處ニ就テハ日本政府ハ公用土地買上ノ權ヲ有スベシ

第二十條

本條約ノ條款ト之ト同日附ノ裁判管轄條約ノ條款トノ間ニ抵觸アル場合ニハ裁判管轄條約ノ條款ニ依準スベキモノトス

第二十一條

本條約批准後十一個年ヲ經過スレバ兩締盟國ノ中孰レタリトモ一個年前ニ通知ヲ爲シテ本條約ヲ廢棄スルノ權ヲ有ス而シテ此通知ヲ爲セル以上ハ右一個年ノ期限ヲ經過スレバ本條約ハ其効力ヲ失フモノトス

第二十二條

本條約附錄ノ諸規則即チ貿易規則、官設倉庫規則、私設倉庫規則、噸稅及燈稅規則ハ本條約ノ一部ヲ成スモノト見

做スベキコトヲ兩締盟國ニ於テ約定ス

第二十三條

本條約ハ其批准書交換ノ後直チニ効力ヲ有スルモノトス

本條約批准書ハ本日ヨリ六箇月以内ニ、、、、ニ於テ交換スベシ

右證據トシテ雙方ノ全權委員ハ本條約四通即チ日本文二通、、、、文二通ニ記名調印スルモノナリ

右ノ四通ハ總テ同一ノ意義及ビ目的ヲ有スルモノニシテ日本文及ビ、、、、文共ニ之ヲ原書ト見做スベシ

明治　年　月　日即チ耶蘇紀元　年　月　日東京府ニ於テ

會議錄　第二十六

明治二十年四月二十二日集會

青木氏を會頭とし午後二時開會

出席各員

日本國全權委員　青木氏

佛蘭西國全權委員　シエンキエウヰツ氏及ルクー氏

墺地利洪牙利國全權委員　コント・チアールス・ザルスキー
大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット及ハンネン氏
伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏
白耳義國全權委員　ナイト氏
亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏
獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及サッペー氏
露西亞國全權委員　セヴヰッチ氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・テル・ボット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルウヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
瑞西聯邦全權委員　フォン・ホルレーペン氏

靑木氏曰く井上伯不快に付會議に出席する能はざるを本會に報道するは自分の遺憾に思ふ所なり井上伯は右の故を以て自分に本會の議長を務むべき旨を依賴せり。

會頭はルクー氏の佛蘭西國第二全權委員に命ぜられたる旨及右資格の全權委任狀は不日公使館に到達すべき旨を

シエンキエウキツ氏より井上伯へ宛て公然通知したる書柬を本會に提出せり。

會頭曰くルクー氏任命の事は日本政府に於て在巴里代理公使よりも確執の電信を領受せり。

是に於て會頭はルクー氏を本會に紹介せり。

コント・ザルスキー同僚各員に代て新任全權委員を歡迎せり。

ルクー氏は墺地利洪牙利國全權委員か自己に對する懇切の言辭を謝せり。

會頭曰く三月三十一日及四月二日の會議錄は署名の準備整頓せるを以て各委員の之に署名せんことを發議す且若し本會に異議なくんば井上伯は他日之に署名すべし。

シエンキエウキツ氏は會議錄の事に關し發言を請求し左の演說を朗讀せり。

余は會議錄第二十五を披閱し前會に於て青木氏は外國係籍裁判官を懲戒するの權を委ねられたる裁判所の組織に關する余の發議を採用したれども裁判官の事に關する他の發議に對して異論を唱へたり、此演說（此演說は會議錄第十一頁に登載せり）の語氣大に溫和に改たまりたることを認得して欣喜斜ならず。是に由て右の演說に對する余の答辯（同頁に揭載せる）は之を存するの理由なきを以て余は之を取消す旨を公言するの榮を有す。

尙余は同會議錄第二十五頁の左の一節に付一言せんとす。

「青木氏は通商條約草案を各委員に配付し且曰く日本國委員は次會までに此條約を議するの準備を爲し得る

や否未だ言ふを得ず」と。

彼通商條約草案は四月二日の會議に於ては未だ各委員に交付ぜられざるに付其審議の時日を確言せんことの困難なるは勿論なり、蓋し書類は總て本會に於て採用せる二個の國語を以て提出せるものに非ざれば之を各委員に通知せりと看做す可らず、然るに前會の際交付したるものは通商條約の英文のみ。

青木氏はシェンキェウキッ氏の最後の陳述に答へて通商條約草案の佛文は昨日之を各委員に交付せる旨を述べたり。

是に於て會議錄第二十四及第二十五に署名す。

サー・フランシス・プランケット曰く、自分は委員に配付せられたる編成條約第一條及第二條中少しく字句の誤謬ある事に付本會の注意を喚起せんとす、即第一條に曰く「帝國日本政府ヘ本條約批准書交換後二個年內ニ外國人ノ爲メ永ク日本帝國ヲ全開スルコトヲ擔任ス」と本條中外國人なる語は其當を得ざること明白なり、依て自分は之を削除し更に「、、、、、國臣民若クハ人民」なる語句を置かんことを發議す第二條にも亦此訂正を行ふこと必要なるべし。

ナイト氏は自ら曾て同樣の發議を爲したるを以て大不列顚國第一委員の勸告は特に欣んで之を賛成すと陳述せり。

會頭も亦サー・フランシス・プランケットの請求に係る訂正の說に同意したるを以て其可否を議決に附し公然本會

の採用を得たり。

ハツバルド氏は左の宣言を朗讀せり。

余は四月二日の會議錄中左の公然たる告知を認得せり。

「會頭曰く本日の集會に於て投票せる總ての箇條に就き合衆國委員の投票を挿入の爲め會議錄を展開して之を存すべし」

本會各位の知悉する如く余は當時疾の爲め止むを得ず缺席せり。

爾來該會議錄を披閱し裁判管轄條約第八條第九條第十條第十一條及第十二條共に去る四月二日の會議に於て決定せる所を制限を附せずして採用することを今日玆に確言するは余の愉快とする所なり。

三月三十一日本會に於て討議せる議案に付ては大不列顚國第一委員は余に代て投票を爲したり余は此尊重なる同僚に謝し其余に代て下したる可否決は制限なく之を追認するなり。

余は又附言せんとす余は右會議席に不參したるを以て當時會頭か日本國の法典及法律を各締盟國に牒送する事に關して爲したる明晰なる宣言に對し卽時に同意を表することを得ざりしが今日該宣言に無制限の贊成をなすは余の悅ふ所なり。

又裁判管轄條約に載する所の主義一般の贊成を得たるに付ては該條約の結了批准に至りたる上は公法家の所謂未必條約の部類に入るべきことを認得することも亦余の滿足する所なり。

然れば則ち日本の法律を各締盟國に送付するの目的及該法律か泰西の主義に適合せざる場合に於ての結果は既に疑ふべきにあらざるなり。

會頭の公然たる陳述に依り法律通知の事に付本會の決定せる所を見るに各締盟國か通知を受けたる法律に付き其果して泰西の主義に適合するや否を判定すべき一層重要なる標準をば成る可く確定するは余輩の義務なるが如し。蓋し各國は日本の法律を審査するに多分自國の法律制度を標準として觀察を下すべし。然るに泰西諸國の法律は其體裁精神共に同一のものにあらざることは余輩の知る所なり、然れば則ち日本法律を鑑定すべき普通の標準を今日に於て定めずんば同一の法律にして一國は之を泰西の主義に適合せりとし他國は之を然らずとするに至らん。實に一國の法律を制定するには種々の事情ありて事宜に依りては或は他國に類例なき法制を設ることもあるべきなり。

日本國と雖も此事情に制せられざるものと云ふを得ず。例へば其地理上の位置よりして已むを得ず阿片吸用に對し極めて嚴密なる法令を設けたり、何人と雖も此法令の善良仁慈にして能く公衆の健康を保全するの功あることに異議を唱ふる者なかるべし、然りと雖も泰西各國の法典中斯の如き禁制を設けたるものは一もあらざることは余の敢て明言する所なり。故に若し締盟國の中に他國に拘はらず獨り泰西主義の標準を此至善至要の法律に適用せんとする國あらば此法律は之を廢せざるべからず、否らざれば一切他の條約を無効に歸せざるべからず。合衆國の法律に於ては輕罪重罪は單に其罪を犯せる國のみに關係し從て其犯罪國の裁判所のみの管轄を

受くべきものとす、余の知る所に據れば本會に參列せられたる諸國の法律は之に反して其國民か自領地外に於て犯したる罪をも起訴することを許すが如し、然るに若し日本國の法律は此點に付き米國普通法の原則と相合はずとの故を以て日本に對し合衆國の權利を主張することあらば豈に之を正當の擧動となすべけんや、而して又日本國の法律は歐羅巴大陸各國の規則に適合せずとの口實を以て該法律を批難するの權利を右各國に取らんとするも亦均く不正の處置なりとす。

又英國の法律に於て背倫として禁制する所の或る婚姻も多數の泰西諸國の法律に於ては之を全く正當のものと認めたり、若し日本の法律に於て鰥夫と亡妻の姉妹との婚姻を許可するあらば之を英國の點より觀察を下して泰西の主義に反對するものとなすべきか、又若し英國の法則採用せられたるときは他の各國は右法律に付同一の判斷を下さゞる可らざるか。

余は各國法律の間に通常の人事に關する事に付霄壤の差異の存する實例を尙ほ多く引證することを得べしと雖も一法律の泰西主義に適合するや否やを能く判定すべき一定不動の標準なるものは泰西諸國になきことを說明するには之を以て既に充分なりとす。又假りに此標準ありとするも日本の一切の法律を悉く此標準に歸せんとするは不正のことなるも亦既に分明なりと信ず。

余は諸君か余の此言を以て本會に參列したる各邦國の法律を批難するものと認められざらんことを希望す、各國の法律は其支配すべき人民の性質及其法律の由來せる邦俗に適應するものたることは余の信ずる所なり、又

各締盟國は日本の法律充分に此極端の判定法に適合するに非ずんば目下討議中の保證に賴て論爭すべしとは余の信せざる所なり、且又余は將來と雖も斯の如き事あるべしとは思はず何となれば日本の法律は吾人の生息する時代の進步に相伴ふべきことと余の信ずる所なればなり。唯余の大聲疾呼して本會の猛省を請はんと欲する所の一事は即ち若し此保證は必要なりとせば之を明解することも亦均く必要なり、若し之を能くせずんば各國區々の處置より生ずべき自然の結果たる反對解釋の危險を避くるの方法を求めざるべからずとの緊要なる事實是れなり。若し余輩に於て此種の方法を定めずんば一國よりは異議を提出して日本國に之に從ふべしと云ひ日本國之に從へば他の政府は又異見を發し日本は遂に如何ともすべからざるの地位に陷るべし。夫れ此條約は其事柄相同じくして其形體相異なり、然れば則ち此點に付明白に合意決定する所あらざるときは一國の其條約の保證に關する處置は一切の他の條約をして無効に歸せしむるが如き至難なる問題を起すに至るべし。余輩は自己に對し且つは日本國か完全なる司法の改革を行はんとの正當なる希望に對して成るべく此危險なる未定事項を避けざるべからず。余の引證せる事例は余の尊重なる同僚諸君をして「泰西主義」なる語に如何なる解釋を下たすとも一切の要件に應ずる能はざることを了解せしめたりと余は信じて疑かはざるなり。此の如くなれば余輩は右の難題を解するに他の方法を研究せざるべからざること明白なり、然るに此結果に達するに簡單にして且實際に適切なる一方法あり即ち日本より牒送すべき法律に關する各國の處置は協議一致して之をなさゞるべからずと定むることと是なり。此方法を採用するときは今日の困難を排除して滿足の結果を得べきことと余の信ず

る所なるを以て余は左の事を明言するに躊躇せざるなり。卽ち合衆國政府の考案にては凡そ日本の法律を泰西の主義に適合せずと明言して異議を唱へ其効あらしめんと欲せば實行すべき限り裁判管轄條約に調印せる各國の一致に出るを要すと、云へり。

是に於てハッバルド氏曰く、玆に「實行すべき」と云ふ語に付疑義を生じ或は左の論を爲す者あらん、曰く各締盟國が日本より牒送を受けたる法律に關して異議を唱へ其効あらしむるには諸締盟國の一致を要するとせば日本に於る利益の他國に比して劣りたる一國に於て其異議に係る法律は泰西主義に適合せりと主張するあらば他の各國の盡力は烏有に歸せざるを得ざるべしと。

余は前記の語に斯の如き狹隘なる意義を附する者に非ず、斯の如き重要の點に付ては一致を得んこと勿論望む可きことなれども敢て必要缺く可らざるにはあらず、今日日本政府は聯合せる各國と商議するに方り其請求する所其發議する所各國一致の承諾を得るに非ざれば一も其意を貫くことを得ず、然れば則ち日本政府の法律に關して各國より異議をなすにも亦一致の擧に出でんことを日本政府より請求するの權利ありと謂ふを得可し、若し尊重なる同僚の一名が所謂一致結合を要求すること一方に於て正當なりとせば何が故に他の一方に對しては之を拒まんとするか是れ余が其理由を解する能はざる所なり。

余は此點に付强て自說を主張するに非ずと雖も日本法律に關する異議は締盟國多數の贊成を得るに非ざれば其効なしと決定せば緊要の條件は具備したりと信ず、何となれば本會は實際如何なる邦國と雖ども其一國の法典若くは司法構成を模範とし之を採用せんことを日本國に請求することを得ずと決定したればなり。

日本の誓約したる唯一の義務は其新定の法律をして泰西の主義に適合せしめんとするに在り、然れども日本は其法典或は司法構成をして特に某國の法典或は司法構成に適應せしむることを約せず、唯之をして泰西法律即締盟國多數の法律の基礎たる原則に適應せしめんことを約せるなり。既に斯く特種の法律を模倣せんことを日本政府に請求するの權は一國の特有に非ずとすれば如何なる權利に依てか一國能く日本帝國の法律を泰西の主義に適應せずと斷言し以て其適施を無効にするを得べきや、斯の如き明言を爲すの權は日本國が適宜に採擇して其模範を取りたる各種法律の淵源たる多數の邦國に屬す可き特權なること明かなり。「泰西の主義」なる語辭は非常に廣博なる意味を有し開明各國の法律に於て認定せる各主義を包含すと云ふを得可し、若し多數締盟國の斷言日本國は其採收の淵叢廣きに拘はらず其制定せる某法律は泰西主義に適應せずと云ふにあらば（此の如き事の起る虞なしと信ずれども）該法律は消滅に歸せざる可らざるなり。然れども之に依て各締盟國の處置否少くも其多數の處置に屬する特權の施行を特に一國に放任するは正當の事にも非ず又政略上の得策にも非ざるなり。

是よりハッバルド氏は又其演說を繼續せり。

若し余が提起せる方法本會の採用する所とならば右方法の効果たる一方には一國が他各國の處置或は其共同の處置を妨害するの能力を殺ぎ又一方には各國の發議に威權を加へ以て日本國をして必ず之を斟酌せしむることの利益ある可し。

結局に於て尙一言すべきことあり、即ち余が以上陳述せし所は敢て本會の議決を仰がんが爲めに之を提出した

るに非ず、唯余が論及せし問題に關して我政府が最も正當なり最も公平なりと思量する方法即ち斯くの如くにして以て異日一締盟國の獨力を以て余輩の彌久經營せし事業を顚覆することを防止せんとの希望を述べたるのみ、余は今日未だ斯の如き事の發生するを洞察せずと雖ども是れ必ずしも無可有の事にはあらざるべし、然れば則ち之を豫防するの策を講ずるは日本國に對しては友誼の道を盡し自己に對しては義務を果すものと謂ふべし。

余が親愛する同僚諸君、余は我政府に代て斯くの如く陳述すと雖も余は敢て諸君に對し又日本全權委員に對して余が吐露したる意見を斷然採用せんことを請求するにあらず、諸君は如何なる處置に出るか之を此に於て決するか或は各自政府と協議して定むるか是れ諸君の自ら撰んで取る所なり。

然りと雖も此一項は即ち日本政府と余輩との間に明確なる協議を要する問題にして又之に關する日本國の地位に對しては余輩は寛大以て之を處すべきのみならず宜く正義公道に基きて之を理すべきなりとは是れ諸君の余と共に承認せらるゝ所ならんと信ずるなり。

會頭曰く、自分は井上伯及自分の名を以て合衆國全權委員が只今陳述したる優渥懇篤の友誼を最も慇懃に謝せざる可らず。ハッバルド氏の演説は新定裁判管轄條約に關し日本政府の擔任せる義務を全うすべきことを信任せる所を證明せるものにして此信任の徵證は日本委員の大に感謝する所なり、自分は合衆國全權委員及其他の全權委員に對して誓言せんとす、帝國政府は泰西法律の最も進歩したる原則に全く適合せる法律を完成することに全力を盡くして遺す所なかるべしと。是に於て本日の議題に移り、

會頭曰く、日本委員は前會に於てサー・フランシス・フランケットの發議せる最惠國條款を採用する旨を欣然玆に告知するなり。此條款は第十二條として條約中に挿入せらるべし、之に依て批准に關する條款は第十三條となるべし、然れども本條款に付本會の決を採らざる前に自分は其文に些細の變更を加へんと欲す、其變更たる即「或ハ日本國司法上ノ改革或ハ此國ニ於ル領事裁判所若クハ其他ノ裁判所ニ關シ」とあるを「日本國ニ於ル司法上ノ制度ニ關シ」とするに在り。

故に該條款は左の如くなるべし。

日本政府ハ日本國司法上ノ制度ニ關シ若シ他ノ外國ト從前已ニ他ノ方法ヲ約シタルカ或ハ將來ニ他ノ方法ヲ約スルコトアリテ何時タリトモ、、、國政府之ヲ欲望スルノ意ヲ言明スルトキハ即時ニ條件ヲ附セズシテ之ヲ、、、國政府及ビ、、、國臣民若クハ人民ニ及スベキコトヲ約ス

サー・フランシス・プランケットは此修正說に同意を表したり。

因て會頭は條約第十二條となるべき此條款に付決を取らんことを議會に請求す。

ハッバルド氏曰く、自分は大不列顚國第一委員の發議に係り日本委員に於ても公然たる陳述中に明言せる制限を除き採用したる最惠國條款に關し可否の決を下さゞる前に曾て千八百八十六年十月二十日の會議に於て自分が本會に開陳せる意見を再述することは即ち我政府に對する義務なり、右意見は載せて會議錄第八に在り。

即自分は當時左の陳述をなしたり。

「最惠國待遇の事に關しては余の同僚たる英獨兩國委員の報告中明白に陳述せるものあるに因り余は茲に簡短に左の一事を述んとす、即ち向後の諸條約に就ては我政府に於て最惠國條款を主張することなきを懇望する旨日本政府より合衆國へ通牒せられたり、尤他國政府へも右同樣の請求ありしや否は余の知る所に非ず又余の關心する所に非ざるなり、我政府の持論に於ては貿易上の事に關し無制限の最惠國條款を以て便宜とすと云ふが如きは間然するなきを得ざるものなり。蓋し我政府の意向たるや兩國疆土の近接せると其交際の緊密なるよりして均しく萬國に通用せざる一種特別の約規を設くることもあるべき旨（此事たる數多の邦國に於て最惠國條款中に制限の明文あると否とに拘はらず實際に主張する所なり）を承諾するか、若くは特別互相の讓與に基ける最惠國の待遇を更に別國に及ぼさんには必ず之と同樣なる互相讓與の約束を以てすべしとのことを取極め之に依て以て公然該條款の約規に制限を設けんとするに在るなり。

我政府の見解を以てすれば最惠國條款に就て用ふる所の有限無限の二語は單に便宜上よりして該條款の二樣の體裁を區別するものたるに過ぎず。即ち其一、附約を設けたる所の最惠國條款に於ては甲締盟國より別國に對して一の殊遇を許與することあらんに若し其殊遇たる報酬を求めずして許與する所に係れば之を乙締盟國に許與するにも亦報酬を求むることなく又其殊遇たる制限を設けて許與する所に係れば之を乙締盟國に許與するにも亦別國に求めたると同樣の報酬を求めざるべからずとのことを明確にするものなり。其二、附約を設けざる所の最惠國條款に於ては其意を敷衍すること右の如く深長ならざるなり。

抑々國際法の定則たる右の如き譲與を甲締盟國より無報酬にて別國に及ぼすことを得るは唯其譲與の甲乙兩締盟國間に相互に授受する所の利益に基かざる場合に限るものにして、我國國務省及び司法省の解釋に據れば假令ひ右の附約を設けざることあるも亦此定則を壞るべきに非ざるなり。是れ我政府の久しく常に固執する所の論旨にして即ち最惠國に許與せる特權を別國に及ぼすべしと約するは獨り無報酬の特權に就て之を約するに止まるものにして互相の利益を得る爲めに許與したる特權即ち條約中に明言せる報酬に對する所の特權をも併せて之を云ふには非ざるなり。

右の意見は既に五十年前合衆國の明言せし所にして爾來我政府の更迭することあるに常に反復之を確言したり」

然るに今日本政府は大不列顚國第一委員の發議の儘最惠國條款を裁判管轄條約に挿入することに同意したる旨を公然明言せられたり、蓋し其條約改正商議の成功に必要なりと思量したるに基きたるなるべし。合衆國政府の見る所にては日本政府の同意は此問題を決定せるものと認むるを以て余は日本委員の主張せる制限の外他の制限を加へずして大不列顚國第一委員の發議を採用す。

ハッバルド氏又曰く、抑領事裁判權の廢止を承諾せる主要の目的の一は帝國を全開して各締盟國の臣民若くは人民に住居商業の權利を許されんとするに在を以て、縱令ひ本會に參列せざる一國に於て或る年限の間其領事裁判權を維持するとも日本と各締盟國との間に條約を以て締結せる契約は毫も其目的を變ぜざるべし、即此席に參列せざる邦國の臣民若くは人民は開港場に屛居し條約を以て定めたる著大の利益を目的として領事裁判權の廢止を承諾せ

る邦國に許與せられたる權利特典を享有することを得ざるべし。

依て余は日本政府の正當なる請求に答ふる爲め合衆國政府の名を以て左の事を確言せんとす、曰く前記の理由の爲めに決して日本政府に對し米國領事裁判權の復興を請求せざるべしと。

サー•フランシス•プランケット曰く、自分はハンネン氏及自身の名を以て第十二條を採用するに方り自分等の將に可決せんとする最惠國條款の範圍を確定せんと欲す、即ち此最惠國條款は一方に於ては今日將に締結せんとする條約の期限間に日本國をして未締盟國と條約を新定し利益の條件を約することに付き右十七年間自由たらしめ、他の一方に於ては將來日本國が右新條約を以て新關係外國に與ふべき利益は各締盟國をして即時に條件を附せずして之を得せしむる所のものなり。

大不列顚國第一委員附言して曰く、日本委員が該條款に下す所の解釋果して斯の如きや否を會頭に質問せん。

會頭答へて曰く日本政府の意見は正にサー•フランシス•ブランケットの陳述せられたる所に同じ。

他の各員一同異議なくして該條を採用せり。

是に於て各員交々協議ありて、遂に井上伯は外務大臣の資格を以て本會に參列せる各國の代表人に日本政府が最惠國條款に關して爲さんと欲する制限の事に付一通の書束を送付することに決し、又未だ本國政府より訓令を領受せざる委員は其領受まで答辭を延期すべきも其答辭を爲すことを得べき者は直に之を爲すべき事及各員は參考の爲め自己の訓令を其同僚に示すべき事を決定せり。

ド・マルチノ氏は井上伯の書柬に對する答案を出して之を示せり。

サー・フランシス・プランケット曰く自分も亦伊國全權委員の採用したると同文の答案を呈せんと欲す。

フォン・ホルレーベン氏曰く自分も答書を送るに方り伊國全權委員の用ゐたると同樣の書式を採用すべし。

ナイト氏も亦伊國全權委員の指示せる書式を採用せり。

シエンキエウヰッツ氏曰く、自分は曩に此點に關し自國政府に訓令を請へりしに未だ之れに接せず之に依て即答を爲す能はずと雖も此の返答は日本政府の希望に適合する所なるべしと自分は之を思考するの理由を有す、自分の採用すべき書式に就ては伊國全權委員の提起せるものに對して毫も異議なしと雖も若し必要なる場合に於ては井上伯に送るべき書柬は必ずしも該書式に依らず自ら之を作るの權利を保有すべし。

セヴヰッチ氏曰く、日本政府が領事裁判權に關し最惠國條款に下したる解釋に對し自國政府は十全にして且條件を附せざる同意を表せり、之に依て外務大臣の書柬に對する返書の書式及章句に關し自分は曾て帝國政府より受けたる訓令に最も善く適合すべしと思考する所を用ゐるの權を保有すべし。

ハッバルド氏曰く外務大臣の通牒に對する自分の返書には該通牒中に掲載せる條款を全く採用する旨を記すべし。

ツアン・デル・ポット氏曰く、自分は本題に付和蘭政府より電信を以て外務大臣が自分に送付すべき書柬に對する答書は尊重なる伊國全權委員の朗讀したる答書の文と同樣にすべき旨の訓令を受けたり、又瑞典諾威政府の名義を

以て右同樣の返答を爲すことを得、然れども自分は未だ此點に關し丁抹政府の訓令に接せざるを以て該政府の爲には目下公然たる返答を爲すことを延期すべし。

會頭は裁判管轄條約に關し尙ほ意見を述べんと欲する全權委員ありやと問へるに依り、

サー・フランシス・プランケット曰く、玆に一點の注意を求めんと欲するものあり夫れ條約には序款を付することは通例なれども本裁判管轄條約には未だ其設なし、自分は本條約に於て之を設くるの必要を感ずと雖も自分は通商及び航海條約の細目を議了する迄本會に於て此點の考量を延期せんことを發議す。

此發議は本會の採用するところとなれり。

シエンキエウヰッ氏は左の意見書を朗讀せり。

余は裁判管轄條約全體に關し二個の注意を爲さんことを謹て本會に請はんと欲す。

本會は投票を爲すに方り何等の制限をも附することを許さゞりしを以て此先例になき處置の自然の結果たるや本會議の報告に例外の重きを加へたり。

又一方よりして之を觀るときは採用に係る數條は日本政府の宣言若くは說明に依り決定したるに依り該宣言及說明は其關係する個條に附著して分離す可らざるは理の當に然る可きものなり。

會頭曰く玆に裁判管轄條約の議了を觀るに至りしは自分の大に滿足する所なり自分は今謹んで各全權委員が本會の事業に忠實の協力をなしたることを謝し併せて其盡力の功を奏したることを賀するなり向後本會の審議すべき事

業は通商條約なり之に就て自分は井上伯の許可を得て茲に諸君に告んと欲する事あり、曰く日本委員は一切通商に關する事項は之を委員に附して下調へを爲さしめんこと是なり、之に因て自分は此任を稅目取調委員に委ね兩名の新委員を加へて其事業を助けしめんことを發議せんとす、右兩名は即合衆國全權委員及佛國第二全權委員なり若し此發議にして採用せらるれは本會に提出せらるへき諸般の通商問題を判定するに大に便宜を傳へしと信す。

シヱキヱウヰツ氏は全く此便法を贊成すと陳述せり。

コント・ザルスキ曰く、自分は曾て去る十月二十日の會議に於て殆んと同一の語辭を以て同樣の發議を爲したるを以て特に悅んで會頭の發議を贊成す、且從來サー・フランシス・プランケツト・靑木氏・フハン・テル・ボツト氏及サツペー氏より成れる委員に佛米兩國の委員を加ふることも其際提議したる所なり。

ド・マルチノ氏は此發議を贊成せり。

ナイト氏曰く自分は此發議を贊成すと雖も委員の職務は單に豫備の調査をなすに止め委員をして其報告を本會に呈出せしめ其議決を以て本會の議決を束縛することを許さゝるの意を明かにす可し。

セヴヰツチ氏曰く取調委員に加はらざる全權委員は曾て決定せられたる例に倣ひ開陳せんと欲する意見ある時は之を書にし以て取調委員に通報することの權利あるべしとの義も亦た善く之を明定せんことを望む。

靑木氏は白耳義國委員及露西亞國委員に對し曩に稅目取調委員に關して定めたる條件は均しく新設の委員にも適用する旨を確言せり。是に於て右の發議は本會の採用する所となれり。

ハツバルド氏は本會に陳謝し且つ氏は欣然取調委員の事業に參與すべき旨を述べたり。

ルクー氏は本會が氏を取調委員に撰定したるの厚意を陳謝し力を盡して以て其信任に背かざるべしと陳述せり。

サー・フランシス・プランケットは稅目取調委員長の資格を以て共同僚及自己の爲め陳述して曰く、此信任の徵證は余輩に滿足の感情を與へたり仍て其審査に附せられたる重要の問題を調理して分毫も勞を吝むことなかるべきは余輩の本會に確言する所なり又余は取調委員一同に代り彼學識と經驗とを以て委員一同の事業の成功に裨補すること大なるべき兩新任委員の加入を欣待す。

ド・マルチノ氏曰く、自分は各全權委員に配付せられたる裁判管轄條約の編纂書の事に關し陳述を爲さんと欲す、右編纂書には第六條の追加條款を條約文中に記入したれとも右は直に第六條の次に挿入せずして條約の終尾へ附錄として附加せんことを勸告するなり。

伊國全權委員又曰く、自分は日本國委員に質問せんと欲す、該全權委員は右編纂書中に在り彼曾て他日に讓りたる二項の約款に關し異日再議を開かんとの意なるや將た此二項は左まで緊要ならざるを以て之を拋棄するの意なるや。

會頭は伊國全權委員の質問に答へて曰く、日本政府は聊かも右の約款を條約より除却するの意なし此等問題は各委員が期望する所の訓令を他日其政府より領受すべき時を竢て之を審議に附せんと欲するなり。

青木氏又曰く第六條の追加約款は條約の終尾へ附錄として添付するも自分に於ては異論なし。

シヱンキヱウヰッツ氏は左の演說を爲せり。

委員各位親愛の同僚諸君、余は我政府より賜はりたる休暇を幸に佛蘭西に歸國せんと欲する旨を玆に諸君に報道するの榮を有す。

余は少日月間諸君の側に列するの榮と本會の事業に充分の盡力をなすの喜悅とを失ふは實に遺憾に堪へざる所なり。余の不在中代理公使の職を務むべきブールガレル氏は本會に於ても亦佛蘭西國第一全權委員の資格を以て余に代るべし。

親愛の同僚諸君、余は諸君が從來余に賜はりし厚意をば將來ブールガレル氏及ルクー氏に及ぼさるべしと信ずるなり。

會頭は左の演說を爲せり。

余は井上伯及自已の名を以て佛蘭西國第一全權委員の慇懃なる言辭を懇謝す、抑吾人が本會に於るの事業は去年五月以來引續きしが今日幸に事業中の主要なる一部を完了せり、吾人は此結果を得たるに付尊重なる佛蘭西國全權委員の明識なる翼賛を謝し併せて該委員の繁榮を禱る。

又我外務大臣はコント・ザルスキーが賜暇を以て不日出發する旨幷に其不在中はヘンリー・フオン・シーボルド氏代理公使の職を務め且本會に於ても墺地利洪牙利全權委員の資格を以て代理する旨の書東のコント・サルスキーより領受せることを本會に通知せざるを得ざるは實に遺憾に堪へざる所なり。

此際吾人は今日まで本會の議事を成功せしめたるに付與て大に力ある彼コント・サルスキーが貴重なる協力をば本會が失はざるを得ざることを嗟嘆するのみに止まらず、又氏が商議の始終吾人を助けて忠實の協力を與へられたるは深く感佩する旨を明言せんと欲するなり吾人は偏へに氏の爲めに歸路の安全を禱るのみ。

コント・サルスキーの答辭は左の如し。

只今會頭は余が本會の爲めに盡したる些細の盡力をば極めて篤く頌揚せられたり右慇懃の褒詞は余の會頭に深謝する所なり、余は日本國が泰西各國との交際に一大新路を開く可き此事業の全く奏功に至らんことを懇禱す、若し條約署名の任に當て余の姓名を之に附することを得ば是れ余の幸榮なり。玆に親愛の同僚諸君に訣別し且諸君が自分に表彰せられたる厚意は永久念頭に存して忘れざるべき旨を陳ず。

サー・フランシス・プランケット曰く、尊重なる兩名の同僚佛蘭西國第一全權委員及墺地利洪牙利國全權委員の出發は自分の實に遺憾とする所なり、本會開始以來事務執掌の一年間右尊重なる兩委員が其明識卓見を以て本會の議事に孜々として助力せられたることは日常の事なりき而して尙ほ殘る所の重要なる事業に從事するに方り本會が兩氏の貴重忠實なる協力を追想すべきは自分の信ずる所なり、尊重なる兩全權委員の爲めに歸路の安全を禱り倂せて兩氏が遠からず此地に還り來りて再び曩時の事業に就くを歡迎するの最も愉快なる任に當らんことを希望す。

衆員一同サー・フランシス・プランケットの陳述せる情感に同意す、是に於て本會は通商事項取調委員より報告を提出するの準備整ひたる旨會頭より各國委員に通知する時まで休會することに決し、又本日の會議錄は各委員其任

所に於て之に署名し且ブールガレル氏はシエンキエウヰツ氏に代りフオン•シーボルド氏はコント•サルスキーに代て署名することに決せり。

會頭の動議に因り本會は再會の期日を定めずして休會せり。

五時半散會。

青木　　　　　　　　　　　　　　　　　　シエンキエウヰツ氏代

コント•サルスキー代　　　　　　　　　　フールガレル

エッチ•フオン•シーボルド　　　　　　　ア•ルクー

エフ•アール•フランケット　　　　　　　エル•ド•マルチノ

ニコラス•セイ•ハンネン　　　　　　　　チー•ナイト

アール•ヒ•ハツバルド　　　　　　　　　ホルレーベン

イ•イ•フアン•デル•ホット　　　　　　　サッペー

アール•タブルユ•アルウヰン　　　　　　セヴイッチ

ジ•ルーレイロ　　　　　　　　　　　　　ジ•テラヴアット

右英文に署名　　　　　　　　　　　　　右佛文に署名

此書は正寫なることを證明す。

バロン•フオン•シイボルド

デイ・ダブリユ・スチーヴンス

都筑馨六

ジヨン・ヱイチ・ガヒンス

ピー・ド・ルシー・フオサリウ

會議錄第二十六號附錄

裁判管轄條約案

裁判管轄條約

第一條

日本帝國政府ハ本條約批准書交換後二ケ年內ニ、、、、國臣民若クハ人民ノ爲メ永ク日本帝國ノ全開スルコトヲ擔任ス

第二條

日本帝國政府ハ日本皇帝陛下ノ臣民ノ享有スル權利及ビ特權ハ萬國公法ノ通義ニ從ヒ總テ之ヲ、、、、國臣民若クハ人民ニ附與スルコトヲ約ス

第三條

丶丶丶丶國臣民若クハ人民ガ日本ニ於テ應ニ受ク可キ待遇ニシテ本條約ニ明文ナキモノハ本條約ト同日附ノ通商及ビ航海條約ノ約款中ニ載明ス

第四條

日本帝國政府ハ泰西主義及ビ本條約ノ約款ニ從ヒ帝國ノ司法組織及ビ左ノ諸法律ヲ制定スルコトヲ擔任ス

一 刑法

二 治罪法

三 民法

四 商法（破産法幷ニ商船及ビ爲換手形ニ關スル法律ヲ包含ス）

五 訴訟法（商事ニ關スル訴訟手續ヲ包含ス）

又警察ニ關スル現行ノ法律規則ハ可成丈集輯類別ス可シ

第五條

日本帝國政府ハ前條ニ列擧シタル諸法律ヲ第一條ニ定メタル期限内ニ頒布スベシ且シ第一條ニ定メタル期日ヨリ少クトモ八ケ月前即チ本條約批准交換後十六ケ月以内ニ其英文正本ヲ丶丶丶丶國政府ニ通知スルコトヲ擔任ス又タ日本帝國政府カ此等法律ニ改正ヲ加ヘントスルトキハ其改正ヲ實施スル八ケ月前ニ同ク亦タ丶丶丶丶國政府ニ通

知スルコトヲ擔任ス

第六條

ヽヽヽヽ國領事裁判ノ制ハ帝國ヲ外國人ニ開クノ日ヨリ三ケ年間仍ホ東京、横濱、神戸、大阪、長崎、新潟及ビ函館ノ條約界限地内ニ存在ス可シ但シ日本行政規則幷ニ警察規則ニシテ別ニ約ヲ立タル者ハ領事裁判所之ヲ施行ス可シ

右期限中領事裁判所及ビ日本裁判所ノ權限及ビ前掲各地ニ於テ裁判管轄上滿足ノ方法ヲ設クルコトニ關スル細則ハ附約ヲ以テ之ヲ規定ス可シ

第七條

日本裁判所カ一名若クハ數名ノヽヽヽヽ國臣民若クハ人民（何等ノ資格ヲ以テスルニ拘ハラズ）ニ交渉セル民事又ハ刑事ノ訴訟ヲ審判スル場合ニ於テハ左ニ列揭スル約款ヲ照守スルヲ要ス若シ此約款ニ違フトキハ其裁判ノ手續及ビ判決ハ總テ無効タル可シ

第一項　地方裁判所控訴院及ビ大審院ハ左ノ如ク組織ス可シ即チ其裁判官ノ多數ハ外國籍ニ係ル者タル可シ

右各裁判所ノ判決ハ法律ヲ以テ定メタル員數ヨリ少キ裁判官ヲ以テ之ヲ下スコトヲ得ズ

控訴院ノ各局ハ地方裁判所ヨリモ其裁判官ノ數ヲ多クシ以テ之ヲ組織シ大審院ノ各局ハ更ニ控訴院ノ各局ヨリモ其裁判官ノ數ヲ多クシ以テ之ヲ組織ス可シ

第二項　凡ソ上訴ノ事件ヲ裁判スル場合ニ於テハ前ニ下級裁判所ニ於テ同事件ノ判決ニ關シタル裁判官ハ上級裁判所ノ一員トシテ之ニ列スルコトヲ得ズ

第三項　裁判官一名ニテ掌管スル裁判所ノ民事及ビ違警罪ノ判決ニ對シ法律上及ビ事實上ノ點ニ付地方裁判所ヘ上訴スルヲ得尙ホ法律適用錯誤ノ點ニ付テハ更ニ控訴院ノ審判ヲ請フコトヲ得ベシ但シ此場合ニ於テハ控訴院ノ判決ヲ以テ終決トス

第四項　地方裁判所ノ判決ニ對シテハ法律上及ビ事實上ノ點ニ付控訴院ヘ上訴スルコトヲ得可シ

第五項　控訴院ノ判決ニ對シテハ法律適用錯誤ノ點ニ付大審院ヘ上告スルコトヲ得可シ

第六項　地方裁判所ハ之ヲ左ノ各地ニ設置ス可シ

一　横濱
二　函館
三　新潟
四　神戸
五　京都
六　山口
七　長崎

八　名古屋

右裁判所ノ位置ハ若シ實驗上其變更ヲ要スルトキハ便宜之ヲ行フコトヲ得

控訴院ハ之ヲ左ノ各地ニ設置ス可シ

一　東　京

二　大　阪

大審院ハ之ヲ東京ニ設置ス可シ

第七項　各地方裁判所詰メ外國籍ニ係ル裁判官ハ控訴院詰メ外國籍ニ係ル裁判官中ヨリ之ヲ選ブモノトシ每司法年度中ニ大審院長及ビ同院裁判官二名（抽籤ヲ以テ定ム）ヨリ成立チタル委員會ニ於テ豫シメ次年度ニ此地方裁判所詰メヲ命ズ可キ者ヲ選ブ可シ

右外國籍ニ係ル裁判官ノ交迭ハ左ノ方法ヲ以テス可シ即チ控訴院詰メ外國籍ニ係ル裁判官ハ皆各々輪次ニ地方裁判所詰ヲ命ゼラル可シ

外國籍ニ係ル裁判官中相互ノ協議ヲ以テ派遣地ヲ交換セントスルコトハ之ヲ右裁判官分遣ヲ掌トル委員會ニ請求スルコトヲ得但シ此請求ハ當該年度裁判官分遣前ニ於テ之ヲ爲ス可シ

第八項　、、、、國臣民若クハ人民ニ交涉スル民事訴訟ニシテ其直接或ハ間接ニ爭訟ニ係ル金額若クハ物件ノ價額滿百圓ヲ超過スルモノハ地方裁判所ニ於テ之ヲ審判ス可シ

金額未定ノ訴訟若クハ價額未定ノ物件ノ要求ニシテ其額滿百圓ヲ超過ス可キ者ハ地方裁判所ニ於テ審判スベシ

第九項　刑事ニ關シテハ地方裁判所ハ拘留滿十日ヲ超エ若クハ罰金滿三十圓ヲ超エ又ハ拘留滿十日ヲ超エ罰金滿三十圓ヲ起ユル兩刑併科スベキ諸犯罪ノ訴ヲ受理ス可シ

地方裁判所ノ權限ハ輕罪及ビ重罪ヲ包含ス可シ

第十項　諸犯罪ノ豫審ハ總テ外國籍ニ係ル裁判官一名ヲシテ之ヲ掌理セシム可シ

第十一項　總テ檢察官ノ干預ヲ要スル場合ニ於テハ帝國檢察官ノ職務ハ外國籍ニ係ル官吏ヲシテ之ヲ行ハシム可シ

第十二項　公判ハ（當該裁判所始末書ニ登錄セラル可キ理由ニヨリ該法廷ガ之ヲ公開ス可ラズト決スルノ外ハ總テ公開ノ法廷ニ於テス可シ

第十三項

(イ)　前各項裁判所ノ公用語ハ日本語タル可シ

(ロ)　英語ハ日本ニ於テ最モ廣ク通用スル外國語タルヲ以テ之ヲ右裁判所用ノ外國語ト爲ス可シ

(ハ)　爾餘ノ外國語モ亦タ之ヲ右裁判所ノ書類幷ニ往復文等ニ用ルコトヲ許容承認セラル可シ

(ニ)　右裁判所ノ宣告書、命令書、判決書、及ビ意見書其他右裁判所ヨリ發スル一切ノ書類ハ總テ英語ヲ以テ其正文ト爲シ之ヲ關係人ニ交付ス可シ

(ホ) 前項ニ掲クル所ノ書類ヲ交付スルニハ訴訟人若クハ刑事被告人ヲシテ其最モ能ク解シ得ル外國語ヲ指定セシメ右書類ヲ正確ニ該國語ニ飜譯シ之ヲ添ルヲ要ス

(ヘ) 一裁判所詰メノ外國籍ニ係ル裁判官及ビ訴訟人共英國若クハ米國以外ノ者タル場合ニ於テハ協議ノ上其選定シタル他ノ歐羅巴語ヲ以テ審判ヲ爲スコトヲ得然レドモ其判決ヲ宣告シ及ビ之ヲ上級裁判所ニ送付スルニハ仍ホ英語ヲ用ウ可シ

(ト) 右各裁判所ニハ宣誓シタル堪能ノ通辨人及ビ官任飜譯官ヲ備フ可シ

(チ) 右各裁判所ハ何レノ歐羅巴語ヲ以テ認メタル書類ト雖モ總テ之ヲ受理スルコトヲ擔承シ關係人ニ英譯ヲ要求スルヲ得ズ其英譯ハ裁判所ノ費用ヲ以テ之ヲ辨ス可シ

(リ) 各裁判所間ノ公用往復文ニハ英語ヲ用ウ可シ

第十四項　丶丶丶丶國臣民若クハ人民ハ裁判官一名ニテ掌管ス裁判所及ビ地方裁判所ヘ自身出廷スルノ權ヲ有ス可シ

前各項裁判所ニハ裁判所用ノ國語ニ熟達シタル日本代言人ヲ附ス可シ丶丶丶丶國臣民若クハ人民ハ其代言人ヲ選ブコトニ付充分ノ自由ヲ有シ總テ該裁判所ノ所在地若クハ其性質ニ拘ルコトナカル可シ

丶丶丶丶國臣民若クハ人民輕罪或ハ重罪ノ告訴ヲ受ケ自ラ其代言人ヲ選ブコトヲ缺キタル場合ニ於テハ無報酬ニテ裁判所用ノ國語ニ熟達セル代言人ヲ附ス可シ此代言人ハ日本籍或ハ外國籍ニ係ル代言人中ヨリ選バルヽ

モノトス

第十五項　日本代言人組合ハ外國籍ニ係ル各代言人ガ其組合ニ入ルコトニ付之レガ許否ヲ決ス可シ且ツ外國籍ニ係ル代言人ニ對シテ懲戒ノ權ヲ行フ可シ

外國籍ニ係ル代言人ハ右代言人組合ノ議決ニ對シ之ヲ外國籍ニ係ル裁判官ヲ懲戒スルノ權ヲ委ネラレタル裁判所ニ上訴スルノ權ヲ有ス可シ

第十六項　重罪ノ告訴ヲ受ケタル丶丶丶丶丶國臣民若クハ人民ハ何等ノ人即チ代言職業外ノ者ト雖モ若シ其裁判所ニ於テ故障ナキ者ナラバ之ヲ擇ンデ其辨護人トナスコトヲ得

第十七項　若シ日本政府陪審員ヲ置クノ裁判所ヲ設ケタルトキハ其陪審員ハ（丶丶丶丶丶國臣民若クハ人民カ告訴ヲ受ケタル場合ニ於テハ）外國人ノ多數ヲ以テ之ヲ組織ス可シ

第十八項　丶丶丶丶丶國政府ハ其臣民若クハ人民ニシテ日本帝國裁判所ヨリ死刑ノ宣告ヲ受ケ而シテ其刑ヲ輕減セラレザル者ノ引渡ヲ請求スルコト隨意タル可シ

右ノ情由ニ因リ引渡サレタル丶丶丶丶丶國臣民若クハ人民ハ丶丶丶丶丶國法律ニ從ヒ起訴裁判セラル可シ

締盟兩國ハ領事裁判制度ノ繼續期限ノ終ルマデニ死刑ニ關スル新規約ヲ定ム可シ

第十九項　外國囚人ノ繫獄ニ關シテハ特別ノ方法ヲ設クベシ且監獄及ビ懲治監等ノ組織ニ關スル規則ハ第四條ニ掲ゲタル法律ト同時ニ丶丶丶丶丶國政府ニ通知ス可シ爾後右等ノ諸規則中其改正ヲ必要ト見認ムル場合ニ於

テハ遲滯ナク之ヲ在東京丶丶丶國公使ニ通知ス可シ

第　八　條

日本帝國政府ハ第七條ニ約定シタル丈ケノ外國籍ニ係ル裁判官及ビ檢察官ヲ任命ス可シ
右外國籍ニ係ル裁判官及ビ檢察官ノ任命ニ就テハ日本帝國政府ハ左ノ約款ヲ照守ス可シ
(一) 外國籍ニ係ル裁判官及ビ檢察官ハ其本國ニ於テ裁判官檢察官若クハ代言人タリシ者ニシテ且ツ其本國ニ於テ法律上一切瑕疵ナキ者タルヲ要ス
(二) 右裁判官及ビ檢察官ハ少ナクモ四箇年ノ期限ヲ定メテ之ヲ聘用スベシ
(三) 同一裁判所ノ裁判官ハ總テ同額ノ俸給ヲ受ク可シ
(四) 右裁判官及ビ檢察官ハ俸給ヲ受クベキ一切ノ他職務ヲ執ルヲ得ズ
(五) 外國籍ニ係ル裁判官ハ懲戒裁判所ノ申立ニ依ルノ外其聘用期限內ニ之ヲ罷免スルヲ得ズ該裁判所ハ大審院ノ外國係籍裁判官ヲ以テ組織スベシ此裁判官ハ匿名投票ヲ以テ他ノ外國係籍裁判官三名ヲ選擧シ之ヲ其員ニ加フルノ權ヲ有ズ凡ソ外國係籍裁判官ハ右懲戒裁判所裁判官三分ノ二ヨリ少ナカラザル多數ノ判決ニ依ルノ外ハ罷免セラルヽコト無ル可シ

第　九　條

以上各條ニ從フテ設定スル司法上ノ制度ハ第一條ニ示シタル期日ヨリ十五箇年間其效力ヲ有スベシ此制度中各事項

ノ變更ハ丶丶丶丶丶ノ國政府前以テノ同意ニ因ル可シ

第十條

丶丶丶丶丶國領事裁判所ハ丶丶丶丶丶國臣民ノ身分ニ關スル事件ニ就キ仍ホ其權ヲ存ス可シ

第十一條

若シ丶丶丶丶丶國臣民若クハ人民本條約批准ノ交換後直ニ本條約中ニ許與スル權利ヲ受ケント欲望スルトキハ右ノ如ク爲スコトヲ得但シ其日本ノ民事裁判權ニ服從スルコトヲ要ス

第十二條

日本政府ハ日本帝國司法上ノ制度ニ關シテ若シ他ノ外國ト從前已ニ他ノ方法ヲ約シタルカ或ハ將來ニ他ノ方法ヲ約スルコトアリテ何時タリトモ丶丶丶丶丶國政府之ヲ欲望スルノ意ヲ言明スルトキハ即時ニ條件ヲ附セズシテ之ヲ丶丶丶丶丶國政府及ビ丶丶丶丶丶國臣民若クハ人民ニ及スベキコトヲ約ス

第十三條

本條約ハ批准書交換後十七年間其効力ヲ有スベシ右交換ハ之ト同日附通商條約批准書ノ交換ト同時ニ之ヲ行フベシ本條約批准書ノ交換ハ其調印後一ケ年以內ニ於テ成ルベク速ニ東京ニ於テ之ヲ行フ可シ

附錄

第六條附錄約款

第一款

日本裁判所及ビ領事裁判所間ノ管轄區域ハ左ノ原則ニ依リ之ヲ定ムベシ
第一刑事事件ニ付テハ犯罪地ニ因テ其裁判管轄ヲ定ム若シ其犯罪人起訴前（或ハ起訴中）ニ逃亡シタルトキハ其逮捕地ニ因テ之ヲ定ム
第二民事事件ニ付テハ左ノ方法ニ依リ其裁判管轄ノ區域ヲ定ムベシ
(イ)契約書中其履行ノ地ヲ明記スルトキハ卽チ該履行地ニ因テ之ヲ定ム
(ロ)契約履行ノ地ヲ指定セザル場合幷ニ其他一切對人件ノ訴訟（何等ノ原因ヨリ起リタルヲ問ハズ）ニ付テハ總テ其被告人ノ定住地ニ因テ之ヲ定ム其定住地ナキ場合ニ於テハ訴狀送達ノ時該被告人ノ寄留セル地ニ因テ之ヲ定ム
(ハ)對人件ノ訴訟ニシテ被告人數名アル場合ニ於テハ原告人カ其中ニ就キ選ム所ノ一名ノ定住地ニ因テ之ヲ定ム若シ其定住地ナキ場合ニ於テハ訴狀送達ノ時該被告人ノ寄留セル地ニ因テ之ヲ定ム
(ニ)會社ニ係ル事件ニ付テハ其會社本店所在ノ地ニ因テ之ヲ定ム但シ其支店ノ業務ヨリシテ生ズル事件ハ該支店所在ノ地ニ於テ之ヲ出訴スルコトヲ得

(ホ) 死亡者ノ遺産ニ關スル事件ニ付テハ其最後ノ定住地ニ因テ之ヲ定ム

(ヘ) 不動産ニ關スル事件ニ付テハ該不動產所在地ノ裁判所ニ出訴スベシ此手續ハ不動産ノ所有若クハ使用ニ關スル對人件ノ訴訟ニモ亦タ同ジク適用スベシ

從前外國人ガ不動產占有權ヲ享受シタル界限地外ニ在ル不動產ニ關スル訴訟ハ日本裁判所ノ管轄ニ專屬スベシ

第二款

民事及ビ商事ニ關シ日本裁判所ニ於テ言渡シタル判決ニシテ確定トナリタルモノハ條約界限地內ニ於テモ其効力ヲ有スベシ但シ相當領事裁判所ニ於テ略式裁判ノ手續ニ依リ右日本裁判所ノ判決ハ執行スベキモノナルコトヲ宣言スル迄ハ之ヲ執行スルヲ得ズ此略式裁判ノ言渡書ニハ右日本裁判所ノ判決ハ相當司法官ヨリ言渡サレタルコト其召換狀ハ親シク各關係人ニ送達セラレタルコト各關係人ハ法律ニ順テ代表セラレタルコト若クハ法律ニ照ラシ缺席裁判ヲ言渡サレタルコト及ビ辯護ノ權理幷ニ上訴ノ權理ヲ侵サヾルコトヲ記載スベシ

刑事事件ニ付テハ條約界限地內ニ在ル相當ノ外國裁判所若クハ領事裁判所ニ於テ宣告ヲ執行スルノ前又ハ宣告執行ノ爲メ犯罪人ニ對シ其宣告ヲ言渡シタル裁判所ヘ該犯罪人ヲ引渡スノ前ニ於テ前項ニ列擧シタル方式及ビ條件ヲ照守スルヲ要ス

右日本裁判所ノ判決ハ英語ヲ以テ領事裁判所ニ通知スベシ

日本裁判所ニ於テモ亦タ領事裁判所ノ言渡シタル判決ハ執行スベキモノナルコトヲ宣言スルノ義務アルモノトス此

場合ニ於テハ日本裁判所ハ總テ前各項ニ明掲スル領事裁判所カ日本裁判所ノ判決ニ於ケル場合ト同樣ノ方式及ビ條件ヲ照守スベシ但シ領事裁判所ヨリ其判決ヲ通知スルニハ其自國語ヲ用ウベシ

第三款

領事裁判所及ビ日本裁判所ハ判決執行ノ外相當ノ照會ニ由リ相互ニ司法上（特ニ事實ノ取調及ビ釋明ニ付）ノ助ヲ與フベシ

此規則ハ一方ノ管轄區域內ニ住居スル證人ヲシテ他ノ一方ノ管轄區域內ニ在ル他國裁判所ニ出廷シ其證據ヲ供セシムルガ爲メ相互ニ之ヲ召換スル場合ニモ亦タ適用スベシ

第四款

逮捕權ハ普通ニ日本官吏ニ屬ス但シ現行條約界限地內ニ於テ相當裁判所ノ令狀ナクシテ、、、、國臣民ニ對シ此權ヲ行フハ現行犯人ヲ逮捕スル場合ノミニ限ルモノトス

右逮捕セラレタル者ハ警察署ニ於テ何某ナルコトヲ證明シタルトキハ直ニ釋放セラルベシ但シ其申立ニヨリテ何某ナルコトヲ證明スルコトヲ得ザルカ或ハ其ノ重罪ヲ犯シタルカ若クハ逃亡ノ虞アル場合ニ於テハ直ニ該犯人ヲ管轄領事若クハ司法官ニ引渡スベシ日本官吏ハ現住居人ノ管轄スル裁判所ノ命令ナクシテ、、、、國臣民ノ住居スル家宅ニ入ルコトヲ得ズ但シ左ノ目的ノ爲メニスルハ此ノ限ニ在ラズ

(イ)　家屋住居人ノ身體若クハ生命ニ關スル現實ノ危險ヲ防止スル爲メ

(ロ) 家屋內ニ於テ罪ヲ犯スモノアルニ方リ直ニ其事實ヲ査明スル爲メ

第五款

裁判管轄條約第六條ニ定メタル期限未ダ終ラザル前ニ領事裁判所ニ於テ審判ニ取掛リタル民事及ビ刑事ニ就テハ該裁判所ノ管轄權ハ右事件ノ終決ニ至ルマデ仍ホ存在スベシ
右期限內ニ起始シタル强制執行ハ從前ノ手續ニ從ヒ之ヲ完結スベシ

約款第一款第二款ニ關スルサー・フランシス・プランケット提出案(明治十九年十二月十四日卽チ西曆千八百八十六年十二月十四日ノ會議ニ於テサー・フランシス・プランケット之ヲ提出シ同月十八日ニ於テ本會後日ノ議ニ附スベシト議決シタルモノ)

第一款

日本行政法及行政規則ニシテ其目的ノ保安警察衞生ノ施設及ビヽヽヽ國臣民ノ納ムベキ租稅ニ關シ精確ナル評價幷ニ賦課ヲナスカ爲メニ定ムル財政上ノ施設ニ在ルモノハヽヽヽヽ國裁判所之ヲ執行スベシ
保安警察及ビ衞生ノ施設ニ關スル法律規則ニシテ若シ其罰例ヲ附スル場合ニ於テハ其罰例ノ最高限罰金五百圓或ハ禁錮三ケ月若クハ右兩刑ノ倂科ヲ超過セザル者ノミニ限リヽヽヽヽ國臣民ニ對シテ其効力ヲ有スベシ
租稅ニ關シ其精確ナル評價及ビ賦課ヲナスガ爲メニ設ケタル財政上ノ規則ニ對スル犯罪ノ罰例ハ其最高限保安警察

若クハ衛生ノ施設ニ對スル犯罪罰例ノ最高限ヲ超過セザルベシ

第　二　款

日本ノ法律規則ノ條約界限地内ニ在ル丶丶丶丶國臣民ニ適用スル爲メニハ前以テ其英譯ヲ官報ニ掲ゲ公布スルコトヲ要ス若シ其法律規則ニシテ一地方ニ止ルモノナレバ豫メ指定セル該地方ノ新聞紙ヲ以テ右同樣之ヲ掲載公布スベシ

會議錄　第二十七

明治二十年七月十八日集會

井上伯ヲ會頭トシ午前十時開會

日本國全權委員　井上伯及青木氏

大不列顚國全權委員　サー・フランシス・アール・プランケット及ハンネン氏

伊太利國全權委員　ド・マルチノー氏

白耳義國全權委員　ナイト氏

亞米利加合衆國全權委員　ハッバルド氏

獨逸國全權委員　フォン・ホルレーベン氏及ザッペー氏
露西亞國全權委員　セヴヰッチ氏
和蘭國、瑞典諾威國及丁抹國全權委員　フアン・デル・ポット氏
西班牙國全權委員　デラヴアット氏
布哇國全權委員　アルウヰン氏
葡萄牙國全權委員　ルーレイロ氏
墺地利匈牙利國全權委員　フォン・シーボルド氏
佛蘭西國全權委員　ブールガレル氏及ルクー氏
瑞西國全權委員　フォン・ホルレーベン氏

會頭の指揮に依りコント・ザルスキーの一時日本に不在の間フォン・シーボルド氏は澳地利匈牙利國代理公使に任し且つ本會議の全權委員たる旨を記載せる本年四月二十二日附コント・ザルスキーの書柬を朗讀せり、次に本年四月二十二日發在巴里日本代理公使よりの電報を朗讀せり、該電報はブールカレル氏の在日本佛國代理公使及本會佛國第一全權委員の任命を確證せるものなり、又本年四月廿日附を以て露西亞全權委員より其全權委任狀を受領せる旨を報ずる書柬を朗讀せり、此等書類は皆本會書記局をして保管せしめたり。

次に會頭はフォン・シーボルド氏及ブールガレル氏を本會ニ紹介せり。

サー•フランシス•プランケットは外交官筆頭の資格を以て新任全權委員を歡接せり。

フォン•シーボルド氏及ブールガレル氏は大不列顚國第一全權委員に對し其殷勤なる言辭を謝したり。

井上伯は左の演說をなせり。

全權委員諸君、余か今日本會の總會を請へる所以のものは通商事項下調の爲め曩に撰任したる委員の已に其本會より委任せられたる業務を完了したる旨を諸君に報じ且余は本會の名義を以て該委員か其困難なる事業に比し短日月間に於て能く之を完結せるを委員に陳謝せんが爲なり、而して此迅速に完結したるの一事を以て該委員か其能力と勉强とを以て專心其事務を完成せることを證するに足るものなり。

余は該委員より報告及其他の書類を領收し旣に之を諸君に轉送するの榮を有せり、而して是等書類に關し本會の應に着手すべき順序は之れに記載したる取極の討議に取り掛ることとなりと雖ども余に於ては本日より之に着手せんことを發議するの意なし。

サー•フランシス•ブランケット通商事項取調委員に代て曰く、自分は通商事項取調委員か其事務を完結せることを溫言以て稱讚せられたるを會頭に陳謝せんと欲す、惟ふに通商及航海條約は該委員等其委任の職を盡せる所を以て之を見れば泰西諸國と極遠東國との間に於ける通商交際をして改新鞏固の基礎に據らしむべきが故に其重要なること尋常一般の比に非ざるなり、今幸に完了したる此下調にして能く本會の期する所の貴重なる成績に達するの一助ともならば是れ豈同僚の大に滿足する所のみならんや自分の愉悅之に過たるなし。

次に會頭は左の宣言を爲せり。

余は今左の通知を爲すの目的を以て本會に對し演述せんと欲するも躕躊する所なきに非ず、然れども毫も余の發意に係らず亦曾て豫期せざりし事情に因り、帝國日本政府は本會に代表せられたる諸政府か今現に行ふ所と同一の權利に據り裁判管轄條約に就て變更を加ふることに決定せしを玆に告陳するは誠に止を得ざる所なり。然れども余は直に進んで云はんとす、是等の變更は決して此大事業の基本たる主義にして本會の已に決定せし所のものを左右するにあらざることは余の確證する所なりと、余は本日の會議に於て日本政府の希望せる變更如何を諸君に通知する能はず、且つ時方に盛夏に際し秋季前更に會議を開くべからざるを以て余は右の通知を成る可く速に諸君の許へ牒送すべし。

余は諸君の好意以て該通知を受領し且つ之を本國政府に轉送するに方り泰西諸國か恒に日本帝國に對し表示したる寛大なる公平心を以て之を考察せんことを諸君より慫慂せられんことを固く信ずるなり。

此書類を諸君の熟察に供し且つ本事項に就き各貴國政府判定の公示を得る迄に充分なる時間を貯へんが爲め余は來る十二月一日に於て次會を開かんことを發議す。

サー。フランシス•プランケット曰く、日本政府は裁判管轄條約に就て變更を加へんことを請求せざるべからずと認定（右變更は會頭の演説に依りて判定するに甚だ廣大なるものにあらざるべきことを願ふ）せる上は本日は本會の休會に關する會頭の發議に同意するの外他に爲すべきことなし。該休會は本題に關し各全權委員をして本國政府

に通牒し且つ其訓令を受くるの時日を得せしむるに在り、又日本政府が加へんと欲する變更は條約の基本たる主義を左右するものにあらすと云へる會頭の陳述は自分の喜んで聽き得たる所にして又該變更は關係諸政府の能く容るゝ所たるべきことならんことを願ふなり、然れども自分の本國に就て之を云はんに日本政府か各全權委員に通牒すべき提案を大不列顚國政府か受領熟察の上ならでは大不列顚國全權委員に於て其政府の保する意見如何を述ぶる能はざることを陳辯せざるべからず、而して此制限には外國同僚の同意すべきことを確信するなり。

會議再開の期日は自分の贊成する所なり、惟ふに十二月一日迄休會すれば其間に裁判管轄條約の變更を審査するに足るの時日あるべし。

ハッバルド氏は大不列顚國第一全權委員の陳述に同意して曰く、抑も各締約國の代表者は目下日本政府か裁判管轄條約に加へんと欲する變更の何たるを知らず亦素より其何たるを知るべきの理なきを以て公然たる意見を開陳するは暫らく延期するの外なし、然と雖も該變更は毫も條約中の主義を變せざるべしと會頭の陳述したる事實に據り自分は毫も躊躇することなく、自分の本國政府は日本政府の應に發すべき提案に就き其恒に日本に對し快く表し來りたる友誼讓和の精神を以て之を受領し且つ處分すべきことを玆に明言す。

右は固より自分の本國政府及自分一個を以て陳述したる所なり、然れども若し今提起せられたる條約の變更は會頭の言の如く果して主義上の變更を含まざるものとせば自分が合衆國の名義を以て表示したる感情は即ち同僚諸君の同意を得べき所なり。

十二月一日迄休會すべしと云へる會頭の發議は本會の採用を得たり。

十時四十分閉會

井上　　　　　　　　　　ヱル・ド・マルチノ

青木　　　　　　　　　　デー・ナイト

ヱフ・アール・プランケット　　ホルレーベン

ニコラス・ゼー・ハンネン　　ザツペー

リチャルド・ビー・ハッバルド　　セヴキッチ

イ・イ・フアン・デル・ポット　　ジー・デラヴアット

アール・ダブルユ・アルウキン　　ブールカレル

ジー・ルーレイロ　　　　　アー・ルクー

ヱッチ・フオン・シーボルド　　右佛文に署名

右英文に署名

此書は正寫なることを證明す。

バロン・ド・シーボルト

デイ・ダブルユ・スチーヴンス

都筑馨六

ジオン・エイチ・カビンス
ビー・ド・ルシーフオサリウ

會議錄　第二十七附錄

通商事項取調委員報告書

去る四月二十二日の本會議に於て日本國委員は税目取調委員に合衆國委員及び佛蘭西國委員を加へ以て一の委員會と爲し凡そ通商に關する諸事項は總て之に委託して下調を爲さしむ可しと發議し乃ち本會の同意を得たり因て此委員會は靑木子サー・フランシス・ブランケット、ヘッバルド氏フアン・デルボット氏ザッペー氏及ビルクー氏の六名より成れり。

右六名の委員會は四月二十七日を以て第一回の集會を開きサー・フランシス・ブランケットに請ふて其會長たらしめフアン・デル・ボット氏に請ふて其書記たらしめ今日に至るまで二十七回の集會を開きたり。

然れども合衆國委員の本委員會の集會に列席せしは僅に最初の八回に止まれり同氏の引續き缺席を爲したる理由は本書附錄の書翰寫に詳なり。

爾餘の委員は深く合衆國委員の缺席を遺憾となせども其爲め本會より委託せられたる取調事業を中止す可きに非ずと思惟せり殊に合衆國委員は常に本委員會の議事錄を閱して其議事の顚末を詳かにし且同委員の異論を唱ふる所

は首として第五條中の一項に關するに過ぎずと了察せしに因り尙更其事業を中止せざること至當なりと思惟せしなり。

去る四月二日日本政府の本會に提出せし通商及航海條約原案は通計二十三條にして最初の十六條は多少相互に日本國と他の締盟國とに適用すべく爾餘の個條中には獨り日本にのみ適用す可きものあり。

今本委員會が此報告に附する所の新草案に於ては其條數を增して二十八條と爲せり此增加を爲せる所以は日本政府の提出に係る所の浩瀚なる規則（第一、外國船傭入規則、第二、噸稅及燈稅規則）を較々簡短なる二個條に約して之を本條約本文中に挿入し以て條約改正に關する許多の書類を省減せんと欲せしに由るなり。

又逃亡人逮捕の事、郵船特權の解釋及び某國の殖民地に關して取設く可き條件の爲め更に個條を加ふるものあり而して日本原案第十三條は各關係國の法制に屬する事柄を載するものにして之を通商及航海條約の範圍內に置くは當然に非ずと思はるゝに付之を删除せり。

本委員會は最多の事項に於て協和同意するを得たりと雖も二個の點に就き大に意見を異にするものあるを報告するは本委員會の甚だ遺憾とする所にして此上更に討議を費すも到底同意を得べき見込なきに付本委員會は之を本會の討議に讓るに如かずと思量せり是の如くするときは各全權委員は其便宜に任せ自ら意見を說明するの自由を得可きなり。

第一最大の困難は即ち原案第五條（新草案に於ても亦第五條と爲るべきもの）に關して起れるもの是なり本委員

會は魚類、酒、醬油、及び味淋に割增稅を賦課すべき權を肯然日本政府に付與せんと欲すれども此問題に關しては未だ合衆國委員か取る所の意見如何を詳にする能はず日本書附錄の西班牙國公使の書簡寫を見れば同公使は日本政府の原案中に日本へ輸入する時割增稅を賦課すべき品目中に煙草を加へたることに付痛く異論を唱ふるを知る可し和蘭國委員は特に注意を喚起して曰く現今煙草に課する所の製產稅は二割五步なるを以て新稅目實行の時煙草に對しては直ちに一割五步の割增稅を賦課するに至ることとならん是れ該品に取りては容易ならざる事なりと大不列顚國獨逸國及び佛蘭西國委員は右品目中より煙草を除かんことを日本國委員に勸告せり然れども日本國委員は主張して曰く煙草は贅澤品の一なるを以て大抵何れの國に於ても重稅を課するものたるに付日本大藏省か殆んど萬國一般に巨額の稅を徵收する所の物品に就き歲入を求むるの權利あることは外國人の拒否するを得ざる所なりと因て此一點は遂に本會の討議に讓ることに決したり。

日本政府は從價稅を算定するに貨物の實價を基礎として之に保險料及び運賃を加へ若し手數料あらば之をも亦加算するの方法を發議せり大不列顚國、獨逸國及び佛蘭西國委員は此基礎たる啻に歐洲に於て通例用ゐらるゝ所に係るのみならず尙且各國政府の既に朝鮮國に許す所なれば獨り日本に對して之を拒絕すべき理あるを見ず因て此方法を採納すべしと述べたり和蘭國委員は別樣の基礎に據るを好むと雖ども若し他の各國に於て此方法に同意せば則ち之を承諾せんとす又同委員は辯論して曰く從價輸入稅の基礎として採用せらるゝ所の方法は從價輸入稅に於ても亦均しく之に據らざる可からずと。

和蘭國及び獨逸國委員は從價稅を賦課するの基礎に付本委員會の意見を明示せんことを希望せり然れども大不列顚國委員は斯く重要なる點に付本委員會一同の協意決定を得難きことは姑く舍て論せざるも尙ほ此一事は本會に讓り合衆國及び西班牙國委員をして充分に其意見を辯護するを得せしむるに如かずと信じたり而して外國委員は一般に橫濱に於る若干年間の平均市價を基礎とし從量稅を算定す可しとの說なれども日本國委員は從價稅に就て發議せると同樣の基礎に據り從量稅を算定すべしと主張せり又同委員は其論旨を助くる爲め計算書を製して之を本委員會に提出し若し市價を基礎とすれば日本國庫の爲めに損失を來すことある可きを示明せり外國委員は右計算書を精確ならずとて駁論し因て之を精査鑑定せしむる爲め之を橫濱商法會議所へ送付せり外國委員は宣言して曰く貨物の產出地に於る實價に種々の雜費を加へ二三年間の平均を求むるは到底爲し得可からざることならん尤各個の荷物の稅關に到着するに際して右の如き計算を爲すは容易なる可しと雖も二年乃至三年以來時々輸入したる所の各般の貨物に就き右の基礎に據て其價格如何を發見せんには數年の勞を費すを要す可く且日本と貿易を爲す所の許多の遠隔せる邦國との間に再三再四往復を爲さゝる可からざるなり因て外國委員は執論して曰く假令ひ從價稅に於ては如何樣の方法を採用するに至るとも從量稅に於ては實際二樣の方法に就て其一を擇はざる可からざるなり即ち其一、產出地の原價に基づきて課稅價格を算定すること其二、外國委員か肯然同意せんと欲する如く橫濱の平均市價を採用することと是なりと大不列顚國及獨逸國委員曰く若し自分等が發議せる如く市價を採用するに至らば英獨兩國商人は其要せらるゝよりも多額の稅を日本國庫に納めざるを得ざるなり然るに其此の如くせんと欲する所以のものは他なし

今稅額の上に就て毫釐の得失を爭はんよりは寧ろ煩勞と時間とを省くを以て貿易上一層重要の事とすればなりと乃ち日本國委員の之を諒察するあらんことを請へり。

從價稅率を從量稅に換算することに就ては尙ほ商議を要する數點あれども先づ其換算を爲す可き基礎に付同意を得たる上にあらざれば更に之を商議するも無益の事なる可し。

右の外本委員會の同意を得ること能はざりし一點は即ち日本原案中難破船の事を掲載せる所の第十一條に在て存せり該事項に就ては若干の議案及び對案を討議する爲め數回の集會を開きたれども今に至るまで何等の結果をも得ること能はず斯く數回無効の長集會を開くに至りしは幾分か日本政府に於て該條を互相の體裁に爲さんと欲し之を主張せしに因るものにして外國委員は玆に之を示明せざるを得ざるなり若し夫れ然るに非ざれば難破船の事項は全く之を掲載するを要せざる可し其故何となれば之を多年の經驗に徵するに千八百六十九年日本國と墺地利洪牙利國の間に締結せる條約（歐洲の一國と締結せる最近の條約）の第十八條は充分日本に於る一切の困難に應ずるに足るものにして又日本船舶の外國に到るものは其數極めて少なきが故に日本は此事項に關し外國に於て最惠國に許す所の取扱を享受す可しとの約束に依り十分の保證を得可ければなり。

然れども難破船の問題に關する討論は首として其救助の指圖を外國領事に任するの程度如何と云ふに歸着せり此論點に付佛蘭西國委員は大不列顚國を除くの外歐洲最多の國に在て佛國領事か施行すると同樣の方法を日本に要求せり日本國委員は日本に難破船あるは通例領事の在留地より遠隔したる海岸に在るを以て此方法は不便ならんとの

說を唱へ他の外國委員も亦之を賛成せり加之外國委員中には其自國に於て難破船救助の指圖を爲すべき權利を日本領事に附與するは尙早しとするものあり又日本國大不列顚國和蘭國及び獨逸國委員は原案第十一條若くは千八百八十三年英伊條約第九條の語句を採用せんことを肯諾せり右英伊條約の語句は大不列顚國か前後他の邦國と締結せし數多の條約に於ても亦用うる所のものなり然るに佛蘭西國委員は右兩様の語句に於ては自ら希望する如く難破船救助の指圖を外國領事に任せざるに付之に對して異存を述べたり尤同委員は該事項を新條約面より除去り現行日本條約中の難破船に關する個條を維持するに於ては異論なし然れども日本國委員は此說を採納するを欲せざるなり。

日本國委員は主張して曰く墺地利洪利國條約の條款には二個の異論を容る可き理由あり即ち其一、互相の樣式を缺くこと其二、全く救助の方法如何を明示せざることと是なりと。

因て本委員會は此問題も亦本會の討議に讓らざるを得ざるを遺憾とするなり。

又本委員會は或國か其殖民地に關して如何樣の個條を設く可きやとの事に付一問題を起すに至れり。

合衆國委員は大不列顚國政府が其日本との間に締結す可き條約中に挿入すべしと發議せる本款の語句に對し異論を唱へたり其論旨たるや右の語句は歐洲各國の爲めには甚便宜なる可しと雖も加拿太及び濠斯太剌利亞は日本に對して合衆國に優れる地位を占むるの恐ありと云ふに在り然れども此點に於て合衆國の彼に對する地位は大不列顚本國の彼に對するよりも劣りたるに非ざることは同委員に於ても之を了知せる旨を述べたり。

日本國委員は千八百八十三年獨逸西班牙兩國間に締結せし條約の第二十二條の語句を採用す可しと勸告し和蘭國

委員は之を採納せり。

大不列顚國委員は尙ほ其政府か輓近外國と締結したる條約に於て一般に用ゐる所の語句に據らんことを希望し而して其語句は一も誤解を生ずることなかる可しと思惟する旨を述べたり、然れども同委員は日本國及び合衆國委員の希望に應ずる爲め本國政府より本書附錄に載する所の個條を挿入するの許可を得たり該條に於ては凡そ殖民地は本國に關係せず純然最惠國の地位に立つ可きものと爲すを除くの外總て獨西條約の個條の語句と同樣なり。

本書を裁するに當り大不列顚國委員は日本政府に勸めて千八百八十三年巴里府に於て調印せる工業所有權保護條約に加盟せしむるのみならず尙又客年中ベルン府に於て調印せる萬國版權條約に加盟せしむ可き旨の訓令を本國政府より受領せる趣を本委員會に報道せり。

本書附錄の佛文條約草案と日本政府より提出せる原案とを比較すれば則ち許多の差異あるを見る可し、但其差異たるや專ら本委員會に於て原案の文詞と體裁とを變更せざる可からざるもの頗る多かりしに起因せるのみ。

序款　是より本書附錄の通商及航海條約新草案を逐條考査す可し、該條約序款に於ては本委員會は文法上の理由に因り僅かに一語を加へしのみにして全く日本原案と同樣なり。

第一條　本條は頗る日本原案第一條に異なり其第一項の末段は不用に屬するを以て之を削除せり、何となれば此事項たる裁判管轄條約の約款に於て既に充分之を盡せりと思考すればなり、第二項の語句は一層之を明瞭に爲したれども其事柄は實際變更したるに非ず、第三項は稍々其文詞を改め「公安を防害せざる限りは」の句を削除せり其

之を削除するを便宜と思考せし所以は凡そ特權を許與するは各自邦國の法律規則に準據すべきものにして其必要とする所の諸事は旣に之を盡せりと思はるればなり、第四項に於ては「尋常」の語を删除せり何となれば此語は却て誤解を生じ易ければなり、第五項に於ては槪して日本草案の文詞を維持せり但日本は締盟國の臣民若くは人民の日本に在る者をして宿舍の徵發を免かれしむ可しとの重要なる一項を補加せり。

第二條　本條は少しく其文詞を改め日本國か各締盟國の臣民若くは人民に內國人同樣の取扱を及ぼす所の事項に於て「工業、貿易、及ビ航海」の語に加ふるに「製造」の語を以てせり。

右の追加を爲すを便宜とする所以は若し此語を加へざれば他に外國人が日本に在て貨物を製造するの權利を許與するの明文なく、第二十四條は唯外國人居留地內に在て領事裁判權の繼續する間僅に某物品を製造すべき權利に限れるものなりとの間接の考察を下さしむるの恐あればなり。

第三條　本條第一項及び第二項は語句上の修正を加へたるのみにて原案を維持せり、又第三項は無用に屬するを以て之を删除せり。

佛蘭西國委員は千八百八十三年に巴里府に於て調印せる工業所有權保護條約の個條を通商及航海條約中に挿入し以て日本原案の個條に代ふ可しと發議せり。

右萬國條約に依て與ふる所の保護は啻に專賣特許、商標及び圖案に適施す可きのみならず尙又商店の稱號にも適施すべきものたるに付日本原案に揭載する所よりも其範圍一層廣大なりとす。

大不列顚國和蘭國幷に瑞典諸威國は既に巴里條約に同意せしを以て右兩國の委員は肯然佛國同僚の發議を賛成せんとせり蓋該發議にして採用せらるれば貿易上の保護固より一層完全なるべし、然れども獨逸國及び日本國は未だ巴里萬國條約に加盟せざるに付本委員會は新草案に載する所の語句に據る可しと決定せり。

第四條　本條に於ては唯語句上の修正を加へたるのみ。

第五條　本條の或る部分に對しては即ち合衆國及び西班牙國委員か異論を唱へし所のものなり。新草案に載する所の此個條は大不列顚國、日本、獨逸及び佛蘭西委員か採用せんと欲する所の體裁に據るものなり、然れども本書附錄の書簡を閲するときは合衆國及び西班牙國委員は之に對して大に異論を唱ふるを見る可し。

又其第一項には一の變更を加へたるを見る可し、此變更は日本政府に於て何時たりとも輸入税を低減するを適當と認むることあらば之を低減するも隨意たらしむるものなり、原案の文辭に據れば日本政府は税目に定めたる輸入税を必ず徴收せざる可らざるものにして聊も之を減少するを得ざるなり。

第六條　本條第二項に於ては重要なる修正を加へたり。即ち日本原案に據れば大藏大臣は三個月毎に（譯者曰六箇月毎の誤りか）純粹地金の價格を査定し之を以て爲替相場を算出するの基礎と定むることゝ爲したれども本委員會に於ては前三個月の間横濱に行はれたる銀行參着拂爲替劵の平均相場を取り之を以て計算の標準と爲す可しと思考せり。此修正を案良とする理由多きか中に就て玆に特示せざる可からずと思はるゝものあり、即ち「テール」の如きは貨幣に非ざるを以て日本原案の換算法を適用し難きが故に日清兩國間の貿易繁多なるに因て考ふれば此方法は不便を免かれざ

る可し。

第七條　本條は日本原案に同じ。

第八條　日本草案第八條を分ちて二個條と爲せり。其第一項に於ては凡そ內地通關稅免除の事に就き各國か最惠國に許す所の權利は其何たるを論せず日本國へも亦附與す可きことに改めたり又更に本條を擴充し之をして客秋稅目取調委員の採用せし附錄(ト)に一致せしめ之を新草案第八條と爲せるものなり。

第九條　本條は即ち原案第八條第二項にして其語句上に一の修正を加へたるのみ。

第十條　本條は原案第九條に代ふるものなり、而して其原案に異なる所の要點は日本原案に於ては本項は純然たる互相の取扱に據ると雖本委員會の草案に於ては凡そ貨物を日本に輸入するには其日本船舶を以てすると締盟國の船舶を以てするに論なく關稅納付の事に關しては內國臣民同樣の取扱を受くることゝし、又日本國の臣民及び船舶は外國に在ては關稅納付の事に關し最惠國に許與せらるゝ所の一切の權利を享有することゝ爲せり。

日本國委員は此修正に對して大に反對說を唱へたり、然れども或る邦國に於て本件に關し互相の取扱を爲さんとすれば其國の法制を改めざる可からざることある可しとの議論ありて日本國委員は遂に之に服せり。

假令右等の邦國に於て互相の取扱を日本に許與せんと欲することあるも其之を許與せんには凡そ最惠國條款を包含する所の條約を取換したる諸國に對し尙又同樣の特權を讓與せざるを得ざるなり而して之を諸國に讓與するが如

きは實に深長且廣大の關係を及ぼすあらんことを恐るゝなり。

第十一條　本條は日本原案第十條の第一項第二項及び第三項より成るものにして合衆國委員の需に應じ第二項の末尾の「稅關規則」なる語の前に「法律」の語を挿入せり、同委員辯明して曰く若し此語を挿入するに非ざれば合衆國に於ては船舶積荷の一部を一港に陸揚し剩餘の部分を他港に陸場することに關し互相の取扱を許諾すること能はざるなりと。

稅目事項取調に與かりたる外國委員は日本國委員に告げて曰く曩に日本國委員か同意せし取極めに於ては「外國港へ往返の途次」の語無し即ち貿易規則附錄（戊）に載するが如しと。

一二討議の後日本國委員は右異議の起りたる語句を删除することに同意せり。因て本書附錄の草案に於ては外國船か各港の間に貿易するの一事は現今の儘に存すること丶なれり蓋此貿易は日本原案に從へば全く廢止せらる可きものなり。

第十二條　本條は原案第十條の末項に代ふるものにして外國船傭入規則を修正し大に之を簡短にして以て此處に挿入したるものなり。旣に前に說明せし如く本委員會は原案に於る如く此規則を以て附錄と爲さんよりも寧ろ條約中の一個條と爲すに如かずと思考せり。

本條を討議するに際し日本國委員は船舶の旗章は常に船長の國籍を彰表するものとし且常に船長の交代を許容するを以て通則とす可きことを承認せり。

外國委員は外國船傭入特許の期限十個年とあるを更に延長して條約の全期限に等しくせんことを日本國委員に勸告することを勸めたれども該委員は今日に至るまで此延期を拒絶せり。

第十三條　本條は難破船の事を掲載するものとす。日本國、大不列顚國和蘭國、及び獨逸國委員は原案第十一條の語句を採用するの意あり、但右委員中には英伊條約の簡短なる文例に據るを好むものあり、然れども佛蘭西國委員は此決議を採納すること能はざるに付本條の討議は之を本會に讓ること〻爲せり即ち前に既に說明せる所の如し。

第十四條　本條は單に之を商船に適用し軍艦に適用す可からずと爲せるの外總て原案第十二條に同じ。

第十五條　本條は原案第十四條に同じ。

第十六條　原案中には此條なし。今此增補を爲せる所以は歐洲各國間の現行條約に倣ひて逃亡人に關する約款を設くるを便宜なる可しと思考すればなり、此新條款の語句は該件に付千八百五十四年に英佛兩國間に締結し又千八百七十九年に英獨兩國間に締結せる條約中より採擇せしものなり。

第十七條　本條も亦新たに加ふる所にして日本港に到る所の郵船に許與す可き特別の權利を定むるものなり。此點に付日本國委員と佛蘭西國委員の間には大に意見を異にする所ありて其爲め本委員會は數回の集會を開きたる後遂に本條に就き同意を得るに至れり。日本國委員は最初より郵船は決して其赴かんとする所の地より他處に轉せられ或は捕拿拘留せられ出港停止又は戰時出港禁止の令を受くること莫る可しと約定することを肯諾し且船中の人を逮捕するの必要あるも其之を行ふが爲め決して郵船の出帆を遲滯せしむること無る可しと約定することを肯諾せ

り。然るに佛蘭西國委員は斯の如き狹隘の特權に滿足するを欲せず大不列顚國及び其殖民地其他佛國郵船の到る所の諸國に於て該郵船の享受する特權は日本國委員の提供せる所よりも遙かに廣大なることを指示せり。日本國委員は辯論して曰く佛國委員の要求せる如く豫め佛國領事の承諾を得るに非ざれば「メツサゼリー」郵船内の人を逮捕するを得ずとするは即ち日本港内に在て日本の主宰權の一部を除却するに等しきものにして例へば昨年日本か合衆國と締結せし犯罪人引渡條約に於て同國と取極めたる約束の如きは之を履行すること能はざるに至る可しと。然れども佛國委員は此末段の議論に服せずして曰く實際日本國の權内に在る犯罪人に非ざれば日本に對して其引渡を望む可らず犯罪人の「メツサゼリー」郵船内に在る間は即ち日本の權内にあらずして仍ほ佛國領内に在るものなりと。是に依て日本國委員と佛國委員は其爭論を和諧する爲め互に許多の議案と對案を提出し終に決議に至るを得たり。

大不列顚國、和蘭國及び獨逸國委員の論旨は今日郵船は尋常貿易船の性質を帶ふること多きに付往日郵船に許與せると同樣なる特別の取扱を付與せられんことを要求するは正當と思はれずと云ふに在り故に右の諸委員は郵船の入港及び出港の自由を妨げらるゝことなきの外復た特別の恩遇を求むることなし然れども日本が佛國郵船に許與する所の便宜若くは特權は諸締盟國の郵便氣船にも亦許與せられんことを要求せり。

佛國委員が求むる所の特權は一も治外法權の性質を有するものに非ざる旨を同委員に於て宣言したるに因り日本國委員は遂に附錄草案に載する所の條款を採用せり。

郵船外の氣船にして郵便物を橫濱に齎し來ること屢々之あるに付時として或は其郵船たると否とを判定し難きこ

とあらんとの注意を促されたるを以て本委員會に於ては凡そ郵船とは一定の發着表に依り常式の郵便事務を取扱ひ責任を有する所の一名又は數名の代理人を日本に在留せしむる所の會社にて用ゐる氣船たる可しとの解釋を附せり。

第十八條　本條も亦新に加ふる所にして日本政府の提出せる噸稅及燈稅規則中に掲載せる事柄を含有するものなり。然れども其稅率を減じ其順序を正し以て日本の一港に來たる外國船の負擔を輕減せり該條中郵便船に關する項に至りて日本委員と佛國委員との間に其見解を異にせしより議論紛出し許多の時日を消し其終結に達する迄に數回の集會を要せり。外國委員は尙ほ稅率を輕減せんことを欲して日本燈臺の利益は近海航行の商船にも及ぶが故に該船も亦負擔を頒つこと至當なり本案に據る時は其負擔は將來全く遠航船に歸すべしと論ぜり。然れども日本委員は遂に之を承諾せず而して外國委員は此瑣事の爲めに會議を遷延するの要なしと認め遂に決局を告ぐるに至れり。

第十九條　本條は日本原案の第十五條の前二項にして之に補加するに締盟國の領事は其孰れの國に於ても現在將來共に其最惠國の領事に與ふる管理權は之を實行し又特權は之を享受すべきの一項を以てせり。日本原案の第三項に於て領事裁判權の執行を全く正式領事（コンシュ　レスミッシ）に委すとあるを削除せり。日本委員は原案維持の爲めに種々議論を試みたれども和蘭陀委員は和蘭陀丁抹及白耳義政府の名を以て此項の全く存立すべからざることを痛論せり。玆に於て日本委員も遂に廢棄說を肯諾せり、然れども日本委員は肯諾を表するに先つて和蘭陀國委員より「其代表する政府は其商務領事を置くとするも其顧問及び政府の訓令に依て領事裁判所に立

て裁判官の職務を行なふの資格を有することは其保證する所なり」と云ふ宣言を得て甫めて削除の局を結びたり。

第二十條　本條は最惠國條款にして僅かに語句上の變換の外は日本原案の第十六條に同じ。

合衆國委員は本委員會の注意を促して曰く、布哇國は一千八百七十六年に於て合衆國と締結せし條約中二三の貨物に免稅することを特別に合衆國に許したり故に其一項を省くに非れば該國は此最惠國條款を採用し難かるべしと。然れども布哇と他の歐洲諸國との間に現存せる條約に於て既に普通例規に反する該例外のあることを承諾せるが故に今更に該例外より紛雜を生すべしとは本委員會の信認せざる所なり。

第二十一條　本條は殖民地を有する締盟國の特別に記入すべき爲めに缺文の儘に之を存せり。

第二十二條　本條は原案の第十七條の第三項を變更せしのみにして餘は該條と同じ、而して其變更は本條記載の負債取立に就て領事には其各自裁判所の成規に據ることを許して其執行法を詳密に解釋せず、何となれば各國領事裁判所の執行法は同一ならざるを以て玆に其方法を擧ぐれば却て錯雜を生ぜんことを恐るればなり。

第二十三條　本條は原案第十八條第一項に代はるものなり。原案の表示する所は現條約に依て外國人の享有せる特權及び免除は其新條約に依て確定せらるゝものゝ外は悉く消滅すべしと云ふに在り、然れども外國委員の依賴により日本委員は其反對を承認することを肯諾せり之に據る時は現條約に據り日本國に於て諸條約國の享有せる特權及び免除は新條約及び裁判管轄條約に依て消滅せらるゝものを除くの外右條約繼續年限中之を享受することを許すこととなれり。

第二十四條　本條は原案第十八條の第二項に掲げたる主義を簡明にし之に正當の理由なくして免許料を遁るべからざることを加へたり。嚮きに第二條の下に於て述べし如く此事たる改正條約施行の期と領事裁判全廢迄の間に居留地に於て生ずる事件を管理するに止まりて固より他の條中に許容したる特權と支梧するなからしむるの意なり。

第二十五條　本條は原案第十九條を變換延長せしものなり。

本委員會は此條に增加したる事項に據て本條に載せたる財產利益に正當の保護を設けんことを欲するなり。而して和蘭陀委員より提出せる公文と之に對して爲せる日本委員の答文を本會議の閲覽あらんことを希望す。

外國委員は私有財產處分に關し其不當の損害を蒙らんことを防ぐが爲めに中裁人を撰定することを大に可なりとするも日本委員は此意見を容れず。

外國委員は、禮拜堂及埋葬地若くは之と同樣の共有物に於て其內部の事業に關し日本政府は全く之に干涉することなく又大坂及神戶の外國市政の事業に關し日本政府は正當の理由を認むる時は之を辨償するの手段を行なふべしと日本委員の宣言したるを以て本條を承認したるなり。又日本委員は將來外國人の所有地より徵收すべき地稅は該所有地より現今收納する借地料に超過せしめずとの意を示せり。

第二十六條　本條は原案の第二十條にして其增加に屬するものは嚮きには通商條約の實行期は內地雜居を許すの日と同時の意なりしも今回日本政府は之を條約批准交換後至急實施せんと欲せしを以て此に一項を挿入するの止むを得ざるに出たるなり。

佛國委員は現今領事裁判權の下に在ては郵便船の享有せる特權は新條約第十七條に載する所より大なるを以て其部分は內地雜居の日迄は必ず實行すべからずと特言せり。

第二十七條　本條は原案第二十二條と同文にして原案に於て條約中の一部分となさんと欲せし事柄の中へ港內取締規則を加へたり。日本委員は港內取締規則は世界何國に於ても單純に警察事務にして地方官の定むる所なるが故に之を外國の代表者と同席に於て議定するの不可を唱へたりしも、英國委員は陸上に於て外國人の生命財產を保護するが爲めに許多の勞を取りて日本港內に浮動する外國の生命財產を等閑に附するの理あらんやとの主意を以て烈しく之を論爭せるを以て、日本委員は終に之に服諾せり。茲に於て英國委員は嘗て專門家と熟議の上定めたる港內取締規則の一草案を提出せり。該草案は一千八百八十七年の五月日本政府より提出したる港內取締規則と二三の要處に於て相異なる而已。此草案に就て種々添削を加へて後ち遂に本委員會の採用する所となり而して通商航海條約の末に附帶することに決せり。

港內取締規則を論議する初めに於て佛國委員は日本委員に對し該規則を制定するに當り之に用ゐる國語を定め其謄本を各航長に附與するの必要を論せり、英國委員は日本委員と共に反對の意見を有し而して一たび此論を提出する時は本委員會に於て無窮の論難を惹起し底止する所あるべからざるを以て佛國委員は一時其論を取消すことを肯諾せり、然れども他日必要と認むるときは再び同論を提起するの權利を失なふなかるべしとの意を述べたり。

英國委員は該論の再燃せざらんことを欲る旨を述べ且つ本會議に於ても旣に委員會に於て論じたる同一の意見を

主張すべしとの旨を示せり、而して該委員は本委員會に於て此論は旣に議決したるものと見做せり。

第二十八條　本條は原案第二十一條及第二十三條の大體を含有し而して大に變改を經たり。本委員會の外國委員は日本政府の希望に應ずることを承諾し、而して日本政府に條約期限を十二ケ年と定めんことを勸告し、之に加ふるに其滿期前十二ケ月前に一方の國に於て條約廢絕の通知をなさざる時は其一方の該通知をなせし時日より尙一ケ年間此條約は有効なりと云ふ一項を以てせり。

又此條約准交換は裁判管轄條約と同時になし夫より一ケ月の後此條約を實行するの期日を定めたり。日本及獨逸委員は此條約實行期の極めて速かならんを欲すと雖も他の外國委員は其擧の太早計ならざるやを疑へり。而れども日本政府の希望を容れんが爲めに英國委員は若し日本政府に於て批准交換後二ケ年の間に内地雜居を許さざる時は改正條約を無効に屬し從前の境遇に復して現今の關稅法を再施すべしと云へる豫約を得ば條約實行期限は批准交換の日よりするも亦其數日後にするも敢て妨げなしと陳述せり。

此に於て和蘭陀及佛蘭西委員は英國委員の說に左袒する旨を述べたり。獨逸委員は商議開期の初めより通商條約實行期は條約批准交換の後直に來り又は數日後に來るものと本國政府は信認せし旨を記錄に存せんことを願へり。外國委員は又條約文中相互平等の事項は之を日本に於て實施するを視るの日までは外國に於ても亦其實用を見るべからずと日本委員に告知せり。

左に附帶せる條約案を呈進するに方りては本委員會に下附せられたる事項に關し本委員會は力を盡して之を完成

し以て正當公平の方案を設けたりと信ずるを以て其嘉納せられんことを願ふなり該案の旨は各自本國の裁可を經又本會議に於て代表する各國政府の之を採用するに於ては本委員會は素より之を採用するの決意なることを玆に一言するものなり。

千八百八十七年七月十二日

青木周藏

エフ・アール・プランケット

イ・イ・ファン・デル・ポット

ザッペ

ア・ルクー

通商事項取調委員報告書附錄

第一號

ハッバルド氏よりサー・フランシス・プランケットに至るの書

私用文、

拜啓陳は荊妻儀重病に付拙者本日委員會に參同難致候條同僚各員へ宜御披露被下度此段及御依賴候別紙覺書壹通差出候間御査收之上公然委員會へ御提出相成度右得貴意候　敬具

千八百八十七年五月二十一日

米國公使館に於て

リチャルド・ビ・ハッバルド　手署

サー・プランシス・プランケット閣下

二伸

他之事項（第五條中）に就ては一切委員會之決議に從申可に付結局迄御運相成不苦候條此段申進候也

覺書

ヘッバルド氏は左の覺書を提出し以て其永く關係書類中に保存せられ且委員會の記錄中に掲載せられんことを庶幾す

氏は通商及び航海條約案第五條（現在案文）を制定することに就て從前提起せる其公然たる異論を取消し以て今後委員會に於て更に之を討議するの勞を省かんと欲す、氏の之を爲す所以は本會議の決議完了以前に右第五條に關し日本及合衆國間に於て雙方滿足の協議を遂げんことを希望するに出たるなり、若し不幸にして右の如く結局に至らざる時は嚮に委員會へ提出せる書面を以て論ぜる疑點を再び本會議の席に於て論端を開くの權利を存有す可し。氏は此事項に就て一切爭論を避けんことを熱望して止まざるなり、且つ議定に至らざる前段に於て自ら處辨するの權利廣大なるものを囑せられたるが故に日本全權委員及び他同僚と相議するに方り讓和調停の精神を存して友誼の最も厚からんことを欲するなり。謹言

合衆國全權委員及び取調委員
リチャルド・ビ・ハッバルド　手署

第二號

サー・フランシス・プランケットよりハッバルド氏に至るの書

拜啓陳者通商及び航海條約案第五條（現在案文）を制定することに付て從前御提起相成候公然たる御異論御取消被成以て今後委員會に於て更に討議するの勞を御省き被成度趣を以て今日委員會へ御差出相成候覺書は同僚各員へ相示申候

午去右御異論御取消之趣意は將來日本政府と協議上の結果に依り變更可相成事と存候間本委員會に於て者右第五條に關する討議は總て次會まで延期候方可然と相考候就ては夫迄之間に權利存有之趣旨今一層充分に御說明相成度又若し各國總て承諾之上ならば貴下に於ても亦該條を御採用可相成儀と相心得可然哉此段御示に預り度右得貴意候

敬　具

千八百八十七年五月二十一日

東京に於て

エワ・アール・ブランケット　手署

ハッバルド閣下

第三號

ハッバルド氏よりサー・フランシス・プランケットに至るの書

拜啓陳者二十三日附を以て來る二十五日午前九時委員會御開き之趣御報道相成且拙者も參同可致樣御申越之段了承致候

右集會に參同致候儀は到底難相叶且現今之處にては凡そ何日頃には參同可致との儀聢と豫定難致候

同僚各員に於ても拙者不參之理多分御諒知之事と存候

前回委員會解散之後直に御送致相成候貴翰之趣に據れば第五條に對する異論取消之件に付特に其理由を貴下竝に同僚委員に開示すべく又拙者之申出事項に付讓與を得候事不相成時に於て各締盟國可決候上は隨て拙者も第五條（現在案文）に可決投票可致や否やとの御尋に有之候依て左に謹で意見の在る所を簡單に陳述可致候

第一拙者之異論取消候所以は本會議再開の上右第五條の審議に移り候時に及んで此全條に對し可決の投票を或は爲し得べく否多分出來候と相考候得者也

第二拙者の異論は主義とする所ありて之に據て起したるものにて我政府は未だ此主義を棄てず又此第五條に對し其の見る所を變更不致候然れども拙者に於て米國より日本へ輸出する重要なる貨物に課すべき從量稅の金額如何を詳悉し而して其額我政府の欣んで採用する所（此程限は充分に承知致居候）に超過せざること明了に相成候得は右第五條の全條に可決投票致候儀不苦旨猶豫なく明言可致若し又右從量稅額（米國石油に就て申さば英量十ガロン入壹

箱に付我政府の承諾すべき程限より超過せる數にて報告相成候時は拙者は本會に於て之を否決可致候斯く申候とも決して我政府の爲に特別の恩惠を願ふ譯には無之況んや又其爲め例外の法を御設定相成候儀をや米國商人にして多量に石油を輸入候者の中には右第五條に於て定むべき從量稅は我政府の承諾すべき額に超過することも有之間敷且多分其位に止まるべしと申者も有之又中には大に之に反して此從量稅率に據る時は其額我政府の承諾すべき所に超過し實際石油禁稅に均しかるべしと云ふ者も有之候右之次第なれば米國石油に對する從量稅に就て確乎たる報告承候迄は此條に對して拙者は將來可否如何に決するか明言難致候依て本會議に於て第五條に對する拙者之投票は其現文之儘なる處にては全く前顯無腹藏開陳致條件に依り決定可致候乍併委員會限りの所爲に對しては從前拙者より提出致候反對論は無故取消可申委員より如何なる報告被成とも委員の資格を以被成候儀には反對不仕候右之次第に依り拙者は假りに委員會に於ては第五條を採納候儀と御諒知相成度又右異見取消候も此意に依て致候事に有之候此事例は既に本委員會に於ても又本會議に於ても屢々有之候儀と存候

此米國より日本へ輸出する重要なる貨物（殆んど唯一之輸出品）に對する從量稅は拙者の採擇に委せられたる程限内に被相定候樣致て希望致候乍去右數量如何は此に明示すべき限りに無之是即ち委員會に於て老練なる商估の補助を借り御裁定可相成義にて拙者より之を御指圖可申筋無之は勿論何方よりも强迫を御受可相成筈は無之候若し右量額實際滿足なるものに候はば拙者之異見に於て提起候主義を翻へさず此問題に關しては從來米國之確定せる政略を脫して本會議場に於て第五條全部に可決投票可致候然ども若し滿足ならざる時は右之如く致し不申候

前題之次第に依り拙者は往時外交上に詭譎の行はれ候時代之如く隱譎手段を用て條約改正に就て特恵を求めず又總て各締盟國が第五條を採用する以上は從量稅に就て滿足するとせざるとに論なく終に該條を採用致す抔と內心に藏匿する所ありて右之如く開陳候意には無之段御了承相成度候右得貴意候　敬具

千八百八十七年五月二十四日

米國公使館に於て

リチャルド・ビ・ハッバルド

サー・フランシス・プランケット閣下

第四號

ハッバルド氏よりサー・フランシス・プランケットに至るの書

拜啓陳者本月十四日附を以て本日朝委員會御開き之趣御通知被下奉謝候然る處ハッバルド夫人は引續き病褥に在り拙者も亦レウマチスに罹り漸く杖に倚て步行致す位にて本日之集會に出席難致段遺憾に存候猶委員會夏期休會之時日相定り候はば御報道被成下度此段及御依賴候　敬具

千八百八十七年六月十五日

米國公使館に於て

サー・フランシス・プランケット閣下

リチャルド・ビ・ハッバルド

第五號

サー・フランシス・プランケットよりハッバルド氏に至るの書

拜啓陳は今朝之貴翰正に接手本委員會へ出席難被成旨竝に夏期休會之期日御問合之件了承致候貴下御不快に付御出席難被成趣本委員一同遺憾に存候段御諒承相成度候本委員會之事業は殆んど終局に達し來月早々には報告を完成して本會議に呈出し該會に於て夏期休會前に本委員會討議の結果調査可相成と希望致候尚委員會之次會は本月十八日土曜日午前第九時開會と相定候條此段及御報道候　敬具

千八百八十七年六月十五日

東京に於て

エフ・アール・プランケット

リチャルド・ビ・ハッバルド閣下

第六號

デラヴアット氏よりザー・プランシス・プランケットに至るの書

西班牙國委員は日本政府が自國の產物即酒、醬油、味淋、煙草等に課稅し及日本に輸入する同種の物品に割增稅を課するの權あることを記載せる第五條第二項に關して通商航海條約草案取調の命を本會議より受けたる委員會の注意を願度候

右西班牙國委員は西班牙國產製造煙草の類別法に關し疑惑の存することを避けんが爲め右同種と云ふ語の意義を明定せざる可らざることを委員會に提起致度候也

千八百八十七年四月二十六日東京に於て

第七號

デラヴアット氏より委員會に至るの書

西班牙國委員は從價稅計算の基礎の事を揭げたる第八條第三項に關して通商航海條約草案取調の命を本會議より受けたる委員會の注意を願度候

右西班牙國委員は生產地に於る商品の實價を以て課稅の基礎とせざる可らざるの原則には同意に候得共港より港に至るの通常費を一般に各物品に合算するときは既に充分の重稅を課せらるべき或る物品は過當の新間稅を拂はざる可らざる事に可相成と考量候例之は砂糖の如きは實價に對し二割を拂ふ所へ通常費の價格を之に合算するときは尙

ほ一割三分增加相成義に有之候

乍去西班牙國委員は第八號會議錄に附屬する商人意見書を委員各位が其報告中に於て斟酌あるべきことを確信候也

ドーリール氏は保險料の併算にレイノー氏は周旋手數料に反對說を持しアイモニーン氏は實價に據ることを主張しジョンストン氏は此通常費は日本の慣例に之れ無しと言ひフォンセカ氏は此課稅は一種の間稅なることを指示しリンヅレー及ペインの兩氏は此增稅は價格算定上に苦情を惹起す可きことを開陳致候

千八百八十七年四月三十日東京に於て

第八號

デラ・ヴハット氏より井上伯に至るの書

西班牙國代表者は千八百八十二年の會議に於て他の關係國の代表者と說を同うし西班牙國政府の名義を以て新定稅目の砂糖に二割の從價稅を課することを肯諾候に因り拙者は當時既決の事に依遵候也然れども今般砂糖に賦課する稅目に於て從價稅の代りに從量稅を採用相成哉の發議有之に付ては拙者代表の榮を荷ふ所の國に對し其利益を保護する爲め一言申述度事は即赤砂糖に課す可き從量稅は公平正當の理に據りて承諾を表するに足る可き額に止る事及砂糖（稅目に於て最重稅品の中に列する物品）の課稅價格を定むるに方り一割乃至一割三分の附加稅を課すること

なからん事に有之候今般本會に提出せられたる税目草案に記載の通り百斤(カツチー)に付五圓五十錢の課稅價格御採用相成時は一割乃至一割三分の附加稅を課する事に可相成に付き右申出候也

日本政府は嚮に從量稅を拂ふ可き各種物品の課稅價格を定むるの方法に付き日本に於て三ケ年の平均市價を基本とするの議を提出相成候依て砂糖營業者數人に諮詢の上拙者は右從量稅を定むるの方法を砂糖に適用相成度希望候乃ち右主義に基き日本及外國の慥かなる當業者に就き必要の報道を集め且千八百八十三年より千八百八十五年に至る三年間の横濱市場に於る各種赤砂糖の賣價を基礎として計算候處赤砂糖に對する從量稅賦課價格は百斤(カツチー)に付三圓以上の割合に定む可らず又從價二割の基礎に據り從量稅を計算候處百斤(カツチー)に六十錢を超過す可らずとの結果を得候

右の理由に依り赤砂糖に對する課稅は百斤(カツチー)に付六十錢以上に不相成樣御執計有之度候若し閣下右拙者の希望に對し御容諾の確證御示被下候はば拙者は煙草に關する一瑣事を除くの外通商條約の他の各條款幷裁判管轄條約を肯諾可致儀御約束申上候右煙草の一條は各關係國に滿足を與ふる樣容易に取極め相立可申と確信候右得貴意候　敬具

千八百八十七年六月二十九日東京に於て

第九號（第八號附屬）

千八百八十六年中各國より日本へ輸入せる砂糖の總額但し年報に據る

大不列顛

	斤	圓
赤砂糖		
白砂糖		
氷砂糖		
棒砂糖	二八、〇四六	二、八四四・一三
砂糖蜜	一五一	一二・〇〇

佛蘭西

	斤	圓
赤砂糖		
白砂糖		
氷砂糖		
棒砂糖	二九、七七二	一、九〇〇・三六
砂糖蜜		

合衆國

	斤	圓
赤砂糖		
白砂糖	一七、七六六	一、一二三・八五
氷砂糖		
棒砂糖	一一七、八五五	六、八七四・九三
砂糖蜜	三一六	四二・六〇

東印度

	斤	圓
赤砂糖	一、九七〇、六七六	六三、五五八・八三
白砂糖	一八三、三〇八	九、九七二・三二
氷砂糖		
棒砂糖		
砂糖蜜		

獨逸國

	斤	圓
赤砂糖		
白砂糖		
氷砂糖		
棒砂糖	五、〇六二	五八一・四〇
砂糖蜜		

支那（條約改正ニ關係ナシ）

	斤	圓
赤砂糖	四八、六四六、四六〇	一、九六五、一三八・七九
白砂糖	五六、四〇二、一七八	三、六一七、二一八・八八
氷砂糖	三四二、九八〇	三三、四八二・四三
棒砂糖	一四、八〇七	一、七七四・五七
砂糖蜜	三、九四八、四一一	三六、九二七・〇〇

砂糖輸入總計價格ハ五、六四〇、三三三圓〇九ニシテ其量目ハ一一一、七〇七、七八八斤ナリ即左表ノ如シ

	斤	圓
赤砂糖	五〇、六一七、一三六	一、九二八、六九七・六二
白砂糖	五六、六〇三、二五二	三、六二八、三一五・〇五
氷砂糖	三四二、九八〇	三三、四二八・四三
棒砂糖	一九五、五四二	一二、九一〇・三九
砂糖蜜	三、九四八、八七八	三六、九八一・六〇

前記ニ據レハ支那ヨリ輸入ノ總計價格ハ五、五五四、四八七圓六七ニシテ其量目ハ一〇九、三五四、八三六斤(カッチー)ナリ

然レトモ支那ハ條約改正ニ關カラサルヲ以テ即他國輸入ノ分ハ總計量目二、三五二、九五二斤(カッチー)ニシテ其價格八八、八四五圓四二ナリ

赤砂糖ノ輸入總額ハ一、九七〇、六七六斤(カッチー)ニシテ其價格六三、五五八圓八三ナリ

然ルニ横濱税關ノ帳簿ニ據ルニフヒリツピーン島産ト稱スル赤砂糖ノ輸入一、六四六、一七七斤ニシテ其價格五三、〇一八圓六二ナリ故ニ西班牙ハ單ニ横濱税關ヲ通シテ殆ント赤砂糖ノ總額ヲ輸入スルモノナリ何トナレハ他國輸入ノ分ハ僅カニ三二四、四九九斤ニシテ其價格一〇、五四〇圓二一ナレハナリ

第十號

譯文

兵庫在留和蘭國領事プラエス氏より東京駐剳和蘭皇帝陛下の辨理公使ファン・デル・ポット氏に至るの書

以書翰致啓上候陳者去る五月廿三日附貴翰接收候依て來示の件に關し左の報告書致送呈候

抑神戸に於て日本政府の土地を糶賣候節千八百六十八年八月七日の取極書に掲げたる條件に準據して其糶賣を爲し且つ地券を下附すべきことは其糶賣人の宣言に依て明白に有之候

右取極書の趣意には港內居留地々所より徵收せる移金は之を居留地用金に充て日本の地方官吏と領事官及び居留登簿の外國人の互撰を以て撰任せる三名の常置委員等に於て之を管理することを掲載候

地所借用人は此條件に據て糶買を爲し兵庫居留地會所の成立も亦此基礎に依る所に候而して右會所の第一集會は千八百六十八年十月廿日を以て當時の知事伊藤俊介列席にて之を開き爾來縣知事は常に會場に特席を有し且每會招請をも受け候得共多年出席候事無之候

而して此間實際居留地會所の事務を執行致候者は大抵選擧せられたる三名の委員のみにして修繕改良及び右事業の爲め費用徵收の事多くは此委員に於て擔當致候

土地借用人は若し右積金及稅金の管理にして居留外國人が其領事の外に三名の代理人を列せしむる會所に委任することの規定無之時は假令土地を賣りたりとも糶賣の時の如き收入額を得候事は難相叶儀と申張り候拙者に於ても全く此意見通りに存候

日本人に就て探索候に今日右港內に於て外國人の居留地たる所の地所の價格は千八百六十八年の初め當時の狀景にては一坪廿錢を超過不致事明白に候然るに糶賣の際其切出相場は銀二兩にして日本政府は其一兩二分を收め且總て糶り上げ高の半額をも受領候右概算候時は帝國政府の收入は街路を算入して一坪に付き二弗より少からずと存候即總計にては八萬五千弗餘（精細の員額は余之を知ること能はず）と相成候之に反し帝國政府は街路及下水を造らず且居留地貸與後の維持法に至ては殆んど爲す所無之に付き同政府が居留地の爲めに支出せる費用は瑣細の額に止り

候

居留地會所より年々日本政府に納むる稅金は四百十兩一分の額なり又居留人より居留地會所に納むる稅額は該地日本市街の最上等部より納むる稅額の殆んど六倍に當り而して此金額は悉く之を居留地の維持及び能く其職を盡せる警吏を置くの費用に供し候

居留人は又若し居留地會所の任を帝國政府の手中に歸する時は今日居留地內の地所は大に其價格を減ず可しと申し張り候此儀に就ては疑も無き事に有之候

去れば此場合に於ては地所借用人は巨額の損害を受るに因り其受けたる損害に對し日本政府より賠償を請求するは正當の理由有之候然れども此賠償の金額を定むることは容易の業に非ずと存候

居留地會所が街路、街燈、下水、防火用水等（日本人にも均しく使用を許可したる遊步地のみにても居留外國人及居留地會所の費したる金額は壹萬二千弗とす）の爲めに支出せる費用を賠償するに就き滿足の協議を遂ぐることも右に劣らざる困難事件と存候其外日本政府に引渡すべき居留地會議所拘留所及其他の建物の費用二萬弗以下には無之依て居留地內の爲めに有益に消費せし總額は十二萬弗以下には見積り難く候而して此十二萬弗は居留地內地所の借用人の支出に係るを以て若し此輩が曾て其借地證に依て得し所の權利を拋棄せざるを得ざる時は當然賠償を要求可致義に候拙者の取調候所にては地所借用人の過半數或は殆んど總數は各自の承諾あらざれば右契約を變更すべからざる旨を主張致し候乃ち日本政府は各地所借用人に對し別個の契約を結びて義務を約し候に付き雙方の同意を得

ざる以上は此契約を變更す可らざる義に有之候　敬具

千八百八十七年六月十一日

兵庫に於て

シ・ブラエス（手署）

和蘭國代理公使

ファン・デル・ボット閣下

第十一號

譯文

青木子より委員會に致すの書

本委員會の最近の集會に於てファン・デル・ボット氏の提出せられたる神戸居留地に關する兵庫在留和蘭國領事ブラエス氏の報告は重要の問題に渉るを以て拙者に於ても充分に熟考を加へ候

ブラエス氏の報告を作らるゝに當り種々困難のありたるは拙者の充分推察する所にして畢竟氏をして其報告に於て誤謬あらしめたるは全く他に完全精密なる報道を得るの途なきに因るものに有之候得共假令其報告をして一點の誤謬なからしむるも尙ほ氏の議論の歸着する所に至りては拙者の看て以て正當なりとする能はざるもの有之候

ブラエス氏は日本政府が居留地貸地賣渡に由り得たる金額は殆ど八萬五千弗にして其居留地の爲めに支出せる費用は些細の額に止まり且つ居留地より徵收する帝國の稅金銀は四百十兩一分に上り此金額は每年日本政府に納むるも

のにして又借地人が居留地會所に納むる税額は日本市街の最上等の部分に於て徴收する税額の殆ど六倍に當れる旨を陳述致され候

帝國政府が外國人居留地内の貸地賣渡に由り得たる金額は總計八萬五千九百三十弗と千分の百五なるを以て此點に於てはブラエス氏の報告は精密なるものに有之候然れども帝國政府が居留地の爲め支出せる費用は些細の額に止まれりとの一言は正當と爲し難き義と存候

固より多年を經過したる今日に至り當時帝國政府が神戸居留地に關し費したる金額を精密に示すは到底爲し得べからざることに有之候へども千八百六十七年五月十六日及千八百六十八年八月七日の約定書に據て見れば帝國政府が神戸居留地の爲め支出したる費用は貸地賣上高を超過したるものにあらざるも尙ほ之と同一の額に達せるものなりと推測するは正當のことに有之候

千八百六十七年五月十六日の約定書第一條は日本政府が如何なる點に於て莫大の費用支出の義務を負擔したるやを明示したるものにして同約定書第六條は日本政府が居留地を準備する爲め支出したる費用は貸地賣上代金を以て償ふべき旨を掲げ且つ「居留地貸地を外國人に賣渡すに方ては右の費用を以て糶賣切出相場算出の標準となすべし、、、、、切出相場を超過して得たる金高は日本政府に於て費用を支出したるに因り其金額に對する利子を失ふたるを償はんが爲め及び其費用の償還し能はざるの危險を冒したる償として日本政府之を取置くべし」と掲載致しあり候

千八百六十八年八月七日の約定書第三條には右土地の切出相場は一坪に付二兩とし内一兩二分は日本政府に於て右土地を外國人居住地と爲すに就き支出したる入費を償はんが爲め日本政府之を取置くべしと定めあり候又前年の約定書に據れば右土地賣渡に於て切出相場を超過して得たる金額は日本政府悉く之を取置くの權ありたるものなれども右第三條に由り日本政府は切出相場超過金額の半分に就ては其權利を拋棄することを承諾したるものに有之候

又右二個の約定の內千八百六十八年の約定は地所の準備相整ひ既に入費を支出したる後に於て成りたるものに有之切出相場は即ち右入費を標準として算出したるものにして單に之を以て右入費を辨償するの意に基きたるものなるが故に之を推して考ふれば第一に千八百六十八年の約定書に調印したる各國全權委員は日本政府が居留地に就き支出したる金額を承知せるものにして第二に日本政府が貸地賣渡に因り得たる金額は假令右入費と同一の額に達したるも尙ほ之を超過したるものにあらずとするは理の當然に有之候

次にブラエス氏の報告中拙者の一言せざるを得ざるの點は外國人居留地內の地所に課する帝國の稅金は銀四百十兩一分即ち五百二十七圓十五錢二厘なりとの陳述に有之候右は原と帝國政府が該地所を宅地となしたる已前に在て帝國の地稅は殆ど右の金額に止りたること疑を容れざる所なれども今日に至りて其然らざるは確乎たる事實に有之候輓近の取調に係る精密なる調査に依れば外國人居留地より徵收すべき帝國の地稅は四千九百五十三圓七十六錢七厘と可相成を以て今現に徵收する金額の殆ど十倍に有之候

又右の調査に據て之を見れば若し現今取立居る地代を廢し之に代るに地稅及家屋稅を以てする時は稅額總計九千百

三十五圓七十五錢四厘と可相成而して之に對して今現に地代及び警察費として徴收する金額は一萬五千圓六十二錢四厘に有之候

右等の税金見積は居留地に近接したる日本市街に於て同等の位地を占めたる地所の課税價格を標準として算出したるものにして其見積の不當ならざるは拙者の固く信ずる所に有之候去れば地代と税金との間にはプラエス氏の述べらるゝ如き大なる差違あるものに無之又神戸の日本市街に於て外國人が永代貸を以て領せる地所に就き取調べたる右同樣の見積に依て之を見るに神戸居留地に於る地代と税金との差は日本市街に於ける其差違より大なるものにあらざるは明瞭の義に有之候

神戸居留地貸地糶賣に由り得たる代價を他の開港場に於て得たる代價に比するに神戸に於て得たる代價は格外に高直なりしものに無之且日本政府に於て近頃取調べたる成績に據れば神戸居留地内の地所及び總て其他の外國人居留地内に於ける地所の賣買價格は之に近接したる日本市街に於て同等の位地を占めたる地所の價格に比すれば稍下直のものに有之候

右價格に於て此差違あるは獨り日本人の該居留地に於て土地を借り或は之を領することを許されざるに因らずんば他に其差違のあるべき原因を拙者は發見し能はざるものに有之候若し夫れ拙者の疑はざる如く是を以て果して其原由なりとするに於ては外國人居留地の廢止は其居留地内の不動產賣買價格を下落せしむるものにあらずして寧ろ之を騰貴せしむるの傾あるものとするは理の當然に有之候

ブラエス氏が神戸に於て土地借主たる外國人が市街改良の費に充つる爲め醵金を爲したりと主張し之に對し今賠償を需めらるゝは拙者の解し能はざる所に有之候若し此點に就き拙者の承知せる所果して信ならば神戸に於ける土地借用人は他の開港場に於ける土地借用人と同等の地位に立つものにして唯神戸の土地借用人は千八百六十八年の約定に由り地代より得たる金を自から消費するの權を有し他の開港場に在りては日本政府其金の處理に任ずるの別あるのみに有之候

神戸居留地も亦他の居留地と均しく其居留地に關する費用は自から支辨するの義務あるものなるを認めざる儀には無之候而して神戸居留地は其居留地に關する費用を自から支辨したるのみにて敢て其他に出金を爲したるものには無之候

日本政府は貸地糶賣に由り得たる金額の內三萬四千五百弗を神戸居留地積立金の內へ拂込み尙ほ每年同積立金の內へ拂入れたる地代及警察費は總計一萬四千四百七十二弗と千分の九百七十三に有之候而して市街改良の費用は斯の如くして得たる金即ち千八百六十八年の約定なきに於ては帝國の國庫に入るべき此金を以て支辨したるものなりと云ふも決して其當を失したる儀には無之と存候

是に由て之を觀ればブラエス氏要求の論據とすべき點は單に神戸に於て地所借主たる外國人は從來居留地積立金の管理に任じ居たるものなりとの事實に止るものに有之候而して右外國人は其居留地積立金の管理に任じたるものなるが故に賠償を求むるの權ありと云ふは固より取るに足らざる議論に有之候

ブラエス氏は其報告の末文に於て借地人の過半數が主張せる論旨なりとて日本政府は各借地人と別個の契約を取結びたるものにして此契約は雙方の承諾あるにあらざれば變更すべからざる旨を掲げられ候

帝國政府は各借地人と別個の契約を取結びたるものなるは固より拙者の許す所に候へども其契約の條件は悉く其契約書に含有せることは拙者の主張せざるを得ざる所にして右契約は即ち日本政府より授與したる借地證に有之候抑も此取極の條件にして一個人の權利に關するものは皆右借地證に記載有之候依て他の開港場に於て居留地内の事務若くは其行政に關する取極は借地人の承諾なくして之を變更或は廢止したると同樣今此約定に於ても借地證に記載無之點は右取極を當初締結したる國々に於て各一個人の承諾なく之を變更廢止し得べきものなりと推測するは決して不當には無之候

帝國政府は借地人の有する既得權を聊かたりとも減殺するの意志あるものに無之反て通商航海條約草案の外國人居留地に關する條約は土地借用人たる外國人の構利を擴張することを目的としたるものに有之候依て此變更の實効を擧げんが爲めには居留地の制度を永續するの傾向ある一切の取極を廢するの權は日本政府の明かに有する所なれば帝國政府は各締盟國と共同して此權利を執行すること全く必要の儀に有之候也

第十二號

譯文

殖民地に關する特別規約にして英國政府が本條約に挿入せんと欲する條款

、、、、、、國殖民地ハ其特別ノ法律ヲ以テ支配セラルヽモノナルヲ以テ本條約ニ掲グル右各條款ハ該法律ニ抵觸セザル部分ノミ該殖民地ニ適用スベキモノトス

日本國臣民ハ該殖民地ニ於テ現ニ最惠國ニ許與シ或ハ將來許與スルコトアルベキ一切ノ權利、特權、免除及待遇ヲ享受スベシ

日本國ノ產物及ビ商品ハ、、、、、、國殖民地ニ於テ最惠國ノ產物及商品ニ賦課スル所ニ異ナル稅金若クハ賦課金ヲ徵收セラルヽコトナク又最惠國ノ產物及び商品ニ就キ要スル所ニ異ナル手續ヲ爲スコトナカルベシ

、、、、、、國殖民地ノ產物及商品ヲ日本國ヘ輸入シタル時該物品ハ最惠國ノ產物及商品ト同一ノ取扱ヲ享クベキモノトス

		日附	摘要
一	ハツバルド氏より サー・フランシス・ブランケットへ	五月二十一日	第五條編成に關し其提出せる意見を取消し委員會の討議に掛けざる趣意の覺書
二	サー・フランシス・ブランケットより ハツバルド氏へ	五月二十一日	前書の答文並に右書中に示せる制限の旨意を説明せられんことの請求
三	ハツバルド氏より サー・フランシス・ブランケットへ	五月二十四日	意見取消しの説明

四	ハツバルド氏より サー・フランシス・プランケットへ	六月十五日	十五日の集會に缺席の斷り
五	サー・フランシス・プランケットより ハツバルド氏へ	六月十五日	夏期休業前委員會の報告を本會議に提供せんと欲する事
六	テラ・ヴアツト氏より サー・フランシス・プラケットへ	四月二十六日	第五條第二項に關して注意を喚起し且つ同種と云ふ語の意義を明定すること必要なりとの意を述ぶ
七	デラヴアツト氏より サー・フランシス・プランケットへ	四月三十日	第五條第三項に於て從價稅計算の基礎に關して注意を喚起す
八	デラ・ヴアツト氏より 井上伯へ	六月二十九日	砂糖に課する從量稅に關し日本政府より發議せるものに對する異見
九	デラ・ヴアツト氏の書翰に附帶せる書	六月二十九日	前書に附帶せる一覽表にして各國より日本へ輸入せる砂糖の量額を示せるもの
十	ブラエス氏より フアン・デル・ボツト氏へ		神戸居留地の土地に關する報告
十一	青木子より 委員會へ		ブラエス氏の書に對する日本委員の答辯
十二	殖民地に關する條款		殖民地に關する條款にして大不列顛國政府の肯諾せんと欲する條款案

會議錄 第二十七附錄

通商事項取調委員修正通商及航海條約草案

日本港則草案

通商及航海條約草案

日本國皇帝陛下及ビ、、、、、兩國臣民ノ交際ヲ皇張增進シ以テ幸ニ兩國間ニ存在スル所ノ厚誼ヲ維持センコトヲ欲シ而シテ此目的ヲ達センニハ從來兩國間ニ存在スル所ノ條約ヲ改正スルニ如カザルヲ確信シ公正ノ主義ト相互ノ利益ヲ基礎トシ其改正ヲ完了スルコトニ決定シ之ガ爲メニ日本國皇帝陛下ハ何某ヲ、、、、、、ハ何某ヲ各其全權委員ニ任命セリ因テ右全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條ヲ合議決定セリ

第一條

兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ版圖內何ノ處ニ到リ、旅行シ或ハ居住スルモ全ク隨意タルベク而シテ其身體及ビ財產ニ對シテハ完全ナル保護ヲ享受スベシ

居住權、不動產、及ビ各種動產ノ所有、遺囑又ハ其他ノ方法ニ因ル所ノ不動產若クハ動產ノ相續竝ニ各種財產ノ授受ニ關シ兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ版圖內ニ在テ內國臣民或ハ人民ト同樣ノ特典、自由及ビ權利

ヲ享有シ且此等ノ事項ニ關シテハ唯內國臣民或ハ人民ト同一ノ租稅若クハ賦課金ヲ徵收セラルベシ

兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ版圖內ニ於テ良心ニ關シ完全ナル自由及ビ法律及ビ規則ニ從テ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利竝ニ其宗教上ノ慣習ニ從ヒ自國人ヲ埋葬スルノ權利ヲ享有スベシ倘ホ其爲メ適當且便宜ノ埋葬地ヲ設置保存スルコトヲ得

何等ノ名義ヲ以テスルモ該臣民若クハ人民ヲシテ內國臣民ノ納ムベキ所ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ取立金若クハ租稅ヲ納メシムルヲ得ズ

兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ニシテ他ノ一方ノ版圖內ニ居住スルモノハ陸軍、海軍、護國軍、民兵等ニ論ナク總テ强迫兵役ヲ免カレ且其服役ノ代リトシテ取立ル所ノ一切ノ納金ヲ免カレ又一切ノ强募公債及ビ軍用金或ハ軍需ノ徵發ヲ免カルベシ但土地及ビ其他ノ不動產ノ所有又ハ借用ニ關シテ內國臣民一般ニ賦課スル所ノ稅金及ビ取立金ハ免除ノ限ニ在ラズ

日本政府ハ、、、、、臣民或ハ人民ヲシテ宿舍ノ徵發ヲ免カレシムルコトヲ約定ス

第二條

兩締盟國ノ間ニハ相互ニ通商及ビ航海ノ自由アルベシ

兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ版圖內何ノ處ニ於テモ各種ノ生產物、製造品及ビ法律ニ違背セザル貨物ノ卸賣若クハ小賣營業ニ從事スルヲ得ベシ右營業ニ從事スルニ於テ自身ニ之ヲ爲シ或ハ代理人ヲ以テシ又ハ一人

ニテ之ヲ爲シ或ハ外國人若クハ內國臣民ト組合ヲ結ビテ之ヲ爲スモ隨意タルベシ但シ內國臣民ト同樣其國ノ法律、警察規則及ビ稅關規則ヲ遵守スルヲ要ス

該臣民ハ他ノ一方ノ版圖內ノ各地、諸港及ビ諸河ニシテ外國通商ノ爲メ現ニ開カレ又ハ將來開カルベキ場所ヘ船舶及ビ貨物ヲ以テ自在ニ到ルヲ得且ツ通商、工業及ビ航海ニ關シテハ政府、官吏、一己人或ハ會社等ノ名義ヲ以テスルカ又ハ其利益ノ爲メニ課セラルル所ノ租稅或ハ取立金ハ其性質若クハ名稱ノ如何ヲ論セズ內國臣民或ハ人民ノ拂フ所ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノモノヲ拂フコトナク內國臣民或ハ人民ト同一ノ取扱ヲ受クベキモノトス

第三條

締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ版圖內ニ在テハ法律ニ於テ定ムル所ノ手續ヲ履行スルトキハ專賣特許、商標及ビ圖案ニ關シ內國臣民ト同一ノ保護ヲ受クベシ

兩締盟國ハ其臣民或ハ人民カ自國ニ於テ保護ヲ受クルノ區域及ビ年限內ハ前項ノ保護ヲ與フルモノトス

第四條

丶丶丶丶丶丶ノ版圖內ノ生產或ハ製造ニ係ル物品ヲ何レノ地ヨリ日本國皇帝陛下ノ版圖內ニ輸入シ又日本國皇帝陛下ノ版圖內ノ生產或ハ製造ニ係ル物品ヲ何レノ地ヨリ丶丶丶丶丶丶ノ版圖內ニ輸入スルニモ總テ別國ノ生產或ハ製造ニ係ル同種ノ物品ニ課スル所ノ稅ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ稅ヲ課セラルルコトナカルベシ又締盟國ノ一方ノ版圖內ヘ別國ノ生產或ハ製造ニ係ル物品ノ輸入ヲ禁止セザル間ハ他ノ一方ノ版圖內ノ生產或ハ製造ニ係ル同種ノ物

品ヲ何レノ地ヨリ輸入スルコトヲモ禁止スルコトナカルベシ但シ此末段ノ條款ハ人民、畜類或ハ農業ニ有用ナル草木ノ安全ヲ保護スルニ必要ナル衞生上及其他ノ禁止ニハ適用スベカラザルモノトス

第五條

日本政府ニ於テハ日本ヘ輸入スル所ノ天産物或ハ製造品ニ對シ從來賦課セル輸入稅ノ代リニ本條約附錄稅目ニ掲グル所ノ稅ヲ賦課シ而シテ衞生上或ハ公衆ノ安寧ニ關シ危害ヲ生ズルコトアルベキ貨物ノ輸入ヲ制限シ或ハ一時之ヲ禁止シ且非常ノ事情アルトキハ軍用品ノ輸入ヲ制限シ或ハ一時之ヲ禁止スルノ權ヲ有スルコトヲ兩締盟國ニ於テ約定ス

日本政府ハ酒、醬油、味淋或ハ煙草ニ對シ內國稅ヲ賦課シ或ハ之ヲ增加スル場合ニ於テハ日本ヘ輸入スル同種ノ物品ニ對シ割增稅ヲ課スルヲ得ベシ但シ右割增稅ハ之ニ關稅ヲ加算シ內國稅ニ超過スベカラザルモノトス

日本ニ於テ輸入貨物ニ賦課スベキ從價稅ヲ算定スルニハ其仕入地、產出地或ハ製造地ニ於ル實價ニ其仕入地、產出地或ハ製造地ヨリ陸揚港ニ至ルマデノ保險料及ビ運賃ヲ加算シ又手數料アルトキハ之ヲモ加算シ其總額ヲ以テ該貨物ノ稅價ト定メ此稅價ニ對シテ稅目ニ定ムル所ノ稅金ヲ賦課スベシ

外國ノ生產或ハ製造品ヲ日本ヨリ輸出シタル後再ビ之ヲ日本ニ輸入スルトキハ最初輸入ノ時該物品ニ對シテ納稅シタルニ拘ハラズ更ニ稅目ニ從テ輸入稅ヲ納ムベキモノトス

日本ノ生產物若クハ製造品ヲ外國ヨリ日本ヘ積戾ストキハ之ニ對シテ百分五ノ從價稅ヲ納ムベシ

第六條

凡ソ日本稅關ヘ納金ヲ爲スニハ一圓銀貨又ハ之ト同價格ノ日本通貨ヲ以テスヘシ日本ヘ輸入スル貨物ノ稅價ヲ外國貨幣ヲ以テ記載セルトキハ左ニ定ムル如ク大藏大臣ノ編纂セル一圓銀貨及ビ外國貨幣價格比較表ニ據リ該稅價ノ總額ヲ一圓銀貨ニ改算シ其稅額ヲ算定スベシ

大藏大臣ハ每年十二月一日三月一日六月一日及ビ九月一日ヲ以テ前三個月間橫濱ニ行ハレタル銀行一覽拂爲替券相場ノ平均ニ基ツキ右價格比較表ヲ編製シ直チニ之ヲ公布スベシ此表ハ關稅納付ノ爲メ標準相場ヲ確定スルモノニシテ翌月即チ一月一日四月一日七月一日及ビ十月一日ヨリ之ヲ實施スベシ

外國貨幣ヲ以テ輸入商品ノ稅價ヲ記載スルニ其正貨ト紙幣ノ區別ヲ明示セザルトキハ該價ハ該品仕入、產出或ハ製造ノ國ノ本位貨幣ヲ以テ示セルモノト看做スベシ

本條約及ビ其附錄ニ於テ圓ト稱スルモノハ現行日本一圓銀貨ニシテ純銀九百分量目四百十六「グレイン」ナルモノヲ云フ

第七條

兩締盟國ノ一方ノ版圖內ヨリ他ノ一方ノ版圖內ヘ一切ノ物品ヲ輸出スルニハ他ノ各外國ヘ輸出スル同種物品ニ對シテ賦課シ又ハ賦課スルコトアルベキ所ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ稅金又ハ雜費ヲ賦課スルコトナカルベシ又兩締盟國ノ一方ノ版圖內ニ於テ他ノ各外國ニ向ヒ物品ノ輸出ヲ禁止セザル間ハ他ノ一方ノ版圖內ヘ同種ノ物品ヲ輸出ス

ルコトヲモ禁止セザルベシ

第八條

兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ所轄内ニ在リテ内地通關税ノ免除、倉入、特別保護及ビ税金拂戻等ノ諸事項ニ就キ從來最惠國ヘ許與シ或ハ將來最惠國ヘ許與スルコトアルベキ一切ノ利益ヲ享有スベシ

、、、、、臣民或ハ人民ガ日本ヘ輸入シタル所ノ一切ノ貨物ニシテ本條約附錄税目ニ從ヒ關税ヲ納メタルモノハ無税ニテ之ヲ他ノ日本港ヘ運輸スルコトヲ得ベク且之ヲ内地ニ輸送スルニ際シ日本帝國内何レノ地ニ於テモ何等ノ追加税、製産税或ハ通關税ヲ賦課スルコトナキモノトス

第九條

外國ノ生產物若クハ製造品ニシテ既ニ税關ノ看守及ビ管理ヲ離レタルモノヲ其輸入ノ日ヨリ二個年内ニ日本ヨリ輸出スルトキハ該貨物ハ輸出税ヲ納メズシテ通關スルヲ許スベシ且其輸入人ハ該貨物ノ爲メニ納メタル輸入税額ニ對シ税金拂戻證書ヲ受領スルコトヲ得ベシ但該貨物ニ關スル一切ノ徵收金ヲ税關ニ納メ該貨物ハ實際外國ヘ輸出スルモノタルベク且其最初輸入シタルママ其樽、箱、或ハ包裝ヲ開カスシテ（税關ニテ開キ或ヘ税關ノ許可ヲ得テ開キタルハ此限ニ在ラズ）之ヲ輸出シ最初輸入セシトキノ輸入免狀ヲ其税金拂戻願書ニ添ヘテ税關ニ返納シ且該貨物ハ其輸出ノ時右輸入免狀ニ記載セル貨物ト同一ノモノタルヤ否ヲ査定スル爲メ税關ニ於テ必要ト認ムル所ノ檢査ヲ行フベキモノトス又右税金拂戻證書ハ請求ニ應ジテ貨幣ト引換ヘ或ハ何時タリトモ税金納付ノ代トシテ税關ヘ受取ルベシ

第十條

內國或ハ外國ノ臣民若クハ人民ノ法律上日本國ヘ輸入スルヲ得或ハ輸入スルヲ得ルコトアルベキ一切ノ物品ヲ輸入スルニハ其日本船ヲ以テスルト、、、、、船ヲ以テスルトヲ論セズ總テ同一ノ關稅ヲ納ムベシ又內國或ハ外國ノ臣民若クハ人民ノ法律上日本國ヨリ輸出スルヲ得或ハ輸出スルヲ得ルコトアルベキ一切ノ物品ヲ輸出スルニハ其日本船ヲ以テスルト、、、、、船ヲ以テスルトヲ論セズ總テ同樣ノ關稅ヲ納ムベシ

日本國臣民ハ一切ノ物品ヲ、、、、、ヘ輸入シ或ハ之ヲ、、、、、ヨリ輸出スルニ際シ從來最惠國ニ許與セラレ或ハ將來最惠國ヘ許與セラルルコトアルベキ一切ノ利益ヲ享有スベシ

第十一條

兩締盟國ノ沿海貿易ハ本條約ニ於テ規定スルノ限ニ在ラズ、、、、、法律及ビ日本法律ニ從ヒ之ヲ規定スベキモノトス然レドモ日本ニ於ル、、、、、臣民或ハ人民又ハ、、、、、ニ於ル日本國臣民ハ此事項ニ關シテハ右法律ニ因テヨリノ外國臣民或ハ人民ニ許與セラレ又ハ許與セラルルコトアルベキ諸權利ヲ享有スルモノトス

、、、、、國ノ二個以上ノ港ヘ仕向ケタル荷物ヲ外國ニ於テ積載シタル日本船舶及ビ日本ノ二個以上ノ港ヘ仕向ケタル荷物ヲ外國ニ於テ積載シタル、、、、、船舶ハ外國貿易ヲ許サレタル仕向港ノ一ニ於テ其積荷ノ一部ヲ陸揚シ而シテ其最初ニ積載シタル貨物ノ剩餘ヲ陸揚スル爲メ他ノ一港若クハ數港ヘ進航スルコトヲ得ベシ但常ニ兩國ノ法律及ビ稅關規則ニ從フベキモノトス

然レドモ日本帝國政府ハ右ノ外左ノ讓與ヲ爲スベシ即チ、、、、、、船舶ハ横濱、神戸、兵庫、長崎、新潟及ビ箱館ノ諸港ノ間ニ於テ荷物ヲ運搬スルコトヲ得ルモノトス

本條約ト同日附ノ裁判管轄條約第一條ニ從ヒ日本國ヲ開ク時ヨリ十個年間、、、、、、臣民或ハ人民ハ日本沿海貿易ノ用ニ供スル爲メ日本國臣民ニ船舶ヲ貸與スルコトヲ得ベシ但左ノ約款ヲ遵守スルヲ要ス

第十二條

凡ソ外國船舶ハ本條ノ規定ニ從ヒ實際其全部ヲ獨リ日本國臣民ノミニテ傭入レタル時ノ外日本沿海貿易ニ從事スルヲ許サレザルモノトス

凡ソ日本國臣民ニシテ外國船舶ヲ傭入レント欲スルモノハ書面ヲ以テ其傭入港ノ税關へ願出ツベシ其願書ニハ其船舶ニ關スル事項ヲ可成詳細ニ認メ其船長ノ姓名及ビ國籍ヲ記載シ且之ニ該船舶ノ持主、船長或ハ代理人ノ署名スベキ傭入契約書ノ案文ヲ添へ差出スベシ其案文ニハ傭入ノ目的、期限及其傭入ノ爲メニ拂フベキ金額ヲ記載スルヲ要ス税關ニ於テ其願書ヲ受領スルトキハ五十圓ノ手數料ヲ納メシメタル上ニテ船舶傭入免狀ト稱スル免許狀ヲ下付スベシ

外國船ヲ傭入ルベキ期間ハ十二個月ヲ起過スベカラズ傭入滿期ノ時ハ其船舶傭入免狀ヲ傭入港ノ税關へ返納スベシ然レドモ更ニ五十圓ノ手數料ヲ納メ最初傭入ヲ爲セル場合ニ於ケルト同樣ノ願出ヲ爲ストキハ更ニ船舶傭入免狀ヲ受ルコトヲ得ベシ

傭入外國船ハ前揭手數料ノ外其傭入期限ノ間每月一噸ニ付二錢ノ割合ヲ以テ噸稅及ビ燈稅ヲ納ムベシ一個月ニ滿タザルトキモ亦同ジ

傭入外國船ニハ其日本國臣民ノ傭入ニ係ルモノタルヲ表示スル所ノ旗章ヲ揭クベシ

傭入外國船ハ日本船舶同樣日本驛遞局ノ需ニ應ジ郵便物ヲ搬送スルノ義務アルベシ但如何樣ノ事情アリトモ驛遞局ノ許可ナクシテ郵便物ヲ搬送スルヲ得ザルモノトス

傭入外國船ハ獨リ沿海貿易ニノミ從事スルヲ得ルモノトス若シ外國ヘ航行スルトキハ其船舶雇入免狀ヲ其出帆港ノ稅關ヘ返納シ其傭入期限中ニ或ル海港ニ於テ船積シタル貨物アラバ之ニ對シ定規ノ輸出稅ヲ納ムベシ

傭入外國船ハ貿易規則ヲ守ルベシ但其船舶傭入免狀ハ滯港中之ヲ稅關ニ預ケ置クモノトス

第十三條

兩締盟國ノ一方ノ軍艦或ハ商船ニシテ暴風又ハ其他ノ危難ニ遭遇シ避難ノ爲メ無據他ノ一方ノ海港ニ進入スルモノハ內國船舶ノ拂フベキ稅金ノ外一切ノ稅金ヲ拂フコトナク其港ニ於テ更ニ艤裝ヲ爲シ一切ノ需用品ヲ求メ再ビ航行スルヲ得ベシ但商船ノ船長ニシテ其費用ヲ辨償スル爲メ其積荷ノ一部ヲ賣却スルヲ要スル場合ニハ該船長ハ其寄港地ノ規則及ビ稅目ヲ遵守スベキモノトス

兩締盟國ノ一方ノ軍艦或ハ商船ニシテ他ノ一方ノ治岸ニ於テ淺瀨ニ乘リ上ゲ或ハ難破シタルトキハ地方官ヨリ該地方ニ在ル所ノ總領事、領事、副領事又ハ領事代理ヘ其旨ヲ通知スベシ若シ該地方ニ領事官ナキトキハ最近地方ノ總

領事、領事、副領事又ハ領事代理ヘ通知スベシ
日本帝國版圖内ノ海上ニテ難破シ若クハ海岸ニ乗上ゲタル、、、、、、船舶ノ救助ニ關スル一切ノ手續ハ日本國法律ニ從テ之ヲ爲スベク又互相ノ主義ニ基キ、、、、、、版圖内ノ海上ニテ難破シ若クハ海岸ニ乗上ゲタル日本船舶ニ關スル救助ノ處分ハ、、、、、、國法律ニ從ヒ之ヲ爲スベシ
右遭難ノ船舶竝ニ其器具及其他一切ノ附屬品及ビ該船舶ヨリ救上ゲタル貨物竝ニ商品及ビ右等ノ諸物件ニシテ海中ニ投棄セラレタルモノ或ハ之ヲ賣却セル賣得金竝ニ該遭難船内ニ發見セラレタル一切ノ書類ハ右船舶ノ持主或ハ代理人ヨリ要求スルトキハ之ニ引渡スベシ右持主或ハ代理人ノ現場ニ在ラザルトキハ内國法律ニ定メタル期限内ニ當該總領事、領事、副領事、或ハ領事代理ヨリ請求スレバ之ヲ引渡スベシ而シテ右領事官、持主或ハ代理人ハ内國船舶難破ノ場合ニ於テ拂フベキ所ノ物品保存費竝ニ難破救助費及ビ其他ノ費用ノミヲ拂フベキモノトス
難破船ヨリ救上ゲタル貨物及ビ商品ハ消費ノ爲メニ之ヲ賣捌クニ非ザレバ一切ノ關稅ヲ免除スベシ但消費ノ爲メニ賣捌ク場合ニハ内國船ヲ以テ輸入シタルト同樣ノ割合ニテ稅金ヲ納ムルヲ要スルモノトス
兩締盟國ノ一方ノ臣民ニ屬スル船舶ニシテ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ淺瀨ニ乗上ゲ或ハ難破シタルトキ其持主、船長若クハ持主代理人不在ノ場合ニハ當該總領事、領事、副領事若クハ領事代理ハ其自國臣民ニ必要ノ扶助ヲ與フル爲メ職權上ノ助力ヲ爲スヲ許サルベキモノトス此規則ハ持主、船長若クハ持主代理人現ニ其場ニ在ル時ト雖モ右樣ノ扶助ヲ與フルヲ要スル場合ニハ亦適用スベキモノトス

第十四條

前條ニ掲載セル事情アルノ外商船ハ稅關ヲ置カザル所ノ日本ノ各港或ハ各所ニ入ルコトヲ得ズ凡ソ丶丶丶丶丶臣民或ハ人民ニシテ日本ノ各港或ハ各地ニ於テ貨物ヲ密商シ或ハ密商セント謀ルモノアルトキハ右貨物ノ價額二倍ニ超過セザル罰金ヲ課シ且其貨物ヲ沒收スベシ

又日本政府ハ日本ニ於テ密商スルモノアルヲ防カンガ爲メ他ノ必要ナル取締法ヲ設クルヲ得ベシ

第十五條

本條約ニ於テハ日本ノ國法ニ從ヒ日本船ト見做サルベキ一切ノ船舶ハ之ヲ日本船ト視認メ又丶丶丶丶丶ノ國法ニ從ヒ丶丶丶丶丶船ト見做サルベキ一切ノ船舶ハ之ヲ丶丶丶丶丶船ト視認ムベシ

第十六條

若シ締盟國ノ一方ニ屬スル軍艦或ハ商船ノ海員ニシテ他ノ一方ノ版圖内ニ逃亡スルモノアルニ際シ右船舶所屬國ノ領事又ハ其代理官ヨリ其逮捕引渡ノ事ヲ地方官ヘ依賴スルトキハ該地方官ハ其權力ノ及ブ限リ該逃亡人ヲ逮捕シ且之ヲ引渡ス爲メ助力ヲ爲スヲ要スルモノトス

此約款ハ右海員ノ逃亡シタル國ノ臣民或ハ人民ナルトキハ適用スベカラザルモノトス

第十七條

凡ソ日本港ニ到ル所ノ丶丶丶丶丶國郵船ハ如何樣ノ情由アリトモ其赴カントスル所ノ地ヨリ他ヘ轉セラレ或ハ捕

拿、拘留セラレ又ハ出港停止或ハ戰時出港禁止ノ令ヲ受クルコトナカルベシ
凡ソ郵船内ノ船客ニシテ其日本港内ニ滯留スル間上陸スルヲ便宜ト認メザル者アラバ何ノ辭柄ヲ以テスルモ之ヲシテ該船ヨリ出去ラシメ或ハ之ヲ搜索シ若クハ其旅券ニ裏書スルノ手數ヲ爲スコトナカルベシ但普通ノ法律ニ對シテ重罪或ハ輕罪ヲ犯セルニ付正式ノ令狀ヲ以テ追躡セラレ郵船内ニ在テ日本ニ逃ルル者アラバ日本官吏ハ該船舶屬籍國ノ領事廳ヲ經由シ其者ヲ該船中ヨリ逐放スルノ要求ヲ爲スコトヲ得ベシ然ルトキハ其逐放ヲ拒絕スベカラザルモノトシ若シ止ムヲ得ザルコトアラバ地方官ニ於テ丶丶丶丶丶領事或ハ其代理官ノ助力ニ依リ又ハ預メ該領事ヘ當然ノ通知ヲ爲シタル上ニテ搜索ヲ爲スコトヲ得ベシ
日本裁判所ノ管轄内ニ在テ普通ノ法律ニ對シ重罪或ハ輕罪ヲ犯セルカ爲メ追躡セラルル所ノ日本臣民ニシテ丶丶丶丶丶國郵船内ニ在ル者アラバ之ヲ要求スルコトヲ得ベク而シテ正式ノ令狀ヲ示ス上ハ假令其者ハ日本ニ於テ該船ニ乘込ミタルニアラザルモ尙ホ之ヲ該船中ヨリ逐放スベキモノトス
如何樣ノ情由アリトモ右等ノ處分ヲ施スガ爲メ該船舶ノ出帆ヲ遲延セシムルコトヲ得ズ
丶丶丶丶丶國郵船ハ晝夜ノ別ナク何時タリトモ日本港ニ出入スルヲ得ベシ而シテ其滯港中其事務ヲ急速ニ處辨シ且安全ヲ得セシムル爲メ一切ノ便宜ヲ許與セラルベキモノトス
丶丶丶丶丶國郵船ハ其通商上ノ事務ニ關スル諸事項ニ就キ本條ノ約款ニ牴觸セザル限リハ通商及航海規則ヲ遵守スベキモノトス

、、、、、、郵船ハ日本ニ責任ヲ有スル代理人ヲ置キ其事務ヲ辨セシムベキモノトス

第十八條

日本各港ニ進入スル、、、、、、國船舶ハ其船長、持主或ハ代理人ノ撰ブ所ニ任セ左ノ稅率ノ一ニ從ヒ噸稅及ビ燈稅ヲ納ムベシ

一　單ニ日本ノ一港ニ到ルトキハ每噸二十五錢

二　二個月內ニ日本ノ數港ニ入港シ外國ノ一港若クハ數港ニ到ルコトナキ見込ナレバ右期限ニ對シ每噸三十錢

三　六個月內ニ日本或ハ外國ノ一港若クハ數港ニ到ルベキ見込ナレバ右期限ニ對シ每噸八十錢

四　郵船會社ニシテ其船舶發着表ニ從ヒ引續キ七回ノ航海ヲ爲ス間其船舶ニ對スル噸稅及燈稅ヲ免カレント欲スルトキハ右七回ノ航海ヲ爲ス諸船舶ノ平均噸數ニ對シ每噸八十錢ノ稅ヲ納メテ之ヲ免カルルコトヲ得ベシ

右ノ稅ハ第一回入港ノ時ニ之ヲ納付スベシ而シテ其納稅額ハ該會社郵船發着表ノ取極ニ從テ之ヲ算定スベキモノトス但其所用ノ船舶ニ就キ其後ニ生セシ變更ノ爲メ第七回入港ノ時其既納ノ稅額ニ剩餘ヲ生ズルコトアラバ稅關ヨリ之ヲ拂戾シ又不足ヲ生ズルコトアラバ郵船會社ヨリ之ヲ追納スベシ

、、、、、、船舶ノ課稅噸數ハ、、、、、、ノ登簿證或ハ他ノ書類ニ載スル所ノ純噸數タルベシ若シ其船舶ハ日本ノ現行測定法ヲ採用セザル所ノ國ニ屬スルモノナレバ蘇西運河稅金徵收ノ爲メニ採用セラレタル噸數改算法ヲ適用スベキモノトス

左ノ船舶ハ噸稅及ビ燈稅ヲ免除スベシ

一　軍艦

二　遊船

三　荷物ヲ積載セザル漁船

四　積量二十噸未滿ノ船舶

五　避難又ハ修覆ノ爲メ入港シタル船舶

六　荷物ヲ積載セズシテ入港及ビ出港スル船舶

七　貿易規則第三條及第二十四條ニ依リ免稅セラレタル船舶

是迄日本港ニ於テ丶丶丶丶丶船舶ノ納メ來レル入港及出港手數料ハ以後徵收セザルベシ

第十九條

兩締盟國ノ一方ハ他ノ一方ノ海港、都府及ビ其他ノ場所ニ總領事、領事、副領事及ビ領事代理ヲ置クコトヲ得ベシ

但シ領事官ノ駐在ヲ認許スルニ便宜ナラザル場所ハ例外タルベシ

然レドモ右ノ例外ハ他ノ諸外國ニ對シ之ヲ適用スルニ非ザレバ一方ノ締盟國ニ對シテ之ヲ適用スルヲ得ザルモノトス

總領事、領事、副領事及領事代理ハ如何樣ノ職務タリトモ之ヲ執行スルコトヲ得且其在留國ニ於テ最惠國ノ領事官

ニ從來許與セラレ或ハ將來許與セラルベキ一切ノ特權、除免及ビ特許ヲ享有スベキモノトス

第二十條

兩締盟國ノ版圖內ニ於ケル通商、航海、旅行或ハ居住ニ關スル一切ノ事項ニ於テ現時或ハ將來其一方ヨリ別國ノ政府臣民或ハ人民ニ許與スル所ノ一切ノ特權殊遇若クハ免除ハ他ノ一方ノ政府臣民或ハ人民ニモ即時ニ且條件ヲ附セズシテ之ヲ許與スベキコトヲ兩締盟國ニ於テ約定ス

第二十一條

（此條ハ殖民地ノ事ニ關シテ設ケタル制限ヲ載スルモノナリ）

第二十二條

本條約ニ從ヒ日本ニ在ル所ノ、、、、、臣民ヨリ拂フベキ租稅、及ビ手數料ハ日本官吏直接ニ之ヲ徵收スベシ領事裁判權ノ繼續スル期限內ニ在テ、、、、、國臣民カ前揭ノ租稅、或ハ手數料ヲ拂フベキ旨ノ相當ノ告知ヲ受ケタル後之ヲ拂フコトヲ拒ミ若クハ怠ルコトアル場合ニ於テハ左ノ規則ヲ照守スベシ

一　若シ負債者ニシテ現行條約界限地內ニ居住シ若クハ該界限地內ニ於テ差押ヘラルベキ財產ヲ所有スルトキハ當該日本官吏ヨリ知事ヲ經由シ、、、、、領事ニ其徵收ヲ依頼スベシ

二　若シ負債者ノ財產條約界限地外ニ在ルモノニシテ前項ノ如ク納付實行ノ目的ニテ差押ヘラルベキトキハ當該日本官吏ハ法律ヲ以テ規定セラルベキ行政事件ニ關スル差押規則ニ從ヒ、、、、、領事ノ干涉ニ由ラズシテ

直接ニ必要ノ强迫處分ヲ施スベシ

第二十三條

現行ノ條約或ハ取極ニ依リ從來、、、、、、臣民或ハ人民ノ日本ニ於テ享有シタル一切ノ特權及ビ特典ニシテ本條約或ハ本條約ト同日附ノ裁判管轄條約ノ約款ニ因リ廢棄セラレザルモノハ本條約ノ繼續スル間尙ホ存在スベキモノトス

第二十四條

若シ領事裁判權ノ繼續スル期限內ニ、、、、、、臣民或ハ人民ニシテ外國人居留地內ニ於テ魚類、酒、煙草、醤油葡萄酒、麥酒或ハ其他ノ酒類ヲ製造シ若クハ調製スルモノアラバ右同樣ノ業ヲ營ム日本國臣民ト同一ノ租稅ヲ納ムルヲ要スベシ

凡ソ、、、、、、臣民或ハ人民ニシテ葡萄酒、麥酒或ハ其他ノ酒類ヲ小賣セント欲スルモノハ日本國臣民ト同樣ノ營業免許ヲ受ケ且同樣ノ免許料ヲ納ムベシ右免許ハ正當且當然ノ理由アルニ非ザレバ決シテ之ヲ與フルコトヲ拒ムベカラズ

第二十五條

本條約ト同日附ノ裁判管轄條約第六條ニ從ヒ日本ニ於ケル領事裁判權ヲ廢止スルト同時ニ其時、、、、、、臣民或ハ人民カ連合シ或ハ各別ニ委托或ハ其他ノ方法ニ由リテ日本政府ヨリ借受ケ或ハ保有スル所ノ一切ノ不動産ノ永代

借用ノ權ハ純粹ノ所有權ニ改メラルベシ然ル上ハ右不動産借用人ハ其所有者ト爲リ其借地證ヲ返還シタル上ニテ日本政府ヨリ地劵ヲ授カルベシ又從來右不動産ニ關シテ取立ル所ノ借地料ハ之ヲ徴收スルヲ止メ其代トシテ右不動産ニ對シテハ内國臣民ノ所有スル同樣ノ不動産ニ課スルト同一ノ國稅及ビ地方稅ヲ課シ且其他一切ノ事項ニ付不動産ニ關スル日本法律ニ從ハシムベシ然レドモ永代貸ノ土地ニシテ其使用法如何ニ因リ日本政府ニ於テ其借地料ヲ輕減シタル一切ノ場合ニ於テハ將來其借地料ノ代リニ徴收スベキ地租ハ右輕減セラレタル借地料ノ額ヲ超過スベカラザルモノトス

右ノ如ク不動産所有法ノ變更ヲ實施スルトキハ各外國人居留地ハ全ク其所在ノ日本市區ニ編入セラレ爾後日本地方組織ノ一部ヲ爲シ當該官廳ハ之ニ關シテ其地方施政上ノ責任及ビ義務ヲ悉皆負擔スベシ又之ト同時ニ右外國人居留地ニ屬スル共有資金及ビ財産ハ右日本官廳ヘ引渡スベキモノトス

若シ右外國人居留地組合ニ於テ未ダ義務ヲ果サザル所ノ契約或ハ負債アルトキハ當該日本官廳ニ於テ一切之ヲ賠償スルカ又ハ右契約或ハ負債ノ最初ノ取極ニ準シ日本政府ニ於テ之ヲ自己ノ契約或ハ負債トシテ引受タル上ニ非ザレバ前項ノ資金或ハ財産ノ引渡又ハ所有權ノ附與ヲ爲スベカラザルモノトス

、、、、、臣民或ハ人民ニシテ六個年以來橫濱、神戸或ハ長崎ニ定住地ヲ有シ且不動産ヲ所有スルモノハ日本國臣民ト同樣ノ條件ニ從ヒ其地ノ撰擧人トシテ地方撰擧ニ與カルノ權利ヲ有スベシ

外國人居留地内ニ於テ從來日本政府カ無借料ニテ公共ノ用ニ供スル爲メ貸渡シタル一切ノ地所ハ租稅或ハ雜費ヲ免

除シ從前ノ通リ公共ノ用ニ供スル爲メ永代保存スベキモノトス但シ右地所ニ就テハ日本政府ハ公用土地買上ノ權ヲ有スベシ

第二十六條

本條約ノ條款ト之ト同日附ノ裁判管轄條約ノ條款トノ間ニ抵觸アル場合ニハ裁判管轄條約ノ條款ニ依準スベキモノトス

本條約ノ約款ニシテ領事裁判權ニ抵觸スルモノハ右裁判權廢止ノ日ニ至ラザレバ之ヲ實施スルコトナカルベシ

第二十七條

本條約附錄ノ諸規則、即チ貿易規則、官設倉庫規則、私設倉庫規則及ビ港則ハ本條約ノ一部ヲ成スモノト看做スベキコトヲ兩締盟國ニ於テ約定ス

第二十八條

本條約ハ其批准書交換ノ後十二個年間効力ヲ有スルモノトス而シテ其批准書交換ハ本條約ト同日附ノ裁判管轄條約ノ批准交換ト同時ニ之ヲ爲スモノトス

本條約ハ其批准書交換ヨリ一個月ノ後ニ之ヲ實行スルモノトス右批准書ノ交換ハ本條約署名後一個年內ニ於テ可成速ニ東京ニ於テ之ヲ行フベシ

本條約期限ノ經過ヨリ十二個月前ニ締盟國ノ一方ヨリ之ヲ廢棄セント欲スル旨ヲ他ノ一方ヘ通知セザル場合ニハ本

條約ハ兩締盟國ノ一方ヨリ之ヲ廢棄セント欲スル旨ヲ他ノ一方ヘ通知シタル日ヨリ一個年尙ホ効力ヲ有スルモノトス

右證據トシテ雙方ノ全權委員ハ本條約四通即チ日本文二通及ビ丶丶丶丶文二通ニ記名調印スルモノナリ而シテ右ノ四通ハ總テ同一ノ意義及ビ目的ヲ有スト雖モ若シ其牴牾スルコトアル場合ニハ丶丶丶丶文ヲ以テ正確ノモノト爲スベシ

明治丶丶年丶丶月丶丶日即チ西曆丶丶年丶丶月丶丶日東京ニ於テ書ス

日本港則草案

本則ハ日本各港ニ於テ秩序ヲ維持シ且性命財産ヲ保護スル爲メ設クル所ノモノニシテ其附屬セル通商條約ト同時ニ之ヲ實行ス可シ

日本ノ各港ニ到ル各外國船舶ノ指令役或ハ船長ニハ本則ノ寫一部ヲ交付スルモノトス但郵便及ビ定期沿岸航海ノ汽船ニハ毎年一部ヲ交付シテ足レリトス可シ

第一條

各開港場ノ經界、區域及ビ碇泊場ハ自今左ノ如ク畫定ス

横濱港　本港ノ經界ハ十二天山ヨリ直線ヲ引キテ燈船ニ達セシメ更ニ之ヨリ正北ニ向テ直線ヲ引キ鶴見川口ノ東側ナル海岸ノ一點ニ達セシメ以テ之ヲ畫定ス

神戸港　本港ノ經界ハ湊川口ノ圓塔ノ中心ヨリ正東ニ向テ直線ヲ引キ又生田川口ヨリ正南ニ向テ直線ヲ引キ此二線ヲシテ直角ニ出合ハシメ以テ之ヲ畫定ス

新潟港　本港ノ經界ハ燈臺ヲ中心トシ二海里半ノ半經ヲ以テ弧線ヲ畫シ以テ之ヲ畫定ス

夷　港　本港ノ經界ハ椎泊村ト五十里村トノ間ニ直線ヲ引キ（之ヲ外邊トス）又加茂湖ノ東岸ナル港町ヨリ直線ヲ引キテ同湖ノ北西岸ナル加茂村ニ達セシメ以テ之ヲ畫定ス

大阪港　本港ノ經界ハ武庫川口ノ「トリー・ポイント」ヨリ南偏西ニ向テ一直線ヲ引キ又大和川口ヨリ一直線ヲ引キ此二線ヲシテ「トリー・ポイント」ヨリ六海里大和川口ヨリ五海里ノ距離ニテ交叉セシメ以テ之ヲ畫定ス

長崎港　本港ノ經界ハ神崎及ビ女神ノ間ニ直線ヲ引キ以テ之ヲ畫定ス

函館港　本港ノ經界ハ辨天岬ノ南半海里ニ當ル海岸ノ一點ヨリ上磯村有川口ノ東側ノ一點ヘ直線ヲ引キ以テ之ヲ畫定ス

、、、、、港

丶丶丶丶丶丶港
丶丶丶丶丶丶港

第　二　條

各船舶長ハ港口ヲ望見スベキ處ニ到レバ其船旗及ビ信號ヲ檣上ニ引揚ゲシメ港長ノ事務所ヘ合式ノ入港屆ヲ爲シ了ルマデ之ヲ引下ス可カラズ右入港屆ハ何ノ場合ト雖モ着港後二十四時間内ニ必ズ之ヲ爲ス可シ

第　三　條

港口ノ近傍ニハ港長ノ番船ヲ置キ港長或ハ其助役一名ハ各船舶ノ入港スルトキ其碇泊所ヲ指定スベシ而シテ其船舶ハ特別ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ其碇泊所ヲ離ルルヲ得ザルモノトス但港長ニ於テ必要ト認ムルトキハ其碇泊所ノ移轉ヲ命ズルコトアルベシ又港長或ハ助役ハ執務ノ時常ニ制服ヲ著用シ其船上ニハ赤色ニテ H.M.（港長）ノ文字ヲ記セシ白旗ヲ揭グベシ又本則ヲ嚴正ニ實行センガ爲メ港長或ハ其助役カ船舶ニ乘込マントスルトキハ之ニ一切ノ便宜ヲ與フルヲ要シ且各船舶ノ指令役ハ總テ港長ヨリ下ス所ノ命令ニ從フ可シ

第　四　條

凡ソ港内ニハ船舶通航ノ餘地ヲ存シ一切ノ船舶舟艇ハ其處ニ投錨シ或ハ其他ノ障礙ヲ爲ス可ラズ但事情止ムヲ得ザル場合ニハ此限ニ在ラズ

各港ノ一部ヲ以テ軍艦碇泊場ト爲ス凡ソ軍艦ヲ除クノ外何樣ノ船舶舟艇ト雖モ港長ノ命ニ非ザレバ其場內ニ投錨スヲ得ズ

第五條

港內ニ碇泊スル各船舶ノ指令長ハ日沒ヨリ日出ニ至ルマデ明亮ナル白色燈二個ヲ其船上ニ揭ゲシム可シ該燈ハ直徑八インチ以上ノ球形燈ニシテ間斷ナク明亮不變ノ光輝ヲ發シ地平線上一海里ヨリ少ナカラザル距離ノ處ヨリ望見ルヲ得ベキ樣造レルモノタル可シ而シテ其中一個ハ之ヲ前檣ノ支縴ニ揭ゲ其高サハ船體ヨリ二丈ヲ起エズ又一個ハ船尾ニ揭ゲ其高サハ船體ヨリ一丈ヲ起エザル可シ蒸氣艀船ト雖モ前揭ノ時限內ニ運行スルトキハ汽船同樣定式ノ燈ヲ揭グ可シ

第六條

六月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル暴風季節ノ間諸船舶ニハ豫備錨ヲ用意スルヲ要シ暴風ノ虞アルトキ汽船ハ蒸氣ヲ發生スルノ用意ヲ爲スベシ暴風豫報ノ信號ハ岸上ノ竿頭ニ揭示スルモノトス

第七條

休航船舶又ハ爆發質或ハ燃燒質ノ物品ヲ積載スル等ノ船舶ハ他ノ諸航舶ヨリ遠ザカリテ港長ノ指定スル所ノ碇泊所ニ繫泊ス可シ

第八條

何等ノ船舶タリトモ港內ニ於テ失火スルトキハ救援ヲ得ルマデ其船鐘ヲ打鳴シ晝間ニ在テハ N.M.（本船失火）ノ信號ヲ引揚ゲ夜間ニ在テハ斷エズ號燈ヲ上下ス可シ
港內警察官ノ援助ヲ要スルトキハ晝間ニ在テハ商船信號表中ノG旒ヲ引揚ゲ夜間ニ在テハ青色燈若クハ閃光燈ヲ點ジテ其信號ト爲ス可シ
港內ニ於テハ何樣ノ砲或ハ烟或ハ烟火タリトモ之ヲ發放スルヲ得ザルモノトス但シ港長ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第九條

凡ソ港內ノ船舶上ニテ瀝青、松脂、樹脂、獸脂、其他ノ燃燒物ヲ煖ムルヲ要スルトキハ危險ヲ避ル爲メ特ニ豫防ヲ爲スヲ要ス且其間不斷一人ヲ附ケ置ク可シ

第十條

通常船內ニ貯フルヨリモ多量ナル一切ノ爆發物或ハ燃燒物ヲ積載シテ到着スル所ノ船舶ハ港內ニ入ラスシテ港外ニ投錨シ赤旗（商船信號表中ノBノ字）ヲ船首ニ引揚ゲ該物品ノ船中ニ在ル間之ヲ引下ス可ラズ又其船長ハ該物品船卸ノ事ニ付即時ニ港長ヘ通知ス可シ何等ノ船舶ト雖モ日沒ヨリ日出マデノ間又ハ港長ヨリ特別ノ許可ヲ得ズシテ右等ノ物品ヲ船積シ或ハ之ヲ船卸ス可ラズ凡ソ右等ノ物品ヲ積載セル船舶、艀船、運貨舟、舟艇等ハ晝間ニ在テハ大ナル赤旗又夜間ニ在テハ赤燈ヲ覩易キ處ニ揭ク可シ但郵便事務ヲ取扱フ所ノ會計ニ屬スル汽船ニシテ專ラ自國軍艦

ノ供給ヲ補フ爲メ火藥、熕包及ビ銃包ヲ積載スルモノハ必ラズシモ港外ニ投錨スルヲ要セズ但其火藥熕包及ビ銃包ハ其爲メ特ニ設クル所ノ船室内ニ納レ置クヲ要シ且其重量十噸ヲ超ユ可カラズ又其船中ニ右火藥熕包或ハ銃包ヲ積載セルコトハ其着港ノ時之ヲ港長ニ告知スルヲ要シ其取扱方ニ付港長ト談合ヲ遂ゲタル上ニ非ラザレバ之ヲ搬移スルヲ得ズ而シテ之ヲ搬移スルニハ專ラ危險豫防ノ注意ヲナス可シ

第十一條

凡ソ船舶其出帆ノ時ニ際シ傳染病ノ流行セル港或ハ場所ヨリ來着スルカ或ハ船中ニ傳染病患者アルカ又ハ航海中船中ニ傳染病患者アリタルトキハ其指令役或ハ船長ハ前檣頭ニ黃旗ヲ揭ゲシメ港口ノ近傍ニ留マリテ衞生官吏ノ到ルヲ待ツ可シ而シテ該官吏ヨリ許可ヲ得ルマデハ何人タリトモ其船舶ヲ出ルヲ得ズ且該船舶トノ交通ヲ絕ツ可シ又該船舶ニ乘込ム可キ官吏ノ之ニ近ヅクトキハ相當ノ豫防法ヲ施スヲ得セシムル爲メ該官吏ヲシテ其病症ヲ知悉セシム可シ

若シ檢疫停船ヲ公布シタル場合ナレバ其船舶ハ現ニ實施セラルル所ノ檢疫停船規則ニ從フヲ要ス

右船舶ハ健全燈ヲ交付セラルヽマデ晝間ニ在テハ停船旗ヲ揭ゲ夜間ニ在テハ之ト同ジキ處ニ明亮ナル白燈ヲ點ズ可シ且職務ヲ執行スル所ノ衞生官吏ヲシテ自在ニ該船舶ニ到ルヲ得セシメ且之ニ一切ノ便宜ヲ與フ可シ又本條ノ處置ニ該當スル軍艦ハ港長ヨリ指定スル碇泊所ニ必ラズ碇泊スルヲ要ス凡ソ船中ニテ傳染病ノ發生スルコトアラバ其船舶ニ對シテモ亦右ノ定規ヲ適用ス可シ

第十二條

港內ニ於テハ底積、灰燼、塵芥、其他何樣ノ無用物タリトモ之ヲ船外ニ投棄ス可ラズ石炭、底積其他之ニ類スル物品ヲ積卸スルトキハ本船ト艀船ノ間ニ油布或ハ障蔽ヲ張ル可シ又風雨ノ妨ナキトキハ日々塵船ヲ出シテ各船舶ニ到ラシム可ク其爲メ相當ノ手數料ヲ取立ツ可シ

塵船ノ船首ニハ籃ヲ揭ゲ以テ其信號ト爲ス

第十三條

港長ヨリ許可狀ヲ得ルニアラザレバ海岸ヨリ底積、石、沙、或ハ土ヲ採ルコトヲ得ズ

第十四條

凡ソ船舶出港セントスルトキハ二十四時前ニ出帆旗ヲ引揚ゲ且其旨ヲ港長ニ屆出ヅ可シ但本條ハ滯港時間二十四時以上ニ達スル場合ニノミ適用ス可キモノトス

第十五條

凡ソ破船或ハ其他ノ物ニシテ危險ノ原因ト爲リ或ハ港內通航ノ自由ヲ妨ゲ若クハ入港ノ障礙ト爲ル可キモノハ港長ヨリ書面ヲ以テ示ス所ノ時限內ニ其所有主ニ於テ之ヲ取拂フ可シ若シ其時限內ニ取拂ハザレバ港長ニ於テ之ヲ破壞シ所有主ヲシテ其費用ヲ償ハシム可シ

第十六條

港長ハ定期郵船及ビ沿岸航海汽船ノ爲メ常設繋泊標ノ位置ヲ指定スルノ權ヲ有ス何レノ港內ト雖モ港長ノ許可ナクシテ繋泊標ヲ取設ケ又ハ之ヲ保存スルヲ得ズ本則實施ノ時現存スル所ノ繋泊標ト雖モ港長ニ於テ之ヲ移轉スルヲ必要ト見認ムルトキハ其所有主ハ必ラズ之ヲ移轉ス可シ又港長ハ現ニ船舶ヲ繋カザル所ノ繋泊標ヲ臨時使用スルコトヲ得可シト雖モ該標所有主ノ船舶ノ着港スル前勉メテ之ヲ明渡ス可シ又六ケ月間所有主ノ船舶ヲ繋ガザル繋泊標アラバ港長ヨリ令狀ヲ發シ所有主ヲシテ之ヲ取除カシメ或ハ所有主ノ費用ヲ以テ之ヲ取除ク可シ

郵便事務ヲ取扱フ各會社ノ爲メニハ其汽船ノ到ル可キ港內ニ於テ少クモ一個ノ定設繋泊標ヲ設ケ置キ成ル可ク該社ノ用ニ供ス可シ

第十七條

公設ノ燈船、浮標、或ハ礁標ニハ鏈、綱或ハ其他ノ物ヲ繫ク可ラズ又何等ノ船舶ノ船長ト雖ドモ右燈船、浮標或ハ礁標ニ乘掛ケ又ハ之ヲ毀損スルコトアラバ其修覆或ハ再設ノ爲メニ要スル所ノ費用ヲ償フ可シ

第十八條

本則ニ於テ「港長」ト稱スルハ其助役及ビ代理者ヲモ包含スルモノトシ「船長」ト稱スルハ貿易規則ニ於ルト同一ノ意義ヲ有スルモノトシ又「船舶」ト稱スルハ總テ西洋形ノ船舶ヲ指シ且裸船及ビ倉庫船ヲモ包含スルモノトス

第十九條

本則ヲ犯ス者ハ五圓ヨリ少カラズ五百圓ヨリ多カラザル罰金ニ處ス可キモノトス

第二十條

本則ノ個條中軍艦及ビ官船ニ適用ス可キモノハ第二條末項、第五條、第十一條、第十二條及ビ第十三條ニ限ル

第二十一條

地震若クハ其他ノ原因ニ由リ或ハ新規築港ニ由リ港内ノ模様ニ變動アルガ爲メ必要ナル場合ニ於テハ日本政府ハ本則中何レノ約款タリトモ之ヲ改正スルノ權ヲ有ス

會議錄附錄

明治二十年七月二十九日日本外務大臣より外國全權委員に送りし書柬

以書翰啓上候陳者下名者最近之會議席に於て皇帝陛下之政府は裁判管轄條約案に對し變更を發議せんことを欲する旨並に右發議之趣は不遠内各全權委員に御報道可申旨御告知申上候
右裁判管轄條約案は帝國内閣に於て精細審議の上之れに首要なる變更を加へ且つ更に解釋を附すること全く必要なりとのことに決定相成尙ほ帝國内閣に於て特に異見を抱き候は第五條の約款に於て日本之編成法典は之を外國政府の檢閲に供し其允諾を經べき趣有之處に候素より該條之文面にては右之如き語氣無之候得共爾後之に附したる解釋に據れば是れ即ち其眞主眼なりと内閣に於て判定相成候

是に因て內閣に於ては日本帝國之面目を維持するには先づ右法典を編成するに如かずと一同決定候何となれば此の如く法典完成相成時は右裁判管轄條約を以て示せる如く法典を各締盟國の檢閱に供するの必要無之事充分判然なるべしとの事に有之候

右之次第に付き下名者は政府の命に依り日本全權委員より法典編成之結果を本會に提出することを得るの日まで期日を定めず本會を延期することを尊重なる各全權委員に御告知申上候右法典編成の事業を以て行政及び法律に於て泰西に則らんとするの眞意は我政府の造次顚沛にも之に於てすることを徵彰致度候

此事業成就と帝國開通の兩事は密着して相離れざる事なれば本會の從事せる大事業之爲め各締盟國の厚意を以て此事業を翼讚あらんことを確信候右得貴意候　敬具

明治二十年七月二十九日東京に於て

井上　馨

各國公使閣下

條約改正關係日本外交文書　別册　譯文會議錄　終

條約改正關係
日本外交文書
會議錄

昭和二十三年十二月二十一日印刷
昭和二十三年十二月二十八日發行

定價　壹千參百圓

外務省調査局監修
日本學術振興會編纂

發行人　山形誠一

印刷人　中川二郎

港區芝南佐久間町一ノ七
印刷所　研文社

東京都千代田區丸ノ内二ノ十二
發行所　財團法人　日本國際連合協會
振替東京五五一八三
電話丸ノ内二〇五七

1948